国際金融・対外関係事項

1　国際会議声明等

11-1　アルシュ・サミット経済宣言（仮訳）

1989（平成元）年７月16日　パリ

1．我々主要先進７カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会委員長は、第15回年次経済サミットのため、パリで会合した。アルシュ・サミットは、1975年にランブイエで、また1982年にヴェルサイユで始められた一連のサミットに続き、サミットの新たな一巡の始まりとなる。1982年に開始された一連のサミットは、第二次世界大戦以後最も長期にわたる持続的な成長の時期の一つを経験した。これらサミットにおいては、効果的な協議が行われるとともに、新たなイニシアティブを打ち出し国際協力を強化する機会が得られた。

2．本年の世界経済情勢には、三つの主要な課題がある。

―均衡のとれた持続的成長を維持し、インフレを抑制し、雇用を創出し、また社会正義を増進するために必要とされる措置の選択と実施。これらの措置は、また、対外不均衡を調整し易くするとともに、国際的な貿易及び投資を促進し、開発途上国の経済情勢を改善するものでなければならない。

―開発途上国の発展及び世界経済への一層の統合。多くの開発途上国、特に健全な経済政策を実施している国においては、相当の前進が達成されている。他方、債務負担と根強い貧困の問題は、何億もの人々が影響を受ける自然災害によりしばしば困難の度を深めており、我々が引き続き連帯の精神をもって対処すべき深く懸念される問題である。

―将来の世代のために環境を保護する緊急の必要性。成層圏オゾン層の破壊、将来気候変動をもたらし得る二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの過剰排出等、我々の環境に対する深刻な脅威の存在が科学的研究により明らかになった。環境保護のためには、断固とした協調的な国際的対応を行なうこと及び持続可能な開発に根ざした政策を世界的規模で早急に採用することが要請される。

国際経済情勢

3．我々の経済の効率性と柔軟性を向上するための政策に重点を置くこと、及び協調的な努力と調整過程を強化することによって、成長が維持されてきた。中期的には、この期間に見られた活発な投資が、財とサービスの供給拡大への道を開くとともに、インフレの危険低減に力を貸すこととなろう。しかしながら、今後の見通しにおいて危険性がないということは決してない。

4．現在まで、各国政府及び通貨当局の協調的努力により、多くの国においてインフレの脅威は封じられてきた。しかし、引き続き警戒していく必要があり、インフレが最近上昇を示した国においては、これを下降に向かわせるべく確固たる政策的対応がとり続けられる。

5．対外不均衡の削減については一定の進展がみられたが、調整の勢いは最近目に見えて弱まってきた。協調して対外不均衡の調整を一層進展させることが必要である。

6．米国、カナダ及びイタリア等の財政及び経常収支の赤字を抱える国においては、財政赤字の一層の削減が必要である。財政赤字を削減するための行動がとられる。このことは、貯蓄・投資ギャップと対外不均衡の削減に寄与し、インフレの抑制に貢献し、また金利の低下を通じて為替レートの一層の安定を促進し得よう。

7．日本及びドイツ等の対外黒字を有する国は、引き続き、インフレなき内需の成長を促進し対外調整を助長するような、適切なマクロ経済政策と構造改革を追求すべきである。

8．我々の国全ては、世界経済の健全な発展について責任を共有する。中期的には、赤字国は、対外調整と輸出の増大を通じ世界

的な調整において重要な役割を果たさなければならず、また黒字国は、内需と輸入の増大のために好ましい状況をもたらす政策を通じ経済の世界的な拡大の持続に貢献しなければならない。

9．新興工業国・地域の台頭とこれらの国・地域との対話の開始を歓迎する。我々は、これらの国・地域の中で相当規模の黒字を有するものに対し、対外不均衡の調整並びに開放的な貿易及び決済制度に貢献するよう要請する。このため、これらの国・地域は、為替レートがその競争力を反映することができるようにし、ガット上のコミットメントを実施し、また貿易障壁を削減すべきである。

国際金融面での進展と協調

10. 我々諸国は、プラザ合意及びルーブル合意において、それぞれの経済の基礎的諸条件を改善し、それら基礎的諸条件に見合った為替レートの安定を促進するための監視と協調の政策を相互に補強し合う形で追求することに合意した。

　国内政策の一貫性とそれらの国際的な整合性を確保するため、経済政策の多角的監視と協調が進展してきた。用いられる手続きは、国際通貨基金（IMF）との協力により一層明確化され改善されている。

11. 協調プロセスは、世界経済の発展に積極的に貢献してきており、国際通貨制度の機能の改善にも大いに貢献してきた。為替市場においても引き続き協力が行われてきた。

　国際通貨制度の機能及び安定性を経済の基礎的諸条件に合致した形で改善するためのこのような協調的かつ柔軟なアプローチを引き続き行い、また適当な場合にはそれを発展させることが重要である。

　従って、我々は、大蔵大臣に対し、協調プロセス、為替市場における協力、及び国際通貨制度の機能を改善するためとり得る措置の検討を継続することを求める。

12. 我々は、国際通貨基金第９次増資の決議を本年末までに採択するために必要な作業を完了するとの決定を歓迎する。我々は、SDR配分の再開の問題が国際通貨基金理事会において依然検討中であることに留意する。

13. 欧州共同体においては、欧州通貨制度が相当程度の経済政策の一本化と通貨の安定に貢献してきた。

経済効率の改善

14. 我々は、我々の経済の非効率性を取り除くための措置を引き続き促進する。これらの非効率性は、経済活動の多くの側面に影響を及ぼし、潜在的な成長率と雇用創出の見通しを低下させ、マクロ経済政策の有効性を減少させ、対外調整過程を阻害する。この関連で、税制改革、金融市場の近代化、競争政策の強化、及びエネルギー、工業、農業等全ての部門における硬直性の減少が必要である。同時に、教育、職業訓練、運輸、及び流通制度の改善、並びに労働市場に一層の柔軟性と流動性を与え失業を減少させることを目指した一層の政策も必要である。欧州共同体においては、単一欧州議定書に盛られたプログラムの1992年末までの完了に向けた着実な進展が、経済の効率化に既に強い弾みを与えてきた。

15. 我々のいくつかの国における80年代の貯蓄の低下は懸念の材料となっている。この低下した貯蓄水準は、実質金利高を招き、もって成長の阻害要因となりうる。不十分な貯蓄と巨額の財政赤字は、大幅な対外赤字と関わっている。我々は、政策協調の枠組みの中で、貯蓄を奨励し、障害がある場合にはこれを除去するような政策を推奨する。

16. 金融活動は、ますます新たな手法により世界的な規模で行われている。インサイダー取引は金融市場の信頼性を阻害しうるが、我々諸国間でその規制は大きく異なっている。これらの規制は最近強化されてきたか、強化されつつある。国際協力が追求され強化されるべきである。

貿易問題

17. 世界貿易は昨年急速に拡大した。しかし、保護主義は依然として現実の脅威である。我々は、あらゆる形態の保護主義と闘う決意を強く再確認する。我々は、プンタ・デル・エステ宣言のスタンドスティル及びロールバックのコミットメントを履行する。これらコミットメントはとりわけガット及びその関連規定と相容れないあらゆる貿易

制限措置又は貿易歪曲措置の排除を求めている。我々は、改善されたガットの紛争処理手続の効果的な使用とその一層の改善のための交渉を促進させることに合意する。我々は、ガットの原則と多角的貿易体制の一体性を損なう如何なる差別的または独自の行動をも回避する。我々は、また、多角的貿易体制とウルグアイ・ラウンド交渉を害するおそれのあるユニラテラリズム、バイラテラリズム、セクター主義及び管理貿易への傾斜に反対することを誓約する。

18. 去る4月にジュネーブにて行われたウルグアイ・ラウンド貿易交渉委員会の交渉が成功し、もって中間レヴューが完了したことは、極めて重要な成果である。これは、短期的のみならず長期的に農業改革を追求することを含め、全ての分野における今後の作業のための明確な枠組みを設定している。サービス、貿易関連投資措置、及び知的所有権等のガットの規律に未だ十分に取り込まれていない重要な分野における実質的な交渉のための必要な枠組みも設定している。

開発途上国は、これらの交渉に積極的に参加しその成功に貢献した。全ての国は、可能な最大限の建設的な貢献を行うべきである。

我々は、1990年末までにウルグアイ・ラウンドを完了するため、一層の実質的な進展を図ることにつき完全なるコミットメントを表明する。

19. 我々は、カナダと米国の間の自由貿易協定の発効、及び欧州共同体と欧州自由貿易連合（EFTA）諸国との間の緊密な経済関係の強化のためのより最近のイニシアティブを、満足の意をもって留意する。我々は、これらの動きのみならず他の地域協力の進展が貿易創出的であり、かつ多角的な自由化プロセスに対し補完的であるべきであるとの政策を維持する。

20. 欧州共同体は、単一市場プログラムが貿易の諸側面において貿易創出的であり、かつ多角的な自由化プロセスに対し補完的であるべきであるとの強い決意を有する。

21. 我々は、貿易と援助を歪曲する輸出信用補助金に関する多数国間の規律強化に向けて進展があったことに、満足の意をもって留意する。この努力は、現行のガイドラインを、可能な限り早期に改善すべくOECDの関係部局において積極的に追求され、完了されなければならない。

開発の一般的問題

22. 開発は世界共通の課題である。我々は、世界貿易体制を開放的にし、開発途上国の構造調整を支持することによりそれらの国を支援する。我々は、また、一次産品への依存度の高い国における経済の多様化と技術移転や資本の流れにとって好ましい環境の醸成を勧奨する。

我々は、政府開発援助が引き続き重要であることを強調し、サミット参加国によるこの面での努力の増大を歓迎する。我々は、政府開発援助の将来の水準に関して国際機関により既に設定された諸目標に留意するとともに、開発のための全般的資金フローの重要性を強調する。

我々は、同時に、援助の質並びに被援助プロジェクト及びプログラムの評価の重要性を強調する。

23. 我々は、開発途上国に対し健全な経済政策を実施するよう求める。決定的に重要なことは、対内投資を誘引し成長と逃避資本の還流を促進するような財政・金融政策を採用することである。

24. 我々は、トロント経済宣言において特別の注意が払われたフィリピンに対する多国間援助構想が大幅に進展したことに、満足の意をもって留意する。

25. ユーゴースラヴィアの懸念される経済情勢に直面し、我々は、同国政府が二国間及び多数国間の支援を得られるような強力な経済改革計画を実施するよう勧奨する。

最貧国の状況

26. 国際通貨基金の構造調整ファシリティの拡充、最貧国及び重債務国のための世界銀行の特別援助プログラム、及びアフリカ開発基金の第5次増資は、いずれも調整プロセスに着手した国々に利益をもたらす重要な措置である。我々は、国際開発協会（IDA）の大幅な増資の重要性を強調する。

27. 我々が昨年トロントで要請したとおり、パリ・クラブは、1988年9月、最貧国の債

務返済支払いの大幅な削減の実施条件につき合意した。13カ国が既にこの決定の恩恵に浴している。

28. 我々は、借款の贈与への転換のためにとられた措置とともに開発援助におけるグラント・エレメントの増大を歓迎し、このための一層の措置を要請する。債務繰り延べと同様に開発援助の弾力化が必要とされる。

29. 我々は、1990年にパリで開催される予定の後発開発途上国に関する次回の国際連合会議の準備が効率的かつ成功裡に進められることを大いに重視する。

重債務国に対する債務戦略強化

30. 我々の債務問題に対するアプローチは既に顕著な成功を収めているが、深刻な課題が今なお存在している。即ち、多くの国において、債務返済額の対輸出額比率は依然として高い水準に留まり、成長を促進するための投資に必要な資金が欠乏し、また資本逃避が重要な問題となっている。投資環境の改善は、過度の債務を伴うことなく持続可能な水準の成長を達成するための努力の枢要な部分でなければならない。これらの面で現在の状況を改善し得るか否かは、とりわけ債務国における持続的かつ効果的な調整政策に依存している。

31. 我々は、これらの課題に取り組むに当たって強化された債務戦略に強くコミットしている。この戦略は、ケース・バイ・ケースを基本とし、以下の行動に依拠している。

—債務国は、国際通貨基金と世界銀行の支援を得て、貯蓄を活用し、投資を刺激し、また逃避資本を還流させることを特に目的とした健全な経済政策を実施すべきである。

—民間銀行は、新規貸付を補完するものとして、自発的で市場原理に基づいた債務削減及び利払い軽減策にますます重点を置くべきである。

—国際通貨基金と世界銀行は、政策調整融資の一部を区分して扱うことにより、大幅な債務削減を支援しよう。

—限定的な利払い支援は、大幅な債務削減及び利払い軽減を伴う取引に対し、国際通貨基金と世界銀行の追加的融資を通じ行なわれる。このため、特別勘定の利用が合意されている。

—パリ・クラブにおける債務繰り延べの継続及び輸出信用機関の柔軟な対応。

—中期的なマクロ経済及び構造調整計画を支援し、輸出の不足と対外的な衝撃の悪影響を埋め合わせるための国際開発金融機関の機能の拡充。

32. この戦略の枠組みの中で、

—我々は、債務削減及び利払い軽減を促進するため適切な資金を供与するとの上記の二つの機関が行った最近の決定を歓迎する。

—我々は、債務国に対し、これら二つのブレトンウッズ機関によって定められた指針に沿った債務削減及び利払い軽減につながりうる強力な経済改革計画の策定を早急に進めるよう要請する。

—我々は、民間銀行に対し、債務国との交渉において現実的かつ建設的アプローチをとるとともに、債務削減、利払い軽減、及び新規資金を含む金融パッケージにつき合意を結ぶよう早急に行動することを要請する。我々は、公的債権者が民間債権者の代替となるべきでないことを強調する。我々の政府は、債務削減及び利払い軽減に対する不必要な障害を除去するため、適切な場合には、税制、銀行規制及び会計慣行につき考慮する用意がある。

環境

33. 地球生態系の均衡をより良く保全する必要性につき世界中で認識が高まっている。このことは将来気象変化をもたらし得る大気への深刻な脅威を含んでいる。我々は、大気、湖沼、河川、海洋における汚染の増大、酸性雨、危険物質及び急速な砂漠化と森林減少に対し重大な懸念をもって留意する。このような環境の悪化は、種の存在を危険に晒し、個人及び社会の福祉を損なう。

地球生態系の均衡を理解し保護するための断固たる行動が緊急に必要とされる。我々は、共有する経済的、社会的諸目的を満たし将来の世代に対する義務を履行するために、健康的で均衡のとれた地球環境の保全という共通の目標を達成するための協力を行う。

34. 我々は、環境問題に関する科学的研究に一層の弾みを与え、必要な技術を開発し、環境政策の経済的な費用と効果につき明確な評価を行うよう全ての国に対し要請する。

これらの問題のいくつかについて不確実性が残っているからといって、我々の行動が不当に遅延されてはならない。

この関連で、我々は全ての国に対し、地球的規模で観測とモニターを強化するため力を合わせるよう求める。

35. 我々は、汚染を減らし代替策を提供するために技術及び技術移転の分野における国際協力も強化する必要があると考える。

36. 我々は、汚染を発生源で防止し、廃棄物を出来る限り少なくし、省エネルギーを実施し、また費用対効果の優れたクリーン・テクノロジーを設計し市場化する上で、産業界が枢要な役割を担っていると考える。農業部門も、水質汚染、土壌浸食及び砂漠化等の問題への取組みに貢献しなければならない。

37. 環境保護は、貿易、開発、エネルギー、運輸、農業及び経済計画等の問題と不可分である。従って、経済上の決定を行うにあたっては、環境に対する考慮が払われなければならない。実際、優れた経済政策と優れた環境政策は、相互に補強しあうものである。

我々は、持続可能な開発を達成するため、経済成長と開発が環境保護と両立することを確保する。環境保護及び関連投資は経済成長に貢献すべきである。この点に関し、技術によるブレークスルーのための努力を強化することが、経済成長と環境政策を調和させる上で重要である。

環境保護の費用、便益及び資源面への影響につき明確な評価を行うことは、可能な場合には天然資源全体の価値を反映させつつ、各国政府が、価格面での信号（例えば税金や政府支出）と規制措置を如何に組み合わせるかについて必要な決定を行う上で役立つこととなろう。

我々は、世界銀行及び地域開発銀行がその活動の中に環境的考慮を統合するよう奨励する。OECD、国際連合及びその関連機関等の国際機関は、環境の質を向上させるため、各国政府による適切な経済措置の評価に資する分析技術を更に発展させることが求められる。我々は、OECDに対し、環境と経済上の決定との統合に関する作業を通じて選択的な環境指標を如何にして開発し得るか検討するよう求める。我々は、1992年の環境と開発に関する国際連合会議が地球環境保護に一層の弾みを与えることを期待する。

38. 開発途上国が過去の損傷に対処することを支援し、環境の観点から好ましい行動をとることを奨励するため、援助の仕組みと特定の技術移転を経済的インセンティブに含めることもできよう。特定の場合には、政府開発援助の債務帳消し及び債務・環境スワップが環境保護において有用な役割を果たし得る。

我々は、また、開発途上国がその経済成長を持続させることにつき有する関心と必要性、及び環境面の課題を満たす上で必要な財政的、技術的要請について配慮することが必要である点を強調する。

39. 成層圏オゾン層の破壊は緊急課題であり、迅速な行動を必要とする。

我々は、モントリオール議定書にとりあげられているフロンの生産及び消費を可能な限り早期に、遅くとも今世紀末までに全廃することに関するヘルシンキ会議の結論を歓迎する。モントリオール議定書でとりあげられていないオゾン層破壊物質に対しても特段の注意が向けられなければならない。我々は、適当な代替物質や代替技術の開発と利用を推進する。フロン代替物質計画が一層重視されるべきである。

40. 我々は、気候変動をもたらす惧れがあり、環境を脅かし、究極的には経済をも脅かす二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出を抑制するための共通の努力を強く支持する。我々は、この問題に関し気候変動政府間パネルにより行なわれている作業を強力に支持する。

我々は、温室効果ガス観測所の世界的ネットワークを強化し、気候変動を探知するための地球規模の気象学的情報ネットワークを設置しようという世界気象機関（WMO）のイニシアティブを支持する必

要がある。

41. 我々は、エネルギー効率の一層の向上がこれらの目標に大きな貢献をなしうることにつき意見の一致を見ている。我々は、関係国際金融機関に対し、省エネルギー、より広く言えばあらゆる種類のエネルギーの使用効率を向上させ、関連する手法及び技術を促進させるための経済措置を含む措置を奨励するよう要請する。

　我々は、原子力発電所において最も高い安全基準を維持すること、及び発電所の安全な操業と廃棄物の管理に関する国際協力を強化することにコミットしており、原子力発電が温室効果ガス排出を制限する上で重要な役割を果たすことを認識する。

42. 森林減少もまた大気に害を及ぼしており、こうした動きは逆転されなければならない。我々は、世界の森林の規模を保全すべく持続可能な森林経営慣行の採用を呼び掛ける。関係国際機関に対し、1990年までに世界の森林の状態に関する報告を完成するよう求める。

43. 熱帯林の保全は、世界全体にとり急務となっている。我々は、開発途上国が自らの天然資源を利用する上での主権を認めつつ、熱帯林の持続可能な利用を通じて、そこに存在する全ての種と土地及びその他の資源に対する地域社会の伝統的権利を保護することを促進する。我々は、この分野における前進の基礎としてドイツのイニシアティブを歓迎する。

　この目的のため我々は、国際連合食糧農業機関（FAO）の枠組みの下で1986年に採択された熱帯林行動計画の早急な実施を強く支持する。我々は、国際熱帯木材機関（ITTO）で一致団結している消費国と生産国の双方に対し、森林の一層の保全を確保するため力を合わせるよう呼び掛ける。我々は、熱帯林を有する国の努力を、資金面及び技術協力を通じ、国際機関において支援する用意があることを表明する。

44. 温帯林、湖沼及び河川は、二酸化硫黄及び窒素酸化物等の酸性汚染物質による影響から保護されなければならない。このため、二国間及び多数国間の努力を積極的に推進することが必要である。

45. 大気保全に関連する問題は複雑さを増しており、革新的解決を必要とする。このための新たな方策が考えられ得る。我々は、気候変動に関する一般原則或いは指針を定める枠組み又は包括的条約の締結が、国際社会による努力を結集しかつ合理化するために早急に求められていると考える。我々は、気候変動政府間パネルの作業及びその他の国際会議の成果を利用しつつ世界気象機関との協力の下に国際連合環境計画（UNEP）が行なっている作業を歓迎する。科学的根拠により必要とされ、また許容される場合には、具体的責務を盛り込んだ特定の議定書をこの枠組みの中に組み込むこともできよう。

46. 我々は、海洋を汚染廃棄物の投棄場所として無秩序に使用することを強く非難する。沿岸海域の悪化は特に問題である。海洋環境の持続的管理を確保するために、我々は海洋環境を保全し、その生物資源を保存するための国際協力の重要性を認識する。我々は、世界の海洋の現状についての報告を準備するよう国際連合の関係機関に要請する。

　我々は、海洋の油濁の影響を抑制、軽減する上で各国、各地域及び全世界の能力が向上すべきであるとの関心を表明する。我々は、全ての国に対し、最新のモニター及び浄化技術をより効果的に利用するよう要請する。我々は、全ての国に対し、海洋の油濁防止に関する国際条約への加盟及びその完全な履行を求める。我々は、また、国際海事機関（IMO）が一層の防止活動のための案を提示するよう求める。

47. 我々は、環境に関する既存の規則の完全な履行を確保することにコミットしている。この点に関し、我々は、既存規則の要約を作成することの必要性につき検討するとともに国際的なレベルで環境の法的側面に関して詳細な検討を行うため、学者、科学者、政府関係者の参加を得て、環境に係る国際法に関するフォーラムを1990年に主催するとのイタリア政府のイニシアティブに関心をもって留意する。

48. 我々は、既存の環境機関が国際連合体制の下で強化されることを提唱する。特に、

国際連合環境計画は、その強化と財政的支援の拡充を緊急に必要としている。我々のうち何人かは、国際連合に新たな機関を設立することも考慮に値しうるということにつき合意した。

49. 我々は、ブラッセルで開催され、「人間による自然の管理」との概念に基づく環境倫理の普遍的規範の詳細を検討した生命倫理に関する第6回会合の報告に留意した。

50. 世界で最も貧しくかつ最も人口稠密な国の一つであるバングラデシュが、破壊的な大洪水により定期的に大きな被害を受けていることは、国際的な関心事である。

我々は、この重要な問題に対する、技術的、財政的、経済的かつ環境的に健全な解決策を見い出すため、バングラデシュ政府を支援し、国際社会による効果的かつ協調的な行動をとる緊急の必要性を強調する。我々は、このような精神のもとで、既に供与された支援を考慮しつつ、フランス、日本、米国、及び国際連合開発計画（UNDP）により開始され、我々全ての国の専門家により精査された洪水対策に関する各種研究に留意する。我々は、これらの研究を受けて、洪水の影響の軽減に真の改善をもたらすための確固たる基礎を確立すべく、国際社会の努力を調整することにつき世界銀行が合意したことを歓迎する。我々は、また、このような計画に積極的に加わる意思のある国々が参加してバングラデシュ政府の主催により今年末までに英国で開催される会合において世界銀行が議長を務めることを承諾したことを歓迎する。

51. 我々は、急速に悪化しつつある脆弱な乾燥地帯における状況の変化をモニターする必要性に応えたサハラ地域観測所設置共同計画のような計画に、政治的支援を与える。

麻薬問題

52. 麻薬問題は、危機的なまでの状況に達した。我々は、国内的及び国際的に断固たる行動をとる緊急の必要性を強調する。我々は、全ての国、特に麻薬の生産、取引き及び消費の多い国に対して、麻薬生産に反対し、需要を削減し、更に麻薬取引自体及びその利益の洗浄に対する闘いを進めている我々の努力に加わるよう要請する。

53. 従って、我々は、関係フォーラムにおいて次の措置をとることを決意する。

—麻薬生産国における不法栽培の転換のための二国間及び国際連合の計画に一層の重点を置くこと。国際連合麻薬乱用統制基金（UNFDAC）並びにその他の国際連合及び多数国間機関を支持し、強化し、また一層実効的なものとしなければならない。このような努力には、麻薬栽培及び取引を阻止するための効果的計画の実施のための特別な支援と開発・技術援助が含まれうる。

—不法な生産または取引の取締りを求めている生産国の努力を支持する。

—麻薬との闘いにおける国際連合の役割を、資金の拡充及びその活動の実効性向上を通じ強化すること。

—麻薬中毒の防止及び麻薬中毒者の更生に関する情報交換を強化すること。

—1990年に予定されているコカイン及び麻薬の需要削減に関する国際会議を支持すること。

—これらの問題に関する協力的かつ相互的援助の効率を向上させること。その第一歩は、麻薬及び向精神薬の不法取引に関するウィーン条約に速やかに加盟し、これを批准し、また履行すること。

—更に二国間または多数国間取極を締結し、適当な場合には、麻薬犯罪による利益を特定し、追跡し、凍結し、差押え、及び没収することを容易にするための措置等のイニシアティブとそのための協力を支援すること。

—サミット参加国及びこれらの問題に関心を有するその他の諸国からなる金融活動作業グループを招集すること。その権能は、銀行制度と金融機関を資金の洗浄のために利用することを防止するために既にとられた協力の成果を評価すること、及び多数国間の司法面での協力を強化するための法令制度の適合等のこの分野における追加的予防努力を検討することである。この作業グループの第1回会合はフランスにより招集され、その報告は1990年4月までに完成される。

エイズに対する国際協力

54. 我々は、ヴェネチア・サミット（1987年6月）で決定され1989年5月にパリで開催されたエイズに関する国際倫理委員会の創設に留意する。同委員会には、サミット諸国と他の欧州共同体の加盟国が会合し、世界保健機構（WHO）が積極的に参加した。

55. 我々は、多くの元首、首相及び諸機関の長から寄せられた意見に留意し、これらを関心をもって検討する。

次回サミット

56. 我々は、来年米国で会合することについての米国大統領の招待を受諾した。

（出所）『第14回大蔵省国際金融局年報　平成2年版』（平成2年11月30日）265–272ページ

11–2　ヒューストン・サミット経済宣言（仮訳）

1990(平成2)年7月11日　ヒューストン

1．我々主要先進民主主義7カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会委員長は、年次経済サミットのためヒューストンで会合し、世界の随所に見られる民主主義の再生を祝福した。我々は、多党制民主主義の広まり、自由選挙の実施、表現及び集会の自由、人権尊重の高まり、法の支配並びに開放的で競争的な経済の原則についての認識の高まりを全面的に歓迎する。これらの出来事は、人類の奪うことのできない権利、即ち人々が自由に選択する時、人々は自由を選択するということを高らかに宣明している。

2．欧州において起きている深遠な変革は、他の地域における民主化への進展と相挨って、個々人が専制や抑圧から逃れ、経済的及び政治上の願望を実現する機会のより多い世界に向け大きな希望を与えるものである。

3．我々は、自由と経済繁栄とが密接に結びつき相互に補強し合うものであることを十分承知している。持続可能な経済繁栄は、競争による刺激と企業的精神の奨励、即ち、個々人の創意工夫に対する誘因、基本的人権が保護されている意欲ある熟練労働者、健全な通貨制度、開放的な国際貿易・決済制度並びに将来世代のための環境保全に依拠する。

4．我々は、世界各地で、他の国の人々が経済繁栄と政治的自由とを達成し維持することを援助する決意である。我々は、我々の経験、資源及び善意を通じ彼らの努力を支援する。

国際経済情勢

5．近年、健全なマクロ経済政策と経済の一層の効率化を通じて世界経済の強化促進に大幅な進展が見られた。8年目に入った我々の経済の拡大は、国際貿易が急速に成長する過程で、顕著な所得拡大と雇用創出を支えてきた。しかしながら、多くの国で失業が高い水準にとどまっている。インフレは、1980年代初期に比べ相当低いとは言え、いくつかの国では深刻な懸念材料であり、引き続き警戒を要する。対外不均衡は、米国及び日本では縮減されたが、他の国では拡大した。対外不均衡を引き続き調整することは、保護主義圧力を抑え、金融・為替市場における不確実性を軽減し、金利への圧力を回避するための優先課題である。国内の健全なマクロ経済政策は、各国の状況により異なるものの、一層の対外調整に大幅に貢献する。

6．開発途上地域においては、1980年代後半の経験は様々であった。いくつかの経済は、特に東アジアにおいて、継続的に目覚ましい国内成長率を達成してきた。他の多くの開発途上国経済は、停滞ないし後退した。にもかかわらず、経済調整及び市場指向的政策を実施するための真剣な努力が、いくつかの国では新たな指導者の下で、良好な成果を生じ始めており、このような努力は今後も継続されるべきである。

国際金融面での進展と政策協調

7．サミット諸国は、経済の相互依存が進展する時期に、市場指向的政策の必要性及び健全な国内財政・金融政策の重要性についての共通の評価に基づき協調プロセスを進展させた。このプロセスは、為替市場における協力を含む経済政策の多角的監視と緊密な協調に注意を集中することにより、世界経済のパフォーマンスの強化と為替レー

トの一層の安定に重要な貢献を行った。国際通貨制度の機能を改善しその安定に貢献するため、このような協調的で柔軟なアプローチを継続し、また、適当と認められる場合には、これを強化することが重要である。

8．現在の経済成長をすべての国に恩恵をもたらすよう持続するため、各国は健全な政策を追求しなければならない。生産能力の拡大を伴う均衡のとれた需要の拡大が鍵であり、対外不均衡及び構造的硬直性は改める必要がある。物価上昇圧力には引き続き警戒が必要である。

9．経常収支の巨額の赤字を抱える国は、財政赤字の削減により調整プロセスに貢献するとともに、民間貯蓄を助長し競争力を強めるための構造改革を実施すべきである。

10. 大幅な対外収支の黒字を有する国は、成長と調整の基礎となる諸条件を改善し貯蓄との対比で投資の増大を図るための構造改革を伴った、国内需要のインフレなき成長を維持することにより調整プロセスに貢献すべきである。

11. 世界全体としての投資需要は、特に中欧・東欧及び市場改革を実施中の開発途上国、更には一部先進国において先々拡大すると見込まれる。このような需要に応えるため、先進国、開発途上国は等しく、貯蓄を促進し負の貯蓄を抑制すべきである。

12. 中欧・東欧経済の市場指向的構造調整は、これら経済の成長を刺激し世界経済への統合を促進する。我々は、これらの変化を支持し、このような困難な変革が世界の成長と安定に貢献することを確保するよう努める。

13. 欧州共同体においては、欧州通貨制度が高度の経済の統合と安定を導いている。我々は、経済・通貨統合に関する政府間会議の発足に関する欧州共同体の決定及び経済・通貨統合の第一段階に留意する。この第一段階の間に経済・通貨政策の一層の監視及び協調を行うことは、インフレなき成長及びより強固な国際経済体制の実現に資する。

14. 我々は、差別的制約のない、完全な主権を有する民主的な統一ドイツ実現の見通しを歓迎する。ドイツの経済・通貨・社会同盟は、インフレなき世界経済の成長及び対外不均衡の縮小に貢献する。このプロセスは、中欧・東欧における好ましい経済発展を促進する。

15. 我々は、国際通貨基金（IMF）加盟国に対し、第９次増資の下でクォータを50％増加し、債務履行遅滞国対策を強化するとのIMF合意を実施するよう求める。

経済効率化のための施策

16. 経済効率向上のための改革によるマクロ経済政策の補完が過去２～３年間に相当進展を見せた。我々は、欧州共同体における域内市場実現に向けた進展、並びに構造的硬直性を減少させるために継続されている北米及び日本の努力を歓迎する。それでもなお、我々は、小売業、電気通信、運輸、労働市場及び金融市場のような分野で規制の改革と自由化を進めるとともに、産業及び農業の補助金を削減し、税制を改善し、教育と訓練を通じ労働力の技能を向上させるための一層の措置が幅広く必要であることを強調する。

17. 我々は、構造政策における課題と選択肢を明らかにした経済協力開発機構（OECD）の多大の貢献を歓迎する。我々は、OECDに対し、監視と審査の手続きを強化し、その作業を運営面で一層効果的なものとする方法を見出すよう奨励する。

国際貿易体制

18. 開放的な世界貿易体制は、経済の繁栄にとって決定的に重要である。強化されたガット（関税と貿易に関する一般協定）は、貿易の拡大、並びに中欧・東欧及び開発途上国の世界経済へのより完全な統合に安定的な枠組みを提供するために不可欠である。我々は、あらゆる形態の保護主義を拒絶する。

19. ウルグアイ・ラウンドの結果が成功を収めることは、国際経済の最優先課題である。したがって、我々は、本年末までにウルグアイ・ラウンドのすべての分野で大幅かつ実質的な成果を達成するために必要な、困難な政治的決定を行う決意であることを強調する。我々は、交渉担当者に対し、貿易交渉委員会７月会合までに進展を得るよう、

特に最終パッケージの輪郭すべてに合意するよう指示する。

20. 我々は、交渉の重要な基本目標、即ち、農業政策の改革、市場アクセス改善のための実質的かつ均衡のとれたパッケージ、強化された多角的規則及び規律、サービス、貿易関連投資措置及び知的所有権の新分野のガットの枠内への包摂、並びに開発途上国の国際貿易体制への統合に対する我々の強い支持を確認する。

21. 農業に関しては、農業政策改革の長期目標の達成が、農業物貿易の一層の自由化を可能とするために極めて重要である。供給過剰の原因となりがちな農業政策はコストが高いことを経験は示している。農業に関するガット交渉の成果により、需要と供給のより良い均衡がもたらされ、農業政策が国際市場の効果的な機能を阻害しないよう確保されるべきである。したがって、我々は改革の長期目標、即ち、市場のシグナルが農業生産に影響を与えるようにすること、及び公正で市場指向的な農業貿易体制を構築することに対するコミットメントを再確認する。

22. こうした目標の達成は、我々それぞれが国内制度、市場アクセス及び輸出補助金にわたる支持と保護の相当程度の漸進的削減を行うとともに、検疫及び衛生措置を規律する規則を策定することを必要とする。農業支持の制度が各国間で様々であるのは、農業の社会的及び経済的条件の違いを反映している。それゆえ、農業交渉は、一つの共通の計測手法を含み、すべての国の間で衡平な形でなされたコミットメントにつき規定し、食糧安全保障についての関心を考慮する枠組みの中で行われるべきである。この枠組みは、参加国が、共通の計測手段の適切な使用又は他の方法により、内国支持を削減するのみならず、関連した形で輸出補助金及び輸入保護をも削減するとの具体的な保証を含まねばならない。

23. 貿易交渉委員会の７月会合の時までにこのような枠組みにつき合意することは、ウルグアイ・ラウンド全体としての成功裡の終結にとり決定的に重要である。よって、我々は、我々各国の交渉担当者に対し、交渉を強化する手段として農業交渉グループ議長により提出された案文を推す。我々は、高度の個人的な関与を維持するとともに、本交渉の結果が成功を収めることを確保するために必要な政治的リーダーシップを発揮する所存である。

24. 市場アクセスに関する交渉は、実質的かつ均衡のとれた措置のパッケージを達成すべきである。繊維に関しては、明確な日程に従って、貿易障壁を漸進的に除去すること並びに強化されたガット規則及び規律に基づいてガットに統合することを通じて、繊維・衣料分野を自由化することを目標とする。

25. 多角的規則と規律に関する交渉は、セーフガード、国際収支理由に基づく輸入制限、原産地規則、ダンピング及びアンチ・ダンピング措置に関する改訂された規律などの分野でガット規制を強化すべきである。補助金に関しては、貿易の歪曲、補助金競争及び貿易摩擦を回避すべく国内補助金を効果的に規律する規則が必要とされる。改善された規律は、相殺措置が貿易に対する障壁とならないよう相殺措置についても適用されなければならない。

26. 新分野に関しては、いかなる分野もアプリオリに除外されることのない契約関係に基づき実施可能なサービス貿易自由化の規則の枠組み、貿易関連投資措置の貿易歪曲効果を削減するための合意、並びにすべての知的所有権の基準及び効果的執行を規定する合意を含め、ガットの枠組みの中に新たな規則と手続きを策定することが目的である。

27. ウルグアイ・ラウンドの成功は、先進国及び開発途上国の双方にとり不可欠である。我々は、ラウンドへの開発途上国の可能な限り広範な参加とこれら諸国の多角的貿易体制への一層の統合を目指す。この目的を達成するため、先進国は、すべての分野において一層の多角的規律を受入れ、繊維と衣料、熱帯産品、農業などの途上国の関心分野での市場アクセスの改善を提示する用意がある。

28. 開発途上国側としては、関税を大幅に引下げ、譲許された関税の比率を高め、国際

収支の困難を理由に実施される措置を含むすべての形態の例外に関し均衡のとれた実効性のある抑制を行うことに同意し、新分野における合意に意味のある参加をすべきである。一部の開発途上国、特に後発開発途上国は、より長い経過期間またはケース・バイ・ケースの他の経過措置を必要とするかもしれないが、最終結果は、すべてのガット締約国に適用可能な単一多国間規則であるべきである。

29. 我々がこれらすべての分野で目指す広範な実質的成果は、多角的貿易体制の制度的な枠組みを一層強化するとのコミットメントを必要とする。この関連で、国際貿易機関の考え方は、ウルグアイ・ラウンドの終結時に検討されるべきである。我々は、また、交渉成果を効果的に実施するために紛争処理手続きを改善する必要がある。このことは、多角的なルールの下でのみ行動するとのコミットメントに繋がる。

直接投資

30. 投資の自由な流れは、開放的な国際貿易体制を補完することにより世界の繁栄を増進する。特に、外国からの直接投資は、開発途上国及び中欧・東欧諸国の経済の構造調整を助長し、雇用を創出し、生活水準を向上させ得る。

31. したがって、すべての国は、投資に対する障壁を低減するよう努めるとともに、投資を抑制したり差別したりするような保護主義圧力に抵抗すべきである。OECD及びガットは、投資の自由化を引き続き推進すべきである。国際開発金融機関及びIMFは、中欧・東欧及び開発途上国に対するプログラムにおいて投資の自由化措置を求めるべきである。

輸出信用

32. 我々は、貿易及び援助を歪曲する輸出信用補助金に対する多数国間の規律を強化するための均衡のとれた措置のパッケージについて現在OECDで行われている重要な交渉を歓迎する。このパッケージは1991年春までに作成されることとなっているが、改善された規律と透明性を通じて、公的に支持された輸出信用及び援助信用の利用に起因する歪みを相当程度削減すべきである。中欧・東欧諸国への資金の流れに貿易の歪曲を持ち込むことを回避することも重要である。

中欧・東欧における改革

33. 我々は、中欧・東欧で進行中の政治・経済改革を歓迎する。ボンにおける最近の欧州安全保障協力会議（CSCE）において、また、欧州復興開発銀行（EBRD）設立の合意により、これら地域からの参加国は市場経済を支える基本原理を受け入れた。しかしながら、経済・政治改革実施の度合は国により大きく異なる。いくつかの国は、自国の経済を安定させ市場経済への移行期間を短縮するための思いきった困難な措置をとった。

34. 我々及び他の諸国は、経済・政治改革に強力にコミットしている中欧・東欧諸国を支援すべきである。支援国は、そのような改革を実施する諸国を優遇すべきである。

35. 外国からの民間投資は、中欧・東欧の発展にとり決定的に重要である。資金は、市場が開放され投資環境の良好な国へ流れる。自国経済を開放しつつある中欧・東欧の国にとっては、自らの輸出品のアクセスが改善されることも重要となる。西側各国政府は、貿易及び投資協定の締結を含む様々な措置によってこうした過程を支援することができる。輸出規制を緩和するとの最近のココムによる決定は前向きな措置である。

36. 我々は、アルシュ・サミットで開始されたポーランド及びハンガリー両国に対する支援に関するG24による調整に関しEC委員会が行った作業を評価する。この作業は、これら両国が市場原理に基づく自立的成長の基礎を築くことに大きく貢献した。我々は、支援の調整をユーゴースラヴィアを含め民主主義が生まれつつある他の中欧・東欧諸国に拡大するとのG24の決定を歓迎する。

37. 我々は、これらの諸国がその環境を改善する上で大きな問題に直面していることを認識する。中欧・東欧諸国がこれらの環境問題に対処するために必要な政策とインフラストラクチャーを整備することを支援することが重要となろう。

38. 我々は、また、同地域の経済の発展と安

定に積極的に貢献する運輸、環境などの分野における最近の域内協力構想を歓迎する。

39. 我々は、新しい欧州復興開発銀行がこれらの諸国への投資を促進する上で鍵となる役割を果たし、市場経済への秩序ある移行及び民主主義の健全な基盤に貢献するものと期待する。我々は、同銀行の早期発効を要請する。

40. OECDの「移行する欧州経済に対する協力センター」は、欧州安全保障協力会議ボン経済会合のOECDによるフォロー・アップ作業と同様、改革を促進するとともに、これら諸国とOECDとの関係を強化する。

41. 我々は、政治・経済改革にコミットしている中欧・東欧諸国とのより緊密な関係を検討するようOECDに対し勧奨する。

ソ連

42. 我々は、ソ連における状況につき討議し、ゴルバチョフ・ソ連大統領がその経済計画に関し数日前に我々に送付したメッセージにつき意見を交換した。我々は、自由化し、より開放的、民主的かつ多元的なソ連社会を創出し、市場指向型経済へ移行するためにソ連で行われている努力を歓迎する。これらの措置は我々の支持に値する。ペレストロイカの成功は、これらの改革努力の断固たる追求と進展にかかっている。特に、我々は、継続的な経済対話に関するゴルバチョフ大統領の提案を歓迎する。

43. 我々すべては、これらの改革努力への支援を独自に及び共同で開始した。我々すべては、ソ連の市場指向型経済への移行及びその資源の活用を支援するため、技術的支援が現在提供されるべきであると考える。いくつかの国は、既に多額の融資を提供する立場にある。

44. 我々は、また、ソ連が市場指向型経済に向けたより大胆な措置を導入し、多くの資源を軍需部門から移転し、地域紛争を助長している国家への支援を削減するとの一層の決定を行うことは、いずれも有意義かつ持続的な経済援助の可能性を高めるであろうことにつき一致した。

45. 我々は、欧州理事会が６月26日ダブリンで行った決定に留意した。我々は、IMF、世界銀行、OECD及び指名を受けた欧州復興開発銀行総裁に対し、欧州共同体委員会と緊密に協議しつつソ連経済に関する詳細な調査を実施し、その改革に関する勧告を行い、西側の経済援助がこれらの改革を効果的に支援し得る基準を確立するよう要請することに合意した。この作業は年末までに完成され、IMFが会合を招集する。

46. 我々は、北方領土に関するソ連との紛争の平和的な解決が日本政府にとり有する重要性に留意した。

47. 主催国政府は、ヒューストン・サミットの結果をソ連に伝達する。

開発途上国

48. 我々は、開発途上地域への我々のコミットメントが、改革を実行している中欧・東欧諸国への支援により弱められないことを改めて表明する。開発途上国のうちで最も貧しい国々に対し引き続き特別の注意を向けねばならない。昨年12月に合意された国際開発協会（IDA）の116億SDRの増資は、これら諸国が必要としている資金を提供するとともに、環境考慮の開発融資への統合を画するものである。

49. 先進工業国は、開発途上国の長期的発展に多大の貢献をなし得る。我々は、経済成長及び物価の安定を維持することにより、開発途上地域に安定的かつ拡大する市場及び資金源を提供できる。我々は、真の政治・経済改革を実行している開発途上国に資金・技術支援を行うことにより、これらの諸国で進行中の自由化を促進できる。先進国は、援助効率を高めることを含め、開発途上国に対する開発援助及びその他の形態の支援を強化する努力を継続すべきである。

50. 開発途上地域においては、安定したマクロ経済の枠組み、一層の競争を推進する分野別改革及び市場開放により成長を促進し得るとの認識がますます受け入れられつつある。開放された民主的かつ責任ある政治体制は、市場指向型経済を有効かつ公平に運営する上で重要な要素である。

51. 知的所有権の保護並びに透明かつ公平な投資規則及び内外の投資家に対する平等な取扱いを含む投資制度の自由化によって、良好な投資環境整備に対する重要な貢献が

可能である。

52. 米国大統領により発表された最近の中南米支援構想は、ラテン・アメリカ及びカリブ地域の市場指向的政策を支援し奨励しよう。我々は、このような米国の努力が同地域にとって大きな可能性を有するとともに、貿易の振興、開放的な投資制度、米国の譲許的な二国間の債務の削減及び債務の株式化・環境スワップの利用を通じてこの地域における持続的成長の見通しの改善に役立つものと信じる。

53. 多くの国において、人口増加率が資源の増加と一定の合理的な均衡を保つことが持続的開発のために必要である。こうした均衡維持のための開発途上国の努力を支援することは優先課題である。女性の教育機会を改善し経済への一層の統合を図ることは、人口安定化プログラムに対する重要な貢献をなし得る。

54. 地中海沿岸地域において現在進行中の経済的統合の計画は、奨励と支持に値する。

第三世界の債務

55. この１年間に新債務戦略の下で顕著な進展が見られたが、このことは多くの債務国において将来の成長にとり不可欠な経済改革を継続する決意を新たにさせた。特に、チリ、コスタリカ、メキシコ、モロッコ、フィリピン及びヴェネズエラと商業銀行との間の最近の合意は、大幅な債務削減及び利払い軽減を含む。IMF及び世界銀行とともに日本は、債務削減及び利払い軽減に対する重要な金融的支援を与えている。パリ・クラブは、IMFに支援された改革と融資の中期的な計画を支援するため、とりわけ債務の多年度繰延べと債務返済期間の長期化を通じ、適当な構造調整合意を提供することに同意した。債務国の改革努力と商業銀行の債務削減とは、相俟って、特にメキシコに対する新規投資と逃避資本還流との双方に明白に示されるように、債務国経済の信用に顕著な影響を与えた。

56. これらの措置は、ケース・バイ・ケースによる債務戦略の主要な新機軸であり、深刻な債務支払いの問題を抱えつつ経済調整政策を実施しているすべての債務国にとって利用可能である。

57. 債務国によるIMF及び世界銀行との強力な経済改革計画の採用は、引き続き債務戦略の核心であり、債務削減及び利払いの軽減のための商業銀行の金融パッケージの前提である。債務国が経済回復の維持を図るために貯蓄を活用し新規投資と逃避資本還流とを奨励する措置を採用することが決定的に重要である。この関連で、ラテン・アメリカの投資改革と環境とを支援する最近の米国の中南米支援構想に対し、大蔵大臣により注意深い考慮が払われる必要がある。

58. 商業銀行は、思い切った改革を実施している国に対し、債務削減、利払い軽減及び新規融資を含む金融パッケージについての合意を迅速に結ぶための交渉において、現実的で建設的なアプローチをとるべきである。

59. 債権国は、この過程で、現在行われている国際開発金融機関に対する拠出、パリ・クラブにおける公的債務の繰延べ及び新規融資を通じて、引き続き重要な役割を果たす。我々は、パリ・クラブに対し債務負担に対処する追加的なオプションを引き続き検討するよう奨励する。我々は、強力な改革計画を実施している低中所得国については、これら諸国の特別な状況を考慮して、パリ・クラブに対し債務返済期間の長期化を奨励する。我々は、低中所得国の債務負担を軽減するためのサハラ以南アフリカに関するフランスの決定及びカリブ地域に関するカナダの決定を歓迎する。

60. 債権国政府は、また、パリ・クラブの債務繰延べにおいて、トロント方式の実施を通じ最貧国に対し特別の支援を与えてきた。我々すべては、最貧国に対し政府開発援助（ODA）の債務を帳消しにした。我々は、パリ・クラブに対し、最貧国に適用される既存のオプションの実施について再検討を行うよう奨励する。

61. 我々は、国際連合事務総長により委託された債務に関するクラクシ報告に留意し、関心をもって検討する。

環境

62. 我々の最も重要な責任の一つは、その健全さ、美しさ及び経済的潜在力が脅やかされない環境を将来の世代に引き渡すことで

ある。気候変動、オゾン層破壊、森林破壊、海洋汚染及び生物学的多様性の喪失などの環境上の挑戦は、一層緊密で効果的な国際協力と具体的行動を要求する。我々は、先進国として率先してこれら挑戦に応える責務を有する。我々は、不可逆的な環境破壊の脅威に直面する中で、完全な科学的確実性の欠如が、それ自体正当化される行動を先送りする口実とならないことに同意する。我々は、強力かつ拡大する市場指向型経済が環境保護の成功のための最もよい方途を提供するものと認識する。

63. 気候変動は決定的な重要性を有する。我々は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を制限する共通の努力を行うことを約束する。我々は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の作業を強く支持し、8月の全体報告の発表を期待している。第2回世界気候会議は、温室効果ガスの排出を制限ないし安定化させる戦略と措置の採用について検討するとともに効果的な国際的対応を討議する機会をすべての国に提供する。我々は、国際連合環境計画（UNEP）及び世界気象機構（WMO）の支援下で行われている気候変動に関する枠組み条約交渉に対する支持を改めて表明する。同条約は1992年までに策定されるべきである。適切な実施議定書に関する作業は可能な限り迅速に行われるべきであり、すべての排出源と吸収源を考慮すべきである。

64. 我々は、2000年までにフロンの使用を段階的に廃止し、その適用範囲をその他のオゾン層破壊物質に拡大するとのモントリオール議定書の改訂を歓迎する。開発途上国がオゾン層破壊と取り組むことを支援する金融メカニズムの確立は、先進国と開発途上国との間の協力の新局面を画する。我々は、インド及び中国を含むいくつかの主要な開発途上国が、ロンドンにおいてモントリオール議定書及びその改訂への加入に関する立場を見直す意向を表明したことを賞賛する。我々は、これら諸国による加入が同議定書の実効性を大幅に強化するものとして歓迎する。この議定書は、最終的にオゾン層破壊物質の世界的な段階的廃止をもたらそう。我々は、すべての参加国が可能な限り早急に改訂議定書を批准するよう求める。

65. 我々は、気候変動の科学及び影響並びにあり得る対処戦略の経済的意味合いに関する協力の一層の強化が必要であることを認識する。我々は、二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出を削減するための省エネルギー及びその他の措置を補完する新しい技術と方法を今後数十年の間に開発する協同作業を行うことの重要性を認識する。我々は、気候変動の力学と潜在的影響及び先進国と開発途上国の可能な対応に関し、科学的・経済的な調査と分析を促進することを支持する。

66. 我々は、現存する森林を守るとともに、自らの天然資源の利用に関するすべての国の主権を認識する一方、森林を拡大する行動を起こす決意である。熱帯林の破壊は憂慮すべき規模に達している。我々は、この破壊を停止させることに貢献し、持続可能な森林経営を提供することにつきブラジルの新政府が行ったコミットメントを歓迎する。我々は、この過程を積極的に支持し、途上国のこのような努力を支援するための資金につきこれらの諸国と新たな対話を開始する用意がある。我々は、ブラジルにおける熱帯雨林に対する脅威に対抗するための総合的な試験プログラムにつき、同国政府と協力する用意がある。我々は、欧州共同体委員会と緊密に協議しつつ遅くとも次回サミットまでに発表できるようにこのような提案を準備するよう世界銀行に要請する。我々は、関心を有する他の諸国に対し、我々と共にこの努力を行うよう訴える。この試験プログラムを通じ得られた経験は、熱帯林破壊に直面している他の諸国と直ちに共有されねばならない。熱帯林行動計画（TFAP）は、森林保全と生物学的多様性の保護を一層重視する形で改革され強化されねばならない。国際熱帯木材機関（ITTO）の行動計画は、持続的森林経営を重視し市場の働きを改善する上で強化されねばならない。

67. 我々は、森林減少を抑制し、生物学的多様性を保護し、積極的な林業活動を促進し、世界の森林に対する脅威に対処するために

必要な森林に関する国際的取決め又は合意に関する交渉を適当な場において可能な限り迅速に開始する用意がある。そのような取決め又は合意は可能な限り早急に、1992年以前に策定される。IPCC及びその他の作業に考慮が払われる。

68. 世界中で生態学的に脆弱な地域の破壊が驚くべき速さで進行している。温帯林及び熱帯林の減少、入り江、湿地及び珊瑚礁における開発圧力並びに生物学的多様性の破壊は、その徴候である。我々は、この傾向を逆転させるため、砂漠化と戦い、生物学的多様性を保持するための事業を拡充し、南極を保護し、開発途上国の環境面の努力を支援するための協力を拡大する。我々は、これらの目標を達成するため、UNEP及びその他のフォーラムにおいて協力し、また、生物学的多様性保護のためのUNEPの作業に積極的に参加する。

69. 環境保護努力は水際で終わらない。大洋、沿岸地域の双方において海洋汚染により深刻な問題が引き起こされている。陸上起因汚染源に対処するために包括的戦略が策定されるべきであり、我々は、これを支援することを約束する。我々は、油濁防止の努力を続け、国際海事機関（IMO）の既存の条約の早期発効を要請し、油濁に関する国際条約作成のための同機関の作業を歓迎する。我々は、環境の悪化及び規制のない漁業慣行の海洋生物資源に対する影響を懸念する。我々は、海洋生物資源の保存のための協力を支持し、この分野における地域的漁業機関の重要性を認識する。我々は、すべての関係国に対し保存の制度を尊重することを要請する。

70. エネルギー関連の環境破壊に対処するには、エネルギー効率の改善と代替エネルギー源の開発とに優先度が与えられねばならない。そのような選択を行う諸国にとって原子力は、我々のエネルギー供給の上で引き続き重要な貢献を行うものであり、温室効果ガス排出の伸びを減少させる上で重要な役割を果たすことができる。各国は、健康と環境を守るために原子力及びその他のエネルギーについて最高の世界的運用基準を確保する努力を続けるとともに、最大限の安全性を確保すべきである。

71. 地球的環境問題の解決には、先進国と開発途上国の間の協力が不可欠である。この観点から、1992年の環境と開発に関する国際連合会議は、共通の行動と協調のとれた計画につき幅広い合意を形成する上で重要な機会を提供する。我々は、環境に係る国際法に関するシエナ・フォーラムの結論に関心を持って留意するとともに、これらの結論が1992年の環境と開発に関する国際連合会議において検討されるよう提案する。

72. 我々は、開発途上国が貧困と低開発により悪化している環境問題を解決することを助けるための、資金面及び技術面での支援を拡充することによりこれらの国が恩恵を得ることを認識する。国際開発金融機関のプログラムは、環境的影響の評価及び行動計画を含め環境保護を一層進めるとともに、エネルギー効率を促進するために強化されるべきである。我々は、債務・環境スワップが環境を守る上で有用な役割を果たし得ると認識する。我々は、世界銀行が環境保護促進の措置に関し如何なる調整的役割を果たし得るかにつき検討する。

73. 環境及び経済の目標を上手く統合するため、政府及び産業界の政策決定者は、必要な手段を求めている。環境に関する協同の科学的・経済的な調査と分析の拡充が必要である。我々は、地球及び大気に関する宇宙衛星情報の集積を調整し共有することの重要性を認識する。我々は、国際ネットワークの設立について行われている討議を歓迎し奨励する。環境問題の解決策を形成する上で鍵となる役割を持つ民間部門を関与させることも重要である。我々は、環境と経済に関する極めて有益な作業を促進するようOECDに対し奨励する。特に重要な点は、環境指標の早期開発と環境目標の達成に使用可能な市場指向的アプローチの形成である。我々は、また、1991年に21世紀の環境情報に関する国際会議を主催するとのカナダの提案を歓迎する。我々は、消費者の要求と生産者の必要を満たすとともに市場の革新を促進する有用な市場メカニズムとして、自発的な環境ラベリングを支持する。

74. 我々は、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの成功裡の開始に満足の意をもって留意し、同プログラムが生命科学の基礎研究の進歩に対し人類すべての利益のために積極的に貢献するであろうとの期待を表明する。

麻薬

75. 我々は、すべての国に対し、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（ウィーン条約）へ加入し、その批准を完了し、同条約の条項を暫定的に適用するよう求める。

76. 我々は、国際連合麻薬特別総会の結論を歓迎し、同総会で採択された行動計画に盛られた措置の実施を求める。

77. 我々は、英国が主催した麻薬に関する閣僚会議で採択された宣言――麻薬需要削減には不正な供給の低減と同一の重要性を政策及び行動において与えられるべきである――を支持する。先進国は、より強力な防止努力を採用し、他の国における需要削減対策を支持すべきである。

78. 我々は、金融活動作業部会（FATF）の報告を支持し、すべての勧告を遅延なく充分に実施することを約束する。作業部会参加国の大蔵大臣による５月会合において合意されたとおり、作業部会は、これら勧告の実施を評価し促進するとともに、必要な場合勧告を拡充するためフランスを議長とし更に１年間招集される。作業部会の勧告に同調するすべてのOECD加盟国及び金融センターを有する国は、この作業への参加を招請される。新作業部会の報告は、次回サミット会合前に完成される。我々は、また、すべての他の国に対し、資金洗浄との闘いに加わり作業部会の勧告を実施するよう勧奨する。

79. 前駆剤及び必須化学物質が麻薬の不正な製造に流用されないよう効果的な手続きを採用すべきである。サミット国及びこれら化学物質の貿易を行う他の国々から構成され、化学産業の代表が参加した、金融活動作業部会と同様の作業部会をこの目的で創設すべきである。この作業部会は、コカイン、ヘロイン及び合成麻薬に関する諸問題を取扱い、１年以内に報告をまとめる。

80. 我々は、カルタヘナ宣言に特に示されたコカイン取引と闘うための戦略を支持する。我々は、麻薬の不正取引防止のため生産国が実施する活動の枠組みの中で貢献を行う必要性を認識しつつ、コロンビア、ペルー及びボリビアを始めとする麻薬の不正取引との闘いに強力に取り組んでいるすべての国々を、経済面、法・執行面及びその他の援助や助言を通じて支援することの重要性を認識する。

81. ヘロイン問題は、先進国、開発途上国双方の多くの国において引き続き最も深刻な脅威である。すべての国は、ヘロインの惨禍と闘うための強力な措置をとる。

82. 我々は、麻薬の国際的な規制に積極的な先進国との非公式な麻薬協議の枠組みを支持する。そのようなグループは、需給を低減させ国際協力を改善する努力を強化し得る。

83. 我々は、現在行われている国際連合麻薬統制諸機関の見直しを歓迎し、より効率の良い機構がもたらされるよう求める。

次回経済サミット

84. 我々は、来年７月ロンドンで会合することについてのサッチャー首相の招待を受諾した。

（出所）『第15回大蔵省国際金融局年報　平成３年版』（平成３年９月30日）277–285ページ

11–3　ロンドン・サミット経済宣言（仮訳）

1991（平成３）年７月17日　ロンドン

「世界的パートナーシップの構築」

１．我々主要先進民主主義７カ国の元首及び首相並びに欧州共同体の代表は、第17回年次サミットのため、ロンドンで会合した。

２．我々がヒューストンで祝福した自由と民主主義の広まりは、過去１年間に歩調を早めた。国際社会は、力を合わせて、湾岸における世界平和に対する重大な脅威を克服した。しかし、我々は、新たな挑戦と新たな機会に直面している。

３．我々は、共通の価値観に基づく世界的パートナーシップの構築と国際秩序の強化を追求する。我々の目的は、民主主義、人

権、法の支配及び健全な経済運営を支えることであり、これらは相俟って繁栄への鍵となる。この目的を達成するため、我々は、確実で適応性があり、責任が広く公平に分担される真の多角的体制を拡充する。我々の目的の中核には、国際連合システムをより強力かつ効果的なものとし、兵器の拡散及び移転に対し一層の注意を向けることの必要性がある。

経済政策

4．過去１年間、我々の経済のいくつかは順調な成長を維持し、他方ほとんどの経済は減速し、景気後退に入ったものもある。しかし、世界的な景気後退は回避された。湾岸危機により生じた不確実性は、過去のものとなった。我々は、今や、経済回復の兆しが強まりつつあるという事実を歓迎する。貿易及び経常収支の最大の不均衡の削減にも進展が見られた。

5．我々の共通の目的は、経済の持続的回復と物価の安定である。この目的のため、我々は、経済政策協調過程を通じるものを含む、従来のサミットで支持された中期戦略を維持する決意である。この戦略は、インフレ期待を抑え、持続可能な成長と新たな雇用のための条件を創出してきた。

6．従って、我々は、各国の異なる状況を反映しつつ実質金利の低下の基礎を提供するような財政・金融政策を実施することにコミットする。この関連で、財政赤字削減を引き続き進展させることが不可欠である。このことは、民間貯蓄に対する障害を削減するためになされている努力と相俟って、投資需要を満たすために必要な世界的貯蓄の増大に役立つ。我々は、また、為替市場における緊密な協力と国際通貨制度の機能改善のための作業とを歓迎する。

7．我々は、また、経済協力開発機構（OECD）その他の機関の助力を得て、経済効率を改善しもって成長の潜在力を向上させるための改革を追求する。このような改革には以下のことが含まれる。

(a)　規制の改革を含む我々の経済における競争の強化。これは、消費者の選択肢を広げ、物価を下げ、事業への負担を軽減し得る。

(b)　歪曲的効果のある補助金は、資源の非効率的な配分をもたらすとともに公共支出を増大させるので、そのような補助金の透明性強化、撤廃又は規律強化。

(c)　雇用制度の一層の柔軟性に貢献する政策、並びに就業中及び失業中の者の技能を高め機会を改善するための教育及び訓練の改善。

(d)　例えば、より高い管理基準を通じる等の公共部門の一層の効率化。民営化と外部発注の可能性を含む。

(e)　科学及び技術における進歩の広範かつ急速な普及。

(f)　社会資本への民間及び公共部門による必要不可欠な投資。

8．我々は、環境を保護する上で費用対効果の高い、税、賦課金、取引可能な排出権等の経済手段を国内的及び国際的に開発する作業を奨励する。

国際貿易

9．ウルグアイ・ラウンドの成功裡の終結は、他のいかなる問題にも増して世界経済の将来の見通しに広範な意味合いを有する。それは、信任を強化し、保護主義を押し返し、及び貿易の流れを増大させることによって、インフレなき成長を促進する。それは、開発途上国及び中・東欧諸国の多角的貿易体制への統合の促進にとり不可欠である。我々がラウンドを終結させることができなかった場合は、これらの全ての利益が失われる。

10．従って、我々は、先進国と開発途上国の双方が可能な限り広範に参加する、野心的、包括的かつ均衡のとれたラウンドの成果のパッケージにコミットする。全ての参加国は、1991年末より前にラウンドを完了させることを目指すべきである。各首脳は、もし相違点が最高レベルでしか解決できない場合には相互に介入する用意をしつつ、引き続きこの過程に個人的に関与する。

11．我々の目的を達成するためには、全ての分野で本年の残りの期間ジュネーブにおける交渉が持続的に進展する必要がある。主たる必要条件は、以下の分野が全体として早急に前進することである。

(a)　市場アクセス。関税の相当程度の削減

及び非関税障壁に対する並行する措置の一部として、いくつかの産品のタリフ・ピークを低減するとともに他のいくつかについてはゼロ関税に移行することが特に必要である。

(b) 農業。非貿易的関心事項を考慮しつつ、内国支持、市場アクセス及び輸出競争の各分野で支持と保護の実質的かつ漸進的な削減が合意されるよう、これらの分野において具体的かつ拘束力のあるコミットメントを規定する枠組みが決定されなければならない。

(c) サービス。サービス貿易に関する一般的合意についての協定が、サービス貿易に対する既存の制限を削減ないし除去するとともに新たな制限を課さないとの実質的かつ拘束力のある初期コミットメントによって強化されるべきである。

(d) 知的所有権。全ての所有権を守るための明確で実行可能な規則と義務が、投資と技術の普及とを促進するために必要である。

12. これらの問題における進展は、繊維、熱帯産品、セーフガード及び紛争処理等の既に合意間近の分野における最終合意を促進する。紛争処理メカニズムの改善に合意することは、多角的ルールの下でのみ行動するとのコミットメントに繋がる。ガット規則の策定を含む、交渉のこれらの要素及び他の要素は、全体として、我々が追求している実質的かつ広範なパッケージとなる。

13. 我々は、地域統合が多角的貿易体制と両立することを確保するよう努める。

14. 我々がヒューストンで留意したように、ウルグアイ・ラウンドの結果が成功を収めることによって、多角的貿易体制の制度面での強化も必要となろう。国際貿易機関の考え方は、この文脈で検討されるべきである。

15. 開放的な市場は、環境保護のために必要な資源の創出に役立つ。従って、我々は、貿易政策と環境政策が相互に支持し合うことを確保するOECDの先駆的作業を賞賛する。我々は、貿易措置がいかにして環境上の目的に適切に利用され得るかを関税と貿易に関する一般協定（GATT）が明らかにすることを期待する。

16. 我々は、OECD加盟国が近い将来、いずれにせよ本年末までに、補助された輸出信用とタイド援助信用の利用の結果生じる歪曲の削減に関する合意を妨げている残された障害を克服しなければならないと確信する。我々は、輸出信用プレミアムの体系及び構成を検討するとのOECDのイニシアティブを歓迎し、報告が早期に行われることを待望する。

エネルギー

17. 湾岸危機で示されたように、石油の供給と価格は政治的衝撃に対し引き続き脆弱であり、このことは世界経済を撹乱する。しかし、これらの衝撃は、市場の効果的働き、いくつかの石油輸出国による歓迎されるべき供給増大、及び国際エネルギー機関（IEA）により調整された行動、特に備蓄の使用によって封じられた。我々は、IEAの緊急時即応体制及びその支援措置の強化にコミットしている。危機が生産者と消費者の間の関係改善をもたらしたので、意志疎通、透明性及び市場原理の効率的働きを促進するために、全ての市場参加者間の接触を一層進展させ得よう。

18. 我々は、エネルギーの世界的な安定供給を確保し、エネルギー貿易と投資に対する障壁を除去し、環境上及び安全上の高度の基準を奨励し、並びにこれら全ての分野における研究・開発に関する国際協力を推進するよう努める。我々は、また、エネルギー効率を向上させ、環境上の費用を含めた費用が十分反映されるように全ての源からのエネルギーの価格付けを行うよう努力する。

19. この関連で、原子力発電は、エネルギー源の多様化及び温室効果ガスの排出削減に貢献する。経済的なエネルギー源として原子力を開発する際には、廃棄物処理を含め利用可能な最高の安全基準を達成し維持すること、及びその目的のために全世界で協力を推進することが不可欠である。中・東欧及びソ連における安全性の状況は、特別の関心に値する。これは緊急の問題であり、我々は対応策を調整するための有効な手段を策定するよう国際社会に要請する。

20. 再生可能なエネルギー源の商業的開発と一般的エネルギー体系への統合も、これらのエネルギー源がもたらす環境保護上及びエネルギー安全保障上の利点に鑑み、奨励されるべきである。
21. 我々全ては、署名国の平等な権利と義務を基礎とした欧州エネルギー憲章の確立のための欧州共同体の構想に全面的に参画する意図を有する。その目的は、特に商業的エネルギー投資にとり開放的で差別的でない制度を創設することによって、自由で歪みのないエネルギー貿易を促進し、供給の安全保障を高め、環境を保護し、並びに中・東欧諸国及びソ連における経済改革を支援することである。

中・東欧

22. 我々は、多大の障害にも拘らず民主主義を築き市場経済に移行している中・東欧諸国の勇気と決意に敬意を表する。我々は、同地域一帯への政治的及び経済的改革の広まりを歓迎する。これらの変化は、大きな歴史的重要性を有する。ブルガリア及びルーマニアは、現在、ポーランド、ハンガリー及びチェッコ・スロヴァキアの先駆的歩みの後を追っている。アルバニアは、長期にわたる孤立から抜け出しつつある。
23. 我々は、改革の成功が当事国の継続的努力に主として依存していることを認識しつつ、これら諸国の改革努力を支援し、これら諸国とのより緊密な関係を形作り、また、国際経済体制へのこれら諸国の統合を奨励するとの我々の確固たるコミットメントを新たにする。地域的イニシアティブは、我々の協力する能力を強化する。
24. アルバニアを除く全ての中・東欧諸国は、今や、国際通貨基金（IMF）と世界銀行の加盟国である。我々は、IMFに支援されたマクロ経済安定プログラムを実施中の国々によりとられつつある措置を歓迎する。これらのプログラムが、国営企業の民営化と再編成、一層の競争、所有権の強化等の構造改革により補完されることが極めて重要である。我々は、民主主義にコミットした中・東欧諸国において開放的な市場指向経済への移行を助長し民間のイニシアティブを促進する権能を有する欧州復興開発銀行（EBRD）の設立を歓迎する。
25. 外国及び国内の双方の民間投資にとり好ましい環境は、持続的成長及び各国政府からの外部支援への依存回避にとり極めて重要である。この観点から、我々の民間部門及び政府、欧州共同体並びに国際機関からの技術支援は、市場に基礎を置く極めて重要な転換を助けることに集中すべきである。この関連で、我々は、中・東欧の経済再編成の過程に環境的配慮を統合することの重要性を強調する。
26. 輸出市場の拡大は、中・東欧諸国にとり決定的に重要である。我々は、市場経済への輸出が既に大幅に拡大していることを歓迎し、鉄鋼、繊維、農産物等の分野を含むこれら諸国の産品とサービスに対し我々の市場へのアクセスを一層改善することとする。この関連で、我々は、欧州共同体とポーランド、ハンガリー及びチェッコ・スロヴァキアとの連合協定交渉における進捗、及び米国が発表した大統領貿易拡大構想を歓迎する。これら全ては、GATTの原則に合致しよう。我々は、東西貿易の制約要因を明らかにしその除去を促進するOECDの作業を支持する。
27. アルシュ・サミットにより開始されEC委員会が議長を務めるG-24のプロセスは、IMFに支援されたプログラムを下支えする国際収支支援を含め、これら諸国のために310億ドルの二国間援助を動員した。このようなプログラムは、ポーランド、ハンガリー及びチェッコ・スロヴァキアに適用されている。我々は、ブルガリアとルーマニアのために既に行われた貢献を歓迎する。我々は、G-24の調整過程を強化しており、また、世界的な支援努力において公正な役割を果たすという我々の共通の意向を再確認する。

ソ連

28. 我々は、ソ連における政治上及び経済上の転換に向けた動きを支持し、ソ連の世界経済への統合を支援する用意がある。
29. 市場経済を発展させる改革は、変化のための誘因を創出するとともにソ連の国民が自己の豊かな天然資源と人的資源を活用できるようにする上で、不可欠である。中央

と各共和国とが各々の責務を遂行する明確かつ合意された枠組みは、政治・経済改革の成功の基礎である。

30. 我々は、改革のための政策、その実施、更にはこのプロセスを我々が助長し得る方法につき討議するため、ゴルバチョフ大統領を我々との会談に招待した。

31. 我々は、ヒューストンで我々が行った要請を受け、IMF、世界銀行、OECD及びEBRDがEC委員会と緊密に協議して作成したソ連経済に関する報告を賞賛する。この報告は、経済改革の成功のために必要な要素の多くを提示しており、それらには財政・金融上の規律や市場経済の枠組みを創ることが含まれる。

32. 我々は、世界全体におけるソ連の外交政策の「新思考」を含め、改革が実施されている全体的な政治的文脈に敏感である。我々は、資源を軍需から民需へ振り向けることの重要性についても敏感である。

33. 我々は、ソ連経済の悪化を懸念している。これは、ソ連内部においてのみならず、中・東欧諸国にとっても極めて困難な状況を惹起する。

中東

34. 多くの国が湾岸危機の結果、経済的に被害を受けた。我々は、湾岸危機資金調整グループが湾岸危機から最も直接的な経済的影響を被った国のために約160億ドルの援助の動員に成功したことを歓迎し、全ての援助国に対し迅速に支払いを完了するよう求める。地中海及び中東のために、サミット参加国、更にはIMF及び世界銀行により多大の援助が供与されている。

35. 我々は、無差別及び開放貿易の原則を基礎とした、この地域における経済協力の強化がその被害を回復させ政治的安定性を強める上で役立ち得ると信じる。我々は、この地域の他の国々に資金援助を与えるとの主要石油輸出国の計画、及び湾岸開発基金を創設するとのこれらの国による決定を歓迎する。我々は、国際開発金融機関とアラブその他の援助国との間のより緊密な繋がりを支持する。このことは、必要な経済改革を促進し、資金フローの効率的な利用を助長し、民間部門の投資を育成し、貿易の自由化を促し、また、我々の技術面での技能や専門知識を活用することとなる共同プロジェクト、例えば水管理に関するものを促進すると我々は信じる。

開発途上国及び債務

36. 開発途上国は、ウルグアイ・ラウンドを含め国際経済体制において益々建設的な役割を果たしつつある。多くの国は、政策の大胆な改革を導入するとともに、以下の原則を採用しつつある。

(a) 人権及び法の尊重。このことは、各個人が開発に貢献することを促進する。

(b) 民主的多元主義及び国民に責任を負う開かれた行政制度。

(c) 開発を持続し人々を貧困から脱却させるための健全かつ市場に基礎を置く経済政策。

我々は、これらの国を賞賛し、他の国に対しその例に倣うよう求める。良い統治は、国内の開発を促進するのみならず、外部からの融資及び全ての資金源からの投資を引きつけることに役立つ。

37. 我々が開発途上国を助けるとの確固たる約束を行うことは、我々の経済の息の長い、インフレなき景気回復及び市場の開放と相俟って、開発途上にある世界の繁栄を高めるための我々が有する最も有効な方法である。

38. これらの多くの国々、とりわけ最貧国は、その開発努力を支えるために我々の資金的及び技術的援助を必要としている。開発の優先課題に対する我々の援助の量及び質の双方を拡充するために、追加的な援助努力が必要とされる。これらには、貧困の軽減、保健、教育及び訓練の向上、並びに援助の環境面での質の向上が含まれる。我々は、持続的進歩のための戦略を考案するに際し、人口問題に一層の注意が向けられつつあることを支持する。

39. アフリカは、我々の特別の注意に値する。健全な経済政策、民主主義、及び責任の確立に向けてのアフリカの各政府の前進は、成長の見通しを明るくしつつある。このことは、民間部門の発展を促進し、地域統合を奨励し、譲許的資金フローを供給し、及び債務負担を軽減することに焦点を当てた

我々の継続的支援により助長されている。世界銀行により調整されアフリカの20を超える国々の経済改革に対する支援を提供しているアフリカ特別プログラムは、その価値が証明されつつある。我々は、深刻な飢餓に直面しているアフリカの地域に対し人道的援助を供与し、この援助をより効果的なものにするために国際連合の機構の改革を勧奨する。我々は、また、自然のものか内戦により引き起こされたかを問わず、飢餓その他の緊急事態の根底にある原因を関係国が除去する手助けを行う。

40. アジア・太平洋地域においては、東南アジア諸国連合（ASEAN）及びアジア・太平洋経済協力（APEC）の加盟国を含む多くの経済が引き続き力強い成長を達成している。我々は、新たな国際的責任を担いつつあるこの地域のこれら経済による努力を歓迎する。他のアジア諸国は、改革努力を強化しつつあるが、引き続き外部からの援助を必要としている。

41. 中南米については、我々は、真正な経済改革の実施における進捗及び地域統合の進展に意を強くしている。我々は、他の努力と相俟って直接投資、より自由な貿易及び逃避資本還流に適した環境醸成の手助けとなっている中南米支援構想の下で、多国間投資基金に関する検討が継続していることを歓迎する。

42. 我々は、新債務戦略の下で達成されている進捗に満足の意をもって留意する。いくつかの国は、民間銀行の債務削減又はそれと同じ効果を有する措置と組み合わされた強力な構造調整から既に利益を得ている。我々は、銀行に対し重い債務を負っている他の国々に対して、類似のパッケージにつき交渉するよう勧奨する。

43. 我々は、以下のことに留意する。

(a) ポーランド及びエジプトに対する債務削減又はそれと同じ効果を有する措置に関しパリ・クラブで達成された合意。これは、例外的な事例として取り扱われるべきである。

(b) いくつかの低中所得国の特別な状況に関するパリ・クラブによるケース・バイ・ケースでの継続的な検討。

44. 最貧重債務国は、極めて特別の条件を必要とする。我々は、トロント方式で既に与えられている債務軽減をかなり上回る、これらの国に対するケース・バイ・ケースでの追加的な債務軽減措置の必要性につき同意する。従って、我々は、これらの措置を適切かつ迅速に実施し得る方法につき引き続き検討するようパリ・クラブに対し要請する。

45. 我々は、開発途上国に対する適切な新規資金フローの必要性を認識する。我々は、維持不可能な水準の債務を回避するための適切な方法は、直接投資と逃避資本の還流を引きつけるための強化された政策を開発途上国が採用することであると信じる。

46. 我々は、IMFの役割が鍵であることに留意する。IMFの資金は、第９次増資及びそれに関連付けられた第３次協定改正の早期実施により拡充されるべきである。

環境

47. 国際社会は、今後10年間に環境面での重大な挑戦に直面する。環境の管理は、引き続き我々の優先課題である。我々の経済政策は、この惑星の資源の利用が維持可能なものであり、現在及び将来の両世代の利益を保護するものであることを確保すべきである。拡大する市場経済は環境保護の手段を最も良く引き出し得る一方、民主的な制度は適切な責任体制を確保する。

48. 環境に対する考慮は、その経済的費用を反映するような方法で政府の政策全般の中に統合されるべきである。我々は、OECDが行っているこの分野における貴重な作業を支持する。この作業は、環境面での加盟国の実績についての系統的審査及び政策決定において用いられる環境指標の開発を含む。

49. 国際的には、我々は、環境問題に対処するための協力的取組みを国際的に開発しなければならない。先進国は、自ら範を示し、もって開発途上国及び中・東欧諸国がその役割を果たすよう勧奨すべきである。地域的な問題についても協力が必要である。この関連で、我々は、南極大陸の環境保全の強化を目的とした南極条約環境議定書につき意見の一致を見たことを歓迎する。我々

は、サハラ・サヘル観測所及びブダペスト環境センターの順調な進捗に留意する。

50. 1992年6月の国際連合環境開発会議（UNCED）は、画期的な出来事である。環境に関する数多くの国際的な交渉は、ここで最高潮を迎える。我々は、会議の成功のため努力し、必要な政治的弾みをその準備に与えることを約束する。

51. 我々は、UNCEDの開催までに以下のことを実現するよう目指す。

(a) 適切なコミットメントを含み、温室効果ガスの全ての排出源と吸収源を対象とする気候変動に関する効果的な枠組み条約。我々は、条約を補強する実施議定書に関する作業を促進するよう努める。全ての参加国は、温暖化への適応を容易にする措置を含め温室効果ガスの純排出量を制限する具体的な戦略を策定し実施することを約束すべきである。先進国による顕著な活動は、交渉に不可欠な開発途上国及び東欧諸国の参加を促進する。

(b) あらゆる種類の森林の管理、保全及び持続可能な開発のための原則についての、枠組み条約に繋がる合意。これは、熱帯林が生育する開発途上国にとり受入れ可能であるとともに、我々がヒューストン・サミットで定めた森林に関する国際的取決め又は合意の目的に合致する形のものであるべきである。

52. 我々は、UNCEDとの関連で以下のことを促進するよう努める。

(a) 開発途上国による環境問題への取組みを助けるための資金の動員。我々は、既存のメカニズム、特に地球環境ファシリティー（GEF）をこの目的で利用することを支持する。GEFは、開発途上国が新たな環境条約の下でその義務を果たすことを手助けする包括的な資金供給メカニズムになり得よう。

(b) 商業的メカニズムを活用した、環境面で有益な技術の開発途上国への一層の普及の促進。

(c) 地域的な海域を含む海洋に対する包括的取組み。海洋の環境的及び経済的重要性は、海洋が保護され持続的に管理されなければならないことを意味する。

(d) 特にシエナ・フォーラムの成果を活用した、環境に関する国際法策定の進展。

(e) 今後10年間における国際連合環境計画（UNEP）を含む環境に関係する国際機関の強化。

53. 我々は、可能であれば来年締結される、受入れ可能な生物学的多様性に関する枠組み条約につき、UNEPの支援の下で交渉することを支持する。この交渉は、生物工学の前向きな発達を妨げることなく、特に、種の豊富な地域における生態系の保護に焦点を当てるべきである。

54. 我々は、引き続き熱帯林の破壊に懸念を有している。我々は、ヒューストン・サミットを受けて示された協力の申し出に応えてブラジル政府が世界銀行及びEC委員会との協議のうえ準備した、ブラジルの熱帯林保全のための試験プログラムの策定に進捗がみられたことを歓迎する。我々は、EC委員会と協力して、経済的、技術的、社会的問題に十分な注意を払いつつ、かつ、適切な政策の枠組みの中で、世界銀行の支援の下での緊急な作業を一層進めることを要請する。我々は、民間部門、非政府機関、国際開発金融機関及び地球環境ファシリティーを含むあらゆる可能な資金源を活用して、試験的プログラムの予備的段階の実施を資金的に支援する。我々は、プログラムの詳細が固まった段階で、実地において進展が図られるよう、これらの資金を二国間援助で補完することを検討する。我々は、このプロジェクトにおける順調な進捗がUNCEDにおける森林の取扱いに有益な影響をもたらすことになると信じる。我々は、また、森林に重点を置いた債務・環境交換の普及を歓迎する。

55. 湾岸における油井の炎上と海洋汚染は、環境上の大規模災害を防止しこれに対処する国際的な能力を高めることが必要であることを示した。国際海事機関（IMO）における合意を含むこの目的のための全ての国際的、地域的合意が十分に実施に移されるべきである。我々は、環境緊急援助のための試験的センターを設立するとのUNEPの決定を歓迎する。我々は、バングラデシュにおける最近の暴風雨の被害に鑑み、

アルシュ・サミットで我々が要請した世界銀行の支援の下での洪水被害軽減のための作業を奨励する。

56. 乱獲その他の有害な慣行により脅威にさらされている海洋生物資源は、国際法に従った措置の実施により保護されるべきである。我々は、効果的な監視と実施措置を通じた、海洋汚染の規制及び地域漁業機関により樹立された制度の遵守を求める。

57. 我々は、環境科学・技術面の協力において、特に以下のことにつき一層の努力を要請する。

(a) 宇宙衛星による監視及び海洋観測を含む、地球の気候に関する科学的調査。開発途上国を含む全ての国がこの調査努力に参画すべきである。我々は、地球観測データの利用者向け情報サービスにおけるヒューストン・サミット以降の進展を歓迎する。

(b) 革新的技術計画の提案を含む、エネルギー・環境技術の開発と普及。

麻薬

58. 我々は、ヒューストン会合以降のこの分野における進捗、とりわけ1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の発効に満足の意をもって留意する。我々は、国際連合麻薬統制計画（UNDCP）の発足を歓迎する。

59. 我々は、総合的な麻薬撲滅行動計画の一環として麻薬に対する需要削減のための努力を強化する。我々は、コカインの惨禍と闘う努力を継続し、欧州及びアジアにおいて依然として主要な中毒性麻薬であるヘロインに対して一層の注意を向けることによってこれに見合う努力を行う。アジアにおけるヘロイン生産を削減しその欧州への流入を阻止するために、協力を強化する必要がある。中・東欧における政治的変化と国境の開放は、麻薬濫用の危険を増大させ不正取引を助長する一方、麻薬と闘うための欧州全体の協調的行動の余地を拡大した。

60. 我々は、麻薬の生産と不正取引の問題に注意と資源を集中するための、欧州、北米及びアジアの政府からなる「ダブリン・グループ」の努力を賞賛する。

61. 我々は、従来のサミットで創設され、益々多くの国に支持された作業部会の業績を賞賛する。

(a) 我々は、全ての国に対し、資金洗浄に対する国際的な闘いに参加し、金融活動作業部会（FATF）の活動に協力するよう求める。我々は、資金洗浄に関するFATF勧告の各参加国による実施の進捗振りを相互に評価する過程についての合意を強く支持する。我々は、OECDによる事務局の提供を得てFATFが継続的に活動すべきであるとのFATF勧告を支持する。

(b) 我々は、化学物質作業部会（CATF）の報告を歓迎するとともに、1988年の麻薬の不正取引に対する国際連合条約を踏まえ化学物質の流用に対抗するためにCATFが勧告した措置を支持する。我々は、ヘロインに焦点を当てたアジアでの特別会合、及びCATFの活動の制度的将来を検討する1992年３月に予定されるCATF会合の開催を待望する。

62. 我々は、人と物の合法的な移動を妨害することなく麻薬の不法な移送を取り締まる法執行機関の能力の向上に関心を有している。我々は、関税協力理事会（CCC）に対し、この目的のために国際貿易・輸送業者の団体との協力を強化し、次回サミットまでに報告書を作成するよう懇請する。

移民

63. 様々な政治的、社会的及び経済的要因による世界的な移民圧力に対し懸念が増大しつつあるものの、移民は、適切な条件の下では、経済的・社会的発展に貴重な貢献をしてきており、また、そうした貢献をし得る。我々は、OECDがこれらの問題に一層の注意を向けつつあることを歓迎するとともに、将来のサミットでこれらの問題を再び取り上げることを希望するかもしれない。

次回会合

64. 我々は、1992年７月にドイツのミュンヘンで次回サミットを開催することについてのコール首相の招待を受諾した。

（出所）『第16回大蔵省国際金融局年報　平成４年版』（平成４年９月30日）286-292ページ

11-4　ミュンヘン・サミット経済宣言（仮訳）

―成長とより安全な世界のために共に働く―

1992(平成４)年７月８日　ミュンヘン

1．我々主要先進７カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会委員長は、第18回年次サミットのため、ミュンヘンで会合した。

2．国際社会は、東西対立の重荷から解放され、新たな時代の入口にある。恒久的な平和の構築、人権尊重の保証、民主主義の諸原則の貫徹、自由経済の確保、貧困の克服及び環境の保護のために、これほど条件が整ったことは稀である。

3．我々は、パートナーシップの精神の下で行動することによって、いまある無比の機会をつかみとる決意である。抜本的変化にはリスクが伴うものの、我々は、人々の創造性、努力及び献身に、経済的及び社会的進歩の真の源泉としての信頼を置く。課題及び相互依存が地球的次元のものであることは、世界的な協力を要請する。かかる協力の一環としての緊密な政策協調は、いまやこれまでになく重要である。

世界経済

4．世界経済の力強い成長は、我々が冷戦後の世界において直面する様々な課題を解決するための前提条件である。世界経済の回復の兆しが強まっている。しかし、我々は、これを当然のこととせず、回復が力強さを増し成長が上向くことを確保するため協力して行動する。

5．失業している人々が多すぎる。人、工場及び資源の潜在的な力は、完全には活用されていない。我々は、失業が生み出す辛苦を特に懸念する。

6．我々は夫々、若干異なる経済状況に直面している。しかし、我々は皆、より力強いインフレなき持続可能な成長から大いに裨益する。

7．より高い成長は、他の諸国を手助けすることにもなる。成長は、貿易をもたらす。貿易の増加は、開発途上国、及び統制経済を世界市場における生産的な参加者へと転換させる努力を払っている新たな民主主義国家を後押しする。彼らの経済的成功は、我々共通の利益である。

8．ウルグアイ・ラウンドの成功は、世界経済の将来に対する重大な貢献となる。交渉の早期終結は、我々の経済を強化し、東欧における改革過程を促進し、特に開発途上国を含む他の国々の福祉にとって新たな機会をもたらす。

　我々は、昨年のロンドンでの会合以来の交渉の遅い進展を遺憾に思う。しかし、この数カ月に進展があった。従って、我々は、均衡のとれた合意が手の届くところにあることを確信する。

　我々は、採択されて間もないECの共通農業政策の改革を歓迎するものであり、これは、他の残された問題の解決を促進するであろう。

　共通農業政策の改革と整合性がとれた形での内国支持の問題、補助付輸出の量への取組み、及び将来の紛争の回避に関し進展があった。これらの問題は一層の作業を必要とする。加えて、当事者は、市場アクセス及び穀物代替品の貿易の分野において依然として懸念を有しており、これらの分野に取り組もうと努めている。

　我々は、交渉は包括的に均衡のとれた結果をもたらすことを再確認する。合意は、物とサービスに対するより開かれた市場を作り出さなければならず、また、それは、全ての交渉パートナーからの同等の努力を必要とする。

　この基礎の上に、我々は、合意は1992年末より前に達成され得ると期待する。

9．我々は、協調的措置及び個別的措置を通じて、投資家、貯蓄家及び消費者の信任を築くことにコミットしている。それは、勤勉に働くことが生活の質の向上をもたらすことへの信任、投資が利益をもたらすことへの信任、及び、貯蓄が報酬をもたらし物価の安定が危険にさらされないことへの信任である。

10．我々は、雇用と成長とを生み出すことを目指した政策をとることを誓約する。我々は、より力強い持続可能な成長を促進するための健全なマクロ経済政策を確立するため、各々の状況を認識しつつ、適切な措置

をとるよう努力する。これを念頭に置き、我々は、以下の指針に合意した。

(a) インフレを再燃させることなく景気の上向きを支えるため、引続き健全な金融及び財政政策を追求すること

(b) 過剰な財政赤字の削減、及び貯蓄の促進を通じ、金利の低下の余地を作り出すこと

(c) とりわけ公的支出を制限することによって過剰な財政赤字を抑制すること。納税者の資金は、一層経済的かつ効果的に活用されるべきである

(d) 環境上健全な消費と生産とを促す市場インセンティブ及び技術革新を奨励することにより、我々の環境面の目標と成長の目標とをより密接に統合すること

我々の政策の結果としてインフレの危険性が後退するにつれ、金利が低下することは、益々可能となる。これは、新たな投資、そしてそれによるより力強い成長及び雇用の増大を促進することを手助けする。

11. しかし、良好なマクロ経済政策では十分ではない。我々の経済は全て、潜在成長率を制約する構造的な硬直性により重荷を課せられている。我々は、競争を奨励する必要がある。我々は、民間のイニシアティブにとってより良好な環境を整備する必要がある。我々は、技術革新、企業活動及び創造性を抑圧する過剰な規制を削減する必要がある。我々は、より良い訓練、教育、及び高められた流動性を通じ、雇用機会を拡充する。我々は、インフラストラクチャーの改善、及び研究・開発への一層の注意を通じ、長期的な成長のための基礎を強化する。我々は、市場経済への移行過程にある新たな民主主義国家に対し、この種の改革を求めている。我々は、自らに対し、より少なきを求めることはできない。

12. 経済・金融政策の協調は、インフレなき持続的成長のための我々の共通戦略において、中心的な要素である。我々は、我々の大蔵大臣に対し、我々が合意した指針に基づいて協力を強化し、また成長への障害を削減する作業を強化し、それによって雇用を促進することを要請する。我々は、彼らが1993年の日本での会合に報告を行うことを要請する。

国際連合環境開発会議（UNCED）

13. 地球サミットは、地球環境の課題に対する意識を高める上で、また、開発と環境とに関する世界的なパートナーシップを形成する過程に対し新たな弾みを与える上で画期的であった。気候変動に対する我々のコミットメントを遂行し、森林と海洋とを保護し、海洋資源を保全し、また生物的多様性を維持するため、迅速かつ具体的な行動が求められている。従って、我々は、先進国及び開発途上国の全ての国に対し、政策と資源とを現在及び将来双方の世代の利益を保護する持続可能な開発に向けるよう求める。

14. リオ会議のモメンタムを持続させるため、我々は、他の国々が我々とともに以下の行動をとることを要請する。

(a) 1993年末までに気候変動条約を批准するよう努力すること

(b) UNCEDにおいて見通されたように、1993年末までに国の行動計画を策定し公表すること

(c) 種及びそれらが依存する棲息環境を保護するよう努めること

(d) 特に国際開発協会（IDA）への増資を通じた政府開発援助（ODA）による持続可能な開発のため、及び、地球環境基金（GEF）が恒常的な資金供給メカニズムとして確立されることを目的とする同基金を通じた世界的に利益をもたらす措置のため、開発途上国に対し追加的な資金的及び技術的支援を供与すること

(e) 1992年国際連合総会において、アジェンダ21の実施をモニターする上で重要な役割を果たす「持続可能な開発委員会」を設置すること

(f) 森林に関する諸原則のための国際的な審査プロセスを確立すること、これら原則の実施を基礎に、可能な限り適切な、国際的に合意された取極について早期に対話を行うこと、及び国際的な支援を拡大すること

(g) 宇宙衛星及び他の地球観測プログラムからのデータのより有効な活用等を通じた、地球環境のモニタリングを一層改善

すること
(h) 革新的技術に関するプログラムのための提案を含む、エネルギー・環境技術の開発及び普及を促進すること
(i) 可能な限り早期に、200海里内と公海とにまたがる漁業資源、及び高度回遊性魚種に関する国際会議が招集されることを確保すること

開発途上国

15. 我々は、多くの開発途上国、特に東アジア及び東南アジア、またラテン・アメリカや、アフリカの一部においても示された、経済的及び政治的進展を歓迎する。しかし、世界の多くの国は、依然として貧困と闘っている。とりわけサハラ以南アフリカは、懸念材料である。
16. 我々は、共有された責任、及び基本的な政治・経済の諸原則に関して広まりつつある意見の一致に基礎を置く、対話とパートナーシップにコミットしている。人口増加や環境といった地球的な課題は、全ての国による協力的な努力を通じてのみ取り組むことができる。国際連合システムの経済・社会部門を改革することは、この目的のための重要な一歩となる。
17. 我々は、良い統治の諸原則が益々受け入れられつつあることを歓迎する。経済的及び社会的進歩は、各国が自らの潜在力を活用し、国民の全ての層が関与し、人権が尊重される場合にのみ確保され得る。開発途上国間の地域協力は、開発を促進し、また、安定、平和的関係、及び武器支出の削減に貢献し得る。
18. 先進国は、健全な世界経済に対する特別な責任を有する。我々は、我々の政策が開発途上国に与える影響を考慮する。我々は、我々のコミットメントに沿ってODAの量及び質を拡充するため引続き最善の努力を払う。我々は、ODAを一層最貧国に向ける。貧困、人口政策、教育、保健、女性の役割、及び児童の福祉は、特別の注意に値する。我々は、特に、信頼し得る自助努力を行う国を支持する。より成功している開発途上国は、国際的支援に対し貢献することが求められる。
19. 我々は、開発途上国にとって、貿易、海外直接投資及び活発な民間部門が重要であることを強調する。貧しい開発途上国に対しては、特に製品分野における一層多様化された輸出基盤を確立するための技術的支援が提供されるべきである。
20. IDAの相当規模の増資に関する交渉は、1992年末より前に終結されるべきである。国際通貨基金（IMF）は、最貧国に対し、改革プログラムを支援するための譲許的資金供与を継続すべきである。我々は、IMFによる、拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の１年間の延長に関するIMFの早期の決定、及びその後の期間に関する同ファシリティーの更新を含む選択肢についての十分な検討を要請する。
21. 我々は、南部アフリカにおける前例のない干ばつを深く憂慮する。干ばつアピールの目標は、３分の２が達成された。しかし、依然としてなすべきことが多く残っている。我々は、全ての国に対し支援を求める。
22. 我々は、多くの開発途上国が、債務問題の克服及び信用力の回復に関し達成した進展を歓迎する。これまでのサミットにおけるイニシアティブは、これに貢献した。にもかかわらず、多くの開発途上国は、依然として困難な状況にある。
23. 我々は、国際債務戦略の有効性を確認する。我々は、パリ・クラブによる最貧国に対する強化された債務救済を歓迎する。我々は、パリ・クラブが、一定の条件の下で、３年あるいは４年の期間の後に、調整を行う用意のある最貧国のための債務ストック・アプローチを検討することに合意していることに留意し、また、いくつかの重債務・低中所得国の特別な状況をケース・バイ・ケースで認識することを奨励する。我々は、環境保護のための債務転換を含む自発的債務転換の一層の活用を大いに重視する。

中・東欧

24. 我々は、バルト諸国を含む中・東欧における民主主義国家（以下「中・東欧諸国」）の政治・経済改革及び世界経済への統合に向けた進展を歓迎する。改革は、強力に追求されなければならない。これら諸国の国民には、大きな努力、そして犠牲すらをも

払うことが依然として求められている。彼らは、我々の継続的支援を得る。

25. 我々は、中・東欧諸国における改革を支える、多国間及び二国間の相当規模の支援を歓迎する。欧州復興開発銀行（EBRD）による資金供与は、有用な役割を果たしている。1989年以降、G24及び国際金融機関による贈与、融資及び信用保証の形態での支援及びコミットメントの総額は、520億ドルにのぼる。我々は、G-24が調整活動を継続し、改革を行っている各国の要請にその活動を適合させるよう呼び掛ける。我々は、相応の貢献を行う用意があることを再確認する。

26. 我々は、IMFプログラムに関する合意を受けて、通貨安定化基金の資金を、既存の取極に基づいて、特に企業の競争力を強化することによるポーランドの市場改革努力を支援する新たな使途に振り向けるため、ポーランドと協働するとの考え方を支持する。

27. 先進国は、中・東欧諸国の改革努力が成功することを確保するために、これら諸国に対し相当程度の貿易上の譲許を与えた。しかし、全ての国は、市場を一層開放すべきである。これら諸国との自由貿易地域創設を目指したEC及びEFTAの合意は、大きな貢献である。我々は、中・東欧諸国に対し、その輸出能力を増強する上での技術的支援を引続き提供する。

28. 我々は、全ての中・東欧諸国が、相互間の、また旧ソ連邦の新独立国家との間の経済関係を発展させること、及び、より広く、市場指向に基づきかつガットの原則に合致した経済関係を発展させることを求める。この方向への一歩として、我々は、チェコ・スロヴァキア、ポーランド及びハンガリーの間の特別な協力を歓迎し、これら諸国間で自由貿易が早急に可能となることを期待する。

29. 外国からの投資は、歓迎されるべきである。これは、中・東欧諸国の経済的潜在力を完全に開発するために重要である。我々は、中・東欧諸国に対し、民間資本にとって魅力的かつ信頼し得る投資環境の整備に政策の焦点を当てるよう求める。債務返済を含み、これらの環境が整った際には、我々は、外国投資を促進するために二国間の信用、保険及び保証の手段を供与する。我々は、先進国の企業に対し、中・東欧諸国における投資機会を利用するよう要請する。

旧ソ連邦の新独立国家

30. 旧ソ連邦における広範な変化は、世界をよりよい場所にするための歴史的な機会を提供する。すなわち、それは、より安全な、より民主主義的な、より繁栄した場所である。エリツィン大統領の指導の下で、ロシア政府は、困難な改革過程に乗り出した。我々は、これらの改革を支える我々の協力について討議するために彼と会うことを待望する。我々は、改革を追求している全ての新国家の指導者と協働する用意がある。成功は、国際社会の利益である。

31. 我々は、移行が辛い調整を伴うことを承知している。我々は、新国家に、自助努力に対する支援を提供する。我々の協力は、包括的なものとなり、また、彼らの改革の進捗、並びに、軍事支出の一層の削減、及び既に約された義務の履行を含む国際的に責任ある行動に合せたものとなる。

32. 我々は、新国家が、とりわけ財政赤字及びインフレを抑え込むことにより、健全な経済政策を採ることを奨励する。IMFと協働することは、この作業に経験をもたらし、払われている努力に対して信頼性を付与することができる。マクロ経済の安定化は、遅れるべきではない。それは、私有化、土地改革、投資と競争との促進措置、及び国民のための適切な社会的セーフガードを通じ、市場経済の基礎が同時に併せて整備されてはじめて成功する。

33. 信用力及び信頼し得る法的枠組みを確立することは、民間投資家を引きつけるには不可欠である。新国家の信用力は、特に、彼らの債務履行の態様によって評価される。

34. 民間資本及び企業家的なコミットメントは、経済再建において決定的かつ益々大きな役割を果たさなければならない。我々は、新国家に対し、効率的な民間事業部門、特に市場経済に不可欠な中・小規模の民間会社の層を発展させることを要請する。

35. 急速な進捗は、二つの部門において特に緊急かつ達成可能である。それは、農業及びエネルギーである。これらの部門は、供給状況の改善及び外貨収入の増加において決定的に重要である。我々の国の貿易・産業界は、協力する用意がある。投資に対する障壁が依然として残っているため、貴重な時間が既に失われた。エネルギーに関し、我々は、生産を促進し供給の安全保障を確保するための欧州エネルギー憲章の重要性につき留意する。我々は、準備作業の早急な終了を求める。

36. 全てのサミット参加国は、広範な食糧援助、信用及び医療支援を供与することにより危機的な状況の中で連帯を示した。彼らはまた、技術的支援にコミットした。新国家が自らの潜在力を実現することを助けるには、新国家へのノウ・ハウ及び経験の広範な流入が必要である。民間及び公的部門の双方がこれに貢献できる。何よりも必要であるのは、現場における具体的な助言、及び実際的な支援である。模範例としての価値、あるいは改革過程にとっての戦略的重要性の観点から選ばれたプロジェクトに重点が置かれるべきである。法人レベルでのパートナーシップ及びマネージメント支援は、特に効果的であり得る。

37. 我々は、新国家の産品に対し、国際市場を一層開放する必要性を強調する。新国家との貿易には最恵国待遇が適用されるべきであり、また、一層の特恵的取扱いが検討されるべきである。新国家は、彼らの間の貿易に対する障壁を設けることにより再建を阻害すべきではない。経済及び金融政策において協力することは、彼ら自身の利益である。

38. 我々は、新国家が高度に発達した科学技術能力を保持し、これを経済の構築に活用することを手助けしたい。我々は、先進国の産業界及び科学界に対し、新国家との協力及び交流の推進を呼び掛ける。国際科学技術センターを設立することにより、我々は、大量破壊兵器製造における機微な知識を有する科学者及び技術者の専門知識を、平和目的のために方向転換することを助けている。我々は、高資格の民間科学者が新国家に留まることを可能にすること、及び西側先進国との研究協力を促進することに引続き努力する。

39. 我々は、新国家の国際金融機関への加盟を歓迎する。これは、彼らが、それらの機関と協力して経済改革プログラムを策定し、この基盤の上でこれらの機関の相当規模の資金を利用することを可能とする。これら資金の引出しは、改革の実施の進捗状況に関連づけられるべきである。

40. 我々は、ロシア政府とIMFとの間の協力の段階的戦略を支持する。これは、IMFが、ロシアと包括的な改革プログラムについて引続き交渉する一方で、最も緊急な安定化措置を支援する第１クレジット・トランシュを今後数週間のうちに実行することを可能とする。これは、４月に表明された240億ドルの支援パッケージの完全な利用に道を開くことを可能とする。このうち、ルーブル安定化基金のためにイヤマークされている60億ドルは、必要なマクロ経済の条件が整った場合に利用可能となる。

41. 我々は、新国家、国際機関、及びパートナー諸国の間における緊密な協力を強化するために、必要な場合には、国別協議グループが新国家のために設置されるべきであると提案する。これらのグループの課題は、構造改革を奨励し、技術的支援を調整することである。

旧ソ連邦の新独立国家及び中・東欧における原子力発電所の安全性

42. 我々は、世界のエネルギー供給において原子力発電が果たす重要な役割を認識するが、ソ連型の原子力発電所の安全性は、重大な懸念材料である。各国は夫々、その安全規制当局及び発電所の運転員を通じ、原子力発電所の安全性に責任を有している。該当する旧ソ連邦の新国家、及び中・東欧諸国は、この危険を除去することに高い優先度を付与しなければならない。これらの努力は、エネルギー部門の開発に対する民間の資金供与を奨励するような市場指向的なエネルギー政策改革の一部であるべきである。

43. これらの発電所の安全性を高めるために特別な努力が払われるべきである。我々は、

該当する国に対する支援を、多国間の行動計画の枠組みの中で提供する。我々は、これらの国が十分に協力することを期待する。我々は、関心を有する他の国に対しても、貢献することを要請する。

44. 行動計画は、以下の分野における即時的措置を含むべきである。
(a) 運転上の安全性改善
(b) 安全性評価に基づく短期の技術的改善
(c) 規制制度の強化

これらの措置によって、早期且つ大幅な安全面での利益を得ることができる。

45. 以上に加え、行動計画は、以下の点の検討によって、より長期的な安全性向上のための基礎を築く。
(a) 代替エネルギー源の開発及びより効率的なエネルギー利用によって、より安全性の低い発電所を置き換える余地
(b) より新しい型の発電所の改修の可能性

これを補完するものとして、我々は、原子力の安全性に関する条約の早期締結を追求する。

46. 行動計画は、明確な優先順位を設定し、諸措置に一貫性を与え、その可及的早期の実施を確保すべきである。即時的措置を実施するために、原子力の安全性に関するG-24の既存の調整権限は、該当する旧ソ連邦の新国家に拡大されるべきであり、同時に、一層効果的なものにされるべきである。我々は皆、二国間支援を強化する用意がある。

以上に加え、我々は、二国間のプログラムにより手当てされない、運転上の安全性及び技術上の安全性に関する即時的な改善措置に取り組むための補足的な多国間のメカニズムを、適当な場合には、設置することを支持する。我々は、国際社会に対し、そのための資金拠出に貢献することを要請する。その基金は、二国間の資金供給に考慮を払い、拠出国からなる運営機関により全会一致に基づき管理され、G-24及びEBRDと調整され、またそれらにより支援される。

47. より新しい型の原子力発電所の改修に関する決定は、発電所の安全性、エネルギー政策、代替エネルギー源及び資金供与に関する問題の事前の明確化を必要とする。このような決定が行われ得るための適切な基礎を確立するために、我々は、以下の措置が必要と考える。
(a) 安全性に関する必要な調査報告が遅滞なく提出されるべきである。
(b) 関係国際機関、特に国際エネルギー機関（IEA）とともに、世界銀行は、代替エネルギー源及びそのコスト面での影響を含めたエネルギーに関する必要な調査報告を作成すべきである。これらの調査報告に基づき、世界銀行及びEBRDは、潜在的な財政上の要請に関し、可及的速やかに報告を行うべきである。

48. 我々は、1993年の会合においてこの行動計画の進捗状況を審査する。

49. 我々は、様々な元首及び首相、並びに機関から寄せられた意見に留意し、関心をもってそれを検討する。

次回会合

50. 我々は、宮澤首相よりの、1993年７月における東京への招待を歓迎し受諾した。

（出所）『第17回大蔵省国際金融局年報　平成５年版』（平成５年９月30日）261-266ページ

11-5　東京サミット経済宣言（仮訳）
―雇用と成長へのより強固な決意―

1993（平成５）年７月９日

１．我々主要先進７カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会の代表は、第19回年次サミットのため、東京で会合した。世界の到るところで見られる民主主義と開放的な市場経済に向けての進展は、わずか数年前の我々の最も楽観的な期待をも上回る。最近の歴史的転換の恩恵を十分享受するためには、我々の社会は、多くの挑戦に応えねばならない。即ち、経済回復と雇用創出を達成すること、ウルグアイ・ラウンドを本年成功裡に妥結すること、移行期にある諸国を世界経済に組み入れること、開発途上国を支援すること、そして世界的な成長と環境面での目的とを調和させることである。我々は、我々が共有する価値に基づき、これらの挑戦に取り組む決意である。我々は、

特に国際機関を強化することを通じ、国際協力を拡充するとの我々の決意を新たにする。

世界経済

2．我々は、我々の経済の不十分な成長と不十分な雇用創出を懸念する。北米においては景気回復が継続しているが、緩やかなものにとどまっている。欧州は、回復の兆しがある程度見られるものの、依然顕著な景気後退の中にある。日本の経済は、最悪の状況を脱し、今やある程度の景気回復が見え始めている。多くのアジア及びラテン・アメリカの経済は成長しており、そしていくつかの経済は急速に成長しているが、これらの経済は世界経済において一層重要な役割を果たしている。

3．我々は、特に失業の水準を懸念する。2300万人以上が我々の国々で失業しているが、これは受け容れ難いものである。最近の失業の増加分の多くは現下の景気減速に起因しているものの、現在の失業水準のかなりの部分は構造的性格のものである。従って、失業を削減するためには二面戦略が必要である。即ち、インフレなき持続可能な成長を促進するための節度あるマクロ経済政策及び市場、とりわけ労働市場の効率性を改善するための構造改革が必要である。

4．我々は、雇用の大幅な増加の創出を図る持続可能な拡大を促進するために合意された、この世界的な成長戦略を実施すべく適切な措置をとりつつあり、また今後もとる決意である。我々は、我々各国の政策が相互に補強し合うことを可能とし、かつこれらを世界経済の強化と回復という我々の共有する目的と両立させることを可能とすべく緊密に協議を行う。我々は、この目的に向けた蔵相間の改善された協力を歓迎する。

欧州は、エディンバラにおいて合意され、コペンハーゲンにおいて強化された成長イニシアティブを精力的に実行しつつある。欧州は、最重要課題として金利の迅速な低下の条件が創出されることを確保するため堅実な財政その他の必要な措置を実施することにコミットしている。

北米においては、米国で中期的な大幅かつ着実な財政赤字の削減、国内貯蓄及び国内投資水準の向上、並びに長期金利の低下を確保するという、既に相当前に行われるべきであった歓迎すべき力強い行動が現在とられつつある。

日本は、最近の包括的なパッケージを含め、一連の景気刺激策をとってきた。日本は、長期的な財政の健全性の必要性を念頭に置きつつ、力強い内需主導型の持続的なインフレなき成長を確保するため、必要に応じて財政・金融上の措置を実施する。これは、対外不均衡のかなりの削減という重要な目的に貢献することとなろう。

またウルグアイ・ラウンドの成功裡かつ迅速な妥結は、投資家及び消費者の信認を高めることにより、景気回復と成長への重要な貢献となる。

5．雇用及び成長の機会を拡大するためには、力強い経済の回復、及び長期的な成長の潜在力に対する障害となっている構造問題に取り組むことが不可欠である。この関連で、我々は、特に以下のような項目を含む広範な構造改革に焦点を当てた、我々の蔵相の報告を支持する。

―労働市場の効率性の向上
―教育・訓練の改善
―貯蓄・投資の促進
―多角的貿易システムの維持・改善
―補助金の削減
―人口の高齢化の経済的影響への取組み
―医療支出全般のコントロール
―安定性を確保しつつ進められる金融市場における効率性の向上
―環境に関する国際協力の促進

我々は、技術革新、財政の「質」の改善、及び公的部門の効率性向上といった項目と併せ、上記の項目に取り組むことにコミットし、次回サミットにおいて進捗状況を検討する。

我々は、経済協力開発機構（OECD）の雇用及び失業に関する中間報告を歓迎する。我々は、OECDに対し、構造変化の影響に関する作業を含め、その作業を強化し、次回サミットの前に政策提言を提示することを要請する。我々は、環境政策により提供される雇用創出の機会を強調する。

6．我々の討議の事後点検作業として、我々は、過度に高い失業の原因を探求し、我々の社会の活力を失わせるこの決定的に重要な問題に対する可能な回答を探求するため、我々のハイレベルの代表を今秋の米国の会合に派遣することに合意する。

貿易

7．多角的貿易システムの維持及び拡大は、世界の成長にとり不可欠である。我々は、あらゆる形態の保護主義を抑制する決意であり、いかなることがあっても多角的で開放的な貿易システムを損なう虞れのあるイニシアティブ及び取決めに頼るべきではないことに合意する。我々はまた、いかなる地域統合もこのシステムを補完し支えるものであるべきことを確認する。

　我々の最優先事項は、ウルグアイ・ラウンドの成功裡の妥結である。我々は、モノ及びサービスの市場アクセスの大きなパッケージに向けた最近の重要な進展をジュネーブにおける多国間交渉の即時再開への大きな一歩として歓迎する。これらの進展に対しては、他の交渉参加国は、同等の市場開放措置をもって対応しなければならない。我々は、万事につき合意が得られるまでは何も合意されたとは言えないことを認識しつつ、我々の全ての貿易パートナーに対し、あらゆる事項につき建設的に交渉するよう求める。いくつかの重要な問題が未解決のまま残っている。我々は、それらを解決し、我々の全てのパートナーとともに、本年末までに包括的かつ均衡のとれた合意を達成するとの決意を新たにする。

環境

8．経済的に困難な時期であるにも拘らず、環境問題は、我々の政策課題の中で引続き高い優先度を有する。我々は、持続可能な開発委員会の第１回会合の成功、並びに、気候変動枠組条約及び生物多様性条約の1993年末までの実施と批准に向けての進展を歓迎するとともに、砂漠化条約に関する交渉の進展を歓迎する。我々は、本年末までに国別行動計画を公表するとのコミットメントを含め、国際連合環境開発会議（UNCED）の成果の効果的な事後点検を通じ、環境上持続可能な開発を確保するとの決意を新たにする。また我々は、必要な改善を図り、地球環境ファシリティーが、リオにおいて署名された地球環境に関する諸条約を実施する際の増分的費用への資金を提供するための資金メカニズムとして機能することを確保すべく取り組む。我々は、国際開発金融機関が、より集中的に持続可能な開発に対し焦点を当てるとともに、環境評価をプロジェクトの準備の際に十分考慮に入れ、かつそれを公に利用可能とすることを奨励する。

　我々は、200海里内と公海とにまたがる漁業資源、及び高度回遊性魚種に関する国際連合会議が成功を収めることを待望する。我々は、森林の管理、保全及び持続可能な開発に関する適切な国際的に合意された取極を引続き求めていく。我々は、OECD及び国際エネルギー機関（IEA）が行っている、地球環境に関する懸案に取り組む上での環境及びエネルギー技術の貢献についての分析を歓迎する。

ロシア及び移行期にある他の諸国

9．我々は、中・東欧諸国、バルト諸国、旧ソ連の新独立国家、及びモンゴルを含む移行期にある諸国における改革努力に対する、自助努力に対する支援の原則とパートナーシップの原則とに基づく我々の支援を再確認する。彼らの改革が成功し彼らが世界経済に完全に組み入れられることは、世界の平和と安定のために不可欠である。我々は、国際問題に関し、これらの諸国との建設的かつ責任ある協力の継続を求める。経済の回復に関し勇気づけられる最初の兆候が、改革が最も進んでいる中・東欧諸国における国々で見られる。我々は、我々との間の経済協力と貿易との進展を歓迎し、移行期にある諸国間における一層堅固な協力を求める。

10. 我々は、ミュンヘン・サミット以来ロシアにおいてエリツィン大統領の指導の下で行われ、最近の国民投票でロシア国民に支持された勇気ある改革努力が一層進展していることを歓迎する。我々は、ロシアに対し、インフレを抑制し財政赤字を削減する努力を強化するとともに、民営化への強力な着手を進展させ、一層の構造調整を促進

するために必要な全ての法的及び行政的措置をとることを求める。4月に東京で開催されたG7閣僚合同会合は、ロシア国民の自助努力への支援の枠組みを設定した。我々は、各々の分野において見られた進展を歓迎する。公的債権者は、寛大な債務繰延べを通じ、改革過程に対し目に見える支援を与えた。我々は、ロシア政府、民間銀行及び付保されていない輸出者が交渉により同等な解決を見出すことを期待する。我々は、国際通貨基金（IMF）の体制移行ファシリティーの創設、及びそのロシアへの15億ドルの第1トランシュの融資実行を歓迎する。我々は、ロシアとIMFとに対し、スタンド・バイ取極に向けての交渉を直ちに開始することを求める。我々はまた、欧州復興開発銀行（EBRD）の2.5億ドルの協調融資を伴う最近の世界銀行の6.1億ドルに及ぶ石油セクター復興融資の承認を歓迎する。我々は、EBRDとの緊密な協力の下で3億ドルの中小企業基金を設立するための資金を提供するとのコミットメントを行った。我々は、ロシアの経済発展にとって、改善された市場アクセスが重要であることを認識する。我々は、ロシアがガット加入に向けて前進するに際し、ロシアとともに作業を進める。この関連で我々は、輸出管理を冷戦後の時代に適応させる努力を強化する。我々は、民営化及び企業改革がロシアの市場経済への転換の核心部分をなすことを認識し、国際開発金融機関と協力の下、1994年末までの始動期間に焦点を当てた、企業再編支援、技術支援、及び地域支援からなる特別民営化・再編プログラムを創設することに合意する。このプログラムには総額30億ドルが投入される見込みである。さらに、我々は、ロシア側のカウンターパートとともに生産性向上のための方法及び技術を分かち合うことによりこの過程を支援することを、民間セクターに奨励する用意がある。我々は、我々のロシア支援の実施を促進するため支援実施グループをモスクワに設立することに合意する。一方で、我々は、ロシアの実施努力の強化を求める。

11. 我々は、マルチ基金の設立を含む、ミュンヘン・サミットにおいて合意されたより広範な参加が奨励される原子力安全プログラムにおいて見られた進展を歓迎する。G24を通じ調整された緊急安全措置は、依然として大きな懸念をもたらしている原子力発電所の真の改善を確保するために迅速に実施される必要がある。関係諸国は、原子力安全に関する基本的諸原則を遵守する第一義的な責任を有する。独立の規制当局が強化されるべきであり、チェルノブイリ等の高リスク原子炉の早期閉鎖を含め、原子力安全には全ての関係諸国においてより高い優先度が与えられねばならない。我々は、世界銀行に対し、IEAとともに関係国それぞれとの対話を継続し、EBRD及び欧州投資銀行（EIB）を含む他の融資機関とともにこれら各国による、より長期的なエネルギー戦略の策定を支援することを促す。我々の目的は、国別アプローチに基づき、可及的速やかに関係諸国による協調行動のための枠組みに合意することである。我々は、1994年に進捗状況を検討する。

　我々は、既存の国際的義務に照らし、ロシアによる放射性廃棄物の海洋投棄に対する懸念を強調する。

開発途上国

12. 多くの開発途上国では政策面での改革及びその実行において勇気づけられる変化が起きているが、これらの国々の多く、特にアフリカでは依然として大きな経済的及び社会的困難に直面している。我々は、これらの国々における持続可能な発展及び世界経済への組入れ、並びに、人類に対する地球的規模の挑戦への取組みに向けての彼らの協力は、世界の平和と繁栄のために不可欠であることを認識する。我々は、良い統治の諸原則に基づき、彼らの自助努力への支援を引続き強化する。我々はまた、彼らに対し、持続可能な経済成長のための堅固な基礎を築くため健全かつ開放的な経済政策をとることを奨励する。

13. この目的のため、我々は、援助のみならず貿易、投資、及び債務戦略をも含む包括的取組み、並びに、それぞれの国の特定の発展段階における要請及び実績に合わせ、また環境をも考慮に入れたそれぞれに異な

る取組みを追求する。このような取組みの下では、我々は、新たな需要に対応するとともに、現在の要請を満たすよう開発援助を拡充するあらゆる努力を払う。最貧国は特別の注意を払うに値する。それゆえに、我々は、IMFの拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の継承または更新を支援する。我々はまた、本年10月のアフリカ開発会議が成功を収めることを待望する。我々は、国際的債務戦略の有効性を確認し、パリ・クラブに対し、特にケース・バイ・ケースでのより早期の債務ストックの削減に関し、最貧重債務国のための債務救済の問題を引続き検討することを促す。我々は、これらの国々の債務削減のため我々と行動をともにするとの米国政府の決定を歓迎する。

14. 我々は、開発途上国との共通の関心事項に関し、より建設的なパートナーシップと対話を確立するための開発途上国のイニシアティブを歓迎する。我々は、急速な人口増加と持続可能な開発の目的との関連を検討する上で重要な、来年カイロにおいて開催される国際人口開発会議の成功に向けて取り組む。

国際協力及び将来のサミット

15. 我々の直面する挑戦に取り組むため、我々は、既存のフォーラムにおいて国際協力を強化し、よりよい協調と効率を追求する決意である。我々は、国際連合事務総長による国際連合の運営の改革及び改善のための努力を認め、賞賛する。我々は、国際連合事務総長がこれらの目的を追求することを支持する。

16. 我々は、いかにしてサミットを通じ、その時代の最も重要な問題に最もよく我々の関心の焦点を当てることができるかにつき熱考した。我々は、サミットは意見交換を行い、コンセンサスを形成し、我々の間の理解を深めるための機会を与えるという点でサミットを評価する。しかし我々は、我々の共通の主要関心事項に共同でよりよく対処できるよう、サミットは儀礼、人、文書及び宣言を減らし、我々の間の形式ばらない討議に充てられる時間を増やすべきであると確信する。我々は、将来のサミットをこの精神で運営する意向である。

我々は、1994年７月にイタリアのナポリで会合することについてのイタリア首相の招待を受諾した。

（出所）『第18回大蔵省国際金融局年報　平成６年版』（平成６年11月16日）252–256ページ

11–6　ナポリ・サミット・コミュニケ（仮訳）

1994（平成６）年７月９日　ナポリ

前文

１．我々主要先進７カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会委員長は、第20回サミットのため、1994年７月８日及び９日ナポリで会合した。

２．我々は、世界経済において類まれな変化が生じている時に集まった。新たな形態の国際的な相互作用が我々の国民の生活に非常に大きな影響を及ぼしているとともに、我々の経済のグローバル化をもたらしている。

３．50年前、ブレトン・ウッズにおいて、理想あふれる指導者達は、我々の国に二世代にわたり自由と繁栄をもたらした諸機関の設立を開始した。彼らの努力は、二つの偉大な、そして普遍的な原則―民主主義と開かれた市場―に立脚するものであった。

４．21世紀に近づきつつある現在、我々は、これらの機関を再生し再活性化するとともに、世界中に新たに登場しつつある市場経済を指向する民主主義国家の統合という課題に取り組む責任を自覚している。

５．この責任を果たすため、我々は来年のハリファックス・サミットにおいて、以下の２つの問題に焦点をあてることに合意した。

⑴　我々の国を含む世界の諸国民の繁栄と福利を増進するために、21世紀の世界経済が、良好な雇用、経済成長及び貿易の拡大を維持しつつ、持続的な発展をもたらすことを如何にして確保できるのか。

⑵　これらの課題に対処し、人々の将来の繁栄と安全を確保するために、機関をどのように変えることが必要とされるのか。

雇用と成長

1．1年前、我々のすべての国の経済において、景気回復は見られないか又は滞りがちであった。今日、心強い結果が生じつつある。景気回復は進行中である。新たな雇用が創出されてきており、我々の国のうち、より多くの国において、人々が再び職に就きつつある。現在、インフレは、過去30年以上で最低の水準にあり、インフレのない力強くかつ持続的な成長のための条件が整っている。したがって、我々は、東京サミットにおいて合意した成長戦略を再確認する。我々は、大蔵大臣に対し、景気回復の軌道維持のために緊密に協力することを求め、進行中の多数国間の監視及び政策協調の過程を強化するよう要請した。また、我々は、世界の資本市場の一層の統合に対応するため、適当な当局の間の協力を強化するよう奨励する。

2．しかし、失業は余りにも高い水準にとどまっており、我々の国だけでも2400万人以上が失業している。これは許容し得ない損失である。我々の国の多くのように、失業が若者や長期の失業者に集中しているときには、特に害が大きい。

3．我々は、デトロイトにおける雇用失業ハイレベル会合及び経済協力開発機構（OECD）の分析を受け、我々がとる必要のある行動を明らかにした。

―企業及び個人が自信を持って自らの将来につき計画を立てられるように、成長と安定のために努力する。

―我々の経済の雇用創出能力を改善するために改革を加速化することにより、現在の景気回復を増進する。

これらの双方が、失業水準の持続的削減を達成するために不可欠である。

4．我々は、以下の構造的措置に力を注ぐ。

―より良い基礎教育、技能の向上、学校から職場への移行の円滑化、職業訓練への雇用者側の十分な関与、デトロイトにおいて合意されたような生涯学習という考え方の普及を通じ、国民に対する投資を増加させる。

―雇用費用の増大又は雇用創出の阻害をもたらす労働の硬直性を減少させ、過度の規制を撤廃し、可能な場合には雇用に伴う間接的な費用の削減を確保する。

―失業者がより効果的に職を探すことに資する積極的な労働市場政策を遂行し、我々の社会保障制度が働く意欲を生みだすことを確保する。

―特に、開放的、競争的かつ統合された世界情報インフラの整備を含む技術革新及び新技術の普及を奨励し促進する。我々は、この問題をフォローアップするために我々の関係閣僚がブラッセルで会合することに合意した。

―新たな需要が生じている分野、例えば、生活の質及び環境の保護に関する分野において、雇用創出を促進する機会を追求する。

―不必要な規制を撤廃し、中小企業にとっての障害を除去することを通じ、競争を促進する。

5．この計画の実施のために、我々は、企業と労働者の活発な参加及び国民の支持を要請する。

6．我々は、この行動計画を推し進める決意であり、持続的成長及びより多くの―そしてより良質の―新しい雇用の創出という我々の目的の実現に向けた進捗状況を検討する。

貿易

1．市場開放は、成長を助長し、雇用を創出し、繁栄を増進する。

ウルグアイ・ラウンド合意の署名とWTOの設立は、戦後の貿易自由化における重要な一里塚である。

2．我々は、1995年1月1日までに、ウルグアイ・ラウンド合意を批准し、WTOを設立する決意であり、他の諸国も同様の行動をとることを要請する。

我々は、貿易自由化の勢いを継続させる決意である。我々は、WTO、IMF、世界銀行及びOECDに対し、自らの所掌の範囲内において協力することを要請する。

3．国際貿易に関する新しい問題につき、我々は、OECDにおいて進行中の国際貿易のルールと競争政策との相互作用についての研究を奨励する。我々は、対外直接投資に対する障害を除去するために、国際投資

ルールの一層の発展を支持する。
4．我々は、貿易と環境との関係に関し、新設されるWTOにおいて行われる作業を歓迎する。我々は、雇用や労働基準を含む新しい問題及び貿易政策にとってのそれらの意味合いについての我々の理解を深めるための努力の強化を要請する。
5．我々は、来年のサミットにおいて、これらの問題に関する進捗状況を検討する。

環境

1．環境は、国際協力の最優先事項である。環境政策は、例えば、適当な技術に対する投資、エネルギー効率の改善、汚染地域の浄化を通じて、成長、雇用及び生活水準を高めることに寄与し得る。
2．我々は、国際開発金融機関が、引き続き、現地の参加を一層促進すること及び開発計画において環境に対し一層配慮することを求める。
3．我々は、リオ・プロセスの実施の進捗状況についての「持続可能な開発委員会」による検討作業を支持する。我々は、既に締結された条約、特に、生物多様性条約及び気候変動枠組条約の実施を期待し、この関連で、これらの問題に関しナッソー及びベルリンで開かれる予定の会議の成功に向け努力する。
4．我々は、地球環境基金（GEF）の機構改革及び増資を歓迎し、上記２条約のための恒久的な資金供与制度として同基金が選択されることを支持する。

　我々は、最近の砂漠化防止条約の締結と小島嶼（しょうとうしょ）会議の結果を歓迎する。これらはリオにおいて合意された枠組みを強化するものである。
5．我々は、気候変動枠組条約の下で要請される自国の計画の実施を速める決意であり、来年のサミットにおいて各国の実施状況につき各々報告する。我々は、また、2000年より先の措置を策定する必要性を認識する。

開発途上国

1．我々は、多くの開発途上国における経済発展を歓迎する。しかしながら、我々は、いくつかの国、特にアフリカのいくつかの国の経済停滞と貧困の継続を懸念している。急速な人口増加が多くの国において貧困を悪化させてきたことに鑑み、我々は、人口及び開発に関するカイロ会議の前向きな成果の重要性を強調する。
2．我々は、開発途上国における貿易と投資を促進するとともに、開発援助を拡大する努力を続ける決意である。

　我々は、開発途上国へ相当規模の民間資本が流れていること、また、これらの国のうちの多く、特にラテン・アメリカ及びアジアの多くの国が相互の貿易を増加させる努力を行っていることに勇気づけられている。

　我々は、世界銀行が地域開発銀行とともに保健・衛生、教育、家族計画、環境保護に関する支援を増加させつつ、開発途上地域に対する民間資本の流れを補強する努力を強化するよう要請する。

　我々は、パリ・クラブが最貧重債務国に対する債務救済措置を改善するための努力を続けることを奨励する。我々は、適当な場合には、債務ストックの削減、及び特別な困難に直面している国に対する譲許性の向上を選好する。

　我々は、拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の更新を歓迎し、また、開発途上国に対する支援を増大させるため、及びすべての加盟国の特別引出権（SDR）制度への参加を確保するためIMFが検討中の措置を歓迎する。さらに、我々は、経済的・政治的混乱から立ち直りつつある国及び最貧重債務国の特別な需要に応えるため、国際金融機関の既存の資金をより効果的に動員する方法を探求することに合意する。
3．中東において、経済発展は、和平プロセスを支えるのに不可欠である。したがって、我々も、他国とともに、パレスチナ当局に対し財政支援及び技術的支援を提供しており、当該地域における協力と開発を促進するよう努力している。我々はイスラエルに対するアラブ・ボイコットの終了を要請する。

　我々は、南アフリカの完全な民主主義への移行を暖かく歓迎する。これにより、貿易と対内投資の新たな機会が開かれるであろう。我々は、経済的及び社会的発展の強化に資する一層の支援、特に最貧層に対す

る支援を提供する。南アフリカの国民のみならずその近隣諸国にとっても、南アフリカの潜在能力が完全に発揮されるような着実な経済政策から得るものは多い。また、我々は、CFAフラン地域の諸国による最近の平価切下げに続く調整措置、及び国際社会の迅速な支援を歓迎する。

原子力安全

1．我々は、ミュンヘン及び東京でのサミットで合意された、中欧及び東欧諸国並びに旧ソヴィエト連邦諸国に関する原子力安全プログラムの進展を歓迎する。

2．協調行動のための効果的な枠組みが既に存在している。世界銀行は、欧州復興開発銀行（EBRD）、欧州投資銀行（EIB）を含む他の融資機関、及び国際エネルギー機関と協力して、各国が長期的なエネルギー戦略を立てることを支援している。いくつかの短期的な安全性改善措置がとられつつある。更に措置をとる必要があり、より長期的な行動をとらなければならない。この目的のために、国際金融機関は、その権能に従い、それぞれの融資能力を最大限に活用することを求められている。

3．我々は、危険性の高い原子炉の早期閉鎖を促進するための既存の国際的な取組を引き続き支持している。チェルノブイリ原子力発電所の閉鎖は、緊急の優先事項である。

したがって、我々は、チェルノブイリ原発の閉鎖のための行動計画をウクライナ政府に提示しようとしている。この計画は、国際社会による財政的貢献とともに、ウクライナ当局の措置を必要とする。

チェルノブイリ原発の閉鎖と同時に、適切な安全基準に合致した3基の新たな原子炉の早期完成、エネルギー部門における包括的な改革、一層のエネルギー節約及び代替エネルギーの利用が行われることとなる。

4．この関連で、我々は欧州連合による拠出を歓迎する。我々は、一段の措置として、このための原子力安全基金の増資を含め、当初2億ドルを上限とする贈与を行動計画のために提供する用意がある。さらに、国際金融機関により貸出が行われるべきである。

我々は、他の援助国及び国際金融機関が我々とともにこの行動計画を支援することを要請し、定期的に進捗状況を検討する。

ウクライナ

我々は、安定しかつ独立したウクライナを希望する。

我々は、3か国声明、ウクライナによる第一次戦略兵器削減条約の批准、及び核兵器除去のための措置を歓迎する。ウクライナが非核兵器国として核兵器不拡散条約（NPT）に加入することを期待する。

しかし、我々は、その経済状況を深く懸念する。真の改革が、経済を改善する唯一の道である。我々は、ウクライナ政府が、安定化及び価格自由化と民営化を含む構造改革を早急に立案・実施することを求める。これは、IMFによる融資並びに世界銀行及び欧州復興開発銀行による相当規模の貸出のための基礎となる。我々は、実質的な技術的支援及び資金支援を通じ、また、ウクライナ産品の我々の市場へのアクセスの改善を促進することにより、包括的な改革努力を支援する決意である。

ウクライナは、包括的な市場改革への決意を改めて示すことにより、真の改革の開始に引き続く2年間にわたり40億ドル以上の国際的な資金供与を受けることができる。

我々は、ウクライナにおける経済移行のためのパートナーシップについての会議を、次回のサミットまでにカナダで開催するとの提案を支持する。

ロシア

1．我々は、ロシアにおける改革過程の歴史的な重要性を認識している。我々は、政治・経済双方における改革についてロシアの指導者の決意、及び現在までの進展に勇気づけられている。

2．我々が昨年東京サミットにおいて支持した方策は、成果を生みつつある。我々は、経済計画に関するIMFとの合意、並びに世界銀行及びEBRDとの最近の一連の借入合意を歓迎する。我々は、ロシアが経済を安定させ、改革過程を強化し、社会的困難を軽減させるために、国際金融機関と協力することを奨励する。

現在検討されているIMFの資金利用限度の引上げ、新しいIMF加盟国に対する特別

引出権（SDR）の配分及び世界銀行の貸出の加速化は、ロシアの改革努力を支援する能力を大幅に高める。最近合意されたロシアの1994年の債務返済の包括的繰延べも、有益であろう。

我々は、支援努力に対してロシア国内に存在する実施上の障害の除去に支援実施グループ（SIG）が貢献することを引き続き求める。

3．国内の貯蓄を生産的に使用するため動員すること及び外国からの直接投資を誘致することは、ロシアの改革の成功にとり極めて重要であろう。したがって、我々は、ロシアが民間投資及び対外貿易のための法的・制度的枠組みを改善することを求める。我々としては、ロシアの世界経済への統合を進め、ロシア産品の我々の市場へのアクセスを一層改善するために、ロシアのガット加入に向けて、ロシアと協力を続ける。

4．我々は、ロシアにおける改革を支援し続ける。

その他の移行諸国

我々は、移行諸国の改革努力の進展を歓迎し、この努力に対する我々の支持を再確認する。

特に、我々は、中欧及び東欧諸国の政治的・経済的移行を賞賛し、これらの諸国の自由市場への統合を支持する。

国際犯罪及び資金洗浄に対抗する協力

1．我々は、資金洗浄を含む国際的組織犯罪が増加していること、及び合法的な経済活動を支配するために不正収益が使用されていることを危惧している。これは、世界全体にわたる問題であり、移行諸国は犯罪組織によってますます標的とされている。我々は、この状況に取り組むための国際協力を強化する決意である。

我々は、国際的組織犯罪に関する世界閣僚級会議が本年10月にナポリで開催されることを歓迎する。

2．我々は、資金洗浄に関し、我々が1989年に設立した金融活動作業部会（FATF）の業績を認識し、同部会が今後5年間作業を継続することへの支持を再確認する。我々は、目標を達成するためには、FATF参加国及び重要な金融市場を有するその他の政府により対抗措置が実施される必要があることに合意する。最終的な成功のためには、薬物取引その他重大犯罪又は相当規模の収益を生み出す犯罪からの収益の洗浄を防止するための効果的な措置がすべての政府によって講じられるようにする必要がある。

3．我々は、各国が適当な場合には必要な立法措置をとることを求める。

次回サミット

今回のサミットの討議の結果、我々は、昨年東京サミットで合意したように、より非公式なサミット運営が有益であることを確信した。ナポリ・サミットにおいて、我々は、従来以上に自由な意見交換を行い、より緊密な相互理解を築き上げることができた。来年我々は、本年以上に柔軟でより非公式な会合をもつことを期待する。

我々は、1995年6月にハリファックスで会合することについてのカナダの首相の招待を受諾した。

（出所）『第19回大蔵省国際金融局年報　平成7年版』（平成8年2月16日）262–266ページ

11–7　ハリファックス・サミット・コミュニケ（仮訳）

1995（平成7）年6月16日　ハリファックス

前文

1．我々主要先進7カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会委員長は、第21回サミットのため、ハリファックスで会合した。我々は、変化と機会の時に集まり、共にそして世界中の我々のパートナーと協力していくとのコミットメントを改めて確認した。

成長と雇用

2．我々の経済政策の主要な目的は、国民の福祉を向上させ、豊かで生産的な生活を享受できるようにすることである。したがって、質の良い雇用を創出し、我々の非常に多くの国において依然として受け入れ難いほど高い失業を減らすことは、我々のすべてにとり喫緊の優先課題である。我々は、この目標達成に資するような経済環境を確立する決意である。

3．我々は、世界の多くの国で力強い経済成

長が続いていることに引き続き意を強くしている。成長は若干鈍化してきたが、我々のほとんどの国において、持続的経済成長の条件は整っていると見受けられ、インフレは十分に抑えられている。我々は、成長のモメンタムを維持するための適切なマクロ経済・構造政策を遂行する。

4．しかし、問題は残っている。内外の不均衡は、金融通貨市場の有益でない変動とあいまって、持続的なインフレなき成長の達成と国際貿易の継続的な拡大を危うくしかねない。

5．我々は、既に合意した中期的経済戦略に引き続きコミットしている。我々は、この戦略に従って、持続的な雇用の創出を促進する手段を講ずることにより、現下の景気拡大を最大限に活用する決意である。このためには、財政赤字を更に削減し、インフレなき環境を維持し、高いレベルの世界的な投資の資金のために国内貯蓄を増加するとの断固たる行動が求められている。各国とも自らやるべきことをやらなければならない。

6．我々は、ワシントンでのG7蔵相会合において得られた結論を支持し、彼らに対し、経済の監視及び為替市場において緊密な協力を維持するよう求める。

7．適切な財政・金融政策は、それ自体が経済パフォーマンスの向上という成果を十分にもたらすものではない。また、我々は、我々の経済が成長し、かつ、安定した給与の良い雇用を創出する長期的な潜在力を発揮する上での障害を除去しなければならない。このためには、我々の労働力の技能を向上させる措置及び適当な場合には、労働市場の一層の柔軟性と不必要な規制の撤廃を促進する措置をとる必要があろう。ナポリにおいて、我々は、訓練及び教育、労働市場の規制及び調整、技術革新並びに競争強化といった分野における一連の改革を約束した。我々は、これらの改革を遂行するに当たって、OECDが各加盟国経済の構造・雇用政策に関し詳細な検討を開始したことを歓迎する。

8．我々の議論のフォローアップとして、我々は、閣僚に対し、次回のサミットの前にフランスで会合し、雇用創出の進捗状況を検討し、我々のすべての国において雇用を増加させるためには何が最善かを検討するよう要請することに合意する。

9．また、我々は、高齢者や社会的弱者の保護を確保する決意である。このために、我々の幾つかの国では、公的年金計画及び社会保障制度の継続を確保する措置をとらなければならない。また、我々の幾つかの国では、民間部門の年金資金の利用可能性を確保することに同様の関心を向ける必要がある。

10．我々は、関係閣僚たちによって合意された8項目の主要な政策上の原則を含め、2月にブラッセルで開催された「情報社会に関する会合」の成果を歓迎するとともに、技術革新と新技術の普及の促進に資するために計画されている一連のパイロット・プロジェクトの実施を奨励する。また、我々は、民間部門の参加を歓迎する。我々は、「グローバルな情報社会」を実現するに当たって、開発途上国や移行経済諸国との対話を奨励し、情報社会に関する会議を1996年春に南アフリカで開催するとの提案を歓迎する。

21世紀の課題に応えて

11．国際機関は、過去50年にわたり、安定、繁栄及び公平を追求する上で中心的存在であった。昨年ナポリにおいて、我々は、これらの国際機関が将来の課題に効果的に対処し得ることを確保すべくその見直しを求めた。本日ハリファックスにおいて、我々は、この目的に向かって幾つかの具体的な方策を提案する。効果的かつ効率的な国際機関は、すべての国にとって重要である。我々は、世界の安定と繁栄を増進するため、それぞれの国際機関のすべての加盟国と共に当該機関の強化に向けて全力を挙げることを約束する。

世界経済の強化

12．世界経済は、過去50年にわたり、想像を超える変化を遂げてきた。技術の変化が推進してきたグローバル化により、経済は相互依存関係を深めてきた。このことは、従来純粋に国内的なものと見られてきた幾つかの政策分野や政策分野間の相互作用にも

当てはまる。我々が直面する主要な課題は、市場の特性を把握し、かつ、重要なプレイヤーが増加していることを認識しながら、この深まりつつある相互依存関係を運営していくことである。これは、世界的なマクロ経済と金融の安定を追求していくに当たって特に重要である。

13. G7間のマクロ経済政策に関する緊密な協議と効果的な協力は、インフレなき持続的成長を推進し、大幅な内外不均衡の出現を回避し、為替市場の一層の安定を推進する上での重要な要素である。我々の閣僚は、これまでに、国際通貨基金（IMF）との協議の拡充を含む政策協調を強化するために、協議のあり方に関し幾つかの変更を行ってきた。

14. 世界の資本市場の成長と統合は、大きな機会と共に新たな危険をも生み出してきた。民間資本の流れの増大、国内資本市場の一層の統合、及び金融分野における革新の加速度的な進行に内在する危険に国際社会が引き続き適切に対処していくことができるよう確保することは、我々に共通の利益である。

15. 本年初頭のメキシコにおける事態の展開とその影響により、これらの問題に対する我々の関心は強まった。我々は、メキシコにおける最近の事態の一層の改善と共に、多くの新興経済における事態の進展を歓迎する。

16. 危機を予防することは、とるべき措置の方向性として望ましい。これを達成するためには、各国が健全な財政・金融政策を遂行することが最善である。しかし、早期警戒システムの改善も必要であり、それによって、我々は、金融上の衝撃的事態を予防し又は処理するために一層迅速な行動をとることができるようになる。かかるシステムは、各国の経済政策及び金融市場の動向に対する改善された効果的な監視システムを備えていなければならず、また、市場の参加者に対し情報をより十分に開示するものでなければならない。このために、我々は、IMFに対し次のことを要請する。

—主要な経済・金融データの時宜を得た公表のための基準を設定すること。

—これらの基準に従っている国を定期的に特定し公表する手続を設定すること。

—加盟国が一連の標準的データを十分にかつ時宜を得て報告することを強く求め、すべての政府に対してより明確な政策的助言を提供し、必要な行動を回避していると見受けられる国に対してより率直なメッセージを伝達すること。

17. 予防が失敗した場合の金融市場の難局に際しては、国際機関や主要国が、適当な場合には、迅速にかつ協調して対応する必要がある。融資メカニズムは、衝撃的事態に効果的に対処するために必要な規模とタイミングで運用されなければならない。この関連で、我々は、IMFに対し次のことを要請する。

—新たな常設の手続としての「緊急融資メカニズム」を創設し、危機が生じた場合に、厳格なコンディショナリティーとより多額の前倒し融資を伴うIMF取決めへのより迅速なアクセスを提供するようにすること。

18. この手続を支援するために、我々は、次のことを要請する。

—G10及びこのシステムを支援する能力を有するその他の国が、金融上の緊急事態に対処すべく、一般借入取決め（GAB）の下で現在利用可能な額をできる限り早期に倍増するとの目的で融資取決めを作成すること。

19. IMFが現行の責任を果たす上で十分な財源を持つことを確保するため、我々は、IMFの新たな増資についての議論を継続するよう要請する。

20. 上記の諸要素につき着実な進展が図られれば、将来の金融危機に対処する我々の能力は著しく向上するはずである。それにもかかわらず、これらの改善がいかなる場合にも十分であるとはいえないかもしれない。また、債務危機の状況においては、国際金融上の多様な手段がもたらす法的その他の複雑な問題があることをも認識して、我々は、G10の蔵相及び中央銀行総裁が、かかる問題の秩序ある解決のために有益と考えられる他の手続を更に検討することを奨励する。

21. 我々は、SDR制度にすべてのIMF加盟国が参加することを引き続き支持する。更に、我々は、世界の金融システムの変化にかんがみ、IMFに対し、SDRの役割と機能の幅広い見直しに着手するよう要請する。

22. 金融機関や市場の規制及び監督につきより緊密に国際協力を行うことは、金融システムを守り、その健全性確保のための水準が損なわれていくことを防ぐ上で非常に重要である。我々は次のことを要請する。
—規制・監督当局間の協力を深め、危機を監視・抑止するために必要な防止措置、基準、透明性及びシステムを発展・増進させることにつき、グローバルなレベルで、効果的で統合されたアプローチを確保すること。
—適切な監督体制に関する国際金融機関よりの政策助言を強化することと併せ、各国が資本市場の規制を除去するよう引き続き奨励すること。
—蔵相が、銀行及び証券の規制に責任を有する国際機関に対し研究・分析を委託するとともに、次回のサミットにおいて現行の体制の妥当性につき、要すればその改善のための提案と併せ報告すること。

23. 我々は、また、国際的な金融詐欺が大きな問題となりつつあると認識している。我々は、規制当局と法執行機関との間の意思疎通を改善する決意である。

持続可能な開発の推進

24. すべての人々にとってのより質の高い生活は、持続可能な開発の目標である。民主主義、人権、透明性が高く責任ある統治、人材への投資及び環境保護は、持続可能な開発の基盤である。一義的な責任は各国にあるが、二国間及び多数国間の国際協力は、各国の努力を補強するために不可欠である。我々は、相当規模の資金の流れを確保するとともに、我々の援助の質を改善する決意である。

25. 国際開発協会（IDA）は、貧困を削減し、最貧国が世界経済に統合されることを助長する上で、不可欠な役割を果たしている。したがって、我々は、すべての援助国に対し、IDA第10次増資に関するコミットメントを迅速に履行するよう、及びIDA第11次増資を通じての大幅な増資を支持するよう要請する。我々は、国際開発銀行に関する世界銀行・IMF合同開発委員会タスク・フォースの提言に期待している。

26. 国際機関は、知的リーダーシップ及び政策助言を提供すること並びに持続可能な開発にコミットしている国に資源を結集することにより、決定的に重要な役割を果たしている。国際連合及びブレトン・ウッズ機関は、それぞれの能力に立脚すべきである。国際連合は、世界の優先課題についての合意形成のための独特なフォーラムを提供し、基本的価値を擁護し、開発上及び人道上の要請に対応している。ブレトン・ウッズ機関は、マクロ経済の安定を推進し、持続可能な開発に資する環境を支援し、開発のための資源を動員・移転するに当たって、特有の役割を果たしている。我々は、関係国際機関が次のことを行うよう確保するために、それぞれの機関及びそのすべての加盟国と協力する。
—各機関の計画のすべての側面において、環境に対する配慮を強化・深化させること等により、持続可能な開発を政策及び計画の主要な目標とすること。
—各国に対し、健全な経済、環境及び社会政策をとるよう、並びに持続可能な開発のための適当な法的及び組織的な枠組みを整備するよう奨励すること。
—参加型開発戦略をとるよう各国に奨励し、並びに透明性、国民に対する責任、安定した法の支配及び活力のある市民社会を確保する政府の改革を支援すること。
—健全な民間部門の発展を奨励し、民間資金の流れを促進するための保証及び協調融資を拡大し、並びに中小企業のための信用供与を増大すること。
—民間部門の資金が利用可能でない場合には、持続可能な開発に必要な社会資本のための資金を引き続き提供すること。

27. 我々は、中東和平のプロセスを積極的に支援する必要性について合意する。かかる支援には、地域的な協力を強化する新たな組織及び融資制度の設立が含まれる。したがって、我々は、既に作業中のタスク・フォースに対し、10月のアンマン・サミッ

トに間に合うように適当な提案を作成するために検討を続けるよう要請する。

貧困の削減

28. 何よりも優先されるべき課題は、世界の貧しい人々の窮状を改善することである。極度の貧困の存続及び最貧国の疎外は、繁栄と安全を求める世界中の願望と明らかに両立しない。サハラ以南アフリカは、特に深刻な課題に直面している。我々は、関係国際機関に次のことを奨励する。
—最貧国、特に、サハラ以南アフリカの諸国であって、譲許的資金を効果的に使用する能力と決意を有することが明らかなものに同資金を集中し、援助を実施するに当たって軍事支出その他の非生産的支出の傾向を考慮すること。
—貧困の根源に立ち向かう基本的な社会計画その他の措置に向けられる国際機関の資金の割合を大幅に増加すること。

29. 我々は、昨年我々が最貧国の債務救済措置の改善を奨励したことに対するパリ・クラブの対応を歓迎し、ナポリ・スキームの完全かつ建設的な実施を要請する。我々は、最貧国の中には、国際機関に対して相当規模の債務を負っているものがあることを認識している。我々は次のことを奨励する。
—ブレトン・ウッズ機関が、既存の制度の弾力的な運用及び必要な場合には新たなメカニズムを通じ、国際機関に対して債務を負っている国を支援するために、包括的な取組みを発展させること。
—この目的を推進し、譲許的な拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の融資を継続するため、既存の世界銀行及びIMFのすべての資金をより有効に利用し、国際開発銀行が適当な措置をとること。

30. 開かれた世界市場も開発途上国における経済成長の加速に決定的に重要である。国際機関は、世界の貿易体制への最貧国の統合を支援するために努力すべきである。我々は、後発開発途上国に対するウルグアイ・ラウンドの影響をWTOが監視・検討することを奨励する。

環境保護

31. 我々は、環境保護のための国内的及び国際的措置の双方を最優先の課題とする。環境の保護は、革新的な技術の開発・採用の契機となり、これにより経済効率と成長は向上し、長期的雇用の創出に資する。G7諸国の政府は、その政策、活動及び調達において、環境の改善につきリーダーシップを示さなければならない。このためには、経済的措置、革新的な責任制度、環境への影響の評価及び自主的な措置を適切に組み合わせる必要がある。汚染の予防、汚染者負担原則、環境コストの内在化及びすべての分野における政策と意思決定に環境上の配慮を組み込むことに努力を集中させなければならない。

32. 我々は、1992年のリオ地球サミット以降のコミットメントを果たす重要性及び適当な場合には同コミットメントを見直し強化する必要性を強調する。気候変動は、依然として世界的に非常に重要である。我々は、他国と協力して次のことを行う。
—気候変動枠組条約に基づく現行の義務を履行するとともに、ベルリンでの締約国会議をフォローアップすべく合意された野心的な日程及び目的を実現するとのコミットメントを果たすこと。
—生物多様性条約に従って採択された中期的作業計画を実施すること。
—CSDの森林に関する政府間パネルの作業を成功裡に終了させ、200海里内と公海とにまたがる漁業資源及び高度回遊性魚種に関する国際連合会議の成功を推進するとともに、次回のCSD会合において世界の海洋に関する問題に対処する措置についての国際的な合意を推進すること。

33. 我々は、CSDとUNEPの任務をより明確にすることを奨励する。CSDは、持続可能な開発のための長期的・戦略的目標を明らかにし合意するための世界的なフォーラムであるべきである。UNEPは、国際的な環境問題について発言し、触媒的役割を果たすものとして活動すべきである。UNEPは、監視、評価及び環境に関する国際法の発展に専念すべきである。

危機の予防及び危機への対処

34. 災害その他の危機により、開発上の課題は複雑化し、我々の制度はその欠陥を露呈してきた。我々は、人権や難民に係る危機

等、新たに生起しつつある危機を予防・緩和することに資するよう、次のことを要請する。

―国際連合事務総長が、特に国際連合人権高等弁務官及び国際連合難民高等弁務官を通じ、災害及び紛争に関する早期警戒情報の分析及び活用を改善する手段を探求すること。

―ブレトン・ウッズ機関及び国際連合が、危機の際の非常事態から復興段階への円滑な移行を容易にし、援助国とより効果的に協力するため、必要な場合には既存の資金に基づいて、新たな調整手続を設定すること。

―人道的支援の供与に関与する機関が、調整の役割を有する人道問題局とより緊密に協力すること。

国際機関の一貫性、有効性及び効率の強化

35. 国際機関は、将来に向けて効果的に任務を遂行するために、引き続き改革を実行し、相互の調整を改善し、重複を減らさなければならない。国際金融機関は、世界経済のニーズの変化に弾力的に対応してきた。しかしながら、これらの機関が将来の課題により十分に備えるためには、改善が望まれる幾つかの分野が依然として残っている。我々は次のことを奨励する。

―世界銀行及び地域開発銀行が、活動に際しての権限の分散をできる限り図ること。

―IMF及び世界銀行が、各々の基本的な関心事項（概括的にいえば、IMFにとってはマクロ経済政策、世界銀行にとっては構造政策及び部門別政策）に専念すること。

―より効果的な意思決定を推進するために、IMF及び世界銀行の閣僚級委員会を改善すること。

―世界銀行グループが、国際金融公社及び多数国間投資保証機関の活動を同グループの国別援助戦略により効果的に統合すること。

―国際開発銀行が、二国間及び多数国間の援助の他のドナーとの間で各々の国別計画をより効果的に調整すること。

36. 国際連合が国際連合憲章の目的をより十分に実現し得るようにするため、我々は、既に行われている改革を拡大・深化することを奨励し、他国と協力して次のことを行う。

―「開発のための課題」を完成し、その中で国際協力に関する新たなアプローチを設定するとともに、国際連合の機関に期待される特有の貢献を明らかにすること。

―国際連合経済社会理事会（ECOSOC）のより効果的な内部の政策調整の役割を強化すること。本部と現場におけるより緊密な協力を通じ、国際連合と専門機関との間の協力をより深めるよう奨励すること。人道的支援、開発援助等、経済及び社会の分野における機関を強化し合理化すること。事務局の透明性、信頼性を高めるとともに、現代的な管理手法を採用するよう奨励すること。

―重複を避けるために、任務を時代に合ったものとし、絞り込むこと。新たな国際機関との重複を排除すること（例えば、UNCTADのWTOとの重複）。変化する課題にかんがみ、特定の機関（例えば、地域経済委員会及び国際連合工業開発機関（UNIDO））の役割を検討すること。

我々は、加盟国が財政的義務を履行するよう求めるとともに、分担金制度の改革につき早期に合意するよう要請する。

37. 我々は、全体としての一貫性、協力及び経費の効率性を増進させるために、他国と協力して次のことを奨励する。

―データ収集、分析、優先度の設定及び報告活動を合理化すること。国のレベルでの援助の供与に当たっての相互補完性を高めること。

―国際機関、二国間援助の供与国及び非政府機関の間での調整を改善すること。

―すべての機関が、今後数年以内に運営経費の大幅な削減を実現するための計画を作成・実施すること。

フォローアップ

38. 以上の点は、国際機関を次世紀の課題に備えさせるための我々の最初の提案である。我々は、すべての適当な機関において、国際社会とより広範に協力しつつ、これらの提案を積極的に推進する所存である。特に、我々は、これらの目標を実現するために、

他の国際連合加盟国と共に努力する決意である。我々は、これらの優先分野に関する合意を他国と形成するために、1995年10月の国際連合50周年の祝賀の機会を利用する。我々は、来年のフランスにおける我々の会合において、検討を行う。

開かれた市場を通じた機会の創出

39. 我々は、新たな投資と貿易の拡大が成長と雇用という我々の目的を達成する上で極めて重要であると認識している。世界市場において、国内外のモノ・サービスの生産者及び供給者にとっての機会は、対外的な障壁と同程度に、国内政策によって左右される。市場アクセスを改善するために、我々は、残された内外の障壁の削減に努める所存である。

40. 我々は、ウルグアイ・ラウンド合意を完全に実施し、あらゆる形態の保護主義に抵抗するとのコミットメントを改めて確認する。我々は、同合意の上に立って、成長、雇用及びグローバルな協力のための新たな機会を創出する。我々は、WTOを効果的な機関として確立するために、共にそして他の貿易パートナーと協力していくとともに、十分に機能しかつ尊重される紛争解決制度を確保することにコミットしている。我々は、WTOと他の国際経済機関との間のより緊密な協力を支持する。我々は、WTOの透明性を高めることの重要性を認識している。

41. 我々は、WTOの非加盟国が、すべての加盟国に適用されるルールに従い、かつ、市場アクセスの意味のある約束に基づいて、WTOに加盟することを支持する。我々は、地域的貿易イニシアティヴへの我々の参加が、多角的体制にとって前向きの力であり続けるよう確保することにコミットしている。

42. 貿易自由化のモメンタムは維持されなければならない。我々は、サービス分野について現在行われている交渉を成功裡に妥結させること、及び特に、金融・電気通信サービスにおいて相当程度の自由化にコミットしている。我々は、ウルグアイ・ラウンド最終文書の中で今後行うこととして予定されているフォローアップ作業を進めていく。我々は、技術基準、知的所有権、政府調達等の分野における作業を奨励する。直ちに優先して行うべきことは、投資についての高い水準の多数国間協定につきOECDで交渉することである。我々は、WTOのパートナーと共に、投資についての議論を開始する。我々は、規制制度改革のようなイニシアティヴが、グローバルな競争にとっての行政的・構造的障害を除去することにより、貿易自由化と経済成長にとって特に重要な貢献を行うものであると認識している。

43. 我々は、貿易自由化の継続という目標との整合性を図りつつ、次のことに関する作業を遂行する。

—貿易と環境という異なる分野における規律と政策の両立を確保すること

—貿易と競争政策の分野における多数国による行動の範囲

—貿易と雇用・労働基準

44. 我々は、WTOや他の適当なフォーラムにおけるパートナーと協力しつつ、1996年にシンガポールで行われる野心的なWTOの第1回閣僚会議の基礎作りを行う。

移行経済の国々

45. 我々は、多くの移行国が民主的かつ市場経済に基づく社会に向けて前進していると認識している。早期の断固たるマクロ経済安定化は、成長を早期に回復させる最も効果的な戦略であることが明らかとなった。かかる成果を確固としたものとするため、広範囲に及ぶ構造改革が精力的に追求されなければならない。我々は、移行経済の国々における経済改革及びこれらの国々の経済が世界の貿易・金融制度に統合されることを引き続き支援する。我々は、これらの国々が市場アクセスの改善を必要としていることを認識している。

46. 我々は、ウクライナが大胆な経済改革計画の良いスタートを切ったことを歓迎する。最近のIMFスタンドバイ取極は、国際金融機関や二国間援助の供与国が相当規模の金融支援を行う基盤となった。我々は、ウクライナが、国際金融機関と緊密に協力しつつ改革努力を継続するよう奨励する。強力な経済改革が継続されるとの前提に立って、

1996年末までに国際金融機関から更に20億ドルが利用可能となる。

47. 我々は、ロシアが、金融の安定化と経済改革についてのコミットメントを新たにしていることに意を強くしている。政治的改革の継続も必要である。我々は、安定した政治上、規制上及び法的な環境並びに近代的な金融部門の発展が、最近署名されたIMFスタンドバイ取極に示されている政策措置を完全に実施することとあいまって、ロシアの経済回復を促進するものと確信している。我々は、6月3日のパリ・クラブでの債務繰延べ合意を歓迎するとともに、ロシアの公的対外債務を多数国間で包括的に取り扱うことの妥当性を認識している。また、我々は、ロシアがパリ・クラブと緊密に協力することについて関心を有していることに留意する。

原子力の安全

48. 各国は、自国の原子力施設の安全性に対して責任を負っている。我々は、中・東欧諸国及び新独立国家における原子力の安全の水準を向上させる上で今日までに達成された進展を歓迎する。我々は、ウクライナのクチマ大統領が2000年までにチェルノブイリ原子力発電所を閉鎖するとの決定を行ったことを祝福する。我々は、「ウクライナのエネルギー部門のためのG7行動計画」に基づいて昨年ナポリで行った支援のコミットメントを改めて確認する。我々は、チェルノブイリ発電所の閉鎖のために行われている短期的安全性の向上及び予備的な解体作業のための欧州復興開発銀行（EBRD）の原子力安全基金の増資及び二国間での資金供与のコミットメントに言及することを喜ばしく思う。我々は、他の拠出国に対し、G7諸国と共にこの目的のために資金を供与するよう要請する。

49. チェルノブイリ発電所の閉鎖を支援するために、我々は、適切なエネルギー生産、エネルギー効率性及び原子力の安全に係る計画への国際的支援を結集するよう引き続き努力する。チェルノブイリ発電所の代替電力源のためのいかなる支援も、健全な、費用対効果の高い環境上の基準に基づくこととなろう。世界銀行とEBRDは、ウクライナと共に、現実的かつ長期的なエネルギー戦略を策定するための協力を継続すべきである。両銀行は、適切なエネルギー分野の改革及び省エネルギーのための措置を支援すべく資金的な貢献を増加すべきであり、エネルギー投資に対する民間部門の支援を結集すべきである。

次回サミット

50. 我々は、1996年6月27日から29日までリヨンで会合することについてのフランスの大統領の招待を受諾した。

（出所）『国際金融年報　平成8年版』（平成9年3月31日）244–251ページ

11–8　リヨン・サミット・経済コミュニケ骨子

1996（平成8）年6月28日　リヨン

前文

―「グローバル化」の進展がもたらす様々な恩恵と挑戦について議論した。

Ⅰ．経済・通貨協力

―マクロ経済政策協調。G7の経済状況は概ね順調。但し、財政赤字、失業等の依然困難な問題あり。

―経済政策の目標はインフレなき持続的成長を図り、雇用の創出と失業の低下をもたらすこと。

―健全な経済政策が為替レート安定の基盤、95年4月以降の主要通貨における流れを歓迎。国際通貨の安定に関する蔵相の見解を支持し、経済政策、為替市場における引き続き緊密な協力を要請。国際通貨・金融市場安定のため、健全性確保に向けた一層の規制・監督の要。

―IMFのサーベイランス強化、緊急融資メカニズムの樹立等を歓迎。一般借入取極（GAB）の下でIMFに提供可能な資金量の倍の資金を確保するための合意を歓迎。

―企業誘致のための各国の優遇税制間の競争や移転価格税制は貿易・投資を歪曲する危険あり。OECDの作業の成果に期待。

―高齢化の経済的・財政的影響という課題に対応するため、社会保障制度の継続の確保に向けた決意の表明。

Ⅱ．貿易・投資の促進
―OECDの多角的投資協定（MAI）交渉の97年６月までの成功裏の終結を期待。
―多角的ルールが地域イニシアティブの枠組みとなることを確認。相当程度の自由化コミットメントに基づき、新たなメンバーがWTOに加盟することを支持。
―WTOシンガポール閣僚会議の成功に向け努力。ウルグアイ・ラウンド合意の完全実施を確保し、継続交渉の終結に向け断固たる決意。
―シンガポール閣僚会議で、貿易と投資、貿易と競争政策といった重要な問題を取り上げることを提案。更なる規制制度改革等や、政府調達協定の参加国の拡大、知的所有権に関する規律の効果的な執行、ITA（情報技術協定）等が重要。
―国際商業取引における汚職と闘っていく強い決意。
Ⅲ．雇用問題への取り組みの強化
―失業削減と質の高い雇用の創出のため、構造改革を進める要あり。
―リール雇用関係閣僚会合の結論を歓迎。人材への投資、雇用創出を促進するための規制の枠組みの改革等の政策を遂行する。（この関連で、OECDの規制制度改革の作業を歓迎。）
―雇用問題につき一層深く検討するため、日本で開催が提案されている会合を歓迎。
Ⅳ．開発のための新たなグローバル・パートナーシップ：21世紀に向けての抱負
―途上国、先進国、国際機関の間で新たなグローバル・パートナーシップを樹立し、開発援助のあり方等につき改めて検討する必要。
―このパートナーシップによる具体的な成果に期待。貧困、乳幼児及び妊産婦死亡率、初等教育等の分野での、目標達成に向けた進捗状況につき計測可能な指標が有用。この分野でのOECDの作業を歓迎。
―新たなパートナーシップは、途上国、先進国、国際機関の間の責任の分担に基づくものとなるべき。
―この新たなパートナーシップの枠組みの下、一層効果的に狙いを定めた政策を実施する。
Ⅴ．開発のための国際機関強化
―開発委員会の改革等を実施。
―開発の分野で一層効果的になるため、国際連合は役割と比較優位を明確にする要あり、事務局の効率性向上を図る要あり。
―改革の主要点としては、開発関連の国際連合３部局の統合、経済社会理事会の政策立案機能及び調整機能の強化、UNDPの強化、合理化により節約された経費の開発事業への再投資等がある。
Ⅵ．開発に必要な多数国間支援の供与
―国際開発協会（IDA）の11次増資に全てのドナーが貢献することに合意したことを歓迎。
―アフリカ開発基金の増資を歓迎。アジア開発基金の増資も重要。
―拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の継続へのコミット。必要な資金調達を前向きに検討。
―重債務国の国際機関等に対する債務の救済のため、更なる行動が必要。
Ⅶ．移行諸国の世界経済への統合の成功に向けて
―ウクライナが引き続き政治経済改革を推進し、国際経済への統合を目指していることを支持。IMFとの合意を歓迎。
―ロシアの政治改革と民主主義へのコミットメントを支持。IMFとの合意を歓迎。
次回サミット
―デンバーにて会合。

（出所）『国際金融年報　平成８年版』（平成９年３月31日）254–255ページ

11–9　デンヴァー・サミット７カ国声明（仮訳）
1997(平成９)年６月21日　デンヴァー

―グローバルな経済及び金融上の課題に直面して―
はじめに
１．我々主要先進７カ国の元首及び首相並びに欧州連合の代表は、デンヴァーで会合し、21世紀を目前に控えた今、経済、金融及びその他の分野において我々が直面している課題について討議した。

2．我々は、持続的なインフレなき成長と、世界の繁栄に対する貢献に引き続きコミットする。市場のグローバル化の進展は世界の経済成長の重要な推進力であり、これは、すべての国に機会を提供するものである。我々の目標は、グローバル化によって生じる課題に取り組むと同時に、すべての人々にグローバル化による最大限の恩恵をもたらすことである。

3．この目標を達成するために、我々は、
・持続可能なインフレなき成長の促進、雇用の創出、健全財政の回復及び人口の高齢化問題への対応を図るための政策を実施し、
・経済成長と繁栄にとって極めて重要な基盤である、貿易及び投資に対する開かれた市場の促進並びにグローバルな金融の安定の支持のために、他の国々と協力し、
・世界のあらゆる地域の移行国及び開発途上国が世界経済に成功裡に統合されることを促進しなければならない。

成長の促進

4．リヨンでの会合以来、我々は、我々の経済の多くの指標が良好であることに勇気づけられてきた。インフレは依然として低い水準にあり、経済成長は、堅調かつ持続可能なペースで続いているか、上向いている。また、財政上の措置は、財政赤字を減少させつつある。我々は、新興経済の目覚ましい発展を歓迎する。これは、世界経済の成長に大きく寄与してきた。我々はまた、安定したマクロ経済条件の整備と構造改革の実施とに向けた移行経済の前進を歓迎する。我々は、これらの国々に対し、国際通貨・貿易システムの効率的な機能を確保するために我々と協力するよう呼びかける。

5．しかし、我々は、自国の経済において依然としてなすべきことがある。長期的に健全な財政状態を回復するために、また、いくつかの国々では、金融システムの健全性を確保するために、一層の努力を払わなければならない。我々は、いくつかの国々で失業率が高水準にあることを懸念する。高い失業率は、経済成長、財政及び社会の一体性に深刻な影響を及ぼすものである。いくつかの国々では、力強い経済成長と雇用の拡大が見られたが、雇用の伸びの回復が満足すべき水準にない国もある。特に後者の国々では、構造改革を通じて労働市場と財市場の効率性を高めるために一層の努力が必要である。我々は、すべての人々、特に若年者が経済成長に参加し、その恩恵を享受できるようにするとの課題に直面している。この観点から、我々は、OECD（経済協力開発機構）の規制制度改革に関する作業を奨励する。

6．高齢化する社会における人口構成の変化が経済、金融及び社会に与える影響に対応することは、我々が直面する最も重要な課題の一つである。このような変化は、年金及び医療にかかる費用に重大な影響を及ぼし、財政に影響を与え、公的及び民間貯蓄を減少させ、資本の世界的な流れに影響を与え得る。したがって、我々は、これらの問題に対処するための構造改革に取り組むことを誓約する。我々は、財務及び経済担当大臣に対して、他の関係当局と調整しつつ、OECD及びその他の関連国際機関において検討することを含め、高齢化の経済的及び財政的影響について検討するよう要請した。

7．我々各国の状況と優先事項は異なっている。
・米国では、長期的な景気回復が見られ、雇用創出面での成果があがっている中、引き続きインフレの再燃を警戒し、連邦予算を均衡させるとの合意を完全に実行し、貯蓄を促進することが重要である。カナダは、インフレを極めて低い水準に抑制するとともに、財政赤字の削減に目覚ましい成功を収め、最近成長の加速が見られた。この成長の加速は、一層の雇用創出につながるであろう。
・日本には、内需主導型の力強い成長を達成するとともに、対外黒字の大幅な増加を回避するとの目標がある。より広範な規制緩和のイニシアティブと適切な財政構造改革を含む一層の構造改革は、中期的に見て、日本経済を更に活性化する上で重要である。
・フランス、ドイツ及びイタリアは、力強い雇用の拡大を回復するという困難な課

題を共有している。健全な長期的財政状態の回復に向けて努力しながら、これらの国々は、税制及び社会保障制度の改革を含め、雇用創出に対する障壁を低減し、政府の活動の効率性を高め、必要な場合には、経済活動における政府の役割を再編成するための構造改革を更に進める必要がある。英国は、特に教育及び福祉改革を通じ自国経済の長期的成長の潜在能力を強化する一方で、引き続き、インフレ圧力を抑制し財政赤字を削減する必要がある。

8．我々は、EMU（経済通貨統合）についてその国際的な影響を含め議論した。我々は、健全なマクロ経済政策及び構造政策により支えられ、国際通貨制度の安定に寄与するような、ユーロの成功裡の導入及び十分に機能するEMUの実現に向けたEU諸国の努力を歓迎する。

9．我々は、国際通貨の安定を促進することについてのコミットメントを再確認する。我々は、蔵相に対して、引き続き経済政策及び為替市場について緊密に協力するよう要請した。

10. 我々の政府は、持続可能な成長を促進するため今年新たな段階に入ったロシアの経済改革を歓迎する。ロシアの財政状態に健全な基盤を与えるには、同国の抜本的な税制改革のための計画が不可欠である。我々は、投資環境を改善し、競争を促進し、犯罪及び腐敗と闘い、社会部門を強化するためにロシアが構造改革を強力に推進しようとしていることに全面的に賛成する。これに関連して、ロシアがIMFとの間で設定したEFF（拡大信用供与ファシリティー）プログラムを完全に実施することが極めて重要である。この成功裡の実施は、ロシアが民間投資をより多く引きつける手助けとなる。更に、融資及び保証の双方の増加を通じてロシアの世界銀行及びEBRD（欧州復興開発銀行）との関係が深化し拡大することは、この意欲的な構造改革を支持することとなる。

グローバルな金融システムの安定の強化

11. 国際金融市場は、ますますグローバル化し複雑化しつつある。この状況は、国際金融システムの機能の効率性向上につながり得る新たな機会を提供するものであり、このことにより成長と繁栄が促進される。同時に、これらの変化は新たな課題をもたらす。ハリファックス・サミット以来、リヨン・サミットを通じて、我々は、金融規制当局及び国際金融機関に対し、技術革新を抑圧することなく、また、グローバル化、自由化及び競争の恩恵を損なうことなく、発生し得るシステミック・リスク及び波及リスクに効果的に対応し、金融の安定を促進するための措置をとるよう奨励してきた。我々は、国際金融システムの強化のための協調的な努力を歓迎し、リヨンで特定した主要分野における進展の概要を示した蔵相報告を支持する。

12. 各国の監督当局及び国際規制機関は、通常時及び緊急時の双方において国際的に活動する金融機関の監督を強化するための、協力に関する取り決めのネットワークを整備し、提案を作成した。このような努力は、規制の枠組みに市場の進展を一層反映させる上で役立つであろう。更に蔵相は、監督上の目的のための情報交換を促進及び改善する法令上の必要な変更を支持することで一致した。我々の消費者、投資家及び規制当局がリスクを一層明らかにし、管理し及び抑制することを手助けするために、リスク評価の強化、外国為替決済リスクの軽減及び市場の透明性の改善に向けた措置がとられている。更に、電子マネーに関するG10作業部会が、出現しつつある電子的支払技術に関し各国のアプローチを導く手助けとするため、一連の広範な目標及び主要な考慮事項を明らかにした。

13. 新興市場経済における金融の安定に関する作業部会は、新興経済の金融システムの強化を支援するための具体的な戦略の概要を示した。この作業部会には、新興市場経済からの代表も参加した。また、バーゼル銀行監督委員会は、改善された健全性基準の世界的な採用に大きく貢献する一連の「コア・プリンシプル」を策定した。我々は、これらの報告内容の普及及び支持並びにこれらの報告に示された勧告の実施を要請する。

14. 金融の安定を促進し、発生し得る金融危機を緩和するためのこのような努力は、我々が極めて重視している進行中の重要なプロセスの一部である。我々は、国内の監督当局に対して、規制面での国際協力を強化するために更に提案を作成し、それらを実行するよう求める。我々は、国際金融機関及び国際規制機関に対して、新興市場経済がその金融システムと健全性基準を強化することを支援する役割を果たすよう呼びかける。蔵相は、一層の措置をとるためのアプローチを策定すべく、関連する監督機関、国際規制機関及び国際組織と協議し、来年のサミットに先立ってこれらのイニシアティブの実施に係る進捗状況を報告する。

統合された世界経済の構築

変化する世界における国際金融機関

15. 世界の貿易及び民間資本の流れの急速な拡大に応じ、IFIs（国際金融機関）は適応と改革を継続的に行う必要がある。したがって、我々は、ハリファックス・サミット以降進んでいる意欲的なIFIs改革の計画に対する支持及び、これらの改革の包括的な実施によって国際通貨制度の有効性が大幅に強化されることに対する確信を再確認する。我々は、これらの機関がその努力を続ける中で、これらの機関と共同で作業すること、並びに成功に必要な財源と多数国間による支持を提供するために、我々の間で及び国際通貨制度に利害を有する他の国々との間で協力することを誓約する。

16. 我々は、IMF（国際通貨基金）による国際通貨制度の監視を評価する。我々は、各国が貿易及び投資の自由化を通じて長期的な潜在力を築こうとしていることへのIMFの支援は特に重要と考える。我々は、世界の資本市場における新たな課題に対応するためにIMFに資本取引の自由化を促進する特定の権限を付与するIMF協定の改正の主要な内容について、香港での世界銀行・IMF年次総会までに実質的合意に達することを目指す。我々は、監視の強化及び透明性の改善の促進についてのIMFにおける進展を歓迎する。重大なマクロ経済上の影響をもたらす可能性のある金融部門の問題並びに良い統治及び透明性の促進に対して注意が払われることは、金融危機の回避に役立つ。IMFが行う加盟国との活動における適切な透明性も同様に重要である。我々は、これらの分野でのIMFにおける進展を歓迎する。我々は、特別引き出し権の「衡平な」配分を規定するために、IMF協定の改正案に対する実質的合意に達することを目指すとともに、IMFに対して、９月の香港での世界銀行・IMF総会までに、最終合意に至るよう努めることを要請する。

17. 世界銀行の「ストラテジック・コンパクト」は、貧困の削減に対する世界銀行のより強力な対応、民間部門との強力な新たなパートナーシップ並びに健全な政策及び全市民の福祉に真にコミットする国々に対する業務の集中を強調するものであり、新たな方向への歓迎すべきコミットメントを示すものである。我々は、特に最貧国における制度面での能力構築により重点を置くことへの世界銀行のコミットメント並びにこの取組みにおいて透明性、責任及び良い統治が極めて重要であるとの世界銀行の認識を全面的に支持する。我々は、これらのコミットメントの完全なかつ時宜を得た実行を期待する。我々は、地域開発銀行が、これらの課題への対応に全面的に参加するよう要請する。我々は、香港総会において、開発途上国における民間部門のインフラ投資を支援するための革新的な方策を示すとの世界銀行グループのイニシアティブを歓迎する。

18. 持続的な経済開発と健全な民主主義を実現するためには、透明で責任がありかつ対応力のある公的機関が不可欠である。この関連で我々は、良い統治を促進するための世界銀行の長年にわたる努力及びアジア開発銀行による良い統治に関する方針の採用を歓迎する。我々は、IMF及び世界銀行に対して、統治に関する最良の実践についての原則及び指針からなる統治の問題に関する方針の策定を完了するよう要請する。

19. IFIsが意欲的かつ重要な改革を成功させるために必要とする多数国間による支持及び財政的資源が確保されるようにすることは、我々の責務である。これは、MDBs（国際開発金融機関）にとっては、特に、

例えばIDA（国際開発協会）のような極めて重要な譲許的融資業務に関して、我々が資金面でのコミットメントを完全に履行することを意味する。我々はまた、MIGA（多数国間投資保証機関）が、世界銀行グループの他の機関と協力しつつ、開発途上国における民間投資への支援を継続するためには十分な財源を必要としているとの認識で一致している。IMFがシステム上の責任を果たすために引き続き十分な財源を有することが重要であるとの認識に立ち、我々は、IMF理事会に対して、9月の香港での世界銀行・IMF総会までに、第11次増資に関する作業を完了するよう努めることを要請する。最貧国の成長及び開発を促進する上でIMFが果たす十分な役割を維持するために、ESAF（拡大構造調整ファシリティー）が十分な財源をもって継続されることが必要である。

開発のためのグローバル・パートナーシップ

20. 我々は、リヨンで意見が一致したとおり、持続可能かつ幅広く共有された経済の成長と開発へのコミットメントを改めて表明するとともに、開発途上国及び国際機関との全面的なパートナーシップを再確認する。我々は、このパートナーシップと二国間の努力を通じて、根深い貧困の撲滅、人間の潜在能力への投資及び尊厳の促進といった相互に関連する課題に対応することに引き続きコミットし、過去10年間に得られた明確な教訓と主な成果を踏まえることとしている。これらの課題に対応する上で、我々は、民間部門の補完的かつますます重要な役割を認識し、これを歓迎する。

21. このパートナーシップは、責任の分担と利益の共有を基礎とする。我々としては、健全でグローバルな金融システム、開かれた貿易・投資体制及び先進経済における一貫しかつ持続可能な成長の実現にコミットしている。我々は、適切な開発援助が利用可能となるようにしなければならない。そしてこれらは、主として、最も大きな効果が得られる分野、世界経済の統合から取り残される危険のある最貧国、更には持続可能な開発の根本的な源である優先度の高い人的資源への投資に対して重点的に配分される必要がある。援助受入国の側においては、健全なマクロ経済政策を追求し、開発を真に促進し非生産的な支出、特に軍事支出を最小限にする財政上の選択を行い、我々の支援を最大限に活用し、更に個人の基本的権利を尊重しなければならない。我々は、積極的な支援を通じてこうした努力を強化する。我々は、我々の援助と信用供与を通じて開発途上国における非生産的支出を削減するIFIsの努力を支持するとのリヨンにおけるコミットメントを再確認する。

22. 特に貧困及び疎外にともなう問題が深刻なサハラ以南のアフリカにおいて、開発途上国が金融及び財政の安定、貿易及び投資の自由化、持続可能な開発及び成長の促進のために、包括的で外部に対して開かれかつ効果的な経済改革措置を実施していくに従い、我々とこれらの国々とのパートナーシップは、一段と深まり、新たなより市場指向の性質を帯びたものとなり得る。我々は、IFIs、特に世界銀行及びアフリカ開発銀行に対して、特に改革を進めるサハラ以南のアフリカ諸国が、優先課題を認識し、開放性、地域的統合、世界経済への一層の深い関わり合いに向けた取組みを強化することへの支援努力を強化するよう要請する。このような行動は、生産的な外国投資と国内での資本形成への支援となろう。我々は、IFIsに対して、香港での世界銀行・IMF総会までにそれぞれの取組みについて報告するよう要請する。更に、我々は、開発途上国において参加を拡大するために零細企業育成のための戦略により大きな関心が集まっていることを歓迎し、二国間及び多数国間の援助を通じた零細金融における最良の実践例の重要性を強調する。

最貧国債務救済

23. 我々は、リヨンで打ち出された新たな債務イニシアティブの実施において見られた顕著な進展を歓迎する。このイニシアティブ（HIPCイニシアティブ）は、持続可能な財政状況及びより力強い成長を達成できるよう重債務貧困国が債務救済に必要な大胆な改革を実施することを助けるものである。IMFと世界銀行は、HIPCイニシア

ティブの下で、資格を有する国々を対象に、国際機関に対する債務の効果的な削減をもたらすために具体的な仕組みを確立し、この目的のために初期資金の利用を可能とした。パリ・クラブも、負担の公平な分担に基づき、このイニシアティブに全面的に参加する用意があることを表明した。

24. 我々は、このイニシアティブのために合意された枠組みが今後1年間さらに実施されることを期待し、また、今後数カ月間に、追加的にいくつかの国々が救済の対象として資格を得るものと期待する。IMF、世界銀行及びパリ・クラブは、暫定期間における救済の提供を含めその役割を果たさなければならない。IMFと世界銀行はまた、他の国際機関の参加を確実なものとするために、アフリカ開発銀行の特別なニーズを考慮しつつ、これら機関との緊密な調整を継続する必要がある。新たなイニシアティブの成功は、債務国の強力な改革プログラムと効果的な債務救済の組合せにかかっている。我々は、既に数カ国が二国間の譲許的債務を大幅に削減したことを歓迎する。他の国々は、改革を進める最貧国のためにこの種の債務を削減し、あるいは可能であれば、免除する努力を強化すべきである。

腐敗と金融犯罪の撲滅

25. 我々は、IMF及び国際開発金融機関に対して、法の支配の確保、公共部門の効率性及び責任体制の改善並びに制度面での機能及び効率性を向上させるための対策を含め、各国が腐敗と闘うことを助けるためにその活動を強化するよう要請する。これらは、すべて腐敗行為の経済的・金銭的誘因や機会を除去することに資する。我々は、良い統治を促進するためのそれぞれの権限及び責任の範囲内におけるIFIsの努力を支持し、奨励する。

26. 世界銀行は、幅広い統治の問題を重視することに加えて、腐敗に対する具体的な措置を講じた。これは、世界銀行が資金供与を行なう契約に対して同行が適用する調達基準の透明性の向上と厳格化を通じて公共部門の調達基準を世界的規模で引き上げることによるものである。我々は、地域開発銀行に対して、この努力に全面的に協力するよう求める。これには、最高の水準の調達基準を設定することも含まれる。

27. 我々は、OECD加盟国の閣僚が、5月に、外国公務員への贈賄を効果的かつ協調的方法により刑罰化するとのコミットメントを行ったことを歓迎する。我々は、そのような賄賂の税控除に関する従前の勧告の迅速な実施を求める。我々は、1998年4月1日までに各国が刑事罰化の提案を立法府に提出し、1998年末までにその発効を目指すことにコミットしている。更に、我々は、以上の目的のために、1998年内の可能な限り早い発効を目指し、条約の交渉を、本年末までに完了すべく、速やかに開始することにもコミットしている。

28. 我々は、深刻な金融犯罪及び規制の悪用に関する事例についての法執行機関と金融規制当局との間の国際協力の改善に向けた我々のコミットメントを再確認する。我々は、我々の専門家に対して、来年のサミットにおいて報告し、勧告を行うよう求める。

29. 資金洗浄は、我々のすべての国の民主的な価値観及び金融に対する信頼性を継続的に脅かしている。FATF（金融活動作業部会）は、資金洗浄に対する国際的な闘いにおいて主導的な役割を果たしており、我々は、FATFがその重要な活動を継続すべきと確信する。重要な課題は、全世界のあらゆる地域に反資金洗浄のメッセージを広めることである。FATFは、その構成員を拡大し、各々の地域において重要な役割を果たし得るFATFの40の勧告にコミットする非加盟国を選択的に受け入れることを検討すべきである。FATFは、地域的組織とのより緊密な協力、国際金融機関による支援及び国際的な金融サービス業界の協力を求めることが必要である。来年にかけて我々は、来年のサミットで会合し、FATFの任務をさらに5カ年更新することを検討するに当たって、FATFに対し、その非常に重要な活動を推進するための方策を再検討するよう求め、その結論を受け取ることを期待する。

成長するグローバルな貿易及び投資への支持

30. 貿易と投資は、一層の繁栄、持続可能な経済成長及び雇用の創出にとって不可欠で

ある。我々は、貿易自由化を更に進めるという目標を支持し、グローバル化の恩恵を広めるために、ウルグアイ・ラウンドの成果である協定の完全かつ効果的な実施に高い優先順位を与える。グローバル化は、すべての人がグローバル化の結果としてもたらされる経済的利益の恩恵を享受しなければ持続し得ない。我々は、12月にシンガポールで開催された第１回のWTO（世界貿易機関）の閣僚会議を歓迎する。また、１兆ドルに相当する情報技術製品の貿易及び電気通信サービスの貿易について、今年初めに達成された重要な諸合意を歓迎するとともに、それが拡大されることを期待する。我々は、本年末までに、最恵国待遇の原則に完全に則り、より広範な国々による実質的に改善された市場アクセスと内国民待遇の約束を含む金融サービスに関する合意が達成されることが、WTOの全加盟国の利益につながると信じる。我々は、このような結果を得るために建設的に交渉を進めるとともに、我々のパートナーに対し、我々とともに努力するよう要請する。同様に、OECDにおける多数国間投資協定に関する交渉が1998年に成功裡に終結することを期待する。

31. 我々は、WTOに基づいた開かれた多角的貿易体制が最も重要であることを再度表明する。来年のGATT（関税及び貿易に関する一般協定）の50周年は、我々がこれまで達成したことを振り返る機会となるとともに、将来を見据える好機である。我々は、ウルグアイ・ラウンドの成果である協定に組み込まれ、シンガポールにおいて貿易担当大臣によって具体的に示された貿易自由化の推進のための作業計画及び時間的枠組を支持する。我々は、このプロセスのために、可能な限り幅広い支持を築き上げることにコミットしている。我々は、世界経済における進展、多角的体制の参加者の拡大及び残存する重要な伝統的貿易障壁を考慮に入れつつ、市場開放のためのイニシアティブをさらに探求することで一致した。保護主義的な目的で労働基準を利用することを拒絶しつつ、我々は、国際的に承認された中心的な労働基準を遵守する決意を新たにする。

32. 我々は、WTOの規則を遵守すること及び商業的に意味のある市場アクセスを提供することへのコミットメントを基礎として、WTO加盟国を拡大することに高い優先順位を与える。シンガポールで一致したとおり、我々はまた、行動計画を通じて後発開発途上国の貿易システムへの統合をさらに進展させることを支持する。この計画には、例えば、これら諸国の輸出の拡大及び多様化を促進するために、これら諸国の製品に対し予測可能でかつ有利な無税のアクセスを自主的に与えることが含まれる。我々は、WTO・UNCTAD（国際連合貿易開発会議）・ITC（国際貿易センター）会議により、これら諸国が貿易と投資の拡大による恩恵を享受する能力を向上させることを期待する。我々は各々、引き続き、様々な手段によって、我々の市場への後発開発途上国のアクセスを改善する。

33. 電子商取引の発展は、我々の市民と企業すべてに対して大きな恩恵を生み出す可能性を持つ。そのためには、電子商取引が予測可能かつ安定した環境で成長できるようにしなければならない。我々は、我々の当局者に対しOECD、WTO、その他適切な国際機関や民間部門と協力してグローバルな電子商取引を促進する機会を明らかにすると同時に、国家安全保障上の利益の保護、消費者保護、効果的な租税行政及び資金洗浄を含む犯罪行為への対応能力を確保する上で、電子商取引がもたらす課題を明らかにするよう指示した。

34. リヨンにおいて、我々は、税関手続の標準化と簡素化への取組みを開始した。我々は、税関業務の専門家に対し、その作業を次の１年間で完了し、我々の次回会合の前に報告を行うよう求める。その報告は、税関及び関連する行政機関がその任務を遂行するに当たり必要なデータの標準化及びそれを電子的に報告する形式の標準化の双方に関する取組みと、税関業務の効果的遂行を阻害しない範囲での提出要求データの最小限化に関する取組みを内容とする。

35. 各国経済のグローバル化によって、租税に関する有害な競争という課題が深刻化し

た。リヨンでのコミュニケにおいて述べられているとおり、金融その他の地理的に移動可能な活動の誘致を目的とする税制に見られるような税に関する国家間の有害な競争は、貿易と投資とを歪曲する危険があり、各国の課税基盤の浸食につながり得る。租税に関する有害な競争は税制の公平性と中立性とを損なうものである。したがって、我々は、OECDが着手した作業を極めて重視している。我々は、来年のサミットでの検討に間に合うように、OECDがこの問題に関する作業の結論と勧告を作成することを希望する。

ウクライナ

36. 我々は、ウクライナが経済改革を再活性化するとともに投資家にとってより好ましい環境を整備するとの課題に取り組むよう奨励する。このような取組みにとって、また国際金融機関及びドナーにより既に提示されている相当な規模の資金供与パッケージへのアクセスを得る上で、ウクライナ政府が昨秋概要を示した野心的な改革計画について直ちに進展が見られることが極めて重要である。ウクライナ政府は、投資家の法的地位及び実際上の取扱いを改善するために、いまこそ決定的な措置をとる必要がある。これは、民間部門を発達させる上での鍵であり、また、それがなければ改革は失敗する。

37. 我々は、チェルノブイリ閉鎖に関するウクライナとの1995年了解覚書の実施において大きな前進を遂げた。我々は、チェルノブイリの閉鎖後2000年以降の、ウクライナの電力需要を満たすためのエネルギー・プロジェクトの資金動員について、了解覚書の範囲内でウクライナを支援することへのコミットメントを再確認する。これまで、総額10億ドルを超えるプロジェクトが合意されている。我々は、ウクライナに対し、持続可能な成長に必要な改革、特にそのエネルギー部門における改革を引き続き行うよう要請する。

38. 我々は、破壊されたチェルノブイリ原子炉の残骸を覆う石棺について、その環境上の安全性を確保することの重要性につき意見の一致を見た。この課題は、明らかにウクライナ単独の能力を越えるものである。この問題は、国際社会にとっての大きな課題である。我々は、ウクライナとの間の了解覚書で約束したコミットメントに追加を行うことを決定した。我々は、多数国間資金供与メカニズムの創設を支持し、G7がこのプロジェクトの存続期間にわたって3億ドルの貢献を行うことで一致した。我々は、このプロジェクトの完全な実施を確保するため、この問題に関係する政府及びその他のドナーが、今秋開催される特別プレッジング会合に我々とともに参加するよう要請する。

（出所）『国際金融年報　平成９・10年版』（平成11年11月15日）242-248ページ

11-10　G8バーミンガム・サミット コミュニケ（仮訳）

1998（平成10）年５月15-17日
バーミンガム

はじめに

１．我々８カ国の主要な民主主義工業国の元首及び首相並びに欧州委員会委員長は、バーミンガムで会合し、我々自身及び他の諸国において人々に影響を与えている問題について議論した。グローバリゼーションがますます高まる世界において、我々は、より一層相互依存的になっている。我々の課題は、グローバリゼーションのプロセスを進めかつ持続させ、あらゆる地域において人々の生活の質が向上するように、より広範にその恩恵が行き渡ることを確保することである。我々はまた、我々の制度及び構造が世界で進行しつつある急速な技術的及び経済的変化に対応するものであることを確保しなければならない。

２．21世紀の始まりを控えた世界が直面する主要な課題の中で、このサミットは、以下の３点に焦点を当てた。

―環境を保護し良い統治を促進しつつ、開発途上国がより急速に成長し貧困を削減することを可能にし、新興アジア経済の成長を回復させ、安定した国際経済においてモノとサービスの貿易及び投資の自

由化を維持するような持続可能な経済成長及び開発の世界的な達成。
―すべての人が参加できる我々自身の経済における継続的な成長の達成、雇用の創出及び社会的疎外との闘い。
―世界のすべての国において、この成長を弱め、法の支配を損ない、個人の生命を害するおそれがある薬物及び国際犯罪との闘い。

それぞれのケースにおける我々の目標は、これらの課題に取り組むための具体的な行動について合意することであった。

世界経済における持続可能な成長の促進

3．相互依存の世界においては、我々は、すべての国において持続可能な経済成長を達成すべく努力しなければならない。世界的な統合は、我々が慫慂し形作ってきたプロセスであり、かつ、世界中の人々にとって明確な利益を生み出すプロセスである。我々は、5月2日になされた欧州経済通貨統合の創設に関する歴史的決定を歓迎した。我々は、世界経済の健全性に寄与する成功裡のEMUに期待する。健全な財政政策及び構造改革の継続に対する欧州連合諸国のコミットメントは、EMUの長期的成功並びに成長及び雇用に関する見通しの改善にとっての鍵である。

4．全体として世界の見通しは、依然として良好である。しかしながら、我々が前回会合して以来、この見通しは、アジアにおける金融危機によって一時的に後退している。我々は、この地域の安定と成長を再建するための努力及び国際金融機関の果たす重要な役割に対する我々の力強い支持を確認する。アジアの成功裡の回復は、我々すべてにとって重要な利益をもたらす。したがって、
―我々は、影響を受けた諸国において進められている諸改革を強く支持し、これまでに達成された進捗を歓迎する。IMFと合意したプログラムの完全な実施により、安定が回復され得るものと我々は確信する。アジアが過去目覚ましい成長を達成するのに役立った基礎的要素は、依然として有効である。合意された政策の実施は、波及効果を避けるために我々自身及び他の諸国においてとられる措置とあいまって、この地域の確固たる回復及び新たな世界の安定のための基礎をもたらす。
―我々は、アジアの出来事の1つの重要な教訓は、健全な経済政策、透明性及び良い統治の重要性であると信じる。これらは、金融市場の機能、経済政策決定の質及び健全な政策に対する一般の理解と支持を改善し、これにより信頼を高める。また、危機の解決に当たっては、民間セクターが時宜を得た、適切な役割を果たすことを確保することも重要である。
―我々は、この地域の危機が貧困者及び最も脆弱な人々に与える深刻な影響を認識する。経済及び金融改革は、これらの人々をこの危機のもたらす最悪の影響から守るための関係諸国による行動及び政策と調和したものである必要がある。我々は、このため世界銀行、アジア開発銀行の支援及びドナーの二国間支援並びにIMFと合意したプログラムにおいて社会的支出がますます重視されていることを歓迎する。
―我々は、今回の困難がこの地域及び我々自身の国の双方において短期的な保護主義的な勢力に弾みを与えかねないことを懸念する。このようなアプローチは、回復の見通しを大きく傷つけるものとなろう。我々は、自らの市場を開かれたものとし続ける決意であり、他の諸国に対しても同様のことを要請する。我々は、影響を受けた諸国が投資及び貿易に対してその市場を開放し続けることの重要性を強調する。

5．来週のGATT創設50周年に関するWTOの祝賀行事に目を向けて、我々は、
―WTOの多角的枠組みにおける継続的な貿易及び投資の自由化への我々の力強いコミットメントを再確認し、
―すべての国に対し、市場をより一層開放し、保護主義に抵抗するよう要請し、
―確立されたWTOの規則及び慣行に従ったWTOのメンバーシップの拡大を強く支持し、
―他の国際機関においてと同様、WTOにおいて一層の透明性を慫慂することに

よって、多角的システムに対する一般の支持を促進することに合意し、
―既存の多数国間のコミットメントを履行し、合意済み課題を推進し、かつ広範な多角的自由化を追求するに当たり新たな分野に取り組むための努力に対する我々の支持を再確認し、
―新興経済及び開発途上経済が十分かつ効果的に多角的貿易システムに参画することに対する我々の希望を確認し、これらの諸国において成長をもたらし、貧困を軽減することに役立つよう、かかる参画から早期の目に見える利益が得られることをコミットし、また、以下により後発開発途上国への支援を実施する。
◆その物品に対する追加的な無税のアクセスを、必要な場合には自主的に、提供すること、
◆原産地規則が透明であることを確保すること、
◆地域統合を促進する努力を支援すること、
◆その市場が、投資及び資本フローにとってより魅力的かつアクセスしやすいものとなるよう支援すること。

6．最後の点は、世界が直面する最も困難な課題の１つを際立たせている。すなわち、より貧しい途上国、特にアフリカにおいて、その能力を開発し、世界経済により良く統合され、それによってグローバリゼーションのもたらす機会から利益を得ることを可能にすることである。我々は、アフリカにおける希望と進歩という新たな精神に勇気付けられる。課題は厳しいが、克服できるとの自信が高まりつつある。我々は、OECDの21世紀開発戦略に示されているとおり、改革し、発展し、経済的・社会的開発のための国際的に合意された目標を達成するための、これらの諸国の努力を支援する真のかつ効果的なパートナーシップにコミットする。したがって、我々は、いずれの場所においても児童のために少なくとも初等教育を実現し、母子死亡率と世界人口のうちの極貧人口の割合を大幅に減少させるために、これらの諸国と協力しなければならない。

7．我々は、これらの目標を達成するために、我々がリヨン及びデンヴァーにおいて策定したヴィジョンを完全に履行する意図を有する。したがって、我々は、以下について国際的な努力を共に行うことを誓う。
―これらの諸国が、民主主義と良い統治、より強力な市民社会とより高い透明性を確立し、腐敗に対する行動をとるための努力に対して、例えば、OECD贈賄防止条約を1998年末までに批准するためのあらゆる努力を傾注することによって、効果的な支援を提供すること、
―実質的な水準の開発援助の重要性を認識すると共に、世界銀行のソフト・ローン部門の迅速かつ適切な増資について交渉すること（IDA12）並びにIMFの拡大構造調整ファシリティー及びアフリカ開発基金のための適切な資金を提供することを含め、我々の責任を履行しつつかつバードン・シェアリングの精神に基づき、改革プログラムを支援するために開発のための資金を動員すること、
―既存の二国間援助や投資機関による支援が、基本的な社会インフラの開発や貿易及び投資を改善するための措置を含め、健全な改革の支援に焦点を当てるよう努力すること、
―OECDにおいて、1999年に案文を提案することを目的として、後発開発途上国向け援助のアンタイド化に関する勧告につき作業すること、
―国際金融機関（IFIs）及びパリ・クラブにおいて合意された重債務貧困国（HIPC）イニシアティヴの条件に従った、より多くの国への債務救済の迅速かつ断固たる拡大を支持すること。我々は、既に６カ国がHIPC債務救済の適格性を認められたこと、及びさらに２カ国が近く認められる見込みであるとの進展が達成されたことを歓迎する。我々は、すべての適格な国が、2000年までにこのプロセスに入ることができるように、可及的速やかにプロセスを開始するために必要な政策措置をとることを慫慂する。我々は、各国が条件を満たす場合に、債務問題からの永続的な脱却を保証するために、必

要な場合にはいつでも暫定的救済措置を含め、必要な救済を得ることを確保すべく、国際機関及び他の債権者と協力する。我々は、アフリカ開発銀行がHIPCイニシアティヴに対する貢献を行うための資金を確保できるよう、将来の資金調達努力に世界銀行が参加することを期待する。

―改革を行っている後発開発途上国に対し、援助に関連する二国間債務を免除するか又は同等の措置をとっていない諸国は、これらを実施するよう要請すること、

―感染症及び寄生虫症に関する相互協力を強化し、これらの分野における世界保健機関の努力を支援すること。我々は、何億人もの人々が経験している苦しみを除去し、マラリアに起因する死亡率を2010年までに大幅に減少させるための、新たな「ロールバック・マラリア」イニシアティヴを支持する。我々はまた、ワクチン開発、予防プログラム及び適当な治療法を通じ、かつUNAIDS（国際連合エイズ共同プログラム）に対する支援を継続することによって、世界的なエイズ禍を減少させるための努力を継続する。我々は、エイズの予防と治療のためのフランスによる「国際治療統一基金構想」の提案及びその他の提案を歓迎すると共に、我々の専門家に対し、それらの実施のフィージビリティを迅速に検討するよう要請する。

8．我々は、国際連合事務総長の最近の報告において特記されたとおり、紛争を予防し、緩和するためのアフリカの能力を強化する特別の必要性を認識する。我々は、紛争予防及び平和維持のための訓練を提供するアフリカを本拠とする機関の能力を向上させる方途を探求する。我々はまた、貧しい紛争後の諸国が、自国の政治、経済、社会制度を、民主的な価値と基本的人権の尊重と整合的に再建する場合に、これら諸国の格別の必要に対応するための方途をさらに検討する必要がある。即時の人道援助に加え、

―我々は、IMF及び世界銀行によって支援される良い統治及びマクロ経済・構造改革プログラムを支援しつつ、強固な民主的・経済的制度を構築するための技術協力及び金融支援の必要性を認識する。我々は、世界銀行がこれらの分野において二国間及び多数国間援助の調整に力強い役割を果たすことを要請する。

―我々はまた、適切な場合にはHIPCイニシアティヴを含め、債務救済メカニズムによって、本質的な復興のため、特にIFIsへの支払が延滞している諸国に対して、より多くのかつ早期の資金が利用可能となるための方途を検討する必要性に合意する。

9．持続可能な開発及び世界的な成長を確保するための１つの極めて重要な要素は、効率的なエネルギー市場である。したがって、我々は、４月のモスクワにおけるエネルギー大臣会合の結果を承認する。我々は、G8の枠組みの中で、エネルギー問題に関する協力を継続する。我々は、エネルギー生産地域及び通過地域における健全な基盤の上に立った政治的・経済的安定の重要性を認識する。我々は、信頼性が高く、経済的で、安全かつ環境面で健全なエネルギー供給が、予測される需要の増大を満たすことを確保することを目的として、エネルギー市場の発展を慫慂することにコミットする。効率性と競争的な環境を促進するための自由化及びリストラは、内外の主体の間のみならず政府と民間セクターの間の衡平な取扱いを確立する観点から、透明かつ無差別の国内法制及び規制の枠組みによって下支えされるべきである。これらは、我々のエネルギー・セクターが必要とする新たな投資を引き付けるために不可欠である。我々はまた、経済的に意味のある国際的なエネルギー輸送網を開発するための国際的な協力の重要性を認識する。我々は、この協力を、二国間で、あるいはエネルギー憲章条約の枠組みと原則とに従うものを含め多数国間で追求する。

10．我々の電力セクターに対する新たな競争的な圧力にかんがみ、我々は、1996年のモスクワ・サミットにおいて行った、原子力発電所の安全な運転と世界中で高い安全基準を達成するとのコミットメントを再確認し、また、原子力安全勘定贈与取極の完全な履行を最大限重視する。我々は、原子力

安全作業グループ（NSWG）の既定の任務に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、適切な状況における完全なメンバーシップを最終的な目標として、NSWGの活動におけるロシアの役割を深めることに意見の一致をみた。我々は、国際核融合実験炉（ITER）の試験的プロジェクトに関して成功裡に協力が行われていることを認識し、民生用の核融合の発展のための国際協力を継続することが望ましいと考える。

11. 我々の将来の繁栄に対する環境面での最大の脅威は、引き続き気候変動である。我々は、それに取り組むとの我々の決意を確認し、リーズ城における環境大臣会合の結果を承認する。法的拘束力を有する目標を含む議定書の京都における採択は、温室効果ガスの排出を削減するための我々の努力における歴史的な転換点である。我々は、我々の数カ国が議定書に最近署名したことを歓迎し、来年中にこれに署名するとのその他の国の意図を確認し、これを批准し京都の合意を現実のものとするために必要な一層の作業を早急に開始することを決意する。この目的のため、

—我々はそれぞれ、温室効果ガスの排出を大幅に削減するために必要な措置を国内でとる。

—京都議定書が言及するように、我々は、国内的な措置を補完するために、市場ベースの国際的な排出量取引、共同実施及びクリーンな開発の制度といった柔軟なメカニズムや吸収源につきさらに作業する。我々は、実施可能、説明可能、検証可能で、開かれたかつ透明性のある取引制度及び効果的な履行確保制度を確保するためのルール及び原則を策定することを目指す。

—今秋のCOP4のブェノス・アイレス会議への準備のために、我々は共に、また他の諸国と協力する。我々はまた、温室効果ガスの排出を制限又は削減するための目標を設定することへの世界的な参加を増大させるために、すべての国と協力する方途を検討する。我々は、クリーンな開発の制度が如何に機能し得るか、例えば、地球環境ファシリティを含む既存の機関の経験と専門的知見を如何にして最も良く利用し得るかにつき、可及的速やかに合意に達することを企図する。我々は、気候変動の影響を最も受けやすく、その排出の全体に占める割合が増大しつつある途上国からの参加の増加を期待する。我々は、その国内の状況と開発の必要にとって適当な、自主的な努力とコミットメントを達成するために、途上国と協力する。我々はまた、技術の開発と普及を促進するために、途上国と共に我々の努力を増大させる。

12. 東南アジア及びアマゾン地域における最近の悲惨な森林火災は、我々の環境のみならず経済成長及び政治的安定に対して脅威を与えており、森林を持続可能に管理し保全するための世界的な協力、より良くかつより効果的な枠組み及び実際の協力が極めて重要であることを示している。我々は、2000年に、先週発表されたG8行動プログラムの実施の進捗を評価する。我々は、国際連合の下で進行中の森林に関する作業を強く支持し、この努力が継続することを期待する。

成長、雇用可能性及び社会的一体性

13. すべての我々の国民は、男性であれ女性であれ、就労と相応の生活水準を通じて、国家の繁栄に貢献しこれを共有する機会を享受するに値する。課題は、すべての我々の市民が、成長と雇用創出を増大させることによって、急速な技術的変化と経済のグローバリゼーションの利益を共有することを確保し、一体的な社会を構築しつつ、このような利益を如何にして獲得するかである。我々は、このことを達成するためには、健全なマクロ経済の枠組みの中で、国内の経済的・社会的構造を近代化することが重要であることを認識する。これらの目的のために、我々は、G8財政・経済・労働及び雇用担当大臣が、「成長、雇用可能性及び社会的一体性」に関する２月のロンドン会議で合意した７つの原則を強く承認する。我々はまた、活力ある高齢化に特別の焦点を当てた、1997年11月の神戸雇用会議の結論を歓迎する。

14. 我々は、各国それぞれがロンドン会議の７つの原則がいかにして実施されつつあるかを示すために作成した行動計画を議論し歓迎した。この分野における各国の経験と最良の実践を共有することによって、我々は、我々の政策と対応振りを改善することができる。我々は、これらの計画を成功裡に実施することを確保するに際して雇用者と労働組合の関与が重要であることを強調した。

15. 行動計画は、我々すべてが、個別に、我々の国において雇用可能性と雇用創出を改善するための新たなコミットメントを行っていることを示している。特に、我々は以下をコミットする。
—若年の長期失業者と失業により深刻な影響を受けている他のグループが就労先を見いだすことを支援するための措置、
—起業家が会社を設立することを支援するための措置、
—税制及び給付制度を雇用に優しいものとすること及び生産物市場の自由化を含む構造改革の実施、
—生涯学習を促進する措置。

16. 各国は、それぞれの行動計画に示された措置を導入し、活力ある高齢化の概念を追求するとの決意を確認した。活力ある高齢化に関する措置は、高齢労働者の必要に適した職業形態を探求し、それに応じて職業を彼らにふさわしいものに適合させるべきである。

17. これらの措置は、健全な基盤に基づく衡平な成長を生み出すことに資する。我々はまた、成長、雇用及び社会的一体性の醸成を、G8のみならず世界中において支援するために、関連する国際機関等、特に、ILO、OECD及びIFIsにおいて、我々の原則と経験を共有したいと考える。我々は、国際的に認識されたコア労働基準に関する、シンガポール会議の結論並びにILO宣言及び実施メカニズムのための提案に従って、ILO及びWTO両事務局間の協力の継続を含め、かかる労働基準の実施に向けた世界的な進展に対する支持を新たにする。

薬物及び国際犯罪との闘い

18. グローバリゼーションは、国際犯罪の劇的な増加を伴ってきた。このことは、薬物及び武器の不正取引、人の密輸、窃盗、詐取及び脱法行為のための新たな技術の悪用並びに犯罪収益の洗浄等の多様な形態で現れている。

19. このような犯罪は、薬物により生活を破滅させ及び社会を組織犯罪の恐怖に置くことを通じ、我々自身の市民及び社会に対する脅威となっているのみならず、国際カルテルによる不法資金の投資、腐敗、制度の弱体化及び法の支配に対する信頼の喪失を通じ、社会の民主的及び経済的な基盤を損ないかねない世界的な脅威となっている。

20. この脅威と闘うためには、国際的な協力が不可欠である。我々自身、特に1996年のリヨン・サミット以来、そのような協力を改善する方途を追求してきた。既に多くのことが達成されてきた。我々は、国際連合、欧州連合及び他の地域グループにより行われている作業を認識する。我々は、国際組織犯罪に関する40の勧告を実施するためG8リヨン・グループによりとられた措置及び昨年12月のワシントンにおけるG8司法・内務閣僚級会合により発表された提案を歓迎する。我々諸国は、共同して行動することにより、犯罪者を捕らえカルテルを壊滅するためにお互いに支援している。しかしながら、さらに多くのことがなされる必要がある。犯罪者にとってもその資金にとっても安全な楽園は存在してはならない。

21. したがって、我々は、この脅威に一層効果的に取り組むため以下の一段の多くの行動をとることに意見の一致をみた。
—我々は、我々の法執行機関に対し追加的に必要な手段を提供する実効的な国際連合国際組織犯罪条約を、今後２年間で交渉するための努力を完全に支持する。
—我々は、我々の閣僚により合意されたハイテク犯罪に関する10の原則及び10の行動計画を迅速に実施することに意見の一致をみた。我々は、適切なプライバシーの保護を維持しつつ、証拠として電子データを取得し、提示し、保存するための法的な枠組みについて、及びこれらの犯罪の証拠を国際的なパートナーと共有することについて合意するため、産業界

との緊密な協力を呼びかける。これは、インターネット及び他の新たな技術の悪用を含む広範な種類の犯罪と闘うことに資する。

―我々は、地域グループと協力して、資金洗浄と闘うための作業を継続し拡充するとのFATF（金融活動作業部会）の決定を歓迎した。我々は、オフショア金融センターによって惹起されている問題を含め、資金洗浄及び金融犯罪の問題に特に重点を置く。我々は、国際犯罪と闘うことに関する閣僚会合を1999年にモスクワで開催するとの提案を歓迎する。我々は、資金洗浄を行っている者に関する情報を収集・分析し、パートナー諸国の関係機関と連携するため、金融情報機関（FIUs）を未だ有しない場合には、我々の憲法及び法制度に従って、当該機関を設置することに意見の一致をみた。我々は、有罪判決を受けた犯罪者からの資産の没収を容易にするための適切な法制（これらの資産を追跡・凍結・没収し、可能な場合には、国内法制に従って、差し押さえた資産を他の諸国と配分するためお互いに支援する方法を含む。）の原則及び必要性について意見の一致をみた。

―我々は、犯罪資金の巨額なフローから生ずる公務員の腐敗と闘う方途を探求する必要性に合意する。

―我々は、移民の密入国を含むあらゆる形態の人の密輸に深く憂慮する。我々は、女性と児童の密輸と闘うために、このような犯罪を予防し、犠牲者を保護し、密輸を行う者を訴追する努力を含め、共同行動に合意した。我々は、この問題に取り組むため、我々自身の間並びに送出国、中継国及び目的国を含む第三国と共に、将来の協力のための原則及び行動計画を含む多面的かつ包括的な戦略を策定することにコミットする。我々は、将来の包括的な国際連合国際組織犯罪条約をこのための重要な手段と考える。

―我々は、組織犯罪に対する共同法執行活動を支持し、犯罪網と闘うための権限ある機関間の協力を歓迎する。我々は、特に主要な密輸ルートに対処し特定の形態の金融詐欺を取り締まるために一層の行動を追求することに意見の一致をみた。

―我々は、銃器の不法な製造及び密輸と闘うためのリヨン・グループの原則及び行動計画を支持する。我々は、同グループが、国際連合国際組織犯罪条約の一環として法的拘束力のある国際文書の策定に向け作業することに合意したことを歓迎する。

22. 我々は、リヨン・グループに対し、現在進行中の作業を強化するよう求めると共に、ハイテク犯罪に関する行動計画、資金洗浄に対してとられる措置及び人の密輸に関する共同行動についての進捗を次回サミットに報告するよう我々の閣僚に求める。我々はまた、我々の環境大臣の間で４月５日に意見の一致をみた環境犯罪と闘うための措置を歓迎する。

23. 薬物とより拡大している国際・国内犯罪との間には強い連関が存在する。我々は、来たる国際連合麻薬特別総会を歓迎する。国際連合麻薬特別総会は、薬物問題に関するあらゆる側面に取り組むための包括的戦略を支持するとの国際社会の決意を示すべきである。G8としては、麻薬系薬物と闘うための国際社会におけるパートナーシップ及び責任の共有にコミットしている。このことは、薬物及び原料物質の不法な取引を抑止するための協力の強化、我々諸国において薬物依存を減少させるための政策を含む需要削減のための行動及び麻薬系薬物の栽培を根絶するためのグローバルなアプローチに対する支持を含むべきである。我々は、UNDCP（国際連合薬物統制計画）の、適切な場合には代替開発プログラムを通じて、麻薬系薬物の生産を根絶しあるいは大幅に削減するためのグローバルなアプローチを歓迎する。

不拡散と輸出管理

24. 大量破壊兵器とその運搬システムの拡散は、あらゆる国の安全を脅かす。我々諸国は、拡散を防止するための努力の最前線にあり、我々は、国際的な不拡散体制を支援するために緊密に協力してきている。我々は、この協力を継続しかつ強化することを誓約する。この協力の鍵となる要素として、

我々は、不拡散体制における我々の約束を遵守し、輸出管理の効果的な執行を確保するとの我々のコミットメントを再確認する。我々は、大量破壊兵器とその運搬手段のための計画に対してはいかなる種類の支援も拒否する。

この目的のため、我々は、適切な場合には、法律、規則及び執行メカニズムの強化を図りかつ促進する。我々は同様に、我々自身の間及び他の諸国と共に、例えば情報交換を含む輸出管理に関する協力を強化する。我々は、我々の専門家が輸出管理の執行の強化に焦点を当てるよう求める。また、我々は、輸出管理における要件について我々の産業・ビジネス界の間の意識向上を図る。

2000年問題

25. コンピュータが2000年への変化をいかに処理するかに起因する2000年（あるいは千年期）問題は、国際社会に対して、特に、国防、運輸、電気通信、金融サービス、エネルギー及び環境各セクターにおいて、甚大な影響をもたらす重要な課題となっており、また、我々は、あるセクターは他のセクターに死活的に依存していることに留意した。我々は、一層の緊急の行動をとり、短期的かつより長期的に混乱の予防に資する情報を、我々自身の間で及び他の諸国と共に共有することに合意した。我々は、この問題に取り組む責任の多くを有するビジネス界及びこれらのセクターにおいて活動している諸機関と緊密に協力する。

我々は、この極めて重要な技術的問題の解決及び2000年に向けた準備に資するため、途上国を支援する世界銀行やOECD等の国際機関において協力する。

次回サミット

26. 我々は、来年6月18日から20日までケルンにおいて再び会合するとのドイツ連邦共和国首相の招請を受諾した。

（出所）大蔵省『財政金融統計月報第554号』
最近の国際会議主要コミュニケ10

11-11　ケルン・サミット
国際金融システムの強化
G7蔵相からケルン経済サミットへの報告（仮訳）

1999（平成11）年6月18-20日　ケルン

目　　次

	パラグラフ
序	1-9
A．国際金融機関及び国際的アレンジメントの強化及び改革	10-15
B．透明性の強化及び最良の慣行の促進	16-21
C．先進国における金融規制の強化	22-29
D．新興市場国のマクロ経済政策及び金融システムの強化	30-37
為替相場制度	33
金融システム	34
資本移動	35-36
債務管理	37
E．危機の予防・管理の改善、及び民間セクターの関与	38-52
危機の予防	39-43
危機の解決における民間セクター関与のフレームワーク	44-52
原則	45
考察	46-49
手段	50-52
F．貧困かつ最も脆弱な層を保護するための社会政策の促進	53-60

序

1．適切に機能する国際金融システムは、世界的な貯蓄・投資の効率的な配分のために必要不可欠であり、また、全世界的な成長及び全ての国々における生活水準の向上に必要な条件をもたらす。世界経済における最近の出来事は、世界的な経済・金融の統合の利益を最大化し、それに伴うリスクを減少させるためには国際金融システムを強化していくことが必要であることを示すこととなった。

2．また、国際金融システムの改革は、開かれた多角的貿易システムを強化するであろう。財や資本について開かれた市場を維持していくことにより、世界経済の

ショックに対する抵抗力を高めるであろう。開かれた市場から得られる利益や経済的な機会によって、先進国・新興市場国における生活水準が大きく改善してきている。我々は、グローバリゼーションのプロセスは、富と雇用を生み出す大きな潜在的な力を新たに提供すると信じる。

3．我々は、主要国の蔵相として、国際金融・通貨システムが適切に機能するための条件を改善し、特に、為替相場の安定のために必要である健全なファンダメンタルズを強化することについて、特別な責任を負うことを認識している。このため、我々は、国際通貨システムの安定及びファンダメンタルズと整合的な主要通貨間の為替相場の安定を促進するため、強固な協力を継続する。

4．昨年のバーミンガム・サミットでの要請に従い、我々は、他の国々と協力しながら、国際金融システムの構造に関する数多くの重要な改革について提案を行ってきた。我々は、これまで合意されたイニシアティブや改革は、国際金融システムの安定に大きく貢献するものと信じる。

5．益々統合の度合いを深める世界経済においても、政策を遂行する責任は依然として主に主権国家にあり、各国家による行動と、一層の国際的協力とにより世界の金融の安定を推進していくことが課題となっている。全ての国々は、国際金融機関及び民間金融機関とともに、こうした責任を果たしていかなければならない。

6．このために新しい国際的な組織は必要ではない。必要なのは、全ての国々が、健全なマクロ経済政策及び持続可能な為替相場制度に関する政策を追求し、強固かつ抵抗力のある金融システムを確立していくことによって、世界的な安定に対する責任を果たすことである。こうした分野や他の分野において、国際的に合意された基準やルールを採用し実施していくことも必要である。また、現行の機関が、その役割を今日の世界金融システムの要求に見合ったものと変えていくことも必要である。特に、これらの機関が、基準の策定、その実施のモニター、及びその結果の公表のための効果的なメカニズムを設置すること、これらの機関が各国の危機の管理を支援する適切な手段を持つこと、及びこれら機関自身の有効性、アカウンタビリティー及び正統性を強化するための措置を取っていくことが必要である。また、国際金融システムの全ての参加者（各国当局及び民間セクター）に対するインセンティブの構造が適切なものとなっていることが必要である。

7．我々の全体的な戦略は、市場の働きを適正なものとし、このために必要な公共財を提供するための政策を特定し実施することである。それには、公的な当局が、強化された透明性及びディスクロージャー、金融機関や市場に対するより良い規制・監督、及び社会の最も脆弱な層を守るための政策を提供することが必要である。また、民間債権者や投資家が、彼らがとったリスクに対する責任を受け入れ、危機の予防・管理にあたって適切に関与することが必要である。この点において、国際的に合意されたコードや基準を作っていくことは、政策立案者にとってはより良い統治のためのインセンティブとなると同時に、カントリー・リスクを測るための基準ともなるであろう。

8．昨秋、我々は首脳に対し国際金融システムを強化するために具体的な措置を執ることの必要性を訴えた。本報告書は、6つの重要な分野において具体的な改革を推奨している。

ａ．国際金融機関及び国際的アレンジメントの強化及び改革
ｂ．透明性の強化及び最良の慣行の促進
ｃ．先進国における金融規制の強化
ｄ．新興市場国のマクロ経済政策及び金融システムの強化
ｅ．危機の予防・管理の改善、及び民間セクターの関与
ｆ．貧困かつ最も脆弱な層を保護するための社会政策の促進

9．我々は、これらの提案が、将来の金融危機のリスクを減少させ、そのより良い管理に役立つと信じる。我々は、これら提案の実施にコミットするとともに、それ

を緊密にモニターし、必要に応じその進展状況の報告を継続していく。勿論、金融市場は発展し続けており、国際金融システムをさらにこのような発展に適合させていくことが将来また必要となるであろう。

A．国際金融機関及び国際的アレンジメントの強化及び改革

10. 世界的な経済・金融上のアレンジメントは、常に変化する世界経済の姿を反映して継続的に発展していくものである。
我々の目的は、全ての利害が効率的に代表されるようなより効率的な国際金融機関及び国際的アレンジメントを推進していくことである。

11. 我々は、このプロセスを導く原則について合意する。
    a．IMF及び世界銀行は、国際経済・金融システムにおいて、またこれらの分野における各国間の協力の促進において中心的な役割を果たす。
    b．国際的な監督・規制団体は、国際金融システムをより堅固なものとするにあたり非常に重要な役割を果たす。
    c．これらの機関及び国際金融機関のアカウンタビリティー及び透明性は強化されなければならない。
    d．国際金融システムを常に変化する世界経済に如何に適合させていくかについて議論する際には、幅広い国々が参加するべきである。
    e．一定の国々の集団から代表を出す制度は、これら機関のガバナンス上適切である。

12. 国際金融システムに関し現在行っている対話を幅広い国々に拡大するため、数多くの措置が執られてきている。これには、25の参加者からなるIMFの新規借入取極（NAB）の創設、1998年に開催されたシステム上重要な国々の蔵相及び中央銀行総裁による特別会合、今春ボン及びワシントンで開催された33の先進国及び新興市場国によるセミナー、及び今回初めて特別代理会合によって準備が行われた本年春のIMF暫定委員会が含まれる。

13. 金融市場の監督及びサーベイランスの分野に関し国際的な協力・協調を強化するために、新たに金融安定化フォーラムが創設された。本フォーラムは、４月に初会合を開催し、高レバレッジ機関、オフショア・センター及び短期資本フローの影響という３つの論点に当初焦点を置くことで合意した。本プロセスは他の先進国及び新興市場国からの参加者を交えることとなろう。我々は、本フォーラムが９月の会合までに、効果的な対話を保証するやり方で、重要な金融市場を有する国にまで参加者を拡大するべきであることで合意した。

14. 機構上の改革に関し、暫定委員会を評議会に改組するというものも含め、多くの提案が議論されてきた。現時点においては、ブレトン・ウッズ機関の主要な出資国としての特別な責任に鑑み、我々は、これら機関を強化し、その有効性を高めるために、以下の重要な措置を支持することに合意した。
    a．暫定委員会を、「国際金融通貨委員会」として常設の機関とする。本委員会の任務は、IMF協定第１条に定められているIMFの目的である、マクロ経済及び通貨に関する全ての国々の協力の促進に関し、IMFが重要な役割を果たさなければならない、という我々が再確認する原則と整合的であるべきである。
    ・この新しい委員会の大臣会合の直前に、代理レベルの会合が年２回開催される。これは、４月の暫定委員会代理会合が成功したことに基づくものである。
    ・世界銀行総裁は、この新しい委員会において特別な役割を果たす。また、金融安定化フォーラムの議長はオブザーバーの資格を与えられる。
    ・国際金融通貨委員会と開発委員会の双方が責任を持つことが明らかな事項については、適切な場合においては、両会合の合同会合が開催される。
    b．我々は、ブレトン・ウッズ機関からなる制度的フレームワークの中で、システム上重要な国々の間の対話の

ための非公式メカニズムの創設のために協力していく。

我々は、暫定委員会を評議会に改組するという提案も含め、機構上のアレンジメントを強化するために提出された諸提案を考慮しつつ、これらアレンジメントに関するレビューを継続していく。

15. 我々はまた、IMF及び他の国際金融機関の有効性を向上させるために、以下を含む措置を執ることで合意した。
    a．良好な経済パフォーマンスを追求するインセンティブを強化するために、プログラムのコンディショナリティーが終了した後もIMFからの引出残高がある場合について、政策へのコミットメントに関するモニタリングの強化を図る。
    b．国際金融機関の焦点をその比較優位がある分野に絞り、また、これら機関と他の国際的なフォーラム及び民間部門との対話を拡大する。プログラムに対するその国自身のオーナーシップを強化するため、当該国の固有の状況に特別の注意を払うことが必要である。
    c．金融危機におけるIMFの支援プログラムの経験に基づき、IMFは、世界経済の変化、特に国境を越えた急激で大規模な資本移動が起こり得る状況をより的確に反映するように、IMFのサーベイランス及びプログラムを一層改善する方策を検討すべきである。
    d．透明性、政策決定手続き、及びタイムリーな情報の流れを改善することにより、IMFのアカウンタビリティーを強化する。
    e．IMFが、その業務、プログラム、政策及び手続の有効性について内部・外部双方による体系的な評価を引き続き行うよう促す。

B．透明性の強化及び最良の慣行の促進

16. 正確かつタイムリーな情報が入手できることは、金融市場及び市場経済が適正に機能するために必要不可欠な要素である。こうした情報は、市場参加者にとって必要なものであり、彼らが適切な意思決定を行うために使われるべきである。また、こうした情報は、政策立案者に対し、健全な経済政策を遂行するためのより大きなインセンティブを与える。改善された情報は、市場が経済の動向により円滑に対応し、危機の伝播を最小化し、変動を抑制することに役立つであろう。
17. これまで、多くの分野において大きな進展が見られている。IMFは、経済統計や指標に関する強化されたディスクロージャーを促進するという点や、政府がマクロ経済政策や金融監督政策を策定する際のプロセスについて、適切な透明性を確保するために自主的に従うべき良い慣行に関するコードや基準を策定するという点において大きな前進を見せた。
    a．IMF理事会は、1999年３月、各国の外貨準備ポジションに関するデータのより包括的かつタイムリーな公表を行うため、特別データ公表基準（SDDS）を拡充することを承認した。この拡充されたSDDSは、2000年４月に発効し、1996年に作られた当初の基準で不十分だった部分に対処するものである。金融統計に関する関係機関による作業部会において、BIS、IMF、OECD及び世界銀行が発展途上国及び体制移行国の対外債務に関し発表している統計について、それらの調和を図るための努力が行われ、四半期毎に公表が開始された。
    b．IMFの財政透明性についての良い慣行に関するコードが理事会によって承認され、1998年４月の暫定委員会において支持された。本提言を実施するためのマニュアル、質問集及び自己評価報告書が用意されており、公表されつつある。
    c．金融政策・金融監督政策の透明性についての良い慣行に関するコードの草案は、それに対する意見を収集する目的で公表されており、1999年のIMF総会までに完成される見込みである。
18. IMFはまた、加盟国の経済政策及びIMF

自身の業務の透明性を向上させるため多くの措置を承認してきている。これには、⑴IMFの政策に関する情報を提供するためのパブリック・インフォメーション・ノーティスの一層の活用、⑵IMFの支援プログラムの基礎となる政策趣意書、経済・金融政策に関するメモランダム、及びポリシー・フレームワーク・ペーパーを公表するための手続き、⑶加盟国のプログラムを承認・レビューする理事会の後の議長ステートメントの公表、及び⑷４条協議のスタッフ・レポートの自主的な公表のためのパイロット・プロジェクトなどが含まれる。世界銀行においては、各国の開発上の主要な課題及び世界銀行の融資プログラムの指針を示す国別支援戦略を1999年７月から原則として公表する予定である。

19. 民間セクターの透明性は、秩序立った、かつ効率的な金融市場の機能のためにとりわけ必要である。バーゼル委員会、IOSCO（証券監督者国際機構）、IAIS（保険監督者国際機構）はそれぞれの責任分野において監督のためのコア・プリンシプルを策定した。この分野における価値ある作業としては、IOSCOが公表した「多国籍発行体のクロースボーダーの募集及び上場を促進するためのディスクロージャー基準」が挙げられる。BISのグローバル金融システム委員会（CGFS）は、市場におけるディスクロージャーを改善する方策をレビューしている。これには、トレーディング、投融資活動に従事している機関（規制されているか否かにかかわらず）のエクスポージャーやリスク・プロファイルの公表のための様式例が含まれる。これに関し、他の関係当局を交えてさらに作業を行っていくことが、金融安定化フォーラムにおいて支持された。

20. 我々は、透明性を強化するため民間セクターの団体によって行われている努力を支持し賞賛する。我々は、国際会計基準委員会が国際会計基準に関するコア・スタンダードを完成したことを歓迎するとともに、IOSCO、IAIS及びバーゼル委員会がそのレビューを完了することを期待する。我々は、会計基準を策定する関係者全てが協力することにより、引き続き高い質の会計基準が策定され、国際的に合意されることを強く要請する。

21. 基準や良い慣行に関するコードの策定にはかなりの進展が見られており、現在国際社会が直面している課題はその実施を促すことである。我々は、以下の措置が非常に重要であると考える。

ａ．国際資本市場にアクセスを持つ国々の参加によりSDDS参加国が拡大すること、対外債務の報告に関するSDDSの具体的な基準について幅広い合意を形成すること、金融セクターの健全性に関する指標が追加されること、及びSDDSにより伝えられる情報がより広く認知され利用されるよう努力していくこと。

ｂ．IMF理事会文書の一層の公表など、IMFの業務及び加盟国の経済政策の透明性を向上させるための一層の措置を採っていくこと。

ｃ．IMFの４条協議プロセスを基礎とし、世界銀行や基準策定機関と緊密に協力しながら、コードや基準の実施状況に関するサーベイランスのシステムを作ること。このために、我々はIMFに対し、こうした協力関係を調整するメカニズムを確立し、基準の遵守をモニターし促進していく手段としての４条協議プロセスの有効性について報告を行うよう求める。各国の基準の遵守状況は、IMFのコンディショナリティーの策定にも使用されるべきである。

ｄ．IMFの通常の４条協議レポートやスタッフが用意する各国の透明性の慣行に関する特別報告書の中に、各国の透明性に関する基準の遵守状況に関する情報を体系的に盛り込むこと。我々は、この点に関し、IMFのスタッフによって試験的な透明性報告書が用意されたこと、及びいくつかの国々がそれぞれの透明性に関する慣行について試験的な自己評価に取

り組んでいることに勇気づけられる。我々は、これらの報告書が4条協議プロセスの必須の項目となるよう拡大されるようになることを期待する。

e．バーゼル委員会、IOSCO、IAISによって策定されたコア・プリンシプルの実施に向け継続的な努力を行っていくこと。これには、コア・プリンシプルのメソドロジー作業部会における作業や、IMFや世界銀行の適切な関与の下で行われている作業を含む。

f．我々の規制当局が、外国銀行による市場参入を考慮する際のプルーデンシャル基準の一環として、金融監督の国際的基準等、関連する幅広い国際的基準に対する当該国の遵守状況を勘案するようにすること。

g．全ての市場参加者が十分な透明性を有することが重要であることに鑑み、全ての市場参加者の透明性を向上させるための措置が執られなければならない。これには、高レバレッジ機関への直接的かつ具体的なエクスポージャー及び高レバレッジ機関自身による関連情報についての、ディスクロージャーの質及び適時性を改善するための措置も含まれる。我々は、この問題に関する金融安定化フォーラムの作業を期待している。

h．IOSCOにおいて現在行われている、高レバレッジ機関に透明性やディスクロージャー義務を課すことの当否と実現可能性についてのレビュー。

i．外国為替市場における総ポジションと総取引の報告に関するCGFSの作業を完了すること。

j．透明性及び監督の分野において、オフショア・センターに国際的に合意された基準やコードを遵守させるための方策を検討すること。我々は、この問題に関する金融安定化フォーラムの作業を期待している。

k．OECDがコーポレート・ガバナンスに関するコア・プリンシプルを先般承認したこと。そして、世界銀行が、OECDや他の国際機関と共同して、新興市場国や先進国において可能な限り幅広い範囲で当該プリンシプルが採択・実施されるよう促すこと。

l．様々な金融及び経済政策に関する基準や最良の慣行を、国際的な金融・経済政策に関する基準集のような、一つの参照となるものに集約すること。それを使って、各国は様々な基準や最良の慣行を実施していくという意志を表明することができよう。

C．先進国における金融規制の強化

22. 過去2年間、我々は、投資家や債権者はより高い利回りを求めようとする際、しばしばリスクを過小評価する傾向があることを学んだ。市場が非常に楽観的になっている時は、市場参加者はそういう状況でなければ行わなかったような信用供与や投資に関する決定を行いうる。後知恵ではあるが、主要国の貸し手及び監督者側の失敗には、リスク管理の慣行が不十分なものであったこと、情報が不十分であり、また、利用可能な情報に対しての注意も不適切であったこと、自己資本基準が図らずもリスクの高い借り手に貸し出すインセンティブを提供していたこと、などが含まれる。こうした過度のリスクを取る行為が、高いレバレッジと結びついて、ある出来事もしくは一連の出来事による悪い影響を増幅することがある。

23. 債権者や投資家をより規律に従って行動させる（つまり、彼らの融資及び投資決定において適切にリスクを分析し評価させる）ための措置は、過度のレバレッジを回避すること、及び新興市場に対する貸出しに伴うリスクについて、より慎重な評価を行うことを促すことを目標とするべきである。上述の透明性に関する方策に加え、我々は、先進国において対処されるべき3つの非常に重要な分野を特定した。

a．リスク評価及びリスク管理を改善すること。先進国における債権者と投資家に、一層規律に従って行動させるための措置により、投資家が好況

時にリスクを過小評価し、悪い状況の際にはリスクを過大評価する傾向を和らげることができる。これらの措置は、企業のリスク管理の慣行に対する強化された監督、及び強化された自己資本比率という形をとることが考えられる。

b．高レバレッジ機関が監督当局及び規制当局に対してもつインプリケーションを評価すること。レバレッジは積極的な役割を果たしうるが、過度のレバレッジが過度のリスクの集中を伴った場合には問題が生じうる。加えて、全般的な市場の動きや、特定の脆弱な国々に対する影響という観点から、高レバレッジ機関の活動について懸念が表明されている。

c．オフショア金融センターが国際的な基準を遵守するよう促すこと。金融市場の参加者は、同じ土俵で競争する必要がある。従って、我々が、我々自身の規制の基準を強化し続けていることに伴って、オフショア金融センターが監督システム及び基準を強化するのは重要なことであろう。

24. 多くの作業が既に着手されてきた。特に、1999年１月には、バーゼル委員会が、信用評価の慣行等高レバレッジ機関との関連における銀行の健全な実務のあり方、及びより的確なエクスポージャーの測定手法の開発に関するガイダンスを公表した。健全な実務のあり方には、高レバレッジ機関に対する意味のある包括的な信用供与上限の設定、及び高レバレッジ機関に関連する信用エクスポージャーのモニターも含まれる。

25. 複合的で国際的に活動する金融機関の監督については、特別の要請が求められている。金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムは、国際的に活動する金融コングロマリットの出現により生じる最も重要な規制上の課題に対応するための原則、規制技術、及びその他のガイダンスの策定について価値ある作業を行った。1999年２月には、その母体機関である、バーゼル委員会、IOSCO、IAISが、以下のような技術面に関する文書を承認し、発表した。

a．コングロマリットの自己資本比率の評価

b．監督当局間の情報交換の促進（含むコーディネーターの特定）

c．監督当局間の協調の促進、及び

d．コングロマリットの経営者、取締役、及び主要な株主の適格性に関するテスト

26. リスク評価及びリスク管理については、バーゼル委員会が行っている作業が、この分野における一段の作業の有益な出発点となっている。現在一段の作業が求められている。すなわち、

a．我々は、バーゼル委員会の自己資本合意の見直しの提案に関する最近の合意を歓迎した。これは、自己資本合意を、新興市場国への貸出し及び短期の貸出しに伴う信用リスク等のリスクにより敏感に対応するものとし、SDDSやバーゼル委員会のコア・プリンシプルのような国際的な基準への遵守状況を反映させるためのものである。我々は、市場慣行の変化を考慮しつつ、現行のリスク・ベースの資本規制システムについて幅広い見直しを検討するとのバーゼル委員会の意図を歓迎する。

b．我々は、民間企業が自らのリスク管理の慣行を強化するよう促す。この観点から、我々は、取引先リスクの管理手法に関するグループが、リスク管理の慣行の強化についての報告書をまもなく発表することに留意する。発表後、我々は各国当局にこれらの勧告を承認するかどうか検討することを求める。

c．各国当局は、各国の銀行が、1999年１月にバーゼル委員会が発表した高レバレッジ機関に関する報告書の中の提言に従って、適切なリスク管理の実務を実施することの確保を図るべきである。

d．我々は、高レバレッジ機関との関係において証券会社のリスク管理の慣

行を強化するとともに、高レバレッジ機関と取引する場合の取引先リスクを制限するためのその他の方策を検討するというIOSCOの努力を歓迎する。

27. 高レバレッジ機関については、我々は、全般的な市場の動きや特定の脆弱な国々に関するシステム上の論点などを含む幅広い論点について、新たに設立された金融安定化フォーラムによる作業を期待する。この際、間接・直接的な監督手法や報告・ディスクロージャーの改善による透明性の強化策に関するメリット・デメリットを含め、幅広い観点からあらゆる利用可能な方策について包括的に検討するべきである。

28. 既に自国の監督を強化する措置を執ったオフショアセンターもあるが、全ての国がそうした措置を執ったわけではない。さらなる前進のために、我々は以下のことを期待する。すなわち、
   a．オフショア金融センターと密接な関係を持つ国々は、これら地域に対し、国際的な基準を遵守するよう圧力をかけていくべきである。
   b．先に述べたように、バーゼル委員会はリスク・ウェイトを国際的基準の遵守と関連づけるべきである。
   c．IOSCO及びバーゼル委員会がスポンサーとなっている作業部会のメンバーとなるには、国際的な基準の実施に向けた進展が見られることを条件とすべきである。
   d．金融活動作業部会（FATF）は、オフショア金融センター、及び規制が緩く協調的でない地域について資金洗浄対策に関する「40の勧告」の遵守をもたらす具体的な手段や、これらを遵守しない地域がもつ悪影響から国際金融社会を守るための具体的な手段をとるべきである。
   e．より一般的に、我々は、金融安定化フォーラムのオフショア金融センターについての作業に期待している。

29. この報告書の作成にあたり、我々は、金融セクターに対する監督及び規制に関するG7金融専門家グループによる報告書、及びG7金融犯罪作業部会による報告書を考慮した。

D．新興市場国のマクロ経済政策及び金融システムの強化

30. 最近の金融危機は、新興市場国の経済ファンダメンタルズ及び金融システムを強化する必要性を明らかにした。これは、これら諸国の経済的厚生を改善するのみならず、国際経済・金融の安定に資する環境を創出するために必要不可欠である。大規模な国際資本移動は、新興市場国の発展に重要な貢献を行ってきた一方で、これら諸国が直面するリスクの性格も変化させた。脆弱なマクロ経済政策及び金融インフラストラクチャーに対して、投資家はより厳しくかつ突然にペナルティを課すであろう。最近、多くの論点において、幅広い国際的なコンセンサスが形成されている。
   a．各国は、持続可能な為替相場制度及び慎重な財政政策を含む、健全なマクロ経済政策を遂行する必要がある。各国は、債務管理に関する健全な原則を守るべきである。また、新興市場国の金融セクター及び監督制度を強化することに高い優先順位が与えられるべきである。
   b．いくつかの新興市場国は、緊密な貿易及び投資関係のある国（多くの場合同一地域内）の単一通貨又は通貨のバスケットへのペッグ制度を採用することによって、為替相場の安定を図ってきた。固定相場を採用している国々は、必要に応じ、為替相場を固定するという政策に他の政策目的を従属させなければならない。仮に固定相場を選択するならば、このような政策を制度化するアレンジメントが、固定相場に対するコミットメントへの信頼を維持することに有用となりうることを最近の歴史は示している。
   c．過度の短期借入、特に外貨建の借入に関しては著しいリスクと脆弱性が存在する。問題が生じた国々では、

短期の資本フローの選好につながる重大かつ不適切な政策バイアスがしばしば存在した。各国は、短期債務の過度の累積を避け、適切な負債構成を維持し、短期借入を選好するバイアスを除去するよう努力するべきである。

d．資本勘定の自由化は、注意深くよく順序立った方法で実行されるべきである。また、健全かつ適切に規制された金融セクター及び一貫性のあるマクロ経済政策のフレームワークが伴わなければならない。

e．資本流入規制の使用は、各国が国内金融システム上の制度上・監督上の環境を強化する過渡的な期間において正当化されうる。金融セクター及び監督制度が脆弱な場合は、銀行システムの外貨建エクスポージャーを制限するためのセーフガードが適切であろう。いくつかの国においては、市場の圧力から自らを保護するための手段として、資本流入に対するより包括的な規制が採用されてきたことも事実である。ただし、こうした手段は、コストをもたらし、いかなる場合でも改革の代替手段としては使われるべきではない。更に、資本流出規制は、長期的により大きなコストをもたらしうる。また、資本流出規制は、それほど効果的な政策手段であったわけではなく、改革の代替手段ともなってはならない。しかし、一定の例外的な状況では必要となりうる。

31. 我々は、新興市場国自身が自国経済及び金融システムの強化において主導しなければならないことに合意する。加えて、

a．我々の目的は、新興市場国の政策及び組織が世界経済に完全に参加するために必要とされるものとなるように支援することである。

b．国際金融機関及び他の国際的な団体は、新興市場国にとって有効な助言及び支援を与えるにあたって、お互いの協力を強化するべきである。

32. 最良の慣行に関する基準の遅滞ない実施や、効果的な監督の実現のためには、多くの国が技術支援を必要とするであろう。各国当局及び国際機関には限られた数の専門家しかいないため、我々は、金融安定化フォーラムに対し、技術支援に関する協調を改善するための方策を検討するよう求める。これには、技術支援に関する協調を確保し、利用可能な人的資源を最大限に活用するために、国際的なレベルでクリアリング・メカニズムを創設する可能性も含まれる。

新興市場国の為替相場制度

33. 新興市場国における適切な為替相場制度については、一層の検討が必要である。為替相場制度の選択は、新興市場国が持続可能な経済的発展を達成するために非常に重要であり、また、大規模な公的支援との関連も含めて、世界経済にとって重要な意味を持つ。この関連において、

a．我々は、ある国にとって最も適切な為替相場制度は、その国の貿易相手国との関係の深さなど、具体的な経済状況によって異なりうることに合意する。経済状況は時間とともに変化するため、ある国にとって最も適切な制度もまた変化しうる。いずれにせよ、一貫性のあるマクロ経済政策に裏付けられ、強固な金融システムによって支えられた為替相場制度であるかどうかが安定のための鍵となる。

b．我々は、特定の為替相場水準を支えるために大量に介入を行う国に対しては、その水準が維持可能と判定され、かつ、為替相場政策が、強固かつ信頼しうるコミットメントとそれを支えるアレンジメントによって裏付けられる、一貫性のある国内政策に裏付けられるなど一定の条件が満たされる場合を除いては、国際社会が大規模な公的支援を供与するべきではないということに合意する。

c．我々はIMFに対して、この分野における検討を継続し、サーベイランス活動との関連で、為替相場の持続可

能性に対して注意を高めるよう促す。持続不可能な状況に向かうことのないよう、IMFは、各国に対し、助言を与え、必要ならば支援を行って政策を調整するよう促すべきである。

金融システム

34. 新興市場国の金融システム強化のために、一層の努力が必要である。

ａ．我々は、国際金融機関及び関連する国際的な規制団体とともに、新興市場国における金融監督の改善を促進するために、我々の協力を強化することにコミットする。

ｂ．IMF及び世界銀行は、特に金融セクター改革の分野において、新興市場国への両者の助言が調和のとれたものとするべきである。両機関は、政策レビューの一部として、金融安定化のために必要不可欠であるとみなされる幅広い政策についてのサーベイランスを強化するべきである。国際金融機関が融資を行う際に、IMF及び世界銀行のコンディショナリティの一部として、各国が、現行の国際的なコードの完全な遵守に向けて迅速に取り組んでいくというコミットメントを明らかにすることが求められるべきである。

ｃ．我々は、この分野におけるIMF・世界銀行間の効果的な協力を強化するため、1998年９月に、金融に関する調整委員会（FSLC）、及びIMF・世界銀行金融セクター評価プログラム（FSAP）が設立されたことを歓迎する。各国及び国際的な規制・監督団体の有する専門的知識も利用しつつ、金融セクターに関する両機関の努力や業務をより効果的に統合することによって、こうした努力の範囲及びペースを拡大していく必要がある。我々は、IMF及び世界銀行に対し、協力の進展状況、及びこれらの目的を満たすための提案について、９月の総会までに共同報告書を準備するよう求める。これらの提案は、危機への対応、金融セクターに関するプログラムのデザインとその実施、及び加盟国に対する技術的支援を改善するためのより効果的な組織及び資源の活用を目的とすべきである。

ｄ．我々は、アジア及びラテン・アメリカの新興市場国が、効果的な銀行監督のためのバーゼル銀行監督委員会のコア・プリンシプルの実施に向けて必要な措置をとるというコミットメントを様々な会合の場で行ったことを歓迎する。我々は、他の諸国の政府に対し、コア・プリンシプルを実施するための計画が2001年までに策定されるよう、あらゆる努力を行うよう求める。IOSCO及びIAISのコア・プリンシプルもまた、遅滞なく全ての国によって実施されるべきである。

ｅ．政府は、悪い結果をこうむらないように何らかの保護が受けられるであろうとの期待に基づいて債権者が民間企業に貸付を行わないようにするために、民間債務に対する政府保証の範囲を狭めるべきである。供与される保証は明確かつ透明であるべきである。こうした規制の範囲外にあるノンバンクの金融機関は、銀行セクターを対象とする明示的なまたは暗黙の政府保証の対象とされるべきではない。

資本移動

35. 我々は、IMFに対して、資本勘定の自由化の適切なペース及び順序立てについての検討を継続し、自由化に向けた秩序だったアプローチを促進するにあたってのIMFの役割に関し、一層の論点を検討することを促した。この関連で、短期資本移動、特に外貨建の資本移動の選好につながる政策バイアスの除去及び健全な債務管理政策の促進について特に注意が払われるべきである。IMFはまた、資本規制を行った諸国の経験に関する分析を、更に精緻なものとしていくべきである。この観点から、遠くない過去においてチリ当局によって使用されたものを含め、過度の資本流入を抑制するためのマー

ケット・ベースのプルーデンシャル措置がもたらす利益とコストについて、更に研究していくことが重要である。

36. 我々は、IMF及び他の関連する機関に対し、各国当局と協力しながら、国境を越えた資本移動のモニタリングのためのより良いシステムを作ることを求める。
    a．我々は、資本移動に関するタイムリーかつ包括的なデータが重要であることに留意し、IMF及び各国当局に対して、BIS等他の関連する機関の支援を得て、資本の流出入について、満期構成、通貨構成、債務形態、借入主体ごとの詳細なデータを作るよう促す。この関連で、我々は、特別データ公表基準（SDDS）強化の文脈において、公的セクターの短期負債に関するデータの改善についての合意を歓迎する。
    b．我々は、債務構造、特に外貨建短期エクスポージャーについて、その持続可能性を判定するのに用いることができる、高頻度の債務モニタリング・システムを使用するよう促し、IMFに対し、この分野における各加盟国との作業を促進するよう求める。
    c．我々は、金融安定化フォーラムの短期資本移動についての作業に期待している。

債務管理

37. 我々は、新興市場国及び国際金融機関とともに、債務管理についての良い慣行を促進するための作業を行っていく。これは、
    a．一時的な市場の混乱に対する強力な防御となるような債務のプロファイルを維持するため、長期債務、可能ならば自国通貨建の債務により依存するよう促す。長期債務を短期債務に変換することは避けるべきである。
    b．短期の民間借入を促すようなバイアスを除去すべきである。
    c．より厚みのある国内債券市場の創出を促して、長期の自国通貨建の債務による借入を促進する。
    d．一次産品からの収入に大きく依存している政府に対し、一次産品価格の変動に対する脆弱性をヘッジすることを促し、債権者及び債務者の間でより大きなリスク分担をするような契約上のアレンジメントを促進する。
    e．短期借入のコストを最小化するよりも、借換リスクを含めた流動性リスクに対する脆弱性を最小化するような債務管理を促進する。危機時に国際収支上の圧力を増幅しかねないような条項をソブリン債務に盛り込むことは避けるべきである。
    f．セクション**E**で述べられるように、国外で発行されるソブリン債においては、秩序ある債務再構成を促進するための契約条項の使用を促進する。

E．危機の予防・管理の改善、及び民間セクターの関与

38. 最近の危機は、国際社会の金融危機の予防と解決のためのアプローチを改善し、それを開かれた資本市場に対応したものとすることの必要性を強調した。我々は、民間債権者が自己の投資決定の結果を受け入れざるを得ないことを認識するように彼らの期待を修正し、危機の伝播のリスクを減らす方法を見出す必要がある。

危機の予防

39. 金融危機の予防が鍵である。これまで我々が述べてきた方策は、危機の予防の改善に重要な手段となる。加えて、危機の伝播を抑制し、今日の統合された金融市場における民間セクターの重要な役割を十分に活用するためには、新たな原則及び手段が必要である。

40. IMFの新しい予防的クレジット・ライン（CCL）は、国際金融の安定の促進に重要な役割を果たすであろう。この融資制度は、適切な債務構成を有し、健全なマクロ経済政策及び構造政策を実施し、また民間債権者との適切な対話プロセスを行っている国々を、危機の伝播から守ることを目的としたものである。この融資制度によって、IMFが危機の予防により重点を置くようになり、各国が金融危機のリスクを回避するための措置を早期に執っていく一層のインセンティブが提供

されるであろう。CCLは、各国が諸基準を実施するよう促すメカニズムをも提供する。

41. 各国は、債務の支払い困難に陥った時に、マーケット・ベースで協調的かつ秩序ある解決を実行するフレームワークを強化するために、事前の措置を執る必要がある。我々は、以下の措置に合意した。
    a．危機の予防と解決の双方において、債務者と債権者の間の適切なコミュニケーションが重要である。我々は、新興市場国が主要な債権者とより体系的な対話を行うメカニズムを策定するよう促す。我々はまた、IMFをはじめとする国際金融機関と民間セクターのコンタクトの強化を支持する。
    b．我々は、危機の予防と、ショックに対する調整の促進のために、マーケット・ベースの手段を活用するよう促す。これには、新興市場国が民間とマーケット・ベースの予防的クレジットラインを締結することや、債務に借換を可能とするオプションを付与することなどの革新的な金融アレンジメントが含まれる。これらの措置は、新興市場国が不安定な状況となった際に、国際市場へのアクセスを容易にし、また、健全な債務管理のフレームワークとの関連において、流動性危機の予防に寄与し、各国が断固たるマクロ経済調整及び構造調整を行うための時間的余裕を与えるであろう。
42. 我々は、ソブリン債務の約款において、債権者の集団行動に関する条項や、債権者間の調整を容易にし破壊的な訴訟行動を抑制する他の条項の幅広い使用を進展させるため、より強い努力が重要であることに合意した。我々は、以下を推奨する。
    a．こうした条項の使用を、債務管理の国際的な良い慣行の一項目とすること、また、IMFのCCLへのアクセスを決定する際の考慮項目とすること。
    b．国際的なサーベイランスにおいて、これらの条項の使用に焦点を当てること、及び、適切な場合に、こうした条項をIMFのコンディショナリティーにおいて考慮すること。
    c．国際開発金融機関が保証するソブリン債務にこうした条項を盛り込むことを検討すること。
    d．我々自身の債券にこうした条項を盛り込む可能性についてさらに検討すること、また、我々の国の市場において他国が発行する債券にこうした条項を使用するよう促すこと。
43. 我々はまた、健全かつ効率的な破産手続きと強固な司法制度を確立する努力を促す。我々は、各国の破産制度、及び債権者・債務者関係が、より透明で、予見可能かつ平等なものとなるよう支援する国際金融機関の作業を支持する。

危機の解決における民間セクター関与のフレームワーク

44. 上記の危機の予防のための措置に加え、我々は、国際金融社会が、危機の解決にあたり民間セクターを関与させるための原則及び手段の一般的なフレームワークを事前に設定する必要があることで合意した。以下のフレームワークは、より秩序ある危機の解決の促進に資するものであり、したがって協調的解決を見出す際の債務者及び債権者の共通の利益となる。また、このフレームワークは、借入国と民間債権者の間の協調的な解決を促進し、投資家が悪い結果から守られると信じるリスクを減らすように彼らの期待を修正することに資するであろう。このような債権者・債務者間の協調を促進するフレームワークを策定することは、危機の発生する確率やその深刻さを最小化し、また、債務国が市場へのアクセスを回復するまでにかかる時間も最小化するであろう。

原則

45. 我々は、このフレームワークは、以下の主要な原則からなることに合意する。
    a．この危機の解決のためのアプローチは、各国がその債務を全額満期までに履行しなければならないという義務を弱めるものであってはならない。

さもなくば、成長に不可欠な民間投資・金融のフローが悪影響を受け、危機の伝播のリスクが増加するであろう。

b．債権者が自らとったリスクの結果を受け入れてはじめて、市場規律が働く。民間債権者の意思決定は、特定の投資にかかる将来のリスクとリターンの評価に基づかなければならず、公的セクターによって悪い結果から守られるという期待に基づいてはならない。

c．危機時においては、民間セクターに対するネットの債務支払い額を減らすことは、当該国が直ちに必要とする資金ニーズを満たすこと、及び公的セクターによって供与される支援額を減らすことに寄与しうる。これはまた、慎重な信用供与・投資決定への適切なインセンティブを維持することに資するであろう。これらの利益に対しては、こうした措置が各国の新しい民間資金フローをひきつける能力にもたらす悪影響や、危機の伝播を通じた他の国々やシステム全体への潜在的な悪影響とのバランスが考慮されなければならない。

d．いかなる民間債権者も、同様の地位にある他の債権者よりも本来的に優遇されると見なされてはならない。両者とも重要である場合、債券保有者の債権は銀行の債権に優先すると見なされてはならない。

e．可能な限り、危機管理の目的は、事前に確立された効果的な対話に基づく、債務国と債権者の間で交渉される協調的な解決策を達成することであるべきである。

考察

46. 上記の原則、及び以下で提案する手段は、個別のケースに対する、適切な政策対応について判断を行うための一般的なフレームワークを確立することに資するものである。民間債権者が適切な役割を果たす場合があればその役割、及び民間債権者にこのような役割を果たさせるための政策アプローチは、個々のケースの状況において異なるであろう。我々の行動や使用するであろう特定のアプローチを導く基本的な考え方を事前に明確にしておくことは有益である。我々が提案する原則及び手段は、個々の金融危機を効果的に解決するために必要とされるフレキシビリティーを損なうことなく、投資家がある程度予測することを可能とするであろう。

47. 各国が対外的なファイナンシングの圧力に直面する状況は様々である。一つには、当該国の金融上の困難を解決するためにマーケット・ベースの自発的な解決策を強調することが最も良いと信じるような状況がある。一方、将来のより持続可能な債務支払いのためにはより包括的なアプローチが適切であるような場合もある。現実には、この両極の間に様々なケースがあるであろう。ある国がこの間のどこに当てはまるかが、固有の状況に最も適した政策アプローチの決定に役立つであろう。その国の債務支払い能力や市場へのアクセスなどもその関連で考慮されるであろう。

48. 加えて、様々な政策アプローチの実現可能性は、残存する債務インスツルメントの性質にもよる。これらは、当該国の資金繰りの困難を解決するためにはどの債務に対処しなければならないのか、様々な債権者のカテゴリー間での平等な取り扱いはどの程度の問題となるか、自発的な解決・より強制的な解決のどちらが適切か、といった評価に影響を与えるであろう。債務の性質は、主に民間債務か公的債務か、外貨建か自国通貨建か、短期か長期か、元本の支払いか利子の支払いか、オフショアかオンショアか、有担保か無担保か、債権者のグループが狭いか幅広いかなど、多くの切り口に沿って異なりうる。

49. 危機が深刻化しないように各国が金融上の困難に早い段階で断固として対応するよう促すインセンティブを設けることが重要である。

手段

50. 将来起こりうる様々なケースに効果的に対応するためには、国際社会は適切な民間関与を促進するための幅広い手段を持つ必要がある。国際社会が利用しうる手段は以下のものからなる。
    a．公的な支援を、当該国がその政策プログラムを説明するために債権者との対話を開始しようとする努力とリンクさせる。
    b．公的な支援を、当該国が必要に応じて支援への債権者からの自発的なコミットメントを求める努力や、民間市場からの新たな資金調達へ当該国のコミットメントにリンクさせる。
    c．公的な支援を、エクスポージャーのレベルを維持するという民間債権者の具体的なコミットメントを求める当該国の努力にリンクさせる。
    d．公的な支援を、当該国が残存する債務を再構成する、若しくはリファイナンスするために行っている努力にリンクさせる。
    e．ある国の公的債務がパリクラブにおいて再構成される必要がある場合は、国際金融機関を除くすべての債権者が平等に扱われるというパリクラブの原則が適用される。パリクラブは、様々な債権の相対的な大きさや重要性等の要素を考慮に入れながら、平等性に関しフレキシブルなアプローチを採用すべきである。
    f．危機の解決にあたって公的支援を行う場合には、民間セクターも債務の再構成等を通じて適切な貢献を行うことを効率的に確保するため、外貨準備に下限を設ける。
    g．例外的なケースにおいては、債務履行遅滞の累積を避けることができないであろう。当該国が、支払い困難に関して債権者との協調的な解決策を求めている場合には、IMFの債務履行遅滞国に対する貸付も容認されうる。
    h．例外的なケースにおいては、秩序ある債務の再構成を行う時間を確保するため、その国の政策とプログラムに対するIMF支援の文脈で、債務支払いの停止またはスタンドスティルの一環としての資本取引規制または為替取引規制を導入することもありえよう。
51. 我々は、IMFに対し、ここで合意されたフレームワークにおける特定のアプローチを実施する際の法律的・技術的な問題をさらに明らかにするよう求める。我々は、秋の年次総会までに結論を出すことを期待している。
52. 投資家の期待をより効果的に導くため、我々は、上記の原則及び考察との関連において、個々のケースにおいて採用された政策アプローチの明確かつ時宜を得た説明を行うよう努めることで合意する。

F．貧困かつ最も脆弱な層を保護するための社会政策の促進

53. 世界経済における最近の出来事は、経済問題と社会問題との関連が重要であること、良好な経済が政府と市民の安定的な関係及び強固な社会的な連帯にかかっていることを強調した。効率的な社会システムは、人々を変化に対応できるようにすることによって、信頼を築き、人々が現代の競争的な市場に必要なリスクをとることを促す。これにより、グローバリゼーションのリスクが緩和され、その恩恵が広く行き渡る。
54. 有効な社会政策は、とりわけ危機時の調整を容易にし、必要な改革に対する支持の形成に役立ち、調整の負担が社会の最も貧困で脆弱な層に偏らないようにすることを確保する。
55. これらの分野における行動については、多くの制約がありうる。一般的に、社会政策に使える資源は限られており、他の優先事項も緊急に行う必要があり、制度上の対応能力にも限界がある。経済が悪化している際には、政策担当者は当面の社会福祉を守ることと、貧困を減らし社会福祉を支える最も良い手段となるコンフィデンスの回復及び安定的な成長の促進に必要な調整を確実に実施することとの間で難しい選択に直面する。我々は、

すべての国々と国際金融機関が協力して、最も効果的に経済発展を支える社会政策に関する慣行を策定し促進していくことに大きな利益があると信ずる。

56. 各国は、それぞれ異なった文化や伝統を持っており、社会問題を解決するための独自のシステムや慣行を発展させてきた。異なる発展段階において最もうまく機能する政策に関する経験を共有することは、各国の共通の利益となるであろう。今春ワシントンで開催された33カ国によるセミナーにおいてこうした経験が議論された。本セミナーにおいては、
   a．社会政策上の支出において最も重要な分野、財政支出が最も必要な層に効果的に使用される方策、更に社会政策上の支出のレベルが決まった際に生じるトレード・オフについて検討が行われた。
   b．社会の発展状況をモニターすること、社会政策が透明な方法で実施されることの重要性が強調された。これにより、政府及び国民の双方が、最も早い段階で、特に必要とされる分野とそれに基づく政策を認識することができる。

57. 更に、現代のグローバル経済の中で活動している国々は、同じような圧力に直面する可能性が高いと考えられるため、原則、政策及び最良の慣行を特定し、国際機関を通じてそれを広めていくことが必要である。我々は、国際連合と共同して世界銀行が用意した社会政策に関する良い慣行の原則が承認されたことに留意した。前回の開発委員会において、大臣達は、世界銀行に対し、最も貧困な層を保護し開発へのモメンタムを維持するための政策と最良の慣行に関する作業について、1999年の年次総会において報告するよう求めた。

58. 社会政策に関する原則、政策及び最良の慣行を認定し広めていくためには、一層の作業が必要である。
   a．国際連合が、社会開発サミットのコペンハーゲン宣言のフォローアップの一環として基本的な社会政策の原則の策定を早急に進めること。
   b．世界銀行が、IMFからの参加も十分に得て、経済発展のプロセスを支援するための政策及び最良の慣行の認定について、1999年の年次総会において報告すること。これらは、危機時において、調整プログラムを最も脆弱な層を保護するようにデザインする際に利用されるであろう。
   c．IMF及び世界銀行が、透明性や良い統治に関する作業において、浪費を最小化し効率性を最大化する社会プログラムの確実な実施をもたらすような方策をより明確に検討すること。
   d．世界銀行及びIMFが、個々の国を対象とした、公的支出の構成と効率性について分析するレビューを用意するにあたり､その協力を強化すること。
   e．危機時に各国のマクロ経済フレームワークの策定を支援するにあたり、IMFは、調整プログラムの中で社会セクターへ十分な支出を行うことをどの程度織り込んでいるかについて考慮すること。
   f．世界銀行が、社会指標の作成及びその実施とフォローアップに関するモニタリングにおいて、各国、IMF及び国際開発金融機関と協力すること。
   g．IMFと世界銀行が、調整プログラムやセクター別プログラムのデザインにおいてこうした問題により大きな注意を払うこと、及びこの分野において一層協力していくこと。更に、我々は全ての国々に対し、平時及び危機時において、健全な社会政策の遂行を促進するために何ができるか検討するよう求める。

59. 効果的な社会政策は、グローバリゼーションの利益が幅広く共有されることを確保し、人々を変化に対応できるようにし、また、経済をより堅固なものとすることにより、持続可能な発展の基礎を提供するであろう。

60. 経済成長の利益を全ての国が共有できるような、世界レベルで持続可能な発展は、最貧困国の持続不能な債務負担を減らし、

貧困を緩和するための方策にも依存する。従って、社会政策に関するイニシアティブは、債務救済及び貧困削減のイニシアティブとともに実行されなければならない。これらについては、我々は、別途首脳への提案を行っている。

（出所）財務省ウェブ・ページ

11-12　ケルン・サミット
ケルン債務イニシアティブに関するG7蔵相のケルン経済サミットへの報告書（仮訳）

1999（平成11）年６月18日-20日
ケルン

1．1996年に始まった重債務貧困国の過剰債務を削減するイニシアティブ（HIPCイニシアティブ）は、初めて、国際機関、パリクラブ及び他の二国間公的債権者を債務救済の包括的枠組みにまとめ、これまで肯定的な結果を生み出してきた。それにもかかわらず、最近の進展及び経験からは、多くのHIPCsの外性的衝撃に対する脆弱性が強調されている。新たな千年紀を間近に控えた今こそ、再発する債務問題から適格国が強固かつ永続的に抜け出す展望をはっきりさせるために、本イニシアティブを強化する時である。

2．我々は、従って、改革や貧困軽減へのコミットメントを示している最貧国に対するより早く、深く、広範な債務救済を支持する。実施された場合、HIPCイニシアティブの適用可能性がある国の債務残高は、従来の債務削減措置を実施してもまだ残るとされる現在価値ベース（NPV）での710億ドル余から、追加的に270億ドル削減されることとなる。これらの措置と、G7諸国全体では名目価値で200億ドル余にのぼる政府開発援助（ODA）の債務の免除を合わせれば、債務国の債務支払負担を顕著に引き下げ、財源を優先順位の高い社会的支出に解放することとなる。

貧困削減のための枠組み

1．拡充された債務救済は債務国の政策活動の余地を強化するが、一方で、健全な経済政策の遂行が継続され、新たな非生産的支出は回避されなければならない。同時に、債務救済の便益は最も脆弱な住民層を支援することに充てられることが重要である。従って、債務救済と、継続的な調整、統治の改善、貧困軽減との間に強い関連性がなければならない。財政面でのより良い統治並びに債務救済により得られる資金により、基礎的社会サービスへの重点的支出が可能となるべきである。

2．健全な社会政策の遂行は、債務国による実施が期待される構造調整プログラムと統一されるべきである。新しいHIPCイニシアティブは、国際金融機関（IFIs）により作られる貧困削減のための拡充された枠組みの上に構築されるべきである。これは、発展のために不可欠な医療、教育、その他の社会的ニーズに対して、より多くの財源が投資されることを確保するために重要である。

3．このような趣旨に、世界銀行及びIMFは、「政策枠組書（PFP）」のもとでの支援、特に拡大構造調整ファシリティ（ESAF）のもとでのIMFプログラムを適合させるべきである。これらの努力を統合しつつ、世界銀行及びIMFは、適格国が社会的支出を守るための財政手続きの透明性を高めるとともに、債務救済により得られる資金の効果的使途を定める貧困削減計画を、策定、実施するのを助けるべきである。プログラム策定及び実施の間、市民社会のより広い層との協議が行われるべきである。そのような対話は、必要な調整プログラムが採用されることとなった際、債務国の政府及び市民のオーナーシップを深める基礎となるだろう。

4．我々は、世界銀行及びIMFに対して、貧困削減を目的とする拡充された枠組みのための特定の計画を、年次総会までに発展させることを要請する。

より早い債務救済

1．債務救済の実施は二つのステージにわたり健全な経済政策に基づいて継続されなければならないが、債務国には改善された経済実績を通じて「完了時点」を早めることが認められるべきである。従って、

早期に大胆な政策目標を達成すれば、第二ステージを相当短縮することを可能とするようにする（「変動完了時点」）。このメカニズムにおいては、特に貧困削減に焦点を絞りつつ、構造改革をより深め、社会部門への投資を高めるために必要な特定の優先的措置を並べるようにすべきである。

2．過剰債務を解決することに加え、HIPCイニシアティブは、貧困削減のための財源を解放するため、債務支払の資金負担を著しく軽減することに、一層焦点をあてるべきである。債務削減が「完了時点」で実施される以前においてでも、国際金融機関による「暫定期間中の救済」を通じて、適格国の債務支払負担をより早急に軽減すべきである。このことは既にパリクラブの二国間債務について採られており、国際金融機関は同等の措置を講じるべきである。更に、「完了時点」後、国際金融機関は、早い時期の債務支払をより軽減する方法により、債務残高の削減を前倒し的に実施することができるだろう。

3．HIPCイニシアティブのプロセスをより予測可能なものとし、資金繰りのより早期の救済を簡素化するために、債務削減額は「決定時点」において、その時の状況に基づいて、決定されるべきである。このことは、債務救済の程度について確実性を高めることとなるだろう。

4．重債務を負っている多くの最貧国は、未だHIPCイニシアティブのプロセスを開始していない。我々は、国際金融機関とパリクラブに対して、これらの国がプロセスを開始することを助けることを優先するよう要請する。

より深い広範な債務救済

1．HIPCイニシアティブ適格国の債務問題の永続的な解決を達成し、貧困軽減の努力を支援するために、国際社会は財源を解放する新たな措置にコミットするべきである。債務返済が持続可能と見込まれる水準を示す目標値を、再評価し、引き下げるべきである。従って、我々は、債務輸出比率を200～250％から150％に引き下げることを支持する。更に、その代替となる債務歳入比率について、より焦点を当て、280％から250％に引き下げるべきである。これに伴い、この代替指標のもとでモラルハザードを回避するために設定された、輸出及び歳入の対GDP比率の最低値を示す副基準の変更も提案する。これらの副基準はそれぞれ、40％及び20％から、30％及び15％に引き下げられうる。これら一連の変更は、より深い債務免除をもたらし、債務国の財政状況をより考慮に入れるようにし、HIPCイニシアティブをより多くの国に拡大することとなろう。

2．パリクラブの二国間債権者は、現在HIPCイニシアティブの適格国に対して商業債権について80％までの債務削減を行っているが、我々はより一層の削減を支持する。債務返済の持続可能な水準を達成するために、我々は、90％まで、特に中でも貧しい国に対して、必要があれば個々の事情に応じそれ以上の削減を行う用意がある。HIPCイニシアティブに適格ではない貧困国に対して、パリクラブは、ナポリ・タームの削減率を67％に一本化すること、その他の債務国については、適切な透明性に配慮しつつ債務スワップの上限を引き上げることを検討しうる。

3．多くの二国間債権者は政府開発援助から生ずる債務を免除し、かつ／または、貧困国に対するODAを無償でのみで供与してきたが、他方、残っているODA債務は、多くの国において過剰債務の一つの原因となり続けている。従って、我々は、全ての債権国に対し、適格国に関し債務返済を持続可能な水準に収めるのに必要な債務削減に加え、全てのODA債務を、選択方式を通じて二国間で免除することを要請する。我々は、そのような免除がいくつかの債権国に特別の負担となることを認識する。HIPCsが将来新たな債務問題に直面しないことを助けるために、新たなODAはなるべく無償で供与するべきである。

資金措置

1．我々は、これらの変更が、特に国際金融機関に対する債務について相当の費用を伴うことを認識する。しかしながら、本イニシアティブの最終的費用は多くの不確定要素に左右されるものであり、実際の支出は長期間にわたり拡散されるであろう。我々は、国際金融機関が譲許的融資を適切に行う能力を維持することの重要性を認識しつつ、これらの費用を賄う多くの措置を支持する用意がある。

・IMFの費用を賄うため、IMFは、適切な準備金の水準を維持する一方で、割増利子収入の利用、特別偶発勘定からの払い戻しあるいは同等の資金措置の可能な限りでの利用、及び、IMFの金準備の１千万オンスまでの、制限的で慎重に段階分けして行う売却益の運用を通じ、自己財源を動員するべきである。

・国際開発金融機関は、自己財源の活用を最大化する革新的なアプローチの特定及び活用について既に開始した作業を進めるべきである。

・国際金融機関にとっての費用を賄うためには、二国間レベルでの資金拠出が必要となる。我々は、既存のHIPC信託基金への相当額の資金拠出を約束した。我々は、拡大されるHIPC信託基金への資金拠出を誠実に検討する。

・これらの費用を賄う上で、我々は、既に供与されたODAや過去のODA債権の減免の規模と質を含む全ての関連事情を考慮し、また、GDPと比較してODA債権残高が多額の国の貢献を認識しつつ、ドナー国間の適切なバードン・シェアリングを要請する。

2．この枠組みに基づいて、我々は、国際金融機関及びパリクラブに対して、より早く、深く、より広範な債務救済を実施することを要請する。具体的な提案は、IMF及び世界銀行の次回年次総会の時までに合意されるべきである。

（出所）財務省ウェブ・ページ

11-13　ケルン・サミット

G7首脳声明（仮訳）

1999（平成11）年６月18日　ケルン

Ⅰ．世界経済

1．我々が、昨年バーミンガムで会合して以来、世界経済は大きな課題に直面してきた。しかし、我々は、市場のコンフィデンス及び世界経済全体の成長見通しの最近の改善に満足しつつ留意する。米国において力強い成長が続いていること、日本において景気回復を促進するための重要な政策対応がとられたこと、欧州において経済通貨統合が成功裡に発足したこと、全体としてインフレなき環境であること、また、東アジア及びラテン・アメリカにおいて金融及び経済の安定化が進展していることは、勇気づけられる動向である。しかし、多くの深刻な課題が残っており、引き続き行動していくことが、依然として重要である。

2．これらの動向を、安定的かつ持続可能な経済成長に結び付けるために、我々は、価格の安定を維持しつつ、国内需要及び投資にとって支援的なバランスのとれたマクロ経済政策を追求する必要がある。これは、我々の経済間での、よりバランスのとれた成長の達成に貢献し、それにより対外不均衡を減少させることとなろう。我々のうちのいくつかの国については、雇用機会を増大させ、自国経済の潜在的な力を発揮させるため、すべての経済主体にとっての市場原理に基づくインセンティブを高めることを目指す強力な構造的措置により、マクロ経済政策を強化する必要がある。そのような構造的措置は、雇用拡大を押し進め、投資環境を改善するための前提条件である。

3．より詳細には、

・北米においては、マクロ経済政策は、バランスのとれた成長のための条件を維持することを目指すべきである。

・ユーロ地域においては、より高い成長及びより多くの雇用の見通しを強化することを目指すマクロ経済政策と構造政策の適切な組合せを追求することが重要である。

・英国においては、経済政策はインフレな

き成長を促進することを引き続き目指すべきである。
・日本においては、内需主導による成長が回復するまで景気刺激措置を執行していくこと及び経済の効率性や競争力を強化するための構造的措置を追求することが依然として重要である。
・新興市場国は大きな進展を見せてきており、多くの国々においては、成長の回復のための基盤が形成されてきた。なすべきことは依然として多いが、現在の改善された見通しは、これらの国々が国際通貨基金（IMF）、世界銀行及び二国間援助による支援を受けてとった政策対応に負うところが大きい。これらの国々はまた、G7全体の強固な国内需要及び開放的な市場によって特徴づけられた、支援的な国際環境を必要としている。

4．我々は、ますます開かれ統合されていく世界経済が、そのすべてのメンバーに対して機会の拡大及び共通の利益をもたらすことを確信している。世界経済にとっての我々の特別な責任に鑑みて、我々は、世界規模での経済成長を促進するための緊密な協力を継続することを約束する。他の国々の首脳もまた、世界的な成長及び金融の安定を促進する責任を共有しており、我々は、これらの目的に貢献する政策を追求することを強く求める。国際社会は、困難な経済的課題に直面する中で強力な政策を追求している国々を支援する用意がある。

Ⅱ．国際金融システムの強化

5．ますます統合されつつある世界経済において、課題は、各国の行動及び強化された国際協力を通じて世界的な金融の安定を促進することにある。

6．アジア、ロシア及びラテン・アメリカにおける過去２年間の金融危機は、多くの開発途上国における弱い政策や制度及び先進国における銀行や投資家の側のリスクに対する不適切な注意を含む国際金融システムの重大な脆弱性を明らかにした。昨年10月30日の世界経済に関する声明において、我々は、これらの問題に対処するために既に執られているいくつかの措置及び一層の改革が必要とされる多くの主要な分野を特定した。その後、それらの多くの分野において重要な進展が見られた。我々は、本日発表された、この進展を際立たせつつ一層の措置を提言する大蔵大臣からの報告書を歓迎する。我々は、これらの提言が全体として国際金融システムの大幅な強化を示しており、その結果、金融危機のリスクの減少に貢献するとともに、将来の効果的な危機管理をより容易にすると確信する。

7．我々は、以下の措置を特に重視する。

A．国際金融機関（IFIs）及び国際的アレンジメントの強化及び改革

これは、新たな機関を必要とはしないが、既存の機関が今日の国際金融システムの要請に適応することを必要とする。IMF及び世界銀行は、国際経済金融システムにおいて及びこれらの分野での各国間の協力を促進するに当たり、中心的な役割を担っている。我々は、次のことを歓迎する。
・金融市場の監督及び規制の分野における国際的な協力及び協調を向上させるための新たな金融安定化フォーラムの設立
・IMF暫定委員会に「国際金融通貨委員会」として永続的な地位を与えること及びIMFのサーベイランスやプログラムを更に改善することなどによって、国際金融機関の統治機構の強化及び改革
・ブレトン・ウッズ機関からなる制度的枠組みの中で、国際金融システム上重要な諸国間の対話のための非公式なメカニズムを設立するための協力へのコミットメント

B．透明性の強化と最良の慣行の促進

これは、市場参加者が十分な情報に基づいてリスクに関する判断を行うことを可能とし、また、政策立案者が健全な政策を実施するより大きなインセンティブを与える。我々は、次のことを要請する。
・公的部門及び、適当な場合には、民間金融機関双方のために、国際的に合意された透明性に関する行動規範及び最良の慣行に関する基準を速やかに作成し完成すること。更に、資本移動に関するより迅速かつ包括的なデータの提供に高い優先順位を与えるべきである。高レバレッジ

機関（HLIs）への直接的かつ具体的なエクスポージャー及び高レバレッジ機関自身による関連情報に関する情報開示の質及び適時性を改善するための措置が執られるべきである。

・特に、強化されたサーベイランス及びIMFの透明性報告書の中での結果の公表を通じることにより、こうした行動規範及び基準が遵守されること、並びに、金融及び経済政策に関する様々な基準並びに最良の慣行を国際的な金融・経済政策に関する基準集のような共通の参考資料として編集すること。

・IMF及び世界銀行の文書の更なる公開を通じた国際金融機関の透明性を向上すること、及びそれら機関の機能についての内部・外部双方による評価を実施するための更なる措置をとること。

C．先進国における金融規制の強化

債権者は、一層の規律をもって行動するように促されるとともに、貸付に伴うリスクをより慎重に評価するように奨励されなければならない。我々は、以下のための具体的な行動を要請する。

・バーゼル委員会において提案されている自己資本合意の見直しを通じる等により、リスク評価及びリスク管理を改善すること。

・透明性の向上を通じることなどにより、監督当局及び規制当局にとっての高レバレッジ金融機関のインプリケーションに対応すること。

・オフショア金融センターに対して、国際的に合意された規制に関する基準を遵守するとともに、資金洗浄に対する闘いにおいて、より実効的に協力するように奨励すること。

D．新興市場国のマクロ経済政策及び金融システムの強化

最近の危機は、新興市場国の借り手が、国際金融システムへの統合からの十分な恩恵を享受するためには、自国の政策の枠組み及び金融システムを強化することが必要であることを示した。このような観点から、我々は以下の点を奨励する。

・新興市場国が、自国の資本勘定の自由化に対して注意深くかつよく順序立ったアプローチを執りつつ、金融システムを強化するとともに、短期資本借入れに対する過度の依存を避けること。

・新興市場国が、各国の経済環境を反映させつつ一貫性のあるマクロ経済政策及び堅固な金融システムにより支えられた、適切かつ持続可能な為替相場制度を維持すること。IMFの政策は、この目的をより効果的に促進することに焦点をあてる必要がある。

・IMF及び世界銀行が、金融システムの強化に関する助言及び支援を新興市場国に対して提供する上で、相互の協力を強化すること。

E．危機の予防・管理の改善及び民間セクターの関与

資本市場が益々開放的なものとなっている世界においては、我々は、自らが負うリスクの結果を民間債権者が受け入れるような形で期待形成を行うとともに、金融市場における危機の伝播のリスクを削減する必要がある。我々は、以下の点を要請する。

・健全で持続可能な政策を追求しているが、金融市場における危機の伝播によって影響を受ける潜在性を有する国々に対するIMFの新たな予防的クレジット・ライン（CCL）を通じた支援。

・ソブリン債契約における集団行動に関する条項の利用を拡大するより強固な努力などを通じて、危機の回避及び管理における民間セクターの関与のための市場原理に基づいた手段の利用拡大並びに新興市場国と債権者との間のよりよい意思疎通と協力。

・危機解決における民間セクターの関与のための一般的な枠組みについての合意。これは、大蔵大臣による報告書の中で述べられている、行動のための原則、考察及び広範囲にわたる手段を予め示すものである。

F．貧困かつ最も脆弱な層を保護するための社会政策の促進

社会政策は存立可能な国際金融システムの基礎である。経済発展及び改革は社会のすべての構成員に恩恵をもたらすものでな

ければならない。
・貧困かつ最も脆弱な層は、危機の際の調整の負担からよりよく保護されなければならない。
・国際社会は、各国政府及び各国当局と共に、長期的発展の基礎となる、教育、医療及び他の基礎的社会的ニーズを通じた人々への投資を促進するために協力しなければならない。

国際金融機関及びその他の機関はこれらの目標を各機関の政策の主要項目としなければならない。

8．我々は、これらのイニシアティブ及び改革の完全な実施が、世界の金融システムの安定性の向上に重要な貢献をもたらすことを確信する。我々は、大蔵大臣に対して、他国、国際金融機関、民間金融界と緊急に協力しつつ、これらを早急に前進させることを要請する。

Ⅲ．ケルン債務イニシアティブ

9．新たな千年を目前にして、国際社会が直面している最も重要な課題の一つは、健全な政策を遂行し、また改革や貧困の軽減へのコミットメントを示している重債務貧困国が債務負担により挫折しないよう確保することである。重債務貧困国イニシアティブ（HIPCイニシアティブ）は、この目的のため重要な貢献をしてきた。さらに前進する時が到来している。我々は、したがって、より早く、より広範で、より深い債務救済をもたらす拡大されたイニシアティブを要請する。我々は、このことが、貧困削減、持続可能な開発及び良い統治という目標の達成を推進することを強く確信している。これはまた、将来的に民間の信用の供与を受けるという見通しを高める一方、改革や成長のためのインセンティブを強化すべきものである。

10．ケルン債務イニシアティブは、他の機関や市民社会と協議しつつ国際金融機関によって作られた貧困削減のための強化された枠組みの上に構築されるべきである。これは、持続可能な開発のために重要な、エイズ予防を含む医療、教育、その他の社会的ニーズに対して、より多くの資源が投資されることを確保するために重要である。

11．我々は、ケルン債務イニシアティブに関する大蔵大臣報告を歓迎し、支持する。この報告に含まれる提案は、より大胆な目標を通じたより深い債務削減や、合意された債務救済パッケージの実施時期に関する柔軟性の増大を通じたより迅速な債務救済、国際金融機関による早期のキャッシュ・フロー救済へのより大きな関心につながるであろう。我々はまた、パリ・クラブ及びその他の二国間の債権者に対して、債務持続性を達成するために必要がある場合、特に中でも最貧国について、商業債務を90％まで削減すること及び個別の事情によりそれ以上削減することを要請する。これらの削減額に加え、我々は、政府開発援助（ODA）債務を様々な選択肢を通じて、二国間ベースで完全に免除することを要請する。パリ・クラブは、HIPCイニシアティブに適格ではない貧困国に対してナポリ・タームの削減率を67％に一本化すること及びその他の債務国については債務スワップの上限を引き上げることを検討しうる。

12．もし実施されれば、HIPCイニシアティブの下で適格となり得る国々の債務ストックは、従来の債務救済措置を実施してもまだ残る、名目価値相当での約1300億ドル（現在価値相当での約710億ドル）からさらに500億ドル（名目価値）（現在価値相当で270億ドル）分削減されるだろう。名目で200億ドルまではG7各国によって保有されている政府開発援助（ODA）より生ずる債務の減免とあわせ、これらの措置は、総債務残高を半減以下にして、各国の債務返済負担を大いに削減し、優先度の高い社会的支出のために資源を解放するであろう。

13．我々は、これらの変更が、特に国際金融機関に対する債務について相当の費用を伴うことを認識する。我々は、国際金融機関が譲許的融資を適切に行う能力を維持することの重要性を認識しつつ、これらの費用を賄う多くのメカニズムを支持する用意がある。
・IMFの費用を賄うため、IMFは、適切な水準の準備金を維持する一方で、割増利子収入の利用、特別偶発勘定からの払い

戻しあるいは同等の資金措置の可能な限りでの利用、及び、IMFの金準備の1000万オンスまでの限定的で慎重に段階分けして行う売却益の運用を通じ、自己財源を動員すべきである。

・国際開発金融機関（MDBs）は自己財源の利用を最大化する革新的アプローチの特定及び活用について既に開始した作業を進めるべきである。

・国際金融機関にとっての費用を賄うためには二国間レベルでの資金拠出が必要となる。我々は既存のHIPC信託基金への相当額の資金拠出を約束した。我々は、拡大されるHIPC信託基金への資金拠出を誠実に検討する。

・これらの費用を賄う上で、我々は、すでに供与されたODAや過去のODA債権の減免の規模と質を含むすべての関連事情を考慮し、また、GDPと比較してODA債権残高が多額の国の貢献を認識しつつ、ドナー国間の適切な負担の分担を要請する。

14. 我々は、債務救済の財源支援のためのミレニアム基金への拠出などによる、このイニシアティブの目的を増進する民間セクターによる努力を歓迎するであろう。

15. この枠組みに基づいて、我々は、国際金融機関及びパリ・クラブに対して、より早く、より深く、より広範な債務救済を実施すること、適格となり得る国の４分の３が2000年までに決定時点に達することを確保するように重債務貧困国と協力すること、及び、最貧国がHIPCイニシアティブのプロセスを可及的速やかに開始することを支援することを要請する。IMFと世界銀行の次回年次総会までに具体的提案が合意されるべきである。

Ⅳ．原子力の安全／ウクライナ

16. 我々は、G7とウクライナとの間の了解覚書（MoU）の成功裡の実施に対するコミットメントを新たにする。我々は、チェルノブイリを予定どおり2000年までに閉鎖することについてウクライナが確固たるコミットメントを新たにしたことを歓迎する。

17. 我々は、破壊されたチェルノブイリ原子炉の残骸を覆う石棺について、その環境上の安全性を確保するための石棺実施計画の遂行において大きな前進があったことに留意する。これまでに、チェルノブイリ石棺基金への拠出金は、ウクライナからの5000万ドルを含めて、総額３億9300万ドルに及んでいる。我々は、継続的な資金調達及び石棺実施計画の下での作業の進展の確保をG7が支援することにつき合意した。我々は、この問題に関係する政府及び民間セクターのドナーに対し、この努力に参画することを要請する。この目的のため、我々は、次回サミットまでにプレッジング会合を開催する予定である。

18. 我々は、ウクライナの電力需要を満たすためのエネルギー・プロジェクトのための資金動員について、了解覚書の範囲内でウクライナを支援することに対するコミットメントを再確認する。これまでに、総額７億4600万ドルを超えるプロジェクトが合意されている。更に、原子力の安全の分野において、石棺実施計画のための資金の他に、４億8500万ドルが無償供与されている。我々は、発電及び電力供給並びにエネルギー効率の分野における財政的に成り立ちうる投資を奨励するために、ウクライナ政府が、現金での料金徴収の向上及び民営化の促進を含む、エネルギー部門における根本的な改革を加速することを期待する。我々は、ウクライナ、欧州復興開発銀行及び欧州原子力共同体（EURATOM）が、ロブノ及びフメルニツキにある２基の原子炉を完成するための融資に関する交渉の最終段階に入ることを可能とした着実な作業を賞賛する。我々は、当事者に対して、安全で、費用対効果が高く、財政上も環境上も健全なプロジェクトのための融資に関する合意の早期の実現のために必要な措置をとることを要請する。

Ⅴ．金融犯罪、有害な税の競争及び国際的な脱税

19. 金融市場のグローバリゼーション及び新たな情報技術の導入によってもたらされる恩恵を確保するために、金融犯罪との闘いは、各国の政策及び国際的政策における優

先課題のひとつであり続けなければならない。我々は、資金洗浄及びその他の金融犯罪に対する闘いにおいて、多くのオフショア金融センターを含む、規制が不十分で非協力的な国・地域によってもたらされる問題に関して、我々の懸念を再確認する。

20. 我々は、G7の大蔵大臣による金融犯罪及び規制悪用に関する作業を歓迎する。我々は、監督当局と執行当局との間の情報交換を改善するために大蔵大臣が作成した主要な原則を、すべての国が目指すべき基準として全世界に広めていく。

21. 我々は、資金洗浄に関する金融活動作業部会（FATF）が行っている、資金洗浄に対する国際的な闘いにおいて実効的な協力を行わず、結果として汚職や組織犯罪からの収益の洗浄を助長している国・地域を特定するための作業を歓迎し、支持する。FATFは、オフショア金融センター及び規制が不十分で非協力的な国・地域が資金洗浄に対する40の勧告を遵守するようにし、遵守しない国・地域の悪影響から国際金融界を守るために、具体的な措置を取るべきである。我々は、大蔵大臣に対して、法務・内務大臣をはじめとする他の閣僚と協調しつつ、オフショア金融センター及びFATFによる非協力的な国・地域に関する作業についての我々の立場が、これらの問題への取組が検討されている様々なフォーラムにおいて、相互補完的な形で策定され、実施されるよう協調することを要請する。

22. 我々は、有害な税の競争に関するOECDフォーラムが設立されたこと、及び、OECDによって採択された、不公正な税制・慣行の有害な効果に関する指針及び勧告の実施が現にはじまったことを歓迎する。我々は、フォーラムの現在の作業計画、特にタックス・ヘイブンを特定するための努力を強く支持する。我々は、また、このプロセスを通じて特定された国・地域との対話を行うとのフォーラムの意図を支持する。我々は、この作業に高い優先順位が与えられることを強く求める。我々は、また、欧州連合域内での行動規範の実施のために現在行われている作業に留意する。

23. 我々は、OECD租税委員会及びFATFによる、脱税及び租税回避と資金洗浄との間の関連をさらに検討するための進展、そして特に、反資金洗浄システムの有効性を阻害せずに税務当局への効果的な情報の流れを確保するための進展を歓迎する。我々は、それぞれのグループに対して、各々の責務にのっとって引き続き作業を進めることを奨励する。

24. 我々は、OECDに対して、過度の銀行の過度の守秘ルールによってもたらされるものをはじめとする、税務当局間の効果的な情報交換を制限する障壁に引き続き対処することを強く求める。

（出所）外務省ウェブ・ページ

11-14　ケルン・サミット

G8 ケルン・サミット コミュニケ（仮訳）

1999（平成11）年６月20日　ケルン

1．我々８か国の主要な民主主義国の元首及び首相並びに欧州委員会委員長は、第25回経済サミットのためにケルンで会合した。新しい千年期を間近に控えて、我々は、増大しつつある機会について、そして、我々の諸国及び国際社会が直面している課題に対する先を見通した解決策について議論した。

2．グローバリゼーション、すなわち世界的なアイデア、資本、技術、財及びサービスの急速かつ加速しつつある流れを伴う複雑なプロセスは、我々の社会に既に大きな変化をもたらした。それは、我々をかつてない程に結びつけた。一層の開放及びダイナミズムは、生活水準の広範な改善及び貧困の大幅な減少に貢献してきた。統合は、効率、機会及び成長を刺激することにより、雇用の創出に役立ってきた。情報革命並びに文化及び価値観の更なる相互交流は、創造と革新に拍車をかけつつ、民主化への刺激、人権及び基本的な自由のための闘いを強化してきた。しかし同時に、グローバリゼーションは、世界中のある程度の労働者、家庭及びコミュニティーにとって、混乱及び金融面での不確実性のリスクの増大を伴ってきた。

3．課題は、グローバリゼーションの影響を制御できないことに対する懸念に応えるために、グローバリゼーションのリスクに対応しつつ、グローバリゼーションが提供する機会を活かすことである。我々は、グローバリゼーションの利益を維持しかつ増大させるとともに、そのプラスの効果が世界中の人々に広く共有されることを確保するために努力しなければならない。我々は、したがって、政府及び国際機関、企業及び労働者、市民社会及び個人に対して、この課題に取り組むとともに、環境を保護しつつ、繁栄をもたらし社会的前進を促進するためのグローバリゼーションの十分な潜在能力を実現するために、ともに努力することを要請する。

Ⅰ．世界経済を持続的成長に向ける対処

4．昨年のバーミンガムでの会合以来、世界経済は大きな課題に直面してきた。危機への対応と回復のための基盤作りの面で進展が達成された。主要な工業国における成長の支援を目指す政策措置及びいくつかの新興市場国におけるより強力なパフォーマンスにつながる重要な政策対応が、経済の見通しを改善した。多くの重要な課題が、依然として残っている。我々は、したがって、適切なマクロ経済政策及び構造改革を追求するとのコミットメントを新たにする。これらは世界経済のよりバランスのとれた成長に貢献し、それにより対外不均衡を減少させることとなろう。

5．世界経済は、依然として、２年前にアジアで始まった金融危機の影響を受けている。開放的でルールに基づく世界貿易体制及び同体制により促進される財及びサービスの有益な流れがなければ、危機の影響を受けた国々は、危機からの回復及び自国経済の安定化を実現する上で、より一層の困難に直面していたであろう。

6．我々は、ロシアとIMF及び世界銀行との間で最近達成された基本合意を歓迎するとともに、ロシアの改革プログラムにおける、より重要な一歩として、合意が速やかに実施されることを期待する。IMFとの合意が成立した場合には、我々は、パリ・クラブに対し、ロシアと債務繰延べに関する合意を交渉するために迅速に行動するよう奨励する。我々は、マクロ経済の安定及び持続的成長に向けたロシアの努力を支持するため、より野心的な経済改革プログラムの実施を可能とする条件をロシアが実現した場合には、より後の段階における包括的解決を目指し、パリ・クラブに対して、ソ連時代の債務に由来するロシアの債務の問題への対処を継続するよう奨励する。

7．我々は、ロシアにおけるより長期的な観点からの社会的、構造的、経済的改革についてのG8の枠組みの中での対話を強化することに合意した。この目的のため、我々は、我々の個人代表に対し、この問題についてのG8間の作業の全体としての継続性と一体性を確保するよう指示した。小規模事業の促進、地方との協力の強化、保健、経済移行の社会的影響等の具体的協力分野が特に重視されるべきである。我々は、資本逃避との関連を含めて、組織犯罪及び資金洗浄と闘う法執行に関する我々の協力を深めることに合意した。

Ⅱ．すべての人々に役立つ世界貿易体制の構築

8．世界貿易機関（WTO）のもとに一体化された多角的貿易体制は、国際貿易及び投資を促進するとともに、経済成長、雇用及び社会的発展を増進する鍵となってきた。我々は、したがって、WTOに対する我々の強力な支持及び開かれた貿易及び投資環境に対するコミットメントを新たにする。我々は、すべての国々に対して、保護主義の圧力に抵抗するとともに、市場をより一層開放することを求める。我々は、WTOにまだ加盟していない国々が、WTOの原則を受け入れ、WTOに加盟することを奨励する。

9．WTOの極めて重大な役割にかんがみて、我々は、WTOが政府対政府の機関であるという性格を維持しつつ、市民社会にさらに対応し得るようにWTOの透明性の向上をはかることの重要性について合意した。我々は、新ラウンドを立ち上げるために、シアトルにおける閣僚会議の成功に向けて

努力することを約束する。我々はまた、貿易と環境の関係に取り組むとともに、持続可能な開発及び社会的及び経済的福祉を世界規模で促進するための、より効果的な方法をWTOの中で追求する。

10. 我々は、したがって、すべての国々に対して、1999年12月のシアトルにおけるWTO閣僚会議において、実質的かつ実施可能な結果を実現することを目指す、広範かつ野心的な新ラウンド交渉を立ち上げることを要請する。全加盟国がそのプロセスに利害関係を有する。我々は、全加盟国が、開発途上国及び特に後発開発途上国が確固たる実質的な利益を得ることのできる分野での進展のための提案を行うよう奨励する。すべての国々が、新ラウンドに貢献するとともに、そこから利益を受けるべきである。効果的な新ラウンド貿易交渉は、開発途上国を更に世界経済に統合していくための道を拓くことを支援するであろう。こうした意味から我々は、市場アクセスの改善について昨年バーミンガムで行った後発開発途上国に対する我々のコミットメントを再確認する。我々はまた、金融、経済、労働及び環境に関する国際機関における一層の協力と政策の一貫性を強く求める。

11. 貿易がますますグローバルになることから、バイオテクノロジーにおける発展の成果は国家及び国際レベルのすべての適切な場で扱われなければならない。我々は、これらの問題に取り組むために、科学に基づき、ルールに基づいたアプローチについてコミットする。

Ⅲ．雇用促進のための政策の形成

12. 最も緊急な経済問題の一つは、多くの国々における高い水準の失業である。我々は、雇用拡大のための適切な政策を形成するための強化された国際協力及び増進された国家レベルでの努力の重要性を再確認する。持続可能な成長及び雇用創出のための基礎を強化するために、我々は２段階の取組を特に強調する。

・我々の経済の適応性と競争力を強化するとともに、長期失業者が労働市場に戻ることを支援するための構造改革の促進
・安定と成長に向けたマクロ経済政策の追求及び金融政策と財政政策の適切なバランスの確保

13. 我々の経済の適応性が増大するにつれ、経済成長がより多くの雇用をもたらす蓋然性が増大する。我々は、したがって、労働、資本及び製品市場における構造的硬直性の排除、起業家精神及びイノベーションの促進、人的資本への投資、経済的インセンティブを強化し雇用を促進するための税制及び給付制度改革並びに革新的で知識に立脚した社会の開発を強く支持する。

14. 我々はまた、本年２月にワシントンで開かれたG8労働大臣会議の結論を支持する。すなわち、雇用を支える社会的セーフティー・ネットを提供し、早期の対応により長期失業を防ぎ、労働市場情報及び雇用サービスを提供することにより求職活動を容易にし、生涯学習と新形態の労働組織を促進し、新規参入労働者及び高齢労働者を含むすべての労働者に対して労働市場への平等なアクセスを確保し、社会的な対話を進めることである。

Ⅳ．人々への投資

15. 基礎教育、職業訓練、学位、労働市場に合った技能や知識の生涯を通じた向上及び革新的思考の開発への支援は、知識重視社会に向かいつつある今日、経済・技術進歩を実現する上で重要である。これらはまた、個人を豊かにし、社会的な責任感と参加意識を醸成する。

16. これらの目標の達成を支援するため、我々は、ケルン憲章に規定されている目的及び希望を追求することに合意する。

17. 適応性、雇用可能性、変化への対応は、来るべき新世紀における我々の社会の主たる課題となるだろう。職業間、文化間、コミュニティー間での流動性が重要となろう。また、すべての人々にとって、流動性に対応するためのパスポートとなるのが、教育及び生涯学習であろう。

18. この目的のため、我々は、G8各国及びその他の国々の間での教員、管理者、学生それぞれの間での交流の増加を支援するとともに、我々の専門家に対して交流増加に

とっての主要な障害を明らかにし、次回サミットまでに適切な提案を提起するよう要請する。我々は、経済協力開発機構（OECD）及び国際連合教育科学文化機関（UNESCO）に対し、教員の採用、訓練、報酬、責任についての国際的な最良の慣行についての調査を行うことなどにより、異なる国々がどのように教育の水準を向上しようとしているかについての研究を行うよう要請する。我々は、協力するための方法を共同で模索するとともに、国際機関を通じてG8各国や開発途上国において、遠隔地教育等を通じ、学習及び開発ニーズに対応するための技術の利用を支援することにコミットする。

Ⅴ．社会的セーフガードの強化

19. グローバリゼーションのプロセスに勢いがつくに従って、重要な社会的及び経済的進歩がもたらされてきた。同時に、急速な変化と統合は、ついて行けないと感じる個人や集団も生み、開発途上国を中心に、ある程度の混乱をもたらす結果となった。我々は、したがって、グローバリゼーションに「人間の顔」を与え、豊かさが拡大するとともに広く分かち合われるような制度的及び社会的基盤を強化するための措置をとる必要がある。

20. 社会的セーフティー・ネットを含む社会保障政策は、社会的一体性を強化する一方で、個人がグローバルな変化と自由化を受け入れるとともに、労働市場における各自の機会を改善することを奨励して実現するほどに強力でなければならない。我々は、財政的制約に直面しており、社会的な支援のプログラムとより大きな個人的責任及びイニシアティブとの間に持続可能なバランスを保つことが極めて重要であることを認識する。

21. 我々は、最近の経済及び金融危機によって最も深刻な影響を受けた国々が、必要な社会的基盤を創造し、改善するならば、より迅速な回復を継続するであろうことを確信している。したがって、危機の期間中に基礎的な社会サービスへの投資を継続することが、特に重要である。予算上の優先順位及び柔軟性は、社会的基盤及び投資の質を強化すべきである。

22. 民主主義、法の支配、良い統治並びに人権及びコア労働基準の尊重は、社会的安定にとって更に必要不可欠な前提条件である。費用対効果が高く、透明性が高く、民意を反映し、よく機能している腐敗のない制度の発展は、自由化のプロセスを補完しなければならない。

23. 我々は、国際金融機関（IFIs）に、発展途上国における健全な社会政策及びインフラの開発を援助し監視するよう要請する。我々は、これに関し、すでに執られつつある行動を賞賛する。我々は、国際通貨基金（IMF）に対し、経済プログラムを策定する際に、この問題により注意を払うとともに、財政再建の期間中でさえも、可能な範囲で、基本的な健康、教育及び訓練というコア予算に対して特別な優先順位を与えるよう強く求める。我々は、国際連合と協力して世界銀行が行っている社会政策における良い慣行の原則の開発のための努力及び包括的な開発ネットワークを通じた債務国とのパートナーシップの強化という世界銀行の作業を歓迎する。我々は、世界銀行及びIMFに対して、最も脆弱な層の保護を確保する調整プログラムの策定において、援助国及び債務国によって利用されうる一連の政策及び慣行の発展に、ともに取り組むよう促す。

24. 我々は、国際連合、OECD並びに社会改革の策定及び実施に関する他の適切な場の中で、社会的セーフティー・ネットの費用及び効果の分析を含む、情報交換の改善を支援する。

25. 我々は、国際労働機関（ILO）による労働における基本的原則及び権利に関する宣言並びにそのフォローアップの効果的な実施の促進にコミットする。我々はまた、現在ILOの児童労働の最悪の形態の根絶に関する条約の採択を歓迎する。我々は、更に、開発途上国の義務履行能力を向上するために、開発途上国との作業を進める意向である。我々は、各国がコア労働基準を実施することを支援するために、ILOの能力の強化を支援する。

26. 我々はまた、適切な社会的保護及びコア労働基準を促進する上での、ILOと国際金融機関との間の協力の増進を歓迎する。我々は、国際金融機関に対して、これらの基準を加盟国との政策対話に織り込むことを強く求める。加えて我々は、グローバリゼーション及び貿易自由化の社会的側面に関して、WTOとILOとの間の効果的な協力の重要性を強調する。

Ⅵ. 開発パートナーシップの深化

27. 開発途上国はグローバル化した世界において重要なパートナーである。我々は、貧困を根絶し、持続可能な開発に向けた効果的な政策へ着手するとともに、グローバリゼーションがもたらす機会から利益を得るようにグローバルな経済によりよく統合されるための能力を開発するために、開発途上国、特に最貧国と協力することにコミットしている。
- 我々は、開発途上国や移行期にある国に対し、経済の開放及び多様化、民主化及び統治の改善、人権の擁護に対する各国自身の努力を支援するために、実質的な支援及び援助の提供を継続する。
- 我々は、政府開発援助（ODA）の規模を増大させるように漸次努力するとともに、ODAを最も効果的に活用し得る国々へ特別な力点を置くように漸次努力する。
- 将来の債務負担を軽減し、持続可能な開発を促進するために、我々は、後発開発途上国に提供するODAのうち無償資金協力ベースのものの比率を増加させることに合意する。
- 非政府機関も重要な役割を担っている。
- 国際援助と債務救済は明らかに重要であるが、それらがプラスの効果を示すかどうかは、民間部門及び市民社会が生産的な役割を果たすことができるような経済的及び構造的改革や良い統治に向けた健全な国内的努力次第である。
- 我々は、開発途上国が貿易の自由化から十分な利益を得て、グローバルな経済成長に貢献することを確保する上で、グローバルな貿易体制において権利を行使し義務を果たすための開発途上国の能力を改善するために、開発途上国や多数国間機関との作業を促進していく。
- 我々は、国際連合と国際金融機関に対して、開発途上国が社会サービスと基礎的インフラ整備のための十分な手段を動員することを支援するとともに、引き続き民主化、良い統治及び法の支配を支持して国別の開発戦略に組み入れることを要請する。
- 我々は、後発開発途上国に対する援助のアンタイド化に関する勧告をまとめるとのOECDへの付託事項への支持を再確認する。我々は、OECD加盟国に対してこの努力をできるだけ早期に成功裡に結論に導くよう要請する。

28. 我々は、アフリカ、アジア及びラテン・アメリカにおける経済的及び社会的発展の達成に貢献するとのコミットメントを再確認する。我々は、国際金融機関及び関連する地域開発銀行による貧困の軽減に関する報告に基づき、この面における状況を毎年改めて検討する。

Ⅶ. ケルン債務イニシアティブの開始

29. 我々は、開発途上国の債務救済を新たに後押しすることを決定した。近年、国際的な債権国・機関が最貧国に対する多くの債務救済策を導入した。重債務貧困国（HIPC）の枠組みはこの観点での重要な貢献を行ってきた。最近の経験により、持続不可能な債務負担の問題に対しより持続的な解決を達成するためには一層の努力が必要であることが示唆されている。この目的のため我々は、HIPCの枠組みの大きな変更を通じてより深く、より広範で、より早い債務救済を提供するための1999年ケルン債務イニシアティブを歓迎する。このイニシアティブの中心目的は、医療、教育、社会的ニーズへの投資のための資源を利用可能とすることにより貧困削減に一層の焦点をあてることである。この観点から、我々はまた、良い統治と持続可能な開発を支持する。

30. 我々は、新しい提案が相当の追加的な資金手当を必要とすることを認識している。

いくつかの資金手当の手段が検討されている一方で、追加的な資金供与の可能性を見出す上で信頼に足る前進が必要とされ、我々は、資金手当の問題を解決するために支援する用意がある。この観点から、我々は、債権者間の公正な負担の分担が重要であることを認識する。

Ⅷ.　環境保護努力の一層の強化

31. 持続可能な開発に対する我々のコミットメントを強調するために、我々は、多数国間条約及び国際的制度について、グローバルで環境的見地への配慮が行われる整合性のとれた枠組みを構築するとの我々の努力をさらに押し進める。我々は、シュヴェリーンにおけるG8環境大臣会合の成果を支持し、今後、環境上の基準及び規範の確立、周知及び継続的な改善に関する国際協力を促進する。我々は、WTO交渉の次期ラウンドにおいては、環境に対して十分な配慮が払われるべきであることにつき合意する。このことには、環境に関する多数国間条約及び主要な環境上の原則とWTOのルールとの間の関係の明確化が含まれるべきである。

32. 我々は、国際開発金融機関が環境上の配慮を活動の不可分の一部とすることを引き続き支持することに合意しており、我々も自ら支援を行う場合には同様の配慮を行う。我々は、OECDの枠組みの中で、輸出金融機関のための共通の環境上の指針の作成に向けて作業を行う。我々は、この作業を2001年のG8サミットまでに完了することを目指す。

33. 我々は、気候変動が持続可能な開発に対する極めて深刻な脅威であるとの認識を再確認する。そのため、我々は、京都議定書の早期発効を目指して、ブエノス・アイレス行動計画の実施において時宜を得た進展が得られるよう、作業を進める。特に、我々は、京都メカニズムの運用及び強固で効果的な遵守体制に関する諸決定を奨励する。我々は、合理的で効率のよいエネルギー使用及びその他の費用対効果の高い手段を通じて、温室効果ガスの排出量の削減のために行動をとることの重要性を強調する。この目的のために、我々は、国際連合気候変動枠組条約に基づくものを含む国内措置の策定及び実施にコミットする。我々は、また、最良の慣行に関する経験を共有することに合意した。更に、我々は、世界中で温室効果ガスの排出量の制限に参画する開発途上国の数が増加するよう促進する。我々は、開発途上国が既にとった行動を歓迎し、これらの国々の努力を、資金供与制度、技術の開発及び移転並びに能力の形成を通じて支援することの必要性を強調する。我々は、クリーンな開発の制度（CDM）がこれらの分野において果たしうる重要な役割に留意する。我々は、また、ブエノス・アイレスにおいていくつかの開発途上国が行った、温室効果ガスの排出量の削減のために一層のコミットメントを行う旨の意図表明を歓迎する。

Ⅸ．不拡散、軍備管理及び軍縮の促進

34. 国際的な不拡散のための制度と軍縮のための措置の強化は、我々にとって最も重要な国際的な優先課題のひとつである。我々は、環境へのリスクを削減しつつ、安全保障、軍備管理、（核関連兵器の）退役及び不拡散の分野からの要請に対処するために、拡大脅威削減に関する広範な国際的パートナーシップを構築する意向である。これは、G8諸国及びその他の国々によって現在行われ、また計画されている努力をさらに発展させるものである。我々は、これらの目的のための資金の増額に対してコミットしており、関心を有する他のすべての国々に対して、我々と行動をともにするよう奨励する。

35. 我々は、兵器級の核分裂性物質、特にプルトニウムの防護及び管理が引き続き必要であることを認識する。過去数年間にわたって、G8諸国は、防衛目的としては最早必要がなくなった兵器級の核物質の管理の問題について作業を行ってきた。我々は、そのような核分裂性物質の安全な管理のためのアレンジメントを確立する意図を確認する。我々は、将来の大規模な廃棄計画を支援する上で必要な科学技術上の協力のためにG8諸国及びその他の国々が着手しつ

つある具体的なイニシアティブを強く支持する。我々は、関心を有するすべての国々に対して、大規模な計画の早期実施のためのプロジェクトを支援するよう呼びかけるとともに、共同戦略の確立を強く求める。我々は、公的資金及び民間資金の双方を含む、資金調達のための国際的なアプローチが必要となることを認識しており、また、我々は、我々自身の資金上のコミットメントにおける増額の可能性につき、次回のG8サミットまでに改めて検討する。

36. 我々は、北朝鮮による行動のような最近のミサイル発射実験及びミサイル拡散の動向を深く憂慮している。我々は、この問題に対処するための個別及び共同の追加的手段を検討することを約束するとともに、ミサイル輸出管理レジーム（MTCR）の目的に対するコミットメントを再確認する。

37. 効果的な輸出管理メカニズムは、軍備管理及び不拡散に関する我々の幅広い目的を達成する上で重要である。我々は、引き続き、これらのメカニズムを強化する方法を検討する。同時に、我々は、核拡散の防止における原子力供給国グループの役割を強調する。

38. インド及びパキスタンによる核実験から１年後の時点で、我々は改めて懸念を表明し、バーミンガム・サミットのコミュニケにおける我々の声明を再確認する。最近のミサイル実験は、地域の緊張をさらに高めた。我々は、両国に対して、不拡散及び軍縮に関する国際的な努力に参画するとともに、国際連合安全保障理事会決議第1172号に示された措置をとることにより、実行済みの最初の積極的な措置に続く対応をとることを奨励する。

X．地球規模の課題への対処

39. 多くの国においては、暴力的な紛争と内乱は、依然としてグローバリゼーションのもたらす機会を享受する上で障害となっている。効果的な危機の予防及び管理は、これらの紛争の根本的な原因に対処するものでなければならない。これらの原因には、民族間の緊張の政治的操作、経済的または社会的な不平等、極度の貧困の他、更に、民主主義、法の支配、政治または経済上の良い統治の不在が含まれる。また、これらの原因は、人権の侵害、環境の悪化、資源の不足、急速な人口増加及び病気の急激な蔓延により、しばしば悪化する。

40. 我々の危機予防の能力を高めるために、国際連合憲章の原則及び目的に沿って、以下のことを行う必要がある。

・紛争発生の潜在的可能性を早い段階で察知し対処する能力を高めること。暴力的な紛争のリスク及び原因は、より効果的に監視されるべきであり、また、暴力的な紛争を回避するために情報は共有されるべきである。

・安全保障、経済、環境及び開発に係る我々の政策が適切に協調され、また暴力的紛争の予防に資するものとなるよう確保すること。我々は、今後他の国々や国際機関との対話において、政策協調に取り組む。

・危機予防において国際連合が果たす重要な役割を認識し、この分野におけるその能力の強化に努めること。

・軍事支出を、公的支出パターンというより大きな文脈及び成長と開発に係るマクロ経済上の文脈において、体系的に監視すること。

・地域的機関及び地域的アレンジメントが当該地域における紛争の管理及び解決を支援するために管轄能力及び行動能力を拡大しようとする努力を国際法に従って奨励し支持すること。

・報道の自由を促進し、公正な選挙プロセスを確立し、民主主義に基づく責任能力並びに民主的な立法制度、司法制度及び軍・警察機構の機能を改善し、更には、人権モニタリング及び弁護制度を強化すること。

41. 我々は、エイズが依然として世界的に拡がっていることを憂慮する。我々は、各国毎及び国際的なレベルで予防、ワクチン開発及び適当な治療法を組み合わせた対策を通じてエイズと闘う努力を続ける必要性を再確認する。我々は、エイズに対する闘いにおいてUNAIDS（国際連合エイズ共同プログラム）が調整的かつ触媒的な役割を

担っていることを支持する。我々は、ともに資金協力を行う国その他のパートナーに対して、目標、戦略及びイニシアティブを明確に設定することに協力するよう、世界レベルにおいても地域レベルにおいても要請する。

42. 我々はまた、マラリア、ポリオ、結核をはじめとし、それらの薬剤耐性をもつ形態を含む感染症及び寄生虫症に対する闘いにおいて、各国毎及び国際的な努力を続けることを約束する。特に、我々は、世界保健機関による努力並びにその「ロールバック・マラリア」及び「ストップ結核」というイニシアティブを今後も引き続き支持する。我々は、各国政府に対してこれらの提言された戦略を採用することを求める。

43. 食品の安全性に関連する問題の重要性が増大していることにかんがみ、我々は、OECDのバイオテクノロジーの規制的監督の調和に関する作業部会及びOECDの新食品・飼料安全性に関するタスクフォースに対して、バイオテクノロジー及び安全性に関するその他の側面の影響についての研究を行うように呼びかける。我々は、OECDの専門家に対して、研究の結果につき我々の個人代表と討議することを呼びかける。我々は、個人代表に対し、他のフォーラムで行われている考察を勘案しつつ、次回のサミットまでの間に、これらの問題に対する国際機関及びその他の機関を通じた我々のアプローチを向上させるための可能な対応策について報告するよう要請する。

44. 我々は、国際社会においてあらゆる形態の汚職のもたらす有害な影響についての認識が広まっていること及びOECD贈賄防止条約が1999年２月に発効したことを歓迎する。我々は、より多くの国がこの条約を締結することを希望する。汚職防止努力に関しては、1999年２月に米国において、G8を含む80以上の国が参加した国際会議とOECDによる会議が開催されており、我々は両会議の成果及び予定される今後のフォローアップを賞賛する。国際連合犯罪条約の文脈においては、我々は、公務員の関与する汚職行為が犯罪とされるよう強く求める。

45. 我々は、国際組織犯罪並びにそれが世界中の政治、金融及び社会の安定に与える脅威と闘う国際的な努力の勢いを維持する。我々は、国際組織犯罪及びテロリズムに関するそれぞれの上級専門家グループが行っている作業を賞賛し、両専門家グループに対して、特に組織犯罪に関する国際連合条約及び議定書についての交渉の早期終結に向けて、引き続き作業を行うよう強く求める。我々はまた、テロリズムに対する資金提供に関する国際連合条約についての交渉のより迅速な促進を要請する。我々は、両専門家グループに対して、来年改めて報告を行うよう要請する。我々は、特に1998年の世界薬物問題に関する国際連合特別総会における結論の積極的な実施を通じた薬物の問題への取組に対するコミットメントを再確認する。我々は、犯罪に関する閣僚級会合が今秋にモスクワにおいて開催されることを歓迎する。

46. 我々は、世界のどこであれ原子力の利用において安全第一の政策をとること及び高い安全基準を達成することに関して、1996年のモスクワでのサミットにおいて表明したコミットメントを新たにする。この点に関して、我々は、原子力安全条約ピア・レビュー会合の成果及び国際原子力機関による東欧における原子力安全の強化に関する会合を極めて重視する。

47. 我々は、原子力の安全の分野における協力の強化に対するコミットメントを再確認する。我々は、この分野におけるコンピュータ2000年問題（「ミレニアム・バグ」）に対処するための協調努力を歓迎する。原子力安全基金に関しては、我々は、贈与取極の完全かつ時宜を得た実施を引き続き極めて重視する。

48. バーミンガム・サミット以来、「ミレニアム・バグ」への対策に真に前進が見られた。しかし、依然としてなすべきことは多い。我々は、2000年問題に対応するための我々の準備態勢を確保するとともに、我々各国及び世界全体に対する潜在的影響を最低限のものとするための強力な計画を維持する。他のすべての政府にも同じ対応を強く求める。これらの努力において、エネル

ギー、電気通信、金融サービス、運輸及び医療という部門、更に、防衛、環境及び公共の安全の部門という主要インフラ部門に高い優先度を与えるべきである。国民の信頼が極めて重要であり、それは、重要な部門における準備状況に関する透明性及び公開性に大いに影響される。各国政府、国際機関、インフラ関係者及び情報技術関係者は、一般国民に対して信頼できる情報の定期的な提供を確保する必要がある。期日が近づくに従い、責任ある機関が、精力的な準備にもかかわらずに極めて機微な分野において発生するかもしれないシステム上の失敗に対処するための非常時対応計画を整えておくことが重要である。第三国にも同じことを強く求める。我々は、我々の間で、そして、他国との間でも、本件に関するこの側面やその他の側面に関して緊密な協力を維持する。今年後半に非常時対応計画に関するG8の特別会議を開催する。

次回サミット

49. 我々は、来年の７月21日から23日まで沖縄（九州）で会合を行うとの日本国首相の招待を受諾した。

（出所）外務省ウェブ・ページ

11-15　九州・沖縄サミット
国際金融システムの悪用・濫用に対する行動
G7蔵相から首脳への報告（仮訳）

2000（平成12）年７月21日　沖縄

目次

	パラグラフ
A．課題と我々の取組み	1–2
B．資金洗浄	3–5
C．タックスヘイブンとその他の有害な税制	6–8
D．オフショア金融センター	9–13
E．国際金融機関の役割	14–16

A．課題と我々の取組み

1．金融犯罪は、資金の高度な移動性と新たな支払手段の急速な発展に特徴づけられる今日の開放されたグローバルな金融の世界において、高まりつつある懸念となっている。国際金融システムの便益を確保するため、我々G7の蔵相は、金融市場の信頼性と健全性が金融犯罪によって侵されないようにしなければならない。また、国際金融システムの濫用に実効的に対処するため、貧弱な規制上の基準、過度の銀行秘密、有害な税の競争を放置してはならない。

2．政府は、資金洗浄及び有害な税の競争に実効的に対処し、また国際的な基準の実施や良い統治を実現させるため、協力体制と国際的なフレームワークを強化しなければならない。この理由から、我々は、我々自身の努力をより協調させるとともに、さまざまな国際的なフォーラムにおいて行われている努力と迅速なフォローアップ作業を支援する必要がある。また、我々は、金融犯罪と濫用に対処するため、法執行、税、規制当局間の国際的な協力を促進させる必要がある。

B．資金洗浄

3．資金洗浄に効果的に対処するため、世界の全ての金融センターが適切な国際基準を遵守し、資金洗浄との闘いに実効的に協力することが重要である。我々は、2000年２月に合意したクライテリアに基づいて2000年６月に29カ国・地域の規則や慣行のレビュー及び15の非協力国・地域（NCCTs）の特定を公表した金融活動作業部会（FATF）の最初の作業を歓迎する。FATFの決定及びその勧告に従って、我々は他のFATF参加国とともに、報告書の内容について我々の国内金融機関に通知した。我々の当局は自国の金融機関に対して、NCCTsで業務を行うこと、または、このNCCTsに本拠を有し、または口座を保有する個人や団体によるクロスボーダー取引に伴うリスクへの認識や監視の強化を求める要請を発出した。我々はFATFに対し、NCCTsの特定作業を継続すること、そして、特定された当該国・地域及びそれ以外の国・地域の変化を斟酌するために、当該リストを定期的に見直すことを要請する。我々は、これら全ての国・地域と深く関与し続ける旨のFATFの決定を支持する。我々はまた、NCCTsが資金洗浄対策の速やかな改善を図り、指摘された欠点を改善

することを強く求める。我々は、適当な場合には、必要な改革に向けて様々な措置を講ずることをコミットする国・地域に対して助言や技術支援を行う用意がある。我々は、適切な改革を行わないNCCTsに対し、必要かつ適当であれば、共同してこれらの国・地域との金融取引に条件を課し、または制限する可能性を含む対抗措置を講ずる用意がある。我々は、この状況を2001年のサミットに向けてレビューする。

4．我々は日本及びカナダにおいて特定金融情報室（FIU）が設置されたことを歓迎するとともに、資金洗浄対策当局間の情報交換を促進するためにG7で活動しているFIU間の情報交換取極の締結を支持する。

5．バーミンガム・サミット及びケルン・サミットから進展して、我々は、資金洗浄と闘うための広範な措置を協議する機会を得たことを評価する。我々は、専門家の参加の下に既に存在するメカニズムにおける我々の努力を強化しつづけることに合意する。我々は、2001年のサミットへの準備として、以下の問題についてレビューを行い、進展を報告する。我々は、FATFに対してこれらの問題に対処するために、「40の勧告」を見直すことの余地があるか検討を要請する。

ａ．ゲートキーパー：我々は、1999年10月の国際組織犯罪対策に関するモスクワ閣僚級会合のフォローアップとして、法律家や会計士などの職業専門家（国際金融システムへの「ゲートキーパー」）の資金洗浄への関与を検討するための専門家会合が召集されたことに留意する。我々は、この問題に関する作業の継続を支援する。

ｂ．国際支払システム：我々は、金融界に対し、クロスボーダーの支払い指図を行うにあたって、送金者の特定方法を見出すことを強く求める。この点について、我々は、G10中央銀行の支払決済システム委員会や他の適切な当局が、実効性及び国際支払システムの進展、さらにはこのような支払い情報に関するプライバシー保護を勘案しつつ、技術的問題を探り、この問題に対してとり得る具体的措置を検討することが有益であると考える。

ｃ．会社形態：金融システムへのアクセスのためだけに会社が設立される場合がある。もし会社の所有者に不明確な点があるならば、銀行や金融機関は口座の受益者が特定できず、「顧客の本人確認をする」義務を履行していないことになる。市場へのアクセスと所有者の不明確さとが重なることは、資金洗浄と市場の悪用を助長する。我々は、違法な会社形態の利用を防ぐためにどのような措置を導入することが最も適当かを検討することに合意する。我々は、特に、法執行当局と行政当局が受益者を特定できるようにする必要性を強調する。この観点から、我々はこの問題に関しOECDが今後に予定しているレビューを歓迎する。

ｄ．盗まれた資産：国際的な資金洗浄は、しばしば公務員による公的資産を密かに不正流用する手段として使われている。このような犯罪に対する政府の脆弱性は、新興民主国家や発展途上国又は体制移行国において顕著である。我々は、この問題に関する国際的な協力を促進する第一歩として、各国において、このような洗浄された資産の特定、追跡、差押えを行うための既存の法的手段や担当部局のあり方を検討することが有益であることに合意する。

Ｃ．タックスヘイブンとその他の有害な税制

6．我々は、経済行動を歪め、課税ベースを侵食する有害な税の競争を阻止する必要性を再確認する。我々は、2000年６月にOECDの閣僚理事会に提出されたタックスヘイブンの基準に合致する国・地域のリスト及び加盟国における潜在的に有害な税制のリストの２つのリストを含む「有害な税制の特定及び除去の作業の進展についての報告書」を歓迎する。我々は、OECDが有害な税制の抑止に引き続き取り組むことを奨励する。この観点で、我々は、OECD加盟国が優遇税制におけるあらゆる有害な要素を除去する努力を継続することを支持する。我々は、有害な税制を取り除くことに

ついて既にコミットした国・地域を歓迎するとともに、全ての国・地域に対して同様のコミットをすることを強く求める。我々は、OECDによる非加盟国との対話を深めることへの支持をコミットする。

7．我々は、税目的のために銀行情報にアクセスを向上させることに関するOECDの報告書への支持を再確認するとともに、この報告書を出発点として、税目的のために銀行情報へのアクセス及び情報の交換が可能となるよう速やかに作業を進めることを全ての国に要請する。

8．脱税と資金洗浄は別々の犯罪であるが、その実行にあたって用いられる手法には類似点が多い。我々は、OECD租税委員会（CFA）と金融活動作業部会（FATF）の情報交換に関する共同の努力の進展を歓迎する。我々は、CFAとFATFの定期的な対話の促進を期待し、それが脱税者と資金洗浄者双方によって用いられる犯罪類型などの共同研究などに注意を払うことを期待する。

D．オフショア金融センター

9．犯罪を阻止し、脱税と租税回避を防ぐための努力は、国際基準を遵守していない、いわゆる「オフショア金融センター」（OFCs）によって阻害されている。FATF及びOECDにおいて行われているイニシアティブに加えて、金融安定化フォーラム（FSF）のオフショア金融センター作業グループのレポートは、OFCsに対し、国際協力と情報提供、本質的な監督権限と慣行、そして顧客の本人確認と記録の保存に関する国際基準を当面の優先課題として、金融監督及び協力に関する国際基準の遵守を促進するための勧告を行った。この3つのイニシアティブは、不適切な資金洗浄対策基準、有害な税制、脆弱な金融規制という3つの主要分野に取り組むものである。我々は、これらのイニシアティブを支持するとともに、問題のあるOFCsに対して、これらのフォーラムが相互に協力し、適切な場合には、活動の歩調を合わせることを強く求める。

10．また、我々は、OFCsが上述のフォーラムによる全ての勧告を実施し、また、次の8つの分野における制度の改善を図ることにより、これらのイニシアティブに積極的に対応することを求める。

a．国際的な協力：我々は、資金洗浄対策、税及び金融規制に責任を有する当局が、それぞれの分野で金融犯罪、脱税及び規則違反と闘うために密接に協力することを期待する。また、これらの当局は、金融機関のクロスボーダーの活動に対する実効力のある日常的な監督を行うことが認められるべきである。

b．情報交換：税及び資金洗浄対策に責任を有する当局と規制当局は他の国・地域のカウンターパートと情報交換ができるようにしなければならない。

c．顧客の特定：全ての国・地域は、匿名口座を禁止し、金融機関に対して顧客の厳密な特定を義務付けるべきである。会社及び信託形態は、不適切な形で所有者を隠蔽し、脱税、資金洗浄及び規則違反を助長するメカニズムを提供するべきではない。

d．過度の秘密の廃止：全ての国・地域は、国際基準の実施を妨げ、犯罪、税、規制の捜査を妨害し、また他の国・地域との実効的な協力を制約する銀行秘密を禁止すべきである。

e．金融機関の効果的な調査：犯罪者や規則違反の前例のある者によって金融機関の所有と経営が侵入され、管理され、影響されることのないことを期するための実効的な手続きが整備されるべきである。

f．金融監督と資金洗浄対策への手段・人員の拡充：国際的な金融サービスから経済的な便益を享受している国・地域は、このサービスの悪用を実効的に阻止するために十分な手段・人員を投入すべきである。特に、十分な手段・人員が金融規制、資金洗浄対策、及び外国の当局との協力に投入されるべきである。

g．法制度の改善：全ての国・地域は、全ての重大な犯罪から生ずる収益の洗浄行為を犯罪とし、金融規制当局者に実効的な権限と制裁権限を与え、また、

法制度の相違が資金洗浄、脱税及び規則違反の調査を妨害することのないようにするべきである。

h．有害な税制の除去：我々は、全ての当局が有害な税制を特定し、除去するために国際的に協力することを期待する。

11. 国際的な基準の実施に対して、政治的に強く支持し、遵守し、その実施に進展がある場合、そして、可能でかつ必要な場合に、我々は技術支援を行い、直接または適切な国際機関を通じて支援する用意がある。

12. 国・地域が所定の基準を満たしていないことが明らかであり、または国際基準遵守の水準向上をコミットしない場合、我々は、当該国・地域に対して、必要な改善を働きかけるとともに、そうした不備の影響から国際的な金融システムを守る措置をとる。具体的には以下の措置が考えられる。

a．ディスクロージャーを含む市場インセンティブは、国・地域の国際的な規制基準実施に対する評価がリスク・アセスメントに反映され、当該国・地域とビジネスを行う金融機関のコストに影響を与える。

b．公的インセンティブは公的セクターによって発動され、国際機関の活動、加盟資格、各国の監督・規制といった形で具体化される。そして、

c．国際金融システムを守るために企画される対抗措置には、(i)非協力国・地域との全ての金融取引に対して特別の注意を払うための金融機関に対する具体的な要請、(ii)非協力国・地域で活動する個人や法人との特定の金融取引の報告要請、そして、(iii)これらの国・地域との金融取引を制限し、条件を課し、更には禁止する措置をも含む。

13. 我々は、関係機関がこうした全ての分野における進展をレビューすることを強く求める。

E．国際金融機関の役割

14. 資金洗浄と腐敗は、国際金融機関（IFIs）プログラムの信頼性、実効性、国際金融機関自身の信頼性を脅かすものである。このため、我々はIMF及び世界銀行に対し、それぞれの資金手続きの厳正なレビューを引き続き行うとともに、資金利用のセーフガード及びプログラムにおけるガバナンス及び腐敗対策の強化を求める。

15. 資金洗浄行為は、マクロ経済への深刻な歪み、世界中の資源や資本の不適切な配分、そして銀行の健全性に対する大きなリスクをもたらす可能性がある。このため、我々は、国際金融機関に対して各加盟国が、資金洗浄対策、規制と国際協力の強化及び強靭な国内金融システムの構築を目的としたFATFの40の勧告、バーゼル銀行監督委員会のコアプリンシプル及び国際証券監督者機構（IOSCO）の目的と原則などの国際基準の実施を支援するように求める。このために、我々はIMF、世界銀行その他の国際金融機関に対し、資金洗浄が格別な脆弱性やリスクと特定される場合には、当該国が金融セクタープログラムの設計や支援の中で、資金洗浄対策への取組み支援を強く求める。我々は、適切な場合には、世界銀行―IMFの金融セクター評価プログラム（FSAP）とIMFの4条協議プロセスにおいて、資金洗浄対策の促進、支援を含めることを提案する。我々は、世界銀行が、その汚職対策プログラムの中で資金洗浄の問題をより明確に取り上げることを要請する。アジア開発銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行、アフリカ開発銀行といった地域開発銀行もまた、監督を強化し、良い統治を促進するための金融セクター開発への努力の一部として、資金洗浄対策に取り組むことの重要性に対する認識を高めるために重要な役割を果たすべきである。

16. 我々は、国際基準を適切に満たしていないオフショア金融センター（OFCs）によって、国際金融システムが潜在的な脅威にさらされていることを認識する。これに関連して、我々は、金融安定化フォーラム（FSF）のオフショア金融センター作業部会のレポートを歓迎するとともに、オフショア金融センターの国際基準実施を促進するため、アセスメントプロセスに関する勧告の実施においてIMFがその役割を果たすことを要請する。

（出所）財務省ウェブ・ページ

11-16　九州・沖縄サミット
貧困削減と経済発展
G7蔵相から首脳への報告［仮訳］

2000（平成12）年７月21日　沖縄

目次

パラグラフ
A．発展への包括的アプローチ　1-4
B．HIPCに対する債務救済　5-11
C．債務救済を超えて　12-15
D．貿易・投資環境の改善　16
E．グローバル経済への速やかな統合　17-19
附属文書
重債務貧困国（HIPC）イニシアティブ：進捗状況

A．発展への包括的アプローチ

1．グローバリゼーションの急速な進展による国際経済の劇的な変化に伴い、開発途上国がグローバリゼーションによる恩恵を受ける機会や世界経済システムにおいて何らかの役割を果たす機会を持つように国際社会が行動をとることは、極めて重要である。戦略的かつ徹底的な方法で積極的なアプローチをとる主要な目的は、これらの国々による持続的な貧困削減や経済発展を達成するための努力を支援し、2015年までの貧困人口割合の半減という国際開発目標を達成することである。

2．持続可能な成長の重要性は、貧困削減に必要な条件として経験上示されている。全ての開発パートナーは、2015年の目標を達成するために必要な力強い成長をもたらす優先事項に、焦点を絞るべきである。これら優先事項は、マクロ経済の安定化、民間部門の発展の促進、良い統治の促進、社会開発への投資、貿易自由化の加速、金融部門の強化を含むべきである。

3．貧困との戦いにおいて成長は非常に重要であるが、成長の恩恵のより公平な分配にさらなる注意が払われなければならない。このためにも、制度の構築、教育と技術の発展、伝染病との戦いなどを通じた健康の改善といった、適切な社会政策が不可欠である。これらは、貧困緩和とより大きな社会的公平のための基盤である。社会的投資は、より長期的には高い見返りを確実にするものである。

4．世界的な貧困と戦うためには多面的なアプローチが必要である。これを達成するため、国際開発目標を中心に、貧困国が貧困国自ら包括的貧困削減戦略を策定する必要がある。これらの戦略においては、貧困削減と経済成長に必要な、社会政策と経済政策のリンクが非常に重要となろう。これらの戦略は、透明性、説明責任、無駄な支出の削減及び良い統治を強調するべきである。また、これらの戦略は、市民社会を含む参加型のプロセスを通じて発展するべきである。国際金融機関及び二国間ドナーは、技術的支援を通じたものも含め、貧困国がこれらの戦略を策定し実施するのを支援すべきである。

B．HIPCに対する債務救済

5．重債務貧困国（HIPCs）にとって、拡充HIPCイニシアティブを通じた債務救済は、貧困削減と経済発展との好循環を構築する上で極めて重要である。昨年ケルンにおいて、我々は、貧困削減に必要な資金を供給し、より早く、より広く、より深い債務救済を実施すべく、本イニシアティブの開始に合意した。我々は、昨年秋の国際社会による本イニシアティブの承認を歓迎する。

6．それ以来、本イニシアティブの実施が進められている。９カ国が既に決定時点に到達し、新たな枠組みの下で名目価値で総額150億米ドル以上（現在価値（NPV）で総額86億米ドル）の債務救済が行われるところである。本年末までには、さらに最大11カ国が決定時点に到達できるであろう。本イニシアティブの進捗の詳細は、付属文書において述べられている。

7．我々は、世界銀行及びIMFと緊密に協力し、貧困削減戦略の策定を開始することにより、早急にこのプロセスに乗り出し、それにより債務削減の恩恵を受けることを、未だそうしたことを行っていないHIPCs諸国に対して促す。我々は、経済改革の進捗や債務救済を貧困削減に結びつける必要性に留意しつつ、ケルン・サミットで示された目標に沿って、出来る限り多くのHIPCs

諸国が決定時点に到達できるよう、ともに行動していく。この点で、我々は、現在多くのHIPCs諸国が、貧困削減を妨げ債務救済を遅延させる軍事対立に巻き込まれていることを懸念する。我々は、これらの国が、対立への関与を終了させ、速やかにHIPCプロセスを開始することを求める。そのような場合には、我々は、これらの国が債務救済に備えそれを推進することを支援するための努力を強化する用意がある。

8．我々は、世界銀行及びIMFが、本イニシアティブの迅速かつ効果的な実施に向けた努力を継続するよう促す。この関連で、我々は、本年４月の世界銀行とIMFによる共同実施委員会の設立を歓迎するとともに、同委員会が本イニシアティブの実施を効果的に進め、個別国の状況につき定期的に情報を提供するよう強く要請する。

9．我々は、本イニシアティブの効果的実施のために必要とされる国際金融機関の財源の確保における進捗に留意する。我々は、パリクラブ不参加国を含むすべての多国間及び二国間債権者の、効果的かつ早期の参加を促す。IMF及び世界銀行の債務救済の費用の負担のための財源は特定され、他の国際金融機関の資金需要への大きな貢献も約束されている。我々は、国際開発金融機関の、内部資金の最大限の活用を通じた、本イニシアティブへの積極的な参加を強く要請する。我々は、ラテンアメリカ及びアフリカのHIPC諸国の債務救済を促進するための資金の確保についての最近の進展を歓迎する。

10. 我々は、既に約束した財源をできる限り早急に利用可能とするとの我々のコミットメントを再確認する。この関連で、我々は、債権者間の公正な負担の分担の重要性を認める。我々は、二国間ドナーによるHIPC信託基金への新たな貢献を促す。

11. 我々は、本イニシアティブの枠組みの中での二国間債務の削減についての我々のコミットメントを再確認する。この関連で、我々は、パリクラブの枠組みにおける措置に適格な商業債権を100％免除することを約束した。我々は、G7以外のいくつかの国も100％の債務免除を実施する旨表明したことを歓迎するとともに、その他の債権国がこれに続くことを強く求める。

C．債務救済を越えて

12. 政府開発援助は、貧困国による貧困削減と経済発展の努力を支援し促進する上で重要であり続けるであろう。このような関係において、我々は、最近の援助水準の減少傾向の反転を歓迎する。拡充HIPCイニシアティブの適用国が再び過度の債務負担に直面しないようにするために、我々は、これらの国々に対して、政府開発援助の大半を無償の形で提供することを約束した。

13. 適切な政策運営を行う国への経済援助が成長を高め社会状況を改善させることは、経験上示されている。援助国は、経済改革や貧困削減に本格的に取り組んでいる貧困国に、より効果的に援助を向けることにより、その役割を果たすことができる。援助国はまた、十分に検討された受入国主導のプログラムを支援する場合に、援助をより良く調整することにより、また、支援手続きを簡素化し実行可能な場合には支援手続きを調和させることにより、援助の効果を向上させるべきである。

14. 責任ある融資の実施を確実にするために、援助国が非生産的な支出を抑制するとのコミットメントを再確認することは極めて重要である。このような関係において、我々は、OECDに対し、輸出信用部会を通じて、HIPCsや他の低所得開発途上国への輸出信用が非生産的な目的で用いられることがないようにするための強化措置をレビューするよう求める。このレビューの結果は、公表されるべきであり、関連する既存の各国の規則や規制のレビューを含み得る。我々は、OECDがこの作業を出来るだけ早期に完了することを促す。更に、我々は、国際金融機関や他の二国間ドナーによる、貧困国が資源の生産的な使用を確実にするための健全な債務管理政策を遂行するように促すための努力を歓迎する。

15. 環境や健康のような国際公共財は、優先的な配慮に値するものであり、国際金融機関、特に世界銀行及び地域開発銀行、さらに二国間ドナーの強い関与を必要とする。国際公共財への国際社会の関与は、効果的

であるためには、比較優位や優先順位の設定の原則に基づいてなされるべきである。

D．貿易・投資環境の改善

16. 貿易・投資の成長と経済成長との間の密接な関係に鑑みると、貿易・投資は、効果的な貧困削減と持続可能な経済成長の促進に決定的な役割を果たすであろう。我々は、HIPCsとその他の低所得開発途上国に世界貿易に参加させ、これらの国々の国際市場へのアクセスを向上させる方法を見つけなければならない。我々は、これらの国々も貿易自由化の恩恵を受けることが出来るよう、次期WTOラウンドがこれらの国々の関心事項を積極的に取り上げていくようにすべきである。我々はまた、グローバルな経済への更なる統合に向けた歓迎すべき第一歩をしばしば意味する、WTOのルールに沿った形でのこれらの国々の間の地域協力を促進すべきである。我々は、関連する国際機関、特にWTOと世界銀行に対し、最貧国における貿易関連の能力の構築を支援する努力を強化するよう求める。我々はまた、生産的な投資を促進するような環境を創出するための貧困国の努力を支援するべきである。

E．グローバル経済への速やかな統合

17. グローバリゼーションとIT革命の急速な進展に鑑みれば、最貧国を含む開発途上国にとって、ITの新たな進歩の恩恵を利用し、デジタル・ディバイドを防ぐことは、重要である。国際社会が、人的資本への投資などITに関連するものも含めた能力や制度の構築を強調することが重要である。

18. より長期的には、すべての開発途上国が発展のはしごを上がっていく能力を持つようにする必要があろう。多くの国々において、国内貯蓄と民間資本フローは、既に開発の資金手当ての面で重要な役割を果たしている。上昇した水準での安定的な民間の投融資にとって適切な環境を整えることは、持続可能な発展を達成するための鍵である。

19. 予見可能な将来においては、多くの開発途上国は譲許的な援助に依存し続けるであろうが、国際金融機関は、これらの国々が将来的にグローバルな金融市場に参加していく道を検討するべきである。その目的は、開発途上国の孤立から統合、成長そして発展への歩みを支援する道標を提供するものでなければならない。

附属文書

重債務貧困国（HIPC）イニシアティブ：進捗状況

1．昨年ケルンにおいて開始された拡充HIPCイニシアティブは、HIPC諸国のためにより早く、より広く、より深い債務救済を実施すること、及び、債務救済の恩恵が貧困削減のために使用されることを目的とする。HIPCプロセスにおける債務救済、経済及び社会政策の改革、貧困削減の連関は、包括的な貧困削減戦略ペーパー（PRSP）の策定を通じてもたらされる。PRSPは、市民社会を含む参加手続きを通じ、また国際金融機関やドナーの協力を得て、HIPC国自身によって策定される。

2．9カ国（ベナン、ボリビア、ブルキナファソ、ホンジュラス、モーリタニア、モザンビーク、セネガル、タンザニア、ウガンダ）が本イニシアティブの下で決定時点に到達した。この9カ国につき、名目価値で150億米ドル以上（現在価値で86億米ドル）の債務救済が合意された。これは、従来の債務救済メカニズムによるものに加え、平均で、債務国の債務残高の概ね45％の削減となる。この数字は、我々がケルンで合意した政府開発援助（ODA）債権の削減や、本イニシアティブの下で債務削減を受けるHIPC諸国に対する適格な商業債権の100％免除という我々のコミットメントにより、更に増加する。

3．IMFと世界銀行の最新の見通しによれば、今後、さらに最大11カ国（カメルーン、チャド、象牙海岸、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、マラウィ、マリ、ニカラグア、ルワンダ、ザンビア）が本年末までに決定時点に到達し得る。これにより、本イニシアティブの下で合意されたものとして、名目価値で総額350億米ドル前後（現在価値で200億米ドル前後）の債務救済がなされる。この額もまた、ODA債権の削減や、適格な商業債権の100％免除という我々のコミットメントにより増加する。

4．これらの国の決定時点のタイミングは、彼らの貧困削減戦略の策定の進捗において示されるその国の貧困削減や経済成長へのコミットメントや、IMFプログラムの履行状況次第である。
5．20のHIPC諸国が残っている。これらのうち、
―4カ国（アンゴラ、ケニア、ヴィエトナム、イエメン）は、より高い拡充HIPC債務削減のための債務状況の基準を満たすと見込まれていない。
―2カ国（ガーナ、ラオス）は本イニシアティブの下での救済を求めないことを決定している。
―IMFプログラムがある2カ国（マダガスカル、サントメプリンシペ）は、パリクラブ債権国からナポリターム（67%）の債務救済を受けているものの、十分な実績を達成していない。
―12カ国（ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、エチオピア、リベリア、ミャンマー、ニジェール、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、トーゴ）は、現時点で、決定時点到達に必要なIMFの貧困削減成長ファシリティーのプログラムに合意していない。これらの国々が決定時点に向けて進むことのできる速度は大きく異なるだろう。これらのうち10カ国は紛争の影響を受けている。いくつかの国は政情不安やマクロ経済の不安定を経験している。このような状況の中で、多くの国が、経済成長に向けた政策の枠組みの中で債務救済により利用可能となる資金が貧困削減のために活用されることを確保するHIPCの枠組みにコミットできないでいる。

（出所）財務省ウェブ・ページ

11-17　九州・沖縄サミット G7プレスリリース（仮訳）

2000（平成12）年7月8日　福岡

金融活動作業部会（FATF）は最近の報告書の中で、29カ国・地域の規則や慣行のレビューを公表し、国際的な資金洗浄対策に非協力的で、適切な措置をとっていない15カ国・地域を特定したが、G7蔵相は、このFATFの報告書について議論を行った。彼らは、他のFATF参加国とともに、自国の金融機関に対してFATFの決定を通知し、特定された国・地域との取引に警戒を求める注意喚起文書を発出する旨表明する。国際的な資金洗浄に対してこのように多国間で協調して対応することは、世界的な金融システムの濫用抑止に向けた新しい国際的なコミットメントを示す画期的な第一歩である。

経済のグローバル化は、合法的なビジネスや金融に未曾有の好機を提供するが、同時にテロリスト、薬物の不正取引者、組織的犯罪者集団及び海外の腐敗した公務員を金融面で支える国際的な資金洗浄の可能性を拡大している。上記の注意喚起文書は非協力国・地域における資金洗浄のリスクについて各国の金融機関に通知し、資金洗浄の脅威から金融システムを守ることを意図するものである。

G7蔵相は、非協力国・地域がその資金洗浄対策を国際基準に合致したものにする具体的な措置を講じるよう、これらの国・地域との間で進行している対話を継続するとともに、適切な場合には技術援助を行う重要性に留意した。非協力国・地域がそうした措置を講じた場合には、G7各国は発出した注意喚起文書を適宜改正または撤回する。同時に、大臣は、資金洗浄への国際的な取組みに十分に参加しない国・地域に対し、追加的な対抗措置、たとえばこれらの国・地域との金融取引や国際金融機関からこれらの国・地域への支援を、条件付きのものとしたり制限することを、適当な時期に検討する。

今回のFATFの決定は、金融安定化フォーラム（オフショア金融センターを監督の質や監督上の国際協力の程度に応じて分類している）及びOECD（有害な税の競争に取り組んでいる）の最近の活動とともに、世界的な金融システムの濫用抑止に向けた新たな国際的コミットメントを示すものである。これらの措置は、グローバルな資本の移動が引き続き世界の経済成長と繁栄に対する強い力となることを確保するための重要なステップである。

（出所）財務省ウェブ・ページ

11-18　九州・沖縄サミット 国際金融アーキテクチャーの強化 （G7蔵相から首脳への報告）（仮訳）

2000（平成12）年７月８日　福岡

目次

	パラグラフ
A．序	1-4
B．IMF改革	5-22
IMF改革の主要な原則	6
危機の予防のためのサーベイランスの強化	7
国際的なコード及び基準の実施	8
IMF融資制度改革	9-13
IMF資金のセーフガード	14
ポストプログラム・モニタリング	15
ガバナンス及びアカウンタビリティの強化	16
危機の予防及び解決における民間セクターの関与	17-22
C．MDBs（国際開発金融機関）改革	23-36
D．HLIs（高レバレッジ機関）、資本移動、OFCs（オフショア金融センター）	37-42
E．地域協力	43-46

A．序

1．1997年にアジアで端を発した一連の危機以降、世界経済の状況は安定し、その拡大の見通しは改善している。しかしながら、国際金融の環境が急速に変化しつつあること、特に民間資本市場の規模や重要性の高まりによって生じた機会と課題に鑑み、国際社会は、世界の持続的な成長と繁栄の基礎となる国際金融システムの安定性を一層促進するという課題に引き続き取り組んでいかなければならない。

2．我々７か国の蔵相は、昨年のケルン経済サミットに対して、国際金融アーキテクチャーの強化に関する報告書を提出し、改革に向けて多くの具体的な提案を示した。その後、大きな進展があった。

ａ）多くの開発途上国が、金融セクターの強化、適切な外国為替制度の採用、債務管理の改善、国際的に合意されたコード及び基準の採用などにより、金融の安定性を高めるための努力を行っている。また、多くの国は、金融市場に提供する情報に対して相当の投資を行っている。

ｂ）IMFは、国際的に合意されたコード及び基準を評価するための枠組みを実施し、また、危機の予防及び解決における民間セクターの関与（PSI）に関する我々のアプローチを実践的なものとする観点から、必要な手段を講じてきた。また、民間セクターの投資家及び貸し手は、最近のIMF主導のプログラムのファイナンシングにおいて関与を強めている。更に、IMF理事会は、為替制度、資本規制についての各国の経験、その他の重要な問題点について議論を深めてきた。より多くの文書を公表するなど、IMF及び国際開発金融機関（MDBs）の透明性も著しく改善されている。

ｃ）IMF暫定委員会は、恒久的な「国際通貨金融委員会（IMFC）」に改組された。

ｄ）金融の安定性を高め、市場の機能を改善し、システミック・リスクを減少させるために、金融安定化フォーラム（FSF）が昨年創設された。我々の要請に沿って、FSFは高レバレッジ機関（HLIs）、資本移動、オフショア金融センター（OFCs）について検討を行い、今春報告書を発表した。また、FSFはコード及び基準の実施について作業を行い、この作業についての報告書を最近公表した。

ｅ）ブレトン・ウッズ機関からなる制度的フレームワークの中で、システム上重要な国々の間の対話のための非公式メカニズムとしてG20（20カ国蔵相・中央銀行総裁会議）が創設された。G20蔵相・中央銀行総裁会議の第１回会合は昨年12月ベルリンで成功裏に開催された。次回会合は今年10月にモントリオールで開催される。

3．本報告書において、我々は、ケルンで特定した改革プログラムを進めつつ、国際金融アーキテクチャーを強化するための努力をどのようにして更に促進するかについて議論する。ケルンで示された改革プログラ

ムの多くの分野を実施するにあたっての国際金融機関（IFIs）の主導的役割に鑑み、この報告書では(i)IMF改革―特に融資制度改革、コード及び基準の実施の推進、ガバナンスとアカウンタビリティーの向上、民間セクターの関与、(ii)国際開発金融機関（MDBs）改革、(iii)高レバレッジ機関（HLIs）、オフショア金融センター（OFCs）及び国境を越えた資本移動によって引き起こされる課題への対応、(iv)地域協力、に焦点を当てる。

4．我々は、ケルン・サミットで支持された幅広い範囲の施策に加え、本報告書で掲げた全ての措置を実施することを決意する。我々は、国際社会のその他のメンバーとともに、着実な進展に向けた作業を行う。

B．IMF改革

5．我々は、変化しつつある国際金融の環境、特に民間の国際資本市場の重要性が高まりつつあることに鑑み、国際社会がIMF及びその他の国際金融機関の役割と機能を引き続き検討していくことが極めて重要であると考える。我々は今秋のプラハにおける次回IMFC会合及びIMF・世界銀行年次総会において、本件についてさらに検討することを望んでいる。

IMF改革の主要な原則

6．中央銀行総裁を交えた4月のG7会合において、我々は以下の主要原則を掲げた。これはIMF改革を進める上で、IMFの役割に関して我々の間で共有された理解を反映するものである。

a）世界の持続的成長の重要な前提条件であるマクロ経済及び金融の安定を促進する上で、IMFは中心的な役割を果たすべきである。IMFは、また、将来の課題に対応できるよう進化し続けるべきである。

b）IMFは全世界的な国際機関であり、上記のような目的に関する共通の関心に基づき、全加盟国とのパートナーシップの下でその役割を果たさなければならない。

c）IMFとその活動が、効果的に機能するためには、公衆に対して透明であり、加盟国に対するアカウンタビリティーを果たし、経験からの教訓や外部からの独立の評価をよく反映するものでなければならない。

d）各国の強力な政策を促進するとともに、危機に対する各国の金融の脆弱性を減少させるため、危機を予防し、持続可能な成長のための堅固な基礎を確立することはIMFの作業の中核であるべきである。加盟国における経済・金融状況及び政策に対するサーベイランス、及び、国際的に合意されたコード及び基準の実施は、これらの目的を達成するための主要な手段である。

e）IMFの融資業務は、市場へのアクセスが当面は見込まれない国も含め、適切な場合には全ての加盟国を支援する柔軟性を維持しつつ、国際資本市場の現実を反映するよう適合し続けていくべきである。IMFの融資業務は、各国が脆弱性を減少させるために予防的な施策を採ることを促すとともに、危機時を含め、国際収支の調整のための一時的かつ適切に条件付けられた支援と、長期にわたる使用を避けつつ限定された状況において構造改革を支援する中期的資金を供与していくべきである。

f）IMF融資は、国際的な投資のリスク及びリターンについての評価を歪めるべきではない。このために、IMFは、民間債権者による責任ある行動の促進に役立つよう、危機の予防及び解決の双方において民間セクターの関与を確保するための適切な措置を執るべきである。

g）世界銀行は貧困削減のための中心的な機関であるが、貧困削減と成長の達成のための主要な手段であるマクロ経済の安定についてはIMFが責任を有している。IMFは、貧困削減戦略に各国とともに取り組んでいくにあたって、自らの努力と世界銀行の努力を統合しつつ、貧困削減成長融資制度（PRGF）を通じた最貧困国におけるマクロ経済の安定の支援を図るという、極めて重要な役割を有している。

これらの原則は、我々が今秋のプラハの年次総会前に具体的な措置を実施するための作業を行う際、IMF理事会、IMFC、その他の会議における今後の議論において、

IMF改革に関する我々の努力を導き続けるべきものである。

危機の予防のためのサーベイランスの強化

7．4月のG7会合で我々が強調したように、強力なサーベイランスが、世界経済及び国際金融アーキテクチャーを強化するIMFの努力の中心に位置しなければならないことについては国際社会にコンセンサスがある。この観点から我々は、グローバリゼーション、大規模な民間資本移動、及び、国際的に合意されたコード及び基準に関する形成されつつある枠組みに照らし、IMFサーベイランスの性格及び範囲に関する大きな質的変化の重要性を再確認する。

a）IMFはサーベイランス作業を行うにあたり、マクロ経済政策、資本移動、マクロ経済安定性に影響を与える構造問題、中でも金融セクターにおける構造問題、及び、持続不可能な制度を避けるよう各国に促す目的で為替レート、に引き続きその焦点を絞るべきである。

b）IMFは、サーベイランスの過程の主要な一部として、国の流動性及びバランス・シートに関するリスクの指標を開発し、体系的に使用するための作業を引き続き行っていくべきである。我々は、IMFがこれらの指標を関連する説明資料とともに、定期的に公表し始めるべきであると考える。

c）IMFは透明性及び情報の流れの促進に重要な役割を有している。我々は、特別データ公表基準（SDDS）に合致した、広範で、時宜を得た、質が高く正確な情報を各国が公表することを促すためのIMFの努力を支持するとともに、四半期毎の公表を通じたこの点での加盟国の成果を強調するとのIMFの決定を歓迎する。我々は、また、特に4条協議後のパブリック・インフォメーション・ノーティス（PIN）のより一般的な利用、国際基準の遵守状況に関する報告書（ROSCs）を通じ、IMFのサーベイランスの透明性を高めるための一段の行動についても支持する。この観点から我々は、4条協議の事務局報告書を公表するとの原則を支持するとともに、この分野におけるパイロット・プロジェクトに関するIMF理事会のレビューの結論に期待する。

国際的なコード及び基準の実施

8．我々は、以下のように国際的に合意されたコード及び基準の実施を促進するための努力を強めていくことを決意する。

a）我々は、IMFが各国による国際的な基準及びコードの遵守状況を評価する上で主導的かつ調整的な役割を有していることを確認し、国際基準の遵守状況に関する報告書（ROSCs）やIMF・世界銀行共同の金融セクター評価プログラム（FSAP）を通じた、この分野におけるIMFの現在進行中の作業を歓迎する。我々はまた、30カ国以上の国がROSCsモジュールを受け入れるとコミットしたことや、FSAPプログラムを拡大するとの最近のIMF・世界銀行の決定についても歓迎する。我々は、金融システムの安定性評価（FSSA）に関する報告書の自発的公表の形式についての検討を期待する。

b）我々は、コード及び基準の評価プロセスが、金融安定化フォーラムの基準集の中で強調された12の主要なコード及び基準を対象範囲とし、モジュール方式で実行されるべきであることに合意する。IMF及び各国当局は、適切な場合、国際基準設定機関と協議しつつ、各国の経済改革計画全体の枠組みの中で、各国による基準実施の優先順位付けに責任を有するべきである。信頼性を高めるため、我々は各国が基準を採用することを明確に公表し、行動計画を発表し、IMF主導の評価プログラムに参加するよう促す。この観点から、我々はG20の蔵相・中央銀行総裁及び西半球の蔵相によるコミットメントを歓迎する。

c）我々は、コード及び基準の遵守を促進するにあたり、市場インセンティブ及び公的インセンティブについて取り組むことが重要であることに合意する。この関連で、我々はコード及び基準の実施にあたっての各国の意図や進展についてのディスクロージャーや透明性を高めることが必要であることを強調する。我々は、

IMFがコード及び基準の遵守状況についての評価の結果を公表することを確保するとともに、これらの評価を定期的な4条協議のサーベイランス・プロセスに一体化させるための作業を継続するよう求める。我々は、市場インセンティブ及び公的インセンティブ―特に規制及び監督によるインセンティブ―の促進に関する、金融安定化フォーラム（FSF）の一層の作業の結果に期待する。我々はまた、IMFに対してコード及び基準の遵守を促進するための方策をさらに検討するよう求める。我々は、プラハでの今年の年次総会において、コード及び基準の実施のための全体的な枠組みについて一層の進展があることを期待する。

d）我々は、コード及び基準の促進プロセスに関し、広範な国々がオーナーシップを持つよう促すための更なる努力が行われれば、コード及び基準の実施のための作業は最も効果的であることに合意する。コード及び基準の実施のための行動計画を各国が作成するにあたり、IMF及び世界銀行は支援を行うべきである。我々は、国際金融機関、金融安定化フォーラム、国際規制・監督機関とともに作業を行い、新興市場国や開発途上国に対してこの分野の技術支援及び研修を供与することに合意する。

e）各国によるコード及び基準の遵守状況についての整合的かつ客観的な評価に資するため、責任を有する機関及び当局間で、定期的で透明かつ建設的な対話及び協力がなければならない。この目的から、我々はIMFに対して、関係機関からのインプットがIMFのサーベイランス・プロセスへ最も効果的に統合するにはどうするのが最も良いのかについて決定し、また、報告するため、関係機関による会議を主催するよう求める。

IMF融資制度改革

9．我々は、IMFの融資業務が、各国固有の状況に照らし、市場へのアクセスが当面は見込まれない国も含め、適切な場合は全ての加盟国を支援する柔軟性を維持しつつ、引き続き資本市場のグローバリゼーションに適合していくべきであることを改めて強調する。従って、我々は、民間資本市場への持続的かつ安定的なアクセスの拡大を各国に促す、合理化された、インセンティブに基づくIMFの融資構造の実現に向けて、早期の進展が見られることに優先度を置く。

10．IMFは既に融資制度の簡素化を開始した。今後、我々は、上記のアプローチと整合的かつ効果的なIMFの融資構造を創ることに引き続き優先度をおく。すなわち、

a）各国が危機を防止するために強力な事前の政策を採り、国際的に合意された基準と最善の慣行を遵守し、民間債権者と良好な関係を維持するための予防的な支援及びインセンティブを供与する。（現在の予防的クレジットライン（CCL）におけるように）

b）各国に民間資本への持続的なアクセスに向けた動きを促しつつ、一時的な国際収支不均衡や、限定的な状況における構造改革支援のための中期的ファイナンシングに対処する。（現在のスタンドバイ取極（SBA）及び拡大信用供与措置（EFF）におけるように）

c）モラルハザードを緩和するとともにIMFへの早期返済を促すような適切な条件で、IMFがシステミック危機に対して迅速にかつ適切な規模で対応することを可能にする。（現在の補完的準備融資制度（SRF）におけるように）

d）貧困削減と成長を志向するプログラムの促進が世界銀行の責務であることを踏まえながら、IMFの努力と世界銀行の努力とを統合しつつ、最貧困国における健全なマクロ経済政策を支援するにあたってのIMFの強力かつ的を絞った役割を維持する。（現在の貧困削減成長ファシリティ（PRGF）におけるように）

11．具体的には我々は、IMF融資制度改革が以下に基づき出来るだけ早期に行われることを期待する。

a）IMFの非譲許的融資の手数料（金利）は公平でなければならず、その根底にあるそれぞれの目的を反映するべきである。新しい手数料構造は、融資制度全体を通じてより整合的なインセンティブを確立

し、民間資本へのアクセスを促し、長期の利用を防ぎ、IMF資金への不適切な大規模アクセスを防止し、従ってより効率的な利用に寄与するようなものでなければならない。全ての非譲許的融資制度について、その金利は、IMFの融資を受けている期間の長さに応じて段階的に引き上げるべきである。融資の規模が一定限度を超える時には、割増手数料を上乗せする可能性についても検討されるべきである。更に、IMF融資に継続的に依存する国に対しては、IMFは融資の前提条件をより厳密に適用するとともに、IMF資金の融資限度を制限するべきである。

b）我々はまた、IMF資金の借入国が持続可能な経済・金融の軌道に戻った場合に、早期返済を促すための措置の検討を期待する。

c）我々はIMFに対し、融資制度の見直しとの関連で、結果的に生じるいかなるIMF収入増についても、最貧困国への支援に主眼を置きながら、現行の協定の枠組みの中での適切な使い途を検討するよう求める。

12. 具体的なIMF融資制度については、

a）SBAは引き続き、短期支援を供与するための標準的な融資制度であるべきである。

b）EFFは中期的な構造改革が重要であるような限定的な場合に使われるべきである。EFFのより長期の返済期限は、当該国の構造的な国際収支の状況や民間資本へのアクセスが限られていることへの対応のために適切である。この融資制度は、民間資本へのアクセスを達成するために必要な構造改革を各国が時間をかけて行うことを支援するものであると期待される。

c）CCLについては、適用にあたっての適格基準を損なうことなくその実効性を高めるよう見直されるべきである。具体的には、

―CCLに係るコミットメント・フィーは廃止されるべきである。

―CCLの当初の手数料（貸出期間に応じた段階的引上げを行う前の基本的手数料）は、SRFの当初の手数料を下回るレベルに引き下げられるべきである。この関連で、累進的なCCLの手数料構造のあり方は見直されるべきである。

―CCLの発動については、適切なレビューが行われ、事前のコンディショナリティが完全に満たされていることを条件に、最初の引出しに関しては、事前に決定された限度内でより自動化するべきである。

―CCLの締結が承認された後、当該国が引き続き適格基準を満たしているか否かについて、少なくとも１年に２回の頻繁なレビューが行われるべきである。適格基準が最早満たされていないことが明らかになったときには、当該国はCCLを解約するよう求められるべきである。我々はIMFに対してこれらの場合について解約に関する適切な戦略を作成するよう求める。CCLを解約した国が国際収支困難に陥るリスクがある場合は、当該国は適切なIMFプログラムを締結するよう促されるべきである。

―コミットメント・フィーの廃止、当初の手数料の引き下げ、より自動化された最初の引出し条件に鑑み、高い適格基準が維持されるべきである。

d）SRFは、資本市場の信認危機に対して、モラルハザードを緩和するとともに早期返済を促すような適切な条件で、迅速かつ適切な規模で対応するための緊急手段としての性格を維持するべきである。

我々は、この簡素化された、インセンティブに基づく融資制度の枠組みを適切に導入するため、ここで提案された具体的な変更、及びその他の措置を実施するべく、IMFの他の加盟国とともに作業を行う。

13. 今後、IMFの融資条件は、質の高い基準を遵守しつつ、より焦点を絞り、マクロ経済に関連する課題に対応していくべきである。IMFはその焦点を、マクロ経済政策、資本移動、マクロ経済の安定性に影響を与える構造問題、特に金融セクターにおける構造問題、持続不可能な制度を避けるよう各国に促す目的から為替相場制度、に当てるべきである。IMF主導のプログラムの成

功は借入国のオーナーシップの強化にかかっている。

IMF資金のセーフガード

14. 今春採用されたセーフガード評価のためのIMFの新しい枠組み、虚偽報告を防ぐために強化された措置、IMF資金を利用している国が国際基準に則った独立の外部監査を受けた財務諸表を毎年公表することへの要請は、IMF資金が適切に使用されることを確保するために厳格に実施されるべきである。

ポストプログラム・モニタリング

15. 各国が強力な政策を維持しIMFの資金支援に再び依存する必要性が生じないようにするため、返済が終わるまでの間、IMFがプログラムの実施状況をモニターする能力を高めることが重要である。従って我々は、ポストプログラム・モニタリングに関し、手続き及び政策を強化するため、IMFが早急に行動することに優先度を置く。

ガバナンス及びアカウンタビリティの強化

16. 我々は、IMFの透明性とアカウンタビリティーの向上に、引き続き高い優先度が置かれるべきであることを強調する。

a）IMFは引き続き文書の公表に努めるべきである。

b）我々は、四半期毎の資金取引計画を公表するとの最近の決定を歓迎するとともに、その資金運営や財務諸表を公衆によりわかりやすいものにするため、IMFに対して財務会計を簡素化するためのメカニズムをさらに検討するよう促す。

c）個別国のプログラムを策定するプロセスにおいて、IMF理事会の関与が一層促進されるべきである。重要かつ機微なケースについては、早期の段階で理事会に概要が伝えられるべきである。

d）我々は、恒久的な独立評価部局をIMF内に設けることに向けた進展を歓迎し、プラハの年次総会の時までに、この部局が活動を開始するための措置がとられることを強く促す。我々は、その独立評価部局による評価の結果に関する報告が理事会に対して行われるとともに、IMFCに対してその活動状況に関する定期的な報告が行われることを期待する。

e）IMFが、国際金融システムにおけるグローバルな機関として、その正統性、信頼性、有効性を維持するためには、IMFの意思決定構造及び業務がアカウンタブルであり続けることが不可欠である。我々は、加盟国ごとのクォータを計算するためのフォーミュラの検討の努力が現在IMFで行われていることに留意する。このクォータは、世界経済の変化を反映するべきものである。

我々は、IMFの他のメンバーとともに、これらの提案について建設的かつ協力的に議論することを期待する。

危機の予防及び解決における民間セクターの関与（PSI）

17. 我々は、最近のいくつかの国において、政策の改革及び経済の回復を図るためのIMFプログラムのファイナンスに債券保有者を含む国外の民間債権者が貢献してきていることを歓迎する。このことは、我々がケルンでの首脳への報告書において提示した枠組みを実践的なものとすることの重要性を確認するものである。

18. 民間セクターの関与は危機の予防及び解決のために極めて重要であり、以下の措置を実施するために更なる努力を迅速に行わなければならない。

a）国際資本市場に参加している新興市場国及び民間債権者は、平時より、しっかりとした継続的な対話を確立する努力を行うべきである。

b）IMFは、より秩序立った危機の解決を促進するため、集団的行動に関する条項を含む適切な措置の使用についても促進すべきである。

c）G7の金融市場において新興市場国が発行した外債に、集団的行動に関する条項を含めることを促進するべきである。

d）世界銀行及び他の国際開発金融機関に対し、それらが保証を与えた国際ソブリン債または貸付においてこのような条項を入れるために作業するよう強く要請する。

19. 危機の解決に向けて国際社会が採用するアプローチは、その国の経済の基礎的条件、債務支払いプロファイル、市場アクセスの

実績、及びその負債の市場スプレッドによって示される、当該国の支払能力及び市場へのアクセス回復の見通しについてのIMFの評価に基づくべきである。

20　全てのIMFのプログラムは、民間資金がどこから供給されるかについての想定を説明する章を含めて、その国の中期的な債務及び国際収支のプロファイルに関する分析を含む必要がある。

a）場合によっては、触媒的な公的融資と政策調整との組合せは、その国が完全な市場アクセスを早期に回復するために十分であろう。

b）場合によっては、債権者からの協力を得るために必要な自主的な取り組みを促すことに重点が置かれるべきである。

c）その他の場合、中期的な対外支払の維持可能性と整合的な諸条件に基づいた完全な市場アクセスの早期の回復は非現実的であると判断される際には、包括的な債務のリストラクチュアリングを含む民間債権者のより広範な関与が、プログラムに対し十分なファイナンスを提供し、実行可能な中期的な支払プロファイルをもたらすために必要かもしれない。

21. 上記c）の場合、すなわち、債務のリストラクチュアリングまたは債務削減が必要となるかもしれない場合には、IMFプログラムは以下の運用ガイドラインに基づくべきである。

a）資金面での中期的な維持可能性に強い重点をおく。IMFがその国に必要とされる経済調整の適切な度合いを決定し、IMF及び当該国が、中期的に維持可能な債務支払プロファイルと整合的なファイナンシングに関する計画に合意する。

b）国際金融機関の資金供給において、国外の民間債権者と国外の公的債権者との貢献の間の適切なバランスを確保する。二国間の公的債権者（主にパリクラブ）からの貢献が必要な場合には、IMFのファイナンシングに関する計画は、二国間の公的債権者と国外の民間債権者の貢献の間の幅広い公平性をもたらす必要があるだろう。パリクラブは、もし関与する場合、パリクラブの合意と他の債権者との合意の間で望まれた公平性及び達成された公平性とを、当然、引き続き評価すべきである。

c）異なるクラスの民間債権者の取り扱いにおける公平性、及び全てのクラスの軽微でない債権者の関与を目指す。IMFは、中期的な維持可能性に加え、このような点を考慮し、民間債権者からの必要な貢献を確保する各国の努力をレビューすべきである。

d）債権者との交渉の責任は間違いなく債務国にある。公的な国際社会は、いかなる債務のリストラクチャリング及び債務削減に関する交渉についても、細部にわたる関与を行うべきではない。

e）各国に対して、中期的に維持可能な支払プロファイルと整合的な条件による、民間債権者からの必要な貢献を確保できない場合について、公的融資の条件も含め、プログラムに対して起こり得る結果について、手続き開始の時点においてより明確に示すべきである。このような結果には、当該国による追加的な調整をもたらすプログラム修正の必要性、または、公的融資の削減の選択肢、あるいは、逆に、ある国が、プログラムの他の要件を満たしている一方で、民間債権者と協力的かつ誠実に作業しようと努めている間支払いを一時停止している場合、IMFによる債務履行遅滞国に対する融資を、含み得る。

f）全ての関連する決定が行われたときに、IMFは、ケルンで合意された枠組みに従って、どのようにしてどのようなアプローチが採用されたのかを公に示すべきである。

22. 我々は、各国及び市場参加者に対して一層明確にするため、今年の4月に合意された、IMFプログラムの策定にあたっての民間セクターの関与に関する我々のアプローチを実践的なものとすることについて、今年のプラハの年次総会までにIMFにおいて更なる進展があることを期待する。

C．MDBs（国際開発金融機関）改革

23. 我々は、開発途上国における貧困削減を加速することが、MDBs（国際開発金融機

関）の中核的な役割であることを確認する。政策改革、投資プロジェクトや能力構築といったMDBsの業務の全ての側面において貧困削減に一層の焦点を当てるべきである。MDBsは、より効果的かつ一貫性をもってこうした使命を果していくため、以下のような変化する国際環境にその組織や業務を適合させることが必要である。貧困との闘いをより効果的なものとするために何が必要かについての新しい考え方、途上国における民間金融市場の成長、グローバリゼーションから生じる新しい機会と挑戦、そして援助資金全体の効率的な使用やMDBsの透明性や説明責任の向上に関する関係者のより強い関心。

24. 経済成長は、一国が所得を高め貧困や不公平を削減していく能力の第一の決定要因である。開発が成功し、かつ公平度を高めるためには、良き統治、社会政策や貿易自由化を含む健全な構造・セクター政策、アカウンタブルで透明な制度、人的資本や公共財に対する投資も必要である。したがって、MDBsは、教育や保健のような社会的優先課題について貧困国を支援するばかりでなく、貧困削減にとって明らかに追加的な効果を持つ場合には経済・社会インフラストラクチャーの構築を支援するべきである。

25. MDBsは、新興市場国や中所得国における貧困削減にも大きな貢献を行うことができる。民間資金にアクセスのある国におけるMDBsの活動は、民間資金を排除しないように、より選択的であるべきである。同時に、新興市場国が一時的に資本市場へのアクセスができなくなった場合には、MDBsは、最貧層や最も脆弱なグループに対する大きな衝撃を緩和するための支援に、すばやく対応できるようにすべきである。

26. いずれの場合においても、MDBsの複数年にわたる業務の枠組みが確立されるべきであり、その中に基礎的な保健や教育、清潔な水、衛生といった中核的な社会投資に対する支援を増加させる明確なコミットメントを含むべきである。この枠組みは、適切な国別の融資残高上限を尊重すべきである。

27. MDBsは、借入国における良き統治や貧困削減への完全なコミットメントに高い優先度を置くべきである。各機関は、借入国のパフォーマンスをより重視しつつ、融資を配分すべきである。援助は政府が健全な政策にコミットしている場合にのみ貧困削減に効果があるというのが経験則である。この点で、我々は以下の点の重要性を強調する。

ａ）包括的開発フレームワーク（CDF）及び貧困削減戦略ペーパー（PRSP）は、借入国が強いオーナーシップを持ったプログラムの基礎になるべきである。

ｂ）IDA12で合意されたような、パフォーマンスに基づく融資の仕組みは、全てのMDBsのプログラムに適切な形で適用されるべきである。

28. さらに、MDBsは、途上国支援の幅広いアプローチの中に、能力構築や構造改革・制度改革への支援を含むべきである。とりわけ、各機関は、

ａ）国内貯蓄を増加させ、民間資本の流入を助けることにより、借入国自身の全体的な資金調達能力を拡充するように努め、

ｂ）透明性、説明責任、法の支配、貧困層に対する適切な社会的・人的な投資を確保し、貧困削減を妨げる制度的・構造的問題に対応し、

ｃ）借入国による金融危機の防止・対応を支援するため、金融セクターを強化するべきである。

国別援助戦略（CAS）は、途上国に対する効果的かつ効率的なMDBsの支援のための包括的手段であり、MDBsは、その質を改善し、その範囲を拡充することに取り組むべきである。こうした戦略は、借入国におけるガバナンスや法・制度・規制の枠組みなどの政策環境を十分考慮すべきである。公的支出審査は、同戦略の重要な構成要素であるべきである。全てのCASで、その国の金融セクターやガバナンスを評価すべきである。

29. MDBsは、民間セクターとの競合を避け、触媒的な役割を引き受け、その活動を明確に開発効果や体制移行効果を持つプロジェクトにより集中すべきである。従来MDBs

が資金を供給してきたようなプロジェクトに民間セクターが益々資金を供給するようになるにつれ、より多くの公的資源が社会セクターや公共財への投資に利用可能となろう。

30. MDBs、とりわけ世界銀行は、感染症や環境問題のような開発に密接に関連するグローバルな問題への関与を深め、国際公共財の提供を進めるべきである。この点で、譲許的財源の稀少性に鑑み、国際連合の機関（たとえば、世界保健機構（WHO）や国際連合共同エイズプログラム（UNAIDS））を含む様々な国際機関及び民間機関の間での優位性を注意深く検討すべきである。

31. MDBsは、公的機関としての役割やそれぞれの開発の使命を明確に定義し、量や利益を重視するアプローチではなく、選択的で質を重視するアプローチを強調すべきである。民間セクターに資源を提供するMDBsは、この点で、その役割、組織、業務をより明確に定義すべきである。

32. MDBsは、以上のパラグラフに掲げられている原則や変化する国際金融環境に照らして、開発及び貧困削減の使命を果たすために利用可能な融資手段を改めて見直すことが重要である。この点で、我々は、異なるタイプの支援ごとに金利に格差を付けるべきかという問題を含め、融資金利政策の包括的な見直しを直ちに開始することを要請する。MDBsは、また、より広い範囲の国々がMDBsの専門性から裨益し続けることができるよう、融資業務と非融資業務をある程度分離する可能性を検討すべきである。

33. 最貧困国に焦点をあてたMDBsによる譲許的融資は、貧困削減において極めて重要な役割を有している。MDBsの譲許的財源の補充は、公平な負担の分担の原則に基づくべきであり、また、我々は新しいドナーが積極的に参加することを奨励する。

34. 援助の質は、場合によっては、世界銀行及びいくつかの地域開発銀行との間の健全な競争により改善する可能性がある。しかしながら、これらの機関は稀少な援助資源の効率的な使用を確保するため、協力と協調を強化することが重要である。世界銀行により開始されたCDF及びPRSPは、二国間及び多国間のドナーの協調において有益な手段たり得る。世界銀行と地域開発銀行は、各地域開発銀行の状況を考慮に入れつつ、両者の協調とより密接なパートナーシップを形成するため、覚書（Memoranda of Understanding）を締結すべきである。これに関して、我々は、世界銀行とアフリカ開発銀行の間での最近の合意を歓迎する。現場での協力はとりわけ重要であり、この点で、世界銀行の業務の現地化の進展と、この現地化の過程が地域開発銀行との協力に与える影響とプロジェクトや運営の質に与える影響について、包括的な見直しを行うことを歓迎する。

35. IMFと世界銀行は、異なる使命を持ち、それらを尊重する必要がある。しかしながら、両者が扱う諸問題はますます相互に関係し、いくつかの国では両者の活動は相互依存している。この点で、両者は、効率性や情報の交換を改善するために、密接に協力し続けるべきである。このためには、それぞれの責任と活動をより明確に定義し、また、一層効果的な協力の仕組みを継続的に形成していくことを必要とする。

36. 最後に、我々は、MDBsが出資国やMDBsの活動によって影響される人々に対するより一層の説明責任を負うことを求める。したがって、我々は、この目標に向けたMDBsの最近の大きな進展を支持する。しかしながら、情報公開、公衆の参加や出資国への説明責任のような重要な分野においては、追加的な進展が明らかに必要である。

ａ）市場に与える影響に適切な注意を払いつつ、より広範囲な業務関係文書、特に全ての国別戦略と評価報告書は公表されるべきである。

ｂ）独立の監視委員会が、全ての機関において適切な形で設置されるべきである。

ｃ）各機関は、プロジェクトの提案が理事会に提出される前に、各機関の政策を完全に遵守しているかを確認するためのコンプライアンス・ユニットを設立すべきである。

d）各MDBsのモニタリングや事後評価の機能、内部的な財務管理、調達方針・手続き、そして監査手続きは強化されるべきであり、全てのMDBsは強力で独立した評価部門を有するべきである。

D．HLIs（高レバレッジ機関）、資本移動、OFCs（オフショア金融センター）

37. 我々は、本年3月に発表された金融安定化フォーラム（FSF）の高レバレッジ機関（HLIs）、資本移動、オフショア金融センター（OFCs）に関する各作業部会の報告書に盛り込まれた提言を実施することが重要であることを強調する。この関連で、我々は、IMF、世界銀行、その他の機関が、FSFの作業部会の様々な提言を実施するにあたって積極的に貢献することを求める。

38. システミック・リスクの一因となり、市場のダイナミクスに影響をもたらし得るHLIsの活動から生じる潜在的な結果に対する懸念に対応するため、以下の措置の実施を促進することが重要である。

a）HLIs及びHLIsの取引相手によるリスク管理の改善。

b）HLIs及びその債権者によるディスクロージャーの強化を含む、金融機関によるディスクロージャーの慣行の改善。我々は、全ての国・地域がHLIs等に対するディスクロージャーの要請の妥当性を検討し、必要な場合には、その国・地域に存在する主要なヘッジファンドがディスクロージャーの要請に従うことを確保するために、法律や規制について適切な改正を行うことを求める。現在、オフショアセンターは規制を受けていないヘッジファンドの多くを受け入れているため、この提言は特にオフショアセンターに適用されるべきである。

c）HLIsの債権者となっている金融機関に対する各国当局による規制及び監督の強化。

d）HLIsの活動により引き起こされるシステミック・リスク及び市場のダイナミクスに関する懸念に鑑み、金融市場におけるHLIs等の活動に対する当該国によるサーベイランスの強化。

e）主要な外国為替市場の参加者による、外国為替取引のための既存の良い慣行に関するガイドラインのレビュー、及び比較的小規模な経済において市場参加者によって採択される可能性のあるモデル・ガイドラインの発表。

f）市場インフラの改善。

我々は、追加的な措置が必要かどうかを決定するため、これらの措置及びその実施についてレビューを行う。この観点から、我々は、FSFが、現在規制を受けていないHLIsへの直接規制について、3月の報告書作成時に検討を行ったが、提言には至らなかったこと、しかし、FSFは今後のレビューの上、もし既に提言された措置の実施によっても懸念が払拭されていないとされた場合には、直接規制が再検討されることを強調したことに留意する。

39. 各国が債務に係るリスクを適切に管理することも重要である。この関連で、我々はIMF及び世界銀行によって行われている作業を歓迎するとともに、短期の外貨建て債務により生じるリスクに特別の注意を払いつつ、また、民間セクターの債務から生じる脆弱性を含む資本勘定危機に対する各国の脆弱性を考慮に入れつつ、公的債務及び外貨準備の管理のためのガイドラインを早急に策定することを強く要請する。効率的な国内債券市場の創設も重要である。短期の資本フローへの過度のエクスポージャーによるリスクを減らすため、銀行システムにおけるプルーデンシャルの観点からの制限が適切である場合もある。

40. 国際基準を十分に満たさず、従って国際金融システムに対して潜在的な脅威であるオフショア金融センターについては、我々は、対応を優先すべき国・地域がFSFによって特定されたことを歓迎するとともに、IMFに対してこれらの国・地域についての具体的な評価を早急に行うよう強く促す。我々は、リストに載った全ての国・地域に対して、例えば、関係する国際基準を実施していくという意図を公表すること、これらの国際基準の遵守状況について一定の支援を得ながら自己評価を実施すること、最終的には詳細な行動計画を作成して特定された問題点に対処すること、などを通じて、

基準の実施状況を改善するとのコミットメントを明らかにするよう強く促す。

41. 大規模かつ急激な国際資本移動によってもたらされるリスクに対応するためには、各国が健全なマクロ経済政策を追求すること、市場の機能を高めるための構造改革を進めていくこと、金融システムを強化すること、整合的で信頼性の高いマクロ経済政策及びその他の措置によって支えられた適切な為替相場制度を選択すること、よく順序立った資本勘定の自由化を行うこと、必要ならばその他の適切な政策を採ることが引き続き重要である。

42. 金融システムの信認に関して各国の預金保険制度が寄与する役割は極めて大きいという認識のもと、我々は、預金保険スキームに関するFSFのガイダンス作成の一層の進展に期待する。

E．地域協力

43. 以上議論したとおり、国際金融システムの安定のためには、加盟国に対するIMFのサーベイランス及び適切な資金支援が重要である。これに加え、IMFの加盟国は、地域レベルで、国際貿易・投資を通じた共通の利益や地域内での危機伝播のリスクに対する共通の懸念に鑑み、世界経済におけるIMFの目的や任務を支援する形で、地域内でのサーベイランスや資金支援の協力を強化することができる。このような地域協力は、地域の安定を改善させることができ、従って世界経済の安定にも寄与し得るものである。

44. この関連で我々は、地域協力について様々なレベルで最近進展が見られることを歓迎する。アジア地域では、地域サーベイランス及び二国間のスワップメカニズムを含む資金協力のための枠組みが拡大した。北米では、3カ国によるスワップ取極がサーベイランス及び定期的な経済協議のプロセスとともに維持されている。

45. より強化されたサーベイランスを通じた地域協力は、国レベルでの政策枠組みの強化を通じて金融の安定性に寄与し得る。各国へのIMFプログラムを支援する形で国際金融機関により供与される資金を補完するような地域レベルでの協調的な資金取極は、危機の予防及び解決に有効であり得る。

46. 制度上異なる文脈ではあるが、欧州における経済及び金融の統合メカニズムや通貨統合もまた、世界の経済及び金融の安定に貢献している。

（出所）外務省ウェブ・ページ

11–19　九州・沖縄サミット
IT革命の経済・金融面への影響
G7蔵相から首脳への報告（仮訳）

2000（平成12）年7月8日　福岡

目次

	パラグラフ
序	1–2
A．マクロ経済への影響と政策にもたらす意義	3–12
生産性の上昇と需要の拡大	3–6
マクロ経済政策	7–10
構造政策	11–12
B．金融分野へのインプリケーション	13–23
IT革命の金融サービスへの影響	14–15
金融監督・規制	16–21
金融ビジネス特許	22–23
C．税及び税関手続き	24–28
電子商取引と税	24–27
税関手続	28

序

1．我々7カ国の蔵相は、情報技術（IT）革命の進展が、世界経済において、生産性を向上させ、潜在成長力を上昇させ、より高い生活水準を促す主要な力となる可能性が高いことに留意した。ITの果実が我々の社会によって速やかに享受され、不平等の拡大につながらないようにするため、各国は適切なマクロ経済政策及び構造政策を行わなければならない。

2．本報告書において、我々は、IT革命のマクロ経済への影響、その政策にもたらす意義、及び金融取引や税制に関連する課題に焦点を当てた。

A．マクロ経済への影響と政策にもたらす意義

生産性の上昇と需要の拡大

3．ITの影響は、まだ初期の段階にあり、

その正確な時期、性格及び強さを予想することは難しいものの、我々は、ITが各国経済の潜在成長力を上昇させる可能性を有することを認識する。ITによってもたらされる生産力の上昇は、IT関連の産業にとどまらず、経済全体に及ぶであろう。まず、IT革命は、活発なIT関連投資を促すことにより、資本ストックの増加率を高め得る。このような投資は、より高度なIT技術が資本に組み込まれることにつながり、従って資本の質も向上させる。より重要な点として、IT革命は、企業内外での情報の伝達及び共有の迅速化を通じて、資本と労働の組み合わせを抜本的に変え、ビジネスの進め方を効率化し、企業組織の再編成を促進し、これらの相乗効果をもたらし、このようなことから、資本と労働という個別の要素には帰せられない生産性の上昇を導く（全要素生産性）。例えば、仲介業の必要性が減少し、在庫管理が効率化され、そして、グローバルにネットワーク化された企業間（B-to-B）市場を通じた原材料の調達やアウトソーシングが可能になる。

4．上記のような供給面に加えて、IT革命は、IT関連投資の拡大、IT関連サービスへの需要の増加、企業対消費者（B-to-C）の電子商取引や電子金融取引などを含む消費者向けの新たなサービスの発達を通じて、経済の需要面にも影響を与えるであろう。特に、インターネットにより可能となった企業と消費者の間の双方向の情報の流れによって、新たな需要や新たなビジネス機会が生まれ得る。また、IT関連の投資やサービスは、利用者数の増加に伴って便益が飛躍的に増大するという「ネットワーク外部性」や、市場の規模拡大に伴ってコストが低下し、利益が増大する「収益逓増（increasing returns to scale）」の性質を有しており、これらが一層の需要の増大をもたらす可能性がある。

5．このように、供給面における潜在成長力の上昇と需要の拡大がともに進展する結果、ITはより力強い成長に資することができる。また、多くの技術革新と同様、ITは一定の職種における雇用の減少をもたらす一方、IT関連のビジネスで新たな雇用を生む。全体として、より力強い成長により、雇用に対するプラスの効果を期待することができる。

6．IT革命はまだ始まったばかりであることに鑑みると、過去の重要な基幹技術（general-purpose technologies）と同様、長い時間をかけて経済全体へ広範かつ根源的な影響を及ぼしていく可能性がある。既に、潜在成長力に対する重要な効果が現れている国もあるが、IT革命を享受するペースについては各国の間に差がある。ITのような重要な革新により、自動的に生産性の向上や生活水準の上昇が得られると考えるのはまさに誤りである。ITの便益を享受するためには、その前提として健全な政策や、強固である一方柔軟で開放的な経済が不可欠である。

マクロ経済政策

7．我々は、各国経済がITのもたらすメリットの可能性を最大化するための政府の最も重要な役割は、民間セクターの創造性や企業家精神（entrepreneurship）が発揮されるための環境を整えていくことであることに同意する。この観点から、我々は、健全なマクロ経済政策が、引き続き、あるいは一層不可欠なものとなっていることを強調する。成長及び安定を重視したマクロ経済環境は、投資を刺激し、企業や消費者が将来の計画を確信を持って行い、ITの提供する機会を生かすことに資するものである。

8．IT革命は、マクロ経済政策が行われる環境をより複雑かつ不確実なものにするという面もある。IT革命の初期の段階では、生産性の上昇及びその潜在成長力への影響を評価する作業はより複雑になる。同様に、金融市場のパフォーマンスを測る伝統的な方法はかつてほどうまく適用できないようになり、それが投資判断において適切にリスクと収益を評価することをより困難にしている。このような不確実性の増大は、政策決定者がマクロ経済政策の運営を調整し、インフレなき持続的な成長を促進する上で直面する選択をより複雑なものにする可能性がある。我々は、政策を形成する際に、これらの事実に注意し続ける必要がある。

9．更に、資本が容易かつ迅速に国境を越え

て移動し得るますますグローバル化した経済においては、各国がIT革命に適応している程度の違いが大規模な資本移動につながり、各国の間の経済パフォーマンスの相違を更に拡大する可能性がある。そのような相違やそれに引き続く資金移動は、安定的かつバランスの取れたマクロ経済状況を促進する上で、更なる課題をもたらし得る。従って、各国がIT革命の便益を享受するペースを均等にしていくことは、我々の経済の間でバランスの取れた成長パターンを促進することに貢献する。

10. より長期的には、IT革命は、電子金融取引や電子マネーが我々各国の経済の主要な要素になるにしたがって、貨幣総量（monetary aggregates）とその金融政策の実施における役割、及びより一般的に金融システム全体の安定性に対して影響を与えるかもしれない。

構造政策

11. 我々は、ITからの果実を最大化する活発な民間活動のための環境を整え、また、人々がITのもたらす機会からの恩恵を公正かつ広範に分け合うことができるようにするためには、構造政策が重要であることに同意する。この観点から、我々は、以下のような構造政策の必要性を強調する。
   a）競争及び主要なIT関連産業への新たな参入を促進するため、障害となっている規制の撤廃を継続していくこと。
   b）労働市場の適応性の向上を図ること。再訓練や学習の機会は、労働者が新しい、より高賃金の職業へうまく移動することを助ける。
   c）新技術の普及を促進し、新しい環境の中での競争を確保するため、適切な競争政策等を整備すること。
   d）開放的な貿易システムを維持すること。

   我々は、必要な構造改革に資するとの観点から、公的資源の配分にあたっては、効率性と質の確保が重要であることに留意する。

12. 金融市場が、強固で、安全かつ柔軟な方法で、資金を最も生産性の高い用途に振り向けるように整備されることも非常に重要である。新しいビジネスや投資機会の資金ニーズに応えるためには、適切に資本の需給をマッチさせ、リスクの分散や再配分を行う金融システムが不可欠である。技術革新をリードし、また、その技術を最大限活用していこうとする創業期の企業には、リスク・テイク及び企業ガバナンスの観点から、透明性が高く深みのある資本市場が特に大きな意義を持つであろう。

B．金融分野へのインプリケーション

13. 我々は、金融分野においても、インターネット上における金融取引を始めとして、様々な変革が進展しつつあることを認識する。政府が、この革新による効率化や利便性の向上を最大化する適切な環境の整備に努めていくことが重要である。

IT革命の金融サービスへの影響

14. 金融分野は、情報やデータというデジタル化されやすいものを扱う産業であるため、ITの影響を最も受けているとともに、その利用が最も進んでいる分野の一つである。具体的には、金融分野においては、IT革命により以下のような変化が起きている。
   a）電子金融取引においては、スピーディ、低コスト、広範囲のコミュニケーションを特徴とするインターネットの活用により、飛躍的な取引コスト削減と顧客利便の向上が可能になっている。
   b）電子金融取引は、時間的・距離的制約をなくして、越境取引を容易にし、地球規模での顧客に対してサービスを提供することを可能にしている。
   c）伝統的な金融サービス間の垣根を越えるサービスを含む「仮想総合金融モール」、消費者が一ヶ所で自らの金融取引についての総合的な情報を得ることを可能にする「情報統合（aggregation）」など、新たな金融サービスの提供が可能になっている。
   d）この他、IT革命やグローバル化、あるいはこれらに伴う競争的環境の中で、リスクのアンバンドリング、ディリバティブ取引の発達、異業種から金融業への参入など、革新的な動きが見られる。

15. 我々は、電子金融取引、特に業者対顧客（B-to-C）の取引は、インターネットを中心としたオープン・ネットワークを通じて

行われることから、取引の安全確保、消費者保護、プライバシーなどとの関連で、多くの課題をもたらすことに留意する。

金融監督・規制

16. 我々は、金融の規制・監督は、利用される技術に対して中立的であること（technology neutral）を旨としつつ、上記のような電子金融取引の特性に対応していくことが必要であることを認識する。その目的は、民間の主体性を損なうことなく市場の公正性を維持することにあるべきである。

17. 消費者が電子金融取引の安全性に信頼を持つことが重要である。我々は、コンピューターへの不正侵入（hacking）を防止するためのシステムの開発、データの安全性を確保するための暗号や電子署名の使用を奨励するべきである。更に、我々はインターネット上の信頼性の高い決済制度の整備を確実にする必要がある。クレジット・カードなど既存の決済制度の安全性は引き続き重要である。

18. 電子金融取引における消費者保護については、現在金融サービスの利用者が享受している保護の水準が引き続き確保されることが重要である。一般投資家へのディスクロージャー、勧誘・販売時の説明及び情報提供、顧客への書面交付、紛争解決などの分野におけるルールは、ルールの適用の仕方を調整する必要はあろうが、インターネット上で行われるビジネスにも適用されるべきである。また、個人に関する情報の移転が極めて容易になることから、プライバシー保護の政策を強化することが必要である。

19. 我々は、各国の現状も踏まえつつ、金融規制に係る原則の策定や執行面での国際的協調を進展させなければならない。我々は、この観点から、電子金融取引の監督・規制に関する原則やガイダンスの策定に関して、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO（証券監督者国際機構）、IAIS（保険監督者国際機構）が行っている作業を歓迎する。我々は、今後、以下の理念に沿って、上記機関による更なる作業が行われることを慫慂する。

ａ）電子金融取引などの取引の態様を問わない、一貫性のある監督・規制

ｂ）より複雑なビジネス環境における透明な監督・規制と、新たな展開の実情に不断に適応していく柔軟性

ｃ）健全性に関するリスクを生じさせない範囲内で、技術革新を不当に抑制することなく、電子金融取引の潜在的可能性を促進

ｄ）電子金融取引の特性に即した取引の安全と利用者保護

ｅ）越境取引等の増加に応じた監督当局間の連携の強化

20. 我々は、FSF（金融安定化フォーラム）において、将来のあり得べき作業の基礎として、電子金融取引の金融の安全性への影響等を含めた論点整理が行われていることを歓迎する。

21. 金融機関の経営陣及び取締役は、電子金融取引の発展から生じるリスク及び課題を理解する必要がある。金融規制・監督当局者も、新たな進展に対処するために必要な知識及び能力を持つようにしなければならない。この観点から、我々は、我々の関係当局に対し、監督官をIT関連の知識及び能力に関して訓練するための手法及び方法を向上させ、十分な監督資源（supervisory resources）がこの問題に用いられるようにすることを求める。我々は、途上国における規制・監督官の育成への技術支援についても考慮すべきである。

金融ビジネス特許

22. コンピューターやインターネットを通じた金融技術の革新に伴って、金融サービスの分野においても、いわゆるビジネスモデル特許の取得が増えている。我々は、金融におけるITの発達によって、金融ビジネス特許についての政策が金融市場における革新や競争にとって意味を持ちうることを認識する。ビジネスモデル特許の取扱いについての共通の理解を促進するとの観点から、国際的な取組みが必要である。

23. この点に関して、我々は、現在行われている我々の特許専門家によるビジネスモデル特許についての共同作業を歓迎し、更なる発展を期待する。我々は、我々の金融専門家に対し、我々の特許当局と会合し、お

互いに関心を有する問題が国際的なレベルで扱われているかどうか、またどのように扱われているか、及び本分野において国際協力がどのように進展しているかについて議論するよう要請した。

C．税及び税関手続

電子商取引と税

24. 我々は、IT革命、中でも電子商取引の発達は、以下に述べるような変化を通じて税制や税務行政に重要な影響を及ぼすことを認識する。

ａ）取引のデジタル化…映像や音楽のオンライン配信などのいわゆる「デジタル財」や情報サービスなどの分野で革新的な提供手段を可能としている。

　また、電子的に情報を記録する手段が幅広く利用されるようになることにより、企業活動の効率性が高まる一方、改ざんが容易になる可能性がある。

ｂ）取引仲介者の減少…電子商取引により、しばしば取引仲介者が不要となるので、課税上のモニタリングや納税のための機会が減少する。

ｃ）国際化の更なる進展…グローバルでオープンなインターネットを通じて、各国の課税管轄をまたぐクロスボーダー取引が大幅に拡大する。

25. 我々は、OECD租税委員会報告書「電子商取引：課税の基本的枠組み」において明らかにされている、以下のような電子商取引への課税問題の主要な要素の重要性に留意する。

ａ）公共サービスの提供に関する市民の正当な期待に応えるために必要な歳入をもたらす公正で予測可能な税制を執行する責務と比較考量しつつ、電子商取引が繁栄する税務環境を提供しなければならない。また、情報技術を最大限活用することにより納税者サービスの向上に努めるべきである。

ｂ）電子商取引にも、中立・公平・簡素等の伝統的な租税原則があてはまる。現段階においては、既存の課税ルールによって、電子商取引についてもこのような租税原則を適用することができる。既存のルールについて何らかの調整が必要とされる場合があるかもしれないが、それは電子商取引と従来型の取引とを取引形態により差別するものであってはならない。

26. 我々は、OECDにおいて、以下の３点を中心に検討が行われていることに留意する。

ａ）効率的で実効ある税務行政をいかに確保するか…電子商取引は目に見えない、匿名性の高い方法で取引が行われ得る。税務行政による取引情報へのアクセスを従来型の取引の場合に比して劣らないレベルに確保する必要がある。

ｂ）所得課税に係る既存の国際ルールを電子商取引にいかに適用すべきか…電子商取引は経済活動の国際化をますます進めることから、「恒久的施設」や課税上の所得分類などのOECDモデル条約上の概念を電子商取引にどう適用するかについての明確化が必要である。

ｃ）クロスボーダーのオンライン取引への消費課税をいかに考えるべきか…消費税は消費が行われた場所で課税されるべきである。この消費地課税原則を実際に適用するにあたり、消費地の定義、徴収のための仕組みについて検討が行われている。

27. 我々は、電子商取引の課税問題について、OECD租税委員会において民間実務家や非OECD加盟国の貢献を得つつ検討が進められていることを認識している。我々はこの作業を支持し、OECD租税委員会が検討作業をさらに進めることを奨励する。

税関手続

28. 税関手続に関し、我々は、電子的な税関申告の標準化及び簡素化への取り組みに関する税関業務の専門家の報告を了承する。我々は彼らに対し、他の国々及び機関の参加を奨励するとともに実施に向けた作業計画を策定すること、及び、貨物の引き取りの際、税関及び他省庁から要求されるデータを貿易業者が一括して提出できる「シングル・ウィンドウ」システムを構築するための手段を講じることを求め、そして、これらによって改正京都税関規約に規定されている情報技術の活用の原則を実現することを求める。

（出所）外務省ウェブ・ページ

11-20　九州・沖縄サミット
G8コミュニケ・沖縄2000（仮訳）

2000（平成12）年７月23日　沖縄

前文

1．我々、主要先進民主主義８か国の首脳及び欧州委員会委員長は、新たなミレニアムにつながる年に第26回サミットのためにここ沖縄に集った。我々は、世界中の平和と繁栄のために努力する上での第１回ランブイエ・サミット以来の試練及び進展をかえりみるとともに、G8が21世紀において発展しつつ果たすべき役割について話し合った。

2．20世紀の最後の四半世紀の間、世界経済はかつてない水準の繁栄を遂げ、冷戦は終焉し、グローバリゼーションは次第に共同体という共通の認識を生み出した。こうした進展の原動力は、サミット参加者が一貫して唱えてきた民主主義、市場経済、社会的発展、持続可能な開発及び人権の尊重という基本的な原則と価値が世界的に広まったことにある。しかし、今なお世界の多くの場所で貧困と不公正が人間の尊厳を害し、紛争が人的苦痛をもたらしているということを我々は痛いほど認識している。

3．新しい世紀に移行するに際して、我々はこれらの絶えざる問題に取り組むべく引き続きリーダーシップと責任を果たし、新しい課題が持ち上がる度に真剣に取り組むつもりである。我々は、紛争と貧困の根本原因に取り組まなければならない。我々は、情報通信技術（IT）や生命科学といった分野の新しい技術により創られた機会を果敢につかまなければならない。我々は、すべての人に対するグローバリゼーションによる利益を最大化するために創造的であり続ける一方で、グローバリゼーションに関連した懸念を認識しなければならない。我々は、あらゆる取組において、21世紀のより明るい世界のための礎として、我々の基本的な原則と価値を強化しなければならない。

4．グローバリゼーションが果てしなく深化し、課題が一層複雑になっていく世界にあって、G8は、手をさしのべていかねばならない。我々は、開発途上国を始めとするG8以外の諸国や国際機関そして民間セクター及び非政府組織（NGO）を含む市民社会との新しいパートナーシップに取り組まなければならない。このパートナーシップは、新しい世紀の機会をすべての人の手に届けることとなろう。

5．我々は、国際連合ミレニアム・サミットが、「我々人間」と題する国際連合事務総長報告の精神に沿って、新しい世紀の諸課題に取り組むに際しての国際連合にとってのビジョンを明瞭にすることを期待しており、沖縄での議論が、国際連合ミレニアム・サミットに積極的な貢献を行うことを期待する。その目的に向かって、我々は、強化され効果的で効率的な国際連合を実現するための努力を続けるし、安全保障理事会を含む国際連合の改革が不可欠であると引き続き確信している。

6．新しい時代が始まろうとしている。一層の繁栄、心の安寧、そして世界の安定をもたらす21世紀に向けて、希望を持って共に前進しようではありませんか。

21世紀の一層の繁栄に向けて

世界経済

7．20世紀はかつてない経済発展を実現した。しかし、過去２、３年の金融・経済危機は世界経済に対して甚大な課題を突きつけた。世界中の多くのパートナーと共に、我々は危機による悪影響を軽減し、経済回復を刺激し、また、国際金融システムを強化する措置を含む将来の混乱の防止策を特定することに専心してきた。世界経済は、今年、力強く成長する見込みであり、我々は危機の影響を受けたほとんどの国々の回復の力強さに特に勇気付けられている。

8．回復のペースはアジア域内で異なっているが、貿易は拡大しており、現にいくつかの国は力強い経済成長を遂げた。改革努力の現時点での焦点は、金融・企業部門の改革の勢いを維持すること、公的・民間部門の統治（ガバナンス）と透明性を改善すること、及び力強く持続可能な成長を確保し将来的な不安定性を回避するための社会的セーフティー・ネットを強化することに向けられなければならない。

9．世界経済の最近の明るい進展にもかかわらず、グローバリゼーションが深化し、情報通信技術（IT）が我々の経済に根本的な構造変化をもたらしている中で、自己満足している時間はないことを我々は認識している。米国そしてそれほどではないにせよ他のG8諸国において、生産性の向上面で新たな現実が生じているという力付けられる兆候がある。しかし、面前にあるそのような機会を活用するために、我々は、適切なマクロ経済政策に裏打ちされた、一層の競争とより適応性のある労働市場を含む我々の経済の構造変化に対するゆるぎないコミットメントを新たにしなければならない。

情報通信技術（IT）

10. ITは、世界中の人々に力を与え、利益をもたらし、そして人々を結びつける。それは、また、世界の市民が自らを表現し、お互いを知るとともに敬意を払うことを可能にする。更に、経済を一層拡大し、各国の公共の福祉を増大し、社会的一体性を増進し、もって民主主義の育成を可能にする、大きな潜在性を有している。したがって、ITが提供する機会へのアクセスは、すべての人に対して開かれていなければならない。

11. 我々はグローバリゼーションの過程及びITの急速な進歩が様々な懸念を生み出していることをはっきりと認識している。我々はすべての人のより一層の心の安寧に寄与できるように、そのような懸念に取り組んでいく必要がある。我々は、協調して取り組むことによって、ITがもたらす利益を最大化し、ITへのアクセスが現在限られている人々にもそれら利益が広がることを確保する。この観点から、我々は、世界経済フォーラムのグローバル・デジタル・ディバイド・イニシアティブ及び電子商取引グローバル・ビジネス・ダイアログ（GBDe）のような民間部門からの貢献を歓迎する。

12. これらの目標を支援するために、我々は、グローバルな情報社会に関する沖縄憲章において提示された目的及び意欲を追求することにコミットする。我々は、デジタル・オポテュニティ・タスクフォース（ドット・フォース）を設立し、国際的な情報・知識格差を解消するための国際的な行動に関する検討の結果及び提言を次回サミットに報告することを求める。

開発

13. 21世紀は万人にとっての繁栄の世紀でなければならず、我々は、極度の貧困状況にある世界人口のシェアを1990年レベルから2015年までに半減するという包括的な目標を含めて、合意された国際開発目標にコミットする。我々は、ケルンで我々が要請した国際開発金融機関（MDBs）及び国際通貨基金（IMF）による貧困削減に関する報告書を歓迎し、我々が、世界中の貧困削減の進展を毎年再検討するに際して、年次貧困報告を受けとることを期待している。この報告書は、成長及び社会開発のための適切な条件が整えられれば、進展が可能であることを示している。しかし、報告書は多くの課題が未解決であることを想い起こさせる。開発途上国における貧困率が1990年の29％から1998年の24％にまで減少している一方で、１日に１ドル以下で生活している人々が未だに12億人もおり、地域内及び地域間ごとに顕著な相違が見られる。特に、多くの開発途上国とりわけアフリカにおいては、成長の速度が非常に遅い。HIV／エイズの蔓延が状況を悪化させている。

14. 報告書が指摘しているように、多くの国は、過去四半世紀において貧困の克服について著しい進展を遂げており、これらの国の例は他の国にとって、希望の指針である。これらの国の成功例から、我々は、貧困を克服する可能性が最も高いのは、すべての人に自由と機会が与えられており、成長している開放的な経済及び活力のある民間部門を備え、そして強力で説明責任を果たし得る指導者と制度を有する、強靱性がある平和な民主的な社会であるということを学んだ。

15. 貧困と闘うためには、勢いがあり、広範で、衡平な経済成長が必要であり、そして、そのような経済成長のためには、人々の能力と選択を拡充することが必要である。政府は、民間部門及びより幅広い市民社会と協力しつつ、広範な民間部門の成長のため

の経済的及び社会的な基盤を築かなければならない。中小企業は、ITによってもたらされた機会とともに、開発のための強力な手段となりうる。我々は、人々の生活が向上するような公平な機会を提示する政策、計画及び制度を設置するために開発途上国と協力する。したがって我々は、バンコックで開催された国際連合貿易開発会議第10回総会（UNCTAD X）での建設的な議論を歓迎するとともに、国際連合その他の場において、特に後発開発途上国における更なる貧困削減のために努力する。

16. 我々は、また、適切な社会的保護及び中核的労働基準の推進にあたっての国際労働機関（ILO）と国際金融機関との間の協力の増大を歓迎する。我々は、国際金融機関に対し、これらの基準を加盟国との政策対話に組み入れるよう強く促す。更に、我々は、グローバリゼーション及び貿易自由化の社会的側面に関する世界貿易機関（WTO）とILOの間の効果的な協力の重要性を強調する。

17. 貿易と投資は、持続可能な経済成長を促進し貧困を削減する上で非常に重要である。我々は貿易関連のキャパシティ・ビルディング活動により高い優先度を置くことにコミットする。我々は同時に、一定の地域が海外直接投資に関しては置き去りにされたままであること、そして後発開発途上国48か国向け海外直接投資が、開発途上国向け海外直接投資全体の１％にも満たないことを憂慮している。我々は、国際開発機関及び金融機関に対して、貧困削減戦略ペーパー（PRSP）及び統合フレームワーク（IF）を通じるものを含めて、良好な貿易・投資環境を創り出そうとする開発途上国の努力を支援するよう強く求める。

18. 我々は、紛争、貧困及び弱い統治の組合せが悪循環となってグローバリゼーションの成果を享受できないでいる後発開発途上国、特にこれらのうちアフリカ諸国が直面している課題の厳しさを特に憂慮する。

19. 我々は、保健及び教育を含む健全な社会政策を通じ、成長のもたらす利益の衡平な分配を促進することに特段の優先度を置きつつ、これらの課題と闘い克服するためにこれらの国が行っている努力を支援し強化するため、国際社会の手段と資源を動員することにコミットする。この目的のために、我々は、以下に詳細を示す下記の事項について合意した。

—重債務貧困国（HIPC）債務イニシアティブを推進する。
—我々の市場への著しく改善されたアクセスを提供する。
—政府開発援助（ODA）の効果を強化する。
—感染症、とりわけHIV／エイズ、マラリア及び結核に関する意欲的な計画を実施する。
—基礎教育のための追加的資源が利用可能となることを確保することによって、最近の教育に関するダカール会議の結論を精力的にフォローアップする。
—情報格差の拡大の問題に取り組む。
—ダイヤモンドの不正取引に関する問題に取り組むことを含め、紛争を予防するための措置を実施する。

20. ODAは貧困との闘いのためには不可欠である。また、我々は、貧困削減のための国家戦略による努力を含む、各国自身の貧困対策努力を支援するとの観点から、ODAの効果を高めることにコミットする。我々は、政府が、開発に向けられた資源の説明責任を果たし得てかつ透明な管理を通して、国民の福利を向上させるためにコミットしていることを示している国を優先にするという長期的アプローチを採用する。ODAの効果を高めるために、我々は、現在までに経済協力開発機構（OECD）において実現した進展及び我々がOECDにおけるパートナーと合意する公正な負担分担メカニズムに基づいて、後発開発途上国への援助をアンタイド化することを決意する。我々は、この合意が2002年１月１日に発効するべきであると考える。一方で、我々は、ODAのアンタイド化が低水準にとどまっている国に対して対応を改善するように強く求める。また、我々は、よく的が絞られたODAが成果を挙げることを社会一般に対して示すことを心がけるとともに、そのような援助の優先度を上げるように努力す

る。よく調整された援助は、開発途上国にとって有益であり、我々は、そのような調整を向上するための最善の方策を検討する。

21. 我々はまた、成長に刺激を与えるものとして、債務、保健、教育の３つの問題に特別の注意を払うことに合意する。

（債務）

22. 昨年、我々はケルンにおいて、より早く、より広範で、より深い債務救済のための拡大HIPCイニシアティブを実施することに合意し、債務国の貧困削減戦略に投資する基金を設立した。我々は、このイニシアティブが昨年秋に国際社会によって支持されたことを歓迎する。

23. それ以来、一層の努力が必要とされる一方で、拡大HIPCイニシアティブの実施に向けた進展が見られている。ベナン、ボリビア、ブルキナ・ファソ、ホンジュラス、モーリタニア、モザンビーク、セネガル、タンザニア及びウガンダの９か国は既に決定時点に到達し、このイニシアティブの利益を享受している。これらの国を対象としたHIPCイニシアティブの下での債務救済総額は、名目価値で150億米ドル（現在価値相当で86億米ドル）以上に及ぶはずである。

24. 我々は、重債務貧困国が市民社会を含む参加プロセスを通して、包括的で主体性に基づいた貧困削減戦略を策定するための努力を払ってきていることを歓迎する。国際金融機関は、他の援助供与国と共に、重債務貧困国が貧困削減戦略ペーパーを用意することを助けるべきであるし、技術支援を通じて財源管理を支援するべきである。我々は、現在多くの重債務貧困国が貧困削減を妨げ債務救済を遅らせている軍事的衝突により影響を受けているという事実を憂慮する。我々は、これらの国に対して、衝突への関与を終了し、早急にHIPCプロセスに取り組むことを要請する。我々は、我々の閣僚に対し、HIPCイニシアティブに参加するための適切な条件を生みだすことを奨励するために、紛争当事国と早期にコンタクトをとるように要請することによって、これらの国が債務救済に備え、それを推進することを支援するための努力を強化することに合意する。我々は、経済改革の進展や債務救済の利益が貧しくて最も影響を受けやすい人々の支援に向けられることを確保する必要性を十分に考慮しつつ、ケルンで設定した目標に沿って、できるだけ多くの国が決定時点に到達することを確保するように協力する。我々は、20か国が、拡大HIPCイニシアティブの枠組みの下で本年末までに決定時点に到達するという期待を実現するために、重債務貧困国及び国際金融機関と迅速に協力する。この観点から、我々は、世界銀行及びIMFによる共同実施委員会の設立を歓迎する。我々の側としては、重債務貧困国が持続不可能な債務によって再び苦しまないことを確保するために、より責任ある貸借の慣行を促進する。

25. 我々は、拡大HIPCイニシアティブの効果的な実施のために国際金融機関による必要な融資を確保する上での進展に留意し、HIPC信託基金への出資を含む種々の約束を歓迎する。我々は、公正な負担の分担という精神に則り、約束した資金をできるだけ早く提供するとのコミットメントを再確認する。

（保健）

26. 保健は、繁栄の鍵である。健康は経済成長に直接的に寄与する一方で、不健康は貧困をもたらす。感染症及び寄生虫症、とりわけ、HIV／エイズ、結核、マラリア、小児期の疾病及び一般の感染症は、数十年にわたる開発を逆転させ、同一世代のすべての人々からより良い未来への希望を奪うおそれがある。新たな又は既存の医学的、技術的及び資金的な資源を十分に動員するための継続した行動及び整合性のある国際協力を行うことによってのみ、我々は、保健制度を強化し、伝統的なアプローチを越えて病気と貧困の悪循環を断ち切ることができる。

27. 我々は、感染症及び寄生虫症と闘うために相当の資源をコミットしてきた。その結果として、我々は、国際社会とともに、ポリオ及びギニア虫（メジナ虫症）の根絶の最終段階に成功裡に到達し、オンコセルカ症を制御し始めた。

28. しかし、我々は、一層前進しなければならず、また、我々は、保健分野での国際的

な成果に関して前向きな変化を生むための適切な条件が整っていると信じる。我々は、優先度の高い病気が何であるかということ、及び、保健分野での負担の多くの部分に取り組むためにどのような基本技術が存在しているかについて幅広く合意している。さらに、最も大きな影響を受けた諸国において、保健が経済発展の鍵であるということについての政治的リーダーシップ及び認識が広まってきている。我々は、ダーバンにおいて開催された最近の国際エイズ会議の成功、及び、アフリカの指導者、援助供与国、国際金融機関及び民間部門がHIV／エイズに取り組むことを重視していることを特に歓迎する。

29. 従って、我々は、3つの極めて重要な国際連合の目標を達成するため、各国政府、世界保健機関（WHO）その他の国際機関、産業界（特に製薬会社）、学術機関、非政府機関（NGO）及び市民社会のその他の関係者とのパートナーシップを強化して作業を行うことにコミットする。

—2010年までにHIV／エイズに感染した若者の数を25％削減する（2000年3月27日付け国際連合総会への国際連合事務総長報告書）。

—2010年までに結核による死亡者数及び有病率を50％削減する（WHOのストップ・結核・イニシアティブ）。

—2010年までにマラリアに関連する病気の負荷を50％削減する（WHOのロール・バック・マラリア）。

30. この意欲的な課題を達成するため、我々のパートナーシップは以下を含むことを目指さなければならない。

—我々自身が追加的な資源を動員するとともに、国際開発金融機関（MDBs）に対し、最大限に支援を拡大するよう要請する。

—衡平かつ効果的な医療制度の発展、予防接種の拡大、栄養及び微量栄養素の拡充、並びに感染症の予防及び治療に対して優先度を与える。

—影響を受けている諸国において一般の意識を高めるためのハイレベルでの対話強化を通じて政治的リーダーシップを推進する。

—NGO、民間部門及び多国間機関とのものを含む、革新的なパートナーシップを支援することにコミットする。

—重要な薬、ワクチン、治療法及び予防措置を含む費用対効果の高い既存の対処手段を、開発途上国においてより普遍的に利用可能かつより容易に入手可能にするようにする。

—開発途上国における薬へのアクセスという複雑な問題に取り組み、その観点から開発途上国が直面する障害を評価する。

—新薬、ワクチン及びその他の国際的な医療公共財について、基礎的な研究開発の分野における協力を強化する。

31. 我々は、これらの分野における新たなコミットメントに留意し、力付けられる。我々は、HIV／エイズ、マラリア及び結核に対する国際開発協会（IDA）の融資を3倍にするとの世界銀行のコミットメントを強く歓迎する。我々は、また、二国間援助国によってなされたこの分野における援助拡大についての発表を歓迎する。

32. さらに、我々は、我々のコミットメントを活用するための新たな戦略について合意するため、今年秋、日本において会議を開催する。会議では、この新たなパートナーシップの運用、優先度の高い分野及び行動のタイムテーブルを明確にすることを目指すべきである。パートナーである開発途上国及びその他の利害関係者の参加が不可欠である。我々は、来年のジェノバ・サミットで進展状況を確認し、また、エイズの治療及びケアへのアクセスを容易にするための戦略に焦点を当てた会議を2001年に開催するために国際連合と協力する。

（教育）

33. あらゆる子供は、良い教育に値する。しかし、いくつかの開発途上国では、特に女性及び社会的に脆弱な人々に対して、教育へのアクセスは限定されている。基礎教育は、それ自体に内在する価値を有するのみならず、開発途上国が直面している広範な問題に対応するための鍵である。この分野における進展の加速化なしには、貧困削減は達成されず、各国間及び社会内の格差は拡大する。従って、我々は、ケルン教育憲

章を踏まえ、ダカール行動枠組及び最近完了した第4回世界女性会議のフォローアップによる勧告を支持し、開発途上国が強力な各国の行動計画を実施する努力を歓迎する。我々は、すべての人への教育を達成することに真剣にコミットしているどの政府も、資源の不足によってはその達成を妨げられることはないとのコミットメントを再確認する。

34. 従って、我々は、2015年までに普遍的な初等教育、及び、2005年までに教育における男女平等という目標を達成するために、二国間での努力並びに国際機関及び民間部門ドナーとともに行う努力を強化することにコミットする。我々は、国際金融機関に対し、開発途上国とのパートナーシップの下で、その貧困削減戦略において教育に焦点を当て、健全な教育戦略を有する国に一層の支援を提供することを要請する。これらの戦略は、可能な場合の遠隔地学習及びその他の有効な手段を通じて、この分野におけるITの潜在的利益を最大化すべきである。

貿易

35. WTOによって具現された多角的貿易体制は、ルールに基づく自由貿易を実現するための国際社会による半世紀にわたる不屈の努力の成果の表れであり、先進国及び開発途上国双方の加盟国に対し、経済成長を刺激し社会発展を推進しつつ、多大な貿易の機会を提供してきた。これらの利益をより目に見える方法でより多くの諸国に拡大するために、体制は、開発途上加盟国、特に後発開発途上国の正当な関心により良く取り組む必要がある。ウルグアイ・ラウンド合意の実施、後発開発途上国に対する市場アクセスの改善、キャパシティ・ビルディングの強化のための技術支援、及びWTOの透明性の向上に関するジュネーブにおける短期的パッケージの採択は、この方向に向けた重要な第一歩であり、迅速に追求されなければならない。我々は、この分野において一層の緊急性をもってさらに前進する必要性を認識する。そして、我々はそのように行動する。特に、開発途上国の発展における貿易の決定的な重要性の観点から、貿易関連のキャパシティ・ビルディングは大幅に拡大されるべきであり、そのことが、開発途上国による体制へのより効果的な参加と、特に、これら諸国の利益となる市場アクセスの改善のより十分な活用につながり得る。我々は、また、この関連の二国間及び地域的なイニシアティブを賞賛する。我々は、開発途上加盟国に対して個々のニーズに沿ったキャパシティ・ビルディングのための支援を強化することにより、主導的な役割を果たすことにコミットする。我々は、また、WTO、世界銀行、IMF、国際連合開発計画（UNDP）、UNCTADを含む国際機関に対し、この目的のために我々とともに共同して行動をとるよう要請する。

36. 我々は、多角的貿易体制が強化され、世界経済において極めて重要な役割を果たし続けることを確保しなければならない。我々は、この責任を認識しつつ、すべてのWTO加盟国の関心を反映する、野心的で均衡がとれかつ幅広いアジェンダによるWTO貿易交渉の新たなラウンドについて強力にコミットしている。我々は、このような交渉の目的が、市場アクセスを促進し、WTOのルール及び規律を発展させかつ強化し、開発途上国が経済成長と世界的な貿易体制への統合を達成することを支援し、貿易政策と社会政策とが、また、貿易政策と環境政策とが両立し相互に支援的であることを確保するものであるべきということに合意する。我々は、今年中にそのようなラウンドを立ち上げるよう、他のWTO加盟国と共に努力するため、我々の間の緊密で実り多い協力を強化することに合意する。

37. 我々は、グローバリゼーションに関する課題への取組を助けるためにより包括的なパートナーシップが築かれなければならないことを認識する。この点に関し、国際的及び国内的な政策の一貫性を向上しなければならず、また、国際機関の間の協力を改善しなければならない。我々は、また、貿易自由化の利益及び課題に関する建設的な対話を築くために一般国民との関わりを持つことの重要性を強調する。

38. すべての経済を多角的貿易体制に統合す

ることは、我々に共通の利益である。従って、我々は、中国のWTOへの加盟に関する進展を歓迎し、他の申請国の早期加盟に向けた努力を支持する。

文化の多様性

39. 文化の多様性は、創造性をかきたて、革新を刺激するため、21世紀の人間生活を豊かにする可能性を有する社会的及び経済的な活力の源泉である。我々は、言語的及び創造的な表現における多様性の重要性を認識し、尊重する。我々は、関連する国際機関、特に国際連合教育科学文化機関（UNESCO）のこの分野における作業を歓迎する。

40. 民族、グループ及び個人の間の相互関係の増加は、あらゆる文化における興味深くまた良いものに対する理解と評価を増大させている。文化の多様性の推進は、相互の尊敬、一体性及び無差別を強化し、人種差別及び外国人嫌悪と対抗する。我々は、2001年に南アフリカにて開催される人種主義に反対する国際連合世界会議の準備に当たっての国際連合の作業に対する強い支持を新たにする。文化の多様性を向上させる第一歩は、文化遺産の保護と振興である。我々は、有形遺産を保護するために既に行われた努力を歓迎し、無形遺産の保護及び振興に向けた更なる努力を要請する。我々は、開発途上国における動産の芸術遺産及び考古学的財産を保護するための計画、及び、UNESCOの人類の口承遺産・無形遺産の傑作プロジェクトを奨励する。

41. 異なる文化間の接点の増加は、文化間の創造的な相互関係を促進する。ITにより、個人が、安価かつ世界的に、文化の内容や考え方を創造し共有するための空前の機会が開かれる。経済状況を向上させることを探求する地域社会において、特にIT社会の類いまれな手段に助けられる場合に、文化の多様性は、関心を呼び起こし、イニシアティブを生み、積極的な要素となり得ることを、これまでの経験が示している。我々は、一般からのアクセス向上のため、国立博物館システム間の国際的な関係を強化することなどを通じて、文化遺産のデジタル化を推進することに尽力する。

42. 文化間の相互関係の恩恵を最大化するため、我々は、国民に対し、異なる文化への関心、理解及び受容を育むことによって、共存することを学ぶよう奨励しなければならない。従って、我々は、異なる文化及び非母国語への理解を向上させるような教育の推進に関するG8教育大臣会合の結果を歓迎し、関係当局に対し、今後10年間で流動性を倍増するという目標の下に、学生、教師、研究者及び行政官の交換を推進するよう奨励する。

21世紀の一層の心の安寧に向けて

犯罪及び薬物

43. あらゆる人は、犯罪の脅威から解放された人生を送ることができるべきである。急速なグローバリゼーションは、より満たされた人生を追求する新たな機会を開いた。しかし、同時に、犯罪がつけ入る新たな余地を作り出し、我々の社会、経済及び政治制度の基本的なルールに挑戦している。我々は、国際組織犯罪（TOC）対策の有効な法的枠組の創設のため、国際連合国際組織犯罪条約並びに銃器、不法移民及び人の密輸に関する３つの関連議定書の2000年末までの採択に向けた支持を再確認する。我々は、不法移民及び人の密輸を組織し利用する者と闘うことに特に関心を有する。我々は、TOC対策においてリヨン・グループが行った作業を評価し、我々の次回会合への報告を求める。我々は、また、国際組織犯罪対策に関するG8モスクワ閣僚級会合の結果を支持する。

44. 我々は、世界的な情報社会における安全と信頼性を著しく脅かし得るサイバー犯罪などのハイテク犯罪に対し、協調したアプローチをとらなければならない。我々のアプローチは、グローバルな情報社会に関する沖縄憲章に述べられている。これを進めるため、我々は、10月の合同ベルリン会合を含め、産業界との対話を推進する。我々は、パリでのサイバー空間における安全性と信頼性に関する政府と産業界との対話によって生み出された結果及びモメンタムを歓迎し、産業界の参加の下で日本で開催されるハイテク犯罪に関する第二回ハイレベル会合に期待する。

45. 我々は、麻薬系薬物の不法取引及び使用によって起こる世界的な脅威の増大に懸念を有していることを再確認する。我々は、自国における需要を削減し、世界的な麻薬系薬物の生産と不法取引から生じる脅威に対抗することに引き続きコミットする。我々は、供給と需要の双方を削減するため、他の国々、国際連合システム及びその他のグループと協力する。我々は、麻薬の生産と不法取引を終結させる地域的なイニシアティブを支持する。我々は、1998年国際連合麻薬特別総会の結論を広範に実施するよう強く促す。我々は、また、以下のため、国際的な協力を強化することにコミットしている。
—麻薬系薬物の生産の原料物質の不正流用に対処する。
—覚醒剤及びその他の合成薬物による新たな脅威の増大に取り組み、今年末までに、薬物専門家によるアドホック会合を開催する。
—資産の没収に関する作業を加速させる。
—英国が主催する国際会議により、麻薬系薬物をめぐる世界経済について調査する。
46. 資金洗浄を含む金融犯罪は、我々の経済及び社会に深刻な脅威をもたらす。我々は、ここに、国際的な基準に沿って、金融犯罪に効果的に対抗するために必要なすべての国内的及び国際的行動をとることについてのコミットメントを宣言する。
47. 我々は、腐敗と闘うとのコミットメントを改めて確認する。我々は、この観点における政府の透明性の必要性を強調し、OECD贈賄防止条約をすべての署名国が批准し実効的に実施するよう要請する。我々は、他国と共同して、腐敗と闘うための新たな文書について国際連合における交渉の開始のための準備を行う。そして、リヨン・グループに対し、この課題に関する作業を行うよう指示する。我々は、バーミンガムにおける我々の要請への継続的な応答としてオランダが主催する第二回世界会議に期待する。
48. 犯罪の捜査及び起訴の促進は、司法協力の促進を必要とする。我々は、専門家に対し、その方法を見つけるよう指示する。
49. 我々は、犯罪グループが、より脆弱な国の社会、経済及び政治構造を脅かし、また、犯罪に対抗する世界的な枠組の抜け穴としてそれらの国を利用することを防ぐため、そのような国が刑事司法制度を強化するためのキャパシティ・ビルディングの努力を支援しなければならない。
50. 我々は、また、犯罪との闘いにおいて社会的弱者及び若者を守り、犯罪の被害者に特別なケアを提供しなければならない。我々は、関係当局間の効果的な協力及び市民社会と協力して取られる措置の必要性を再確認する。

高齢化

51. 漸進的な高齢化の進展により、我々は、教育、雇用、退職の三段階の人生サイクルという伝統的概念の再考を強いられている。我々の社会の活力が高齢者の積極的な参画にますます依存するにつれ、我々は、IT関連の発展を含め、すべての年齢層の人々が、引き続き社会に完全に融合し、社会に対してどのように関わり貢献するかを決定する自由を享受し、それに満足感を覚えることができるような経済社会状況を促進しなければならない。デンバー・サミットで明確に述べられた「活力ある高齢化」という概念は、この努力における我々の指針であり続ける。
52. 中心的な課題は、年齢に伴なう経験及び知識を評価するという文化を推進することである。この目的のため、我々は、
—定年退職年限以前の人々が労働市場に残るように、不適切な阻害要因を取り除く一層の努力を行う。
—雇用における年齢による偏見に対抗する。
—情報社会への加速度的な移行に際し、人々が引き続き積極的に活動できるよう、生涯学習を奨励する。
—質の高い人生を続けることを可能とする健全な高齢化政策を追求する。
—比較可能な長期的な調査を含め、関連する国際比較研究を拡充させるよう努力する。
—コミュニティ活動及びボランティア活動への高齢者の参画を推進するため、民間部門及び市民社会とともに取り組む。

53. これらの目的を追求するに当たり、我々は、国際的な協力及び政策対話を引き続き重視し、OECDがこの分野における作業を継続することを奨励する。
54. 我々は、11月にイタリアで予定されているG8雇用・社会問題担当大臣会合に期待する。

生命科学

（バイオテクノロジーと食品の安全性）

55. 各国の効果的な食品安全システムの維持及びシステムに対する国民の信頼は、公共政策において決定的に重要である。我々は、食品の安全性に関する問題、食品に伴う潜在的リスク、バイオテクノロジーの発展の加速度的な進行並びに食品及び農産物の国境を越えた移動の増加に関する国民の認識の高まりにシステムが対応し得るようにするための継続的な努力にコミットしている。
56. 科学及びルールに基づいたアプローチへのコミットメントは、引き続きこのような努力の基礎をなす基本原則である。現在国際的なフォーラムにおいて進められている、そのようなアプローチを開発し精緻化するための作業を加速する必要がある。特に、我々は、食品の安全性の分野における基準を策定する主要な機関であるコーデックス食品規格委員会（CAC）の作業を大いに重視し、同委員会のバイオテクノロジー応用食品特別部会に対し、2003年にその任務を完了する前に内容のある中間報告を作成するよう奨励する。我々は、また、入手可能な科学的情報が不完全であったり矛盾したりしている状況において、いかにして食品の安全性についての予防措置が適用されるべきかに関するより幅広い世界的な合意を得るための、CACの一般原則部会による努力を支持する。
57. 健康の保護を促進し、貿易を円滑化し、バイオテクノロジーの健全な発達を確保し、消費者の信頼と国民による受容を育成するために、すべての利害関係者が関与し、先進国及び開発途上国がともに参加する政策対話が強化されなければならない。OECDの食品の安全性に関するアドホック・グループによる報告並びに新食品・飼料安全性に関するタスクフォース及びバイオテクノロジーの規制的監督の調和に関する作業部会の作業は、このような方向に向けての有益な一歩である。我々は、OECD加盟国の閣僚が合意した一層の作業を歓迎する。我々は、OECDが、市民社会との関わり合いを維持するとともにOECD加盟国以外の国との間で食品の安全性の分野における作業の成果の共有に努めつつ、引き続き分析作業を行い、食品の安全性に関する国際的な政策対話において効果的な役割を果たし続けることに留意し、これに賛同する。OECDが比較優位を有する分野におけるOECDの作業は、他の国際機関、特にFAO（国際連合食糧農業機関）やWHO（世界保健機関）の活動を効果的に補完することとなろう。我々は、また、FAO及びWHOに対し、科学に基づいて行う公の協議のプロセスを促進するために、食品安全規制当局の国際会合を定期的に開催することを奨励する。
58. この対話を遂行するにあたって、我々は、開発途上国のニーズ、機会及び制約に特に注意を払う。我々は、バイオテクノロジーの潜在能力を活用するための開発途上国のキャパシティ・ビルディングに対する支援の強化に努めるとともに、世界的な食糧安全保障、健康、栄養学及び環境に関する課題への取り組みに関するもの並びに開発途上国の個別の条件に適応したものを含む、技術に関する研究開発並びにデータ及び情報の共有を奨励する。
59. 共有された科学的理解に下支えされた、市民社会の代表者を含むすべての利害関係者との開かれた透明性の高い協議及びこれらすべての利害関係者の関与は、信頼性のある食品及び農作物の安全システムの主要な構成要素である。我々は、最近のOECDエジンバラ会議において提示された独立の国際的なパネルを設立するとの提案に留意する。この会議の成功を踏まえて、我々は、国際機関及び科学関係学術団体を含む関心を有する団体と協議しつつ、バイオテクノロジー並びに食品及び農作物の安全性のその他の側面に関するコンセンサスを形成する世界的なプロセスに入手可能な最高の科学的知識を統合する方法を探求する。

（ヒトゲノム）

60. 生命科学の前進は、我々の生活の質を継続的に改善する。医療において新境地を開くことは、人類の利益にとって前例のない機会を示すものであり、生命倫理の原則を考慮に入れつつ達成されなければならないものである。

61. ヒトゲノムのほぼ完全な解析がなされたことは、それ自体が極めて重大な発見であり、このような発達の更なる劇的なかつ歓迎すべき一歩をなすものである。

62. 我々は、この解析は全人類にとって決定的に重要であると考えており、人間のDNA配列そのものに関するすべての基礎的な生データの迅速な公開が更に行われるよう要請する。我々は、また、ゲノム配列解析に続く研究を多数国間の協力に基づいて追求することの重要性を強調する。

63. 我々は、遺伝子に基づく発明について、可能な限り共通の慣行及び政策に基づいた、均衡のとれた衡平な知的所有権保護が必要であることを認識する。我々は、バイオテクノロジー関連発明についての特許政策の幅広い調和を達成するための、関連する国際的なフォーラムにおける更なる努力を奨励する。

環境

64. 我々は皆、汚染されていない健全な環境を子孫のために保全するために努力しなければならない。我々は、大津におけるG8環境大臣会合の結果を歓迎する。我々は、また、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書の採択を歓迎し、関係国がその早期発効のために努力することを奨励する。

65. 我々は、我々のすべてのパートナーとともに、2002年の「リオ＋10」に向けて未来志向の議題を準備するように努力する。我々は、京都議定書の早期発効を目指して、すべての主要な未解決の問題をできる限り速やかに解決するため、我々の間で、そして開発途上国と、緊密に協力することに強くコミットしている。そのような目的に向けて、強力な国内的措置及び補完的な柔軟性のメカニズムの実施を通じて京都議定書の目標を達成するために、我々は、気候変動枠組条約第６回締約国会合（COP6）が成功を収めるようにする決意である。

66. 好ましい国内環境に裏打ちされた形で持続可能なエネルギーの開発及び利用に対する投資を奨励し促進するために、我々の間で協力し、そして既存の機関との間で協力することは、気候変動及び大気汚染の問題を緩和するのに役立つ。この目的のために、特に再生可能なエネルギー資源の利用が増加することによって、生活の質が、特に開発途上国において、改善する。したがって、我々は、すべての利害関係者に対し、開発途上国における再生可能なエネルギーの供給及び配分の水準を向上させる上での障壁及びその解決策を明らかにするよう求める。我々は、利害関係者に対し、次回のサミットにおける検討に向けて、開発途上国における再生可能なエネルギーの利用をより奨励するための健全な方法について具体的な勧告を準備するための作業部会に参加することを呼びかける。

67. 我々は、持続可能な森林経営に関する我々の外務大臣の結論を全面的に支持する。これに関連して、我々は、先住民の地域社会が持続可能な森林経営を実施することを支援するプロジェクトを特に重視する。我々は、輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処する最善の方法についても検討する。

68. 輸出信用政策は、環境面において極めて大きな影響を及ぼしうる。我々は、2001年までの完了が予定されるOECDの作業計画が採択されたことを歓迎する。我々は、関連する国際開発金融機関（MDBs）の経験に基づいて、輸出信用機関のための共通の環境上の指針を2001年のG8サミットまでに作成するとのコミットメントを再確認する。我々は、ケルンのマンデートを履行するために、我々の作業を再活性化し強化するために協力する。

69. 国際的な海上の安全の強化は、世界的な遺産である海洋環境の保護にとって極めて重要である。我々は、海上の安全を向上させるために共同で国際海事機関（IMO）と協力する。我々は、特に、危険な貨物や汚染源となる貨物を運搬する船舶について、安全基準を強化するとともに、旗国による

国際基準の適用について、その実施や執行の状況を検証するためのIMOによる努力を支持する。我々は、また、沿岸国による、適当な場合にはIMOにおいて採択された航路指定措置や通報措置の利用を通じた、航行の安全及び海洋環境の保護を強化するための努力を支持する。我々は、これらの目標の早期達成を奨励する。

70. 我々は、海洋汚染に関する現行の制度、特に1992年の油汚染損害の民事責任条約及び1992年の油汚染損害補償国際基金設立条約について、より良い補償のあり方などに関して、現実的な改革を追求するIMOの努力を歓迎する。

原子力の安全

71. 我々は、世界のどこであれ原子力の利用において安全第一の政策をとること及び高い安全基準を達成することに関して、1996年のモスクワでのサミットにおいて表明したコミットメントを新たにする。我々は、高い水準の原子力の安全の促進において協力を継続することに合意した。我々は、原子力安全基金贈与取極の完全かつ時宜を得た実施を引き続き極めて重視する。

21世紀の一層の世界の安定に向けて

紛争予防

72. 国際社会は、武力紛争を予防し解決するために迅速かつ効果的に行動しなければならない。多くの人が死傷し、多くの国の経済が打撃を受け、環境にも大きな損害がもたらされてきた。ますます相互依存的となっている世界において、このような悪影響は、急速に拡大する。したがって、地球社会全体において「予防の文化」が推進されなければならない。国際社会のすべての構成員は、国際連合憲章に従って平和的手段により紛争を解決するよう推進することに努めなければならない。

73. 我々は、我々の外務大臣による1999年12月のベルリンにおける特別会合以降の紛争予防に関する作業及び2000年７月の宮崎における外相会合の総括の重要性を強調する。我々は、特に経済開発と紛争予防、紛争下の児童及び国際文民警察に関し、これらの作業及び総括の実施に努めることをコミットする。我々は、ダイヤモンドの不正取引の収益が、特にアフリカにおける武力紛争と人道的危機の悪化に寄与していることに対し特に懸念を表明する。したがって、我々は、ダイヤモンド原石の証明に関する国際的合意の検討も含め、ダイヤモンドの不正取引と武力紛争との関連を断つための現実的アプローチを検討する国際会議の開催を呼び掛ける。この会議は、国際連合安全保障理事会決議第1306号及びとりわけ南アフリカ政府により開始されたキンバリー・プロセスに基づくものであり、その結果は国際連合に提出される。銃器議定書に関するできるだけ早期の合意を含め、来年の「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国際連合会議」の成功を確保するためには強い支持が必要である。我々は、国際社会に対し、通常兵器の輸出に関し自制を行うよう要請し、この目標に向けて共同して取り組むことにコミットする。我々は、我々の外務大臣に対し、紛争予防のための一層の効果的な措置を検討するよう要請する。

軍縮、不拡散及び軍備管理

74. 我々は、2000年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の成功を歓迎する。我々は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効並びに核兵器用核分裂性物質生産禁止条約交渉の即時開始及び５年以内の終結を含め、この会議において得られた結論を実施する決意である。我々は、NPTの普遍的な堅持及び遵守を促進することに引き続きコミットしている。

75. 我々は、対弾道ミサイル・システム制限（ABM）条約を、戦略的安定性の礎石として、また戦略攻撃兵器の更なる削減の基礎として、その規定に従って維持し強化する中で、第二次戦略兵器削減条約（START II）の早期発効及び完全な実施並びに第三次戦略兵器削減条約（START III）のできるだけ早期の締結が実現することを期待する。我々は、ロシアによるCTBT及びSTART IIの批准を歓迎する。

76. 防衛目的のためにはもはや必要でなくなった兵器級プルトニウムの透明、安全、確実、環境上適切かつ不可逆的な処分及び管理は引き続き極めて重要である。追加的

な兵器級プルトニウムについての不分離に関する意図表明により強化された、プルトニウム処分に関する米国とロシアとの間の合意は、画期的な出来事である。G8諸国の間での協力は重要な成果を生みだしてきており、次なる措置はこの協力関係及び関連する国際的プロジェクトに立脚するべきである。

77. 次のサミットに向けての我々の目標は、詳細なプロジェクト計画に基づいたプルトニウムの管理及び処分のための国際的な資金調達計画を構築すること並びにこの協力関係を調整するための多数国間の枠組みを構築することである。我々は、できるだけ広範な国際的支持を得るために他の関心国にこの協力関係を拡大し、公的資金拠出及び民間資金拠出の双方の可能性を検討する。

78. 我々は、大量破壊兵器及びその運搬システムの拡散を防止するための世界的な体制の強化を歓迎する。我々は、また、ミサイルの拡散を抑制するために更なる多数国間の措置を検討し推進する必要があることを認識する。この関連で、我々は、ミサイル輸出管理レジーム（MTCR）の重要な作業を強く支持し、「グローバル監視システム」の提案を検討する。我々は、ロシアの化学兵器廃棄計画に対する国際的な貢献を増大させるために取り組む。我々は、生物兵器禁止条約を強化する検証議定書に関する交渉を2001年のできるだけ早い時期に終結させるため、他の諸国と共同して取り組むことにコミットしている。

テロリズム

79. 我々は、動機のいかんを問わずあらゆる形態のテロリズムに対する非難を新たにする。我々は、これらと闘う決意を有する。我々は、特にテロ対策に関する情報交換の分野における国際的協力を急いで強化すること、テロ活動への資金供与に関する対策を改善すること及びテロリストを裁判にかけるために協力することを呼び掛ける。我々は、テロリズムのための資金の供与の防止に関する条約の採択を歓迎する。我々は、すべての国に対し、テロ対策における国際的協力の強化に向けたテロ対策に関する12の国際条約の締約国となるよう呼び掛ける。

80. 我々は、ハイジャック及び人質を取る行為を含むテロ活動の増加を深く懸念している。我々は、多くの地域においてテロ活動のパターンが継続していることに対する重大な懸念を表明する。我々は、引き続き、この問題を二国間の接触において取り上げ、進展を注意深く監視し、我々の間の緊密な協力を維持する。

81. この点に関し、アフガニスタンのタリバーンの支配下にある領域を拠点とするテロの脅威に対する国際的な懸念を強調し、我々は、国際連合安全保障理事会決議第1267号の完全な実施を呼び掛ける。

次回サミット

82. 我々は、ジェノバにおいて来年に会合するとのイタリアの首相の招聘を受諾した。それまでの間の意思疎通を増進するために、我々は、我々の間で電子メールのネットワークを設けることに合意した。

（出所）外務省ウェブ・ページ

11-21　ジェノバ・サミット
国際金融システムの強化と国際開発金融機関
（G7財務大臣から首脳への報告）

2001（平成13）年７月７日　ローマ

Strengthening the International Financial System and the Multilateral Development Banks

Report transmitted by G7 Finance Ministers to the Heads of State and Government

Roma, 7 July 2001

Table of Contents

	paragraph
A. Introduction	1–10
B. Private Sector Involvement in Crisis Prevention and Resolution	11–14
C. Surveillance and Implementation of Standards and Codes	15–22
D. Opening Access to Capital Markets	23–31
E. The Multilateral Development Banks（MDBs）	32–44

Strengthening the International Financial System and the Multilateral Development Banks
（Report of G7 Finance Ministers to the Heads of State and Government）

A. Introduction

1. The international financial system is central to the functioning of the global economy. It provides a framework that facilitates the exchange of goods, services and capital, and that sustains sound economic growth. A central objective for us, the Finance Ministers of G7 countries, is to foster the continuing development of the conditions necessary for financial and economic stability, which in turn are essential if the benefits of global economic integration are to be sustainable and broadly shared.

2. The financial crises in emerging market countries over the past decade have underscored both the costs of financial instability and the speed with which problems in one country can spread to others. Finding ways to limit the occurrence of financial crises, and the severity of those that do occur, has been central to our work agenda in recent years.

3. We identified, at the time of the Cologne Summit, in June 1999, a number of proposals aimed at promoting stability of the international financial system and improving its capacity to withstand the challenges of future crises, including reforming the Bretton Woods institutions, and adopting the appropriate policies to reduce systemic risks.

4. Last year in Fukuoka, we reviewed the major steps taken to further the principles and recommendations outlined in Cologne, in particular efforts by many developing countries to promote financial stability, including the adoption of appropriate foreign exchange regimes and of internationally agreed standards and codes, and the strengthening of domestic financial sectors. We also discussed improvements of the governance and efficacy of activities of the International Financial Institutions（IFIs）including the progress by the International Monetary Fund（IMF）in the assessment of standards and

codes, the involvement of the private sector in the prevention and resolution of financial crises, and the enhancement of transparency and accountability in all areas of IFIs operation.

5. In Fukuoka we agreed to continue our efforts to strengthen the international financial architecture by focusing on the reform of the IMF and of the Multilateral Development Banks (MDBs), on responses to the challenges posed by Highly Leveraged Institutions (HLIs), Offshore Financial Centers (OFCs) and cross-border capital movements, and on regional cooperation.

6. Since last year, substantial progress has been achieved in a number of key areas:

   a) A major review of IMF lending facilities has been completed, to enable a more efficient use of resources and to enhance the catalytic role of official financing. The reform of the IMF contingent credit line facility is aimed in particular at strengthening the Fund's role in crisis prevention.
   b) The IMF has undertaken important initiatives to strengthen financial sector surveillance. We welcome, in particular, the recent establishment of the International Capital Markets Department, and of the Capital Markets Consultative Group to develop a constructive dialogue with the private sector.
   c) The IMF has resolved to put crisis prevention at the heart of its activities, and to intensify its efforts in developing vulnerability indicators and an early warning system. We also appreciate the ongoing work to prioritize and focus conditionality and enhance countries' ownership.
   d) The Fund and the World Bank (WB) have considerably intensified their efforts to increase collaboration in the financial sector. In particular, we stress the importance of the joint IMF and WB efforts to assess the strength of the financial sector through the Financial Sector Assessment Program (FSAP) and welcome the increased use of FSAP and ROSC (Report on the Observance of Standards and Codes) as essential instruments to identify countries' vulnerabilities.
   e) The Fund and the Bank have also started collaborating in the poorest countries to fight poverty and make progress towards the international development goals.
   f) We welcome the progress that has been made at the IMF in making operational a framework for private sector involvement, with a view to reinforce market discipline and provide orderly adjustment.
   g) Significant measures to enhance the transparency and accountability of the Bretton Woods institutions have been put in place. In particular, an independent Evaluation Office (EVO) has been established at the IMF, and will help the Fund to increase the effectiveness of its work and enhance accountability. We look forward to its future work. We also note the need for further discussion on quotas at the IMF Executive Board.

7. Against this background, we reaffirm our commitment to step up our efforts to reduce volatility and improve the functioning of the international financial system. In this respect, we will continue to foster international consensus and action on: strengthening transparency in both the public and private sector; improving prudential regulation and

supervision and fighting against abuses of the international financial system; implementing the strategy laid down last year by the International Monetary and Financial Committee (IMFC) for preventing and managing financial crises, including through private sector involvement.

8. Strong and effective crisis prevention and resolution remains a top priority in our agenda and substantial work remains to be done to further strengthen the international financial system. In this respect, this report focuses on private sector involvement, on the implementation of internationally agreed standards and codes, and on the process of opening access to international capital markets.

9. The report also addresses the reform of the MDBs to make their activities more selective and focused on poverty eradication, an issue which was raised last year in Fukuoka.

10. We will work in cooperation with the other members of the international community to ensure the implementation of these measures.

B. Private Sector Involvement in Crisis Prevention and Resolution

11. Private sector involvement in the prevention and resolution of financial crises is an integral part of our efforts to strengthen the international financial architecture. While the IMF has an essential role to play, official resources are limited in relation to private financial flows. The engagement of private investors is thus essential for the resolution of payments imbalances in crises and for the restoration of medium-term sustainability. To strengthen market discipline and promote a stable flow of finance to emerging markets, the official sector needs to avoid creating expectations that private creditors and investors will be protected from losses. At the same time we reaffirm that our aim in crisis management is not to encourage default, but rather to promote agreement between debtors and creditors on cooperative, voluntary steps to help the debtor overcome its payments difficulties.

12. We welcome the progress that has been made recently to involve the private sector in the resolution of financial crises and underscore the need for further progress. We agree on the need for further efforts to implement a range of measures, in particular:

* we stress the importance of information sharing and enhancing the dialogue between countries and their private creditors, both during normal periods and when addressing emerging pressures in the external account. We encourage countries to establish mechanisms to support a dialogue with creditors and call on the Fund to support this process;
* we also agree on the importance of collective action clauses to facilitate orderly crisis resolution. The IFIs should encourage the use of such clauses through their operations.

13. We welcome the agreement by the IMF to take forward further work on the framework for private sector involvement with a view to achieving greater clarity, taking into account the need for operational flexibility. In particular, further efforts are needed to:

* review the requirements and procedures used to determine access to IMF financing, including clarifying and strengthening them as necessary in order to reinforce the exceptional character of large official rescue packages. Exceptional financing, through any IMF facility, requires extensive justification. For instance, there should be evidence that the country has experienced a sudden, disruptive loss of confidence; that an early correction of difficulties is expected; and that there is a risk of contagion that could pose a wider threat to the stability of the international financial system. It should also take into account efforts by the debtor country to secure participation by private investors.
* enhance the analytical basis for the Fund's assessment of a country's financial position. Programmes should include thorough analysis of the country's medium-term debt and balance of payments profile, and prospects for regaining market access. To this end, the Fund should also provide detailed information and programme assumptions about sources of private financing and reinforce the monitoring and assessment, as appropriate of private flows during programme implementation;
* review the experience with the Fund's policy for lending into arrears;
* strengthen the relationship and increase coordination between the IMF and the Paris Club in the process of assessing the level and scope of participation of private creditors in debt restructuring cases, especially concerning comparability of treatment; and
* ensure that all programmes are subject to transparent ex-post monitoring and evaluation, with a view to assess the involvement of the private sector against the assumptions made in the programme.

14. We will review progress on this issue early next year.

C. Surveillance and Implementation of Standards and Codes

15. We reaffirm our commitment to promote the implementation and surveillance of internationally agreed codes and standards, in particular the 12 key standards identified by the Financial Stability Forum (FSF). Their implementation is in the economic interest of all countries, and ownership is an important element in this process. We welcome the contributions of the many different actors, including the IMF, the WB and the FSF, in making it possible for countries to implement codes and standards and in assessing their compliance. These efforts should be continued and coordination among the relevant institutions (IFIs and standard-setting bodies) strengthened to ensure that all inputs are effectively integrated.

16. We underscore the importance of continuing to identify market and official incentives to encourage compliance with international codes and standards as well as the need to continue raising market awareness of the significance of codes and standards and their relevance to private sector pricing and allocation decisions. In this respect, we welcome the ongoing work of the FSF working group on incentives and call on the IMF to continue analyzing the benefits associated with implementing codes and standards.

17. Technical assistance and support is crucial to ensure that no country is left behind in the global effort to raise standards. We welcome the important contribution of the IMF, the WB and national authorities toward addressing resource constraints to implementing standards by providing advice and assistance. The IFIs should catalogue and assess these

technical assistance resources and demands to ensure that support is channeled effectively. We agree to make every effort, working together with the IFIs, the FSF and the international regulatory and supervisory bodies, to consider ways to supplement the amount of human, technical and financial resources available to assist countries to implement codes and standards. In this respect, we welcome the commitments that have been made so far. We also welcome the work of the G20 in promoting dialogue on the importance of codes and standards, the appropriate pace of implementation, as well as technical assistance.

18. Significant progress has been made in producing assessments of countries' observance of international codes and standards. IMF-led ROSCs and the joint IMF-WB FSAPs should continue to be the principal and permanent tools for providing independent, authoritative and consistent assessments of individual countries' compliance with codes and standards. We welcome the fact that 133 ROSC modules have now been prepared for 47 countries and that around 52 countries have now completed or committed to undertake an FSAP. Given the importance of enhanced disclosure and transparency in international surveillance, we are encouraged by the fact that 93 ROSC modules have now been published and urge all countries that complete ROSC modules to consider publishing them.

19. We look forward to further participation in ROSC and FSAP initiatives by a range of industrial and developing countries, including G7 countries. In this respect we welcome the commitments made by the Finance Ministers and Central Bank Governors of the G20 to undertake the completion of ROSCs and FSAPs and to promote wider public articulation of commitments to adopt key standards and action plans for compliance.

20. Authoritative information on observance of codes and standards should be fully integrated into enhanced IMF surveillance under Article IV, increasing its effectiveness as a tool for crisis prevention. This is a critical step, and the IMF should work expeditiously to implement it. The work being taken forward in the Fund on the modalities for using codes and standards information to guide and inform surveillance is an important step in this direction and we encourage its early completion.

21. Work to assess compliance with, and to implement, codes and standards needs to take full account of each country's unique development and reform priorities and institutional characteristics. We agree that countries and the Fund should continue to work, together with standard-setters as appropriate, to set priorities and establish action plans for compliance, within the framework of individual economic reform programs. The existing process for assessing compliance, which allows for progressive implementation of key codes and standards according to country-specific economic circumstances, provides an appropriate mechanism for facilitating prioritization.

22. Since combating money laundering is central to protecting the stability and integrity of the international financial system, we welcome the decision of the IMF and WB to recognize the Financial Action Task Force (FATF) 40 Recommendations as the appropriate international standard for anti money laundering and call on the IFIs, working

in collaboration with the FATF, to incorporate the relevant FATF 40 Recommendations into a ROSC module on money laundering as soon as possible.

D. Opening access to capital markets

23. In the Report on Strengthening the International Financial Architecture submitted to the Cologne Summit in 1999, we encouraged the IMF to continue its work on the appropriate pace and sequencing of capital account liberalization. In Fukuoka we re-stated the importance of well-sequenced capital account liberalization, and the need for countries to adopt appropriate macroeconomic, structural and domestic prudential and financial policies. This year, in our report to the Genova Summit, we propose concrete measures to progress in this direction.

24. Mobilizing capital, both domestic and international, is essential for growth. Foreign direct investment (FDI) and productive use of equity flows and borrowed resources are hallmarks of countries that have successfully integrated into the world economy. Capital account liberalization offers the prospect of considerable benefits to emerging market economies, but also poses policy challenges. Countries that wish to pursue the opportunities offered by international capital markets should be encouraged to do so, and should also upgrade their capacity to manage the risks associated with a more open capital account, including the potential volatility of short-term capital flows.

25. Capital account liberalization is an important component of the broader process of financial liberalization. In this context, capital account liberalization should be undertaken as part of an integrated strategy comprising a stable macroeconomic environment (including a sustainable exchange rate policy), a strong prudential framework in the financial sector (including the adoption of relevant standards and codes), appropriate monitoring of statistical data, sound risk and liquidity management practices both in the public and private sectors, and complementary structural (including social sector) reforms, to ensure that liberalization does not create new areas of vulnerability.

26. Opening access to capital market is a complex process that cannot be addressed by a standardized, one-size-fits-all approach. The goal of the international community should be to help countries adopt the appropriate policies towards gaining sustained access to global capital markets, while the final responsibility for adopting those policies rests with individual countries.

27. We call on the Bretton Woods institutions to provide support and expertise to countries seeking access to international capital markets. In order to address effectively these issues, the IFIs may rely on a broad range of tools, including:

a) Policy advice. We welcome the IMF's efforts to provide policy advice on financial sector and capital market issues through the Article IV surveillance process. We encourage the Fund to continue these efforts. We also stress the importance of building on past experience: the country studies that are being undertaken by the G20 should provide important information for countries that are in the process of developing their own strategy towards capital account liberalization. We welcome the recent

establishment of the International Capital Markets Department within the IMF. It should enable the Fund to play a leading role in assisting member countries to adopt policies that help them gain or expand access to international capital markets, in close collaboration with the WB and regional development banks.

b) Technical assistance. We encourage the IFIs to further co-ordinate and extend technical assistance on liberalization-related topics, including deepening and broadening domestic financial markets, managing public assets and liabilities, and building capacity to manage the risks associated with capital flows. In this respect, the ROSC and FSAP could provide a useful platform for identifying potential problems, prioritizing and organizing technical assistance and coordinating with other donors.

c) Financial assistance. The WB should strengthen its assistance to countries committed to reform their domestic financial system, including through a Financial Sector Adjustment Loan (FSAL). The IMF should stand ready to support programs which include financial sector reforms relevant to the objectives of the Fund, and which can lay the foundations for successful capital account liberalization.

28. We emphasize the contribution of FDI to economic growth and recognize that it is intrinsically more stable than portfolio and lending flows. We agree that the lack of a proper investment environment, due in particular to weak governance as well as to political and economic uncertainty, is one of the deterrents to foreign capital accumulation and needs to be addressed. The sequencing of reform and liberalization should thus give priority to creating a transparent and solid framework for attracting FDI and harnessing its developmental advantages. In this respect, the credibility of host countries' commitment to liberalization could greatly benefit from the development and implementation of policies promoting non-discriminatory practices, transparency and investor protection. At the multilateral level, a stable and non-discriminatory investment regime could be brought about and maintained through the establishment of a high-standards framework of investment rules. To this end we encourage further work in relevant international institutions, on ways to enhance the predictability and stability of investment regimes in support of liberalization and sustainable development.

29. Competitive and healthy financial markets are essential to build confidence and induce long-term investment. In this respect, financial services liberalization relying on sound prudential regulation is of prime importance in strengthening financial sector efficiency and soundness. We recognize the value of binding commitment to financial services liberalization within the multilateral framework of the GATS. We encourage WTO members to move ahead with progressive financial services liberalization in future negotiations.

30. Concerns for excessive capital flow volatility experienced in the 1990s have revived public interest in restrictions of international capital flows, e.g. in the form of a Tobin tax on international currency transactions. Support for such types of transaction tax generally rests on the belief that it can promote greater financial stability. Several difficulties prevent such a proposal from being a workable tool:

a) By tightening market liquidity, the tax may actually increase, rather than reduce,

volatility.

b) Even a high level of taxation is unlikely to constitute a credible deterrent to sudden capital outflows in the face of expectations of large devaluations.

c) It is impossible to differentiate between speculative capital movements and other flows, including short-term trade financing. Hence, the Tobin tax would entail significant distortions in international capital flows, leading to lower rates of capital formation and growth.

d) Since it is prone to avoidance and is unlikely to be globally enforced, the Tobin tax could cause capital flows to be directed to less regulated institutions and jurisdictions, thus adding to the instability in the international financial system.

31. The pursuit of further trade liberalization in the context of a broad-based new WTO round of trade negotiations can also contribute to strengthen markets and improve growth prospects, particularly in the developing world. Protectionist and trade-distorting policies must be resisted as they would only accentuate economic and financial uncertainties. We welcome the opportunity of the meeting in Qatar next November to launch a new WTO round, and we emphasize the importance of multilateral trade liberalization for sustainable development of the world economy.

E. The Multilateral Development Banks (MDBs)[*1]

32. The Multilateral Development Banks are an essential component of the development architecture and have an important role to play in ensuring that the benefits of increasing global prosperity are shared by all countries. In our report for the Okinawa Summit (Fukuoka Report, July 2000), we underscored the importance of strengthening the Multilateral Development Banks to best adapt them to the new challenges. We are committed to moving ahead with this agenda. We stressed that "accelerating poverty reduction in developing countries must be the core role of the Multilateral Development Banks (MDBs). An increased focus on poverty reduction should underpin all aspects of the MDBs' work, including in programs of policy reform, investment projects and capacity building". We also underscored that "economic growth is the primary determinant of a country's ability to raise incomes and reduce poverty and inequality".

33. The MDBs must continue to play a crucial role in combating poverty and supporting equitable and sustainable economic development. Their operations should concentrate on core social and human investment (in particular health and education), enhancing productivity growth and raising income per capita. It is therefore paramount to ensure that the MDBs are fully equipped to effectively fulfill their institutional mandate in a continuously changing international environment. Hence, we have a strong interest in further strengthening MDBs' development impact and their capacity to effectively meet new challenges. Selectivity, accountability and a focus on results are key principles. Important progress has been made by the MDBs over the last few years in sharpening their focus on poverty reduction, improving their effectiveness in supporting development and achieving results, and making their internal governance more accountable and transparent. Work is underway in all these areas at each MDB. We are committed to work with these institutions and the other shareholders to build on these efforts.

34. In order to maximize their development impact, it is crucial that the MDBs concentrate on the basic development priorities that they can best achieve, and work collaboratively among themselves and with other donors to ensure a development framework that is consistent and efficient. This is essential to avoid waste or dilute the impact of scarce development funds. A more selective approach needs to be adopted by the MDBs on the basis of their respective comparative advantages and by better developing synergies and complementarities. They have recently taken important steps in this direction, especially at the country level, in the context of the Comprehensive Development Framework (CDF) and in the context of country-owned development strategies, such as Poverty Reduction Strategy Papers (PRSPs). More could be achieved at the institutional level through an ex ante sharing of tasks in specific areas.

35. We reaffirm that the MDB reform should focus on the following management and operational areas: coordination, internal governance, good governance in borrower countries, pricing issues, global public goods and financial sector reform. The recommendations of this Report are addressed to all the MDBs. At the same time, we recognise that differences in mandate, role and progress already achieved in the different institutions imply that the priorities for reform may differ*2. However, the adoption of best practice everywhere should be the rule.

36. MDB Management has been kept informed of the contents of this report and kept abreast of its development through an open and frank dialogue. We have also held informal consultations with the other MDB shareholders and NGOs/civil society in order to explain the objectives and the contents of the reform effort.

37. Coordination – Improving coordination among MDBs, at the country and institutional level, is essential in order to achieve a more selective approach to development issues, while promoting greater complementarity and avoiding undue overlapping or duplication of efforts. Positive developments at the country level through the establishment of PRSP and CDF processes increase the momentum for pursuing further progress. In this regard we ask the MDBs to:

—strengthen the links between their Country Strategies and country-owned poverty reduction and development strategies under CDF principles to ensure a consistent development framework;
—ensure greater coordination and consistency in substance and timing among their Country Strategies for the same country.
—report to their own Boards by Spring 2002 on the progress towards the alignment of country strategies, indicating when a full alignment will be achieved.

Memoranda of Understanding between the World Bank and the Regional Development Banks (RDBs) are a crucial tool to improve collaboration and efficiency at the institutional level. To this end it is paramount to:

—further strengthen such agreements by identifying the relevant comparative advantages and the Institutions that will coordinate or take the lead in specific areas or

sectors;
—conduct periodic independent reviews of the effectiveness in the implementation of the Memoranda of Understanding. The goal would be to continuously identify areas for further improvement, particularly on issues of selectivity and comparative advantages, justify any overlap, and regularly update such Memoranda.

Closer coordination can also be achieved by pursuing harmonization, wherever possible, at the highest appropriate standards, of the key operational policies and procedures, fiduciary and environmental safeguards, financial management and procurement rules among the MDBs. It is therefore vital, as stated by the Development Committee in April 2001, to prioritise and accelerate the harmonization process.

—A progress report on harmonization of procurement and financial management will be prepared by the World Bank, in consultation with the other MDBs, for the Development Committee in Fall 2001. We propose that the MDBs build on this by agreeing on an Action Plan indicating the steps needed to pursue the objective of harmonization. This Action Plan could be a part of the MDBs' contribution to the ongoing OECD/DAC process of harmonization.

38. **Internal governance** – Enhancing internal governance, accountability and transparency is crucial to enable the MDBs to strengthen their role in the fight against poverty and retain institutional credibility. Over the last few years, significant progress towards greater transparency and openness has been made. However, there is still scope for further improvement. To this end, we call upon the MDBs to:

—strengthen project design and evaluation, to attain clear development goals and objectives and measurement of development effectiveness and results; ensure that all Evaluation Departments also report directly to the Board. The MDBs should consider the preparation of periodic reports on development/transition effectiveness to be submitted to Governors;
—establish or improve existing mechanisms, fully independent from staff responsible for project preparation, to ensure compliance of project proposals with policies and procedures prior to submission to the Board. We look forward to an assessment of the measures taken so far and further proposals being presented by the World Bank and by the RDBs by Spring 2002;
—strengthen or establish inspection mechanisms reporting directly to the Board;
—adopt a more open policy on information disclosure by making draft and final key policy and strategy documents available to the public;
—as a matter of operational urgency, establishing a more transparent budget process by better linking institutional priorities, as agreed upon by shareholders, to the resources allocated in the budget;

—reviewing their internal organisation and take concrete steps to improve their operational effectiveness. In particular, we encourage the World Bank to continue evaluating its internal organisational structure in order to address critical aspects. We look forward to the results of the reorganisation efforts being conducted by the African

Development Bank and the Asian Development Bank.

39. **Good governance** – Good governance is a broad concept, which entails several crucial areas, such as legal and regulatory framework, judicial systems, etc. Over the last few years, the MDBs have put good governance on the top of their agenda and have committed themselves to mainstream it in all their activities. Although the specific nature of governance issues may vary from country to country, strengthening public sector management, accountability and anti-corruption measures should be priorities in all countries. Strengthening public expenditure and budget management, and improving promotion and enforcement of safeguard and fiduciary policies in recipient countries should be the MDBs' principal goals. Adjustment and programmatic lending approaches particularly require sound, acceptable and reliable public expenditure management.
We agreed that the MDBs should:

—include in every Country Strategy a review of the country's governance (issues, progress made, reforms underway, commitment to reform and poverty reduction, etc.) with particular focus on public sector management, accountability and anti-corruption measures;
—produce an Action Plan, by Spring 2002, identifying capacity-building needs in the area of public sector management in borrowing countries and assessing their in-house capacity in this field and possible actions to upgrade it, while taking into account the work of other development institutions;
—strengthen analytical and diagnostic work on fiduciary and safeguard policies, developing common methodologies and carry out joint assessments where possible.

40. **Lending Instruments and Pricing review** – The need for the MDBs to focus on operations targeted at poverty reduction, to be selective in countries with access to private capital, and to enhance the development impact of the resources available, calls for a thorough review of the MDBs' lending instruments and pricing policies. The MDBs are invited to assess whether there is scope for rationalising and streamlining existing instruments within and across the MDBs, especially in the area of adjustment lending and guarantees, to achieve greater coherence and consistency, and to avoid price competition. Pricing reviews – to be undertaken by all the MDBs – should take into account the feasibility, and related financial implications and implementation issues, of price differentiation by instrument, the development impact, and stage of borrower development. They should also take into account the issue of conditionalities across the MDBs. Ongoing work on a comprehensive and new approach to Middle Income Countries (MICs) needs to address the pricing issue, with a view to enhancing the development impact of MDB lending.
We note the current discussions at the Asian Development Bank on the introduction of more favourable terms on Ordinary Capital Resources (OCR) loans targeted to poverty. We also note the ongoing review exercise on IDA pricing, including the increased use of grants within IDA-13, and encourage the World Bank to carefully explore the related financial implications and practical implementation issues.

—The comprehensive review of lending instruments and pricing – to be carried out in

the aforesaid terms, and covering all the MDBs – should be completed by the 2002 Spring Meetings of the World Bank.
—As part of this process we note that the World Bank has started working on a comprehensive pricing and instruments review, on which it will report to the Board by the end of 2001. We encourage the early completion of this exercise so that relevant decisions can be taken before the next Spring Meetings.

41. **Provision of Global Public Goods (GPGs)** –Some development issues both benefit and require the participation of the entire global community. GPGs have a strong impact on development and poverty reduction. In becoming more involved in the provision of GPGs, the MDBs' main priorities should be fighting infectious diseases, promoting environmental improvement, facilitating trade and supporting financial stability. Each MDB should:

—define more explicitly its role in the provision of these GPGs on the basis of its comparative advantages and effective capacity. Each MDB's activity in these fields should be grounded in its core business and country work. The MDBs should work in close collaboration with other UN Agencies, bilateral donors and civil societies, exploiting synergies and effective partnerships. The World Bank should generally play a more active and a coordinating role – vis–à–vis the RDBs – given its global mandate.
—show how its engagement in the provision of these GPGs is reflected in its budget allocation and identify the most appropriate modalities for GPG financing.
We ask the World Bank in collaboration with the RDBs to prepare a report on these issues by the end of 2001.

42. **Financial sector reform** – Strong, transparent and well functioning financial sectors are an essential condition for development. The MDBs have an important role to play in helping borrowing countries strengthen their financial sector consistently with their in–house expertise and comparative advantages in this field. The World Bank, where appropriate, should continue developing an active role operating in closest partnership with the RDBs. We welcome efforts to enhance the collaboration between the IMF and the World Bank in supporting financial sector reform in developing countries. In particular, we call on the MDBs to:

—ensure that by the end of 2002 all Country Strategies incorporate financial sector issues;
—play a more proactive role in assisting borrowers, especially low–income countries, in developing institutional capacity and appropriate strategies to meet international codes and standards, including FATF anti–money laundering standards. A joint MDB report, including an Action Plan, on their role in supporting implementation of codes and standards, should be prepared by the end of 2001;
—increase their due diligence relating to transactions and dealings with entities located in Non Cooperative Countries and Territories.

43. Our meeting with the MDBs' Presidents is a tangible expression of our commitment to work with MDB Management and other shareholders to continue strengthening the development effectiveness of these important institutions on the basis of these recommendations. We welcome the proposal made by the MDBs' Presidents that a senior

MDB liaison group will monitor progress on these issues and regularly report to the respective Heads and Executive Boards.

44. We will review the progress made for the 2002 Summit in Canada.

*1 MDBs are taken to cover the World Bank Group and the following Regional Development Banks (RDBs): the Inter-American Development Bank, the Asian Development Bank, the African Development Bank, the European Bank for Reconstruction and Development. The conclusions of this report are also relevant for many of the Sub-Regional Development Banks.

*2 This is specially true for the European Bank for Reconstruction and Development (EBRD), in light of its special focus on the private sector and its transition mandate.

（出所）国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

11-22　ジェノバ・サミット「国際金融システムの強化と国際開発金融機関」に関する財務大臣報告書の概要

2001（平成13）年７月７日　ローマ

○国際金融システムの強化に向けて、この報告書では、民間セクターの関与、国際基準の実施、資本市場へのアクセスの開放、及び国際開発金融機関の改革を取り上げる。
○このほか、IMFの融資条件やクォータの見直し等の進展が必要。

民間セクターの関与

○危機の予防と解決のための民間セクターの関与は、国際金融システム強化に不可欠。
○公的資金は限られており、民間資金の役割が重要。
○IMFにおいて、民間セクターの関与の枠組みを運用面での柔軟性の必要性に留意しながら明確化していくという合意を歓迎。

国際基準の監視と実施

○国際基準の実施が、すべての国の経済的利益になることに留意し、その促進と遵守状況の評価を約束。

資本市場へのアクセスの開放

○資本勘定の自由化には安定的なマクロ経済政策や強固な金融セクター、これらを補完する構造改革が必要。全ての国に適用できる唯一のルールはない。
○国際金融機関は、国際資本市場への参加を求める国を支援すべき。
○直接投資を促進する枠組みの形成が重要。

国際開発金融機関

○国際開発金融機関は、貧困削減と経済開発のために、以下の点を基本とする改革を進めるべき。
○各機関の協調を進める。
○情報公開を進め、各機関の内部管理体制の改善を行う。
○歳出管理の改善等により、途上国政府の統治能力の向上を促す。
○融資金利政策の包括的な見直しを行う。
○感染症等に重点をおいた国際公共財の支援を重視する。
○途上国の金融セクターの強化を支援する。

（出所）国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

11-23　ジェノバ・サミット
国際金融システムの濫用への取組み
（G7財務大臣から首脳への報告）

2001（平成13）年７月７日　ローマ

Fighting the Abuses of the Global Financial System
Report transmitted by G7 Finance Ministers to the Heads of State and Government
Roma, 7 July 2001

Table of Contents

	paragraph
A. Introduction	1–2
B. Money Laundering	3–8
C. Offshore Financial Centres	9–13
D. Tax	14–25
E. Role of the International Financial Institutions	26–30

A. Introduction

1. Last year in Okinawa, G7 Leaders endorsed our report on Actions Against Abuse of the Global Financial System. In particular, our report recommended that Governments intensify their cooperation and strengthen international frameworks to effectively combat money laundering and harmful tax practices, and to improve the observance of international standards and good governance. We asked for better coordination of efforts under way in various international fora and for expeditious follow-up actions and stressed the need for open dialogue and the provision of technical assistance where necessary to help countries meet international standards. We also underlined the need to promote international cooperation between law enforcement and tax and regulatory authorities in the fight against financial crime and abuse.

2. Significant progress has been achieved during the past year, and we recommend the following actions to continue the international fight against financial abuse in the year ahead.

B. Money laundering

3. Last year the Financial Action Task Force (FATF) listed 15 jurisdictions as Non-cooperative countries and territories (NCCTs), and we issued coordinated advisories to encourage our domestic financial institutions to pay special attention to transactions with entities located in NCCTs.

4. We note that the situation has improved markedly. We welcome the progress in enacting legislation and enhancing practices in the Bahamas, the Cayman Islands, Liechtenstein and Panama, while noting the need for continuous attention to several implementation aspects. We note the FATF's decision to de-list these jurisdictions. We will rescind or revise our advisories. We recommend that the FATF, in connection with the relevant FATF-style regional bodies, continue to monitor these jurisdictions' implementation.

5. However challenges remain：
—The FATF concluded that Nauru, the Philippines and Russia have failed to make adequate progress. We will implement coordinated countermeasures against these jurisdictions later this fall if they have not enacted significant reforms by then, as recommended by FATF.
—Another eight jurisdictions (Cook Islands, Dominica, Israel, Lebanon, Marshall Islands, Niue, St. Kitts and Nevis and St. Vincent and the Grenadines) have made some progress, though not sufficient to bring their legislation to the required standard or to complete the implementation of legislative reforms. We call on those jurisdictions to take the necessary measures so that they can be de-listed as soon as possible.
—Finally, Egypt, Guatemala, Hungary, Indonesia, Myanmar and Nigeria have been added by the FATF to the NCCTs list. We urge these jurisdictions to quickly correct identified deficiencies in their anti-money laundering regimes.

6. We welcome the FATF's decision to continue to monitor the progress of all jurisdictions on the NCCTs list. We recommend that, should those jurisdictions fail to sustain their efforts, the FATF should consider additional actions. We will maintain ongoing dialogue with, and provide technical assistance, as appropriate, to, jurisdictions willing and committed to strengthening their anti-money laundering efforts.

7. Evolving money laundering trends and experience over recent years indicate the need to strengthen anti-money laundering standards. We welcome the process of revising the FATF 40 Recommendations (FATF 40), which should lead to an updated set of standards. We call on the FATF, as an international standard-setting organization, to ensure that the revision process is open, transparent and consultative. In particular this should include dialogue with FATF style bodies, IFIs and other relevant international organisations, non-FATF members and private sector experts.

8. We note that important progress has been made on four issues identified in our Fukuoka report as vital to combat money laundering:
—**Gatekeepers**: the 1999 G8 Moscow Ministerial Conference on Combating Transnational Organized Crime recognized the need to involve professionals such as lawyers and accountants in the fight against money laundering; since then this issue has been discussed extensively, taking into account differences in national legal systems. We will continue to consider appropriate solutions. In this respect, we note the recent Canadian legislation and the proposed EU directive. We will also continue our efforts to define appropriate solutions and urge the FATF to consider such issues in the context of reviewing the FATF 40.
—**International Payments System**: we welcome the clarification by the Committee on Payment and Settlement Systems of the G10 central banks that technical issues are not an obstacle to including originator identification in international wire transfers. We commit to including this information in our systems and urge the FATF to seek a similar result during its revisions of the FATF 40.
—**Corporate vehicles**: we underscore our continued concern that corporate vehicles, under certain conditions, can be misused for money laundering and other illegal purposes. We welcome the OECD's report on corporate vehicles, which suggests a

menu of possible options to address this matter. National authorities should be able to obtain and share information on the beneficial ownership and control of corporate vehicles established in their own jurisdictions for the purpose of investigating illicit activities and fulfilling their regulatory/supervisory functions, in accordance with legal frameworks. We welcome the FATF intention to set appropriate standards to combat the misuse of corporate vehicles.

—**Stolen assets**: We express our concern about money laundering of illegal proceeds derived from theft and diversion of public assets and corruption by government officials. Our experts have begun to review and discuss best practices with regard to identification, tracing and restoration to the rightful owner of foreign stolen assets. We urge broader and enhanced international cooperation on this matter.

C. Offshore Financial Centres

9. Last year the Financial Stability Forum (FSF) published a report with recommendations for improving supervisory and regulatory systems and co-operation practices in all OFCs. This report was followed by an assessment of OFCs' adherence to relevant international standards and then grouped these OFCs by the perceived quality of their supervision, regulation and co-operation. In some OFCs, financial regulation and supervision were considered to be weak, potentially increasing the vulnerability of the global financial system. In some cases weaknesses extended to corporate vehicles.

10. We note that the FSF's publication of the OFC Report and grouping has successfully induced many OFCs to initiate positive action. We welcome the legislative steps initiated by some OFCs as well as their efforts to build up supervisory resources and enhance the reporting of financial data and we encourage them to adhere to relevant international standards, in particular to those relating to (i) cross-border co-operation and information sharing, (ii) essential supervisory powers and practices, and (iii) customer identification and record keeping.

11. In its report, the FSF recommended that the IMF put in place a process for assessing adherence to standards in OFCs. We welcome the IMF's decision to implement these recommendations and note that its initiative, covering both financial sector supervision and statistics, is under way. We welcome the decision by several OFCs to work closely with the Fund and observe that the initiative has already led them to review their practices.

12. National authorities, standard-setting bodies and other international financial institutions are supporting the IMF's assessment program, making available resources to assist OFCs in implementation, and providing training opportunities. We note however that many OFCs, while committed to concrete action, do not possess sufficient resources to carry out the needed improvements. We will continue our efforts to supply technical expertise, both bilaterally and through multilateral channels.

13. Last year in Fukuoka we welcomed the identification by the FSF of priority jurisdictions that were perceived not to meet international standards for financial supervision and regulation adequately. We urged the IMF to conduct quickly a specific assessment of

these offshore financial centers. We expect the IMF to provide an extensive report to the September meeting of the FSF, spelling out the number of jurisdictions assessed to date and summarizing the results of those assessments. We welcome the Forum's decision to take stock of the IMF's assessment exercise and request the Forum to prepare for our September 2001 meeting a report on progress in implementing its recommendations and options for any future action.

D. Tax

Harmful tax practices

14. We welcome the report of the Committee on Fiscal Affairs of the OECD on the harmful tax practices project and affirm our support for the work, with its recent developments, aimed at addressing such practices in OECD Member countries, non–OECD economies and tax haven jurisdictions. We look forward to the publication of the OECD 2001 progress report.

15. We note that the project does not seek to dictate to any country what its tax rates should be, or how its tax system should be structured. By providing a co–operative framework within which countries can work together to eliminate harmful tax practices, the work seeks to preserve the effective fiscal sovereignty of all States and to encourage an environment in which fair tax competition can take place. It will also contribute to reduce the scope of financial crime.

16. We note that the ongoing work by the OECD has led thus far to commitments by 10 tax haven jurisdictions to eliminate their harmful tax practices by the end of 2005, and that other jurisdictions listed as tax havens in the June 2000 OECD Report are engaged in a continuing dialogue with the OECD. We also note that the OECD envisages to extend to 30th November 2001 the time for making commitments. We encourage remaining jurisdictions to commit by that date to transparency and effective information exchange, and to work in a co–operative dialogue with the OECD. We would also welcome the removal by tax havens of other practices to the extent that they inhibit fair tax competition.

17. We also note the developments with respect to the timing of a potential framework of co–ordinated defensive measures, which would apply to jurisdictions outside the OECD no earlier than it would apply to OECD Member countries. However we acknowledge that the adoption of defensive measures is at the discretion of individual countries.

18. We note the continuing commitment by the OECD Members to eliminate their harmful tax practices by April 2003 and we urge the OECD to develop the guidance needed to assist OECD Member countries in determining whether preferential regimes are harmful.

19. We ask the OECD to continue to monitor the effective implementation of commitments.

20. We note the fruitful dialogue that has started with non–OECD economies on their experiences with harmful tax practices and look forward to its continuation. The project would be enhanced as countries outside the OECD associate themselves with the work

and we urge them to do so.

21. We recognize that jurisdictions may require technical assistance in implementing the commitments undertaken, notably in the field of exchange of information, and we therefore ask OECD Member countries, IFIs and others to consider providing such assistance as appropriate in developing their programs.

Electronic Commerce

22. We welcome the progress made by the OECD on addressing electronic commerce taxation issues and we note in particular the considerable progress that has been achieved since our Fukuoka Report of last year on specific issues relating to direct and indirect taxation, as well as on the tax administration challenges and opportunities.

23. We also note that Tax Administrations of OECD and non OECD countries gathered recently in Montreal, and that the validity of the Taxation Framework Conditions, that were agreed in Ottawa in 1998 by OECD countries, has gained considerable endorsement.

24. We encourage a continued fruitful dialogue between OECD and non OECD governments and business.

25. We urge the OECD to continue working towards implementation of the Ottawa Taxation Framework Conditions in particular with respect to consumption tax aspects.

E. Role of the International Financial Institutions

26. The IFIs have an important role to play in the protection of the integrity of the international financial system against abuse. Strengthening a country's capacity to combat money laundering is an integral part of that agenda.

27. We welcome the IMF and World Bank Boards' recent decisions to recognize the FATF 40 Recommendations as the appropriate international standard for combating money laundering. We underscore our call on the IFIs, working in collaboration with FATF, to incorporate the relevant FATF 40 Recommendations into a Report on Observance of Standards and Codes module on money laundering as soon as possible.

28. We welcome the decision by the Fund and the Bank to include evaluation of anti-money laundering measures in their assessment and surveillance of financial sectors, including in Financial Sector Assessment Programs.

29. As part of the enhanced focus on anti-money laundering, we welcome the MDBs increased due diligence relating to transactions and dealings with entities located in NCCTs.

30. We urge the IFIs to support with technical assistance jurisdictions committed to strengthening their institutional capacity and to correcting deficiencies in their anti-money laundering regimes. We encourage the Regional and Sub Regional Multilateral Development Banks to continue incorporating anti-money laundering efforts into their

dialogue and programs with their members. The results should be incorporated in the Joint Report on the Implementation of Codes and Standards we have asked the MDBs to prepare by the end of the year.

（出所）国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

11-24　ジェノバ・サミット「国際金融システムの濫用への取組み」に関する財務大臣報告書の概要

2001（平成13）年７月７日　ローマ

○昨年の沖縄サミットへの報告書を受け、資金洗浄対策等におけるこの１年の進展を報告し今後の行動を勧告する。

資金洗浄

○資金洗浄対策非協力国に関するFATF（金融活動作業部会）のイニシアティブを歓迎。
- 多くの国において、資金洗浄対策の法整備が進展したことに留意。
- 適切な法制度の施行に至らなかった国に対し早急に法整備を行うことを要請し、FATFで合意した本年９月末までに改革を行わなかった場合、対抗措置を実施。

○資金洗浄対策の国際基準に関するFATF勧告の改訂作業が開始されたことを歓迎。

オフショア金融センター

○金融安定化フォーラムの勧告を受け、IMFは、オフショア金融センターにおける金融制度・監督、及び国際基準の遵守についての評価を開始。

○いくつかのオフショア金融センターがIMFと緊密に協力していくとの決定を行ったことを歓迎。

有害税制等

○有害税制プロジェクトに関するOECD租税委員会の報告を歓迎するとともに、G7の支持を確認。

○これまで10のタックス・ヘイブンが有害税制除去を約束したこと及びタックス・ヘイブンのコミットメントの期限の延期が想定されていることに留意。

○OECD加盟国の有害税制を除去することを助けるガイダンスの作成を要請。

○タックス・ヘイブンが有害税制除去の約束を果たすために、OECD加盟国や国際金融機関等に対して技術支援供与の検討を要請。

○電子商取引の課税問題に関するOECDの検討作業の進展を歓迎。

（出所）国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

11-25　ジェノバ・サミット　債務救済及び債務救済を越える取組み（G7財務大臣から首脳への報告）

2001（平成13）年７月20-22日　ジェノバ

Debt Relief and Beyond

Report transmitted by G7 Finance Ministers to the Heads of State and Government

Genoa, July 20-22 2001

A. Debt Relief

Implementation of the enhanced HIPC Initiative

1. The enhanced HIPC Initiative we launched in 1999 is providing deeper, broader, and faster debt relief for the HIPC countries. The Poverty Reduction Strategy Papers (PRSPs), developed by the HIPC country itself, through a participatory process involving civil society and with the support of the International Financial Institutions and donors, ensure that debt relief is directed towards economic and social policy reform and poverty

reduction.

2. At Okinawa 9 countries had reached the decision point, with USD 15 billion debt relief. Now 23 countries (Benin, Bolivia, Burkina Faso, Cameroon, Chad, The Gambia, Guinea, Guinea Bissau, Guyana, Honduras, Madagascar, Malawi, Mali, Mauritania, Mozambique, Nicaragua, Niger, Rwanda, Sao Tomé and Principe, Senegal, Tanzania, Uganda and Zambia) have reached their decision points. Data provided by the International Monetary Fund and the World Bank indicate that the debt relief committed to these countries under the HIPC initiative amounts to USD 34 billion in nominal terms. On top of this, many creditor countries are canceling Official Development Assistance (ODA) debt, and a number of creditor countries are also reducing commercial debt beyond the level required under the HIPC framework. Overall debt relief for these countries, including from traditional mechanisms, amounts to over USD 53 billion, on the basis of an initial debt stock of USD 74 billion. As a consequence, the debt service ratios of the above-mentioned countries will be significantly lower than previously, and indeed significantly lower than the average for other countries at similar levels of income. Current estimates project social expenditures to increase in these countries by USD 1.7 billion in 2001-2002. Based on available indications, the 23 countries are, on average, budgeting about 40 percent of their HIPC interim assistance on education and 25 percent on health care. Other priority sectors include the fight against HIV/AIDS, rural development and water supply, governance and institutional development, and road construction.
3. The success of the HIPC Initiative ultimately depends not only on the timing and amount of debt relief, but also on country efforts to put in place sound policies to use resources effectively, strengthen productivity and growth, and invest in the social sectors, thereby reducing poverty. While we welcome the results that have been achieved so far, we also encourage countries to continue their efforts to reach the completion point. As set out at the Decision Point, this will require further progress on economic, structural and social reforms, and improved governance, including a significant strengthening of countries' ability to track expenditures resulting from HIPC debt relief. Improving the effectiveness of public expenditure management systems is a major objective to ensure that budgetary savings from debt relief, as well as domestic resources and external assistance, are used effectively for poverty reduction purposes.
4. It is important to provide interim debt relief expeditiously to countries that have already reached the decision point, in order to assist them in their poverty reduction efforts. We encourage the international community at large, including the IFIs, to assist the HIPCs in developing and implementing sound and participatory poverty reduction strategies. We further encourage the IFIs and donors to help countries strengthen budgetary planning and public expenditure management systems, and to better coordinate their delivery of aid. Social impact assessments of policies, within the PRSP framework, are also vital. In this respect, we are encouraged that the World Bank, with the IMF and developing countries, is developing improved methods to provide better analysis of the impact of policies on the poor.

Pre-decision point cases, including conflict affected countries

5. We encourage HIPCs that have not yet reached their decision point to undertake expeditiously the necessary economic and social reforms needed to benefit from debt

reduction, including the development of a strategy for overall poverty reduction in co-operation with the World Bank and the IMF.

6. Countries in this group face severe difficulties related to conflict, poor institutional and structural environment, weak governance or mixed records of past economic and social policy performance, which slow the pace at which they can proceed toward this goal. We confirm our intention, as these countries undertake the necessary reforms, to strengthen our efforts in helping them take measures needed to come forward for debt relief.
7. At Okinawa G-8 Leaders called upon countries in conflict to end these conflicts and to embark quickly on the HIPC process. We confirmed that if this happened we stood ready to strengthen our efforts to help them prepare and come forward for debt relief. Since then there has been a series of high level contacts to reiterate this message. We welcome the IMF efforts announced at the Spring Meeting to put its emergency post conflicts assistance on concessional terms. We also welcome the steps being taken by the World Bank to provide prompt assistance to post-conflict countries. We note that the existing HIPC framework has the flexibility to accommodate the special circumstances of post-conflict countries, including with regard to the length of the track record, if significant progress has been made towards macroeconomic stability, governance, capacity building and monitoring. We stress the importance of maintaining a strong focus on performance with respect to reforms and commitment to poverty reduction.
8. The IMF and World Bank should take into account, in their assessment of the HIPCs ability to move forward in the process, all factors that could hamper the ability of these countries to focus on economic growth and poverty reduction. A crucial aspect will be the transparency, level and accountability of military spending to ensure that the debt relief is used to reduce poverty and is not diverted towards unproductive expenditure. In this area coordination with the UN, NGOs and bilateral donors is critical.

Debt sustainability

9. The enhanced HIPC Initiative is designed to enhance the prospects for the medium and long-term debt sustainability of HIPCs. Recognizing the vulnerabilities of these countries, the Initiative raises the amount of debt relief at the decision point to a significantly higher level than under the original framework. We do not regard this framework as an appropriate and effective instrument to deal with temporary adverse shocks. Other financial mechanisms, including IMF and World Bank facilities, will generally be more appropriate to respond flexibly to the needs of members that arise from temporary adverse external shocks. In exceptional circumstances, when exogenous factors cause fundamental changes in a country's circumstances, we reaffirm that within the HIPC framework the option exists at completion point to consider additional debt relief.
10. Furthermore, we welcome the discussion now underway in the IMF/World Bank on debt sustainability in the medium/long run in HIPC countries. In particular, we urge increased focus on efforts to maintain long-term debt sustainability after HIPC debt reduction. Of primary importance are the economic policies of the HIPCs themselves, including the development of strong debt management systems. We note the ongoing discussions on the increased use of grants within the IDA-13 framework, and encourage the World Bank to carefully explore the related financial implications and practical implementation issues and report for the third IDA replenishment meeting to be held in October. An appropriate mix of concessional loans and grants seems necessary for new

assistance to HIPC countries to keep the indebtedness at a sustainable level. To this end, we reaffirm that assistance should be guided inter alia by performance-based allocation of resources and by the need to increase the overall effectiveness of assistance to developing countries. We thus call for coordinated efforts among the actors concerned – the donor and creditor countries, the HIPCs themselves, and the IFIs – to better define appropriate financing policies and to ensure their implementation.

11. At Okinawa G-8 Leaders highlighted the importance of responsible lending by donors. We note the work of the OECD on strengthening measures to ensure that export credit support to HIPCs and other low-income countries is not used for unproductive purposes and welcome the agreement to a Statement of Principles in relation to HIPCs. We call on the OECD to consider further measures to enhance transparency in this field, including a published review of national rules and regulations.

Strengthening of the Initiative

12. We note that over the last 12 months several non-traditional Paris Club creditor countries have taken measures to provide debt relief under the enhanced HIPC Initiative. While this is encouraging, we underline the necessity of the active and full participation of all creditors in providing timely and appropriate debt relief to HIPCs. To further improve the effectiveness of the Initiative, on a bilateral level, we have all agreed as a minimum to provide 100% debt reduction of ODA and eligible commercial claims for qualifying HIPC countries. We call on other bilateral creditors to make similar efforts to extend the amount of debt relief available to eligible HIPC countries.

Financing issues

13. We recognize that the enhanced HIPC Initiative entails significant costs, including for debt owed to the IFIs. Considerable progress has been made in the past year to mobilize sufficient internal IFI and donor resources to promote deeper, broader, and faster debt relief under the enhanced HIPC initiative. Specifically, we acknowledge:
    - The full implementation by the IMF of steps needed to finance its share of the enhanced HIPC initiative;
    - The special efforts by multilateral development banks and their members to identify internal resources to finance their debt relief effort;
    - The substantial contributions to the HIPC Trust Fund. We welcome the USD 2.5 billion in pledges to the HIPC Trust Fund from various donors, including USD 1.8 billion from G-7 countries, directly or through the European Community:
      and
    - The need to continue to monitor the situation carefully in the future as far as financing needs are concerned.

B. Beyond debt relief

Broadening the strategy for growth and development

14. Last year in Okinawa G-8 Leaders agreed on the need to go beyond the debt initiative and move towards a comprehensive, multidimensional approach to poverty reduction and economic and social development. A broader growth and development strategy is required to strengthen developing countries' ability to benefit in full from the opportunities of a fast integrating world economy and to achieve the International

Development Goals (IDGs), including a reduction by one half of the proportion of people living in extreme poverty by 2015. We note the contribution made by the Third UN Conference on Least Developed Countries (LDCs) held in Brussels from 14 to 20 May 2001.

15. The foundation for a more effective fight against poverty lies first and foremost in countries' own efforts to engage in quality reforms to achieve strong growth, good governance and enhanced social development, including the participation and empowerment of the poor. The international community must assist these countries in developing and implementing transparent, country-owned and participatory Poverty Reduction Strategies, integrating policies that foster improved productivity and sustained growth as a necessary condition for poverty reduction with actions focused on improving the distribution of economic gains through greater and more equitable social investment and social policies.
16. We have identified in accordance with agreements in other multilateral fora key priority areas to which efforts aimed at promoting effective poverty reduction and sustainable economic growth must be directed. To this end, strategies have been outlined which envisage the participation of all development partners, including multilateral organizations, bilateral donors and the developing countries themselves, and the constructive interaction of the private sector and civil society, spanning three broadly interrelated areas: trade, private investment, and aid.

Trade

17. There is a clear link between increased trade and investment and stronger economic growth. Expanded trade enhances growth and welfare and, embedded in comprehensive national development strategies that take into account the needs of the poor, contributes to poverty reduction. Trade liberalization must be pursued so that the benefits of trade can be extended to the largest number of countries and people.
18. The share of LDCs in world trade has declined in the last decade according to available estimates. There are several reasons for this, including in particular the high tariffs LDCs face in agriculture and low technology manufactures in which many of them specialize, quantitative restrictions, trade distorting subsidies, and lack of domestic capacity. All parties must work constructively and cooperatively towards a successful launch at the Fourth WTO Ministerial Conference in Doha, Qatar this November of a new ambitious Round of multilateral trade negotiations which would promote trade's full benefits for poverty reduction worldwide and encourage global growth, by spurring broader and deeper liberalization for the goods and services produced, sold and consumed by the poor in countries everywhere, and by reinforcing the multilateral trade system. The negotiations should seek to address the needs of developing countries and especially LDCs in terms of improved market access, capacity building, and implementation issues.
19. LDCs will not be able to benefit fully from expanded trade unless urgent action is taken to further open markets to their exports. More recently, important steps have been taken, independently of progress in launching the new round of trade negotiations, by several developed countries to improve market access for LDCs exports, including: the African Growth and Opportunity Act in the US; the Everything But Arms initiative by the EU; the Canadian program extending tariff- and quota-free access to several hundred additional tariff lines for LDCs; the expanded application of Japan's Generalized system of

Preferences. All industrial countries should work towards the objective of extending duty-free and quota-free access for products originating in the LDCs. Accompanied by economic reform and trade-related capacity building in LDCs, this would contribute to a significant expansion in LDCs' exports, to increased levels of investment flows towards LDCs, and to a permanent rise in their welfare. According to recent estimates by the World Bank, for some of these countries the impact in terms of GDP growth could even exceed the amount of annual aid flows. It is important that the more successful emerging economies with significant world trade take similar action.

20. Access of products of the poorest countries is also hindered by quantitative trade restrictions, by heavy recourse to distorting subsidies, and by the difficulty of these countries to meet standards in export markets. To increase the effectiveness of trade liberalization for LDCs, complementary action also needs to be taken to remove non-tariff barriers that distort trade and to ensure appropriate use of contingent protection. Future negotiations within the WTO need to ensure the full involvement of developing countries as well as provide them information and technical assistance to facilitate their participation in rulemaking and compliance with the agreed rules and procedures. To this end, the accession of LDCs to the WTO should be encouraged and facilitated.
21. To fully benefit from enhanced market access, LDCs need to implement policies that would facilitate the supply response and lead to a sustained expansion of exports, including liberalizing their own trade. The international community must assist LDCs in implementing such policies and in building up the capacity to sustain export expansion and diversification. We call on the IFIs, the WTO and the other multilateral organizations participating in the Integrated Framework Initiative to intensify trade-related technical assistance to LDCs to help them overcome internal constraints to trade integration, develop appropriate institutions and infrastructure, effectively participate in trade negotiations, and mainstream trade reform into national development strategies such as PRSPs and country assistance strategies. We strongly support the recent renewal of the Framework aimed at strengthening the coordination of multilateral organizations, bilateral donors and developing countries' efforts in the trade field and look forward to the completion of the pilot scheme. The IMF, the World Bank Group and other Multilateral Development Banks (MDBs) should concentrate on supporting trade-related capacity building in LDCs. Their assistance can facilitate a strong supply response by these countries to expanded trade opportunities, by promoting needed economic policy reforms including to deal with potential tariff revenue loss, investment in infrastructure to facilitate market access, judicial and administrative reforms, and investment in human capital. We call upon the WB and the IMF to reflect on the ways and means to facilitate LDCs' trade liberalization and greater integration in the world economy, including consideration of the use of existing facilities, as appropriate, to cushion LDCs from the possible adverse short-run effects of trade liberalization.

Private investment

22. Capital accumulation as well as technology diffusion is crucial to long-term improvements in living standards. The upsurge in FDI flows into developing countries in the past decade has largely bypassed the majority of low-income countries, where these flows remain low and under-sized with respect to their economic potential. In order to promote faster progress towards achieving the IDGs, it is essential that the conditions be

created in developing countries, and particularly LDCs, for attracting more investment, including larger and more sustained FDI flows. These countries must be encouraged and supported in their efforts to create a favourable climate for private investment and capital accumulation, both domestic and foreign. In addition to sound and balanced macroeconomic conditions, it is necessary for less developed countries to increase certainty, consistency and effectiveness of the enabling environment by promoting market-based policies, such as transparent legal, regulatory and institutional frameworks, open trade and open and non-distorting investment policies. The international community must enhance its support for reform in LDCs to help them lay the foundations and strengthening the ground for private sector development.

23. The G-7 countries will continue to take an active role, through multilateral processes such as the International Conference on Financing for Development in 2002, and with bilateral efforts, to support developing countries and in particular LDCs in making their national regulatory and policy frameworks more attractive to private investment. The IFIs should help these countries to set in place the policy framework necessary for attracting and harnessing the developmental advantages of longer-term capital flows, in particular by supporting measures to reduce legal uncertainty. We support the strengthening of the World Bank's Foreign Investment Advisory Service (FIAS) providing advice and training to the poorest countries on policies for developing an attractive investment climate. We call on the Bank's IFC and MIGA to focus an increasing share of their resources to supporting programs for private sector development in the poorest countries. MDBs are encouraged to make enhanced recourse to innovative operational instruments (such as co-financing and guarantees) to promote private-public sector commercial partnerships aimed at strengthening infrastructure and human capital, and to facilitate the access to financing for small and medium size enterprises.
24. The implementation of investment related best practices as well as the development of international principles, codes and standards can provide guidance for and underpin domestic reform efforts by developing countries. We call on the IFIs and other relevant multilateral bodies to intensify their effort to promote implementation of international codes and standards in the context of the policy dialogue with partner countries. We call on the World Bank, in cooperation with other relevant bodies, to step up its work to produce ROSC assessment modules of compliance with corporate governance and accounting standards. Progress in the implementation of standards must be visible in order to allow for the private sector actors to adjust their risk assessment and risk ratings. At the multilateral level, a stable and non-discriminatory investment regime could be brought about and maintained through the establishment of a high-standards framework of investment rules. We also encourage the continued discussion on investment in the WTO working group and urge the relevant international institutions, in particular the World Bank, the OECD, WTO and UNCTAD, to continue their cooperative efforts focusing on best practices with respect to the protection of property rights, investor protection, investment policies, competition-enhancing policies and transparent tax regimes.
25. Regional cooperation can enhance the attractiveness of LDCs for trade and investment by increasing the size of their markets, by promoting convergence towards best practices, by improving policy credibility and by helping to secure peaceful and stable relations. Multilateral institutions and particularly MDBs are urged to step up their support for

initiatives of regional cooperation aimed at opening trade and improving services and promoting beneficial investment policies. These institutions are also urged to provide technical assistance for effective pooling of resources and expertise and for the upgrading of standards.

26. Effective transfer and dissemination of technology to developing countries is a key element for accelerating the pace of their economic development. We call on the WTO and the World Intellectual Property Organisation (WIPO), in collaboration with the World Bank, to provide further assistance to the poorest countries in complying with international rules on intellectual property rights. Industrial countries should promote consultations within the WTO aimed at reviewing the scope and impact of flexibilities under the current agreements on trade-related aspects of intellectual property rights (TRIPS), taking into account the objectives of poverty reduction in developing countries. In addition, ways could be explored to facilitate implementation in the poor countries.

Investment in key social sectors

27. Effective investment in human capital is a key component of long-term economic growth and increased productivity. A healthy, able and well-educated population is an objective in itself as well as the conduit to accelerated social and economic development. The challenge faced by the poorest countries in upgrading their human capital through education and skills development and improvement of health conditions often exceeds national capacities and requires enhanced support from the international community. We need to enhance and make more effective core social investment in the poorest countries, building upon and coordinating bilateral and multilateral aid with countries' own efforts through the PRSP process, with effective measurement and monitoring of results and tracking of expenditures. In their program design, IFIs should help LDCs' governments to protect their expenditures in key social sectors. In this respect, we support ongoing work aimed at providing a substantial IDA replenishment later this year.

Health

28. While health conditions have improved over time in most developing countries, the gap between these countries and the lower income countries in a number of health indicators is increasing. At the current rate, the IDGs related to improvements in health outcomes will not be achieved. The rampage of the HIV/AIDS pandemic, as well as the spreading of malaria, tuberculosis (TB) and other infectious diseases, which represent the main burden for health care in the poorest countries and kill around 15 million people a year, many of them children, are threatening to reverse decades of development.

29. Last year in Okinawa, G-8 Leaders defined health as a key priority for development and recognized the need for global concerted action to scale up national efforts for more efficient and accessible healthcare and to help build capacity nationally and locally in the delivery of appropriate interventions. They also committed to work in partnership to meet three critical targets established by the UN and its partner agencies in reducing the burden from the three major communicable diseases and help to counter the social and economic consequences in the poor countries. These targets envisage the achievement by 2010 of:

a 25 percent reduction in HIV/AIDS among people aged 25 and below;

a 50 percent reduction in prevalence and death from TB;

a 50 percent reduction in the burden of disease associated with malaria.

30. In response to this challenge, our partnership should focus on raising awareness and strengthening prevention, improving health systems, and enhancing accessibility to new and existing health products to tackle HIV/AIDS, TB and malaria. This should build on and develop further existing initiatives, bring together multilateral and bilateral development partners, developing countries and the private sector, and make use of an innovative approach to funding. In this context, we set out a number of key policy measures, as follows.

31. This global partnership should emphasize an integrated approach to combating HIV/AIDS and other infectious diseases, focusing on "best practices" in four areas.

- First the primary emphasis should continue to be on prevention of diseases through increased public education, further training of medical and other personnel, enhanced accessibility to products that can aid prevention, and reduced transmission of infection from mother to child. Prevention is the most cost–effective and most proven way to address the challenge of these diseases.
- Second, resources must be available for care for those most affected by these diseases, especially the growing number of children affected by AIDS.
- Third, measures reflecting a joint commitment of governments, industry and civil society should accompany interventions by the global partnership to facilitate local access to key medicines and supplies. In consultation with the private sector and the competent multilateral organizations, developed and developing countries should examine ways to encourage licensing agreements between the pharmaceutical industry and developing countries to promote the development of local productive capacity without undermining the protection of intellectual property rights and in conjunction with safeguards against parallel importation into developed countries' markets. We welcome the very significant price cuts that have been achieved in certain countries through a fruitful discussion between national authorities and pharmaceutical companies, with the support of international organizations and other governments. This illustrates the opportunity of voluntary arrangements for discounted pricing for poor countries, which can allow these countries to be charged the lowest possible prices, accompanied where necessary by appropriate measures to prevent the re–export of medicines acquired by the LDCs at low prices.
- Finally, the global community – both public and private sector – is encouraged to establish well–designed programs for developing new vaccines and drugs that can aid in both prevention and treatment of infectious diseases. Industrial countries should ensure that adequate incentives are in place to promote the development of new vaccines, drugs and diagnostics, and to make these products available at lower cost to the poor countries. These could include tax measures, where appropriate and consistent with prevailing tax policy guidelines as well as competition and trade rules.

32. As an element of this partnership, we support the establishment of a dedicated global health fund to catalyse public and private resources to fight these major infectious diseases and thereby facilitate progress towards attaining the IDGs. The G–7 countries should lead the process by committing to the initial start up of the fund. The resources made available by the fund, along with strong action on the part of the developing countries themselves, should produce significant advancements towards achieving the three UN targets set out above. This dedicated fund should aim at providing additional

resources to support the fight against infectious diseases.

33. Efforts to fight these diseases will not be effective unless action is taken to strengthen health care delivery and infrastructure and to foster sustainable health system development. Public commitment at a national level is a pre-requisite for success and should be reflected in national development strategies, such as the PRSP, prepared in participation with civil society and other partners. The World Bank and other MDBs should assist developing countries in strengthening public sector management in the area of evidence-based health policies and in the delivery of sustainable pro-poor services. They should focus their programs on strengthening health systems, including sector diagnostics and preventive health care in co-operation with other health-related international institutions. These focus areas, combined with the establishment of result-based indicators and improved data collection system, are critical to enhanced quality, transparency and accountability of spending. We recommend that developing countries work with these institutions to seek increased participation by the private sector in water, waste and health infrastructure management where appropriate.

Education

34. Education is a human right and the obligation of all governments. This right is enshrined in agreements ranging from the Universal Declaration of Human Rights to the Convention on the Rights of the Child. Good quality education enhances economic performance, contributes to higher growth and poverty reduction, and promotes social stability and cohesion. The elimination of gender disparity in primary and secondary education fosters development since well-educated mothers provide better health care to their children and better education for girls leads to wider economic opportunities and reduced fertility rates. A skilled workforce enables countries to benefit from the transfer and adaptation of technology which is a key engine of development.

35. Basic education is weakest in LDCs, both in terms of enrolment and literacy rates. More than 113 million children do not have access to primary education, while 880 million adults are illiterate. In many lower income countries gender discrimination permeates education systems; youth and adults are denied access to the skills and knowledge necessary for gainful employment and full participation in their societies. The problem of malnutrition is also a great impediment to education in LDCs because poorly fed children under-perform and are less likely to stay in school. Without accelerated progress towards more equitable, affordable and inclusive education, poverty elimination will not be achieved and inequalities across countries and within societies will widen further. Unless education is made a key development priority in country development strategies and public expenditures, and donors' support is strengthened, many countries will not meet the IDGs of:

    universal primary education by 2015;

    elimination of gender disparity in primary and secondary school by 2005.

36. Last year in Okinawa G-8 Leaders committed themselves to support the poorest countries' efforts to enhance investment in education, building upon the Framework for Action developed by the Dakar World Education Forum, the follow-up of which is ongoing under the leadership of UNESCO. The key responsibility to develop education sector strategies which accord priority to the achievement of the IDGs and to promotion of quality education for all lies with national governments, in consultation with civil society and local stakeholders. Well-defined plans include enhanced budgetary allocations

for the expansion and reform of systems, innovative partnership with the private sector, NGOs and local stakeholders, strengthened support from bilateral agencies, enhanced lending, more effective cooperation from multilateral organizations, and the development of indicators that measure results. National and international non-governmental bodies will need to support these initiatives locally.

37. It is essential that the education needs of working children are addressed, by eliminating extreme and abusive forms of child labour, and by enabling children to combine work and education where the labour is not abusive and income replacement is not an immediate option. We also need to focus our action on addressing obstacles to girls' school enrolment and their retention in school. In this context, the G-8 countries should lend their support to the global Girls Education Initiative, led by UNICEF on behalf of the UN system, to ensure that gender equality is central to all national programmes and consistent with the Dakar Framework for Action.
38. Additional resources should be provided to countries with demonstrated commitment to good governance where funding is a major obstacle to achieving universal primary education and gender equality by the target years. MDBs and multilateral development agencies like UNESCO, UNDP, UNICEF, UNFPA, in collaboration with other donors, should focus on supporting poor countries' plans for achieving the IDGs for education. This support should include building the capacity of regional, national and local institutions, well-co-ordinated financing for basic education set within sector strategies, investment in basic infrastructures. Teacher training should also be supported to improve the quality and availability of education opportunities and effective steps to counter the impact of HIV/AIDS on basic education should be supported. The World Bank and other MDBs should scale up their lending and technical assistance programs in favour of better public sector management and policy design to increase the quality and accountability of service delivery. Progress can also be achieved through support for community-based initiatives. The scope for mobilizing international private sector funds deserves attention.
39. The potential of distance learning for widening educational opportunities and for developing more effective ways of training teachers should be fully exploited. To this end, beside the assistance provided by multilateral organizations, an important contribution can be given through the activities of the G-8 Digital Opportunities Task Force established in Okinawa. Expanded use of the Internet could benefit teacher training and distance learning by linking institutions worldwide to enable the sharing of materials and best practices.
40. While primary education should be the priority for most developing countries, poor countries should also be assisted in their efforts to develop post-school and out-of-school education. The transition to employment should be facilitated by strengthening the demand for skills development opportunities and the links between formal education and the labour market. Developing countries should also be assisted in improving the quality of tertiary education in priority areas through schemes of international cooperation among universities, which enable the sharing of knowledge, programs, technology, and expertise.

（出所）国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

11-26　ジェノバ・サミット「債務救済及び債務救済を越えた取組み」に関する財務大臣報告書の概要

2001(平成13)年７月21日　ジェノバ

債務救済

○23カ国に対する拡充HIPCイニシアティブの適用を決定。これらの国の債務負担は、全体として総額530億ドル以上軽減されることになる。

○紛争への関与、脆弱な統治能力等により未だイニシアティブの適用を決定されていないHIPC（注）に対し、必要な経済・社会改革を実施すれば、債務救済を受けられるよう支援することを確認。

（注）HIPC全41カ国のうち、債務維持可能と見込まれる４カ国（ベトナム、ケニア、アンゴラ、イエメン）、イニシアティブ適用を求めない１カ国（ラオス）はイニシアティブの適用を予定していない。

○HIPCの債務負担が、中長期的に維持可能なレベルとなることが重要。

○HIPCや他の低所得国への輸出信用が、非生産的な目的で用いられないようにするための作業に留意。

債務救済を越えた取組み

【貿易】

○WTO新ラウンドの本年11月立ち上げに向け建設的かつ協力的に作業。

○途上国の貿易拡大のため、一層先進国市場を開放。

【民間投資】

○途上国への直接投資を促進するため、途上国が自国の制度や政策を民間投資にとってより魅力的なものとすることを支援。

【保健】

○エイズ・結核・マラリア対策のため、予防、ケア、医薬品の低価供給、研究開発に向けた統合された取組みが必要。

○このための、公的・民間資金の活用を目指す世界保健基金の設立を支持。

【教育】

○最貧国における初等教育の普及、初等中等教育における男女格差の解消、教育への投資促進を支援。

（出所）国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

11-27　ジェノバ・サミット G8コミュニケ（仮訳）

2001(平成13)年７月22日　ジェノバ

１．我々、主要先進民主主義８カ国の元首及び首相並びに欧州連合の代表は、新たなミレニアムにおける最初のサミットのため、ジェノヴァで会合した。協力の精神の下、我々は、国際問題の中で最も喫緊の課題について話し合った。

２．我々は、国民に責任を負う民主主義国家の指導者として、我々の社会が直面する主要な課題に関し、国民による開かれた議論が行われることが根本的に重要であると信じる。我々は、市民社会及び民間セクターとの広範なパートナーシップに根ざした革新的な解決を促進する。また我々は、貧困克服及び持続可能な開発の促進に向けた相互の責任に基づき、開発途上国との協力及び連帯の強化を模索する。

３．我々は、グローバリゼーションが、我々のすべての国民と、特に世界の貧困層に裨益するものとなるよう決意する。最貧国を世界経済に取り込むことが、これらの国の根本的な願望に応える最も確実な方策である。我々は、これを達成するための戦略について集中的に議論した。

貧困削減のための戦略的アプローチ

４．多くの開発途上国、特にアフリカ諸国の状況は、断固としたグローバルな行動を必要としている。最も効果的な貧困削減に対する戦略は、強力で、ダイナミックで、開放的で、かつ、成長を続ける世界経済を維持することである。我々はこれに取り組むことを約束する。

５．また我々は、長期的な繁栄を築くための開発途上国の自助努力を支援するため、効果的な開発援助を引き続き供与する。第３回国際連合後発開発途上国会議及びミレニアム宣言の結論に従い、我々は、オーナーシップとパートナーシップの原則を中心とする戦略的アプローチを支持する。援助の供与国と受益国の共通の利益のため、我々

は、限られた資源の効率的な利用を確保する。

6．人権尊重と法の支配に根ざした、開放的で、民主的で、かつ、国民に責任を負う統治制度は、持続可能な開発と力強い成長のための必要条件である。したがって、我々は、開発途上国が以下を推進することを支援する。

―公共セクターにおける説明責任及び透明性

―汚職と闘うための法的枠組みとコーポレート・ガヴァナンス制度

―公金の横領や非生産的な使途への流用の防止策

―すべての国民による司法制度へのアクセス、司法の独立、及び民間セクターの活動を可能とする法規定

―市民社会及び非政府機関（NGO）の積極的な関与

―経済活動の自由

我々としては、

―OECD贈賄防止条約を完全に実施し、

―効果的な腐敗防止策の遂行に向けた国際連合における努力を支持し、

―国際開発金融機関（MDB）に対し、受益国による公共支出と予算管理の強化を助けるよう奨励する。

債務救済及び債務救済を越えた取組

7．債務の救済、特に拡大重債務貧困国（HIPC）イニシアティブは、貧困との闘いに対する貴重な貢献ではあるが、それは極めて貧しい国々の成長を加速させるために必要なステップの一歩でしかない。我々は、23カ国が、740億ドルの当初の債務残高のうち、総額530億ドル以上の債務救済を受ける適格国とされたことを喜ばしく思う。我々は、この前進を続けなければならない。

8．特に、我々は、紛争によって影響を受けている国に対し、暴力に訴えることを止めることを期待する。そのように行動するならば、我々は、これらの国が債務救済を受けるために必要な措置をとることを助ける努力を強化することを確認する。我々は、HIPCイニシアティブは、力強い国内政策を確保するためのこれらの国による改革及びドナーによる責任ある貸付と相俟って、HIPCを持続不可能な債務負担からの永続的な脱却に導くためのものであることを確認する。

9．債務救済を越えて、我々は、次の相互に補強し合う３つの点について集中的に議論した。

―開発途上国の世界貿易体制への一層の参加

―民間投資の増大

―保健、教育及び食糧安全保障の促進に向けたイニシアティブ

10. 開放的な貿易と投資は、世界的な成長と貧困の削減を推進する。それゆえ、我々は、本日ここに、均衡のとれたアジェンダの下での世界貿易交渉に関する野心的な新ラウンドの立ち上げを支持することに合意した。

11. 世界的な交渉によって市場を開放することは、最大の経済的恩恵を開発途上国にもたらすものであるが、我々は、武器以外のすべての後発開発途上国（LDC）産品への無税・無枠措置、一般特恵制度及び同様の目的のためのその他すべての取組といった、LDCの市場アクセスの向上のために既に実施された措置を全面的に支持する。我々は、すべてのLDC産品が無税・無枠の市場アクセスを得られるよう努力するとの、第３回国際連合LDC会議における誓約を確認する。我々は、LDCが世界貿易体制に参加し、貿易を基礎とした成長の機会を利用するための努力を支援する。

12. 市場アクセスの増大は、開発途上国がそれを活用する能力を伴わなければならない。したがって、開発途上国が開かれた市場から利益を得ることを助けるため、我々は、貿易に関連する援助をより協調的なものとし、

―技術的な基準、関税システム、世界貿易機関（WTO）の加盟国となるために必要な立法、知的所有権の保護及び人的資源の開発に関する二国間援助を供与する。

―貿易関連技術協力に関する統合フレームワークの作業を支援する。

―国際金融機関に対し、貿易と投資に対する障害を除去し、貿易を振興するために不可欠な制度や政策の確立を助けるよう奨励する。

―途上国に対し、貿易の拡大を貧困削減戦略に取り込み、これを政策の中心とすることを強く求める。

13. 経済を成長させ、生産性を向上させ、また、生活水準を向上させる上で、民間セクターによる投資の増大は必要不可欠である。我々は、開発途上国が民間投資環境を向上させることを助けるため、MDB及びその他の関連する国際機関に対し、官民のパートナーシップ及び投資に関する最良の慣行や、コーポレート・ガヴァナンスの分野における規則と基準、会計基準、一層の競争及び透明な税制の確立を含む、開発途上国による国内改革努力を支援するよう強く求める。我々は、世界銀行に対し、最貧国における民間セクター開発の促進計画に対して追加的な支援を行うよう要請する。我々は、知識集約型経済への一層の投資を促進するため、WTO及び世界知的所有権機関に対し、世界銀行と協力しつつ、最貧国が知的所有権に関する国際規則を遵守することを助けるよう要請する。

14. 政府開発援助（ODA）は、必要不可欠である。我々は、開発援助の有効性を強化し向上することにより、「国際開発目標」を達成するために開発途上国と共に努力する。我々は、援助の有効性を高め、ドナー間のよりバランスのとれた努力分担を達成するような、OECDのDACによる画期的なLDCアンタイド化勧告を実施することにコミットする。

15. 我々は、昨年沖縄で、感染症との闘いにおいて飛躍的な前進を達成すること及び病気と貧困の悪循環を断ち切ることを約束した。我々は、このコミットメントを果たすため、また、国際連合総会からの要請に応えるため、国際連合事務総長と共に、HIV／エイズ、マラリア及び結核と闘うための新たな「世界基金」を立ち上げた。我々は、本年中にこの基金が活動を開始することができるようにする決意である。我々は、13億ドルをコミットした。この基金は、官民のパートナーシップに基づくものであり、我々は、他の国々、民間セクター、財団及び学術機関に対し、各々が資金的、物的貢献、あるいは専門知識の共有を通じた貢献をもって参加するよう要請する。既になされた約５億ドルに達する一層のコミットメントを歓迎する。

16. この基金は、治療及びケアと一体となった予防に重点をおく統合的アプローチを促進する。この基金は、立証された科学的及び医学的効果、迅速な資金移転、低くおさえた業務コスト並びに結果を重視する簡素な組織といった原則に従って活動を行う。我々は、基金の存在が、ドナー間の一層の協調を促進し、民間セクターによる研究開発に対し更なるインセンティブを与えることを期待する。基金は、パートナー諸国各々の保健計画に組み込むため、既存のプログラムと整合性がとれた形で追加的資金を提供する。開発途上国が、基金の目的及び活動に関与することは、これらの国々のオーナーシップ及び成果へのコミットメントを確保する上で極めて重要である。NGOを含む地域レベルのパートナー及び国際機関は、基金を成功裡に活動させる上で有益であろう。

17. 国の確固たる保健制度は、効果的な予防、治療及びケアの実施並びに必要不可欠な保健サービス及び医薬品への差別なきアクセスを改善する上で、引き続き中心的な役割を担う。HIV／エイズ及び他の疾病に効果的に対処するには、保健セクターを超えた社会全体での行動が必要である。我々は、より容易に薬が入手できるようにするため製薬業界がとった措置を歓迎する。我々は、新たな世界基金との関連で、薬が安価で医学的に効果的な方法で可能な限り幅広く供給されることを促進するため、製薬業界及びこれら疾病の影響を受けている国々と協力する。我々は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs）の関連条文の援用に関してWTOにおいて行われている議論を歓迎する。我々は、これら疾病の影響を受けている国々が、薬を必要としている国民、特に経済的余力がないため基礎的な医療を受けることができない人々の薬の入手を確保するため、この協定により与えられている柔軟性を活用することが適切であると認識する。同時に、我々は、命を救う薬の研究開発への必要なインセンティブとし

て、強力かつ効果的な知的所有権の保護に対する我々のコミットメントを再確認する。

18. 教育は、成長と雇用の中心基盤である。我々は、各国が2015年までに普遍的な初等教育を達成するというダカール行動枠組みの目標の達成を支援するとの我々のコミットメントを再確認する。我々は、地域主体の戦略を支える上で開発援助の有効性を高めることの必要性に合意する。各国の貧困削減戦略及び我々の開発プログラムにおいて、教育、とりわけ普遍的な初等教育及びあらゆるレベルにおける女児への平等な教育機会の付与に、高い優先順位が与えられなくてはならない。HIPCイニシアティブを実施した結果利用可能となった資源は、これらの目標に寄与し得る。我々は、進展を測り、最良の慣行を特定し、また、成果についての説明責任を確保するための評価システムの構築を支援する。また我々は、教員の訓練に重点を置く。我々は、G8デジタル・オポチュニティ作業部会（ドット・フォース）の作業を踏まえ、最良の慣行に沿った形で教員を訓練し、また、教育戦略を強化するため、情報通信技術（IT）の利用を拡充することに取り組む。我々は、特に、民間セクターに対し、インフラ、IT及び学習教材への新たな投資機会を検討するよう奨励する。我々は、MDBに対し、教育に対してより焦点をあて、健全な戦略を有していながら十分な資源を欠いている国々に今後の活動を集中させ、来年、G8に報告するよう奨励する。我々は、普遍的な教育のため主要な役割を担うUNESCOを支持する。また我々は、児童労働と闘う努力を支援するため国際労働機関（ILO）と協力し、就学率を向上させるためのインセンティブを醸成する。

19. 我々は、開発途上国、関連する国際機関及び他の利害関係者との協力の下でダカールの目標を追求する最善の方法について我々に助言させるため、G8の上級専門家からなる作業部会を設立する。この作業部会は、我々の次回会合までに提言を提出する。

20. 2001年11月の「世界食糧サミット：5年後会合」が近づいているが、食糧安全保障は未だ確立されていない。少なくとも2億5千万人以上の児童を含む8億人以上の人々が依然として深刻な栄養失調の状態にある。我々の貧困削減戦略の中心的課題は、引き続き、十分な食糧供給へのアクセス及び農村地域開発である。農業への支援は、ODAの極めて重要な手段である。我々は、国家戦略にこのための計画を盛り込み、農業科学分野における訓練を強化しつつ、貧困国の能力開発に努力する。農業生産性を高めるため、あらゆる努力が払われるべきである。とりわけ、開発途上国において、バイオテクノロジーを含め、十分に試行された新技術を安全かつ地域の状況に適合した形で導入することは、伝統的な手法よりも少ない農薬と水を用いての農作物の生産量の大幅な増加にとって、大きな潜在的な可能性を有する。我々は、開発ニーズに対処する上で、バイオテクノロジーの責任ある利用について研究し、共有し、及び促進することにコミットする。

21. 我々は、最も食糧が不足している地域、特にサハラ以南アフリカや南アジアに目標を設定し、また、引き続き、南南協力を奨励する。我々は、国際機関及びNGOが救済活動において果たしている極めて重要な役割を支持する。我々は、国の貧困削減及び部門別の戦略は、新生児やその母親を含む社会的弱者の栄養上のニーズを適切に考慮したものであるべきと信じる。

ITが提供する機会（デジタル・オポチュニティ）

22. ITは、開発途上国の成長の加速、生活水準の向上及びその他の開発における優先課題の達成を支援する上で非常に大きな可能性を有する。我々は、沖縄のマンデートを成功裡に履行したデジタル・オポチュニティ作業部会（ドット・フォース）の報告書及びジェノヴァ行動計画を支持する。政府、民間セクター、非営利セクター及び開発途上国政府各々の代表による直接的な参加は、デジタル技術が開発ニーズを満たすことを確保する上で独特な形を提供する。我々は、このプロセスを引き続き支持し、すべての利害関係者によるオーナーシップの発揮、専門知識及び資源の動員並びにこ

の成功裡の協力の増進を奨励する。我々は、ジェノヴァ行動計画の実施について、G8議長国の報告に基づき次回サミットでレヴューを行う。また我々は、電子政府が、市民に力を与え、不可欠な行政サービスをより効率的に提供することにより、いかに民主主義及び法の支配を強化し得るかについての行動計画の策定を奨励する。

将来への遺産

環境

23. 我々は、地球がさらされている脅威に対するグローバルな解決策を見出すとの決意を確認する。我々は、気候変動がグローバルな解決策を必要とする喫緊の課題であることを認識する。我々は、強いリーダーシップを発揮することにコミットする。大気圏中の温室効果ガスの集積を安定化させるとの国際連合気候変動枠組条約の究極の目的と整合的な、迅速かつ効果的で、持続可能な行動が必要である。我々は、市場及び技術の力を利用しつつ、様々な柔軟な手段を通じてこの条約の下での国家としてのコミットメント及び義務を果たすことを決意する。この文脈で、我々は、気候に関連する科学及び研究における協力を強化することの重要性に同意する。我々は、技術移転及びキャパシティ・ビルディングにおける我々G8各国と開発途上国との間の協力を促進する。

24. 我々は、温室効果ガスの排出を削減する必要性について完全に合意している。京都議定書及びその批准に関しては、現時点では意見の不一致があるが、我々は、我々の共通の目標を達成するため、集中的に協力していくことにコミットする。このため、我々は、ボンにおいて再開された第６回締約国会議（COP6）に建設的に参加しているが、全ての関連するフォーラムにおいても引き続き同様の姿勢で臨む。我々は、最近のG8各国間及びその他の国々との間で議論が深化していることを歓迎する。

25. 我々は、我々の努力が、環境を保護するとともに、現在及び将来の世代のための持続可能な開発という我々が共有する目的と両立する経済成長を確保するとの結果に最終的に帰結しなければならないことを再確認する。

26. 我々は、政府、ビジネス界及び科学者、並びに市民社会の代表の参加を得て、気候変動に関する世界会議を2003年に開催するとのロシアの提案を歓迎する。

27. 我々は、持続可能な開発、エネルギー供給の多様化及び環境の保全のため、再生可能エネルギーの重要性を認識する。我々は、再生可能エネルギー源が我々の自国の計画において十分に考慮されることを確保するとともに、他の国々も同様の行動をとることを奨励する。我々は、世界中で、再生可能エネルギー技術に関する継続的な研究及び投資が行われることを奨励する。再生可能エネルギーは、貧困削減に寄与し得る。我々は、開発途上国が、再生可能エネルギー及びその他のクリーン・テクノロジーに対する民間セクターからの投資を呼び込むことができるようにするための、制度面での能力及び市場指向的な国家戦略を強化することを助ける。我々は、MDB及び各国の開発援助機関に対し、革新的なアプローチを採用し、再生可能エネルギーのための市場原理に基づいた融資メカニズムを開発するよう要請する。我々は、地球環境基金（GEF）が引き続き、地球規模の環境保護を支持するとともに、開発途上地域における効率的なエネルギー利用及び再生可能エネルギー資源の開発を推進する良き慣行を醸成するよう強く求め、また、第三次増資のための十分な資金コミットメントの必要性を強調する。我々は、沖縄において設立された再生可能エネルギー・タスクフォースの活動に参加したすべての人々に感謝する。G8のエネルギー担当大臣は、これら及びその他のエネルギー関連の問題について議論するため、来年、会合を開催する。

28. 我々は、2002年にヨハネスブルグにおいて開催される「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」をリオ・プロセスの重要な里程標として期待している。持続可能な開発の３つの次元―経済成長の推進、人間及び社会の発展の促進、環境の保護―は、我々の協調的な行動を必要とする相互に依存している目的である。我々は、開発

途上国とのパートナーシップの下、行動指向的な結果につながる前向きかつ実質的な議題について、市民社会の参加を得て準備プロセスを進めていくよう努めていく。我々は、最近の「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs）」の採択を歓迎し、その早期の発効を強く促す。

29. 我々は、我々の輸出信用機関（ECAs）が高い環境上の水準を遵守するよう確保することにコミットする。したがって、我々は、沖縄において、関連するMDBの経験を踏まえ、ECAsのための共通の環境上の指針を作成することに合意した。昨年からの進展を踏まえ、我々は、OECDにおいて、年末までに沖縄のマンデートを履行する勧告につき合意に達することにコミットする。

食品の安全性

30. 食品の安全性が国民にとり決定的に重要であることを十分に認識し、我々は、透明で、科学的でルールに基づいたアプローチを引き続き支持するとともに、入手可能な科学的情報が不完全であったり矛盾したりしている状況において、どのように食品の安全性についての予防措置が適用されるべきかに関する、より幅広い世界的な合意を得るための我々の努力を強化する。我々は、政府、科学者、消費者、規制当局者及び市民社会の関係者の間で行われている対話を評価する。これは、開放性と透明性の原則に基づくものでなければならない。我々は、食品の安全性に関する利益及びリスクについての国民の明確な理解を促進する責任を認識する。我々は、独立した科学的助言、健全なリスク分析及び最新の研究成果に基づいた食品の安全性に関する情報を消費者に提供するよう努力する。我々は、科学と整合性を持つ、リスク管理のための効果的な枠組みが、消費者の信頼を維持し、国民の受容を育成する上で、鍵となる要素であると信じる。

31. 我々は、新しいバイオテクノロジー、食品及び穀物に関して最近開催されたバンコク会議並びにOECD加盟国及びロシアの規制当局者によるアドホック会合の結果を歓迎する。我々は、関連する国際機関に対し、適当な場合には、それら各々のマンデートの範囲内で、この会議のフォローアップを行うよう奨励する。更に、我々は、FAO／WHO食品安全当局者のグローバル・フォーラムの設立を歓迎する。また我々は、食品の安全性の科学に関する均衡のとれた専門家の見解を公表するインター・アカデミー・カウンシルの活動を評価する。これらのすべての会合は、食品の安全性に対する国民の信頼を強化するための対話のプロセスへの我々のコミットメントを示すものである。

すべての人が参加する社会における一層の繁栄

雇用

32. 経済パフォーマンスとすべての人が参加する社会は相互に依存するとの強い信念の下、我々は、昨年トリノにて開催されたG8労働大臣会合の勧告に沿った政策を実施することにコミットする。我々は、G8トリノ憲章「活力ある高齢化に向けて」において述べられているとおり、我々の経済及び社会にとって資源の大きな宝庫である高齢者の一層の活動を歓迎する。

国際組織犯罪及び薬物との闘い

33. 我々は、国際組織犯罪と闘うとの我々のコミットメントを再確認する。このため、我々は、本年ミラノで開催されたG8法務・内務大臣会合の成果を強く支持する。我々は、司法協力及び法執行の分野、並びに、腐敗、サイバー犯罪、オンライン上の児童ポルノ及び人の密輸との闘いにおける更なる進展を奨励する。

34. 昨年宮崎で開催された薬物専門家によるG8アドホック会合及び麻薬系薬物をめぐる世界経済についての最近のロンドン会合のフォローアップとして、我々は、麻薬系薬物の不法取引及び使用を抑制するための努力を強化する。

ジェノバ市民へ

35. 我々は、ジェノバ市民に対し、その歓待に感謝し、そして、彼らが耐え忍ばねばならなかった、暴力、人命の喪失及び思慮のない野蛮行為を嘆く。我々は、開発途上国及びその他の利害関係者との活発かつ実りの多い対話を維持していく。そして、我々は、平和的な抗議を行う人々が、各々の考

えを主張する権利を擁護する。しかし、我々は、民主的指導者として、世界に影響を与える極めて重要な問題に関する我々の議論に対して少数の暴力的な人々による妨害が容認されることは受け入れることはできない。我々の取組は今後も継続する。

次回サミット

36. 我々は、カナダのアルバータ州において来年６月26日から28日に再度会合するとのカナダの首相の招聘を受諾する。

（出所）外務省ウェブ・ページ

11-28　7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

1989（平成元）年４月２日　ワシントンD.C.

カナダ、フランス、西独、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、４月２日、ワシントンD.C.において、現在の世界経済及び金融の諸問題につき意見交換を行うため会合した。また、IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

大臣及び総裁は、合意された経済政策協調プロセスに基づいて、各国の経済政策及び見通しについて検討を行った。昨年の成長は予想を上回るものとなり、また、そのパターンは世界的な調整に寄与してきている。インフレは1988年には一般的に緩やかなものにとどまっていたが、最近、いくつかの国でインフレ圧力が生じている。対外不均衡の大きい国においては、不均衡が縮小してきている反面、最近、調整速度が緩やかになっている。為替レートは総じて安定している。

大臣及び総裁は、インフレなき成長を持続させていくことが世界経済の諸問題に対処していくうえで重要であり、依然として協調プロセスにおける中心的目標であることに合意した。これらの努力が成功するかどうかは、インフレの抑制及び対外不均衡の漸次是正を引き続き進展させていくことにかかっている。大臣及び総裁は、昨年における対外不均衡の縮小を歓迎しつつも、その一層の縮小が必要であることを強調した。

経済の現状についての以上のような評価に基づき、大臣及び総裁は、引き続き努力が必要であるとの結論に達した。財政赤字及び貿易赤字のある国においては、特に米国及びカナダとイタリアにおいて、国内バランス及び対外バランスを改善しインフレなき持続的成長を達成するうえで、金融政策を補完するために財政赤字を一層削減することが必要である。主要な黒字国においては、インフレなき内需の適切な伸びを維持し、対外調整を進めるような経済政策及び構造政策を追求すべきである。すべての国でインフレなき成長を維持するのに役立つ構造改革を行っていかなければならない。昨年を通ずる為替レートの安定は、世界経済の成長を維持し対外不均衡を縮小するという成果を達成するために貢献を行ってきているし、また、そういう成果が為替レートの安定に貢献してきている。大臣及び総裁は、調整努力を阻害するようなドルの上昇又はドルの過度の下落は逆効果となろうということで合意し、さらに、為替市場において緊密に協力していくという彼らのコミットメントを再確認した。

大臣及び総裁は、貿易の自由化をさらに進めるために、ウルグアイ・ラウンドを着実に進展させることが重要であることを再確認した。彼らは、保護主義が世界的な調整プロセスにとって危険であることを強調し、保護主義の抬頭がある場合には、いつでもこれに抵抗していくことをコミットした。より開放された国際貿易体制は、世界経済の健全性を維持するために不可欠である。

国際債務の状況を再検討するに当たり、大臣及び総裁は、いくつかの国において進展が見られたことを認識したが、深刻な問題が残っていることを懸念している。ベルリン・コミュニケにおいては債務戦略の一層の発展をみることが奨励されたが、これとの関係でいくつかの国による最近の諸提案を議論した。

大臣及び総裁は、ケース・バイ・ケースかつ成長指向の債務戦略の主要な原則は依然有効であることに合意した。しかし、大臣及び総裁は、IMF及び世界銀行と協調して、根本的かつ説得力のある経済改革を実施する国のために、新規貸出しの補完として民間銀行との合意による自発的な債務削減・利払軽減により重点をおくことにより、こうした債務戦略が強化されるべきと考えた。彼らは、これが、新たな所要資金量をより管理可能な水準

へ大幅に縮減し、次第に債務残高を縮小させることにより、国際債務問題の解決への努力に重要な貢献をすると考えた。

彼らは、IMF・世界銀行に対して、それぞれの役割の中で、持続的進歩にとり不可欠な経済改革プログラムについて債務国とともに作業を継続するとともに、この関連でMIGAの役割をも留意しつつ、新規投資を引出し、逃避資本の還流を促進するための諸施策により重点を置くことを奨励した。

また、彼らは、IMF・世界銀行に対し、その確立された原則に従って、実質的な経済改革を行うことをコミットしている国の債務負担を軽減する努力を支援するための適切な措置を採ることを奨励した。このような支援が行われる場合には、債務削減を容易にするために政策調整融資の一部を区分して扱うようにしなければならない。更に、この二機関は、大幅な債務削減・利払軽減策に対する限定的な利払支援制度の確立を検討すべきである。債務削減及び利払軽減に関する具体的な交渉は、債務国と民間銀行の間で行われるべきことがらである。

大臣及び総裁は、債務問題解決における民間銀行の重要な役割を再確認した。さらに、彼らは、新規貸出しと債務削減・利払軽減メカニズムとの幅広いメニューを通じた、多様化された民間銀行からの資金支援が、健全な経済改革プログラムを支援するために必要であることに同意した。幅広い範囲に及ぶ自発的債務削減・利払軽減策を奨励するため、大臣及び総裁は、民間銀行界に対して、現在の民間銀行の融資契約にある制限的な契約条項を一定期間放棄することにつき交渉することを検討するよう奨励した。また、彼らは、金融システムの安全性と健全性を維持することと整合性を保ちつつ、債務削減・利払軽減策への不必要な阻害要因を除去するために、銀行規制･税制･会計慣行を見直すことに合意した。

大臣及び総裁は、IMFに対して引き続きパリ・クラブと積極的に共同していくことを奨励した。

大臣及び総裁は、世界経済の成長の重要性を強調した。彼らは、最後に、すべての関係者に対して、協調的に作業を進め、国際債務戦略を強化するための上記の諸点を早急に具体化するよう呼び掛けた。

（出所）『第13回大蔵省国際金融局年報　平成元年版』（平成元年10月31日）277–278ページ

11–29　7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

1989（平成元）年９月23日　ワシントンD.C.

カナダ、フランス、西独、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1989年９月23日、ワシントンD.C.において、現在の国際経済及び金融の諸問題につき意見交換を行うため会合した。また、IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

大臣及び総裁は、各国の経済政策及び見通しについて検討を行った。彼らは、各国の経済が今年もまた堅調に成長しており、現在の成長は来年においても継続するものと見込まれることに留意した。更に、適切な政策の実施により物価上昇率は引き続き抑制されているが、なお警戒が必要であり、特に物価上昇圧力が続いている国において警戒が必要である。大幅な対外不均衡の削減においても、その調整速度は落ちているものの、一層の進展が見られている。大臣及び総裁は、最近数か月におけるドルの上昇は、長期的視点から見た経済の基礎的諸条件に合致しないと考えた。彼らは、当面の水準を超えるドルの上昇又は過度のドルの下落は世界経済の今後の見通しに悪影響を与えることで合意した。このような状況において、彼らは、為替市場における緊密な協力に合意した。

大臣及び総裁は、経済政策協調プロセスへの支持を再確認し、相対的に低インフレの持続的成長を７年にわたりもたらしてきた経済政策を引き続き遂行していくことの重要性を強調した。彼らは、現在米国が実施しているグラム・ラドマン法に基づく財政赤字目標を達成する措置の実行による連邦財政赤字の削減努力を慫慂した。彼らはまた、カナダ、イタリアにおける一層の赤字削減と、カナダ、イタリア、英国における物価上昇を抑制する努力を慫慂した。フランスは投資を促進するために引き続き貯蓄を奨励するだろう。黒字国、つまり日本及び西独は、大きな対外不均

衡を相当程度削減するために、中期的に内需の伸びと生産の伸びとの間に十分な余地を持ったインフレなき成長を推進することを目指した経済政策を引き続き採っていくだろう。全ての国は、経済の効率性を高める改革を実施すること、外国商品・サービスに対してその経済を開放すること、補助金や過度の規制を減らすこと、そして貯蓄の不十分な国においてはそれを促進するための適切な手段をとることが必要である。

大臣及び総裁は、ウルグアイ・ラウンド貿易交渉を早期かつ成功裡に終結することの重要性を再確認した。彼らは、保護主義に抵抗し、開放的な多角的貿易体制を強化する決意を表明した。

大臣及び総裁は、東欧のいくつかの国、特にポーランドとハンガリーにおいて現在進行中の歴史的な出来事について討議し、より開放的で市場指向型の経済を構築しようとする計画への強い支持を表明した。彼らはポーランド政府に対し、IMFとの間で強力かつ持続的なプログラムを早期に合意するよう強く求めた。また、かれらは、このようなプログラムを、パリ・クラブのリスケを含む二国間及び多国間の行動を通じて支援する用意がある。

大臣及び総裁は、新債務戦略への支持を表明し、これまでに大きな進展がなされたことを認識した。彼らは、IMF及び世界銀行が、債務削減・利払い軽減を支援する上での実行上のガイドライン作成に当たり示した迅速かつ実効的な対応を賞賛した。

大臣及び総裁は、債務問題の解決に当たっての民間銀行の中心的役割を再確認した。彼らは、更に、銀行からの多様な金融支援が、新規融資から債務削減・利払い軽減メカニズムに至る広い措置を通じて健全な経済改革プログラムを支援するために必要であることに合意した。また、彼らは、債務削減・利払い軽減措置に対する不必要な障害を除去するとの観点から、金融制度の安全性や健全性と矛盾しないように、銀行規制、租税及び会計原則の見直しを行ったこと、その見直しは、このような措置を促進する手続きを明確にするのに役立ったことに留意した。

大臣及び総裁は、持続的成長、維持可能な国際収支ポジション、そして民間金融市場への通常のアクセスの回復を実現するためには、債務国がマクロ経済政策及び構造政策面の改革を継続的に実施していくことが中核的重要性を有すると、改めて強調した。彼らは、資本逃避を逆転させ外国からの投資を引きつける補完的努力が、債務削減・利払い軽減への支援を求める国に対するIMF及び世界銀行のプログラムの中で特に重要な要素であることに留意した。

大臣及び総裁は、IMF及び世界銀行の今回の会合において議論される他の論点についても検討を行った。大臣及び総裁は、IMF理事会が、総務会により本年末までの決着を図るとの観点から、第９次増資についての作業を完了するように促されていることを想起した。

（出所）『第14回大蔵省国際金融局年報　平成２年版』（平成２年11月30日）263–264ページ

11–30　７カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

1990（平成２）年４月７日　パリ

カナダ、フランス、西独、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1990年４月７日、パリにおいて会合し、現在の世界経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。また、IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

大臣及び総裁は、各国の経済政策及び見通しについて検討を行った。彼らは、前回の会合以降いくつかの国において、その経済成長がより持続的な水準に減速してきたことに留意した。しかし、力強い投資が各国経済に大きな刺激を与えているため、全体的な成長の見通しは引き続き良好、インフレも依然として抑制されており、また対外不均衡も、その程度にはばらつきがあるものの、減少してきている。

大臣及び総裁は、成長を持続させ、物価上昇率を低水準にとどめ、為替レートをより安定させるために、マクロ経済政策及び構造政策について、引き続き緊密な協調が必要であることを表明した。この関連で、彼らは、現在の物価上昇率について引き続き警戒を要することで合意した。彼らは、財政及び経常収

支が赤字である国が、財政赤字を削減し、民間貯蓄を増加させるべきである、ということについて合意した。彼らは、また、対外黒字を有する国が同時に、適切なマクロ経済政策及び構造政策を通じて、インフレなき内需の成長を促進することにより、引き続き対外調整に貢献するべきであることについても合意に達した。彼らは、また、全ての国において、適切な構造政策の活用を通じて、貯蓄が促進されるべきであることについて合意した。

大臣及び総裁は、世界の金融市場の展開、特に円の他の通貨に対する下落について、また、その世界的な調整過程に対する望ましからざる結果について議論を行った。そしてその展開について常時検討していくことを合意した。彼らは為替市場における協力を含め、経済政策協調についてのコミットメントを再確認した。

大臣及び総裁は、数十年の中で最も深遠なものと考えられる、東欧における市場指向型経済に向けての改革を歓迎した。彼らは、改革中の国々が民間資金の流れ、情報や専門知識の交換に対する障害を取り除くことに資することにより、適切な二国間及び多国間援助を通じて進行中のプロセスの成功に貢献する意図を表明した。彼らは、これらの改革がもたらし得る効果について検討し、評価を行った。彼らは、両独経済通貨同盟が世界の成長の改善及び欧州内の対外不均衡の削減に貢献し得ることに留意した。

（出所）『第14回大蔵省国際金融局年報　平成２年版』（平成２年11月30日）264-265ページ

11-31　７カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

1990（平成２）年５月６日　ワシントンD.C.

カナダ、フランス、西独、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1990年５月６日、ワシントンD.C.において会合し、現在の世界経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。また、IMF専務理事が７カ国の最近の経済動向についての議論に参加した。

大臣及び総裁は、４月７日の会合以来の各国経済の動向及び世界の金融市場の動きについて検討を行った。彼らは為替市場が最近安定していること及び先進国の成長が継続していることを満足の意をもって留意した。しかしながら、彼らは、価格上昇圧力には引き続き警戒が必要であることに合意した。また、彼らは、パリでの会合以来円が安定してきていることには留意しつつも、現在の水準が世界的な調整過程に対して望ましからざる影響をもたらすかもしれないと依然として考えている。彼らは両独経済通貨同盟に向けての最近の動きについて議論し、この過程が世界的なインフレなき成長の改善と対外不均衡の是正とに貢献するだろうということで合意した。この過程は、国際社会から同時に支援されている東欧の好ましい経済の展開にも貢献するだろう。

彼らは経済、通貨の展開について常時検討していくことに合意し、為替市場における協力を含め、経済政策協調についてのコミットメントを再確認した。

大臣及び総裁は保護主義に対抗していく決意を強調した。彼らは、ウルグアイ・ラウンドが成功裡に終結することが、開放的かつ成長する世界経済の進展のために極めて重要であることを強調した。

大臣及び総裁は、新債務戦略を引き続き強力に支持することを表明し、重債務国６カ国と民間銀行との合意を含め、これまでに大きな進展があったことに意を強くした。彼らは、ケース・バイ・ケース・アプローチへの支持と債務削減・利払い軽減のためのIMFと世界銀行の資金支援のあり方に関するガイドラインへの支持を再確認した。彼らは、債務国が

改革を継続させることの中心的重要性を改めて強調し、IMF及び世界銀行のプログラムの中で、債務国にとっての新たな資金源として、新規投資を誘引し、逃避資本を還流させるような措置を一層強調するよう要請した。

大臣及び総裁は、IMF第９次増資についても議論を行った。彼らは、50％の増資を行えば、世界経済における中心的な責任を果たすための資金をIMFに対して供給することになろうとの点で合意した。彼らはまた、増資と不可分の一部としてIMFへの債務履行遅滞国に対する対策を強化する必要があることにつき合意した。

（出所）『第14回大蔵省国際金融局年報　平成２年版』（平成２年11月30日）265ページ

11-32　７カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

1990（平成２）年９月22日　ワシントンD.C.

カナダ、フランス、西独、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1990年９月22日、ワシントンD.C.において会合し、現在の国際経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。また、IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

大臣及び総裁は、各国経済の動向と見通しについて検討を行った。彼らは、湾岸危機に伴う石油価格の上昇が、インフレと経済成長の低下という二つのリスクをもたらしていることに留意した。大臣及び総裁は、正しい政策対応は、安定を指向する金融政策と健全な財政政策から成ると考える。このような対応は、基調インフレ率が石油価格の上昇による影響を受けることを防ぎ、これによって経済成長の低下のリスクを軽減するのに役立つべきである。

湾岸危機に伴う不確実性とその石油市場へのインパクトにもかかわらず、大臣及び総裁は、各国経済におけるエネルギー効率の向上により、上昇した石油価格への調整がより良く進み、次第に石油の需給バランス改善に資すると信じる。

石油価格の動向にもかかわらず、今年、各国経済、特に欧州大陸と日本は、堅実な成長を遂げつつあり、７カ国経済の拡大は来年も継続し、持続的成長は９年目を迎えるであろう。対外不均衡は今年さらに縮減されつつあり、内需と生産の伸びのバランスの現状と見込みは、依然調整過程を支えるものである。

大臣及び総裁は経済政策協調プロセスへの支持を再確認した。彼らは、赤字国が引き続き財政赤字を削減し民間貯蓄を増大させる努力を行うことを強く促した。彼らは、意味のある永続的な財政赤字削減を行うために、米国が予算サミットを迅速かつ成功裡に終結させることを奨励した。黒字国はインフレなき内需の持続的成長を継続しなければならない。全ての国は経済の効率性を推進する構造改革を実行する必要がある。

大臣及び総裁は世界の金融市場の最近の動向について検討した。彼らは、株式市場で株価が相当程度下落した一方で、世界的な不確実性にもかかわらず為替市場が秩序を保ってきたことに留意した。彼らは、前回の会合で当時の円のレベルが世界的な調整過程に対して望ましからざる影響をもたらすかもしれないと考えていたことを再び想起した。彼らは、それ以来円が上昇したことに留意し、また、今や為替相場は対外不均衡の継続的な調整と概ね斉合しているとの結論に達した。彼らは経済政策協調プロセスの一環として、為替市場における緊密な協力を継続することに同意した。

大臣及び総裁は保護主義に対抗していく決意を強調した。彼らは、開放的で成長を続ける世界経済の推進のため、1990年中にウルグアイ・ラウンドを成功裡に終結させることの緊要性を強調した。

大臣及び総裁は、世界中の多くの国が最近の石油価格の上昇と湾岸地域の状況の経済的な帰結に影響を被りやすいことに留意した。彼らは「周辺国」に対して短期的及び中期的な経済支援を供与するために国際的な努力が行われていることを歓迎した。深刻な影響を受けている国々の問題に対処するために、彼らは、IMFと世界銀行に対して、加盟国の改革努力を支援するうえで柔軟に対応するよう、迅速に、適切な措置を採ることを要請した。特に、彼らは、IMFに対して、影響を受けている国々のため、輸出変動・偶発補償融資制

度（CCFF）及びIMF資金へのアクセスについて検討するよう要請した。

大臣及び総裁は、新債務戦略への支持を再確認した。彼らはベネズエラの民間銀行とのパッケージの成立に向けた最近の進展を歓迎し、ブラジルに対しては、IMFとの公式の取極を結ぶうえで、対外債権者に対する債務履行遅滞問題を解決するよう期待する。彼らは、また、民間銀行に対して新たな金融パッケージに関する交渉を開始した他の国々との交渉を迅速に進めることを期待する。彼らは、ラテン・アメリカにおける投資、成長及び債務削減を促進することを企図する「中南米イニシアティブ」を実行しようとしている米国の努力を歓迎した。

大臣及び総裁は、中欧・東欧において経済の構造改革のための努力が払われていることに留意した。彼らは中欧・東欧における積極的な経済の発展に資するであろう両独の統一と東独の市場経済への転換を歓迎した。彼らは、また、ソ連で経済改革に対して引き続き優先度が与えられていることを歓迎した。

大臣及び総裁は、重債務低中所得国に対する債務繰延べにおいて、繰延べ期間を15年に延長し、債務の株式化及び他の債務転換を許容するというパリクラブによる最近の決定を歓迎した。彼らは４カ国が既にこれらの新しい条件を利用したことに留意した。大臣及び総裁は、パリクラブに対して、最貧重債務国を支援するために最近提出された提案を含め、債務負担に対処するための追加的なオプションの検討を継続することを奨励した。

（出所）『第15回大蔵省国際金融局年報　平成３年版』（平成３年９月30日）276–277ページ

11–33　７カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

1991（平成３）年１月21日　ニューヨーク

カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1991年１月20日と21日、ニューヨークにおいて会合し、現在の国際経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

大臣及び総裁は、各国の経済政策及び見通しについて検討を行い、この重大な時における経済政策協調への支持を再確認した。彼らは、G7諸国の経済成長は減速したものの、世界経済の拡大は続き、今年後半には経済活動が上向きになる見込みであることに留意した。彼らは、ドイツと日本の成長が依然として特に力強いことに留意した。健全な財政政策の実施は、安定指向の金融政策と相まって、世界的な金利の低下と、世界経済の強化をより容易にする環境を作りあげるであろう。彼らはまた、ウルグアイ・ラウンドの時機を得た成功裡の終結が重要であることを強調した。

大臣及び総裁はまた、湾岸戦争とソ連の動向から生じた不確実性に照らし、世界の金融市場の状況を議論した。彼らは、協力を強化し、為替市場の動向を監視していくことを合意した。大臣及び総裁は、状況に応じ、国際金融市場の安定を維持するために対処する用意がある。

（出所）『第16回大蔵省国際金融局年報　平成４年版』（平成４年９月30日）276–277ページ

11–34　７カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

1991（平成３）年４月28日　ワシントンD.C.

カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1991年４月28日、ワシントンD.C.において会合し、現在の国際経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。IMF専務理事が経済の状況及び世界経済の見通しについての議論に参加した。

大臣及び総裁は、G7諸国が、経済力と責任を共有している高度に相互依存的な世界経済の一部をなすことを強調した。従って、国際的な経済政策協調を継続していくことが彼らの共通する目標である物価安定を伴った持続的成長を達成するうえで不可欠であることを再認識し、政策協調プロセスへの支持を再確認した。

このことを念頭において、大臣及び総裁は、湾岸戦争終結後の世界経済の状況と見通しに

ついて検討を行った。彼らは、景気後退にある国々において、経済の回復とインフレの低下が見込まれる兆候があることに留意した。彼らはまた、最近まで力強い経済拡大を続けてきた国々において高い実質金利が継続し経済活動が減速していることに留意した。

このような背景の下に、大臣及び総裁は、実質金利の低下と物価安定を伴った世界経済の持続的回復の基礎を提供する金融・財政政策の重要性を強調した。彼らは、このような中期的戦略は、現在の見通しにおける潜在的なリスクと不確実性を減少させる最善の方法であると信じた。彼らは、世界的な貯蓄の増強を目的とする政策の重要性を再確認した。彼らは、状況を緊密に監視し、そして世界経済の健全な回復及び成長を達成するために、協調プロセスの中で必要に応じて措置をとることに合意した。

貿易と成長の密接な関連に鑑み、大臣及び総裁は、また、ウルグアイ・ラウンドを成功裡に終結させることの重要性を強調した。

大臣及び総裁は、また、国際金融市場の動向について検討を行い、為替市場において緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。

大臣及び総裁は、中・東欧における改革努力及び、ラテン・アメリカ、アフリカ及びアジアで行われている改革努力を歓迎した。彼らは、世界経済の力強い回復、及び主要先進国における市場開放がこうした努力に対して必要な支持を与えるものであることに合意した。彼らは、ソ連における困難な経済状況に留意し、継続的な経済改革が必要であることに留意した。

大臣及び総裁は、開発途上国が市場指向の改革を継続することを奨励し、IMF及び世界銀行がコンディショナリティと資金供与を通じて、こうした努力を積極的に支援することの重要性を強調した。これに関連し、彼らは、年末までにIMFの増資を行うとのコミットメントを再確認した。

（出所）『第16回大蔵省国際金融局年報　平成4年版』（平成4年9月30日）277ページ

11–35　7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明
（仮訳）
1991（平成3）年6月23日　ロンドン

(1)　カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、米国及び英国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1991年6月23日、ロンドンにおいて会合し、現在の国際経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。

(2)　大臣及び総裁は、4月の会合以来の各国経済の動向を含む世界経済の状況と見通しについて検討を行った。彼らは、世界経済の回復を示す兆候が強まりつつあることに満足の意を持って留意した。彼らは、物価安定を伴った世界経済の持続的成長は、世界経済が直面している歴史的な挑戦と機会に対処するうえで極めて重要であることに合意した。彼らは、更に、このような戦略を中期的な観点から追求することが、こうした挑戦に応じるための最善の方法であることに合意し、これとの関係で、経済政策協調への支持を再確認した。

(3)　大臣及び総裁は、実質金利の低下と物価安定を伴った世界経済の持続的回復の基礎を提供する財政・金融政策の重要性を強調した。彼らは、採られるべきアプローチは各国の状況の相違を反映する必要があることを認識した。彼らは、景気後退にある国々において、経済の回復とインフレの低下が見込まれる兆候があることに留意した。他のいくつかの国では成長が減速している一方で、他の国、特にドイツと日本においては経済活動はプラスの貢献を続けている。彼らはまた、いくつかのG7諸国及びその他の国においてとられた金利の引下げを歓迎した。彼らは、金融政策は、各国の状況の相違に応じて、物価安定を伴った持続的な成長のための諸条件を提供すべきであると信じた。

(4)　大臣及び総裁は、貯蓄の増強を目的とする政策の重要性を強調した。大臣及び総裁は、G7のいくつかの国において、巨額の財政赤字を大幅に削減し金利低下の諸条件を改善するために重要な予算上の措置がとられたことに留意した。財政赤字削減を引き続き進めていくことは、国民貯蓄増強の

ために極めて重要である。こうした努力は、特に貯蓄率が低い国において、民間貯蓄の阻害を減少させるための措置によって補強されるべきである。

(5) 大臣及び総裁は、また、最近の国際金融市場の動向について検討を行い、秩序ある市場の必要を考慮し、必要な場合には為替市場における適切な協調行動を通じ、緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。

(6) 大臣及び総裁は、世界貿易の持続的な拡大は、経済の構造改革を行っている世界中の国々にとっても成長の重要な原動力であることに留意した。この点に関し、彼らは、ウルグアイ・ラウンドの迅速かつ成功裡の終結に最も高い優先度を与えた。東欧諸国及びソ連が直面している特に困難な状況に照らし、これらの国における貿易の見通しを改善する措置を考慮すべきである。

(7) 大臣及び総裁は、東欧諸国における改革努力を歓迎した。彼らは、ソ連における経済状況に留意し、継続的な経済改革が必要であることに留意した。これらの国々が移行と根本的改革のプロセスにおいて成功することは、これらの国々にとっても、また世界経済の成長にとっても有益である。

(8) 大臣及び総裁は、また、G7諸国において経済効率を高めるための措置をとることは世界経済の回復と物価安定に対し、重要な刺激となるであろうことを強調した。そのような措置はまた、それぞれ独自の改革を実施している改革中の諸国に力強くかつ明確なシグナルを送りうるであろう。彼らは、各国経済の機能改善のため、諸規制及び構造政策の見直しを行うことの必要性につき合意した。

(出所)『第16回大蔵省国際金融局年報　平成4年版』(平成4年9月30日) 277-278ページ

11-36　7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明
(仮訳)
1991(平成3)年10月12日　バンコク

(1) カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1991年10月11日及び12日、バンコクにおいて会合し、現在の国際経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。また、IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

(2) 大臣及び総裁は、各国経済の動向と見通しについて検討を行った。総じて見ると、1991年におけるG7諸国の成長はこれまでのところ弱かった。本年前半には各国間で景気循環の局面における相違が存続した。彼らは、米国及びカナダにおいて景気回復が進んでいる一方、英国が景気回復に向かっているということに留意した。彼らは、また、イタリアとフランスにおいて成長が好転すると見込まれることに留意した。日本とドイツにおいては、1990年の高めのペースからより持続可能の成長への減速が見られる。インフレ圧力は、より緩やかなペースの経済活動、石油価格の低下その他の要因を反映して、大部分の国、特に景気後退にある国において緩和した。インフレ圧力は、大部分の国において今後一層緩和すると見込まれる一方、その他の国では依然として強く残るものと予想される。彼らは、近年見られた対外不均衡の大幅な縮小を歓迎し、非常に大きな不均衡の再現を見ないことの重要性に留意した。彼らは、物価安定を伴った世界経済の持続的成長という共通の目標を達成するために不可欠なものとして、経済政策協調を引き続き支持していくことを再確認した。

(3) 金利は、各国における経済状況の相違により、最近数カ月の間に、日本、英国、カナダ、米国、フランス及びイタリアにおいて低下する一方、ドイツにおいては概ね変わっていない。大臣及び総裁は、財政・金融政策が、各国の状況の相違を反映しつつも、中期的な観点から、実質金利の低下及び物価安定を伴った持続的な成長の基礎を提供することの重要性を強調した。

(4) 大臣及び総裁は、世界的な貯蓄増強の重要性に留意した。彼らは、いくつかの国においてとられた予算上の措置の完全な実施が、巨額の財政赤字の大幅な削減のために不可欠であることを強調し、すべての国が非生産的な支出を抑制する必要性を強調し

た。彼らは、これとあわせ、民間貯蓄の障害の除去が重要であることを再確認した。

(5)　大臣及び総裁は、国際金融市場の動向について検討を行い、最近の為替市場の動きは対外不均衡の継続的な調整と概ね斉合しているとの認識で一致した。また、彼らは、為替市場において緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。

(6)　大臣及び総裁は、最近いくつかの証券・金融市場で不祥事が明らかになったこととの関連で、証券・金融市場及び金融システムに対する信頼性を保持していく目的で、効果的な再発防止策を講じていくことの必要性を確認した。

(7)　大臣及び総裁は、債務国の対外的自立性の維持を目的とする世界的な債務戦略への支持を再確認した。最貧重債務国については、彼らは、より譲許的な債務リストラクチュアリングの必要性を認めた。従って、彼らは、トロント・スキームでの債務救済をかなり上回るケース・バイ・ケースの追加的な救済措置をどうすれば迅速に実施しうるかにつき、パリクラブが引き続き検討するよう求めた。

(8)　大臣及び総裁は、開発戦略における市場指向型アプローチの重要性に関連し、開発途上国が民間資金流入を促し、活力ある民間部門を振興し、投資環境の改善を行うことが不可欠であることに留意した。彼らは、適切な経済政策運営に補完された民間活力の重視が、例えばアジア地域で観察されるように、多くの国における経済的な成功の源泉であることを認識した。彼らは、中南米及びカリブ諸国における投資に係る諸制度の改革を支援する上で、多国間投資基金（MIF）が重要であることにつき合意し、MIFの活動開始のために現在とられつつある措置を歓迎した。

(9)　大臣及び総裁は、IMFと世界銀行が包括的な経済改革を支援するに当たり、体系的にその責任を果たしていくためには、十分な資金を持たなければならないことを強調した。この点に関し、彼らは、1991年末までにIMFの第３次協定改正の批准とあわせ第９次増資を実現するというコミットメントを再確認し、また、他のすべての国に対し必要な措置をとるよう促した。

(10)　大臣及び総裁は、市場アクセスの改善と世界貿易の持続的な拡大が世界経済の成長の基礎であり、特に市場指向型の改革を行っている国々にとって不可欠であることに留意した。この点に関し、彼らは、ウルグアイ・ラウンドを迅速に、かつ成功裡に終結させることの重要性を再び強調した。

(11)　大臣及び総裁は、ソ連における現在の経済状況及び進行中の経済改革努力について検討を行った。彼らは、本夕非公式の意見交換を持つべく、ソ連の代表を招待した。

（出所）『第16回大蔵省国際金融局年報　平成４年版』（平成４年９月30日）278–279ページ

11–37　G7会合（ソ連関係）のコミュニケ

1991（平成３）年10月13日

1．大臣及び総裁は、ソ連で進展している歴史的な事態を討議するためにソ連の代表達との会合を昨日及び本日の二回持った。これらの会合はソ連経済の現状及びソ連における改革努力の状況に関し、ソ連と直接意見交換を行うための貴重な機会であった。

2．大臣及び総裁は連邦及び共和国が深刻な経済的・金融的問題に直面していることを認識した。大臣及び総裁はソ連の市場指向経済への移行努力をレビューした。この関連で、大臣及び総裁は最近行われたIMFとの特別提携関係の締結及び世界銀行における技術支援基金の設立を歓迎した。大臣及び総裁は国際金融機関の協力を得て適切な調整・改革政策を実施していくことの重要性を強調した。

3．ソ連の代表達はソ連が直面している現下の経済的困難について説明するとともに食糧・医療のための人道的支援の分野においてG7及びその他の諸国が採りつつある措置を歓迎した。

4．大臣及び総裁並びにソ連の代表達は、ソ連の国際収支の状況についても議論を行った。この関連で大臣及び総裁は、連邦及び共和国が国際的な信用維持及び新規信用へのアクセスを確保するために必須である次の事項を含む基本的な問題を解決しようと

していることを強く支持した。
――包括的な経済プログラムの導入
――あらゆる債務の期限通りの返済についての連邦当局及び共和国当局の双方による明確なコミットメント
――連邦及び共和国が既往及び将来の債務に係る責任を遂行するための実務上のフレーム・ワークの確立
――ソ連の経済・金融データの完全な開示

5．大臣及び総裁は、ソ連において、経済共同体を創設する条約の実施のための諸措置を含め、より開放的で民主的な政治体制の採用と広範な経済改革の開始により、連邦と共和国との財政金融上の関係が再構成されつつあることを認識した。大臣及び総裁は、こうした進展を歓迎し、その進展が金融面の不確実性の高まりの中で起こっていることに留意した。ソ連の代表達は、上記第４パラグラフの枠組みの中でソ連が経済・金融上の問題に対処するのを主要先進国が助けるよう、引き続き対話を続けていくことを要請した。そのため、大臣及び総裁は、これらの事項に対処するための具体的なアプローチについて討議するため、G7蔵相代理を近くモスクワに派遣することに合意した。

（出所）『第16回大蔵省国際金融局年報　平成４年版』（平成４年９月30日）279–280ページ

11–38　７カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明
（仮訳）
1992（平成４）年１月25日　ニューヨーク

1．カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、１月25日、ニューヨークにおいて会合し、世界経済の成長を強化するための協調的努力を強めることに合意した。大臣及び総裁は、現在行われている経済政策協調プロセスの一環として、IMF専務理事の参加のもと、世界経済動向についてレビューするとともに、旧ソ連の状況についてレビューした。

2．大臣及び総裁は、前回のG7会合以来、経済活動が弱まったことに懸念を表明した。高い成長率からの減速の過程にある国もある一方、早期回復の兆しが継続されなかった国がいくつかあり、この十年間に達成された雇用の増加に悪影響を与え、新たな保護主義の危険を高めている。消費者及び企業のコンフィデンスは引き続き弱く、経済活動の回復を遅らせている。

3．しかし、大臣及び総裁は、多くの国において経済活動を抑えていた要因は消失しつつあり、世界成長の増進のための条件が存在していることを確信している。インフレ期待は大幅に緩和され、また、いくつかの国を例外として、価格・賃金上昇圧力は顕著に低下してきている。長期金利は、すべての国で低下してきており、いくつかの国では大幅に低下している。原油価格は引き続き安定している。

4．回復のプロセスを強化するため、大臣及び総裁は、現在の状況では、各国経済のインフレなき成長のための条件を向上させ、それによって世界経済を強化するための協調的努力を強める必要があることに合意した。そのようなことから、大臣及び総裁は、経済的なコンフィデンスを回復するための環境を創出する安定的な政策の枠組が提供されるべきであることに合意した。彼らは、適切な枠組は、中期的な観点からの物価安定を伴った持続可能な成長に向けられた財政・金融政策という枠組であることを強く確信した。このような財政・金融政策は、景気回復を支え、失業の低下をもたらすようなより低い金利及び生産的投資のための不可欠の条件である。

5．大臣及び総裁は、1980年代の世界経済の良好なパフォーマンスに貢献した政策協調プロセスへのコミットメントを再確認した。彼らは、世界の貯蓄を高める必要性を再確認した。彼らは、先進国、開発途上国双方の経済を支援するために、開かれた、効率的な世界市場を維持する必要性を強く主張した。彼らは、ウルグアイ・ラウンドの満足できる終結は民間部門のコンフィデンスを向上させ、世界経済の成長に極めて重要な貢献をすることを強調した。本年末のEC単一市場の完結及びマーストリヒトでの最近の決定によって、欧州の経済成長の

ためのファンダメンタルズが一層強化されるであろうことが認識された。

6．個別国の経済政策に関しては、大臣及び総裁は、各国が物価安定を伴った持続的成長のための条件を促進するような財政・金融及び構造政策を実施することで合意した。個別の政策ミックスは各国の状況に応じ異なったものとなろう。財政政策に関しては、大臣及び総裁は、いくつかの国では、コンフィデンスを向上させた生産性を高めるべく策定された明示的な措置によって公共支出の配分を改めうることに留意した。また、彼らは、大きな財政赤字及び高水準の公的債務の存在する国では、国民貯蓄を高め、実質金利を低下させる手段として引き続き財政再建のための中期的努力を行う必要があることを強調した。

7．金融政策に関しては、大臣及び総裁は、過去一年間に多くの国でインフレ情勢が好転したことを認識した。金融政策は、インフレの低下に関して現在までに達成された成果を保持しつつ、持続可能な成長のために資金を供給するのに適切な余地を提供するような方向に向けられるべきである。将来、予想以上にインフレ情勢が好転するような国では、物価及び為替相場安定へのコミットメントを損なうことなく金融情勢及び金利を緩和させる基礎を有することになるかもしれない。

8．大臣及び総裁は、現在ドイツにおいて行われている公的部門の借入必要額縮減のための努力を歓迎し、賃金上昇緩和の期待を表明した。これらは、ドイツにおける物価上昇圧力の緩和に資するであろう。

9．構造政策に関しては、大臣及び総裁は、硬直性を小さくし、市場原理を強化し、各国経済及び世界経済全般の効率性を高めるために引き続き改革を行う必要性を強調した。

10．大臣及び総裁は、各国の経済政策を、上記の動向及び目的に照らしレビューした。

米国は、大統領の一般教書の中で、成長と競争力を強化するための包括的なプログラムを発表する。このプログラムは、消費者のコンフィデンスを改善するための措置、貯蓄・投資に対するインセンティブ及び研究・開発費の増加を含むこととなろう。これらの措置は、1990年の予算法に定められた、pay-as-you-goの義務を遵守する形で講じられる。

日本国政府は、厳しい財政状況の下で、国、地方を通じた公共投資の増加により内需を強め、政府開発援助（ODA）等により世界に貢献することを目指した1992年度予算及び財政投融資計画を国会に提出した。予算及び財政投融資計画の国会における早期成立が期待されている。日本銀行による最近の公定歩合の引下げの決定も物価安定を伴った持続可能な成長の維持を目指したものである。

カナダにおいては、景気後退からの回復は遅れ気味だが、インフレはかなり低下した。インフレ及びインフレ期待の低下に伴い、金融情勢は緩和してきている。インフレに関する良好なパフォーマンスは、持続可能な経済の回復を促進する低金利のための金融面での重要な基盤となっている。カナダ政府は、競争力を高め、成長と雇用見通しを向上させ、コンフィデンスを改善するため、職業訓練制度を含む諸施策に焦点を当てつつ、財政赤字削減及び歳出抑制を目指す中期的政策を引き続き実施する。

フランス政府は、金融の安定及びインフレなき成長、そして一層の雇用の創出に向けた経済政策運営を目指す。成長率は昨年の春以来上昇し、インフレ率は低下してきている（1991年は3.1％）。成長を支えるため、公共支出の抑制は過度に厳しくならない程度に行われており、財政赤字は当初の1992年の見込みにより大きくなる。法人税の減税、先端技術産業の促進、中小企業の強化、企業の資本強化のために策定された措置及び職業訓練と徒弟制度の発展も成長に資することとなろう。

英国においては、基調インフレ率が引き続き低下し、過去一年間に金利が大幅に下がっており、成長の回復の条件は整えられてきている。英国政府は、ERM内でのポンドの平価を維持すること及び近いうちに狭いバンドへ移行することに引き続きコミットしている。一方、財政政策については、景気循環過程全体を通して財政の均衡

が達成されることが引き続き目標とされる。これらの政策により、また、構造改革の効果が引き続き出てくることにより、低いインフレを伴った持続的成長が見通されている。

ドイツにおいては、依然として力強い成長が見込まれている。東独地域に対する投資促進策の効果はますます明白になりはじめている。7.5％の所得税の付加税の1992年半ばでの打ち切り及び現在計画されている家族に対する減税は、民間消費を増加させるであろう。特別なインセンティブの導入により、住宅建設が刺激されるであろう。投資活動を更に活発化させるために法人税制が改革されることになっているが、そのための最初の措置は1992年に予定されており、一段の措置が本年末まで決定されるであろう。財政ポジションへのありうべき影響を軽減するため、そして更なる借入れ必要額が発生するのを避けるため、他の歳出は、防衛費及び補助金支出を含め、削減されるであろう。中期的な財政再建政策の継続は、マネー・サプライ及び信用の需要の力強い伸びからの鈍化、更には賃金上昇圧力の緩和と物価安定の回復ともあいまって、金利低下のための余地を作りだしうる。

イタリアにおいては、インフレの一層の低下及び持続可能な成長の回復が、経済政策の双子の目的である。この目的のためには、金融・為替政策に係る現在のスタンスを維持していかなければならない。財政赤字の削減は、財政政策の基礎であり続ける。政府は、1992年の予算の履行を緊密に見守り、必要となり次第修正措置をとるであろう。大臣及び総裁は、公共部門における賃金を予算法の限度内に抑え込み、経済における政府の規模を縮減するとのイタリア政府の決意を歓迎した。

11. 大臣及び総裁は、外国為替市場の動向についてもレビューした。経済政策協調に関し、彼らは、近年のG7諸国の努力がより安定的な為替市場に貢献したことに留意した。彼らは、市場の動向を引続き見守っていくことに合意し、為替市場において緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。これらは、安定的な為替市場と経済回復にとって好ましい条件に資することとなろう。

12. 大臣及び総裁は、旧ソ連の状況及びいくつかの独立国家によって最近実施された改革措置について議論した。彼らは、旧ソ連経済の移行が困難かつ長引くプロセスであろうことを認識する一方で、改革プロセスが平和裡に進んでいることを歓迎した。改革プロセスは、旧ソ連のメンバーであった国が相互に協力し、自由貿易を維持し、効率的な管理体制を創設する場合にのみ成功しえよう。経済改革は、IMFとの緊密な協力のもとで策定・実施されなければならない。さらに、返済延期の対象となっていない債務・利払い義務の履行の継続を含め、G7と８共和国との間で1991年11月に署名された了解覚書（MOU）の完全な遵守は、信用力の維持及び今後の金融的支援にとっての前提条件である。

13. 大臣及び総裁は、バルト三国、ロシア、アゼルバイジャン、ウクライナ、カザフスタン及びアルメニアがIMFへの正式加盟を申請したことに留意した。彼らは、申請が現在審査されている国で加盟要件を満たしうる国について、加盟手続きの完了のために必要とされるアレンジメントが春の会合までに完了するようIMFが迅速に行動することを要請した。

（出所）『第17回大蔵省国際金融局年報　平成５年版』（平成５年９月30日）249–250ページ

11–39　７カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明

（仮訳）

1992（平成４）年４月26日　ワシントンD.C.

１．カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、本日、ワシントンD.C.において会合した。大臣及び総裁は、物価安定を伴う世界経済の成長を強化するための協調的努力を強めることについての１月25日の合意に照らし各国経済の動向を検討し、この目的に向け一層の措置を採ることの適切性につき検討した。IMF専務理事がこの議論に参加した。

2．大臣及び総裁は、いくつかのG7諸国において景気回復の一層の兆しが現れていることに留意した。ほとんどのG7諸国においてインフレは大幅に低下し、インフレ上昇圧力も引き続き鎮静化している。いくつかのG7諸国では、短期金利が大幅に低下してきている。消費者及び企業の負債問題も小さくなりつつある。いくつかの国には引き続き不均衡が存在するが、ほとんどの国では対外不均衡は大幅に縮減しつつある。

3．しかし、大臣及び総裁は、本年のG7諸国全体の経済活動は潜在力を下回り、成長は失業の減少を達成するには不十分であるかもしれないことを引き続き懸念した。回復が依然遅れている国がいくつかある一方、以前には比較的力強い成長を示していたいくつかの国では成長が顕著に減速してきている。彼らは、消費者及び投資家のコンフィデンスを強化し、インフレなき持続的成長を回復することが、雇用を増大し、途上国における成長を促進するとともに、東欧の新生民主国家及び旧ソ連の新しい独立国による市場経済への成功裡の移行を助け、更に、開放的な世界貿易システムを維持する上で不可欠であることにつき合意した。

4．このような背景の下、大臣及び総裁は、世界の成長を強化するという観点から、各国の経済政策をレビューした。財政政策については、彼らは、必要とされる投資を促進するため、政府の民間貯蓄に対する需要を削減することの重要性を強調した。その関連で、彼らは、大きな財政不均衡を有するすべての国において、信頼できる中期的な再建戦略を通じて財政赤字を削減する必要性を強調した。このことは、長期にわたる財政不均衡が存在する国及び例を見ない厳しい調整に取り組んでいる国の双方にとって重要である。特に、大きな財政赤字、比較的高いインフレ、過剰な賃金上昇及び緊縮的な金融政策を伴う国は、成長を促進するためにバランスのとれた政策アプローチをとるべきである。成長が弱く大きな財政赤字を抱えている他のいくつかの国では、中期的な財政再建努力を損なうような措置は避けるべきである。財政上の不均衡が抑えられてきており、景気後退が回避されている国においては、公的支出のコントロールを維持しつつ、中期的によりよい成長に資するよう適切な措置を目指すべきである。大きな黒字があり、かつ、成長が落ちている国においては、政策決定者は適切な措置を通じて内需を強化する可能性を念頭に置いておくべきである。

5．金融政策については、大臣及び総裁は、ほとんどのG7諸国においてコスト及び価格圧力が低下し、いくつかの国ではそれにより金利の大幅な低下がもたらされてきていることを歓迎した。それにもかかわらず、実質金利は引き続き高く、世界の投資及び成長を妨げている。彼らは、過剰な賃上げ圧力を抑制しつつインフレの面において良好な成果を生むことと財政再建を進展させることが金利の一層の低下の基盤を提供するであろうとの見解を示した。

6．大臣及び総裁は、経済効率を向上させ資源配分における市場の役割を促進させるような構造改革を、すべての国が積極的に進める必要性を強調した。彼らは、とりわけ補助金及び硬直性の削減が必要であることを強調した。そのような政策は、経済が拡大するにつれ、インフレを伴うことなく一層高い率の成長を可能にするであろう。市場アクセスの改善及び世界貿易の持続的拡大も、成長の向上に資するであろう。この関連で、彼らは、ウルグアイ・ラウンドを早期かつ成功裡に終結させる重要性を再び強調した。

7．大臣及び総裁は、為替市場の動向についてもレビューした。為替市場は、最近数カ月総じて安定しているが、しかし、彼らは、前回の会合以来の円の下落は調整プロセスに貢献していないことに留意した。彼らは、引き続き市場の動向を見守っていくことに合意するとともに、為替市場において緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。これらは、景気回復の促進に資することとなろう。

8．大臣及び総裁は、旧ソ連の新共和国のIMF及び世界銀行への早期加盟を歓迎した。彼らは、それらの共和国が市場原理に基づいて経済の安定と改革を図るという政策を採用していることの重要性を強調した。彼

らは、それらすべての新共和国に対し、市場経済のための適切な法律的枠組を整備することを促した。彼らは、それらすべての新共和国に対し、国際機関によって支援されうる経済調整プログラムの策定を迅速に進めていくことを求めた。大臣及び総裁は、G7諸国が、これら新生独立国家が効果的で広範な市場改革を遂行していくことに対し、支援する用意があることを強調した。彼らは、信用能力を回復すること、特に、債務支払義務を遵守することによりそうすることの重要性を強調した。彼らは、対外債務に関する了解覚書（MOU）に新共和国が追加的に署名を行ったことを歓迎した。

9．大臣及び総裁は、旧ソ連や世界の他の地域で起こっている歴史的変化を支援するため、IMFが十分な資金を有するべきであると確信している。従って、彼らは、すべてのIMF加盟国に対し、合意されたIMF増資及び関連する第３次IMF協定改正を実現するための所要の措置を早急に執ることを強く求めた。

10. 大臣及び総裁は、EBRDの責務の重要性を強調した。彼らは、EBRDが、そのエネルギーに関する業務において原子力発電の安全性に優先度を置くとの意図を歓迎した。彼らは、EBRDが東欧及び新共和国の経済改革を支援すべきであるとの信念を強調した。彼らは、EBRDは、民間部門の発展及び国有企業の民営化のための現行の密度の濃いプログラムに努力を集中させることにより、この目的を最もよく実現することができると考えている。

11. 大臣及び総裁は、第三世界諸国がその開発を継続することの重要性に留意し、途上国の成長見通しに関する最新の予測を歓迎した。彼らは、最近のアルゼンチンに関する債務合意を含め国際債務戦略における進展を歓迎するとともに、その他の国と民間銀行との交渉においても結論を得るよう促した。大臣及び総裁は、パリ・クラブが、最貧国に対してケース・バイ・ケースで強化された債務救済を導入するとの合意を最近実施したことを歓迎し、いくつかの低中所得国の特別な状況に関するケース・バイ・ケースでの継続的な検討を行っていくことに留意した。

（出所）『第17回大蔵省国際金融局年報　平成５年版』（平成５年９月30日）250–251ページ

11–40　７カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

1992（平成４）年９月19日　ワシントンD.C.

大臣及び総裁は、ミュンヘン・サミットでの、各国首脳による、インフレを再燃させることなく世界の成長を強化するとのコミットメントを再確認した。その後、景気回復を強化するため、多くの国における金利の引下げ、並びに日本が最近発表した景気刺激のためのパッケージを含む多くの措置がとられた。これらの措置は、世界の景気回復を強化するとともに、為替市場における一層の安定に資するであろう。

大臣及び総裁は、最近の世界金融市場の変動について懸念を表明した。彼らは、安定的で永続的な為替レートの関係を回復することの重要性につき合意した。大臣及び総裁は、引き続き協力し、各国の経済・金融状況を注意深く見守るとともに、持続的な成長及び一層の通貨の安定を達成するため必要に応じ適切な追加的措置をとるであろう。

大臣及び総裁は、ロシアの代表とも会合し、ロシアの改革プログラムにつき議論した。彼らは、ロシアが包括的な経済改革を実施するための努力を強化することを要請した。また、彼らは、世界銀行が、ロシアに対する二国間及び多国間の技術支援につき議論するための技術支援サポート・グループを設けることを要請した。

（出所）『第17回大蔵省国際金融局年報　平成５年版』（平成５年９月30日）266ページ

11–41　７カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

1993（平成５）年４月29日　ワシントンD.C.

１．インフレなき持続的成長の回復は、国内・国際経済上の諸課題に取り組むという我々の努力にとって極めて重要である。そ

れは、より多くの国民に職を与え、失業から救い出し、強い社会的要請に応えるための経済的余裕を生み出し、拡大しつつある貿易不均衡及び保護主義圧力を削減させることに資することとなろう。それは、将来の成長を高めるための投資の機会を増やすことに資することとなろう。

2．成長を高めるための我々の努力は、それぞれの置かれた異なる経済状況を反映するものでなければならない。しかし、インフレなき持続的成長の強化という各国の目標は、国際的な利益とも合致するものである。我々はこれらの目標を追求するために経済政策協調プロセスにおいて協力していくこととする。この目的に向けて、我々はお互いに緊密に話し合い、各国において現在とられつつある以下のようなアプローチについて合意した。

・北米においては、景気の回復が始まっており、インフレは引き続きコントロールされている。米国及びカナダは、主に財政赤字の相当規模の削減を通じて国内貯蓄・投資の改善を図る措置を実施しつつある。このことのプラスの効果は、長期金利の相当の低下という形ですでに現れてきている。

・欧州では、いくつかの国では民間の需要は弱く、失業が上昇しており、また他の国では景気回復は始まったばかりであるが、エジンバラの欧州首脳会議で合意された「欧州成長イニシアティブ」が現在実施に移されつつある。ほとんどの国において金利は以前の高水準から低下してきている。中期的財政再建策の実施と労働コスト及びインフレ圧力の抑制によって、一層の金利低下の余地が生じ、成長にも大幅な貢献をするであろう。

・日本においては、国内需要が低迷してきていることを受けて、大幅な追加的経済対策が発表された。こうした対策は、内需中心のインフレなき持続的成長という重要な目標に向け、歓迎すべき貢献となるものであり、大幅な対外不均衡の削減にも貢献することとなろう。

3．国際的貿易システムの一層の開放は、世界の成長を最大限にする上で不可欠である。成長ストラテジーを成功させるためには、ウルグアイ・ラウンドの早急かつ適切な決着が必要である。保護主義は、成長を損なうものであり、それに抵抗することが求められている。

4．我々の経済の長期的成長の潜在力を強化し、失業を減らすためには、各国の異なる状況を反映した広範な構造政策をとることが必要である。これには、労働市場の改革及び様々な市場の柔軟性を高めること、貯蓄・投資を増大させるための措置を執ること、政府支出を物的・人的資本への投資に重点を置くものとすること、医療コストの増加の抑制を図ること、人口の高齢化が経済に与える影響に対処することが含まれる。これらの問題については、東京サミットにおいてG7の蔵相から首脳に対して報告がなされることになっている。

5．健全なマクロ経済政策、構造改革、そして開放的国際貿易システムに基礎を置いた、インフレなき成長のための協力的ストラテジーは、為替市場が経済的ファンダメンタルズをよりよく反映するような条件を作り出し、維持することにも役立つであろう。構造改革は、我々の経済の柔軟性を高め、国際的な動向に対する国内の速やかな調整を促し、また、その結果、対外バランスを回復させるために必要とされる為替レートの変動を小さくさせることにもなろう。

6．我々は、為替レートは経済のファンダメンタルズを反映すべきであること及び過度の変動は望ましくないということに合意した。我々は、最近の為替市場の動向についてレビューし、為替市場において引き続き緊密な協力を行っていくとのコミットメントを確認した。

7．我々は、ロシアの国民投票の結果を歓迎する。この結果は、変革への信託であるとともに、エリツィン大統領及び彼の政府による民主主義と経済改革へのコミットメントを、大多数が支持することを示したものである。我々は、ロシアが、今や物価の安定と民間企業の育成・促進のための一層の措置を実施していくことを強く望んでいる。そのような措置によって、ロシアは、先に今月東京でG7が発表したロシアの改革に

対する多国間支援パッケージを十分に活用することが可能となろう。この関連において、我々は世界銀行の石油復旧融資についての交渉の成功及びIMFの新しい体制移行ファシリティーの創設についての早急な措置を歓迎する。

（出所）『第18回大蔵省国際金融局年報　平成6年版』（平成6年11月16日）243-244ページ

11-42　7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

1995（平成7）年4月25日　ワシントンD.C.

1．大臣及び総裁は、現在の世界の経済及び金融の状況及びナポリ・サミットにおいて開始された国際経済機関の見直しに関連した問題について意見交換を行った。大臣及び総裁は、また、ECの代表とともに、ロシア当局者との間でロシア連邦の動向についてレビューした。

2．G7の最近の経済パフォーマンスのレビューにおいては、彼らは、G7経済の最近のパフォーマンスが心強いものであることに合意した。ほとんどの主要先進国において、成長は予想されたよりも力強く、幅広い基礎を有する現在の景気拡大は雇用の拡大に貢献するであろう。景気回復が広がりを見せるとともに、経済成長のパターンは、対外不均衡の調整を促進することに役立つであろう。

3．物価の安定の達成・維持につながるような条件を確立する点については、重要な前進がなされた。大臣及び総裁は、政策は、引き続きインフレなき成長を持続させるという目標に向けられるべきであることに合意した。この目標は、金融市場の安定にも資するであろう。

4．かなりの国において財政不均衡は縮小されてきた。しかし、より低い長期金利につながるような条件を確立し、よって、経済成長が継続することを支えるため、多くの国において、貯蓄率を引き上げ、金融市場における信認を改善するための一層の努力が必要となろう。このような見地から、各国政府は、現在の財政再建の努力を実施し、必要に応じそれを強化することが必要である。

5．大臣及び総裁は、為替市場における最近の動向について懸念を表明した。彼らは、また、最近の変動は、主要国における基礎的な経済状況によって正当化される水準を超えていることに合意した。彼らは、こうした変動を秩序ある形で反転させることが望ましいこと、また、そのことが国際的な貿易・投資の拡大を継続させることのより良い基礎を提供し、インフレなき持続的成長という我々の共通の目標に資するであろうということについても合意した。彼らは、更に、内外の不均衡を縮小する努力を強化するとともに、為替市場において緊密な協力を継続することに合意した。

6．年次経済サミットへ向けた準備の中で、大臣及び総裁は、ブレトンウッズ機関に対する強力な支持を再確認し、また、これらの機関が今日の世界経済の課題に対応するために、その役割をどのように適応させうるかについて議論した。このような見地から、彼らは、最近のメキシコの金融問題からどのような教訓が引き出せるかについてレビューした。持続的な成長と雇用、金融の安定性の維持、及び、持続的な開発の促進に向けての進展の継続を容易にするために望ましいアプローチについて、広範な議論を行った。

7．大臣及び総裁は、チュバイス第一副首相をはじめとするロシアの経済当局者と会い、ロシア経済について意見交換を行った。彼らは、68億ドルに相当するIMFとのスタンド・バイ取極による支援に基づくロシアの経済改革プログラムを歓迎するとともに、このプログラムが、ロシア経済の持続的な安定化の達成及びロシア経済の将来にとって重要な鍵となるエネルギー部門の自由化を目標としていることに賛意を示した。大臣及び総裁は、ロシアが、早急に、その大規模な民営化プログラムの第二段階を進めるとともに、民間部門を支援するために必要な法制度を整備することを強く求めた。最後に、彼らは、ロシアが1995年の経済プログラムを確実に実施することが、ロシアにおける改革の将来に対するロシア国民及

び外国投資家の信認を確立する上で、不可欠なものであることに留意した。彼らは、残された全ての二国間合意の締結を条件として、公的債権国に対し、1995年に期限の到来するロシアの債務返済につき適切なリスケジュールを行うことを慫慂した。彼らは、また、公的債権国に対し、ロシアの中期的な債務問題に対処するための包括的なリスケジュールの可能性を指向するような強力なグッドウィル条項を含ませることを慫慂した。

8．大臣及び総裁は、ウクライナが、15億ドルに相当するIMFとのスタンド・バイ取極に達したことに対して祝意を表明した。この取極は、ウクライナにおける1995年の野心的な経済改革目標を支援するであろう。これは、また、必要なエネルギー部門改革を容易にし、それにより、チェルノブイリ原発を早期に閉鎖するための基礎をなすものである。大臣及び総裁は、現在継続しているウクライナの経済改革に対する支援を今後とも継続する旨を表明する。

（出所）『国際金融年報　平成８年版』（平成９年３月31日）242–243ページ

11–43　７カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明

1995（平成７）年10月７日

1．大臣及び総裁は、現在の世界経済・金融情勢をレビューし、ハリファックス・サミットにおいて首脳から要請された、国際金融機関の改革の実施の進捗を評価するために、本日、1995年10月７日に会合した。また、大臣及び総裁は、ECの代表とともに、ロシア連邦の経済政策について議論を行うため、ロシア当局者と会合を持った。

2．大臣及び総裁は、ほとんどの国において、経済成長の継続及び雇用の拡大のための条件は整っており、インフレは十分抑制され、または下降していることに合意した。過去数か月のうちに発表され、または実施された建設的な金融・財政上の政策措置、及び４月の会合以来の為替相場の大きな流れは、経済見通しの改善に貢献してきている。

3．大臣及び総裁は、持続的なインフレなき成長を引き続き政策目的とすべきであることに合意した。持続的かつ確固たる景気の拡大は、雇用の創出、対外不均衡の縮小、金融市場の安定につながるであろう。

4．大臣及び総裁は、いくつかの国においては、財政赤字削減につき顕著かつ持続的な進展が見られ、その他の国においても包括的財政赤字削減策が既に開始され、又は近い将来開始されようとしていることを認識した。彼らは、また、それぞれの国において、貯蓄を促進し、より高い投資水準を支え、長期の成長見通しを向上させるために、中期的に更に大幅な財政赤字削減が不可欠であることを強調した。

5．大臣及び総裁は、彼らの４月の会合に始まった主要国通貨の動きに見られる秩序ある反転を歓迎した。彼らは、基礎的な経済ファンダメンタルズと整合的なこうしたトレンドが将来も継続することを歓迎するものである。彼らは、不均衡を縮小し、為替市場において緊密に協力するというコミットメントを再認識した。

6．大臣及び総裁は、危機を予防し、必要に応じ危機に対応するための能力を含む国際通貨体制の強化という、ハリファックス・サミットにおいて首脳から与えられたマンデートの実施のために現在行っている努力をレビューした。彼らは、ハリファックス・サミットにおいて重要性が認識された、データ公表、サーベイランス、緊急融資、国家レベルの流動性危機に対処するための手続きのレビュー、金融市場規制、マルチ債務、経済・政治危機から復興しつつある諸国についての協調等の分野における進展を期待する。

7．大臣及び総裁は、ボスニアにおける包括的な和平合意の促進のための外交努力に留意した。大臣及び総裁は、IMF及び世界銀行に対し、国際社会が、諸条件が整い次第迅速かつ柔軟に、かつ適当な条件で対応できるよう、必要な資金需要の徹底したアセスメントを早急に実施することを求めた。

8．大臣及び総裁は、ECの代表とともに、チュバイス第一副首相をはじめとするロシアの当局者と会合した。彼らは、今年のロシアの力強い政策パフォーマンスの成果が、より一層明確になりつつあることに合意し

た。こうしたロシア当局の政策は、IMFの68億ドルのスタンド・バイ取極及びパリクラブの64億ドルの債務繰延べにより支援されてきた。大臣及び総裁は、ロシアに対し、経済安定化プログラムを遵守し、民営化をはじめとする構造改革を強化するよう求めた。彼らは、また、ロシア及びIMFに対して拡大信用供与措置取極（EFF取極）について作業を進めることを求めた。彼らは、スタンド・バイ取極の成功裡の継続的な実施を基礎として、ロシアの中期的な債務問題に対処するための包括的リスケに関する交渉を今秋半ば以降開始する用意があることを再確認した。

（出所）『国際金融年報　平成８年版』（平成９年３月31日）251−252ページ

11−44　７カ国蔵相・中央銀行総裁会合声明
（仮訳）

1997（平成９）年４月27日　ワシントンD.C.

１．我々７カ国の大蔵大臣と中央銀行総裁は、世界経済と金融市場の最近の動向をレビューするため、本日会合した。

マクロ経済情勢

２．カムドゥシュIMF専務理事とともに、我々は７カ国の経済見通しを検討し、政策上の要請について意見交換を行った。

３．７カ国の経済においては、持続的でかつ均衡のとれた拡大の維持・達成が、引き続き主要な目的である。我々は、多くの指標が良好であることに留意した。インフレ率は引き続き低く、成長は、いくつかの国においては堅固で持続的なペースで続いており、その他の国では上向きつつある。さらに、多くの国の財政措置は、財政赤字を削減し、財政をこれまで長年観察されてきたものより更に堅固な基盤の上に置きつつある。緩やかな成長、低いインフレ率と改善された財政状況により、金利は近年総じて低下してきている。

４．しかしながら、課題は残っている。全ての国において満足できるような雇用の増大の回復は未だ見られているわけではなく、いくつかの国では、構造的状況を改善し、長期的に健全な財政状況を回復するために、より多くのことがなされる必要がある。いくつかの国では、金融システムの健全性を確保することに対して引き続き注意が払われることが重要である。先進国の人口高齢化は経済上の課題を生み出し、高齢化に伴う財政、社会保障及び医療保険制度への影響に対して、長期的な解決策を与えることを確かにする一段の行動が求められている。

５．ほとんどの国は、また、それぞれの特別な状況に応じた固有の問題に直面して、それぞれの必要性に沿った解決策が求められている。

・北米　米国は、長く上向きの成長経路を辿っており、長く続いている景気回復及びダイナミックな労働市場によって失業も大きく減少している。インフレの再来を避けるよう引き続き注意し、国の貯蓄を増加する努力の一部として財政赤字削減のプロセスを続けることが重要である。一方、カナダでは、1996年後半まで成長は停滞し、経済には相当程度の緩慢さが残っている。財政健全化と低インフレ継続の顕著な進展によって可能となった大幅の金融緩和に対応して、雇用と生産は今や強くなりつつある。

・欧州　欧州大陸諸国における主な課題は、成長、財政及び社会全体に深刻な結果をもたらす恒常的に高い水準の失業を、減少させることである。適切なマクロ経済政策スタンスを維持することに加え、雇用の創出に対する障壁を小さくし、経済活動における政府の役割を縮小し、税制を改革するための構造改革を実施することに注意を集中させるべきである。英国における経済情勢は、より米国と同様の状況にあり、インフレに対し引き続き注意を払い財政緊縮を継続する必要性がある。

・日本　日本には、力強い内需主導型の成長を達成し、対外黒字が大幅に増加するのを避けるとの目標がある。より広範な規制緩和措置及び適切な財政構造改革を含む更なる構造改革は、中期的に日本経済をより活性化する上で重要である。

欧州通貨統合

６．サーベイランスの文脈において、我々は

欧州通貨統合に向けての最近の進展をレビューし、そのG7諸国経済に対する影響について議論した。

為替相場及び金融市場

7．我々は、為替市場における著しい不均衡が是正されたことに留意したベルリンの前回会合以来の為替・金融市場の動向について議論した。我々は、為替相場は経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、過度の変動及びファンダメンタルズからの相当程度の乖離は望ましくないと合意した。この文脈において、我々は大きな対外不均衡の再来に結びつくような為替相場を避けることの重要性を強調した。我々は為替市場の動向を監視し、適切に協力することに合意した。

IMF

8．大臣及び総裁は、IMFが、国際金融システムの運営を支援し、国際金融システムに対するショックへ対処するのに重要な役割を果たすことに合意した。彼らは、近年採択されたIMFの政策改革に留意し、発展し続ける世界経済においてIMFが効果的かつ適切な戦力であり続けることを確かにするため、改革のモメンタムを維持する重要性を強調した。彼らは、特に以下の分野を重視した。

・多くのIMFプログラムの重要な部分である、市場開放策を通じた長期的な潜在成長力の強化。
・資本移動の自由化の促進、国際資本市場の新たな課題への適応、及びこの分野におけるIMFの役割を明確にするためのIMF協定の改正。
・IMFが経済調整プログラムを実施している国、及び実施していない国の両方において、強化されたサーベイランス、及びIMFのマンデートの中での良い統治と政策の透明性の促進をより強調することを通じ、金融危機を防ぐIMFの対応能力の向上。
・IMFの業務における適切な透明性の確保、及びIMFの行政経費に対する注視を通ずる、IMFの有効性の維持及び向上。

この文脈において、透明性を向上するためのIMF理事会における最近の決定を歓迎した。

9．我々は、IMF理事会による第11次増資の検討の進展を歓迎し、国際通貨システムに対する責任を果たすために十分な財源をIMFが有し続けることが重要であると合意した。さらに、我々は、SDRの公平な配分を行うためのIMF協定の改正に向けての進展を歓迎した。

ロシア

10．欧州委員会の代表者とともに、我々は、ロシアの当局者と会合し、ロシアの経済状況に関する意見交換を行い、ロシアが経済移行過程の重要な局面にあることに合意した。我々は、エリツィン大統領が3月のロシア連邦大統領年次教書において経済改革の実行を呼びかけたことを歓迎し、この呼びかけがロシアの新内閣からの声明によって補強されたことに留意した。我々はさらに、税務行政及び租税政策の改革について、断固たる行動を取る必要があることに留意した。ロシア当局の1997年の経済プログラムの下での歳入状況の急速な改善は、更なる改革の進展に向けて極めて重要であろう。加えて、民間投資への環境を改善する構造改革の深まりが、ロシアを持続的成長の道に進ませるために重要であると認識された。我々は、現行のEFFの下で、97年のロシアのIMFプログラムの合意が間近に迫っていることを歓迎する。この合意は、今後2年間に改革を支援するため60億ドルが融資可能であることを表明した世界銀行からの顕著な額の融資とともに、より高水準の民間投資を媒介することに役立つであろう。我々は、このIMFプログラムが、長期間にわたる財政改革と構造改革をも含んだ広範囲のものであることを歓迎する。我々は、ロシアに対し、世界銀行とともに追加的な構造改革を推進する作業を強化することを強く要請する。我々は、ロシアが適切な条件の下に、債権者としてパリ・クラブに参加することを認め得るような取り決めを期待する。

ウクライナ

11．我々は、昨年末にIMFとの協力の下に作成され、昨年12月に国際社会が寛大な支援を約束した、大胆な改革案をウクライナ政

府が実行出来ないでいることに、懸念を深めている。我々は、投資を促進し、地下経済を表面化すべく計画されたこれらの施策は、ウクライナが上向きで持続的な経済成長を達成する最良の機会であると考える。我々は、この好機を逃がすことなく、一層の遅れが改革の遂行をより困難にする前に、ウクライナ政府が、完全かつ早急に、このパッケージの実行に取組むことを強く要請する。

アフリカ

12. 我々は、IMF専務理事及び世界銀行総裁と共に、アフリカの経済発展の見通しをレビューした。我々は、より民主的な政治制度に向けた最近の進展を支持する。我々は、幾つかのサブサハラ諸国が、金融面での持続可能性及びより市場指向の経済政策への移行において、力強いパフォーマンスを示していることに大いに意を強くした。我々は、これらの改革を出来る限り効果的に支持していく決意である。昨年のリヨンサミットでの了解を踏まえ、我々の合意は、改革を行っており、貧困克服に積極的に取り組んでいるこれらの国が、重債務貧困国イニシアティブ及び調整融資の下での債務救済の強化、地域内及び世界規模での経済開放と人的資源・基礎インフラへの投資、及び経済運営の改善を条件とした国際金融機関の支援、世界市場へのアクセスの増大、並びにこれらの改革に焦点を当てた二国間援助から、恩恵を得るべきことである。

金融市場の安定の課題

13. 我々は、リヨン・サミットで確認された金融市場の安定の促進に関する以下のイニシアチブに係る進展をレビューした。

・国際的な監督当局間の協力の強化
・市場の透明性及びリスク管理の改善
・新興市場国における健全性の監督の促進
・電子マネーの影響の分析

我々は、各国当局、並びにバーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構専門委員会、保険監督者国際機構、及び金融コングロマリット合同会合といった国際機関により、金融市場の安定に関するサミットの全課題について努力がなされていることを歓迎する。我々は、デンバー・サミット後、国際的な監督協力に関する作業が進むにつれ、これらの機関全てにおいて進展が続くことを期待する。我々は、G10によって設置された「新興市場国の金融の安定に関する作業部会」によって作成された新興市場国の金融システムの強化に向けた戦略を支持するとともに、幅広い合意に向けて進展があることに意を強くし、報告の中に示されている全ての主体が協同して実施に向けて作業するよう求める。我々は、また、電子マネーに関する作業部会の来るべき報告を支持し、その主要な結論に同意する。

重債務貧困国（HIPC）及びパリクラブ

14. 我々は、新しい債務イニシアティブの実施において世界銀行、IMF及びパリクラブの間で達成された決定的な進展を歓迎する。我々は、他の債権者が、負担の公平の原則に基づき、出来るだけ早期に同等の取り決めを締結するよう強く要請する。我々は、債務国がこのイニシアティブの下での改革努力を継続する重要性を強調するとともに、完了時点以前において、必要な際にはいつでも国際金融機関がこのイニシアティブの下で暫定的支援を提供すべきであると合意する。我々は、それぞれの国の特殊な状況、イニシアティブの合意された構造、特に適用基準を考慮し、今後の適用国に関して時宜を得た決定が行われることを期待する。

WTO金融サービス交渉

15. 我々は、金融市場の障壁をより低くすることが、より自由な資本の流れに貢献し、資本市場の発展を加速することを認識し、WTO金融サービス交渉が今月再開されたことに対して支持を表明する。シンガポール閣僚宣言にあるように、我々は、改善された市場アクセスに関する約束及び内国民待遇に基づいた完全な最恵国待遇の合意を期待する。従って、我々は、合意された期間中に、より広範な加盟国の参加を得つつ、大幅に改善された市場アクセスに関する約束を達成することを目指す。

税の競争

16. 各国経済のグローバル化は、国際間の有害な税の競争を激化という課題を生み出している。リヨン・サミットのコミュニケで述べられたように、金融その他の地理的に

移動が容易な活動を誘致することを目的とする税制は、国際貿易と投資を歪めるリスクを伴いつつ、国家間の有害な税の競争を生み出し、また各国の課税ベースの浸食につながりかねないものである。さらに、有害な税の競争は、税制の公平性と中立性を損なうものである。従って、我々は、OECDにおいて行われている作業に大きな重点を置き、1998年までにOECDが完成する予定の作業、結論及び提言に緊密な注意を払うこととする。

贈賄と汚職

17. 持続的な経済発展、成長及び安定の達成全般に対する贈賄及び汚職が持つ腐敗的な影響の観点から、我々は、国際金融機関及びOECDにおいて、これらの問題に関心が高まっていることを歓迎する。我々は、これらの機関にこうした活動を推進し、解決策について早期に合意することを求める。我々は以下を強く要請する。

・国際開発金融機関が、世界銀行をモデルに統一的な調達基準の策定に協力するとともに、本部において調達過程の全ての面について厳格に監督すること
・IMF及び国際開発金融機関が、各々の責任の範囲内において、法の支配を確保し、公共セクターの効率性と責任能力を改善し、及び良い統治を促進するための措置を含めた、途上国の汚職に対する闘いへの支援を強化・拡大すること
・OECD諸国が、国際的な贈賄を効果的かつ協調して犯罪行為とし、こうした贈賄の税制上の控除可能性を早期に廃止できる措置について合意すること

（出所）『国際金融年報　平成９・10年版』（平成11年11月15日）238–241ページ

11–45　７カ国蔵相・中央銀行総裁会合声明

（仮訳）

1998（平成10）年２月21日　ロンドン

１．我々７カ国の蔵相及び中央銀行総裁は、世界経済及び金融市場の最近の動向をレビューするために本日会合した。カムドゥシュIMF専務理事が我々の議論の一部に参加した。

２．最近の出来事は、世界経済における各国間の確固たる増大する相互依存の重要性を示している。我々は、現在及び将来の課題の成功裏の解決のためには、各国当局の更なる緊密な協力が必要であると信ずる。このために、我々は、全ての関係者・当事者との対話の努力を強化していくであろう。ASEM及びAPECプロセスを含む地域的その他の会合がそのような対話に貢献する。我々は今後とも、そのような会合へのそれぞれの参加を通じて、関連する議論や動向について互いに情報を十分に共有することとなろう。

世界経済の動向

G7諸国

３．我々は、最近のG7諸国の動向について議論を行い、評価は概ね肯定的であった。米、英及び加においては、成長は力強く、国内のインフレ圧力は過去の経験に照らしてより弱い。これらの国々の当局は、状況を密接に監視し続け、必要があればインフレなき成長のための条件を保持するために対応するであろう。

４．独、仏及び伊においては、成長は概ね回復し続けている。我々はこのより良いバランスを歓迎するが、経済活動は依然潜在的水準を下回っている。このような回復は、新しい雇用の創出に役立つ一方、これらの国々において持続可能な基盤の下で失業を許容できる水準まで引き下げるためには、特に労働市場、及び経済のその他の分野での一層進んだ構造改革の遂行が必要となろう。

５．日本においては、経済活動は低迷し、見通しは弱い。回復のためには、金融システムを強化するための引続きの行動及び経済の開放度を高めるため金融その他のセクターの規制改革が必要である。我々は、金融システムの「ビッグ・バン」改革に関するこれまでの進展を歓迎した。IMFの見方では、今や、1998年における経済活動を下支えするため財政刺激の強い理由がある。

６．サーベイランスの文脈において、我々は欧州通貨統合（EMU）に向けた最近の進展をレビューし、G7諸国経済に対する影響について議論した。

７．我々は、為替市場及び金融市場の動向に

ついて議論した。我々は、為替レートは経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、過度の変動及び著しいファンダメンタルズからの乖離は望ましくないことを繰り返した。我々は、大きな対外不均衡の一層の悪化をもたらしうるような過度の下落を避けることの重要性を強調した。我々は、為替市場の動向を監視し、適切に協力していくことで合意した。

8．雇用可能性の改善は、我々の国民が我々の国々の繁栄を最も広く享受することを確保し、繁栄全体を進めるために重要な役割を果たす。大蔵大臣は、今晩開幕し、明日も引き続き開かれるG8雇用特別会合に期待している。

9．我々はまた、現在OECDが行っている有害な税の競争の抑制に関する作業を歓迎し奨励した。4月にタックス・ヘイブン及び優遇税制措置の有害な経済効果を扱う報告書が出されることを期待している。

アジアの動向

10. 我々は、いくつかのアジア諸国における深刻な経済・金融の問題をレビューした。我々は、通貨危機に見舞われた国々が、民間部門が必要不可欠の役割を果たしつつ、IMFや他の国際金融機関からの必要に応じた一時的な金融支援を得つつ、本質的かつ広範な改革を採用し積極的に実行していくことによって、回復の基盤がもっとも良く確立されるということで合意した。

11. 我々は、国際金融機関によって行われた措置を支持することを強調し、特に、経済回復の基盤を整えるための、市場経済における政府の不適切な干渉を減らすための構造改革、一体性及び透明性の促進、及び不正との戦いを強調した。我々は、可能な限り人道的な支出を保護し、適切に設計され入手可能な社会的セーフティー・ネットの重要性を認識し、また、我々は、主要な労働基準の促進についてのILOの研究に対する国際金融機関の支援を歓迎する。我々は、適切な場合に、上乗せ金利による資金供給のためにIMFが新しく補完的準備融資制度（SRF）を創設したことを歓迎する。

12. 我々は、各国が必要な改革を遂行するならば、世界の投資家のコンフィデンスの回復及び中期的に力強い成長に戻る見通しは良好であると信ずる。通貨危機に見舞われたアジア各国が改革を完遂し、世界のその他の国々が適切に対応するかぎり、アジア危機の1998年の世界経済の成長に対する全体的な影響は制御可能なものとなるであろう。

13. 開かれた世界的な貿易及び金融システム維持は、回復への不可欠の貢献である。我々は、最近のGATS金融サービスに関する合意を歓迎し、新興市場諸国における外国企業に対する金融市場の開放は、金融安定に大きな貢献をするものと信ずる。

14. 貿易金融へのアクセスが継続することは、当地域の経済の回復のために重要である。我々は、当地域において必要な政策改革を行う国々に対し、国際金融機関と協力しつつ、貿易信用制度を維持するという、本日の主要な貿易信用機関による提案を歓迎する。

展望：将来へ向けて学ぶべき教訓

15. 我々は、アジア危機の持つ幅広い意味を議論した。現時点での一つの明確な教訓は、新興国及び移行国が自国の経済政策を強化することは、危機の伝播の回避に役立つということである。国際金融社会及び危機に見舞われたアジア諸国政府の行動により経済は回復すべきであるが、一方で、各国、国際金融機関、民間金融機関、そして国際金融システムの他の参加者が学ぶべき教訓があろう。我々は、全ての者に大きな利益をもたらす開かれた国際金融市場が、引き続き円滑かつ効果的に機能することを確保する必要がある。金融市場が長期的に適切に機能するとの観点から、民間部門が危機の解決のためにその役割を果たすことは極めて重要である。

16. 我々は、アジアでの最近の出来事の原因と教訓、及びそれがハリファックス・サミットで着手された改革に基づき国際金融システムの強化に持つ意味あいについて、今後数カ月にわたり行われる徹底して幅広い議論に期待している。我々は、新興市場経済の代表者と討議できる今後の多くの国際会議の場を十分に活用しつつ、幅広く意見交換することが重要であると考える。4

月のIMF暫定委員会及び開発委員会は、このような作業を進める機会を提供する。我々は、5月のバーミンガム・サミットの首脳会談にプログレス・レポートを提出する。我々が当初努力を傾注していく分野は別添の通りである。

貧困開発途上国

17. 我々は、いくつかのアジアの新興市場国を見舞った混乱によって、貧困開発途上国が直面する問題からの注意が逸らされるべきではないことで合意した。我々は、アフリカ諸国の直面する困難についてデンバー・サミットで開始されたG7の作業をレビューした。我々はまた、最貧国の持続不可能な債務負担を救済し、それによって開発の見通しを改善するHIPCイニシアティブの進展について議論した。我々は、ボリビア、ブルキナ・ファソ、ガイアナ、ウガンダに関するイニシアティブの適用の合意を歓迎し、モザンビークと象牙海岸についても近々最終決定が行われることを希望する。我々は、イニシアティブの条件に沿って、より多くの国に対し断固かつ迅速な債務軽減が行われることを期待する。イニシアティブの全適格国が出来るかぎり速やかにそのプロセスを開始することを求め、また2000年までに全ての適格国がそのプロセスに入りうるよう段階を踏むことを求める。我々はまた、これらの国々に対する将来の公的信用が生産的に使用されることを確保する作業で、本イニシアティブを支持するよう求める。

（別添）

国際金融システムの強化

・世界市場の効率的な機能を促進する方策

我々は、銀行や他の金融機関の適切な健全性を確保するための金融市場の適切な監督及び規制を含め、国際金融制度のインフラストラクチャーを強化する方途を検討する必要がある。リヨン及びデンバー・サミットを承けて、G7各国の監督・規制当局及び国際的な規制当局の間で、国際的に活動する企業体の規制当局者間の国際協力を促進し、情報交換を改善するための作業が開始されている。

・透明性及び情報開示の改善の方策

世界市場が効率的に機能するためには、このことも必要不可欠である。我々は、国の統計の公表における適時性、正確性及びその範囲の改善、公共政策の透明性の改善、及び民間部門における企業統治と情報開示の改善を期待する。我々は、IMFによるデータ公表基準の強化及び拡張を期待する。我々はまた、昨年香港で合意された財政政策に関する行動規範をIMFが早急に提案すること、及び透明性を確保するための更なる方策も期待する。我々はまた、IMFの取極の透明性及び説明可能性の重要性を強調した。

・金融システムの強化

各国が金融市場を開放し世界的な資本の流れの利益を十分に享受するためには、国内及び国際的な水準において金融システム及びその運営を強化するための更なる措置が必要である。IMFの資本自由化に係る協定改正は、IMFの資本取引に関する事項を明確にし、そして金融システムの強さを考慮しつつ適切な順序を以て改革を実行する国々を支援するための早急に実施されるべきである。

・国際社会の役割

IMFの助言に対して各国が素早く対応することは極めて重要である。国際金融機関によって支援された各国の早急かつ適切な行動が、経済上の問題が危機に陥ること及び他国への波及を防止するために不可欠である。いかなる国際金融上の支援も、金融市場のより長期的かつ適正な機能と整合性のとれたものでなければならない。国際金融機関は全ての関連する経済データへのアクセスが必要である。IMFの中心的役割に鑑み、我々はIMFの増資及びNAB（新規借入取極）の早期発効を強く促す。

・民間セクターが相応の負担を負うことを促進するための手段

民間債務者及び債権者が利益と損失の双方を適切に分担することを確保するために、彼らが適切な動機を与えられ、それに基づき行動する必要がある。後から考えれば、民間部門の判断が多くの場合不適切なものであったことは明白である。我々は、金融危機の解決に際して民間部門の秩序だった

関与を確保するための新たなメカニズムについて積極的な検討がなされることを期待する。

（出所）『国際金融年報　平成９・10年版』
（平成11年11月15日）251−253ページ

11−46　７カ国蔵相・中央銀行総裁会合声明

（仮訳）

1998（平成10）年４月15日　ワシントンD.C.

１．我々７カ国の蔵相及び中央銀行総裁は、世界経済及び金融市場の最近の動向をレビューするために本日会合した。

世界経済の動向

G7諸国

２．カムドゥシュIMF専務理事とともに、我々は７カ国の経済及び世界のその他の経済の最近の動向をレビューした。

３．北米及び英国では力強い成長が続いている。政策の枠組みはこれらの国々における持続可能な拡大及び米国における国民貯蓄の増加を引き続き目指すことが重要である。

４．仏、独及び伊では、1997年に経済成長は勢いを得、本年はさらに強まると予想される。欧州大陸諸国における回復は、内需の持続的な回復に一層基づくことが重要である。長引く高失業と戦い成長のための堅固な基盤を提供するために、継続的な構造改革も必要である。

５．日本が直面する課題は深刻で、ここ数か月でその度合いは強まっている。我々は、国内需要の相当な強化及び企業と消費者のコンフィデンスの回復を目指した経済政策プログラムの先般の発表を歓迎した。重要なのは、効果的な財政措置及び構造改革からなる強固なプログラムを迅速に実施することである。我々はまた、日本におけるビッグ・バン金融自由化イニシアティブの実施の進展を歓迎し、日本の当局が金融システムにおける問題への取組みを推進することを促した。

６．G7諸国におけるインフレ圧力は依然として制御されており、伊では著しい改善を見せている。しかし、特に米国及び英国では、インフレなき軌道に止まり持続可能な成長を維持できるよう常に変わらず監視が必要とされ続ける。

欧州経済・通貨統合

７．我々は、国際通貨システムの安定に貢献する欧州経済・通貨統合（EMU）が成功裡に発足することを期待する。EMU参加のための財政に関する収斂基準及び高い構造的失業と戦う努力への強いコミットメントは、EMUの安定と成功を確保するための鍵である。我々は、これらの問題について更に協力して検討していくことの重要性に合意した。

為替

８．我々は、為替市場及び金融市場の動向について議論した。我々は、為替レートは経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、過度の変動及び著しいファンダメンタルズからの乖離は望ましくないという我々の考え方を再認識した。我々は、大きな対外不均衡の更なる悪化をもたらしうるような過度の下落を避けることの重要性を強調した。この観点から、我々は内需主導の成長を刺激し、対外不均衡を縮小させ、更に円の過度の下落を修正することも目的とする日本の適切な行動を支持する。我々は、引き続き為替市場の動向を監視し、適切に協力していくつもりである。

新興市場

９．我々は、アジアでの金融市場安定の回復に向けた進展を歓迎した。我々は、幾つかの国々の資本市場への早期の復帰、金融システム強化に向けた努力、及び地域通貨の最近の増価に特に勇気づけられた。

10．こうした進展にもかかわらず、大きな課題が立ちはだかっており、我々は、現状に満足している場合ではないことで意見が一致した。強固で持続的な回復には、国際金融機関のプログラム支援を受けながら、コンフィデンスを回復するために必要なマクロ経済・構造改革に強くコミットすることが必要である。国際社会はアジアの回復に強い関心を有しており、我々は、この目的達成のために、国際金融機関と協力していくことにコミットしている。この文脈において、我々の輸出信用機関は、この地域の国々に貿易金融を供与し続ける。我々はまた、アジアでの改革に対する社会的コンセ

ンサスを築くことの重要性に合意し、このためには、危機の貧困層への影響を抑えることを必要とする。

11. 我々は、インドネシアが経済・構造改革に新たにコミットしたこと、及びIMFと新しい改革プログラムについて合意したことを歓迎した。我々は、プログラムの十分かつ精力的な実施がコンフィデンスの回復に必要であることから、インドネシア政府に対しこれを強く要請する。

12. 我々は、幅広い範囲の新興市場国の潜在的リスクをレビューした。我々は、マーケットによる新興市場国経済の見通しが多様性を増してきたことを歓迎し、これまでの主要な事例では、予防的政策措置が危機の伝播の阻止に役立ったことに留意した。我々は、オープンな世界的貿易システムが広い基盤に立った繁栄に不可欠であると考える。我々は、危機の伝播に対する脆弱性を減ずるため、新興市場国や体制移行国が、強固なマクロ経済政策、統治の向上、及び構造改革プログラムを実施することを奨励し、国際金融機関にこうした努力を支持する上で積極的な役割を果たすよう強く要請した。この観点から、我々は、IMFがこの極めて重要な時期に、その使命を果たすために必要な資金を保有するために、提案されているNAB（新規借入取極）及び増資の承認が早急に必要であることを繰り返し強調した。

開発関連事項及びアフリカ

13. 我々は、健全なマクロ経済政策、良い統治及び市場の改革を積極的に実施している途上国の経済の進展に留意した。我々は、世界的な経済システムへ一体化するためにこれらの国々が行っている努力を支援する我々のコミットメントを繰り返し強調した。この支援には、二国間及び国際金融機関を通じた我々の努力が含まれる。これに関連して、我々は、IDA12、ESAF、アフリカ開発銀行グループの適切な資金調達の重要性を強調した。我々はまた、アフリカ開発銀行の資本構成及び統治の強化に向けた進展を歓迎した。これは将来のより深い友好関係のためのより強固な基盤を提供するものである。

14. 我々は、HIPCイニシアティブの実施の進展を歓迎し、数カ国に対しHIPC債務削減を適用するためのコミットメントが行われていることに留意する。我々は、ウガンダがその強固な改革の実績を反映して、最終的なHIPC債務削減を適用される最初の国となったことを称賛した。我々はまた、モザンビークに関して最終的な決定に到達するために、パリクラブ、ブレトン・ウッズ機関及び各国によって払われた特別な努力を歓迎した。我々は、全ての重債務貧困国が、2000年までに債務問題から持続的に脱却するプロセスを開始するため必要な全ての方策を採ることを促す。我々はまた、すべての債権者に対し、債務国の改革努力を支持するため、暫定的な救済措置を与えるよう強く要請し続ける。

15. 汚職及び贈収賄と闘う国々を支援するため、我々は、国際開発金融機関が、最も高い基準の統一的調達規則・文書を確立すべきであること、またOECD加盟国及びその他の贈賄防止条約に署名した国々が、年末までに条約を発効させ、賄賂の税控除を廃止するため、必要に応じ、立法府に対し条約の批准を求めるべきであり、また、この文脈で、国際的な商業取引における外国公務員に対するそのような賄賂の支払いを犯罪とする必要な立法措置を行うべきであることを求めた。

国際金融システムの強化

16. 我々は国際金融システムの構造を強化するための方策を検討するという我々のコミットメントを再確認した。我々は、APEC蔵相会合、ASEM、マニラグループ、G10、22カ国による特別蔵相・中央銀行総裁会議、そして今週行われる暫定委員会及び開発委員会を含む国際金融機関等、この目的に向け様々な場で行われている作業を歓迎した。この作業は、我々が2月21日にロンドンで確認した主要な分野における行動についてのコンセンサスの構築に役立つであろう。

- グローバル・マーケットのより効率的な機能の促進
- 透明性と情報開示の改善
- 金融システムの強化

・国際社会の役割の評価
・民間セクターによる適切なバードン・シェアリングの促進

17. 我々は、今週後半に開催される会議で、新興市場国の代表と共にこうした問題について討議することを期待している。我々は、５月のバーミンガム・サミット首脳会議に、こうした問題についてのプログレス・レポートを提出するという我々の意思を確認する。
18. 我々は、有害な税の競争に関するOECDにおける進展を称賛し、バーミンガム・サミットに先立って開催される次回のG7大臣会合に、彼らの報告が出されることを期待する。
19. 我々は、バーミンガム・サミットに向けた以上のような作業やその他の取り組み、及びサミット首脳会合に先んじて５月８日、９日に開催される蔵相会合の計画について議論した。

（出所）『国際金融年報　平成９・10年版』（平成11年11月15日）253–255ページ

11–47　アジア開発銀行第22回年次総会総務演説

1989（平成元）年５月５日　北京

議長並びに総務各位

ADBの第22回年次総会の開催にあたり、私は我が国と代表団を代表して、主催国である中華人民共和国政府及び国民の皆様の温かい歓迎に対し、心から感謝申し上げます。

台湾海峡両岸の交流が活発化しているなか、郭婉蓉総務を主席代表とする代表団が本総会に参加されたことに対し、歓迎の意を表します。

中国で初めて開かれる本総会が李議長の卓越した運営により大きな成果を収めることを確信いたしております。

本総会の直前、藤岡総裁は本年11月に総裁を辞任される旨の意向表明を行われました。最近におけるADBのめざましい発展は、同総裁の、深い洞察力に基づく優れたリーダーシップによるところが大きく、同総裁の退任はADBにとっても、加盟国にとっても大きな損失であることは否定できません。私は、８年間にわたるADB及びアジア・太平洋地域に対する同総裁の偉大な貢献に対して、賞讃のことばを惜しまないものであります。

（アジア・太平洋地域の現状と課題）

議長

1988年中のアジア・太平洋地域の経済は、他の開発途上地域と比して極めて良好な実績を示しております。また、他の地域と異なり、民間銀行からの借入も節度のあるものであったため、深刻な債務問題となることを回避できております。

開発途上加盟国をグループ別にみても、それぞれ1988年は高い成長率を達成しております。特にいくつかの国では著しい成長を遂げております。

こうした良好な実績の背景としては以下のような点があげられます。

第１に、海外からの直接投資の急増や域内の貿易の伸びがあります。これには、特に日本の内需拡大とこれに伴う開発途上加盟国からの輸入の拡大が貢献していると考えます。

第２に、開発途上加盟国の健全かつ市場指向型の成長政策を中心とした経済運営であります。

第３に、藤岡総裁をはじめとするADBマネージメントによる域内経済の発展のための献身的な努力であります。

しかしながら、アジア・太平洋地域ではこうした良好な経済実績の反面で次のような課題を抱かえております。

まず、アジア・太平洋地域では成長による恩恵が全ての人に均霑せず、なお南アジアを中心に５億人もの最貧層が存在するという問題があります。

民間部門の成長度合も国によりばらつきがあります。例えば、政府の細かすぎる諸規制が民間活力を奪っていたり、金融資本市場が未発達なために成長に要する資金を国内で十分に動員できず、海外に頼るようなケースが散見されます。

また、アジア・太平洋地域の多くの国ではなお、一次産品中心の経済であり、一次産品価格の変動や自然災害により大きな影響を受けやすい構造となっております。

さらには、環境問題も深刻化しております。特に熱帯森林資源の破壊により、自然災害が

人災化し、貧困の激化につながっている国もあります。こうしたことから、アジア・太平洋地域の開発途上加盟国は引き続き次のような調整努力が必要であります。

まず、政府の諸規制の緩和、民間部門の強化、金融資本市場の育成、貯蓄率の増大、直接投資増加のための環境整備等の市場指向型開発戦略を一層推進すべきであります。

また、対外バランスの回復等のための適切なマクロ政策をとりつつ、税務執行体制の改善や補助金の削減に努めるとともに、その産業の国際競争力の強化を図ることが必要であります。

一方、先進国は、開発途上加盟国のこれらの努力を支援するために、インフレなき持続的成長の維持及び市場アクセスの改善につき引き続き努力していくことが重要であります。また、開発途上加盟国への資金フローの拡充及び技術移転の促進も不可欠であります。

（エクスターナル・パネル報告書とADBの今後の役割）

議長

ADBとしても引き続き、このような開発途上加盟国の調整努力を支援し、先進国から開発途上加盟国への資金フローの触媒機能を果たすなど、域内経済のバランスのとれた発展に尽くすべきであります。

こうした意味で、ADBが1988年中に、融資承認ベースで29%増、融費実行ベースで34%増を達成した業務実績を高く評価しております。

アジア・太平洋地域をカバーする国際開発金融機関たるADBに対しては、今後もますます大きな期持が寄せられることが予想されます。

こうしたことから、1990年代を目前に控えた今日、「1990年代のADBの役割」と題するエクスターナル・パネルの報告書が提出されたことは極めて時宜を得たものであると考えており、この提言をたたき台として、今後のADBの業務展開について、各国が今次総会で活発に議論することは大変有意義であると考えております。

我が国としては、特に次のような諸点が1990年代の業務展開に反映されるべきであると考えます。

第１に、民間部門業務の拡充が必要であります。

この関連で、現在民間金融機関を中心に検討が進められているアジア金融投資会社（AFIC）の設立構想およびそれに対するADBの参加について、我が国は賛成いたします。その際、アジア金融投資会社はマルチラテラルな性格を持つべきであります。そして、本構想が各国の支持を得て実現することを期待しております。

また、現在の民間部門担当部門の強化も必要であると考えます。

今、申しあげました他にも、民間部門業務の拡大策が必要であります。例えば金融資本市場や金融機関の発展に関する技術援助を積極的に推進していくべきでありましょう。

第２に、政策対話についても強化・拡大すべきであります。政策対話に関連して、まず、我が国は開発途上加盟国の地域的特性や経済発展段階に即応した、きめ細かな対応が重要と考えています。この関連で、ADBが開発途上加盟国との間で開催した、本年１月の「開発戦略に関する円卓会議」および本年３月の「アジアの開発における新興工業経済群（NIEs）の役割に関する円卓会議」は時宜を得たものと考えます。

第３に、インフラストラクチュア・プロジェクトへの支援強化が重要であると考えます。開発途上加盟国の経済発展を支援するために、それらの国のインフラストラクチュア・プロジェクトの発掘・形成をさらに推進し、ひいてはADBの業容拡大に資するように努力していくべきであります。

第４に、アジア開発基金については、その貴重な資金をより効率的に使うよう今後とも努めることが必要であります。

第５に、触媒機能を発揮していくことが重要であると考えます。すなわち、ADBは、開発途上加盟国への開発費金の円滑かつ十分なフローの確保につき、積極的な役割を果たすべきであり、このため、協調融資の推進が必要であります。また、保証業務も重要であります。

第６に、貧困問題への取組が必要であります。貧困は、開発途上加盟国政府の真摯な自助努力を前提として、ADBをはじめとする

国際機関、二国間の援助機関や国及び非政府機関（NGO）等が資金面その他さまざまな面で協力を深めつつ、一丸となって取り組む必要がある問題であります。

第７に、環境保全については、我が国としては特に重要な問題であると考えている分野であります。エクスターナル・パネルの提言は極めて時宜を得た、適切なものであると思います。今後、ADBが環境保全を目的としたプロジェクト、特にマングローブをはじめとする熱帯森林資源の保全を取り上げていくことを、我が国としては積極的に支持いたします。

(我が国の積極的対応)

議長

ADBが、今申し上げました役割を果たしていくためには、ADB自身の業務の拡充と資金基盤の拡充が必要であります。

我が国は、昨年の総務代理演説で、特別増資による資金基盤の拡充および我が国の出資シェアの増加を要請しましたが、各国総務の好意的配慮を得て、昨年９月に我が国を含む３カ国の特別増資に関する総務投票が可決・成立するに至りました。この場を借りて、改めて御礼を申し上げます。

また、今後の業務拡大に対応していくためには、次回の第四次一般増資の早期実現が必要であり、その検討の速やかな進捗が望まれます。

我が国としても、ADBに対する支援を含め、アジア・太平洋地域についてはさまざまな形で引き続き積極的な支援を行ってまいる所存であります。

まず、我が国は300億ドル資金還流措置に関しましては、既に約９割を達成いたしております。その中で、協調融資等についてみますと、総額114億ドルのうち、67億ドルがアジア・太平洋向けとなっております。

また、我が国のODA全体としても二国間ODAのうち約７割がアジア・太平洋向けとなっております。

ADBについては、我が国は、昨年中に発足したADB・日本特別基金（JSF）に対して、これまでに86億円、約66百万ドルを拠出済であります。1989年度におきましても、さらに38億円、約29百万ドルを本基金に拠出する予定であります。この資金は、ADBにおいて主に技術援助のために使用されており、開発途上加盟国の構造調整の促進に寄与しております。

また、同じく昨年、我が国からの拠出により発足したADB・日本奨学金制度によって現在、48名の奨学生がアジア・太平洋地域の大学や研究機関で勉学中であり、1989年度におきましても、この制度の継続、拡充を図っております。

(結び)

議長

アジア・太平洋地域は今日、大きな脚光を浴びております。

そして、ADBは開発途上地域のなかでもダイナミックかつ順調に発展しているこうした地域を担当している機関であります。しかしながら、同時にこれまで述べたように取り組むべき課題もなお多く残っております。

ADBが、全加盟国の強力な支援の下に、その使命を達成していくことを切に祈念しております。

今回が、藤岡総裁にとって最後の年次総会となります。私は、総裁の今後の御健康と御多幸を望んでやみません。また、今後も、総裁がADBとアジア・太平洋地域をあたたかく見守っていただくことを、心からお願いしたいと思います。

(出所)『第13回大蔵省国際金融局年報　平成元年版』(平成元年10月31日) 297–299ページ

11–48　APEC蔵相会議共同発表（仮訳）

1994（平成６）年３月18–19日
ホノルル（ハワイ）

APECの蔵相は、アジア・太平洋地域が直面している基本的な経済的課題、すなわち、低インフレ成長の持続、投資とインフラ整備への資金調達、及び資本市場の発展の促進を議論するため初の会合を開催した。本会合は、1993年11月のシアトルでの会議におけるAPECの首脳からの要請により開催されたものである。議論は、協力（cooperation）、コンセンサス（consensus）、及び親密さ（collegiality）に基づいて行われた。

我々は、地域全体の経済パフォーマンスが、各国・地域の経済的福祉と世界経済の安定に与える重要性が高まりつつあることを認識している。アジア・太平洋地域は、貿易及び投資の拡大という絆により、ますます結びつけられている。我々は、次の世紀に移行するにあたり、次の原則が我々の政策決定の指針となるべきであることに合意する。

・健全なマクロ経済政策と安定が、この地域における持続的な低インフレ成長の柱となり続けなければならない。
・商品、サービス、及び投資の国境を越えた流れが増加することが、地域における良好な経済パフォーマンスのもう一つの柱でなければならない。
・民間及びビジネスセクターが、成長の主要な原動力となり続けなければならない。
・民間及びビジネスの資本の効果的な活用と配分のためには、資本市場の一層の発展が必要である。
・現在の不足や非効率に対処するため、インフラ整備のための資金調達能力を向上する必要がある。

金融面での課題

高水準の民間投資とインフラ整備に充てるために必要な資本の調達は、この地域にとって非常に困難な課題となっている。大規模で増加しつつある海外資本の流入は、極めて重要であったし将来もそうあり続けるであろう。資本流入は、国内貯蓄を増加させ、資金調達先の分散に役立ち、資本コストを減少させ、資本市場の発展に資する。

・我々は、大規模かつ多様化した海外直接投資の流入を促進させる政策を追求することとなろう。この直接投資の流入は、これまでも成長の促進に多大に寄与してきた。
・我々は、最近の国境を越えた株式及び債券の流れの増加を踏まえて、対内証券投資が地域の投資に果たす役割を増加させることに同意した。
・我々は、成長とマクロ経済の安定を共に促進するような方法で資本流入を維持するための戦略について協議を行う。資本を資金需要に見合うように調達すべく我々の能力を改善することは極めて重要であろう。
・我々は、効果的な監督と規制も含め、銀行セクターと国内証券市場を発展・深化させるための努力について協議していくこととなろう。
・我々は、特に大規模で長期的なインフラ計画に対する資金調達において中心的役割をなす、国内債券市場の一層の発展を促進させることに協力することとなろう。
・我々は、IMF、世界銀行、IFC、及びADBが行っている金融市場の発展を支援する努力を歓迎する。我々は、これらのプログラムが、アジア・太平洋地域の変化しつつある多様な要求を満たすように改められ、拡大されることを強く望む。
・我々はまた、これらの機関が、中小企業への融資に成功するための公的及び民間の戦略を検討し、広めることを奨励する。
・我々は、民間資金が十分でない場合に、持続的な開発プロジェクトに資金を供給するために公的資金の必要性を認識している。従って、我々は、ADBの前向きの展望を示し、資金基盤を倍増させる、ADBの一般増資についての交渉が間もなくまとまることに期待する。

将来の会合と協議

我々は、本日の議論が地域が直面する主要な経済的課題への一層の理解を促進させるものであったと信じる。従って、我々は、地域経済の動向、経済成長戦略、その他のマクロ経済的課題、地域における資本の流れ、そして金融分野の動向と政策、及び特定の問題点について協議するために、来年再び会合を開催することに期持する。我々は、我々の代理にこの会合の準備を行うよう要請する。

我々はまた、我々の代理及びその中央銀行のカウンターパートに対して、1994年末、または1995年初めに、マクロ経済動向と、特に成長のために重要な資金フローの維持管理に関する課題について議論するために共同して会合を開催するよう要請する。この会合を支えるため、金融当局者によるアド・ホックの会合を開催し、上記の蔵相代理とその中央銀行のカウンターパートが取り上げるべき、主要な諸点や動向を明らかにすることとなろう。

我々は、情報がより良く流れ、提供され、そして交換されることが、資金の調達と資本市場の発展に大いに寄与しうると信じる。

従って、我々は、下記に提案された作業や協議を実施する際に、このような努力に協力することを要請する。

・地域的な証券投資の流れについての研究：　我々は、IMFに対し、世界銀行、IFC、及びADBと協力して、その持つデータベースを用いて、この地域への、及びこの地域における国境を越えた証券投資の流れについて共同研究を行い、証券市場を流れる総資金のうち海外からの資金の寄与度、並びに、その供給者及び運用先についての定量的分析を提供するよう要請する。この研究は、上記のAPEC蔵相代理とその中央銀行のカウンターパートの会合の開催時までに終えるべきものである。

・インフラ整備のための資金調達に関するADBのシンポジウム：　我々は、ADBに対し、インフラ整備のための資金調達の諸問題について、民間部門の役割に力点を置いて、シンポジウムを主催するよう要請する。このシンポジウムには、資金調達、建設、その他のインフラ整備に関わっている民間部門と各国政府や国際金融機関の職員を共に参加させるのが適当であろう。地域を所管するその他の国際機関も招致されるべきである。

・銀行部門及び証券市場の規制・監督に関する域内協議等：　共通の関心を有する監督・規制上の諸問題について、最近接触が深まってきているが、我々は、このような接触を歓迎し、奨励する。

・アジア・太平洋金融家会合：　我々は、この地域の民間金融部門の指導者が、資本市場の動向に関する問題点を明らかにし、民間部門の接触を強化する方法を探究し、また、より恒久的な民間組織を確立する可能性について探究するための会合を開催するよう要請する。

（出所）『第19回大蔵省国際金融局年報　平成7年版』（平成8年2月16日）266-267ページ

11-49　APEC蔵相会議共同発表の概要

1995（平成7）年4月16日

APEC諸国の蔵相は、アジア太平洋地域の直面している経済上の諸課題につき議論するため、ここに第2回目の会合を開催した。本会議は、率直な意見交換を行うとともに、経験を分かち合い、またお互いの課題や関心につき理解を深めあう機会となった。地域の直面する諸課題についての本日の我々の議論は、協力（cooperation）、コンセンサス（consensus）、親密さ（collegiality）を基本として行われ、有意義で建設的なものであった。

経済動向

昨年は世界の金融市場が変動した年であったが、アジア・太平洋地域は、引き続き、最も急速な経済成長を遂げた。しかしながら、こうした変動は、資本の流れの変化や急激な為替相場の変動を通じて、域内の経済に重大な影響を与えている。お互いの懸念をより良く理解するために各国における最近の経済動向が相互にどのような影響を及ぼしているのかについての意見交換が行われ、健全で持続可能なマクロ政策の重要性が合意された。当会議のような会合を通じた協力の促進は、地域全体としてのマクロ経済の安定を確保するための能力を高める上で重要な役割を果たす。

資金フロー

APEC加盟国が持続的な成長を達成するためには、国内貯蓄の増強とともに外からの資金フローの確保が重要であるが、一方で時に資金フローが不安定さをもたらすことについても留意する必要がある。IMFが資本移動の急激な逆流に対して効率的に対応できるよう、現行のメカニズムを改善する方途を検討するよう奨励する。安定的な資金フローを確保するためには、マクロ経済安定のため健全な財政・金融政策を実施すること、資本移動の突然の逆転の可能性を減少させるために直接投資を促進させること、及び証券形態の資金流入を多様化させることが重要である。さらに、各国において、適時、適切に、政府の金融面での情報開示について検討を進めることで合意した。

為替変動

急激な為替変動は、各加盟国の問題のみならず、各国と密接な繋がりのある国の経済にも影響を及ぼす。したがって、国内のマクロ経済的安定を促進させる政策を実施することは、国境を超えて有益な影響を及ぼすもので

あり、域内すべての国に対して奨励されるべきである。但し、各国においてたとえ健全なマクロ経済政策運営が実施されたとしても、個々の国は、為替相場の過度の変動により大きく影響されることがありうる。

最近のファンダメンタルズを反映していない外国為替市場の動向に懸念を表明するとともに、外国為替市場の安定性確保のための確固たる取り組みを行うことが必要であることに合意した。さらに、各国の経済に対する為替変動の及ぼす影響の重大性に鑑みて、変動の原因と、その貿易・投資に及ぼす影響につきより一層の調査を行っていく必要があり、IMFに対して、リサーチペーパーの作成を要請する。

インフラ整備

インフレなき持続的成長を達成するためには、インフラ整備が不可欠である。域内におけるインフラ整備のためには膨大な資金需要が見込まれ、その調達には政府及び国際金融機関の資金とともに国内外の民間資金の役割が増大しつつある。それに対応するために資本市場の育成を継続することが重要である。この問題につき、加盟各国の経験を学びあうことが重要である。

将来の会合と活動

地域の直面する経済上の諸問題につき、さらに検討を重ねていくため、来年日本において再び会合を開催することに合意する。

その際の議論に資するよう、以下の問題を取り上げる作業部会を設置するよう代理に要請した。

⑴　金融資本市場
⑵　インフラ整備のための民間資金の動員
⑶　為替変動の貿易・投資に及ぼす影響

昨年のハワイでの会合の折りに協力を要請した、IMF、ADB、中央銀行副総裁、及び、蔵相代理に対して、その努力に感謝の意を表明するとともに、APEC金融家会合についても、その努力が継続されることを希望する。

最後に、11月に大阪で開催予定のAPEC非公式首脳会議に対して、当会議の進展状況を報告することで合意した。

（出所）『国際金融年報　平成８年版』（平成９年３月31日）241-242ページ

11-50　第３回APEC蔵相会議共同大臣声明（仮訳）

1996（平成８）年３月17日　京都

1．我々APECの蔵相は、マクロ経済及び金融の安定の脈絡における地域の成長の追求を含め、地域の直面している幅広い経済問題を討議するため、本日、日本の京都にて会合をもった。1993年のAPEC非公式首脳会議において経済首脳が我々の協議を要請して以来、今回が３回目の会合となる。経済首脳は、1995年11月の大阪における会合において我々の協議の継続を促した。我々は、域内の財貨、サービス及び、資本の自由な流れを促進するという首脳の目標を支えていくために、我々の任務を遂行していくことにコミットしている。

2．我々は、４つのテーマについて意見交換を行った。即ち、現在のマクロ経済上の課題、金融資本市場、インフラストラクチャー整備のための資金の動員、及び、為替変動の貿易・投資に与える影響、である。国際通貨基金専務理事がマクロ経済上の問題に関する我々の討議に参加した。国際通貨基金、国際金融公社、アジア開発銀行、及び、APEC民間金融家は、我々の討議の準備過程において貴重な貢献を行った。

3．討議の結果、我々は、この声明に添付されたいくつかの結論を見出すに至るとともに、重要な分野における幾つかのイニシアティブについて合意した。「1996年京都APEC蔵相会議の結論」は、資金フローの安定、国内金融資本市場の整備、及び、インフラストラクチャー整備のための民間資金の動員という、鍵となる政策目標を追求する我々の自主的な努力を幅広く導くであろう。

現在のマクロ経済上の課題

4．APEC地域の経済成長のペースは、他の地域よりも引き続き力強い。特筆すべきは、域内の多くの新興経済における力強い成長である。域内貿易や内外の投資の増大には力強いものがある。潜在的な過熱が存在する場合、政策当局は緊縮的なマクロ経済政策の組み合わせにより適切に対応する必要がある。我々は、地域の経済における財政

の健全性の良き記録を維持することは、我々の経済における社会的ニーズへの効果的対応とともに歩むべきであると信ずる。

5．持続的成長のもと、APEC地域の貿易量は昨年大幅に拡大したと見込まれる。域内貿易の増加率は、域内と世界の貿易の増加率を上回った。経済のファンダメンタルズを反映しない為替レートの大幅な変動があったものの、秩序ある反転のプロセスが昨年夏より開始した。我々は、この進展を歓迎する。

6．1995年前半における市場の混乱の後、域内の新興市場への資金フローは、年内には一般的に回復した。この事実は、健全なマクロ経済政策によって裏付けられた継続的に力強い経済パフォーマンスが、金融資本市場の好意的な反応によって報いられたことを示している。我々は、資金フローや為替レートの安定に貢献し、地域のダイナミックな発展の持続可能性を確保するにあたり、健全なマクロ経済政策が重要であるという共通認識を新たにした。

金融資本市場

7．最近の国際的な資金フローに影響を及ぼしている鍵となる要因は、新興市場の世界の金融資本市場への漸進的な統合である。資金は、より長期にわたり、新興市場に引き続き流入し、これらの経済に利益をもたらすであろうと予想できる。我々は、一般にAPEC諸国・地域への資金流入は、これらの経済の成長に大きく貢献してきたことを考察した。資金フローは、主として健全な国内経済政策及び良好な経済条件によってもたらされた。

8．同時に我々は、マクロ経済や金融面でのリスクも明らかに存在することを認識した。特に、資金フローが歪んだインセンティブや持続可能でない不均衡を反映する場合は然りである。我々は、昨年の世界の金融市場における混乱の後、国際的なフォーラムにおいて、潜在的な金融面での問題に適切に取り組む努力が精力的になされていることに留意した。我々は、危機に直面している加盟国の支援に素早く対応するIMFの能力を強化するであろう「緊急融資メカニズム」を設立しようとするIMFの努力、及び、一般借入取極（GAB）のもとで現在利用可能な額を倍増する金融取極を創設するために進行中の作業を歓迎する。また、我々は、IMFの将来の業務のための十分な通常資金を確保するため、加盟国の相対的地位の変化を考慮に入れた適切な調整を含め、IMF第11次増資の検討作業も進められるであろうことも歓迎する。

9．資金フローの安定に貢献する政策、及び、国内金融資本市場の整備を促進する政策が、我々にとってとりわけ重要である。この脈絡において、我々は、優先されるべき３つの幅広い政策課題を明らかにした。即ち、①マクロ経済政策の適切な組み合わせを維持すること、②良好な債務管理のための本質的な要素として、高い貯蓄率及び公的部門の借入の制限を促進すること、③国内貯蓄を効果的に仲介し、より長期の満期のものを含め、投資の選択肢の範囲を拡大するために、資本市場の一層の整備及び統合を涵養すること、である。適切に管理された場合、市場リスクは必ずしも国際資本へのアクセスの増大から生ずる大きな利益を減少させるものではない。

10. 我々は昨年、経済・金融情報の公共的な利用可能性の増大に関する推奨を進展させることを促したことを再び想起した。我々は、国際金融市場に参加している国々のためのより厳しい公表基準の設定に向けて、現在IMFで進行中の努力を歓迎する。我々は、４月の暫定委員会において、この問題に関する支持がなされることを呼びかけるとともに、基準の早期実施に向けて努力することを誓う。

11. 我々はまた、金融市場における国際的な基準に沿った信用秩序維持のための監督、規制の達成という目標を支持するとともに、規制原則・慣行の整備及び市場監視の強化に関する域内の規制当局間の協力の深化を奨励する。我々は、次回会合において、これらの協調的努力をレビューする意図を有する。

12. 我々は、マネー・ローンダリングは、正当な制度や経済政策を脅威にさらしうるものであり、優先度の高い問題であると引き続き認識する。我々は、国際協力により確

立された作業を支持するとともに、反マネー・ローンダリング分野における国際的な基準の遵守、及び、FATFの脈絡を含む、この分野における協力の強化に向けて進行中の地域的な努力を奨励する。我々は、国際的及び地域的な協力の強化に向けた進展について、定期的にブリーフを受けるであろう。

インフラ整備のための資金の動員

13. 域内のダイナミックな経済発展は中期的に継続し、インフラ整備のための膨大な需要を生むであろう。インフラ整備のために、民間資金を動員させるとともに、公的資金と民間資金の調和を達成する喫緊の必要性がある。我々は、公的部門が潤滑剤としての役割を一層担いつつある一方、民間部門はインフラ・サービスの提供において一層重要な役割を果たしてきていることに留意した。民間資金は効率性を増大させるという利点を有することが多い。我々は、市場メカニズムによって一層効率的なインフラの供給及び運営を達成することの出来る分野に、民間資金を動員することが望ましいという結論に達した。

14. このため、民間貯蓄をインフラ投資に結び付ける金融技術の開発が極めて重要である。特筆すべきは、国内貯蓄の動員を改善し、APEC地域における膨大なインフラ投資の要請によりよく対応するために、国内資本市場に厚みをもたせ、より幅広くする必要があることである。

15. インフラ整備における民間投資を誘導するためには、健全なマクロ経済運営、及び、多くの場合において、規制や制度の変更もまた必要である。国際金融機関は、セクター改革や民間投資の触媒として重要な役割を果たすことが期持される。我々は、国際金融機関が自らの役割を果たすことのできるよう、必要な支持及び十分な資源が提供されるべきであると認識する。

為替変動の貿易・投資に与える影響

16. 短期的な名目為替レートの変動は広範な要因によって影響を受けることから、その動きを十分に説明するある１つのモデルを見い出すことは極めて困難である。しかし、より長期的にみれば、傾向を識別することは可能である。特に、名目為替レートは、概ね国内の価格水準の比率に沿って変動する傾向がある。この関係は短期的には必ずしも成立しないことを踏まえると、実質為替レートがその長期的傾向から乖離することも有り得る。

17. 我々は、一般的に言って、長期的傾向からの乖離には２つのタイプがあることを考察した。すなわち、ボラティリティ、或は、すぐに反転可能な、実質為替レートの傾向からの一時的な乖離、及び、数カ月、数年も持続する傾向のある乖離、である。ボラティリティは、多かれ少なかれ資産の市場価格に見られる特徴であるのに対し、持続的な乖離は、政策によってもたらされた不均衡（ミスアライメント）、または、交易条件の中期的な変化に、より関連しているように見える。これに関し、特定の通貨変動が一時的な性格か持続的な性格かを事前に判断することは、極めて困難であることが留意されるべきである。

18. 我々は、多くの実証例は、短期的な為替レートのボラティリティが貿易に及ぼす直接の効果は比較的小さいことを指摘しているという、様々な研究において見いだされた点に留意した。これと対照的に、実質為替レートの中期的な乖離は、貿易に大きな効果を及ぼす。通貨価値の下落によってもたらされた新しい為替レートの水準が持続可能であると判断されるならば、その後に海外直接投資の流入の増加が見られるかもしれない。

19. 我々は、実質為替レートのミスアライメントに取り組むために、政策当局の鍵となる役割は、健全なマクロ経済政策を実施することであることを強調する。そのような政策は、インフレをコントロールし、それぞれの国のマクロ経済的なニーズに沿って内外バランスに対処する必要がある。健全なマクロ経済政策は、経済・金融面での相互関係の一層の安定を通じ、当該採用国のみならず、その他すべてのAPEC諸国に利益をもたらすであろう。

20. これに関連し、我々は、より強化された多角的サーベイランスに向けたIMFの努力を支持することを表明するとともに、

APEC地域の金融当局間の協力強化に向けて進行中のイニシアティブを歓迎する。

その他の問題

21. 租税の問題は、APEC域内の国際貿易・投資の発展の脈絡において重要である。これに関し、我々は、国際企業課税に関するシンポジウムをOECDとの協力のもとで開催するという豪州のイニシアティブを支持する。域内の二国間租税条約の締結の更なる進展もまた、貿易・投資面での結びつきに資するであろう。

22. 我々は、貿易・投資の自由化、円滑化を追求するAPEC全体の努力に貢献する決意を引き続き有している。特に、我々の多くが税関に関する事項についても責任を有していることから、我々は、大阪行動宣言に盛り込まれている税関手続きの調和、簡素化の具体的な成果を歓迎する。我々は、税関当局が適切な技術援助を行いつつ、その行動計画の着実な実施を通じて、引き続き努力するよう奨励する。

将来の会合と活動

23. 我々の討議の前進に向け、我々は、金融資本市場の整備を促進し、インフラ整備のための民間資金の調達に資するため、「1996年京都APEC蔵相会議の結論」に沿って行われるであろう政策、改革、自由化措置、その他の行動に係る経験を共有するという地域的な努力を、マクロ経済や為替レートの問題に関する作業とともに、作業部会が引き受けるよう依頼する。この経験の共有は、最も成功した政策や戦略を明らかにする上で我々を手助けするであろう。我々は、アジア開発銀行に対し、この努力を支えるために有益なインプットを引き続き提供願えるよう要請する。

24. 我々は、また、マクロ経済や金融面の動向及び政策に関する情報の共有に資するよう、我々大蔵省間でのコンピュータ化されたコミュニケーション・ネットワークを創設するための枠組みを開発することを作業部会に委嘱する。

25. APEC民間金融家による報告は、情報の公表及びインフラ整備の問題についての我々の審議に貴重な洞察をつけ加えた。我々は、その努力を継続するよう彼らを奨励する。

26. 我々は、日本による温かいもてなしに感謝の意を表する。我々は、来年フィリピンにて再び会合を持つことを楽しみにするとともに、マクロ経済上の諸問題、金融資本市場、インフラ整備のための資金の動員、及び為替変動についての我々の協議を継続することを希望する。

27. 最後に、我々は、APECの経済首脳に対し、本年フィリピンにおいて開催予定の次回非公式首脳会議の機会に、APEC蔵相会議の活動を再び報告するであろう。

（出所）『国際金融年報　平成９・10年版』（平成11年11月15日）227–230ページ

11–51　第４回APEC蔵相会談共同大臣声明（仮訳）

1997（平成９）年４月５－６日　セブ

１．我々APEC蔵相は、ますます統合される世界に直面している経済の機会と課題、及びそれらがどのようにAPECメンバーにより個別及び地域レベルで適切に対応されうるかについて討議するため、フィリピンのセブで会合をもった。我々の討議は、過去３回の会合と同じく、協力（cooperation）、コンセンサス・ビルディング（consensus-building）、及び親密さ（collegiality）の精神の下に行われた。

２．フィリピン共和国大統領フィデル・Ｖ・ラモス閣下が蔵相会議を開会した。その際、我々を歓迎するとともに、1996年11月のスービック宣言に表明された首脳のビジョンを実現する上で蔵相のアジェンダが重要であることを強調した。大統領は、地域の急速な発展が継続されるには、より自由な資本移動、国内資本市場の整備とインフラの民間による供給の増加が必要であることを強調した。大統領は更に、インフラ開発は広く貧困を削減し、公平な開発を促進すべきことを指摘した。

３．我々は、APECメンバーが直面する３つの重要かつ密接に関連する課題、すなわち、より自由かつ安定的な資本移動を支援すること、インフラ整備における民間部門の参加を容易にすること、及び金融・資本市場

の整備を促進することについて意見交換を行った。IMF専務理事はマクロ経済課題及びより自由な資本の移動を支援する諸政策についての我々の討議に参加し、またADB総裁はインフラ整備への民間部門のファイナンシング及び資本市場整備についての討議に参加した。我々は、また、APEC民間金融家会合やAPECビジネス諮問委員会（ABAC）及び太平洋経済協力会議（PECC）の代表と建設的な意見交換を行った。

現在のマクロ経済問題及びより自由な資本移動を支援するための諸政策

4．APEC地域は、いくつかのメンバーで成長が緩やかであったにも関わらず、1996年は世界の他の地域よりも急速な経済成長を続けた。APECメンバーにおける過熱圧力が既に和らいでいると仮定すると、我々は、この地域の経済の減速は持続的な成長に対する明るい見通しの妨げになるものではないことについて合意した。この成長は、また、多くのAPECメンバーへの民間資本フローの増加によっても支援されており、資本フローの増加が1996年に新記録に達したところもあった。この資本フローの増加は、APECメンバーにおける力強い成長の見通し及び慎重な政策の継続、国際資本市場におけるより深度のある金融統合及びポートフォリオの多様化という一般的傾向、工業国における金利低下を反映したものである。

5．実際に過去10年間の民間資本フローの著しい増加は、雇用及び投資の機会を拡大し、政府の社会的ニーズを満たす能力を高め、全体としての地域の経済成長に著しく貢献してきた。我々は、地域の経済成長が持続的なものであり、さらに重要なことには、その成長が人々の生活水準の一層の向上をもたらすことを確実なものとするため、我々の努力を続けなければならない。民間資本フローは、同時に、マクロ経済運営に課題をもたらしている。これに関連して、我々は、地域への資本流入を持続させ、また、外生的ショックに対しより弾力的な経済を築くにあたり、マクロ経済の安定及び持続可能な成長指向型の政策が重要であるとの共通認識を新たにした。また、政策の遅れは市場の是正をよりコストのかかるものとするため、時宜を得た政策調整もまた重要である。このような政策調整の主な負担は個々のメンバーの国内政策の問題となるが、地域の統合が増しているので、適切な場合には、我々が強化された政策協力の機会を活用することが重要となっている。そのような政策協力は、場合によっては、他のメンバーへの潜在的に不利益をもたらす波及（spillover）効果に対処するにあたって有用である。

6．我々は、IMFによる特別データ公表基準（SDDS）の採用を歓迎する。この基準は、インターネット上の掲示板を通じマクロ経済及び金融に関するデータの迅速な公表を容易にすることによって、市場の信認を高めるものである。昨年のAPEC蔵相会議によるSDDSへの支持の表明以来、13のAPECメンバーが既にSDDSへの参加を承諾している。我々は、APECにおけるこの基準の幅広い適用へ向けて働きかけていく。

7．我々はまた、IMF理事会により新規借入取極（NAB）が承認され、国際通貨制度へのIMFの対処能力が高められることを歓迎する。我々は、IMF第11次増資の重要性を強調し、IMFが将来のオペレーションを行うにあたって十分な一般資金を有することを確保するため、増資に際してはメンバーの相対的経済力を考慮に入れた調整を行うことが重要であることを強調する。

8．我々はまた、貯蓄をより効果的に動員し、内外の投資家に利用可能な投資機会を拡大するため、国内の金融機関と金融市場を強化する必要について討議した。討議の結論は、市場の整備・統合は金融市場の健全性に関する規制・監督の強化と歩調を合わせて進められなければならないということであった。

9．為替及び金融市場の動向についての討議では、我々は1995年春の為替市場に存在した大きな不均衡は是正されたことに留意した。我々は、こうした市場の動向がAPECメンバー、特にその通貨が主要国通貨に密接にリンクしているメンバーの経済パフォーマンスに与える影響について討議した。我々は、為替市場の安定にとって最も

重要な基礎は、インフレなき経済成長と持続可能な国際収支ポジションの達成を目的とした健全なマクロ経済政策を首尾一貫して採ることにある点を強調した。

10. 最後に、我々は金融の安定化を促進するための国際的な努力を討議した。我々は国際的に展開する金融機関の監督及び規制を強化し、国際金融市場のシステミック・リスクを減ずるための当局者間の協調を拡大するため、バーゼル委員会、証券監督者国際機関（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）により進行中の作業に留意した。我々はまた、APECメンバーの多くが参加する新興市場経済の金融安定に関するG10作業部会の努力にも留意した。我々は、その実施方法を考慮することも視野に入れつつ、これらの結論や勧告を受けることを期待する。

インフラ整備への民間部門の参加促進及び金融資本市場整備の促進：自主的原則及び協同イニシアティブ

11. APEC経済首脳がスービックにおいて、地域における金融資本市場の整理を加速し、インフラ整備への民間部門の参加を促進するため、我々に対し、具体的かつ実際的な措置を探究するよう要請したことに対し、我々は、一段の目的に対する一連の自主的原則と協同イニシアティブに合意した。これらの原則はADBによる広範囲にわたる努力と京都での我々の成果に基づくものである。我々の多様性及び異なる経済発展段階に然るべく配慮を行ったうえで、我々はこれらの原則を自主的に採用することに合意した。これらの原則により、我々は個別及び協同の努力をいずれの分野においても追求することとなる。これらの原則は付属書１及び２に定められている。

12. 協同イニシアティブは、共同訓練、資金供給及び知識、経験、情報、最善の事例の我々の間での交換について効果的な仕組みを提供しうる。協同イニシアティブはまた、自主的原則と整合的な形で、アプローチとスタンダードの調和を促進することができる。我々は、これらのイニシアティブは、国際化と技術革新に関する課題へのメンバーと地域の取り組みに資する価値あるものであると確信する。それぞれのメンバーは、自らのニーズと関心に基づき、参加の選択を行うことができる。これらのイニシアティブを促進するに際し、我々は、他のAPECや地域的及び国際的なフォーラムにおいて進行中の努力に適切な関心を向けることに合意した。

京都会合で合意されたイニシアティブの実施

13. コンピュータ情報ネットワーク

我々は、京都会合で承認したAPEC大蔵省間のコンピュータ情報ネットワークの始動を歓迎する。このネットワークにより、APECメンバーの経済・金融当局者間での地域の経済成長全体についての情報の共有が容易になるであろう。それはまた、インターネット上の掲示板により一般公衆に対するマクロ経済及び金融に関する情報の提供を促進することにもなる。我々は、このイニシアティブを促進するために日本が議長を務めたコア・グループの行った努力とAPEC大蔵省ホームページを維持するとのシンガポールの申出を大いに評価する。

14. 国際事業課税に関するAPECとOECDの共同シンポジウム

我々が1996年11月シドニーで開催された国際事業課税に関するAPEC・OECDの共同シンポジウムについてのオーストラリアの報告を討議した。そのシンポジウムでは、経済が国際化するにつれて課題として浮上しつつある税制の問題を評価した。我々は、急速に進む金融革新だけでなくサイバースペースにおける取引がもたらす電子支払システムの進展が対処を必要とする財政的意味合いを有することになるだろうことを認識した。我々は、税当局に対して、OECDやADBのような適切な国際的又は地域的多国間機関と協力しつつこれらの問題に引き続き取り組むことを要請した。この点に関して、我々は次回のAPECとOECDのシンポジウムが来年開催され、我々の次回の会議で議論のために報告を受け取ることを期待する。

セブで合意されたイニシアティブ

15. インフラ整備への民間部門の参加拡大を容易にし、我々の金融資本市場の整備を促進し、また、より自由な資本フローを支援

するため、我々は以下の協同イニシアティブを支援することに合意した。

16. 輸出金融機関間の協力の強化

民間資金を引きつけ、また、十分な投資収益を提供しつつリスクを軽減するための地域の経済環境の形成に助力することに関して、輸出金融機関は触媒的役割を果たしうる。我々は、関心を持つメンバーが国際的な取極と整合性を取りながら、対話を進め、セミナーを開催し、機関設立のプログラムを策定することについて合意した。この関連で、地域のメンバーは、より経験の深いメンバーや関連国際機関から技術的専門知識と協力を求めることができる。

17. 金融市場の監督強化

我々は、地域の大蔵省による規制・監督能力は国際金融市場の急速な変化に追いつくべきことを認識した。地域的及び国際的専門機関やメンバーの規制・監督当局は既に広範な技術支援と専門知識の供与を行っている。我々は、そのような専門機関が協力して、関心を有するAPECメンバーと協議を行い、利用可能な訓練リソースに重大なギャップが存在することを確認するよう要請する。我々は、蔵相代理に対し、このようなギャップに対処するための方策を計画するよう依頼する。

18. 決済システムの強化

十分に整備された決済システムは資本市場の発展に不可欠である。決済システムの強化に関連する経験を有するメンバーは、その経験を関心のあるメンバーと共有し、適切な国際的及び地域的多国間機関の支援を得つつ、技術的支援を提供するであろう。

19. 格付機関の整備支援及び情報公開基準の強化

独立した格付機関は地域の資本市場を発展させ、越境資本フローを引き寄せるにあたり、重要な役割を果たす。我々は、国際的な最善の事例に関連する、地域における信用格付機関の最近の経験を精査するであろう。我々は、発行者による完全な情報開示とともに最善の事例の採用を奨励していく。

20. 年金基金改革に関する地域フォーラム

我々は、持続可能性に関する問題、年金基金の管理における民間及び公的部門の相対的役割、国内貯蓄と資本市場の発展に対する意味合い、年金基金投資における健全性規制などに関する問題を含むAPECメンバーにおける年金改革に関する問題の考察を歓迎する。我々は、いく通りかのアプローチに関する便益とコスト、及びその国家の財政、所得分配に与える意味合いについて精査する。この問題に関するシンポジウムが1997年中に開催され、我々の次の会議に報告されるだろう。

21. 証券化に関する地域フォーラム

我々は、証券化は経済成長にとって発展しうる資金調達の形でありうることを認識する。しかしながら、中には発展を阻害する構造面、規制面、財政面等における制約に直面しているメンバーもある。関心を有するメンバーは、それぞれの参加メンバーの中での証券化の活動水準を評価するため、1997年中にマレーシアで開催されるフォーラムに参加し、その成長と開発の障害を見きわめ、その障害を除去する手段を見きわめるだろう。フォーラムの成果は自主的行動計画として具体化されるであろう。

22. より自由かつ安定的な資本フロー支援のための自主的行動計画

地域の経済発展にとってより自由かつ安定的な資本フローは重要であることを我々は認識する。従って、我々は、蔵相代理に対し、地域の資本フローに対する障壁を削減するため、自主行動計画を準備することを要請する。

その他の課題

23. 税関関係

我々は、税関手続きの調和化と簡素化に関する技術支援プログラムを含め、税関手続小委員会（APEC-SCCP）が貿易の円滑化に向けて多大な業績を上げてきたことを歓迎する。この関連で、税関手続小委員会に対し、リスクマネージメント、貨物通関手続における共通のデータ・エレメント、急送貨物等の新分野についても検討を開始することを慫慂する。我々APEC大蔵大臣の多くが税関に関しての責任を有することから、貿易円滑化と技術協力の分野に加え、商業反則、麻薬・銃砲の不正取引を水際で

取り締まる分野においても、地域内の税関当局間の相互協力を更に強化する余地のあることを我々は認識する。貿易の円滑化及び税関当局による取締りは、真に自由化された環境を確立し維持するため、調和される必要がある。このため、我々は、APEC地域の税関当局に対し、こうした分野における協力を更に強化する方策を探究することを奨励する。

24. WTO金融サービス交渉

金融市場の障壁を削減することがより自由な資本フローと資本市場の発展に貢献するとの認識から、我々は、WTO金融サービス交渉が今月再開されることへの支持を表明する。我々は、すべてのWTOメンバーに対し、改善された市場アクセスに関する約束及び内国民待遇に基づいた完全な最恵国待遇の合意を期待することを要請するものである。従って、彼等は、合意された期間内で広範な加盟国の参加を得つつ、相当に改善された市場アクセスに関する約束を達成することを目的とするであろう。

25. マネーロンダリングの防止

マネーロンダリングは、正当な金融機関のインテグリティーに対する脅威であり得るので、依然として優先的な懸案事項である。この点に関して、我々は、幾つかのAPEC経済の幾つかがメンバーとなっているマネーロンダリングに関するアジア・パシフィック・グループの設立を歓迎する。しかしながら、我々は、マネーロンダリングが世界的な現象であることを指摘した。この点に関して、我々は、すべての他の国に対して、この問題に効果的に対処する既に決定された世界的な努力に参加することを奨励する。我々は、金融システムのインテグリティーを強化するため、その業務においてマネーロンダリング防止活動への支援を統合することについて関係国際機関の助力を依頼する。

将来の会合及びその他の事項

26. 我々は、セブにおける自主的原則と協同イニシアティブに関する合意がさらに我々の目標を前進させたと確信する。我々は、具体的かつ実際的方策を継続しつつ、これらの分野における進展を討議するため、来年のカナダにおける蔵相会合を待望する。これに関連して、我々は、蔵相代理に対し、それぞれの協同イニシアティブにおける作業を、指名された主要メンバーとともに、さらに純化するための作業を活発に行うとともに、次回蔵相会合において報告を行うよう要請する。

27. 我々は、今会合に対しなされたIMF及びADBの重要な貢献を評価する。我々は、来年の会合の準備にあたり、彼らの尽力を継続するよう希望する。この関連で、我々はインフラ・プロジェクトにおける民間資金調達面に関する最善の事例についての資料作成、メンバー間の情報公開、インフラ整備のための民間部門の資金動員における触媒としての行動においてADBの果たそうとする役割を歓迎する。更に、インフラ整備の民間部門の参加の増大という観点で、公的部門の役割がインフラ・サービスの直接な供給者から規制当局のそれにますます変化している。ADBは、この役割を効果的に実施させるために、公的部門に対して技術的及び他の適切な援助を提供することを真摯に検討しなければならない。我々は、国際金融機関がメンバーの協同イニシアティブの実行を助力する上において枢要な役割を果たしうると確信する。

28. 我々は、APEC蔵相会議プロセスにおけるAPEC民間金融家グループのアドバイザーとしてのみならず我々の共通の目的を達成するための実際のパートナーとしての重要な役割を確認する。我々は、APECビジネス諮問委員会（ABAC）及び太平洋経済協力会議（PECC）の金融委員会の主な代表のコンサルテーションプロセスに対する初めての参加を歓迎する。我々は、原則としてかれらの勧告を受入れ、実行計画に関し、我々の代理とともに緊密に作業を続けるよう奨励する。

29. 我々は、ラモス大統領及びフィリピン国民に対し、会合期間中の温かい持てなしと素晴らしい会合運営に感謝の意を表する。我々は、また、APEC蔵相会合の議長を務めたロベルト・F・デ・オカンポ財務長官に対し、今会合の成功に対する価値ある貢献について、感謝する。

30. 最後に、我々は、APEC首脳会合に対し、カナダでの本年の次回首脳会合の機会に、APEC蔵相会合の活動についてスービック会合に引き続き報告を行うこととする。

（出所）『国際金融年報　平成９・10年版』（平成11年11月15日）234–238ページ

11–52　第５回APEC蔵相会議大臣共同声明

（抄訳）

1998（平成10）年５月23–24日　カナナスキス

1．APECの蔵相はカナダのカナナスキスに参集し、アジア危機に照らして域内の経済成長及び発展の将来展望を評価。これらの見通しを向上させる政策及び措置につき討議。

2．ペルー、ロシア、ベトナムを今会合の公式オブザーバーとして歓迎。マレーシアにて11月に正式メンバーとして迎えることを期待。

3．最近の経済情勢と、危機の貧困層への影響に対処するためのソーシャル・セーフティーネット強化を含む、金融安定及び成長を回復するための政策に対する評価、域内における金融市場の発展と強化に焦点を当てて議論。自由で開かれた貿易及び投資とのAPECの目標（先進経済は2010年まで、開発途上経済は2020年までに目標を達成）を支援するというコミットメントを再確認。

4．IMF専務理事、アジア開発銀行総裁、及び世界銀行総裁が、討議に参加。

5．最近の金融混乱にさらされたメンバーへの民間資本フローの回帰を促進する施策につき、APEC民間金融家グループ、APECビジネス諮問委員会（ABAC）、太平洋経済協力会議（PECC）との間で建設的な対話を実施。2000年問題の重要性を認識し、全メンバーに対し同問題への早急な対応を奨励。

アジアにおける金融不安定の原因

6．域内の主要なマクロ経済・構造問題を回顧。アジア危機には、アジア固有の多くの原因があるが、大量の資本流入や、経常収支の赤字の増加、不十分な銀行監督・規制などメキシコその他のラテンアメリカにおける1994年から1995年にかけての金融不安定との類似性に留意。

7．1990年代半ばより経済過熱の徴候が現われ、資産インフレと大幅な国際収支赤字の要因となり、その赤字を大量の外国資本によりファイナンスした結果、政策面・制度面に過度の負担が発生。

8．硬直的な為替制度や米ドルとの緊密な結びつきが、景気過熱の圧力をコントロールする金融政策の有効性を限られたものにし、また、対外短期借入を助長。また、特に金融部門における、不十分な監督やコーポレート・ガバナンス、国内外の貯蓄の不適当な仲介、政府の指導による貸出が、非効率的な投資の一因。

9．金融市場における国境を越えた急激な資本フローは、マクロ経済運営における新たな課題を提示し、一部のメンバーを、対外的状況の悪化、特に市場心理の突然の反転に対し脆弱化。

10. 1997年において、これらの問題は、輸入需要低下を含む主要先進メンバーにおける数々の出来事の結果、より明確化。主要通貨に対する米ドルの増価も同地域の輸出競争力低下に寄与。

11. 域内におけるメンバー個々の経済情勢は様々であったが、類似の脆弱性を持つと市場が認識したメンバーに対して、不安定は拡大。

12. 通貨投機は、為替市場におけるボラティリティを激化させる役割を果たしたかもしれないが、混乱の根本要因ではなかった。『ヘッジファンドと金融市場のダイナミクス』におけるIMFの有益かつ革新的な作業に留意。適切な場合にIMFの貢献を得て、機関投資家の役割や投資行動を含む本件についての作業の継続に合意。

13. 最近の混乱への対応につき、安定と回復の促進を図る上での課題、及び、我々の、更にはグローバルな金融システム強化の２つの側面に焦点を当てて議論。

経済安定化と回復の促進

14. IMFの中心的役割を確認しつつ、マニラ・フレームワークに関するAPEC経済首脳のバンクーバーでの要請に同調。域内経済サーベイランス・メカニズムの形式を含む、同要請に応える進展を歓迎。

15. IMF、世界銀行及びアジア開発銀行の、最近の金融不安定への対処において採られたアプローチを支持。国際機関及び二国間によるタイ・インドネシア・韓国への金融・技術支援を賞賛。IMFの補完的準備制度創設を歓迎。世界銀行及びアジア開発銀行における日本特別基金を通じた資金供与の強化や、今般の危機の影響に対処しようとしているメンバーを支援するための世界銀行におけるASEMトラストファンドを歓迎。
16. IMF増資、及び新規借入取極の早期批准を要請。
17. アジア地域のメンバーが、不安定の原因に対処するため困難で果断な措置を採っていることを賞賛。タイ、韓国におけるIMFプログラム実施の進展に伴う経済見通し改善の兆候を歓迎。インドネシアにおける最近の経済・社会情勢につき、深い懸念を表明。新大統領の政治・経済改革への支持及びIMFプログラム実施へのコミットメントを歓迎。信認回復を可能とする経済・政治状況の達成に向けた進展を期待。域内の長期的なファンダメンタルズは依然堅固であり、地域の活力回復を確信。しかしながら、困難な調整・課題は残っており、現状に満足している余裕はないことに同意。
18. アジア地域の成長のための、長期資本フロー、とりわけ外国直接投資の重要性に留意。APEC民間金融家会合との合同セッションで、マクロ経済・為替環境の安定のみならず、企業・金融部門における顕著な改革の実施、市場の透明性の向上が、資本フローの持続的回帰に必要との結論に到達。これら改革を早期に実施していたメンバーは、危機をうまく切り抜け、投資家の信認維持に成功していることに留意。例えば、フィリピンは、アジア金融混乱発生後、国際資本市場から資金調達を最初に行ったメンバー。改革への強力なコミットを示した韓国、タイでは、通貨価値の回復が見られるとともに、国際資本市場に最近復帰。
19. 最近の不安定により、域内の金融部門は弱体化し、大量の不良債権を抱え、外貨建債務の負担は増大。多くのメンバーにおいて、資本フローの回帰及び成長のために、国内金融システムの健全性回復のための強力なアクションが不可欠。危機の影響を受けたアジアメンバーの金融システムの再建・強化及び健全な企業再建への取り組みに対する世界銀行、アジア開発銀行が実施している支援を支持。
20. 金融混乱及び調整政策による社会的影響に特に留意。今後数ケ月中に、企業部門再建に伴い、多くのメンバーにおける失業のレベルが更に増加。かかる状況は社会組織に緊張を与え、多くの場合、社会の貧困層と、自分自身を守ることのできない人々、とりわけ女性と子供が負担を負う。インドネシアでは食料・医薬品の供給不足が顕在化。
21. 既存のソーシャル・セーフティネットやその他の形態の扶助を拡大し強化することが重要。混乱の社会的影響への対応を支援するために、世界銀行、アジア開発銀行が現在まで行っている努力を賞賛。プログラムを域内の経済・社会状況の変化に応じたものとする際に、IMFが示した柔軟性を認識。これらの機関が、不安定により最も影響を受けた人々を支援するための革新的な手段を探究し続けることを奨励。
22. 危機への対応を行っているメンバーにおける環境保護への取り組みを支援する方策を国際金融機関が検討することも重要。
23. 金融不安定の影響が軽微であったAPECメンバーによる、内需主導型成長を促進する政策の追求を通じた、APEC地域全体の経済見通しを支援するための努力を歓迎。為替レートの安定を維持するとの政策的コミットメントを示し、域内の信認回復に寄与しているAPECメンバーを賞賛。全てのメンバーが、市場開放への動きを維持することを奨励。関税、非関税措置、貿易円滑化、ならびに経済技術協力の分野における早期自主的分野別自由化に向けたAPECの他のフォーラムの努力を評価。
24. 国内生産の回復促進のため必要となる投入財輸入のために貿易金融への十分なアクセスが不可欠であることを認識。既存の公的輸出金融プログラムを維持・拡大するためのOECDや域内政府の努力を歓迎。アジア開発銀行が既にタイで実施している信用補強措置のように、危機の影響を受けたメンバーにおける中小企業への融資の回復を

支援するための適切な手段をアジア開発銀行及び世界銀行が探求するよう奨励。民間部門が単純な地域的フォーミュラではなく、関連する事実に基づき、個別銀行の信用状況を評価するよう強く奨励。民間部門が、金融危機解決のために一層の役割を果たすよう奨励されるべきであることに留意。

金融市場の発展及び強化

25. アジアにおける最近の金融不安定は、堅固、弾力的かつ適切に規制された国内金融市場を、安定的な国際金融市場の枠組みの中で発展させることの重要性を強調。バーゼル委員会コア・プリンシパルを歓迎。銀行監督者国際会議が10月の会合において本原則を支持するよう奨励、新興市場経済と協力してG10が作成した『新興市場経済における金融安定』に関する報告を支持。「APEC域内における金融部門発展促進のための健全な慣行」作成にあたってのアジア開発銀行の努力に留意。証券市場監督のための適切な原則作成への証券監督者国際機関（IOSCO）の取り組みの結果を期待。

26. 金融部門監督制度の多国間サーベイランスを強化するとの考えを強く支持。国際金融機関や国際規制団体が、より適切な協調やピア・レビュー・プロセスのような強化された形での協力などの選択肢を含めて、この考えを実現するための方策につき共に検討することを期待。いかなる改革も、既存の世界的・地域的な取極と重複するものではなく、それらを強化あるいは補完するものであるべき。

27. WTO金融サービスの交渉の成功裏の妥結を歓迎。金融サービスの提供における競争の強化は適切な健全性維持のための規制の枠組みが存在する場合、資本市場発展に寄与。参加メンバーに対し、協定が予定通り1999年３月１日に発効するべく、コミットメントを完全に実行するよう要請。

金融市場の発展・強化についてのAPEC蔵相プロセスにおける作業

28. 域内での堅固で弾力的な金融部門の発展の促進は、当初からのAPEC蔵相プロセスの中心的目標。昨年のセブ会合において、資本市場の発展を促進し、インフラ・プロジェクトに対する民間投資を円滑化するために、６つのイニシアティブを開始。我々はまた、蔵相代理たちが、域内におけるより自由で安定的な資本フローを支援するための自主的行動計画を用意することに同意。

29. セブで開始されたイニシアティブの下での作業の進展を歓迎。３つの優先分野、すなわち資本市場の発展、資本勘定の自由化、及び国際金融システムの強化において来年も努力を継続。

資本市場の発展

30. 資本市場発展のための方策を検討するために、過去１年間、幾つかの協同イニシアティブを実施。決済インフラの強化イニシアティブは最終報告を提出。

31. 年金基金改革に関する地域フォーラムを開催。民間貯蓄動員や長期債券への需要拡大のために年金基金が果たしうる役割を含む有益な技術的報告を作成。来年チリがホストする第２回フォーラムでは、本分野における政策的問題に焦点を絞る。

32. 証券化イニシアティブの下で策定された、証券化の発展を支援するための自主的行動計画を含む資産担保証券の発展の支援に関する提言を支持。

33. 資本市場の発展・強化についての作業の多くは、インフラに対する民間融資の円滑化を動機とするものであったことを想起。過去１年間、輸出金融機関間の協力支援のためのイニシアティブを通じ本分野の作業を継続。域内の15の輸出金融機関と輸出信用機関により署名されたプロトコールの合意を歓迎。

34. 最近の金融不安定によるインフラ・プロジェクトの融資環境の著しい変化を認識。これが域内のインフラ開発へ与える影響を分析し、民間インフラ融資の促進のための中期的戦略を探求することが必要。アジア開発銀行に対し、本分野での作業を実施し、次回会合へ報告するよう要請。

35. 格付機関整備及び情報開示基準の強化のための協同イニシアティブのプログレス・レポートを受け取り、来年における一層の成果を期待。

36. 域内における国内債券市場の発展に関する新しい協同イニシアティブを開始することに合意。

資本勘定の自由化

37. 資本勘定自由化の利益を享受しつつ、そのリスクを最小化する施策を引き続き実施することにつき合意。より自由で安定的な資本フローのための自主的行動計画を考案する作業の続行に対するコミットメントを再確認。

38. 秩序ある方法で資本勘定自由化を追求すべきことを認識。健全なマクロ経済政策、効果的な健全性維持のための規制・監督及び資本市場発展のための積極的取り組みなどが自由化の前提条件。市場ベースの健全性維持のためのセーフガードの利用がこれら前提条件をうまく補完しうると幾つかのメンバーは認識。マクロ経済と金融の安定を維持する一方で、より自由な資本フローの促進策につき検討するため、マクロレベルでの健全性維持のための手法の導入の経験を含めて、メンバーの経験を比較する作業を、IMFや世界銀行とともに実施し、次回会合において報告を行うよう、蔵相代理たちに要請。

39. 蔵相代理に対して、IMFとともに、短期資本を含む資本フローを効果的にモニターするための方策につき検討を要請。

金融システムの強化

40. 金融市場の監督強化イニシアティブの下、APEC域内における銀行・証券監督者の訓練強化のため、２つの行動計画を作成。これらの計画を支持し、その時宜を得た包括的実行を要請。次回会合においてプログレス・レポートを受け取ることを期待。

41. ADB・インスティテュートの開設等、APEC域内において開始された他の訓練イニシアティブの開始を歓迎。

42. APEC民間金融家グループによる、域内での金融家訓練・教育プログラムを策定するイニシアティブを歓迎。蔵相代理に対し、本イニシアティブ実施にあたり民間金融家との協力を指示。

43. 通貨危機の教訓を引き出す努力の一貫として、世界銀行、アジア開発銀行とともに域内のコーポレート・ガバナンスの強化策につき検討するイニシアティブを、マレーシアの調整の下開始する。本作業は、他のフォーラムでの作業を認識。民間部門上層とのセミナーをホストするとの豪州の申し出を歓迎。次回蔵相会議への報告を期待。

その他の事項、及び今後の会合

44. 域内の貿易円滑化のための12項目の共同行動計画における税関手続き小委員会（SCCP）における進展を歓迎。貿易円滑化及び税関当局による取締りは十分調和される必要があることを再確認しつつ、我々は、税関当局に対し、こうした協力の強化を継続するよう奨励。

45. 当局に対し、域内の適切なメンバーとの間で、国際的な規範を満たした二国間租税条約の締結を拡大することとともに、OECD・APEC合同の税当局者によるシンポジウムで行われた租税についての有益な対話を継続するよう奨励。マニラで10月に行われる次回会合の結果に期待。

46. 民間金融家のAPEC蔵相会議参加への謝意を再確認。民間金融家と、域内における2000年問題の時宜を得た解決に必要な方策の実施の重要性につき討議。世界銀行、アジア開発銀行へ、メンバーの本問題への取り組みを支援するよう要請。域内における監督規制当局に対し、金融機関の2000年問題への取り組みを調査しモニターする際に、互いに、またバーゼル委員会、証券監督者国際機関（IOSCO）、及び保険監督者国際機構（IAIS）と協力するよう要請。

47. カナダ政府、大蔵省及びカナダの人々による各国代表団へのもてなし及び第５回蔵相会議を成功に導いた素晴らしいアレンジメントへ感謝。マーティン・カナダ蔵相による本会議の成功への貴重な貢献に感謝。

48. 次回マレーシアのペナンで開催される蔵相会議を期待。

49. 今次APEC蔵相会議の結果等につき、11月にマレーシアで開催される首脳会議の際に、経済首脳に対して報告。

（出所）大蔵省『財政金融統計月報　第554号』最近の国際会議主要コミュニケ11

11−53　第６回APEC蔵相会合共同大臣声明（仮訳）

1999（平成11）年５月15−16日　ランカウイ

１．我々APEC蔵相は、第６回会合開催のた

めマレーシアのランカウイ島に参集した。我々は、ペルー、ロシア、及びベトナムの各大蔵大臣の正式参加を歓迎する。今回の会合では、IMF専務理事、世界銀行総裁及びアジア開発銀行総裁との間で生産的な議論を行った。これまでの会合と同様、我々の議論は協調と一致の精神で行われている。

2．昨年カナダ・カナナスキスでの会合以降、当地域における金融危機は終息に向かい、投資家のコンフィデンスに回復の兆候が見られる。この結果、当地域の経済見通しは改善してきている。しかしながら、見通しには大きなリスクも存在する。また、特に金融・企業セクターのリストラクチャリングや、危機が貧困層や弱者層にもたらす影響への対応といった点において、依然として重要な課題が残っている。ランカウイ会合においては、我々は、地域における経済・金融情勢をレビューし、回復のプロセスを勢いづけるため経済の基礎的条件を強化するための方策を探り、更に、より長期的な課題への対応を検討する機会を得た。益々統合の進む世界環境に鑑み、我々は、域内及び世界的な安定に貢献するにあたって各メンバー及びメンバー全体の役割が重要であることを強調した。この観点から、我々は、この地域の現在の回復過程を一層確実にするために共同して努力する決意である。我々は、課題に取り組んでいくにあたり、マクロ経済及び構造改革を忍耐強く実施していくというコミットメントを繰り返し述べる。我々はまた、国際金融アーキテクチャーを強化するために、APEC内で協力するとともに、他の会合においても貢献するという我々のコミットメントを強調した。

マクロ経済の動向

経済・金融の現状

3．依然としてダウンサイドリスクが幾つか残っているものの、我々は、危機の影響を受けたインドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン及びタイといったアジアの国々において、経済・金融状況に改善が見られることに勇気づけられる。我々は、金融危機に果断に対応し、危機の原因となった脆弱性を解消するために必要な政策調整を実施しているメンバーを賞賛する。我々は、アジアにおける経済状況とその見通しに改善が見られることを認識し、政策調整及び構造改革を、特に金融・企業セクターにおいて継続していくことの重要性を強調する。これら危機の影響を受けた全てのメンバーにおいて、本年の経済成長は上向くものと見込まれる。金融市場における安定の回復によって、金融政策の緩和が可能となり、景気刺激的な財政政策と相まって国内需要と生産活動を下支えした。しかし、金融の安定状況に応じ、景気回復に焦点を当てた財政・金融政策を継続するべきである一方、これらのメンバーが長期的な成長見通しを強化する構造改革の実施に引き続きコミットしていくことが重要である。ロシアにおいては、経済活動は９月の底より回復しつつある。しかしながら、危機の原因となった財政上及び経済構造上の問題を解決するために精力的に取り組んでいくことが必要である。

4．米国においては、経済成長は依然として力強い。政策は、持続可能なインフレなき成長を目指すべきである。日本では、財政政策は大規模な景気刺激を提供しており、短期金利は０％近くにまで低下し、更に、銀行への資本注入が金融セクターの問題を緩和してきている。デフレ圧力が弱まり、民間需要の回復が確かなものとなるまでは、政策は支援的なものであることが必要である。引き続き構造改革を進めていくことが、中長期の持続的な成長への鍵となるであろう。中国においては、景気刺激政策スタンスに支えられ、経済成長はうまく維持されてきている。我々は、持続可能な発展に向けて金融セクターや国有企業の改革を行っていくという中国のコミットメントと努力を歓迎した。

5．我々はまた、他のAPECメンバーの殆どが、アジア及び世界的な金融危機の影響を受けていないわけではないものの、成長を持続し又はうまく調整を行い、大きな混乱を回避してきていることに満足した。これについては、ブラジルの危機に鑑みれば、ラテンアメリカの３つのメンバーにおいて特に顕著である。各メンバーは、当地域に

おいて見られている成長を支える政策を継続していかなければならない。

6．APECにおける努力とともに、欧州も、国内経済活動と構造改革の支援等を通じ、持続的な世界の成長においてその役割を果たしていくべきである。また、世界中で開かれた市場を維持していくことが重要である。

協調的な成長戦略の実施

7．昨年11月18日クアラ・ルンプールにおいて開催されたAPEC首脳会議において、マクロ経済の安定と地域の成長を確保するための課題に取り組むために協調的な成長戦略が承認された。この戦略は回復と成長の促進において大きな進展をもたらした。我々は、こうした進展を維持し深化させていくためには、今後の課題に謙虚に対応していくべきである。我々はまた、メンバーに対し、同首脳会議において首脳が示したコミットメントに沿って市場の開放を継続すること、及び自由かつ開放的な貿易及び投資に向けて引き続き努力していくことを要請する。我々は、首脳が承認した協調的成長戦略に対し、主要メンバーがそれを促進する環境を形成していることに留意する。近時の危機は、為替相場制度に関する課題に対応していくことの重要性を明らかにした。我々は、為替相場制度の選択はメンバーによって異なり得るが、いかなる制度も一貫した政策と堅固な金融システムに支えられたものでなければならないことに留意する。我々は、IMFに対し、最近の経験を考慮しつつ適切な為替相場制度に関する論点を更に検討するよう要請する。

8．我々は、APECメンバー間における相互のサーベイランスの重要性を認識し、我々の意見交換がIMFのサーベイランスを補完することに合意する。同時に、我々は、ミクロのレベル、特に金融・資本市場の分野において、より一層協調を強化することにより成果をあげることができると考える。

貧困層に対する危機の影響の緩和

9．我々は、危機の結果生じた貧困層及び弱者層における失業及び辛苦について引き続き関心を持っている。いくつかのメンバーにおいては、社会的緊張が回復に対するリスクを生じさせている。危機に見舞われたメンバーの当局は、これらの層に対する危機の悪影響を最小限に止めるために様々なメカニズムを通じて対応している。マレーシア及び世界銀行が用意したバックグラウンド・ペーパーにあるように、東アジアでの経験及び危機の影響を受けたラテンアメリカのメンバーにおける経験は重要な教訓を提示している。それには、プログラムのデザインにおいては、関連する国内当局間、及びこれら当局と国際金融機関間の一層の協調が必要であること、危機の発生の前からもできる限り望ましいセーフティー・ネットを構築しておくことが重要であること、及び危機時にプログラムを速やかに調整し、必要な政策を行うための組織的な能力とプログラムのモニタリングの改善が必要であること、が含まれる。

10．この関連で、我々は、APECはその検討対象としている分野において一層協調作業に貢献できるものと考える。医療、教育、衛生、及び貧困層の就業に資金を充てることは、持続的な成長と社会的な福利に必要な健全かつ生産的な労働力への投資となる。従って、我々は、世界銀行及びアジア開発銀行によって提供されている、技術・金融両面における個別メンバーに対する支援を歓迎した。これらの支援は、個々のメンバーの文化的、経済的、組織的、社会的側面を考慮した上で、国内のソーシャル・セーフティー・ネットの的確なデザインと適切なファイナンシングを促進するものである。

11．加えて、この協調的な作業が、東アジアの危機から生じた社会問題に関する地域会合（バンコク、1999年１月21–22日）及び開発協力閣僚会合（シドニー、1999年３月５日）の成果を踏まえることに合意する。従って、我々は、協調的な情報交換及び分析を促進するためのアジア回復情報センター（Asia Recovery Information Center）の創設を歓迎する。

金融・企業セクターのリストラクチャリング

12．我々は、危機に見舞われたメンバーにおいて金融・企業のリストラクチャリングが進展していること、及び世界銀行が用意した報告にもあるように依然重要な課題が

残っていることに留意する。我々は、インドネシア、韓国、マレーシア、タイにおいて、持続可能な金融機関の基本を増強する一方、持続不可能な金融機関を整理するための枠組み作りの努力が行われていること、及びこれらのメンバーとフィリピンにおいて、プルーデンシャルな金融規制監督を一層改善していくための継続的な努力が行われていることを歓迎する。企業については、自発的なリストラクチャリングの枠組みが採用され、また、企業のリストラクチャリングにおける多くの法的障害が解決されたことを認識する。我々は、こうした努力、金融システムを強化するための措置、及びコーポレート・ガバナンスを強化し、海外直接投資に資する環境を作り出す努力は、健全なマクロ経済政策運営と相まって、当地域への資本フロー回帰に資することを再確認する。

13. 国際社会は、多国間開発金融機関やIMF等の技術・金融支援等を通じて、リストラクチャリングのプロセスの促進に重要な役割を果たし得る。この関連で、我々は、新宮沢構想の下で日本より危機に見舞われた数多くのメンバーに対して供与された金融支援を歓迎する。我々はまた、1998年11月18日にマレーシアのクアラ・ルンプールにおいて日本と米国により発表された、アジア開発銀行及び世界銀行とも連携して民間セクターの成長を再活性化する国際的なイニシアティブを歓迎する。このイニシアティブは、リストラクチャリングのペースを加速するための潜在的に有効な手段たり得る。我々は、この支援策が改革プログラムをどのように支援できるかについて、現在タイとの間で行われている議論に留意するとともに、危機の影響を受けた他のメンバーがこのイニシアティブから利益を得られることを期待する。

持続的な成長のための基礎強化

14. 危機により、持続的な成長のための基盤を強化するという長期的な目的に対する我々のコミットメント、特に、民間投資及びインフラ開発をファイナンスするための金融・資本市場の更なる発展を促進する努力が強化されることとなった。

金融・資本市場の育成

15. 過去22か月の経験から、健全な金融システム、コーポレート・ガバナンス及び改善された会計、透明性及び情報開示基準は、国内・国外投資家の信認回復及び資本フローの回帰にとって中心となる要素である。我々は、APEC域内におけるより自由かつ安定した資本フローを支援するための自発的行動計画の策定において進展が見られることに留意するとともに、次回会合において具体的な提案を含む報告がなされることを期待する。我々はまた、資本取引規制やマクロ・プルーデンシャル政策の使用、及び資本自由化プロセスの管理に関する様々な国々の経験についての最近のIMFの報告に留意する。

16. コーポレート・ガバナンスに関しては、国内の改革措置を主要な課題とするとともに、「APEC域内におけるコーポレート・ガバナンスの強化（Strengthening Corporate Governance in the APEC region）」報告書に盛り込まれた勧告を承認する。我々は、各メンバーに対し、各々の個別の状況を考慮しつつ、これらの勧告を早期かつ包括的に実施することを慫慂する。我々はまた、OECDの作業部会におけるコーポレート・ガバナンスの原則に関する作業に留意した。加えて、次回蔵相会合において、希望するメンバーが、コーポレート・ガバナンスを強化するために採った措置の実施状況について報告することに合意する。我々はまた、報告書で強調されたように、会計士、監査人、企業の取締役、規制当局者や司法制度における熟練した専門家集団を強化するため、教育及び訓練が重要であることを認識した。この関連で、オーストラリアより、APECの地域からの参加者に対し門戸を開放しているコーポレート・ガバナンスの訓練のための手段についての説明があったことを歓迎する。

17. 我々は、メンバーに対し、必要があれば、現行の監査・会計基準の質を改善し、国際的な基準に見合うもしくはそれを上回る慣行の採用を促進するよう要請した。この点に関し、我々は、国際会計基準委員会による包括的な会計基準策定のための作業を歓

迎する。これにより、十分・公正・完全な財務状況の報告が促進され、投資家が良く情報を得た上で意思決定を行うことにつながるであろう。

18. 我々はまた、金融危機に鑑み、破産法の改革が、企業及び金融セクターの迅速なリストラクチャリング、及び民間の債務者に対する与信の今後のより良い管理にとって特に重要であることに合意する。我々は、本年後半オーストラリアが主催する破産法に関するAPEC・OECD共同ワークショップを歓迎するとともに、本ワークショップに全てのメンバーが参加することを慫慂する。

19. 域内における深みのあるかつ流動的な国内債券市場の発展に関し、我々はこの分野において更なる作業が必要であることを認識する。これには、信頼のおけるベンチマークとなるイールド・カーブ形成の促進、証券決済システムの改善、及び流動性の欠如及び不十分なリスク評価に関する問題の解決が含まれる。我々は、メンバー間における情報の共有を促進するために、健全な慣行を集約すること、及びウェブ・サイトを創設することを歓迎する。我々は、債券市場に関する我々の作業を支援する民間部門の勧告を認識するとともに、代理達に対し、民間部門と共同してこれらの勧告に取り組むことを指示する。

年金基金

20. 1999年４月ビナ・デル・マルにおいて、チリとメキシコの主催で第２回年金基金改革に関する地域フォーラムが開催された。本フォーラムにおいては、個人年金契約、公的年金から私的年金への移行に際してのコストと必要な資金の調達、年金基金の運営における専門機関の役割、及びセーフティー・ネットの提供者としての公的部門の役割等、年金のシステムに関連する事項について議論が行われた。我々は、メンバーが年金基金システムに対する改革を開始する際、これらの問題が重要となることを認識している。

インフラ再活性化

21. 我々は、インフラ整備についての資金調達は、とりわけ現在のような金融環境の下では、当地域にとって重要な課題であることを認識する。我々は、1997年セブでの蔵相会議において、インフラ整備への民間部門の参加を促進させるための自主的原則に合意したことを想起する。我々は当地域におけるインフラ・プロジェクトのファイナンシングの環境変化を検討したアジア開発銀行の報告書「アジアにおける民間部門の参加とインフラ投資：金融危機の影響」を議論した。我々は、金融危機が当地域のインフラ・プロジェクトの必要投資額に影響を与えたものの、その投資額は依然として相当額の民間セクターの関与を必要とするような規模であることを認識する。我々はまた、危機によって、２年前に採択された自主的な原則の幅広い活用が喫緊の課題であることが強調され、また、その他の側面も追加的に浮き彫りとなったことに留意した。我々は、本レポートに含まれる以下のような勧告に留意した。①政府は計画、政策及び規制に集中するとともに、インフラ・ファシリティーの設置・運営においては民間セクターを関与させていく必要があること、②インフラ・サービスの分社化や競争原理の導入に利点があること、③将来の通貨や満期のミスマッチを回避するために、国内の資本市場、特に債券市場の育成が急務であること、④独立した透明かつ一貫性のある法制度・規制制度の導入が必要であること。

22. 我々はまた、当地域における民営化を促進するための努力の一環としてAPEC民営化フォーラムのイニシアティブを歓迎する。我々は、1999年９月にバンコクにおいてフォーラムの第１回会合を開催することに合意する。

2000年問題

23. 我々は、2000年１月１日のコンピューターの日付変更に備えるためのAPECメンバーの作業に留意する。我々は、APECの各メンバーが、社会における安心感を向上させるとともに経済及び金融崩壊のリスクを削減するために、2000年への準備としてコンピューターの性能向上とテストを継続していく必要があることで合意した。我々は更に、2000年までの残り数か月間は、21世紀への移行日に生じる可能性のある偶発

的な問題への対応に一層の努力を払う必要があることで合意した。我々は、APECのY2K週間及びメンバーに対するトレーニング・プログラムを組織する日本のイニシアティブを歓迎する。我々は、オークランドにおけるAPEC首脳会合でこの問題をレビューするとの意向に留意し、この作業がとりわけ重要であると考える。

金融危機を越えて：課題と機会への対応

金融のアーキテクチャーに関する国際的な対話

24. 国際社会は、成長と回復のための安定した環境を確保するために国内や地域レベルで行われている努力を補完するため、国際金融アーキテクチャーを強化していくという重要な役割を担っている。我々は、国際金融アーキテクチャー強化に関する主要な側面についてコンセンサスが拡大しつつあることに留意するとともに、ASEANによるものも含め、国際金融システムの強化に必要とされる主要な要素についての勧告を確認する。これらの勧告は、とりわけ大きく変動する資本フローに伴うリスクを緩和するために、迅速に実施される必要がある。これに関し、我々は、数多くの重要な分野におけるG7及びIMFによる対応を歓迎する。

25. 我々は特に、G22、その作業部会及びG33セミナーのようなフォーラム並びにAPECのような常設のフォーラムにおいて、アーキテクチャーのプロセスに先進、開発途上、新興市場の各メンバー、国際金融機関及び規制団体を参加させる努力が行われたことを歓迎する。こうした対話は国際金融アーキテクチャーの強化のプロセスに重要な貢献を行っており、我々は、将来重要な経済・金融上の政策についてコンセンサスを形成するために、先進、開発途上、新興市場の各メンバーを交えた対話のための継続的なメカニズムの設立を求める。我々はまた、先般金融安定化フォーラムが設立されたことを歓迎し、そのメンバーを主要な新興市場メンバーに拡大すること及び高レバレッジ機関、オフショア・センター、短期資本フローに関する作業を早期に完了することを期待する。

26. 我々はまた、国際アーキテクチャーに関する議論においては、人的コストを最小化すること、及び各メンバーが社会政策上の対応や危機に対応するための制度を強化していくにあたりそれを支援していくことが重要な要素となることを強調したい。社会の中での貧困層や最も脆弱な層にある人々を守る措置に十分な優先度を与えるべきである。この点に関し、社会政策に関する原則・良い慣行における世界銀行の作業を歓迎する。この努力を支援するために、我々は、財政政策の選択による影響を分析する、公共支出に関する作業におけるIMFと世界銀行の間の協力強化を求める。

27. 我々は、国際金融アーキテクチャーの改革努力は時間を要するものであると認識している一方、最近の金融市場では安定が回復しているものの、改革へのモメンタムは維持していく必要があると考える。我々は、代理達に対し、1998年11月に首脳が認識した分野における進展状況をまとめた報告書を用意するよう求める。これには、金融安定化フォーラムにおける高レバレッジ機関、オフショア・センター及び短期資金フローに関する作業や、危機の予防と解決にあたっての民間セクターの関与などが含まれる。我々は、この報告が９月のオークランドにおける首脳会議に提出されるよう要請する。

金融システムの強化

28. 1994年の第１回蔵相会議以来、国内の金融システム強化に焦点を当てた努力が行われている。より最近においては、我々は、監督制度が適正かどうかを評価するサーベイを実施した。我々はまた、バーゼル銀行監督委員会の効果的な銀行監督に関するコア・プリンシプルの遵守に向け、メンバーによる進展があったことに勇気づけられた。我々は、措置の実施における問題点を解消していくためには、APEC各メンバーの銀行監督当局間における定期的な意見交換と一層の交流が重要であることで合意した。我々は、1998年12月クアラ・ルンプールにて開催された第１回の会合を歓迎した。これは、SEACEN（The South East Asian Central Banks）センターの監督者の年次総会に併せて開催されたものである。我々

は、APEC及びSEACENの銀行監督者によるこのような協力的な会合は、情報の共有の促進にとって重要であり、今後も継続していくべきであることで合意した。

29. しかしながら、APECの監督制度を強化するための提案については、バーゼル委員会、東アジア・太平洋中央銀行役員会議（EMEAP）、コーポレート・ガバナンス及び情報開示に関する他のAPEC作業部会など様々なフォーラムによって現在行われている努力との重複を避ける必要がある。我々は、金融監督強化の努力は重要である一方、これらの努力は危機の予防の万能薬ではなく、マクロ経済政策を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化し、さらに情報開示を改善させるための措置によって支援される必要があることを認識する。我々は、次回会合において、APECメンバーの監督制度の強化に向けた進展に関する最新の報告を期待する。

30. 我々はまた、監督及び規制当局の能力は引き続き改善していく必要があることで合意し、この関連では、銀行監督者及び資本市場規制当局のトレーニングのための活動計画の実施におけるアジア開発銀行及びSEACENセンターによる支援に対し感謝する。我々は、各メンバー及び世界的レベルでの金融システム強化に向けた作業を支援するため、監督分野における人的資源の開発に対するコミットメントを再確認する。更に進んで、大臣は、サーベイの結果に基づき、APECトレーニング・イニシアティブには市場リスク及び連結ベースでの監督に関する項目が含まれるべきであることに合意する。各国がバーゼル・コアプリンシプルに十分に適合するために、APECトレーニング・イニシアティブにおいては、25のコアプリンシプルの実施が相対的に進んでいるメンバーが、組織されたセミナー又はコースを通じて、他の関係メンバー国とその経験と知識を共有し得るようなプログラムを設定することを検討するべきである。この点に関し、当地域の民間金融家及び金融監督者の訓練・教育プログラムを策定するAPEC民間金融家グループ（AFG）のイニシアティブを歓迎する。証券については、国内におけるプログラムでは対応できないトレーニングの必要性を満たすために、国際的なスタンダードに関するポータブルかつ他国間の法律事項にも対応したプログラムを作成・調整していくことをさらに検討する余地がある。

31. 我々は、本プロセスの開始以来、多くの自発的な原則及びアクション・プランが承認され、この関連でこれらのプラン及び原則の実施の進展状況を監視するアプローチを策定することが有益であることで合意する。我々は、代理達に対し、こうしたアプローチの策定を求める。これは、第一段階として、金融システム強化のための国際的な基準、規則、最善の慣行を採用するにあたってメンバーが行った措置を集約したものとなろう。このような代理達の努力を促進するために、我々は、IMF及び世界銀行に対し、関連する国際機関と協議・協力しつつ、こうした主要な基準に関するマトリックスを作成するよう要請した。

32. 多数のメンバーによる最近の経験は、資本自由化という課題に取り組むためには金融システムを強化することが重要であることを明示した。我々は、適切な債務管理を行うこと、及び長期資金よりも短期資金を助長する政策上のバイアスを回避することがとりわけ強調されるべきであることで合意した。我々は、IMFがこの分野において更なる作業を行うことが必要であると考える。これには、資本勘定を自由化し開放しつつあるメンバーに対し、そのメンバーの特定の状況に整合的な形で指針となる原則を策定することも含まれる。こうしたガイドラインは、突然の資金フローの変化に係るリスクの管理を目的とすべきである。こうした各メンバーの努力は、金融市場に参加する民間セクターに対する監督、規制及び情報開示基準が同時並行的に進展することによって強化されるであろう。

<u>透明性及び情報開示基準の強化</u>

33. 我々は、市場がより効果的に機能するためには、透明性及び情報開示基準が公的及び民間部門の双方に適用されることが必要であることを認識している。この点に関し、深みがありかつ流動性のある債券市場の育

成、コーポレート・ガバナンスの強化及び信用格付機関のアカウンタビリティーの奨励について各メンバー自身が努力を行うことは、メンバー・地域内の透明性及び情報開示基準を強化させていくことの重要性を強調するものである。信用格付機関に関する我々の協調的イニシアティブに関しては、我々は、更なる作業に合意するとともに、代理達に対し、現在信用格付機関が使用している行動規範や慣行をサーベイするよう要請する。我々はまた、我々自身に関し、情報公開基準の強化に必要な措置を認識した。これらには、金融に関する知識の教育を促進していくこと、信用リスクに関し他の情報源を促進していくこと、及び会計や情報開示基準の調和のための国際的なイニシアティブに積極的に参加していくこと、が含まれる。

34. 我々は、IMFにおいて、特別データ公開基準（SDDS）の一部として、外貨準備に関するより十分な情報を開示するための包括的なフォーマットが採用されたこと、及び（財政透明性及び金融政策・金融監督政策の透明性に関する）良い慣行に関する作業が進展したことを歓迎する。我々は、SDDSに参加するAPECの全てのメンバーに対し、この新しいフォーマットを採用するよう促すとともに、APECの全てのメンバーに対し、これら良い慣行をできるだけ早く遵守するよう促す。我々は、IMFがより開放的かつ透明になるために採った措置を認識する。同様に、我々は、世界銀行及びアジア開発銀行において、幅広い範囲の業務関連文書の公表を含め、開放・透明の度合いを高める方向で進展が見られたことを歓迎する。

35. 我々は、高レバレッジ機関を含めた市場参加者について適切な透明性が必要であることを認識する。我々は、金融安定化フォーラムの作業、証券監督者国際機構（IOSCO）の報告、及び透明性や情報開示に関する他の民間セクター及び公的セクターの報告についてレビューを行いたいと期待している。

国際金融機関の役割向上

36. 我々は、危機の解決における国際金融機関の中心的役割に留意する。我々はまた、金融セクターの問題に関するアドバイスの提供にあたってIMFと世界銀行との効果的な協調を促進するために両機関によって金融セクターに関する調整委員会（Financial Sector Liaison Committee）が設置されたことに留意する。更に、我々は、国際金融機関による危機への対応をより有効なものとするために、危機の解決における国際金融機関間の協力及び強調を一層改善していくよう要請した。この点に関し、我々は、世界経済の変化、特に国際的な機関投資家の役割が増大していること、及び対外金融危機をもたらす原因の中で国境を超えた巨額の資本移動の影響がますます大きくなっていることをより的確に反映するように、IMFのサーベイランス・プログラム、及び機構の運営方法を改善する方策の検討作業を期待している。この関連で、IMFにおいて予防的クレジット・ライン（CCL）の設立が決定されたことを歓迎する。これは、良い政策を実施していながらも危機の伝播に脅かされている加盟国が利用できるものであり、従って予防的に政策を強化しようとするインセンティブを与えるものである。我々にとって、アジア開発銀行及び世界銀行が、信用強化ファシリティーを供与しうる方針を採用していることは喜ばしいことである。これは、必要とされる民間の国際的な資本フローを触媒するのに役立つであろう。

危機の抑制・管理における民間部門の関与

37. 金融危機の解決において、民間債権者の行動は常に非常に重要である。我々は、危機の予防及び解決の強化のため、各メンバー、民間セクター及び国際金融機関間の協力を促進するというコミットメントを再確認する。我々は、全ての新興市場メンバーに対し、民間債権者との適切なコミュニケーションを維持するよう奨励する。我々は、市場原理に基づく予防的なクレジット・メカニズム、及び債券契約における集団行動に関する条項を幅広く活用していくことを支持する。我々は、建設的な提案が数多くの国際的なフォーラムで議論されていることに留意する。我々はまた、IMF

に対し、この分野における作業を継続すること、ソブリン債券において集団行動に関する条項を導入する方法を検討すること、更に、より秩序ある債務問題の解決のための方法をさらに検討することを期待する。

その他事項

38. 我々は、民間部門との意見交換を行う機会を歓迎するとともに、共通の目的を達成するにあたってのAFGの貢献を確認する。我々は、APECビジネス諮問委員会（ABAC）及び太平洋経済協力会議（PECC）からの主要な代表者の参加を歓迎する。我々は、金融セクターや資本市場の規制当局者や参加者の教育訓練、アジアの債券市場の育成、及び適切な組織の設置を通じた金融システムの活性化に関するこうした会合からの勧告に留意する。我々は、代理達に対し、これらの勧告を現在進行中の我々の作業に取り込んでいくという観点からこれらの勧告を引き続き検討していくため、AFG、ABAC及びPECCと協力していくよう指示した。特に、我々は、AFGに対し、我々の次回の会合までに、最近の危機の経験を踏まえ、危機における民間セクターの役割、及び将来の危機の予防と解決において民間セクターの適切な関与を確保するためになされている様々な提案について、検討し報告することを求める。我々は、これらのグループのメンバーが、他の民間セクターの同胞に対し、安定した金融市場を確保することの利益とそのための相応の責任についての認識を深めるよう働きかけることを期待する。

39. 我々は、域内の貿易円滑化のための12項目の共同行動計画と多年度にわたる技術協力における税関手続小委員会（SCCP）における進展を歓迎する。我々は、新加入の三メンバーが共同行動計画と税関での電子商取引への対応を含むSCCPの新たなイニシアティブを円滑に実施できることを期待する。貿易円滑化及び税関当局による取締りは十分調和される必要があることを再確認しつつ、我々は、税関当局に対し、こうしたイニシアティブと協力の強化を積極的に継続するよう奨励する。我々は、世界的な規模での税関手続きの近代化と調和化に向けて作業を進めている世界税関機構（WCO）へのSCCPの貢献を評価する。

40. 我々は、1998年11月にセブで開催された第2回国際ビジネス税制に関するAPEC-OECDシンポジウムの成果に関するフィリピンの報告について議論を行った。この会合においては、電子商取引や新たな技術、有害な税の競争、多国籍企業の税制、及び金融の不安定性の租税政策の執行に対する影響、といった点につき議論が行われた。我々は、我々の税当局が、OECDやアジア開発銀行といった適切な国際機関もしくは地域国際機関と協力しつつ、これらの問題に関する作業を継続するよう要請した。

41. 我々は、IMF、アジア開発銀行及び世界銀行による我々の作業への貢献、並びに今回会合に向けて数度の会合を重ねて準備を進めてきた代理達に感謝する。また、APEC民間金融家グループが蔵相会議直前に開催された。我々は、彼らの努力を継続するよう促す。

42. 我々は、マレーシアの政府と国民に対し、本会合の開催と、温かい歓迎に感謝の意を表明する。

43. 我々は、第6回APEC蔵相会合について、1999年9月にニュージーランドのオークランドで開催されるAPEC非公式首脳会合に報告することに合意する。

次回会合

44. カナナスキスにおいて示された、将来、蔵相会議をAPEC非公式首脳会議により良く関連させようとの蔵相達の要望を踏まえ、ニュージーランドとブルネイ・ダルサラーム第7回APEC蔵相会議のサイクルを共催することに合意した。我々は、2000年9月にブルネイ・ダルサラームにおいて会合を行うことに合意する。我々は、代理達に対し、APECの自由な貿易と投資という基本理念を追求するなかで、APEC地域に強固で開かれた経済を建設するための努力に焦点を当てて、蔵相会議プロセスの諸会議のための必要な準備を行うよう求める。

（附属A）

自由かつ安定した資本フローを支援するための自主的行動計画

APEC蔵相は自由かつ安定した資本フ

ローを支援するための自主的行動計画の策定に関する進展を歓迎した。APEC首脳の指示に従って、２つの重要な研究、すなわち過去22か月間の有益な教訓を織り込む実務的な自主的行動計画の作成を支援すること、及び短期資本フローを含む資本フローのモニタリングのための適切かつ良好な慣行の指針を策定することが、委託された。

情報収集の完了に引き続き、APEC蔵相は2000年の第７回会合時に自主的行動計画の形態及び内容に関する報告を期待する。

年金基金に関する地域フォーラム

第２回年金基金改革フォーラムが、1999年４月26–27日チリのビナ・デル・マルにおいて開催された。この協同イニシアティブは、APECから技術支援を受けるための蔵相プロセスによる最初の活動である。このフォーラムはチリとメキシコにより開催され、APECメンバーの代表者、同分野における専門家、IMF、世界銀行及びアジア開発銀行など国際金融機関の代表者が出席した。参加者は重要かつ興味深い問題に取り組み、退職制度の改革を行う上で直面する様々な重要な問題に焦点が当てられた。

フォーラムにおいては、ａ）公的制度から民間制度に移行する際のコスト及び政治的側面、移行において必要な資金の調達、ｂ）解約契約、給付金の支払い及び保険分野の役割、ｃ）公的・民間部門による、セーフティー・ネットの提供者として年金基金の運営において果たす役割、ｄ）年金基金の投資対象の個人選択の可否、ｅ）年金基金運営における専門金融機関の役割、ｆ）最低年金保証の財政に与える影響、ｇ）年金基金の投資ポートフォリオの構成、規制の役割、商品の差別化、などの問題について議論が行われた。

年金基金改革に関するAPECフォーラム

タイは、年金基金改革及びAPECメンバーより提起された社会保障、年金及び共済基金の統合に焦点を当てた問題について、監督・規制の検討とともに意見交換をするために、2000年３月にバンコクで年金基金改革に関するAPECフォーラムを開催することを提案した。このフォーラムにおいて、政府、民間部門及び専門家は、関連した知識、見解及び経験を共有することが期待される。このフォーラムは、特に、タイ及び開発途上又は年金基金改革計画の策定を検討している他のAPECメンバーにとって有益となる。

信用格付機関の発展支援

我々は、域内の資本市場の育成において信用格付機関が果たす役割の重要性を認識し、アジアの金融危機の発生前にセブにおいてイニシアティブを開始した。カナナスキスにおいて、我々は、アジア金融危機に照らして格付信用機関の成果について議論した。クアラ・ルンプールにおいて、首脳は、効率性を促進し、持続的な資本フローに貢献するために国際的な格付機関の慣行について検討することを要請した。

我々は、国際金融機関、国際規制団体及び域内の信用格付機関の参加により、1999年２月マニラで開催されたAPEC諮問ワークショップの結果に関するフィリピンの報告に留意する。我々は、このイニシアティブについては更に作業が必要であり、より幅広い国際的なアーキテクチャーの議論、特に、全ての市場参加者による透明性及び情報開示基準の強化の分野における議論に貢献する必要があることに同意する。

最初のステップとして、我々は、現在様々な信用格付機関によって使用されている行動規範、慣行を調査することを蔵相代理に要請する。その調査は、(a)格付過程の透明性及び責任体制、(b)利益相反、(c)格付の信頼性及び確実度、(d)勝手格付、などの様々な問題を包含する必要がある。また、我々は、各メンバーにおける情報及び情報開示基準を強化するための行動を確認した。これらは、金融に関する知識の教育の育成、信用リスクについての代替情報源の促進、会計・情報開示基準調和化のための国際的イニシアティブへの積極的な参加の努力を包含する必要がある。

国内債券市場開発に関する協同イニシアティブ

我々は、APEC域内及びグローバルな金融制度において、より効果的な触媒機能を促進するため、国内債務市場の進展を促進させるためのイニシアティブを開始した。

対GDP比30％を超えるアジアの貯蓄を転用するために、アジアにおける深みのある、長期的な、より安定かつ透明性のある債務市場の開発が主要な優先事項となっている。香港及び中国により、1998年12月に14のAPECメンバー及び国際金融機関の出席を得てワークショップが開催された。メンバーは、今後の作業として、２つのプロジェクトを実施することに合意した。一つに適切な慣行の策定であり、もう一つとして情報源の中心としての役割を担うとともに、情報交換を促進するためのウェブ・サイトの開発であった。これら２つのプロジェクトの実施状況をフォローアップするために、1999年５月下旬に２回目のワークショップの開催が予定されている。

コーポレート・ガバナンス強化に関する協同イニシアティブ

域内におけるコーポレート・ガバナンスの強化が必要であるとの認識から、マレーシアによる指導の下、オーストラリア、米国、世界銀行、及びアジア開発銀行と共同で、コーポレート・ガバナンスに関するAPECコア・グループを創設した。コア・グループは、特に、開発途上メンバーを強調した、コーポレート・ガバナンス・システムの強化を希求するメンバーによって採用される“APEC地域におけるコーポレート・ガバナンス強化”を本会合に提出した。報告は、1998年11月オーストラリアによって開催されたコーポレート・ガバナンス・シンポジウムの結果を附属として含んでいる。シンポジウムは、域内における改革のプライオリティを明らかにするため、各メンバーの民間部門からハイレベルが共に参加した。

APECメンバーの銀行監督制度の適正に関する調査

健全な銀行監督は金融安定を確保する上で重要であるとの認識から、銀行部門の監督制度の適正を評価するためのイニシアティブが1998年５月カナダ、カナナスキスにおける蔵相会議で合意された。APECメンバーの監督枠組みにおける格差又は欠点を明らかにすることが調査の目的であり、これが十分な資格を有する銀行監督者を核とするためにAPEC傘下で行われる将来の訓練計画を策定するための基礎を形成することとなり、強固かつ適切な銀行監督制度の維持にとって重要である。調査結果によれば、効果的な銀行監督のためのBISコア・プリンシプルがかなりの程度実施されていることが明らかになった。免許、所有権、経営者の承認、与信及び内部規制に関する規制、統計義務のような銀行監督の伝統的な適用範囲において、大半の回答によれば、既に良く確立した制度を実施している。但し、主に市場リスク及び連結ベースでの監督分野が脆弱であることが判明した。監督者間の協力・協議については、二国間の協議及びMOUが最も一般的な形態であり、そのような協力の育成において改善の余地がある。

APEC民営化フォーラム

タイは、組織強化を通じた民営化プロセス支援及び投資機会の促進のために、1998年11月マレーシア、クアラ・ルンプールで開催されたAPEC蔵相・中央銀行代理会合において、イニシアティブを提案した。そのイニシアティブは、民営化に関連した問題について協力し、また市場自由化の原則及び市場競争の役割の共通及び一貫した理解を進展させるための機会を与えるものであると考えられている。更なる協力によって、実施過程を向上させ、またその過程を管理するためのメンバーの組織能力を強化させつつ、最善の慣行の発展及び共有が可能となる。

コア・グループ会合が、台湾、マレーシア、ニュージーランド、タイ、ヴィエトナム、アジア開発銀行、世界銀行の参加の下、1999年３月22日クアラ・ルンプールで開催された。コア・グループは、APEC蔵相へ報告するAPEC民営化フォーラム（APEC-PF）を通じ、民営化の実施に関する協力を提案した。タイは、APEC技術作業部会に対し1999年３月24日にコア・グループ会合の結果を報告した。このイニシアティブは、技術作業部会によって大いに歓迎された。

出発点として、民営化政策の下で、“市場改革、自由化及び競争”及び“規制の枠

組み及び改革”の２つの問題がAPEC民営化フォーラム会合で議論される予定。

（出所）大蔵省『財政金融統計月報　第566号』最近の国際会議主要コミュニケ15

11-54　第７回APEC蔵相会議共同大臣声明

2000(平成12)年９月９-10日　ブルネイ・ダルサラーム国、バンダル・スリ・ブガワン

Seventh APEC Finance Ministers Meeting
Joint Ministerial Statement

Bandar Seri Begawan, Brunei Darussalam, 9–10 September 2000

Introduction

1. We, the Finance Ministers of Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC), met in Bandar Seri Begawan, Brunei Darussalam, to discuss the regional economy and measures to ensure the sustainable growth necessary for increased economic prosperity in our region. Representatives of the International Monetary Fund (IMF), the World Bank and the Asian Development Bank took part in our discussions.
2. The Deputy Sultan of Brunei Darussalam, His Royal Highness the Crown Prince, Prince Haji Al-Muhtadee Billah, granted an audience to the APEC Finance Ministers and Representatives of the International Financial Institutions (IFIs). His Royal Highness noted the improvements in the region's economic prospects, but stressed that APEC still had an important role in helping to build stronger foundations in the region.
3. We note that Brunei's theme for APEC 2000, "Delivering to the Community", reflects the fact that skills development continues to be of crucial importance for the regional economic recovery. It is essential that all the benefits of the revolution in information and communication technology be harnessed for the betterment of APEC member economies.
4. As the region's recovery from the 1997/98 financial crisis has gathered pace, the challenge of maximizing the benefits, and minimizing the risks, of technological change and closer economic integration has become more sharply etched. Taking full advantage of the significantly enhanced opportunities offered by globalization is fundamental to APEC's shared vision of stability, security and prosperity for our peoples. Experience around the world has demonstrated conclusively that growth is a key requirement for an economy to be able to raise incomes and reduce poverty. We therefore welcome the significant improvements in prospects for growth in the region since we last met at Langkawi in May 1999. We resolve to continue to pursue sound economic and financial policies and to carry out the structural reforms necessary to sustain this progress. We also reaffirm the importance of free and open trade and investment for sustainable growth.
5. But globalization may also increase our economies' susceptibility to external shocks and social dislocation. We need robust institutions and well trained people to ensure that the opportunities are fully exploited. We also need well designed social policies and programs if all our citizens, especially the least fortunate, are to share the benefits of increased economic prosperity.
6. Equally, if we are to take full advantage of the promise of technological change and the "new economy", we need a sustained commitment to structural policies which underpin flexible and dynamic national economies.

Economic and Financial Situation

7. We are encouraged by the improvement in economic and social conditions in the

economies affected by the crisis of 1997/98, underpinned by continuing strong demand in major export markets. In all of these economies recovery has depended on the extent to which a credible commitment to the implementation of structural reforms, especially in the financial and corporate sectors, has underpinned the steady return of investor confidence.

8. In the United States, the economic expansion concluded a record 113 months in August with remarkable absence of the type of inflationary pressures that typically accompany long expansions. However, a risk remains of inflation pressures emerging from a gap between the growth of demand and potential supply. In Japan a modest recovery appears to be underway, supported by strengthening corporate profitability and investment. However, the output gap is still large and inflation is negative. Increases in personal consumption are key for further recovery. China continues to grow at a robust pace. Economic conditions in other APEC economies have also improved significantly.
9. However, there is no room for complacency. Continued strengthening of macroeconomic fundamentals and pursuit of structural reform are needed in order to secure financial stability and sustainable economic growth in the region. Much remains to be done to implement crucial financial and corporate sector restructuring and to strengthen key domestic financial, economic and judicial institutions. It will also be important to restore the region's tradition of prudent fiscal management, while remaining vigilant towards inflation as well as the needs of the poor and the vulnerable. In economies where there is a risk of overheating, macroeconomic policy would need to be tightened in the context of a consistent monetary policy and exchange rate regime. We note the risks posed by oil price volatility to the world economic recovery and for developing economies that are heavily dependent on oil market conditions, and the need to stabilize prices at sustainable levels. In the light of rising world demand, we call for appropriate increases in supplies and other necessary measures to promote long–term price stability in the mutual interests of consumers and producers.

Forging a Stronger Global Financial System

10. Efforts to strengthen the international financial architecture have been intensified in the aftermath of the financial crisis. We welcome the progress that has been made since we met at Langkawi and urge continued implementation of reforms, including at a regional and national level. It is important to get the views of all economies in discussions on global financial issues, and APEC Finance Ministers have sought broader representation in this debate. In this regard, dialogue at the new forum of the G–20 is welcome.
11. Progress has been made in developing international standards, codes and best practice guidelines in a wide range of areas, including regulation and supervision of banking, securities, and insurance; corporate governance; economic data dissemination; and transparency of monetary, financial and fiscal policies. In particular, we support the key standards identified by the Financial Stability Forum and encourage APEC economies to implement them in accordance with their circumstances and priorities. These standards will assist our efforts to evaluate and improve the legal, institutional and regulatory frameworks for our economies. In this regard, we urge focused and targeted technical assistance to assist countries in the implementation of key standards.
12. We affirm the importance of and encourage participation in the IMF/World Bank Financial Sector Assessment Program (FSAP) and Reports on Observance of Standards and Codes (ROSC) to strengthen financial systems by assessing countries' implementation

of key financial and economic policy standards. These processes will contribute to adapting the IMF's surveillance role and the World Bank's developmental role. Voluntary disclosure of ROSCs can serve to promote policy transparency while enabling more effective measurement of progress towards meeting key standards. We note the importance of basing these assessments on the substantive quality of policies taking account of the circumstances of each economy.

13. It is imperative that the recommendations set out in the reports of the Financial Stability Forum (FSF) Working Groups on highly leveraged institutions (HLIs), Capital Flows and Offshore Financial Centers (OFCs) be implemented. We support the recommendations of better risk management by HLIs and their counterparties, better disclosure practices by HLIs and a review by foreign exchange market participants of existing good practice guidelines. We note that the FSF did not recommend direct regulation of HLIs at this stage but emphasized that it could be considered if, upon review, the implementation of the Report's recommendations did not adequately address the concerns identified. In the light of the growing importance of cross-border capital mobility we emphasize the significance of strengthening the collection, dissemination and publication of aggregate data on cross-border capital flows to cover both debt and non-debt flows. We also welcome recognition of the importance of managing economies' balance sheet risks, and encourage the rapid finalization of the draft IMF/World Bank guidelines for public debt and reserve management with special attention to the risk created by short-term foreign currency liabilities. Regarding OFCs, we urge the IMF, together with other relevant international bodies, to make concrete progress in its plan of action to conduct assessment of these jurisdictions' compliance with relevant international standards. We emphasize the importance of constructive engagement to assist economies to strengthen regulatory and supervisory frameworks.
14. In addition, there is recognition in APEC that economies' integration with world capital markets requires exchange rate policies that are highly credible and consistent with broader economic and financial policies. In this regard, there have been movements towards a mix of exchange rate regimes and macroeconomic policies more compatible with stability and avoidance of financial crises.
15. Private sector participation in the prevention and resolution of crises remains a major challenge. We note the progress that has been made in developing a framework for appropriately involving private creditors for that purpose and we urge the IMF and other relevant bodies to continue their efforts in this field of endeavour.
16. We support the efforts of the IMF and its members to engage in a comprehensive review of its core facilities to enhance its effectiveness. In this context we hope that consensus will soon be reached to make contingency facilities operational. Efforts to improve program design should continue. We also endorse the work of the Multilateral Development Banks to increase their focus on programs and policies directed at reducing poverty. In addition we encourage the international community, including heavily indebted countries themselves, to facilitate the effective implementation of the enhanced HIPC initiative.
17. All the IFIs should continue their efforts to strengthen their own governance and accountability, and to improve transparency. We emphasize the importance of ensuring that representation on the Boards of the IMF and the World Bank and quota/share allocation appropriately reflect the current world economy.

18. We welcome the recent developments in the area of regional cooperation. In the Asian region, ASEAN+3 Finance Ministers agreed on closer cooperation to monitor capital flows, enhance regional surveillance and implement the "Chiang Mai Initiative" that enlarges existing swap arrangements and establishes a network of bilateral swaps. A similar swap arrangement, the North American Framework Agreement, already exists in North America. Cooperative financing arrangements at the regional level designed to complement resources provided by the IFIs in support of IMF programs can be effective in crisis prevention and resolution. We are pleased to note the good progress in negotiations between Singapore and New Zealand to conclude a Closer Economic Partnership.

Building Stronger Foundations

19. Our long-term objective remains to build stronger foundations for sustainable growth in the region by further developing financial and capital markets. Through the APEC process we are building the capacity of our institutions and our labor forces to enable economies in the region to do so. Taken together, our work in APEC on capital flows, strengthening financial markets, corporate governance, insolvency regimes, and financial disclosure and accountability is therefore very timely. Details of the collaborative initiatives we have been pursuing in APEC, as well as new initiatives for the coming year, are contained in the Annex.

Promoting freer and more stable capital flows

20. Fundamental to the development of reliable and efficient financial markets are sound and credible financial policies. In that regard, we endorse the policy conclusions of the Voluntary Action Plan for Promoting Freer and More Stable Capital Flows. In particular, we note that economies are likely to derive substantial benefits from opening to cross-border capital flows provided that sound and credible economic and financial policies are adopted, and robust structures are established to manage risks effectively. We therefore resolve to continue policy reforms that enable us to take advantage of the opportunities available in international capital markets. We will establish in APEC a voluntary policy dialogue on strengthening financial markets, particularly focusing on issues related to the implementation of international financial standards and codes, and we look forward to a report on the results of this initiative when we next meet.

Strengthening financial systems

21. We need to be able to manage difficulties in our financial systems should they occur. We therefore instruct our Deputies to undertake a study of APEC economies' experiences in managing bank failures, with the goal of developing a set of recommendations based on case studies that illustrate the various lessons drawn from the management of bank failures in our region, and to report back to our next meeting.

22. Over the previous two years, APEC economies have made significant progress towards strengthening financial supervisory systems through the development of training programs for banking supervisors and securities regulators. Given the progress being made in this initiative, we will extend it for a further two years, focusing on more intensive work to assist national regulatory organizations to implement model curricula, and continued provision of regional courses. In addition, to improve the skills and knowledge of life insurance regulators in the region, we welcome Australia's offer to lead a three-year project on managing regulatory change in life insurance and pensions.

Strengthening economic and corporate governance

23. Sound economic and corporate governance will encourage the return of capital to the region. We welcome the efforts of the OECD and the World Bank to raise the awareness of and the commitment to corporate governance reforms in the region through Roundtable discussions. APEC will undertake a policy dialogue on strengthening corporate governance in this region, starting in early 2001. As part of these efforts, we note the importance of insolvency law reform, and we welcome Indonesia's offer to host a conference in early 2001 to build on the November 1999 conference in Australia and work carried out in other international forums on insolvency law reform. We will assess progress on these initiatives at our next meeting.
24. Financial transparency in the private sector is an important ingredient in risk management and sound corporate governance. We have formed a taskforce on company accounting and financial reporting to improve the quality of financial disclosure and auditing practices in APEC economies.
25. The development of good practices in APEC is facilitated by policy forums directed at experts and practitioners who are able to share experiences and explore common issues. We welcome the contribution to developing sound economic management made by the APEC forums on privatization, pension fund reform and public sector management, held since we last met.
26. An increased private sector role is an important strategy to achieve structural adjustment, particularly in emerging economies. We note the development of a network of public officials, through the Privatization Forum and its cooperation with the OECD Privatization Network, to support and strengthen the capabilities of APEC economies to involve the private sector in government enterprises and services. We also welcome the ongoing development by the Forum of a Compendium of Best Practices for Privatization.
27. We recognize the importance of strengthening transparency and disclosure standards for all market participants for the effective functioning of markets. In this regard, we look forward to the finalization of the report on the results of the survey of Credit Rating Agencies (CRAs) that has been undertaken. A Workshop will be held in Manila next month to discuss the results of the survey among representatives from APEC economies, multilateral financial institutions, CRAs and the investor community.

Fighting Financial Crimes

28. We welcome the agreement to establish an APEC working group that would conduct a survey of the domestic legal and regulatory frameworks for fighting financial crime, building on work already completed by APEC members of the Asia/Pacific Group on Money Laundering (APG). We recognize the need for strong measures to combat money laundering, tax evasion, financial fraud and other criminal or unethical activities. We welcome the work of international groups in combating financial crimes, including the Asia/Pacific Group on Money Laundering (APG), and related efforts by the Financial Action Task Force on Money Laundering (FATF), the OECD, the FSF, and the Committee on Hemispheric Financial Issues (CHFI). In this respect we encourage the International Financial Institutions to work further with their members in developing sound financial and capital markets and good governance.

Improving social safety nets

29. The social impact of the crisis revealed the need for well-designed, flexible, targeted, and cost effective social safety net policies and programs to respond to the needs of the poor

and vulnerable. The experiences in administering social safety nets of the APEC economies are the subject of an on-going study. Three main themes have emerged from this review so far. First, the need for adequate pre-crisis safety net planning. Second, the importance of accurate and timely information on the poor and vulnerable groups. Third, the need to have a range of instruments to ensure adequate targeting and coverage. On the basis of this study we will develop a set of guidelines for responsive and fiscally manageable social safety nets to present to APEC Leaders.

Creating new opportunities with information technology

30. We recognize that information technology (IT) has the potential to increase economic growth. A stable, non-inflationary macroeconomic environment will help businesses and consumers exploit the advantages presented by IT. We note that IT lowers the costs and speeds up delivery of financial services products, thereby contributing to overall greater efficiency and convenience of the financial sector. In this regard, we call on economies to formulate and implement appropriate policies and arrangements to facilitate electronic financial transactions. We also support efforts by APEC member economies and the International Financial Institutions to ensure that the benefits of IT are as widely shared as possible.
31. We welcome the work by the APEC E-Commerce Steering Group, in conjunction with the Subcommittee on Customs Procedures, the Transportation Working Group and other related forums, for "Paperless Trading" as defined in APEC Blueprint for Action on Electronic Commerce. We agree that, building on work in other competent bodies, a working group on electronic financial transactions systems, consisting of financial experts from member economies, will be established to develop and implement programs to foster paperless trading in collaboration with the E-Commerce Steering Group.
32. We also welcome the progress made by the Sub-Committee on Customs Procedures (SCCP) towards trade facilitation, including the elevation of "Paperless Trading" and "Integrity" as new SCCP Collective Action Plans. We urge APEC customs authorities to enhance harmonization of customs data elements, taking into account the outcomes of the G-7 Experts' work. Reaffirming that trade facilitation and enforcement must be well coordinated, we encourage customs authorities to continue strengthening their cooperation.

Achieving APEC's vision

33. We value the contribution of the private sector to our discussions. We welcomed the opportunity for a dialogue with the APEC Financiers' Group, the APEC Business Advisory Council's Financial Architecture Task Force and the Pacific Economic Cooperation Council. We note their views on strengthening economies against future crises, including their work on corporate governance, financial standards and private sector involvement in resolution of financial crises. We task our Deputies to work with the private sector to continue consideration of their recommendations with a view to incorporating them in our on-going work. ABAC will present its final recommendations to Leaders in November.
34. The APEC Seoul Forum on Shared Prosperity and Harmony was successfully held March 31st – April 1st, 2000. In this Forum, senior officials and distinguished scholars discussed policies to prevent the recurrence of economic crises and to alleviate economic and social disparities among APEC economies. We welcome the Forum and hope that this kind of policy dialogue will continue among APEC economies.

35. Effective co-ordination and management of work across the APEC process is important to achieving our goals. We endorse proposals from our Deputies to improve information sharing and coordination between APEC forums and within capitals, including on crosscutting issues. Building closer linkages across APEC's work programs will be made easier for the People's Republic of China with the alignment of the APEC Finance Ministers' process with the rest of the APEC process.
36. We would like to thank the people and Government of Brunei Darussalam for the hospitality extended to all delegations and the excellent arrangements they have made to make the 7th APEC Finance Ministers Meeting a success. We also thank the Co-Chairs of our meeting, Pehin Dato Abdul Rahman Taib of Brunei Darussalam and Hon Dr Michael Cullen of New Zealand.
37. APEC Finance Ministers will next meet in Suzhou, People's Republic of China, in September 2001.

Annex

APEC FINANCE MINISTERS COLLABORATIVE INITIATIVES

Voluntary Action Plan for Promoting Freer and More Stable Capital Flows：At the 1997 APEC Finance Ministers' Meeting in Cebu, Ministers agreed that Deputies would prepare a Voluntary Action Plan (VAP) for promoting the freer and more stable flow of capital in the APEC region. The objectives of the VAP include enhancing APEC economies' understanding of the benefits and risks associated with cross-border capital flows; developing a sound understanding of the policies needed to maximise the benefits and minimise the risks associated with cross-border capital flows; and encouraging the implementation of policies to promote robust and open economies in the APEC region.

The VAP is structured in two parts. Part 1 comprises a report analysing the benefits and risks associated with cross-border capital flows and the policies that can assist economies to derive maximum benefit from accessing international capital markets while minimising the risks. Part 2 of the VAP is intended to actively encourage the implementation of policies to promote robust and open economies within the APEC region through a process of policy dialogue. It is envisaged that this process will assist economies to implement key international standards and to explore approaches to the promotion of sound and efficient financial markets. The policy dialogue will be based on particular policy issues or international standards, depending on the priorities identified by economies. It is proposed that the first stage of policy dialogue occur in the second half of 2001.

Development of Domestic Bond Markets：This initiative was launched in 1998 to promote the development of domestic debt markets for more efficient financial intermediation within APEC economies and the global financial system. An initial survey of the state of economies' bond markets identified various impediments to their development. A workshop in Hong Kong, China in December 1998 recommended preparation of a compendium of sound practices and a website to serve as a resource center and facilitate information exchange. Another workshop held in Hong Kong, China in August 1999 finalized the "Compendium of Sound Practices: Guidelines to Facilitate the Development of Domestic Bond Markets in

APEC Member Economies", which was published in September 1999.

Bank Failure Management: Recent international financial crises have highlighted the importance of sound domestic financial systems and the need for strong, safe and reliable supervisory and regulatory frameworks. Much of the work being undertaken regarding banking regulation and supervision has focused on ways to prevent bank failure and financial system distress. This initiative plans to address the issue of how to manage bank failures when they occur. A report on bank failure management will be prepared, based on how different economies, in different stages, faced financial sector instability and the results they obtained. The report will be presented to APEC Economic Leaders in 2001.

Financial Regulators Training Initiative: The Finance Ministers in 1998 endorsed the APEC financial regulator initiative. Supported by the ADB, this initiative has been steered by advisory groups of bank supervisors and securities regulators. In the first phase of this initiative, the Advisors sponsored an Action Plan for the training of the bank supervisors and securities regulators. This action plan has formed the basis of implementation of the training programs over 1998–2000. The major emphasis of this training initiative has been to develop sustainable and cost effective training process and standardized courses. Specialized training programs have been held to disseminate guidelines and best practices for management of the national training process and to impart training in bank supervision and regulation and securities regulation. The initiative has further encouraged cooperation between international and regional providers of training and among regulators and training providers.

The Finance Ministers have extended this initiative for a period of two years. The advisory groups are to meet in November 2000 to finalize the action plans for training of bank supervision and securities regulators for Phase 2. Carrying forward the work undertaken in Phase 1, Phase 2 is expected to broaden the scope of the training initiative in order to amplify and deepen its impact. In the banking sector, model courses and self study materials will be developed for banking regulations and supervision, credit and market analysis, bank examination, and treasury management and operations. Similarly, materials will be developed for primary and secondary markets, securities regulations and enforcement. These model courses will be prepared in line with the international best practices and will be disseminated through the website. To support the regional training programs, the ADB will be assisting, on a pilot basis, with national level training programs in Philippines, Indonesia and People's Republic of China. The ADB has subcontracted a bank supervision expert to coordinate the course material and training. Simultaneously, model courses will be developed for training regulators in primary and secondary market issues, and enforcement and investigation areas.

Managing Regulatory Change in Life Insurance and Pensions: In recent years, the life insurance industry has become an important component of financial systems in Asia, and there is potential for further growth. The industry can play a significant role in deepening domestic capital markets, better marshalling domestic savings to meet national objectives, and better developing self–financing, private safety nets. This new initiative aims to encourage a well–functioning life insurance industry in the region. Good prudential

regulation would assist capital market stability and efficiency, while leaving the industry free to grow strongly. A series of targeted symposiums and training programs will be held over the coming three years to promote improved regulation and actuarial standards and to assess international best practices in risk management, disclosure and accountability.

Strengthening Corporate Governance in the APEC region：This initiative, launched by APEC Finance Ministers at their 1998 meeting in Kananaskis, aims to help member economies of APEC respond to the challenge of achieving global best practice in corporate governance. At their 1999 meeting in Langkawi, Ministers endorsed the recommendations of the report on Strengthening Corporate Governance in the APEC region, which identified the leading issues in Asian corporate governance. Following on from this report, a policy dialogue will be held in March 2001 to promote understanding of corporate governance issues in the region.

Insolvency Law：The Asian financial crisis highlighted weak enforcement and implementation of existing insolvency laws. In recent times measures have been introduced to substantially improve insolvency laws of many economies in the APEC region. The existence of sound insolvency laws will reduce uncertainty for investors and will further promote the process of free trade and investment liberalization. APEC Finance Ministers aim to raise awareness of the importance of establishing and implementing strong insolvency regimes in the region. Australia, in conjunction with the OECD and the World Bank, hosted a symposium on "Insolvency Systems in Asia – an Efficiency Perspective" in November 1999. The symposium was attended by policy makers, members of the judiciary, private sector practitioners, insolvency experts and academics from the region. Indonesia will host a follow-up symposium in early 2001.

Company Accounting and Financial Reporting Task Force：In the years leading up to the 1997/98 financial crisis, inadequate financial and accounting disclosures, auditing practices and regulatory enforcement played an important underlying role in contributing to weak market discipline. APEC Finance Ministers have established a Company Accounting and Financial Reporting Task Force to consider issues related to promoting high quality internationally acceptable standards of accounting and disclosure and auditing practices by business. The Task Force will report to Ministers in 2001. Chinese Taipei will host a workshop on the topic in 2001.

Supporting the Development of Credit Rating Agencies (CRAs) and Strengthening Disclosure Standards：APEC Finance Ministers launched this initiative at their 1997 meeting in Cebu in recognition of the important role CRAs play in developing capital markets in the region. Work on this initiative has progressed under the broader context of international financial architecture discussions, particularly in the area of strengthening transparency and disclosure standards by all market participants. Towards this end and to respond to APEC Economic Leaders' request for a review of the practices of international rating agencies, a survey was undertaken of the codes of conduct and practices currently in use by various CRAs. Interviews have been conducted among international and national CRAs operating in the APEC region on issues such as (a) transparency and accountability in the ratings process; (b) potential sources of conflicts of interest; (c) credibility and

reliability of ratings; and (d) unsolicited ratings. A Workshop will be held next month in Manila, the results of which will be reported to APEC Leaders.

Workshop on Public Sector Management: As part of APEC's work on strengthening markets, including efforts to improve private and public sector governance, New Zealand hosted a Workshop on Public Sector Management in May 2000. Given the importance of the public sector in all APEC economies, improving the management of the public sector is central to improving the broader economic performance of member economies. The Workshop provided the opportunity to share reform experiences, effective practices, particularly in financial management and improving public sector productivity, successes and challenges.

Privatization Forum: Thailand hosted the inaugural meeting of the APEC Privatization Forum in November 1999, and Indonesia hosted the second meeting in May 2000. The Forum aims to share experiences and expertise on privatization, including governance and regulation of state enterprises.

Third Regional Forum on Pension Fund Reform: Thailand hosted the Third Regional Forum on Pension Fund Reform in March 2000 following on from forums hosted by Mexico and Chile in 1998 and 1999 respectively. The Third Forum focused on the integration of social security, pension and provident funds together with supervisory and regulatory considerations.

Social Safety Nets: The social consequences of the Asian crisis and other economic and natural events have highlighted the importance of social safety nets as cornerstones of effective public policy. APEC Finance Ministers are seeking to establish a set of guidelines on the use and implementation of safety net policies and programs, taking into account recent economy experiences. Guidelines will be presented to APEC Economic Leaders at their meeting in November 2000.

APEC Initiative on Fighting Financial Crimes: At Bandar Seri Begawan, Ministers agreed that APEC can play a significant role in the fight against the abuse of the financial system. In this regard a collaborative initiative was launched which will conduct a survey of the adequacy of legal and regulatory frameworks in fighting financial crimes, building on work already completed by APEC members of the Asia–Pacific Group on Money Laundering (APG). Results of the survey will be reported to Ministers in 2001. It was further agreed to incorporate elements tied to detection and the combating of money laundering into the model curriculum being developed through the APEC Bank Supervisors Training Initiative, and to develop course content to address abuses of the financial system. The Working Group will promote a policy dialogue, as part of the VAP Part 2 initiative, on the FATF 40 Recommendations based on the APG mutual evaluation results.

Electronic Financial Transactions Systems: IT lowers the costs and speeds up delivery of financial services products, thereby contributing to overall greater efficiency and convenience of the financial sector. In the light of the growing importance attached to achieving "Paperless Trading" and as part of APEC's concerted initiatives towards that goal,

Ministers agreed at Bandar Seri Begawan to launch a working group on electronic financial transactions systems. Building on the work of other competent bodies, the working group will formulate programs to foster the use of electronic means for conducting financial transactions.

The working group, consisting of financial experts from interested economies, will be co-chaired by Japan and Hong Kong, China.

（出所）財務省ウェブ・ページ

11-55　第８回APEC財務大臣会議大臣共同声明（仮訳）

2001（平成13）年９月８、９日
中国、蘇州

Ⅰ．序

1．アジア太平洋経済協力会議（APEC）の財務大臣は、第８回APEC財務大臣会議のため、中国の蘇州に参集した。国際通貨基金（IMF）、世界銀行及びアジア開発銀行の代表が我々の議論に参加した。

2．我々は、「構造改革の促進を通じた安定的で公正な経済成長の促進」という政策テーマの下、参集した。我々は、最近の世界及び域内のマクロ経済情勢、APECエコノミーが直面している政策課題を評価し、地域のより良き繁栄に必要な持続可能な成長を促進するための政策対応を議論した。

3．我々は、幅広い構造改革が、マクロ経済安定及び生活水準の持続可能な改善のための不可欠な基盤を築くことを合意した。APEC財務大臣プロセスにおいて実施されている作業計画（付属書A）は、中期的な改革のプライオリティを反映したものである。

4．今後、我々は実務者に、金融安定及び地域の持続可能な経済成長に直接貢献する政策分野における一致した理解と能力をさらに強化するための努力に焦点を当てるよう要請する。また、我々は実務者に、APEC経済間の一層の経済協力・統合・開放を促進するための方法を検討するように要請する。

Ⅱ．マクロ経済の挑戦及び政策対応

5．我々は、１年前にブルネイ・ダルサラームに参集した際よりも、世界経済環境が好ましいものでないことに留意する。世界の主要エコノミーは成長の減速を経験しており、世界成長予測は下方修正された。これを反映して、APECの多くのエコノミーは、IT部門の減速、金融市場パフォーマンスの低下、そして多くの開発途上国は、資本流入・海外直接投資の減少とともに、経済停滞を経験した。

6．アメリカでは、昨年半ば以来経済は減速した。しかし、本年末に向けて成長の回復が期待され、長期展望は好ましいものである。金融・財政政策は、７回の金利引下げ及び大規模な減税等、経済を刺激するために調整された。これらの手段は、価格安定を維持しつつ、成長を支援していくものと期待されている。通貨当局は、必要があれば更なる緩和をする意図を表明した。日本では、経済活動は低下し、価格は下落を続けている。これに応じて、本年３月に導入された新しい政策フレームワークの下、金融政策は著しく緩和された。潜在成長率を高めるためには、金融及び企業部門の改革への更なる努力が必要である。同時に、改革の成長に対する短期的な悪影響は、可能な限り最小化されるべきである。これらの目標のため、我々は最近発表された構造調整策を歓迎する。中国経済は、世界的な経済減速の影響にもかかわらず、国内需要、それを支持するマクロ経済政策及びリストラクチャリングに支えられ、成長のモメンタムを維持した。中国のWTO加盟が見込まれることにより予想される課題に対応するため、改革は深化されるだろう。域内のそれ以外のエコノミーに関しては、特に危機の影響を受けたアジア経済において、経済パフォーマンスが不均一であることに留

意する。対外経済に大きく依存しているエコノミーは、世界的な経済減速のためより深刻な影響を受けた。好ましくない対外市場の状況にもかかわらず、我々は、韓国が1997年の金融危機時に引き出したIMF融資を、繰り上げ返済したことを歓迎する。

7．これを背景にして、我々は、世界の経済活動の早期の回復を促進するため、国際社会の全てのメンバーが時宜を得た適切な政策アクションを採ることの重要性を強調する。我々は、強化されたマクロ経済政策対話、現在の経済困難を解決するための協力、及びAPEC地域の持続的な広範囲の成長のための強い基盤の構築に対するコミットメントを再確認した。

8．我々はまた、ショックに柔軟に対応する経済の能力を強化するために国内構造改革を継続することの重要性を強調する。我々は、幾つかのメンバーエコノミーにおいて、金融・企業部門の改革が進展したことを留意する。しかしながら、我々は、金融及び企業部門が直面している困難を完全に解決することの重要性を強調する。これらには、銀行規制・監督、企業ガバナンス、ディスクロージャーの一層の強化、及び長期的な金融機関及び企業体に係る市場規律の強化策を含む。我々は、企業家精神に資する環境を作り、APECにおける民間セクターの発展を促進し、拡大する必要性を認める。

9．我々は、特に金融システムの強化、経済・企業ガバナンスの改善、e-ファイナンスの促進、十分なソーシャルセーフティネットの整備という分野において、APEC財務大臣プロセスの作業の進捗を歓迎する。我々は、財務大臣プロセスの下、政策イニシアティブを通じて、銀行、証券、保険の技術の向上を継続することを決意する。我々は実務者に、他の国際的努力に価値を付加し、APECが強みを有する分野における政策イニシアティブ及び技術協力に係る協調努力を継続するように要請した（付属書A）。

10. グローバリゼーションは生活水準の改善に必須である。我々は、グローバリゼーションに関する一般の議論が、それがいかなる影響を有するかについての確固とした、かつ包括的な分析に基づく必要があることを強調した。しかしながら、我々は、依然として多くの人々がグローバリゼーションの恩恵にあずかっていないことを認識する。我々は、グローバリゼーションにより提起された挑戦に取組み、地域の一層の繁栄、安定及び平等を導いた政策を継続する一方、グローバリゼーションが全ての参加者に均霑するように適切なフレームワーク政策を採ることを決意する。

11. 我々は、APEC地域に於ける持続的かつ公平な成長を達成するため、加盟国内・加盟国間の開発格差の縮小について、我々の協力を強化することを誓う。我々は、生産性向上及び成長がもたらす便益が経済の全セクターに及ぶことを保証することを確かなものとする一方、構造改革を追求し、自由化政策をよく管理することをコミットする。我々は、特に教育など、人的資源開発及びキャパシティビルディングにより、貧困層、弱者層に対して焦点があてられた支援の重要性を特に強調する。我々は、健全な国内政策及び貧困削減努力を支えるための開発援助の重要性を強調する。このような努力は人々にグローバリゼーションの利益を活用する能力を与え、継続する課題により良く対処することを可能にするだろう。

12. 貿易・投資の自由化及び促進は投資家の信認を高め、地域への資本を引きつけ、成長を刺激し、貧困を削減する。この点に関し、我々は、自由で開かれた貿易・投資というボゴール目標に向け進展する重要性を強調する。この関連で、我々は、取締りをゆるめることなく貿易円滑化を促進するための関税当局間の更なる協力を歓迎し、奨励する。

13. 我々は、開かれた、公平な、健全かつルールに基づいた多角間貿易システムに対する強い支援を再確認する。我々は、一層の多角間貿易の自由化、及び貿易ルールの強化のためのコンセンサスを形成するためのWTOによる継続的な努力を歓迎する。我々は、これらのメカニズムが、弱者への恩恵を含め、世界経済へ広範な恩恵をもたらすであろうことを信じる。この関連で、我々は、本年11月にカタールにおいて開催される第４回WTO閣僚会議における世界

貿易交渉の新ラウンドの開始に対し強い支援を表明する。我々は、全加盟国の平等かつ効果的な参加の促進、及びバランスのとれた十分に広範な議題案を事前に作成する必要性に関する貿易担当大臣声明に再び言及する。

Ⅲ．国際金融システムの強化

14. 我々は、国際金融アーキテクチャーの改革においてとられた重要な進展を歓迎し、改革の継続的な実施を促す。我々は、改革の主要点に係るコンセンサスを形成し、国際金融基準・コードの開発・実施を含め、全てのエコノミーの改革プロセスにおけるオーナーシップを保証するために、幅広い参加を模索することの重要性を強調する。我々は、この分野におけるG-20及び金融安定化フォーラムの努力を歓迎する。

15. 我々は、金融安定及び危機防止を促進することの重要性を強調する。我々は、国内金融システムを強化し、国内マクロ経済政策の一貫性を保証するための国家レベルでの一層の努力、及び国際金融部門のサーベイランスを強化するための国際・国家レベルの努力を奨励する。我々は、これまでの進展を歓迎すると同時に、主要な金融・経済政策基準の実施を評価することにより金融システムを強化するため、IMF・世界銀行金融部門評価プログラム（FSAP）及び基準・コードの遵守に係る報告書（ROSC）への自発的ベースでの一層の参加を奨励する。ROSCのモジュールの自発的な開示は、改革の透明性向上に資するだろう。我々は、基準・コードを遵守し、評価する作業が、各国特有の環境、改革プライオリティ、組織的な能力を十分に考慮する必要があることを強調する。この点では、我々は、APECエコノミーによる主要基準の優先された、よく順序立てられた実施を奨励し、必要があれば、焦点、目標が明確な技術・金融協力を促進する。また、我々は、国際金融システムの乱用を阻止し、その統一性を維持するために現在行なわれている作業にも留意する。我々は、Highly-Leveraged Institutionsに係るワーキング・グループ及びオフショア金融センターに係るワーキング・グループからの提言の実行における効率性及びその進展についての金融安定化フォーラムによるレビューを歓迎する。

16. 我々は、IMF貸付ファシリティの主要レビューの完了及び予防的クレジットライン（CCL）を実施可能なものにするための努力を歓迎する。我々は、IMFによる民間セクター参加（PSI）フレームワークの適用における明快さ、柔軟性を一層強化するための継続的な努力の重要性を強調する。

17. 我々は、国際金融機関（IFIs）の効率性を強化するための継続的な努力を促進する。我々は、IMFがサーベイランス及び危機予防に重点をおき、国際開発金融機関（MDBs）が貧困削減に焦点をおくための作業、及びそれら機関の協調、透明性及び内部的なガバナンスのアカウンタビリティー強化のための作業を支持する。我々は、IMF理事会に係る代表権及びIMFクォータ・シェア配分が現在の世界経済を適切に反映することを保証することの重要性を強調する。我々は、IMF及びMDBsが、そのプログラムの高い質を維持し、意味ある結果を達成することを保証しつつ、コンディショナリティを整理・優先化し、加盟国のオーナーシップを改善することを奨励する。

18. IMF及び他IFIsが中心的役割を有することを認識する一方、我々は、地域協力が重要な役割を有することに合意する。IMFプログラムを支援するために、IFIsにより供与された資源を補完するために設けられた協調的地域金融取極は危機防止・解決において効果的になり得る。この点では、我々は、地域協力における最近の発展、特にASEAN＋3間のチェンマイ・イニシアティブの実行における実質的な進展を歓迎する。

Ⅳ．APEC財務大臣プロセスの戦略的目標

19. 我々は、APEC財務大臣プロセスを吟味し、如何にして我々のプロセスの作業がより効率的にAPEC全体の作業及び他国際機関、フォーラの努力を補完し得るかを評価した。この目的のため、我々は、一連の戦略的目標、及びプロセスの具体的運用方法に合意した（付属書B）。我々は、新フレームワークが、APEC全体のビジョンを補完する方向で、我々の作業の指針となりうることを信じる。

Ⅴ．その他及び次回会合

20. 我々は、APEC民間金融家会合（AFG）、APECビジネス諮問委員会（ABAC）、太平洋経済協力会議（PECC）及びAPEC経済委員会（EC）との対話を持ち、それらの我々の作業への貢献を評価する機会を歓迎した。我々は、経済成長、金融の進展、コーポレートガバナンスに関する彼らの提言に留意する。我々は我々の次官に、民間部門の見解が我々の作業プログラムに効果的に反映することを保証するために、民間部門機関とともに作業することを継続するように要請した。
21. 我々は、APEC高級実務者会合（SOM）プロセス及び他のAPECフォーラとの連携強化について、次官により達成されたここ一年の成果を歓迎し、我々の作業プログラムがお互いを補完することを保証し、不必要な重複を避けるための彼らの努力を継続するように促す。
22. 我々は、中華人民共和国の人々及び政府による、全代表団に対する歓迎、及び第8回APEC財務大臣会議を成功させた素晴らしい取り計らいに感謝の意を表明する。
23. 次回のAPEC財務大臣会議は、2002年9月にメキシコのロス・カボスにて開催することとする。

Ⅵ．付属書

付属書A

財務大臣プロセスにおける政策イニシアティブについてのプログレスレポート（概要）

Ⅰ．より自由かつ安定的な資本フローを促進するための自主的行動計画
Ⅱ．銀行破綻の管理
Ⅲ．金融規制当局者のトレーニング
Ⅳ．生命保険及び年金における規制改革の管理
Ⅴ．APEC域内のコーポレート・ガバナンス強化
Ⅵ．破産法
Ⅶ．企業会計及び財務報告に関するタスクフォース
Ⅷ．格付機関の発展支援及び情報公開基準の強化
Ⅸ．民営化フォーラム
Ⅹ．ソーシャル・セーフティ・ネット
Ⅺ．金融犯罪への対応
Ⅻ．電子金融取引（議長国：日本、香港）

昨年設置された電子金融取引作業部会は、日本及び香港を共同議長として、3回会合を開催し、域内各エコノミー及び民間部門を対象に電子金融取引の現状及び問題点について調査するとともに、域内における電子金融取引の更なる発展のための主要政策課題について幅広い議論を実施。

作業部会は、今後の作業として、情報と技術の共有を目的としたガイドラインの作成やケーススタディーを行うことを考慮。2001年9月の財務大臣会議において中間報告書を提出し、財務大臣は、これまでの進展を歓迎。今後は、政策課題の更なる検討及び電子金融促進のための政策提言を行い、2002年の財務大臣会議で最終報告書を提出する予定。

ⅩⅢ．APECの将来のエコノミックリーダーのためのシンクタンク
ⅩⅣ．APEC金融研修・開発プログラム〔中国からの新提案〕

付属書B

財務大臣プロセスの戦略目標（概要）

昨年9月のAPEC蔵相会議において、今後の作業計画においてより焦点を明確化し、また、APEC全体のビジョンに合致した作業計画を策定するため、今後の戦略目標及び運用法について検討することとなった。

戦略目標

我々は、APEC財務大臣プロセスの戦略目標として以下につき合意した。

・APEC域内における平等、持続的かつ広範囲にわたる経済成長の達成
・コーポレートガバナンス及び公的セクターの管理
・安定的で効率的な金融市場の発展
・APECエコノミー間における経済協力、経済的な相互依存及び市場開放の更なる促進
・上記目標達成のための域内における経済的・技術的協力の促進

運用法

APEC財務大臣プロセスが効果的、効率的にその戦略目標を達成するための方策は以下のとおり。

・レポート作成、セミナー、ワークショップ、

研修及び政策対話を通じた政策改革及び国際的基準の理解促進及びその採用の慫慂
・国際的なコード及び基準の発展のための議論
・戦略目標に合致する政策分野における調査分析（但し、他で行なわれているものを除く）
・APECが提言する政策改革の最大限の活用
・民間団体との効果的な連携を通じた民間セクター参画の促進
（出所）財務省ウェブ・ページ

11-56　マニラ・フレームワーク
アジア蔵相・中央銀行総裁代理会合
金融・通貨の安定に向けたアジア地域協力強化のための新フレームワーク（仮訳）

1997（平成９）年11月18、19日　マニラ

1．オーストラリア、ブルネイ、カナダ、中国、香港特別行政区、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュー・ジーランド、フィリピン、シンガポール、タイ及び米国の蔵相・中央銀行総裁代理は当地域における金融の安定化を図る協力方策を協議するために、1997年11月18日及び19日にマニラで会合した。カナダは、APECの現議長国として参加した。IMF、世界銀行及びアジア開発銀行からもハイレベルの代表が出席した。

2．代理達は、過去数十年のアジアの力強い成長と、他に類を見ない個人所得の増加に注目した。当地域の力強い成長は、経済の対外開放が進んでいることの反映でもあることで意見が一致した。アジアの堅固な経済ファンダメンタルズは、当地域が確固たる成長率を回復し、グローバリゼーションから恩恵を受け続け得るというコンフィデンスを支えるものである。従って、近隣の市場の混乱は、開かれた資本市場が経済に大きな恩恵をもたらすという一致した見方を何ら変えるものではない。しかしながら、市場の混乱は金融市場のグローバリゼーション及び資本移動の変動の増大に伴う課題に焦点をあてることとなった。

3．このような背景をもとに、代理達は金融市場安定への見通しを強化するための域内協力のフレームワークが必要かつ望ましいことで合意した。このフレームワークは、国際通貨制度におけるIMFの中心的役割を認識しつつ、以下のイニシアティブを含むものである。(a)IMFのグローバル・サーベイランスを補完するための域内サーベイランスのためのメカニズム、(b)特に国内金融システム及び規制に関する対応能力の強化における更なる経済・技術協力、(c)金融危機への対応のためのIMFの対応能力の強化のための方策、及び(d)IMF資金を補完する、アジア通貨安定のための協調支援アレンジメント（CFA）。

4．これらのイニシアティブは、経済成長の促進及び持続のための、健全なマクロ経済及び構造政策、適切な為替政策、並びに強固な国内金融機関及び監督体制の維持の重要性を強調するものである。また、透明性とディスクロージャーを強化するための方策が、経済及び金融の安定を維持するための努力を補強するであろうことも認識している。

5．代理達は、域内サーベイランスのための新しいメカニズムを設立することに合意した。このメカニズムは、IMF、世界銀行及びアジア開発銀行からの協力を受けて、参加国の大蔵省及び中央銀行間のサーベイランス及び対話をより強力で高いレベルの参加者によるプロセスとするものとなろう。また、本メカニズムは成長や金融市場安定に対する潜在的なリスクの認識を助け、それらのリスクを軽減する適切な政策対応についてアドバイスに役立つものとなろう。このための会合は年２回開かれる他、必要に応じ開催されることとなる。

6．代理達は、銀行・金融システムを強化し資本市場を深化させるために、経済面及び技術面で協力することが重要であることを強調した。彼らは、これまでに国際金融機関や国際監督組織が、この分野での各国当局の取り組みを支援する努力を行ってきたことを歓迎し、これらの機関に以下のことを促した。
・国際金融機関が支持するマクロ経済政策及び構造改革パッケージの不可欠の要素

となりうる適切に構成された融資及び技術面、分析面での助言によって、緊急時に、銀行・金融セクターの困難な状況に対応できるように準備しておく。
・当局が金融システムを改善することを支援し、危機の伝播に対応するため、市場規制当局と監督当局の協力を強化することを助け、厚味があり流動性のある成熟した債券市場の育成を促進する。
・地域の担当者とともに、金融部門や法人部門の対外債務の過度の増加及び対外債務の満期構成の短縮を監視し防止するため作業する。この作業は、また、外貨ポジションの慎重な管理にも注力する必要がある。
・金融市場の統合性や機能を高めうる、その他の方法を模索する。

7．代理達は、強固なマクロ経済・金融プログラムを支援するために迅速に十分な支援を動員でき、また、適切な場合には、深刻な金融危機にあって公的資金の多くの部分を供与できることを確保することでIMFが国際通貨システムの中心的な責任を遂行する能力を強化することが共通の利益であることを認識した。
・彼らはIMFのクォータを増加する最近の決定を歓迎し、特に、地域の多くの国々のクォータが相対的に増加したことを歓迎した。彼らは、参加国が早急に新規借入取極（NAB）への参加通告を行うよう要請した。
・彼らは、市場の信認を回復するために十分な規模の資金が動員できるように、例外条項の発動も含め、IMFにアクセス・ポリシーの見直しを行うように促した。
・彼らは、また、例外的なスタンド・バイ取極や拡大信用取極に加えて短期のファイナンシングを供与する新規のメカニズムの設立を前向きに検討するようにIMFに促した。

8．代理達は、IMF及び他の国際金融機関の資金を補完するためのアジア通貨安定のための協調支援アレンジメント（CFA）を設けることの必要性についても合意した。この協調支援アレンジメントにおいて、参加国は、ケース・バイ・ケースで、IMFとの協議の上、IMFが支援するプログラムへの補完的資金を提供することができる。このような支援に当たっては、IMFがまず最初に例外条項や他の新たな融資の仕組みにより供与される柔軟性を最大限に利用すべきであり、そうしたIMFの資金を利用した後で、例外的状況において、国家の外貨準備を増大させるために供与されうる。必要な場合には、参加者はこの枠組みに参加するために法律上の事前手続きを行うこととなろう。他のIMF加盟国も、個々のケースにおいて、適切な方法で補完的支援の提供に参加することが期待される。

9．代理達は、民間債権者が、危機が生じた際には適切にリスクを評価し、調整と金融支援の負担を分担する可能性が高まるよう、モラル・ハザードを抑制するために、金融支援のイニシアティブは注意深く設計されなければならないということを強調した。彼らは地域における最近の金融市場の危機に鑑み、国家の流動性危機の解決策（オードリー・ワークアウト）の手続きに関するこれまでの作業をさらに推進するために、地域内外における利害関係国及び関連する国際機関から専門家による作業部会を設置することを促した。

10．日本は、この枠組みの下でこれらのイニシアティブを推進するために、来年前半にも次回会合を主催することに同意した。IMFはホスト国と調整しつつ、本会合の事務局としての技術的な支援を行うことに合意した。

11．代理達は、フィリピン政府の暖かい歓迎と素晴らしい準備に一致して感謝の意を表した。

11–57　マニラ・フレームワーク
第2回マニラ・フレームワーク会合
議長総括（仮訳）

1998（平成10）年3月26、27日　東京

1．オーストラリア、ブルネイ、カナダ、中国、香港特別行政区、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、及び米国の蔵相代理及び中央銀行総裁代理は、現

在の通貨危機に取り組み、将来の持続される成長のための基礎を用意する上での進展をレビューするため、1998年３月26日及び27日に東京で会合した。IMF、世界銀行、アジア開発銀行からもハイレベルの代表が出席した。

２．域内サーベイランスの議論においては、代理達は、IMF、世界銀行及びアジア開発銀行によるプレゼンテーションに基づき、当地域の経済状況について意見交換を行った。全体として、代理達は、重要な政策課題が残っているものの、アジア通貨危機の解決に向けて重要な進展が見られたと感じた。当地域の成長の見通しは、アジア危機の影響により消費、投資、貿易及び資本移動が低迷したことを反映して、引き下げられた。代理達は、本地域の各国が、適切な構造改革とともに、健全な経済政策・金融行政を採用し継続することが必要であることを再び強調した。

３．議論は主として、タイ、韓国及びインドネシアにおける経済調整プログラム下での進展に焦点をあてたものであったが、地域の動向についてもレビューを行った。代理達は、プログラム上の政策の精力的かつ持続的な実施により、韓国及びタイの経済状況が改善したことに留意した。インドネシアにおける状況は、より大きな努力を必要とする。代理達は、インドネシア経済を安定させ、かつ持続的な成長に向けた道のりに戻すため、インドネシア当局とIMFとの間での迅速な合意を期待した。代理達は、マクロ経済政策の枠組み、金融システム、及び構造問題にわたる包括的なアプローチが採られていることを歓迎し、企業の債務問題が、依然として早急な解決を必要とする主要課題の一つであることを強調した。

４．代理達は、アジア危機の様々な教訓について議論した。彼らは、危機に陥った国を支援するに当たってのIMF及び多国間開発金融機関の決定的な役割に留意し、それをどのように効果的にしうるかについて議論した。この文脈において、そして前回の本グループの会合における要望に照らし、彼らは、IMFが去る12月に設立し、韓国のプログラムにおいて成功裏に発動された新たなファシリティー（補完的準備融資制度、SRF）を歓迎した。代理達はまた、世界的に統合された資本市場を踏まえた経済運営についても議論を行い、資本移動の監視を強化することの重要性について留意した。

５．代理達は、こうした課題の他、国際金融システムの新たな枠組みを強化することにかかる他の課題につき、議論を継続することについて関心を共有することを認識した。彼らは、マニラ・グループは、率直かつオープンな議論を通じ、彼らが健全な経済・金融政策を維持する上で、相互にサーベイランスを行い助け合える有益な議論の場を提供していることにつき合意した。

６．マレーシアは、本年度後半に次回会合を主催することにつき同意した。IMFは、今後も会合のために、ホスト国と調整しつつ、事務局としての技術的な支援を行うことに合意した。

７．代理達は、日本政府の暖かい歓迎と素晴らしい準備に一致して感謝の意を表した。

11-58　マニラ・フレームワーク G7D合同会合　プレス・ステートメント（仮訳）

1998（平成10）年６月20日　東京

１．マニラ・フレームワーク／G7Dアドホック合同会合は1998年６月20日東京で開催された。オーストラリア、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インドネシア、イタリア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、英国、及び米国の蔵相代理及び中央銀行総裁代理が出席した。IMF、世界銀行、アジア開発銀行からもハイレベルの代表が出席した。

２．域内サーベイランスの議論において、代理たちはIMF、世界銀行及びアジア開発銀行によるプレゼンテーションに基づき、経済状況について意見交換を行った。代理たちは、幾つかの国において、とりわけタイおよび韓国においては、当地域における最近の金融市場の混乱にもかかわらず、経済改革プログラムの実施に進展が見られることを認識した。代理たちは、危機によって

最も影響を受けた国々において、コンフィデンス及び成長を回復し、為替レートの安定を達成し、インフレを抑制することが重要であるということに合意した。ミクロ経済上の改革、特に金融セクター及び非金融企業セクターのリストラ及び資本増強のための改革と引き続き市場を開放することが、コンフィデンスの回復、新たな投資の再開及び持続可能な経済成長のために極めて重要である。

3．代理たちは、日本経済と金融システムを建て直し、再び活性化させることが急務であることを認識した。日本が金融システムの健全性を回復し、内需主導の経済成長を達成し、市場の開放と規制緩和を行うことが、日本、アジア諸国、とりわけ金融市場の混乱に影響を受けているアジア諸国、及び世界経済全体にとっても、極めて重要である。この見地から、彼らは、不良資産の早急な処理を含む金融システムの再構築を最も喫緊の課題として行い、また、経済対策の早急な執行を図り、更に、法人課税と所得課税にかかる税制改革に取り組んでいくという、最近行われた日本の決意の表明を歓迎した。彼らは、これらのプランを迅速に実行するための具体的な措置の重要性を強調した。

4．代理たちは、また、人民元の安定性を維持するという中国の再度にわたる確かなコミットメントを歓迎した。彼らは、このことが地域の金融市場の安定に重要な貢献となることに留意した。

5．代理たちは、インドネシアの新たな経済改革へのコミットメント及びこれまで表明された政治改革の計画を歓迎した。彼らは、経済及び構造改革プログラムに関するIMFとの早期合意の重要性を強調した。

6．代理たちは、金融及び為替市場とマクロ経済の動向について議論した。彼らは、日本が経済を強化するという文脈において、日本と米国の当局による為替市場における共同行動を歓迎した。代理たちは、状況を注視し、適切に協力していくことで合意した。

7．代理たちは、危機の社会的な影響に取り組むことの重要性を強調した。経済活動を下支えし、社会の最も弱い階層における物価上昇の効果を和らげ、社会的な支出の増加を許容するために、IMFが財政目標の修正において示した柔軟性を歓迎した。代理達はまた、世界銀行、アジア開発銀行及び２国間支援の供与国による、危機の社会的なコストを軽減し、ソーシャルセーフティーネット強化を助けるための努力を歓迎した。

8．代理たちは短期的危機への政策対応の強化が肝要である一方で、国際金融システムを強化し、民間セクターのファイナンスのための適切な役割を伴った、より効果的な危機管理の手段を工夫するという長期的な挑戦から注意を逸らすべきではないことに合意した。

9．代理たちは日本政府の暖かい歓迎と素晴らしい準備に一致して感謝の意を表した。マニラ・フレームワーク会合の代理達は、マレーシアにおける次の会合を期待している。

11–59　マニラ・フレームワーク
第３回マニラ・フレームワーク会合
プレス・ステートメント（仮訳）

1998（平成10）年11月７、８日
マレーシア、クアラ・ルンプール

1．1998年11月７日及び８日、クアラ・ルンプールにおいて、マニラ・フレームワーク会合が開催された。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、中国、香港特別行政区、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ及び米国の14の国・地域の蔵相代理及び中央銀行総裁代理が本会合に出席した。IMF、世界銀行及びアジア開発銀行からもハイレベルの代表が出席した。

2．域内サーベイランスの議論のなかで、いくつかのポジティブな動向が指摘された。

(i)　金融市場における安定・強化の徴候、

(ii)　先進国における利下げ、

(iii)　IMFの追加的な資金基盤確保に向けた進展、

(iv)　危機の最も大きな影響を受けた国々における為替相場の安定により、景気回復のプロセスを支えるための金利低下が可

能となっていること、及び、
(v)　現在行われている経済・金融の改革の断固たる実施。

3．同時に、本会合は、いくつかのリスクが依然残っていることを認識した。これらには、ロシアの動向以降の対外的な資金調達環境の悪化の影響や、世界的な成長の減速のリスク、及び危機に見舞われた国々における金融機関・企業のリストラクチャリング実施にあたっての課題などが含まれる。このため、危機の影響を受けた国々による構造改革を遂行していく継続的な努力や、先進国による力強い内需主導型成長のための環境を維持又は創出する継続的な努力を含め、各国が持続的な成長を促進する健全な政策を忍耐強く堅持することが必要である。

4．本会合はまた、危機の影響を受けた国々が、貧困層や脆弱な層への危機の影響を緩和するため社会政策プログラムを強化・加速するため、国際金融機関及び二国間支援供与国からの支援のもと、緊急に行動をとることを求めた。

5．各国の危機への対応策についての議論の中で、代理たちは、インドネシア、韓国及びタイがIMF、世界銀行及びアジア開発銀行の支援を受けた改革プログラムの実施を確実に進展させていることに留意した。彼らは、特に銀行のリストラクチャリングや企業のリストラクチャリングのフレームワークの確立という分野において、これまで得られた成果を継続させていくことの重要性を協調した。日本は継続的な内需刺激を供与するというコミットメントを強調し、適切な条件の下での銀行の資本増強を含め、迅速かつ効果的に包括的な銀行改革を行っていく意図を表明した。中国においては、経済成長を一層刺激するために、利下げが行われ、拡張的な財政パッケージが施されている。人民元の為替相場を維持することは、地域の金融の安定を確かにする重要なアンカーの一つとなっている。

6．代理たちは、民間資金調達及び公的資金フローの強化のために必要な具体的な方策を強調した。海外からの投資に適した環境を促進する適切なマクロ経済政策及び構造政策を引続き遂行していくことが、こうしたプロセスを促進するであろう。代理たちは、日本が提案した、アジアにおける景気回復への努力を支える300億米ドルの金融パッケージを歓迎した。彼らは、アジア地域内における貯蓄資金の金融仲介がより効率的なものとなるよう、国内金融市場を拡大し、深みのあるものにしていくことの重要性を強調した。本会合は、公共セクター及び民間セクターの両者におけるより高い透明性と開放性の必要性について合意した。

7．本会合は、先般のピア・レビューに基づくASEANサーベイランス・プロセスの正式な設立を歓迎した。本プロセスは、マニラ・フレームワーク内の域内サーベイランスを補完し、IMFのサーベイランスを活用していくであろう。代理たちは、リージョナル・サーベイランスを強化していく努力は、国際金融システムの構造を強化する方策によって補完されなければならないことを認識した。

8．代理たちは、10月にワシントンで開催されたIMF暫定委員会及び26カ国の蔵相・中央銀行総裁による会合でエンドースされた提案、並びに先般のG7蔵相・中央銀行総裁ステートメントに含まれる提案に照らし、国際金融システムの改革における進展について議論した。彼らは、これらの提案を迅速に実行することは、地域全体の持続的な成長の見通しを改善するために、また、将来の金融危機を防止する能力を強化するために必要不可欠であると考えた。彼らは、この作業を進捗させるにあたり、域内の各国が積極的に関与していくことを求めた。

9．代理たちは、マレーシア政府の歓迎と準備に感謝した。次回会合は、1999年３月、オーストラリアで開催される予定である。

11-60　マニラ・フレームワーク
第４回マニラ・フレームワーク会合
議長総括（仮訳）

1999（平成11）年３月26、27日
オーストラリア、メルボルン

３月26日及び27日、マニラ・フレームワークに参加する14の国・地域の蔵相・中央銀行総裁代理はメルボルンにて会合した[1)]。IMF、

世界銀行及びアジア開発銀行からもハイレベルの代表が参加した。

代理達は、各国が引き続き国内金融・経済の改革を推進していくこと、及び国際金融システムの改善を進展させていくことが重要であることに合意した。

本会合は、IMFが先般公表した「インドネシア、韓国及びタイにおけるIMF支援プログラム―予備的評価」に基づき、アジア危機から得られた教訓について検討した。これらの議論は、本会合の参加者による直の経験が役立ち、将来のプログラムを改善することを目指すものであった。議論においては、プログラムのオーナーシップと信頼性を強化するための方策、当事者国政府がプログラムをより良く策定・実施していく方策、市場参加者とより効果的に対話を行う必要性、及び貧困層や最も脆弱な層へのプログラムの影響が強調された。本会合は、危機の状況下における適切な金融政策のスタンスについても議論を行った。

本会合は、国際金融システムの改善に向け他で行われている議論の進展状況をレビューした。特に高レバレッジ機関の活動や危機の状況下における民間セクターの債権者の役割が強調された。本会合は、将来の危機を予防するためには、より一層の透明性が公的セクター及び民間セクターの双方に等しく要求されることが重要であることを強調した。この文脈において、本会合は、オーストラリアが透明性に関する提言や基準に対する遵守状況を詳述した透明性報告書を用意したことを歓迎した。

域内サーベイランスに関する議論の中で、本会合は、金融市場の安定及び景気をサポートする財政政策が、危機の影響を受けたアジアの国々における景気回復に向けた進展に寄与したこと、及びいくつかの国においては経済活動が強まり出し、また他の国においては経済活動が安定し始めたことに留意した。代理達は、経済活動のより持続的な成長や、特に金融セクターや企業のリストラクチャリングにおける構造改革の努力を継続していくこと、及び国際社会の支援の下で社会政策を強固に実施していくことが重要であることを強調した。

日本は、国内需要の刺激を維持するというコミットメントを繰り返し述べるとともに、金融セクター改革における具体的な進展を報告した。中国は、財政刺激が1999年において強いレベルの成長を維持するであろうとした。米国における堅固な成長は引き続き世界経済の推進力となるであろうが、米国の成長は減速すると予想され、また、いかなる場合においても、他の地域において内需主導の成長が再開することを持続的に代替するものではない。代理達はまた、本会合の参加国以外の経済については、欧州における適切な経済政策に支えられた堅固な成長が望ましいことに留意した。

代理達は、オーストラリア政府の歓迎と準備に感謝した。次回会合は1999年９月にシンガポールにおいて開催される予定である。

1) マニラ・フレームワーク会合の参加国・地域は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、中国、香港特別行政区、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、及び米国である。

11-61　マニラ・フレームワーク第６回マニラ・フレームワーク会合アーキテクチャーについての黒田財務官ステートメント（仮訳）

2000（平成12）年３月20日　香港

前回のマニラ・フレームワーク以降、アジア諸国では、1997－98年の通貨・金融危機からの回復が加速し、持続可能な成長軌道への復帰が強固なものとなっている。アジア諸国には高度に訓練された人的資源と豊富な貯蓄があり、高い成長の潜在性がある。しかし、このような時にこそ、国際金融システム改革の手を緩めるべきではない。

IMF改革

IMF改革については、今春の一連の会合の主要議題となる見込みであるが、IMFは国際金融システムの中心に位置する機関であり、IMFの改革は21世紀型の危機の予防・解決に大きな威力を発揮する上で必要不可欠である。

我が国はこれまで①IMFのサーベイランスやプログラムの力点を急激で大規模な国際的

な資本移動への対応に置く、②構造政策への関与は危機の解決に直接関係のあるものに限定していく、③IMFの透明性の向上や政策決定手続きの改善を図る、など様々な提言を行ってきており、多くの点で進展が見られることを評価したい。

最近強調されるようになっている通り、途上国や新興市場国の資金ニーズを満たすための民間資本市場の役割が重要性を増している。そのため、IMFの機能を基本的に民間金融市場へのアクセスを促進・触媒する方向で見直ししていくことは重要である。しかし、通貨危機が発生した場合に効果的に対応するために、国際的なセイフティネットの役割は依然として不可欠である。この観点から、IMFは、一時的な流動性不足に起因する危機の場合における国際的な「最後の貸し手」的な機能を維持・強化しなければならないことは明らかである。そして、そのために必要な財源を確保することは我々の責務である。

また、我々は、そもそもIMFが通貨危機には至らないまでも国際収支困難に陥った加盟国が財政・金融政策を強化し、必要な構造改革を実施する場合、その努力を支援するいわば「信用組合」のような機能を果たすことを念頭に創設されたものであることを留意すべきである。IMF資金への依存が恒常化するようなモラル・ハザードは避ける必要があるが、適切な政策を前提に加盟国を支援する機能も引き続き重要であり、このような機能が危機時の最後の貸し手機能を有効に果たすための環境を整えているともいえる。

この関連で、IMFの現在の役割により適合するように、その機能を改善するためには、IMFの融資制度を合理化・簡素化していくことが必要であろうが、いかにこれらの融資制度を利用、運用していくかも引続き重要な問題であることを強調しておきたい。IMF理事会等で、IMFの融資制度の見直し、IMF資金のセーフガードの強化、プログラム・サーベイランスの改善、手続きの透明性の向上、といった広範な分野において議論が進みつつあるが、相互に関連するこれらの課題について一貫性がある形で慎重に検討が進められることを期待している。

なお、この機会にIMF改革の一環としてクオータ配分の見直しを行うことの重要性を指摘したい。最近、我が国は専務理事の後任候補として榊原前財務官を推薦したが、これは、IMFが真にグローバルな機関になるために、出身地域によらず、IMFを正しい方向に導いていく本人の能力に基づきそのリーダーを選んでいくべきであるとの我が国の立場を反映するものであった。新専務理事についての国際的なコンセンサスの形成に資する観点から、我が国は先週、同候補の推薦を取り下げたが、その際に宮澤大蔵大臣は、世界経済の変化を反映したクオータ配分の見直しが急務である旨を明確に述べた。IMFが創設されてから半世紀以上を経て、多くのアジア諸国が大きな経済力を付けてきているにもかかわらずアジア諸国の投票権、理事数は非常に限られているという現実がある一方、例えばIMFの投票権の37％が欧州選出（ロシアを除く）の理事によって代表され、また、24名の理事のうち８名が欧州出身であり、しかもそのうち７名は単一の経済共同体を代表している。我が国は、IMFの加盟国がクォータの再配分について早急に検討する必要があると考えている。

国際基準等の促進

IMFは基本的にマクロ経済問題を扱う機関であるが、加盟国の金融セクターの強化を図っていくことや、国際的な基準に即した政策運営を推進していくこと、更にはデータ公開を含めた透明性の向上を促進していくことは、IMFの重要な機能となりつつある。

一方、主要な国際基準はBIS、IOSCO、IAIS等様々な基準設定団体によって設定されており、総合的なモニタリングやアセスメントのための適切なアレンジメントが必要である。こうした点から、財政や金融セクター、データ公開に関するIMF自身による基準の実施・評価をIMFが自ら行うとともに、モジュールアプローチを通じ、他の国際機関によって設定された各国際基準のモニタリングやアセスメントについてもIMFが中心となって調整していくことが重要であると考える。モジュールアプローチを進めていくにあたっては、IMF内に調整ユニットを創設し、IMFと世界銀行その他の基準設定団体との緊密な協調の下にこうした作業を迅速かつ効率的に行うことも一案である。

国際基準を実施するにあたって、新興市場国や途上国において人材や資金等が不足しているならば、IMFや世界銀行が率先して、積極的に技術支援等を行っていくことが必要である。その際には、国際基準のモニタリングやアセスメントについてだけではなく、国際基準を実施するためのキャパシティ・ビルディングについても注意深く焦点を当てた支援を行っていく必要がある。こうした技術支援に係るコストは、一度危機が発生した際に国際社会が受けるダメージと比べるとはるかに小さいことを肝に銘じつつ、国際社会はこの問題に取り組んでいくべきである。

なお、国際的に合意された危機の予防策が実際に効果を上げるためには、各国自身が自らのオーナーシップに基づき、着実に具体策を実施していくことが最も重要である。国際基準を促進していく上で、総合調整機関としてのIMFの役割は大きいものの、国際基準を実施していくのは最終的に各国当局の責務であることは言うまでもない。

ヘッジファンド等への対応

金融安定化フォーラムで作業が行われている諸課題についても大きな注意を払うに値する。特にヘッジファンド等高レバレッジ機関（HLIs）作業部会においては、①取引相手である金融機関側のリスク管理強化、②これに対する監督当局の監督の改善、③HLIs自身のディスクロージャーの向上に関する様々な方法、④ポジション規制等直接規制の可能性など、様々な角度からHLIsに関する問題についての検討が行われてきた。更に、ヘッジファンドの活動と特に新興市場に対するその影響について、上記作業部会の市場ダイナミクスの研究部会によって調査が実施された。

我が国としてはこうした検討も踏まえて、HLIs等国際的に活動する投資家の行動を引続き注視し、必要ならば適切な措置について検討していくことが重要であると考えている。新興市場国は国内金融システムを強化する必要があるが、投機家のオペレーションを許すような十分な市場の規模を有しつつも投機家からの影響を受け易いような規模の開放経済は、自己防衛策を採り、市場の健全性を維持することは当然である。例えば、市場操作が疑われる場合などには、HLIs等の大規模投資家に対し直接当該市場における活動について報告を求めたり、場合によっては香港、マレーシアにおける例のように「ノンスタンダードな政策」を採ることも正当化されるべきと考える。

今週末に完成するHLIsに関する金融安定化フォーラム報告書の勧告が、資本移動、及び、オフショア金融センターに関する他の２つの報告書の勧告とともに、完全に実施される必要があることを強調したい。

結語

国際金融システム強化に向けた国際社会の努力は重要な意義を有しており、昨今の国際金融市場の安定もこうした努力に負うものが大きいと思われる。ただし、情報技術革新、国際金融取引の自由化やグローバリゼーションが進む中、大規模かつ急激な資本の移動により生じる危機のリスクを完全になくすことは不可能である。我々は国際金融システム改革やマニラフレームワーク等の地域的な金融協力の強化を通じて、危機予防のための、また危機が発生した際には迅速かつ適切な解決策を見出すための努力を引続き強めていかなければならない。

（出所）財務省ウェブ・ページ

11-62　アジア通貨危機支援に関する新構想―新宮澤構想―

1998（平成10）年10月３日

通貨危機に見舞われたアジア諸国の経済困難の克服を支援し、国際金融資本市場の安定化を図るため、我が国として早急に支援策を講じていく必要がある。

そのため、アジア諸国の実体経済回復のための中長期の資金支援として150億ドル、これらの諸国が経済改革を推進していく過程で短期の資金需要が生じた場合の備えとして150億ドル、合わせて全体で300億ドル規模の資金支援スキームを用意する。

Ⅰ．アジア諸国に対する中長期の資金支援

１．アジア諸国における資金需要

通貨危機に見舞われたアジア諸国では、実体経済回復のため、それぞれの国で次のような施策を講ずるために必要な中長期の資金需要がある。

⑴　民間企業債務等のリストラ策及び金融システム安定化・健全化対策
⑵　社会的弱者対策（ソーシャル・セーフティー・ネットの拡充、強化）
⑶　景気対策（雇用促進的な公共事業の推進等）
⑷　貸し渋り対策（貿易金融の円滑化支援、中小企業支援）

２．支援の方法

アジア諸国における上記のような中長期の資金需要に応えるため、我が国として、以下に掲げるような方法でこれら諸国の資金調達を支援する。その際、東京市場の活用を図り、我が国の資金の還流に努める。

⑴　我が国からの直接的な公的資金協力による支援
①　アジア諸国への日本輸出入銀行融資の供与
②　アジア諸国の発行するソブリン債の輸銀による取得
③　アジア諸国への円借款の供与
⑵　アジア諸国が国際金融資本市場から円滑に資金調達できるようにするための支援
①　保証機能の活用
イ）日本輸出入銀行の保証機能を活用する。
・アジア諸国が民間金融機関から行う借入に対して日本輸出入銀行が保証を行う。
・アジア諸国が発行するソブリン債を日本輸出入銀行が保証する（所要の法改正が必要）
ロ）アジア諸国が民間金融機関から行う借入に対して貿易保険を適用する。
ハ）世界銀行及びアジア開発銀行に対し、アジア諸国の借入及び債券発行による資金調達に対して積極的に保証を行うよう要請する。
ニ）将来的には、アジア諸国を中心とする新たな国際的な保証機構の設立が真剣に検討されることを期待する。
②　利子補給
利子補給等を行うためのファンドとして、我が国の拠出により「アジア通貨危機支援資金（仮称）」を設立する。本資金を活用して、日本輸出入銀行や民間金融機関等がアジア開発銀行と協調してアジア諸国に対して融資を行う場合に、当該融資に関して利子補給等を行う。本資金は、他のアジア諸国等にも開かれた枠組みとし、参加の意向があれば歓迎する。
⑶　国際開発金融機関との協調による資金支援
世界銀行及びアジア開発銀行と協調してアジア諸国に対する資金支援に努める。特に、民間企業債務等のリストラ及び金融システム安定化に向けての取組によりアジア諸国政府が抱える資金需要に対し、世界銀行及びアジア開発銀行が最大限の支援を行うよう要請し、その際、我が国としても協調して資金支援する。
⑷　技術支援
日本特別基金を積極的に活用し、アジア諸国が民間企業債務等のリストラ及び金融システム安定化のための総合的な対策を実施するため、これら諸国に対して必要な技術支援を行うよう世界銀行及びアジア開発銀行に要請する。また、このような総合的な対策を実施するため、我が国としても、個別国の実情に応じ、必要な技術支援を行う。

Ⅱ．アジア諸国に対する短期の資金支援

アジア諸国が経済改革を着実に推進していく過程で、貿易金融円滑化等の短期の資金需要が生じた場合に備えて、スワップ等を用いた総額150億ドルの短期資金を用意する。

我が国としては、これらの施策の実現に向けて、国際開発金融機関及び関係諸国、特にアジア太平洋諸国及びG7各国と緊密に協調していくこととしたい。

（出所）財務省ウェブ・ページ

11-63　アジアの民間資金活用構想 [Resource Mobilization Plan for Asia] ―新宮澤構想の第２ステージ―

1999（平成11）年５月15、16日

１．アジア経済の現状と課題

○　アジア経済は、外貨流動性危機の初期段階、実体経済の一層の落ち込みを防止し回復に向けての道筋をつける第二段階を経て、再び力強い経済発展を取り戻す

とともに、それを維持していくためのより安定的かつ強靭（robust）な経済システムの構築に向けて協同して取り組んでいくべき新たな段階に入りつつある。

○　新宮澤構想を始めとする公的資金支援によりアジア各国の緊急の資金ニーズは満たされてきており経済は底を打ちつつあるが、実体経済の本格的かつ力強い回復を確実なものとするためには、域内外の民間資金を活用（mobilize）することが不可欠である。

○　短期ドル資金への過度の依存が今回の通貨危機をもたらしたことを踏まえ、民間資金の動員を図るに当たっては、将来にわたって通貨危機に陥りにくい安定的かつ強靭な金融システム（資金調達メカニズム）をアジア域内において構築していくことが重要である。

○　その際、日本の豊富な民間資金の本格的還流を図ることが不可欠であり、このような動きがひいては円の国際化、東京市場の活性化につながることが期待される。

2．新宮澤構想の新たな展開

Ⅰ．基本的考え方

アジア経済が新たな段階に入りつつあることを踏まえ、新宮澤構想に基づく支援の実施に当たっては、これまでの借款による支援は引き続き着実に実施することとしつつも、今後は、アジア諸国の本格的かつ安定的な経済発展を目指し、民間資金活用のための支援など、より市場との関係を重視した支援に注力していく。

Ⅱ．民間資金活用のための支援策

アジアにおいて域内外の民間資金を活用するため、新宮澤構想に基づく支援の新たな展開として、以下に掲げる方法により、当面総額２兆円程度の範囲内で民間資金の動員を支援する用意がある。

⑴　アジア諸国の国際金融・資本市場からの資金調達支援

①　日本輸出入銀行による支援

・アジア諸国が民間金融機関から行う借入れに対する保証

・アジア諸国が発行する公債に対する保証（本年10月１日から）

・アジア諸国が発行する公債の取得
→取得対象の拡大、取得比率の引上げ等を実施

②　「アジア通貨危機支援資金」による支援

・アジア諸国の市場からの資金調達に対する保証、利子補給

⑵　アジアの民間企業向けエクイティー・ファンド等に対する支援

○　アジアの民間企業を対象とするエクイティー・ファンドやデット・ファンド等に対して、日本輸出入銀行が融資、出資、保証により支援

・民間企業のリストラ支援のためのワーキング・キャピタルに関する支援を含む

Ⅲ．通貨危機に陥りにくい安定的な金融システムの構築

通貨危機をもたらす過激な国際的短期資本移動の影響を受けにくくするためには、域内の民間資金の活用を最大化して域外資金への依存割合を減らすとともに、域外からは良質（長期、域内通貨建て）の資金流入を促進し、安定的な金融システムを構築していく必要がある。

⑴　アジア域内の債券市場の整備、育成

安定的金融システム構築の一環として、アジア域内において厚みのある債券市場の整備、育成を図ることが喫緊の課題である。

これを促進するため、我が国として、サムライ債発行の促進、国債市場及び決済システムの一層の整備など東京市場の活性化を進めていく。

それとともに、以下に例示するような検討課題について、関係各国間で協同して検討を行うことを呼びかけていく。

①　アジア各国における検討課題

・間接金融、直接金融の機能分担のあり方

・国債・社債市場におけるベンチマークの形成及び商品の多様化

・ディスクロージャーの促進

・格付機関の強化・拡充

・資金・証券決済システムの改善

②　域内国全体における検討課題

・域内国際債発行市場の活性化
・域内流通市場の整備
(2)　我が国金融部門のノウハウを活かしつつ、上記システム構築を実施していく上で必要な技術・人材支援を行う。
(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-64　チェンマイ・イニシアティブ　ASEAN＋3 蔵相会議共同声明(仮訳)

2000（平成12）年５月６日
タイ・チェンマイ

序
1．昨年11月マニラのASEAN＋3 非公式首脳会議で発出された「東アジアにおける協力に関する共同声明」に沿って、我々、ASEAN、中国、日本、韓国（ASEAN＋3）の蔵相は、経済金融情勢に関して意見交換し、東アジア地域におけるさらなる協力について議論するため、チェンマイで会議を開催した。
2．ブルネイのアブドゥル大蔵省代表大臣が会議の議長を務めた。
東アジアの金融協力の強化
1．我々は、東アジア地域の経済・金融情勢についてのADBによるプレゼンテーションに感謝し、各国で予想以上に強い回復がみられることを歓迎した。この経済成長をさらに持続するために、我々は、特に、資本フローのモニタリング、自助・支援メカニズム及び国際金融改革の分野において、政策対話及び域内の協力活動を強化することに合意した。
2．資本フローのモニタリングについては、我々の専門家が、東アジアにおける資本フローのモニタリング・メカニズムにつき意見交換するため、今年４月のおわりにマニラで会合を行い、東アジア地域における域内のモニタリングの枠組みを確立するための可能なアプローチについて議論した。我々は、資本フローに関する整合性のとれたタイムリーなデータ及び情報の交換を促進するために、ASEAN＋3 の枠組みを活用することに合意した。
3．東アジアにおける経済及び金融に関する良く調整されたモニタリング・システムの確立に向けた第一段階として、我々は、東アジアの域内サーベイランスを促進するためのコンタクト・パーソンのネットワークを作ることに合意した。このことは、我々の経済についてのレビューや政策対話の有効性を高めることになろう。
4．ASEAN＋3 の枠組みを通ずる東アジアにおける自助・支援メカニズムを強化するために、我々は既存の国際的な制度を補完する域内の金融上のアレンジメントを確立する必要性を認識した。スタートとして、我々は「チェンマイ・イニシアティブ」を通じて、我々の通貨当局間の既存の協力の枠組みを強化することに合意した。このイニシアティブには、全てのASEAN加盟国を含みうるよう拡大されたASEANスワップアレンジメントとASEAN、中国、日本、韓国との間の二国間のスワップ及びレポ取極のネットワークが含まれる。
5．我々は、ASEAN事務局に対して、東アジア地域の金融安定を確保するために十分かつ時宜を得た金融支援を行うための我々の能力を高めうる他の適切なメカニズムに関する研究をリード・調整することを要請した。
6．人的資源及び政策対話・協議のための研究協力の重要性に鑑み、我々は、相互の関心事項に関する研究や研修を行うため、研究・研修機関のネットワークを作ることに合意した。この文脈で、我々は、金融当局者向けの研修やセミナー及び財政の健全性の確保や公的債務管理、金融政策の改善といった緊急の必要に応えるための専門家の派遣による、金融部門での技術支援拡充にかかる日本の支援の提供に対して感謝した。我々は、また、研修プログラムを通じて、地域の金融・銀行・財政当局者に対し技術支援を供与しようという中国及び韓国の申し出を歓迎した。
(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-65　第34回IMF暫定委員会コミュニケ(仮訳)

1990(平成２)年５月８日　ワシントン

1．IMF暫定委員会は、1990年５月７日及び

８日、ワシントンにおいて、マイケル・ウィルソン加蔵相を議長に第34回目の会合を開催した。本会合には、ミッシェル・カムドゥシュIMF専務理事が参加した。また、いくつかの国際機関及び地域機関並びにスイスからオブザーバーが出席した。委員会は、オノ・ルーディング前蘭蔵相が、議長在職の５年の間に行った委員会の活動への極めて貴重な貢献に対し、感謝の意を表明した。

2．先進国の長期にわたる経済成長は、より減速し、より持続可能なペースではあるが、依然として継続している。インフレ圧力に対抗して、適切に金融が引き締められてきており、対外不均衡も、進展に差があるとはいえ、一層縮小している。途上国、特にアジアでは、製品輸出が、一般的に好調を続けている。しかしながら、いくつかの力づけられる例外を除けば、国際環境の好ましからざる情勢もあり、また場合によってはいくつかの国における調整政策の実施が軌道からずれたため、成長は弱いものとなっている。

1992年の欧州単一市場の完成に向けての進展、予想されるドイツ統一、そして東欧における経済改革の成功は、経済成長の見通しを高めるであろう。これらの展開は、途上国の生産的な投資を引き続き支援する必要性と相まって、世界的な資本需要と先進国の経済政策に対して、明白な意味を有している。黒字国・赤字国双方が、対外不均衡を削減するために引き続き努力することが必要である。特に、金利への圧力を軽減し、それによって投資促進と債務負担軽減を図るため、国民貯蓄を増強するべく実質的な努力が行われなければならない。このため、民間貯蓄にとっての障害を削減する政策の採用と併せて、いくつかの国では、財政再建に向けての更なる進展が極めて重要である。投資を阻害し市場アクセスを制限する歪みを縮減し、資源の効率的配分を妨げ、いくつかの先進国では比較的高い成長にも関わらず失業を高止まりさせている硬直性を除去するために、構造的措置が必要である。近時の物価動向は、特にインフレ圧力が依然として強い国において引き続き警戒と抑制的な金融政策とが必要であることを示している。財政・金融政策は、貯蓄を増強し、インフレ問題に対処することの必要性を考慮に入れたものでなければならない。また、世界的な調整過程の一層の進展と合致した為替レートをもたらすことを助長するような政策も必要である。

貯蓄増強、先進国の構造改革、及びより自由な貿易は国際環境を改善し、途上国が適度な成長を再び開始することを助けるであろう。しかし、これらの経済復興の条件は、何よりも、インフレを抑制し、貯蓄を増強するとともに信認を回復し、資源利用の効率性の向上を達成することを目的とした強力な国内政策にかかっている。

3．すべての国における市場指向型の経済改革は奨励され、支援されなければならないが、特に東欧で最近開始された改革は支援に値するものの、そのような支援は途上国を犠牲にして行われるものであってはならない。委員会のメンバーは、広範な国際協力の努力の中において、IMFが、これらの国が市場経済に向い、世界経済に統合されていくに当たって、引き続き支援を与えていかなければならないことに合意した。この観点から、委員会は、チェコスロバキアとブルガリアの加盟申請を歓迎した。

4．委員会は、保護主義に対抗し、一層開放的でかつ透明度の高い貿易体制を育成していくために改めて努力を行うことが極めて重要であることを強調した。ウルグアイ・ラウンドの多くの分野で進展が見られているが、いくつかの重要な問題点がまだ解決されていない。世界経済の見通し、特により市場指向型のシステムを採用することを通じて経済調整を行おうとしている国々の将来は、1990年末までに本ラウンドが成功裡に終結することに大きく依存している。この目的のため、全ての国々に対して、残された問題を解決し、あらゆる形の貿易障壁を可能な限り大幅に縮減することが求められている。

5．委員会は、新債務戦略の下での民間銀行との間の合意が、加盟国の成長と国際収支の見通しの改善に貢献することが期待され得るものである点に留意し、新債務戦略の

下における進展を歓迎した。委員会は、IMFの関与についてのガイドライン及び世界銀行の同様のガイドラインが、様々な融資取極を促進してきたことを再確認した。これらのガイドラインは、必要な柔軟性を持って、引き続き適用されていくべきである。委員会は二国間の公的債権者の努力―特に日本輸出入銀行による資金面での貢献及びトロント・スキームの下における活動―を歓迎した。委員会は、低中所得国の特別なニーズについて留意し、またIMFによって支援されるプログラムは、場合によっては、債務の再構成を含む適切な資金供与を引き続き必要とすることにも留意した。委員会は、国民貯蓄を増強する措置及び新債務戦略の下での債務国の成長指向型の改革プログラムの一環として、逃避資本の還流や新規投資を含む資本流入を促進する措置の重要性を強調した。

6．委員会は、その資金が主に加盟国の準備資産に由来する、国際通貨協力のための中心的機関としてのIMFの役割を強調した。委員会はまた、世界中の資本市場へのアクセスに基づき、開発途上国に対し長期の金融的支援を提供する世界銀行の特別の貢献を強調した。こうした理由により、委員会は、IMFもしくは世界銀行の資金利用国が、これらの機関に対する金融的債務を期限到来時に、全額、かつ速やかに履行することを確保するために積極的かつ明確な支援を全加盟国が行うことの重要性を強調した。

7．委員会は、第９次増資及び債務履行遅滞戦略についての作業につき、理事会を賞賛した。委員会は、理事会が増資と履行遅滞に関する協議的戦略の強化のための相互に関連した一組となっている方策に合意したことにつき、満足の意を表明した。

　増資については、発効要件の規模、増資の同意期限及び払込期限のみならず、日本の特別増資を含めて増資総額の配分のために利用される方法について理事会が合意に達したことを歓迎した。委員会は、以下の通り合意した。

ａ．現行のIMFのクォータの総額は50％拡大される。

ｂ．次回のクォータの見直しは、1993年３月31日までに実施される。しかしながら、明白な必要がある場合には、クォータの見直しはそれよりも早く実施される。

ｃ．1990年６月30日以前に、総務会が、最終的な決定を下せるよう、理事会は、同会により既に達成された合意及び暫定委員会中に得られた了解に従った増資を発効させるために必要とされる全ての規定を含む総務会決議案を準備し、完成させるよう要請される。

ｄ．委員会は、増枠融資制度及び現行の融資枠は増資が発効するまで、変更しないことに合意した。

8．IMFに対する債務履行遅滞の抑制に最近進展のあったことに留意しつつ、委員会は、IMFへの履行遅滞の早期削減及び解消が極めて重要であること、又この目的のために理事会により検討されている本戦略の強化を歓迎することを述べた。委員会は、持続的な経済パフォーマンスに基づき債務履行遅滞国が、債務履行遅滞解消のための基礎を作るのに役立つ将来の資金供与に向けた請求権を獲得する、との現在提案されているアプローチを承認した。この関連で、委員会は、プログラムのファイナンスに役立てるために利用されるESAF（拡大構造調整ファシリティー）資金に対する追加的な保護措置について留意した。委員会は、上述のような請求権のファイナンスに関してESAF資金が使われる場合の追加的な安全策として、IMFは必要ならば３百万オンスまでの金の活用を約束するとの提案に同意した。委員会は、このような約束を行うために必要な決定をできるだけ早く承認するように、加盟国に要請した。委員会は、このようなアプローチが、既存の利用可能な手法と併用することによって、また加盟国からの十分な協力を得ることによって、既存の債務履行遅滞を解消する手助けとなることに留意し、全ての履行遅滞国に対して、各々の経済の不均衡、不調整を是正するのに必要な政策を早急に採用し、かつIMFとの関係を正常化させることを要請した。

　委員会は、債務履行遅滞解消のための協調的努力は強化されているものの、IMFの資金ポジションを一層強化し、債務履行遅

滞の発生を予防・抑止するためにIMFが採り得る手段を増強することが必要であると強調した。この関連で、

a．委員会は、履行遅滞債務に関わる負担を債権国と債務国との間でシェアするIMFの仕組みを延長することを是認した。この延長は毎年見直されるが、これにより約５年間にわたって10億SDRを積み立てることとなろう。具体的には、手数料率にさらに0.35％の調整を行い、かつこの調整によって発生する金額の３倍の資金が発生するように報酬率の一層の調整を協定に定められた限度を超えない範囲で行うこととする。

b．委員会は、バードン・シェアリングに参加している加盟国の負担に比してその貢献が小さい国々が自発的に拠出を行うとの提案を暖かく歓迎した。委員会は、そのような自発的拠出は長期にわたる債務履行遅滞を有する国の適切な調整政策を支援する努力を補完するものであり、IMFの協同的な性格に沿うものであると思慮した。従って、委員会は、そのような貢献を行う用意のある国々に対して、速やかにそのような措置を執るよう要請した。

c．委員会は、遅延手数料の補塡のための現在の仕組みの下での貢献を行っている各加盟国が、累積した額をこれら遅延手数料が支払われた後も、一時的にIMFに留め置くことに同意しようという提案を理事会が検討していることに留意した。

d．稀ではあるが、IMFへの債務履行遅滞国で、継続的にIMFと協力的でないことが明らかな場合に対処するために、委員会は理事会に対し、1990年５月末までに、協定上の義務を遂行しない加盟国の投票権や関連の権利を停止する協定改正案を総務会に提案するよう要請した。この権利を停止する規定は、理事会における総投票権総数の70％の多数で発効される。この協定改正は、増資の総務会決議案のとは別の決議案として総務会に提案される。全委員会メンバーのコメント及びいくつかの国の留保を注意深く聴取した後、委員会は、増資のパッケージの一部分として、この協定改正の発効日前には増資は発効しないこと、及び増資と協定改正の両決議案が1991年末より前に発効することを確実ならしめるため加盟国はあらゆる努力を払うべきであることについて意見の一致をみた。これらの両決議案が、その日までに発効しないことが明らかになった場合には、委員会は、どのような手段を執る必要があるか検討することとなろう。

9．増資についての了解及び債務履行遅滞と債務問題に関する戦略の強化のための措置により、IMFは今やその加盟国に対する業務遂行上の責任を果たす立場が強化された。IMFがIMF資金の利用や他の支援への触媒的機能に対する要請に対処し、各国の経済改革の遂行を助け、サーベイランスの効率性を一般的に一層改善するという重大な役割に直面することは最近の状況からみて明らかである。この関連で委員会は、加盟国の持続的経済成長と福祉一般の改善に資する経済政策の促進手段としてIMFが行うサーベイランスの重要性を再確認した。委員会は、加盟国による健全な経済政策の進展が効率的な国際経済協力の前提であることを強調した。

10. 委員会はまた、理事会に対し国際通貨制度の機能の進展と主要な問題点についての分析を継続するよう慫慂した。委員会は、政策協調が国際通貨制度の発展に果たしている積極的な貢献を強調した。委員会は、理事会に対し実施可能な一層の改善措置についての検討とSDRの役割についての検討の継続を促した。

11. 委員会は、次回会合を1990年９月23日にワシントンD. C. で行うことに合意した。

（出所）『第14回大蔵省国際金融局年報　平成２年版』（平成２年11月30日）257–259ページ

11–66　第36回IMF暫定委員会コミュニケ（仮訳）

1991（平成３）年４月30日　ワシントンD.C.

１．IMF暫定委員会は、1991年４月29日及び30日、ワシントンD. C. において、マイケ

ル・ウィルソン加産業科学技術大臣兼国際貿易大臣を議長に第36回目の会合を開催した。本会合には、ミッシェル・カムドゥシュIMF専務理事が参加した。また、いくつかの国際機関及び地域機関並びにスイスからオブザーバーが出席した。委員会は、ウィルソン氏の議長退任を惜しみつつ受け入れた。委員会は、同氏の委員会活動への貢献に最大限の感謝を表明するとともに、新しい任務での活躍を希望した。

2．委員会は、中東危機により惹き起こされた昨年後半の石油価格の急騰と不確実性が、1990年中に明白となってきた世界の経済活動の弱まりをさらに助長するものであったことを認識した。成長は1991年には低いが、1992年にはより力強くかつインフレの緩和を伴ったものとなろうというのが一般的な見解であった。

委員会は、金融・財政政策は、実質金利の低下と物価安定を伴った世界経済の持続的回復の基礎を提供する方向に向けられるべきであることに合意した。委員会は、また、世界的な貯蓄の増強の重要性について合意した。こうした目標にさらに資するため、委員会は、いくつかの国における最近の予算上の措置を歓迎し、他の国々に対し、財政ポジションを強化する努力を増すよう促した。これらの政策措置は、経済効率を高めることを狙った構造改革、とりわけ一層の競争を促進し、民間貯蓄、投資及び資本の配分に影響を与えている歪みを除去することを目的とした改革によって補完される必要があろう。このような中期的戦略は、先進国及び開発途上国の双方において投資と成長を引き上げ、改革と復興という新しい試練に立ち向かう上で決定的に重要である。

3．委員会は、中東危機により深刻な影響を被った国を支援するため、IMFが迅速な行動をとったことを賞賛した。当該地域のいくつかの国については、中東危機の影響により、最近の事態が発生する以前に存在していた不均衡や構造調整の失敗が悪化していた。IMFは、その政策助言、国際収支支援、及びこれらの国が適切なマクロ経済及び構造調整政策を採ることに資する金融・技術支援の活用を通じ、伝統的な主導的役割を果たす必要があった。

4．委員会は、市場に基づいた制度を導入しようとする東欧諸国の包括的な努力を歓迎した。初期段階における生産と雇用の減退にもかかわらず、委員会は、これらの国における、強力で全てを包含する改革が持続的成長と世界経済との完全な一体化を達成するうえで最善の方策であるという見解を示した。委員会は、各国政府と国際機関により供与される金融・技術支援がこの段階には不可欠であるとみなした。しかしながら、民間企業を受け入れ易い安定した経済環境への構築に向けて目に見える形で進展がある限り、これらの国の金融・技術支援の必要性を充たすうえで、海外からの民間資本はますます重要な、また、ついには決定的な役割を果たすことになろう。

5．委員会は、多くの途上国が包括的な政策及び構造改革をやり抜こうとしていることを積極的に受け止めた。委員会は、債務支払いにおける困難を克服した国においてすら、その様な政策を支援するための適切な時宜を得た外部からの資金援助が、必要不可欠のものとなっていることを強調した。委員会は、いくつかの重債務国において銀行団とのファイナンシング・パッケージが作られたことを歓迎した。同時に、委員会は、困難なケースが残っていることに留意し、全ての関係者に対して、交渉を迅速に行うよう奨励した。委員会は、また、二国間ベースの公的債権者が引き続き支援を行っていくことの重要性を強調した。委員会は、最貧国については、包括的な改革に取り組んでいる加盟国に対して適切な支援を確保することを目的とする債務の再構成及び削減についての最近の提案を、パリクラブで引き続き検討していることを歓迎した。

6．委員会は、ウルグアイ・ラウンド交渉の進展の遅れに懸念を示すと共に、交渉の失敗が世界経済に及ぼす脅威に留意しつつ、全ての加盟国に対し、交渉の即時かつ成功裡の終結に向けて決意を持って作業することを促した。委員会は、良好な国際貿易環境と貿易自由化のための透明性のあるルー

ル及び途上国と東欧諸国の改革努力の重要性を強調した。委員会は、これらの努力の成功を確保するため、先進国が市場を開放する責任を有することを強調した。

7．委員会は、調整努力のためのIMFの支援を求める加盟国数がかなり増加していること及びこれに伴いIMF資金に対する需要が急増していることに留意した。このような状況の変化は、早急に第９次の割当額の一般的検討による増資を発効させる必要性を裏打ちしている。委員会は、多くの加盟国が既に増資に同意し、これと関連する第３次協定改正を受諾していることに満足の意をもって留意した。委員会は、他の加盟国も、増資への同意と協定改正の受諾に向け、迅速に取り組んでいくことを慫慂した。

8．委員会は、理事会に対し国際通貨制度の機能の進展と主要な問題点についての分析を継続するよう奨励した。委員会は、政策協調が国際通貨制度の展開に果たしている積極的な貢献を強調した。委員会は、理事会に対し実施可能な一層の改善措置についての検討を行なうとともに、SDRの役割についての検討を継続するよう促した。

9．委員会は、次回会合を1991年10月13日にタイのバンコックで行うことに合意した。

（出所）『第16回大蔵省国際金融局年報　平成４年版』（平成４年９月30日）280−281ページ

11−67　第39回IMF暫定委員会コミュニケ（仮訳）

1992（平成４）年９月21日　ワシントンD.C.

1．IMFの第39回暫定委員会は、９月20日から21日にかけてスペインのカルロス・ソルチャガ大蔵大臣が議長となり、ワシントンD.C.で開かれた。委員会は、最近IMFに加盟した多くの国を歓迎した。

2．先進国においては、景気の回復が続いているが、この回復はゆっくりとしており、また不均一である。失業は許容できないぐらいに高く、最近の為替市場における緊張は不確実性を高めている。一方、インフレ率と金利は多くの国においてかなり低下した。委員会は、最近の通貨をめぐる動揺は、強化された政策協調、中期的ストラテジーの断固たる実施、そしてヨーロッパにおける経済的収斂（コンバージェンス）に向けた努力の継続といったことの重要性を明確に示すものであると考える。委員会は、市場の緊張を緩和するためにとられた最近の行動を歓迎し、先進国がインフレを再燃させることなく成長を高め、通貨の一層の安定をもたらすために、緊密に協力し、また、必要に応じ適切な追加的行動をとるという決意を示したことに留意した。主要国は、その政策のもつ国際的な意味合いを考え、信認を高めるため緊密な協力の下に政策を実施し、財政政策と金融政策とのバランスを改善することにより、金利差の縮小を促進する必要がある。

　こうした背景の下、委員会は、中期的にみてより強く持続可能でインフレを伴わない成長にも資する形で、景気の回復が進むことを確保するような政策が重要であるということを再確認した。金融・財政政策は、公的部門の債務を減らし、期待インフレ率を一層低下させることにより、長期金利を継続的に低下させることを目標とすべきである。雇用の拡大と生産性向上の障害となっている構造的硬直性を除去するために強い行動がとられる必要がある。ウルグアイ・ラウンドの早期かつ成功裡の終結は、こうした努力にかけがえのない貢献をすることになるであろう。より自由な市場と安定的な貿易環境は、世界経済の成長の回復と途上国や移行期にある国の改革努力の成功にとって不可欠である。ウルグアイ・ラウンド交渉の開始以来、先進国において貿易障壁が増加していることは懸念される。

3．委員会は、多くの途上国における健全なマクロ経済政策と構造改革の着実かつ成功裡の実施を歓迎した。こうした政策は、昨年の良好とはいえない国際的環境にもかかわらず、より強い成長、より低いインフレ率、そして一人あたりの所得の増加をもたらしている。こうしたパフォーマンスの結果、多くの国において、逃避資本の還流や相当規模の海外からの投資が生じている。これらの国における調整や改革の努力は継続されなければならず、他の国もこれに劣

らぬ努力が求められる。委員会は、南部及び東部アフリカにおける深刻な旱魃（かんばつ）の悲惨な結果を緩和するため、迅速な国際的支援を要請した。

4．委員会は、IMFの支援するプログラムの下で、中・東欧諸国の経済改革が進展を見せていることを評価した。インフレ抑制について進展が見られ、急激な生産の縮小が終わりつつあることを示す証拠もある。民間部門の拡大と輸出の拡大がパフォーマンスの改善をもたらしている。しかし、いくつかの国において引き続き経済活動が脆弱であることは、一層の改革を早期に実施することの必要性を示している。実際、全ての旧中央計画経済諸国において、構造改革の促進、制度の整備や民営化、国内そして海外からの投資を促進するための措置などとあいたずさえて、財政・金融の規律を強化するための断固たる行動が必要である。旧ソ連の多くの国においては、価格を自由化し、開かれた市場経済の枠組みを準備する努力が行われている。委員会は、IMFとロシア連邦及びバルト諸国との間で交渉された初めてのアレンジメントを歓迎した。全く新しい経済体制を構築するという課題は簡単なものではなく、今後とも、不屈の努力と海外からの技術的及び金融的支援を必要としている。海外からの金融的支援を得られるかどうかは、各々の国においてどれだけ強力な調整努力を行っているかにかかっている。委員会は、ルーブル圏に留まるのであれ、新たな通貨を導入するのであれ、金融の改革と協力の必要性があることに特に注意を喚起した。これらの国における国力及び国家間の効率的支払・決済制度の確立が優先される課題である。より一般的には、委員会は、これらの国がブレトン・ウッズ機関の加盟国が遵守すべき多角的枠組の原則と整合的であるような、金融上の安定と自由貿易の実現に資する協力関係を発展させることを要請した。

5．委員会は、途上国及び市場経済へ移行しつつある諸国における強力な安定化・改革プログラムの数が増大していることにより、目標を良く絞った国際金融支援がとりわけ喫緊の課題となっていることに留意した。委員会は加盟国に対し、できうる限りこれらの努力への支援を行うことを要請した。

6．委員会は、債務戦略の下で一層の進展がもたらされていることを歓迎した。しかしながら、多くの途上国は、未だにその債務問題を断固として解決するに至っていない。委員会は、強力な調整プログラムの枠組みの中で低所得国に対し一層の債務救済を行うことをパリクラブが決定したこと、及び適当な調整期間後に債務ストック削減をパリクラブが考慮する用意があることを評価した。また、委員会はパリ・クラブに対し、いくつかの重債務・低中所得国の特別な状況を、ケース・バイ・ケースで認識することを奨励した。委員会は、しばしば困難な状況の下においても、これまで債務返済を継続している国々を評価した。

7．委員会は、IMFの拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の下でのコミットメント期限が1993年11月まで延長されたことを歓迎し、また、ESAFプログラムの効果に関するレビューを行い、ありうべきESAFの後継融資制度に関する選択肢及び運用形態を検討するとのIMF理事会の意図を歓迎した。委員会は、この作業が1993年11月の十分な前に完了されるべきであるとした。

8．委員会は、IMFの第３次協定改正及び第９次増資に関し、承認及び同意をする加盟国が引き続き増えてきてはいるものの、未だに発効していないことに深い懸念を表明した。委員会は、未だに国内手続きを終了していない加盟国に対して、手続きを早急に完了し、これにより力強い調整プログラムを支援するための国際収支ファイナンシングを供与し続けるのに十分な流動性をIMFに与えることを強く促した。

9．委員会は、国際流動性の供給におけるSDRの役割に関するIMF理事会の作業に留意し、IMF理事会が本件の検討を続けていくことを要請した。

10．委員会は、次回会合を1993年４月30日にワシントンD. C.で行うことに合意した。

（出所）『第17回大蔵省国際金融局年報　平成５年版』（平成５年９月30日）267−268ページ

2　金融・資本市場の自由化、円の国際化等

11-68　金融制度調査会　金融リスク専門委員会、外国為替等審議会　国際金融取引における諸問題に関する専門部会の合同報告書の概要「金融リスクとその対応について」

1989（平成元）年５月12日

１．金融の変化とリスク

⑴　最近の金融の変化、即ち、金融の自由化、国際化、証券化、機械化等は、金融機関の経営の自主性を高める一方で、金融機関が直面するリスクを大きく変容させており、リスク管理のあり方如何が金融機関の経営にとって極めて重要になっている。

特に、市場性調達や有価証券運用の増加に伴って金利リスクや価格変動リスク等の市場関連リスクが急増していることに加え、金融機関相互及びノンバンクとの間の競争に伴う信用リスクの増大も懸念されている。

⑵　また、金融新商品・新種業務やオフ・バランス取引の増加によって、各種のリスクが相互に、かつ複雑に絡み合うようになってきており、リスクの的確な把握や管理を困難にしている。さらに、リスク・ヘッジ手段の増加はリスクの回避を可能にする反面、市場の不備やヘッジ取引の相手先の倒産等を起因とする新たなリスク発生の可能性を生ぜしめている。

⑶　このような個別金融機関が直面するリスクの高まり等に伴って金融システムそのものの安定性に係るリスクであるシステム・リスクに対しても十分な配慮が必要となっている。

２．金融リスクとその管理

⑴　都市銀行、長期信用銀行、信託銀行

市場性調達が全体の半分近くに及ぶ中で金利リスクや流動性リスクが急増している。このため、市場変動が金融機関に及ぼす影響を予測・分析し、資産・負債をコントロールする手法であるALM（資産負債総合管理）が定着するとともに、スワップ・先物・オプション取引などによるリスク・ヘッジや変動金利貸出・スプレッド貸出などによるリスク回避がなされている。また国際業務の比重（資産・負債の３割以上を占める）が増大する中で、昭和50年代半ばからは累積債務国問題が発生し、最近ではLBO、プロジェクト・ファイナンスなどの新たな与信形態に係るリスクに関心が集まっている。国内業務においても、貸出を中小企業・個人分野に傾斜させてきており、これらに係る審査・管理の充実が求められている。更に、公共債や為替のディーリング、有価証券の短期売買、スワップ・先物・オプション取引など市場性取引の急速な増加に伴い、市場性のリスクへの対応が重要となっている。

⑵　地方銀行、相互銀行

金融機関全般の中小企業向け貸出が増加する中でリスクの高い貸出や市場性取引等に向かうところも見られる。また、調達に占める市場性資金の割合は３割に及んでいる。このため、信用リスクや金利リスク等の管理を充実させることが必要となっている。

⑶　信用金庫

地方銀行、相互銀行と同様、金融機関全般の中小企業・個人向け貸出が増加する中で、リスクの高い貸出や市場性取引等に向かうところも見られる。また、調達に占める市場性資金の割合は、1.5割であるが、今後、小口預金自由化の進展に伴いその増加が見込まれる。このため、信用リスクや金利リスク等の管理を充実させることが必要となっている。

⑷　生命保険会社

最近の資金量の増大や運用環境の変化の中で、貸出の割合が低下する一方、有価証券の割合が増加しており、また、外貨建て資産は全体の２割に及んでいる。このため、為替リスク、価格変動リスク等が増大しているが、この状況には、ポートフォリオの

分散によるリスクの軽減、先物等のリスク・ヘッジ手段の活用等により対応している。

(5)　一般企業

最近の金融の自由化・国際化等に伴い、企業の財務活動は急速に多様化・高度化してきている。即ち、国内外から借入、株式、社債、CP等により調達し、預金、CD、内外有価証券等で運用するほか、スワップ、先物・オプション、資金・為替ディーリング等の市場性取引を活発に行うところも増えている。このような財務活動の活発化に伴い金融リスクも増加傾向にある。

3．金融リスク管理の課題

(1)　リスク管理の基本的考え方

金融リスクの多様化、大規模化、国際化などの状況に適切に対応し、金融機関の健全性及び金融システムの安全性を確保するための基本的な考え方は、

第一に、金融機関が自助努力によりその直面する各種のリスクへの対応を図ることであり、これが全ての基本である。

第二に、金融機関の自助努力を下支えするため各種のリスクへの対応手段や市場を整備・拡充するなどの環境整備を図ることである。

第三に、金融機関の健全性、預金者保護、市場の安定性を確保するための行政のあり方を検討することである。

(2)　金融機関のリスク管理の課題

金融機関の自助努力によるリスク管理の課題は、①リスク分析手法の実態、②先物、オプション、スワップ、スプレッド貸出等のリスク対応手段の活用・開発、③人材の育成・ノウハウの蓄積、電算システムの充実、④自己資本の充実など数多い。

特に、金利リスク、流動性リスク等に対しては、まずALM（資産・負債管理）の充実を図ることである。ALMは、金融機関を取り巻くリスクの状況を予測、分析し、これを基にリスク管理を行う手法であるが、現在、都市銀行では全行、地方銀行では９割において導入されている。（注）しかしながら、信用金庫は２割程度に過ぎないなど中小金融機関において未導入のところが多い。また、大手銀行も含めて、リスク分析手法の充実やリスク許容方針の明確化等を進めていく必要がある。

（注）ALMの分析手法としては、現在、①マチュリティー・ラダー法、②デュレーション・ギャップ法、③シミュレーション・モデル法が代表的であるが、我が国の金融機関は主としてマチュリティー・ラダー法によっている。この方法は、他の２つの手法に比べ簡便で理解が容易という長所を有するが、いくつかの短所もあり、各種の分析手法を併用する等により、リスクの適切な把握を行う必要がある。

また、ディーリング等の市場性取引においては、運用体制の整備、運用枠の設定などのリスク管理態勢の整備を図ることが必要である。

信用リスクについては、与信の業種別、企業別のポートフォリオ方針を明確に定めるとともに、LBOのような新しい与信形態や中小企業・個人に対する与信に対する審査・管理が安易に流れないよう留意し、その充実を図っていく必要がある。

(3)　リスク管理のための環境整備

金融機関のリスク管理のための努力を下支えするため、①貸出債権の流動化や調達手段の充実、②金融・資本市場等の整備、③オフ・バランス取引に係る会計・経理基準の見直しやディスクロージャーの充実等について検討を行っていくことが適当である。

(4)　金融リスクに係る行政上の課題

リスクの変化に対応し、金融機関や市場に関する規制・指導、検査、モニタリングなど行政全般について総合的な検討を行うことが必要である。また、中央銀行においても適切な対応を図っていく必要がある。

特に、増大が著しい金利リスク、価格変動リスク、流動性リスク等については、経営諸比率指導を始めとして、その規制・指導の充実を検討する必要があり、また、システム・リスクの高まりや市場変動が金融機関等に及ぼす影響の増大に対応して、これらに関する行政のあり方についても検討を行っていくべきである。更に、リスクの国際的な広がりに対応して、海外金融監督

当局との相互協力を進めていくことも望まれる。

金融機関に対する検査等についても、リスクに対応した検査手法の開発、金融機関の規模・経営実態等に応じ検査内容・投入人員等に濃淡をつけた運用や電算システムの拡充による検査の効率化など質量両面にわたってその充実を図っていく必要がある。

（出所）『第14回大蔵省国際金融局年報　平成2年版』（平成2年11月30日）307-309ページ

11-69　外国為替等審議会　国際金融取引における諸問題に関する専門部会の報告書の概要
「国際金融取引におけるリスク管理の在り方について」

1989（平成元）年6月1日

第1　総論

1．国際金融取引とリスク

イ．国際金融取引、特に我が国の市場参加者の行う国際金融取引は、このところ急速に拡大しており、かつ、その内容も多様化・複雑化している。

ロ．この国際金融取引及びこれを取り巻く環境には種々の特色があるが、次の諸点は、そのリスク管理をする際に十分考慮されなければならない。

①技術性及び専門性

近年、国際金融市場においては、変動利付債（FRN）、NIF（Note Issuance Facilities）・RUF（Revolving Underwriting Facilities）等の新商品、スワップ、オプション等の新種取引が次々と生まれている。これらの取引を含め国際金融取引の内容を適切に理解し、それにふさわしい管理を行うためには、金融及びその関連領域についての高度な技術的・専門的知識が要求される。

②カントリーリスクの存在

国境を越えて行う取引には、いわゆるカントリーリスクがつきものであるが、外国の政治、社会、経済情勢の的確な把握と判断、法律を始め各種制度の適切な理解、そこでのスムーズな取引には格別の困難が伴うことが多い。

③市場の一体化

国際金融取引は、各国の市場参加者が国境を越えて横断的に行われることが多く、また、その取り扱われる商品も同一化する傾向が見られる。

このため、一国の市場参加者の異常は、直ちに諸外国の金融市場や他の市場参加者に影響を与える危険性がある。

④複数の当局の存在

国際金融取引を全体として把握、監視する一つの当局は存在しない。このため、国際金融取引全体に関する統一のルール、同一の監視方法・規制は制度的に担保されていない。

2．リスク管理の現状

イ．我が国の市場参加者のうち国際金融取引を多く行っているものは、その国際金融取引に係るリスク管理は、かなり高度な手法により、かつ、それにふさわしい体制により行っている。

ロ．しかしながら、国際金融取引におけるリスク管理については、例えば、海外の企業等に対する与信について、与信先に関する情報を必ずしも十分に入手できないことなどもあり、比較的金額の大きい案件についても、他の金融機関の判断を安易にそのまま自己のリスク判断の拠り所とする傾向が一部にみられるなど、一層の充実が必要な面も見受けられる。

ハ．なお、当専門部会としては、自己資本比率規制にみられるように国際的ルール作りが銀行を対象として行われていることなどから、主として外国為替公認銀行を中心とした金融機関のリスク管理のあり方を中心にとりまとめることとした。

3．リスク管理と国際金融市場の安定

イ．個々の金融機関が自己のリスクを適切に管理し、これにより健全な経営が行われれば、それは国際金融市場の安定と対外取引の正常な発展に資する。

ロ．他方、国際金融市場が安定すれば、個々の金融機関がより少ないリスクで国際金融取引を行うことができることとなり、いわばリスク管理のためのコストと利益とのトレードオフの関係を改善させ

る。

ハ．したがって、金融機関のリスク管理にあたっては、当該金融機関の取引が国際金融市場に与える影響をもあわせて考慮してしかるべきである。

4．国際金融取引における我が国金融機関

イ．国際金融取引に占める我が国金融機関のウエイトの増大は著しい。例えば、銀行の国際部門資産残高でみると、我が国外国為替公認銀行のシェアは世界の3割以上を占めており、その残高は引き続き拡大を続けている。

ロ．このため、最近の国際金融市場の動向は、我が国金融機関の動向に大きく影響を受けるようになってきていると言ってよい。

ハ．したがって、我が国金融機関のリスク管理の向上は、広く国際金融市場の安定と対外取引の正常な発展に大きくかかわっている。

ニ．一方、我が国金融機関は、いわゆる横並び意識が強く、ともすればリスクに対する配慮よりもシェアの拡大を優先させる場合もみられる。また、各金融機関が独自の領域の取引に特化することなく、ある取引が主流となれば一斉にその取引を行うことになる場合があることも否定できない。このような行動様式は、場合により国際金融市場に好ましくない影響を与えることがある。

ホ．また、このような行動様式が国際金融市場に及ぼすマイナス面は、ともすれば国際的に喧伝される傾向にある。

ヘ．我が国金融機関について、その国際金融取引に係るリスクを考える際には、これらの点も考える必要がある。

5．リスク管理についての当局のかかわり方

世界的な金融自由化の流れの中で、我が国においても種々の規制緩和措置がとられてきている。今後とも規制緩和努力は続けられるべきであるが、このことは、必ずしも当局の役割が縮小するということを意味するものではない。

規制緩和の大きな流れの中で、金融機関のリスク管理についての当局のかかわり方には、大きく分けて二つの観点がある。

(1)　第一は、個々の金融機関の行うリスク管理の自助努力を踏まえ、金融機関の国際金融取引の実態に応じた必要最小限の方法により、そのリスク管理が適正に行われていることを確保することである。

イ．その際、当局としては、我が国金融機関のリスク管理が一定の水準に達していることを確保することに留意すべきであろう。これは国際金融市場の安定の観点からも要請されているところである。

ロ．また、当局の政策については透明性が高いことが必要である。

(2)　第二は、マクロ的観点から、個々の金融機関によるリスク管理では対応しえないリスクに対応したり、又は、より積極的に個々の金融機関がより低いコストによりリスク管理を行いうるような環境を作ることである。

イ．例えば、国際的な決済システムの整備・充実によりシステム全体としてのリスクを軽減すること、金融先物市場の整備などにより種々の取引者のリスクの適切な配分・調整の場を提供することなどは、当局が関係者と協力のうえ、それに取り組むべきことである。

ロ．また、各国当局が、金融機関の国際金融取引の監督について適切な協力体制を確立し、その情報の収集及び交換を前提として各国の金融機関のリスク管理を一定の水準に保つことは有益である。

ハ．当局の収集する情報については、それが当局の政策のために活用さるべきは当然であるが、その情報を必要に応じ開示することは、個々の金融機関のリスク管理にも資する。

ニ．更にいえば、各国が健全な経済政策を諸外国と協調しつつ実施することにより国際金融制度の安定を図ることは、個々の金融機関がより低いコストで効率的なリスク管理を行うことを可能にし、その収益の向上に資する。

第2　各論

1．各種リスクの現状とその管理の方向

①海外与信と信用リスク、②カントリーリスク、③為替リスク、④外貨資金の運用・調達に伴うリスク、⑤海外拠点のリス

クの管理の各項目ごとに、①リスクの現状、②金融機関のリスク管理の現状、③金融機関及び行政上の課題を記述。

2．リスク管理に関するその他の課題

①リスク管理と外国為替検査、②リスク管理に対する環境整備の各項目について記述。

（出所）『第14回大蔵省国際金融局年報　平成2年版』（平成2年11月30日）309-311ページ

11-70　外国為替等審議会　国際金融取引における諸問題に関する専門部会の報告書の概要「国際金融取引環境の一層の整備について」

1989（平成元）年6月1日

1．国際金融取引環境の現状と課題

国際金融取引の環境整備は着実に進展しているが、なお、いくつかの分野において一層の整備が必要である。

(1)　資金調達・運用に係る分野

ⅰ）居住者の国際金融市場へのアクセス

居住者の銀行を通じた国際金融市場へのアクセスについては、本年5月から実施された中長期ユーロ円貸付の自由化により貸付関連の規制緩和が一層進展。海外預金の面では個人について手続き等の簡素化が一つの課題。

国際資本市場での起債による資金調達については、規制緩和が着実に進展しているものの、国内市場における制約との関係でいくつかの問題（注）が指摘されている。なお、資金運用面ではユーロ円債の還流制限の見直しが一つの課題。

（注）

㈠　居住者外債における適債基準、商品性の制約

㈡　ユーロ円債の還流制限、海外現法が海外で債券発行することにより得た調達資金の国内持込み禁止

㈢　居住者外債の幹事引受に関する三局指導

㈣　居住者ユーロCPの発行手続の未整備

ⅱ）非居住者のユーロ円市場・東京国際市場へのアクセス

銀行を通じた貸付・預金等の金融取引については特に問題点の指摘がないのに対し、資本市場での資金調達については、両市場とも国内市場との関連で残存しているいくつかの規制（注）について不満が出されている。

（注）ユーロ円市場及び東京市場での債券発行による非居住者の資金調達に係る適債基準、商品性の制約等

(2)　東京外国為替市場

上記のように居住者、非居住者の国際金融市場へのアクセスが容易になり、資本取引が活発化したこと等を反映し、東京外国為替市場は順調に拡大しており、また、その参加者は幅広く競争的な市場となっている。今後とも取引の実態に応じた環境整備に努めていく必要がある。

2．国際金融取引環境の一層の整備についての考え方

(1)　今後、国際金融取引環境の一層の整備を考えるに当たっては、次の三つの観点が重要と考える。

①　利用者のニーズ・利便性の観点

今後の規制緩和にあたっては、これまで以上に利用者の利便やニーズを重視していくことが必要である。また、内外の資本市場から資金調達を行う本邦企業を中心に、本来自由なはずのユーロ市場に国内の諸制約が持ち込まれていることの諸問題が指摘された。

他方、本邦企業のユーロ債発行による資金調達だけをさらに自由化すると国内市場が空洞化する虞れがあるとの指摘もあり、ユーロ・国内の両市場がそれぞれ特色を持って相互に競争しながら、双方とも魅力ある市場として発展していくよう、一層の規制緩和を速やかに進める必要がある。

②　円の国際化の観点

国際取引における円の使用及び保有は我が国経済の国際的地位の高まりを反映して今後さらに増加する余地があると見込まれるが、円の国際化のための環境整備を図る観点から、ユーロ円市場及び東

京国際市場に残されている障害を除去し、円の運用・調達の利便性をさらに高める必要がある。

③　東京市場の国際化の観点

東京市場を非居住者に利用しやすいものとするためには、その取引環境を海外と斉合性のとれたものに整備する必要がある。この観点から、非居住者の東京市場における資金調達の自由化をさらに進めることが望ましい。

なお、取引環境の整備に当たっては透明性を高めることが必要である。

この他、次の点にも配慮することが求められる。即ち、近年の金融新商品の開発は目覚ましく、我が国においても資金調達・運用に係るこれら商品へのニーズは高まっている。投資家保護等に係る環境を整備し、このようなニーズへの的確な対応を行う必要がある。

(2)　居住者による国際金融市場へのアクセス

①　居住者外債の適債基準、商品性の制約

居住者外債の適債基準や商品性については、国内資本市場における諸制約とほぼ同様の制約が持ち込まれている。海外市場における自由な起債のメリットを活用しうるよう、国内市場の空洞化等の問題にも配慮しつつ、適債基準について最終的には廃止する方向で検討していくことが適当である。債券の期間制限等の商品性の制約についても可能な限り自由化する方向で具体的に検討していくのが適当である。

また、居住者海外CPについても、国内CP市場との関係に配意しつつ速やかに解禁を行うことが適当である。

②　ユーロ市場と国内市場の分離を図るための規制

ユーロ円債の還流制限の是非については、廃止を含む見直しを検討することが適当である。

海外現法が海外で債券発行することにより得た調達資金の国内持ち込みの制限については、その在り方を検討していくことが適当である。

③　居住者外債の幹事引受に関する三局指導

本邦企業による引受主幹事等の決定に際し、証券上位を義務づける現行規制については、本邦銀行系現地法人の親銀行からの独立性の問題などについての環境整備を前提に、利用者の利便も考慮しつつ、見直しを検討することが適当である。なお、これらの問題については、今後、金融制度調査会及び証券取引審議会における審議の状況も踏まえつつ検討を行う。

④　居住者（個人）海外預金の自由化

最近における個人ベースでの国際的交流の実情に鑑み、一定の要件を満たすものについては許可不要とするなどの自由化を行うことが適当である。

(3)　非居住者のユーロ円市場及び東京国際市場へのアクセス

①　ユーロ円市場へのアクセス

非居住者によるユーロ円債の発行は外―外取引であり、直ちに債券の期間制限を撤廃するとともに、格付の水準のいかんによらず発行を認めていくこととする。

②　東京国際市場へのアクセス

東京国際市場へのアクセスについては、円の国際化、東京市場の国際化という特別の観点を踏まえ、早急に適債基準を見直すとともに、金融市場への影響にも配慮しつつ、期間制限等の商品性の制約を見直す必要がある。さらに、公募債市場との調和に配慮しつつ、私募債の発行条件等に関するルールを見直すことが適当である。

(4)　その他

○　証券会社等の外国為替関連業務のあり方

金融先物取引所創設等を伴い証券会社等による通貨先物取引等の開始といった動きがみられているところである。証券会社等が固有の業務に付随して行う外国為替関連業務のあり方については、これらの業務の運営体制や取引状況をも見極めつつ、取引の健全な発展や決済機構の安全、為替市場の安定といった諸点にも十分配慮し、今後とも必要に応じ検討していくことが適当である。

（出所）『第14回大蔵省国際金融局年報　平成

2年版』（平成2年11月30日）311–313ページ

11–71　外国為替等審議会　国際金融取引における諸問題に関する専門部会中間報告
「我が国資本輸出をめぐる諸問題について」

1990（平成2）年5月29日

はじめに（審議の背景と問題意識）

1．近年内外で我が国からの資本輸出（ジャパン・マネーと俗称されることもある）が注目されている。我が国からの長期資本輸出（期限1年超の対外資産の取得）をみると、1986年以降毎年1,300億ドルを超える流出が続いており、昨年は1,900億ドルを上回った。また、ストック・ベースでみた対外純資産は近年着実に増加しており、1989年末で約3,000億ドルに達している。もとよりその背景には1984年以降GNP比で2％を超える規模で継続した経常収支黒字がある。

2．このような経常収支黒字を背景に、我が国は、資本輸出大国として内外から注目を集めている。そのような変化は僅か数年前に始まったばかりであり、我が国の果たすべき役割についても未だ十分議論が行われていない。また、我が国の経常収支黒字は、1986年をピークにGNP比で着実に減少してきており、今後の経常収支動向については見方が大きく分かれている状況である。

3．こうした状況の下で昨年6月に開催された当専門部会において、複数の委員から、過去の資本輸出大国であった英、米などの歴史を振り返るとともに激動する内外情勢を踏まえつつ、我が国として1990年代以降いかなる歴史的役割を果たすべきかを真剣に議論すべきではないかとの問題提起が行われたところである。

4．これを受け、当専門部会は昨年10月より「我が国資本輸出をめぐる諸問題」について審議を開始し、参考人意見聴取及び委員による討議のための会合を9回開催し、ここに中間報告を取りまとめたところである。

外国為替等審議会国際金融取引における諸問題に関する専門部会委員名簿

部会長
　大場　智満（国際金融情報センター理事長）
部会長代理
　飯田　経夫（国際日本文化研究センター教授）
委　員
　天野　順介（三菱電機専務取締役）
　石原　秀夫（日本興業銀行常務取締役）
　石原　　仁（山一證券副社長）
　岩崎　文哉（日本輸出入銀行理事）
　梅本　章夫（東京銀行常務取締役）
　小穴　雄康（第一勧業銀行取締役）
　大山　昊人（NHK解説委員）
　小川　安雄（伊藤忠商事副社長）
　奥田　　碩（トヨタ自動車専務取締役）
　神田　秀樹（東京大学助教授）
　鬼頭　誠一（三井物産顧問）
　木村　浩一（大和証券副社長）
　小島　　明（日本経済新聞社論説委員）
　児玉　　晃（農林中央金庫常務理事）
　小林　幹司（日本生命常務取締役）
　小山敬次郎（日本経済団体連合会常務理事）
　須田美矢子（学習院大学教授）
　増永　　嶺（日本銀行監事）
　矢澤富太郎（太田昭和監査法人会長）
　山田　商平（三井信託銀行副社長）
　依田　　直（東京電力副社長）

第1部
世界の資金フローと我が国資本輸出をめぐる諸問題
第1章　1980年代の世界の資金フロー

1980年代において国際的な資金の流れは大きな変貌を遂げた。一つは、主要先進国間で経常収支不均衡が拡大した点であり、これは様々な局面で摩擦を惹き起こすこととなった。また、不均衡のファイナンスという形で黒字国から赤字国へ資本輸出が急増した結果、投資摩擦が新たな問題としてクローズ・アップされてきている。更に、経常収支不均衡が累積する過程で、ストック・ベースの対外資産・負債の格差が拡大（一方で日本・西独のように対外純資産が累増、他方で米国のように対外純負債が増大）することとなった。

もう一つは、先進国から開発途上国（以下「途上国」という）への資金フローが非常に細ってきていることである。

第１節　先進国間の資金フロー

１．先進国間の経常収支不均衡の拡大

1980年代を迎えた当時、主要先進国は我が国で約110億ドル、西独で約140億ドルの経常赤字、また米国においては約15億ドルとかろうじて黒字を維持する状況となる等、第２次石油危機の影響から軒並み経常収支ポジションを悪化させていた。その後の主要先進国の経常収支の動向を概観すると、経常赤字が大幅拡大した米国、それとは対照的に経常黒字が拡大した日本及び西独、両者の中間にあり黒字あるいは赤字が規模的にそれ程大きくなかった英国及びフランスという３極に分化していることが特徴的である。

米国においては、景気拡大の結果、輸入が大幅拡大し、1982年に経常収支が赤字化した。その後年を追う毎に赤字幅が拡大、1987年には絶対額で1,437億ドル、GNP比で3.2％と巨額なものとなった。近年、赤字幅は縮小してきているものの、1989年で1,059億ドル、GNP比で2.0％と、依然その規模は大きい。

我が国の経常収支は、1980年に第２次石油危機の影響からマイナスを計上した後、米国向けを中心とする輸出増加及び原油価格の下落等による輸入の減少から、増加傾向に転じた。特に、1983年以降、絶対額、GNP比共に規模を拡大、1986年にはGNP比で4.3％を記録し、世界的にも関心を引くに至った。しかしながら、1988、89年は２年連続して黒字縮小を記録しており、1989年は572億ドル、GNP比で2.0％の黒字となっている。

西独においては、1982年に経常収支が黒字化し、1986年以降黒字幅が拡大を続けている。西独経常黒字はGNP比で1988年には4.0％、1989年には4.4％と我が国よりかなり大きくなっている。また絶対額においても1989年で554億ドルと我が国の黒字規模に匹敵する大きさとなってきている。

英国においては、80年代前半は経常収支黒字が継続していたが、87年に63億ドルの赤字を計上した後、88年268億ドル、89年342億ドルと赤字幅を拡大している。

フランスにおいては、1980年代を通じて経常収支は赤字基調となっているが、その規模は絶対額及びGNP比いずれでみても小さく、89年では37億ドル、GNP比で0.3％となっている。

1980年代における対外不均衡の拡大については、一つには米国のマクロ経済政策によるところが大きいと指摘されている。即ち、80年代における米国の拡張的財政政策・引締め的金融政策のポリシー・ミックス（いわゆるレーガノミックス）による個人消費を中心とした景気浮揚策は、結果として国内生産以上の国内需要を生み、海外からの製品輸入を大幅に拡大させることとなった。我が国の経常黒字の増大については、この米国経済の拡大に加え、ドル高、原油価格及び一次産品価格の低迷等がその直接的要因と指摘されることが一般的であるが、更に我が国輸出産業の非価格競争力の上昇が大きく寄与しているとの見方もある。

総じて見ると、1980年代の世界経済における不均衡問題は、米国の巨額の経常収支赤字とそれと対照的な動きを示した日本及び西独の経常収支黒字に集約される。さらに言えば、西独が他のEC諸国を主要な貿易相手国としており黒字を生ずる相手がECの域内でかつ一国に集中していなかったのに対して、日本の場合は米国を主要な貿易相手国としており、80年代を通じて米国の貿易赤字の約３割ないし４割強が対日赤字となっていたことから、特に日米間において自動車、半導体等、我が国の主力輸出品目をめぐり貿易摩擦の問題がクローズ・アップされることとなった。

我が国経常収支の中期展望は第２章で取り扱うこととする。

２．投資摩擦問題の出現

1980年代において対外不均衡が拡大したにもかかわらず、経済的には大きな混乱を招くことなく黒字国から赤字国へと円滑にファイナンスが行われた。これは、主要先進国間の資本移動が基本的に自由化されていたこと、また、赤字ファイナンスを最も必要とした米国が基軸通貨国であり、国際信用力の面で特に問題がなかったことによるところが大きい。さらに、米国の場合、国内金融・資本市場が、流動性・安全性・市場の厚みといった点で最も投資魅力に富んだ国の一つであったことか

ら、赤字ファイナンスのための資金調達を黒字国の資本市場において行わずに、海外からの投資を米国市場に引きつけることにより対応できたということは注目に値する。

このように米国の大幅な経常赤字ファイナンスが米国債等への海外からの投資によって円滑に行われたことにより、米国金利の上昇圧力を緩和することが可能となった。この点で、対米証券投資に対する米国の反応は概ね好意的である。

ただ、第4章第2節で詳述するように、米国がその赤字ファイナンスを対米証券投資に大きく依存する結果、海外投資家の投資行動により市場が影響を受けやすい状況となっている。このような状況を背景として、米国の一部においては「日本の投資家は横並び意識が強く、短期間に一方向的行動を起こすため市場にとって撹乱要因となる」といった懸念も生じている。また、経常赤字ファイナンスを日本一国の投資資金に依存しすぎることは、米国経済運営の先行きについての不安感を一部に生み出す原因ともなっている。

日本から米国への資本輸出は、米国債等への投資という間接投資の形態にとどまらず、直接投資、不動産投資といった実物投資にまで広がりをみせ、1980年代半ば以降の円高を背景としてその規模を急速に拡大している。これらの実物投資が拡大するにつれ、日本の対米投資に対する米国の反応は、当初の概ね好意的なものから、時に警戒的なものも見られるようになってきている。即ち、経常収支不均衡を背景とした我が国から米国への資金フローが、投資摩擦という新しい問題を招来させることとなったと言われている。

また、日本の経常黒字を背景に、本邦銀行の国際信用力も高まってきている。この結果、本邦銀行は低いコストでの資金調達が可能となり、米国市場を中心として市場シェアー等の面でそのプレゼンスを高めたといわれているが、米国内の一部には「企業金融のように米国経済の発展の鍵を握る分野で米国銀行の市場シェアーが低下し続けることは問題である」として本邦銀行のプレゼンスの増大に警戒的な意見も出てきている。

投資摩擦問題は第4章で扱うこととする。

3．ストック・ベースでの対外資産・負債の累増

我が国においては経常収支黒字の継続に伴い、ストック・ベースの対外資産も急激に増えてきており、1989年末には純資産が約3,000億ドルの規模に達し、今や我が国は世界一の債権国となっている。ちなみに、西独の対外純資産は約2,000億ドル（89年6月末）、OPECは3,000億ドル強（88年末）となっている。累増した対外資産にかかる果実である利子・配当等は投資収益収支の黒字として、経常収支黒字の安定的な拡大要因となっている。

一方、経常収支赤字を続ける米国においては、統計上1981年の1,409億ドルをピークとして純資産が減少、1985年には赤字化した。つまり対外資産・負債残高統計の上では、米国は僅か4年間のうちに世界最大の債権国から債務国へと転落したことになる。それ以降、米国の純負債の額は年々累増の一途をたどっている。純資産の減少・赤字化により、米国の投資収益収支は減少を続け1989年には10億ドルと僅かな黒字を計上するにとどまっている。

このように経常黒字国の対外資産が累増する一方で、経常赤字国の対外純負債が積み上がっていく状況の下では、その投資収益収支に与える影響が大きくなることから、仮に貿易収支の不均衡が解消したとしても、経常収支の不均衡は一定期間かつ相当規模で残ることも考えられる。

（注）米国の資産・負債の額については、原則として証券投資は評価換えを行うこととしているが、直接投資、対外貸付、海外不動産等については評価換えを行っておらず、従って資産について、現在の時価を正確に反映するものではなく過少評価されていると言われている。米国の直接投資がかなり早い段階になされていることを考慮すれば、過少評価の程度はかなり大きいと考えられる。一方、本来負債に計上されるべき中南米等から米国への資本逃避（キャピタル・フライト）はその実態が把握されていないため負債についてもやはり過少評価されていると言われている。従って、対外純資産が赤字となったことのみを捉え、米国が債務国化したと一概に説明することはできな

い。即ち、投資収益収支が赤字化しない限り債務国ではないとの見方も成り立つ。

なお、日米二国に限らず、各国の対外資産・負債は1980年代において、国際資金取引及び証券取引の活発化に伴い両建てで大幅に積み上がってきている。こうした対外資産・負債の中には、その時々の金利動向、為替見通し等に敏感に反応するものも含まれている。こうしたことから、例えば、米国債を売って欧州の債券を買ったり、実物資産を売って金融資産を買ったりという形でストック・ベースでの調整が行われる場合には、経常収支の動向にかかわらず、資金フローに大きな影響を及ぼす可能性がある。また、それが金融・資本市場及び為替相場にも影響を与える大きな力となることに注意する必要があるとの指摘がある。

第2節　先進国と開発途上国との間の資金フロー

1．先進国から開発途上国への資金フローの停滞

世界銀行の資料（ワールド・デット・テーブル）で中長期資金の流れ（利払いを含む）をみると、1970年代の先進国から途上国へのネットの資金の流れは10年間で約1,900億ドルであり、そのうち民間資金は約1,200億ドルであった。これに対し、1980年代にはその流れが逆転し、10年間で約700億ドルの途上国から先進国へのネット資金流出となった。80年代の民間資金の流れをみると、途上国からのネットの流出額はさらに大きく、約1,700億ドルとなっている。

世界銀行の同資料で1980年代の中長期資金の流れの推移をみると、82年には途上国への純資金流入が200億ドルであったのに対し、83年にはこれが44億ドルにまで急減し、84年に途上国からの資金流出となって以降、年々流出額が増大し、89年には383億ドルの流出となることが見込まれている。また民間資金は83年に既に純流出に転じ、89年には419億ドルの流出となることが見込まれている。これは、1982年にメキシコの債務支払困難に端を発する債務問題が顕在化して以降、先進国から債務問題をかかえる途上国への資金流入が停滞する一方、それらの途上国の利払い、元本返済等が年々増大してきたためである。

中所得重債務国への中長期資金の流れをみると、1983年で既に全体及び民間資金双方とも逆転しており、88年には全体で265億ドル、民間資金で261億ドルの債務国からの資金流出となっている。最近これらの重債務国では新規資金流入のうち大部分が利払いに充てられ、なかなか元本返済が進まないという事態にたち至っている。

2．債務問題の発生

1970年代、二度にわたる原油価格の大幅引上げによって発生した巨額の資金（オイル・マネー）は、大部分が米欧のマネー・センターにおいて預金の形態で運用された。こうして突然出現した2,000億ドルを超えるとも言われている巨額のオイル・マネーを原資として、米国銀行を中心とする国際銀行団は主としてシンジケート・ローン方式により、経済開発等のために、途上国に対する貸付けを競って行った。特に意欲的な開発計画を推進したブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ベネズェラ等中南米諸国に対しては、積極的に民間銀行の貸付けが行われた。

ところが1979年秋になって米国連邦準備制度理事会が、国内のインフレを抑えるため、通貨供給を厳しく抑制する金融政策に転じた。これによって、ドルの短期金利が二度も20％を超えるという急騰を示し、民間銀行借入れ（大部分が変動金利ベース）の多い債務国は利払い負担が急増した。また、ほとんどの途上国にとっての主要輸出品である一次産品価格が先進国における需要減退等を反映し、低迷した。特に中南米に関しては、二度の石油危機等により成長率が鈍化した米国が近隣諸国からの輸入を急減させた。さらに自国通貨切下げを見越した資本逃避も中南米を中心に発生した。

このような状況の下で、1982年８月、メキシコは資金繰りが困難になり、民間銀行へ元利払いの一時猶予を申し入れた。これを契機に民間銀行は債務国へのニューマネー供与を削減し始め、途上国への民間資金の流れが急減した。

3．地域別にみた途上国の概況

その結果、これまで大量に借入れを行ってきた途上国では国内の投資計画を削減し、緊縮政策を採らざるをえなくなった。このため

マイナス成長となった国もあり、特に中南米の国々にとって80年代は正に「失われた10年」となったのである。これらの重債務国の中には国内投資・消費を切り詰めつつ貿易黒字を出してきた国もあるが、利払いによる貿易外収支赤字のため経常赤字からは脱しきれなかった。

このように債務返済困難に苦しんでいる重債務国の他、途上国には様々な経済発展段階のものがあり、それぞれによって債務状況も大いに異なっている。まず、新興工業国グループである韓国、台湾等アジアNIEsは、輸出主導の工業化政策等が効を奏し、経常黒字を背景に対外債務を返済するとともに、ASEAN諸国を中心にかなりの資本輸出を行っている。

例えば韓国では債務残高（グロス）は、1985年末の468億ドル（対GNP比56％）をピークとして、89年末には294億ドル（対GNP比19％）へと減少した。他方、経常黒字を背景に対外資産（グロス）は着実に増大しており（89年末残高265億ドル）、89年末の対外純債務は29億ドルにまで縮小してきている。

また、タイ、マレーシア、インドネシア等のASEAN諸国もアジアNIEsに続いて、製造業等の技術移転を伴う直接投資の受入れを積極的に推進することにより途上国平均を大きく上回る経済成長を遂げてきている［1988年、1989年（1989年は見込み）の国内総生産の成長率は、それぞれ、タイ12％、11％、マレーシア９％、８％、インドネシア６％、７％］。

他方、慢性的な食糧不足と債務問題等によって極度の経済的困窮にある大部分のサハラ以南のアフリカ諸国には、従来より民間資金はほとんど流れていないが、国際機関及び各国政府の努力により、ODAを中心とした公的援助の増大を図っているところであり、年間１割程度のODA増加が見られる（世界のODAに占めるサブ・サハラのシェアは1980年の24％から87年の31％まで大幅に増大している）。

４．東欧の債務問題

東欧諸国については、70年代、中南米諸国と同様に大量のオイル・マネーが集まった西側先進国の民間銀行によって大規模な貸付けが行われた。それは、東欧諸国において、1970年代に成長指向型の経済政策が採られ、西側諸国との貿易、金融に依存した経済運営がなされたことと、西側銀行にとっても東欧諸国は政治的に安定しており、中央計画経済システムにより対外債務管理も堅実とみられていたことに加え、ソ連が政治・経済の両面で後ろ盾になっていると考えられていたことから、優良な貸付先と見られたからである。このようにしてポーランド、ハンガリーを中心として対西側債務が増大［ある推計によれば71年に約60億ドルであったものが80年には約660億ドルにまで増大（約10倍）］していった。しかし、第２次石油危機による西側諸国の不況、東西関係の冷却化、エネルギー価格の上昇等によって81年のポーランドの支払危機にみられるように債務問題が顕在化し、国際金融市場における東欧諸国全体の信用が低下し、西側民間銀行からの融資は大幅に減少した。

５．今後の展望

以上要するに、1980年代の民間資金の流れは、70年代と比較して先進国間で大きくなり、特に巨額の経常赤字を背景に米国が集中的に他の先進国から資金を吸い寄せる形となった。反面、先進国から途上国及び東欧諸国への資金フローは細ってきた。ところが89年後半以降急速に東欧諸国の経済改革、両独経済統合が進もうとしており、これを契機としてこれらの地域の資金需要は、急激に増大することが見込まれる。また、今後の情勢いかんによってはソ連への相当規模の資金流入の可能性もなしとしないとも言われている。こういった状況に対し、途上国へ従来流入していた資金のかなりの量が今後、東欧諸国に回るのではないか、との懸念も途上国サイドで出されつつある。

さらに、1992年のEC経済統合を控え、EC域内諸国においても従来にない投資資金需要が高まってきている。また、80年代において世界の資金フローの中で、最大の資金の取り手であった米国については、財政赤字削減等の努力もあり、徐々に経常収支赤字が縮小してきているものの、依然としてその赤字幅は大きく、かなりの期間にわたって海外からの資金供給に依存せざるをえないと見られている。

以上のような状況の下では、1990年代は世界的にみて投資資金需要が80年代以上に高ま

るとする見方が有力であり、インフレ及び高金利を避けつつ、いかにこれらの資金ニーズに応えるかが極めて重要な課題となってきている。こういった観点から、特に先進国において、経常赤字国はその赤字幅の縮小に努めるとともに、先進国全体としての貯蓄を高めていくことが肝要と考えられる。

第２章　我が国経常収支の動向と今後の展望

第１節　我が国経常収支の動向

前章第１節でも述べた通り、我が国の経常収支は1980年代に大きく変化した。この変化は、３つの段階に分けてとらえることができる。

まず、1980年代前半には、米国経済の回復、ドル高、一次産品価格の低迷等を背景として我が国の経常黒字は拡大傾向をたどった。

次いで、1985年から87年にかけての時期はプラザ合意以降の大幅なドル高是正を経験したものの、Jカーブ効果等の影響もあり、経常黒字は拡大をつづけた。

その後、88年以降から現在までは、海外現地生産の本格化による輸出代替効果等の顕在化、製品輸入を中心とする輸入の拡大、原油価格の上昇、海外旅行者の急増による旅行収支赤字の大幅拡大等から、２年連続で経常黒字は減少してきている。

第２節　我が国経常収支黒字の評価

1980年以降、我が国の経常収支黒字の拡大、またその一方における米国の経常収支赤字の拡大が顕著となるに伴い、対外不均衡の問題について二国間あるいは世界的なレベルで議論がなされるようになった。最近の日米間の不均衡をめぐる議論にも見られるように、二国間あるいは多国間で大幅な経常収支不均衡が継続することは、赤字国において保護主義の動きを助長する等の問題を惹き起こすことにもなっている。こうした観点から、我が国としてはこれまでも不均衡是正のため、内需拡大、構造調整等の施策を積極的に講じてきており、そうした努力もあって最近では経常黒字は着実に減少してきている。

歴史的・経済的に見れば我が国の経常黒字あるいは米国の赤字それ自体は撹乱要因となるとは言えないとの指摘がある。即ち、

①　19世紀の英国が約100年、20世紀の米国が約50年にわたって経常黒字を継続したのに対して、我が国の場合はここ10年弱の間で黒字を継続しているに過ぎない。また、GNP比で上昇傾向にあったのは前半の６年間だけであり、最近では絶対額においても縮小してきており、その規模は歴史的に見て巨額なものとは言えない。

②　米国の経常収支赤字についてみると、GNP比では1987年の3.2％から89年の2.0％の水準にまで縮小している。他の経常収支赤字国には、ニュージーランドやノルウェーのようにGNP比で５％を超える赤字を長期間にわたり継続した例も存在する。従って、対外信用不安が生じないかぎりは経常赤字そのものは撹乱要因とは必ずしも言えない。

③　不均衡が存在していても、黒字国から赤字国へ円滑な資金ファイナンスが確保されている限りは経常収支不均衡の存在自体は特に問題とは言えない。

先に述べたとおり、現在、我が国は米国に対して経常黒字を計上しているが、その一方で証券投資、直接投資等の形で米国に資金供給を行っており、米国の赤字ファイナンスにも貢献している。こうしたことから、我が国は経常収支赤字国のファイナンスの円滑化を通じ世界的な金利の高騰を防ぐとともに、債務国をはじめ途上国への資金還流に積極的役割を果たすことにより、世界経済の安定的発展に貢献しているとの指摘もある。

第３節　我が国経常収支の中期展望

現在、我が国の経常黒字は1988年、89年と２年連続して対前年比で大幅に減少してきている。90年１月には、季節要因はあるものの６億ドルの経常赤字を計上した。このような現状において、今後の経常収支展望については見方が分かれている。多数説として、海外現地生産の本格化等の我が国産業構造の変化や貯蓄率の緩やかな低下により、我が国経常黒字は減少傾向をたどるとしても、我が国の輸出の国際競争力、特にハイテク分野における競争力が維持されること等から、経常黒字自体が直ちになくなることは考えられず、今後もこれまでに比べ低水準ではあるが中期的にある程度の黒字が持続するのではないかと

の見方がある。

他方、我が国の高齢化の進展、労働時間の短縮、消費行動の変化に伴い、貯蓄超過及び経常黒字が今後急速に縮小し、今世紀中にも経常収支が赤字化するという見方もある。それぞれの見方が分かれているのは、我が国経済が現在直面している諸状況のうちどの部分を重視するかによる。従って以下では、これらの諸状況について、それぞれが経常収支に及ぼす中期的影響について分析することとする。

1．貿易収支の展望

⑴　我が国貿易・産業構造の変化

我が国の貿易収支を左右する我が国側の要因としては、産業構造の変化が指摘される。具体的には製造業の海外現地生産化と国内産業のサービス化、高度化、製品輸入の増加等である。

①　海外現地生産化

現地生産化の動きは1980年代後半に加速化し、部品・中間財等の生産にまでその裾野が広がってきている。海外現地生産は短期的には、現地生産に要する資本財・部品等の我が国から投資先国への輸出を増加させるため、貿易収支黒字の拡大要因として働く。しかし、中期的には現地調達比率の増加により部品等の我が国からの輸出は減少する一方、海外現地生産の本格化に伴い、我が国から投資先国への輸出に現地生産製品が代替すること、現地生産製品の第三国への輸出が我が国から第三国向け輸出に代替すること、更には、アジア諸国や米国等からの現地生産製品が我が国へ逆輸入され、貿易収支黒字の減少要因として働くことが予想されている。例えば、自動車産業の場合には米国市場の現地生産比率（日本車の米国売上げに占める現地生産の割合）は88年の27％から95年には49％にまで上昇することが予想されており、その分我が国からの輸出が減少するといわれている。

②　国内産業構造の変化

1980年代後半以降の円高を背景として海外現地生産が加速する一方で、国内においては輸出指向型の産業構造から、内需指向型へと産業構造が着実に転換してきているとの指摘がある。サービス産業における設備投資、雇用吸収の活発化もその一つの証左として指摘されている。従来我が国の輸出は、その所得弾力性が極めて高く、世界経済の成長に敏感に反応してきたが、上記の理由から近年は所得弾力性が低下してきており、海外が好況であっても輸出はそれに応じて必ずしも増加しないと言われている。

③　国内産業の高度化

以上の２点は我が国の輸出の増勢を鈍化させる要因として働くが、反対に、我が国の産業が高度化していることから、我が国輸出が今後も堅調に推移するとの見方も多い。

我が国の輸出財は自動車、事務用機械、半導体等電子部品が大宗を占めており、この中でも事務用機械、電子部品等のいわゆるハイテク製品において我が国の国際競争力は圧倒的に強い。我が国においては、ハイテク製品の国際競争力を支えるための研究開発投資、製品開発投資が旺盛であり、今後もこの活発な開発投資は維持されるものと見込まれる。従って、国際競争力の観点からは我が国の輸出は相当規模で継続するとの見方が強い。

また、貿易構造については、輸出先国の生産・経済活動に組み込まれた輸出が存在するため、国内の産業構造変化の貿易収支黒字縮減効果には限界があるとの指摘もある。

④　製品輸入の増加

一方、輸入面では製品輸入の拡大が見られる。製品輸入比率は、1985年に30％台であったものが、最近では50％を超える水準（1989年で50.3％）へと着実に上昇している。このような製品輸入の拡大の背景としては、円高による輸入品の割安感に加えて、若年層を中心とした輸入品への需要の高まりも指摘されている。また、日本企業による米国生産の自動車の逆輸入も始まっているところであるが、日本市場への輸出を前提とした東アジア地域の日系企業及び地場企業からの輸出は高まるものと予想されており、今後、製品輸入比率がさらに上昇するとともに

輸入総額が増加するとの見方も多い。

(2)　**海外要因**

以上の国内の構造変化に加え、先行きを見通すことは難しいものの、米国経済、原油価格の動向等の海外要因も我が国の貿易収支に大きな影響を与える。

我が国の輸出は対米依存度が高く、現在の我が国の経常収支黒字は1980年代における米国の景気拡大の継続によるところが大きいといわれている。現在、米国経済は90カ月連続の息の長い景気拡大局面にあるが、今後、財政赤字の削減などにより景気のスローダウンが生じた場合、米国の輸入需要の低下を通じ、我が国貿易収支黒字の減少をもたらすことが考えられる。

原油価格の動向も我が国の経常収支を決定する大きな要素である。1980年代前半における我が国の経常収支黒字の拡大に原油価格の下落が寄与していたことを考えれば、逆に、仮に原油価格の上昇が起これば経常収支黒字が大幅に縮減されることとなろう。我が国の原粗油等の輸入額は1989年で合計215億ドルと総輸入額の約１割を占めており、原油価格の上昇の貿易収支に与える影響は大である。大変大雑把ではあるが、一つの試算によれば、原油価格が１バレル当たり１ドル上昇する度に、我が国の輸入（石油製品輸入の増も含む）は約22億ドル増えるといわれている。

以上を要するに、原油価格のように大きな影響を与えうる不確定要因を別にすれば、最近の我が国経済の構造変化により徐々に貿易黒字は減少していくとの見方が多数を占めているが、輸出競争力の強さ、貿易相手国経済に組み込まれた輸出等を考慮すれば、一定期間ある程度の貿易黒字は維持されるのではないかとの見方が有力である。

２．貿易外収支の展望

最近の経常収支黒字の減少については、旅行収支の大幅赤字による貿易外収支赤字の拡大の影響も指摘される。今後の経常収支動向を展望するに当たっては、この旅行収支を含め貿易外収支の動向をどのように見るのかが重要となる。

1980年代後半以降の円高等を背景として、我が国の海外旅行者数は急速に拡大し、1989年には1,000万人近くとなり、一人当たり支出額も1989年には32万円と高額になっている。その結果、旅行収支赤字幅は大幅に拡大した。旅行収支については、例えば英国が２人に１人海外旅行をするのに比して、我が国はまだその比率が12人に１人に過ぎず、今後も引き続き海外旅行者の増加が見込まれることから、さらに赤字幅が拡大するとする見方がある。他方、空港の発着処理能力の限界、航空機の大型化の完了、日本の国際化を背景とした入国者の増加等から赤字拡大の増勢は鈍化するとの見方もある。

運輸収支については、円高により輸入数量が拡大するとともに輸送単価の高い製品類の輸入が増大していること、我が国の海運会社が円高等によりパナマ等の子会社に船籍を移したこと、我が国の海運会社が台湾等の海運会社に対して競争力を失っていること等から貨物運賃収支が悪化している。また、海外旅行ブームにより旅行運賃の支払いも増加している。運輸収支は、今後も輸入数量の拡大、本邦船の積取比率の低下、世界的な貿易量の拡大等による用船料の支払増から赤字が拡大するとの見方が多い。

投資収益収支は、経常収支黒字による純資産の積み上がりにより80年代において黒字が急速に拡大してきている。ある試算によれば、我が国対外純資産についての最近の投資収益率は約７％であり、仮に今後経常黒字による対外純資産の増加がないと仮定しても、現在の約3,000億ドル程度の純資産から毎年200億ドル強の投資収益の黒字が見込まれる。投資収益収支については、経常収支黒字を背景として対外純資産が積み上がること、直接投資の本格化に伴い収益率自体も上昇すること等から今後も増加が見込まれる。しかし、これが19世紀の英国の事例に見られたように、経常収支黒字の増加→対外資産の積み上がり→投資収益収支黒字の増加→経常収支黒字の増加という経常収支黒字の自己増殖の過程に今後入っていくとする見方はほとんどない。

以上を要するに、貿易外収支については、投資収益の増加が見込まれるものの、旅行収支、運輸収支は今後も赤字を継続すると見込まれ、全体として見れば経常黒字を大きく押し上げる方向には働かないとの見方が有力で

ある。

3．貯蓄・投資の展望と経常収支

我が国の貯蓄・投資動向の現状をみると、民間部門は投資の増大、貯蓄率の緩やかな低下により貯蓄超過が減少しており、政府部門は投資超過から貯蓄超過に転じている。ただ政府部門については、社会保障基金の大幅な貯蓄超過が含まれており、これを除いた政府部門の貯蓄・投資バランスは我が国経済規模に比し、わずかなもの（GNP比１％程度の投資超過）にとどまっている。したがって、今後の我が国貯蓄・投資動向を考える際には、民間部門の貯蓄・投資動向が重要である。

民間部門の貯蓄超過は、今後も減少を続けるとの見方と、中長期的には大きくは減少しないとの見方に分かれている。

前者の見方は、消費性向の高い若年層の増加による消費需要の高まり、及び急速な社会の高齢化の進展等を重視する。高齢化の貯蓄に与える影響は以下の通りである。我が国社会の高齢化は今後急速に進展するものと考えられ、65歳以上人口の総人口にしめる割合は1985年の10.3％から2020年には23.6％にまで上昇するものと予想されている。このような高齢化の進展は、一方でいわゆる団塊の世代が貯蓄取崩しの年齢層に突入することによる貯蓄の減少、他方で貯蓄世代である若年層がこれを埋め合わせる程大きくないことから社会全体の民間貯蓄を減少させることになると考えられる。

これに対して後者の見方は、現在の民間消費の好調は株式、土地といった資産の著しい価格上昇という言わば特殊要因によって支えられている面があり、必ずしも長期的に持続するとは考えられないこと、また高齢化についても、それに備え私的貯蓄を増加させる人々もいるため、貯蓄率の低下はさほど起こらないと考えられること等から貯蓄率の下げ止まりを指摘する。

さらに、人口の高齢化により民間投資も低下するとの見方もある。即ち、人口の高齢化は労働力人口を減少させるため、一定の資本／労働比率が維持されるとすれば、労働力人口の減少に伴い年々の投資も低下することとなるとの指摘である。

以上を総合すると、民間投資の動き如何で短期的に貯蓄超過が解消される可能性もあるが、趨勢としては高齢化の進展に伴って緩やかに貯蓄超過が減少していくのではないかとの見方が有力である。

4．総括

現地生産の本格化、我が国の産業構造の変化、社会の高齢化の進展等により、我が国の経常収支はGNP比でみてなだらかに減少していくとの見方が多数であるが、他方、急速に黒字が減少し比較的短期間の内に赤字化するとの見方もある。

黒字縮小のテンポをめぐっては見方が分かれているが、黒字縮小の方向にあることについては大方意見が一致している。従って、我が国の場合には19世紀の英国のように約１世紀近くも経常黒字を持続して世界に資本輸出を続けるという可能性は小さいとの見方が多い。

5．今後の我が国経常収支のあるべき姿

東欧情勢等、世界経済の急激な変化により新たな資金需要が高まっている中で、我が国の経常収支黒字が大幅に低下してきていることを背景に、今後の我が国経常収支のあるべき姿についての議論が、最近、国の内外において次第に活発化しつつある。従来、世界的な保護貿易主義の高まりを防止するため経常収支不均衡是正に向けて赤字国、黒字国双方の努力が必要とされ、我が国としてもこのための政策努力を行ってきているが、現在、世界的に増大している投資資金需要に対し我が国として応分の貢献をしていくためには、ある程度の経常黒字は必要であるとする意見も国際機関等から出されている。

第３章　我が国資本輸出の現状

第１節　我が国資本輸出の歴史的概観

資本輸出は国際収支統計上は通常、長期資本収支の赤字としてとらえることができる。本節では、我が国の長期資本収支の動向を跡づけることにより資本輸出の動きを概観することとする。

資本輸出は基本的には、財・サービスの経常取引で稼得した資金を輸出するか、海外から借入れた資金を輸出するか、のどちらかにより可能となる。財・サービスの経常取引による資金の獲得は経常収支の黒字、海外から

の借入れは主に短期資本収支の黒字又は金融勘定の赤字として現れる。通常の場合、経常黒字と長期資本収支の赤字は平衡した動きを示す場合が多い。

我が国の経常収支は、「60年代末から第１次石油危機直前の1972年まで」、「第１次石油危機を克服した1976年から第２次石油危機直前の1978年まで」、そして「1981年以降現在に至るまで」の間黒字を継続しており、それぞれの時期において長期資本収支の赤字は拡大している。

60年代末から72年まで及び76年から78年までの期間においては、長期資本収支の赤字幅は経常収支の黒字幅の範囲内に収まっており、差額は金融勘定、特に外貨準備の積み増しによって吸収される姿となっている。これは、60年代末から70年代にかけての時期においては、為替管理が比較的厳しかったため民間部門の資本移動が小さく、大幅な経常黒字は外貨準備の積み増しによって吸収された。これに対して、80年代における資本輸出の拡大局面においては、長期資本収支の赤字幅は経常収支黒字幅を上回っており、この差額は主に外国為替公認銀行による短期資金調達によってファイナンスされている点が特徴的である。この背景としては、80年の外国為替及び外国貿易管理法改正による資本取引の原則自由化、本邦金融機関の積極的な国際業務展開等が指摘されている。

70年代と80年代を比較した場合、金融勘定の意味付けが変化してきている。即ち、為替管理が厳しく行われていた70年代においては、金融勘定における資金の動きは、経常取引及び自律的な資本取引に付随するものとしてとらえられており、いわば調整項目という位置づけがなされていた。このような状況を背景として、金融勘定は国際収支統計上もビロー・ザ・ラインとして計上されている。しかし、資本取引が自由化されている80年代においては、金融勘定といえども、例えば外国為替公認銀行が一定の金利観に基づき積極的に資金取引を行うケースも多く、かなり自律的な動きを示すようになってきていることに注意する必要がある。

第２節　80年代における我が国資本輸出の拡大

80年代において我が国の資本輸出は大幅に拡大した。以下では、フロー面での我が国資本輸出の増大及びストック面での対外純資産の拡大について概観する。

１．我が国資本輸出の拡大

長期資本収支の本邦資本でみると、我が国資本輸出は80年108億ドル、85年818億ドル、89年1,921億ドルの流出超となっており、僅か10年足らずの間にほぼ20倍の規模に拡大している。また国外からの資本流入も含めた長期資本収支尻でみても、80年には23億ドルの流入超過であったものが、86年には1,300億ドルの流出超過となりその後も高水準で推移している（88年も1,309億ドルの流出超。ただし、89年は892億ドルの流出超）。

（注）89年については、本邦資本では対外証券投資が活発に行われたため長期資本の流出の増加要因となったが、一方、外国資本では対日債券投資が取得超に転じたことに加え、本邦企業のワラント債を中心とした外債発行が活発化したこと及び中長期ユーロ円取入れが拡大したことから、外国資本の流入が拡大したこともあって、長期資本収支尻でみた流出超過幅は892億ドルと大幅に縮小した。

このような長期資本輸出の急増は、基本的には経常収支黒字を背景としたものであるが、特に、近年における急拡大については、国内の地価上昇、株高を背景とした含み資産を担保に金融機関・企業・個人が資金を調達し、これを利回りのよい海外の不動産・金融資産等への投資に充てているためであるとの指摘もなされている。

２．我が国の対外資産・負債の動向

一方、我が国の対外資産・負債残高をみると、純資産規模は89年末で2,932億ドルと世界最大の規模となっている。85年末から89年末にかけての年率の増加率をみると、純資産は23％増、資産は42％増、負債は48％増となっている。我が国と同様に資本輸出国である西独についてみると、85年末から88年末にかけてそれぞれ59％増、26％増、18％増となっており、我が国の場合には資産、負債が両建てで大幅に増加していることが特徴的で

ある。

我が国の対外資産・負債が両建で増大した背景としては、前章で見た通り80年代以降に経常収支黒字が大幅拡大したこと、円高・貿易摩擦等を契機とした企業の海外進出が加速化したこと、企業の海外進出に伴い本邦銀行の国際業務展開が活発化したこと、我が国金融機関が資金取引や証券取引に積極的に取り組んだこと、機関投資家に対する外債保有枠の緩和等、資本輸出にかかる規制が緩和されたこと、及び1986年12月本邦オフショアー市場が創設され、その市場を通じた国際的な金融取引が活発化したこと等が指摘されている。

第３節　我が国資本輸出の構造

１．我が国資本輸出の構造

我が国の資本輸出が本格化した1980年代における資本輸出の特徴としては、いわゆる短期調達・長期運用の構造が指摘されている。即ち、経常収支黒字を大幅に上回る長期資本収支の赤字（長期資本の流出）が継続し、経常収支黒字を上回る分（基礎収支の赤字）は主に外国為替公認銀行の金融勘定の赤字（短期資本の流入）によってファイナンスされるという構造である。

例えば、1985～89年の平均でみると、経常収支は約700億ドルの黒字で、長期資本収支は約1,100億ドルの赤字となっており、差額約400億ドルのうち大宗は外国為替公認銀行によって短期で調達されている。一方、対外資産負債残高でみても1989年末時点では、長期純資産が5,717億ドルと、対外純資産合計2,932億ドルを大きく上回っている。この差額は短期の純債務によってファイナンスされており、ストック・ベースでも短期調達・長期運用の構造が現れている。

２．西独資本輸出の構造

我が国と同じく経常黒字・資本輸出国である西独についてみると、フロー・ベースでは経常収支は1985～89年の平均で約800億マルクの黒字、長期資本収支が約200億マルクの赤字となっている一方、短期資本収支が約600億マルクの赤字と短期資本の流出が相当規模に達している。ストック・ベースで1988年末の対外資産負債をみると、長期、短期共にそれぞれ1,164億マルク、2,506億マルクの資産超過となっており、短期純資産のウェイトが高いことが特徴的である。つまり西独は長期・短期共に資本輸出する形となっている。

このような西独の資本輸出構造の背景としては、次のような点が指摘されている。

①　1974年のヘルシュタット事件を契機に、西独銀行監督当局による中長期運用調達規制等が強化され、西独銀行は中長期の資本輸出を海外からの短期資金調達で行うことが事実上できないこと。

②　西独は他のEC諸国に対して輸出超過となっているため、貿易相手国はその輸入ファイナンスのために西独から短期のマルクを調達する必要があること（通常、貿易はマルク建）。

③　海外の投資家がユーロ・マルク市場あるいは西独国内マルク市場でDM債投資を行うためのマルク資金を短期で西独の銀行から調達すること。

３．我が国資本輸出の長期資産超過・短期負債超過構造

外国為替公認銀行の対外資産負債は1989年末において、長期で2,682億ドルの資産超過、短期で2,935億ドルの負債超過となっている。一方、国全体の対外資産負債は、同年末において長期で5,717億ドルの資産超過、短期で2,785億ドルの負債超過となっている。両者を比較すると、国全体としての短期調達はほとんど外国為替公認銀行によってなされている一方で、長期運用については、例えば円投型の証券・不動産投資を行う機関投資家や直接投資を行う事業会社といった、外国為替公認銀行以外の主体のウェイトが高いと指摘されている。そして、外国為替公認銀行以外の投資家が外貨建の長期運用を行う場合、それらの投資家が海外から直接資金調達を行わない限り、その資金は外国為替公認銀行から調達することになるが、反面、外国為替公認銀行としては自己のポジションをバランスするために最終的にはそのための資金を海外から主として短期で調達していると言われている。

短期調達・長期運用の問題には二つの側面がある。一つは外国為替公認銀行の短期調達・長期運用の問題であり、もう一つは国全体としての短期調達・長期運用の問題である。

外国為替公認銀行についてみると、短期調達・長期運用はイールド・カーブが右上がり

である限り、長短金利差による利益追求という最も基本的な銀行行動である。また、それと同時に、我が国の外国為替公認銀行が行っているマチュリティ・トランスフォーメイションの機能は長期資金を必要とする国への資金供給を円滑に行う上で重要な役割を果たしているとの評価もなされている。従って、これに伴う市場リスクの管理が適切に行われる限り、当面大きな問題を惹き起こすことはないとの指摘がある。こうした観点から外国為替公認銀行の長期運用に計上されているものを見ると、長期資産超過の相当部分は証券投資であり、ディーリング目的の短期保有が多い。証券投資の大宗は米国債といった極めて流動性の高いものによって占められており、長短ミスマッチによる流動性リスクは少ないとの指摘がある。一方、金利変動リスクについても、米国債に次いで多く保有されるといわれる変動利付債については、そのままでリスク・ヘッジがなされている点が指摘されている。また固定利付債についても最近はスワップ、オプション等のオフ・バランスのリスク・ヘッジ手法を多用することにより、金利変動リスクの軽減が図られている。

他方で、外国為替公認銀行の短期調達・長期運用の構造自体は否定できない事実であり、そこから生ずる外貨の流動性リスク等に関しては今後とも引き続き注意する必要があるとの指摘があった。特に、これを国全体の対外資産・負債残高でみた場合、外貨の流動性リスクの問題には注意する必要があるとの見方がある。即ち、先にも触れた通り、国全体の長期資産運用の担い手は外国為替公認銀行以外の機関投資家や事業法人のウェイトが高く、これらの投資家の長期資産は対外直接投資、不動産投資といった、必ずしも流動性の高くないものも含まれていることに注意する必要がある。

1974年のヘルシュタット銀行倒産後に一時的ではあるがユーロ市場取引が大幅に縮小した際、我が国の一部金融機関がユーロ調達に支障をきたし、大幅な割増金利（いわゆるジャパン・レート）での調達を余儀なくされたことは未だに記憶に新しいところである。将来仮に、海外の金融市場で混乱や危機が発生した場合であっても、短期の外貨建債務を負っている外国為替公認銀行が借換（ロール・オーバー）困難といった事態に直面しないよう、適切な資産・負債管理が必要と考えられる。そのためには、外国為替公認銀行自身の資産・負債管理（ALM）とともに、国全体としての資産・負債の動向について注意を払う必要があり、この観点から国全体をみた場合に、流動性の低い長期資産の保有が増加しつつあるという点に留意する必要があるとの指摘があった。即ち、我が国の長期資産の構成をみると、1989年末で証券投資52%、借款19%、直接投資15%となっている。このうち大半を占める証券投資は米国債を中心としたものであり、流動性が高いものが多いと言われているが、近年、証券投資も多様化してきており、中には仕組み債、私募債のように流動性の低いものも出てきており、また地域的にも途上国向けが増えつつあることから、証券投資といえども流動性の有無については、今後注意して見守る必要があるとの指摘があった。

また、民間借款についても途上国向けの長期固定金利のものも多く、カントリー・リスクを負っていることを念頭に置く必要がある。さらに、直接投資は最も流動性の低いものであることに留意すべきである。

4．今後の展望

経常収支黒字の範囲を上回って資本輸出を行うことは、我が国が国全体として国際的金融仲介機能を果たしていることにほかならない。我が国が今後もこのような国際的金融仲介機能を継続することが可能かどうかについては見方が分かれている。一つの見方は、海外からの短期資金の借入が大量かつ継続的に行われる場合には、金利の上昇をもたらすこともあり得、その借入に自ずからコスト面での歯止めがかかる可能性を指摘する。また、現在のように、経常収支黒字が急速に縮小してきている状況の下では、我が国経済のファンダメンタルズに対する信認及び我が国の金融機関の国際的な信用力が低下し、資金調達コストが上昇する可能性も指摘される。

他方の見方として、仮に今後、経常黒字の縮小が続くとしても、我が国の対外純資産の規模等からして我が国経済の対外信用力は急速には低下しないので、短期資金の調達によ

り経常黒字を上回る資本輸出を継続することは可能であるとの指摘もある。その場合であっても、今後仮に、経常黒字が縮小していくような場合には、資本輸出のうち対外借入に依存する部分が大きくなっていくことから、国全体としてのリスク管理が今後ますます重要となってくるとの指摘もなされている。

第４章　我が国先進国向け資本輸出の現状と諸問題

第１節　我が国対外貸付をめぐる現状と諸問題

１．概説

⑴　対外貸付と資本輸出

一般に金融機関の対外貸付という場合には、本邦店からの非居住者向けの貸付に加えて、海外支店からの非居住者向け貸付を含めて考えている。このように両者を含めて考えるのは、本邦店貸付と海外支店貸付とは貸付契約締結（ブッキング）上、区別されているものの、法人格は同一であり、また貸付及びそのための資金調達も金融機関本体の信用力に依存しており、リスク管理上もこれを一体として見るのが適当と判断されるためである。なお、本邦店からの中長期対外貸付は国際収支上の長期資本の流出にカウントされている。一方、海外支店からの貸付は、基本的に海外の市場資金の調達をベースに海外で貸付けているものであり、いわゆる「外―外」取引にあたる。

1989年末の我が国金融機関の対外貸付残高（中長期）は3,369億ドルにのぼっているが、このうち本邦店からの貸付は、約４割を占めており、その大半は円建貸付となっている。国内の円資金を海外へ貸付ける訳であり、典型的な資本輸出に当たるが、貸付先は、国際機関、アジア諸国向けのウェイトが相対的に高いという特色がある。

本邦店からの外貨建対外貸付は約250億ドル程度にとどまり、本邦店からの貸付の20％を占めるにすぎない。このうち、本邦オフショア勘定からの貸付が40億ドル程度を占めており、この部分は海外からの調達資金をオフショア市場を通じ再輸出しているものである。オフショア勘定以外からの外貨建対外貸付のための調達については、国内の外貨預金及びドル・コール市場を通ずるものや、本支店勘定を通ずる海外からの調達など様々なルートが考えられるが、いずれにせよ、国内に本源的な外貨資金は存在しておらず、突きつめれば、本邦店からの外貨建対外貸付は全て海外からの資金の再輸出とみることもできる。

一方、海外支店からの貸付は本邦銀行の海外での業務の活発化を反映して本邦店からの対外貸付を上回っている。その大宗が外貨建となっていることは、海外での市場資金の調達を基本的な原資とする以上、当然のことである。先に記したように、海外店の貸付は「外―外」取引であり、国際収支上の資本輸出にはあたらないが、海外ではジャパン・マネーの一種とみられていることも事実である。従って、我が国の金融機関による非居住者向けの貸付けという観点から海外店の貸付も含めた対外貸付全般を概観することとする。

⑵　対外貸付の動向

我が国民間金融機関の対外貸付残高は外貨建、円建ともに毎年増加している。このうち中長期貸付の残高をみると、1989年末3,369億ドルは1982年末671億ドルに比べ５倍程度の増加であり、80年代を通じて我が国金融機関の活動の活発化が伺われる。この間外貨建の伸び４倍程度に対して、円建は4.5倍（ドル換算では８倍程度）の伸びとなっている。円建貸付の相対的に高い伸びを支えたのは、80年代前半にあっては、主要外国為替公認銀行であったが、80年代後半においては、生損保により活発な円建対外貸付が続けられたことが大きい。

２．本邦銀行の海外進出の推移と現状

⑴　国際業務の変化

本邦銀行の海外での活動をふりかえると、1960年代は日系企業を対象とする貿易金融が中心であったが、70年代はソブリン・ローンの時代であったということができる。特に73年の第一次石油危機以降、オイル・マネーの還流を仲介し、途上国へ貸付ける業務が活発となったが、これをロンドン、ニューヨーク等で本邦銀行も積極的に担った。また、この間ユーロ市場の拡大に伴い、為替・資金のディーリング業務も活発化し

た。途上国向けの融資が82年のメキシコの債務返済困難を境に縮小すると、本邦銀行の与信先は、先進国の企業や地方公共団体へと重点が移された。

1980年代の本邦銀行の活動は海外拠点における民間企業向けを中心とする貸出、保証といった伝統的な与信に加えて、様々のタイプの活動へと多様化している。特に80年代後半においては、米国等先進国における企業の買収・合併に係る融資（LBO等）や不動産開発融資、プロジェクト・ファイナンス、航空機ファイナンス等の新しいタイプの与信が主力となった。これらの融資は一般的に高いリスクを有する代わりに利幅の大きな案件となっている。

また、ディーリング業務の一層の拡大に加え、スワップ、オプション等様々の金融技術を駆使したオフバランス取引が活発化しており、これらに対応するためにいくつかの本邦銀行は、専門会社を設立し、現地の人材等の陣容を整え取り組んでいる。

(2)　海外進出の推移と現状

本邦銀行の支店、現地法人、駐在員事務所を通じた海外進出は1952年に再開されたが、日本経済の国際化、本邦企業の海外進出に伴い、70年代以降急速な増加をみせた。これを本邦銀行全体の支店進出についてみると、70年以前の出店数が52店であったのに対し、70～79年に73店、80～89年には150店と急増している。特に、ここ３年程度は毎年20店以上の進出が行われているが、これは、大手銀行の引続き意欲的な出店に加え、地方企業の海外進出を背景に地方銀行、第二地方銀行にまで海外支店（特に、ニューヨーク、香港）を開設する動きが広がっていることを反映している。この結果、89年末には本邦銀行全体として海外支店は総計275店に達しており、世界的な規模で店舗網が整備されたということができる。出店数の多いのは、日系企業の進出も多く、金融市場の世界的な中心であるニューヨークの他、北米ではロスアンゼルス、シカゴである。ユーロ市場の中核であるロンドン、アジアの先進的金融市場を抱える香港、シンガポールもそれぞれ20店以上の出店がある。

また、本邦銀行全体の現地法人の設立をみると、1970年以前には６法人にとどまったのに対し、70～79年に61法人、80～89年に205法人と支店進出以上の急増ぶりとなっている。これは、近年の本邦銀行の国際業務の範囲が、いわゆる銀行業務にとどまらず、顧客のニーズに応えて証券、信託、リース等へと多様化したことを反映しているためである。

1989年末で総計269の現地法人が設立されている。このうち、銀行業務を営みうるものは150以上にのぼるが、主たる業務をそれ以外におくケースも多い。総計269の現地法人の設立されている地域をみると、支店と同様、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、香港が目立つが、起債市場として重要なチューリヒ、フランクフルトや支店形態の進出の困難なカナダ、オーストラリアでの設立も多い。

現地法人の業務をみると、証券業務を主たる業務とするロンドンや欧州大陸の現地法人、米国における公共債取扱いを目的とする証券現法、顧客の資産運用の高度化に応じるための信託現法や投資顧問業、さらに米国、欧州におけるリース会社、ファクタリング会社等の設立が目立っている。このほか、在米支店・現法の資金調達や問題債権の管理を目的とするタックス・ヘイブンでの現地法人の設立（これらの多くは実体を伴わない、いわゆるペーパー・カンパニーであり、業務はニューヨーク等で行われている）や支店形態での進出が困難な諸国における現法設立がある。この場合、100％出資の法人で進出するケースに加え、途上国に対しては、少数株主出資ながら現地資本との合弁の形で進出するケースがみられる（なおインドネシア、マレーシア、タイ等にその事例があるが、50％未満の出資の場合は統計上は上記の現法数にはカウントされていない）。また、金融技術の革新に応じて、ニューヨーク、ロンドンにおけるスワップ業務のための専門会社やシカゴ、シンガポールにおける金融先物取引専門会社の設立の例も近年みられるようになっている。

最近話題を呼んだのは、米国を中心とす

る先進国における買収による現地法人の取得である。1980年代半ば以降いくつかの都市銀行による米国カリフォルニア州におけるリテール・バンクの買収や、ニューヨークの米国財務省証券を扱うプライマリー・ディーラーの買収が注目されたのに加え、リース会社やファクタリング会社の買収により中堅企業向け与信に進出するなど、業務の現地化を一層推進する例が目立っている。

3．現地における国際銀行業務の現状と問題点

本邦銀行の海外拠点を通じた積極的な活動は、様々な面で本邦銀行のプレゼンスを高めており、近年内外の注目を集めている。BISの統計により国籍別に銀行の国際部門資産残高を見ると、84年から88年の国際部門の資産増加額の半分以上を本邦銀行が担い、この間シェアは20％強から40％弱まで急成長を遂げている（本邦銀行の国際部門資産残高は84年末、5,179億ドル、88年末１兆7,560億ドル。但し、国際部門資産残高には外貨建インパクト・ローン等の居住者向外貨建資産約2,200億ドルも含まれている）。

また、個別の銀行についても総資産ベースの比較では、世界の中の上位25行中16行を本邦銀行が占め、しかも１～７位を独占している（1988年Banker誌）。株式時価総額でみても、大手米国銀行が一行あたり、100億ドル程度であるのに対し、大手本邦銀行は400～600億ドルに達している。

さらに、本邦銀行は絶対的な規模、財務体質の良好さを背景に進出先でのプレゼンスを拡大させている。特に支店ベースでみて４分の３の資産の集中する米国、英国（現地法人ベースでみると、米国のみでほぼ２分の１となっている）においてこの傾向は顕著であり、米国においては1989年末で在米国の銀行の総資産の12％、商工業貸付の16％を占めている。また、英国においては銀行の総資産ベースで24％に達している。これらの数値は、我が国における米国の銀行、英国の銀行の資産がそれぞれ0.6％、0.4％にとどまることとの対比で、海外において問題視される場合があることも事実である。

以上のような本邦銀行の海外における業務拡大の背景として、次のような点を指摘できる。

① 1980年代を通じて日本経済の良好なパフォーマンスが続き、本邦銀行が基本とする国内営業活動が良好な状態を維持し体力を蓄えたこと。

② 1985年以降の円レートの上昇は、円建資産のドル換算額を名目上拡大させた。また、逆に、外貨建資産を円換算ベースでみると縮小したこととなり、国内資産や自己資本等との比較で外貨建資産を拡大させやすい環境となったこと。

③ 本邦企業の財務体質の改善は、企業の資産運用・調達をグローバル化し、本邦銀行としては、こうしたニーズに応じる必要に迫られたこと。また、円レートの上昇するなかで製造業を中心に本邦企業の海外進出が急増したこと。

④ 以上に加えて、本邦銀行自体が国際業務へ積極的に取り組んだこと。特に、本邦銀行各行がその規模及び財務体質に対する高い評価をベースに海外の現地市場で有利かつ大量に資金調達を行い、これを日系のみならず、現地企業向け貸付へ積極的に振り向け、業容を拡大したこと。

ここ２～３年の本邦銀行の活動を見ると、先に述べたように米国においては地方公共団体向けの保証業務やLBO等の貸付、不動産関連貸付を増大させるなど、現地の企業・団体向け業務を拡大させているほか、現地法人を通じてリテール・バンキングの分野や中堅企業貸付へも注力するようになっており、一段と業務の現地化が進んでいる。また、欧州においても、EC統合後の欧州金融市場の一体化に向けて、西独を中心に現法設立が相次いでいる。

また、本邦銀行は、金融市場の世界的一体化の進展の中で、日系企業向けのサービスから一歩進んだ段階へ踏み出し、M&A関連、様々のプロジェクト・ファイナンス及び発展するオフバランス取引の分野等の広範かつ最先端の金融サービスの分野において米国の銀行、欧州の銀行と肩を並べ主要な担い手となることを目指して積極的業務展開を行っている。

これに対して、本邦銀行は量的な側面に見られるほど質的には目立った存在となっていないとの評価もある。即ち、本邦銀行の収益

性（総資産利益率＝ROA）が低いことやオフバランス取引等の最先端分野における新商品の開発力、運用技術等の面で米国の銀行が依然上回っていることがあげられる。また、LBO等の大口資金の出し手として招かれるケースを除けば、本邦銀行が海外において現地の大企業に主たる取引先として入り込むことは一般的に困難であり、外国銀行としての限界的な参入者にとどまっている。さらに、日本企業絡みの海外企業との買収・合併の仲介業務も米国系の投資銀行のリードによるケースが圧倒的に多いことなどを考慮すれば、本邦銀行のプレゼンスは量的指標で示される程ではないとみることもできる。

こうした観点から本邦銀行の英、米両国の支店活動の性格を分析すると、英国支店は資産の中で非居住者、特に自行の他店への債権の占める割合が高く、英国現地企業との取引はさほど大きくない。即ち、本邦銀行英国支店は英国居住者以外と非ポンド建取引を行い、ユーロ市場から大量の資金を調達し、本邦銀行の他の内外拠点のため資金を供給する役割を主として担っているといえる（本邦銀行英国支店の非居住者向資産残高は88年末500億ドル）。一方、米国支店は、米国居住者向けの与信の割合が高いものの、借入人の親会社の国籍を考慮に入れて分析すると、本邦銀行米国支店の債権のうち３分の２が本邦向け及び現地の日系企業向けとなり、日本関係の顧客のウェイトが高いことがわかる。調達面では、米国支店は地元金融市場において資金の取り手であるばかりでなく、英国はじめ、他店からも資金を取りいれている。

要するに、英、米における本邦銀行の資産や貸出のシェアの数字は現在までのところ、そのままで両国における現地企業向け貸付等の分野でのプレゼンスを必ずしも示すものとはいえないことがわかる。しかしながら、本邦銀行のプレゼンスの拡大に対しては米国を中心に警戒感を表明する向きがあることも事実である。例えば、米議会の上院においては、90年１月に外国政府に米国金融機関に対する「実質的」な内国民待遇を求め、かつ報復主義的色合いのある法案が提出され、同年５月には上院銀行委員会において可決されている。また、下院においては金融制度の問題とも絡んで、下院銀行委員会の下に「金融機関の国際競争力に関する部会」が設置されるなど、我が国をも念頭において米国金融機関の競争力を問題にする議論が行われている。更に、米国の識者の中には、外国、特に一国の金融機関のプレゼンスの大きさが米国の金融システムの安定性に悪影響を及ぼす可能性を懸念する向きもある。

このような米国における批判については、資産等の規模やシェアよりも収益性等質的側面が競争力比較においては重要との意見もあるものの、同時に、従来の本邦銀行の量的経営指標重視の傾向、横並び意識に基づく競争等に対して改めて反省を迫ったものということができる。

1988年における国際的統一基準に基づく自己資本比率規制の導入は、本邦銀行に対しても、これまでのややもすれば資産拡大を重視する路線から、収益性、経営の質的側面を重視した業務展開への転換を促したものである。この自己資本比率規制の導入は、本邦銀行にとっては中長期的に質量のバランスのとれた経営へ重点を移していくための大きな梃子の役割を果たすものと見られている。また、経営の質的側面の一層の重視は、海外からの批判に応えるためにも必要なことと考えられる。

４．本邦銀行の国際銀行業務の将来展望

金融の国際化、市場の世界的一体化の中では各国の金融機関が相互に自由に海外の市場を利用しあうことは必然的な流れであり、また、これによって、世界的な資金フローの円滑化が図られ、相互の金融市場の効率性が高まり、ひいては各国経済及び世界経済の活性化にも資することとなる。

一方、金融機関が広範かつ最先端の分野に進出し、競争することは、個々の機関にとって、市場性リスクを始めとして従来からの伝統的な与信リスクとは質的に異なる複雑かつ大規模なリスクにさらされることとなることを十分認識する必要がある。この意味で各金融機関における自主的なリスク管理の充実が何よりも重要であり、また、この点に対する監督機関の適切な対応が不可欠である。

本邦銀行の急速なプレゼンスの高まりに対する警戒感がある一方で、本邦銀行の中にグローバルな金融機関として主要金融市場にお

けるメイン・プレーヤーを目指す動きがある以上、本邦銀行には各国金融市場において特に責任ある行動が求められていると考えられる。こうした要請に応えるには、次のような諸点を特に重視していく必要があろう。第一に自己資本比率規制等の国際的な枠組みに沿った銀行業務の遂行を図ることである。第二に現地化を一層進め、進出先国、進出先地域への寄与に配慮すること、具体的には現地スタッフの経営レベルへの登用や現地の産業発展、地域開発に地元企業と共同して取組むなどの現地コミュニティーへの貢献といったことが求められる。第三に、資産規模等の量的側面だけでなく、質的側面での強化が求められる。即ち、顧客ニーズの多様化、複雑化に応えて高付加価値商品を開発する能力を高めていくことであり、これは、自己資本比率規制の下で求められる収益力の向上にもつながっていく。第四に、銀行、特に本邦銀行に求められる国際的責任を果たすことである。国際的決済システムの担い手として、適切なリスク管理の下で安定的な金融取引の仲介機能を果たすとともに、世界最大の債権国の銀行として国際的資金還流円滑化の一翼を担い、相応の役割を果たすことが期待されている。

第２節　我が国対外証券投資をめぐる現状と諸問題

１．概説

⑴　対外証券投資の歴史的推移

我が国においては、1960年代後半における貿易黒字の拡大、1968年に純債権国へ移行したことなどを背景にして、1970年より対外証券投資の自由化が始まり、1972年までに金融機関、機関投資家のみならず一般投資家に対しても対外証券投資が認められた。こうして、1972～73年には、いわゆる第１次対外証券投資ブームを迎えた。その後、第１次石油危機により対外証券投資はしばらく低迷した。1977～79年には、円建外債発行の急増もあり再び対外証券投資が活発化し、いわゆる第２次対外証券投資ブームを迎えた。

1980年に改正された外国為替及び外国貿易管理法の下では、従来届出を要していた対外証券投資も、指定証券会社を経由する限り、届出も不要となった。また、1980年代に入って経常収支黒字が大幅拡大する一方で国内金利は低下した。このような状況の下で機関投資家に対する外債保有枠の拡大もあり、対外証券投資は80年代後半大幅に拡大、いわゆる第３次対外証券投資ブームを迎えることとなった。

長期資本輸出が急増した1980年代後半において、対外証券投資はその大宗を占め、ピークの1986年には77％のシェアーに達した。その後は、対外直接投資の急増もありシェアーは若干低下しているが、1989年でも59％のシェアーとなっており、依然として我が国資本輸出の中心的役割を果たしている。

我が国は1986年末以降英国を抜いて世界一の対外証券投資残高を記録しており、88年末現在では4,272億ドル（89年末は5,338億ドル）と米国（88年末で1,568億ドル）の2.7倍、英国（88年末で2,670億ドル）の1.6倍と圧倒的規模となっている。このように、資本輸出の観点からすると年々の対外証券投資及びその残高は重要な意味を有するが、各国証券市場における日本の投資家のプレゼンスをみる場合には、これに加えて市場別の証券売買高（取得＋処分）に占める本邦投資家のシェアーを見る必要がある。この点については下記⑶で触れる。

⑵　形態別対外証券投資の現状

まず、我が国の対外証券投資を形態別にみると、債券投資のウェイトが圧倒的に高いことが特徴的である。1989年の売買高（取得＋処分）でみても３兆2,734億ドルと全体の約95％を占めている。

この対外債券投資の拡大の背景としては、1970年代末から1980年代前半にかけてはドル高及び日米金利差の拡大、80年代後半以降は経常収支黒字の拡大、国内金利水準の低下、円高不況に伴う国内資金需要の停滞に加え国際分散投資の促進等が指摘されている。

一方、株式投資については、85年から87年前半にかけて世界的な同時株高となったこと、国際分散投資が我が国でも注目されたこと等から急拡大したが、87年10月のブラック・マンデー後は海外株式市場の不調からネット取得額は87年の169億ドルから

88年の30億ドルへと急減した。しかし、売買高自体は、同時期に1,250億ドルから1,502億ドルに拡大している。

対外証券投資において債券投資が大宗を占めているのは、相対的な安全性に加えて、米国を中心とする債券市場において大量の資金を運用できることなどが大きな要因であると考えられるが、我が国の対外証券投資の歴史が未だ浅く、外国株式についての知識・情報の蓄積が不足していたため、リスク判断の容易な米国債等を中心とした債券投資が先行したことも要因の一つと考えられる。

⑶　経路別・市場別対外証券投資の現状

我が国の対外証券投資の取得額を取得経路別にみると、1989年では証券会社経由の取引が１兆2,727億ドルと最も多く、全体の71％を占めている。これは、主として機関投資家の対外証券取引の相当部分と事業法人及び個人投資家の対外証券投資が指定証券会社を経由してなされていることによる。一方、指定証券会社を経由しない海外の証券会社との直接取引をみると、外国為替公認銀行が2,827億ドルで全体の16％を占め、次いで信託銀行（銀行勘定含む）1,155億ドル（７％）、保険会社784億ドル（４％）、投資信託323億ドル（２％）となっている。なお、最近の動きをみると、事業法人の対外証券投資の縮小傾向から指定証券会社のシェアーが1986年の84％をピークに年々減少している。

次に、市場別に1989年の対外証券投資状況（ネット・ベース）をみると、ルクセンブルク市場が481億ドルで全体の42％と最も多く、次いで米国市場の265億ドル（23％）、英国市場111億ドル（10％）、西独市場45億ドル（４％）となっている。

米国市場は1985年の56％をピークに年々シェアーを低下させているが、1989年についてみれば、株式の取得は増加したものの、利食い売り等により債券の処分が増加したことから大きくシェアーを下げている。一方、同年においては、ユーロ市場の拡大に加えて我が国企業の発行したワラント債の還流等の結果、ルクセンブルクがそのシェアーを大幅に伸ばし、米国に代わって最大のシェアーを占めるに至ったことが特徴的である。さらに為替が堅調であり、かつ、比較的金利の高かったフランス、カナダのシェアーが伸長した。以下、債券・株式に分けて市場別の動向を概観する。ここではデータの制約から、証券会社経由のものに限って分析することとする。

①　対外債券投資

我が国の対外債券投資を売買高（取得＋処分）でみると、1984年以降米国向けが過半を占めており、89年においては米国向けが全体の約９割と圧倒的なシェアーを占めている。この米国向け債券投資の大宗は財務省証券（米国債）への投資である。一方、ネット取得額（取得－処分）でみた場合、米国向けは288億ドルでそのシェアーは34％と売買高に比べて小さくなっている。これは、米国向けの債券投資がディーリング目的で短期間で売買されることが多いため、売買高に比してネット取得額が小さくなっているものである。他方、ルクセンブルク向け債券投資が近年ネット取得額でみて急増しており、89年には米国向け債券投資を上回る最大のシェアーとなっている。これは、86年度以降我が国企業による外債発行（特にユーロドル・ワラント債の発行）が急拡大したものの、その債券部分の大半が国内に流入しかつ国内投資家により保有されていることによるところが大きいと考えられる。但し、売買高でみると米国向けを遙かに下回っており、全体のシェアーでは89年で僅か５％弱となっている。

②　対外株式投資

我が国の対外株式投資を売買高（取得＋処分）でみると、1989年にはルクセンブルク市場が58％と前年までの米国市場に代わって最大のシェアーを占めている。これに次いで、米国の16％、英国の14％、西独の３％となっている。また、ネット取得額（取得－処分）でみても、ルクセンブルクが43％と最大のシェアーを占め、次いで西独12％、英国12％、米国10％となっている。1987年には売買高（取得＋処分）で73％と大半を占めていた米国の

シェアーが僅か２年の間に大きく減少し、代わってルクセンブルク市場のシェアーが増加していることが特徴的である（絶対額でみてもルクセンブルクは前年に比して７倍と急拡大している）。これは、ルクセンブルク市場において上場されているユーロドル・ワラント債のワラント部分の国内への還流が増加していることによる。

また、西独、英国、フランスの欧州市場における売買高も、それぞれ前年に比して５倍、４倍、３倍と大幅に増加している。この背景としては、EC市場統合や東欧の民主化の動きを受けてこれらの地域への投資が活発化していることが指摘されている。対外株式投資については、対外債券投資に比べ国際分散化がより進展しているということができる。今後は本格的な対欧州証券投資が増加するものと期待されている。

２．本邦証券会社及び本邦銀行の国際証券業務の拡大

本邦企業の海外資本市場での資金調達や我が国の対外証券投資が増加するに伴って、本邦証券会社の海外進出も着実に増加してきている。歴史的に見ると、1960年代には、大手４社による米国・英国等における現法等の設立が中心であったが、70年代後半から準大手の海外進出が活発化、さらに80年代後半以降、中規模の証券会社による進出が急速に進められた。この結果、1989年末には40社が23カ国に合計251拠点を設置するに至っている。

また、このような国内証券会社の海外進出に加え、銀行による証券業務が認められている欧州を中心に銀行系証券現法の設立も活発に行われており、1989年末で28行が17カ国に138拠点を有している。本邦証券会社の海外活動は、特に英国を中心としたユーロ市場において活発である。特に、昨年においては、本邦企業のユーロ・ワラント債発行が著しく伸び、その関連で本邦証券会社現法の引受募集手数料及び売買益が増加したことから、英国現法は大幅な黒字を計上したが、その収入構造をみると、依然として非居住者による対日株式投資や本邦企業の海外起債等、本邦関連の業務による収入が大宗を占めている。

一方、米国市場においては、米国の対日証券投資が少ないこと、また、米国市場での本邦企業の資金調達もほとんどないこと等から、英国市場における程の収益が上げられていないのが現状である。特に、1987年のブラック・マンデーの影響から、本邦証券会社の米国現法も大幅減益となった。但し、最近では米国債のプライマリー・ディーラー資格を取得し、米国債の売買に注力していること、また、我が国からの米国証券投資の活発化もあることから、黒字基調へと回復の兆しが見られる。

その他、スイスをはじめとするヨーロッパ、香港をはじめとするアジア、オセアニア等においても証券業務が行われているが、これらの拠点においては、日本株の取次ぎ業務が中心であり、一部の拠点では、本邦企業の海外起債にかかる引受・販売業務も行われているものの、いずれにせよ本邦関連の業務による収入が大宗を占めている。

但し、最近では、現地証券の取扱いの強化、M&A仲介業務等の周辺業務の強化、不動産関連商品等新商品の開発にも着手し、日本商品関連の業務への過度の依存から脱却し、業務の多角化、現地化を図りつつあるところである。

３．海外証券市場における我が国のプレゼンスの増大

⑴　米国市場

我が国の証券投資は、1989年において米国向けが84％と大宗を占めている。逆に米国からみた我が国からの証券投資をみてもそのシェアーが高いことがわかる。例えば米国のFRBの統計に基づき1981年から89年までの米国債投資累計をみると、我が国の占めるシェアーは売買高で36％、ネット取得額で23％となっている。米国債の入札においても本邦投資家は近年相当なシェアーを占めていると言われている。我が国の米国債投資は米国金利の上昇を緩和させることにより、米国経済の成長の維持に貢献するとともに、途上国債務国の金利負担を軽減する方向に働いたとの評価もなされている。

一方、株式投資についても、米国市場における我が国のシェアーは大きなものと

なっている。1987年には、我が国のネット対米株式投資は114億ドルと、英国を抜いてトップとなっている（1988年は20億ドル弱に減少したものの第１位、1989年には33億ドルで英国に次いで第２位となっている）。1981年から89年までの累計でみても204億ドルと全体の34％と最大のシェアーを占めている。米国株式の売買シェアーでみても1988年には日本は約30％と最大の外国投資家となっている（但し、1989年は約15％で英国に次いで第２位となっている）。

このように米国市場における本邦投資家のプレゼンスが高まった結果、本邦投資家のビヘイビアが市場に与える影響は大きくなってきている。特に、本邦投資家は横並び意識が強く短期間に同一方向の投資行動をとりやすく、市場に撹乱的な影響を与える場合があるとの指摘もなされる。また、最近ではこのように市場への強い影響力を持つ本邦投資家の投資行動を予測して、米国の投資家が行動するケースもみられるようになってきており、このために市場が一層大きく動くようになってきているとの指摘もなされている。このような指摘に対して、他方で、我が国投資家、なかんずく機関投資家は長期保有目的で継続的に投資するため、市場にとってむしろ安定的な存在ではないかとの指摘もある。

さらに、現在のように米国財政赤字のかなりの部分を本邦投資家がファイナンスしている現状において米国経済の将来の繁栄が本邦投資家の米国債購入態度に依存しているのではないかという懸念が米国民の一部に生じており、これが我が国の対米投資に対する一部の反感につながっているとの指摘もなされている。

これらの指摘に鑑みれば、本邦投資家は今や自らが予想する以上に海外市場に対して大きな影響力を持っていることを十分自覚して､それに基づいた適切な行動をとる必要があるのではないかとの意見が多かった。

⑵　欧州市場

欧州市場への我が国の対外証券投資はユーロ債の国内還流の形で近年急増している。これは、調達コストが低く、規制の少ないユーロ市場においてワラント債を中心とした起債により資金調達を行う本邦企業が急増したことが背景となっている。1989年中、ユーロ市場で発行されたエクイティ関連債に占める本邦企業の起債ウェイトは、転換社債で36％、ワラント債で97％とどちらも大宗を占めている。これらのユーロ債は、一定期間を経過すると国内市場に還流し、結局、国内の投資家に保有されることが多く、これらは統計上、欧州地域への証券投資として計上されることになる。この点に関しては、資本輸出国である我が国が企業の巨額の資金調達を海外に依存するのは、為替相場の動向等の市場要因のほか、我が国発行市場の制度・慣行面での制約等によるところが大きいと考えられることから、資本輸出国にふさわしい国内金融資本市場の整備が急務であるとの指摘があった。

第３節　我が国対外直接投資をめぐる現状と諸問題

１．概説

⑴　我が国対外直接投資の歴史的変遷

戦後の我が国の対外直接投資は1951年に再開された。1950、60年代における対外直接投資は、天然資源開発のための投資プロジェクト、貿易支援的な販売拠点の設置等が中心であったが、規模としては微々たるものにとどまっていた。1970年代に入ると、対外直接投資の自由化もあり、大幅な円高、日本の実質賃金の上昇、経常収支の黒字等を背景として、対外直接投資は急増した。しかし、第１次石油危機後、日本からの対外直接投資の毎年のフロー水準は低下し、80年代初まで総じて停滞的であった。

1981年以降、経常黒字の拡大及びそれに伴う貿易摩擦の激化等を背景として、我が国の対外直接投資は再び増加し始めた。85年以降は大幅な円高により製造業を中心に海外進出がさらに促進されることとなった。

⑵　我が国対外直接投資の現状

最近の我が国対外直接投資を地域別に見ると、累計ベースでも、また、フロー・ベースでも共に米国を中心とする北米向けが最大のシェアーを占めており、それに欧州、アジア、中南米が続いている。欧州については、1992年の欧州統合に備え、ここ数年本邦企業の進出が顕著である。中南米

向けについては、その大半がタックス・ヘイブンとして知られるカリブ海諸国の金融子会社への直接投資であり、最近では製造業向けのシェアーは僅か５％程度にとどまっている。アジア向けは伝統的に製造業部門へ活発に投資されているが、近年増加している同地域向け直接投資は従来の垂直分業型から水平分業型へと移行しつつあると言われている。

業種別に我が国対外直接投資を見ると、1989年度上半期において製造業が３割、非製造業が７割となっており、依然非製造業が大宗を占めているものの、近年、製造業のウェイトが高まってきている。非製造業の内訳を見ると、金融・保険が24％と高いウェイトを占め、次いで不動産業投資が19％という構造となっている。85年以降の我が国対外直接投資は①製造業の現地生産化投資、②金融関連、③不動産関連投資が３本の柱となっている。以下では製造業の現地生産化投資と、金融関連の直接投資について概観することとし、不動産関連投資については次節で分析することとする。

①　製造業の現地生産化投資

製造業の現地生産化投資を投資動機によって見ると、コスト引下げを目指したもの、貿易摩擦の回避を狙ったもの、企業のグローバル化を狙ったものが多い。コスト引下げを目指した現地生産化投資はアジア向けが中心となっている。1985年以降の円高により、我が国の賃金水準は欧米主要国並みとなり、東南アジア諸国との格差が一層拡大した結果、これら地域における生産の優位性が大きく増加した。このようなコスト要因からの現地生産化投資は85年以降の我が国産業の構造変化と密接な関係がある。従来主として価格競争力で優位に立っていた品目が円高により輸入品に対して優位性を失い、国内メーカーは品質等の非価格競争力の高い技術集約型の高付加価値製品に国内生産を集中させる一方で、労働集約的製品等の生産を海外にシフトさせることとなった。

貿易摩擦の回避のための現地生産は欧米市場向けが中心となっている。1970年代において対米輸出自主規制枠をクリアーするためカラーテレビの現地生産が開始され、80年代において乗用車の対米輸出自主規制への対応から米国に現地生産工場が相次いで設立されている。その他の電機産業等の製造業においても、80年代に入り欧米における保護主義の動きに対応し、現地生産化が進展してきている。また、親会社が摩擦回避目的で進出したため、同様に進出を余儀なくされた部品メーカーも実質的には「摩擦回避」型の投資といえる。

直接投資の収益率を国際的に比較することは困難であるが、一つの試算として欧米向け直接投資の収益率とアジア向けを比較してみると、進出時期如何を問わず、アジア向け（0.8％～6.9％）が欧米向け（－2.7％～3.7％）を大きく上回っているとの分析もある。この点からも、欧米向けの直接投資はアジア向けに比して収益性が低く、主として貿易摩擦回避のために行われているのではないかと思われる。

企業のグローバル化を狙った直接投資も近年特に顕著になっていると指摘されている。従来、我が国企業は海外現地生産化を飛躍的に拡大してきたものの、経営戦略はほとんどの場合、日本の本社が決定していた。しかしながら、企業活動の国際化が進展するに伴い、主たる経営上の意思決定を現地に委ねる必要性が高まってきたため、例えば大手電機メーカーや自動車メーカーにおいて見られるように、世界をいくつかの地域（通常、米国、欧州、アジアの３地域に分割することが多い）に分けて地域統括会社を設立し地域的に経営上の意思決定を行うという動きも見られるところである。

②　金融関連投資

金融関連投資に関しては、以下の３つのパターンが主である。即ち、第一に、取引先企業の海外展開に伴い必要となる国際金融取引の増加を背景として、本邦銀行による総合的金融サービス提供のための現法・支店の設立やネットワーク作りを目指す外国銀行の買収。第二に、企

業活動の国際化及び金融市場の国際化に対応した企業自身による金融子会社の設立。第三に、機関投資家の投資会社の設立（これは、対外投資を行う際に自己勘定でなく海外子会社への出資金を用いて子会社が投資を行うもので統計上は直接投資に計上されるが、実質的には証券投資である）である。

企業の金融子会社は地域的には、1992年の欧州統合を控え生産・販売拠点の整備が進んでいるオランダ、イギリス等の欧州のウェイトが高く、次いでバハマ、ケイマン等の中南米地域、香港、シンガポール等のアジア地域となっている。これらの金融子会社の中には、企業の海外業務展開における企業グループ内のファイナンス・カンパニーとして、為替取引等の一元管理を行っている例もみられる。また、業務の国際化に伴い海外での資金需要は海外での調達で賄うという方針をとる企業が多くなっており、金融子会社の重要性は今後さらに増加していくものと指摘されている。

(3) 我が国対外直接投資をめぐる新たな動き

我が国の対外直接投資の近年における新たな潮流としてM&A（企業合併・買収）の急増が顕著であり、対米中心に直接投資の柱になりつつある。日本企業のM&Aの特徴は、①友好的買収がほとんどであり、②異業種を対象とした経営の多角化や川下産業買収による販路拡大等の他、同一業種を対象とした本業のグローバル化に、より関心を示す点にある。M&Aは投資する側にとっては、設備、従業員、販売網、ノウハウ等を一挙に取得できるというメリットがあり、海外における競争が激化している現在においてはこの時間節約の効果は極めて重要であると言われている。ただし、M&Aによる海外進出は、グリーンフィールド・インベストメント（新規に工場等を設立するもの）に比して設備投資需要や雇用創出等の面で投資先地域へのメリットが少ない点には注意を要するとの指摘がある。

2．投資受入国からみたメリット・デメリット

対外直接投資は、一般には生産・雇用等の面で投資受入国の経済に対してメリットが大きいと受け取られているが、一方では本邦企業のプレゼンスの高まりが投資受入国において感情的な批判を呼び起こしている場合がある。以下では我が国の対外直接投資が投資受入国でどのように受けとめられているかを見る。

(1) 経済的メリット

証券投資が金利・為替への期待の変化で大きく変動する一方、直接投資は短期的な期待で変動する度合いが小さいことから、安定的な投資形態として、受入国においても積極的に評価されることが多い。製造業の現地生産化直接投資については、雇用の創出や投資受入国への技術移転、競争の促進等を通ずる生産の効率化や雇用の創出等により、受入国経済に貢献するものとして一般的には好ましいとの評価を受けている。現地における日系企業による雇用については、1988年度末の105万人から2000年には900万人にまで増加するとの推計もある。また、海外進出している企業の多くは現地生産における部品等の現地調達比率の引上げに前向きに取り組んでおり、この点からも受入国経済に貢献するものと期待されている。

(2) 投資摩擦問題

我が国の対外直接投資が1985年以降急激に増加した結果、世界各地で本邦企業のプレゼンスは大きく高まっている。このようなプレゼンスの高まりに伴い、現地の同業者による進出反対運動、日本企業の現地スタッフ活用不足に対する抗議、日本流の経営方式や労使関係の導入に伴う困難といった問題が生じてきている。さらには、本邦企業により投資受入国の産業支配が進展しているとの感情的な批判・懸念が生じてきているとの指摘もみられる。特に、米国が巨大な純債務国となる一方で、日本などからの直接・間接投資が急増しているため、米国国内には日本に対する感情的な反発が生じ易くなっている面があると指摘されている。

なお、米国では安全保障関連の産業分野の直接投資につき「エクソン・フロリオ条項」が包括通商法案として審議され、1988年８月に成立したが、「エクソン・フロリ

オ条項」は、外国企業によるM&A等が国家の安全保障にとって脅威となると判断される場合には、大統領はそのようなM&A等を規制しうると定めている。この条項は、運用いかんによっては投資制限的なものとなりうるものと考えられる。

この他、我が国の対外直接投資について摩擦が生じている背景には、対外直接投資に比して我が国への対内直接投資が低水準（例えば米国側の統計によれば、米国向けの我が国対外直接投資と米国から我が国への対内直接投資の比率は残高ベースでみて概ね３対１）にとどまっていることも指摘されている。

直接投資は前に述べた通り基本的には受入国経済に貢献するものであるが、反面それに伴う摩擦が問題とされることもあった。以下それを歴史的に考察すると次のような点が指摘される。即ち、1960年代米国はEEC結成以後の欧州及びカナダに対外直接投資を急増させたが、その際、受入国側において米国の多国籍企業による産業支配を招くとの感情的反発の他、受入国の労働慣行を無視した一方的解雇、敵対的企業買収への反発等の摩擦が生じた。我が国においても、戦後の対内直接投資の自由化をめぐり外国資本による我が国の産業支配に対する懸念が強かったことが想起される。現在の我が国対外直接投資をめぐる摩擦についても、立場は逆転したものの状況は類似していることに鑑みれば、投資摩擦への対応策を歴史的経験から学ぶことも重要であるとの指摘もある。

３．投資国からみたメリット・デメリット

対外直接投資の投資国に与える効果については貿易収支への影響のほか、かつての米国のように国内産業の空洞化をもたらしたといわれる例もある。我が国の対外直接投資が如何なる影響を我が国経済にもたらすかを以下では分析する。

⑴　対外直接投資の我が国貿易収支に与える影響

製造業の現地生産化直接投資については、現地生産の立ち上がり局面においては地場の供給者とのネット・ワークが確立していないため現地生産に必要な資本財・部品等を本国からの輸入に依存することとなり、短期的には必ずしも貿易不均衡を改善しないが、中長期的には①輸出代替、②逆輸入、③投資受入国から第三国への輸出による本国から第三国への輸出の代替、④資本財・部品等の現地調達の増加、⑤資本財・部品業者の現地生産化等により、貿易不均衡の是正に寄与すると評価されることが多い。現地生産化投資が貿易収支に与える影響を数量的に捉えるのは困難であるが、一つの試算として、2000年の我が国企業の現地生産額が1.2兆ドル程度、うち輸出の減少に寄与するものが3,000億ドル程度、及び逆輸入分が300億ドル程度、他方で資本財・部品輸出の増加が2,600億ドル程度となり、実際の黒字縮小効果は700億ドル程度となるとの推計もなされている。（ただしこの場合でも、現地生産の行われない品目において輸出が増加する等の可能性があり、経常収支が全体として、700億ドル減少するわけではない。）

以上のように、対外直接投資は中長期的に貿易不均衡の改善をもたらすことから、貿易摩擦回避策となるとの意見が多い一方、対外直接投資が貿易摩擦回避策として常に機能するとは必ずしもいえないとの指摘もある。即ち、直接投資によって投資受入国の消費者に対して直接、製品を供給することになると、「相手国の輸入制限が相手国の消費者の不利益になる」という保護貿易主義に対する抑止力を薄れさせる可能性があるとの指摘がある。また、直接投資による現地生産が受入国の雇用等にも貢献することになると、相手国政府に輸入制限のインセンティブを与えることにもなりかねない。更に、現地生産の拡大が相手国の国内生産者のマーケット・シェアーを減少させることとなる場合には、輸入制限の強化、あるいは輸入と現地生産の合計に対しての数量制限につながる可能性があるとの指摘もある。

⑵　国内産業の空洞化問題

米国産業の国際競争力の低下はいくつかの要因が複合した結果と見られているが、その一つとして過去の直接投資があげられている。このような観点から、対外直接投

資が我が国経済を空洞化させることにならないかとの懸念も指摘されている。さらに、現地生産は不可逆的な面が強いとの観点から、仮に為替相場等が変動しても、機動的に現地生産を国内生産に切り換えることは難しく、いったん国内産業が空洞化するとその流れを元に戻すことは出来ないとの指摘もある。国内産業が空洞化するかどうかについては、日本経済の構造転換との関係が問題となる。円高により価格競争の分野では日本製品の比較優位が大きく後退した中で、日本企業が技術集約型の高付加価値製品に国内生産をシフトし、労働集約型の産業を主体に対外直接投資を行っている限りにおいては、国内産業の空洞化を回避しつつ、日本経済の強化という効果も期待できるとの指摘がある。

他方、欧米向けになされているような摩擦回避型の直接投資において、技術集約型の高付加価値製品までが次々に海外生産に切り換えられていく状況を想定すれば、我が国産業の空洞化の可能性は否定しきれないとの指摘もある。

4．今後の展望

今後も我が国の対外直接投資は、現在のような急激な増加は続かないとしても、高い水準の投資を継続するものと予想されている。日本は直接投資国としては発展のごく初期の段階にあると言われている。対外直接投資残高のGNP比、国民総貯蓄に対する対外直接投資の比率、日本の製造業企業の売上高に対する海外生産の比率といったものを検討する限り、国民経済に占める直接投資の比重は依然として低いとされている。また、資本輸出に占める比重も近年拡大しつつあるが、まだ高くはない。しかし日本の企業は対外直接投資に必要な各種の経営資源を急速に蓄積しつつあり、我が国対外直接投資の今後一層の成熟が見込まれる。

一方、直接投資をめぐる投資摩擦の問題に対しては、①部品等のより積極的な現地調達、②現地に密着した企業としての社会的責任の見地から現地スタッフの登用に取り組み、地元のコミュニティへの貢献等の「現地化」を進め、「良き企業市民」（“good corporate citizen”）として行動すること、③投資形態について受入国がより歓迎するジョイント・ベンチャーを積極的に取り入れること、④対外直接投資のメリットにつきPRすること等が重要であると指摘されている。また、対内直接投資も近年着実に増大しているが、対外直接投資の増加が極めて急激かつ大幅であったため対内・対外直接投資の比率は低下している状況に鑑み、今後の資本交流は対外直接投資と対内直接投資がバランスのとれた形で行われることが望ましいとの指摘もなされている。

第4節　我が国対外不動産投資をめぐる現状と諸問題

1．概説

(1)　我が国の対外不動産投資の歴史的変遷

我が国の対外不動産投資は1970年頃から、商社や不動産会社がハワイや米国西海岸において宅地開発・工業団地開発・リゾート開発を始め、1972年頃に第1次ブームを迎えた。その後石油ショックで中断したが、1980年頃から不動産投資の自由化措置による増加があったものの、米国の不動産市場は供給過剰ぎみであり、我が国において対外不動産投資は注目を集めるに至らなかった。

我が国の不動産投資が内外の注目を集めるようになったのは、1985年秋以降の円高により、急速に海外特に米国への不動産投資が行われてからである。対外直接投資届出実績（注）によれば、不動産業向け海外直接投資は1985年度12億ドルから1988年度に86億ドルへと3年間で7倍強となっている。

（注）海外企業（子会社）の証券投資の形をとらない直接的な対外不動産取得は外国為替及び外国貿易管理法上、届出義務がないため、例えば個人の直接取得の場合のようにその実体を完全に把握することが極めて困難なケースもあるが、対外不動産投資の大宗は海外における不動産業、サービス業（ホテル、リゾート向け投資の場合）に対する出資等の直接投資形態をとることから、対外直接投資届出実績により大体の傾向はとらえられると考えられる。ただし、海外子会社が海外において調達した資金により現地の不動産業に投資されたような場合には、この統計にも現れてこないことに注意

する必要がある。

(2) 我が国の対外不動産投資の現状

日本の不動産投資の特徴としては、①短期間に巨額の投資を行ったこと、②特定の地域へ集中していること（例えば米国のホノルル、ロス・アンジェルス、ニューヨーク、オーストラリアのゴールド・コースト等）、また、③長期保有目的の投資が多いこと、④機関投資家、建設会社・不動産会社の他一般の事業会社や個人投資家まで、投資家が幅広く多様であること、⑤比較的投資効率の低い割高な物件に対しても投資が行われていることなどを指摘する向きもある。

投資形態については、法人投資家の場合、現地法人を経由した間接取得が多く、現地有力企業とのジョイント・ベンチャー方式やパートナーシップ形式での共同投資案件が多いといわれている。間接取得の多い理由としては、投資物件の管理を行う現法が必要であること、また共同投資案件が多い理由としては、投資物件の管理の必要性のほか、より有利な投資情報の獲得のため、地場のパートナーに依存する度合いが高いこと、地域との共存密着を図ることが考えられる。

Ⅰ）米国側の資料によれば、投資対象は全体では既存物件の買収の方が若干多いが、建設会社や不動産ディベロッパーは現地のパートナーと共同で新規開発を行うケースが多い。また、生保は原則として共同で既存物件を購入する傾向にあり、長期保有による賃料収入の獲得を基本とし、転売による売却益の獲得を目的としていない。一方、個人投資家は、殆ど単独で既存物件を取得している。

Ⅱ）用途別では、対米不動産投資物件についてみるとオフィスビルが全体の50％程度を占め、ホテル・リゾートが20％強、多目的ビルが15％弱（88年）となっている。

地域別にみると我が国の届出ベースの数字によれば、1988年度の我が国から海外への不動産業向け直接投資は、北米（米国、カナダ）が56億ドル、続いて太洋州（オーストラリア等）が13億ドル、欧州が11億ドルと、この３地域で全体の94％を占めている。なお、米国側の資料によれば、我が国の対米不動産投資は88年において全米市場の総取引高の13～14％のシェアを占めているとの推計もある。

我が国の不動産投資が対米集中となった理由としては、①米国との経済的・文化的結びつきの強さ、②米国の政治的・経済的安定性に対する信頼感、③効率的で流動性の高い不動産市場の存在等が指摘されている。

(3) 投資動機、投資決定要因

我が国不動産投資急増の要因としては、①円高の進展による購買力の増大、②我が国経済・金融の成熟化に伴う債券から株式、不動産といった対外投資の多様化の進展、③国内不動産の急騰とそれに伴う海外不動産価格の相対的な割安感、④海外の不動産の投資利回りが国内より相当高かったこと等が指摘されている。

2．いわゆる不動産投資摩擦

(1) 対米不動産投資摩擦

我が国の対米不動産投資については、米国側にとって以下のようなメリットがあると言われている。即ち、①不動産市場の流動性の増加、②地域開発への貢献、③雇用及び需要の創出、あるいはインフラの整備の促進、④波及効果による経済活性化、⑤施設整備による利用者の便益増大、等が指摘されている。しかしながら、我が国からの投資がもたらす上のようなメリットについて一般の認識が薄いこともあり、時に感情的反発となって政治的問題を呼び起こしている。

批判の論拠としては、①特定地域に対する投資の集中と高値買いによる地価等の高騰（例えば、ハワイの居住用不動産等）、②所有者が居住せず空き家となる場合、コミュニティの形成・維持を阻害する、等が挙げられているが、これらは経済合理的論拠には比較的乏しく、感情的、政治的な側面が強いとの指摘がなされている。

上記の判断に対しては、①不動産投資を米国経済への長期安定資金の供給源ととらえ、米国不動産市場の効率性等から見ても、市場の撹乱要因とはならない、②不動産投

資は単に日本だけではなく欧州諸国、カナダ等からも行われているなどの反論もなされており、米国内においても議論は様々である。

⑵　その他地域での不動産投資摩擦

米国以外にも豪州のリゾート地域等において集中豪雨的な我が国の投資が注目を集めた例があるが、外国人による不動産の取得を制限している地域や事実上取得が困難な地域もまだ多く、投資摩擦が顕在化している例はまだ少ない。また、ロンドンにおけるシティ再開発に見られるように、我が国からの投資をむしろ歓迎する例もある。しかし、1992年のEC統合等を勘案すれば、今後地域的に不動産投資が分散化することが十分に予想され、不動産投資摩擦問題についても拡散の可能性はあることには注意する必要があるとの指摘もある。

3．今後の展望

我が国の対外不動産投資は今後とも増加傾向を続けていくと予想されるが、不動産投資摩擦への対応として我が国の側で不動産投資を規制することは、基本的に望ましくなく、また必要もないとの意見が多かった。しかし不動産投資摩擦の問題は引き続き慎重に配慮していく必要があり、具体的な方策としては、①実際投資を行う時には、事前調査を充分に行い、専門スタッフを活用すること、②地元経済の進展に貢献する開発型のもの、利益を地元と分け合うジョイント・ベンチャー型のものといった投資方式をとること、③「よき市民」としての活動を行い、雇用にあたっても現地人の採用等に配慮すること、④地域の社会活動や慈善活動に積極的に参加すること、⑤日本の投資の意図、目的、経済効果等を十分地元に知ってもらうため、積極的なパブリシティ活動を行うこと、⑥ランド・マーク的あるいはモニュメンタルな物件への投資は控えること等が重要であるとの指摘がなされている。

他方、個々の不動産投資がたとえ合理的な投資行動に基づく場合であっても、総体として同一地域に集中豪雨的に行われる場合には、不当に不動産価格をつり上げるといった弊害をもたらし、現地での反発を招くという点についての配慮は今後とも必要であると考えられる。

また、先にも触れた通り、現在対外不動産投資は自由化されているため必ずしも現状を完全には把握できていない。我が国の対外不動産投資が増加し世界的に注目を浴びている状況においては、対外不動産投資の現状の把握に努めることが重要である。

第5章　我が国から開発途上国への資金フローの現状と諸問題

第1節　我が国から開発途上国への資金フローの現状

1．概観

我が国から途上国への資金の流れは、我が国からの資本輸出という形で直接途上国に流入するものと、国際開発金融機関が資金調達を我が国市場で行い、その国際機関が途上国に対して融資等を行うといった間接的なものに大別される。前者については本節で述べるが、後者についても年々パイプが太くなってきており、1989年末でその調達の累計額は6兆円近くに達している。

2．対外貸付

対外貸付全般の地域的構成をみると、途上国向け貸付残高は金額ベースで1982年末の330億ドルから89年末の982億ドルへ増加しているものの、全体に占める比率では82年末の約50％から89年末の30％未満へと大きく後退している。

一般に途上国向け融資について、民間銀行は、1982年の累積債務問題の発生以降、カントリー・リスクに極めて敏感になっており、リスクに応じた選別的貸付態度をとっている。この結果、総じて途上国向け貸付、特にソブリン向け貸付については、従前に比し一転して慎重な態度となっている。

開発途上国向け貸付残高を地域別にみると、中南米とアジアとが対照的な推移となっている。1982年末に全体の32％を占めた中南米向け貸付は、89年には14％へ低下し、一方アジア向け貸付は、11％から13％へとわずかながら比率を上昇させている。中南米向けの貸付残高のシェアが半減したのは、この地域への新規貸付が、82年のメキシコの債務返済困難以降、民間銀行団の金融支援として行われるもののほかは、タックス・ヘイブンに所在す

る資本関係、取引関係の密接な貸付先への貸付等限定的な範囲でのみ行われているためである（なお、中南米諸国への円建貸付分について円レートの上昇により名目上のドル換算額が上昇し、ドル・ベースの残高が上昇していることを勘案すると、中南米向け残高の落ち込みはより大きいものとなっている）。

一方、アジア向けをみると、まず、アジアNIEs向けは、香港等における日系企業向け貸付は多いものの、これらが経常収支黒字国へと転じ、対外借入需要はあまり発生しなくなっており、今後、貸付残高が拡大することは必ずしも見込まれない。次に、ASEAN諸国であるが、累積債務問題への警戒から政府借入を抑制し、プロジェクト・ファイナンス等の形態を通じ慎重に資金受入れを図っている。南アジアはインドを中心に商業ベースの借入需要も高まりつつあるが、基本的には援助や国際金融機関の融資を中心に国内資金の不足を補っている。なお、中国については、85～86年度から国内の経済改革推進とともに資金需要が高まり、本邦銀行の貸付残高も拡大してきたが、このところ新規融資は停滞している。

次に、東欧については1980年代初めポーランド、ユーゴスラビア、ルーマニアで債務問題が表面化したものの、これ以外の諸国については80年代半ばまで本邦銀行の貸付は増加傾向をたどった。ただ、80年代後半以降、経済成長の低迷等により、本邦銀行の新規融資は減少している。昨年来の民主化・自由化の進展の下で今後の経済改革の動向が注目されているが、本邦銀行を含め民間銀行は当面慎重な姿勢をとっている。

3．証券投資

⑴　途上国の証券市場の現状

途上国の証券市場の現状をみると、アジアNIEsやASEAN諸国等では急速に拡大してきているが、総じて未だ市場の厚みが十分ではなく、今後の発展が期待されるという段階にある。

例えば、株式時価総額の対GNP比率を証券市場の発展度合いの尺度としてみると、比率が100％以上の国、つまり時価総額がGNPの額を上回っている国は、台湾、香港、シンガポール、マレーシア等で、これに続き韓国が70％、タイが40％となっている。その他の途上国についてみれば、先進国の平均値である65％を大きく下回っている。また上場会社数でみると、大半の途上国で増加傾向にあり、例えば韓国では626社、インドでは2,344社となっている（89年末）。しかしながら、ある調査結果によれば比較的上場会社数の多い韓国やさらにはインドでさえ、ある程度の流動性及び情報の開示があり、投資にふさわしいと見られる銘柄は、韓国で250から300銘柄、インドの場合は、300から500銘柄であると指摘されている。インドネシアやフィリピン、タイではせいぜい10から40銘柄とされている。ASEAN諸国の上場株式銘柄が少ないのは、同族会社が比較的多いことや華僑系の会社は公開を望まないことが多いからであるともいわれている。

なお債券市場については、途上国において資金調達の主流を占めている間接金融との代替性が強いこともあり、株式市場以上に未発達で、市場の存在すら認め難い国もあるのが現状である。

⑵　我が国からの途上国への証券投資

前に述べたように我が国対外証券投資は先進国向けが圧倒的に多く、途上国向けの割合はごく限られたものとなっているが、最近、途上国の潜在的成長性等を反映して途上国向け証券投資は機関投資家を中心に増加傾向にある。

我が国の対途上国証券投資の大宗はアジア諸国向けである。特に香港、シンガポール等への投資は良好なファンダメンタルズに支えられ活発であるが、インドネシア、タイ、マレーシア等への投資が急増しているのも注目される。タイ、マレーシアにおいては高度経済成長もさることながら、証券事務のコンピュータ化に代表される取引の合理化の進展が好影響を及ぼしていると言われている。

しかし途上国への証券投資に対する制約要因はまだ多い。上に述べたような投資対象銘柄の不足の他、ほとんどの途上国において外国からの投資に対し何らかの規制が課されており、これが我が国からの証券投資の制約要因となっている。たとえば、

① 外国人による株式保有の原則禁止（韓国、台湾等）、
② 外国人による株式保有は認めるが持株比率を制限（マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア等）、
③ 外国人の証券投資の果実の国外送金につき、中央銀行等の認可が必要（タイ、フィリピン等）

等である。しかしながら、アジア資本市場においても経済のグローバリゼージョン及び国内経済の進展等に伴い、次第に規制緩和が進行し、市場が活性化してきている。たとえば韓国については1992年に一般外国人による証券投資を制限つきで認可することが予定されており、また台湾でも時期は明らかにされていないが自由化を計画していると言われている。

なお、途上国の我が国市場での起債状況をみると、韓国、マレーシア、タイ、フィリピン等の円建外債（サムライ債）の発行が我が国における円建外債の発行条件の緩和等もあって特に1980年代に入ってから増えており、今後とも途上国への民間資金の重要なチャネルの一つになるものと見込まれる。

(3) カントリー・ファンド

以上、アジアを中心に途上国の資本市場を概観したが、一般的に途上国の株式市場にはまだ規制が多く、また個々の株式の投資適格性についても十分なものとは言えないのが実状である。また、途上国にとっても外国人の株式取得が進むと外国人による経営支配の恐れがあり、必ずしも無条件に歓迎するとは言えない事情がある。このような事情を背景に、先進国からのエクイティ資金を継続的に途上国に流入させる手段として期待されているのが、いわゆるカントリー・ファンド（又はリージョナル・ファンド）といわれるものである。

カントリー・ファンドとは、特定の１カ国、あるいはせいぜい数カ国（この場合、リージョナル・ファンドと呼ばれる）に投資する国際投資信託のことである。このカントリー・ファンドには、法律上の性格や仕組みによっていくつかのタイプがあるが、その中でも主流をなすのは会社型クローズド・エンド・ファンドである。

途上国を対象としたカントリー・ファンドないしリージョナル・ファンドは会社型ファンドとして、ニューヨーク証券取引所をはじめとしてロンドン、シンガポール、香港、ルクセンブルク等の証券取引所に上場されている。これらは、対象国の高い潜在経済成長力を見込んで長期のキャピタル・ゲインを得ることを目標としたものである。

これらのファンドの中でも先駆的な役割を果たしたのが、1984年に設定されたコリア・ファンドである。このファンドは国際金融公社（IFC）の主導の下に従来、外国投信の設定を認めてこなかった韓国政府の了承を得た上で設定された、発行額１億５千万ドルという途上国ファンドとしては大規模なものである。その後の韓国株式市場の好調に支えられ、良好なパフォーマンスを記録し、投資家の注目を引いたことにより、その後のカントリー・ファンド・ブームの先駆的役割を果たしたものである。その後アジアNIEs、ASEAN諸国のみならず、南欧や南西アジア、ラテン・アメリカ地域を対象としたファンドが追随しており、最近では、ハンガリーの企業の株式を組み込むことも可能なカントリー・ファンドも設定されている。

我が国機関投資家や個人投資家は、積極的にこれらのカントリー・ファンドを購入してきており、途上国への民間資金流入の有力なルートの一つとなっている。なお、これらのファンドは上記のとおり会社型となっており、我が国国際収支統計上、外国株式として計上されるため、これだけを特定して我が国からの投資金額として把握することはできない。このようにカントリー・ファンドの設定は増加してきており、これまでのところ総じて良好なパフォーマンスにより需要は高まってきているものの、その組入れ対象となる株式の供給量はまだ十分とは言えないため、増大する需要に対して供給面でのネックが生じている。

なお、我が国においては、現在のところ契約型投資信託しか存在していないが、1989年秋以降契約型のカントリー・ファン

ドが相次いで設定されている。

4．直接投資

1970年代末までの我が国の海外直接投資はアジア諸国等途上国向けの直接投資もかなりの部分を占めていた。1960～1970年代には、アジア、中南米を中心として製造業、資源関連の直接投資が活発に行われた。1970年代後半以降はやや低迷したが、1985年９月のプラザ合意以降の円高、アジアNIEsやASEAN諸国の経済成長を受け再びアジア向け直接投資が活発化し、一方中南米向け直接投資は累積債務問題の顕在化によりタックス・ヘイブン向けを除くと伸び悩んでいる。

海外直接投資、特に製造業投資は累積債務問題解決の有力な方策となることが期待されているが、アジアと中南米では状況が全く異なってきている。1986年度以降、アジア向けの製造業投資が急増、アジア向け直接投資総額に占める製造業投資の割合も38％と従来の割合の延長線上にあるのに対し、中南米向けの製造業投資は極めて低調であり、投資総額に占める製造業投資の割合は5.5％にまで落ち込んでいる。

この結果、アジア諸国に対する直接投資の中に占める我が国のシェアは高くなっており、タイ、韓国、マレーシア、インドネシア等においては我が国は最大の直接投資国となっており、その他シンガポール等においても我が国の直接投資は急増している。その結果、たとえばタイへの我が国直接投資は、同国の民間設備投資の２割強にも達している（1988年、承認額ベース）。

アジア向けの海外直接投資が急増しているのは、総じていえば、順調な経済成長、積極的な外資導入政策等がその理由であると考えられる。一方、中南米諸国は依然として投資環境が改善されておらず、民間企業が積極的に直接投資を行いにくい環境にある。

我が国からの海外直接投資促進を目的として、既にいくつかの施策が採られている。日本アセアン投資㈱（JAIC）や日本国際協力機構㈱（JAIDO）の設立、貿易保険制度の拡充、日本輸出入銀行の出資機能の創設などがそれであり、また国際機関においても多数国間投資保証機関（MIGA）の設立に代表される直接投資促進の動きがある。直接投資は債務性を伴わない資金フローであると同時に、雇用の創出や経営資源の移転を可能とし、製品の輸出を通じた外貨獲得に貢献するなどの効果を有するが、投資の決定は民間企業自身の判断によりなされるものである。中南米諸国をはじめとする累積債務問題を抱えた途上国が我が国からの直接投資を誘致するためには、まず自らの投資環境の改善を急がなければならない。中南米諸国の中でも新債務戦略の適用国第１号となったメキシコや順調な経済成長を続けるチリにおいて、徐々に先進国からの直接投資が行われ始めたとも伝えられており、今後他の中南米諸国をはじめとする累積債務問題を抱える途上国が早急に投資環境の改善を図ることが望まれる。

5．公的資金

途上国に対する資金の流れは、OECDの開発援助委員会（DAC）において、①政府開発援助（ODA）、②その他政府資金（OOF）及び③民間資金（PF）に分類されている。以上述べてきたものは言うまでもなく、民間資金に位置づけられるものであるが、最後に公的資金（ODA及びOOF）について触れることとする。

⑴　政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）

ODAは、国際的にも、ODAの対GNP比率が援助量の指標の一つとして示されており、先進国は、ODAの対GNP比0.7％を達成するよう努力することとされている。

我が国は途上国への経済開発及び福祉の向上等のために果たすODAの役割の重要性に鑑み、他の主要先進国のODAが厳しい財政事情等から伸び悩む中で、その拡充に努めてきており、援助量においては米国と並ぶ援助大国となった。我が国ODAのDAC諸国全体に占める割合も1970年の７％から88年には19％へと増大した。また、対GNP比率も88年に0.32％となっている。

（注）ODAは、公的資金による途上国への経済開発及び福祉の促進のための経済協力のうち、供与の条件が途上国にとって一定基準よりも緩やかなもの（グラント・エレメント25％以上）である。一般に公的部門による援助という場合にはODAを指すと考えてよい。

ODAには二国間で行うものと、国際機関（特に国際開発金融機関）を通じて行うものがあるが、我が国二国間ODAの地域的配分をみると、我が国との地理的、歴史的、経済的関係等からASEAN諸国及びその近隣諸国を中心とするアジア地域への援助量が多く、全体の概ね60～70％程度の水準で推移している。我が国としてはアジア以外の地域についても援助の拡充を図ってきており、特に現在経済的困難に直面しているアフリカ地域に対しては、ODAの配分を増やしている（1988年には全体の18％強を配分）。中南米諸国については、他の途上国地域に比べて所得水準が高く円借款供与適格国が少ないこと、累積債務問題によって国際金融機関との間で合意した経済調整プログラムの実施に問題が生じている、等の理由により資金協力を行う条件が整っていないことから、そのシェアは83年以降低下し続けており、88年には６％となっている。

我が国としては、途上国の健全な経済発展を支援していくことにより、今後ともその国力にふさわしい国際的責務を果たしていくべきものと考えられるが、このような観点からODAの実施にあたっては、それぞれの援助受入国の経済状況を勘案しつつ、援助受入国との対話等を通じて経済発展に真に役立ち、また、海外からの民間資金流入が容易になるように配慮することが望ましいと考えられる。この点については第２部　第２章　第３節で詳しく述べることとする。

⑵　その他公的資金（OOF：Other Official Flows）

公的資金であってもODA以外のその他公的資金（日本輸出入銀行等が行う１年超の輸出信用、直接投資金融等及び国際金融機関が発行する証券の公的機関による取得）の流れを見ると、1985年以降はネットベースでマイナス（我が国への資金回収超過）となっており、85年に約３億ドル、86年に約７億ドル、87年に約18億ドルと年を追って回収超過が拡大してきた。88年は回収超過額が減少し、約６億ドルの回収超となっている。

このように1985年以降回収超過が続いている主たる理由は、途上国における累積債務問題を背景とした資金繰りの悪化、経済調整政策実施による財政金融の引締め等の事情により、途上国向けプラント輸出が低迷し新規の輸出信用が伸び悩んだ一方で、既存プロジェクトに対する回収が依然として高水準にあるためである。特に87年については、円高の進展や低金利により期限前弁済が進んだことも回収超過額を増加させる原因となった。

このように1980年以前、OOFの中心的地位を占めていた輸出信用は減少しており、近年はこれに代わって日本輸出入銀行等が行う直接投資金融等（日本輸出入銀行が行うアンタイド・ローンや海外投資金融を含む）が増加の傾向を示している。即ち、直接投資金融等は後述の資金還流措置による日本輸出入銀行のアンタイド・ローンの供与が拡大したこともあり、86年、87年には約３億ドル、88年には約14億ドルの流出となっている。

なお、日本輸出入銀行では1990年４月から製品輸入金融の制度を拡充し、融資先を我が国に製品を輸出する外国の企業にまで拡大し、対象となる資金の範囲を我が国への製品輸入にかかる延払資金及びその製品の生産設備資金にまで拡大したところである。これにより、他の市場開放措置と相まって、我が国の途上国からの輸入が促進され、途上国経済の発展、債務問題の解決の一助となることが期待される。

６．我が国の資金還流措置

⑴　650億ドル資金還流措置

我が国は1989年７月のアルシュ・サミットに際し、それまで行ってきた３年間300億ドル以上の資金還流措置を従前の３年間を含む５年間（1988年～92年）で650億ドル以上に拡充することを表明した。

このような資金還流措置を採るに至った背景には次のような考え方がある。即ち、我が国の1980年代後半に顕著となった経常収支黒字から生じた資金は、主として国内の民間部門に帰属しており、何らかの政策的措置が採られない場合には、安全性を求めて米国を始めとする先進国に流れやすく、

債務問題に苦しむ途上国には還流しにくいものと考えられる。このため、我が国としては、限られた財政資金を活用するとともに、国際機関を介在させることにより、民間資金の参加を確保しつつ、我が国の民間資金と公的資金の途上国への流れを従来よりさらに拡大するための政策的努力を行うことが必要と判断された。この視点から87年5月、300億ドル以上の民間・公的資金の途上国への資金還流を図る措置がとられた。なお、この資金還流措置は、すべてアンタイドの条件で実施することとされている。

89年7月に拡充された650億ドル資金還流措置は、同様の考え方に基づき新たに350億ドル程度を追加したものである。650億ドルのうち日本輸出入銀行による資金供与は235億ドル程度を、海外経済協力基金による資金供与は125億ドル程度を目途としている。650億ドル資金還流措置の特徴は、先進国間で合意された新債務戦略の円滑な実施のため、追加分のうち100億ドル以上を目途とする資金を日本輸出入銀行及び海外経済協力基金を通じて新債務戦略適用国に供与することとしたことである。

(2)　今後の資金還流政策

上記のとおり、我が国は、近年の経常収支黒字状況を踏まえ、経常黒字を国際機関の活用、公的部門による呼び水的資金供与等の政策的インセンティブを用いながら、途上国への資金還流に政策的努力を行ってきた。

しかし、最近の経常収支黒字は着実に縮小しており、今後の我が国の経常収支黒字の動向については見通し難い状況にある。仮に経常黒字が少なくなった場合、資金還流政策の在り方が問題となる。まず、途上国への援助（ODA）については、富める国から貧しい国への支援という観点から、経済力及び国際的な責任に応じた貢献を行うことが国際的にも一般的な考え方（例えば先進各国のODAの対GNP比0.7％目標というのはその一つの表れ）であり、経常収支いかんにかかわらず我が国として適切な規模のODAを確保していくことは必要であるとの考え方が多数である。

また、OOFの中にも経済協力的色彩を有するものがあり、それについては、我が国としても応分の協力を継続することが適当であるとの指摘がある。

一般に、途上国への資金還流をはかる場合に、そのリスク負担の仕方として、民間部門がリスクを負う場合と公的部門がリスクを負う場合とが考えられる。民間部門がリスクを負う場合としては、オイル・ダラーの途上国への還流に際して果たした本邦銀行の役割がその例として挙げられよう。この場合、民間銀行はあくまでも自らの経営判断として、その役割を果たしたのであって、当然のことながらそのリスクも民間銀行自らが負っていたものである。

しかしながら、現在の債務問題の深刻な状況や過去の民間銀行の途上国への融資の経験等から判断すれば、受入国たる途上国側が民間資金フローを促進するために必要な環境整備を十分に行わない限り、我が国の民間銀行が、自らのリスク負担において、資金供給の役割を果たすことを期待することは困難であるとの意見が多い。公的部門が、直接的（我が国の公的部門が何らかの方法で資金調達し、直接途上国への資金供給で行う形）であれ、間接的（公的部門が民間部門のリスクを補完する形）であれ、途上国への資金供給リスクを負担すべきかどうかは、結局は、途上国における経済調整政策を前提として、公的負担で資金供給を行うべきかどうかという政策的判断の問題に帰結すると考えられる。

（注）我が国において、公的部門が民間部門の途上国への資金供給についてのリスクを補完する制度としては、日本輸出入銀行による保証、貿易保険による海外投資保険、民間銀行の海外投資等損失準備金制度等がある。

この場合の政策的判断の基準としては、次のようなものが考えられる。即ち、

①　途上国におけるどのような内容の資金需要がどの程度存在し、これに対する公的資金協力がどの程度必要とされるか、またどの程度可能か。

②　我が国の国際的立場に照らし、どのような政策を選択することが国際的に期待されているか。

これらを総合的に勘案して政策決定をす

る必要があると考えられる。

第２節　新債務戦略

１．新債務戦略以前の累積債務問題への対応

1982年のメキシコの支払い困難に端を発する途上国累積債務問題への対応は、IMFの課するコンディショナリティ（短期的な総需要管理政策、財政収支改善、為替レート切下げ等のマクロ緊縮政策）の適切な実施とそれを前提とした民間銀行のニュー・マネーの供与であった。即ち、途上国がIMFの要求する緊縮政策を適切に実施すれば、経済状況は改善し、やがてはその途上国は資本市場に復帰できると期待されていた。実際、IMFを中心とした関係者の支援の下での債務国の経済調整努力、個別の債務救済交渉の進展及び先進国の景気回復等の外部環境の好転から1983、84年にかけて債務問題は鎮静化に向かうように思われた。

しかし、1985年以降、先進国の経済成長の鈍化、1986年初以降の原油価格等一次産品価格の低下等の外的要因に加え、債務国自身の構造調整の遅れなどから、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、フィリピン等の国において再び債務問題が顕在化した。

このような事態に対し、1985年９月のソウルでのIMF・世界銀行総会で、ベーカー米財務長官は、IMFのコンディショナリティのような緊縮的な経済調整だけでは債務問題は中長期的に解決できないとの認識に基づき、債務国自身の成長指向型の経済調整努力を前提として、債権国、民間銀行及びIMF・世界銀行等国際金融機関が協調してケース・バイ・ケースに債務国へのニュー・マネーの供与を増加するよう提案した（いわゆる「ベーカー提案」）。これは、債務国の経済政策について、これまでの短期的な国際収支改善を目指した経済引締め政策よりも長期的観点からの構造調整による経済成長促進に重点を置くべきであるとするものである。その背後には、累積債務の返済は、その国の経済成長率が、年々累増する債務残高の増加率よりも大きい場合に初めて可能になるとの考え方があった。更に1987年９月のIMF・世界銀行総会では、ベーカー米財務長官より、この提案を補完するものとして途上国への民間資金フローを促進するために債務の株式化等を含む、いわゆる「メニュー・アプローチ」の提唱があった。

このような動きにもかかわらず、民間銀行による新規融資はその後も次第に先細り、一方で元本・利子の対外支払いが債務国にとって大きな負担となり、成長指向型の経済調整努力も思うように実効を上げないという状況となってきた。

２．新債務戦略

こうした状況に対して、1988年９月の日本提案（いわゆる「宮澤構想」）、89年３月のブレイディ米財務長官の提案等を踏まえて、89年４月のG7（７カ国蔵相・中央銀行総裁会議）において、いわゆる「新債務戦略」の大枠が合意され、７月のアルシュ・サミットでも首脳レベルで支持表明が行われた。

債務戦略の基本的考え方は、債務国の経済再建を図るべく国際機関、先進国政府及び民間銀行がそれぞれの立場から協力し、最終的には債務国経済の信認が回復され、以前と同様に民間から融資が受けられるようにすることにある。「新債務戦略」は、IMF・世界銀行により支援された中期経済調整プログラムを債務国が実施することを前提として、民間銀行に対する債務の削減、利払い軽減を行うことに重点を置いたものである。即ち、新債務戦略によれば、まず、①IMFと債務国との間で原則として中期の経済プログラムにつき合意する（重債務国の中では現在までのところ、メキシコ、ベネズエラ、フィリピン、コスタ・リカについて合意が成立）、②IMF及び世界銀行は債務国による経済再建プログラム実施を支援するため新規融資を特別に増枠する、③民間銀行の代表団は、この支援体制を前提にして債務国政府との間で債務削減、利払い軽減及びニューマネーのメニューを作成し、その後、各銀行はそれぞれ自己判断でメニューの中から具体的措置を選択する、④先進国政府の役割は、以上のような債務国と民間銀行との交渉、債務国に対するIMF・世界銀行の支援を前提にして、必要に応じて債務国への資金供与を行い、あるいは、IMF・世界銀行の融資方針決定に際してこれら機関への出資国としてその意思決定に参加すること、また、民間銀行の債務削減に際して、会計・租税上障害になることがあればこれを除去することとされている。

現在までのところ、新債務戦略に対する民間銀行の反応は一様ではない。一方では銀行業務の健全性の観点から、累積債務国へのニュー・マネーの供与に極めて慎重な立場をとり、当面は債務削減と途上国による自助努力及び公的機関による支援によって、再び債務国が民間資金へのアクセスを回復することを期待すべきだとする民間銀行の意見がある。他方、新債務戦略においてニュー・マネーを軽視する傾向があるが、ニュー・マネーを供給することによって初めて債務危機を脱することができるという事情は以前から変わっていない、とする意見もある。いずれにしても、新債務戦略適用国においては、関係者の支援を得ながら自助努力によって構造調整を達成し、可及的速やかに国際的信認を回復することが期待される。

第３節　開発途上国における新潮流

１．アジアNIEsの発展

第１章　第２節で述べたように、1980年代は中南米を中心とする重債務国にとっては「失われた10年」であった。これに対し、アジアNIEs及びASEAN諸国にとって、国によって差はあるものの80年代は「飛躍の10年」であった。

アジアNIEsは1960年代以降輸出志向型工業化政策を推進し、70年代後半には重化学工業化、また最近ではハイ・テク化を進めるなど輸出市場の需要に合わせて産業構造の高度化を図ってきた。このような積極的な工業化政策は、外国からの直接投資と相まって、高い経済成長を可能とし、経常収支黒字を生み出した。

例えば韓国においては、70年代には積極的な外資導入を行っていたが、80年代半ば以降経常収支の黒字転換に伴い、債務返済も着実に行ってきており、対外純負債は89年末で29億ドルとなった。さらに近年は、経常黒字を背景に直接投資を中心とした資本輸出も積極的に行ってきている。韓国の資本輸出は現在のところ、ASEAN諸国向けの直接投資が中心となっている。これは、ウォンの切上げ、国内賃金の上昇等をきっかけに低コスト国の労働集約型産業への直接投資が増えているためである。このように、韓国は今や着実に資本輸出国としての地位を築きつつあるところである。

また台湾にあっては、1970年代後半には経常収支が黒字基調となり、80年代半ば以降大幅な経常黒字を続けている。このような経常黒字を基礎に、台湾もASEAN諸国を中心に直接投資を進めてきており、最近では、電気・電子産業においても組立て等労働集約的工程をASEAN諸国等に移転する動きが見られる。このように、アジアNIEsは着実に経済発展を続けており、今や途上国を卒業しつつある段階を迎えている。

２．ASEAN諸国の発展

他方、ASEAN諸国もアジアNIEsに続く形で、輸入代替産業から輸出志向型産業育成へと転換を図っており、1970年代、80年代を通じ高い成長率を維持してきた。ASEAN諸国の特色は日本を中心とする外国からの直接投資を積極的に受入れ、工業化を図ってきたことである。特に最近は、アジアNIEsの労働コストの上昇や米国の一般特恵関税（GSP）の適用停止、対米ドルレートの切上げによる輸出採算の悪化等から、我が国を中心に先進国からの直接投資が対アジアNIEsから対ASEAN諸国向けにシフトしてきている。特に最近の動きで注目されるのはタイである。86年以降、タイに対する直接投資はブームの様相を呈し、特に急激な円高に伴うタイへの生産シフトを進めてきた日系企業の比率が高まっている。さらに最近ではタイへの直接投資も労働力、インフラ不足等から一巡し、インドネシア等へと直接投資の重点が移りつつある、と指摘されている。

これらASEAN諸国では、フィリピンを除き、外国からの直接投資の受入れを梃子に工業化が急速に進展してきており、近い将来、アジアNIEsに仲間入りするとの見方もある。

３．民営化等の動き

このように、アジアNIEs及びASEAN諸国の経済は、石油ショック等のいくつかの試練を乗り越え、着実な成長を続けており、今後も一層の発展が期待されている。これらの国々の特徴として、国によって差はあるものの経済全体の中で民間部門の役割が増大していることが挙げられる。その代表的な動きが1980年代に入って顕著となっている公営企業の民営化である。民営化は、主として政府の

財政支出の削減（公営の赤字企業への財政補填の削減・廃止）及び民間部門の活性化を通じた経済の効率化（市場メカニズムの活用）を目的としている。既に韓国、シンガポールでは銀行業等において民営化が進展しており、また、マレーシア、タイ、台湾、フィリピンでも電力業、運輸業等において具体的検討を開始している。

明治以来の我が国の経済発展の歴史を振り返っても、当初公営企業として発足した基幹産業が、その後徐々に民間企業に払い下げられることによって民営化が進み、民間部門の拡大が図られ、それによる経済の効率化を通じて今日の我が国経済が形成されてきた。このような我が国の経験に鑑みれば、途上国としては今後、一層民営化を推進することによって、より効率的で開放的な市場経済に移行していくことが望ましいと考えられる。

また、本章第１節で述べたように、アジアNIEs、ASEAN諸国では徐々にではあるが金融・資本市場も整備されつつあり、今後とも規制緩和の方向に進むものと考えられる。

以上のようにアジアNIEs、ASEAN諸国がとってきた、あるいは現在行いつつある輸出振興型工業政策、民間部門の活性化や規制緩和による市場型経済システムの進展は、他の途上国にとっても発展の一つのモデルとなりうるものである。

第２部

我が国資本輸出の今後の在り方

第１章　我が国資本輸出の特徴

第１節　我が国資本輸出の通貨建の特徴

１．我が国資本輸出の通貨建の現状

19世紀の英国も20世紀の米国も共に、資本輸出国としての地位を維持した時期には、自国通貨が基軸通貨として国際取引において広く使用されていたことが知られている。これに対して、現在は米国は資本受入れ国となり、日本及び西独が資本輸出国としての地位を固めているが、ドルは依然として基軸通貨として機能している。

現在の我が国及び西独の資本輸出の通貨建の特徴を比較してみると、日本は資産の３割強、負債の５割弱が円建となっている。一方、西独は資産の５割弱、負債の８割強がマルク建となっており自国通貨建の比率が高くなっている。これはEC域内においてマルク建の取引の比率が高いことを反映していると考えられる。

２．我が国資本輸出の通貨建の問題点

以上概観したように、我が国の資本輸出は、過去の英、米及び現在の西独と比較した場合、自国通貨建の比率が相対的に低く、為替リスクを資本輸出する側が負う割合が高い。

この問題については、貿易及びその他経常取引においてもドル建の比率が高い現状においては、経常収支黒字を背景とした資本輸出がドル建の資産に向かうことは自然の流れであり、また、外国為替公認銀行のようにドル調達・ドル運用の場合も為替リスクの問題はないとの指摘がある。一方、円投型の投資を行っている生保等については、確かに為替リスクは伴うが、リスク・ヘッジ手法の多様化によりリスクの軽減を図ることが可能であるとの指摘もある。

３．今後の展望

リスク・ヘッジ手法の多様化により為替リスクはかなりの程度軽減できるとしても、為替リスク回避のためには、やはり基本的には資本輸出の円建比率の上昇を妨げている要因をとり除くことが重要であると考えられる。

借款については公的借款は勿論のこと、民間借款もある程度は円建となっている。他方、直接投資については進出先国の通貨建で行われることが自然であり円建比率の上昇は見込みにくい。

証券投資については、現状は円建比率が２割以下であるが、今後、円建比率を引き上げるためには海外市場におけるユーロ円債等の円資産の供給を増加させること及び東京市場においてサムライ債の発行を増加させることが重要と考えられ、そのための我が国資本市場の一層の整備が必要と考えられる。

なお、為替リスクを避けるためには、資産面のみならず負債面においても円建化を進めることが必要であり、このためには短期金融市場の整備が重要である。

また、資本輸出の円建化を促進するためには経常取引の側面も含め総合的に円の国際化のための環境を整備していく必要があるとの指摘がなされている。

第２節　我が国資本輸出の形態別の特徴

１．我が国資本輸出の形態別の現状

我が国資本輸出を形態別にみると、大宗は依然として証券投資であるが、最近では対外直接投資の伸びが顕著となっている。資本輸出が本格化した1985年には長期資本収支の本邦資本に占める比率は、証券投資73%、借款13%、直接投資８％であったが、1989年には証券投資59%、借款12%、直接投資23%となっており、近年では直接投資のウェイトが高まっている。この背景としては、直接投資に関するノウハウの蓄積等が指摘されている。

歴史的比較でみると、証券投資中心の我が国の資本輸出は形態上は19世紀の英国型に近いものであるが、当時の英国の資本輸出が受入国の鉄道・運河等のインフラストラクチャーの整備等を通じ、その国の経済発展及び生産性向上に貢献したと言われているのに対し、現在の我が国の資本輸出は受入国の財政赤字ファイナンスといった経済の効率化・生産性向上に必ずしも直結しないものとなっているのではないかとの指摘がある。

２．証券投資中心の我が国資本輸出の評価

金利リスク、為替リスクの観点からすると、証券等の金融資産に対外投資が集中することは国全体の資産運用として望ましくないとの指摘がある。しかし、証券投資の流動性の高さ、リスク・ヘッジ手法の多様化等を考慮すると問題は必ずしも大きくないとも考えられる。

また、証券投資は短期間に大量のシフトが生じやすく、投資先国の金利変動を激化させる等、国際金融市場の不安定化を助長するおそれがあるとの指摘がある。しかし、短期間に大量のシフトが生じやすいということは、世界各国間の金利水準の違いを国際的な資金移動により短期間のうちに縮小させることができるということであり、却って国際金融市場の安定化に資するとも評価できる。米国向けの証券投資については、前述の通り、米国金利水準の高騰を防ぎ、米国経済成長の持続及び途上国債務問題の深刻化回避等の点において重要な役割を担ったとも評価されている。

３．今後の展望

我が国経済の国際化に伴い、本邦企業の国際的業務活動は今後さらに進展し、そのための海外拠点の展開がさらに活発化すると考えられることから、対外直接投資の増加は今後とも継続すると考えられる。即ち、企業のグローバリゼイションは一旦動き出すと、それが一巡するまでは、我が国経常収支動向如何にかかわらず増加し続けるのではないかとの見方が有力である。また、投資形態の分散化の観点から不動産投資も引き続き増加するとの指摘がある。

他方で、投資摩擦の激化といった状況の変化がある場合には、これらの投資の進展が阻害され、投資の分散化に歯止めがかかる可能性も指摘されている。直接投資を行う企業側としても、投資摩擦を未然に防止するための一層の工夫が必要であると考えられる。

第３節　我が国資本輸出の地域別の特徴

１．我が国資本輸出の地域別の特徴

我が国の資本輸出を地域別にみると1980年においては長期資本収支の本邦資本の50%弱に過ぎなかったOECD諸国向けの比率が、1985年から1988年までの４年間においては80%以上、中でも米国向けが40%に上昇しており、途上国向けの比率は停滞している。

1989年の上半期についてみると米国向け28%、EC向け48%とEC向けのシェアーが米国向けをはるかに上回っている。これは、ユーロ市場における我が国企業発行のワラント債の国内還流という特殊要因が働いていたことにもよるが、EC統合に備えたEC向けの直接投資の拡大や我が国投資家の国際分散化投資が高まってきている点も背景にあると指摘されている。

２．今後の展望

今後については、我が国投資家の国際分散化投資意欲が高いこと、EC統合による経済活性化、東欧諸国の経済の自由化・民主化の動きに伴いこれらの地域向けの投資が活発化すること等から米国偏重の地域配分が変化するとも考えられる一方で、米国市場はその規模、投資対象の多様性・流動性の高さ等から依然として投資家にとって魅力ある市場であることから、米国向けのウェイトは今後も高い水準を維持するとの見方も強い。

また、現在のように基本的に我が国の対外投資を市場メカニズムに委ねていると、結局は安全性を求めて資金が先進国に集中し、最

も資金を必要としている開発途上国に十分な対外投資が行われにくくなる。しかしながら、長い目で見れば十分魅力的な投資機会が開発途上国に存在しており、途上国に民間資金が流れやすい環境の整備が重要であるとの指摘があった。

第２章　開発途上国への民間資金フロー円滑化の方策

第１節　受入国側における環境整備

途上国への円滑な投資を促進するためには、何よりもまず途上国の自助努力によって、自国への投資の魅力を高めることが不可欠である。そのための前提となるのが、その国の政治・社会の安定性である。途上国におけるクーデターや内戦、政治的混乱等政治的・社会的不安が海外からの民間投資の引上げ、停滞をもたらした例は枚挙にいとまがない。途上国におけるこれらの政治・社会不安は、人種・宗教的対立といった歴史的問題や所得分配の不平等等の社会システムや制度の問題から生じていることが多い。政治的・社会的安定を確保するためには、これらのいわば「負の遺産」を解決していくための改革（自由化、民主化、平等化等）が不可欠である。

適切なマクロ経済政策も重要である。一部の途上国に見られるように、年間のインフレ率が100％を超えるような場合には海外からの投資を期待することは困難であろう。インフレ抑制のためには財政赤字の縮減が極めて重要であり、また、安定的な財政・金融政策、現実的な為替相場の維持に努めることも肝要である。

さらに途上国において、経済活動の効率化を図っていくことが必要である。途上国においては1960～70年代、基幹産業を早急に育成するという政策をとったが、民間部門にはそれに対応できるだけの経営資源や資本が存在していなかった。このため、それらは公営企業として設立されたが、その後企業の非効率性が問題となり、輸出競争力のある効率的な企業経営を行うためには民営化による競争原理の導入が望ましいという見方が有力となってきた。そのような観点から、アジアNIEsを中心として公営企業の民営化を促進するとともに規制緩和を図り、競争促進的な経済システムに変えていく動きが一般的となってきたが、今後ともその流れをさらに促進していく必要がある。

途上国自身による資本蓄積も外資導入のための重要な条件である。途上国への直接投資の場合は、当初資金は外資で持ち込まれるが、その後の運転資金等については外資だけでは不十分であり、現地通貨に頼らざるをえない。このような現地での運転資金ニーズに応えるために現地資本の蓄積が必要であるが、そのためには国内貯蓄を増強する必要があり、貯蓄制度の整備や優遇策の採用等についても途上国において考慮されるべきであろう。

さらにそのような現地の資金調達を効率的に行うための金融・資本市場の発達も重要な前提となろう。また、途上国での金融・資本市場の整備・発展は、海外からのポートフォリオ証券投資等を活発化させ、資金流入の促進に資するものである。

途上国における通信、道路、港湾、工業団地等の産業インフラストラクチャーの整備・拡充が外資導入にとって重要な要素となることは言うまでもない。

また、こういった物的要素のみならず、質的にすぐれた労働力、技術の吸引力、マネジメント能力等人的要素も極めて重要である。特にハイテク産業では労働力の質が決定的要素となっている。このような広い意味での教育による人的資源の質的向上を図ることは、途上国にとって大きな課題である。

このほか、外資導入に関する直接的な規制、外資比率の段階的な引下げ要求、部品輸入制限（過度のローカル・コンテント要求）等の規制政策は、海外からの投資を阻害する。また、外資に対する内国民待遇が必要最低限の条件であることはいうまでもないが、さらに国際的な企業会計慣行の尊重、知的所有権の尊重、行政手続きの簡素化等も重要である。

このように途上国側において種々の投資受入れのための環境整備を行うことが重要であるが、これらを実施することは必ずしも容易なことではなく、その意味でも政治的安定と強いリーダーシップが必要とされよう。

我が国としても、国際金融機関とも連携し、途上国との政策対話等を通じて、途上国におけるこれらの環境整備の実現に向けて協力を

行っていくことが望まれる。

第２節　民間資金還流と公的資金の役割

我が国は従来から、途上国への資金協力の在り方として、公的資金協力については、原則として、途上国の所得水準等に応じて、無償資金協力、円借款（貸付条件で譲許性の高いものから低いものに及ぶ）、日本輸出入銀行（輸銀）融資の順に段階的な対応を行っている。これにより、途上国は援助受入国の段階から卒業に至るまでの様々な各段階において、適切な資金協力を受けることが可能になってきたものと考えられる。

制度的にも、民間融資で対応困難なものについて輸銀融資、輸銀融資困難なものについて円借款で対応するという枠組みを維持するとともに、輸銀融資にあたってはできるだけ民間銀行との協調融資を行うこととしており、途上国の自立化に役立つよう配慮しているところである。

また、我が国から公的資金を供与するに当たっても、できる限り民間資金の円滑な流れを確保することにより、民間部門主体の途上国経済の発展に資するよう実施していくことが重要であり、次のような視点に配慮すべきとの指摘がなされている。

①　公的資金による民間投資の環境整備

人道的配慮によるODAの供与が重要であることは論をまたないが、途上国経済の全体的向上に資する為の公的資金の供与も一つの重要な視点である。もとより、我が国からの公的資金を途上国のどのセクターに重点的に配分するかということは、第一義的には、当該途上国政府自体の判断の問題である。しかしながら、途上国への直接投資を主体とする民間投資をさらに促進するためには、途上国における基礎的インフラ（教育、医療等）のみならず、経済インフラ（企業進出を容易にするための工業団地、運輸、通信等の経済インフラ）の整備に公的資金が向けられ、公的資金が民間投資と有機的な関連を持つことが望ましい。このような観点から、公的資金の活用についても途上国との政策対話を図っていくことが有益であると考えられる。

なお、上記のような公的資金の活用にあたっては、それによって促進される民間投資が我が国からのものだけに限定されず、広く世界各国からの民間投資の促進に役立つよう考慮されるべきであるとの意見があった。

②　公的資金を呼び水とする民間資金の拡大

公的資金を触媒的に利用することにより、今後、より幅広い分野からの民間資金を吸収し、それを途上国に流していく仕組みを検討・活用することが有益と考えられる。

具体的には、これまでも日本国際協力機構株式会社（JAIDO）のように、民間投資の促進を図るためにODAの呼び水的出資が行われてきたが、このような仕組みは、途上国における民間投資のリスクの軽減を図りつつ、途上国の民間セクターの育成を支援することを狙いとしている。これらは特定企業に対する支援、我が国からの輸出促進等の問題を生じさせない限り、有益なものであると考えられる。特に、このような我が国の仕組みと途上国、とりわけ累積債務国における債務の株式化スキームとが上手く組み合わされ、直接投資が促進される場合には、より大きな効果が期待されるものと考えられる。

第３節　国際金融機関の役割等

１．国際金融機関の触媒機能

民間資金を途上国に円滑に流入させるには、IMF、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行（IDB）等の国際金融機関の果たすべき役割は大きい。

国際金融機関は、種々の機能を果たしているが、ここではそのうち、まず、触媒機能に焦点を当てる。

⑴　触媒機能を考えるに当たり、IMF・世界銀行の政策助言の役割に注目する必要がある。IMFは経済政策の健全性を確保するため、定期的に各国の経済状況をモニターする。また、途上国の調整計画を支援するため融資を行う場合には、経済政策上の目標を提示し、改善策の実施を担保する。世界銀行においても政策対話や、構造調整融資の機会に構造政策等の取り進め方につき助

言を行う。これらのIMF・世界銀行の政策助言が当該国の経済運営の信頼性を確保する上で大きな役割を果たし、民間金融機関からの融資を誘引する一つの基盤となっている。

(2) 次に、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行等が直接に関与する触媒機能としては、以下の2つがある。即ち、一つは民間銀行の行うシンジケート・ローンに協調融資者として直接参加する直接協調融資である（世界銀行の民間銀行・二国間公的援助機関等との協調融資の最近5年間の平均は54億ドルに及び、1989世界銀行年度（1988年7月～1989年6月）には92億ドルに達した。これに応じた民間協調融資者の供与は最近5年間の平均で8億ドル、1989世界銀行年度では11億ドルとなっている）。もう一つは民間銀行の行うシンジケート・ローンに対する世界銀行の保証であるが、これは従来はかなり限定的なものに過ぎなかった。

世界銀行は触媒機能の強化のために、1989年、ECO（Expanded Co-financing Operations＝拡大協調融資）と呼ばれる新しいプログラムを導入した。従来の世界銀行保証は、世界銀行が民間銀行の肩代わりを行うこととならないよう、途上国に対する民間銀行融資の融資期間の長期化に資する場合に限り、民間銀行のこれらの国に対するシンジケート・ローンの後年度の償還部分について世界銀行が元本総額の一定限度の保証を行うというように、かなり限定的な運営が行われてきた。これに対し、新しく導入されたECOは、累積債務問題の発生以降、民間銀行が途上国向け融資全般に慎重になってきたという事情に鑑み、世界銀行の保証機能をより弾力的に発揮することにより、途上国による民間ローンへのアクセスを可能にすることを狙いとしている。すなわち、ECOにおいては、民間ローンへのアクセスがもう少しで可能となるような途上国に対して従来のようにローンの後年度の償還部分に限定されることなく、また、世界銀行の保証割合も拡大することによって、弾力的な保証を行おうとするものである。更に、民間ローンへのアクセスが可能となった国に対しては、次のステップとして資本市場へのアクセスのための新たなファイナンス手法の開発を支援するというものである。その実施形態としては、民間銀行に対する保証や中長期の債券発行に対する保証等が挙げられる。現在、世界銀行当局においてECOの具体的適用のための案件選定が行われている。

このような世界銀行をはじめとする国際開発金融機関の触媒機能の拡充により、途上国への民間資金の流入の一層の拡大が期待される。

(3) 国際金融機関の触媒機能には民間資金に対するものだけでなく、公的資金に対する触媒機能もあり、二国間公的援助機関との協調融資や国際開発金融機関相互間の協調融資が活発に行われている。例えば、公的資金の世界銀行との協調融資は最近5年間の平均で34億ドル、1989世界銀行年度では57億ドルにのぼっている。この中で国際開発銀行と日本輸出入銀行、海外経済協力基金との間の協調融資の拡大は意義深いものがあると考えられる。

2．国際開発金融機関による途上国の民間部門に対する支援

世界銀行やアジア開発銀行、米州開発銀行が主として途上国政府又は政府機関に資金を供給するのに対して、途上国の民間企業に直接投融資して市場メカニズムに基づく途上国経済の活性化を支援するのが、世界銀行グループの国際金融公社（IFC）、米州開発銀行グループの米州投資公社（IIC）である。アジア開発銀行では内部組織として民間部門局がある（民間部門課を89年に格上げして業務の強化を図ったもの）。

これらの機関は、途上国の民間部門に対する直接の投融資を行うだけでなく、途上国の現地企業・事業者等と海外からの投資者・資金供給者をつなぐいわば仲介役を担うことも多い。特に、これらの機関のなかでも設立の一番古いIFCは、第1部　第5章　第1節で述べたように、1984年のコリア・ファンド以来、数多くの途上国向けカントリー・ファンドの設立、引受けの実績を挙げているほか、途上国における資本市場の育成のための助言を行うなど広範囲の業務を展開している。

我が国は、こうした活動を通じて途上国の経済発展に貢献しているIFCの役割の重要性に鑑み、IFCに対する資金協力を拡充するとともに、我が国の出資シェアを我が国の経済力を反映して、これまでの第５位から第２位に引き上げるための追加出資について、国会の承認を条件にこれに応ずることとしている。

IICは、米州開発銀行（IDB）の姉妹機関として、ラ米諸国の民間中小企業への投融資による域内経済の開発を促進するため、1986年３月に設立された機関であるが、我が国は域外国として第１位の出資（シェア3.1％）を行うなど、その活動に積極的に貢献している。

また、アジアでの民間部門に対する投融資の拡充を図るために、1989年には、アジア開発銀行、先進国・アジア諸国の民間金融機関の出資によりアジア金融投資会社（AFIC）という投融資会社が設立されたところであるが、アジア開発銀行民間部門局による業務展開と相互に補完し合うことにより、設立の目的が達成されていくことが期待される。

３．投資保証（MIGA、海外投資保険等）

途上国に対する民間直接投資については、戦争や収用といった非商業的リスクがネックになることもある。そのため1988年、世界銀行グループのなかに多数国間投資保証機関（MIGA）という、非商業的リスクの保証を行うことにより、途上国への直接投資を促進することを目的とする機関が設立された。MIGAが保証の対象としている非商業的リスクは、投資受入国政府による外貨送金制限、投資受入国政府による収用等による権利剝奪、投資受入国政府による契約違反で司法救済を受けられないもの、並びに戦争・国内争乱に係わるものである。MIGAは、業種および対象となるリスクによって、保証額の0.3％から1.5％の保険料率を課し、保証期間は原則15年である。

MIGAは上記の保証業務と並び、もう一つの重要な業務として、政策助言業務を行っている。これは、途上国への直接投資を促進するため、これらの国の投資環境を整備するための技術援助（投資阻害要因の分析、法規制の在り方の助言等）である。保証業務と政策助言業務とは、途上国に対する直接投資の促進を目的としているMIGAのいわば車の両輪といえるものである。なお、MIGAの加盟国は57カ国にとどまっている（1990年４月末現在）。

一方、海外投資保険は、対外直接投資を公的に支援する制度の一つとして設けられ、アジア・中近東を中心として主に途上国向け投資に利用されている。この保険は任意加入の国営保険であり、この対象となる投資は企業が海外での事業に出資した場合だけでなく、融資、社債取得等も含まれる。こうした投資について、投資先が戦争、内乱等により破産した場合、その損失額の90％まで、また経営上の失敗で破産した場合には40％までが補塡される。

海外投資保険は貿易保険法に基づく貿易保険の一種であるが、貿易保険は累積債務問題発生以来、保険金支払いの増加によって財政基盤が悪化しているため、先般、一般会計からの大幅な繰入れが行われたところである。なお、我が国からの民間資金フローの拡大を通じて、途上国の経済成長に資するため、経済構造調整を実施している債務国の経済開発に寄与する案件については、その引受を弾力化するための措置をとったところである。

また、日本輸出入銀行の保証制度も民間貸付を支援するための制度の一つであり、民間銀行との協融の場合に活用されている。

４．カントリー・ファンドの活用

前述の通り、カントリー・ファンドは途上国への民間資金フローを促進する有力な手段の一つとして期待されている。今後、途上国において組入れ対象となりうる上場優良株式が増大し、カントリー・ファンドが一層有効に活用されることによって、途上国への民間資金フローが促進されることが期待される。そのような観点からも途上国における公営企業の民営化が進展し、株式の新規供給が増大することが期待される。

なお、現在のカントリー・ファンドの組入れ対象は途上国企業の株式を中心としているが、途上国への直接投資の促進の観点から組入れ対象を多様化した新しいタイプのファンド設定の可能性も今後の検討課題の一つではないかとの意見があった。

第４節　その他開発途上国への民間資金フロー円滑化の方策

我が国からの民間資金フロー、特に直接投資を促進するための環境整備として、投資保護協定、租税条約等の締結は重要な意味を持っている。

投資保護協定は、投資先国、特に途上国における進出企業に対する国有化等の不安を取り除き、投資先国との間で経済的安全保障を確保することによって対外直接投資を保護・促進するために締結されるものである。我が国は、既にエジプト、スリランカ及び中国との間で投資保護協定を締結しており、現在ASEAN４カ国（マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール）、パキスタン及びトルコとの間で交渉が進められているところである。なお、東欧民主化の動きの中で、ポーランド、ハンガリー等から投資保護協定締結の要請があり、我が国としても東欧支援の一環として積極的に対応することが望まれる。

租税条約は、国際的な二重課税を排除することにより、締結国間の経済・文化交流の安定と円滑化を図ることを目的とするものである。国際的な課税関係を明確化することは、途上国への直接投資を促進するための環境整備に大いに資するものと考えられる。我が国としては現在36カ国との間に租税条約を締結しているが、その中にはアジア10カ国（中国、韓国、タイ、マレーシア、インドネシア等）、アフリカ２カ国（エジプト、ザンビア）及び東欧４カ国（ハンガリー、ポーランド等）が含まれている。今後とも、我が国としては租税条約の締結及び必要に応じた改定を引続き推進していくことが望まれる。

顧みると、我が国は明治以来近代化に向けて経済開発を進め、今日の姿に発展してきた。今や我が国は一人当たりGNP、対外純資産額等において世界の最前列に位置するに至っている。ここに至るまでには我が国固有の事情があったことも事実であるが、他方、我が国経済発展の原動力となった経営ノウハウ、人材育成等の経験の中には、現在の途上国にとってもその問題解決の一助となりうるものが少なからずあるように思われる。こうした経験が途上国のイニシャティブによりその経済発展に生かされるような方策がとられることが望ましい。その意味からも我が国からの直接投資が大きな役割を果たすことが期待される。

結び

1980年代、我が国は、大幅な経常収支黒字を背景として対外投資を活発に行い、今や対外総資産、純資産いずれでみても世界最大の債権国となっている。しかしながら、近年我が国経常収支黒字は絶対額、対GNP比とも漸減してきており、それに伴って、長期資本輸出もグロス・ベースでは依然として活発であるものの、ネット・ベースでは減少しつつあり、一つの転機を迎えているとの見方も出ている。

こうした中で、海外に目を転ずると、近年東欧の経済改革、東西両独経済の統合、1992年に向けてのEC統合等の動きが活発化しており、それぞれの地域では旺盛な投資需要を背景に徐々に資金不足が顕在化しつつある。他方、米国の貯蓄不足は少しずつ改善してきているものの、現在のところ米国内の投資・貯蓄ギャップが急速に解消される徴候はみられない。

このような状況の下で世界経済は今後、貯蓄不足の時代を迎えるとの意見が有力となってきており、資金供給国としての我が国の役割に対する期待が高まりつつある。

我が国としては、貴重な貯蓄資金を内外においてどのように有効に活用していくのかが今後の重要な課題である。

（出所）『我が国資本輸出をめぐる諸問題について　外国為替等審議会―国際金融取引における諸問題に関する専門部会中間報告―』（平成２年、社団法人金融財政事情研究会）1–79ページ

11–72　外国為替等審議会答申「対内直接投資等及び技術導入契約の締結等において、事前届出に係る取扱いの基準の明確化及び事後報告制の導入を図ること」

1991（平成３）年１月25日

内閣総理大臣　海部　俊樹　殿
大 蔵 大 臣　橋本龍太郎　殿
文 部 大 臣　井上　　裕　殿

厚生大臣　下条進一郎　殿
農林水産大臣　近藤　元次　殿
通商産業大臣　中尾　栄一　殿
運輸大臣　村岡　兼造　殿
郵政大臣　関谷　勝嗣　殿
労働大臣　小里　貞利　殿
建設大臣　大塚　雄司　殿

外国為替等審議会
会長　平岩　外四

答申書

平成３年１月25日付蔵国第183号をもって諮問のあった「対内直接投資等及び技術導入契約の締結等において、事前届出に係る取扱いの基準の明確化及び事後報告制の導入を図ること」に関する当審議会の意見を下記のとおり答申します。

記

対内直接投資等及び技術導入契約の締結等において、事前届出に係る取扱いの基準の明確化及び事後報告制の導入を図ることについて

外国為替及び外国貿易管理法第26条及び第27条に規定する対内直接投資等並びに同法第29条及び第30条に規定する技術導入契約の締結等については、内外の資本交流の一層の円滑化を図る必要性が高まっていること等からみて、制度をより開放的かつ透明なものとするため、事前届出に係る取扱いの基準についてOECD（経済協力開発機構）の「資本移動の自由化に関する規約」及び「経常的貿易外取引の自由化に関する規約」を踏まえて明確化するとともに、現行の事前届出制を原則として事後報告制とすることが望ましい。

（出所）『第15回大蔵省国際金融局年報　平成３年版』（平成３年９月30日）325ページ

11-73　外国為替等審議会　国際金融取引における諸問題に関する専門部会「途上国等への民間資金フロー円滑化のための諸方策について」―「我が国資本輸出をめぐる諸問題について」第２回報告―

1991（平成３）年５月24日

外国為替等審議会「国際金融取引における諸問題に関する専門部会」委員名簿

部会長	大場　智満	（国際金融情報センター理事長）
部会長代理	飯田　経夫	（国際日本文化研究センター教授）
委員	天野　順介	（三菱電機専務取締役）
	石原　秀夫	（日本興業銀行副頭取）
	岩崎　文哉	（日本輸出入銀行理事）
	梅本　章夫	（東京銀行専務取締役）
	大島　昭壽	（住友商事副社長）
	大山　昊人	（東京国際大学教授）
	奥田　碩	（トヨタ自動車専務取締役）
	笠井　和彦	（富士銀行常務取締役）
	神崎　泰雄	（日興証券副社長）
	神田　秀樹	（東京大学助教授）
	鬼頭　誠一	（三井物産顧問）
	小島　明	（日本経済新聞社論説委員）
	児玉　晃	（農林中央金庫常務理事）
	小林　幹司	（日本生命専務取締役）
	小山　敬次郎	（日本経済団体連合会常務理事）
	須田　美矢子	（学習院大学教授）
	外村　仁	（野村證券専務取締役）
	永島　旭	（日本銀行国際局長）
	西村　吉正	（中央信託銀行常務取締役）
	矢澤　富太郎	（太田昭和監査法人会長）
	依田　直	（東京電力副社長）

はじめに

１．当専門部会においては、一昨年10月より「我が国資本輸出をめぐる諸問題」について審議を開始し、我が国が経常収支黒字を背景に資本輸出国として内外から注目を集めている状況の下で、我が国として1990年以降いかなる歴史的役割を果たすべきかについて議論を行い、昨年５月に中間報告を取りまとめたところである。

２．中間報告においても明らかにしたところであるが、1980年代における国際的な資金の流れは、先進国間の資金フローが大幅に増大したこと、西側先進国からそれ以外の地域への資金の流れが減少したことを特徴

としている。しかも、東欧諸国の経済改革の進展、両独統合等により、これらの地域の資金ニーズが高まっているとの指摘がある。更に中間報告後に起こった湾岸危機により非産油途上国や東欧の資金不足が一層深刻化するとの見方が強まるとともに、同戦争終結に伴う湾岸地域復興のための資金ニーズが加わっている。しかしながら、西側先進国以外の途上国等においても、長期的に見れば十分に魅力的な投資機会が存在しているとの指摘もあり、我が国としても途上国等への民間資金フロー円滑化のための環境を整備することが重要であると考えられる。また、このことは、世界経済全体のバランスのとれた発展のためにも貢献するものであると考えられる。

3．このような背景から、当専門部会は、昨年10月より我が国から途上国等への民間資金フロー円滑化のための諸方策を中心に審議を開始し、委員、参考人からの意見聴取及び委員による討議のための会合を11回開催し、ここに第２回報告を取りまとめたところである。

（注）本報告において、途上国等とは、南アフリカを除く全てのアフリカ、アメリカ合衆国及びカナダを除く全てのアメリカ、日本を除く全てのアジア、オーストラリア及びニュージーランドを除く全てのオセアニア、並びにヨーロッパのうちアルバニア、キプロス、ジブラルタル、ギリシャ、マルタ、ポルトガル、トルコ、ユーゴスラビアといった途上国（OECD開発委員会統計基準による）にソ連及び上記以外の東欧諸国を含めた国及び地域をいう。

第１部　最近における世界の資金フロー

第１章　最近における我が国の国際収支

我が国の経常収支黒字は、1986年度に941億ドル（対GNP比4.5％）とピークに達した後、87年度以降縮小に転じ、89年度の黒字幅は534億ドル（同比1.9％）、90年度は338億ドル（同比1.1％）と大幅に縮小した。経常収支黒字縮小の背景としては、堅調な内需や海外現地生産化等による貿易収支黒字の縮小及び海外旅行者数の大幅な増加を主因とする旅行収支の赤字拡大等による貿易外収支の赤字の拡大などが挙げられる。

また、長期資本収支の流出超幅については、1986年度に1,447億ドルとピークに達し、その後も大幅な流出超を計上していたが、90年度には、内外金利差の縮小、国内資金需要の増加、内外証券市況の低迷等から、対外証券投資の流出超幅が大幅に縮小したこと等により、前年度の997億ドルから169億ドルへと急減した。

（注）これまで、経常収支黒字を大幅に上回る長期資本の流出超が継続し、これを主に金融勘定の外国為替公認銀行部門の赤字（資金の流入）によってファイナンスするという構造がみられたが、1990年度においては、これが逆転し、経常収支の黒字より長期資本の流出幅が小さくなり、これに対応して、金融勘定の外国為替公認銀行部門も、140億ドルの黒字（資金の流出）に転換している。

今後の我が国の経常収支については、中間報告でも指摘したところであるが、我が国企業の海外現地生産化が一層進展していくこと、内需指向型への産業構造の転換が進んでいること、人口の高齢化や労働時間短縮により家計貯蓄率が今後緩やかに低下していくこと等、黒字幅を縮小させる要因がある。しかしながら、我が国企業の国際競争力、特にハイテク分野における競争力の強さ等、黒字幅を拡大させる要因がある。為替レートの状況にもよるが、総じてみれば、仮に今後、黒字幅が増加するとしても、GNP比でみればさしたる増加とはならず、また、赤字基調になることもないのではないかとの見方が多数であった。なお、一部には、人件費の高騰、合理化投資によるコスト・アップ等のため、産業部門によっては国際競争力を急速に失い、経常収支黒字が短期間に減少し、赤字状態になるおそれがあるとの見方もあった。

また、今後の長期資本収支については、現在の円の水準を前提とすると、国内の労働需給の逼迫、市場に近接した拠点展開の必要性等の要因を考慮すれば、高水準の直接投資が引き続き見込まれ、また、海外での資金需要の強さや、我が国投資家のポートフォリオ多様化の傾向等を踏まえれば、証券投資についても流出基調が続くことが見込まれるところ

であり、これらを中心に資本純流出の傾向が続いていくのではないかとの意見が多かった。

第２章　最近における世界の資金フローの変化

アメリカでは、財政赤字は依然として大幅（1990年度、2,200億ドル）であるものの、赤字削減努力が行われており、また、1985年以降のドル安基調により輸出が伸長し、経常収支赤字は着実に減少しており、90年には1,000億ドルを割り込んだ。ドイツでは、旧東ドイツ地域における需要の増大及び生産減により、経常収支黒字は大幅に縮小し、91年１～３月は赤字となっている。このように日本を含め、先進国間の対外不均衡は縮小の方向にある。

また、先進国から途上国等への資金のネットトランスファーは、途上国等への新規の資金フローの減少、途上国等の元利返済増のため、1984年来マイナスとなっていたが、90年には新債務戦略に伴う公的借款の増加やメキシコなど一部の債権国に対する新規の民間融資等により、久しぶりに若干のプラスとなっている。

しかしながら、今後の世界経済においては、従来からの途上国の開発需要等に加えて、東西ドイツの統合、ソ連・東欧諸国の経済改革等により、旺盛な投資需要が予想されていたところに、さらに湾岸戦争後の復興需要も加わることとなった。ただし、これらの需要の規模については、例えば旧東ドイツ地域のインフラ整備、産業設備再建等のための投資需要や、湾岸戦争後のクウェートにおけるインフラ再建や石油関連施設の修復等の復興需要等について、金額的にかなり幅のある見通しが存在する状況である。また、これらは、いわば潜在的な需要であり、このうちどの程度の金額がどの位の期間にわたって具体的な資金需要として現われてくるかについては、世界経済の情勢、当該国における信用力の改善や市場経済への移行状況等によるところが大きいため、確たる数字として見通すことは困難である。例えば、少なくとも当面は、ソ連・東欧諸国については、海外から受け入れた資金を有効に活用する体制が整っておらず、投資需要が直ちに顕在化するとは考えられないし、湾岸地域についても経済再建には相当の時間がかかるとの意見が多かった。しかしながら、これらの需要は、現在は潜在的な需要であってもいずれ顕在化していくと考えられ、今後、世界的に資金需要が拡大していくことは確かであると考えられる。こうした中で、途上国等の開発需要については、累積債務問題等を背景とするリスクの高さ等により、先進国地域等他の投資需要に比べて一層先送りされるおそれがあるとの見方がある。

第３章　世界的な対応策と我が国の役割

今後、世界の投資需要が現実の資金需要となって現われてくる際に、これに適切に対応するためには、世界的な貯蓄の増強が必要であり、このためには、特に主要先進国が、財政赤字の削減に引き続き努め、また民間貯蓄の増強のための構造政策を推進していくことが重要である。また、経済成長は安定的な貯蓄増強に資するとの観点から、我が国をはじめ主要国が、今後とも、インフレなき持続的成長を目指すことが重要である。

一方、世界的な資金需給のバランスの変化の中で、国際金融資本市場の信用創造機能の低下により、経済調整努力を重ねている途上国等に必要な資金が流れていくかどうか、更には、アメリカの経常収支改善に伴い、国際的な流動性の供給が確保されるかどうかといった国際流動性の供給面の問題が最近とみに指摘されている。このような状況の下で、途上国等に対しては、これらの国の経済調整の努力を促進するような形で国際流動性を供給していくことが現下の課題となっている。このためには、経済調整プログラムの実施を前提としたIMFによる資金供給の役割が従前にも増して重要となっており、IMFの第９次増資の早期発効を実現するとともに、一時的な措置として、新規に配分されたSDRをIMFによる支援の拡充のために活用することや、例外的な事態への対応策としてのGAB（一般借入取極）を発動することなど幅広い対応策につき柔軟に検討しておく必要がある。

これまで、我が国は、経常収支黒字状況をも踏まえ、途上国等への資金還流に政策的努力を行ってきた。今後、仮に、従来のような大幅な経常収支の黒字が見込まれないとして

も、我が国の対外純資産の規模等からして我が国経済の対外信用力が維持される場合には、我が国は引き続き、国際的な資本や資金の流れを仲介する機能を発揮することができるのではないかと考えられる。そのためには、途上国等や国際機関が東京市場でより円滑に資金調達を行えるような措置を含め、我が国の金融・資本市場の一層の自由化・国際化、円の魅力向上による円の国際化、国際金融業務ノウハウの蓄積や外貨流動性のリスクの把握等、我が国としても環境整備に努力することが必要と考えられる。

第2部　途上国問題と民間資金フローの役割

第1章　途上国等の資金ニーズ

途上国等の経済社会を開発し、貧富の格差を減少させることは、世界の平和と繁栄にとり不可欠である。途上国等の健全な経済発展なくして世界の発展はあり得ず、また、途上国等の開発投資、経済発展が停滞し、他の地域との格差が拡大すれば、政治的不安定、地域紛争の激化を招き、世界経済の攪乱要因となる可能性もある。このような観点から、先進国は、途上国等への支援に関し、その国力にふさわしい国際的責務を果たす努力を行う必要があろう。途上国等の資金ニーズは、その経済社会の開発段階に応じて様々であるが、目的に応じて大きく分けてみると、経済発展や民生向上の基礎となるインフラストラクチャーの整備のための資金ニーズと、民間部門を中心とする産業設備等への投資のための資金ニーズに分類しうると考えられる。インフラストラクチャーについては、安定した社会状態を維持するための社会インフラと、産業設備等への投資に直接関連する経済インフラに大別しうる。産業設備等への投資については、製造業部門のみならず、金融・貿易関連等非製造業部門への投資ニーズも考えられる。もちろん、この他にも累積債務国の債務返済や経常収支ファイナンス、財政赤字ファイナンスのための資金ニーズ等もあるが、途上国等の経済発展のためには、インフラストラクチャーと産業設備等への投資資金をいかに確保していくかが重要である。

また、途上国等の資金ニーズは、経済の発展段階、政治・社会状況等により様々であり、それぞれの国、地域の状況に応じ、最も必要とされる資金が適切に供給される必要がある。途上国等を地域グループ別にとらえ、資金ニーズの傾向を例示的に示すと以下の通りである。

(1)　ANIEsとアセアン諸国

歴史的にみると、産業化は、イギリスから他のヨーロッパ諸国、アメリカと波及し、日本に到達した後、さらに日本からANIEs、続いてアセアン諸国へと波及し、東南アジアは、現在、ダイナミックに発展しつつある地域と言える。特に、最近のアセアン諸国においては、直接投資の増大等外国民間資金の流入が活発化し、輸出産業を中心に経済成長が続いている。文化的、社会的側面に着目すると、東南アジアの多くの国では、貧富の差が相対的に小さく、競争原理が比較的円滑に機能したと見ることもできるであろう。

これらの地域は、対外借入れについては、債務の累積を避けるため慎重な姿勢をとっており、今後とも、一般的な商業ベースの借入ニーズよりも、輸出産業を中心として、技術移転や雇用創出に効果のある直接投資へのニーズが大きいものと見込まれる。また、証券市場育成のため、カントリーファンドを活用して証券市場への資金導入を図っている国もある。

他方、アセアン諸国では、直接投資の活発化を背景とした投資ブームにより、道路・通信等のインフラのボトルネックが顕在化しており、インフラ整備のための資金ニーズも増大しつつあると考えられる。

(2)　中南米諸国

中南米諸国は、累積債務問題を抱え、インフレ、失業等経済情勢が悪化し、政治的不安定が激化するなど、1980年代は失われた10年間と言われている。殊に、輸出産業育成よりは、国内産業保護の観点から輸入代替路線を維持した国では、規制緩和を徹底できず独占・寡占化が進行し、為替レートにも過大評価の傾向が見られる。

また、貯蓄率の差が投資資金調達の差をもたらし、経済成長に影響を及ぼしたことも考えられる。インフレ率の高い国では、インフレが昂進する過程で実質預金金利が低下し、実物資産への貯蓄や資本逃避（キャピタル・

フライト）が助長されたのである。

現在、中南米諸国においては、IMF・世界銀行等との協議を踏まえ、財政・金融改革、貿易自由化・外資導入政策、民営化等は各般に及び、経済構造調整政策が進められている。特に、最近では、メキシコ、チリ、ベネズエラなどについては、経済構造調整政策が成果をあげつつあるという、積極的な市場の評価もみられる。しかしながら、一般的には、累積債務問題のため海外からの新規融資は引き続き期待できない状況にあり、新債務戦略等による支援を通じ経済構造調整策を進め、再び国際金融・資本市場へのアクセスを回復する努力を行うことが重要と考えられる。また、直接投資拡大に取り組む動きや、民営化に伴う株式公開に関し、外資導入を積極的に図る動きも見られる。

⑶　中国

中国では、計画経済と市場経済を統合した経済体制が目標とされており、市場の役割の拡大、財政赤字の削減が重要課題となっている。

対外経済面では、ANIEs、アセアン諸国を念頭に置いて輸出志向型工業化政策を進めており、経済特区を中心に外資誘致に積極的である。香港、台湾、韓国との経済関係強化を図り、中国の隣接地域との間で経済圏が形成されている。今後とも、輸出産業を中心に直接投資へのニーズは大きいものと予想される。また、インフラ整備のための資金ニーズは依然として大きいと考えられる。

⑷　中近東

湾岸戦争後のクウェートの復興需要は、道路、港湾等インフラの整備、石油関連施設の修復、市街地の復興に大別できる。クウェートは、相当額の金融資産を有していることもあり、信用能力に問題はないといわれているものの、当面は数百にのぼる油井の消火作業に全力をあげる必要があること、また、湾岸等のインフラやマネージメント能力には自ら制約があることから、復興需要が一気に有効需要となることは考えられない。また、イラクについても、現在の政治・経済情勢からみて、米国を始め西側各国からの支援が行われる状況にはないとされている。

⑸　その他の途上国地域

アフリカ、東南アジアの多くの国では、産業基盤が十分に整備されておらず、教育、医療等の社会インフラも含めて拡充する必要があり、一般の民間の投資が活発化するためには、このような投資環境整備が不可欠である。

⑹　東欧諸国・ソ連

東欧諸国では、市場経済への移行に当たり、市場原理、民営化のスローガンと現実のギャップが大きい。一般的に、財産、特に不動産の所有権の法的地位が不明確であり、投資家は国家による接収に懸念を有している。西側先進国との産業設備、インフラ、技術、経営、マーケティングの格差も大きく、その格差を縮めるための資金ニーズ及び、技術、ノウハウへのニーズは大きいと考えられる。東欧諸国は、市場経済への移行の過程で、直接投資の導入を推進しており、また、民営化に伴う株式公開に際し、外資導入を期待しているが、多くの西側企業は、当面、政治・経済改革の推移を見守る必要があるとの姿勢をとっている。

東欧諸国については、当面、IMF・世界銀行等の経済改革への知的・資金的支援の他、新たに設立された欧州復興開発銀行（EBRD）を中心として支援が行われることが期待される。我が国についてみると、東欧諸国は、これまで地理的・歴史的、あるいは、人的・経済的な関係が他地域と比べ相対的に希薄な地域であるので、EBRDを我が国の支援の中核としていくことが、効率的かつ有意義であると考えられる。東欧諸国において、市場経済への移行が円滑に進むためには、民間部門の育成・強化が不可欠であり、この観点から直接投資や技術移転が重要な役割を果たすと考えられる。例えば、欧米との協力による我が国からの直接投資が、EBRDの情報提供等を通じて行われることも期待される。

ソ連については、市場経済への移行に当たって東欧諸国と同様の問題があるほか、民族問題等政治的不安定や混迷する経済改革と経済情勢の悪化から、西側企業の対ソ投融資には、当面、東欧諸国以上に厳しいものがあると見受けられる。

第２章　途上国等への資金フローの現状

途上国等への資金フローは、二国間政府開発援助・国際機関の融資等の公的資金フローと、直接投資、民間融資、証券投資からなる民間資金フローに大別される。世界銀行のワールド・デット・テーブルによれば、途上国等への資金のネットフローは、債務問題が顕在化する以前の1980年に828億ドルであったのに対し、民間融資等の減少に伴い総額も減少し、1990年には710億ドルと見込まれている。また、その構成についても、1980年には民間融資等のシェアが50％、直接投資のシェアが11％であったのに対し、1990年には、公的資金フローが66％、直接投資のシェアが31％と見込まれており、民間融資等のシェアはごくわずかとなっていることが特徴的である。

途上国等の資金ニーズのうち、経済発展や民生向上の基盤をなすインフラの整備は、直接的な収益を生まないため、一般的には公的資金に依存する度合いが大きく、これにより、民間資金フローのための投資環境が整備されることが期待される。これに対し、民間部門を中心とする産業設備等への投資については、商業的な採算が取れ、企業経営者のノウハウが生かせる分野であり、民間資金フローが重要な役割を果たすものと考えられる。民間資金フローの中でも、とりわけ直接投資は、対外債務を増加させることのない新規資金の流入であるばかりでなく、途上国等の民間経済活動の活性化や技術・ノウハウの移転に貢献し、高い開発効果が期待されることから、今後一層その重要性が増すものと考えられる。ただし、国際金融市場で調達された資金によりインフラを整備するケースがあるほか、最近は、BOT方式のように、インフラ整備に外国民間資金の導入を図る例が見られる。また、日本輸出入銀行・海外経済協力基金のツーステップ・ローンのように、二国間の公的融資の中には、民間部門の開発を目的とするものもある。国際機関の中でも、IFCのように民間部門への投融資機能や民間部門への投資を促進する機能を積極的に果たしているものもある。

いずれにせよ、途上国等の資金ニーズの内容に応じ、公的資金と民間資金がどのような役割分担を行うかについては、途上国等の発展段階や市場からの資金調達能力に応じて決まってくることでもあり、今後一層、途上国等の実情に適したアプローチをとることが重要と考えられる。

第３章　民間資金フロー促進及び有効活用のための環境整備

第１節　途上国等の自助努力

民間資金フローは、商業的判断に基づいて決定されるものであり、その流入のためには、収益性を確保するための前提として、政治的安定性、民族・宗教問題を含めた社会的安定性が必要である。更に、私有財産や契約の不可侵、法的安定性の保障、節度ある財政・金融政策及び資本移動の自由等が重要であることは言うまでもない。

ところで、途上国等は、いずれは、国内貯蓄を中心に成長を高める過程に移行することが必要であり、そのためには、しっかりとした開発成長政策の策定と遂行が必要である。このような適切な経済政策の実施は、国際機関や先進国からの支援を受けるための前提条件であるばかりでなく、それが民間資金フローを促し、産業の輸出力が向上すること等によって中長期的な経済発展に結びついていくのであり、この面での途上国等の自助努力は極めて重要である。

内外からの投資を促進するための具体的な投資環境整備という面で、規制緩和、外資優遇策、インフラ整備、人材育成、金融・資本市場の整備等をあげることができる。金融・資本市場の整備・発展は、貯蓄を促進するとともに、貯蓄を生産的なプロジェクトに振り向けることを可能とし、経済成長を促すという観点からも重要である。また、国内の貯蓄を高めるためには、一般大衆への貯蓄の奨励、税収の確保等が重要である。

多くの途上国においては、基幹産業を早急に育成するとの政策をとり、それらは、公営企業として設立されたが、その後こうした公営企業の非効率性が問題となっている。このため、開発政策の一環として、公営企業の民営化を含め、途上国等の民間部門の開発・発展を図り、経済活動の効率化を図っていくことが、開発政策の一環として基本的に重要で

あると考えられる。現在、途上国等においては、このような民営化・民間活力活用の努力が行われており、外国民間資金の導入を容易にするためにも、今後ともその流れが一層促進されることが望まれる。

（注）例えば、アセアン諸国の中では、電話会社の民営化を90年11月に実施したマレーシアをはじめ、各国で通信、電力、航空等基本インフラに係わるような国営企業の民営化が作業中である。また、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンにおいても民営化の動きが本格化しつつある。

なお、現在の経済理論は先進国経済を念頭において発展してきたものであり、途上国等の経済を分析するには必ずしも適当ではなく、途上国等の経済開発政策の策定に当たっては、それぞれの国の発展状況に応じた柔軟な対応が必要であるとの意見があった。

第２節　先進国側の支援

先進国側は、途上国等の自助努力を前提とした上で、民間資金を流れやすくする環境整備のための支援を行うことが重要と考えられる。まず、先進国側の公的資金により、途上国等の道路、港湾、通信その他のインフラが整備されれば、外国からの直接投資も促進されることになる。また、途上国等における法律・会計制度、財政・金融制度などの投資環境整備や経営ノウハウなど民間部門育成に関する知的・技術的支援等、アドバイスやコンサルティングが今後一層重要性を増すと考えられる。

先進国からの公的支援の形態としては、いわゆる政府開発援助（ODA）、日本輸出入銀行その他の各国公的金融機関からの投融資のほか、民間資金フローを促進するため、公的金融機関との協調融資や公的部門による保証・保険等の信用補完、制度金融によるインセンティブ等様々なものがある。これらの公的支援が触媒となって、民間資金が途上国等へ流れることになれば、その総合的な経済開発効果は極めて大きなものとなるといえる。

更に、先進国が市場開放努力を続け、途上国等の製品の輸入を促進することが重要である。

第３節　国際機関の役割

世界銀行等の国際機関は、借入れ及び起債により市場から調達した民間資金を原資として途上国等への投融資を行っており、国際機関は、その信用力により有利な条件で民間資金を調達し、これを途上国等へ流すという金融仲介の機能を果たしているということができる。そして、途上国等へ世界銀行等の国際機関が投融資する際に行っている政策対話は、途上国等のマクロ経済運営や構造調整政策に対するガイダンスとして極めて重要である。このような政策対話により、途上国等の自助努力が確保され、経済開発が軌道に乗ることが、民間資金フローを促進するための前提条件を整えることになる。

国際機関はこの他にも、協調融資・保証等によって途上国等の信用力及び途上国等に対する民間金融機関の審査能力を補完し、間接的に民間資金の流れを促進する触媒的な役割も果たしている。

更に、国際機関のアドバイス機能も、途上国等の投資環境整備や民間部門開発にとって重要である。例えば、世界銀行は、伝統的なプロジェクト融資に加えて、例えば、金融制度の整備に関する技術的援助を積極的に行っており、また、IFCも、途上国における資本市場育成、民間部門の活性化の分野でアドバイス機能を発揮している。

第４章　我が国からの民間資金フローのあり方

途上国等における様々な資金ニーズにこたえる上で、政府開発援助等の公的資金フローとともに、我が国民間資金フローは、今後とも重要な役割を担うものと考えられる。とりわけ、民間資金は、経済的効率性を求めて流れるものであるので、途上国等の民間部門の効率的な開発・発展に貢献するところが大きい。

我が国民間資金フローのうちでも、直接投資は、資金のみならず、技術、マーケティング等の経営ノウハウを一体として途上国等に移転しうる非債務性の資金フローであり、今後とも我が国からの直接投資を一層促進することが重要ではないかと考えられる。東南アジアでは、我が国からの直接投資も一つの契機となって、ANIEs、アセアン諸国と順次経済成長が波及、地域全体として高い経済発

展を示しているところである。

また、我が国としては、官民が連携し、国際機関とも協力して、途上国等との政策対話等を通じて、途上国等への技術・ノウハウの移転や人材の育成等ソフト面での支援を行っていくことが重要と考えられる。

我が国民間資金フローが果たすべき役割との関連で、今後の我が国の民間資金フローについて、地域的に重点を置くべきかどうかという議論があった。これについては、民間企業の自由な判断により、結果として、途上国等の中では、文化的、歴史的、経済的に密接な関係にあるアジア地域に重点が置かれるのは自然であるとの意見が多かった。

第3部　途上国等への民間資金フロー円滑化のための諸方策

第1章　直接投資の動向と諸方策

第1節　直接投資の動向

前述のように、直接投資は、雇用創出、輸出力・外貨獲得能力の拡大、技術やマーケティング等の経営ノウハウの移転等、途上国等にとって極めて重要な意義を有しており、直接投資が途上国等への民間資金フローの中心になることが望ましいと考えられる。

我が国企業の直接投資は、1980年代に入り、円高、貿易摩擦回避、企業活動のグローバル化により、先進国向けを中心に活発化してきているが、途上国等向けについても、85年以降の急速な円高の進展や労働力不足に対応して、労働集約型の企業や事業部門が、アジアの中でもアセアンを中心として海外に生産拠点を移転させる動きが顕著となっている。大企業のみならず、中小企業についても、円高、労働力不足の要因による他、大企業に部品等を供給する関連企業が大企業の海外進出に伴って進出する場合もあり、アジア向け直接投資が増加している。

近年における我が国の直接投資の動向を届出ベースでみると、1984年度に初めて100億ドル台に到達して以来、顕著な伸びを示しており、最近3年間は、87年度334億ドル、88年度470億ドル、89年度675億ドルとなっている。

1989年度の直接投資の地域別内訳をみると、全体で675億ドルのうち、途上国等向けは145億ドル（全体に占めるシェアは約21％）、アジア向けは、82億ドル（全体に占めるシェアは約12％）となっており、近年アジア向けの伸びが著しい（ANIEs向けは49億ドル、アセアン諸国向けは28億ドル）。現地側統計によれば、89年のタイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンへの外国直接投資の中で我が国が第一位となっている。なお、中南米向けは、52億ドル（全体に占めるシェアは約8％）となっている。

第2節　直接投資にかかる諸方策

1．投資環境整備

(1)　直接投資促進のためには、何よりも、投資環境整備に向けた途上国等の前向きの政策対応が不可欠である。第2部第3章第1節で述べたように、民間企業が直接投資を決定するに当たり、進出先における政治的・社会的安定性、しっかりとした開発成長政策が策定・遂行されていること、国有化の不安がないこと、外資規制等諸規制の緩和、外資優遇策、インフラ整備、人材育成、金融・資本市場整備等が極めて重要である。例えば、アセアン諸国では、合弁企業設立の際の外資比率規制の緩和や税制優遇措置等の外資導入策が直接投資増加の一つの要因となっている。また、金融・資本市場の整備の一環として、外国の金融機関や証券会社の進出に係る規制が緩和されれば、進出企業の現地資金調達源が増加するほか、資金やノウハウ等の面で金融・資本市場の厚みが増し、直接投資の受入れ環境が向上することとなる。更に、より基本的な問題として、治安が確保され、現地駐在員等在留邦人の生命の安全が脅かされないことが重要であることは言うまでもない。

(2)　直接投資促進のためには、インフラ整備への支援が重要である。政府開発援助（ODA）、その他政府資金（OOF）、国際機関の投融資などの公的資金により、上下水道・医療・教育等安定した社会状態維持のための各種インフラのみならず、直接投資に不可欠な電力・電話・道路・港湾・工業団地等の経済インフラの整備への支援が行われている。また、投資が持続的に行われるためには、途上国等のマクロ経済状況が安定していることが不可欠であることから、安定したマクロ経済運営の支援を目的とす

る公的借款の役割も重要である。我が国のODA等公的資金は、インフラ整備への支援等を通じ、途上国等の経済開発を軌道にのせる上で、大きな役割を果たしてきたところであり、引き続き、そのような支援が期待される。

(3)　公的部門は、研修員受入れ、専門家派遣、開発調査等様々な手段により、税制、工業標準化等制度面の改善、輸出産業育成・輸出促進、国営企業の効率化・民営化、金融セクター改革等、投資環境整備や民間部門育成のための知的支援、技術協力を行ってきている。また、民間部門においても、金融機関が金融・資本市場整備へのアドバイスを行う等の例がみられ、今後一層このようなソフト面での公的・私的支援の強化を図ることが考えられる。また、コンサルタント企業が商業ベースで民間開発事業についてのコンサルティングを行う例も出てきている。

直接投資促進のためには、現地での運転資金の調達を容易にすることが有益であり、途上国等にある程度の資本蓄積が認められる場合には、金融・資本市場の整備に関し、国際的商慣習の普及等実務的側面も含む技術的支援を強化することが大きな効果をもたらすものと考えられる。この結果、例えば貸付審査を通じて効率的な資金配分が行われ、また、途上国等の中小企業の記帳能力が向上する等の効果も期待できる。

更に、途上国の金融システムを利用した日本輸出入銀行・海外経済協力基金のツー・ステップ・ローンの果たす機能は、進出企業が提携する地場民間企業に対する資金支援の観点からも重要であるほか、当該国の金融セクター自体にもノウハウ・経験を積ませることにより、その整備に寄与するものである。

以上のような観点から、金融・資本市場の整備や民間部門育成のため、公的部門が民間部門とも連携して、各種セミナーの開催等、様々な形態で、途上国等における諸制度の改善・普及等についての知的・技術的支援を強化することが重要である。

(4)　前述のように、国際機関による途上国等政府への助言、技術的支援も重要な役割を果たしている。例えば、インドネシアでは、世界銀行の勧告を踏まえ、預金金利自由化、民間銀行の設立や支店開設の自由化、合弁銀行設立や外国銀行の支店開設の承認等の規制緩和策が実施された。この結果、民間銀行、合弁銀行が相次いで新設され、外国からの直接投資急増の一因となっているとされている。我が国としても、国際機関に対する拠出金（世界銀行については、1990年７月より開発政策人材育成ファンドと改称）を通じて、こうした助言、技術援助活動を積極的に支援し、途上国等の投資環境整備に貢献しているところである。

(5)　既存債務を当該国への投資に転換するデット・エクィティ・スワップは、途上国等の債務を額面を下回る価格により、外貨の流出を伴わない形で償却することができるほか、債務残高の減少に伴うキャッシュ・フローの改善が図られる上に、外国からの投資が促進されるとのメリットがある。しかし、他方で、投資資金が当該国の中央銀行の通貨創造によって賄われる場合、インフレ圧力が増大するという問題があるほか、外国企業に現地通貨への交換の際優遇レートを認める等のメリットを与えることに対して外国企業優遇との不満が出るおそれがあるとされている。

２．投資のための資金確保

(1)　直接投資の促進にあたり、我が国企業が豊富な手元流動性を背景に海外進出したケースも多いとみられるが、制度面での支援として、政府機関の出融資も重要な役割を果たしている。

日本輸出入銀行の投資金融は、海外投資を行おうとする日本企業や日系合弁企業、及びこれに出資・貸付を行おうとする外国政府等に対して必要な資金を貸付ける制度である。なお、平成元年度には、民間の海外投資を補完・奨励するため出資機能が創設された。更に、中小企業向けには、日本輸出入銀行の投資金融の他、中小企業金融公庫において、中小企業が国内での事業の延長と認められる程度の規模、事業内容の直接投資を行う場合に利用しうる海外投資円滑化資金貸付が存在する。

また、海外経済協力基金は、その供与す

るいわゆる円借款により、途上国等の経済的、社会的な各種インフラの整備を行っているが、これらは、前述のように途上国等に対する民間資金フロー促進の効果を持つ。この他、海外経済協力基金は、民間企業が実施する開発事業について出融資する機能を有している。国際協力事業団においても、試験的事業等を自ら行うか、これを行う現地企業に出資する日本企業に対し融資を行うという開発協力事業が実施されている。

途上国等への民間資金フロー円滑化の見地からも、これら政府機関の出融資機能を引き続き活用することが期待される。

⑵　日本国際協力機構（JAIDO）や日本アセアン投資（JAIC）のような経済界が共同して設立した海外投資会社、その他民間で自主的に設立された海外投資会社は、民間資金を集め、海外投資に振り向けることを通じて、直接投資を促進する機能を有しており、途上国等への民間資金フローの促進において大切な役割を果たしている。今後とも、これらの民間イニシアティブが活用されることが望ましい。

⑶　途上国等の民間部門を対象に投融資を行うことにより、それらの国の経済開発を促進することを目的として、世界銀行の姉妹機関である国際金融公社（IFC）が1956年に設立されている。IFCの投融資は、近年大幅な伸びを見せている。承認額は、1985年度には、937百万ドルであったのが、1990年度には、2,201百万ドルであり、5年間で2倍以上となっている。地域配分についてみると、例えば1989年度承認額の49％は中南米向け、アジア向けは19％となっており、中南米の割合が過大ではないかとの指摘もあるが、直近の1990年度では、中南米向けが33％、アジア向けが32％であり、改善が見られている。今後とも、バランスのとれた地域配分となることが期待される。

⑷　アジア・太平洋地域内の途上国の民間企業に対する投融資を目的として、アジア開発銀行と日本、アジア、欧米の民間金融機関の共同出資によりアジア金融投資会社（AFIC）が1989年に設立されている。

AFICは、アジア開発銀行が出資しているとはいえ、IFCのような国際機関ではなく、民間企業として設立されているため、投融資先国の税制上の優遇措置が受けられない点やカントリー・リスクの問題に敏感にならざるを得ないといった側面がある。しかしながら、最大の株主であるアジア開発銀行の強力な支援と、特に日本の民間金融機関の進んだ金融技術を享受できるというメリットがあるほか、民間企業としての性格上、効率的・弾力的な業務運営が可能であるとの側面もある。

こうした点から、AFICは、株主であるアジア開発銀行・民間金融機関と相互に補完し合い、アジアの民間部門開発を支援する重要な役割を果たしていくことが期待される。

⑸　東欧諸国の市場経済への移行を支援することを目的として、欧州復興開発銀行（EBRD）が1991年4月に設立された。設立協定に署名したメンバーは、EC諸国、日米等その他諸国にソ連・東欧諸国等を加え、42にのぼる。EBRDは、民間部門への投融資を業務の主体とするが、投融資のほか、民間部門開発における技術的支援の果たす役割が重視されており、こうした技術援助も、東欧諸国の投資環境整備に資することになると考えられる。我が国は、EBRDの技術援助活動を支援することを目的として、8億5千万円の「日本・欧州協力基金」を創設したところである。

我が国と東欧諸国との関係は、これまで必ずしも緊密とは言えなかったところ、EBRDの設立により、前述のように、我が国と欧米との協力が促進されるとともに、東欧諸国の経済の現状についての情報が蓄積され、我が国からの投資のための環境が整うことが期待される。

⑹　1988年に設立された多数国間投資保証機関（MIGA）は、非商業的リスクの保証、直接投資にかかる情報提供、政策立案過程に対するアドバイスや技術援助等、広範な直接投資促進活動を行っている。MIGAの加盟国数は現在64カ国であり、今後、特に途上国の加盟国の増加とともに案件の増加が期待される。

また、昨年バングラディシュでの肥料プ

ラント建設案件についてMIGAの保証が得られたところであり、今後このような幅広く各国企業が参加する案件の増加が期待されるところである。

(7) 海外投資保険は、民間資金に対する信用補完として重要であり、今後とも一層の活用を図ることが望ましいとの意見があった。

3．投資側への支援等

(1) 直接投資を行おうとする企業及びこれらを取引先とする民間金融機関にとっては、直接投資に関する情報を総合的かつ有機的に把握し、活用しうることが重要である。国際金融情報センター（JCIF）による直接投資に関するカントリーリスク・レーティングは、このような有益な情報提供の一例である。

また、国際機関や公的金融機関は、途上国等に対する投融資や政策対話等を通じ、直接投資に関する幅広い情報やノウハウを保有・蓄積しており、これらを企業や民間金融機関がより効果的に活用し得るような仕組みも必要と考えられる。

(2) 投資摩擦回避の観点からは、進出企業側において、外資導入歓迎の背後にある現地の感情への配慮や地域社会に貢献するという姿勢が必要である。そのためには、研修生受入れやマニュアルの整備等による技術移転、部品等の現地調達率向上、株式公開による資本の現地化、現地の人材のマネージメント層への受入れ等、現地化への途上国等の要請に配慮する必要がある。また、当然のことではあるが、進出企業側が厳しいモラル意識を持つように努め、汚職問題に配慮すること、環境保護設備の設置や環境保護基準の遵守等環境問題に配慮すること、更には、民間による経済協力活動等を通じ、地域社会との調和を図ることも重要である。民間レベルでこのような活動を推進することが望ましいとの意見が多かった。

(3) 途上国等における進出企業に対する国有化等の不安を取り除くことによって直接投資を保護・促進するため、今後とも投資保護協定の締結に積極的に取組む必要がある。

現在、我が国はエジプト、スリランカ及び中国との間で投資保護協定を締結している。また、アセアン４カ国（マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール）、トルコ、パキスタンとの間で交渉が進められている。

なお、東欧支援の一環として、ポーランドとは昨年９月、ハンガリーとは昨年12月、それぞれ第１回交渉が行われ、また、チェコ・スロバキア及びユーゴスラビアから投資保護協定の要請があり、交渉開始について先般、合意したところである。

(4) 租税条約は、国際的な二重課税を排除し、課税関係を明確にすることを通して、直接投資等民間資金フローを促進するための環境整備に資するものである。我が国としては、現在36カ国との間に租税条約を締結しているが、その中にはアジア10カ国（中国、韓国、タイ、マレーシア、インドネシア等）、アフリカ２カ国（エジプト、ザンビア）、及び東欧４カ国（ハンガリー、ポーランド等）が含まれている。今後、直接投資、人的交流が増大し、課税関係の国際化も進展する中で、租税条約の重要性は一層増すものと考えられる。国際的な二重課税の排除については、現在、我が国企業が海外子会社から配当を受け取った際、既に外国で納付した当該配当に係る税額を一定の範囲内で国内納付分から控除することが認められており、我が国企業の直接投資促進の上からも重要な役割を果たしている。国際的な二重課税排除の問題については、課税の公平の観点、直接投資の現状、諸外国の制度も踏まえ、状況に応じた検討を行うことが望ましいとの意見があった。

第２章　民間融資の動向と諸方策

第１節　民間融資の動向

1980年代における債務問題の深刻化等により、途上国等向けの新規の民間融資は低迷している。新債務戦略による元本・金利の削減は、既存債権に損失を計上することとなることもあって、民間銀行のニューマネー供与につながっていない。

我が国の民間対外融資の1990年末残高は、3,605億ドル（前年末3,369億ドル）である。このうち、途上国等向けが982億ドルであり、これは全世界の27.2％を占めているほか、国際機関向けが4.6％となっている。途上国等の主な内訳は、アジア向けが13.5％、中南米

向けが8.7%、東欧向けが3.0%となっている。

第2節　民間融資にかかる諸方策

途上国等の中でも、経済発展が順調で、カントリーリスクが当面は問題がないと考えられる国に対しては、純粋に借入主体の与信リスクあるいは商業ベースの採算性等を勘案して民間融資が行われているが、カントリーリスクの高い国については、返済の確実性を高めるための仕組みや公的部門による信用補完がなければ民間資金は流れにくくなっている。そのための方策が次のようにいくつか考えられるが、さらに様々な工夫が必要と考えられる。また、企業の直接投資による現地への進出をバックアップするかたちでの融資はニーズもあり、安全性も高いと考えられている。

1．プロジェクトファイナンス

プロジェクトファイナンスは、プロジェクトの資産及び契約上の諸権利を担保にとり、プロジェクトの収入を返済財源として、プロジェクトの開発に必要な資金を貸し出す融資形態であり、資源開発、パイプライン建設、石油精製、金属精錬などの大型プロジェクトに最近よく用いられている。第三国にエスクロウ勘定（別段勘定）を開設し、プロジェクトの収入をここに払い込むことにより、返済元利金の外貨送金リスクを回避する方法もとられているが、この場合、カントリーリスクが軽減され、主なリスクは、プロジェクトのリスクとなるとのメリットがある。ただし、特定の収入の使途が限定され、融資先国の他の債務の返済原資に回らないため、その国全体のファイナンスという点からは問題があるのではないかとの指摘もある。また、プロジェクトファイナンスの具体的なスキームとして、当該国政府の出費、各国の制度金融の活用、貿易保険、国際機関の参加等の組合わせにより、リスクの軽減を図ることも可能である。

2．BOT方式

外国企業が自らの責任で調達した資金を投下してインフラ施設等を建設し（Build）、これを自ら操業し（Operate）、事業収入により投下資金の回収を図り、一定の期間経過後、設備を当該国に引き渡す（Transfer）方式である。

途上国等にとっては、政府債務を増加させずに外資によるインフラ等の整備を行うことが可能となる。対象分野は、発電所、有料道路、工業団地、港湾、空港、鉄道、通信、その他プラント等様々である。

外国企業側からみた問題点としては、対象がインフラである場合には、採算性がそれほど高くなく、資本回収に時間がかかること、収入が現地通貨建の場合、為替リスクが大きいこと、事前調査と契約交渉に時間と費用がかかること等があげられている。

3．国際機関による信用補完

⑴　民間資金フローに対する国際機関との協調融資やその保証等、国際機関による信用補完を今後とも十分に活用していくことが重要である。

世界銀行においては、1983年1月には、新たに「Bローン」と呼ばれる協調融資方式が導入された。その背景は、それまでの世界銀行と民間銀行との協調融資の方式は、それぞれ独立の貸付契約が締結されるだけであり、法的には民間銀行の債権者としての地位が強化されることはなかったところ、1980年代に入り、民間銀行が途上国等への融資に慎重な姿勢を見せ、新たなスキームの必要性が認識されるに至ったことである。

Bローンの基本的仕組みは、世界銀行が、民間銀行のシンジケート・ローンに25%以内のシェアで直接参加するか、その代替として保証を行うものであり、民間銀行債権の安全性を高めるとともに、途上国等にとっても、通常の商業ベースの借入れよりも、利率や期間において有利となることを目指したものである。Bローンは、1983年から88年まで、24件の実績があり、民間資金フローの拡大に一定の役割を果たした。

しかし、債務問題の深刻化等により、途上国等向け民間融資が減少する一方、資金調達手段が多様化し、直接金融の役割が大きくなってきたという状況のもと、Bローンのように、対象を銀行ローンに限定し、世界銀行の融資・保証比率を限定した方式では、十分な効果をあげ得ないとの認識が高まってきた。

こうして、1989年6月には、Bローンの手法を拡大した「拡大協融オペレーション（ECO）」と呼ばれるプログラムが導入さ

れた。これは、対象を銀行ローンだけではなく、債券発行、プロジェクトファイナンスにも拡大するとともに、世界銀行の融資・保証割合についても、弾力化するものである。

これまでに、2件のECO案件が理事会で承認されているが、いずれも資本市場における債券発行に際し、世界銀行が部分保証したものである。このうちハンガリーは、ECOプログラムによる債券発行の後、世界銀行保証なしでの自力での債権発行にも成功しており、世界銀行の関与により、市場へのアクセスを獲得し、民間資金フローをもたらすことに成功した一例と言えよう。

今後、さらにこのECOプログラムが積極的に活用されることが期待されるが、具体的には、

㈠　従来から認められてきた民間銀行のシンジケート・ローンへの直接参加や、民間資金ローンへの保証を活性化させること、

㈡　プロジェクトファイナンスの非商業リスクの保証を行うなど、民間の金融ニーズに柔軟に対応していくこと、

㈢　一定期間後、世界銀行にローンを売却できるオプションを民間銀行に付与する等の新たな金融スキームに対しても、柔軟に対応していくこと、

等が重要であると考えられる。

(2)　国際機関の触媒機能の活用という面では、アジア開発銀行のCFS（Complementary Financing Scheme）も、民間資金フローの促進に資することが期待される。CFSは、アジア開発銀行が本来の融資を行う際に、これとは別建てで借入国に対する補完融資を行い、その補完融資部分の債権全額を民間金融機関に譲渡するというものであるが、アジア開発銀行と参加民間金融機関との間での貸付債権譲渡契約の成立が、借入国とアジア開発銀行との間における補完融資契約の発効要件となっており、実質的には、参加民間金融機関による直接貸付と極めて類似している点が一つの特徴である。

CFSにおいては、かつて世界銀行が行っていたサブ・パーティシペイションと同様、参加金融機関が譲り受けた債権は、借入国からの元利返済が行われる範囲において返済を受けるものであり、アジア開発銀行に対し請求権をもたないノン・リコース・ベースの契約となっているが、借入国にとっての貸出人は依然としてアジア開発銀行であり、それゆえ、その債務返済を優先させることが期待されることから、途上国等への民間金融機関の単独貸付に比べればリスクが低くなるものと評価できる。更に、CFSについては、アジア開発銀行を介することによって、借入国と民間金融機関との信頼関係を築き上げ、借入国による国際金融・資本市場へのアクセスを容易にするとともに、アジア開発銀行にとっても、その貸出能力を最大限に発揮することができるといったメリットがある。

(3)　アジア開発銀行においては、協調融資に加え、1988年から保証業務も行われている。アジア開発銀行による保証は、アジア開発銀行自身もその貸付に参加していることを前提として、民間金融機関が行う途上国政府への貸付、あるいは途上国政府保証のある貸付に係るソブリン・リスクに対して行われるが、途上国の資本市場への新規アクセスや長期資金の獲得が可能になる等、途上国の利益につながることが明らかな場合に限定して提供される。これは、安易な保証の提供によって、かえって、途上国の債務返済負担を不適当に増加させることのないよう、また、アジア開発銀行自身の信用維持に悪影響を及ぼさないよう、慎重な対応が必要との判断に基づくものである。民間資金フロー促進の観点からは、アジア開発銀行の保証機能の活用は重要と考えられ、上記のような問題点に配慮しつつ、より利用しやすいスキーム作りの工夫が行われることが望まれる。

(4)　第1章第2節において述べたMIGAの機能は、直接投資のみならず、中長期融資もその対象としており、直接投資の場合と同様の機能を果たすことが期待される。

4．輸出入銀行等による信用補完

(1)　輸出入銀行については、民間融資を補完・奨励するとの観点から、従来より民間金融機関との協調融資が行われてきており、今後ともその機能を一層活用することが重

要である。

(2)　民間金融機関との協調融資の際の民間金融機関の融資債権については、必要に応じ輸出入銀行の保証が付されているが、民間金融機関が単独で融資を行う場合にも、償還の確実性に留意するとともに、公的金融機関への安易な依存とならないよう配慮を加えつつ、例えば、ECO等、国際機関との協調案件等を含め、真に必要なものについて輸出入銀行の保証機能の活用を検討することが適当であると考えられる。

(3)　また、貿易保険も輸出信用に係る信用補完の面で重要な役割を果たしており、今後とも一層の活用を図ることが望ましいとの意見があった。

更に、民間企業においては、米国輸出入銀行等、状況に応じ海外の制度金融を積極的に活用していくことも推奨される。

5．また、商社による対外的な信用供与については、輸出に係る延べ払い信用の形をとることが一般的であるが、プラント設置、関連工事等において、必ずしも延べ払いの形にならない貸付を求められる場合もみられる。また、継続的な貿易関係の維持等に関連して商社に資金を求められる場合もみられる。こうした場合の信用供与の方法については、途上国等への民間資金フローの促進の観点から検討する必要がある。

6．民間金融機関が経営の健全性を維持しつつ、国際協調の枠組みの下で途上国等に対する融資について柔軟に対応するためには、経理面の配慮も必要であるとの議論があった。特に、新債務戦略の実行に伴い、累積債務国向けの債権の元本削減、金利軽減に応ずることにより、銀行は現に損失を被るようになっており、その対策が重要である。

我が国の銀行の累積債務国向けの貸付に係る無税引当金については、海外投資等損失準備金の制度が定められているが、その繰入率は対象債権の１％となっている。また、累積債務国のうちでも、元利金の支払いが行われない等、特に状況の悪化している国について償却を認める制度（間接償却）があり、その無税償却枠は50％となっている。これらの制度については、金融機関全体としての引当金の中で、今後とも適切に対応していく必要があると考えられる。更に、特定海外債権引当金の対象債権の弾力的適用等について、検討することが適当であると考えられる。

7．最近の金融の自由化及び国際化に伴って、金融機関の直面するリスクは大きく変容しており、リスク管理の如何が金融機関の経営にとって極めて重要になっている。1988年７月に主要国の銀行監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会で合意された銀行の自己資本比率規制の国際統一基準（BIS基準）については、当面は1992年度末の全面的実施に向けて、その定着を図ることが肝要であるのはいうまでもないが、現在のリスク・アセットの算出方式がOECD諸国とそれ以外の国というような大きな項目区分によっていることに鑑み、途上国等の信用力、及びその改善等を反映した国別のリスク・ウェイト等のあり方も将来の検討課題であるとの意見が多かった。

第３章　証券投資の動向と諸方策

第１節　証券投資の動向

１．我が国証券市場を通ずる途上国等への資金の流れ

途上国等や国際機関による東京市場での外債発行状況をみると、円建外債については、1988年は33件6,800億円、89年は30件6,800億円、90年は13件3,300億円と、90年に入り減少している。一方、外貨建外債については、90年は４件４億ドル強（約600億円）の発行があったが、途上国等の発行実績はない。

このように、東京市場における途上国等や国際機関の起債が減少しているのは市況の悪化のほか、途上国等の起債については、我が国投資家の途上国等の発行体に対するリスクの判断が高まったこと、国際機関の起債については、東京市場に比較して調達コストの低いユーロ円債へシフトする傾向がみられたことなどが指摘されている。

円建外債とユーロ円債を比較すると、非居住者ユーロ円債の発行額が順調に増加しているのに対し、円建外債の発行は低迷しており、その差は一段と拡大してきている。例えば、1990年においては、非居住者ユー

ロ円債の発行が４兆9,800億円であったのに対して、東京市場における円建外債及び外貨建外債の発行額は１兆2,100億円となっている。その理由としては、非居住者ユーロ円債についてはこれまでとられてきた自由化措置の結果、発行の機動性・簡便性等の面で東京市場よりもユーロ市場が非居住者に選好されたことが指摘されている。

２．途上国等における証券市場への投資

途上国等の証券市場の動向についてみると、アセアン諸国では、経済成長や政府の積極的な育成策により、上場企業数の増加等、証券市場の整備が進みつつあり、外国投資家の投資を限定的ながら認める動きになっている。中南米においては、特に、経済の再建が進み、逃避資本の還流もみられるメキシコの証券市場の活況が注目されている。東欧については、ハンガリーが1990年６月に株式取引所を開設しているが、国営企業の民営化が先決であり、現在の上場企業数はまだごくわずかである。

今後これらの市場への投資が増えていくためには、外国人による投資の自由化、ディスクロージャー制度の充実、取引・決済制度の確実性・効率性の向上、外国証券会社の進出規制の緩和等が重要である。

第２節　証券投資にかかる諸方策

１．途上国等への民間資金フローの円滑化の方策として、東京外債市場、ユーロ円債市場へのアクセスを改善することも重要である。

1989年６月の当部会の報告によれば、「東京市場へのアクセスについては、円の国際化、東京市場の国際化という特別の観点を踏まえ、早急に適債基準を見直す…（略）…ことが適当である」とされており、これまでの格付制度の定着の状況を踏まえるとともに、投資家の自己責任原則の徹底を図りつつ、適債基準について見直しの検討をする必要があると考えられる。また、当面は、途上国等への民間資金フロー円滑化の見地から、国内の起債市場への影響や投資家保護等の問題にも配慮しつつ、非居住者による東京市場での債券発行にかかる適債基準の適用について、その弾力化を図ることが適当である。

また、発行市場へのアクセスの改善とともに、発行ロット拡大、価格公示機能の拡充、社債等登録制度の改善等流通市場の整備も重要である。このうち社債等登録制度は、社債権者が本券の保有に代え、登録機関に備え付けの登録簿に債券の内容等を登録することにより、第三者に対抗できる権利を法的に認める制度であり、円建外債においても利用されている。しかし、現行の社債等登録制度は、必ずしも迅速な取引に対応できるものとなっていないので、迅速な移転登録を可能にするため、社債等登録法の改正を含めた制度の改善が望まれるところである。

一方、ユーロ円債市場については、1989年６月に、当専門部会の報告を踏まえ、国際金融取引の自由化、円の国際化を一層促進するという観点から、償還期間の制限の撤廃や適債基準の緩和が行われたところであり、途上国等が債券発行を行うにあたっても、そのアクセスは大幅に改善された。今後とも、ユーロ円債市場の一層の発展のための環境整備に努めることが望まれる。

なお、途上国等への民間資金フローを促進するためには、投資家に対して、円建公募債、円建私募債、ユーロ円債の商品性等の魅力を一層向上させることが重要であるが、これらについては、金融・資本市場にかかる制度の見直しと関係する点もあり、今後、引き続き検討されることが期待される。

２．途上国等の企業の株式への投資は、証券市場の未整備、投資制限に加えて、上場企業が投資家にとってなじみの薄いものであること等から、我が国の投資家にとってはリスクの大きなものといえよう。しかしながら、これら株式は成長性の魅力も大きいこと等から、近年、ニューヨーク証券取引所等に上場されているカントリーファンドを通じての投資が活発になっている。カントリーファンドは、このように投資先の情報が十分ではない場合、投資リスクの分散が望まれる場合、また、外国人に対し持ち株規制等の投資制限のある場合等に、当該国への投資を容易にするという点で投資家にとってメリットが大きいと考えられる。

ニューヨーク証券取引所等に上場されているカントリーファンドの多くはクローズ

ド・エンド型の会社型投資信託の形態をとっており、投資会社の株式として取引されている。このクローズド・エンド型投資信託の特徴は、オープン・エンド型の投資信託と異なり買い戻し条項がないため、資金の長期にわたる安定的な運用が可能となるので、投資先国にも歓迎されており、韓国、台湾、インドなど、外国人投資家に対し証券投資を制限している国もこの形態による投資は認めている。

現在、大阪証券取引所においては、カントリーファンドについて、投資家保護に十分配慮しつつ、投資家の多様なニーズに応える観点から、その上場に向けての作業が行われており、早期の実現が期待されている。上場基準が策定され、取引所に上場されることとなれば、カントリーファンドが我が国の投資家により一層受け入れ易いものとなると考えられる。

また、途上国等への民間資金フローを促進するとの観点からは、海外におけるカントリーファンドの設定もしくは増資の際にその募集が国内において行われることが重要である。しかしながら、これまでのところ、クローズド・エンド型の会社型投資信託の国内での募集は私募によるものしかみられない。投資主体には個人投資家も含まれることを考えると、投資家保護の観点を踏まえつつ、国内での公募に資するような基準を策定することが望まれている。今後、大阪証券取引所におけるカントリーファンドの上場の動きとともに公募基準を策定することにより、カントリーファンドの上場を促進し、あわせて、途上国等への民間資金フローが一層活発に行われることが期待される。

また、将来の問題として、我が国においても、こうした会社型投資信託の導入が検討に値するのではないかと考えられる。

3．途上国等の企業の株式については、現地資本市場の未整備に伴う受渡しの問題等があることもあって、最近まで国内での募集は行われていなかったが、本年４月、途上国等の企業の株式（預託証書（DR）の形態）について、我が国において初めて証券取引法に基づく開示を行い、売出しが行われた。今後とも、こうした形での途上国等の企業による我が国資本市場での資金調達が促進されることが期待される。

更に、途上国等への証券投資を促進するとの観点からは、我が国の投資家が途上国の証券市場において、株式を直接購入・売却することが容易になることが望ましい。このためには途上国等の証券市場が整備されるとともに、投資家に対する情報提供等サービスの充実が必要であろう。

結語

世界経済においては、今後旺盛な投資需要が予想される中で、途上国等への資金の流れがこれまで以上に細るおそれがあるとの見方がある。しかしながら、途上国等の健全な経済発展なくして世界の発展はありえない。途上国等の経済開発において、公的援助の役割も引き続き重要であるが、同時に民間部門の活力を生かすために果たすべき民間資金の役割の重要性が改めて強調されていることに留意すべきである。我が国としても、このような観点から途上国等の資金ニーズにこたえるため、途上国等への民間資金フローを円滑化するための諸方策を講じていくことが、世界経済への重要な貢献をなすものと考えられる。本報告が民間資金フロー円滑化の目的に向けての一助となることが期待される。

（出所）社団法人信託協会『信託』通巻167号、1991年季刊第Ⅲ号、平成３年８月25日（国立国会図書館、ISSN0386-1386）112-135ページ

11-74　外国為替等審議会　国際金融取引における諸問題に関する専門部会「世界の金融市場の相互連関と取引の円滑化のための諸方策」

1992（平成４）年６月16日

委員名簿

部会長	大場　智満	（国際金融情報センター理事長）
部会長代理	飯田　経夫	（国際日本文化研究センター教授）
委員	青木　祐	（三菱信託銀行副社長）
	天野　順介	（三菱電機副社長）

石原　秀夫　（興銀リース社長）
梅本　章夫　（東京銀行専務取締役）
大島　昭壽　（住友商事副社長）
奥田　碩　（トヨタ自動車専務取締役）
神崎　泰雄　（日興証券副社長）
神田　秀樹　（東京大学助教授）
鬼頭　誠一　（三井物産顧問）
小島　明　（日本経済新聞社編集局次長）
児玉　晃　（前農林中央金庫常務理事）
小山　敬次郎　（経団連専務理事）
須田　美矢子　（学習院大学教授）
外村　仁　（野村證券専務取締役）
外門　一直　（東京電力常務取締役）
永島　旭　（日本銀行国際局長）
羽賀　博之　（明治生命専務取締役）
水城　武彦　（NHK解説委員）
矢澤　富太郎　（太田昭和監査法人会長）
山崎　高司　（日本輸出入銀行理事）
吉江　誠　（さくら銀行専務取締役）

はじめに

1．近年の世界の金融市場（注）においては、規制緩和や技術革新を背景として、国際金融取引の規模の拡大と取引の複雑化・高度化が進むとともに市場の世界的な一体化（いわゆるグローバライゼーション）が進展している。これに伴い、これまでになかった新しいタイプのリスクの発生等の問題も生じてきている。他方、ヨーロッパ、アメリカ、アジアの各地域において地域的な結びつきを強化する動きもみられ、域内各市場の相互連関が重要性を増してきている。このような状況の変化を踏まえつつ、国際金融取引が円滑に行われることを確保するための諸方策について検討を行っていくことが必要であると考えられる。

2．このような観点から、当専門部会は昨年11月より、「世界の金融市場の相互連関と取引の円滑化のための諸方策」をテーマに審議を開始し、委員、参考人からの意見聴取及び委員による討議のための会合を11回開催し、ここに報告をとりまとめたところである。この間、アジア・太平洋地域の金融市場とそれらの間の相互連関につき意見交換を行うために、香港、シンガポール及びオーストラリアより当局者を当専門部会に招聘するとともに、香港、シンガポール及びシドニーの各市場の調査のために専門委員による出張を行った。また、当専門部会の下に「東京外国為替市場に関する検討小委員会」を設置し、外国為替取引に関して専門的な立場から議論を行った。

（注）本報告書においては、金融市場とは資本市場も含む広い概念であり、かつ、その国際的な側面に焦点を当てていくこととする。

第１部　世界の金融市場の相互連関

世界の金融市場においては、世界経済の拡大、通信・情報技術の発展、規制緩和等を背景に国際金融取引が拡大し、グローバライゼーションが進展してきている。一方、ヨーロッパ、アメリカ、アジアの三つの地域それぞれにおいて、世界の三大金融市場と言われるロンドン、ニューヨーク、東京と地域内の他の市場との結びつきが重要になってきている。第１部においては、相互連関の強まる世界の金融市場の現状について概観した後、そこで発生してきた問題について検討することとする。

第１章　国際金融取引の動向

第１節　国際金融取引の拡大とグローバライゼーションの進展

(1)　国際金融取引の拡大

国際金融取引の規模は、1970年代以降、拡大のスピードにはかなりの変動があるものの、概ね順調に拡大してきている。例えば、国際金融取引に関する最も包括的な統計とされているBIS（国際決済銀行）の統計で非銀行部門に対する国際銀行債権残高（注）をみると、73年末には1,800億ドルであったが、91年末には３兆6,000億ドルと20倍に拡大している。これは同期間における先進国の名目GNPの伸びをかなり上回っている。

（注）BISの統計において、国際銀行債権残高とは、BIS報告銀行（G10諸国の他に、ル

クセンブルク、オーストリア、デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、スペイン、バハマ、バーレーン、ケイマン諸島、香港、オランダ領アンティル諸島、シンガポール所在の銀行及びパナマ所在の米国銀行支店）の海外向け（クロス・ボーダー）債権残高及び外貨建ての国内向け債権残高の合計と定義されている。

国際金融取引の規模は、80年代後半以降においても順調に拡大し、国際金融市場の一層の発展がみられた（90年以降については、国際金融取引がやや停滞しているが、この点については第３節を参照）。BISの統計によると、国際銀行債権残高（インターバンク債権残高も含む）及び国際債（ユーロ債及び外債）の発行残高の合計でみた国際金融市場の規模は、85年末の３兆7,000億ドルから91年末の９兆3,000億ドルに拡大し、2.5倍となった。なお、この間に、非銀行部門に対する国際銀行債権残高は１兆5,000億ドルから３兆6,000億ドルと2.4倍になり、また国際債の発行残高は6,000億ドルから１兆7,000億ドルと2.8倍になっている。

このような国際金融取引の拡大の背景には、貿易に関連した取引や国際的な資本移動に伴う取引に加え、為替管理の自由化や金利の自由化等を背景に各市場間における金利裁定取引等が活発化したことがある。

⑵　グローバライゼーションの進展

また、今日の世界の金融市場の著しい特徴として、そのグローバライゼーションの進展があげられる。すなわち、各市場間の結びつきが緊密化して、世界中から場所と時間を問わず市場に参加することが可能となり、かつ市場間の裁定取引によって同一時間には場所のいかんにかかわらず同一相場が成立するという、いわば世界の金融市場の単一市場化が進展している。

例えば、外国為替市場をみると、ロンドン、ニューヨーク、東京の各市場は、ちょうど時差を埋める位置関係にあって、24時間ディーリングの体制が確立されている。また、三大金融市場間にわたる国際銀行業務の拡大を反映して、クロス・ボーダーのインターバンク取引も最近まで急速に増大してきた。BISの統計によると90年末において、日本所在の銀行と他のBIS報告地域内の銀行との間のクロス・ボーダーのインターバンク債権残高は１兆6,000億ドルに達したが、これは85年末の残高の約４倍である。また、アメリカ所在の銀行と日本を除くBIS報告地域内の銀行との間における残高も85年末から90年末までに約２倍に増大し、8,000億ドルとなっている。

このように世界の金融市場におけるグローバライゼーションが進展した背景としては、企業の経済活動の国際化と取引の拡大という要因に加え、通信・情報技術革新と金融自由化があると考えられる。

まず、通信・情報技術が発達し、コンピューターが広範に利用されるようになって、電子取引が導入され金融イノベーションが進展した。特に、規制の比較的緩やかなユーロ市場においては、後述するように新しい金融手法が次々と生み出された。また、近年、様々な金融派生商品（デリバティブ）が開発され、その取引も急速に拡大してきているが、他国の市場で取引されている金融資産を基礎とする金融派生商品（例えば株価指数先物）の登場は、各市場間の相互連関を強めてきている。

また、金利の自由化、金融機関等の業務範囲に関する規制の緩和等の金融自由化が、各国経済の相互依存の強まり、金融ニーズの多様化、金融イノベーションの進展等を背景に、80年代以来世界的に進展してきた。金融自由化はまた、クロス・ボーダー取引の自由化や金融機関等の相互進出の活発化をもたらし、金融市場のグローバライゼーションの進展を促進してきている。

第２節　最近の国際金融取引の動向

90年以降国際金融取引は停滞気味であると言われている。BIS統計で国際銀行債権増加額（期間中における債権残高の増加額）をみると、89年には8,100億ドルであったものが、90年には7,100億ドルに減少しており、91年には残高が1,000億ドル減少している。これは、主として非銀行向け信用には直接結びつかないインターバンク取引の減少によるものである。すなわちインターバンクの債権増加額は、89年の4,000億ドルから90年には2,500億ドル

に減少し、91年には残高が1,900億ドル減少している。これに対し、非銀行向け債権の増加額の推移をみると、89年の4,100億ドルから90年は4,700億ドルとむしろ大きくなっており、91年においても残高は前年に比べ900億ドル増加している。

このように、90年以降の国際金融取引の停滞は、インターバンク取引の縮小によるところが大きく、貯蓄主体から投資対象への資金の流れを円滑にするという本来の金融仲介機能という意味での非銀行部門に対する債権は引き続き増加している。

また、国際債の発行実績をBIS統計でみると、90年には日本の株価低迷を背景に日系企業によるユーロ市場でのエクイティー関連の起債が大きく減少したことが主な要因となって、起債額が89年の2,600億ドルから2,400億ドルに減少した。しかし、91年に入ると、金利の低下等を背景にユーロ市場における普通社債の発行が大幅に増加して、国際債の発行は全体で3,200億ドルとなっており、資本市場における資金調達はむしろ盛んになっていると言える。

以上のようなオンバランス取引の動向に対し、最近、先物、オプション、スワップ等のオフバランス取引が増大していることが注目される。オフバランス取引については、その規模全体の統計はないが、可能な限りの範囲をカバーしたものとしてはBISの四季報（91年第４四半期）の統計がある。これによると、取引所における先物、オプション取引の91年末の建玉は３兆5,000億ドルと86年末の建玉の約６倍に上っており、店頭における金利、通貨スワップ等の取引は、91年６月末の想定元本残高が４兆1,000億ドルと86年末の約８倍になっている。オフバランス取引は、BIS規制上オンバランス取引よりもリスク・アセットが小さく算定されることもあって、リスクをヘッジする、あるいは積極的にリスクをとって収益機会を拡大するという観点からの利用が盛んになってきている。

最近の国際金融取引の動向の特徴として、本邦銀行の取引の縮小が指摘されることがある。前述のインターバンク債権の動向についてみれば、90年における増加額の縮小及び91年における残高の減少の大きな要因は本邦銀行の取引の縮小であったと考えられる。日本所在銀行と他のBIS報告地域内の所在銀行との間のインターバンク債権は、80年代後半に著しく拡大し、89年にも2,400億ドル増加したのに対し、90年には700億ドルの増加にとどまっている。更に、91年には1,500億ドルの純減となっているが、これは91年におけるBIS報告地域内のクロス・ボーダーのインターバンク債権の減少額とほぼ同額となっている。しかし、日本所在銀行の海外向けの非銀行部門に対する債権残高についてみると90年には13％増加し、91年にも６％増加しており、本邦銀行が国際金融市場から資金を引き上げているという状況ではない。

本邦銀行の国際金融市場における最近の活動の縮小の背景には本邦銀行の国際業務に対する姿勢がより慎重になったことがあると考えられる。すなわち、本邦銀行は従来、国際業務の量的拡大を通じて、各市場でのプレゼンスの確立を目指し、その中でLBOや不動産等の大規模案件にも積極的に取り組んできた。しかし、我が国を含めた世界的ないわゆるバブルの崩壊により、資産（特に日本では株式、アメリカでは不動産）の価格が下落したことや、世界的な景気減速による資金需要の低迷を反映して、本邦銀行の戦略が、資産の伸びを抑制しつつ収益拡大を目指す路線へ変更してきていると言われている。この点については、BISの四季報（91年第２四半期）でも「本邦銀行は、近年最も活発に活動してきた国際インターバンク市場における活動を縮小しているが、この縮小は本邦銀行が資産の質をより重視する方向に基本戦略を変更したことの反映であると考えられる。この新しい戦略は自己資本比率のガイドラインを守らなければならないという必要性と密接に関係している」と述べられている。また、リスク管理の強化、収益性重視の観点から与信対象企業の選別もより厳しくなってきていると言われている。なお、最近の本邦銀行の行動の変化については、これまでやや過大になっていたインターバンク取引を縮小し、質的な面を重視した経営にもどってきたことの表れであり、経営の健全性の観点からむしろ評価できるのではないかという意見もあった。

第３節　我が国をめぐる国際資金移動の変化

最近の我が国をめぐる国際資金移動については、それが国際収支統計上、どのように表れているか、また、我が国から途上国等への民間資金フローがどのようになっているのか、という二点につき留意する必要がある。

⑴　最近の我が国の資本収支の動向

日本の長期資本収支の動きをみると、80年代後半は、経常黒字を上回る長期資本の流出超となっていたものが90年度に大きく流出幅が減少し、91年度には404億ドルの流入超となった。91年度の長期資本収支の内訳をみると、まず外国資本の流入が90年度の1,056億ドルから1,404億ドルへと大幅に増えたことが特徴である。これは、主として、我が国の株価低迷に伴う値頃感等から外人投資家が本邦株式・債券を大幅に買い越したこと、ユーロ市場における本邦企業の債券発行（主に普通社債）が前年度に比して回復したことによるものである。他方、本邦資本の流出は、90年度の1,224億ドルから1,000億ドルへとやや減少している。この主な要因としては、対外直接投資が90年度の449億ドルから91年度の236億ドルへと４割以上減ったこと、借款が90年度の211億ドルから91年度の124億ドルへと４割程度減ったこと等がある。前者については、サービス業・金融保険業等非製造業向けの投資が大幅に減少したことが主な原因である。後者については、民間銀行がリスク管理の強化や世界的な借入需要の減退等を背景として資産の伸びを抑制していること等によるものであると考えられる。

他方、長期資本収支のなかで大宗を占めている証券投資については実際にはかなり短期的に売買される場合も多く、また、短期の借入れも借換えの継続により実質的には長期ローンとなっている例が見られること等から、資本を長期と短期に区別することの意義が薄れてきている。また、従来、総合収支の赤字が金融勘定においてファイナンスされる（海外からの資金の受取）というパターンが多かったが、91年度には逆に金融勘定（外国為替公認銀行部門）において大幅な流出超となった。

このような状況下で、我が国を巡る資本の動きを正確に把握するためには、長期資本収支だけではなく、短期資本収支及び金融勘定も合わせてみることが適切となってきている。

そこで、短期資本収支の動きをみると、91年度には146億ドルの流出に転じているが、これは主に、本邦銀行の全世界ベースでの短期の債権・債務の整理の動きと、需要の変化を受けて、本邦企業の本邦銀行海外店からの短期の円建借入れ（いわゆる短期ユーロ円インパクトローン）が返済超になったためである。

更に、金融勘定の外国為替公認銀行部門からの資金流出もネットで90年度の140億ドルから91年度の1,213億ドルへと大幅に増加している。この中には、本支店勘定を通じた中長期の円資金流出（ネットベース、91年度で216億ドル）が含まれており、これは本邦企業の本邦銀行海外店からの中長期の円建借入れ（いわゆる中長期ユーロ円インパクトローン、91年度で336億ドル）の原資となっていると考えられる。また、非居住者の本邦銀行への円預金の減少も相当な額に上る（91年度349億ドル）が、この一部は外人投資家の大量の本邦証券取得に振り替えられた可能性がある。これらの取引については、実質的には資金の内外移動は行われていないものと考えられ、資金の流れを厳密に把握した上で相殺することには技術的な困難があるものの、長期資本収支と短期資本収支及び金融勘定を合わせて見ることの必要性を裏付けている。

このように、国際金融取引の複雑化に伴い、現行の国際収支統計が経済実態を必ずしも的確に反映しなくなってきている面があると思われる。IMFにおいても、国際収支統計のあり方についての検討が行われているが、我が国でも、各国の例やIMFにおける検討状況を十分に考慮に入れつつ、例えば長期と短期の資本収支の区分や金融勘定の取扱い等、資本取引の表示方法を中心に、国際収支統計全般につき検討を進めることが適切である。

⑵　途上国等に対する民間資金の流れ

経済発展のための資金を必要としている途上国等に先進国から円滑に民間資金を流

すことは国際金融市場の重要な役割のひとつであるが、最近になって途上国等に資金が戻る傾向がみられるものの、資金の流れは依然として途上国等から先進国に向かっている。

我が国から途上国等への資金の流れについては依然として相当額を維持しているが、最近その伸びは下がってきている。これを我が国の地域別の長期資本収支統計からみると、我が国から途上国等への直接投資については、90年には相当額を保っているものの、91年には減少気味である。また、借款についてもここ数年ほぼ同額で推移している。

国際金融市場におけるリスクの顕在化やBIS規制への対応を背景に金融機関の与信行動はより慎重になってきていると考えられる。この結果、現下の世界的な資金不足傾向と相まって、与信リスクの高い途上国等の借入主体へ民間資金を供給することはより困難になっていくおそれがある。このような状況の下で、我が国の経常黒字によって、主として民間部門に流入している資金を途上国等に向けて還流させていくためには、昨年の当専門部会の報告でも強調されたとおり、途上国等に対する民間資金の流れの円滑化のための環境整備を図っていくことが今後一層重要であると考えられる。

この点に関して、今後先進各国が努力する方向としては、①途上国側の民間資金の受け入れ態勢の整備を支援していくこと、②80年代の債務危機以降リスクに敏感になっている投資側のリスク軽減策を講ずること、③途上国等の先進国資本市場へのアクセス改善を図ること、等が重要であると考えられる。

我が国としても、例えば、次のような方策をとっていくことが適当と考えられる。

第一に、直接投資の促進の観点から、①公的資金によるインフラの整備への支援、②途上国側における金融・資本市場や法制の整備のための知的・技術的支援、③途上国等への投資に関し情報提供を行う民間団体や、途上国の民間セクターに対し出資を行う民間の海外投資会社の積極的活用等を推進していくことが適当である。

第二に、民間融資の促進の観点から、国際金融機関との協調融資や公的部門による信用補完制度の活用等をさらに図っていく必要がある。

第三に、途上国等への証券投資の促進を図る見地から、途上国等の東京外債市場へのアクセスの改善を図ること及びカントリーファンドの発展を促すこと等が重要である。

なお、途上国等に対する民間資金の流れの円滑化のためには、途上国側においても、外資規制等諸規制の緩和、インフラ整備、金融・資本市場の整備、ディスクロージャーの充実等の、投資環境の整備のための努力が必要と考えられる。

第２章　三大金融市場の現状

世界の三大金融市場間の結びつきが強まる一方で、三大市場それぞれが、その地域内の他の金融市場との結びつきを強め、相互補完的に発展している。本章では、三大市場とそれぞれの地域における他の市場との関係について概観する。

第１節　ヨーロッパ―ロンドン市場と他のヨーロッパの市場との関係―

(1)　ロンドン市場の特徴

ヨーロッパにおいてはいくつかの金融市場が発達してきているが、これまでその中心的な役割を果たしてきている金融市場はロンドン市場である。金融取引に関するインフラ整備が進んでいること、監督当局の金融市場育成に対する積極的な姿勢がみられること等から、ロンドン市場は、イギリス国内の経済規模をはるかに上回る国際金融仲介機能を果たしており、ユーロ市場の中心としての役割を担っている。例えば、ロンドンに所在する銀行の国内向け債権残高は、ニューヨークあるいは東京の４分の１程度であるが、海外向け債権残高では、ニューヨーク、東京を上回る。また、外国為替取引の取扱い規模も三大市場の中で一番大きい。ロンドン証券取引所の株式時価総額及び取引高はニューヨーク、東京よりはるかに小さいが、外国企業の上場会社数は最も多く、ロンドン証券取引所における取引高の半分は外国株式の取引である。ま

た、ユーロ債発行額全体の約３分の２の起債がロンドンで行われている。

⑵　ロンドン市場と他のヨーロッパの市場との関係

ロンドン市場と他のヨーロッパの市場との関係は、一層緊密化しつつあると考えられる。その背景には資本移動の自由化とEC単一免許制度の導入を柱とするECの金融市場統合への動き、さらには欧州中央銀行の設立と単一通貨制度への移行を目指す経済通貨同盟への動きがある。ヨーロッパ各国市場間の関係の緊密化の進展を取引規模の拡大という観点からみると、例えば、本邦銀行の国際インターバンク債権増加額の縮小した90年においても、ヨーロッパの国々の間におけるインターバンク債権の増加額は、89年の1,200億ドルから90年の1,800億ドルへとむしろ増大している。また世界的に国際インターバンク債権残高の減少した91年についても、300億ドルであるがわずかに増加している。

一方、ヨーロッパ各国経済の一体化に伴って、金融取引を自国市場へ誘致するという動きが生じるなど、市場間の競合関係も強まってきていると考えられる。更に今後は、ECの金融統合及び通貨統合の進展により、ローカルな市場が自国通貨取引で有していた比較優位がなくなるとともに、各国が独自の規制を維持することが困難になり、インフラの整備されたロンドン等の金融センターにある程度取引が集中していくのではないかという見方がある。

競合関係の具体例としては、第一に、パリ、フランクフルト等ヨーロッパ大陸の市場における自国株式の取引が、ロンドン市場に流れる傾向が生じており、パリ、フランクフルト等ではロンドン市場で行われている自国株式の取引を取り戻すべく、各般の措置がとられている。なお、このようなロンドン市場での株式取引の拡大の要因の一つに、いわゆるビッグバンがある。これは、80年代に入りロンドン市場の株式取引が沈滞し、英国株式の取引がニューヨーク等海外に流出する傾向が生じたことを契機として、86年に実施された証券市場の改革であり、その内容は、ジョバーとブローカーの単一資格制度の廃止、電子取引システムの導入、マーケット・メーカー制の導入等であった。

第二に、金融先物取引についてもロンドン市場とパリ市場が競合していると言われている。MATIF（フランス国際先物取引所）は、86年に設立され、順調に業績を拡大し、取扱件数でLIFFE（ロンドン国際金融先物取引所）と拮抗するようになった。これに対し、LIFFEは、金融先物のヨーロッパにおける中心的地位を維持すべく、最近LTOM（ロンドンオプション取引所）と合併した。今後とも、LIFFEとMATIFは競合しながらも、ともに発展していくものと思われる。

その他、ヨーロッパでロンドン市場を補完する市場としては、チューリッヒ及びルクセンブルク市場がある。すなわち、チューリッヒ市場は、銀行の守秘義務が厳格なこと、スイス・フランの決済地として債券発行市場、外国為替市場が発展していること等の特色を有する。一方、ルクセンブルク市場は、税制上のメリットに加えて、当局の監督・規制が緩く、かつ銀行の守秘義務が厳格であるため、言わばヨーロッパのオフショア市場として発展しているという特色を有する。しかし、今後のEC通貨統合の動向等によってはスイス・フランの地位がどうなるか必ずしも明確でないこと、ECの統合に際し規制や税制の統一化の動きが見られること、マネーロンダリングの問題等を背景に銀行の守秘義務が聖域でなくなってきていること等、新たな状況も生じてきており、今後とも従来のノウハウを生かしつつ、特色ある市場としての位置づけを確保できるかどうかは必ずしも定かではない。

⑶　北欧における金融情勢の悪化

80年代後半、北欧３国（ノルウェー、スウェーデン、フィンランド）においては、資産価格が上昇し、銀行は貸出しを増大させた。その後、80年代末以降、景気の後退と資産価格の下落により銀行の資産内容が悪化した。この背景には、北欧の銀行が、国際市場からの資金調達により経済実態に比べ過度の資金供給を行った上、規制緩和

のなかで業務拡大のスピードが速すぎたことがあると言われている。

⑷　ユーロ市場の発展

ユーロ市場は、元来規制のない自由な市場であるというメリットを生かして各種の金融取引が活発に行われ、その規模が拡大しており、ロンドン等ヨーロッパの市場を中心に発展してきた。ユーロ預金市場は、最も早くから発展したものであり、その規模は、91年末のBIS報告国所在銀行の外貨建負債残高でみると４兆5,000億ドルに上っている。また、ユーロ貸付市場では、シンジケート・ローンが60年代後半に定着し、70年代には、オイルマネーの還流の手段として重要な役割を果たし、急拡大した。更にユーロ債市場が、60年代のアメリカの金利平衡税の導入及び対外投資規制の強化等を契機として発展した。

ユーロ市場では、規模の拡大に加え、各種の金融イノベーションも従来より活発に行われてきた。すなわち、80年代に入り、変動利付債（FRN）の発行が拡大するとともに、金利、通貨スワップ等の導入が行われた。また、借り手が長期資金をコストの安い短期証券で簡単に調達できるNIF（Note Issuance Facility）等のバックアップ・ファシリティが登場するとともに、80年代後半にはより低利の調達手法であるユーロCPの取引が活発化した。

更にユーロ市場では、ユーロクリア、セデルといった国際証券決済システムの整備が進んでおり、決済の円滑化への努力が払われている。すなわち、ユーロクリア、セデルの利用者は、決済機関に預金口座と証券口座を設け、債券を決済機関に預託し、元利払いを受けるとともに、売買に際しては口座振替で決済することにより、決済を行うことができるようになっている。

他方、ユーロ市場は元来規制のない自由な市場であるため、その発展過程において、74年のヘルシュタット銀行による為替投機の失敗の際や80年代に入っての累積債務問題の発生時に、市場が不安定化し、各国監督当局者間の監督体制の問題を生じさせている。これに対し、市場秩序の維持のため、従来から、各国銀行監督当局間の監督責任の分担に関するガイドライン（いわゆるバーゼル・コンコルダート）の制定等の試みがなされている。

第２節　アメリカ―ニューヨーク市場と他の北米の市場との関係―

⑴　ニューヨーク市場の特徴

ニューヨーク市場は三大金融市場の一つであるが、ロンドン市場と比較すると、第一に、ロンドン市場が多数の通貨建てで様々な形態の金融取引が行われている典型的な「国際市場」であるのに対し、ニューヨーク市場はドル建ての取引がほとんどであり、いわば巨大な「国内市場」に外国人も参加しているという形になっているとも言える。第二に、ロンドン市場は非居住者による資金の調達・運用が活発に行われている市場であるのに対し、ニーヨーク市場は、非居住者にとっては運用の市場となっており、非居住者による長期資金の調達は限られている。

北米における金融市場としては、以下で述べるようにニューヨーク市場の重要性が圧倒的である。その他の市場（シカゴ、西海岸、トロントの市場及びカリブ海のオフショア市場等）については、シカゴ市場が金融先物取引等の中心地として独自の地位を占めている他は、基本的にはニューヨーク市場と一体となっていると考えられる。

㈠　国際金融・資本市場

ニューヨークには、国際銀行取引を活発に行っているマネーセンターバンクが集中しており、アメリカにおける国際銀行活動の中心となっている。また、大手のインベストメントバンクのほとんどが集中しており、外国株式、外債等に関する業務や外国の業者、顧客との取引を活発に行っている。また、多数の外国銀行、外国証券会社がニューヨークに支店や現地法人を設けている。

㈡　外国為替市場

外国為替市場に関するニューヨーク市場の特徴としては、ロンドン市場では自国通貨であるポンド以外の通貨間の取引のシェアが比較的高いのに対し、自国通貨である米ドルを対価とした取引がほとんどであることがあげられる。取引開始

時間及び終了時間の定めはないが、ロンドンをはじめとする欧州市場の午後と重なる午前中は最も取引の活発な時間帯となる。

北米の外国為替市場に関しては、ニューヨークの役割が圧倒的に大きく、他の市場は、一言で言えばニューヨークの衛星市場、すなわち、地場の投資家や実需業者の為替取引の需要を満たす市場であると言える。

(ハ)　株式市場・債券市場

ニューヨークにはNYSE（ニューヨーク証券取引所）及びAMEX（アメリカン証券取引所）があり、両者で全米の取引所における株式の取引の９割を占めている。その他の地方の取引所は、全米に５か所あるが、NYSEの上場基準を満たすに至らない企業に資金調達の門戸を開くとともに、各地方の投資家に資金運用の場を提供している。なお、債券の発行、流通においてもニューヨーク市場のシェアが格段に大きく、例えば、最大の発行規模をもつ連邦政府証券についてもその大半がニューヨーク連銀を通じて落札されている。

(2)　ニューヨーク以外の市場について

(イ)　シカゴ市場

アメリカにおいて先物商品は11の先物取引所のいずれかに上場されているが、二大先物取引所であるCME（シカゴ・マーカンタイル取引所）及びCBOT（シカゴ商品取引所）で全米の先物取引の総量の約４分の３を占め、シカゴは先物市場の中心として独自の地位を有し、ニューヨーク等の現物市場を補完している。なお、CME等により開発された、世界規模での立会時間後の電子取引システムによる先物、オプション取引が近々開始されようとしている。このようなシステムが開発されたのは、各国における先物市場の成長やシステム取引が進むなかで、シカゴが世界の先物市場の主導権を維持したいという意図が契機の一つになっているとも言われている。

(ロ)　西海岸の市場

サンフランシスコ、ロスアンゼルス等の西海岸の市場は、外国為替市場、債券市場、株式市場いずれについても、基本的には地場の企業等に資金の調達・運用の場を提供する地方市場である。外国為替市場については、ニューヨーク市場の終了後、日付の変わるシドニーさらには東京市場へのつなぎ市場としての役割を担うことも期待されるが、実際には、ニューヨーク市場の取引時間にあわせて取引がなされており、ニューヨーク市場と一体化しているとの見方が強い。

(ハ)　カナダの市場

トロント、モントリオール、バンクーバー等のカナダの市場は、ニューヨークのマネーセンターと比較した場合、西海岸の市場と同様に基本的には地方市場であると言えよう。トロント市場はカナダ最大の金融市場であって、外国為替市場についてはカナダ・ドルの取引の中心地であり、株式市場についてはカナダにおける取引の４分の３を占めているが、その規模はニューヨーク市場に比べはるかに小さく、金融取引全般についてニューヨーク市場の影響が非常に大きいといわれている。

(ニ)　カリブ海のオフショア市場

カリブ海のオフショア市場としては、ケイマン諸島、バハマ、オランダ領アンティル諸島等がある。これらの市場はいわゆるブッキング・センターとしての地位に留まっており、実質的な業務はニューヨークで行われている。さらに最近、米国所在の銀行にとって、税制上あるいは資金調達上ケイマン支店等を有するメリットが薄れており、ケイマン支店等の活動を縮小する傾向がみられる。

(3)　米国銀行の州際業務について

アメリカにおいては、従来、銀行の州際業務は原則禁止されていたが、80年代から多くの州で州法が改正され、州外の銀行持株会社が子会社方式により相互主義的に参入することを認める州が増加してきており、州際業務の禁止は事実上崩れつつある。また、89年のS&L救済法により銀行持株会社による他州のS&Lの買収も自由化された。このような状況下、経営環境が厳しいこと

も加わって銀行の再編成が進み、この過程で従来のニューヨークを中心とするマネーセンターバンクに対して、スーパーリージョナルバンクとよばれる大規模な地方銀行が出現してきている。

第３節　アジア―東京市場と他のアジアの市場との関係―

アジアにおいては、世界の三大市場の一つである東京市場の規模が圧倒的に大きく、東京市場の動向は、アジア・太平洋地域の他の市場に大きな影響を及ぼしている。アジア・太平洋地域の香港、シンガポール等の市場は、アジア各国における世界の他の地域にはみられない急速な経済成長を背景にそれぞれ順調に発達してきており、今後ともますます発展していくことが期待される。特に、香港にとっては広東省を中心とする中国南部（華南）シンガポールにとってはASEAN諸国の経済成長が市場の発展に大きく影響を及ぼすものと考えられる。また、これらの市場における動向が東京市場に影響を及ぼす側面も生じてきている。今後ともこれらの市場は、それぞれの特徴を生かしながら相互補完的に発展するとともに、市場間の相互連関を一層強めていくものと考えられる。

また、欧米の主要な金融機関等はこれらの地域のいずれかに中心拠点を設け、各国の状況をみながらアジア・太平洋地域を一体的に捉えた活動を展開している。なお、最近、日本からアジア諸国への輸出取引において円建てで決済される比率が５割を超えるなど、円の使用が進んできており、今後とも円の国際化は進展していくものと考えられる。一方、香港ドルが香港に隣接する広東省で流通したり、タイ・バーツがタイと近隣諸国との間の貿易に使用されるなど、アジアの各国通貨の国際的な利用が一部に見られるようになってきている。

近年における東京市場とアジア・太平洋地域の各市場の関係の強まりにかんがみ、当専門部会においては、アジア・太平洋地域における国際金融市場の現状とそれらの間の相互連関に関して、当局者及び金融関係者との意見交換を行うため、92年２月に専門委員による、シンガポール、香港及びオーストラリアへの出張が行われた。また、シンガポール、香港及びオーストラリアからそれぞれ当局者を当専門部会に招聘し、意見交換を行った。

(1)　シンガポール、香港、シドニー等の市場の特徴

シンガポール市場は、政府の積極的な市場育成策等により発展してきたが、ことに近年のASEAN諸国の経済の急成長を背景に、その金融の中心として発展しており、今後とも更に発展が見込まれる。金融市場は、従来インターバンク取引を中心に発展してきたが、近年ASEAN諸国に対する非銀行向け貸出も増加してきていると言われている。外国為替市場についてはアジアでは東京に次ぐ規模であり、SIMEX（シンガポール国際金融取引所）における先物、オプション等の金融派生商品の取引も盛んである。

香港市場は、規制が緩やかであること、税率が低いこと等から、従来から国際金融取引が活発に行われてきた。金融市場の特色は、インターバンク取引が活発なことであり、特に海外の銀行との取引及び外貨建ての取引の割合が高い。外国為替市場の規模はアジアでは東京、シンガポールに次ぐと言われている。また、最近、政府短期証券等の発行が行われ、さらに、アジア開発銀行によって香港ドル建債が発行された。

香港については、97年の中国への返還を控え、最近までその前途を懸念する声も出ていたが、ここ数年の華南の目ざましい経済成長に伴い、同地域との貿易及び投資の窓口としての役割が急速に高まり、経済は活況を呈している。更に、昨年には新空港の建設につき英・中間で合意が成立し、すでに一部工事が始まっており、97年以降を含め今後の香港の先行きは明るいとの見方が強い。香港の金融市場にとって中国との関係が重要であることは、中国向けのシンジケート・ローンの約８割が香港で組成されていることにも示されている。

シドニー市場は、外国為替市場としては、世界で８番目の規模であり、24時間ディーリング体制の中でニューヨーク市場の終了時から東京市場の開始時までをつなぐ市場としての役割についての期待もあるが、実際には、ドル・円やドル・マルクについて

大きな取引が行われることはあまりないと言われている。なお、大半の取引が他国通貨同士である香港、シンガポールに比し、自国通貨である豪ドルの取引が多いという特徴がある。また、金融制度改革、外国銀行の参入の緩和等により市場の活性化が図られており、州政府も市場の育成に熱心である。今後のオーストラリア経済の発展にとってアジア地域との関係強化が重要であることについて当局者の認識はほぼ一致しており、今後アジア地域の金融市場との関係が強まっていくものと考えられる。

香港、シンガポール以外のアジアNIEs、ASEAN諸国等の市場においては、近年、金融の自由化、為替・資本取引の自由化、資本市場の育成等が進められており、経済規模の拡大を上回る市場の規模の急速な拡大が顕著であるが、国際金融市場としての十分な機能を有するには至っていない。なお、84年に台湾、90年にマレーシア（ラブアン島）でオフショア市場が創設されている。

⑵　アジア・太平洋地域における市場間の関係

当専門部会の委員による出張先での当局者等との議論においては、シンガポール、香港、シドニーのいずれの市場に対しても東京市場が強い影響力をもつと指摘する声が多かった。しかし、アジア各国の経済の順調な成長、更に中国経済の今後の発展等を考慮すると、アジア・太平洋地域の市場間でそのシェアをめぐっては競合関係にあるとしても、すべての市場が規模を拡大できるだけでなく、それぞれの市場の特色を生かしながら相互補完的に発展していけるのではないかという見方が一般的であった。現在においても、例えば外国為替市場については、シンガポール市場及び香港市場では、ドルと欧州通貨との間の取引も活発であり、ドル・円中心の東京市場と補完的な関係にあるといわれている。

また、シンガポール、香港及びシドニーの各市場のいずれについても歴史的な経緯及びグローバルな国際金融市場としての性格から、ロンドン市場、ニューヨーク市場との結びつきも強いという指摘もあった。

なお、当専門部会に香港より招聘した当局者は、東京市場と他の市場との関係等に関連して次のような意見を述べている。

①同一地域における金融市場間の競合がしばしば問題にされる。例えば、東京オフショア市場（JOM）が86年12月に設立された際、香港、シンガポール等他のアジアの金融市場での国際金融取引が阻害されるのではないかと当初は懸念された。しかし、実際には逆の結果がもたらされた。

②このことは、カリブ海地域の金融市場の場合と異なる点で注目に値する。すなわち、ニューヨークでのオフショア市場（IBF）の設立により、カリブ海地域の国際金融取引は縮小した。アジア地域の金融市場とカリブ海地域の金融市場の差異は、後者が単なるブッキング・センターである一方、前者では実質的な金融活動が行われていることである。

③このことからも、ある時間帯には一つの巨大な金融市場しか存在しえないという考え方は、明らかに誤りであろう。もちろん、金融市場間での競争は存在するが、これは健全なものであり、各国市場の活性化に資するものである。

④なお、香港とシンガポール市場には、それぞれ他方にはない特徴があり、相互補完関係にある（注）。実際にいずれの市場を使うかは、個々の企業が、みずからの判断で決めることである。

（注）当専門部会の委員による出張での議論においても、シンガポールがASEANの中心であるのに対し、香港は、中国、台湾、更には韓国と関係が深く、地域的な棲み分けができるという理由等からシンガポール市場と香港市場には補完性があるとの意見が多かった。

第３章　対応すべき問題

ここでは、第１章、第２章で述べてきたような国際金融市場における状況の下でどのような問題が生じているかを整理する。これらの問題に対する当面の対応については第２部で検討する。

第１節　グローバライゼーションに関連する問題

世界の金融市場の結びつきが強まりグローバライゼーションが進展するにつれて、国際金融取引が量的に拡大し質的にも複雑化・高度化しつつあるが、こうしたなかで国際金融取引の円滑化を図っていくに際しては、次のような問題に留意する必要がある。

第一に、膨大なクロス・ボーダー取引を正確かつ迅速に処理していくとともに取引を今後一層発展させていくためには、各市場における取引慣行・ルールの調和及び標準化が図られていくことが適当と考えられる。このような観点から、近年外国為替市場や証券市場において、市場ルールの調和を図ろうとする動きが顕著になっているが、東京市場においても、取引慣行・ルールの整備、決済の円滑化、ディスクロージャーの国際的な調和等を進めていく必要があるのではないか。

第二に、世界の金融市場のグローバライゼーションは、一方で国際金融取引の効率化をもたらしたが、他方、特定の市場において顕在化したリスクの影響が瞬時にして他の市場に波及し、世界の金融市場が全体としてリスクにさらされるという問題（いわゆるシステミック・リスク）が生まれてきている。また、金融派生商品の登場と取引の拡大に伴い、このようなオフバランス取引に関するリスク管理の問題が発生している。これらの問題に対しては、国際的な場で対応策を検討することが必要となっている。

第三に、世界の金融市場のグローバライゼーションの進展は、金融市場における監督・規制のあり方に新たな課題を投げかけている。例えば、クロス・ボーダーの電子取引については、その監督・規制の方法が必ずしも明確になっていないという問題や、金融機関等の国際的な相互進出により本国と進出先の国の当局者間で監督責任をどのように分担するのかという問題が生じている。また、同時に複数の国で公募を行う場合のディスクロージャーをどうするのかという問題もある。更に、金融取引が規制のより緩やかな市場に流れるという動き（いわゆる“regulatory arbitrage”）に対応して、急激な規制緩和が行われた場合もあり、適切なリスク管理に関する国際的な規制のあり方もクローズアップされてきている。

第四に、近年ますます複雑化・高度化している国際金融取引において、リスクが現実のものとなった場合の法的対応について、事前に十分検討しておくことの重要性が先のBCCIの倒産等により明らかになった。このような国際金融取引に係る法的諸問題に関しては、その基礎をなす法制についての検討が必要であるが、実務的にどのように対応すべきかも問題となろう。

第２節　地域的な結びつき等に関連する問題

第２章で述べたように、世界の三大市場はそれぞれの地域内で金融市場間の相互連関性を深めている。このような各地域内における市場間の結びつきの強化は、国際金融取引の円滑化に資するものと考えられるが、それが排他的なリージョナリズムに結びつくようなことがあってはならない。例えば、ECの金融市場統合に当たっては、それが排他的な性格をもつものでないことが強調されており、その動向を見守っていく必要がある。また、アメリカ、カナダ、メキシコの三カ国間におけるNAFTA（北米自由貿易協定）とよばれる経済統合の動きについても、こうした観点から注視していく必要がある。なお、現在、米国議会においては、特定国の金融機関の米国市場に対するアクセスを一方的に制限することを可能とする法案が提出、審議されており、このような動きが現実に金融機関のアクセスを阻害するものであれば懸念を抱かざるをえない。

金融市場の監督当局者間の連携についてみると、ヨーロッパにおいては、ECの金融市場統合に伴い監督当局者間の接触は緊密になってきている。北米については、主要な市場はほとんどがアメリカ国内にあり監督当局者間の連携が進んでいる。これに対して、アジアにおいては、各国経済の急速な成長に伴い、金融市場が発展するとともに相互連関が強まってきており、金融市場の監督当局者間における情報交換・意見交換を従来にも増して緊密なものにする必要性が高まっている。

第２部　国際金融取引の円滑化のための諸方策

第１章　取引慣行・ルールの調和及び標準化

第１部でみたように、世界の金融市場においては、グローバライゼーションが進展するなかで、国際金融取引が拡大するとともに、その複雑化・高度化が進展しており、今後ともこのような傾向は継続していくものと考えられる。このような状況のもとで、市場の自由な利用を促進する観点から、我が国の金融・資本市場における慣行やルールについて見直しを行っていくことは引き続き重要であるが、本章では、国際金融取引の円滑化に資する観点から、その取引慣行やルールについて国際的な調和及び標準化を進めていくための方策について検討する。具体的には、当面以下のような事項が考えられる。

⑴　東京外国為替市場における取引慣行・ルールの整備

国際金融市場における取引ルールの調和及び標準化を推進していく観点から、まず外国為替市場について見てみることとし、当専門部会の下に「東京外国為替市場に関する検討小委員会」を設置し、東京市場及びその他の主要市場の取引慣行・ルール等について実態を調査するとともに検討を行ったところである。

外国為替市場については、きわめて大量かつ頻繁なクロス・ボーダー取引を正確かつ迅速に処理することが求められているため、各市場の相互連関が強まり、24時間ディーリング、クロス・ボーダー取引の拡大等取引が増大していくなかで、市場関係者の努力により、国際的に統一的な取引慣行・ルールが形づくられてきている。

具体的には、主要な市場において、市場慣行委員会あるいは銀行協会が組織され、ほぼ同一趣旨の取引慣行・ルールが整備されてきており、またこれを受けて、各国の外国為替市場にそれぞれ存在していた為替ディーラー及びブローカーの任意団体（フォレックス・クラブ）の国際的組織である世界フォレックス・クラブが91年12月に外国為替取引に関する基本的な規定の改定を行った。

これらの規定には、日常の取引における紛争発生を回避するためにディーラー等が守るべき技術的、手続的項目のほか、通常と異なった取引または状況における事故防止のための項目や市場参加者の守るべき規範、倫理に関する項目といった、経営管理的立場から職場環境の整備、顧客との取引関係、不測の事故の防止・解決に対し考慮を払うよう注意を喚起する規定も含まれている。

こうしたなかで、東京市場においては、ディーラー等のインターバンク関係者の代表による任意団体である東京市場慣行委員会が、従来からインターバンクの慣行のとりまとめを行うとともに、主として新しい国際的な取引ルールを、その都度東京市場へ導入し、周知してきたところである。東京市場慣行委員会により、これまで明文化されてきたルールは、取引の技術的、手続的な側面に関するものが多く、経営管理的な側面は少ないという特徴がみられる。

最近の動向として、ディーラー等に占める外国人の比率が高まってきていることや、ディーラーの職務が高度に専門的になってきたこともあり、ディーリング業務に伴い銀行が負担するリスクについて、銀行の経営管理者が把握しにくくなるおそれも指摘されてきている。

市場の一体化が進むにつれて、仮に国際的な取引慣行・ルールからみて異なった取引実態となっていたり、対外的に取引慣行・ルールが不透明であったりした場合には、これまで以上に海外の市場参加者から指摘や批判を招くとともに、その市場での取引が敬遠され、ひいては外国為替市場全体の取引に悪影響を及ぼす危険性も大きくなっていくと考えられる。

こうした観点から東京市場における取引慣行・ルールについてみると、特に規定の明文化という点に関して、世界フォレックス・クラブの規定やロンドン、ニューヨーク等の各市場の規定に比べ、全般的な整備が遅れている面がある。また、各銀行ごとに定められてきた規則についても、顧客との関係や経営に関することあるいは倫理規定等も考慮に入れた外国為替取引のための一覧性ある規則として整備されていないの

が現状である。したがって、東京市場の取引慣行・ルールを国際的にみて統一のとれたものとし、かつ透明性のあるものとする観点から、国際的な取引慣行・ルールを踏まえ、「東京外国為替市場に関する検討小委員会報告書」に沿って、外国為替市場に関する規則をより一覧性のある規則として整備し、運営していくことが東京市場における健全な外国為替取引の発展にとって重要であると思われる。

(2) 決済の円滑化

国際証券取引における決済システムについては、かつて世界の有識者からなる30人委員会（G30）において提案が行われ、株式を中心に改善のための努力が始まっているが、クロス・ボーダーの証券取引全般についての決済の円滑化を図るために、さらに多くの努力が必要と考えられる。

また、国際金融取引におけるネッティング（注）については、BISでも検討が行われてきており、また、ロンドン市場、ニューヨーク市場においては、先物外国為替予約についての相対ネッティングが一部銀行間で既に導入されているところであるが、今後とも、ネッティングの形態や法的有効性について、関係者間で十分検討を行い、決済リスク及び信用リスク等の削減を通じ、取引の円滑化に資するシステムが導入されていくことが望ましい。（ネッティングについては次章でも検討する。）

（注）ネッティングとは、当事者間で複数の債権・債務がある場合にこれらを集約して一本の債権又は債務とすることであり、集約前の債権・債務がネッティングによって法的に履行されたものとみなされて消滅するものをオブリゲーション・ネッティングとよび、消滅しないものをペイメント・ネッティングとよぶ。ペイメント・ネッティングについては、当事者が倒産等によって債務不履行を起こした場合には、その当事者に関するネッティングの計算がネッティングの前の状態に巻き戻されるので、信用リスク削減の効果はないと言われている。

(3) 新商品の導入に当たっての検討

金融におけるイノベーションが急速に進んでいくなかで、ユーロ市場等において金融派生商品をはじめとする様々な金融新商品が登場しており、今後、これらの新商品が我が国市場でも導入あるいは開発されることが予想される。この際、海外市場においていかなるニーズの下にこれらの新商品が生まれ、各々の市場でどのような役割を果たしているのか、その取引ルールや規制のあり方についてどのような議論が行われているのか、税務、会計上いかなる取扱いがなされているのか、等につき実態把握を行っていき、それを踏まえてディスクロージャー等のあり方についての問題や、金融新商品の取引が国際金融市場や取引全般に果たす役割等について検討されることが期待される。

(4) ディスクロージャーの国際的な調和

国際金融取引の円滑化のための方策の一つとして、ディスクロージャーの国際的な調和を推進していくことが適当であると考えられる。この問題については、IOSCO（証券監督者国際機構）等の場において、多国間公募の効率性を高め国際的な資金移動の円滑化を図る見地から議論が行われている。今後、各国間で十分に議論することを通じて、各国にとって受入れ可能な開示内容及び会計基準の国際的な調和が図られていくことが期待される。

第２章　国際金融取引に伴うリスクへの適切な対応

(1) リスクへの対応に係る各国間の協力

第１部で検討したように、金融市場においてグローバライゼーションが進展するにつれて、特定の市場で発生したリスクが他の市場にも容易に波及し、国際金融システム全体がリスクにさらされるようになってきており、次章で述べるように各国当局者間の情報交換・意見交換の重要性が一層高まっている。

この意味で、BISやIOSCO等の場で行われている国際的なリスク管理のあり方についての議論は重要であり、我が国としても積極的に対応していくことが適当である。

なお、リスク管理の具体的方法については、国際金融市場をめぐる環境の変化等も踏まえて常に検討を行っていくことが必要

である。BISの自己資本比率規制における国別リスク・ウェイトのあり方については、その決め方がOECD諸国とそれ以外の国というような大きな項目区分となっているため、途上国等へ資金が流れる場合の制約となっているという議論もある。BIS基準については、92年度末の本格的実施の状況を見きわめることが必要であり、また仮に項目区分を見直すとしても、何を基準にリスクを判断するのか等の問題があり、現段階では慎重な取扱いを要するが、途上国等への資金フロー促進の観点からは、途上国等の信用力及びその改善、並びに融資の方法等を反映したリスク・ウェイトのあり方につき、将来の検討課題として取組むことが期待される。

⑵　オフバランス取引の一層の発展

金融取引におけるコンピュータライゼーションの進展の結果、複雑、高度な取引が可能となり、また、BIS規制への対応も含め、オフバランス取引の規模が近年急増している。例えば、取引当事者間で行われる金利や為替の相対の先物取引であるFRA（注１）やFXA（注２）は、様々なニーズに応じたヘッジ取引ができるというメリットを有しており、海外市場、特にロンドン市場では取引が急拡大している。東京市場ではFRAやFXAは基本的には行われていないが、東京市場における今後のオフバランス取引を含めた国際金融取引の発展の観点から、我が国における導入の検討が進められることが適当である。

（注１）FRA（Forward Rate Agreement）とは、相対の金利先物取引で、両当事者で決めた実行日において、両当事者で決めた金利（実行日から想定最終決済日までの期間の金利）と実行日の実際の金利との差額を決済する取引である。金融先物取引所の取引が最終決済期日や取引単位が定まっている規格商品であるのに対し、FRAはいわば、テイラーメイドの金利先物取引であるといえる。

（注２）FXA（Forward Exchange Agreement）とは、相対の通貨先物取引で、両当事者で決めた実行日において、両当事者で決めた通貨スワップ・マージン（直物レートと先物予約レートとの差額）と実行日の実際の通貨スワップ・マージンとの差額を決済する取引である。

⑶　オフバランス取引に係るリスクへの対応

オフバランス取引については、BIS規制上は、その信用リスク相当額を対象として自己資本比率規制を課すこととなっている。具体的な信用リスク相当額の算出に当たっては、カレント・エクスポージャー方式（注１）とオリジナル・エクスポージャー方式（注２）とがあるが、現在、主要国においては、国際的な活動をしている銀行の中では、時価評価に基づくカレント・エクスポージャー方式が主流となっており、当初の元本に基づいたオリジナル・エクスポージャー方式を主要銀行が採用している国は我が国とドイツだけと言われている。オリジナル・エクスポージャー方式のままでは、オフバランス取引のリスク管理手法が海外の主要銀行と異なるというだけでなく、後述するネッティングの導入等に関する議論でも、オフバランス取引に係るリスク及びネッティングの効果を正確に把握することは困難であると指摘されており、カレント・エクスポージャー方式への移行は、今後の東京市場の一層の発展にとって一つの課題と言えよう。

（注１）カレント・エクスポージャー方式とは、現行BIS規制上、オフバランス取引に係る信用リスクの相当額を算出する方法の一つで、オフバランス取引では契約の元本全体に信用リスクがある訳ではないとの考え方に立ち、契約の時価評価額と持ち高との差額（再構築コスト）が相手方の倒産に伴うリスクであるとして、これに契約残存期間中の価格変動に伴って被り得るポテンシャル・リスクを加えたものを信用リスク相当額とする方式である。

（注２）オリジナル・エクスポージャー方式とは、契約の時価評価をせず、契約元本に対し、契約期間に従って一定の掛け目を乗ずる簡便法をいう。

また、現在BIS銀行規制監督委員会（コリガン委員会）において、BIS規制に市場リスク規制を加える方向で検討が進められているところであり、外国為替取引に係る

市場リスクの把握方法及びそのリスクに対する必要自己資本について検討が行われているが、我が国においてもその対応を検討していく必要がある。

オフバランス取引の拡大に応じて、オフバランス取引に係るリスクを圧縮する必要性が高まってきているが、この一つの手法が前述のネッティングである。BIS規制上ネッティング契約が有効であるとするためには、ネッティング契約の相手方が倒産した場合に、ネッティングの対象となる債権・債務がネッティングの前の状態に巻き戻されず、ネッティングによってグロスの債権・債務が一本のネット債権又は債務に置き換えられたことを第三者に対抗できる必要がある。現行のBIS規制上は「更改によるネッティング（netting by novation）」（注３）とよばれる形態の相対ネッティングだけが、有効と認められているが、その後更に検討が行われ、「更改によるネッティング」以外の方式であっても信用リスク削減に有効な場合がありうるとの議論がなされている。さらにBIS内部では、複数の銀行間の債権・債務を清算機関と各行との単一の債権又は債務とする、多角的ネッティングについての検討も行われているが、我が国においてもネッティングの導入についての検討が進められることが適当である。

（注３）「更改によるネッティング」とは、現行BIS規制上認められている二当事者間のオブリゲーション・ネッティング（第２部第１章（２）注を参照）であり、同一通貨、統一期日の債権・債務を全て自動的に集約し、これにより集約前の債権・債務は法的に履行されて消滅したものとされ、集約後の１本の債権又は債務が法的に有効なものとして残るような契約をいう。

(4)　国際金融取引における法的諸問題

国際金融取引に伴うリスクの多くは倒産時に法的な諸問題として顕在化する場合が多いと考えられ、例えば、為替取引の決済に伴う時差リスク（いわゆるヘルシュタットリスク）の問題、為替取引やスワップ取引における各種のネッティングの有効性、国際電子資金移動に係る問題等、今日の複雑な国際金融取引に関連する様々な法的諸問題を整理・検討する必要がある。

国際金融取引に係る法的諸問題の検討に当たっては、それらの法律関係についての問題の整理そのものがいまだ十分に行われていない状況にあるため、まず、国際金融取引に関連する各種の法的問題をどのような角度から整理することが可能か、また、どのような整理が問題の所在を明らかにし、必要な検討を行っていくうえで有益かを検討する必要がある。その上で、各種の法的諸問題について具体的に法的な観点から、問題の本質はどこにあるか、どのような視点に立った分析が望ましいか、判例・学説における伝統的な議論に取引の実態に則して再検討すべき点があるとするとその際の視点は何かなどについて、基本的な検討が必要と考えられる。

論点整理の仕方としては、まず、国際金融取引に関連する各種のリスクは国際倒産という事態において一挙に顕在化する場合が多いと考えられることにかんがみ、国際倒産手続に関する諸問題を一つのグループとして取り上げて整理できよう。

次に、実体法上の諸問題がもう一つのグループとして取り上げられよう。ここでは、国際金融取引に係わる当事者の実体法上の権利義務関係を、各種の取引の実体、契約条項の法的意味等に即して理解した上で、重要と考えられるいくつかの問題を重点的に検討することが基本となろう。

これらの二つのグループについて、考えられる重要な問題点をあげると、まず、国際倒産手続については、

㈠　総論的な問題として、

（ⅰ）　国際倒産手続の理念はいかにあるべきか、

（ⅱ）　外国での倒産手続に対して属地主義（倒産の手続きは一国内においてのみ効力を有する）に立つ我が国法制は、その普及効（外国における倒産の効果が日本国内にも及ぶ）を認めないが、基本的に普及主義に立ちながら、国内債権者保護の必要性から、所要の調整を図っていくことが適当ではないか、

㈡　各論的な問題として、

（ⅰ）　外国倒産手続の承認方法、その要件、

及び承認の効果をどのように認めるべきか、

(ii)　我が国における倒産手続の対外的効力をどのように考えるか、

(ハ)　更に、銀行倒産は一般的な倒産手続と比べて特殊な問題を含むので、銀行監督当局の関与を認めるなど、特殊な配慮が必要ではないか、

等があげられよう。

次に、国際金融取引に関する実体法上の諸問題についての研究は、重要性と必要性が高いにもかかわらず、一部の分野を除いて、必ずしも日々発展する取引の実態に追いついているとは言いがたい面がある。

これらの問題の中で重要なものとしては、

(イ)　基本的な問題として、通貨取引を完全な金銭債権として取り扱う場合に生じる問題点として、取引対象としての通貨の法的性格をどのように考えるか、

(ロ)　本来は同時履行の関係にある双務契約について、一方の当事者が先履行した場合、先履行した者をどのように保護するか、

(ハ)　為替取引等の双務契約における債務が双方とも未履行の場合において、一方当事者が倒産したような場合の法的効果をどのように考えるか、

等があげられよう。

これらの法的諸問題の検討は、実際に発展しつつある国際金融取引の効率性や安定性を確保するためにも、きわめて重要な要請となっている。これらの法的諸問題は、一国における法制を検討するだけではなかなか解決が難しく、各国法制の下での取扱いについて、一歩一歩着実な検討を積み重ねていくことが期待される。他方、国際間の法的整備には相当の時間を要するものと思われ、実務面で現実的な対応策をとることも必要と思われる。

第3章　当局者間の情報交換・意見交換の促進

従来、二国間の金融協議等の金融市場に関する当局者間の話し合いの場においては、自由化やアクセス改善が中心的なテーマであった。これは、これまで各国の金融市場において自由化やアクセス改善が重要な課題であったことを反映していると考えられる。しかしながら、クロス・ボーダーの取引が飛躍的に拡大した今日、グローバライゼーションの進展や機械化の進展に伴って生じてきたリスク管理の問題をはじめ市場の安定性を確保するための諸問題について、当局者間で情報交換・意見交換を行うことがより重要になってきている。

また、国際金融取引の活発化、複雑化により、国際的に活動をしている金融仲介機関の倒産等、有事の際の当局者間の連携についても話し合う必要性が一層高まっている。日頃から当局者間の会合等で緊密な情報交換を行うとともに、緊急時における対応についても意見交換を行っておくことが重要である。

アジア・太平洋地域における金融市場の監督当局者間の情報交換・意見交換に関しては、前述したように当専門部会でも主要市場の監督当局者を招き意見交換を行ったところであるが、先般香港で開催された四市場（東京、香港、シンガポール及びシドニー）の監督当局者による会合も注目に値しよう。同会合においては、外国為替市場や金融・資本市場の現状等について非公式かつ自由な意見交換が行われ、クロス・ボーダー取引が増加の一途を辿っている現在、四市場間の情報交換を行っていくことは極めて有益であるとの共通の認識が得られた。アジア・太平洋地域における金融市場の相互連関の強まりにかんがみ、今後とも、監督当局者間で外国為替市場や金融・資本市場に関する情報交換・意見交換を進めていくことが重要である。

なお、アジア・太平洋地域の市場の近年における発達に比べ、それらの市場に関する情報は、海外の市場においては必ずしも豊富ではない。市場の相互発展を図っていくためには、各国において、正確な情報を伝える努力を行っていくことが望まれる。我が国としても、東京市場に関する情報を幅広く透明な形で伝達するように努め、とりわけ海外市場の関係者の理解を深めていくことが期待される。

おわりに

世界の金融市場におけるグローバライゼーションの進展はもはや後戻りのできない道で

あり、国際金融取引の一層の発展と効率化を図る上で、金融市場間の地域的なつながりを深めていくことも必要であると思われる。このような状況の下で新たなリスクも発生してきており、その対応に向けて関係者の努力が必要となってきている。当報告書においては、国際金融取引の円滑化のための当面の諸方策として、取引慣行・ルールの調和及び標準化、国際金融取引に伴うリスクへの適切な対応、及び当局者間の情報交換・意見交換の促進について論じてきたが、今後とも国際金融取引を発展させていくために更にどのような具体的方策をとりうるのかという点について、各国の関係者間で着実に検討を重ねていくことが必要である。

（出所）国立国会図書館蔵書（DE147−E20、平成５年１月６日）「世界の金融市場の相互連関と取引の円滑化のための諸方策」外国為替等審議会国際金融取引における諸問題に関する専門部会、平成４年６月16日

11−75　外国為替等審議会　国際金融取引における諸問題に関する専門部会「国際金融・資本市場の変化と国際金融上の諸問題―国際金融取引の新たな展開とそのリスクへの対応―」

1993（平成５）年６月11日

委員名簿

部会長	大場　智満	（国際金融情報センター理事長）
部会長代理	飯田　経夫	（国際日本文化研究センター教授）
委員	天野　順介	（三菱電機副社長）
	上島　重二	（三井物産専務取締役）
	梅本　章夫	（東京銀行専務取締役）
	江澤　雄一	（日本輸出入銀行理事）
	大島　昭壽	（住友商事副社長）
	大瀧　太市	（朝日生命常務取締役）
	奥田　碩	（トヨタ自動車取締役副社長）
	神田　秀樹	（東京大学教授）
	木村　浩一	（大和証券取締役副社長）
	小島　明	（日本経済新聞社編集局次長）
	小山　敬次郎	（日本経済団体連合会専務理事）
	佐藤　博亮	（農林中央金庫常務理事）
	須田　美矢子	（学習院大学教授）
	外村　仁	（野村證券専務取締役）
	外門　一直	（東京電力常務取締役）
	永島　旭	（日本銀行理事）
	波多　野恭彦	（住友信託銀行専務取締役）
	平野　敦雄	（三菱銀行専務取締役）
	水城　武彦	（NHK解説委員）
	矢澤　富太郎	（太田昭和監査法人会長）
	吉田　達夫	（日本興業銀行副頭取）

（要旨）

序　国際金融・資本市場の最近の変化

80年代、国際金融市場において、取引量の拡大とグローバライゼーションの進展、規制緩和、セキュリタイゼーション、資産価格の高騰、途上国の累積債務問題の顕在化、ECの市場統合等の動きが見られた。90年代に入り、このような動きを受けて、国際金融市場において、次のような顕著な変化が起こっている。すなわち、BISの自己資本比率規制の実施や金融技術の一層の発展等を背景に、金融機関の銀行間取引等オンバランス取引の縮小とオフバランス取引の拡大が起こっている。とりわけ、いわゆる金融派生商品取引の発展は最近の国際金融市場における最も顕著な特徴の一つとなっている。またこれに加え、セキュリタイゼーションの進展は、金融技術の一層の進展や投資家ニーズの多様化と相まって、証券化関連商品の発展等金融商品の多様化を促進している。国際金融取引において機関投資家の重要性が高まっていることが、このような傾向を助長している。このような国際金融・資本市場の活発化に伴い、経済取引のグローバライゼーションが進む一方、80年代におけるECの経済統合の動きを受け、欧州・北米等において地域経済統合の動きも一層進展している。

本報告書はこういった特に近年の国際金融市場における変化とそこから生じる諸問題に

ついて審議した結果をとりまとめたものである。

第１章　国際金融取引における金融派生商品の発展

第１節　国際金融取引における金融派生商品取引の拡大とその背景

為替、債券等の現物取引から派生した先物、オプション、スワップといったいわゆる金融派生商品取引は、1970年代初めに米国で生まれ、その後80年代に入ると世界的な規模で拡大を遂げ、その市場残高は、世界の主要な銀行の保有する国際部門資産残高に匹敵するまでになっている。

このような金融派生商品取引の著しい拡大には、次のような背景があることが指摘されている。第一に、為替相場の変動や世界的な金融・資本市場の自由化に伴う金融資産の価格変動の拡大により、国際金融市場の参加者のこれらに対するヘッジニーズが高まる一方、積極的に価格変動を収益機会ととらえる市場参加者が増大したこと、第二に、BIS規制等を背景として、金融機関がオフバランス取引を積極的に活用するようになってきていること、第三に、コンピューターを使った通信・情報処理技術が発達し、より高度なオフバランス取引を技術的に可能にしたことである。

第２節　我が国金融派生商品市場の特徴

我が国金融派生商品市場の特徴をみると、第一に、その規模は近年急拡大しているものの、世界の金融派生商品市場全体に占めるシェアは、世界のオンバランス取引において我が国市場の占めるシェアに比べてかなり低い。第二の特徴は、銀行・証券会社・生保等機関投資家等それぞれの金融派生商品市場への参加の態様である。例えば、銀行は金利・通貨関連市場等において活発にディーリングを行っている。第三に、欧米で開発された比較的定型化された商品の取引が中心となっていることである。

第３節　国際金融・資本市場における金融派生商品の機能

第４節　金融派生商品のリスクと国際金融市場への影響

第５節　金融機関のリスク管理の現状

金融派生商品は、国際金融市場における様々なニーズに応えるという機能を発揮している一方、その内在するリスクについて注意深い対応が必要である。このことから、金融派生商品を扱う金融機関におけるリスク管理は高度の技術を駆使して行われるようになってきている。

金融派生商品の発達は、国際金融市場に大きな影響を与えており、いわゆるシステミックリスク（金融システム全体に危機を招くリスク）を増大させているかどうかについて様々な意見が出されている。

第６節　今後の課題

国際金融市場における金融派生商品取引については、その有用性とそこに内在するリスクとを正しく認識した上で、金融派生商品市場の整備や個々の市場参加者の適切なリスク管理が重要な課題である。

１．ディスクロージャーの拡充の検討

金融派生商品取引は、それがバランスシート上に表れないことから、財務の透明性及び国際金融市場における信頼性の確保の観点から、金融派生商品のリスクにかかる情報のディスクロージャーを適切に行うことが国際的に共通の課題となっている。

２．金融派生商品に係る会計上の問題

現在、金融派生商品の会計処理については、原則として実現したキャッシュフローについてのみ財務諸表上認識されることとされている（実現主義）。このような状況の下で、国際金融業務の円滑化の観点から、ディーリング目的の金融派生商品について値洗い基準を、また金融派生商品取引に係るヘッジ目的の取引にはヘッジ会計を導入するのが適当である旨の意見が出された。

金融機関のディーリング目的の金融派生商品については、それが短期間の頻繁な取引を前提としており、常にその現在価値に着目して管理されていることから、財務諸表上も時価をベースに処理する必要性が高いと考えられるが、我が国においてこれを導入することについては、商法、企業会計慣行等さらに検討を要する問題があり、それらの問題を十分踏まえ、検討が進められることが期待される。

３．ネッティングの議論の深化

金融派生商品を中心とするオフバランス

取引の拡大に応じて、オフバランス取引にかかる信用リスクを圧縮する必要性が高まってきているが、取引当事者間で複数の債権・債務がある場合にこれらを集約して一本の債権又は債務とすることにより信用リスクを削減する手法がネッティングである。そのBIS規制上の取扱いについて、バーゼル銀行監督委員会の提案が最近市中協議に付されているところである。我が国においても、ネッティング契約の法的位置づけ、その効果及びオフバランス取引に係る信用リスク相当額の算出方法等に関し、国際金融取引の円滑化にも配慮しつつ議論が一層深められることが期待される。

4．金融機関のリスク管理体制の整備

リスク管理の基礎は、時価によるリスク額の正確な把握である。最近市中協議を開始した市場リスク等に関するバーゼル銀行監督委員会の案においても、ポジションについては原則時価ベースで報告を求めているように、国際金融市場においては時価ベースでのリスク管理という考え方が一般化しつつある。

信用リスクの管理については､内部の審査部門を拡充するとともに、取引相手方の信用力評価の手法の一層の改善が重要である。

5．顧客へのリスク情報等の適切な開示

金融機関は十分な知識を有しない顧客に対し、①金融派生商品取引の契約前には、当該取引に含まれるリスクの開示をできるだけわかりやすく行い、②契約後は相場変動に応じたタイムリーなアドバイス等のアフターケアの充実に十分留意すべきである。なお、金融派生商品取引が今後一層拡大し、リスクが複雑化することを考慮すれば、顧客への開示のあり方については今後、さらに検討していく必要があろう。

6．国際金融業務に係る監督・検査の充実と各国金融当局間の連携、金融派生商品に関する統計の整備

国際金融市場において金融派生商品取引が活発化している状況の下で、金融機関の経営の健全性確保及びシステミックリスク（金融システム全体に危機を招くリスク）の顕現化の回避を最終的に担保するものとして、金融監督当局が国際的に調和のとれた形で、監督・検査機能の一層の充実を図ることが重要である。

また、各国金融市場間の比較が可能となるような統計の整備が、各国金融当局及び市場参加者との連携をとりつつ進められることが望ましい。

第２章　我が国の市場参加者のビヘイビアの変化

第１節　本邦銀行の最近の国際業務の変化

本邦銀行はオンバランスの国際取引の資産・負債を縮小している一方で、オフバランス取引を拡大している。国際業務についても、ROA重視等の観点から業務運営の効率化・合理化に取り組んでおり、その中で、国際融資業務のウェイトが徐々に成長性の高いアジア地域に移っている結果となっている。

第２節　本邦企業の国際資本市場における資金調達状況の変化と証券会社の国際業務

本邦企業は資金調達面でも現地化を進めており、海外の資本市場ではMTN等多様な資金調達手段を活用している。また、本邦企業本体による海外での資金調達も活発化しており、近年はユーロ円普通社債が顕著に増加している。本邦証券会社は80年代国際業務を拡大させてきたが、ここ数年海外拠点についてグローバルな観点から見直しを行うようになってきており、この中で今後の発展が期待できるアジアを重視する動きが出てきている。

第３節　本邦機関投資家等の国際資本市場における資金運用状況の変化

本邦機関投資家等の対外証券投資は80年代の急増の後、90年以降減少している。本邦機関投資家等の最近の特徴的な動きとしては、全体として投資に慎重な中で、国内資金需要の低迷等からユーロ円債や為替リスクをヘッジした短期運用の外貨建証券投資が増加している。

第４節　今後の課題

1．国際金融業務の効率化の推進

今後国際金融市場において各銀行とも自己資本の構成内容に考慮しつつ、一層その充実に努めるべきである。また、資産内容

の健全化とともにその適切なディスクロージャーが期待されているが、これは、ひいては格付け向上にも資するものと考えられる。本邦銀行及び本邦証券会社は国際業務部門においても中長期的に効率的な業務運営を目指すことが望まれる。

2．国際金融業務の国際的配慮

金融機関の海外業務の展開は、基本的に各行の自主的判断により行われるものであるが、拠点の整理統廃合、新規進出が、進出先国との関係で無用の摩擦を招かぬよう十分な配慮が望まれる。

3．国際資本市場における資金調達の一層の円滑化

国際資本市場における資金調達の一層の円滑化のため、企業としては今後とも投資家への情報提供の充実に努めるとともに、格付け制度の積極的活用を図ることが重要である。また、国際財務担当者としての知識・経験を有する人材の育成も急務となっている。

一方、本邦企業が資金調達において、国内と海外の市場をニーズに応じて効率的に活用できるよう、内外の市場の状況等を踏まえつつ、海外市場へのアクセスを一層容易にする努力が払われることが適当である。

4．国際金融・資本取引の実態に即した国際収支統計への改善

我が国の国際収支統計については、近く公表される予定の新しいIMFマニュアルに沿い、国際金融・資本取引の実態に即した形で、全般的に見直しを行う必要がある。その際には、統計の的確さ及び国際的な斉合性に最大限に配慮しつつ、我が国の実情に応じた国際収支統計作成の体制が整うよう、関係各方面の意見を聴取しつつ、検討を行うことが適当である。

第3章　地域経済と国際金融・資本市場

第1節　欧州金融・資本市場統合及び経済通貨統合の現状と、それが国際金融・資本市場及び市場参加者に与える影響

欧州では、EC金融市場統合の進展の中で、①欧州資本市場の取引規模の拡大、②域内金融機関の営業展開の容易化及び業務範囲の拡大、③主要市場間の競争の激化、④ユーロ債市場の活発化等が生じている。

第2節　北米自由貿易協定の成立とその将来展望及びそれが我が国金融機関等に与える影響

最近の米国市場においては、本邦銀行を中心に外国銀行のプレゼンスがやや縮小ぎみとなっており、むしろ業務運営の効率化・合理化により融資対応能力が出てきた米国銀行が貸出しに積極的になり始めている。カナダにおいては、80年銀行法以来、外国銀行の進出は現法形態でしか認められていないが、この制度がNAFTAでも維持された。メキシコにおいてはNAFTAにより、域内国金融機関（域外国の現法を含む）は現法形態によるメキシコ進出が可能となった。

第3節　東アジア地域の経済発展とそれが国際金融・資本市場に与える影響

東アジア地域においては急速な成長が続いている。今後についても、①中国経済の急速な成長が地域全体に大きな影響を及ぼしてきていること、②アジア諸国において大衆消費型の国内需要に基づく成長が続くと考えられること等を背景に、高成長を続けるものと予想される。

このような最近の変化の中で、我が国をはじめとして主要国の金融機関は概ねアジア地域を経営上の最重点地域の一つであると位置づけている。

第4節　中南米諸国の最近の経済状況とマネー・フローの変化

中南米地域では財政の健全化、民営化、貿易自由化等経済社会構造の変革を背景に、90年代に入り経済が回復しており、これに伴い資本の流入に転じている。

第5節　今後の課題

1．開放的な市場の維持

EC、NAFTAのような地域経済統合は、域内においては様々な経済的利益をもたらすが、域外に対しても開かれたものになるよう留意していく必要がある。

日本を含むアジア・太平洋地域が今後も発展を維持していくためには、国際金融取引や貿易の円滑化を促進し、多角的自由貿易体制の維持、強化に努めることが重要である。

2．途上国に対する資金フローの確保

民間資金フローの十分な流入を図ることが困難な多くの開発途上国にとって、国際開発金融機関がその資金基盤を強化することが重要であり、アジア開発銀行等国際開発金融機関における増資ができる限り早期に合意されることが望まれる。また、途上国の自助努力を支援するための公的資金フローを確保する努力を継続することが、民間資金フローを促す観点からも重要であろう。

途上国に対する民間資金フローを確保するためには途上国におけるインフラ整備も重要であり、特にアジア地域においては各国において現在進行しつつある金融・資本市場の発展を支援するために、そのインフラ整備に対する積極的な支援が重要である。

3．金融監督当局間の情報交換・意見交換の重要性

当局者間でリスク管理や市場の安定性に関する情報交換・意見交換等、連携を密にすることがより一層重要になってきている。この観点から、例えば二国間金融協議やアジア・太平洋の四市場の監督当局者による会合等は有益であり、今後ともこれらの場を活用して、金融監督当局が連携を密にしていくことが望まれる。

〔本文〕

序　国際金融・資本市場の最近の変化

最近、国際金融取引及びそれをとり巻く環境に様々な変化が生じてきている。ここではまず、1980年代以降の国際金融・資本市場において生じた様々な動きをあとづけるとともに、それらの動向が特にここ数年どのように進展し、国際金融・資本市場にどのような変化をもたらしているかについて、概観しておくこととする。

1．1980年代以降の国際金融・資本市場の変化

⑴　国際金融取引の量的拡大とグローバライゼーションの進展

80年代の国際金融取引の特徴としてはまず第一に、その著しい量的な拡大とグローバライゼーションの進展があげられる。国際金融取引は80年代に、先進諸国間を中心に拡大し続けるとともに、為替や金利の取引に見られるように国際金融・資本市場で取引される商品はグローバル化し、文字通り24時間世界中で取引される体制となった。その背景には、世界的な貯蓄資金の増大、各国の銀行の積極的な資産拡大戦略のほか、次に述べるような各国金融市場の規制緩和や技術進歩等により、それらの資金が内外の金利差等に敏感に反応してクロスボーダーで移動するようになったこと等があげられる。

⑵　規制緩和とそれによる市場参加者の活動の活発化

80年代の第二の特徴としては世界的な規制緩和の動きがあげられる。即ち、日本、米国、欧州において金利規制、金融に係る業務規制及び外国為替管理につき、見直しが相次いで行われた。金利規制の緩和により為替管理の自由化と相まって市場間での金利裁定取引が活発化した。一方、マクロ経済の変動が金利変動に直接つながることとなって金利変動率が高まり、それに対するヘッジ手段が市場参加者の大きな関心事となった。また、金融に係る業務規制の見直しにより競争が促進され、新しい金融取引の開発、活発化が促進されたという面が指摘されている。他方、このような一連の規制緩和は、他面で金融機関のリスク管理の重要性を高めることとなったが、リスク管理が十分行われなかった金融機関の問題も一部で表面化した。

⑶　国際金融取引におけるセキュリタイゼーションの進展

80年代の特徴の第三は、国際金融取引におけるセキュリタイゼーション（注１）の進展である。具体的には、企業が銀行を通じないで直接証券市場から資金を調達するいわゆるディスインターミディエーションが進展した。これは、いわば資金調達面でのセキュリタイゼーションということができる。例えば長期資金の調達としては社債のほか、株価の好調もあり転換社債やワラント付社債といったいわゆるエクイティ関連債の発行が活況を呈した。また比較的短期のものとしては、CPや中期ノート（MTN）の発行も活発となった。このようなディスインターミディエーションの背景

には、発行体及び投資家双方にとって魅力ある証券やそれを組み込んだ金融商品を開発する金融技術の発展のほか、銀行の格付けが相対的に低下したことにより、一部の企業にとっては自らの信用力によって市場から直接調達する方が銀行借入に比べて相対的に有利になってきたこともあげられよう。

また、金融機関の長期貸出債権を証券形態等で流動化するといった形でのセキュリタイゼーションの動きも活発化した。これはいわば資産のセキュリタイゼーションということができ、例えば、金融機関の住宅ローン債権や抵当権付債権あるいは開発途上国に対する債権が証券化され、資産の流動性の確保等の手段として活用された。

(4)　資産価格の高騰

80年代後半、かなりの先進国では資産価格が高騰し、市場参加者の資産価値が上昇した。その結果、市場参加者の金融活動が活発化し、国際金融取引の拡大につながった面もある。他方、この資産価格の高騰を背景に、その後の資産価格の急激な変化に対応するリスク管理や市場参加者のリストラクチャリングが、最近の国際金融市場における重要な課題となってきている。

(5)　途上国の累積債務問題の顕在化とその対応

70年代、二度にわたる原油価格の大幅引上げによって発生した巨額の資金（オイル・マネー）を原資として、米国銀行を中心とする国際銀行団は主としてシンジケート・ローン方式により積極的に中南米諸国等に貸付けたが、そこにはいわゆるソブリン・ローンは信用リスクが極めて小さいという前提があった。しかし82年のメキシコの返済猶予要請を契機として途上国の累積債務問題が顕在化し、国際金融界に大きな衝撃を与え、銀行の信用リスクに対する認識は大きく高まった。

その後、米国及び一部の欧州諸国のLBO、不動産融資等の先進国の国内市場への貸出しが活発化したが、この背景には、こういったいわばハイリスク・ハイリターン案件に積極的に取組む銀行の収益性指向のほか、累積債務問題の顕在化によって途上国向け貸出しが頭打ちとなった銀行がこれにかわる貸出対象を求めた面が指摘されている。

(6)　EC市場統合の進展

ECの市場統合に向けての動きも80年代の国際金融市場の特徴の一つとしてあげられる。EC統合は欧州の統合という政治的な意志の下に推進されているが、金融の面では、相互に経済的結びつきの強いEC諸国がより自由な国際金融取引を指向したものともとらえることができよう。EC域内の資本移動の自由化や単一の金融市場を目指しての動きは各国の規制緩和をも促進し、市場参加者に大きな影響を与えている。

2．90年代の変化

以上のような80年代の動きを受けて、90年代に入り、これに対する当局や市場参加者の対応として新しい動きが現れてきている。他方、80年代の動きがさらに進展してきている面もある。また、この両者の動きが相互作用を起こしている面もある。これらが、ここ数年の国際金融・資本市場における次のような顕著な変化となって現れてきている。

(1)　BISの自己資本比率規制の実施

93年４月よりいわゆるBISの自己資本規制が実施に移された。この背景としては金融監督当局及び国際金融業務を行う銀行の80年代から高まりつつあったリスク認識及び資本コストの認識があげられる。また、国際金融業務の活発化、広域化により、国際金融業務を行う銀行の間での自己資本に関する共通の基準が必要との意見の高まりもその背景の一つである。このような動きは、80年代の規制緩和・自由化に対する一つの対応であると見ることもできる。

また、BIS規制の導入は、次に述べるような資本コストの相対的に小さいオフバランス取引の拡大の背景にもなってきている。

(2)　金融派生商品取引の活発化

為替、金利等を原資産とするスワップ、オプション等の金融派生商品は、80年代初めからシカゴ、ニューヨーク等の取引所を中心に取引が行われ、金利や資産価格の変動等に対するニーズの高まり等を背景に活発化しつつあったが、近年リスク認識や資本コスト意識の高まりとコンピューターの発展等技術の進歩とともに急速に取引が増

大している。当初は、取引所における先物取引が中心であったが、ここ数年スワップを中心とした店頭取引の活発化が顕著である。このような店頭取引は、個々の市場参加者の異なるニーズにきめ細かく対応できるのが特徴であり、市場参加者のニーズの多様化とこれに対応し得る金融技術の発展を背景に取引が活発化している。

(3)　銀行の国際金融資産・負債の縮少

銀行のオンバランスの国際金融資産・負債残高は、80年代を通じて拡大してきたが、91年には縮小し、92年にも同年９月の欧州通貨の混乱に伴う大量の資金移動という特殊要因を除けば依然として減少基調にある（図表１）。他方、資産負債残高に現れない金融派生商品等オフバランス取引が急拡大している。その背景としては、信用リスクがオンバランス取引より少なく、また市場リスクをより少ない資本コストで効率的にヘッジする手段として従来のオンバランス取引によるヘッジに代えて、金融派生商品を用いる傾向が一段と強まったことがあげられている。

図表１　BIS 報告銀行の対外債権の状況
（各四半期末の為替相場で換算したフロー）

（単位：億ドル）

	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1992年末残高
対外債権	6,018	4,361	6,849	6,083	▲547	1,770	61,963
インターバンク債権	4,912	3,295	5,249	3,492	▲1,443	▲223	39,863
非銀行部門に対する債権	867	920	1,468	2,257	891	1,326	12,808
その他の債権	240	146	133	335	5	667	9,291
外貨建て対居住者債権	1630	748	1,222	1,059	▲487	▲248	11,540
非銀行部門に対する債権	1,001	679	829	587	117	▲434	5,975

（注）BISに報告されている対象銀行は、先進10カ国グループ諸国、ルクセンブルク、オーストリア、デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー及びスペイン所在銀行、バハマ、ケイマン諸島、香港及びシンガポール所在の国際業務に従事する銀行、バーレーン及びオランダ領アンティルのオフショア銀行、パナマ所在の米国銀行支店。

（資料）BIS四季報

(4)　地域経済統合の進展

これまで述べたように、金融取引のグローバル化が進展する一方、地域統合の動きが顕著になってきている。具体的には、80年代のEC市場統合の動きを受け、近年、ECでは経済通貨統合等地域統合の一層の進展が、北米ではNAFTA協定（北米自由貿易協定）の合意が、また東アジアでも近隣諸国の間で地域経済圏の形成の動きが見られるようになってきている。これらの動きは、近隣諸国間での経済の相互依存の高まりがその背景にあるが、東アジアにおいては、ECやNAFTAが政治的イニシアティブにより制度面での統合を図っているのと対照的に、経済活動の緊密化に伴う自然発生的なものである点にその特徴がある。このような地域経済の動きが国際金融・資本市場にも影響を与えている。

(5)　市場における商品の多様化

80年代におけるセキュリタイゼーションの進展に引き続き、国際金融・資本市場における商品は多様化するとともに、その仕組みが一層高度化してきている。前述の金融派生商品の発展のほか、モーゲージ・ローン（担保付住宅貸付債権）を裏付けに発行されるMBS（モーゲージ・バックト・セキュリティーズ）（注２）やアセット・バックトCP（注３）等いわゆる証券化関連商品の発達、前述のMTNの一層の活発化等がその例としてあげられる。その背景には金融技術の一層の発達や投資家のニーズの一層の多様化等がある。

(6)　市場参加者に係る変化

その他市場参加者に関し近年、次のよう

な変化が顕著である。

(イ)　投資家の機関化現象

保険、投資信託、年金基金等の主要な機関投資家の金融資産は1980年代から高い伸びを示しており、資本市場においてこうした機関投資家の占める割合が極めて大きくなってきている。機関投資家の資金運用は資金運用の専門家によって行われることから、新たな資金運用技術の導入や新たな投資先を求めてクロスボーダー取引に積極的になる傾向があり、金融技術の発達や国際金融市場の発展に寄与している。

こうした中で最近注目されているのは米国のいわゆる「ヘッジファンド」（注4）の活発かつグローバルな展開である。世界的な株式市場の不安定化や欧州通貨の混乱を背景にヘッジファンドはさらに急拡大してきており、92年9月の欧州の通貨の混乱の際にも市場に大きな影響を与えたとされる（注5）。

(ロ)　銀行等の業務運営の合理化

80年代の銀行業務の量的な拡大に伴って生じた累積債務問題の顕在化や資産内容の悪化等に対応するとともに、新たな国際金融・資本市場の環境に適切に対処するため、銀行の中には従来の経営戦略の見直しをせまられているものがあり、本邦銀行を含めそれらの銀行においては現在業務運営の合理化が進められている。これが、銀行のビヘイビアの変化を通じて国際金融・資本市場に影響を与えている。

3．以上、国際金融市場における80年代及び90年代に入ってからの変化について概観した。当専門部会は昨年10月より、国際金融・資本市場の変化と国際金融上の諸問題をテーマに、近年の特に顕著な変化として、①国際金融取引に大きな構造変化をもたらしている金融派生商品取引、②上に述べたような国際金融市場の世界的な変化を背景とした国際金融市場への我が国参加者のビヘイビアの変化、及び③各地域で生じている変化をとりあげ、そこから生ずる諸問題について審議を行った。本報告書はその審議した結果をとりまとめたものである。

なお、今回の審議については、委員、参考人からの意見聴取及び委員による討議のための会合を12回開催し、また、この間本年3月には、ニューヨーク、ロンドン、ブラッセルに専門委員による出張を行ない、金融監督当局及び市場関係者から金融派生商品取引を中心とする市場の動向及びEC統合の現状等の調査を実施したところである。

（注）本報告書においては、金融機関は証券会社も含むものとし、また金融市場とは特に資本市場との対比で言及されない限り資本市場も含む広い概念であり、かつその国際的な側面に焦点を当てていくこととする。

第1章　国際金融取引における金融派生商品の発展

序章で述べたように、80年代から高まりつつあったリスク認識や資本コスト意識、金融技術の発展を背景に、近年、預金・為替・債券・株式等の現物取引から派生した金融商品、すなわち、金融派生商品（フィナンシャル・デリバティブズ）の取引が活発化している。金融派生商品の発展は、近年の国際金融市場における変化で最も顕著なものであるとの見方もあり、BISをはじめとする国際的な場において検討が活発に行われてきている。本報告書では主に国際金融取引の観点から、通貨関連のもの及び金利関連のうち、クロスボーダー取引を中心として取り扱う。また、ここでは主として、最近急増しており、市場参加者のニーズにきめ細かく対応できる「店頭取引」について述べることとする。

第1節　国際金融取引における金融派生商品取引の拡大とその背景

1．多様な金融派生商品の開発

我が国では、固定金利と変動金利を交換し、金利リスクをお互いにヘッジする金利スワップが発達してきているが、このような金融派生商品はヘッジニーズとともに次々と新たなものが生まれてきており、現在多くの取引手法が存在している。その種類は①取引の形態、②取引の手法、及び③原資産の内容によって様々なものになっている。まず取引形態については取引所において売買される「取引所取引」と個別の市場参加者が取引所外で相対で取引する「店頭取引」（OTC；over-the-

counter）とがある。取引手法については、代表的なものとして「先物」(futures)、「先渡」(forward)、「オプション」、「スワップ」等が挙げられる（注６）。さらに最近では、これらの代表的な商品を組み合わせた「スワップション」（スワップとオプションの組み合わせ）等のハイブリッド商品の開発も活発に行われている。

また、原資産の内容により、金融派生商品は、異種通貨間の取引である「外国為替関連（通貨関連）」、預金や債券等の金利に着目した「金利関連」、株価指数等に着目した「エクイティ関連」のほか、広義の金融派生商品として原油等の商品（コモディティー）価格に着目した「商品関連」等のものが開発されている。

２．最近の金融派生商品取引の拡大

金融派生商品取引は、1970年代初めに米国で生まれ、その後80年代に入ると、次々と創設された各国の取引所において広範な商品が上場されるなど、世界的な規模で拡大を遂げた。この結果、91年末時点の金融派生商品市場残高（想定元本ベース（注７））は、８兆ドルと世界主要銀行保有の国際部門資産残高に匹敵する規模に拡大しており、この５年間の伸びをみても7.4倍と高水準に達している。この伸びは年率で約50％に相当し、この間の世界主要銀行保有の国際部門資産残高の伸びが年率13％程度であったことと比較すると、その急増ぶりが際立っている（図表２）。なお、主要米国銀行４行では先物外国為替を含む金融派生商品のオンバランス資産に対する比率は、８倍に達するまでに至っている。

金融派生商品取引は投資家、資金調達者及び金融仲介者それぞれのニーズを背景に発達してきた。即ち、投資家にとっては金融資産の価格変動リスクをヘッジし、例えば価格が下落した場合でも一定の収益を確保したいというニーズがある。資金調達者にとっては金利変動リスクをヘッジし、金利が上昇した場合にはそれによるコスト増を和らげ、逆に金利が低下した場合もある程度そのメリットを受けられるようにするというニーズがある。あるいは、ポートフォリオ上最も望ましい通貨を最も低いコストの市場で調達したいというニーズがある。仲介者にとっては投資家と調達者のニーズを仲介することができれば、そこに一定の手数料を得る機会が生じる。こ

図表２　主要金融派生商品市場の現状

（単位：10億ドル）

派生商品	想定元本金額（注１）						対1986年末比（倍）
	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	
取引所取引の商品	583	725	1,300	1,762	2,284	3,518	6.0
金利オプションと同先物	516	610	1,174	1,588	2,054	3,231	6.3
通過オプションと同先物	49	74	60	66	72	77	1.6
株価指数オプションと同先物	18	41	66	108	158	209	11.6
店頭市場商品	500*	867	1,330	2,402	3,451	4,449	8.9
金利スワップ	400*	683	1,010	1,503	2,312	3,065	7.7
通貨スワップと金利／通貨スワップ	100*	184	320	449	578	807	8.1
その他（注２）	—	—	—	450	561	577	—
合　　計	1,083	1,592	2,630	4,164	5,735	7,967	7.4
BIS報告銀行の国際部門資産残高（注３）に対する上記合計の比率	0.27	0.31	0.47	0.64	0.76	1.06	—

（注）１．年末残高　２．キャップ、カラー、フロアー及びスワップション　３．対外債権と外貨建対内債権　＊：推計値

（資料）金融先物業協会（FIA）、各国先物・オプション関連取引所及び国際スワップ・ディーラー協会（ISDA）、BIS

れらのニーズに応えたのが金融派生商品市場である。

取引される商品についてみると、当初は市場参加者の商品開発力やリスク管理技術が未成熟であったほか、これを支える情報処理技術面での制約もあって、比較的単純な取引所取引が中心であった。その後、80年代に入ると技術面の進歩に伴い、オーダーメード型商品でより複雑な仕組みをもつスワップ等の「店頭取引」が登場したが（注８）、これが近年では特に顕著な伸びを示しており（91年末の残高は86年末比8.9倍）、市場規模も取引所取引（同6.0倍）を凌ぐに至った（図表２）。

国際金融市場に登場した取引としては、1981年に行われた世界銀行とIBMの間の通貨スワップが、スワップ取引の嚆矢とされている。これは、スイス・フランやドイツ・マルク建で相対的に有利な資金調達ができるIBMとドル建で相対的に有利な資金調達ができる世界銀行がそれぞれ比較優位のある市場で資金を調達し、それをスワップしたものである。

その後、金融派生商品取引は、通貨スワップ等通貨関連取引が急速に拡大するとともに、金利関連取引等においてもより有利な取引機会あるいは効率的なヘッジ取引を求めて、クロスボーダーの複数の市場をまたいで行われる等、国際金融市場における取引手法としてその重要性が質量ともに飛躍的に高まっており、国際金融市場全体に大きな影響を与えている。

また最近の特徴として、取引の原資産の多様化や商品構造のハイブリッド化の進展が挙げられ、例えば株価指数のパフォーマンス（通常はキャピタル・ゲイン＋配当収入）と短期金利とのスワップ（エクイティー・スワップ）や、前述のスワップション、さらに不規則なキャッシュフローを生ずるスワップ（各期毎に規則的に発生するキャッシュフローと取引の最初に全額発生するキャッシュフローを交換するスワップ（アップフロント・スワップ）等）や、実際の資金の受払いは想定元本と同一の通貨で行うものの、その利息額の計算は他通貨の金利を用いて行われる金利スワップ（ディファレンシャル・スワップ）等幅広い種類の商品の取引が行われるようになっている。

3．拡大の背景

このような金融派生商品取引の著しい拡大には、序章に述べた背景とも関連するが、次のような背景があることが指摘されている。第一に、企業活動の国際化や機関投資家の投資規模の大型化及びその過程でのリスクの拡大に伴い、企業や金融機関、機関投資家のリスクに対する認識が高まった。第二に、為替相場の変動や世界的な金融・資本市場の自由化に伴う金融資産の価格変動の拡大により、ヘッジニーズが高まった。第三に、その一方で、積極的に価格変動を収益機会ととらえる市場参加者が増大したことも金融派生商品取引の拡大の背景となった。なお、これについては、市場の流動性を高めるものとの見方がある一方、投機的な取引の拡大として懸念する向きもある。第四に、BIS規制等にも現れている資本コストに対する認識の高まりを背景として、金融機関がオフバランス取引を積極的に活用するようになってきている。第五に、コンピューターを使った通信・情報処理技術が発達し、より高度なオフバランス取引を技術的に可能にした。

特に国際金融取引においては、通貨の変動による為替リスク等をヘッジするニーズが大きく、また効率的なヘッジを行うためには最も有利な市場を求めてクロスボーダー取引となる傾向があるため、金融派生商品の拡大はより顕著である。

第２節　我が国金融派生商品市場の特徴

我が国の金融派生商品取引は、ここのところ急速に増加しており、92年９月末時点の想定元本ベースの残高（主要本邦銀行21行の我が国における取引所取引及び店頭取引の合計）を推計すると約300兆円（注９）に達しており、ここ５年間で年平均約50％の伸びを示している。またこの残高を商品別にみると、金利先物が約４割、円金利スワップが約３割となっている。

我が国金融派生商品市場の特徴をみると、第一に、その規模は近年急拡大を遂げているものの、世界の金融派生商品市場全体に占めるシェアは、世界のオンバランス取引において我が国市場の占めるシェアに比べて依然としてかなり低い点が指摘できる。すなわち、例えば、店頭取引の統計で国際比較できるも

のはないが、取引所取引でみると、91年末の短期金融市場残高でみて世界の３大金融市場（米国、英国、日本）に占める東京市場のシェアは３割弱に達しているのに対して、金融派生商品取引所取引に占める東京市場のシェアは９％強にとどまっている。なお、先物外国為替を含む金融派生商品のオンバランス資産に対する比率を見ると、主要米国銀行４行では８倍に達しているのに対し、我が国の都市銀行上位６行では1.85倍にとどまっている。

第二の特徴は、銀行・証券会社・生命保険会社等機関投資家等それぞれの金融派生商品市場への参加の態様である。すなわち、銀行は金利・通貨関連市場等において活発にディーリングを行っている。証券会社については、我が国では株価指数先物・オプションの取引や債券の発行にかかるスワップの取組み等の業務が中心となっている。生命保険会社等機関投資家や事業法人についてはヘッジ目的の顧客としての利用が主体となっている。

特徴の第三は、海外で開発され比較的定型化された商品の取引が中心となっている点である。すなわち、商品開発力や市場環境の整備に関して、我が国に比べて米英市場が先進的側面を有することもあって、我が国市場における主要な金融派生商品取引はその多くが、いずれも海外で既にある程度の取引実績を有する定型化商品となっている。

第３節　国際金融市場における金融派生商品の機能

１．取引コストの低減

金融派生商品取引は、伝統的金融取引と比較して、より低コストで同様の経済的効果を創出する機能を有している。例えば、変動利付債を保有するとともに固定借入れを行う企業がそのポジションをヘッジしようとする場合、クーポン等の面で全く同様の条件を有する変動利付債の発行ならびに固定利付債の購入を行う場合と、金利スワップを組む場合とを比較すると、前者の場合、現物債券を手当てする際のアベイラビリティーの問題やその受渡に伴うデリバリーコスト等の問題が発生するのに対し、金利スワップを組んだ場合には、基本的にはそれらを考慮する必要がなくなる。また、取引の信用リスクの大きさを比較すると、金融派生商品取引の場合、多くは契約金額の一部（例えば金利スワップの場合は金利部分のみ）に限定される。このため、同様の経済効果をもたらす取引であっても、リスクに備えるべき資本コストをみると、金融派生商品取引の方が伝統的なオンバランス取引に比べ小さくなる。

２．多様かつ弾力的なキャッシュフローの創出能力

金融派生商品、特にオプションやスワップの活用により従来得られなかった多様なキャッシュフローを自由に創出することができるようになった（注10）。最近の店頭金融派生商品の多様化は、金融機関等が金融派生商品のこうした機能を活用し個々の顧客のニーズへの対応を進めた結果であるといえる。この結果、国際金融取引の手法が一層多様化・弾力化しつつある。

３．国際金融市場の効率性の向上

金融派生商品取引は、以上のように個々の取引主体の取引ニーズに応じて発達してきたと考えられるが、このほか、このような取引手法の多様化によって、市場参加者の多様性とも相まって、各金融市場及び市場間の裁定機能が強化され、これを通じて金融市場の効率性が向上するものと考えられる。特に現物市場との関係では、欧米市場での経験から見れば、ヘッジ取引等を通じ両者が緊密な関係にあることから、金融派生商品取引の利用によるヘッジコストの低下に伴い、現物市場の取引促進ならびに流動性向上にも資するものとの指摘もあった。

第４節　金融派生商品のリスクと国際金融市場への影響

１．リスク構造の変化とリスク管理

金融派生商品は、以上のように国際金融市場における様々なニーズに応えるという機能を発揮しているが、他方、コンピューター等の先端的な情報処理技術を駆使して商品設計が行われることが多く、その仕組みがますます複雑なものとなってきている。その結果、個々の金融派生商品に内在する種々のリスクが、それを取扱っている専門家以外の人々にとってわかりにくいものとなっている。また、金融派生商品取引発達の過程では、収益機会を求め自己のリスク負担能力を超えて投機的

な取引が行われた面もある。これらのことも金融派生商品に関する不安感の要因になっているとの指摘があった。

金融派生商品取引には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システミックリスク、リーガルリスク等様々なリスクが内在するものの、金融派生商品取引にのみ発生する独自のリスクというものは存在しないというのが一般的な理解である。しかし、それぞれの金融派生商品のもつリスク構造を個別にみると、伝統的なオンバランス取引とは異なった特徴がみられる。

以下、リスクの種類ごとに、金融派生商品のリスクの特徴を述べる。なお、システミックリスク及びリーガルリスクについては項を改めて述べることとする。

⑴　信用リスク

金融派生商品の信用リスクも取引相手が支払不能となった場合に被る損失という点では伝統的なオンバランス取引と同じである。基本的に、金融派生商品取引が通常元本交換等を行わず差金決済や金利等のキャッシュフローの交換のみ行うため、そのリスクにさらされる額は、例外的な場合を除き金利や為替等の当初契約時からの変動部分に限定されることとなる（注11）。

⑵　市場リスク

金融派生商品に係る市場リスクも為替レート、金利等の相場変動による損失のリスクという点でやはり伝統的なオンバランス取引のそれと同じである。しかしながら、①市場価格が常に取引所等から明示されていない商品の場合、価格評価モデル等を利用して損益を評価せざるを得ず、また、ポジション額も把握しにくいこと、②取引の仕組みが複雑であり、内在する市場リスクが解りにくいこと等の理由により、金融派生商品の市場リスクは不透明な面があるとの指摘があった。

これに対しては、

①　金融派生商品の現在価値は市場金利等をベースに正確に計算されており、この点では債券等の理論価格の算出方法と同一であること、また、金融派生商品取引のポジション額を債券の標準銘柄に換算したり、金利変動による損益のブレを把握するのは容易であること、

②　一見複雑にみえる金融派生商品も単純な取引の組み合わせに分解することができること、またそのリスク管理については、分解後の個々の取引毎に行うことで対応可能であること、

との指摘が金融機関よりなされた。ただし、極めて個別性の高い商品については、実際上必ずしも要素取引に全て分解してリスク管理が可能とは言い切れない場合もあり、そのような場合については追加的な措置を講ずる必要がある、との指摘もある。例えば、取引量の少ない通貨や特殊な金利を用いた商品については、米ドルや英ポンド、LIBORやTB金利等の指標的な市場でヘッジを行ったとしても、最終的にベーシスリスク（指標的な金融商品との価格関係が変化するリスク）が残るため、この部分については別途リスク面の対応を行わなければならない。

また、金融派生商品の開発及びそのリスク分析が進むにつれて、新たなリスクの存在（注12）が明らかになってくる場合も指摘されている。例えば、オプション取引においては従来から重視されていた様々なリスクに加え、相場のボラティリティ（予想変動率）の変動に伴う現在価値（オプション・プレミアム）の変化（ベガリスク）等も最近注目されている。このことは、金融派生商品市場の中心的担い手である金融機関が新しい金融派生商品の開発とともに常により有効なリスク管理手法の開発に努力する必要があることを示しているといえる。

⑶　その他のリスク

上に述べたリスクのほか、流動性の不足による取引執行上のリスク（流動性リスク）や決済過誤等の事務上のリスク（オペレーショナルリスクともいう。）等が指摘されている。いずれも金融派生商品独特のものではないが、後に述べるシステミックリスクの引き金になる可能性も考えられ、その管理に十分留意する必要がある。特に流動性リスクについては、平時においては高い取引の流動性が確保されている場合であっても、緊急時においては広範囲にわたる市場で流動性が不足する事態が生ずる可

能性があることが指摘されている。例えば、昨年９月の欧州通貨の混乱の際にスペイン中央銀行による資本取引規制の導入により、ユーロペセタ市場の流動性が急激に不足し短期金利が100％近くまで急上昇した。こうした、価格変動率の急激な上昇により、オプション市場における取引も困難となり、これがさらに他市場にも影響を及ぼしたとの指摘があった（注13）。そのような状況の下では、市場参加者が需給の一時的な不均衡をどれだけ吸収できるかが重要な要素となるが、とりわけマーケットメーカーとしての金融機関の果たす役割は大きい。この意味で、米国銀行等で極めて可能性の低い危機的状況を想定し、シミュレーションを行うことによって危機管理を行っている銀行があることは注目される。

２．国際金融市場における取引集中化傾向の増大

近年、国際金融市場、特にホールセール市場において、格付けが高く、大きなポジションをグローバルベースで管理できるだけの高度なノウハウや情報システムを備えている信用力の高い金融機関等に取引が集中する傾向が顕著になってきていることが指摘されている（注14）。このような国際金融取引の集中化傾向は、市場参加者の信用リスクに対する認識の高まりもその一因であると考えられるが、その背景には金融派生商品を中心とするオフバランス取引の活発化によって、それらの取引がバランスシート上に表れないことから、金融機関を中心とする市場参加者の信用力やエクスポージャーに対する評価が困難になってきているという事情があると考えられる。

３．国際金融市場における市場間のリンケージの強化

金融派生商品はスワップ取引に典型的にみられるように複数の市場をまたいで行われるのが一般的であるが、このことが最近の通信技術の発展や金融自由化の進展と相挨って、国際金融市場間のリンケージを強めている。例えば、ある市場参加者がヘッジ目的で金融派生商品を利用した場合、その取引相手方が当該取引によって引き受けたリスクをヘッジするために新たな金融派生商品取引を行うことが予想される。このような取引連鎖は最終的なリスク負担者が現れるまで続き、金融市場間の結び付きが強まる。

このような市場間のリンケージの強まりは、平常時には前にも述べた通り市場間の裁定取引を通じ市場の需給のギャップを調整するというメカニズムが働き、市場の効率化に資するものと考えられる。問題は、ある市場で大幅な価格変動等の混乱があった場合、それがどのように他の市場に影響を与えるかである。

前述のような市場リンケージの長所を強調し、ある市場における価格変動等が他の市場へと伝播されるプロセスにおいてその混乱が吸収されていき、市場間リンケージがいわばショック・アブソーバーとして機能するとの見方がある。例えば、前述のユーロペセタ短期資金市場の流動性不足を先物為替取引で補塡したケースがこれに当たる（注15）。他方、価格変動はそれが市場間を伝播するプロセスで減衰せず、逆に増幅される場合があるとともにその伝播の速度が速まっているとの懸念も出されている。価格変動が増幅される例としてよく指摘されるのは、オプション市場とその現物市場との間の価格変動の相互増幅作用である。即ち、コール・オプション（現物を買う権利）の売り手は、その現物価格が上昇した場合にはその現物資産を追加的に購入し、コール・オプションの買い手はその場合逆に現物の売却を行うことによって、それぞれオプション価格（プレミアム）の変動リスクを回避することができるとされる（その手法は「デルタヘッジ」と呼ばれる。）。この場合、仮に売り手と買い手が同時に同量のデルタヘッジを行えば、現物市場への影響は中立的である。しかし、オプションの商品の特性上、コール・オプションの買い手はデルタヘッジを行わなくても損失はプレミアム分に限定されている一方、売り手のリスクはそのような限定が存在しないため、一般に売り手は継続的にきめ細かくデルタヘッジを行う傾向がある。従って、現物価格の上昇は、そのオプション取引における売り手のデルタヘッジを通じて、さらに一層の現物価格の上昇をもたらす可能性があることが指摘されている。

なお、伝播の速度が著しく速まっていることは、87年10月の米国の株価急落（いわゆる

「ブラック・マンデー」）のショックが各国市場に瞬時に伝わった例を見ても容易に理解されよう。

4．システミックリスクの問題

上に述べたような市場間リンケージの強まりを背景に、いわゆるシステミックリスクが増大しているのではないかとの懸念が出されている（注16）。システミックリスクとは、一般的に、金融システムに内在する様々な相互依存性を背景に、個別市場参加者の何らかの業務上の支障や特定市場または決済機関における問題の発生等の影響が他の参加者、市場さらには金融システム全体に波及するリスクのことである。すなわち、信用リスク、決済リスク、流動性リスク等が単独あるいは複合的に顕現し、ドミノ現象的に波及拡大し、市場全体の危機的状況を招くリスクのことをいう。

システミックリスクは金融派生商品取引だけではなく、あらゆる金融取引について発生しうるものである。金融派生商品取引の活発化がシステミックリスクを増大させているかどうかについては様々な意見が出されているが、この問題を考える際にはシステミックリスクの要因分析を行う必要があろう。

システミックリスクが発生するメカニズムを細かく分析すると、①信用不安、流動性不足の発生、②相互依存による他市場への伝播、③時間差による決済不能及び④取引の金額が大きいことによる増幅等に分解することができる。この中でシステミックリスクに最も特徴的なものは、相互依存リスクであり、その意味で市場間リンケージの強まりはシステミックリスクの拡大をもたらすとの見方もある。他方、それ以外の要因をどれだけ重視するかによって、様々な見方が成立しうる。

金融派生商品の発展が、システミックリスクを増大させる可能性は低いとする意見は次の点を強調する。即ち、①前述のように金融派生商品は通常元本交換が行われないため基本的には元本リスクがなく、信用リスクのエクスポージャーは限定されたものにとどまること、②決済リスクについても、差額決済が多いため、実際の資金の移動は一般的には現物取引より小さいこと、③金融派生商品取引は、高度な専門性と信用力を有する金融機関がマーケットメーカーとしてディーリングを行っており、それらの金融機関は最新の金融技術を使ってリスク管理を行っていること等である。

これに対し、次のような事情に鑑み、金融派生商品取引の活発化によってシステミックリスクが増大する可能性を懸念する見方もある。

① 金融派生商品の市場に、金融機関以外の種々の経済主体が参加するようになっているが、それら非金融機関は相対的にディスクロージャーやリスク管理体制が不十分である等の問題がある。これは、システミックリスクの潜在的な発生源が広範囲に拡大している可能性があることを意味する。また、市場間のリンケージが強まっている環境の中、ひとたびリスクが顕在化した場合、より幅広い範囲の市場参加者が影響を受けることとなる点も留意すべきである。

② 前述の通り、国際金融市場においては最近取引相手先の集中化傾向がみられるが、その結果、取引先は通常高い信用力を有しているため、経営破綻に陥る確率は一般的に低いと考えられる。しかしながら、仮にこうした主要市場参加者の一つが破綻した場合、他の市場参加者に及ぶ損失は、リスクのエクスポージャーが分散されている場合に比べ大きくなると考えられる。

③ 金融派生商品の発達によって金融取引が複雑化し、バランスシートをみただけでは必ずしも財務状況が十分に把握できなくなってきている。このため、仮に金融市場において信用不安が発生した場合、市場参加者は問題となった相手先のみならず、情報不足による過剰反応から同様の問題を抱えているとみられる他の取引先との取引も敬遠するようになる可能性がある。

また、信用不安に至らずとも、取引相手先の格付けが低下した場合、財務内容がバランスシートから十分把握できないため、市場参加者が過剰に反応し、担保の追加徴求等で十分対応できるにもかかわらず、取引を解約してしまうといった

ケースもあり、こういった過剰防衛反応がシステミックリスクにつながるおそれがあるとの意見もある。

④　金融派生商品の発達によって、市場参加者は多くの市場にまたがる複雑なポジションをとることが可能となったが、ともすると、全ての市場において流動性が十分に確保されているとの前提に立ちがちである。従って、一部の市場で流動性の問題が生じた場合、その前提が崩れ、他の市場にも流動性の問題が波及するおそれがある。

⑤　金融派生商品の発達は、情報通信技術の発達と相挨って、各種のショックの伝播速度を速め、当局の初期対応の可能な時間を短くしている。

システミックリスクはそれが顕在化した場合のコストが極めて大きいため、その対応策としては予防処置あるいはごく初期の段階で封じ込めるための措置が重要となる。具体的には、第一に、各金融機関等市場参加者の自主的かつ適切な対応（自己のリスク負担能力からみて不適切な金融派生商品取引を行わないこと、及び金融派生商品取引により生ずるリスクを適切に管理すること）が最も重要である。そのためにはリスクの正確な把握が前提となる。第二に、金融監督当局の金融派生商品取引に関する正確な実態把握及び各国当局間の情報交換等の連携、リスク管理に重点をおいた監督・検査の充実、第三に、後述のようなネッティング、会計やディスクロージャー制度の整備、リーガルリスクへの対応等の金融派生商品市場に関する制度の整備、第四に、有事の際の市場参加者や報道関係者の冷静な対応及び当局の迅速な対応等が重要であると考えられる。

5．リーガルリスク

リーガルリスクとは取引の法律関係に不確実性があることによって生ずるリスクであるが、金融派生商品取引のように新しく登場した取引手法が急速に活発化した場合、取引の経済的実体と法的な取扱いとの間にギャップが生じ、リーガルリスクが発生しやすい。このようなリスクが顕在化した事例としては、英国において、一部の地方公共団体が行ったスワップ取引が我が国の最高裁に相当する上院判決（91年１月）で無効とされ、市場関係者を動揺させたことが有名である。また、リーガルリスクは各国間の法制度の違いあるいはその誤解等からも生じ、その意味で国際金融取引面において発生しやすい。

市場参加者にとって安定的に取引を行うためには、リーガルリスクはできるだけ小さいことが望ましい。国際金融センターとしての基盤整備の観点から、リーガルリスクの削減は重要な課題である。

リーガルリスクの問題は、特定の法制度が急速に変化する経済実体に追いついていない場合、あるいは特定の国の法制度が不透明である場合生ずるのであるから、本来、立法措置又は解釈の明確化とそれを公に明らかにすることによって迅速に対応すべき問題であろう。その場合、単にその市場内における法的不確実性の削減のみならず、他市場あるいは海外からみた当該法制度等の透明性にも配慮すべきである。

第５節　金融機関のリスク管理の現状

これまで述べたように、金融派生商品には様々な種類のリスクが内在しており、各市場参加者のレベルでのリスク管理が一層重要なものとなってきているが、とりわけ金融派生商品取引市場の中核となっている金融機関のリスク管理は重要である。

金融派生商品に係るリスク管理には、商品自体に高度な金融技術が使われているので、それぞれの商品別の精緻な理論、モデル及びそれに基づいたコンピューターシステムの構築が必要となる。また、これらの高度な金融技術なくしては、国際金融市場において金融派生商品取引の仲介業務は不可能であるとの指摘があった。

リスク管理の目的はいうまでもなく単にリスクを回避することではなく、自己のリスク負担能力の範囲内で最も望ましいリスクと期待収益の組み合わせを実現することにある。従ってその基本は、各金融機関のリスクポジションを正確に把握した上で適切なヘッジを行い、併せて相場の変動による損益の増減を正確に計測することである。このためにはまず、ポジションの評価モデルやヘッジモデル、シミュレーションモデルを開発し、さらにこれらの計算を短時間で処理するコンピュー

ターシステムを構築することが必要である。金融派生商品取引を活発に行っている金融機関は、ソフト及びハードの両面でこのようなコンピューター化に対応するため、人材の養成及び機械化投資に注力している。

また資金、為替のディーリングと同様、金融派生商品のリスク管理についても、リスクの上限を設定するリスクリミットやロスカットルールが必要であるとの意見が金融機関より出された。金融派生商品の場合の具体的なリスクリミットの方法としては、債券の標準銘柄に換算した持高に限度を設けるもの、あるいはセンシティビティアナリシスやシミュレーションを行ってその感応度に限度を設ける方法等が使われている。また、ロスカットルールとは評価損益を含めて損失が一定限度を越えた場合にポジションを手仕舞うルールである。

リスクの種類別にみると、それぞれのリスクに対し十分な管理が必要であることはいうまでもないが、市場リスクについていえば、種々の金融派生商品から生じるリスクをどの程度統合的に管理しているかという点で、金融機関によって若干の差はあるが、総じて保守的に管理されている。例えば、金融派生商品取引を活発に行っている金融機関には、統計的手法による金利や為替レートの予想変動率を分析し、通常（例えば信頼区間95%）発生しうる最大の損失をポートフォリオ全体でみて一定の金額内におさえるよう、ポジションをとっている金融機関が多いが、これも前に述べたリスクリミットの一つである。また海外の金融機関の中には、クラッシュ・シナリオあるいはワースト・シナリオ（通常時にはあり得ない異常事態）というものを想定し、ある特定の期間ごとに危機管理のシミュレーションを行っているものもある。

信用リスクについては、多くの金融機関で顧客ごとに期中のライン管理が行われている。また、ポートフォリオ全体としてレーティング別、業種別、期間別にエクスポージャーを分類整理しチェックしている金融機関もある。なお、信用リスク削減の有効な手段として、後述のネッティングの重要性を強調する金融機関が多かった。

流動性リスクについては、ドル・円等主要通貨建市場は市場参加者の層も厚く、大きな問題はないが、それ以外の通貨関連の金融派生商品市場の中にはマーケットメーカーの限られている市場もあり、市場での売買が一方に偏る場合には、流動性の問題が顕在化する可能性があるので注意を要する旨の指摘があった。

金融派生商品取引に係る金融機関内部のコントロール体制としては、実際に取引を行うフロント・オフィスと事務処理を行うバック・オフィスの分離及び相互牽制のほか、いわばミドル・オフィス機能といったものが有益であるとの指摘があった。ここでいうミドル・オフィスとは、フロントと独立してポジション管理、クレジットリスク管理、収益管理を行うためのものであるが、金融派生商品は他の商品に比べてポジションや収益の管理が複雑であり、その管理にはディーラーに近い専門知識が必要である一方、ディーラーの恣意性を排した独立の管理体制を確立することが必要であるため、バック・オフィスとフロント・オフィスの間に、これらから独立したコントロールをするミドル・オフィスを作ることが有益であるとの考え方である。

第6節　今後の課題

国際金融市場における金融派生商品取引については、その有用性とそこに内在するリスクとを正しく認識する必要がある。市場参加者及び金融監督当局においては、金融機関等の市場参加者の有するリスク状況がより容易に把握されるようにするとともに、そのリスクが顕在化することを極力抑制することが重要であり、このことは金融派生商品市場の健全な発展にとっても必要不可欠である。そのためには、金融派生商品市場の制度の整備や個々の市場参加者の適切なリスク管理が重要な課題となる。このような観点から、金融監督当局及び市場参加者双方において、次のような問題に取り組んでいく必要がある。

1．ディスクロージャーの拡充の検討

金融派生商品取引は、それがバランスシート上に表れないことから、財務状況がバランスシートから十分把握できないため、その取引を行っている市場参加者の抱えるリスクがわかりにくくなってきている。このため金融派生商品にかかるリスク関連情報等のディス

クロージャーを適切に行うことが国際的な課題になっている。これは金融派生商品市場の健全な発展のためにも重要なことである。我が国においても、金融機関の財務の透明性及び国際金融市場における信頼性の確保の観点から、我が国金融機関の金融派生商品にかかる財務内容のディスクロージャーは重要な課題である。特に、国際金融市場の参加者が取引相手方に財務状況の透明性を求め、また海外の監督当局もこの点を重視しつつあることに留意すると、金融派生商品に関する時価関連情報等のディスクロージャーの拡充を図ることが適当である。その際には、国際的に調和のとれた制度となるように留意することが重要である。

なお、金融機関以外の市場参加者についても、金融派生商品に関する時価関連情報等のディスクロージャーの拡充は重要な課題であるとの指摘があった。

2．金融派生商品に係る会計上の問題

現在、先物オプション及びスワップといった金融派生商品の会計処理については、原則としてそれぞれ決済差金、オプション・プレミアム及びスワップ取引の期中支払（受取）利息等、実現したキャッシュフローについてのみ財務諸表上認識されることとされている(実現主義)。ただし、金融機関が行う通貨先物と通貨オプションについては値洗い基準(注17）が採用され、未実現部分も含め、実質的には各期末時点において時価評価会計が行われているといえる（1990年の新外国為替経理基準の採用による。)。

上記のような状況の下で、国際金融業務の円滑化の観点から、次のような理由により、ディーリングを目的とする金融派生商品について値洗い基準を、また金融派生商品取引に係るヘッジ目的の取引にはヘッジ会計（注18）を導入するのが適当である旨の意見が出された。

① 本来ヘッジ取引においてはその取引の性格上、ヘッジ対象の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一期間に認識する必要がある。しかしながら、現行のような実現主義をベースにした会計処理では、ヘッジ取引に係る損益が計上される期間とヘッジ対象取引に係る損益が計上される期間がずれるため、特定期間に収益又は損失が集中して認識されてしまう場合がある（注19)。特定期間に損失が認識される場合には、金融機関の経営状況が特定期間に集中して悪化したとの外観を呈することになる。逆に収益が集中して認識される場合には課税所得も集中することになる。このような問題意識から金融派生商品取引を活発に行っている金融機関にあっては、既存の又はそのために新たに設立された海外の現地法人（スワップハウス等）でブッキングを行うといったケースもみられる。こうした状況については、金融機関本体との統合されたポジション管理が不可能である、国際金融センターとしての我が国の金融派生商品市場の発展が制約されている、等の問題点を指摘する意見がある。

② 英米等ではディーリング目的の金融派生商品については時価をベースにした会計が行われているが、我が国金融機関の場合はディーリング目的の金融派生商品につきその現在価値の変動に係る損益が財務諸表に反映されないため、国際的な位置づけ等的確な評価が容易ではないとの指摘がある。

我が国においては、金融派生商品取引市場においてマーケットメーカーとしてディーリングを行っている主体が事実上金融機関に限られており、我が国を含むクロス・ボーダー又はクロス・カレンシーの金融派生商品取引市場において、金融機関の果たすべき役割は大きい。円滑な国際金融のために金融派生商品取引が極めて重要な役割を果たしていることを勘案すれば、それら市場の健全な発展、金融派生商品の利用者のニーズの充足等の観点から、金融派生商品市場の環境整備は極めて重要な課題であるが、そのためには、その中核的役割を担う金融機関の金融派生商品取引にかかる環境整備がとりわけ緊要であると考えられる。

金融機関のディーリング目的の金融派生商品については、それが短期間の頻繁な取引を前提としており、常にその現在価値に着目して管理されていることから、財務諸表上もディーリング目的のものについて、時価を

ベースに処理する必要性が高いと考えられる。また、ヘッジ取引と被ヘッジ取引間で評価方法が異なる場合の適切な期間損益計算（ヘッジ会計）についても、今後検討が進められることが望まれる。ただし、我が国においてこれを導入することについては、商法、企業会計慣行等さらに検討を要する問題があり、今後それらの問題を十分に踏まえて検討が進められることが期待される。

3．ネッティングの議論の深化

金融派生商品取引の拡大に応じて、金融派生商品に係る信用リスクを圧縮する必要性が高まってきているが、取引当事者間で複数の債権・債務関係がある場合にこれらを集約して一本の債権又は債務とすることにより信用リスクを削減する手法がネッティングである。この問題については、平成４年６月の当専門部会報告書「世界の金融市場の相互連関と取引の円滑化のための諸方策」において、「我が国においてもネッティングの導入についての検討が進められることが適当である」旨述べたところである。

現行バーゼル合意においては、銀行の行うオフバランス取引に関して、「更改によるネッティング（netting by novation）」（注20）についてのみリスクアセット削減効果が認められているが、「一括清算（close out）としてのネッティング」（注21）については、バーゼル銀行監督委員会において、バーゼル合意上のリスクアセット削減効果が認められるかどうか検討されてきた。

これまでの検討を踏まえ、最近バーゼル銀行監督委員会の案が市中協議に付されたところであるが、その案によれば、「一括清算としてのネッティング」にバーゼル合意上の効果が認められるためには、当該ネッティング契約が、契約の両当事者の設立準拠法、所在地法及び契約に基づく取引が行われる管轄国の法制下でも有効とされることが要件となっている。従って、仮にある法制上、「一括清算としてのネッティング」が有効とされなかった場合、当該国の金融機関のみならず、その金融機関と「一括清算ネッティング」契約を結ぶ他の国の金融機関もバーゼル合意上のリスクアセット削減効果を享受できないこととなり、その結果、当該国の金融機関とのオフバランス取引が手控えられるリスクがある。

また、ネッティングの導入に関しては、昨年当専門部会「東京外国為替市場に関する小委員会」報告書において、オフバランス取引の具体的な信用リスク相当額の算出に際し、契約の時価評価を前提とするカレント・エクスポージャー方式でない限り、オフバランス取引に係るリスク及びネッティングの効果を正確に把握することは困難である旨指摘されている。更に、前述の市中協議に付されているネッティングに関するバーゼル銀行監督委員会の案においても、一定の経過期間を経た後はカレント・エクスポージャー方式を要求している。しかしながら、カレント・エクスポージャー方式は我が国金融機関の間では一般的ではなく、多くの金融機関では簡便法であるオリジナル・エクスポージャー方式が採られているという問題がある。

このようなことから、我が国においても、「一括清算としてのネッティング」契約の法的位置づけ、その効果及びオフバランス取引に係る信用リスク相当額の算出方法等に関し、国際金融取引の円滑化にも配慮しつつ議論が一層深められることが期待される。

4．金融機関のリスク管理体制の整備

まず、金融派生商品の発達といった急激な金融環境の変化に対応するためには、金融機関の各経営者がその変化を正確に把握し、その対応策として必要な分野に経営諸資源を適時適切に投入することが必要である。特に金融派生商品はその仕組みが複雑であるだけに、それを実際に担当している専門家に情報が独占され、リスクが顕在化した場合でも適切な対応がとれない危険性もある。経営者自身が、その金融機関の抱えるリスクの性質や規模、リスク管理の手法等について十分認識し、理解を深めることが重要である。

リスク管理の基礎は、時価によるリスク額の正確な把握である。国際的に活発な金融派生商品取引を行っているほとんどの金融機関は時価評価によるリスク管理を行っているとの指摘があったが、金融派生商品の複雑化に伴い、今後一層、各金融機関において、より正確な時価評価方法の確立及び損益の計測のためのモデルの開発及びコンピューターシス

テムの構築が重要な課題となろう。なお、最近市中協議を開始したマーケットリスク等に関するバーゼル銀行監督委員会の案において、ポジションについては原則時価ベースでの報告が求められていることにも表れているように、国際金融市場においては時価ベースでのリスク管理という考え方は一般化しつつある。

また、リスクの把握に関しては、欧米の金融派生商品を活発に行っているトップクラスの金融機関は、世界の主な金融市場を24時間ベースでカバーし、全ポジションをリアルタイムで把握するコンピューターネットワークを構築しているとの指摘があったが、我が国金融機関もグローバルな活動を行う限り、このような体制の構築が課題となろう。また、海外の金融機関の中にはワーストシナリオを想定し、危機管理のシミュレーションを行っているものがあることは前に述べたが、我が国金融機関においても、異常事態をも念頭においた正確なリスク管理体制を整備することが重要な課題である。

信用リスクの管理については、内部の審査部門を拡充するとともに、取引相手方の信用力評価の手法の一層の改善が重要である。信用力評価の手法の改善は金融派生商品のみならずオンバランスの伝統的取引についても重要な課題であるが、市場リンケージが強まっている状況の下では、信用リスクに対する適切な評価、対応が市場の安定性確保のためにも一層重要となってきている。

一般に金融派生商品取引業務にはその業務内容に応じたリスク管理体制が必要とされることから、個々の金融機関においてはそれぞれのリスク管理体制の整備状況に応じた取り組みが求められる。

5．顧客へのリスク情報等の適切な開示

金融派生商品取引は従来は、大企業や機関投資家といったリスクに対して十分な認識をもち、自らリスク管理を行うノウハウを有する顧客を中心として発展してきた。しかしながら、最近はその利用者が中小企業にまで拡大してきており、必ずしもリスクに対する十分な認識、管理能力のない者が金融派生商品取引業務を行う金融機関の顧客となっている。また最近では、金融派生商品の利用者がその取引によって不測の損失を被ったとの事例も報告されている。

このような損失を未然に防ぐために、まず第一に重要なことは、利用者自身の金融派生商品取引に含まれるリスクに対する正しい認識とリスク管理に対する積極的な対応であることはいうまでもない。しかしながら、金融派生商品の構造が複雑であることや金融派生商品の有用性からその利用者がかなり広範囲に拡大していることに鑑みると、金融派生商品取引を業とする金融機関はその顧客が中小企業等、リスク管理につき十分なノウハウを有しないと推定される場合、次のような点に十分留意すべきである。

① 金融派生商品取引の契約前に、当該取引に含まれるリスクの開示をできるだけわかりやすく行うこと。例えば、あらかじめ当該取引に含まれるリスクの度合いについてわかりやすく顧客に理解させること等が考えられる。

② 契約後のアフターケアの充実。取引契約後は、顧客からの要請がある場合に、相場変動に応じて適切かつタイムリーなアドバイスを行うことが重要である。

なお、金融派生商品取引が今後一層拡大し、リスクが複雑化することを考慮すれば、顧客への開示のあり方については今後さらに検討していく必要があろう。

6．国際金融業務に係る監督・検査の充実と各国金融当局間の連携、金融派生商品に関する統計の整備

金融派生商品取引が活発化している状況の下で、金融機関の経営の健全性確保及びシステミックリスクの顕現化の回避のためには、各金融機関のリスク管理の一層の充実が最も重要な課題であるが、それを最終的に担保するものとして、金融監督当局の監督・検査機能の国際的に調和のとれた形での一層の充実が重要である。国際金融業務の監督行政や金融検査（金融機関検査及び外国為替検査）にあたっては、金融派生商品取引の特性・リスク構造及び各金融機関のリスク管理体制の適切さに、より一層留意する必要がある。そのためには、まず各金融機関における金融派生商品の取引状況や時価関連情報、リスク管理体制等の実態把握に努めることが肝要である。さらに、行政部門・検査部門ともに、金融派

生商品に関する知識・ノウハウの蓄積や人材の育成等、取組体制の整備・拡充に努める必要があると考えられる。

また、金融派生商品に関する統計については、現在、部分的には各取引所や国際スワップディーラーズ協会（ISDA）等で公表されているが、国際金融市場における取引実態を包括的に把握するという点では十分ではない。我が国の金融派生商品取引については、取引所上場商品の取引については、それぞれの上場商品の取引に関し東京証券取引所、大阪証券取引所及び東京金融先物取引所等で公表されているものの、店頭取引については包括的な統計は存在しない。

市場の実態を正確に反映した統計の整備・拡充は、金融監督当局の適切な対応のために有益であるのみならず、市場参加者にとっても自己の取引やポジションの市場シェアをより正確に把握する上で有用であり、また、適切なリスク管理にも資するものである。

以上のような観点から、各国金融市場間の比較が可能となるような統計の整備が国際機関を中心に各国金融当局及び市場参加者との連携をとりつつ進められることが望ましい。

第２章　我が国の市場参加者のビヘイビアの変化

序章で述べたように、80年代の変化を受けて、近年、国際金融・資本市場において顕著になってきているBIS自己資本比率規制の導入、金融派生商品取引の活発化、銀行の国際金融資産・負債の縮小、市場における商品の多様化等を背景に、我が国金融機関等市場参加者の活動状況には次のような変化が見受けられる。

第１節　本邦銀行の最近の国際業務の変化

１．本邦銀行の国際業務拡大の沿革

本邦銀行の国際業務は、1950年代に日本企業の貿易取引拡大に伴う貿易金融からスタートし、更に日本企業の海外進出活発化に応じて現地金融を行うため、ニューヨーク、ロンドンに支店を設置することから海外進出が始まった。70年代には、第一次オイルショック以降増大したオイルマネーを中心としてユーロ市場が拡大する中、本邦銀行は短期のユーロ・ダラー預金を受け入れ、シンジケート・ローンに参加することで主として開発途上国に中長期融資を行うようになったが、82年のメキシコ債務危機の表面化を契機に、こうした地域に対するソブリン・ローンは急速に落ち込んだ。

一方、1980年代には米・欧を中心とする先進国の国内市場への貸出しが活発化した。すなわち、米・欧における本邦企業の生産現地法人向けの設備資金ファイナンスやM&A関連、LBO関連融資、不動産融資の積極化、買収した現地金融機関を通じたミドル・マーケットの開拓である。更に、ユーロ円インパクト・ローン等の日本国内の顧客向けの貸付けも拡大した。

これら本邦銀行の国際業務の活発化の背景には、①制度面では、80年12月の外為法改正による資本取引の原則自由化や日米円・ドル委員会等に伴う累次の規制緩和措置の進展、②経済実体面では、ドルベースでの本邦銀行の資産増大による国際的地位の向上、本邦銀行の円建資産の拡大、日本企業の海外進出に伴う海外市場での業務拡大、③さらには、本邦銀行の横並び意識が強く、シェアの拡大を重視する行動パターン、といった事情が挙げられる。

２．本邦銀行の最近の国際業務の変化――資産・負債面での変化

1980年代に本邦銀行のオンバランスの国際取引が急拡大したが、90年代に入って転機を迎えた。BIS統計によると、本邦銀行の国際銀行資産・負債は、1991年中に従来の増加基調から一転して大幅な減少を記録し、資産では1,900億ドルの減少、負債では2,320億ドルの減少となった。この傾向は92年に入ってもさらに拡大し、92年中に資産は2,570億ドルの減少、負債は3,110億ドルの減少となっている。とりわけ対他行向けの落ち込みが大きく、91年中では資産が980億ドルの減、負債が1,590億ドルの減、92年中では資産が980億ドルの減、負債が1,220億ドルの減となっている（図表３）。このような本邦銀行の資産・負債両建てでの圧縮は、世界的に見た銀行の資産・負債両建てでの圧縮と同様の要因によるものと考えられるが、本邦銀行は特に圧縮の規模が大きく、世界全体の銀行の資産・負債の縮小に対して本邦銀行の資産・負債の圧

縮の規模のウェイトは大きなものとなっている。

このように、本邦銀行は国際銀行資産・負債を両建てで圧縮しているが、これは序で述べたようにオンバランス取引が縮小している一方でオフバランス取引が拡大しているということもその要因となっている。オンバランス取引の中では特に銀行間取引の縮小が顕著である。

このようなオンバランス取引縮小の動きは国内店、海外店の双方に見られるのであるが、国内店の動きを我が国国際収支の金融勘定からみることとする。前述の平成２年当専門部会報告書で述べたように、1980年代の我が国国際収支構造の特徴は、経常収支黒字を上回る長期資本の流出超過と金融勘定における外国為替公認銀行の短期負債の増加が見合うという、いわば「短期借り・長期貸し」の形となっていたことである。しかし、このような構造は90年代に入り大きく変化した。即ち、金融勘定の外国為替公認銀行部門は90年より流出超となり、特に91年は経常収支と長期資本収支の黒字（それぞれ729億ドル、371億ドル）に相当する資金が金融勘定の外国為替公認銀行部門（935億ドルの流出超）を含む広義の短期資本収支の流出超となって表れていることである。92年は長期資本収支が流出超（285億ドル）となったが、経常収支黒字（1,176億ドル）がこれをはるかに上回ったため、金融勘定の外国為替公認銀行部門（730億ドルの流出超）を含む広義の短期資本収支が流出超となっている。

図表３　国際銀行資産・負債の銀行国籍別・相手先別内訳

（単位：億ドル）

	1990年変化額				1991年変化額				1992年変化額			
	合　計	内　訳			合　計	内　訳			合　計	内　訳		
		対本支店	対他行	対非銀行		対本支店	対他行	対非銀行		対本支店	対他行	対非銀行
日本の銀行												
資産	1,529	715	499	316	▲1,900	▲610	▲984	▲306	▲2,565	▲1,143	▲978	▲444
負債	1,324	356	564	403	▲2,323	▲532	▲1,592	▲199	▲3,107	▲1,434	▲1,217	▲456
アメリカの銀行												
資産	▲153	101	▲302	48	▲24	▲222	▲33	231	74	▲198	101	171
負債	▲21	143	▲59	▲105	15	▲401	162	254	▲29	▲78	12	37
ヨーロッパの銀行（注２）												
資産	3,848	849	1,829	1,168	283	304	▲295	274	1,617	387	702	528
負債	3,716	982	1,449	1,286	518	195	34	288	1,836	548	650	638

（注１）以下に示す17カ国に所在の銀行のクロスボーダー・ポジションと対居住者外貨建てポジションの合計：オーストリア、ベルギー、ルクセンブルク、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ（クロスボーダー・ポジションは自国通貨建てのみ）。アメリカ国籍銀行にはバハマ、ケイマン諸島、パナマ、香港、シンガポールに所在の支店のクロスボーダー・ポジションが含まれる。上表の国際資産・負債は、報告銀行の所有権者の国籍によって分類。対非銀行ポジションには、対公的金融機関ポジションが含まれ、負債サイドでは、CDおよびその他証券の発行額が含まれる。

（注２）ドイツ、フランス、イタリア、イギリスの合計。

〔資料〕BIS年報、四季報

このような金融勘定の外国為替公認銀行部門の資金流出超（対外純資産の増加）を通貨別にみると、円貨純資産の増が1991年では935億ドルのうち833億ドル、92年では730億ドルのうち576億ドルと、いずれも大部分が円貨による外国為替公認銀行ポジションの好転となっている。その要因としては、第一に、非居住者からの円預金の減少等（91年に385億ドル、92年に221億ドルのそれぞれ減少。）が挙げられる。その背景には、国内の金融緩和を反映し、国内におけるインターバンク取引による円資金調達が増加し、相対的に非居住者からの円資金調達が減少したという要因が考えられる。特に91年については、大幅に

増大した外国資本の対内証券投資が円預金の取り崩しにより賄われたのではないかとの指摘がなされている。

円貨による外国為替公認銀行ポジションの好転の要因の第二は、外国為替公認銀行の海外支店との取引である本支店勘定を通ずるポジションの改善（流出超、すなわち純資産の増）である。91年については、海外店への円資金放出がネットで234億ドル改善して、92年については219億ドルの増加となった。

3．本邦銀行の対外融資動向

世界の民間銀行の最近の対外融資動向を見ると、世界経済の成長鈍化やこれに伴う世界的な資金需要の低迷、与信リスク意識の高まり等の環境変化により総じて低調に推移している。民間金融機関側においても、経営の健全性確保のため自己資本比率向上に努める中で、資産に対する収益性の向上や資産の効率的な配分を従来以上に重視したことも、対外融資の伸び悩みの一因となっている。

最近の我が国民間銀行の対外融資動向についてみると、こうした世界的な動きとほぼ軌を一にしており、調印ベースで見た対外融資は、1989年をピークとして91年までの間、大幅な減少傾向を示してきた。これを地域別に見れば、先進国向け融資は、不動産、LBO等M&A、航空機といった、いわゆる大型案件の大幅な減少を反映して急減している。一方、アジア地域については、香港、中国、ASEAN諸国向けを中心として、本邦銀行融資はなお高水準にあるが、その要因としては、①80年代後半以降、世界的にみて高い成長率を維持していること、②カントリーリスクや与信リスクが相対的に低いと見られること、及び③ある程度の収益の確保が期待できることがあげられる。

我が国民間銀行は、近年の経営環境の変化の中で、国際融資業務のウェイトが、徐々に欧米先進国及び中南米等の途上国からアジア地域に移っている結果となっている。

なお、平成３年５月の当専門部会報告書「途上国等への民間資金フロー円滑化のための諸方策について」においては、「特定海外債権引当金（特海債）の対象債権の弾力的適用について、検討することが適当である」とされているところであるが、近年、中南米の一部の国において、急速な経済情勢の改善が見られつつある状況を踏まえ、昨年11月、特海債制度の運用に関し、各銀行が個別国に係る引当率を決定する際には、当該国の近時における経済等諸情勢の改善状況等を十分勘案するよう注意が喚起されたところである。我が国の民間銀行はこれを踏まえ、経営の健全性の確保に留意しつつ、各国の経済状況の変化等を十分勘案した適切な引当を行ない、これを業務に反映させることが望まれる。

4．本邦銀行の海外拠点の動向

本邦銀行は、前述のように80年代を通じて国際業務を拡大させてきたところであるが、これに応じてアメリカのみならず、欧州、アジアにおける拠点展開を積極的に推進し、その結果、海外の拠点展開はほぼ一巡したと見られる。

最近の状況としては、我が国民間銀行は国際業務部門においても、従来の量的拡大からROA重視、経営コスト削減、資産の効率的配分等の業務運営の効率化・合理化に取り組んでいる。その一環として、海外拠点についても見直しを行っており、グローバルな経営戦略の観点から収益への寄与度が相対的に小さいと見られる拠点については、これを縮小し、必要度の高い地域に重点を移す動きが見られる。このような動きの中で、東アジアについては、日系企業の進出意欲が依然として強いと予想され、また現地側において金融市場開放が進展しつつあることから、拠点展開の面において、東アジア地域を重視する傾向が強まりつつある。

第２節　本邦企業の国際資本市場における資金調達状況の変化と証券会社の国際業務

1．本邦企業の資金調達の現地化

近年、本邦企業の海外事業の拡大に伴い、資金調達面においても現地化が進展している。本邦企業は、その海外事業を支援する目的で、主要な海外資本市場にアクセスし易い地域に金融子会社を設立し、こうした金融子会社を通じて調達した資金を海外の製造・販売子会社等に提供するようになっている。この種の金融子会社は米国市場にあっては米国本土、ユーロ市場にあってはイギリス、オランダ、アジア市場にあってはシンガポールに置かれ

るケースが多い。

海外の資本市場では資金調達手段の多様化が進展しており、企業の効率的な資金調達に役立っている。特に近年MTNプログラムによる債券発行が顕著であり、本邦企業の金融子会社も短期的な資金調達はCP、中長期的な資金調達はこうしたMTNを利用し、親会社保証又はキープウェル条項（親会社が子会社に対して、子会社の財務状況を良好に維持し、必要な場合には資金の供与を行う等のバックアップを約束する契約）を付けることにより親会社の信用力を背景とした有利かつ弾力的な資金調達を行っている。

また、現地事業会社においても現地の公的資金の取り入れ、地場銀行からの借入れ等により資金調達をしており、資金調達ルートの多様化が図られている。

2．ユーロ円債を中心とする普通社債の発行増大

前述のように、金融子会社等による資金調達のほか、本邦企業本体による海外市場での資金調達も活発化している。とりわけ外債は本邦企業の社債発行全体の過半を占めており本邦企業の資金調達において欠くことのできない重要なものである。本邦企業の海外における積極的な資金調達に伴い、80年代中頃から年により変動はあるものの各資本市場における本邦企業の発行シェアは高水準で推移しており、国際債市場（ユーロ債市場及び各国外債市場）において、1991年は23.8%、1992年は16.8%となっている。

最近の本邦企業の外債発行における顕著な変化としては、ユーロ円債を中心とする普通社債の増加が挙げられる。普通社債のシェアは1989年には86億ドルで全体の9.7%であったのに対し、92年には334億ドルで全体の67.2%となっている。特にユーロ円の普通社債は84年６月に居住者の発行が自由化されて以後、その発行は我が国の居住者外債全体の10%未満であったが、最近発行が急増しており、92年には227億ドルで全体の45.7%に達している。これは、エクイティ債の借換需要等の資金需要がある中、我が国の株価低迷によるエクイティ・ファイナンスの減少及び円の長期金利の低下を反映してのものと考えられる。

3．本邦証券会社の国際業務

本邦証券会社の国際業務は、対内・対外証券投資の拡大や本邦企業の外債発行の増大等を背景として急速に進展してきた。業務内容は外国投資家による対内証券投資にかかるブローカー業務、本邦投資家の対外証券投資にかかるブローカー業務から、本邦企業の外債発行及び非居住者の我が国における証券発行の引受業務等へと多様化が進んできた。また、非居住者ユーロ円債の発行増大等により海外における外国政府・外国企業等の債券発行の引受業務及びそのディーリング業務も活発化している。更に、これらの非居住者の円以外の通貨による証券発行の引受及びディーリング業務を行っているところもあり、従来の本邦企業の対外投資・調達活動に関連した業務にとどまらず、非居住者の海外市場に関連した業務への取り組み強化も図られている。また、金融派生商品の発達に伴い、金利、為替等の変動リスクを回避する新たな商品開発にも積極的に取り組んでいる。

本邦証券会社は、こうした国際業務の業務内容拡大の動きに対応するため、これまで積極的な海外進出を行ってきており、80年代後半以後急速に海外拠点の数を増やしている。しかしながら、ここ数年は拠点整備の一巡感が出ていることに加え、国内株式市場低迷の影響等から、海外拠点について、グローバルな観点から見直しを行うようになっており、この中で今後の発展が期待できるアジアを重視する動きが見られる。

第３節　本邦機関投資家等の国際資本市場における資金運用状況の変化

1．最近の対外証券投資の状況

80年代後半以降、本邦機関投資家による対外証券投資は外債運用規制の緩和、運用資産全体の増加、国内株式市場の活況、本邦企業による資本市場での資金調達の活発化に伴う生命保険会社等機関投資家に対する借入れ需要の低下、プラザ合意後の国内の低金利による内外金利差の拡大等を受け積極的に行われ、89年には対外証券投資は1,134億ドルの過去最高の買越し幅を記録した。特に、債券投資については国内株価の堅調による含み資産の増大、比較的大きい内外金利差等を背景に、米国を中心として高水準の買越しを続けた。

また、株式投資もポートフォリオ多様化の一環として積極的に行われ、この結果、我が国機関投資家等の資産運用に占める対外証券投資の割合は米国の機関投資家等のそれを上回るものとなった。

しかしながら、90年以降、機関投資家のポートフォリオにおける外国証券の占める割合が一定水準に達する中で、内外金利差の縮小、円高による為替リスクの顕在化、国内株価の長期低迷から本邦機関投資家の保有資産が縮小したこと、及び国際分散投資の観点から外国証券の積増しが一巡したこと等から、売買高が年々縮小を続け、買越し幅も92年には325億ドルと前年の732億ドルに比べほぼ半減した。

2．本邦機関投資家等の特徴的な動き

こうしたなかでの本邦機関投資家の特徴的な動きをみると次のとおりである。

(1)　対外証券投資の大宗を占める債券投資について、主として国内の円資産を原資として投資を行う生命保険会社等（円投先）と外貨の短期資金を借り入れて対外証券投資を行う金融機関（外貨調達先）に分けてみると、

①　円投先については、80年代後半には豊富な資金を元に活発な外債投資を行ったが、近年は全体として外債投資に慎重となるなかで、国内資金需要の低迷等から、ユーロ円債への投資や為替リスクを先物でヘッジした短期運用での外貨建て証券投資が増加している。ただし、今後の為替市場や内外金利差等の動向によってはこうした運用姿勢の変化もありうる。また、投資対象債券については、米国の証券を中心としつつも、近年欧州の債券、株式にも分散が進んでいる。

②　外貨調達先については、米ドルの長短金利差が拡大し、短期調達長期運用が可能であるにもかかわらず債券投資は伸び悩んでいる。これは、BISの自己資本比率規制等を背景としてROA指向が高まり、ROAの低い資産の増加を抑えざるを得ない面もあったためと思われる。

(2)　市場別に見ると、米国向けは米国の債券投資を中心に依然として高いシェアを占めているが、87年以降は年々減少傾向にある。他方、欧州向け投資は増加傾向にある。なお、92年９月の欧州通貨混乱の後、ERM内のマルク以外の欧州通貨債からのマルク債への乗換やマルク以外の欧州通貨債からの引き上げがみられた。

(3)　本邦機関投資家の金融派生商品利用については、膨大な保有資産を背景として、主としてリスクヘッジの観点から行われている。

第４節　今後の課題

序論に述べたような最近の国際金融・資本市場における変化を背景に、我が国金融機関等市場参加者には上記のような活動状況の変化が見受けられるが、今後、我が国市場参加者には以下のような対応が求められる。

1．国際金融業務の効率化の推進

我が国の民間銀行は、国際的な取引環境の変化、BIS自己資本規制の達成努力を背景に、国際業務においても業務運営の効率化・合理化を進めてきているが、全体としては今後の発展のための基礎を築きつつある。既に米国においてBIS規制以上の自己資本の充実が要求されているが、今後国際金融市場において、各銀行とも自己資本の構成内容にも考慮した一層の自己資本充実が期待されている。また、資産内容の健全化とともにその適切なディスクロージャーが期待されているが、これは、ひいては格付け向上にも資するものと考えられる。

前述のとおり、本邦銀行は対外融資や海外拠点の展開等国際業務部門においても積極的に業務運営の効率化・合理化を進めているが、このような動きは、対外資産の量的拡大・シェア向上から、資産内容の質的向上を目指すものであると考えられる。

今後、本邦銀行各行の自助努力や金融監督当局の政策的対応等により銀行経営を取り巻く内外の環境が改善していくことが期待されるが、その場合でも、資産の質を重視し、中長期的な観点から業務運営の効率化・合理化を図るとの考え方が、国際業務運営方針の中に定着されることが望ましいと考えられる。

なお、証券会社もその業務の合理化、効率化に努めているところであるが、今後の課題の一つとしては国際証券業務において従来のファイナンス機能に加え国有企業の民営化及び一般企業等へのアドバイザリー機能が求め

られるケースも増えており、これに対して適切な対応がとれる体制整備が望まれる。

2．国際金融業務の国際的配慮

金融機関の海外業務の展開は、基本的に各機関の自主的判断により行われるものであるが、拠点の整理統廃合や新規進出が、進出先国との関係で無用の摩擦を招かぬよう十分な配慮が望まれる。このような配慮とともに、関係金融監督当局者間の緊密な協議が業務展開の円滑化のために必要となる場合が考えられる。

金融機関の海外進出による金融交流の活発化は、特に相手国が途上国の場合は資金やノウハウ面で市場の厚みを増し、またその金融市場の整備に資するものであり、相手国の経済発展及び直接投資の受入れ環境の向上に資するとの観点からも重要と考えられる。

なお、今後とも途上国への民間資金フローの円滑化のための環境整備を図っていくことが重要であるが、本邦銀行の途上国への融資を促進するとの観点からは、国際金融機関との協調融資や輸銀等の機能の活用等を今後さらに図っていく必要がある。

また、ニュー・マネーが流れにくくなっている国に対しては、状況に応じ、特定のプロジェクトに関連してエスクロ勘定の設定等の債権保全手段の活用も考えられる。

我が国の金融・資本市場についても、その一層の整備を通じて、外国の金融機関等が、より円滑に活動できるようにすることが重要である。

3．国際資本市場における資金調達の一層の円滑化

国際資本市場における資金調達の一層の円滑化のため、企業としては今後とも投資家への情報提供の充実に努めるとともに、格付け制度の積極的活用を図ることが重要である。また、国際財務担当者としての知識・経験を有する人材の育成も急務となっている。

一方、本邦企業の資金調達においては、国内と海外の市場をニーズに応じて効率的に活用できるよう、内外の市場の状況等を踏まえつつ、海外市場へのアクセスを一層容易にするような努力（居住者外債の適債基準の見直し、商品性の多様化等）が払われることが適当である。

また、本邦企業の資金調達全体の効率化にとって、国内社債市場の整備をさらに推進していくことが必要である。金融制度改革において有効かつ適正な競争の促進を通じ、国内社債市場の効率的・安定的発展が期待されるほか、国内社債市場に係る諸規制・諸慣行の見直しが進められており、企業の社債発行限度規制の撤廃等を柱とする社債関連法の改正も、本年6月成立したところである。今後とも諸規制・諸慣行の見直し等一層の整備を図ることにより国内社債市場が活性化することが期待される。

今般の金融制度改革では、いわゆる三局指導が撤廃され、5年間の激変緩和措置が設けられた。この結果、本邦銀行系証券現地法人も本邦企業の公募債引受けの主幹事となることが可能となり、金融機関間の競争促進により、サービスの向上につながることが期待される。

4．国際金融・資本取引の実態に即した国際収支統計の改善

最近の国際金融・資本市場の市場参加者のビヘイビアの変化をみると、従来の我が国国際収支統計は必ずしも十分に資金フローの実態を表していないのではないか、との問題があり、これについては昨年の当専門部会報告書「世界の金融市場の相互連関と取引の円滑化のための諸方策」（平成4年6月16日）において問題提起を行ったところである。

現在IMFでは、加盟国が国際収支統計を作成する場合の基本的なガイドラインとなっているIMFマニュアルの改訂作業が大詰めを迎えており、マニュアル第5版がIMFから近く刊行される見込みとなっている。第5版は、国際連合の定めた国民経済計算(SNA)と国際収支統計との整合性を高めることを基本的な目的としており、第4版からの主要な変更点は次のような事項である。

⑴　第4版では同一項目内に含まれている「財貨・サービス・所得」を「財貨・サービス」と「所得」とに区分するなど国際収支の標準構成項目の変更

⑵　資本勘定において新たに「金融派生商品」の項目を設ける等、国際収支項目の細分化

⑶　対外資産負債残高（国際投資ポジショ

ン）や地域別統計の章を新たに設ける等、マニュアルの規定する範囲の拡大

我が国の国際収支統計についても、新しいマニュアルに沿った形で、統計の形式、内容、作成のための情報収集の方法等について全般的に見直しを行う必要がある。その際には、国際金融・資本取引の実態に即したかたちで、例えば長短資本収支の区分、総合収支・金融勘定の区分等についても併せて見直すことが必要である。このような見直しに当たっては、国際収支統計の重要性に鑑み、統計の的確さ及び国際的な斉合性に最大限に配慮しつつ、我が国の実情に応じた国際収支統計作成の体制が整うよう、専門家による十分な検討が行われるべきである。

第３章　地域経済と国際金融・資本市場

最近、世界の各地域経済をめぐって様々な変化が生じている。一方で戦後の冷戦体制の終焉により、旧ソ連・東欧地域との間にあった壁が取り除かれ、世界経済の一体化への動きがある反面、他方で地域経済について経済統合への動きがみられる。ここでは国際金融・資本市場に顕著な影響を与えているEC統合、北米自由貿易協定（NAFTA）への動き、経済社会構造が変化しつつある中で、資金が流入している中南米地域、著しい経済発展の動きがみられる東アジア地域について述べることとする。

序章でも述べたように、現在、経済取引のグローバル化の進展と同時に、近隣諸国間での経済の相互依存の高まりを背景に、EC統合やNAFTAといった地域経済統合への動きが高まっている。地域経済統合は、地理的な利便性や労働力等の生産要素の賦存等を反映したもので、合理的な面もあるが、それが各地域において域外取引に対して開かれたものとなるように注視していく必要がある。

第１節　欧州金融・資本市場統合及び経済通貨統合の現状と、それが国際金融・資本市場及び市場参加者に与える影響

１．EC市場統合と経済通貨統合（EMU）の現状

1993年１月１日より、EC（欧州共同体）では物、人、資本、サービスの域内自由化が一応完成し、市場統合により単一市場がスタートした。金融市場の面では、市場統合の一環として銀行等の単一免許制等が発足したが、これらによって今後欧州における金融・資本市場の一層の効率化が期待される。

経済通貨統合（EMU）についても92年２月の欧州連合条約（マーストリヒト条約）で遅くとも1999年までの単一通貨の導入を目指すことが謳われ、各国においてその批准手続、経済のコンバージェンスの努力、制度面での準備が進んでいる。しかし、92年６月のデンマーク国民投票や９月のフランス国民投票が引き金となり惹起された92年９月の欧州通貨の混乱は、今後乗り越えなければならないハードルの高さを改めて認識させた。今後、ポンドとリラの為替相場メカニズム（ERM）への復帰、ERMの機能改善、各国のコンバージェンスの進展等EMUに向けての各国の動きが注目される。

２．欧州金融・資本市場の変化

最近の欧州金融・資本市場には、金融の自由化・国際化・証券化やEC金融市場統合の進展の中で、次のようないくつかの大きな変化が起きているとの指摘があった。

第一に、1986年10月のいわゆるビッグ・バンを契機とする各国市場における取引規制緩和や新商品開発等の進展により市場規模が拡大し、同時に①国債増発、②ユーロ市場等での民間部門の証券形態での資金調達増大、③欧州域内での資本取引増大といった要因から欧州資本市場の拡大が顕著となっている。

第二に、EC市場統合に伴う金融機関の経営環境の変化としては、「第二次銀行指令」が93年から施行に移され、①単一銀行免許制度、②支店設立、サービス提供の種々の面での自由化により、域内金融機関の営業展開が容易になり、業務範囲も幅広いものになると考えられる。

第三に、統合された金融・資本市場の中心的地位を占めるべく、これまでにマネーセンターとしての市場整備の進んでいるロンドン、パリ、フランクフルトといった主要市場間の競争が激化している。

第四に、第２章でも述べたが、92年９月の欧州通貨の混乱の後、相当規模のユーロ債が発行されており、ユーロ債市場が活発化している。ただし、EC通貨の混乱により、ECU

債の起債、流通市場は低調となった。

3．欧州市場の変化が我が国市場参加者のビヘイビアに与える影響

以上のような最近の欧州統合への動きが我が国市場参加者のビヘイビアに与える影響としては、次のような点が指摘されている。

まず、EC市場統合に対する我が国企業の対応として、その統合の進展の度合いに合わせて最も相応しい組織形態を採用するというように、段階的対応を考えているとの報告があった。また、EC域内企業としての経営を推進するため、現地法人のみならず、本邦企業と欧州企業との提携による直接投資を推進しているとの報告もあった。

本邦金融機関の最近の欧州での動きについては、①日系企業への貸付け、貿易金融への注力等伝統的な業務への回帰の傾向が見られること、②先行投資的な支店展開の見直し、支店の一部閉鎖、統廃合等の業務運営の効率化・合理化の動きが見られること、③金融機関の経営姿勢が量の拡大から質の向上へと変化していること等が指摘された。

第2節　北米自由貿易協定の成立とその将来展望及びそれが我が国金融機関等に与える影響

1．NAFTAの意義とその限界

94年1月に発効予定のNAFTAによって、人口、GNPでECを上回る世界最大の自由貿易市場が北米地域に出現することになる。しかし、ECが比較的バランスのとれた先進国12カ国で構成されているのに対し、NAFTAの場合、米国市場だけが圧倒的に大きいため、ECに比べ市場統合のメリットが出にくいのではないかとの指摘があった。また、構成国間の所得格差等、経済発展段階の違いから、NAFTA参加国の間で異なった影響を与える可能性があるとの指摘があった。

2．最近の北米金融市場の動き

米国市場においては、80年代は外国銀行の進出が目ざましかったが、最近では本邦銀行を中心に外国銀行のプレゼンスがやや縮小ぎみとなっており、むしろ業務運営の効率化・合理化により融資対応能力が出てきた米国銀行が貸出しに積極的になり始めている。また、BCCI事件等を契機とする在米外国銀行の健全性への懸念を背景に、91年連邦預金保険公社改善法の外国銀行規制監督強化条項により、外国銀行に対して立入り検査や引当金積立の指導の強化を行い、また報告義務や資料要求等の強化を行う動きがあり、これが外国銀行に対して過度の負担になるのではないかとの懸念もある。なお、ここ数年米国議会に提出されている金融サービス公正取引法案（FTFSA）については成立は見ていないが、受入国の一方的な判断に基づく報復措置が正当化されることのないよう、十分な注意を要する。

カナダにおいては80年銀行法以来、外国銀行の進出は現法形態でしか認められていなかったが、この制度がNAFTAでも維持された。

メキシコにおいては、これまで既進出の特定の米国銀行を除き外国銀行の支店開設が認められておらず、閉鎖市場の中で地場銀行が寡占体制を形成していたが、NAFTAにより域内国金融機関（域外国の現法を含む）は現法形態によるメキシコ進出が可能となり、これにより金融機関の競争が促進されることが期待される。また、①メキシコでは元来、銀行の金融仲介に占めるウェイトが高いが、再民営化を含む規制緩和を受けて、89年以降商業銀行の対民間部門融資が大幅に伸びていること、②NAFTAを背景とする国内投資及び海外直接投資の拡大基調から持続的な経済成長が期待されること、③長期的には投資需要に対し資本が不足していることから、今後GDPの伸びを上回る貸出需要の伸びが予想されること等から、今後金融仲介者としての銀行業の発展が期待される。内外の経済交流を進め同国の経済発展を支援する観点からは、NAFTA域外国からメキシコへの銀行の直接進出や進出銀行の内国民待遇について、十分な配慮が払われることが期待される。

第3節　東アジア地域の経済発展とそれが国際金融・資本市場に与える影響

1．東アジア地域の経済発展と今後の展望

中国及びアジアNIEs、アセアン諸国を包含する東アジア地域は、①豊富で安価な労働力、②資本供給及び消費市場としての日本と米国の存在、③外国からの直接投資の積極的導入による輸出主導型の工業化の促進、④比較的安定した政治状況等を背景に、次々と高

成長軌道に乗ってきている。これら東アジア地域は①中国経済の急速な成長が香港、台湾を含め地域全体に大きな影響を及ぼしてきていること、②所得水準が上昇したことにより、東アジア諸国においても大衆消費型の国内需要に基づく成長が続くと考えられること等を背景に、高成長を続けるものと予想されるとの指摘があった。特に、華南経済圏、バーツ経済圏、環日本海経済圏等の地域経済圏が形成されつつあることは、最近のアジア地域での大きな変化の一つであるといえる。このような東アジア地域での地域経済圏の特徴は前述のEC、NAFTAと異なり、制度面での地域統合が先行する形ではなく、自然発生的であることである。なお、近年、ASEAN自由貿易地域（AFTA）創設への動き等アジア・太平洋地域での地域統合・地域協力への動きが見られるが、これらについては、GATTの諸原則に合致したものになるよう、今後の動向を注視する必要がある。最近アジア域内での経済協力が促進されてきている背景には、近年の顕著な経済発展のほか、冷戦終結を背景とした政治的緊張緩和により、域内の資産、技術、情報の移転が一層容易になったという事情も指摘されている。

2．アジア金融・資本市場の発展と我が国市場参加者の役割

アジアNIEs、アセアン諸国はこれまで輸出主導型の工業化政策を推進してきたが、そのために金融・資本市場が果たしてきた役割は大きい。これらの国々は、とりわけ近年、銀行や資本市場を通じた効率的な金融仲介と資金配分を行うことにより資本蓄積を進めていくことが一層の経済発展につながるとの認識の下に、国により事情は異なるものの方向としては為替・資本取引規制の緩和、金融・資本市場の育成を進めており、経済の急成長を背景に今後ともそれらの金融・資本市場の発展が見込まれるとの見方が有力であった。中国においても、金融面での改革・開放が段階的に推進されつつあり、上海を中心に国際金融センター創設への動きが見られ、我が国金融機関の進出も目立ってきている。また、台湾（84年）、マレーシア（ラブアン島）（90年）、タイ（93年）でのオフショア市場の創設等の動きは、グローバルな観点からの育成が進めば、アジアにおける国際金融取引の拡大に資するものと考えられる。

特に、アジア各国の資本市場の整備、自由化については、①国営企業の民営化、②不正取引の監視や事務処理能力の向上にみられる証券市場のインフラ面での整備、③国内債券市場の整備、④アジア地域の余剰資金を再度アジア地域で還流させる役割を持つアジア債市場の誕生等、着実に進展しているという指摘があった。

このような最近の変化の中で、我が国を含め主要国の金融機関は概ねアジア地域を経営上の最重点地域の一つであると位置づけている。本邦銀行は日系の現地進出企業との銀行取引に加え中堅・中小企業の現地進出の動きに対し、単なるファイナンスに加えてアドバイザリー機能にも力を入れること、我が国の証券会社はローカル市場を育成すると同時にアジア地域全体を一つの経済集合体として捉え、アジア市場内で資本が円滑に流れるように、国境を越えたアジア圏としての市場一体化をはかっていくことを支援することに努めている。なお、我が国に対して従来のファイナンスに加え、金融上のノウハウ、技術の移転等を望んでいるアジア諸国が多いとの指摘があったが、今後とも様々な場面において、このようなニーズに配慮していくことが望まれる。

近年、市場の一体化が世界的に進展する中で、世界の主要市場の一つとしての我が国市場に対する期待はますます増大しており、海外からの資金調達・運用の場としてより活用しやすい市場にするためにも、日本が金融・資本市場を一層国際的な市場として整備し、また外国の金融機関等がより円滑に活動できるようにすることは、アジア・太平洋地域の一層の発展にとって重要であると考えられる。

第4節　中南米諸国の最近の経済状況とマネー・フローの変化

1．最近の中南米諸国の経済状況の変化

中南米は極めて多様性に富んだ地域であるが、80年代は各国とも累積債務問題やインフレ等の経済の混乱等により苦難の時代であった。90年代に入り、80年代の実績に立脚した慎重な見方がある一方、中南米各国は財政の健全化、民営化、貿易自由化等経済社会構造

の変革を背景に、これまでの低迷した経済から、新たな時代への可能性が開けつつある国がみられるとの見方が示された。例えば、チリ、メキシコ、アルゼンチン、ベネズエラでは、前述のような経済社会構造の変革を推進する指導者が支持されてきており、こうした国民の意識改革を背景に、財政の健全化、国営企業の民営化、貿易の自由化等の一連の諸措置が着実に実施されつつあるという指摘があった。

2．資金フローの変化

このような経済体質改善の努力は、市場における評価の向上となって現れている。また、これに応じて資金フローにも変化が現れ、91年には9年間続いてきた資本のネット流出が流入に転じた。また、80年代に中南米諸国から逃避した資本についても一部の国においては戻りつつあるとの指摘があった。こうした現象は、経済のパフォーマンスや規制緩和等の経済体制の自由化に対する信任を反映したものである。さらに、先進国での金利低下および一部の国に対する債務削減の効果も資本が流入に転じた要因になったとの意見が出された。

資金フローについては、絶対額の増加に加え、流入資金の内容の多様化という質的変化も注目に値する。資本のネットの流入を資金調達形態別にみると、債券、CP、CD、株式投資を通じた民間部門への資金流入が進んでいるが、民間部門の活性化や着実な民営化の進展もその原因となっているとの指摘があった。

3．最近の我が国金融機関等の中南米諸国に対する態度と今後の対応

我が国金融機関は中南米諸国に対して、総じて金融取引に関し慎重な態度をとっている。他方、我が国の国際的役割に鑑みれば、今後、中南米諸国を画一的にみるのではなく、それぞれの国の事情に応じ、経済社会構造改革を進め、財政赤字を削減し、市場経済化を進める等具体的な成果を上げつつある国に対して、貿易金融も含め、より密接な国際金融取引の構築を指向する動きが出てくることが期待されるとの意見も出された。

第5節　今後の課題

以上のように、EC、NAFTAのような地域経済統合の進展、東アジア地域の経済発展、中南米諸国における経済社会構造改革の進展等の地域経済をめぐる様々な変化は国際金融・資本市場に大きな影響を与えている。国際金融取引の円滑化の促進という観点からは、次のような課題に適切に対応していく必要がある。

1．開放的な市場の維持

EC、NAFTAのような地域経済統合は、域内においては市場の拡大による規模の利益等様々な経済的利益をもたらし、また保護貿易的な措置が縮小・廃止されるという利点があるが、他方、地域内の取引者が優先されることにより、結果として域外取引者の不利益を招かないよう、域外に対して開かれたものになるよう留意していく必要がある。このような観点からは、我が国として地域経済統合は、①排他的ではなく、無差別で自由なものであること、②GATTに整合していること、③第三国の利益を害さないこと、といった三つの基本原則に則ったものであることを求めていくべきであろう。

日本を含むアジア・太平洋地域は、域内の多様性と開放性を活力にダイナミックな経済成長を遂げ、21世紀に向けて、世界経済を牽引しうる地域として注目を集めている。今後もアジア・太平洋地域が発展を続けていくためには、この地域の経済成長をもたらした各国間の経済交流をさらに促進するとの観点から、国際金融取引や貿易の円滑化を促進し、GATTの下での多角的自由貿易体制の維持、強化に努めることが重要である。また、アジア・太平洋地域が自由で開放的な体制を維持することは、ECやNAFTAを保護主義的なものへ向かわせないという効果が期待できるとの意見も出された。

国際金融取引面においても、我が国は金融・資本市場の国際化を今後とも着実に進めていくことが重要である。

2．途上国に対する資金フローの確保

一般的に、開発途上国にとって民間資金の十分な流入を図ることが困難な状況に変わりはなく、引き続き公的開発援助が資金流入の中心的役割を担っている。この観点から、国際開発金融機関がその資金基盤を強化することが重要であり、現在、アジア開発銀行をはじめいくつかの国際開発金融機関において増

資の検討が進展しつつあるが、これらの増資ができる限り早期に合意されることが望まれる。

また、途上国の自助努力を支援するための資金フローを引き続き確保することが重要である。我が国としても様々なチャネルでの公的資金フローを確保する努力を継続することが、民間資金フローを促す観点からも引き続き重要であろう。

途上国に対する民間資金フローを確保するためには途上国におけるインフラ整備も重要である。また、途上国支援の一形態として、これらの国からの研修生の受け入れも重要であり、現在行われている努力が成果をあげつつあるが、さらに一層の充実を図る必要がある。特にアジア地域については各国において現在進行しつつある金融・資本市場の発展を支援するために、そのインフラ整備に対する積極的な支援等を通じて、アジアにおける金融取引の円滑化の促進及びそれを通じた経済発展に我が国は積極的な役割を果たすことが望まれる。例えば、ソ連邦の崩壊によって独立した中央アジア各国の市場経済化・経済発展にも、我が国は金融・資本市場のインフラ整備に対する技術支援等多面的な協力をすることが望まれる。

3．金融監督当局間の情報交換の促進

前述のように、世界的な貯蓄資金の増大、各国の銀行の積極的な資産拡大戦略、各国金融市場の規制緩和や技術進歩等を背景として、国際的な金融取引が各国の市場をまたいで行われるようになっている。最近の各金融・資本市場間の連関の一層の緊密化、金融取引の国際化といった事情のほか、金融監督当局及び金融機関にとってのリスク管理の重要性の高まり等に鑑み、当局者間でリスク管理や市場の安定性に関する情報交換や取引慣行・ルールの相互理解の促進、緊急時における対応についての意見交換等、当局者間での連携を密にすることがより一層重要になってきている。この観点から、例えば二国間金融協議やアジア・太平洋四市場（東京、香港、シンガポール、シドニー）の監督当局者による会合等は有益であり、今後ともこれらの場を活用して、金融監督当局が連携を密にしていくことが望まれる。

〔補注〕

（注１）「金融の証券化（セキュリタイゼーション）」とは、証券形態による資金調達・運用の比重が一層高まること、金融機関等が有する長期貸出債権などを証券形態で流動化することなどを総称したものである。このセキュリタイゼーションは、現在、ユーロ市場や米国市場を中心として、金融の自由化、自己資本比率規制の強化などを背景として、世界的に進行している。

我が国においても、近年、コマーシャル・ペーパー（CP）市場の拡大（調達面での証券化）や住宅ローン債権信託の受益権証書についての商品性改善（証券形態での流通化）など金融の証券化の進展が見られる。

（注２）「モーゲージ・バックト・セキュリティー」とは、モーゲージ・ローンを裏付けに発行される証券化関連商品で、米国においてはその大部分が政府系機関による発行または政府機関の保証付のものである。これらの債券は高い安全性を有し、かつ財務省証券より利回りが高いことから、投資家にとっても魅力のある商品となっており、また銀行にとってもBIS規制のリスクウェイトが低くなるため、商業銀行による投資が大半を占めている。

（注３）「アセット・バックトCP」とは、米国において80年代末から急激に活発化してきたもので、企業が特別目的会社を利用して売掛債権等を担保にCPを発行するものがほとんどで、現在、発行残高の大部分は商業銀行がアレンジまたは仲介を行う商業銀行系のプログラムによるものである。

（注４）「ヘッジファンド」とは各種市場にまたがって、先物やオプションなどを活用してパフォーマンスを上昇させるファンドであり、出資者から資金を集めて運用を行うという点で、一種の投資信託であるが、出資者数を100名未満に限定する等の方法により、米国でも法律上、一般の投資信託を規制する連邦投資会社法の適用を受けていないとされている。ヘッ

ジファンドについては公式の統計は存在しないが、本数にして400本以上、残高では約150億ドルに達しているとの見方もある。

（注５）G10報告書「国際資本移動と為替市場」（1993年４月30日）においても、ヘッジファンドの投機的な性格について指摘されている。

（注６）「先物取引」とは、ある商品を将来の一定期日に受渡すことを前もって約定する取引であるが、期日までの間に反対売買により差金決済を行って清算することにより取引を終了させることが可能である。取引が定型化されており、取引所を通じて取引が行われる。

これに対し、「先渡取引」は、商品を将来の一定期日に受渡すことを前もって約定する点では先物取引と同一であるが、取引が定型化されておらず、当事者間の相対で行われる。

「オプション取引」とは、ある商品を特定の価格で将来の特定の期日までに売り付け、または買い付ける権利そのものを売買する取引をいう。オプションの買い手は相場変動リスク等を回避するために代価（プレミアム）を支払ってオプションを購入するが、最終的にその権利を行使しないで放棄することも可能であり、その意味でオプション取引は掛け捨て保険に類似した機能を備えている。オプション取引には取引が定型化された「取引所取引」と「店頭取引」の両方が存在する。

「スワップ取引」とは、相対で行われる金利や為替等に関連する「債務の交換」取引を指す。従来は、例えば外債発行に伴う為替リスクヘッジを目的とした通貨スワップや各市場における複数の資金需要者ごとの資金調達力の違いを利用した金利スワップ等の取引が一般的であったが、むしろ互いにより都合のよい条件の資金の流れを実現するための「キャッシュ・フローの交換」取引と定義する方が実態に即したものと言える。スワップ取引はこのように資金需要者等の個別具体的なニーズに即して、いわばオーダーメイドで取引されるため、「店頭取引」で行われるのが通常である。

（注７）「想定元本」とは、金融派生商品取引において金利計算等のために名目上用いられる元本のことである。例えば金利スワップのような取引においては、元本金額が想定元本とされるが、実際に受渡しが行われるのは金利部分のみであり、元本は利息金額を決定するために使われるにすぎない。したがって想定元本は、金融派生商品取引の規模を表す代表的な指標ではあるが、その額は必ずしもリスクの大きさを反映しない点に留意する必要がある（主要銀行の場合、リスク額は想定元本の２～３％程度との指摘があった。）。

（注８）1981年に行われた世界銀行とIBMの間の通貨スワップのスキームの概要は次の通りである。

① 当時IBMは、設備投資資金として多額のドル資金需要があったが、ドル資金のみでは賄いきれず、一部をスイスフラン、ドイツマルク市場から起債により調達し、ドル転換を行っていた。ところが、1981年８月には、スイスフラン、ドイツマルクの為替レートが、1980年３月の起債時と比べ、ドルに対して大幅安となっており（約23％）、多額の為替差益を確保できるチャンスが生じていた。

② 一方、世界銀行は開発途上国への貸付原資として、スイス・フラン、ドイツ・マルク、円などの低金利資金調達を計画していた。しかし、スイス及び西ドイツ市場では、永年の資金調達により投資家が世界銀行債に過剰感をもっており、購入に際してはプレミアムを要求するようになっていた。ここに、世界銀行はスイス及び西ドイツ市場においてよりも、米国の格付け（AAA）を利用して、ユーロ・ドル市場で相対的に有利な条件で資金調達ができる状況が生じていた（比較優位性）。

③ 双方のニーズを察知した米国の仲介機関はIBMの既存のスイスフラン建及びドイツマルク建債務とのスワップ取

引を前提とした世界銀行によるドル建資金調達を提案、世界銀行がIBMの負っている債務のキャッシュ・フローと合致するユーロ・ドル債発行に踏み切り、スワップ取引が締結された。

④　調達資金のスワップにより、IBMはドル高による為替差益を確保し、かつ為替変動リスクをヘッジ、世界銀行は市場の比較優位を利用し、規模の大きいユーロ・ドル市場で調達し、結果的に、スイス・フラン、ドイツ・マルク建低利調達ができ、将来これらの市場から調達する際の余地を残せることになった。

（注９）仮に１ドル＝125円（92年末の換算レート）で換算すると、2.4兆ドルとなるが、前述の第１節２.で述べた世界の金融派生商品市場残高の数字８兆ドル（図表２）とは、①ここで述べた数字には店頭のオプションが含まれるが、第１節２.の数字にはそれが含まれないこと、②ここで述べた数字は、銀行の取り扱う我が国金融派生商品取引のほぼ全体をカバーしているとみられるのに対し、第１節２.の数字はISDA（国際スワップ・ディーラーズ協会）等のメンバーによる自発的なレポートによるためカバレッジがここで述べた数字に比べ低いとみられること、及び③ここで述べた数字は92年９月末時点のものであるのに対し、第１節２.の数字は91年末のものであること、等により、直接比較することができないことに注意を要する。

（注10）例えば、スワップについていえば、プロジェクトのスポンサー企業がファイナンスを通常のローン借入で行っている場合、金利スワップを行う金融機関が企業から当該プロジェクトから予想されるキャッシュ・フロー（通常、当初は小額で、期間の経過とともに増額する）に見合った金額を受取り、一方、企業に対しローンの毎期の金利支払い相当額を支払ってやれば、その企業は毎期のローン金利支払いと毎期のプロジェクトからのキャッシュ・フローをマッチングさせることができる。

（注11）例えば、想定元本100億円、期間５年の金利スワップ取引で取引相手がデフォルトした場合、固定金利が当初取引時点の５％から取引相手のデフォルト時点での相場７％に上昇しており、残存期間を３年とした場合の損失（再構築コスト）は、６億円（100億円×（７％－５％）×３年）の現在価値相当額にとどまる。

（注12）原資産の相場変動による金融派生商品の現在価値の変動（デルタリスク）やそのデルタ値自体の変動（ガンマリスク）のほか、時間の経過によって満期に近づくことによる金融派生商品の現在価値の変動（セータリスク）や原資産の相場のボラティリティ（予想変動率）の変動に伴う現在価値（オプション・プレミアム）の変化（ベガリスク）等も重要なリスク項目である。

（注13）前掲G10報告書においても、昨年９月の欧州通貨混乱時におけるオプション等の市場での流動性の低下等が分析されている。

（注14）BIS報告書“Recent Developments in International Interbank Relations”（92年11月）通称「プロミセル報告」で指摘されている。

（注15）資本市場でのスペイン・ペセタの調達が困難であったため、当時辛うじて立っていた為替市場で直物為替と先物為替を組み合わせた「為替スワップ」（直物でペセタ買い／ドイツ・マルク売り、先物でドイツ・マルク買い／ペセタ売り）を行い、資金をドイツ・マルクで調達し、これをスペイン・ペセタに転換することにより、スペイン・ペセタの流動性不足を凌いだ。

（注16）前掲「プロミセル報告」において詳しく分析されている。

（注17）「値洗い基準」とは、相場の変動に基づく値洗い差額を値洗いのつど損益として認識する基準である。実務上、Mark to Market法ともいう。

（注18）「ヘッジ会計」とは、ヘッジ対象の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一期間に認識するために、原則的な損益認識基準から例外的に離れることを認める会計

手法のことを言うが、我が国会計慣行との整合性やヘッジ関係の認定の方法等の問題が指摘されている。

（注19）例えば次のような取引を考えてみる。

⑴　金融機関Aが顧客Bとの間で次のようなキャッシュフローの受取りを内容とする金利スワップ取引を締結。

期間　10年
金額　50億円
金利　5.30％の受取り

⑵　金利が上昇した場合のリスクをヘッジするため、⑴の取引と同時にヘッジ取引として次の条件で国債を先物で売却。

金額　48億円
価格　107.00

⑶　後日、⑴の取引のヘッジとして、⑵の取引より有利な金利スワップ取引の相手方となる顧客Cが現れたので、⑴の取引の反対売買としてキャッシュフローの支払いを内容とする次のような金利スワップ取引を締結。

期間　10年
金額　50億円
金利　5.00％の支払い

⑷　⑶の取引の締結時に、ヘッジのために行っていた⑵の取引、即ち国債先物の売り持ちを次の条件で手仕舞う（買戻し）。

金額　48億円
価格　109.44

以上の取引により、金利スワップ取引（取引例⑴及び⑶）の期間損益は、

50億円×（5.30％－5.00％）＝年間15百万円の収益

従って10年間で150百万円の収益（毎年計上する）。

これに対し、国債先物取引（取引例⑵及び⑷）の期間損益は、

$$48\text{億円}\times\left(\frac{109.44-107.00}{100}\right)$$

＝117百万円の損失

即ち、117百万円の損失となるが、これは反対売買を行って手仕舞った日の属する期（本ケースでは１年目）に一括計上する。

以上を表にすると次の通り。

（百万円）

	１年目	２年目	……	10年目	合　計	※
スワップ取引	＋15	＋15	……	＋15	150	117
国債先物	▲117	—		—	—	▲117
合　計	▲102	＋15	……	＋15	—	0

※：１年目における現在価値

（注）スワップ取引の期間損益については、利息の再運用益勘案前。

本ケースの場合、１年目に１億200万円の損失が、２年目以降からは1,500万円の収益が計上されることとなる。

このように当該金融機関にとっては、迅速にヘッジするために⑵のような取引を行うニーズがあるにもかかわらず、実現主義を前提とすると、この例の場合には１年目に損失が計上され、２年目以降に利益が出るという不都合が生ずることとなる。そのため⑵のような取引は一般的には手控えられることとなる。

（注20）「更改によるネッティング」とは、同一通貨、同一期日の債権・債務を全て自動的に集約し、これにより集約前の債権・債務は法的に履行されて消滅したものとし、集約後の１本の債権又は債務が法的に有効なものとして残すような取決めをいう。

（注21）「一括清算としてのネッティング」とは、一方当事者に破産申告等一定の事由が生じた場合に、両当事者間の期日や通貨の異なる取引も含め全ての債権・債務を現在価値に引き直して清算し、単一の債権又は債務とする取決めをいう。

（出所）国立国会図書館蔵書（DE141−E84、平成６年８月31日）「国際金融・資本市場の変化と国際金融上の諸問題―国際金融取引の新たな展開とそのリスクへの対応―」外国為替等審議会国際金融取引における諸問題に関する専門部会、平成５年６月11日

11-76　外国為替等審議会　国際金融取引における諸問題に関する専門部会「内外経済の一体化と国際金融取引―深まるアジアとのネットワーク―」

1994（平成６）年６月８日

1985年のプラザ合意以降、我が国経済には企業の生産行動の国際化、家計の消費行動の国際化等が進展している。また、金融の自由化に伴い、我が国の金融機関の海外進出等も進展している。さらに、我が国の公的機関の活動も我が国からの民間資金フローの促進といったかたちで、このような動きに係わっている面もみられる。

そこで、当専門部会はこうした動向を「我が国経済の内外一体化」と捉え、昨年11月より「内外経済の一体化と国際金融取引」をテーマに審議を開始し、我が国経済において内外一体化がどの程度進展しているかについて、企業、家計、金融機関、公的機関の各経済主体ごとに実態を把握するとともに、それが国際金融取引の諸側面にどのような影響を及ぼしているかについて、調査・審議を行った。また、このような内外経済の一体化の動きとともに国際金融取引の実態を的確に把握する必要性が高まっている中、1993年秋にIMF（国際通貨基金）から国際収支統計マニュアル第５版が公表されたことを踏まえ、我が国の国際収支統計についても必要な見直しに関して検討を行った。

今回のテーマに関する審議については、専門家からの意見聴取を含め委員による討議のための会合を８回開催し、また、この間、香港、中国（深圳）、シンガポール、タイ、マレーシアに専門部会の委員による出張を行い、各国当局及び現地進出企業等からアジア地域における現地進出日系企業・金融機関の活動状況やアジア地域における取引通貨の動向等の調査を実施した。また、我が国国際収支統計の抜本的見直しを行うため、当専門部会の下に「国際収支統計の見直しに関する小委員会」を設置し、同小委員会における６回にわたるIMFマニュアル第５版の内容と我が国の国際収支統計の現状および問題点に関する検討を経て、当専門部会においてもその報告に基づき審議を行った。

本報告書はこれらの審議結果をとりまとめたものであり、当専門部会の報告として提出するものである。

（注）本報告書において、「金融機関」とは、銀行、証券会社等を含む広義のものを意味し、「金融市場」とは、特に資本市場との対比で言及されない限り、資本市場も含む広い概念であり、かつその国際的な側面に焦点を当てているものとする。また、本報告書における「金融派生商品」とは、主として通貨関連及び金利関連の商品のうち、クロスボーダーで取引されるものとする。

委員名簿

部会長	大場　智満	（国際金融情報センター理事長）
部会長代理	梅本　章夫	（東京銀行副頭取）
委員	天野　順介	（三菱電機社友）
	飯田　経夫	（国際日本文化研究センター教授）
	上島　重二	（三井物産副社長）
	江澤　雄一	（日本輸出入銀行理事）
	榎本　郁夫	（安田信託銀行専務取締役）
	奥田　碩	（トヨタ自動車副社長）
	鴨志田　孝之	（日本銀行国際局長）
	神田　秀樹	（東京大学教授）
	木村　浩一	（大和証券副社長）
	木村　輝久	（住友生命副社長）
	小島　明	（日本経済新聞社論説副主幹）
	小林　久夫	（第一勧業銀行専務取締役）
	小山　敬次郎	（経団連専務理事）
	佐藤　博亮	（農林中央金庫常務理事）
	須田　美矢子	（学習院大学教授）
	外門　一直	（東京電力常務取締役）
	水城　武彦	（NHK解説委員）
	矢澤　富太郎	（太田昭和監査法人会長）
	安田　瑛	（伊藤忠商事常務取締役）
	山田　太郎	（山一投資顧問顧問）
	吉田　達夫	（日本興業銀行副頭取）

第１章　我が国経済の内外一体化の進展

我が国の実体経済において、企業、家計及び公的機関の活動について、対外関係面における近年の動向をみると、企業の海外進出の活発化、消費財輸入や海外旅行者等の増加、さらに途上国への資金フローを促す公的機関の活動を通じて、我が国の国境を越えたヒト、モノ、カネの流れは一層量的に拡大し、またその内容もますます多様なものとなってきている。以下、順次各経済部門毎に、具体的なデータを基にこうした動きをみていくこととする。

第１節　企業の生産活動の動向

１．直接投資の増加

我が国企業の生産活動についてみると、製造業の直接投資額（大蔵省届出ベースのフローの対外直接投資額、以下同じ）は、1985年９月のプラザ合意以降の円高の進行を契機に、85年度の24億ドルから93年度は111億ドルとなっている。

これを地域別にみると、北米については70年代後半以降のテレビ、自動車などに関する貿易摩擦もあり、電機、自動車などの業種での現地生産化が進んでいたが、85年以降の円高により加速して、直接投資額が80年代前半の年平均11億ドルのペースから89年度には96億ドルへと増加した。

また欧州についても、92年のEC市場統合を控えEC域内に生産拠点設置のための投資もみられ80年代末から急増し、電機、自動車を中心に80年代前半の年平均２億ドルのペースから90年度には46億ドルへと増加した。

しかし、欧米地域に対する直接投資額が90年代に入って、当該地域での投資が一巡したことや、世界景気の低迷などによりフローベースで見て減少している（93年度について北米41億ドル、欧州20億ドル）。

一方、アジア地域については、80年代後半以降企業の進出が急速に増加し、アジアに対する製造業直接投資額は80年代前半の年平均６億ドルのペースから、89年度には32億ドルへと著増した後も、欧米に対する新規の直接投資額が減少していくなかで92年度までほぼ横ばいで推移し、さらに93年度については37億ドルへと増加している。

更に、これを製造業現地法人の進出企業数でみると、87～92年度の間の進出企業数は、北米379社（81～86年度198社）、欧州244社（同93社）に対しアジアへは745社（同228社）となっている。

このような、80年代後半以降の我が国製造業のアジア地域における展開は、アジア地域の中でも当初はNIEsに対して進展していたが、その後ASEANさらに近年には中国へとその活動範囲を拡大してきた。その際の投資の目的としては、当初は、円高と労働力不足を背景に、現地の廉価な労働力を求めて進出したものが多いとされている。すなわち、85年以降の円高による日本国内の労働コストの相対的な上昇等に対応するため、我が国製造業の進出は韓国、台湾等のNIEs地域で進展し、製造業直接投資額でみると80年代前半の年平均３億ドルのペースから89年度には13億ドルへと増加した。これは、同地域がアジア地域の中でも豊富で質の高い廉価な労働力の存在に加え、インフラの整備状況、政治体制の安定性、我が国との地理的な近さ等の面で進出先として最も適した条件を備えていると考えられたためである。しかし、NIEs地域の経済発展に伴い賃金水準が上昇したこともあり、90年度以降NIEs地域向けの直接投資額は減少へ向かった（93年度７億ドル）。

一方、88年度以降は賃金コスト面からみると一層有利なタイ、インドネシア、マレーシアといったASEAN諸国に対する進出が進展し、我が国製造業の直接投資額は80年代前半の年平均３億ドルに対し90年度には20億ドルへと増加し、その後も93年度まで堅調に推移している（93年度15億ドル）。因みにNIEsにおける実質賃金コストは86年に日本の５分の１程度であったものが、90年には３分の１程度の水準まで上昇したのに対し、ASEANの賃金コストは80年代後半を通じて日本の20分の１程度の水準でほぼ横ばいで推移している。

さらに、90年度以降注目されるのが、中国に対する直接投資の増加である。中国向けの直接投資額は、90年度には２億ドルであったが、その後毎年前年比約２倍のペースで増加し93年度には前年度に比し

111.8％増の14億ドルと大幅に増加し、アジア地域に対する直接投資額の増加に寄与している。これは、特に中国政府が92年に改革・開放政策を推進する決定を行い、国際貿易体制への復帰を意味するガット加盟も具体化し、所要の法制度の整備も進められるようになったことも一つの背景にあると考えられる。それ以降、これまで対中投資に対して比較的慎重な姿勢をとってきた我が国企業も、中国の豊富な労働力や恵まれた天然資源、巨大な消費市場としての発展の可能性等高い潜在力に注目し、進出している。

このように我が国の製造業はアジア地域内でも活動範囲を広げてきたが、一旦進出した国においてもその後、進出国の賃金上昇等を背景にNIEs向け投資は廉価な労働力に基づく労働集約型から自動車、電子・情報処理産業などのハイテク分野などにみられる技術集約型へ、ASEAN向けはノックダウン方式による単純な組立加工を目的とした労働集約型から家電製品の量産工場にみられるように部品段階からの一貫生産型へと重点を移しつつある。さらに最近では、縫製など労働集約型生産を目的とした投資が中国に向かうといったように、その内容を変化させている。

2．進出企業の現地化

海外進出した企業のうち、欧米に進出した企業をみると、現地市場での販売を目的とするケースが多い。ちなみに、92年度の製造業現地法人売上高の現地販売比率をみると、北米では91.9％、欧州では95.5％となっており、アジアでは現地の市場が発展してきているとはいえ依然として66.1％にとどまっていることと比べ、高い比率となっている。更に現地で生産される製品も欧米の消費者ニーズに合わせた高度・高付加価値商品の生産が多いとされる。これらの現地生産に必要な部品等中間財の調達は、当初は我が国からの調達に依存する割合が高かったが、EC市場統合やNAFTA（北米自由貿易協定）等の動きを背景に、現地調達率も自動車産業を中心に高まってきているといわれる。

一方、アジアに進出した企業についてみると、労働集約的な組立て加工製品や付加価値の低い汎用製品の生産から順次生産拠点を海外に移転していった。しかし、80年代後半以降、特にASEANへ進出した家電メーカーを中心として、最新設備の導入により、高度・高付加価値商品についても現地生産化が進んできた。これは、内外における製品需要に対応するための生産ラインの拡大の一環として進出したことを背景としており、製品としては例えばセパレート型エアコン、VTR標準機、ハンドビデオ、CDプレーヤーさらにはIC、コンピューターに至るものまでが含まれる。

これらアジアに進出した企業の現地生産に必要な部品等中間財の調達は、品質管理上の問題や、納期の問題もあり、現地部品産業が直ちに対応することが難しいケースも多いとされていた。殊に1980年代後半に進出した高度・高付加価値商品を生産する企業の場合は、国内産の電子制御部品を使用する必要があることなどから、我が国から進出国向けの部品・半製品輸出が拡大した。その後、我が国からの部品産業の現地法人設置数も次第に増加し、地場企業の技術力の向上等とも相まって現地調達率も高まってきており、一部の家電メーカーについては、数年以内にほぼ100％の現地調達率を達成することが、現実の目標として掲げられるに至っている。特にシンガポールにおいては、政府当局の方針も手伝って地理的好条件と優れた物流インフラを活かし、東アジア地域の中で一大部品供給基地の役割を果たすようになってきており、日系企業についても、シンガポールにIPO（国際調達事務所）を設立し、部品調達拠点として積極的に活用している例もみられる。

このような部品の現地調達化と関連して、最近では現地において我が国からの進出企業間同士の取引のネットワーク化、さらにはアジア地域内での域内ネットワーク化の進展もみられる。例えば、自動車産業においてはASEAN各国内の現地法人が、タイにおいてはディーゼル・エンジン、インドネシアにおいてはガソリン・エンジン、マレーシアにおいてはクラッチ及び電子部品、フィリピンにおいてはトランスミッション

というようにそれぞれの部品生産に特化し、相互に融通し合うことによってそれぞれの国が完成車の組立てを行うという分業補完体制の整備が進められている。かかるネットワーク化の動きは、ASEAN自由貿易地域（AFTA）の形成に向けて、93年１月から開始されたASEAN域内の関税引下げスケジュールの進捗に従って、さらに加速されていくものと考えられる。

以上のような、企業の海外進出の影響もあり、我が国の貿易取引面における円建比率にも変化が見られる。

すなわち、我が国の対世界輸出における円建比率は70年には0.9％に過ぎなかったが、93年９月には39.9％へと増大した。また、輸入における円建比率は70年の0.3％から93年９月には20.9％へと上昇している。

これを93年９月の時点で地域別に概観すると、対米国は輸出、輸入ともにドル建てが圧倒的であり、円建比率はそれぞれ16.5％、13.8％にとどまっている。しかし、対ECでは輸出の41.0％、輸入の45.0％が、また、対東南アジアでは輸出の52.5％、輸入の25.7％が円建てで取引されている。特に、対東南アジアの貿易取引面における円建比率は近年上昇傾向にあるが、これは増大している日系親子会社間の企業内貿易において利用されている場合が多いためとみられている。

3．資金調達の現地化

以上のような我が国企業の現地化の動きは、生産活動に必要な資金の調達面にもみられる。

欧米に多くの子会社を設立した自動車、電機、鉄鋼などの製造業企業は、進出先国内での資金調達のほか、特に80年代後半以降、各地域に進出した当該子会社に対する資金面での対応として域内拠点としての金融子会社を設立し、欧州地域、米国地域全体の資金調達を一括して行っている例も多くみられる。

これに対しアジアへ進出した場合は、シンガポールなど一部に金融子会社を通じた資金の調達がみられるものの、進出企業が現地で調達することが多いといわれている。すなわち、一般的にアジアにおいて、長期資金ニーズについては、進出企業が現地に定着するに従い、内部留保資金の使用や、親会社等の保証による現地金融機関からの短期借入れのロールオーバーやスワップによって長期資金ニーズの大部分を賄っているといわれている（89年度の設備投資資金の調達のうち自己資本及び現地金融機関からの借入れにより約８割を調達している）。なお、アジアへの進出企業に係る内部留保資金の使用については、現状において欧米への進出企業に比べても収益性が高いこと（90～92年度平均売上高経常利益率（製造業）：アジア5.0％、北米▲1.0％、欧州0.0％）も背景にあると思われる。

また、短期資金ニーズに関しては、その９割以上を現地金融機関からの現地調達により賄っており、親会社からの借入れは限定的なものにとどまっている。

以上のように、アジアにおける日系進出企業の資金調達は着実に現地化が進みつつあるといえる。

ただし、進出後の長期資金調達に関しては、アジアの中でも国際的な資金調達が可能な香港、シンガポールを除き、各国の中長期の国内金融市場が未発達のため、その円滑な調達が依然として困難な状況にある。そのため、企業が設備投資資金の調達手段として現地金融機関からの短期借入れのロールオーバーを使用する場合には、現地の金利が日本に比べて高いことや、借換えによる金利変動リスクを負うといった点が指摘されている。

第２節　家計行動の動向

次に我が国の家計行動が、対外関係面において顕著な変化を遂げている実態を輸入消費財の浸透状況、人的交流の活発化、家計の金融取引の多様化の三つの側面から捉えてみることとしたい。

1．家計における輸入消費財の浸透

近年輸入消費財が増加してきているが、これについては、家計において輸入消費財が広く浸透してきていることが貢献しているといわれている。ここでは具体的な品目を例にとりつつ輸入消費財の動向を記述し、さらに個人輸入にみられる消費者側の意識の変化についても触れることとする。

(1) 消費財輸入の増加

消費財輸入額は80年代後半大きな伸びを示し、85年の233億ドルから93年の775億ドルへと3.3倍になった。

その地域別シェアの推移をみると、米国のシェアは80年代半ば以降20%強で推移し大きな変化はみられなかったが、ECのシェアは80年代後半に好調であった我が国の経済状況を背景に85年の12%から90年の26%へと一旦拡大し、93年には16%となった。一方、アジアのシェアは、85年の34%から93年の43%へと増加しているが、特に近年中国の全体に占めるシェアが90年の８%から93年の17%へと急拡大していることが注目される。

以下、家計にとって身近な存在である魚介類、衣類及び音響映像機器を例にとりつつ、これらの輸入消費財がどの程度家計に浸透してきているのかを具体的にみることとしたい。

第一に、魚介類については、その輸入額が85年の46億ドルから93年の140億ドルへと３倍以上となっている。これを地域別にみると、さけ、ます、かになどを輸入している米国は依然として大きな部分を占めているものの、輸入額の伸び率では特にASEAN及び中国が高く、ASEANについては85年の5.0億ドルから93年の25.9億ドルへと５倍以上に、中国については85年の1.7億ドルから93年の12.3億ドルへと約７倍になっている。このような輸入額の増加につれて国内消費量（国内生産（漁獲）量＋輸入量－輸出量）に占める輸入量の割合（輸入浸透度）も高まっており、例えば輸入されている代表的な魚介類であるえび類についてみると、その輸入浸透度は85年の79%から92年の87%へと一段と上昇している。

第二に、衣類については、その輸入額が、85年の20億ドルから93年の126億ドルへと約６倍になっている。これを地域別にみると、まずECに関しては、80年代後半のイタリアン・ブランドの流行もあり高級品輸入が一時急増し、その後やや減少したものの、85年の2.8億ドルから93年の13.0億ドルとなっている。次に、米国に関しては、最近のアメリカン・カジュアルのブームの影響もあり、85年の0.4億ドルから93年には8.6億ドルへと大きな伸びを示している。更にアジア（NIEs、ASEAN及び中国）に関しては、93年には約100億ドルで、特に中国が近年、韓国からの輸入を抜いて、我が国の輸入先として世界一位となっており、最近では下着類だけでなく、ニット製外衣のような高度な技術を要するものについても、輸入額が増加している。これに伴い我が国のニット製外衣の輸入浸透度も88年の28%から93年の46%へと上昇している。

最後に、音響映像機器については、その輸入額が85年の2.7億ドルから93年の29.7億ドルへと急激に伸びている。これは80年代後半に廉価なNIEs製品の輸入ブームがみられたものの、最近ではOEM生産（Original Equipment Manufacturing＝相手先商標生産）に加え、日系メーカーの進出に伴い高品質製品が現地生産されるようになり、マレーシア、韓国等のアジア諸国からの輸入品が国内市場に普及してきていることによる。実際に代表的な音響映像機器であるVTRの輸入浸透度も、88年の４%から93年の12%へと、この５年間で３倍の上昇となっている。

(2) 輸入に対する消費者の積極的姿勢（個人輸入の動向）

個人輸入の輸入金額全体に占める割合は小さいながらも、93年は国内個人消費の低迷にもかかわらず、欧米諸国からの衣料品等について個人輸入の利用者が増加しているとみられている。例えば、高級品のみならず広く日用品も取り扱っている大手個人輸入代理業者の場合、93年の取扱高は92年に比し、現地通貨建てで40%以上増加している。これは消費者が豊富な海外情報を十分利用できる状態になっていること等に加え、93年の円高の影響も受けていると考えられるが、さらに従来見られなかった消費者の輸入に対する積極的な姿勢がうかがわれる点が注目される。すなわち、高級な海外ブランドを選ぶ傾向が強かった従来の個人輸入

の場合と違い、最近は日用品を含め価格が手頃でかつ品質の良い商品を国産品・外国製品を問わず気軽に選ぶ傾向になっており、これに伴い個人輸入の利用者層に裾野の広がりがみられる。

以上みてきたように、個別消費財の輸入動向及び消費者側の意識の変化から、我が国消費市場に輸入消費財は着実に浸透してきているといえよう。この背景としては、輸入価格の低下のみならず、日系企業の委託加工や開発輸入等を通じて我が国の消費者の嗜好に合うように調整されるようになったことから、食料品から耐久消費財にわたる輸入品に対する違和感が薄らぎ、これら輸入品が家計の消費行動に深く根をおろすようになった点も指摘されている。この傾向は、輸入額全体に占める消費財輸入額の割合が85年の18％から93年の32％へと倍増していることにも現れているといえよう。

2．人的交流の活発化

輸入消費財の浸透に現れているような国境を越えたモノの流れが活発化しているだけでなく、日本人の海外旅行者が増加する等クロスボーダーでの人的交流もまた活発化している。以下、国境を越えた旅行者、留学生、就労者の移動という観点からこうした動きをみることとしたい。

(1) 海外旅行者の動向

日本人海外旅行者数は85年の495万人から93年の1,193万人へと2.4倍に増加している。この背景としては、円高等により海外旅行コストが安くなり、パッケージツアーの数も増加する等、海外旅行が我が国の国民にとって手軽なものとなり、国内旅行と同等の選択肢として認識されるようになってきていることが考えられる。例えば、一般旅行業者の国内・海外旅行取扱実績の推移をみても、85年から91年にかけて国内旅行の伸び率が60％程度となっているのに対し、海外旅行の伸び率はこれを上回る100％程度になっている。

次に渡航先をみてみると、依然として米国を中心とした北米への旅行者は多いものの、最近では特に経済の改革・開放路線を進めている中国への旅行者数が受入れ側の観光施設の整備等の努力と相まって、90年の37万人から93年の68万人へと急増している。

他方、訪日外国人数は、85年の233万人から93年の341万人へと47％の増加となっている。これを国籍別にみると、北米出身者が64万人から62万人へと微減、欧州出身者が42万人から52万人へと24％増となっているのに対し、アジア出身者が115万人から211万人へと83％増となっており、アジアの比重が一層高まっている様子が見て取れる。

(2) 海外留学生の動向

留学等を目的とした日本人出国者数も、85年の2.3万人から93年の13.6万人へと急増している。ただし、渡航先をみてみると、北米への留学生が1.5万人から8.4万人へ、欧州への留学生が0.6万人から2.8万人へと、北米や欧州が留学生増加の大きな部分を占めている。

他方、我が国経済の発展に伴い我が国に対する海外での関心が高まっていることや科学技術においても世界的に注目されている分野も多いこと等から、近年留学を目的とした外国人入国者は85年の2.0万人から93年の7.6万人へと増加している。このうちアジア出身者についてみると、我が国の地理的条件等も反映して1.7万人から6.9万人へと増加している。

(3) 海外就労者等海外在留者の動向

海外で就労する日本人も増大しているが、この動きを海外在留邦人数でみてみると、85年の48万人から92年の68万人へと41％増になっている。

最近は特にアジア地域在留邦人の増加が全体の増加に占める比重を高めている。すなわち、まず80年代後半においては、アジアに在留する邦人数は85年の5.8万人から89年の7.6万人へと30％増加したが、これは北米や西欧に在留する邦人数の伸び率（北米：85年の16.5万人から89年の23.4万人への41％増、西欧：85年の6.8万人から89年の10.2万人への50％増）を下回っていた。しかしながら、90年代に入ると、アジア諸国への進出企業の増加等に伴い、アジアに在留する邦人数は90年

の8.4万人から92年の10.1万人へと21％増加し、北米や西欧在留邦人数の伸び率（北米：90年の25.8万人から92年の28.1万人への９％増、西欧：90年の11.0万人から92年の12.8万人への17％増）を上回っている。

他方、我が国における外国人登録者数は86年の87万人から92年の128万人へと48％増加している。これを国籍別にみると、北米出身者は3.4万人から5.0万人へ、欧州出身者は2.1万人から3.0万人へとそれぞれわずかながら増加している。これに対し、アジア出身者は、地理的に我が国に近いことや、賃金水準も高いこと等を背景に、80.3万人から100.1万人へと約20万人の増加となっている。

以上のように海外旅行者、海外留学生、海外就労者のいずれにおいても、人的な交流が近年著しく増加しているといえよう。この動きに関連して、国際クレジットカードの使用状況をみると、日本国内で発行されたクレジットカードによる海外での支払額が91年の44億ドルから93年の58億ドルへと、この２年間で３割程度増加しており、人的交流の活発化を裏打ちしているといえる。

3．家計の金融取引面での多様化

我が国の家計部門はマクロ面においては、高い貯蓄率を背景に一貫して安定的な貯蓄超過となっている。このような中、最近の家計の貯蓄・投資といった金融取引の動向をみると、高利回り商品に関心が高まり、対外投資も個人投資家の視野に入ってきている。以下、対外投資を対象とした投資信託や円建外債の動向について触れておきたい。

まず投資信託については、最近のアジア株ブームを背景としてアジア・オセアニア関連投資信託が急激に増加した。このような投資信託のうち大宗を占める追加型投資信託の設定額及び純資産残高について92年第１四半期から93年第４四半期の推移をみると、設定額においては56億円から１兆3,152億円、純資産残高においては298億円から１兆167億円へと急増しており、そのほとんどが機関投資家以外の個人等を中心に投資されているといわれている。また、海外で設定され、我が国で取引されている外国投資信託の証券取得残高をみると、80年代半ばからほぼ増加の傾向を示し、93年末現在の取得残高は101億ドルで、85年の３倍以上となっている。これも個人を中心に投資されているといわれている。

次に外国政府等が我が国で発行する円建外債（サムライ債）について、個人における消化状況をみると、為替リスクがないこと、国内が低金利局面にある現在、国内預貯金や国内債券に比し相対的に利回りが高いこと等から、87年度の437億円から93年度の3,116億円へと７倍に増加している。

以上のように最近では対外投資を対象とした投資信託や円建外債にも家計の関心が向いてきていると考えられる。

第３節　公的機関の活動

海外経済協力基金や日本輸出入銀行の融資、貿易保険の付保等を通じた我が国からの資金供給及び国際協力事業団の技術協力といった公的機関の活動も、インフラ整備等を通じて開発途上国への民間資金フローを促進している。

まず、海外経済協力基金（以下「基金」という。）については、アジア地域を中心に現在77の国に対し長期・低利の開発資金を円借款の形態で供与している。その規模は、我が国のODAの約４割を占めているが、円借款全体の約８割がプロジェクト借款であり、途上国の経済的・社会的な各種インフラ整備に役立っている。また、基金は、円借款だけでなく、途上国における開発事業に対する出資及び農林水産業・鉱業等の開発事業の一部についての融資を民間企業向けに行っている。

次に、日本輸出入銀行（以下「輸銀」という。）の融資のうち、海外投資を行おうとする日本企業や日系合弁企業及びこれに出資・貸付を行おうとする外国政府等に対して必要な資金を貸し付ける制度である投資金融をみると、93年度末で輸銀の全貸付残高の42％を占めており、そのうち約３割がアジア地域を対象としている。また、調達先を限定しないアンタイド・ローンは、残高ベースで投資金融に次ぐ26％を占めているが、この約７割がプロジェクト借款であり、プラント輸出金融とあわせてこれによるインフラ整備が途上国へ

の民間投資を促してきたといえよう。更に輸銀は開発途上国への資金フロー確保のために民間資金を活用するとの観点から、民間金融機関の対外貸付にかかる保証も行っている。

また、貿易保険においても、カントリー・リスクを中心に危険を負担することにより、開発途上国に対して民間資金の供給を促進する措置が図られているところである。このうちまず、海外投資保険をみると、ほとんどが開発途上国向けとなっており、うち約6割がアジア地域向けである。また、昨年創設した海外事業資金貸付保険についても現在まで全額が開発途上国向けであり、うち約3割がアジア地域向けとなっている。

更に、国際協力事業団は、人造り、制度造りの分野等における技術協力や、基本的には収益性が低く、借款では対応することが困難な医療・保健等のベイシック・ヒューマンニーズの分野等における無償資金協力に係る業務を行っており、開発途上国の経済発展の基礎造りの一助となっている。

このように我が国の公的機関の活動は、それによって促された民間直接投資等の資金フローの増大と相まって、開発途上国の経済発展に貢献してきている。

以上、本章でみてきたように、企業や家計といった実体経済を担う経済主体が、80年代後半の経済環境変化に対応し、企業の生産活動の国際化や家計部門の国際化を活発化させる動きがみられる。

本報告書では、このような国際化の動きを「経済活動の内外一体化」として捉えることとしたい。また、こうした内外一体化は、既に緊密な関係を築いてきた欧米に加え、近年は特に成長の著しい東アジアとの関係で進展しつつあることが注目される。なお、この高成長の要因としては、これら諸国の国内貯蓄率が比較的高かったことや、適切な公共政策が実施されたことのほか、我が国の公的資金供給及び技術協力も寄与していることが指摘されよう。

第2章　内外経済の一体化と国際金融取引

以上でみてきた実体経済面での内外一体化の進展は、金融取引面へも大きな影響を与え、共通あるいは類似の金融商品や取引手法等の発達、各国金融機関の相互参入等による市場の同質化・均質化傾向がみられるなど、国際金融取引も近年重要な変化を遂げつつある。

本章では、まず世界における最近の国際金融取引の動向について触れる。次いで急速な経済成長に伴って、国際金融取引面でも急激な変化を示しているアジア諸国の金融市場の新たな展開について概観する。また、ここで当専門部会の海外調査出張の報告を踏まえ、アジアにおける取引通貨の動向についてもあわせて紹介する。最後に、以上の国際金融取引の動向に対する我が国金融機関の対応状況を、特にアジアへの進出状況に触れつつみることとしたい。

第1節　国際金融取引の現況

1．国際金融市場の動向

(1)　世界的な動向

国際金融取引は、80年代を通じ、世界的な規制緩和の動きや金融商品の開発技術の発達等を背景に先進諸国間取引を中心として大きく発展してきた。以下、その後の90年代に入っての動きを、国際銀行取引と国際証券取引とに分けてみることとする。

まず、国際銀行取引についてみると、国際銀行取引の中で比重が大きく全体の傾向をよく表している銀行間取引の債権残高に着目すれば、増加を続けていた債権残高は91年には減少に転じ、翌年もこの傾向が続いた。これは、主要国の景気後退やBISの自己資本比率規制の実施（93年4月）を控えての銀行の資産圧縮の動き等により、オンバランス取引の伸びが頭打ちとなったためとみられている。しかしながら、93年には、欧州諸国間において資金フローの増大がみられたことや、前述のBIS規制実施後の銀行の資産圧縮姿勢の緩和等から我が国金融機関をはじめとする国際銀行間取引は3年振りに増加し、復調の徴候がみられる。

他方、国際証券取引については、90年代に入っても堅調に推移し、93年には長期金利の緩和傾向を背景に債券発行額が増加するなど、活発化の動きがうかがえた。

昨年の当専門部会報告書「国際金融・資本市場の変化と国際金融上の諸問題」

（平成５年６月11日）で取り上げた通り、スワップ、オプション等の金融派生商品の登場及びその取引の増大が80年代以降の国際金融取引における重要な変化のひとつであるが、90年代初頭に銀行のオンバランス取引が縮小している間も金融派生商品等の取引は活発化しているとみられる。

こうした中、オンバランス取引として捉えられない金融派生商品取引の拡大や、各市場をまたがって先物やオプションを活用し、小額の資金で大きな取引を行ういわゆる「ヘッジ・ファンド」のような投資グループの動向と、国際金融市場全体との関係が注目されており、G10等様々な国際的なフォーラムにおいて議論が行われているところである。

⑵　ユーロ市場およびサムライ債市場等における円取引の動向

次に、主に国際金融取引における円の取引動向の観点から、ユーロ円市場、サムライ債市場等をみることとする。

まず、非居住者の観点からユーロ円取引の動向をみると、例えば非居住者ユーロ円債の発行額は、90年の４兆9,809億円から一旦減少したが93年は円の長期金利の低下傾向などを背景に５兆1,021億円へと増加している（対前年比53％増）。

また、居住者の観点からみてもユーロ円資金の取入れが増加しており、例えば居住者ユーロ円債の発行は、80年代後半に大量に行われたエクイティ・ファイナンスの償還資金を早めに手当てする目的もあって普通社債の発行が活発に行われたことを背景に、90年の7,470億円から93年においては２兆2,825億円へと増加し、外債全体に占める比率も93年には37％となり、居住者外債の中で重要な役割を果たしている。

さらに、海外からの円建借入れは自由化を反映して、活発に行われるようになってきており、我が国外国為替公認銀行海外支店の居住者向け貸付残高は90年末の22兆8,644億円から増加し、93年末には27兆5,858億円に達している。

次に、サムライ債市場の動向をみると、サムライ債の発行額は、適債基準の緩和等から、近年大きな伸びを示している（90年5,750億円から93年１兆6,834億円）。なお、サムライ債市場に関しては、一層魅力あるものとするため、一段の環境整備が望ましいとの指摘があった。

最近取引が活発化している金融派生商品取引をみると、特に円関連の通貨スワップ取引は、起債者にとって内外金融市場間の裁定取引、すなわち調達市場の多様化を可能にした。他方、円金利スワップ取引は、円の金利裁定取引活発化の一環として急速な成長を示している（92年末の想定元本ベースの取引残高：7,060億ドル（対前年比47％増））。これに関連して、円金利スワップの場合、長期金利とスワップする反対側の短期変動金利には、ほとんどの場合ユーロ円金利であるLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）が使われており、円金利スワップの浸透は内外金利市場の有機的統合を促進しているのではないかとの指摘もあった。

以上を踏まえ、円の調達・運用に重要な役割を果たしている我が国金融市場をめぐる動向についてみると、国内円資金市場と海外市場、特にユーロ市場との裁定機能が発揮されるようになり、これら市場との相互連関が高まっているといえよう。

第２節　アジアにおける金融市場の展開

一方、近年アジア諸国においても、急速な経済発展に伴い国際金融市場の新たな登場や拡大など新しい展開がみられる。

１．東アジア諸国への資金流入の増大と多様化

成長著しい東アジアにおいては、成長に必要なインフラ等の固定資本形成のため資金ニーズが増大している。しかしながら、国内金融市場の発展につれ国内での資金調達も進みつつあるものの、一般に東アジア諸国において中長期資金についてはその調達に困難が伴う場合が多いとされる。したがって、海外からの資金流入の役割が大きなものとなっており、その額は80年代後半以降大きく増大している。こうした東アジア諸国へ流入する資金は、先進国政府、国

際機関等の公的機関による融資等の公的資金と、直接投資、民間貸付等の民間資金に分けられる。

このような東アジア地域（NIEs、ASEAN、中国）への資金流入のうち先進国（DAC諸国）からの資金流出入状況（92年時点のネットベース）をOECDの統計に基づいてみてみると、東アジアに対する先進国の資金の出し手の各国別シェアは、我が国からの43％、米国からの27％が主要なものとなっている。これを公的資金、民間資金に区別すると、全体の資金流入額のうち我が国からの公的資金が21％、米国及び我が国からの民間資金がそれぞれ24％及び23％と、両国からの資金流入が中心的な役割を演じていることがうかがえる。

さらに受け手側をNIEs、ASEAN、中国に分けてその特徴をみると、NIEsについては公的資金はむしろ流出であり、流入する資金の中心は米国及び我が国からの民間資金となっている。ASEANについては、我が国からの公的資金、米国及び我が国からの民間資金が主な流入資金となっている。さらに中国については、公的資金及び民間資金とも我が国からの資金に加えフランス等欧州諸国からの流入が大きな比重を占めている。

以上のように東アジア諸国への資金流入において我が国は重要な役割を演じている。このうち公的資金に関する我が国の公的機関の役割は前述したところであるが、基金が供与する円借款に無償援助等を加えた我が国の二国間ODA総額からみてもその60％を超えるシェアを東アジア向けが占めており、東アジア諸国の成長に寄与している。また、資金の供給形態として、輸銀及び基金から現地の開発金融機関を活用して、これらを通じて必要な産業分野へ円滑に資金を供給するツーステップローン方式も活用されてきている。

また、民間資金のうち直接投資については第１章で我が国製造業の動向をみたが、90年代に入って東アジア域内においてNIEs諸国が直接投資の担い手として重要性を増している。東アジア諸国への直接投資の投資国別の動向をみると、90年には先進国がその約半分のシェアを占めていたが、以後NIEs諸国による直接投資額が増加し、先進国のシェアが縮小する一方でNIEs諸国のシェアも拡大し、92年には約６割を占めるに至っている。

さらに民間資金の流れとして、ポートフォリオ・マネーのアジア諸国への流入も最近顕著なものとなっており、流入する資金の多様化がみられる。こうした中、アジア諸国の側でも域内の金融市場を通じて資金を調達しようとする動きが活発化してきている。

そこで、以下、アジアの主要な金融市場の動向を概観することとしたい。

２．香港・シンガポール市場の動向

香港、シンガポール両市場とも70年代初頭以降東南アジアにおける国際金融センターとして、資金調達及び運用の面での重要な役割を担ってきた。すなわち、香港が自然発生的な内外一体型の地域金融センターとしての機能に加え中国向けファイナンスを担う市場として、他方、シンガポールは政府主導による内外分離の区別を守りながら特にASEAN向けファイナンスを担う市場として、共にそれぞれの特色を活かして発展してきたが、90年代に入り新たな展開がみられる。

香港は中国の改革開放政策を背景として中国経済との緊密化が進み、97年に予定されている中国への返還が迫りつつも、深圳等中国各地へのファイナンス機能を強める形で取引規模を増大させている。他方、シンガポールは、以下で触れるとおり近隣諸国で新たなオフショア市場創設の動きもあり、アジアにおける先進的国際金融センターを目指し、先進国市場に劣らぬ新商品の品揃えに強い意欲を示している。シンガポールは84年にアジアで初の先物取引所（SIMEX）を設立しているが、先物・オプションといった金融派生商品取引に対する積極的な取組みが特に注目される。また、両市場の動きとして、91年にアジア開発銀行が初めて発行し、以後アジア地域以外の発行体によっても起債されているドラゴン債（香港、シンガポール、台湾等アジア市場で発行され、かつ、複数市場で上場され

るユーロ債）にみられるように、債券の起債市場としての役割を担いつつある。

なお、オフショア市場の規模（総資産残高）を比較すると、内外一体型の香港が約8,000億ドル（93年10月末）、東京と同じ内外分離型のシンガポールが約4,000億ドル（94年３月末）となっている（ちなみに、東京市場は94年３月末約7,300億ドル。また、株式市場についても、上場企業数でみて、香港が91年の310社から93年の492社へ58.7％増、シンガポールが91年の177社から93年の212社へ19.8％増と、この２年間で著しい増加を示している。

これら市場の発展につれ、特に金融派生商品取引を中心に、我が国市場とこれら市場との間で取り扱う商品の重複が生じてきている。こうした商品を利用する投資家や業者は、各市場の効率性や商品性の相違に応じて、取引を行う市場を選択することが可能になっており、市場間の競争もみられている。また、最近、我が国においてアジア地域全体の活動を総括していた外国金融機関の一部には、その機能を我が国から香港、シンガポールに移すところも出てきている。こうした背景には、人件費・物件費等といった営業コストの違いもあり、相対的にアジアにおける香港、シンガポール両市場の魅力が高まっているとの見方がある。また、このほか、手数料、税制等の取引コスト等を理由とする見方もある。

３．新たな金融市場の登場

以上の香港・シンガポール市場に加え、いわば後背地であった他のASEAN諸国の中でも90年代に入ってマレーシア、タイが相次いで新たなオフショア市場を創設した。

まずマレーシアは90年10月に従来シンガポール市場から入っていたオフショア外貨ローンを自ら吸収し、あわせて東マレーシアの地域振興を目的としてボルネオ島沖のラブアン島にオフショア市場を創設し、本邦銀行の進出も進んでいる。

他方、タイは金融市場の開放化を段階的に進める一環として、93年３月にバンコクにオフショア市場BIBFを創設した。現在のところ、それぞれの市場規模（総資産残高）は20～80億ドル程度とみられる。これら新市場については、両国の経済成長に従って非居住者間取引を扱う市場として今後発展する可能性をもつものであるが、現状においては自国内の企業等の外貨借入を賄う海外から国内への資金取引が中心となっている。

このほか東アジアにおける新たな動きとして、中国においても、将来上海を国際金融センターとして発展させる構想が明らかにされている。

（補論）アジアにおける取引通貨の動向

当報告書の冒頭で述べたように、当専門部会の委員による海外調査出張を行い、香港、シンガポール、タイ、マレーシアにおいて、アジアにおける取引通貨の動向を調査した。

１．アジア地域における米ドルおよび円の役割

調査報告によれば、アジア地域で利用される通貨としては貿易取引面、国際金融取引面において引き続き米ドルが優位を保っており、今後ともその役割は変わらず、円の役割は未だ限界的なものにとどまっているとの見解が、訪問した各国の通貨当局をはじめ関係者の間で一般的であった。その理由としては、以下のものが挙げられている。

まず、貿易取引面についてみると、アジア地域の対米貿易依存度の比重が依然大きいこと（日本を除く東アジア諸国の輸出金額に占める対米国向けの割合は92年において約２割となっており、依然として米国が第１位の輸出相手国である。）や各国通貨の相場が対米ドルレートで示されているため貿易取引に便利であること、さらには歴史的な背景から、一次産品の国際取引における建値は米ドルで行うことが慣行となっていることといった点が挙げられている。

次に国際金融取引面についてみると、アジア各国の金融市場は経済成長とともに飛躍的な発展を遂げつつあるが、シンガポール、香港に顕著なように、アジア地域における国際金融取引は基本的に米ドル建取引が中心となっている。これについても、その理由として、米ドルは極めて流動的であり資産運用しやすく、高い交換性を有して

いるため使用しやすいということが挙げられており、今後とも国際通貨の役割を担い続けるであろうとの意見が多かった。

また、各国通貨当局の政策においても、アジア諸国の通貨の為替レートは米ドルと強い連動性があることから、今日依然として、米ドルとの結びつきを重視していることがうかがえた。自国通貨を米ドルにペッグしている国（香港）はいうまでもなく、通貨バスケットで自国通貨の価値を決めている国においても、最近の為替レートの変動を背景に、自国通貨の対米ドルレートの変動が大きくならないように配慮しているという意見があった。

ただし、日本との貿易面でみた取引通貨については、第１章でみたように、我が国は対外直接投資の増大や公的資金援助の増大等を通じてアジア地域との実体経済面で結びつきを強めていることを反映し、日本との貿易取引面でみた円建比率（87年輸出41.1％、輸入11.5％から93年９月輸出52.5％、輸入25.7％。）やアジア各国の対外債務に占める円の比率（インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、タイの合計でみると、80年19％から92年36％）は増加している。また、アジア各国の公的外貨準備面における円建比率についても、徐々に高まっているとみられている。

２．アジア現地通貨の役割について

次に調査訪問したアジア各国の現地通貨が果たしている役割については、東アジア域内において、域内貿易が増大しているにもかかわらず（NIEs、ASEAN、中国を合わせた東アジアの域内貿易比率（対世界輸出金額に占める域内貿易相手国向けのシェア）は、1980年の30％弱から1992年の40％強へ上昇。）、貿易取引面における現地通貨建ては進展していないように見受けられた。

ただし、貿易取引の一部においては、例外的に現地通貨の使用が増えている場合もみられるとの指摘もあった。例えば、地理的にも近く産業の高度化に伴い緊密の度を加えているマレーシア・シンガポール間の貿易取引においては、13～15％がマレーシア・リンギ建てであり、今後も同通貨建取引が増えていくと予想される旨の指摘があった。また、タイ国境地域の一部において既にタイ・バーツが自然発生的に使用されており、局地的な経済圏で使用されている限りは、今後ともこのような動きを認めていくとの政策的意向が示されていた。

このように、一部に例外的動きはあるものの、アジア地域における現地通貨の対外取引における役割は限定されたものにとどまっているといえよう。また、各国通貨当局自身も自国通貨の国際化については消極的という国が多かった。この理由としては、国内金融市場の規模に比し大量の内外資本移動が発生すると、金融政策や為替相場に攪乱的な影響を与えやすいことなどを挙げている。さらに、香港ドルのように米ドルとペッグすることにより、投資家にとっての自国通貨の魅力を維持できると考えているところもあった。

第３節　我が国金融機関の海外進出状況

次に、前述の内外経済一体化の進展や国際金融取引の新展開を背景とした我が国金融機関の海外進出状況をアジアとの関係を中心にみることとする。

１．我が国金融機関の海外展開状況

我が国金融機関の海外進出も、金融の国際化の進展を背景に顕著なものとなっている。80年代には顕著であった欧米への進出については既に一巡し、一部に撤退の動きもみられる中で、我が国製造業のNIEs、ASEAN等へのアジア進出と相まって、金融の国際化・自由化が進んできたアジアに対して、拠点新設等経営資源の配分が行われてきている。アジア地域への進出状況をみると、銀行は各国に幅広く進出しているのに比べ、証券会社は相手国の自由化の状況等に応じ、香港、シンガポールを中心に進出している。

このような我が国金融機関の海外展開においては、拠点の統廃合等の効率化・合理化を通じたネットワークの整備が進み、米国、欧州に我が国を含むアジアを加えた、いわゆる三極体制が構築されつつある。

２．我が国金融機関の海外進出先における業務展開状況

上記のような拠点展開の中で、我が国金融機関はニューヨーク、ロンドン、香港等

各地域の金融センターにおいて、伝統的業務にとどまらず、高度化した顧客のニーズに応えるために金融派生商品等最新の金融技術を駆使する部門等を設置してサービス体制の整備に取り組むなど、それぞれの地域の特性に応じた業務展開をとる傾向がみられる。また、各地域の中心市場を核とする地域内のサービス・ネットワークの構築も起きている。

アジア地域における我が国の進出金融機関の業務展開としては、我が国企業のアジア地域への進出の増加を背景として、現地日系企業に対する資金提供のほか、現地進出企業の経営に必要な各種情報・アドバイスの提供を積極的に行っている。他方、アジア諸国においては、国営・公営企業の民営化や債券等をも含めた総合的な資金調達、さらには金融新商品取引への対応が進められているところである。また、現地進出企業の資金調達ニーズも多様化が進んでいる。我が国金融機関についても、こうしたアジア諸国の動向や現地進出企業の多様なニーズに積極的に対応していくことが期待されている。

3．我が国金融機関の組織面における対応状況

組織面においては、我が国金融機関は一部業務については内外横断的な体制を整備し、金融の国際化に即応した対応を進めつつある。

また、金融派生商品のクロスボーダー取引の進展を踏まえて、従来の米国、欧州に加えて、アジアにスワップセンターを設立し、一元的な管理の下に三極を有機的に結び付け、リスク管理の充実を図る動きが一部に見受けられる。更に、内外資産運用のニーズが多様化する中、米国、欧州等に拠点を配置しつつ、東京を含めた各拠点間のネットワーク化を図るグローバル・カストディ業務の展開もみられたが、これも同様の流れであるといわれている。

今後は、経営資源の機動的展開を一層図り、現地スタッフの登用を促進すること等が重要な課題となろうとの指摘があった。

第３章　内外経済の一体化と国際収支

以上のような実体経済面での内外一体化と国際金融取引の変化は、国境をまたがる経済取引の収支である国際収支の動向に構造的変化をもたらし、さらに、国際収支統計による実態把握へも大きな影響を及ぼすに至っている。以下こうした動きを具体的にみていくこととしたい。

第１節　輸出入の構造的変化

第１章で述べたとおり、我が国製造業の直接投資は、我が国企業の生産活動の内外一体化をもたらしているが、これにより、我が国の貿易収支面への影響も現れることが考えられる。

まず、我が国製造業の海外直接投資は、当面は現地工場建設等のための資本財の輸出、また生産開始に伴い部品等中間財の輸出の増加をもたらすとされる。

これを、アジア地域に対する資本財（金属加工機械、繊維機械及び工業用ミシン）と部品類（半導体等電子部品、自動車部品及びエンジン等原動機）の輸出動向でみてみると、資本財の輸出は製造業直接投資額が増加するのに伴って増加しており、NIEsでは我が国からの製造業直接投資額がピークに達した89年度以降も91年度まで増加し、ASEANでは我が国からの製造業直接投資額がピークに達した90年度に対し91年度まで増加した。中国についてみると91年度以降の我が国からの対外直接投資の増加に伴って資本財の輸出も増加している。また、部品類の輸出についてはNIEs、ASEANともに急激に増加しており、93年度の輸出額は85年度に比べそれぞれ5.4倍、8.5倍となっている。中国に対しても、91年度以降部品類の輸出は増加（93年度の対90年度比増加率：2.5倍）しているが、未だ資本財の輸出の伸び（同5.2倍）ほどには至っていない段階にあるといえる。

また、我が国製造業の直接投資は、さらに長期的にみると第１章でみたとおり、我が国からの部品産業の進出や地場企業の技術力の向上等に伴う中間財の現地調達率の上昇による我が国からの中間財輸出の減少、完成品の我が国への逆輸入の趨勢的増加等により貿易収支黒字の縮小効果をもつ場合も考えられよう。実際に既に生産移管の進んだ商品の国内

需要に対しては、必要に応じ逆輸入で賄う対応が進み、例えば円高に際し数量調整が予想以上に早く行われるようになったといわれており、特に93年以降の円高（92年平均レート126.62円／ドル→93年111.06円／ドル）に際しては、アジアからの製品輸入の大幅な増加がみられた。

このような動きを、我が国の代表的な輸出商品であったカラーテレビを例にとってみると、我が国のカラーテレビの国内生産台数は85年に1,790万台とピークをつけた後、我が国メーカーの現地生産化に伴い減少しており、93年には85年に比し39.9％減の1,076万台となっている。こうした我が国のカラーテレビの国内生産台数の減少と軌を一にするかたちで我が国からの輸出台数も85年に888万台とピークを記録した後、80年代後半以降急減し、93年には328万台となった。これに対し、輸入台数はNIEs、ASEANの現地進出メーカーからの逆輸入を中心に85年の４万台から92年には227万台、さらに93年には円高の影響もあり366万台へと著増し、輸出台数を上回るまでに大幅に増加し続けている。このような輸出入の動向は、国内生産体制の縮小と海外生産体制の拡充といった長期的な変化を背景とした不可逆的なものと考えられ、また、部品の現地調達率も高いことから、カラーテレビ関連の収支に関しては黒字縮小に向けての効果をもつ可能性もある。

しかし、このような見方に関しては、為替レートの変動により、いわゆる「Jカーブ効果」が累次にわたり発生する場合や、直接投資が長期的に増加することにより資本財等関連の輸出が増大する場合には、貿易収支全体としては、必ずしもかかる黒字縮小効果はなかなか現れないとの見方もある。

第２節　サービス取引等の多様化

我が国経済の内外一体化は、我が国の輸出入の構造的変化のみならず、サービス取引等の量的拡大及び多様化を生じさせている。

⑴　サービス取引

前にみたように日本人の海外旅行者が増加しており、それに伴い「旅行収支」支払額も85年の48億ドルから93年の269億ドルへと急増している。また、近年我が国からのアジア諸国向けを中心とした特許技術・ノウハウの提供や技術指導を通じた技術移転の進展に伴い、国際収支統計上の「特許権使用料」受取額は85年の７億ドルから93年の39億ドルへと顕著な増加をみせている。このほか、「手数料」についても、受取額が85年の21億ドルから93年の80億ドルへ、支払額も85年の46億ドルから93年の135億ドルへと増加しているなど、サービス取引の量的拡大がみられる。

また、サービス取引は量的拡大にとどまらず、取引内容の多様化も進展しているものとみられる。例えば、国際通信網の普及・拡大に伴い、衛星通信や国際データサービスの利用といった国際的な情報・通信サービスは近年目覚ましい発展を示している。92年度の国際電話の通信時間を例にあげると、86年度に比べ発信が4.0倍、着信が2.8倍と大幅に増加している。このような国際情報・通信サービスは、我が国金融機関のグローバルな展開にとっても不可欠な基盤となっている。しかしながら、現行の国際収支統計においては、こうした国際情報・通信サービスの利用に伴う取引は「その他民間取引」の中の非分類のサービス取引として他の様々なサービス取引とともに一括計上されているため、必ずしも実態が把握されていない。なお、こうした非分類のサービス取引については、受取額が85年の32億ドルから93年の117億ドルへ、支払額が85年の52億ドルから93年の131億ドルへと増加している。

以上のように、現状ではサービス取引の重要性が増しているにもかかわらず、その実態を的確に把握することは難しくなっている。

⑵　直接投資収益

現行の国際収支統計上、「直接投資収益」は直接投資に係る貸付金利子、配当金、支店収益から構成されている。この直接投資収益受取額をみると、対外直接投資残高の増大に伴い、85年の25億ドルから93年の83億ドルへと拡大し、また今後とも増加が見込まれる。このように、直接投資収益は計上額の比重が高まって

いるにもかかわらず、現行国際収支統計においては地域別に表示されていない。

このほか、現行国際収支統計においては、海外へ進出した現地法人の収益のうち、日本国内に送金されず現地で再投資される内部留保（再投資収益）は計数が把握されていないが、第１章でみたとおり特にアジア地域においては、再投資収益の額が大きくなっているといわれている。例えば、本専門部会の海外調査出張の報告によると、タイにおいては現地法人の設備投資資金の約２分の１を内部留保で賄っているとされている。

このため、我が国の投資収益全体を把握する上で、再投資収益の把握がますます重要なものとなってきている。

第３節　国際金融取引の変貌

近年、金融市場の自由化や金融の技術革新が進展するとともに、投資行動が国際的な広がりをみせているなど、国際金融を巡る環境は大きな変貌を遂げてきたが、こうした動きを背景に国際金融取引についても、その捕捉が従来と比べ困難化するとの問題が生じている。

例えば、金融テクノロジーの発達に伴い、スワップ、オプションをはじめとした様々な金融派生商品が登場しているなかで、統計報告上の十分な手当てが追いついていないため、その取引実態を把握し国際収支統計に反映させることが困難になっている。

また、我が国の証券投資において、居住者発行外債を居住者が購入するといった取引が相当な額に上ると見られているが、現在の国際収支統計ではこうした本来除外されるべき居住者間の取引が国際金融取引として計上されている。すなわち、我が国では居住者発行外債は発行時に負債の増加に計上されているが、この債券を流通市場から居住者が購入する場合には、負債の減少ではなく資産の増加として計上されている。この結果、居住者間の取引が両建てで膨らむこととなり、資産から負債を引いた収支尻には影響を与えないものの、グロス・ベースの計数からは内外資金フローの実態を正確に把握しにくくなっている。

さらに、国際金融取引の変化により国際収支統計の構成自体も変更を迫られている。例えば、従来、経常収支に長期資本収支を加えた「基礎収支」は国際収支の安定的・基調的な動向を示すと考えられてきた。しかしながら、内外資本取引の活発化・多様化に伴い、本来安定的な取引と見なされるべき長期資本収支に分類される中長期債について短期的なディーリング取引が増大しているなど、長期資本収支・短期資本収支の区分が必ずしも資金の安定性の差異を表さなくなっている。このため、「基礎収支」の区分については、その妥当性が低下している。

また、基礎収支に短期資本収支等を加えた「総合収支」に関しても、従来は各経済主体の自由な選択に基づく自律的な取引の収支として認識される一方、金融勘定については、これらの自律的取引をファイナンスする受動的な取引を示す勘定として捉えられてきた。しかし、金融勘定の中に含まれる外国為替公認銀行の短期ポジションでは、金融自由化・国際化の中にあって、資金ディーリングや証券投資等の自律的取引が活発化している。そのため、総合収支と金融勘定との間にラインを引き、これにより、自律的取引（アバブ・ザ・ライン）と受動的取引（ビロウ・ザ・ライン）を区分する考え方はもはや実態を正確に反映しないものとなっている。

第４章　課題と提言

以上、我が国経済の内外一体化の進展を踏まえ、当専門部会として考えられる今後の課題と提言を最後に述べることとしたい。

第１節　我が国国際収支統計の抜本的な改訂

各国金融市場の自由化等を背景とする国際金融取引の急激な変化や、サービス取引の多様化等にみられるような新規取引の拡大などから、世界の国際収支統計において、取引が正確に記録されている限り本来発生するはずのない統計上の不突合が無視しえない規模にまで拡大するなど、現行の国際収支統計が経済実態を必ずしも反映しなくなっている。このためIMFでは、国民経済計算体系（SNA）との整合性の向上にも配慮しつつ、国際収支統計を作成する際の基本的な枠組みや国際的な基準を定めた「国際収支統計マニュアル」について、93年に77年以来16年ぶりに抜本的

な改訂を実施するとともに、各国に対して新マニュアル（第５版）に沿った統計を速やかに作成するよう要請している。

我が国でも「国際収支統計の見直しに関する小委員会」報告書において指摘されたとおり、国際収支統計が国際経済取引の実態を的確に反映するように現行統計を抜本的に改訂することが必要である。この統計改訂に当たっては、①新しいIMFマニュアルに可能な限り準拠しつつ、統計精度や各国統計との比較可能性の向上をもって国際的調和を図る、②現行統計との継続性や統計の分かりやすさ等に留意し、統計利用者の利便性に資することを心掛ける、③効率的な統計作成体制の確立に努め、可能なものについて報告の簡素化を行うなど報告者の負担に配慮する、といった３点を基本方針として作業を進めるべきである。

その際、一国全体での産業の対外活動を的確にかつ包括的に把握するためには、財の貿易のみならず、近年量的に拡大し、内容も多様化している国際サービス取引や、直接投資を含む対外投資の増加を反映し今後ともその増大が見込まれる投資収益にも、十分考慮を払うべきである。こうした観点から、現在の貿易外収支をサービスに係るものと投資収益等の所得に係るものに大別し、前者と貿易収支を合わせたものを「財・サービス収支」、後者を「所得収支」として、それぞれの計数を把握することが望ましい。

また、国際収支統計の表示通貨については、現在国内では円建て及びドル建ての双方で発表している。この点に関し、主要国では国際収支統計を自国通貨建てで発表することが一般的であり、我が国でも公式なものとしては円建てにより発表を行うことが望ましい。この場合、統計の接続性の見地から、新統計移行後も当面は参考としてのドル建て統計の利用可能性に配慮することが望まれる。

なお、国際収支統計の整備に関連して、国際証券投資の動向の実態を把握するため、IMFを中心に、証券投資に関する世界的なベンチマーク・サーベイの可能性について現在検討が進められている。これは、主要加盟国における対内外証券投資の残高を、種類別・地域別等の多角的な分析を交えた統一的な方式に従って一斉に調査することにより、従来定義の相違等から正確に国際比較を行うことが困難であった証券投資の実態を把握しようとする興味ある試みであり、我が国としても検討に参加していくことが望ましい。

また、94年３月に開催されたAPEC蔵相会議の共同発表において、国際機関によるアジア・太平洋地域の証券投資の流れについての研究が提唱されたところである。こうした動きを契機として、アジア・太平洋地域の各国金融市場間の資金フローの把握が可能となるような統計の整備が、一層進められることが望まれる。

第２節　我が国金融市場が果たすべき役割と我が国の対応

世界の金融市場における我が国金融市場の役割については、既に当専門部会報告書「世界の金融市場の相互連関と取引の円滑化のための諸方策」（平成４年６月16日）、及び「国際金融・資本市場の変化と国際金融上の諸問題」（平成５年６月11日）において、グローバライゼーションの進展下におけるヨーロッパ、アメリカ、アジアの域内各市場の関係について概括し、必要と考えられる諸方策について述べたところである。したがって、本報告書では我が国金融市場が果たすべき役割と我が国の対応についてアジアとの関係を中心に述べることとする。

１．我が国金融市場の意義

最近急速な経済発展がみられるアジア諸国においては、その金融市場についても目覚ましい発展・拡大がみられる。なかでも、後背経済地域の今後ますますの発展の可能性に照らし、アジアの中核的な国際金融市場の役割の増大について国際的な関心が集まり、これら市場に対する評価も高まっている。

しかし、他方、長期資金調達市場が未成熟であることや流動性、商品の品揃え等の市場の厚み、先進的技術の採用といった観点から、依然として十分対応できていない金融取引分野が存在することが指摘されている。このため、我が国金融市場には、他のアジア市場との間で互いが強みを持つ分野を提供し合うことによって、アジア市場との相互補完的な発展を目指すことが期待

されている。

2．我が国金融市場の一層の整備・充実

アジアにおいては経済発展を支えるため外貨を含む長期資金の調達ニーズは極めて高いが、起債市場が未発達であること等により、自国内で十分ニーズを賄うことは現状では難しい。このため、長期資金取入れを希望するソブリン（国際機関、外国政府等）及び民間企業にとって、ユーロ債や外債による資金調達の一環として、我が国における起債等の方法による資金調達に対するニーズは大きい。また、金融派生商品を取り入れた資金調達手段の提供といった先進的な金融取引分野においても、アジア市場の中で我が国金融市場に期待される役割は大きくなっている。

我が国金融市場における金融取引については、これまでも制度改革の進展、各種規制の緩和、ルールの透明化により、これら要請への対応は進みつつある。しかし、ニューヨーク、ロンドンに加え、香港、シンガポールといったアジアの市場も同質的な金融サービスを提供する基盤が急速に整備されてきたことを背景に、我が国金融市場とこれら市場との国際資金移動も活発化し、人件費・物件費等の営業コスト、さらには手数料、税制等の取引コスト等の差異に資金が敏感に反応するようになったといわれている。このような環境において、今後とも内外の増大し多様化する資金調達のニーズに応えられるようにするためには、諸々の資金調達手段の充実を図り、我が国金融市場が利用しやすいものとなる必要がある。

このため、我が国金融市場において、市場の健全性を確保しつつ、一層の規制緩和を進めることが望まれる。特に、金融派生商品取引についても、金融機関のリスク管理の重要性が強く認識される中で、リスク管理手法の国際的調和と改善が図られるとともに、取引内容の透明性・公正性を確保しつつ我が国金融市場で利用可能な商品を整備することが期待される。

なお、そのような規制緩和を進めるに際しては、人件費、物件費等の営業コストおよび手数料、税制等の取引コスト等と国際資金移動との関係についても考慮に入れることが十分期待される。

3．アジアにおける地域協力の推進

アジアの広範な地域にわたる経済活動の活発化に伴い、我が国を含めた先進国からの公的資金の流入や、民間資金による直接投資に加え、近年では、アジアの新興市場に注目したポートフォリオのための証券投資や短期資金の流出入が活発化してきている。このような状況を背景にアジアにおける金融市場の一層の自由化が期待される。

また、我が国金融市場を含めたアジア市場相互間の連関性の高まりを踏まえて、アジアにおける金融監督当局が協調的に対応することが求められている。アジア太平洋四市場会合等の場での意見交換はこの点でも重要であり、他のアジアの市場が国際金融市場に育ってくれば、これを拡大することも将来の検討課題となろう。また、民間関係者をも含めた情報交流を促進するため、太平洋経済協力会議（PECC）等の活用も有益であろう。更に、アジア地域に対して、我が国官民がそれぞれ効率的な金融システムや新たな金融取引手法の導入に係る技術支援を進めていくことが期待されている。

このような方策を通じて、アジアにおける地域協力、特に、金融市場に関する協力を進めることが今後ますます重要となろう。

（出所）「内外経済の一体化と国際金融取引―深まるアジアとのネットワーク―」外国為替等審議会国際金融取引における諸問題に関する専門部会報告、平成６年６月８日

11-77　外国為替等審議会　国際金融取引における諸問題に関する専門部会　国際収支統計の見直しに関する小委員会「国際収支統計の見直しに関する小委員会報告」

1994（平成６）年４月11日

我が国の国際収支統計のあり方については、外国為替等審議会においても見直しの必要性が指摘されていたところであり、平成５年秋にIMF（国際通貨基金）から国際収支統計マニュアル第５版が公表されたのを機に、同年

10月同審議会の「国際金融取引における諸問題に関する専門部会」の下に我が国国際収支統計の抜本的見直しを行うべく当小委員会が設置された。当小委員会では、設置以来６回にわたってIMFマニュアル第５版の内容と我が国の国際収支統計の現状及び問題点に関して検討を行ってきた。

ここに、これらの検討結果をとりまとめ、専門部会に対する当小委員会の報告として提出する。

委員名簿

座長	植田　和男	東京大学経済学部教授
座長代理	深尾　京司	一橋大学経済研究所助教授
委員	浅井　光太郎	安田信託銀行(株)資金為替事務部長
	河野　春樹	(株)日本興業銀行調査部副部長
	田中　一光	(株)東京銀行為替資金部長
	田中　友昭	(株)第一勧業銀行国際企画部長
	津田　啓二	日本生命保険（相）国際投資部長
	戸田　博史	野村證券(株)債券部長
	野村　克文	(株)東芝財務部資金担当部長
	畑山　卓美	日本銀行国際局国際収支課長
	宮本　英生	三井物産(株)財務部企画業務室長

（五十音順）

「国際収支統計の見直しに関する小委員会」報告（要旨）

１．国際収支統計の見直しの必要性

1980年代以降、金融・資本市場の自由化等を背景とする国際金融取引の急激な変化や、サービス取引での各種新規取引の発生等から、世界の国際収支統計における不突合が無視しえない規模にまで拡大するなど、現行の国際収支統計は経済実態を必ずしも反映しなくなっている。このため、93年にIMFは、国際収支統計を作成する際の基本的な枠組みや国際的な基準を定めた「国際収支統計マニュアル」について、国際収支統計における①国民経済計算体系（SNA）との整合性の向上、②サービス取引項目の細分化や金融取引項目の拡充、③国際収支のフロー統計に加えて対外資産負債残高統計を作成、の３点を主要な変更点とする抜本的な改訂を77年以来16年ぶりに行うとともに、各国に対して新マニュアル（第５版）に沿った統計を作成するよう要請している。

国際収支統計は経済政策の判断に際して参考とされる重要な統計の一つであり、公共財として高い価値を有している。また、国際社会における我が国の地位に鑑み、国際収支統計の精度や他国統計との比較性の向上を図り、内外の統計利用者の利便に資することは、我が国にとって重要な責務といえよう。このため、今回のIMFマニュアル改訂の機会を捉え、我が国の国際収支統計が国際経済取引の実態を的確に反映するよう抜本的な見直しを行うことが望ましい。

２．国際収支統計改訂の基本的な考え方

今回の残が国の国際収支統計見直しに当たっては、①統計の国際的調和、②統計利用者の利便、③報告者の負担の３点に配慮することを基本方針とすべきである。

このような認識の下に、当小委員会において我が国の国際収支統計の見直しに関して検討を重ねたところ、その主な結果は以下に示すとおりである。

まず、国際収支統計の構成項目・形式については、国際経済取引の変化への対応や統計の国際的調和を図るために、可能な限り新マニュアルに沿って改訂すべきであり、特に現行統計との対比では以下の４点について改訂することが必要である。

①総合収支及び金融勘定を廃止し、国際経済取引を経常収支と資本収支の二つに大別して計上する。

②経常収支は貿易収支、貿易外収支および経常移転収支で構成する。すなわち、これまでの移転取引を経常移転と資本移転に区分し、資本移転については経常収支から資本収支に分類替えする。

③貿易外収支の内訳をサービス収支と所得収支に大別し、さらにサービス取引の重要性の増大等に配慮してサービス取引を

細分化する。

④資本収支の長短区分を廃止するとともに、基礎収支の概念を廃止する。

なお、国際収支統計の国内発表形式の改訂案としては別紙に示したような形が想定されるが、その細目に関しては今後十分に検討すべきである。

このほか、金融取引における国内取引主体の部門別分類の導入や、残高統計の作成に加え、地域別統計の作成についても、我が国の実情や報告者の負担等に配慮しつつ、可能な限り新マニュアルに準拠して実施することが望ましい。

また、国際収支統計の表示通貨については、現在国内ではドル建て及び円建ての双方で発表している。この点に関し、主要国では国際収支統計を自国通貨建てで発表することが一般的であり、我が国でも公式なものとしては円建てにより発表を行うことを検討すべきである。この場合、統計の接続性の見地から、新統計移行後も当面は参考としてのドル建て統計の利用可能性に配慮することが望まれる。

3．新統計への円滑な移行と今後の対応

今後のIMFでの議論や諸外国の対応状況等を考慮しつつ、我が国においても可能な限り速やかに新マニュアルに沿った形の国際収支統計に移行する必要がある。新統計への移行に当たっては、報告者の準備に要する期間等も十分に配慮し、円滑な移行に努めるべきである。

また、移行後は、新統計の発表形式に基づく過年度分の統計についても、可能な範囲で遡及して作成・公表することにより、統計の継続性を保つよう配慮することが望ましい。

なお、内外経済の一体化を背景に国際金融取引が活発に変化を続けている状況に鑑み、今回の統計改訂を契機として、今後とも国際収支統計の精度の維持・向上のために、報告体系の機動的な整備・見直しを含め、必要に応じて統計の改善努力を行うことが望まれる。

別紙

国際収支統計の現行発表形式と改訂案

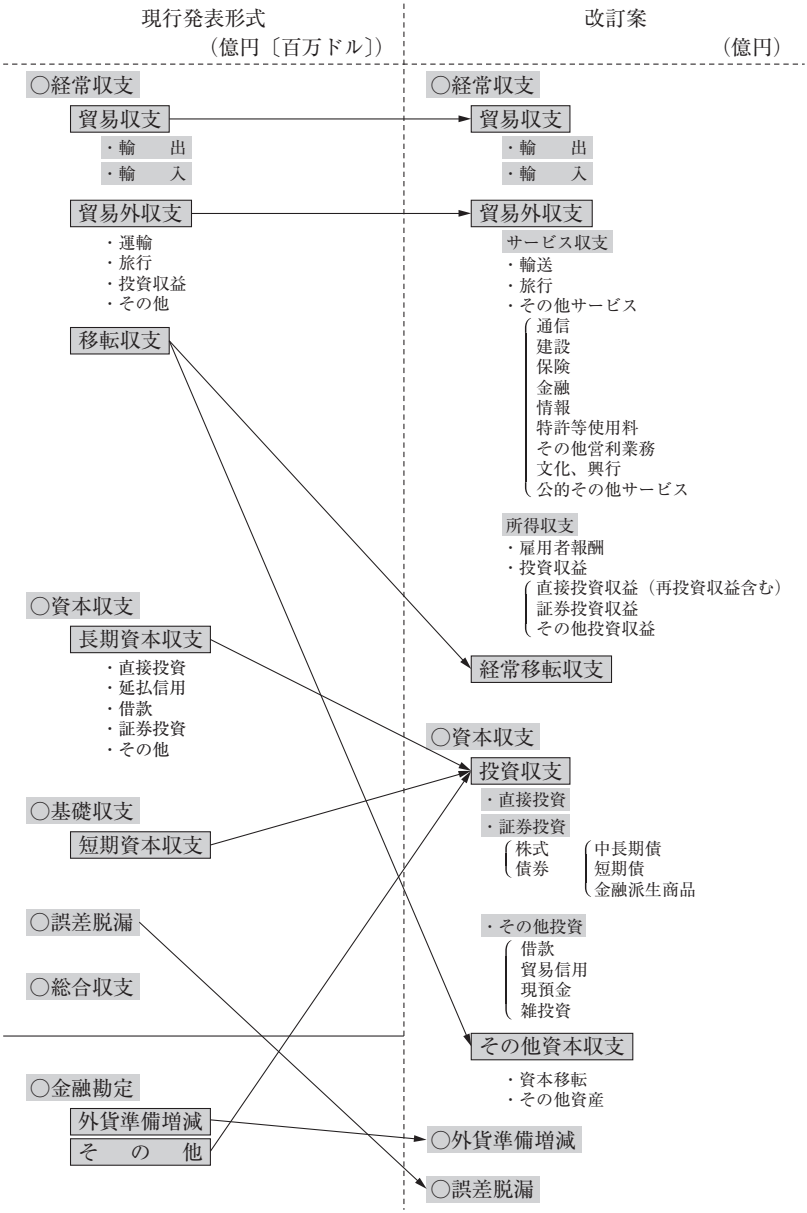

※　　は総括表表示項目（⟶は主要な対応を示す）

（出所）田中和子「我が国国際収支の抜本的改訂について」

1．国際収支統計の見直しの必要性

⑴　IMFにおける国際収支統計マニュアル改訂の経緯

国際収支統計は国際間の経済取引を総合的に表すものであり、各国統計間の比較可能性が重視されることから、IMFでは、統計作成の世界的統一基準を示すとともに、協定第８条５項に基づく加盟国からの統計報告のガイドラインを提示することを目的として、加盟国が国際収支統計を作成する際の基本的な枠組みや国際的な基準を定めた「国際収支統計マニュアル」を1948年の第１版発表以来各国に提供している。現在主要加盟国では、77年にIMFが発表したマニュアル第４版に基づいて国際収支統計を作成している。

国際収支統計は、居住者と非居住者間の経済取引を複式簿記の原理に基づき計上する仕組みとなっており、取引が正確に記録されている限り誤差脱漏等の統計上の不突合は本来発生しないことが原則となっている。

しかしながら、80年代以降、各国の金融・資本市場の自由化等を背景とする国際金融取引の急激な変化や、それまで想定されていなかったサービス取引など新規取引の飛躍的な増加等から、世界の国際収支統計における不突合が無視しえない規模にまで拡大したため、IMF及び各国の統計作成関係者の間で、国際収支統計が取引の実態を正確に反映すべく現行統計を抜本的に改訂する必要性が指摘されるようになった。

このため、IMFでは、「経常収支の不突合に関する作業部会」及び「国際資本フローに関する作業部会」を設置して検討を行った後、各国及び国際機関の専門家からの意見を踏まえてマニュアルの改訂作業を進め、93年に至りIMFの意思決定機関である理事会の承認を経て、同年９月のIMF年次総会の時に「国際収支統計マニュアル第５版」を公表した。今回のマニュアル改訂は16年ぶりの抜本的改訂であり、国際収支統計において①国民経済計算体系（SNA）との整合性の向上、②サービス取引項目の細分化や金融取引項目の拡充、③国際収支のフロー統計に加えて対外資産負債残高統計を作成、の３点を主要な変更点としている。またIMFでは、各国に対して国際収支統計を新しいマニュアルに沿って速やかに改訂するよう要請している。

⑵　我が国の国際収支統計の見直しの必要性

このように国際収支統計見直しの必要性が世界的に高まりつつあるなか、我が国でもマニュアル改訂に併せて国際収支統計の見直しを行うべきであるとの機運が強まってきた。すなわち、92年６月の外国為替等審議会報告において、「国際金融取引の複雑化に伴い、現行の国際収支統計が経済実態を必ずしも的確に反映しなくなってきている面があると思われる」との問題提起が行われるとともに、「我が国でも、各国の例やIMFにおける検討状況を十分に考慮に入れつつ、例えば長期と短期の資本収支の区分や金融勘定の取扱等、資本取引の表示方法を中心に、国際収支統計全般につき検討を進めることが適切である」との提言が行われた。

また、93年６月の外国為替等審議会報告においても、「新しいマニュアルに沿った形での統計の形式、内容、作成のための情報収集の方法等について全般的に見直しを行う必要がある。その際には、国際金融・資本取引の実態に則した形で、長短資本収支の区分、総合収支・金融勘定の区分等についても併せて見直すことが必要である」との指摘があった。更に、「このような見直しに当たっては、国際収支統計の重要性に鑑み、統計の的確さ及び国際的な整合性に最大限に配慮しつつ、我が国の実情に応じた国際収支統計作成の体制が整うよう、専門家による十分な検討が行われるべきである」との提言が行われている。

昨年10月に設置された当小委員会（「国際収支統計の見直しに関する小委員会」）においても、我が国の現行国際収支統計を抜本的に見直す必要があるとの見解に達した。

我が国が国際社会に占める地位に鑑み、国際収支統計の精度や他国統計との比較性の向上を図り、内外の統計利用者の利便に資することは我が国の重要な責務であると

いえよう。さらに、国際収支統計は経済政策の判断に際して参考とされる重要な統計の一つであり、公共財として極めて高い価値を有している。

このような観点から、我が国の国際収支統計が国際経済取引の実態をより的確に反映するように抜本的に改訂することが肝要であると考えられる。その際、統計の国際的調和を実現し内外の統計利用者の利便に資するように、我が国の統計を可能な限りIMFマニュアル第５版に沿って見直しを行うことが適当である。

２．我が国の国際収支統計の見直しに関する主要事項

当小委員会で討議された主要事項とその結果については以下のとおりである。

⑴　統計改訂の基本方針

今回のIMFマニュアル第５版作成に伴う我が国の国際収支統計の見直しに当たっては、①統計の国際的調和、②統計利用者の利便、③報告者の負担の３点に配慮することを基本方針とすべきである。

①　統計の国際的調和

国際収支統計を正確に記録するとともに、各国統計間の比較可能性を高めるためには、新しいマニュアルの定義に可能な限り沿った形で国際収支統計を作成することが必要と考えられる。特に、16年ぶりのIMFマニュアルの抜本的な改訂でもあり、我が国としてもこの機会を捉えて統計の国際的調和や統計精度の向上を実現するべく、可能な限り新マニュアルに準拠した統計を作成すべきである。

②　統計利用者の利便

新統計の作成に当たっては、経済実態をより的確に反映し統計資料としてより利用価値が高いものとするとともに、現行統計との継続性に十分に留意し、分かりやすい公表形式等を採用するなど、統計利用者の利便に資することを心掛けるべきである。

③　報告者の負担への配慮

新マニュアルに合わせて報告様式を見直す場合、関係各方面の理解と積極的な協力が欠かせないことと思われる。こうした理解や協力を得るためにも効率的な統計作成体制の確立に努め、可能なものについて報告の簡素化を行うほか将来におけるペーパーレス化の可能性を探るなど報告者の負担にも十分配慮すべきである。

⑵　国内発表形式

国際収支統計の構成項目・形式に関しては、国際経済取引の実態を反映するとともに、統計の国際的調和を図るため、我が国の現在の統計を可能な限り新マニュアルに沿って改訂すべきである。但し、新しい国内発表形式を定めるに当たっては、これまでの発表形式との継続性や利用者の利便にも配慮して、標準構成項目の配列や括り方を一部工夫する必要がある。例えば、マニュアルでは「貿易収支」、「貿易外収支」といった区分は採用していないが、我が国の国際収支統計ではこれらを今後とも残すほか、現統計での資本収支「capital account」は新マニュアルでは「capital and financial account」との名称に変更されるが、我が国ではこれまで一般的であった「資本収支」という呼び名を残すよう配慮することが望ましい。

こうした考え方を踏まえ、現行国内発表形式との対比では以下の点について改訂することが必要である。

①これまで、総合収支は自律的な対外取引の総額であり、一方、金融勘定はこれをファイナンスするための項目であると一般に理解されてきた。しかし、最近では金融勘定には外国為替公認銀行による自律的な取引が大量に含まれているなど、現実には総合収支と金融勘定を区分する意義は殆ど失われていると考えられる。したがって、今後は総合収支および金融勘定を廃止し、国際経済取引を経常収支と資本収支の二つに大別して計上する。

②経常収支は貿易収支、貿易外収支および経常移転収支で構成する。すなわち、国民経済計算体系（SNA）との整合性を考慮して、これまでの移転取引を経常移転と資本移転に区分し、資本移転については経常収支から資本収支に分類替えする。

③貿易外収支の内訳をサービス収支と所得収支に大別し、さらにサービス取引の重要性の増大等に配慮してサービス取引を細分化する。

④資本収支の長短区分について、例えば、実際には１年以下の短期的な売買が相当量含まれているにもかかわらず、発行時の満期期間が１年超の証券に係る対外取引を全て「長期」資本収支として取扱っているなど、あえて区分を行う意義が薄れていることから、長期資本収支と短期資本収支の区分を廃止するとともに、基礎収支の概念を廃止する。

⑶　居住性の定義

新マニュアルでは、原則として外国での１年以上の滞在を居住者・非居住者を区別する基準として採用している。一方、我が国の外国為替及び外国貿易管理法（以下「外為法」という）上は、原則的に本邦人については２年を、外国人については半年を居住性の基準としている。

統計の国際的調和を図る観点から、我が国の国際収支統計上も可能な限り新マニュアルに従う形で居住性を判定することが望ましいと考えられる。本定義の変更については、国際収支統計以外への影響も十分考慮し、実施の可能性につき検討すべきである。

⑷　表示通貨

新マニュアルではIMFへの報告は国内で用いている計算単位で統計を作成することが要請されている。

現在、国内での統計発表はドル建て及び円建ての双方で行い、IMFへの報告はドル建てのみで行っている。この点に関し、主要国では国際収支統計を自国通貨建てで作成・報告することが一般的であり、我が国でも円建てを基本として国際収支統計の作成・報告を行うことを検討すべきである。また、国内発表についても、公式なものとしては円建てによることが適当であると考えられる。なお、統計の接続性の見地から、新統計移行後も当面は参考としてのドル建て計数の利用可能性に配慮することが望まれる。

⑸　報告体系における為替換算レート

新マニュアルでは為替換算レートについて、取引実行時の実勢為替相場で換算することを基本とし、これが得られない場合には適用しうる最短期間の平均為替相場を使用することを要請している。

我が国では、貿易収支は関税定率法に基づき大蔵省省令で定める「通関レート」を用いた通関統計を基礎としているため、実勢に近い為替相場での換算が行われているが、その他の国際収支項目の作成に使用する報告に関しては、外為法に基づき大蔵省省令で定める「報告省令レート」が主に使用されており、これは半年ごとに決定される直前６か月間の平均レートを使用しているため、実勢為替相場との乖離が比較的大きいと考えられる。

このため、統計精度の向上の観点から、現行の国際収支統計で使用される為替換算レートをより実勢化する方向で検討すべきである。

但し、為替換算レートの実勢化を検討する際には、為替換算レートの変更頻度と報告者負担との調和や、会計基準や金融慣行といった関連する諸制度・諸慣行の動向等にも配慮することが望ましい。

⑹　非貨幣用金の取扱

新マニュアルでは、当局が準備資産として保有する金以外の全ての金（非貨幣用金）の輸出入は原則的に財貨としてグロスで計上することとされている。しかしながら、このうち投資用金に係る取引は実質的には資本取引と共通する性格を有しているので、我が国の国際収支統計ではこれを資本取引と分類して資本収支中にネット計上することが適当と考えられる。

また、こうした取扱を実施するために、外国為替管理令に基づく交互計算報告書中の金に関する項目の区分などの適切な措置をとるべきである。

⑺　再投資収益の取扱

再投資収益（直接投資企業の収益の内部留保）は他の主要国では国際収支統計に計上されている一方、現在、我が国の国際収支統計には計上されていない。統計の精度や各国統計との比較性の向上を図るため、

今回の国際収支統計改訂を機に、我が国でも再投資収益の計数把握を行う方向で検討すべきである。

なお、再投資収益の計数把握に当たっては新規に報告を求める必要があるが、報告対象者の範囲や報告時期等を今後検討する際には、報告者に過重な負担とならないように配慮することが望ましい。

⑻　サービス取引項目の細分化および金融取引項目の拡充

新マニュアルでは、サービス取引の重要性の増大等からサービス取引の構成項目を細分化しているほか、セキュリタイゼーションや金融技術の革新等を背景に金融取引の計上方式が大幅に改められている。

我が国の国際収支統計においても、こうした環境の変化に対応するために、サービス取引項目は原則として新マニュアルに従って計上し、また金融取引項目に関しては可能な限り新マニュアルに沿って計上するよう報告体系などの整備を図るべきである。

⑼　利子所得計上時の発生主義の採用

新マニュアルでは取引の計上時期は原則として発生主義を採用し、取引は発生時点で計上すべきとしている。このため、未払いの利子所得についても、所得収支への計上を行うと同時に、未払いに伴う請求権の増加を反映するため資本収支に対応計上を行うとの取扱を要請している。しかし、現在我が国では、投資所得は実際の支払いが発生した段階で計上しており、新マニュアルの取扱とは異なっている。この点については、諸外国の実施動向や報告者負担を十分に考慮しつつ、ゼロクーポン債など必要な計数が把握可能なものに限り、利子額を推計して計上する方法を検討することが適当である。

⑽　証券投資の計上方法

新マニュアルでは、対外金融資産・負債の分類は、表示通貨ではなく、居住者・非居住者の区分を基準として行うほか、同一項目において生じた複数の取引はネットの増減額を計上することとなっている。例えば、居住者が発行した証券の非居住者との売買は、ネットの増減額のみを証券投資（負債）に計上することとなる。

一方、我が国では居住者発行外債は発行時に負債の増加に計上しているが、同債券を居住者が購入する場合には負債の減少ではなく資産の増加として計上し、結果として資産・負債に両建てで計上している。同様に非居住者発行国内債を非居住者が購入した場合も両建て計上が発生している。

こうした両建て計上については、報告方式の改善により新マニュアルに従いネット計上を行うことが適当である。

⑾　部門別分類

新マニュアルでは証券投資とその他投資について、居住者側の取引者の属する部門に応じて部門別の区分を行うことを提案している。

部門別分類の方法に関しては、我が国の実情や報告者の負担等に配慮して、公的部門、銀行部門、その他部門に分類することが適当である。

⑿　地域別統計

地域別統計については、統計の国際的調和と統計利用者の利便への配慮に加え、報告者の負担も勘案しつつ、作成対象となる項目についてはできるだけ新マニュアルに沿った形で現行統計の改訂を行うほか、地域別の区分についても拡充する方向で検討するべきである。

⒀　残高統計

今回の新マニュアルでは、国際収支のフロー統計に加え、新たに対外資産負債残高統計を国際収支統計の一環として作成することを要請している。また、残高統計の作成に当たっては、前期の残高からの増減額を、寄与した要因別に、期間中の取引、市況変動、為替相場変動、その他の調整（分類替え等）の４つに区分して計上することを提案している。

一方、我が国でも従来から残高統計を作成してきたが、その作成に当たっては多くの部分がフロー・データの積み上げにより行われていることもあって、市況変動、為替相場変動による残高の増減が完全には把握されていないなど、現在の集計方法では新マニュアルの要請に十分に応えることは困難である。

このため、統計の国際的な調和の観点を考慮し、既存の報告体系の見直しを含め、残高計数を把握する方法を検討する必要がある。

⑭　新統計への円滑な移行と今後の対応

今後のIMFでの議論や諸外国の対応状況等を考慮しつつ、我が国においても可能な限り速やかに新しいマニュアルをベースとした国際収支統計に移行する必要がある。新統計への移行に当たっては、報告者が準備に必要とする期間等にも十分に配慮するとともに、統計改訂の内容に関し事前に報告者に対して周知徹底を図り、円滑な移行に努めるべきである。

また、移行後は、新旧統計の継続性に配慮して、新統計の発表形式による過年度分の統計を可能な範囲で遡及して作成・公表することが望ましい。

なお、今回の国際収支統計の見直しは現在の国際取引の実情を前提に検討を進めてきたが、内外経済の一体化を背景に国際金融取引が活発に変化を続けている状況に鑑みれば、将来新規取引の発生等により国際収支統計の精度が悪化することがないよう、報告体系の機動的な整備・見直しを含め、今後とも必要に応じて統計の改善努力を行うことが望まれる。

（出所）「国際収支統計の見直しに関する小委員会報告」外国為替等審議会国際金融取引における諸問題に関する専門部会　国際収支統計の見直しに関する小委員会、平成６年４月11日

11-78　外国為替等審議会　国際金融取引における諸問題に関する専門部会「変貌する国際的な資金の流れと日本の役割―多様なアジアへの日本の対応―」

1995（平成７）年６月９日

はじめに

外国為替等審議会の「国際金融取引における諸問題に関する専門部会」では、昨年11月より「変貌する国際的な資金の流れと日本の役割」をテーマとして、アジア諸国への資金流入が増大しているという近年の状況を踏まえ、特にタイ、インド、中国、ベトナムを取り上げて、具体的な資金需要や調達の状況等について研究するとともに、アジア諸国の課題や我が国の役割について検討を行った。

本テーマに関する審議については、委員や専門家からの意見聴取及び委員による討議のため10回の会合を開催したほか、タイ、インド、中国、香港、ベトナムに委員が出張し、アジア各国の実情に関する調査を実施した。本報告書はこれらの審議結果等を取りまとめたものである。

平成７年６月９日

委員名簿

部会長	大場　智満	（国際金融情報センター理事長）
部会長代理	吉田　達夫	（日本興業銀行副頭取）
委員	飯田　経夫	（国際日本文化研究センター教授）
	石原　仁	（山一證券副社長）
	上島　重二	（三井物産副社長）
	江澤　雄一	（日本輸出入銀行理事）
	大﨑　亮三	（第一生命副社長）
	川口　順子	（サントリー常務取締役）
	川名　義一	（日産自動車副社長）
	神田　秀樹	（東京大学教授）
	小島　明	（日本経済新聞社論説副主幹）
	小山　敬次郎	（日本経済団体連合会専務理事）
	佐藤　博亮	（農林中央金庫常務理事）
	白川　祐司	（日興證券副社長）
	鈴木　祥弘	（日本電気専務取締役）
	須田　美矢子	（学習院大学教授）
	東郷　重興	（日本銀行国際局長）
	外門　一直	（東京電力常務取締役）
	中澤　進	（東洋信託銀行副社長）
	葉山　薫	（東京銀行副頭取）
	堀田　健介	（住友銀行専務取締役）
	松村　秀雄	（伊藤忠商事専務取締役）
	水城　武彦	（NHK解説委員）
	矢澤　富太郎	（太田昭和監査法人会長）

序　アジア諸国を巡る新たな動き

最近のアジア諸国を巡る国際経済・金融情勢には以下の３つの新たな動きが生じている。

１．アジア諸国のイニシアティブによる動き

近年アジア域内でアジア諸国自身のイニシアティブによる様々な域内の動きが進展している。域内の貿易・投資の自由化については、1994年９月にASEAN諸国がASEAN自由貿易地域（AFTA）内の関税引下げ実施時期の繰上げを決定したほか、11月のAPECボゴール宣言では、域内の自由で開かれた貿易・投資の達成時期を自主的に設定するなど自由化の動きが展開している。また、域内の開発協力強化についても、本年７月にはASEANがベトナムの加盟決定を予定しているなど、アジア諸国主導の進展が見られる。こうした動きは、域内の経済関係の一層の緊密化を通じて、アジアのダイナミックな経済発展の促進につながるものである。

２．メキシコ通貨危機の発生とアジア諸国への影響

90年代に入り民間資金を中心としたアジア諸国等の途上国への資金流入が全体としては急激に拡大したが、昨年末に発生したメキシコ通貨危機は、不安定な海外投資資金への過度の依存の危険性を明らかにした。アジア諸国への資金流入は一般的にはその国の資金需要を充たし成長に貢献するものであるが、資金流入の状況は国毎に規模や形態等に違いがあり、決して一様ではない。メキシコ通貨危機をひとつの契機として、こうした国別の状況を十分に把握しておく必要性が高まっている。また、今後ますます増大が見込まれるアジア諸国の様々な資金需要について、各国の状況に応じた適切かつ安定的な資金の確保がアジア諸国の重要な課題となっている。

３．円高の進行

近年の円高の進行は我が国企業のアジア諸国への進出に拍車をかけ、我が国からアジア諸国への製造業の直接投資は大幅に増加している。また、我が国からの証券投資等もアジア諸国の経済成長等を背景として増加している。こうした我が国の対アジア投資の拡大等により我が国とアジア諸国との関係が一層緊密化する中で、アジア各国の投資環境等に対する我が国企業・投資家の関心はますます高いものとなっている。

他方、最近の為替相場の大幅な変動は、アジア諸国経済にも様々な影響を与えるとともに、我が国の対アジア投資や貿易活動の上での先行きの不透明性を加えており、為替相場の安定化への要請は最近特に強いものとなっている。また、為替の変動への対応策として円の国際化に対する関心にも高まりが見られる。

このような最近の情勢に鑑みれば、アジアを一体のものとしてとらえるのではなく、多様なアジア各国のそれぞれの状況に応じた多面的な対応を行うことが一層重要となってきている。こうした観点から、本報告書は、アジア地域の特徴ある幾つかの国を取り上げ、その具体的な状況について考察するとともに、さらなる発展のためにアジア諸国に求められる努力及び我が国に期待される方策について検討を行ったものである。

第１章　国際的な資金の流れの変化とアジア諸国の状況

第１節　最近の国際的な資金の流れの変化

１．90年代以降の資金の流れの変化

⑴　途上国への資金流入の回復

1980年代前半の途上国の債務危機発生以降、国際的な資金の流れは主として日米欧の先進諸国間で行われ、特に債務危機の中心であった中南米諸国を始めとする途上国への資金の流れは極めて限定的なものに止まっていた。しかし、90年代に入り、アジア諸国や中南米諸国を中心に途上国への資金の流れに顕著な回復が見られる。

こうした途上国への資金流入の回復は民間資金が主導している。途上国への長期資金流入を形態別に見ると、贈与や譲許的借款等の公的資金の流入が安定的に推移する中で、90年代以降民間資金の流入が急増しており、途上国への長期資金流入に占める民間資金流入の割合は90年には39％から93年には61％と急激に高まっている。

民間資金の中心となっているのは直接投資である。直接投資は80年代において他の

形態の民間資金流入が低迷する中で堅調に推移し民間資金の大宗を占めていたが、90年代に入ってからも着実に増加し、途上国への民間資金流入の５割強を占めている。一方、90年代以降最も急速に増加したのはポートフォリオ株式投資である。これは途上国企業の国際的な株式発行や新興株式市場における外国人投資家の株式取得を通じた途上国への資金流入であり、89年には35億ドルであったものが93年には470億ドルと実に13倍以上に増加し、途上国への民間資金流入の３割を占めるまでになっている。

さらに、80年代前半の債務危機以降低迷していた途上国の借入についても90年代に入って顕著な回復が見られる。ただし、その詳細について見ると、70年代に大きな役割を果たしていた民間銀行貸付に代わり、途上国の国際資本市場における債券発行の増加等を背景として債券を通じた資金流入が大きく増加したことが最近の特徴となっている。なお、途上国の対外債務の状況について見ると、80年代後半には短期債務を中心に流入が増加し、最近では途上国の信用の回復に従って次第に長期債務の割合が増加する傾向を示している。

⑵　途上国への資金流入の背景

上記のような途上国への民間資金を中心とした資金流入の増加は20程度の国に集中している。このほとんどを中国、インドという２大国及び東アジアと中南米の中所得国が占めている。

これらの途上国、特にアジア諸国が多くの民間資金流入を受け入れることができた背景としては以下の点が指摘されている。第１に、アジア諸国は概ねこれまで債務危機に陥っていないことに加え、近年良好な経済情勢が継続したことにより、国際的な投資先としての魅力が高まったこと。第２に、国際的な格付機関による途上国への格付けが進展し、アジアや中南米諸国等の新興市場国を中心として投資適格銘柄が増加したこと。第３に、経済成長に伴いアジア諸国の国内市場の拡大、民間部門の成長、さらには基礎的なインフラの整備の進展等によって民間レベルでの投資環境の整備が進展してきたこと。第４に、多くのアジア諸国において、積極的な外資導入促進策の実施や国内金融・資本市場の整備・自由化の進展を背景として、国内企業の外国からの資金調達や外国投資家の市場参入が容易になったこと。民間資金流入の増大が一部の途上国に偏在している事実は、こうした途上国側の要因の重要性を物語っている。

⑶　先進国からの資金流出の動向と背景

イ．直接投資の動向と背景

先進国からの直接投資は、80年代後半に国際貿易の拡大や先進国企業等による生産、調達、販売の国際化の進展等を背景として急速に増加し、86年には916億ドルであったものが90年には2,385億ドルにまで拡大している。90年以降は我が国及び大陸欧州からの投資の不振を主因に投資規模が若干縮小したものの、93年以降は米国や英国を中心に再び拡大に転じる兆しが出てきている。直接投資の主たる受け手は先進国であるが、途上国向けの直接投資も80年代後半以降着実に増加してきており、特に90年代に入り顕著に拡大した結果、途上国向けの割合は90年の15％から93年には40％にまで上昇している。こうした最近の途上国への直接投資の急増は、①経済成長により民間部門の成長、国内市場の拡大により投資環境の整備されてきたこと、②NAFTA締結等貿易・投資の自由化の進展を背景に輸出基地としての途上国の魅力が向上したこと、③途上国が対外開放政策をとり、直接投資の受入れを進めたこと、④途上国における公営企業の民営化の進展が海外からの投資を引き付けたこと､などが背景となっている。

我が国からの直接投資の動向について見ると、80年代後半に大きく増加した後、90年代に入ってからはむしろ減少し、92年以降は再び増加に転じている。我が国からの投資は米国等先進国向けが大きな割合を占めているが、アジア諸国等への直接投資についても、91年以降、特に94年に大幅に拡大している。

ロ．証券投資の動向と背景

先進国からの証券投資の動向について見ると、80年代後半に我が国が米国等先進国向けを中心とした証券投資を拡大させたことを主因として大きく拡大した。90年には

バブル崩壊を背景に我が国からの証券投資が大きく減少したため、先進国全体の証券投資も縮小したが、91年以降は我が国に代わり、英国を始めとした欧州諸国やこれまで対外証券投資に積極的でなかった米国の投資が、特に93年に急激に拡大したことにより、先進国全体の証券投資も顕著な拡大を見せている。証券投資の主たる受け手も先進国であるが、特に90年以降は途上国に対する証券投資も急速に増加しており、途上国向けの割合は86年～89年には平均で１％程度に止まっていたものが93年には12%まで上昇してきている。

途上国向けの証券投資が近年急速に増加した背景としては、途上国側の要因に加え、先進国が景気低迷等によって低金利政策を続けていたことが指摘される。特に米国においては、低金利を背景として預金等から投資信託へと資金が移動し、多額の資金を集めた投資信託や年金基金といった機関投資家が有利な投資機会を求めて積極的な国際分散投資を進めた結果、特に経済情勢が良好なアジアや中南米諸国への証券投資が拡大した。

なお、我が国の途上国に向けた証券投資の動向については、先進国向けに比べ限定的な規模に止まっているが、特に93年以降途上国によるサムライ債やユーロ円債が活発化しているほか、アジア諸国等への株式投資も増加しているなど、以前に比べ増加している。

２．今後の展望

⑴　最近の動向

94年初以降、米国等の先進国における金利の引上げは拡大を続けていた途上国への資金の流れに変化をもたらした。これが最も顕著な形で現れたのが昨年末に始まったメキシコ通貨危機である。メキシコ通貨危機は、近年の拡大する経常収支赤字を支えてきた短期証券投資を中心とした外国資本の流入が急激に流出したため発生したものであるが、その背景のひとつとして、米国の金利上昇等による国際的な資金の流れを巡る環境の変化が指摘されている。

アジア諸国においても、国際的な資金の流れを巡る環境の変化の影響を受けて、94年には株式市場も調整局面を経験することとなった。93年中の過熱気味の上昇に対する調整との観点からは、むしろ市場の長期的かつ健全な発展に資するものとの評価もできるが、メキシコの危機と併せて途上国への資金流入の先行きに対する懸念を惹起している面もある。

⑵　今後の展望

しかし、近年の途上国への資金流入の増加を引き起こした諸要因について考えれば、短期的な変動はありうるものの、アジア諸国を中心とする途上国への資金流入については当面の間は継続するものと期待できると考えられる。その理由としては、①途上国への資金流入の３割強を占める直接投資については、先進国企業等の国際化という世界経済の構造的な変化を背景として進展してきているものであり、この流れは継続していくと考えられること、②途上国への資金流入の源泉が年金基金や投資信託、生命保険会社等多様化してきており、80年代初頭に起きたように資金流入が一斉に止まるというリスクが低下してきていると考えられること、③アジア諸国等では当面先進国を上回る着実な経済成長が見込まれ、先進国の投資家にとって魅力的な投資先であり続けると考えられること、などが指摘される。

第２節　アジア諸国への資金流入の状況

１．アジア地域への資金流入の特徴

⑴　アジア諸国への資金流入の状況を見ると、途上国全体で見られた82年以降の資金流入の低迷が見られず、この期間にも資金流入は拡大していたが、90年代に入り資金流入が急激に拡大している。87年から90年までの４年間でアジア諸国への資金流入は年平均で309億ドルであったが、91年以降の４年間では年平均752億ドルと大幅に増加している。これをGNP比で見ても、87年～90年では平均2.7%であったものが91年～94年では約５％と大きく増加している。

⑵　最近の急激に増加する資金流入においては民間資金がその主体となっている。長期資金の流入のうち民間資金の占める割合は近年急速に高まっており、93年～

94年には8割を超えるまでになっている。これに対して、80年代には5割を超えていた公的資金の割合は急速に減少している。ただし、国毎にみれば状況は様々であり、韓国のように公的資金が流出に転じている国もある一方、ベトナムのように公的資金流入が中心となっている国もある。

(3) 民間資金の中でも直接投資の比率が高いことはアジア諸国への資金流入の顕著な特徴のひとつである。最近では長期資金の流入のうち約4割、民間資金の約6割を直接投資が占めている。直接投資の受入国についてみると、80年代後半にはNIEs諸国、続いてASEAN諸国向けの投資が急増したが、90年代以降は中国への投資が急増している。更に最近ではインドやベトナム等の周辺地域への投資についても増加が見られるなど、投資先に広がりが出てきている。

(4) 最近の資金流入の顕著な特徴は、途上国全体の傾向と同様、ポートフォリオ株式投資の急増である。ポートフォリオ株式投資は、92年に前年の約5倍、93年にはさらに3.7倍と急激な拡大を見せ、長期資金流入全体の2割強、民間の長期資金の3割を占めるまでになっている。この背景としては、アジア各国企業が米国預託証券（ADR）や国際預託証券（GDR）の方式等による海外株式市場での上場を急増させたことに加え、先進国の機関投資家等によるアジア諸国の国内株式市場での株式購入の増加が指摘される。この結果、アジア各国の株式市場は特に93年中に急速に拡大している。なお、94年にもアジア各国企業による活発な海外での株式発行によって、ポートフォリオ株式投資は約26%増加しているが、各国株式市場は米国等での金利上昇の影響等により、調整局面を迎えた。

(5) 債務内容について見ると、アジア諸国についても証券化の進展が見られ、海外からの債券投資が増加している。これはアジア各国の国際証券市場での起債を通じた資金調達の増加を反映したものであり、特に90年代に入り急増している。なお、商業銀行貸付（公的保証付きのものを含む）については、累積債務問題発生後途上国全体への貸付が低迷しているのに対して、アジア諸国向けの貸付は概ね堅調に推移してきている。ただし、資金流入全体に占める割合でみれば10%強と、必ずしも大きなものとはなっていない。

2．アジア地域内での資金の流れ

(1) アジア諸国が「雁行型」経済発展を遂げる中で、NIEs諸国や最近ではASEAN諸国から周辺諸国への投資も次第に増加してきている。アジア諸国の域内投資の大宗を占めると考えられる域内直接投資について見ると、NIEs諸国やASEAN諸国からアジア諸国への投資は、90年以降に顕著に拡大している。また、投資先について見ると、NIEs諸国やASEAN諸国への投資が頭打ちとなる中で、中国やベトナムといったより後発の諸国への投資が拡大している。

(2) こうした動きにおいては華僑・華人による投資活動が重要な役割を果たしていると見られる。華僑・華人による投資は従来は自己資金による比較的小規模の短期投資が中心であったが、最近ではBOT方式によるインフラ整備プロジェクト等の大規模で長期の投資も手掛け、また、国際金融市場からの資金調達を行う例も増加している。

3．メキシコ危機のアジア諸国への影響

(1) 昨年末に始まったメキシコ通貨危機は、中南米のアルゼンチンやブラジルを始め、東欧のハンガリーやポーランド、さらにはアジアでもタイ、フィリピン、インドネシア等の新興市場国にも影響を与え、本年1月にはこれら諸国の通貨・株式市場で大きな変動が見られた。しかし、こうした変動も金融当局の機動的な対応もあって一時的なものに止まっている。

(2) 今回のメキシコ通貨危機は、インフレの継続により名目為替相場が過大評価される中で、メキシコは貿易収支赤字の拡大による経常収支赤字の拡大を主として短期証券投資の流入で補ってきたが、特に94年に入って、米国の金利上昇等国際的な資金の流れを巡る環境の変化や国内

政治不安の高まり等を契機として外国資本が逃避し、外貨準備が大幅に減少した結果、発生したものであると説明されている。

これに対してアジア諸国の状況をみると、国により差異はあるものの、一般的には、①経常収支の赤字はメキシコに比較して小さく、②海外からの投資は直接投資中心で証券投資の規模は大きくなく、③外貨準備も増加傾向にある、などメキシコの状況とは大きく異なっており、こうした経済情勢からはアジア諸国においてメキシコと同様の事態が発生するとは考え難い。メキシコ通貨危機発生後の国際的な格付機関による格付けを見ても、メキシコが格付けを下げる一方、アジア諸国ではむしろ格付けが上がっている国が出ている。

(3) ただし、上記(1)のような市場の変動の背景には、新興市場全般からの資金流出という投資家の思惑的な動きがあったことに加え、メキシコ投資の損失を含み益のあるアジア株式等の処分によって補おうとする動きもあったとも言われている。アジア諸国を始めとした途上国の通貨・資本市場は、国際的な投資先に組み込まれてきたものの、依然として市場の厚みが十分でないため、今後とも、短期的な資金の変動に晒される可能性を内包していると考えられる。

第２章　多様化するアジア各国の状況

全般的な成長を続けるアジア諸国であるが、その状況は一様ではない。

「雁行型」経済発展の中で先行したアジアNIEs諸国やASEAN諸国は既に国民所得が上昇し、経済活動や資金調達も民間主体であり、ODA対象国から卒業しつつある国もある。また、金融・資本市場の整備も相当程度進展しており、新興市場国として世界経済におけるプレゼンスも高まっている。アジアの大国である中国やインドも近年高度成長軌道に乗り「雁行」の列に加わりつつあるが、金融・資本市場の整備は未だ途上であり、一人当り所得ではなお低所得国の状況にある。ただし、インドでは英国型の制度が古くから整備されているのに対して中国は「人治の国」と言われるように基本的な制度整備の途上にあるなど違いもある。インドシナ諸国では市場経済移行の努力を背景に成長が始まっているものの依然として開発が遅れている。国民所得も低く、金融・資本市場は整備が始まった段階であり、海外の公的資金支援への依存度が依然として高い。こうした経済情勢のほか、経済自由化を進める速度やその背後にある社会体制についても社会主義体制国があるなど国毎に極めて多様になっている。以下では、このような多様性を踏まえて、状況の異なるいくつかの国を取り上げ、具体的な資金需要の状況や調達の現状を検討する。

第１節　成長を続けるASEAN諸国―タイを例として

１．経済情勢と資金需要

タイはNIEs諸国を追う形で近年高い経済成長を果たしてきた。成長の原動力となったのは外資の積極的な導入に基づいた輸出指向型工業化の進展である。タイの国内総投資についてみると、87年には対GDP比で26％程度であったものがその後急激に上昇し、93年には40％、94年には43％と40％を超える水準となっており、高い投資率がタイ経済の成長を支えてきたことが窺える。

しかし、最近では、賃金の上昇や中国等の後発国の追い上げにより輸出競争力に翳りが出てきているほか、海外からの直接投資の流れも後発国にシフトする傾向が見られるなど、これまでの経済成長のパターンが限界に達しつつあると見られており、経済成長率も80年代後半の10％を越える水準から最近では８％前後と依然として高水準にあるもののやや低下している。こうした中で、タイ政府は今後とも７～８％程度の輸出主導の高度成長の持続を目指し、高付加価値産業の育成による産業の高度化や地方投資の奨励等による地域格差の是正等の課題に取り組んでいる。

また、80年代後半以降の急速な経済成長の結果として、急激に工業化や都市化が進展し、バンコクの劣悪な交通事情に代表されるような経済インフラの不備が持続的成長のボトルネックとして顕在化しつつある。

タイ政府もこの問題を認識しインフラ整備の促進を図っているが、公的部門において財政の健全性を維持しつつ、膨大なインフラ整備のための資金需要に対応するとの観点から、BOT（Build-Own-Transfer）方式等の活用によるインフラ整備事業への民間資金の積極的な導入を図っている。一方、近年の経済成長によってタイの国民所得も大きく向上し、受益者負担に基づくインフラ整備プロジェクトでも民間の採算に乗る収益が期待できるものが増えてきており、民間部門によるインフラ整備プロジェクトへの参加も増加している。

2．金融・資本市場と資金調達状況

タイの国内貯蓄は、近年の経済成長と金融制度改革の進展の結果、金融資産の蓄積が進んできたことを背景として、国内総貯蓄は87年に対GDP比で25％程度であったものが93年には35.5％、94年には37.2％と大幅に増加してきている。これに伴い金融・資本市場も順調に拡大してきており、商業銀行のATMの急増等金融システムの整備にも進展が見られる。

ただし、急速に高まる国内資金需要を全て国内で賄うことは困難であり、93年以降はむしろ外資への依存度が上昇している。タイの金融制度の中核をなす商業銀行の活動状況について見ても、貸付を大きく拡大する一方、海外からの資金の取入れを最近顕著に増加させている。なお、タイの商業銀行貸付は長期のコミットメントはなされるものの、貸付自体は数カ月の短期貸付となっているほか、財政状況が健全で大規模な国債発行が行われていないこと等を背景として、債券市場の発展は株式市場に比べて遅れているなど、長期資金の安定供給が課題となっている。

他方、タイ企業の資金調達状況について見ると、旺盛な資金需要を背景として商業銀行からの借入を中心に大きく資金調達を増加させる中で、株式市場を通じた資金調達や国際金融・資本市場における調達も増やしており、タイ企業の資金調達の多様化が進展してきている。

3．資金流入の現状

このような状況を反映して、最近のタイへの資金流入では証券投資の急増と短期資金の流入の増加が顕著になっている。証券投資については、93年にポートフォリオ株式投資が89年以来の減少傾向から一転して急増し、資金流入全体を大幅に増加させる要因となっているほか、債券投資も近年大きく増加している。また、短期資金の流入については、タイの商業銀行がインターバンク市場を通じて海外から資金の取入れを拡大していることを背景として、近年大きく増加する傾向となっている。なお、80年代後半に急速に拡大した直接投資は90年代に入ってほぼ横ばいで推移している。

こうした中で、タイへの資金流入の主体は民間部門であり、公的部門での資金流入は93年にはやや増加したものの80年代の終わり以降数％の水準に止まっている。

第2節　経済自由化を進めるインド

1．経済情勢と資金需要

経済自由化を進めるインドについて見ると、インドは、1947年の独立以来自給自足を目指した計画経済体制を採ってきたが、80年代後半からの慢性的な財政赤字及び経常収支赤字に加え、90年8月に始まった湾岸戦争は石油価格の上昇や外貨の主要供給源であった中東等の非居住者インド人からの送金の急減をもたらし、91年には経済危機に陥った。こうした中で成立したラオ政権は対外開放・市場指向型の経済改革に着手し、為替の一本化と切下げ、緊縮財政の実施、国営企業の民営化、規制緩和による直接投資誘致等の経済自由化措置を進めている。この結果、91年度には0.9％まで低下していた実質GDP成長率も次第に上昇し、94年度では5.3％と力強い回復を示すまでになってきている。国内総投資も93年度までの低下傾向から94年度には対GDP比で上昇に転じており、今後資金需要の拡大が見込まれる状況となっている。

インドでは多くの分野においてインフラの不足が指摘されており、経済発展の基礎となるインフラ整備の促進が重要な課題となっている。従来、インフラ整備は公的部門が行う分野とされてきており、92～97年度の第8次5カ年計画でも総投資額の30％、公共投資の47％がインフラ整備に配分され

ている。しかし、最近では厳しい財政状況を背景に、電力、港湾、通信等の経済インフラの整備について徐々に民間部門の参入が図られている。

2．金融・資本市場の状況

インドの国内貯蓄は94年度で対GDP比22.1％と上昇傾向にあるものの、東アジア諸国に比べれば低い水準に止まっている。

金融・資本市場の状況について見ると、これまで社会主義的な政策の下、本来公的部門によるべき優先分野への資金供給等が国有商業銀行を中心とした金融部門によって行われてきた影響から、現在でも市場原理に基づく効率的な金融・資本市場の整備が十分に進展した状況には到っていない。

金融市場については、預貸金利の自由化等改革が進展してきているが、①一定金額以上の融資についてはコンソシアム（融資団）の編成を義務付けるコンソシアム制度、②非常に高い預金準備率、③農業、小規模企業等の国家的優先分野に対する融資を義務付けるプライオリティ・セクター・レンディング制度、といった規制が残存しており、金融機関が十分に効率的な活動を行える状況とはなっていない。ただし、近年金融自由化が進められる中で、こうした規制も徐々に緩和される方向にある。

こうした中で近年、インド企業による国内資本市場を通じた資金調達が活発化している。特に92年以降は外国人投資家による証券取引の解禁もあって、インドの資本市場は急速に拡大している。一方、急激な取引の増加に事務処理体制が追い付いておらず、コンピュータ化の推進やカストディー業務の体制整備等が課題となっている。

3．資金流入の状況

インドでは従来厳しい外資導入規制を採る一方、慢性的な経常収支赤字は公的資金協力に依存するほか、非居住者インド人預金等により賄ってきたが、91年以来の対外開放政策の進展とこれに伴う経済情勢の改善等を背景として、近年、海外からの直接投資や証券投資の形態による資金流入が拡大している。特に、最近では大企業による国際預託証券（GDR）の発行やユーロ市場での転換社債の発行等の国際金融・資本市場での資金調達の積極化や外国人投資家によるインド国内市場での株式購入の増加等を背景として、民間部門の証券投資が急激に増加している。

なお、90年代に入り、インド政府は厳格な債務管理政策の下、短期借入の抑制等による対外債務の期間構成の長期化を図っており、債務残高が徐々に増加する中で、短期債務の残高は減少傾向にある。

第3節　改革・開放を進める中国

1．資金需要と資金調達の現状

中国経済は78年以来の改革・開放政策の推進を背景として91年以降急速な経済成長を達成した。急激な成長に伴い固定資産投資が、92年に対前年比で43％増、93年には59％増と急激に拡大している。この背景としては開放区設定による経済開発が開放区内の固定資産投資、中でも不動産投資を過熱化させたことが指摘されている。急激な固定資産投資の拡大は運転資金の需給も逼迫させ、これに地方の人民銀行分行や専門銀行による融資の拡大等が重なってインフレの高進の原因となった。93年半ば以降の金融引締め政策を背景に94年には国内総投資が若干低下しているが、引き続き資金需要は極めて旺盛である。

こうした状況にあって、中国企業の固定資産投資の資金調達は、従来の財政投融資中心から近年は企業の自己資金や銀行借入中心へと移行している。最近では量的な引締め政策による銀行貸付の制限を背景に内外市場における株式上場や債券発行による資金調達も増加する傾向にある。

また、近年の高い経済成長を背景にインフラの不足が問題となってきている。今後とも高い経済成長が見込まれる中で、エネルギー、通信、運輸等のインフラ整備は喫緊の課題である。中国政府も2000年に向けてインフラの整備と強化に重点を置き、政策金融等を通じた積極的な投融資を行うこととしているが、インフラ整備のための莫大な資金需要については、国内の制度金融のみで対応することは困難であり、国際金融機関や外国政府からの低利借款に加え、BOT方式等を活用したインフラ整備事業への民間外資の導入を図っている。

2．金融制度改革の進展

中国の国内貯蓄は対GDP比で40％前後の高い水準にあるが、金融・資本市場の整備が十分に進展していないことから、これが市場原理に基づいた効率的な資金配分につながるまでになっていない。

金融制度について見ると、78年以降の改革・開放政策の一環として、専門銀行の中国人民銀行からの分離や商業銀行の設立等制度改革が次第に進められてきている。しかし、①中国人民銀行のマクロ経済調節手段が十分でないこと、②国営企業の財政状況に対する配慮から高いインフレの進行にもかかわらず貸付金利は93年７月より据え置かれ、専門銀行が必ずしも効率的でない融資を行っているとの指摘もあること、など特に機能面での整備の促進が課題となっている。こうした状況を踏まえ、中国では94年より大規模な制度改革が行われており、中央銀行の金融政策機能の強化等を定めた中国人民銀行法が95年３月に公布・施行されたほか、専門銀行の商業銀行化や銀行に対する監督の強化等を目指した商業銀行法も５月に公布され、７月に施行が予定されているなど整備が進められてきている。さらに最近では、商業性保険と政策性保険の分離等を含む保険制度改革も検討されている。

また、資本市場についても、81年に債券市場が再開され、90年11月と91年４月には上海、深圳証券取引所が開設されるなど徐々に整備が進められている。これに伴い中国の資本市場も拡大しており、特に近年の株式市場の急速な発展には目覚ましいものがある。ただし、さらなる発展のためには法制度の整備等取り組むべき課題も少なくない。

3．資金流入の現状

中国への資金流入は、80年代後半には停滞していたが、92年以降改革・開放路線の加速化及び経済の急成長等を背景として、民間資金を中心に急速に拡大し、93年には中国が途上国で最大の資金受入国となっている。形態別にみると、直接投資が92年には対前年で2.6倍、93年には2.3倍と急激に増加しており、93年には中国への資金流入全体の59％を占めるに至っている。また、中国企業の資金調達の多様化を背景とした国際資本市場における株式・債券の発行増加や外国人投資家による中国国内市場での株式購入の増加を反映してポートフォリオ株式投資や債券投資も近年増加しているが、資金流入全体に占める割合はなお限定的である。

なお、長期資金の貸付についても92年に大きく拡大しているが、その大宗が公的資金や公的保証付きの民間資金又は公的部門向けの民間資金であり、商業銀行等による民間部門向けの長期貸付はほとんど行われていない。

第４節　市場経済移行を図るインドシナ諸国―ベトナムを例として

1．経済情勢と資金需要

市場経済移行を図るインドシナ諸国のうち最近顕著な成長が見られるベトナムについて見ると、ベトナム経済は、86年に始まった「ドイモイ（刷新）」政策の下で順調に拡大し、92年以降は実質で８％を超える成長を達成している。また、インフレ率についても88年の394％から93年には5.2％、94年には14.5％と沈静化してきており、マクロ経済の安定化も進展してきている。

こうした成長を主導しているのは工業部門であり、その生産は92年以降対前年比で13％前後の成長を見せている。工業部門の中心は国営企業であり、工業生産の７割は国営企業によるものである。民間企業も商業・サービス部門を中心に育ちつつあるが、経済の中心となるにはなお時間を要すると見られている。ただし、工業水準は未だ低い水準に止まっており、経済の中心はGDPの約３割、就業人口の約７割を占める農業部門である。こうした状況においてベトナムに比較優位があるのは農業であり、先ずは農業部門の育成が必要であるとの指摘もある。

今後とも順調な経済成長を続けていくためにはインフラの早急な整備が必要である。交通運輸網の未整備や電力の不足等インフラの不足は多岐にわたっており、大規模な資金の調達が必要となっている。

2．金融・資本市場の現状

ベトナムでは従来財政に従属してきた金融制度に対する国民の信用が低く、ドル・キャッシュや金の形での資産保有が数十億ドルの規模にのぼると言われるなど、金融市場が効率的に国内資金を吸収するに到っていない。ただし、最近ではインフレの沈静化や為替相場の安定化を背景として金融制度に対する信頼も徐々に回復する兆しがあり、国内貯蓄も次第に増加する傾向にあると見られている。

ベトナム政府も国内の資金調達市場を強化する観点から、88年より銀行制度改革や金融・資本市場の創設・整備など金融改革の推進に努力しているが、金融・資本市場が市場原理に基づいた効率的な金融仲介機能を発揮するようになるまでにはなお時間を要すると見られている。

3．資金調達の現状と展望

ベトナムはそもそも所得水準が低く、貯蓄率も未だ低い水準に止まっていると見られ、経済成長を支えるために必要な投資資金の多くを海外からの資金流入に依存する状況にある。91年６月の第７回共産党大会で採択された「2000年までの社会経済安定化と発展のための戦略」では、2000年までにGDPを倍増させるとの目標の下、総額約400億ドルの投資を行うとしているが、そのうち半分程度は国内資金で賄うものの、残りは海外からの資金（公的援助資金70～80億ドル、民間直接投資120～130億ドル）で賄うことを見込んでいる。なお、その後の順調な経済成長を受けて94年７月に計画が修正され、所要投資額も80～100億ドル増額されているが、その分は全て政府開発援助と海外からの直接投資の増加により賄うこととされている。

こうした状況にあって、ベトナムへの資金流入はこれまで公的援助資金が中心となっており、93年の第１回対越支援国会議では約19億ドル、94年の第２回対越支援国会議では約20億ドルの支援が我が国を中心としてプレッジされている。ただし、その実行は遅れ気味であり、援助受入能力の一層の向上が求められている。また、近年、ベトナムは新たな直接投資の投資先として我が国を含む先進国に加えNIEsやASEAN諸国から注目を集めている。しかし、本格的に直接投資を誘引するためには法律・制度面での整備等、一層の投資環境の整備を進める必要がある。

第３章　課題と提言

第１節　アジア諸国に求められる努力

1．投資資金需要への対応

⑴　投資資金需要の展望

アジア諸国が引き続き高い成長を実現していくためには、インフラ整備のための投資を含め相当規模の投資を行っていく必要がある。アジア開発銀行の予測では、アジア諸国が今後７％程度の経済成長を達成していく中で、国内総投資は年間８％の割合で増加し、94年の6,400億ドルから2000年には１兆ドルを超える規模に達するとされている。これをGDP比でみると、ほとんど全ての国において若干の増加が見込まれる結果、全体では94年の31.4％から2000年には33.7％となると予測されており、高度成長を継続するために高い投資率の維持か必要とされていることが明らかにされている。こうした膨大な投資資金需要に対応するためには、アジア諸国において、内外から効率的かつ安定的に資金を調達する努力を行っていく必要がある。

⑵　国内貯蓄の増強及び効率的な活用

イ．国内貯蓄による投資資金調達の重要性

今後とも持続的な経済成長を遂げていくためには多額の投資が必要であるが、このための資金は一義的には国内貯蓄により賄われるべきものである。世界的な規模で資金が移動する今日、特に高い経済成長を続けてきたアジア諸国にとって海外からの資金調達は以前に比べ容易になっているが、昨年末に始まったメキシコ危機は海外からの資金への過度の依存の危険性を明らかにしている。

ロ．金融・資本市場による国内貯蓄の動員

国内貯蓄による投資資金需要への対応のためには、国内貯蓄の増進が重要であるが、貯蓄された資金を成長のための投資に動員することも重要であり、この点において貯蓄を投資に仲介する金融・資本市場の果た

すべき役割は大きい。特に、アジア諸国の貯蓄率は、国によって差はあるものの、高い経済成長とそれに伴う金融資産の蓄積の進展等を背景として近年地域全体では30%前後と極めて高い水準まで上昇してきており、こうした高い国内貯蓄を十分に吸収できるような金融制度の構築が求められている。

金融・資本市場の整備の進捗状況は各国において様々であり、具体的な課題も国毎に異なっているが、十分に国内貯蓄を吸収できる金融制度を構築する観点から、一般的には以下の3点を指摘することができる。第1に、預金金利がインフレ率を大きく下回る水準に規制されていては貯蓄の吸収はおぼつかない。金融・資本市場が魅力的な貯蓄機会を国民に提供できるように、預金金利の自由化等金融制度改革の一層の推進を図っていく必要がある。第2に、国民の金融・資本市場への資金供給の促進を図るためには、インフレの沈静化や通貨価値の安定等の健全なマクロ経済運営も不可欠である。第3に、生命保険会社や投資信託、年金基金等の機関投資家の育成により、多様な貯蓄機会を国民に提供することが可能になり、これが一層の貯蓄の増進にもつながることにも留意する必要がある。

ハ．効率的な投資の実施

金融・資本市場によって吸収された国民の貯蓄は効率的に投資に振り向けられる必要がある。基本的な預貸業務を始め、短期・中長期の投融資リスクの判断、さらには先進的な金融技術の活用等金融機関の機能強化が必要であり、そのための人材育成や制度整備が求められる。また、投資環境の整備も不可欠であり、①融資割当てや貸付金利の規制、高い預金準備の設定、大幅な財政赤字を背景とした政府部門による市場資金の過度の吸収など効率的な投融資を阻害する規制等の除去、②会計制度の整備、情報公開の推進、格付機関の育成等の市場の透明性の向上、さらには③健全なマクロ経済環境の醸成、を積極的に進めていく必要がある。効率的な投融資は国民に対するより魅力的な貯蓄機会の提供につながり、貯蓄が投資を生み投資が貯蓄を生むという好循環が当該国経済の着実な成長を支えることとなる。

⑶　安定的な外資の導入

イ．　投資環境の整備

他の途上国に比較すればアジア諸国の貯蓄率は高い水準にあるが、それでも高度成長を続けるための投資をすべて国内貯蓄で賄うことは困難であり、外資の導入は依然として重要な課題となっている。

民間の外資導入を図るためには投資環境の整備が不可欠である。直接投資は労働コストや地代コスト等様々な要因に基づき行われるものであるが、受け入れる側において、マクロ経済環境の安定に加え、良質な労働力の供給や基礎的なインフラ整備、国内の資金調達状況の改善、直接投資に関する安定的な政策等の投資環境の整備が図られることが前提となる。政府が行う種々の直接投資促進策も投資環境の改善に資するものである。

証券投資や商業銀行貸付等は、国内金融・資本市場の整備等を通じた魅力的な投融資機会の提供によって促進される。特に、会計制度の整備、情報公開の推進、格付機関の育成等により、外国人投資家等が投融資に内在するリスクを判断するために必要な情報に的確にアクセスできるような透明性のある市場の確立を図っていくことが重要である。また、海外からの資金流入を円滑化する観点からは、各国の金融・資本市場に関する制度や規制が国際的な標準に沿った形で整備されていくことが望まれる。

ロ．急激な資金移動への対応

国際的な証券投資が一般化した今日においては、特にある程度の経済成長を遂げた途上国にとって以前に比べ外資の導入は容易となった面があるが、その一方で、途上国の経済が海外からの投機的な資金移動の影響により晒されるようになった面もある。投機的な資金移動を他の資金移動と区別することは困難であり、投機的な資金移動のみを規制することは難しい。したがって、①為替相場の安定化、②効率的な国内金融・資本市場の整備、③海外からの投融資に係る制度・政策の安定化、④積極的な情報開示による市場の透明性の向上、によっ

て資金の流れの変動要因を極力減らし、資金移動の安定化を図ることが必要である。また、流入する資金源の多様化を図ることが重要であり、特に短期資金への過度の依存には十分な注意が必要である。そして何よりも、健全かつ規律のあるマクロ経済運営を実施し、経常収支赤字を抑制して過度な外資依存体質とならないようにすることが重要である。

2．インフラ整備のための資金需要への対応

⑴　インフラ整備のための資金需要の見通し

インフラ整備の状況はアジア諸国においても一様ではないが、各国それぞれにおいて経済成長が加速される中で、インフラの整備が成長に追い付かず、さらなる成長のボトルネックとなりつつあるとの指摘もあり、着実かつ大規模な投資が喫緊な課題となっている。アジア開発銀行によれば、アジア諸国においてはこれまでGDPの５％程度がインフラ整備のための投資に充てられていたが、94年～2000年の期間にはGDPの７％程度がこれに充てられると予測している。この結果、インフラ整備のための投資はアジア諸国全体で94年の1,430億ドルから2000年には2,130億ドルにまで増加し、94年～2000年の合計では１兆2,320億ドルが投入されると見込まれている。

⑵　資金調達の多様化―民間資金の活用

インフラ整備の推進のための最大の課題のひとつは資金調達である。インフラ整備事業は経済活動等の基礎を構築するものであるが、これへの投資自体は長期に及ぶリスクの高いものであり、民間資金の投資対象となり得ないものも多い。このため、従来は政府部門が、程度の差はあれ、海外からの公的資金支援等によって資金調達し、財政資金によって事業を実施してきた。

しかし、最近では、こうした政府の財政資金によるインフラ整備事業について、①公的部門による事業の実施は非効率を招く結果となることが少なくないこと、②政府の借入にも限界があること、③インフラ整備事業に関連した財政負担が大きくなり、財政の健全性を損なう結果となることが少なくないこと、といった問題が指摘されるようになり、民間部門によるインフラ整備事業の実施及び民間資金の活用が促進されるようになってきている。アジア諸国も例外ではなく、多くの国においてBOT方式等の民間資金を活用したインフラ整備プロジェクトの実施やインフラ関連事業を行う公営企業の民営化が増加している。今後の膨大なインフラ整備のための資金需要を展望すれば、これを全て政府部門で担うことは困難であり、効率的なインフラ整備・運営を促進する観点からも、電力や通信等インフラ整備事業の中でも収益を見込みやすく、民間部門が対応可能な経済インフラ分野については、民間資金の活用を図っていくことが重要である。

インフラ整備事業投資のためには大規模かつ長期の資金が必要であり、民間資金を活用する場合でも、国内貯蓄が十分でない途上国においては海外からの民間資金流入に依存せざるを得ない。プロジェクト・ファイナンス技術の発展によって民間資金の導入はより円滑化されてきているが、インフラ整備事業に海外から民間資金を誘引するためには、①健全なマクロ経済運営や財政面での強化によるカントリー・リスクの軽減、②法制度の整備や関係当局間の調整等の体制整備、③料金収入等収益の保証や紛争処理制度の確立による長期のコミットメントに対する民間主体の懸念の払拭、など当該国政府による投資環境の整備が不可欠である。

⑶　インフラ整備における政府の役割

インフラは本来公共財であり、市場原理に基づく民間部門によるインフラ整備事業にも限界があることには留意が必要である。資金面で民間部門の参入を図っていく場合であっても、インフラ整備事業において政府は引き続き重要な役割を果たしていかなければならない。

第１に、民間資金の活用が図りうる分野は、上記のように電力や通信等インフラ整備事業の中でも収益を見込みやすく、民間部門によって対応可能な経済インフラ分野に限られており、社会インフラ分野を始め多くのインフラ整備事業は政府部門による対応が必要である。また、経済インフラ分

野であっても、インフラ整備事業の収益は受益者たる当該国の一般民間主体の負担であることを考えれば、特に所得水準の低い国において一般的に高い収益を期待することは困難であり、民間資金の活用が可能な範囲はより限定的となり、政府の役割はより大きなものとなる。

第２に、民間資金の活用を図る場合であっても、当該国政府による関与は不可欠である。インフラ整備事業の収益源となる当該インフラの使用料金等は通常は政府により設定されているなど事業の成否が政府の政策に左右されることが一般的であり、民間資金導入のためには契約により政府が一定の収益を保証する等の政府の関与が求められる。また、個々のプロジェクトについては民間資金を導入した建設や運営を行う場合であっても、国全体やセクター全体のインフラ整備計画を描くのは政府部門であり、複数のプロジェクトの調整等この分野で政府の果たすべき役割は大きい。

第２節　日本に期待される諸方策

１．アジア諸国の金融・資本市場の整備に対する協力

⑴　国内金融・資本制度の整備に対する支援

アジア諸国は近年の経済発展に伴い金融・資本市場の整備を進めてきているが、進展状況は国毎に多様である。効率的な金融・資本市場の育成は各国の多様な資金需要への対応の基礎であり、各国の情勢に応じたきめ細やかな支援が必要である。

具体的には、我が国公的機関やアジア開発銀行等の国際機関によるセミナーの実施、研修生の受入れ、技術者の派遣やそれに対する支援等により、基礎的な業務から先端技術や法制度まで、各国の状況や需要に応じた幅広い技術支援を促進していくことが求められる。また、民間レベルの技術支援の活発化も望まれる。

⑵　アジア地域の金融・資本市場の連携強化

アジア諸国の「雁行型」経済発展は、域内での貿易取引の拡大等を通じて各国間の経済関係の深化を促し、我が国を含めたアジア地域の経済の一体化を進展させている。こうした動きに対応して、域内の資金の流れが活発化しつつあり、各国金融・資本市場が相互に緊密に連関する度合が増してきているなど、金融面での一体化も進展の兆しが見られる。このため、アジアの金融・通貨当局間の協調的な対応の重要性は近年ますます高まっており、アジア太平洋四市場会合やAPECの場等を活用しつつ、様々なレベルでの政策対話の強化等を通じたアジアの金融・通貨当局間の一層の関係緊密化が必要である。本年５月にはASEAN蔵相と我が国蔵相による非公式会議が始められ、さらには、来年３月にはAPEC蔵相会議の京都開催が予定されているが、これを実りあるものとするため各般の努力が求められている。

また、アジア地域の経済発展を牽引する我が国としては、アジアの地域レベルの金融・資本市場の発展を展望しつつ、アジア地域の金融・資本市場についてもそのネットワーク化のあり方や問題点の積極的な検討を始めるなどソフトなインフラの整備の推進についてリーダーシップを発揮して検討を行っていくことが期待される。なお、その際には、開かれたアジア地域の連携強化の観点から、国際的な調和に十分留意していく必要がある。

２．アジア諸国の安定的な資金調達に対する協力

⑴　開かれた東京国際金融市場等の整備

東京国際金融市場等に対するアジア諸国のアクセスを向上させることは、アジア諸国の資金調達に資するほか、我が国投資家の資金運用の効率化にも資するものである。こうした観点から、非居住者国内債に関してはこれまで順次規制緩和が実施され、アジア諸国・企業の起債が近年大きく増加するなど進展が見られる。非居住者国内債については、さらに96年１月より適債基準の撤廃が予定されており、一層の進展が期待される。株式市場については、91年12月の大阪証券取引所におけるカントリーファンドの上場開始や95年１月の東京証券取引所外国部の上場基準の緩和等により、アジア諸国・企業の我が国市場への直接・間接のアクセスが改善されてきており、アジア諸国・企業の資金調達における我が国市場の一層の活用が期待される。

また、本邦オフショア市場についても、より魅力的な市場とするための環境整備に一層努力していく必要がある。

⑵　対外投資の円滑化と円の国際化

我が国の民間主体が対外投資を行う上での最大のリスクのひとつは為替変動リスクである。我が国民間主体の対外投資の円滑化を図る観点からは、為替相場の安定によって為替変動リスクが軽減されることが強く望まれる。

為替が必ずしも安定しない状況においては為替変動リスクのヘッジが重要となる。近年の金融技術の発展は多彩なリスク・ヘッジの手法を生み出しており、そうした手法が様々な市場において適切に活用されるような環境の整備が求められている。本年４月の事業法人の外貨建海外預金に係る規制緩和や事業法人による海外取引所上場派生商品の直接取引に係る手続きの弾力化は、民間主体による為替変動リスクのヘッジを容易にするものであり、我が国民間主体の対外投資の円滑化が期待される。

また、我が国民間主体の対外投資の円滑化の観点からは円の国際化の進展も重要である。円の国際化は、我が国において急激な為替変動にも対応しうる経済体質を確立するとの観点から重要であるのみならず、我が国投資家が為替リスクのない円ベースの投資を行う機会を増やし、我が国民間主体の対外投資の促進に資する。94年１月の非居住者ユーロ円債の還流制限の緩和措置は最近の我が国の対外投資の回復のひとつの原動力となっている。96年１月に予定されている非居住者ユーロ円債の還流制限の撤廃措置も対外投資を促進することが期待される。こうした規制緩和措置等を通じた環境整備を進めることで、円の国際化が今後とも着実に進展し、我が国民間主体の対外投資が一層円滑化されることが望まれる。

なお、規制緩和の推進に当たっては、その前提として我が国民間主体の投資における自己責任原則の徹底を図ることが肝要である。

⑶　アジア諸国の中小企業等に対する支援

近年高い成長を達成したアジア諸国が持続的な発展を遂げるためには、民間企業の健全な発達が必要であるが、特に中小企業の育成は重要な課題である。すなわち、中小企業の育成は、①多くの雇用を創出し一国の経済活動の基盤の強化につながる、②都市部に比べて大企業が少ない地方部の振興、ひいては地域間格差是正に貢献する、③裾野産業の成長等重層的な産業発展を促し、経常収支構造の改善にもつながりうる、といった観点からアジア諸国のさらなる発展のために重要であり、我が国としても国際金融・資本市場にはアクセス困難な中小企業に対する資金の安定的な供給を図ることでアジア諸国経済の発展に積極的に貢献していくことが期待される。

中小企業等に対する資金供給の最大の障害は案件が少額であることに加えそのリスク評価が困難なことにある。このため、現地の金融機関の情報力や審査能力を活用したツー・ステップ・ローンによる資金供給が有効であり、こうした形態での我が国公的機関等による資金供給を強化していく必要がある。ただし、ツー・ステップ・ローンは、現地の金融機関に対する適切な技術支援とともに実施されれば、現地金融機関の育成にも資するものであるが、他方で現地金融機関による放漫な投融資につながるとのモラルハザードの問題を惹起するおそれもあり、その運用には十分留意が必要である。

また、近々実施予定の、インドの地方の中小企業を対象とした地方企業育成基金に対する海外経済協力基金の出資による支援は、現地の投資基金を活用した新たな形態の支援として注目される。

なお、中小企業に対する支援としては、上記のような資金供給による支援のほかに経営ノウハウ等に関する技術支援も重要である。特に、近年急速に市場経済化を図る社会主義国等においては、市場原理に基づく効率的な経営のノウハウを必要としており、我が国官民における積極的な対応が期待されている。

⑷　メキシコ型危機への対応

アジアの新興経済国等は近年国際金融・資本市場へのアクセスを向上させ、海外での資金調達を積極化しているが、その一方で当該国の経済は国際的な資金の流れの変

動の影響を直接的に受けるようになってきている。アジア諸国の資本市場が急激な資金移動を十分に吸収できるまでに発展するにはある程度の時間がかかると考えられることから、アジア諸国において急激な資金移動によって金融・資本市場に大きな変動が起こり、当該国への資金の安定的な流入が阻害される可能性をアジア諸国も懸念している。さらに、昨年末に始まったメキシコ通貨危機は、ひとつの新興経済国の市場の変動が国際的な資金移動に影響を及ぼし、多少なりとも他の市場へと波及することを明らかにしている。

世界の成長センターである新興経済諸国の市場の健全な発展と安定的な資金流入の確保は、今や世界経済の発展と世界の金融・資本市場の安定のために重要な要素となりつつある。こうした観点からは、国際通貨基金による各国との政策対話の強化を通じて早い段階から各国の経済情勢を把握し、必要な政策努力を促すとともに、急激な資金変動が発生した場合には国際通貨基金が中心となって迅速かつ大量の資金移動にも対応しうる適切な資金支援を行うといった国際的な枠組みの整備が求められている。

3．アジア諸国のインフラ整備に対する協力

持続的成長の基礎となるインフラの整備はアジア諸国にとって喫緊の課題であるが、その膨大な資金需要を国内で賄うことは困難であり、海外からの資金供給に大きな役割が期待されている。我が国としてもアジア地域を始め途上国のインフラ整備支援を重視し、これまでにも日本輸出入銀行や海外経済協力基金といった公的機関を通じた積極的な支援を行ってきており、引き続きこうした支援を行っていく必要がある。また、近年経済発展を遂げつつあるアジア諸国においては、インフラ整備の分野でも民間投資への需要が高まっており、こうした状況を踏まえた対応が重要となっている。

⑴　インフラ整備事業への民間投資の促進

アジア諸国のインフラ整備事業に対する我が国民間部門の積極的な投資が望まれている。アジア諸国の経済成長を背景とした受益者の負担能力の向上等によりインフラ整備事業の収益率が向上したことや、先進的なプロジェクト・ファイナンス技術等による投資リスク軽減の手法が発展してきたことなどによって、特に電力や通信といった分野のインフラ整備事業への投資が民間部門の視野に入ってきており、我が国企業・金融機関による投融資案件も出てきている。我が国金融機関が先進金融技術の創造的な活用等により、単に投融資を行うのみならず事業全体の総合調整において主導的役割を果たすことによって、我が国民間部門によるアジア諸国のインフラ整備事業に対する投資の一層の促進が期待される。

収益率の向上や金融技術の進展がリスクの軽減につながっているとは言え、インフラ整備事業への投資は、長期かつ大規模である等リスクが高く、さらには公共性が高い事業であるため当該国政府の政策の影響を受けやすいなど、民間部門のみでの対応は依然として困難であることが多い。したがってこうした分野では民間投資を促進するための触媒としての公的部門による支援が望まれる。

アジア開発銀行等の国際機関や我が国の公的機関といった公的部門によるインフラ整備事業への民間投資促進のための支援としては、効率的なインフラ整備計画の策定等のための技術支援のほか、より直接的に民間部門とともに具体的なインフラ整備事業への投資に参画し、質的・量的なリスクの補完を行う方法がある。

民業補完の観点からは、民間では受け入れがたい政治的リスク等を公的部門が負担するといった質的な補完が重要であり、日本輸出入銀行の保証機能等の積極的な活用が期待される。また、案件に応じ、世界銀行やアジア開発銀行の保証業務、諸外国の公的機関の保証機能等の利用も有効であり、適切な活用が望まれる。

一方、今後、規模が大きいインフラ整備プロジェクトが多数見込まれること等に鑑みれば、公的機関による量的補完の重要性も看過できない。なお、協調融資等の方法による量的な補完の場合であっても、公的機関の参加は投資先国政府との間での政策対話を可能にするため、政治的リスク等の

軽減に資する面もある。

⑵　インフラ整備プロジェクトへの投資基金の設立

インフラ整備プロジェクト実施のために大規模な資金を導入するためには民間金融機関等から融資等の資金を動員することが必要となるが、その前提として核となるエクイティ資金（株式発行や出資受入等により取得する資本金）の調達が不可欠である。こうしたエクイティ資金を円滑に供給しインフラ整備プロジェクトを促進する仕組みとして、インフラ整備プロジェクトへの投資基金の設立が考えられる。投資家にとっては基金を通じて複数の国の複数のプロジェクトへの投資を行うことによりリスク分散が図られるため、個別にはリスクの高いプロジェクトへの資金供給も可能となる。

こうした投資ファンドは、国際金融公社（IFC）やアジア開発銀行が参加しているアジア・インフラ・ファンド等既にいくつか設立されているが、我が国の豊富な資金供給力を背景としたアジア諸国のインフラ整備事業促進の観点からは、我が国主導のアジア諸国のインフラ整備事業に対する投資基金の設立も望まれる。なお、その際、投資基金に対して公的機関が参画することによって、民間部門の参加の促進が図られるとともに、投資先国との政策対話を通じた適正なインフラ整備の推進が可能となることから、我が国公的機関等の積極的な対応が期待される。

（出所）「変貌する国際的な資金の流れと日本の役割―多様なアジアへの日本の対応―」外国為替等審議会国際金融取引における諸問題に関する専門部会報告書、平成７年６月９日

11-79　国際金融取引における現代的展開と取引環境の整備
―外国為替管理制度の抜本的な見直しについて―（報告）

1996（平成８）年６月17日

要旨

１．国際金融取引の現代的展開

国際金融取引を取り巻く環境にどのような新たな動きが生じつつあり、どのような課題があるかとの観点から意見聴取を行った。

⑴　エレクトロニクス化の進展

クロスボーダー資金取引がリアルタイム化し、電子マネーの開発が進展している。迅速かつ安全な資金移動を可能とする市場環境等の整備と、取引実態の把握が課題である。

⑵　金融・資本取引のグローバル化と担い手の多様化

グローバル化の進展の結果、銀行以外の金融機関等が担う国際金融取引が増大している。国際金融取引の担い手の健全性を維持しつつ、効率的な資金取引等を可能とする制度整備が課題である。

⑶　デリバティブ取引の拡大とリスク管理の重要性の増大

複合的なデリバティブ商品の開発が進み、金融機関等のリスク管理態勢の整備が重視されている。時価主義会計やネッティングにかかる環境整備が課題である。

⑷　我が国事業法人の海外展開と財務管理のグローバル化

事業活動の海外展開に伴い、海外金融子会社において、子会社間のクロスボーダー、マルチカレンシー取引の集中決済等が行われている。国内企業を一方当事者とする取引についても、効率的な決済を可能とする制度整備が課題である。

⑸　円の国際化と決済リスクへの対応

海外における決済通貨としての円の利便性を高めるための更なる制度整備、円に関する決済システムの一層の整備が課題である。

２．諸外国の対応と制度的枠組み

諸外国は、どのような外国為替管理制度の枠組みの下でこれらの現代的展開に対応しているかとの観点から、米・英・独・仏における出張調査を行った。

⑴　電子マネーに対する考え方、取り組み

クロスボーダー取引、マルチカレンシー取引が自由であることを前提に、電子マネーの開発が進んでいる。ただし、マネーローンダリングの防止、金融政策との関係等について、なお検討を要する状況である。

(2)　各国の基本的法制

米国は個別法により有事規制を実施しており、平時の為替管理は行っていない。欧州各国は、我が国の外国為替及び外国貿易管理法に相当する基本法を残しつつ、平時の為替管理の撤廃を進めてきた。

(3)　有事規制

各国とも、経済制裁等のため、あるいは短期資本の急激な移動に対応する等のために有事の際に取引を規制しうる規定を有している。

(4)　外国為替業務の担い手

多くの国において預金及び為替取引は銀行専業となっている。外国通貨の売買業務について、マネーローンダリング防止の観点から、資格要件を定める動きがある。また、欧州では、通貨等のデリバティブ取引について、顧客保護や金融システムの安定の観点から、業として行う者に資格要件を求めるための制度を整備中（英国は導入済。）。

(5)　その他の取引規制

欧米諸国では、マネーローンダリング防止法等によっても、対外取引を利用した不正取引の禁止、金融機関の確認義務等を広範に規定している。

(6)　報告制度

多くの国では、統計作成目的から、銀行を通じない取引についても取引者に報告義務を定めており、義務違反には罰則を定めている。欧州各国では、報告のペーパーレス化、ワンライティング化が進んでいる。

3．検討課題

(1)　国際金融取引の環境整備に関する指摘は様々な分野にわたるが、当審議会としては、外国為替管理制度の主要な論点を整理し、規制緩和の在り方を検討することが重要と考える。

(2)　現行の外国為替管理制度は有事規制・平時自由を基本としつつ、資本取引等について許可・届出制度を設けている。また、外国為替公認銀行を外国為替業務の担い手とし、有事規制の効果的発動の手段としている。かかる枠組みの下で、種々の規制緩和を弾力的に実施してきた。

(3)　しかし、欧米諸国が対外取引規制を急速に自由化する中で、我が国金融・資本市場の活性化を図るため、対外取引規制の抜本的見直しが急務となっている。平時の許可・届出義務の大幅な削減や、外国為替業務の健全性を維持しつつその担い手の拡大を図ることにより、欧米先進諸国並みの自由な対外取引環境を整備する必要がある。

4．外国為替管理制度の抜本的な見直しについて（基本的な考え方）

(1)　許可・届出制度

一般の取引当事者（エンド・ユーザー）が行う平時の資本取引・対外決済は、一部の直接投資を除き、事後報告制度に移行し、許可・届出制度を廃止することが適当である。

(2)　いわゆる有事規制について

経済制裁等あるいは国際経済環境の急激な変動等の事態に対して緊急避難的に対応するために、平時の規制を極力避けつつ、為替管理（有事規制）を効果的に実施しうるメカニズムを確保する必要がある。

(3)　外国為替業務の担い手の要件等

外国為替業務のうち、預金業務や為替取引など銀行専業のものを除く一定の資本取引（注）を営業として行うことについては、我が国市場の活性化等の観点から、要件及び監督の枠組み等を整備した上で、外国為替公認銀行以外の新たな担い手の参入を積極的に認めるべきと考えられる。ただし、監督を要する「営業」の範囲、参入の要件や監督の具体的内容については引き続き検討を要する。

(注) 次のような取引が考えられる：

- 非居住者との間の対外支払手段又は債権の売買
- 居住者との間の対外支払手段又は外貨建て債権の売買
- 対外貸付け又は外貨建て貸付け

(4)　報告制度

外国為替及び外国貿易管理法の種々の政策目的の観点から、的確に取引の実態を把握する必要があるため、一般の取引当事者ないし業務の担い手から求める報

告は必要な限度において法律上の義務とし、違反には罰則を適用しうるようにすることが適当である。また、市場の利用者利便に資するため、取引の動向を適切な形にとりまとめ積極的に発表することが望まれる。さらに、報告負担緩和のため、報告の整理統合等の検討も望まれる。

(5) 通貨主権

通貨主権に基づく規制を平時に行わずとも、我が国経済に悪影響が出ることは考えにくい。非居住者ユーロ円債の発行や居住者間の外貨建て取引にかかる許可制度も廃止し、事後報告制度に移行することが適当である。

(6) 電子マネー

我が国において電子マネーが効率的かつ安全な取引手段として導入されうるよう、ソフト面での開発者サイドの検討に合わせ、諸制度の関連をも視野にいれた全般的な制度面での環境整備についての検討を進めることが適当である。

(7) その他の検討課題

イ．外国為替取引のコスト軽減のため、事務の外部委託等を弾力的に認めることを検討することが適切である。

ロ．オフショア市場について、取引対象に証券を加えることができるようにするなど一層の環境整備を検討することが適切である。

5．むすび

外国為替管理制度の抜本的な見直しによる我が国金融・資本市場の一層の活性化は喫緊の課題である。必要な検討を早急に開始し法律改正を含む所要の措置を講ずることが適当である。

（出所）『国際金融年報　平成８年版』（平成９年３月31日）274–275ページ

11–80　外国為替等審議会「外国為替及び外国貿易管理法」の改正について ―我が国金融・資本市場の一層の活性化に向けて― （外国為替等審議会答申）

1997（平成９）年１月16日

平成９年１月16日

大蔵大臣　三塚博　殿

外国為替等審議会
会長　平岩外四

答申書

平成８年９月12日付蔵国第5430号をもって諮問のあった「外国為替及び外国貿易管理法」の改正に関する当審議会の意見を別紙のとおり答申します。

平成９年１月16日

通商産業大臣　佐藤信二　殿

外国為替等審議会
会長　平岩外四

答申書

平成８年９月12日付８貿第716号をもって諮問のあった「外国為替及び外国貿易管理法」の改正のうち、貿易関係貿易外取引等に係る部分に関する当審議会の意見を別紙のとおり答申します。

外国為替等審議会委員名簿

会長	平岩　外四	（東京電力相談役）
会長代理	飯田　経夫	（国際日本文化研究センター教授）
委員	青井　舒一	（東芝相談役）
	大場　智満	（国際金融情報センター理事長）
	川上　哲郎	（住友電気工業会長）
	行天　豊雄	（東京三菱銀行相談役）
	児玉　幸治	（商工組合中央金庫理事長）
	鈴木　政志	（日本証券業協会会長）
	須田　美矢子	（学習院大学経済学部教授）

	橋本　俊作	（全国銀行協会連合会会長）
	福井　俊彦	（日本銀行副総裁）
	福田　千世子	（弁護士）
	松尾　好治	（共同通信社論説顧問）
	室伏　稔	（日本貿易会会長）
	保田　博	（日本輸出入銀行総裁）
特別委員	池浦　喜三郎	（日本興業銀行相談役）
	大澤　弘之	（科学技術会議議員）
	金子　宏	（学習院大学法学部教授）
	河合　良一	（小松製作所相談役）
	新開　陽一	（大阪国際大学政経学部教授）
	布施　道夫	（経済評論家）

はじめに

当審議会において、昨年６月に外国為替管理制度（以下「外為制度」という。）の抜本的見直しについて報告書をとりまとめたが、さらにこれを踏まえ、９月以降、外国為替及び外国貿易管理法（以下「外為法」という。）の改正について法制特別部会を中心に審議を行った。また、11月の金融システム改革（東京（日本版）ビッグバン）についての内閣総理大臣による大蔵大臣及び法務大臣への指示並びに関係審議会への要請を踏まえ、2001年までに、我が国の金融市場をニューヨーク・ロンドンと並ぶ国際的な金融市場として復権させるとの観点から、さらに検討を深めた。

外為制度の抜本的見直しは、金融システム改革のいわばフロントランナーとして位置づけられるべきものであり、これが成功裏に実施されることにより、後に続く金融システム改革全体の流れに好ましい影響を与えるものと確信している。このような認識の下、当審議会は、21世紀を見据えた外為制度のあり方について、以下のとおり、基本的な考え方と具体的方策を答申する。

Ⅰ．外為管理制度の抜本的見直しの背景と基本的考え方

１．金融・資本取引のグローバル化への対応

情報・通信技術の急速な発達やデリバティブ取引の拡大等を背景として、金融・資本取引のグローバル化が進展している。これに伴い、我が国の金融業はもとより、金融システムそのものが熾烈な国際競争にさらされており、国内の金融・資本取引がより利便性の高い海外市場にシフトする傾向がみられる。

国際金融センターに期待される役割は、より低いコストで、内外の資金需要者に対して円滑に資金を供給するとともに、内外の投資家に対して十分な資金運用の場を提供することにある。東京市場がニューヨーク・ロンドンと並ぶ国際金融センターとして再生するためには、世界に共通するグローバル・スタンダードに沿った制度の整備を行う必要がある。これにより、東京市場は我が国の個人、企業のみならず、海外の個人、企業にとっても魅力のある市場に生まれ変わるものと期待される。

内外資本取引等の自由化により、内外市場の一体化が図られ、我が国の金融システムと海外の金融システムとの直接的な連動が強まることになるが、このことによって、金融システム改革の流れが加速し、ひいては東京市場全体のグローバル化・活性化につながるものと期待される。

２．市場原理を基軸とした自由な対外取引環境の整備

我が国の外為制度の歴史は、戦前の資本逃避防止法制定にまで遡るが、現行の外為法は1949年に制定され、1980年の法改正において、現在のような内外取引を原則自由とする法体系に改められた。

このような我が国の外為制度は、1980年当時においては、欧州諸国よりもむしろ自由化の進んだ為替管理制度であったが、1980年代後半に欧州各国で、EU統合に向けて内外取引の急速な自由化が進められた結果、現状では、欧米先進諸国と比較して相対的な自由化の遅れがみられる。

即ち、現行の外為制度は、内外取引を原則自由としているが、いわゆる為銀主義の下、外貨売買や通貨関連のデリバティブ取引等を指定証券会社が行う一部の取引を除き、外国為替公認銀行（以下「為銀」という。）に集中させており、外国為替業務（以下「外為業務」という。）の担い手を為銀に限定している（外国為替公認銀行制度）。

一方、個人や企業が為銀を経由しない取引を行う場合には、事前の許可・届出が義務づけられている。

このような外国為替公認銀行制度は、取引の実態把握、外国為替市場（以下「外為市場」という。）の発展に一定の役割を果たしてきたが、金融機関や事業法人等の活動がグローバル化する中、ビジネス・チャンスを逸することなく、内外取引を迅速に行うことが、企業の国際競争力向上には不可欠となっており、事前の許可・届出は、こうした迅速な取引等の阻害要因の一つとなっている。

市場原理を基軸とした自由な市場を実現するためには事前の許可・届出制度を廃止し、外為業務を営業として行う場合も含めて自由で迅速な内外取引が行えるよう、欧米先進諸国並みの対外取引環境の整備を図る必要がある。

3．国際的要請への対応と信頼される市場の確立

内外資本取引等や外為業務が自由化された後においても、対応していくべき課題がある。

自由に取引される市場においては、市場メカニズムが有効に働くとともに、自己責任原則に基づく公正な取引が確保される必要がある。このためには、市場の実態把握のための報告データを市場に還元するなど、取引者が市場について十分な情報を得て、適切な判断を行うことができるよう環境整備を図ることが適当である。

また、国際的な資金の流れの的確な把握や国際収支統計の作成は、我が国経済の適切な運営を行っていく上から必要であるのみならず、国際的な協調の下で、国際金融・資本市場の安定を図っていく上でも重要であり、効率的かつ実効性のある事後報告制度を整備することが適当である。

さらに、冷戦後の国際情勢は必ずしも安定したものではなく、地域紛争の深刻化等を背景として、国際連合安全保障理事会決議等に基づく経済制裁等を発動するケースが増加している。内外の資本取引等が自由化される下で、我が国が国際的責務を的確に果たすためには、国際情勢に対応して経済制裁等を機動的かつ効果的に実施し得るメカニズムを確保する必要がある。

こうした取り組みが総合的に行われることによって、我が国及び我が国の国際金融市場に対する国際的信認が引き続き確保されることが期待される。

Ⅱ．東京市場の活性化のための具体的方策

1．内外資本取引等の自由化

企業や個人が、自由に海外の企業や個人と資本取引､決済等を行うことができるよう、一部の直接投資や経済制裁等の場合を除き、事前の許可・届出制度を廃止すべきである。

これにより、例えば、海外預金の保有による輸出入代金等の決済や、マルチネッティング等の決済が自由となり、資金決済の一層の効率化が図られる。同様に、居住者、非居住者を問わず、あらゆる取引相手との間で、外貨売買、先物予約、通貨スワップ・オプション等の取引を自由に行うことができるようになり、グループ内企業の為替リスクの集中管理や顕客ニーズへの的確な対応等が可能となる。

2．外国為替業務の自由化と外国為替公認銀行制度等の廃止

⑴　戦後、我が国経済が急速に国際化する過程で、外国為替公認銀行制度は外貨の有効活用や外為市場の健全な発展等において中心的な役割を担ってきた。また、取引の実態把握や取引の適法性の確認等を通じて、外為法の法目的の達成にも大きく貢献してきた。

しかし、近年の金融・資本取引のグローバル化等を背景として、各国金融市場間の競争が激化している状況の下で、東京市場を国際的に魅力のある市場とするためには、市場への参入・退出を自由とし、市場参加者の自由な活動を確保するなど、効率的で厚みのある市場とすることが求められている。

従って、東京市場の活性化を図るため、外為法においては外為業務の規制は行わないこととし、市場参加者が外貨売買や通貨関連のデリバティブ取引等の外為業務を等しく自由に行えるようにするとともに、外国為替公認銀行制度は廃止する

ことが適当である。また、これとあわせて、指定証券会社制度、両替商制度も廃止することが適当である。

これらにより、外為業務に着目した規制が撤廃され、あらゆる市場参加者の自由な活動が可能となるとともに、外為業務への自由な参入・退出が確保されることとなる。これは、銀行等の国際競争力のより一層の向上に資するとともに、市場への新たな参入者の拡大や市場の厚みの増大をもたらし、東京市場を活性化させるものである。

(2) 外国為替公認銀行制度を廃止し、外為業務を自由化した後においては、銀行が行う外為業務に関連する経営の健全性等の確保は、銀行法等の関連する法規の下で適切に行われることが必要である。また、銀行以外の外為業務を行う者についても、関連法規に従いディスクロージャー等が適正に行われ、市場のチェック機能が自己責任原則の下で有効に働くこと等を通じ、健全な市場参加者として活動していくことが期待される。

外為業務に関連する投資家保護や不公正取引の防止についても、市場のチェック機能や既存の法的枠組みの中で対応することとなるが、将来の問題として、情勢の変化に対応した何らかの環境整備が検討課題となろう。

(3) 為銀の国際的信用の維持や本邦通貨の急激な変動防止を図る上で、いわゆる持高規制は重要な役割を果たしてきた。このうち国際的信用の維持、即ち銀行の健全性の観点からの規制については、バーゼル銀行監督委員会の市場リスク規制の導入に伴い、今後は、銀行法等の関連法規の下で適切に確保されるべきものであり、外為法で規制する必要性は低下していると考えられる。

他方、本邦通貨の急激な変動防止の目的は、依然として大きな重要性を持つと考えられるが、外為市場の急速な拡大やグローバル化が進展していることにかんがみれば、持高規制の相場安定機能は限定的であり、今後は、各国通貨当局との協調や為替市場介入等による対応が中心となるべきとも考えられる。このため、常時持高規制を実施することはこれを廃止することが適当である。

3．事後報告制度の整備

(1) 新しい外為制度の下でも、対外取引の正常な発展や外国為替相場の安定などの法目的を達成するためには、市場参加者から報告を求め、国際収支統計や対外資産負債残高統計等の作成や市場動向等の的確な把握を行う一方で、国際金融取引の動向など市場参加者に必要な情報を積極的に市場に還元し、市場メカニズムの円滑化を図る必要がある。さらに、国際的な資本取引等の実態をフロー、ストックの両面において一層的確にマクロ的な把握をするため、統計内容の充実を求める要請が国際的に高まっているところである。こうした国内外の要請に応えるため、内外資本取引等に関する効率的かつ実効性のある事後報告制度を整備することが適当である。

(2) 事後報告制度に移行するに際しては、報告負担を軽減する観点から、現行報告も含め全ての報告についてその必要性を見直し、必要度の低いものは廃止するなど思い切った整理・統合を行うとともに、内容の簡素化・ペーパーレス化など、報告の簡素・合理化に努める必要がある。

(3) また、外為業務を行う銀行、証券会社等やとりまとめて報告することを希望する者は、取引一件ごとの報告に替えて、一定期間の取引をとりまとめて報告できることとするとともに、そのような者が取引の相手方となる場合や取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合には、当該取引を行う者は報告義務が免除されるよう制度の整備を図る必要がある。

(4) さらに、事後報告制度の実効性を確保するためには、取引者等が確実に報告を行うよう報告制度の周知に努めるなど環境整備を行うとともに、欧米先進諸国と同様に、法目的を達成する上で必要な報告を法律上の義務として規定し、報告義務違反に対する罰則制度を維持することが適当である。

4．経済制裁等の国際的要請への対応

⑴　経済制裁等を適切に実施していくことに対する国際社会の要請は、冷戦後の国際関係の中で一層強まっており、許可・届出制を廃止した後においても、我が国が国際社会の一員としての責務を的確に果たすためには、国際情勢に対応して、経済制裁等を機動的かつ効果的に実施し得るメカニズムを確保することが必要である。

また、経済情勢の急激な変動に対する緊急避難的対応を可能とする制度については、引き続き維持することが適当である。

⑵　経済制裁等を発動する際には、特定国への送金等についてその取引当事者に許可等の義務を課すこととなるが、我が国が国際社会における責務を的確に果たしていくためには、取引当事者がまず自己の責任でその義務を遵守することが求められる。また、円滑に実施されるようその周知を図るとともに、行政においても適切な対応ができるようにしておくことが必要である。

⑶　経済制裁等を効果的に実施するメカニズムとしては、他人のために送金を業として行う銀行等の目で資金の流れをチェックする仕組みを設けることが必要であり、現行法第12条の確認義務を経済制裁等の実効性確保のための義務に改変し、その一定水準の義務の履行を行政として引き続き確保できるようにする必要がある。

⑷　国際的なマネーローンダリング防止等に対する国際社会の要請の高まりを踏まえ、高額の支払手段等の輸出入について、税関に対し事前に報告する制度を導入することが適当である。また、その他の対応として、クロスボーダーのマネーローンダリング等を防止するため、高額の海外送金や両替について、銀行や両替を業とする者等に本人確認を求める等の方法が考えられる。なお、税務当局等関係当局においても、適切な対応について検討する必要があろう。

5．直接投資

⑴　対外直接投資

今般の外為制度の見直しの目的が、対外取引のコスト増要因となっている許可・届出を原則廃止し、欧米先進諸国並みの自由な対外取引環境を整備することにあることにかんがみ、以下のような方向で、対外直接投資に関する制度を見直すことが適当である。

イ．制限業種以外の一般業種（経済制裁対象国で行う事業を除く）については、事前届出制を廃止し、資本取引一般と同様、事後報告制に移行する。

ロ．制限業種等についても、我が国の側で規制することの必要性の有無、規制することが国際的に見ても十分に合理性を有するか否か等の観点から見直しを行い、銀行が行う投資や銀行業に対する投資、真珠養殖業や繊維製品の製造業又は加工業に対する投資等について事前届出制を廃止するなど、規制の対象を必要最小限に限定する。

⑵　対内直接投資

対内直接投資については、1992年の外為法の改正により、原則事後報告・一部審査付事前届出制に移行したところであるが、昨年３月に閣議決定された規制緩和推進計画改定やOECDにおける議論等を踏まえつつ、今後とも引き続き、一層の自由化を図っていく必要がある。

6．その他

⑴　電子マネー

電子マネーは、取引コストを低減し利用者利便を向上させる新たな手段として国際的に関心が高まっており、我が国でも銀行界を中心にそのスキームの検討や実験が開始されるようになってきた。将来、クロスボーダー、クロスカレンシー取引においても大きな発展の可能性を有することから、決済制度及び金融制度との関係のみならず、国際金融取引の安全性、公正性等の観点から、金融制度調査会及び外国為替等審議会共同の「電子マネー及び電子決済に関する懇談会」等において検討が進められており、今後の成果が期待される。

上記の検討状況を踏まえ、電子マネーによるクロスボーダー取引のあり方に応じた報告制度の整備など、今後さらに検

討を行うことが適当である。

⑵　**オフショア市場の一層の活性化**

東京オフショア市場については、我が国金融・資本市場の活性化を図る観点から、現行オフショア市場の仕組みの整備を図るとともに、取引対象に証券を加えることができるようにするなど一層の環境整備を引き続き検討することが適当である。

⑶　**その他**

その他所要の規定の整備等を行う。

Ⅲ．結語

本審議会は、以上のように外為法の改正について基本的な考え方と具体的方策をとりまとめた。今後、本答申を踏まえ、外国為替及び外国貿易管理法の改正法案をとりまとめ、早期に国会に提出されることを強く希望する。

さらに、本改革により内外の金融システムの一体化が一層強まり、我が国金融システム全般の改革が促進されるものと期待する。

（出所）外国為替等審議会答申「『外国為替及び外国貿易管理法』の改正について―我が国金融・資本市場の一層の活性化に向けて―（外国為替等審議会答申）」平成９年１月16日

11-81　外国為替及び外国貿易管理法（外為法）改正

１．外国為替及び外国貿易管理法改正の経緯

平成８年９月12日、大蔵大臣及び通商産業大臣より外国為替及び外国貿易管理法改正に関する諮問が外国為替等審議会（平岩外四会長）になされた。これを受けて、同審議会において法制特別部会（大場智満部会長）が設置されて、法改正に関する検討が進められた。また同年11月に橋本総理によりなされた我が国金融システムの改革に関する指示において、その具体的検討項目として「自由な内外資本取引（外国為替公認銀行主義の撤廃）」が掲げられたことを受け、さらに検討が進められた。このような検討を経て、平成９年１月16日に外国為替及び外国貿易管理法の改正に関する答申が大蔵大臣及び通商産業大臣に提出され、法制化作業が進められた結果、改正法案は３月４日に閣議決定され、同日国会に提出された。

国会における審議は、４月３日の衆議院本会議における趣旨説明から始まり、衆・参の質疑は両大蔵委員会合わせて35時間（外に参考人陳述等各３時間）に及び、５月16日の参議院本会議で改正法案が可決・成立し、５月23日に公布された。

その後、関係政省令の整備を経て、平成10年４月１日、外国為替及び外国貿易法（改正外為法）が施行された。

２．改正外為法の概要

別紙１のとおり。

３．改正外為法に基づき行う事務

⑴　報告関係（報告制度の概要は別紙２参照）

外国為替及び外国貿易管理法改正により、内外資本取引等に係る事前の許可・届出制度が原則廃止され代わって事後報告制度が法目的を達成するための重要な柱の一つとして位置付けられることとなった。

具体的には、支払等の報告、資本取引の報告、外国為替業務に関する事項の報告などが、国際収支統計の作成や市場動向の把握等の目的のため徴求されているが、報告者の負担軽減や二重徴求を避けるための配慮がなされている。

⑵　経済制裁関係

①　改正外為法では、「国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき」というこれまでの発動要件のほかに、国際的要請を踏まえ経済制裁を機動的に実施するため「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」との発動要件が新たに追加された。

②　現在、当省関係では以下の国等に対する制裁措置を実施している。（別紙３参照）

イ．国際約束の誠実な履行として安全保障理事会決議に基づき実施しているもの

・イラク（平成２年８月発動）

・アンゴラ（平成５年10月発動、平成

９年11月・平成10年８月追加発動）

ロ．国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため実施しているもの

・ミロシェヴィッチ前ユーゴースラヴィア大統領等（平成10年８月）

③　外国為替及び外国貿易管理法改正時の国会附帯決議に基づき、平成10年４月以降、外国為替及び外国貿易法に基づき経済制裁を実施した場合には国会へ報告することとされている。（別紙４参照）

本件附帯決議を受け、平成10年８月のユーゴースラヴィア・セルビアに対する制裁及びアンゴラに対する追加制裁実施について国会報告を行っている。

④　更に、その後、以下の国に対する経済措置の解除又は一部見直しを行ったが、当該解除等に当たっても上記国会の附帯決議の精神を踏まえ、国会報告を行っている。

・リビアに対する制裁措置の解除（平成12年５月）

・イラクに対する制裁措置の一部見直し（平成12年12月）

・ユーゴースラヴィア・セルビアに対する制裁措置の解除（平成12年12月）

(3)　支払手段等の輸出入の届出

今回の外国為替及び外国貿易管理法改正により、新たに一定金額を超える現金等の支払い手段等を輸出入する場合の届出制度が設けられた。具体的には、100万円相当額を超える現金や小切手等、又は１キログラムを超える金の地金を携帯して輸出入しようとする場合には、出入国時に空港等にある税関への届出義務を課している。

(4)　直接投資等

対外直接投資について、改正前の外国為替及び外国貿易管理法ではすべての審査付事前届け出制であったが、改正外為法では、一部の事業（漁業、皮革又は皮革製品の製造業、武器製造業、武器製造関連設備製造業、麻薬等製造業）又は一部の地域（具体的な対象地域は現在定められていない）に対するものを除いて事後報告制となった。

（注）対内直接投資等については、平成４年の外国為替及び外国貿易管理法改正により、一部の業種（国の安全等に係るもの）又は我が国との間で対内直接投資等に関し条約その他の国際約束がない国からのもので相互主義の観点から規制するものを除き、事後報告制となっている。

(5)　立入検査

改正前の外国為替及び外国貿易管理法では外国為替公認銀行の国際的信用の維持のため、資産の健全性確保等の観点から立入検査を実施してきたが、改正外為法では経済制裁等の実効性の確保のため、外国為替業務を行うものを対象とした立入検査を実施することとなった。

検査項目は以下のとおり。

①　経済制裁等のための規制の遵守状況

条約その他の国際約束を誠実に履行するため、また国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため発動する、経済制裁等のための規制の実効性を確保するため、その遵守状況を検査する。

②　銀行等の確認義務の遵守状況

業法上為替取引を行うことができる銀行等に課している、経済制裁国向け取引等に係る支払等に関する確認義務の遵守状況を検査する。

③　特別国際金融取引勘定に関する規定の遵守状況

預金受け入れ金融機関が大蔵大臣の承認を受け開設した特別国際金融取引勘定について、その経理処理や取引の相手方の非居住者性の確認等についての規定の遵守状況を検査する。

④　本人確認義務の実施状況

銀行等又は両替業務を行う者に課している顧客の本人確認義務の実施状況を検査する。

（別紙１）
外国為替及び外国貿易管理法の改正について

外国為替及び外国貿易管理法改正の目指すべきもの

○　対外取引におけるグローバル・スタンダードの実現
○　外国為替業務の完全自由化による市場の活性化

１．外国為替及び外国貿易管理法改正の背景

○　国際金融取引のグローバル化・エレクトロニクス化の進展
○　欧米先進諸外国における外為制度の自由化の進展、アジア市場の台頭による競争の激化
○　思い切った規制緩和を通じた我が国金融・資本市場の一層の活性化、空洞化懸念への対応
○「経済の基礎をなす金融システム改革」（日本版ビッグバン）の必要性
　―　ニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際的な金融市場として復権
　―　外為制度改革はそのフロントランナー

２．外国為替及び外国貿易管理法改正の主な内容

○　内外資本取引等の自由化
　事前の許可・届出制度の原則廃止。
　→企業や個人が自由に海外の企業や個人と資本取引、決済等を行うことができるようになった。
○　外国為替業務の完全自由化
　外為制度、指定証券会社制度、両替商制度を廃止し、外国為替業務に着目した規制を撤廃することで、外国為替業務への自由な参入、退出を確保。
　→銀行等の国際競争力のより一層の向上に資するとともに、市場への新たな参入者の拡大や市場の厚みの増大をもたらし、東京市場の活性化が期待される。
○　事後報告制度の整備
　新しい外為制度の下でも、引き続き、国際収支統計の作成、市場動向の的確な把握等のため、内外資本取引等に関する効率的かつ実効性のある事後報告制度を整備。
○　経済制裁等の国際的要請への対応
　国際的な要請に応じて、経済制裁等を機動的かつ効果的に実施し得るメカニズムを確保。

外国為替及び外国貿易管理法の改正について（主な例）

項　目	改正前	改正後
居住者の海外預金	○許可制 （・２億円相当額以下のポートフォリオ投資用外貨預金は許可不要 ・機関投資家による証券売買の決済用口座は包括許可）	○企業や個人が海外の銀行に自由に預金口座を開設し、その口座を通じて取引代金等の決済を行うことが可能となった。
対外貸借	○届出制 （・１億円相当額以下は届出不要 ・保険会社による円建対外貸付は届出不要の指定）	○海外から直接資金を借り入れたり、海外に直接資金を貸し付けたりすることが自由にできるようになった。
居住者間の外貨建取引	○許可制 （・指定証券会社が対外証券投資等に伴い行うものは包括許可）	○国内企業間の取引を外貨建で決済することが自由となった（例えば、輸出代金を外貨で受け取り、当該外貨をそのまま輸入代金の支払に充てることが可能となった。）。 ○海外旅行から持ち帰った外貨を個人間で交換することや、外貨による国内での買い物が自由となった。
クロスボーダーの証券売買	○届出制 （・１億円相当額以下は届出不要 ・機関投資家は届出不要の指定）	○国内投資家が、海外の証券会社等から直接債券や株式を購入することが自由となった。 注）勧誘を伴う取引については、外証法によって規制されている。
特殊な（＝銀行等を通じない）決済	○許可制 （・企業内グループのネッティング（交互計算）は包括許可）	○相殺、マルチネッティング等の銀行を通じない決済を自由に行うことができるようになった。
外国為替業務	○認可を受けた外国為替公認銀行に限定	○外国為替業務に着目した規制を撤廃（外国為替公認銀行制度を廃止）したことで、外国為替業務への自由な参入、退出を確保。
両替業務	○認可を受けた両替商に限定	○誰でも自由に両替業務ができるようになった。

（注）その他、100万円を超える現金などの支払い手段等の持ち出し、持ち込みについて、新たに税関への届出制が導入された。

（別紙２）

報告制度の目的及び各種報告の位置づけ

目的		主として利用する報告	利用する報告の事項	備考
国際収支統計の作成		支払等の報告	○支払等の相手国、目的、金額	・外国為替業務の報告により報告される事項は原則支払等の報告を免除 ・小規模の支払等については支払等の報告を免除
		外国為替業務の報告	○外国為替業務に係る利子、配当金、手数料等の支払及び受取額 ○証券の取得、処分に係る証券の種類別の額 ○貸付け及び借入れに係る相手国別の額	
市場動向の把握		資本取引の報告	○資本取引の額、条件	・外国為替業務の報告により報告される事項は原則資本取引の報告を免除 ・小規模の資本取引については資本取引の報告を免除
		外国為替業務の報告	○外国為替業務に係る資金の運用及び調達の残高 ○外国為替業務に係る利子、配当金、手数料等の支払及び受取の状況 ○証券の取得、処分の状況 ○貸付け及び借入れの状況 ○対外支払手段の売買の状況	
その他				
	本人確認の実施状況の把握	銀行等の本人確認の実施状況の報告	○本人確認の未済件数	

（別紙３）

国際連合安全保障理事会決議等に基づく経済制裁の内容比較
（特に注記のない限り、国際連合安全保障理事会の制裁決議に基づき実施）

対象国（実施時期）	経済制裁発動原因	実施状況	支払・資本取引（財務省・経済産業省）		貿易取引（経済産業省）	役務取引等（財務省・経済産業省）	
			支払規制（資産凍結）	投・融資規制	輸出入規制	役務取引規制	仲介貿易規制
イラク（平成２年８月）	クウェート侵攻	実施中	実施	実施	実施	実施	実施
（平成12年12月）			実施（渡航関係費用等を除外）	実施	実施	実施	実施
アンゴラ（平成５年10月）	アンゴラ内戦	実施中	—	—	輸出規制（武器・石油・石油関連資材）	—	実施（武器・石油・石油関連資材）
（平成９年11月）			—	—	輸出規制（航空機関連）	実施（航空機関連技術・保険）	輸出規制（航空機関連）
（平成10年８月）			実施	実施	輸出規制（車両、船舶、鉱業用機材等）輸入規制（ダイヤモンド）	実施（陸海上輸送）	実施（車両、船舶、鉱業用機材）
ユーゴスラヴィア（平成10年３月）	コソヴォ問題	実施中	—	—	輸出規制（武器）	—	実施（武器）
ユーゴスラヴィア、セルビア（平成10年８月）		平成13年２月１日解除	実施（注１）（ユーゴ政府、中央銀行、セルビア政府の預金）	実施（注１）（セルビア向け対外直接投資）	—	—	—
ユーゴスラヴィア（セルビア）（平成13年２月）		実施中	実施（注１）（ミロシェヴィッチ前大統領及び関係名義の預金）	—	—	—	—
タリバーン（安全保障理事会決議：平成11年10月）	国際的テロ行為への関与（国際的テロリストの保護）	外務省、経済産業省と検討中					

（注１）平成10年の外国為替及び外国貿易管理法改正による新発動要件（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため）に基づく規制。
（注２）エティオピア、エリトリア、シエラレオーネ、リベリアについても、安全保障理事会決議に基づき経済制裁を行っているが、制裁内容は武器等の輸出規制であり、財務省関係はなし。

衆・大蔵委における外国為替及び外国貿易管理法附帯決議

（平成９年４月22日）

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一
一　略
一
一

一　政府は、我が国が締結した条約等の国際約束を誠実に履行するため、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、本邦からの海外送金、資本取引等をしようとする者に主務大臣の許可を受ける義務を課した場合は、速やかにその理由を公表し、国会に報告すること。

参・大蔵委における外国為替及び外国貿易管理法法附帯決議

（平成９年５月15日）

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一
一　略
一

一　経済制裁のため本邦からの海外送金、資

本取引、外国貿易等をしようとする者に主務大臣の許可等を受ける義務を課した場合は速やかにその理由を公表し、国会に報告すること。

我が国の為替管理政策の変遷

年	内　　容
昭和６年	金輸出再禁止（金本位制停止）、兌換停止
昭和７年	資本逃避防止法制定
昭和８年	外国為替管理法制定（「外国為替銀行制度」の導入）
昭和11年	大蔵省令により貿易為替管理を開始
昭和16年	外国為替管理法改正（戦時体制へ移行）
昭和20年	GHQの全面管理
昭和22年	民間貿易の一部再開
昭和24年	単一為替レートの設定　１ドル＝360円
	「外国為替及び外国貿易管理法」（外為法）の制定
昭和25年	「外資に関する法律」（外資法）の制定
昭和27年	IMF、世界銀行に加盟
	外国為替管理委員会の廃止、外国為替等審議会の設置
昭和29年	外国為替銀行法の制定に伴い、外国為替銀行を外国為替公認銀行に改正
昭和39年	外国為替予算制度の廃止
	IMF8条国へ移行、OECDに加盟
昭和46年	為替レートの変更、１ドル＝308円
昭和47年	外貨集中制度の廃止
昭和48年	変動相場制へ移行
	対内直接投資につき例外業種を除き原則自由化の閣議決定
昭和53年	為替管理の実質的な自由化を図るため、政省令の全面自由化
昭和55年	外為法を原則自由の法体系に改正、外資法廃止
昭和59年	先物外国為替取引に関する実需原則の撤廃
昭和61年	オフショア勘定の創設に伴う外為法の一部改正
昭和62年	ココム規制違反行為に係る罰則・制裁の強化に伴う外為法の一部改正
平成４年	対内直接投資につき事前届出制から原則事後報告制への移行に伴う外為法の一部改正
平成９年	外為法の一部改正法案国会で可決成立（題名から「管理」を削除）
平成10年	改正外為法施行（４月１日）

（出所）財務省資料（平成13年７月）

11-82　外国為替等審議会　アジア金融・資本市場専門部会「アジア通貨危機に学ぶ」―短期資金移動のリスクと21世紀型通貨危機―

1998（平成10）年５月19日

はじめに

外国為替等審議会「アジア金融・資本市場専門部会」は、昨年10月の第44回総会において設置され、「アジア諸国における最近の金融・資本市場の諸問題」をテーマとして、アジア通貨危機の原因と特徴、アジア通貨経済危機が新興市場経済国や国際機関、及び我が国に対し提起している課題等について調査・審議を行ってきた。

本報告書は、本部会における10回にのぼる会合の中で出された委員・専門家による意見陳述、及び討議の成果を取りまとめたものである。

平成10年５月19日

外国為替等審議会
「アジア金融・資本市場専門部会」委員名簿
部会長
　伊藤　隆敏　　一橋大学経済研究所教授
部会長代理
　河合　正弘　　前・東京大学社会科学研究所教授

委　員

池上　崇	三井物産業務部国際協力推進室長
植田　和男	日本銀行政策委員会審議委員
岡田　博	千代田化工建設理事
関　志雄	野村総合研究所研究創発センター主任研究員
北沢　洋子	国際評論家・アジア太平洋資料センター
河野　善彦	海外経済協力基金業務第１部長
杉田　正博	日本銀行国際局長
首藤　惠	中央大学経済学部教授
竹内　佐和子	東京大学大学院工学系研究科助教授
南条　俊二	読売新聞論説委員
野間　茂	日本生命保険国際金融部長
長谷川　康司	トヨタ自動車取締役
波多野　琢磨	日本輸出入銀行営業第一部長
原　洋之介	東京大学東洋文化研究所教授
福田　千世子	弁護士、ブラウン・守谷・帆足・窪田法律事務所パートナー
藤村　幸義	日本経済新聞論説委員
水城　武彦	日本放送協会解説委員
宮原　克元	日本電信電話株式会社国際本部財務法務部門長
吉野　直行	慶應義塾大学経済学部教授
渡辺　喜宏	東京三菱銀行開発金融部長

序論

アジア諸国、その中でも「４匹の龍」と呼ばれる香港、韓国、台湾、シンガポール、及び、東南アジアの「新興市場経済」に数えられるインドネシア、マレーシア、タイは、1965年から90年にかけて「奇跡ともいえる成長」を遂げた。これらの国々は、成長の果実を分配することにもおおむね成功し、加えて元々他の途上国と比較して低かった不平等度を更に低下させてきた、と高い評価を勝ち得てきた（93年８月、世界銀行「東アジアの奇跡」）。90年代に入っても、これらの地域は総じて高い成長を維持し、94～95年のメキシコ通貨危機も波及を心配されたが乗り切り、「世界の成長センター」とまで言われるようになっていた。そしてこのような成長をもたらした背景としては、勤勉な質の高い労働力、高い貯蓄率、日本をはじめとした先進諸国からの直接投資等があった。

しかしながら、1997年７月タイに端を発した通貨・経済の混乱は、南はインドネシアから北は韓国にまで、その程度は異なるものの波及し、アジア諸国の経済は瞬く間に大きな試練に直面することとなった。これにより、これまでは成功のかぎとされていた経済の制度までが問題とされるに至っている。また、これら地域が世界経済に占めるウェイトが高まってきていたことを反映して、その経済的混乱は我が国を含め世界経済全体にも少なからぬ影響を与えている。今回のアジア通貨危機は、金融・資本市場のグローバル化や巨額の資本移動を背景として生じ、市場参加者の投資環境の評価（パーセプション）の変化が民間資本フローの急激な逆転をもたらしたという特徴を持つことから、21世紀型通貨危機とも言われている。

この通貨・経済の混乱の過程で、国際金融機関（IFIs）や日本をはじめとする先進諸国の支援が行われたが、今回の危機が大方の予想を超える規模と広がりを持つに至ったことから、その支援の在り方についても様々な議論がなされている。

他方、アジア地域は、人口が増大していること、インフラ整備もなお必要であること等の状況にかんがみると、持続的な成長を回復していく必要があることは言うまでもない。

このような中でアジアにおいて最大の経済力を有し、同地域に経済面ばかりでなく政治面、文化面でも深いつながりのある日本は、これまで通貨危機に見舞われた国々に対し二国間としては最大の支援を行うことをはじめ、国際的な支援体制の構築においてもリーダーシップをとってきた。アジア地域が今回の危機を克服し、今後持続的かつ安定的な成長経路に復帰し、その生活水準の向上を図っていくことは、我が国経済にも大きな影響を与えるものである。アジア地域の動向は、我が国にとっても最大の関心事項となっている。

本部会では、以上の問題意識を踏まえ、今

回の通貨危機の原因、背景及びそれが提起している課題を分析し、今後再びアジア地域が持続可能な成長経路に復帰するために取り組まねばならない問題、及び、将来の危機に備えてなすべき課題につき、議論し取りまとめを行った。

（注）本報告において「アジア」という場合、北は韓国から南はインドネシアに至る太平洋沿岸の東アジア地域を念頭においている。

第１章　アジア通貨危機の原因と特徴

１．アジア通貨危機の経緯と原因

タイで発生した通貨危機は、周辺の東南アジア各国に波及し、先進国グループに仲間入りしたばかりの韓国まで通貨・金融市場の混乱に巻き込まれるに至った。このアジア全体を覆った通貨危機は１つの事象としてくくられることが多いが、その発生の背景、要因については必ずしも同一でない面もある。また、今回の通貨危機を契機に、金融セクターの脆弱性、産業構造の転換の遅れ、コーポレート・ガバナンス等のいわゆる構造問題が表面化し、それが各国通貨がなかなか安定しない大きな要因であるとの議論もなされている。

今次のアジアにおける通貨危機の発生とその進展の経過について、ここで振り返っておくことが必要であろう。

⑴　タイにおける通貨危機の発生

タイのバーツが1997年７月２日にそれまでの実質ドル・ペッグからフロート制に移行し、大幅に通貨価値を減価させ始めたことが今回の通貨危機の発端となったが、バーツについては既に96年以降市場において何度か売り圧力が加わっており、その度ごとにタイ通貨当局は金融引締め、介入等により対応してきた。しかし、97年７月に至り、使用可能な外貨準備の急減により、実質ドル・ペッグを維持することができなくなった。

かかるバーツ売りの発生は、タイにおいてバーツへの市場の信認が失われたためであるが、その要因としては次のような点が指摘されている。

①　為替の過大評価

「通貨バスケットに対するペッグ制」とはいえ、実質的にはドルに対してリンクしており、1995年春以降のドル高推移によりバーツが過大評価となった。これが96年における輸出の伸びの急激な鈍化の１つの要因となった。

②　巨額の経常収支赤字

1995年以降経常収支赤字がかなりの高水準で推移していたにもかかわらず（経常収支赤字対GDP比：94年5.6％→95年８％、96年7.9％）、それまでの急速な経済成長下、労働コストの上昇に対応した産業構造の転換が遅れたこと、資本財産業が未成熟であったこと等により、経常収支赤字を是正する見通しが立たなかった。中国等後発の諸国の輸出品との競争にもさらされていた。経済成長率も96年以降低下し始め、悲観的な予想へとつながった。

③　短期外貨資金の流入

また、先進諸国における低金利に対しタイの金利は高水準にあったことから、実質ドル・リンクの下、短期外貨資金が大量に流入し、その一部がファイナンス・カンパニー等を通じ不動産等の資産投資に使われバブルの発生を招来し、その崩壊とともに金融機関の不良債権問題が顕在化した。なお、1993年に創設されたBIBFを通じて流入した短期資金の一部も、かかる資産投資に用いられたと言われている。

④　金融機関の破たん

1996年春以降一部金融機関の破たんも表面化し始めた。更に、情報開示が不十分なことから市場の不信感が金融セクターへの懸念を増大していた。

⑤　投機資金による売り圧力

これらを背景に、タイの通貨制度は、市場において持続不可能と見られるようになり、その過程でヘッジ・ファンド等の投機資金による先物売り等の動きも加わり、通貨当局はついに市場の圧力に抗しきれなくなった。

以上要約すると、タイにおいては、金融機関の破たんや投機資金の動きも要因となったが、基本的には、マクロ経済状況の不均衡が持続不可能となり、それが主因となって通貨市場における破綻という結果につながったものと見ることができる。この点、メキシコの94年末の通貨危機との類似性を指摘できる。ただし、メキシコの場合は政府債務、タイの場合は民間銀行債務が問題となった点が異なる。

７月の変動相場制移行後、タイ・バーツは

下落を続けた。これに対し当時のチャワリット政権は７月29日に至りIMFに支援を求めた。IMFはアジア各国に対し支援を呼びかけ、８月11日の日本がホストとなった支援国会合を経て、13日にIMFを中心とする支援パッケージがまとまった。しかし、IMF合意後もしばらくは、歳入増のためのガソリン税引上げを撤回し、蔵相が10月19日に辞任表明する等、政治状況の不安定や波及した近隣諸国の動向の影響を受け安定しない状況が続いた。その後11月に新たに政権に就いたチュアン首相の下、IMFとの合意に従い金融機関の再編を大胆に進める等（例えば12月８日に発表された金融再建措置において、営業停止となっていたファイナンス・カンパニー58社中56社を閉鎖）の政策遂行姿勢に対し市場の信認が相当程度回復しつつあり、1998年年初こそ近隣国の通貨下落の影響からバーツは最安値をつけたが、その後は落ち着きを取り戻している。

⑵　近隣国への波及

タイにおける通貨・金融市場の混乱は、数週間後には、インドネシア、マレーシア、フィリピン、また、これら３国に比べ程度は小さいもののシンガポール、台湾に波及し、更に香港にまで及んだ。

タイ・バーツの下落を受け、インドネシアは７月11日に変動バンドを拡大、８月14日にはバンドを撤廃してフロート制に移行、フィリピンも為替取引バンドを７月11日に撤廃した。インドネシア、フィリピン、マレーシアの通貨はタイ・バーツの下落につれて下落し、株価の下落も生じた。下落率は比較的小さいもののシンガポールや台湾でも通貨・株価の下落が起こった。

これらの国々は、マクロ経済状況から見る限り通貨・金融市場の混乱が起こる要素は少なかったし、タイの場合と違いそれ以前に市場において徴候があったわけでもない。また、各国それぞれについて見ると、その経済構造、産業構造は、一次産品への依存度が依然高い国から、ハイテク製品の輸出が主流となっている国まで、また、一人当たりGDPをとってみても大きな違いがあった。

にもかかわらず、通貨・金融市場の混乱は瞬く間にこれらの国に波及し、いわゆる「contagion（伝染）」が生じた。伝染が生じた要因としては、市場におけるこれら各国通貨に対するパーセプションが、タイ・バーツの大幅下落を受けて一挙に変わったことが指摘されている。そのような市場の変化をもたらした１つの背景としては、それまでのアジアの高成長の過程でこれら各国が域内貿易の依存度をはじめ、相互依存の程度を高めていたことが挙げられる。また、特に波及の大きかったインドネシア、マレーシア、フィリピンについては、以下のような点につきマーケットが着目したことが指摘されている。

①　為替の過大評価

程度の差はあれ自国通貨をドルにリンクしており、ドル高に伴い実質実効為替レートが上昇し、輸出競争力の低下が懸念された。これにより、タイ同様、中国等の後発国との競争にさらされるようになった。

②　輸出主導型の経済構造

各国とも輸出主導型の経済構造を有しており、輸出競争力の低下（為替相場の上昇・労働コストの上昇等による）の影響を受けやすい。

③　短期対外民間債務の積み上がり

これまでの外資導入促進に基づく成長政策の中で、民間債務、その中でも短期の債務の積み上がりに対する懸念が生じた（特にインドネシア）。

④　構造問題等

ファミリービジネス等に代表される採算性への考慮を欠いた過剰投資とそれを支えた金融セクターの不透明さ、脆弱性が表面化したほか、一部の国では政治的安定性に関する疑念が生じた。

いずれにしても、タイの場合には、1996年ごろより通貨市場への圧力が高まっており、97年７月にタイにおいて通貨危機が発生したことは、必ずしも驚きではなかった。しかし、これらの国においては、同様の兆候は市場において表面化しておらず、これらの国にタイの通貨危機が大規模に波及し、更にそれが各国経済に大きなインパクトを与えることになったのは、予想を超えるものであった。

このような東南アジアにおける通貨・金融市場の混乱により不安定性を増した国際資金の動きは、国際金融市場の１つである香港にまで影響を及ぼし、10月下旬には香港株式市

場が大幅下落した（10月23日前日比10％下落、28日同13％下落）。これがニューヨーク等の株式市場にも波及し、アジアにおける通貨・金融市場の混乱は世界的な問題と捉えられるようになった。

⑶　韓国への波及

アジアにおける通貨危機は、10月下旬以降韓国に波及し、更にその深刻度を増した。しかし、既に伝染を受けていたインドネシア等と韓国とでは、通貨危機発生の要因は異なるようである。

アジアにおける通貨混乱により不安定性を増した市場の動向が、韓国における通貨危機の要因となったことは間違いないが、韓国においては、既に国内において、産業構造及び金融セクターを巡る諸問題が通貨市場の混乱が発生する以前に噴出していた。すなわち、マクロの経済状況自体は、1997年第２四半期以降それまでの景気停滞を徐々に脱却し回復傾向にあったが、財閥主導の過剰な投資、それを支えた銀行融資の不良債権化、といった問題が表面化していた。97年１月の韓宝グループの破たんに始まり、財閥の経営行き詰まりが続々と表面化し、７月には財閥８位の起亜グループの破たんにまで発展した。そしてこれら財閥を資金面で支えてきた金融機関の資産内容の悪化が懸念されるようになってきた。更に、総合金融会社（ノンバンク）の短期外貨調達に基づく積極的な国内外での資金運用が行き詰まりをきたしていた。

このような経済状況が、韓国経済に対する信認を急速に低下させ、東南アジアで発生していた通貨危機により投資資金の回収可能性に敏感になっていた外国資金は、急速に韓国から流出するという事態に立ち至った。韓国通貨当局は、このような事態が金融セクターの破たんという状況に陥るのを防止するため、８月から11月にかけ数次にわたり金融市場安定化対策を講じるとともに、外貨準備により金融セクターの資金支援を行ってきたが、ついに支えきれなくなり、11月末にはIMFを中心とする国際的な支援を要請することとなった。

韓国も、IMFとの合意直後は、大統領選を控えた政治状況の下、依然不安定な状況が続き市場の信認はなかなか回復せず資金流出も止まらなかった。しかし12月末に至り、新大統領の選出後、円滑な新体制の準備が進んだことや新大統領がプログラム実施に強い意志を見せたことによる政治に対する不安感の解消、IMF等の国際支援の前倒し決定、更には日米欧の主要民間銀行と韓国当局との間で韓国向け短期債権の長期化に関し検討の方向が合意されたこと等により、落ち着きを取り戻した。

⑷　インドネシアを巡る状況

波及した国の中で最も深刻な状況となったのはインドネシアであった。インドネシア・ルピアはタイ・バーツ以上に下落し、通貨の下落により民間の対外外貨建て債務負担の増嵩、それが対外債務の返済能力に対する市場の不安感を招きルピアの下落をもたらすという悪循環に陥った。このため10月には、外貨準備の状況は危機的ではなかったが事態の保全を図るため、IMFへの支援を要請するという事態にまで立ち至ることになった。

10月31日のIMFとの経済調整プログラム合意後、インドネシア・ルピアは、一時小康状態の時期もあったが、大統領の健康不安説、調整政策の遂行を巡るインドネシア政府の姿勢（例えば、大統領の家族の経営する銀行が閉鎖されたが別の法人の形で実質的に復活した）等に対し市場は疑心暗鬼となり、12月から本年にかけてルピアは大きく下落し不安定な状況が続いた。特に１月６日に発表された予算案の前提が極めて楽観的であったこと（1998年経済成長率４％［97年10月末のIMF見通しでは３％］、対ドルレート4,000ルピア［97年末同6,000台］を見込んでいた）に加え、IMFとの間で合意されていた財政黒字対GDP比１％を盛り込んでおらず、市場はインドネシア政府の政策遂行態度への不信感を一層強めた。金融面について見ると、インドネシアの場合、韓国のような銀行債務というよりは、全体像の把握がより困難な企業の外貨建て債務が主たる問題となったことが特色であった。

１月15日にはIMFとの間で新たな政策措置につき合意したが、その実施見通し、特に独占の廃止、補助金の廃止等、インドネシアの経済構造に深く根差している改革項目の実施見通しにつき市場の不信感が根強く、また民

間債務問題についての解決策が含まれていなかったことからも、ルピアは大きく下落した。更に、１月28日に民間債務問題解決の枠組みが作られたが、交渉が必ずしも進展しなかったこと、大統領の再選決定に伴う副大統領選出を巡る憶測が市場を不安定化した。その後、３月中旬に橋本総理が同国を訪問し、IMFとの政策プログラムについても協議が進展、４月８日にその修正・強化につき合意されたこと、民間債務問題についても交渉の進展が期待されるようになってきたこと等により、ルピアも落ち着く動きを示した。しかし、本報告書作成の直近の状況を見ると、５月４日の燃料価格値上げ発表等をきっかけに、社会・政治面での混乱が深刻化しており、今後の状況の推移については予断を許さない。また、このようなインドネシアの混乱の近隣諸国への影響を懸念する意見もあった。

BOX―アジア通貨危機の影響

１．世界経済への影響

アジア経済が世界経済に占めるウェイトの高まりを反映し、同地域の通貨・金融市場の混乱や経済状況の悪化は、国・地域によりその程度は異なるものの、貿易や直接投資等を通じて世界経済に影響を与えている。

⑴　日本への影響

①　貿易

アジアの経済減速・需要低迷が、同地域に対する輸出伸率の鈍化をもたらしている（ASEAN４カ国及び韓国向け輸出は、対前年同期比で1997年上期の9.3％から同下期は▲4.2％と減少に転じた。なお、同地域向けの97年の輸出は我が国の輸出総額の17.6％を占める）。また、アジアの需要低迷による国際市況品の価格低下は、原油輸入額の減少等輸入面で影響を与える一方、鉄鋼等の輸出額を減少させている。更に、今後、アジア諸国通貨の下落によりアジア製品の価格競争力が高まり、同諸国からの輸入増加、あるいは第三国市場での競争が激化することも考えられる。

②　進出企業への影響

アジアに進出している企業は、生産・販売体制等により異なった影響を受けている。すなわち、原材料を輸入に依存し販売先がアジア域内である企業では、生産コストの上昇・需要低迷から収益悪化が生じ、また、資金調達難から原材料等の輸入が困難となり、稼動率が低下している例も見られる。他方、原材料を現地で調達している企業への影響は比較的軽微であり、更に域外輸出を主としている企業の場合、むしろ価格競争力の向上による輸出の増加が期待されている。

③　経済成長

アジアの経済混乱が、日本国内の大型金融機関の破たんとあいまって家計や企業の景況感を悪化させ、景気が停滞し、一層厳しさを増す要因の１つとなっている。アジア通貨危機による1998年のGDP押し下げ効果につき、OECDは1.3％（エコノミック・アウトルック63〔98年４月〕）と、IMFは3/4％（ワールド・エコノミック・アウトルック〔98年４月〕）と試算している。

④　融資

BISの国際与信統計によれば、1997年６月末現在のASEAN４カ国及び韓国に対する本邦銀行の債権残高は約970億ドルとなっている。アジア現地企業の経営悪化等により、これらの債権の一部が不良債権化することを懸念する意見があった。しかし、本邦銀行のアジア向け債権のかなりの部分が日系企業ないし地場の大手優良企業等であること等から、本邦銀行の経営に直ちに重大な影響を与えるとは考えられないとの見方が一般的であった。

⑵　その他の地域（欧米・南米）への影響

我が国への影響に比べれば程度は小さいと見込まれるものの、同地域との経済関係が近

年深まりつつある欧米や、アジアとともに新興市場の一翼を担う南米等にも、基本的には同様のチャネルにより様々な影響が及んでいる。

① 上記OECD試算によれば、1998年のGDP押し下げ効果は米国・EUともに主として貿易面の影響から0.4％とされている。

② 新興市場に対する信認の低下により、リスク回避の観点から資金が欧米先進国市場に逆流し（「質への逃避」）、債券利回り等長期金利が低下している。

③ 米国では輸入物価の低下により、少なくとも短期的には、景気過熱の緩和効果が生じていると言われている。

④ 南米は貿易・直接投資等の面でアジアとの関係が薄いため直接の影響は小さいものの、実質的にドルに連動する為替制度を採用している国がある等の背景もあり、アジア諸国と同じ新興市場経済地域であるとの連想から市場のパーセプションが変化して、資金流入減や資金流出等の圧力がかかり、通貨は総じて下落傾向。これに対しブラジル等は、金利引上げ、財政引締め等の措置を予防的に講じており、通貨・金融市場における影響は軽微であるものの、内需低迷や失業増大等の副作用が生じている国もある。こうした動向は米国に影響を及ぼす可能性がある。

⑤ 欧州は金融機関のアジア向けエクスポージャーが日本や米国と比べて大きいこと、東欧・ロシアに影響が及べば間接的に影響が生じることに留意する必要がある。なお、金融機関のアジア向けエクスポージャーは、欧州（特に独・仏・英）、日本、米国の順に大きいが、貸付先の経営内容や、リスク・ヘッジの有無等によっても影響の度合いは左右される。

2．アジアへの影響

⑴ アジア諸国の実体経済への影響

国により程度の差はあるものの、通貨下落に伴う経済混乱や、IMF調整プログラムにおける財政・金融引締め策の実施等により、タイやインドネシアばかりでなく、ラオスやミャンマーといった国々に至るまでアジア各国は総じて厳しい経済状況にある。

① 不良債権の顕在化等により金融機関が資金調達難に直面しており、貸渋りが発生していると言われる。次に見られる企業経営の悪化が不良債権の更なる増加を招来し、悪循環となっている。

② 為替下落による外貨建て債務の返済負担増、輸入物価上昇によるインフレ高進、高金利政策による不動産・株式市場の低迷、金融機関の貸渋り等があり、しかも地場企業（特に中小企業）は外資（親会社・パートナー）の援助も受けられないため、経営が悪化し、倒産も多発している。

③ 経営が悪化した企業が人員・生産調整を余儀なくされ、失業が増加するとともに、生産活動・消費ともに低迷している。

④ 景気低迷や貿易金融の停滞等により、これまでのところ輸出の伸びはむしろ鈍化している。また、輸入物価上昇・内需低迷・資金繰り悪化等により輸入も低迷している。

⑵ 香港・中国・台湾の動向

通貨・金融市場の混乱の影響が比較的軽微に止まっている香港、中国、台湾について見ると以下のような状況にある。

① 香港については、アジア金融市場の混乱が影響して株価等が低迷しており、成長率への影響も避けられないと見られる。かかる影響にもかかわらず、当局がペッグ制維持に強い意志を示している背景としては、外貨準備を十分に保有していること、ペッグ制が国際金融センターとしての香港に対する信認の基礎となっていること等の事情が指摘されている。

② 中国については人民元は対ドルでむしろ強含んでいる。輸出競争力維持のために人民

元の切下げがあるのではないかとの観測に対し、当局が公の場でこれを繰り返し否定している。その背景としては、資本取引の自由化が比較的進んでいない制度の下、十分な外貨準備や貿易収支黒字の存在、人民元の切下げはアジア諸国通貨への下落圧力を再燃させるとの懸念、切下げによる対外債務の負担増等が指摘されている。中国経済は、マクロ経済面では総じて良好な状態にあり、今後アジアの中で中国の相対的プレゼンスが高まるのではないかとの意見があった。他方、中国の輸出伸率は鈍化しており（対前年同期比で1997年上期の26.3%から同下期の17.0%に鈍化）、また、国有企業改革、金融セクター改革等の重要課題を解決していく必要もあり、今後中国の通貨動向、経済情勢には注視が必要であるとの意見もあった。

③　台湾では、アジア通貨変動の影響を受けて、為替が下落したが、下落率は小さい。また内需がしっかりしていることもあり、高い成長率を維持している。影響が軽微である背景としては、十分な外貨準備や比較的小さい対外債務のほか、高付加価値製品への特化が進んでいること、中小企業の層の厚さといった産業構造面の特質が指摘されている。

2．今次通貨危機の特徴

今回のアジアにおける通貨危機を振り返ってみると、以上見てきたように各国それぞれの事情は必ずしも同一ではなく、特に、通貨混乱の程度が大きくIMFを中心とする国際的な支援を仰がねばならなかったタイ、インドネシア、韓国については、通貨危機発生の背景に大きな違いがある。しかしながら、1980年代の中南米における債務問題、94年から95年にかけてのメキシコ・ペソ危機からの波及（テキーラ効果）はアジアにおいては極めて軽微に終わったにもかかわらず、タイ一国に発した危機が瞬く間にアジア全域に広がった状況を見ると、以下のような点が今回の危機の特色として指摘できる。

⑴　為替制度の硬直性

通貨・金融市場の混乱に見舞われたアジア、特に東南アジアの多くの国では、程度に差はあれ、実質ドル・リンクの下で為替の安定を図ってきた。しかし、各国の貿易相手先の実態にかかわらず通貨をドルへリンクすることのリスクが今回の危機において顕在化したものと見ることができる。すなわち、1995年以降のドル高推移の中で各国の実質実効為替レートが上昇し、各国の輸出品の競争力が減退する懸念が生じていたのである。

また、このように各国通貨が実質ドルにリンクする制度の下で、貿易面のみならず金融面でもドルに過度に依存する経済体質（債務がドル建てになる）となり、いったんドル・リンクが崩れ自国通貨が減価すると実体経済にも多大の影響を与えることとなった。

⑵　短期の資本の急激な流出

今回のアジア通貨危機は1994年のメキシコ・ペソ危機とともに、短期資本の急激な流出を特徴としている。ただ、そのかかわり方は、一様ではない。通貨危機の発端となったタイでは、経常収支赤字が持続不可能なほど大きくなっていたが、「伝染」した各国について見ると、経常収支赤字に由来する伝統的な危機ではなく、信認の急速な低下による外貨資金（特に短期資金）の流出という資本勘定の問題であった。この意味で、今回の通貨危機は「21世紀型」の危機と言われる。

国際金融協会（IIF）の推計によると、ASEAN 4 カ国と韓国を加えた 5 カ国への資金の流れを見ると、1996年にはネットで930億ドルの民間資金フローがあったが（うち貸付は740億ドル）、97年には一転して121億ドルのネット流出（うち貸付は76億ドルのネット流出）となっており、この 2 年間で差し引き1,000億ドルを超える（貸付だけでも800億ドル超）資金フローの逆転が生じていた。

資本移動の自由化、グローバリゼーションの進展を背景に、マーケットのパーセプションが変わると一挙に資金フローが逆転し、時としてオーバーシュートするが、その際短期性外資への依存度が高い場合には、通貨下落による債務負担の増大から実体経済が悪化し自己実現的に通貨危機が深刻化した。また、マーケットのパーセプションの変化が一国に止まらなかったことも「伝染」が生じた一因

であろう。

⑶　民間部門の債務が問題の中心

今次通貨危機において特に問題になったのは民間部門の短期対外借入であった。韓国では国内銀行の対外債務のロールオーバー、インドネシアではドルの増価により一挙に債務負担が増大した企業の債務返済が最大の問題となった。問題の所在がそのような民間債務にある場合、そもそも外国資本はハイリスク・ハイリターンで投資を行ってきたわけであり、その債権債務関係は基本的には民間当事者間で処理すべき事柄である。しかし、通貨が一種のバンドワゴン効果で急激に下落し、資金の流出が一方的になった場合、それは個々の民間債務者の問題を超えてその国の信認の問題となる。特に銀行部門が債務者である場合、システミック・リスクが顕在化するおそれがある。こうしたことから、民間債権債務の問題であっても、公的関与の必要性が生じてきた。

⑷　民間金融セクターの脆弱性

通貨危機が深刻になった国について見ると、脆弱な金融セクターを通じた資金配分の誤りが、その背景として一般的に見られるところである。生産性の向上につながらない不動産部門への過剰投資や、需要見通しを無視した、あるいは採算性につき疑問のある過剰な設備投資等の問題点が指摘されている。また、各国ともその経済成長を達成していく過程で、資本移動の自由化を背景に、1990年代以降、直接投資に加え短期の海外からの銀行ローンにも大きく依存するようになり、特に最近欧州の銀行からのローンが急増したが、銀行制度、金融・資本市場の成熟前に自由化が先行し、外的ショックを被った時それを吸収するだけの余裕が制度に備わっていなかった。

更に、金融セクターの脆弱性の他の側面としては、一般的な人材不足、及びその透明性や政治との癒着等の問題があったのではないかとの指摘もある。

⑸　調整政策の内容と社会的弱者への対応

通貨危機発生により、IMFの調整プログラムを受け入れた国もそこまでに至らない国も、当面の通貨下落への対応から、緊縮政策の採用、その結果としての信用収縮等を余儀なくされており、成長の急速な鈍化が予想されている。

この成長率の急速な低下が、倒産の増大、不良債権の拡大、失業者の大量発生をもたらしている。タイやインドネシアでは、安い労働力として軽工業の輸出産業で働いていた女性に失業が集中しており、また農村部では、失業者の帰郷により土地なき農民人口が増えているばかりでなく、農業自体も輸入に依存してきた肥料・農薬・農機具等が値上がりし経営の悪化といった問題をもたらしていると言われる。

第２章　アジア通貨・経済混乱が新たに提起した課題

以上のようなアジアの通貨危機の経緯及び特徴を踏まえ、それではどのような問題が提起されているのかを次に考えてみたい。その際、これまでの分析でも明らかなように、今回の通貨危機が、第１に、国際金融・資本市場のグローバル化、資本移動の自由化という潮流中で発生した点、第２に、その中で、マーケットのパーセプションが変化することにより資金フローの急激な逆転、特に民間国際資本の急激な流出が通貨・金融市場混乱の引き金となった点、第３に、1994～95年のメキシコ危機の際にもこのような現象は一部見られたが、今回のアジアにおける通貨危機ではより鮮明かつ広範囲に想定外の規模で起こった点、に留意する必要があろう。

１．なぜ、通貨危機を予知・予防できなかったのか

メキシコにおける通貨危機の反省として、危機発生の前に既に経常収支赤字は大きくなっており、しかも外国資本の流出が生じていたにもかかわらず、それがもたらす意味・影響がIMFにおいても十分把握されておらず、まして市場においても同様に看過された点が指摘されていた。このため事前の予知や警戒のシステムが機能する体制についての検討が、主としてIMFにおいてなされてきていた。しかしそれにもかかわらず世界の成長センターといわれたアジアにおいてメキシコ通貨危機を上回る通貨危機が発生した。どこに問題があるのであろうか。

⑴　状況把握面

メキシコの経験を生かし、タイについては

少なくともマクロ経済状況の把握はできていた。しかし、今回の通貨危機の大きな特徴であった海外からの短期資金の流出入を十分把握できていなかったことが、混乱を増幅した。特に、今回の通貨危機では、民間部門の債務が主たる問題となったが、金融のグローバル化、技術革新の中にあって、借り手サイドばかりか貸し手サイドの国、また国際機関も、このような状況を問題が発生するまで十分把握しきれていなかった。韓国のケースにかんがみると、クロスボーダーでの資金フローばかりでなく、自国の金融機関や企業が行う借入が国内に持ち込まれない場合であっても、結局国内の資金繰りに跳ね返り、流動性を悪化させることがあった。また、近年における金融派生商品（デリバティブ）等の新しい金融商品の登場により、市場のヴォラティリティが高まっているとの指摘もある。

早期警戒システムについては、当該国の政府の統計に依存せざるを得ないという問題点のほか、仮に有用なものが構築できたとしても、市場はそれをも勘案し先回りして行動することになるとの指摘がある。しかし、マーケットの情報はいずれにしても完全ではありえないこと、次に述べるIMF等国際機関等からの政策助言の基礎としても活用できること等にかんがみると、このシステムの一層の検討は必要である。特に、メキシコやタイ型の通貨危機（マクロ不均衡が主因となる場合）に対しては、かなりの程度その有用性が期待できる。

（教訓）

通貨危機は予想以上の速さ、大きさで伝染しており、各国の経済状況を分析し事前に危機を予知しようとする場合には、マクロ経済指標の中でも資本面での指標の把握、分析が重要になっている。特に、今回の通貨危機にかんがみると、民間資金の流出入の状況をフォローする体制の整備が急がれる。その際、資金の受け手側とともに資金の出し手側の情報も把握できるような体制の整備の検討も望まれる。また、今回のアジア通貨危機において、ヘッジ・ファンド等の巨額の投資行動が影響を与えたのではないかとの見方もあり、近年急速にその取引が拡大しているデリバティブの動向についてフォローする必要が高まっている。

⑵　情報開示面

今回のアジアにおける一連の通貨危機の経緯を振り返ってみると、情報開示が不十分なことによって外国資本が疑心暗鬼になり、その流出に拍車をかけた面が依然としてあった。外貨準備の計数さえ公表していなかったメキシコにおける通貨危機発生の反省から、情報開示推進への取組みがなされてきており（SDDS構築）、今般危機が発生したアジア諸国においても情報開示は行われていたが、これが十分ではなかった。例えばタイのケースでは、外貨準備の計数はグロスでのみ公表され、先物での売却分は含まれていなかったが、その点につき市場で様々な憶測が流れ好ましくない事態を招いた。情報の開示は、かえって投機の機会を与える、あるいはいち早く資金を引き上げようとの誘因を強めるとのリスクも指摘されるが、市場の反応が早めに表面化することは、傷がより浅いうちに問題を顕在化させ、その分対応もより容易になるとの面も考えうる。

（注）SDDSとは、Special Data Dissemination Standard（特別データ公表基準）の略であり、IMFが定める、国際資本市場にアクセスを持つ又は求めている加盟国に対する、経済・金融データを公表する際の基準（項目・頻度・迅速性等）。

（教訓）

外貨準備のネットの水準を含め、こうした途上国の経済状況についての正確な情報開示が、市場のパーセプション形成を適正にする上で重要となっている。このような観点から、各国の経済状況を包括的に知りうる立場にあるIMF等国際機関の役割の重要性は一層高まっている。また、情報開示についての当事国自身の姿勢も重要である。

⑶　サーベイランス

適切な経済政策に基づく経済運営は、一国の経済破たんが広く地域に影響を及ぼすことを考えるとますます重要になっているが、各国経済政策の遂行は各国当局によらざるを得ない。したがって、IMF等の各国経済政策への助言・指導は、各国の経済運営に何らかの問題があった場合それを是正する上で極めて重要な役割を担っている。その際、ある国の

通貨・金融市場の混乱は容易に近隣諸国に影響を与えることを考えると、地域の各国はそれぞれの経済運営・経済状況に互いにより強い利害関係を有しているわけであり、IMF等が行うグローバル・サーベイランスとの整合性にも配慮しつつ、関係する地域の各国が域内サーベイランスを行うことの有用性が高まっている。

また、アジアの通貨危機では、マクロ経済の状況というよりも金融セクター等の構造面での問題が浮上したが、これへの政策助言の重要性も増してきている。

以上に加え、上記のサーベイランス結果を市場に還元し、当該国の経済状況の評価及びその今後の方向につき情報を提供することも、重要なポイントとなっている。

（教訓）

アジア地域の各国が域内サーベイランスを行い、互いにピアプレッシャーを加えることが重要になっている。アジアを含む地域経済状況を討議するフォーラムとしては、APEC、ASEM、G22、マニラ・フレームワーク等既にいろいろあるが、今回の通貨危機の過程で創設されたマニラ・フレームワークに基づく会合が、アジア地域の域内サーベイランスにとって、①規模、メンバーともに最適であること、②フレームワークの中には資金支援の枠組みも含まれていること等から、その一層の活用・充実が望まれる。

サーベイランスにおいては、マクロ経済状況ばかりでなく、構造問題にもメスを入れて検討すべきである。その場合、特に、金融制度や貿易・投資制度を検討する際には、BIS、WTO等における議論との整合性にも留意することが必要である。

また、サーベイランスの結果については、その透明性を向上していくことがマーケットの信認を得るために重要である。

BOX―マニラ・フレームワーク

アジア通貨基金（AMF）構想は、タイ金融支援国会合において、アジア各国間で常設のファシリティーを創設しようとの気運が高まったことから具体的に提起されてきたものである。ただしそれ以前にも、既に1997年春にはASEAN諸国の間で同様の議論はあったと言われる。

（注）タイ金融支援国会合：タイの通貨危機に対応するため、97年８月11日に東京で開催されたIMF主催の会合。日本はホスト国として最大限のサポートを行った。会合の結果、必要な金融支援額を超える約160億ドル程度に上る支援が約束された。

そして９月下旬、バンコクでのASEM蔵相会議、香港でのG7等の一連の国際会議の機会に、AMF構想の実現に向けての議論が行われた。その内容は、IMFのサーベイランスを補完するため域内サーベイランスを行うとともに、IMFの経済調整プログラムを前提として金融支援を行うこと等であった。その後もAMF構想については、関係国やIMF等の国際機関による検討が続けられた。この時期に、タイに端を発した通貨危機はインドネシア等のASEAN諸国に波及し、10月８日にインドネシアがIMFに支援を要請するに至った（31日にはIMFとの間で経済調整プログラム合意）。

こうした状況下の11月18-19日、アジア地域を中心に14か国の蔵相・中央銀行総裁代理会合がマニラで開催され、「金融・通貨の安定に向けたアジア地域協力強化のためのフレームワーク（マニラ・フレームワーク）」について合意された。

（注）マニラ会合参加国・機関：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、米国、IMF、世界銀行、ADB

このマニラ・フレームワークのポイントは、①グローバル・サーベイランスを補完する域内サーベイランス、②各国の金融セクター強化のための技術支援、③新たな危機へのIMFの対応力を高めることの呼びかけ、④IMF等の国際金融機関の支援を補完するための域内国等による支援、の４点であり、AMF構想と軌を一にするものである。

① 域内サーベイランスを行うこととし、年２回、各国のマクロ経済政策、構造政策、為替政策、金融制度の在り方等について緊密に意見交換を行う。
② 各国の金融セクターの改善の重要性にかんがみ、国際金融機関に対し、技術支援等による各国の金融セクター・市場監督の強化の試みを支援するよう要請。
③ 市場の信認の回復のため十分な支援を可能とするために、支援限度額（アクセス・リミット）の見直し、及び、新たに短期的な融資を行うメカニズムの検討をIMFに要請。
（注）マニラ・フレームワークの合意を受け、1997年12月には、IMFが短期的な支援を行うための新たな制度として、補完的準備融資制度（SRF）が創設され、韓国への支援に適用された。
④ IMFと経済調整プログラムについて合意した参加国に対し、IMFによる最大限の支援を前提として他の参加国が支援を行う「アジア通貨安定のための協調支援アレンジメント（CFA）」を創設する。具体的な支援の形態・規模はケース・バイ・ケースで決める。

1998年３月26–27日には、第２回のマニラ・フレームワーク会合が我が国の主催により東京において開催された。同会合では、アジア諸国による初めての域内サーベイランスとして、タイ、韓国、インドネシアを中心に最近の地域の経済動向について意見交換が行われるとともに、アジア通貨危機からの教訓・国際金融システムの在り方について幅広い議論が行われた。

⑷　短期的な資金の動きに対する規制

メキシコのペソ危機でも見られたが、アジア通貨危機でも、短期資金の急激な流出が多くの国で、かつ大規模に発生し、危機を深刻なものにした。こうした状況の下で正確な情報開示が必要であることは既に指摘した。しかし、情報を完全に開示したとしても、投資家が常に合理的に行動するとは限らない。情報開示が進んでいる欧米先進国でも、金融・資本市場でバブル等の現象が生じたことはある。問題は、このような短期資金の移動の通貨や経済に対する深刻な影響を考えたとき、何らかの形での規制を検討する余地があるか否かである。資本の自由化が進み、短期資金の流入が大きかったタイ、インドネシア、韓国で危機が生じ、直接投資割合の高いマレーシア、中国への影響が軽微であったこと等から、資本自由化、特に短期資本取引の自由化が、小国経済にとっては通貨危機の確率を高めるとの認識が高まっている。

第１に、危機が生じてから資本規制により資本の流出を中断させることは考えられるであろうか。例えば債券や株式に投資した外国資本の流出を後から規制することは、外国の投資家にとっては流入する時点で理解していたルールを一方的に変更されるということであり、激しい反発を招く。危機を乗り切ったとしても信認の喪失が起こるであろう。更に、資本流出の規制についてはいろいろなルートで抜け道もあるため、流出規制の効果は疑問である。

第２に、経済規模に対して巨額の短期資本の流入があるときには、ある程度の「障害」を設けることが考えられる。途上国の銀行や企業が短期資本、特に外貨建ての短期資本を大量に受け入れることが、その財務体質をショックに弱くすることを考えて、流入規制を財務健全性維持のための規制（Prudential Regulation）として正当化することができる。短期資本の流入に対して、銀行の預金準備率の引上げ、流入資本の一部の中央銀行への無利子強制預託等が考えられる。このような規制を実施しているチリ等の例が参考となる。流入規制であっても、抜け道が考えられるのは同じである。しかし、コストを高くすることが目的であり、完全に流入を止めることを目的としているわけではない。投資家に対して流入の前にルールを示しているので、投資家の反発も最小限に抑えられる。

BOX―チリの資本取引規制

チリにおいては、主として短期資金流入を抑制することを目的とした資本取引規制を導入し、おおむねこれを強化してきた。

1980年代後半、チリ経済の安定化に伴い資金流入が増加し、89年には資本収支が黒字に転じた。この資金流入増加を背景に、通貨ペソへの上昇圧力とインフレ懸念が生じた。これに対しチリ政府は、対外借入額の20％を無利子で１年間強制預託させる制度を導入した(91年)。その後も資金流入が増加を続けたこと等から、92年に預託割合を30％に引き上げるとともに、適用範囲を順次拡大し、96年には生産的目的に使用されていないと認定された全ての流入資金に適用されることとなった。

この預託義務は、流入資金額の30％を、米ドルで１年間中央銀行に無利子預託することを義務づけるものである。これ以外に、流入資金に１年間の滞留義務（送金規制）が課せられる等の規制がある。

チリはマクロ面のファンダメンタルズが良好であるのみならず、厳格な金融監督を実施していると言われる。資本取引規制はこうしたチリ経済の特質とあいまって、対外債務のマチュリティー管理を容易にする等の効果を上げている。この規制は、チリにおいてアジア通貨・経済変動の直接の影響が少なかったことの一因になっているとも考えられる。

ただし、資本流入規制は財政・金融・構造面の改革を代替するものではなく、これに過度に依存することなくファンダメンタルズの強化が不可欠であることに留意する必要があろう。

このほか、短期資本移動を抑制する目的で、取引税、いわゆるトービン税を課すべきとの意見も出された。短期的な取引に対して、そのコストを引き上げることから、投機的な取引を抑制する効果を期待するものである。しかしながら、トービン税は、世界で均一に課税しなければ、非課税地域に取引が逃げうる上に、デリバティブ等を使って課税取引額は小さいもののポジションは大きくとる商品を開発することは容易である。更に投機を防ぐためには0.1％の税率は低すぎるものの、投機を完全に抑制するような税率では実需の取引に影響が出る問題もあり、現実的ではない。

これまでの多くの資本移動規制は、外国の資本が大量に流入したり流出したりすることの通貨危機への関連を議論しているが、通貨下落に最も深刻な影響を与えるのは、居住者による資本逃避である。いったん資本逃避が起きてしまうとこれを抑える手段が少ない。(教訓)

資本自由化は、世界経済における資本の最適分配を可能とし、経済成長の促進、ひいては、生活水準の向上、貧困の削減といった効果を新興市場経済国にもたらすことが期待される。こうしたメリットにかんがみれば、資本移動規制は、長期的には撤廃していくことが望ましいが、大量・急速な資金移動が通貨を不安定にし、かつ国内金融機関や企業の財務体質を脆弱なものにすることを考えると、財務健全性維持の観点から、資本流入規制を設けておくことも効果的である場合がある。

また、資本の自由な移動を前提とした仕組みの下では、アルゼンチンにおけるような平時より外貨が不足する事態への対応策を講じておくことの重要性も各国において認識される必要がある。

BOX―アルゼンチンのレポ取極

アルゼンチン中央銀行は、緊急時に外貨流動性を確保するための方策として、複数の主要外国銀行との間で米ドルを手当てできるような契約を締結している。カレンシー・ボード制を採用しているため最後の貸し手としての機能を制限されているアルゼンチンにとっては、この取極は緊急の場合に国内金融システムに流動性を供給するためにも必要な措置

と考えられている。

1994年末のメキシコ危機の影響はアルゼンチンにも及び、同国の外貨準備は介入により減少した（94年末143億ドルから95年３月末85億ドル）。カレンシー・ボード制の下で、外貨準備の減少は国内流動性の減少・金利の上昇をもたらし、中小金融機関の経営不安につながった。

緊急時における金融システムの安定を図ることができるようにするため、1996年12月、アルゼンチン中央銀行は、複数の主要外国銀行との間でレポ取極を締結した。これは、中央銀行保有のアルゼンチン政府のドル建て国債等を担保として、取極期間内にいつでもドルを借り入れることができる契約である。中央銀行は借入可能枠に対し保証料を払い、実際に借入を行った場合には、別途金利を支払う。

1997年末にはレポ取極を拡充し、借入可能枠は74億ドル、アルゼンチンの国内預金の約１割に相当する額となっている。

アルゼンチンはインフレを抑制し、通貨ペソの信用を維持する目的で、カレンシー・ボード制を採用しており、通貨価値（１ドル＝１ペソ）を維持するために無制限の介入を義務づけられている。そのため、通貨の下落圧力が生じるとペソの流動性が減少する。カレンシー・ボードは裏付けとなる外貨の保有なく通貨を発行することができない仕組みであるため、結果として国内金融システムにおける流動性が減少し金利が上昇する。これは通貨価値を安定させるためには必要なことであるが、他方で銀行等の金融機関の流動性問題を生じさせる。

こうした緊急の場合、外貨を調達することが困難であるため、あらかじめドルの借入枠を取り極めておくことで、金融システムへの流動性供給を可能にし、通貨危機が銀行危機に波及することを予防する効果が期待されている。

２．通貨危機への対応における課題

今回のアジア危機では危機の収拾に手間取り、IMFプログラムの策定後も通貨の下落が続いたり、他の国への波及が見られた。いったん通貨危機が起きた後の危機管理に問題はなかったのだろうか。IMFのコンディショナリティーについての批判もある。

⑴　IMFプログラム

国際的な資金支援を実施する際、通貨の大幅な下落を是正するため、当該国に対し経済調整政策を課すことは必要であり、その策定に当たってはIMFが中心となることも、現在の国際通貨システムから当然である。通貨危機に見舞われた３国について見ると、IMFとの合意の中で、財政・金融の引締めという伝統的なマクロ経済に関するコンディショナリティーのほか、金融制度改革をはじめとする構造改革についてもその実施が求められている。しかしながら、今回の通貨危機の経緯を見ると、IMFとの合意は、少なくとも当初は通貨の下落を食い止められなかった。

通貨危機の長期化と多くの国への伝染を受けて、これまでにないような国際金融機関批判が見られた。IMFのコンディショナリティーの内容については、財政金融の引締めの度合についての批判、産業構造問題に踏み込むべきかどうかについての批判等が挙げられる。特に、インドネシアでは、数多くの構造問題に踏み込んだコンディショナリティーが問題にされた。独占企業が多く、特定の政治勢力に優遇的な政策が多い等の、産業構造・産業政策の改革は長期的には必要であるものの、通貨危機の最中に行うだけの緊急性は明らかではない。構造問題の解決を信認回復の柱に据えたため、市場の注目がそこへ集中する中で、インドネシア政府が構造問題を迅速に解決する準備が整っていないことが明らかになって、ルピアへの信認はかえって失われてしまった。

議論の１つのポイントは、マクロ経済の不均衡が明確ではなかったケースで、伝統的な引締め政策を実施する場合、経済状況の悪化を通じて当該国に対する市場の信認をかえって悪化させ、危機を増幅しかねない場合があ

る点である。特にアジア諸国は、財政は伝統的に健全であり、財政の一層の黒字化はラテン・アメリカの場合と違い、信認回復には必ずしもつながらないとの意見もある。金融引締めも、通貨の下落が続く中では必要であったとしても、過度に金利引上げを継続することは、金融セクターが脆弱な場合、事態を更に悪化させ、信認をより低下させることもありうる。

もう１つの論点は、構造改革についてのコンディショナリティーである。構造改革は従前から世界銀行等より指摘されていたものも少なくなく、改革の必要性については異論がない。IMFが介入しなければ改革のきっかけをつかめなかったとの指摘もあり、IMFとの合意の中で構造改革にまで踏み込んだのは正しい。問題は、これらの構造問題は、その国の政治、経済、文化に深く根づいているものも少なくなく、基本的にその改革には時間を要し、かつその国民の改革への強い意志を前提とせざるを得ない点である。また、例えば、インドネシアのIMF調整プログラムにおいて預金者保護を完全に確保しないまま昨年実施した16の金融機関の閉鎖が、大規模な取付け騒ぎを引き起こしたことに見られるように、構造改革を実施する手順や期間が当該国の実状に即していない場合もあった。

（教訓）

IMFとの合意後通貨下落がすぐに安定しなかった要因は、必ずしもIMF合意の内容によるものばかりではなかったが、IMFのコンディショナリティーをより各国の実状に即したものとするための柔軟な対応が必要であったように思われる。

特に、構造改革については、それを通貨危機の最中にどこまで行うかのタイミングに細心の注意を払う必要があるように思われる。長期的に必要な構造改革のアジェンダと喫緊の課題である流動性危機への対応との間でアクセントをつけた対応が必要である。

⑵　資金支援スキーム

今回の通貨危機においては、資本勘定での膨大な資金の流出が起き、支援資金も膨大となった。タイ、インドネシアでは、IMFはクォータの約５倍までの資金供与を認めた。韓国のケースでは、更にアクセス・リミットの制約を伴わない補完的準備融資制度（Supplemental Reserve Facility, SRF）を創設しクォータの約19倍までの資金需要に対応した。

しかし、このような異例の対応にもかかわらず、各国の資金需要を充たせず、日米やアジア域内の諸国がIMFを補完する形で資金協力するスキームが必要となった。

（教訓）

通貨危機に陥った国に対し資金支援を行っていく場合、現在の国際通貨制度の下では、IMFがその中心的役割を担っていく必要があるが、資本勘定の危機は一時に大量の資金移動を伴い、これまでのIMFを中心とする国際金融機関の枠組みでの対応では資金面で十分ではなかった。IMFを補完しながら地域内の諸国や先進国を含む国際的な協力体制の構築が必要不可欠になっている。

他方、中心的役割を担うIMFにおいては、このような膨大な資金を必要とする新たな型の通貨危機に対応していくため、その資金基盤の充実が急務となっている。

また、世界銀行、ADB等の国際開発金融機関においても、中長期的な構造改革を支援するとの役割と今回の危機に伴う流動性支援を両立する観点から、新たな支援形態の検討を行う必要がある。

⑶　民間セクターのバードン・シェアリング

民間部門での債権・債務が今回の通貨危機では大きな役割を演じ、それへの対応が問題となっている。その際、当該国、国際機関、関係各国が公的に支援を行うとしても、民間債務者のモラル・ハザードを防ぐためには、民間セクター（借り手と貸し手の双方）にも相応の負担を負わせるべきではないかとの問題が提起されている。ただ、同じ民間セクターでも、債務者が銀行部門である場合は、債務者が企業部門である場合と異なり、システミック・リスクが顕在化することにより国内経済に大きい影響をもたらす点に留意する必要があろう。

民間セクターに負担を負わせるとなった場合に問題となるのは、現状、民間債務者、債権者間でこの処理を行おうとするとケース・バイ・ケースで行わざるを得ないため時間がかかり、処理に手間取っている間に通貨の混

乱がますます深刻化するリスクがある点である。

（教訓）

民間の債権債務問題についても調整役として国際機関が関与する、あるいは問題処理の何らかの一般ルールをあらかじめ検討しておく必要性がある。

⑷　回復のかぎとなる輸出部門への支援

通貨危機に見舞われたアジア諸国では、総じて企業の金融機関への依存が強いため、通貨・金融市場の混乱、それによる金融機関の体力低下により、現地輸出関連企業の資金繰りが悪化している。現地の金融機関は国際的信用を失い、L/C（Letter of Credit（信用状））も開設できず、原材料あるいは中間財・資本財の輸入すら支障をきたす事態が生まれているところがある。こうした状況に対応し、例えばタイ、インドネシアについて、日本をはじめとする先進国・域内諸国が貿易金融の円滑化のための金融支援を表明している。

（教訓）

貿易金融が縮小すると、今後の経済回復の要となるべき輸出が阻害されることとなるため、こうした場合にいかにして貿易金融を補完するかを考える必要がある。

⑸　社会的弱者に対する手当て

通貨・金融市場の混乱、経済調整政策の実施により経済停滞が不可避的に生じており、それにより、失業者が増大している等社会的弱者に最も大きな被害が及んでいる。タイ、インドネシア、韓国向けIMF経済調整プログラムにおいては、その見直しを通じ、社会的セーフティーネットの重要性が意識され、人道的な支出を確保するため弾力的な対応が採られるようになってきた（失業者保険の拡充や、食糧・燃料等に係る補助金の増加等）。通貨危機により、まず直接的に影響を受けるこれら社会的弱者への救済措置（社会的セーフティーネット）の手当てが不可欠となっている。

（教訓）

各国政府はもとより、国際機関等もプログラム実施において社会的弱者に着目した融資を実施する等により、貧困等の構造問題に積極的に取り組んでいく必要がある。

3．今後何をすべきか

アジア各国は通貨・金融市場の混乱を克服するため、しばらくは経済停滞を余儀なくされると思われるが、この地域は、基本的には高い貯蓄率と勤勉な質の高い労働力を有しており、潜在的な成長可能性は依然変わっていない。しかし、今回の経験を踏まえ、今後持続可能な成長経路に戻るために必要とされる課題も多い。

今回のアジアの通貨危機は、メキシコの危機以上に、世界的にその影響が広がりを見せている。危機の伝染効果は、それがどのような要因により起こるかについて意見は分かれるものの、通貨危機に対して世界的な取組みが必要であることを示している。今後の課題を考える上で、伝染効果の重要性を認識しなくてはならない。

⑴　為替制度

今回の通貨危機では、各国の貿易相手先の実態にかかわらず、通貨をドルへ実質リンクする在り方のリスクが顕在化した。しかし他方、実質ドル・リンクの下で、その反射的効果としてASEAN各国は相互の為替レートについて相対的安定を確立してきたメリットがあり、これが域内貿易の発展の基礎として貢献してきたとも考えられる。域内相互依存関係が深まっている現在、域内通貨の相互安定の必要性は高まっている。今後アジア地域が再び発展していくには、地域において競争的な通貨切下げが起きる事態を避けねばならない。

（教訓）

各国の経済実態に即し、国際的な為替市場の変動に対し柔軟に対応できるとともに、他方、域内経済関係の相互依存の状況にかんがみ、域内貿易、域内投資等の発展に資する安定的な制度の検討が必要である。

⑵　金融セクター改革

脆弱な金融セクターの欠陥が、今回の通貨危機の過程で各国において明らかになった。１つには、各国の金融システムを通じ、必ずしも生産的なものばかりでない不動産等の資産分野に資金配分が行われ、資産価格の低下に伴い不良債権問題が顕在化した。また、金融機関の健全性の維持・確保のためのprudential control等の監督・規制機能が必ずし

も十分でなく、また、預金保険制度等の制度的枠組み作りにも立ち後れていた。

他方、グローバリゼーションの進展の中で、各国は金融の自由化、資本市場の開放を進めてきたが、それに対して、国内の監督・規制体制の整備が追いついていなかった、すなわち、金融セクターの整備と金融自由化・資本自由化のスピード及び順序づけに問題があったのではないかと指摘されている。

（教訓）

金融システムに、国内貯蓄と海外からの資金を生産性の高い分野へ適切に配分する機能を果たさせるよう、銀行等の金融機関の改革による金融仲介機能の強化、また、株式市場、債券市場といった資本市場の整備、その重要な参加者たる域内投資家の育成が重要である。第一義的には国内資本を育成し、これをいかに効率的に配分するかが大切との点にも留意する必要がある。

資本市場の育成に当たっては、格付機関の役割が重要であり、アジアの実状を十分に反映できるような機関の育成にも配意する必要があろう。

また、どのように資本の自由化を行い、外資の流入を図っていくかについては、金融セクターの発展の規模や強度、その監督・規制体制の整備状況との整合性を勘案しつつ、十分な柔軟性を持ち適切な順序づけのされた形で行っていくことが望ましい。現在検討されているIMFにおける資本移動の自由化に係る協定改正においても、この点十分留意すべきであろう。

⑶　直接投資の再評価

今回の通貨危機において、短期資金への過度の依存が問題となったが、その反省として、今後必要となる外国資本の受入れに当たっては、いかに長期資金を確保していくかが課題となる。特に直接投資は経営のノウハウ・技術移転等を通じて、経済発展にも大きく寄与する。そのような観点から、直接投資の役割を再認識する必要があるように思われる。

（教訓）

資本移動の自由化を行っていく場合、直接投資に対する規制は、各国の個別事情を踏まえつつ、可能な限り積極的に撤廃していくことが望ましい。

⑷　制度の見直し

従来高度成長に寄与してきたと評価されてきた諸制度（輸出指向の戦略的な産業政策、政府による産業・金融システムへの介入、民間・政府間の情報共有等）が、今回の通貨危機を契機にむしろ改革すべき問題として浮上してきている。ただし、これまで各国の発展に寄与した制度全てに問題があると考えるのは行きすぎであり、それぞれの国の発展段階に応じた制度的枠組みの必要性については理解すべきである。例えば、長期的にモノづくりを育てるアジア型産業政策は評価すべきである。

その上で、今回の通貨危機により問題となった金融セクターをはじめとする経済構造に取り組む必要があり、特に、金融セクター、企業セクターを問わず経営実態の不透明性が問題となっており、これらの改革を推進する必要がある。

（教訓）

アジア各国の制度改革については、何よりもまず、それら改革を支える当該国の政府、国民の意識面での改革が不可欠であるとの点は強調されるべきである。その上で、各国の制度改革に深く関与してきた世界銀行・ADB等国際開発金融機関は、政策目標が必ずしも明確でなかった、あるいは、実施手順についての検討が十分ではなかった等の反省を踏まえて、今後の方策を再検討すべきである。

更に、制度改革に当たっては、金融セクター、企業部門を通じて、会計制度、帳簿システム等の不明確さが外国資本の懸念を増幅した点にかんがみ、企業経営の近代化（コーポレート・ガバナンスの強化）が不可欠となっている点に留意すべきである。これに加え、企業や金融機関の破たん処理の手続（破産法等）を整備することも必要である。

⑸　産業構造の高度化

今般の通貨・金融混乱の背景には、それまでの急速な経済成長下、労働コストが上昇したにもかかわらず、これに対応した産業構造の転換が遅れたこと、資本財産業が未成熟であったこと等により、経常収支赤字の改善の見通しが立たなかったことがあったと指摘されている。

（教訓）

今後、アジア各国の経済成長や得意分野に合わせた産業構造の転換・高度化が重要である。その際、必要となる人材育成を含め、国際機関、先進諸国からの協力が大きな役割を果たすことが期待される。

⑹　インフラ整備（民活インフラ含む）

これまでの高度成長の過程で、アジア、特に東南アジア地域におけるインフラ整備は着実に進められてきたが、今回の通貨危機を克服し将来の新たな発展を図っていくためには、なお一層のインフラ整備が必要となっている。しかしながら、他方で、アジア各国における財政面での制約及び先進国におけるODA資金の制約が強まっており、民活インフラの推進を含め、インフラ整備及びサービス供給に係る効率性の向上、安定性の確保の両立を目指すことが不可欠となっている。

また、民活インフラ・プロジェクトの実施に当たっては、今回の通貨危機を通じて為替リスクへの対応の重要性が再認識されるようになっている。なお、世界銀行等のMDBsや円借款の関与がある民活インフラ・プロジェクトの実施に際しては、女性・環境・立ち退き等に関してガイドラインによる配慮がなされているが、MDBsや円借款の関与がない場合についてはかかる配慮が不十分ではないかと指摘されている。

（教訓）

域内各国自らの資金動員とともに、各国のインフラ整備の中核を担っているMDBs、我が国の円借款、日本輸出入銀行（輸銀）融資を含めた公的資金の役割は引き続き重要であり、民活も念頭に置きつつ、政府と民間、各種の公的資金や民間資金の間の適切な役割分担を図り、今後の経済発展の基礎となるインフラ整備を着実に進めていくことが必要である。

MDBs及び輸出信用機関については、保証機能の積極的な活用を通じて、民間資金の動員を促進する役割も期待されるが、その一方で、関係者による適切なリスク管理を可能とする政策・規制体系の整備や健全なマクロ経済運営が重要となっている。また、MDBsや円借款の関与がない民活インフラ・プロジェクトの実施に当たっては、女性・環境・立ち退き等に関し、MDBs等のガイドラインと同様の配慮がなされることが望ましい。

⑺　環境問題への対応

通貨危機以前から既にアジアでは木材の乱伐等に伴う環境悪化が少なからず指摘されており、今回の通貨下落に伴う経済混乱の中で、環境対策予算の減少、天然資源の輸出ドライブ等による環境への更なる悪影響を懸念する意見がある。

（教訓）

国際開発金融機関による支援や我が国をはじめとする二国間の支援に当たっても、環境問題への配慮は従来以上に重要になってきている。

第３章　アジア通貨危機の教訓を踏まえた提言

今回の通貨危機をアジアが克服し、持続的成長の経路に復帰するためになすべきことは多い。また、21世紀型の通貨危機が今後再び起こらないとの保証はない。グローバルな市場の展開と自由化の流れを前提とすると、予知・予防を完全に行うことは極めて困難であるが、危機発生の確率を低める、また危機がいったん発生した場合の混乱を最小限に止めるような事前の準備を怠らないようにすることが大切である。

第１章、第２章では、今回のアジア通貨危機の原因と特徴を整理し、更にアジア通貨危機が提起した課題を検討してきた。また、危機の様々な側面については、教訓を導くこともできた。本章では、これらの分析や教訓に基づいて、現在の危機を克服するため、また将来の危機防止のため、通貨危機に見舞われた国、あるいは今後見舞われるかもしれない国、国際金融機関、先進国、そして日本等の関係者が何をすべきか、提言していきたい。

１．新興市場経済国への提言

資本を受け入れている新興市場経済国は、通貨危機にさらされる当事国として、あるいは将来通貨危機に陥るかもしれない当事国として、大きな責任を負う。これらの国々は、これまでの分析や教訓から明らかになったように、資本移動のリスクを最小限に抑えつつ、その便益を享受するための政策、制度作りが必要である。

⑴　短期資本移動への対応

資本、特に短期資本は、為替の変動、成長期待、金利動向、更に政治の動向により、流出入の額が大きく変化することがある。これが、今般の通貨危機につながった。したがって、危機が起こりにくくする、また危機の影響を最小限に止めるための政策が必要である。

①　健全なマクロ経済運営

短期資本の流出入は、その国の経済についての投資家の期待に大きく左右される。期待を高く、安定的に保つためには、健全なマクロ経済運営（低インフレ、財政均衡等）がまず何よりも重要である。

②　経済政策の透明性・情報開示

市場に不要な疑心暗鬼を引き起こさないようにするために、経済政策の透明性、及び、経済運営や諸経済指標のタイムリーな情報開示を高めることも必要である。

③　資本流入に関するPrudential Regulation

これらに加え、資本流入に関する健全性維持の観点からの規制(Prudential Regulation)が重要である。この規制には、国全体としてのマクロ的な健全性の観点と、借入を行う個々の金融機関（又は金融セクター全体）や企業の健全性の観点の両方が考えられる。短期資本流入がGDP比（又は外貨準備高比）で巨額に上る場合や、特定の金融機関について、ないしは金融機関全体として、外貨債務が巨額に累積するような場合には、政府は適切なリスク管理措置を採る必要がある。更に、その前提として、海外との資金移動を、民間部門の海外活動も含め監視する体制の整備が望まれる。

リスク管理措置の例としては、短期資本が単に金利差を求めて急激に流入するような場合には、短期資金を受け入れる銀行の財務健全性確保のために、預金準備率を高めたりすること等が考えられる。

また、資本の流入に対して一定期間の中央銀行への一部預託義務を課し実質的に短期資金流入を抑制するチリの例も参考になろう。これに加え、アルゼンチンにおけるような平時より外貨が不足する事態への対応策も有益であろう。

④　適切に順序づけされた資本自由化

また、対外資本規制の自由化の前に、国内金融・資本市場が厚く、金融機関の財務状態がショックに強いものになっていることが必要である。規制緩和の適切な順序づけ(Sequencing)が必要である。

⑤　直接投資への規制撤廃

短期資本への過度の依存を防ぐためには、長期的な資本の導入の障害を取り除くことも必要である。特に直接投資への規制を可能な範囲内で早期に撤廃することが必要である。

⑥　国内資本市場等の整備

同時に、国内外から長期的な資金の調達が容易になるように、株式市場、長期の公社債市場の整備（透明な取引ルールの確立、証券取引所の整備、決済システムの近代化、証券保管制度の確立、格付会社の本格的な育成、機関投資家の育成等）が必要となる。

⑵　為替制度の在り方

固定相場制度（特定通貨へのペッグ制）の下、国内金融政策の独立性を確保しつつ、資本移動の自由化を進めることはできないことを考えると、途上国にとって為替制度の選択は重要である。

①　為替制度の弾力化

資本の自由化を進めつつ、国内の金融政策を使う余地を確保するためには、ある時点で為替制度を弾力的なものに変えていく必要がある。経常収支へのショックが為替レートの調整により緩和される体制が望ましい。したがって、一般的には、固定相場制度を採用している新興市場経済国においては、経済発展の段階が進んだところで、固定相場制度から弾力的な通貨制度（主要貿易相手国の通貨を考慮した制度）へ移行する政策（Exit Policy）を採る必要が出てくる。ただし、アジアの幾つかの国は通貨危機に対応するため完全フロート制に移行したが、これを維持することは中長期的には、必ずしも望ましくないかもしれない。

②　アジアにとって望ましい為替制度

アジアの途上国にとって望ましい弾力的な為替制度とは、通貨の過大評価や過小評価を防ぐような伸縮性を保ちつつ、過度の変動を防ぐものである。例えば、インフレ率や貿易シェアで加重平均した「実質実効為替レート」を１つの指標として為替レートの安定を図ること、具体的には、貿易等の経済関係の

強さを考慮したウェイトで構成された通貨バスケットへのリンク等が考えられる。

⑶　金融セクター等構造問題への対応

通貨危機は金融危機と表裏一体である。今回の通貨危機により悪化した金融セクター（銀行、証券会社、ノンバンク等）の財務体質を早急に強化し、更に国際資本市場から借り入れる主要産業のリスク管理を強化する必要がある。また、通貨危機により表面化した他の構造問題への対応も重要である。

①　金融セクター改革と監督の強化

まず通貨危機を防ぐためには、銀行・ノンバンクを含む金融機関の財務体質を強化し、リスク管理を徹底する必要がある。自己資本の充実や、為替リスク、金利リスク、期間構造のミスマッチ等を適切に管理しなくてはならない。また、このような金融機関の適切な経営の継続を適切に監視するための金融監督の強化も必要である。更に、金融機関の破たん処理手続や預金保険機構を整備する必要がある。

②　金融セクターにかかわる人材の育成

このような金融監督当局や金融機関等の人材育成には時間がかかるため、金融の自由化には、着実に対処しなくてはならない。ただし当然のことながら、着実な対処が自由化を遅らせる口実に使われてはいけない。

③　企業セクター改革

資金を借り入れていたのは金融機関だけではない。インドネシアのように資本自由化の進んだ国では主要な企業も国際金融・資本市場から直接、資本調達することができる。このような国では企業のリスク管理、特に外貨建て債務の管理が重要である。更に、韓国の財閥グループのように、企業と銀行が密接に関連している場合には、企業戦略が銀行の財務に影響を及ぼしてしまう。企業金融の側面を中心として、企業の経営姿勢（コーポレート・ガバナンス）の強化が必要となる。また、企業の破たん処理手続（破産法等）を整備する必要がある。

④　インフラ整備と人材の育成

新興市場経済国において、通貨・金融危機を克服するための重要な要因の１つが、産業構造の高度化、基幹産業の育成による経済成長の持続である。そのためにはインフラ整備（通信、交通等）や教育制度の改革により基幹産業に必要な技能を持つ人材の養成が重要になる。

⑤　環境・所得分配・社会的弱者への配慮

他方、短期的に成長率を上げるため、環境を犠牲にしたり、貧富の格差を悪化させるようでは、長期的な成長率の持続にはかえってマイナスになる。環境、所得分配や社会的弱者への配慮は不可欠である。

２．国際金融機関（IFIs）への提言

IMFは、国際通貨制度の中心となって通貨危機管理の中心を担っている。また、国際開発金融機関（MDBs）は、国際資本市場への十分なアクセスがない国に対して特定のプロジェクトを中心に開発資金を供給することを中心的な役割として、その過程で各国の構造問題に深くかかわってきた。

アジアの通貨危機では、IMF、世界銀行、ADBの３機関が協力して、危機管理に当たってきた。IMFは、通貨危機に陥った国の要請を受けて、融資の条件として、マクロ政策、為替政策、金融市場改革や産業構造改革等広範囲にわたる条件（コンディショナリティー）を課する。IMFを中心とする国際的支援パッケージには、IMFからの資金ばかりではなく、世界銀行、ADB、さらに二国間の支援も含まれることが多い。世界銀行、ADBといったMDBsも、中長期的構造改革を促す観点から、金融市場改革やガバナンスの改善等についての条件を課している。こうした国際金融機関の支援体制においては、その適切な役割分担を含め、一層緊密な意思疎通を図ることが重要である。今般の通貨危機においては、例えばタイへの支援及び改革の監視に当たり、IMFはマクロ政策、銀行部門の改革、世界銀行がファイナンス・カンパニーの改革、ADBが資本市場の改革を担当した。

通貨危機の解決に当たっては、あくまでも経済原理に基づいて合理性があり、債権者と債務者の間でバランスのとれた解決策を模索することが重要である。アドホックに特定の債権者（先進国や国際機関を含む）あるいは債務者に有利になるような解決策を模索することは避けなければならない。また、ある国の通貨危機の解決策が新たな危機につながり

かねないモラル・ハザードを債権者・債務者・途上国に引き起こさないよう配慮が必要である。

⑴　IMFへの提言

①　予知・予防面での対応

IMFは通貨危機の予知・予防、さらにいったん危機が発生した場合にはその危機管理のための金融支援と財政金融政策の助言において中心的な役割を果たしてきたし、今後も果たすと期待される。その中で次のような課題について一層の検討が必要である。

イ．SDDSの拡充

マクロ経済の状況や短期資本の流出入等についてのデータの的確な把握、適時の情報開示につき一層努力する必要がある。メキシコ通貨危機後導入したSDDSを拡充し、マーケットを含め関係者が的確な情報を適時に入手できるような体制作りが期待される。この点については、ネット外貨準備、対外債務(特に短期債務)、金融セクターの安定性に関する指標等のデータを新たに含めることを求める本年４月のIMF暫定委員会の提言は適切な第一歩であると考える。

ロ．IMFによるサーベイランスの透明性確保

また、サーベイランスにおいて構造問題の一層の重視が必要であるとともに、その結果の透明性の向上が重要である。現在、IMF4条協議の概要をPINとして公表する加盟国が半数を超え、IMFの政策アドバイスの透明性向上が図られているが、４月の暫定委員会の提言にもあるように、その一層の充実が期待される。

（注）PINとは、Press Information Noticeの略。IMFは、４条協議理事会用ペーパーの要点、及び同理事会での議論の概要を各理事会終了後、PINとして公表している（公表には当該加盟国の同意が必要。）。

ハ．早期警戒システムの開発促進

早期警戒システム(Early Warning System)の開発を進めることも期待される。ただし、IMFが通常の監視作業や早期警戒システムによって通貨危機の確率が高いことを察知した場合に、IMFが警告することを公表すべきか否かは、公表そのものが危機を誘発するリスクと、他方で、公表しないことにより市場が安易な期待を継続しサステイナブルでない政策が続行されるリスク等があり、したがって慎重に判断すべきであろう。

②　危機管理面での対応

いったん通貨危機が起きた後のIMFの対応も改善の余地がある。

イ．IMFのコンディショナリティー

IMFの支援は何よりも、支援を受ける国の政策の信認を高めるものでないといけない。支援を受ける国の信認が、いかに失われたかは、国によって異なる。したがって、コンディショナリティーも各国のマクロ経済状況やこれまでの政策の歴史によって変わってくる。

具体的には、まず、今回通貨危機にさらされたアジアの国々では、ここ10年はおおむね健全な財政運営をしてきており、これがラテン・アメリカ諸国とは違う点の１つであった。したがって、通貨危機に対する金融政策の引締め等で、景気への悪影響がある中で、財政を更に引き締める必要があったかどうか十分に検証すべきではなかろうか。

また、インドネシアでは、コンディショナリティーに組み込まれた広範な構造問題改善策の手順・期間が性急にすぎたことで、問題を複雑にしてしまった。IMFは、コンディショナリティーの作成に当たって、当該国の経済政策の歴史や、社会的な制度・制約に配慮しつつ、市場の信認の回復に必要な内容・手順を見極める必要がある。更に、コンディショナリティーの実施が経済活動の低下及びその弱者への影響をもたらすという問題を考慮する必要がある。このためには当該国の状況を十分に把握する必要があり、当該国政府のみならず、NGO等を含む非政府部門との対話も含め、ローカル情報の収集・分析を強化することが必要である。

ロ．IMFの資金基盤の強化

21世紀型の通貨危機では、経済の大きさや外貨準備の大きさに比して、政府・民間部門にある短期債務が巨額に上っていることが多く、IMFの支援プログラムが市場の信認を得るためには、相当な支援規模を確保する必要がある。韓国支援の際導入されたSRFは、IMFのクォータによらないファシリティーであり、まさに時宜にかなったものであった。他方、このような巨額の資金ニーズに対する

IMF自身の融資原資の制約にかんがみると、IMFの資金基盤の強化が喫緊の課題であり、既に香港総会（1997年９月）で合意されている第11次増資の早期発効（そのための各国における国内手続の完了）、IMFの資金流動性を増すためのNABの早期発効が望まれる。更に、従来の増資等の手段に加え、IMFが市場から直接資金調達する可能性についても検討すべきであろう。

ハ．民間債務問題における役割

アジアの通貨危機では民間部門の対外債務が問題となった。巨額の民間債務に対して、いったん債務不履行の可能性が出てくると民間債権者がいっせいに資金を引き上げる、あるいは外国銀行からの借入のロールオーバーが拒否される等、流動性の危機に陥る。このような場合に、債権者に対して債務返済スケジュールの調整をすることができるような仕組み、つまり債務の秩序だった返済（Orderly Workout）の実行可能な方策の検討を一層進めるべきである。この点について、４月の暫定委員会がIMF理事会に検討を求めたことを歓迎する。

③　制度面での対応

イ．適切に順序づけされた資本自由化

国内貯蓄率が先進国よりも高いアジアの途上国にとっては、資本自由化のメリットは圧倒的ではない。むしろ急激な自由化によるリスクもある。現在IMFでは、資本自由化をIMF協定に盛り込む改訂作業を行っているが、各国における資本自由化は、金融セクターの発展の程度や強度、監督体制の整備状況を勘案した適切な順序づけ（Sequencing）をもって行えるような柔軟性に配慮すべきであろう。

ロ．望ましい為替制度・卒業政策の検討

今回の通貨危機の原因の１つは、アジア諸国が、固定相場制度を採りつつ資本の自由化を進めたことにある。経済発展の段階が進み、資本の自由化が進むとともに、固定相場制度から伸縮性のある通貨制度へ移行する政策（Exit Policy）を採らなくてはならない。IMFは、途上国にとって望ましい通貨制度とは何か、固定相場制度からどのように円滑に移行すべきか、の検討をすべきである。

⑵　世界銀行・ADB等MDBsへの提言

これまでMDBsは各国の構造改革を進めるに当たって、中心的な役割を担ってきたが、今回の通貨危機の発生原因を見ると、このような構造改革が必ずしも成功してきたとは言えない。IMFのプログラムで問題にされたインドネシアの構造問題は、世界銀行・ADB等もこれまで認識はしていたものの、十分な対応がなされなかった。

①　多様な支援手法の活用

今回の通貨危機のように大規模かつ迅速な支援を必要とし、また、危機の深刻化が経済発展、貧困問題等に大きな影響を及ぼす場合に適切な支援を行っていくことは、MDBsの本来の使命である。その意味で、世界銀行・ADBが従来にない大規模支援を行ったことは評価されるが、更に、こうした観点から、迅速な大規模支援が求められる際には、MDBsが資金の効率的使用や民間資金フロー促進のために、保証機能等多様な手法のより積極的な活用の検討が必要である。

②　コンディショナリティー形成への一層の貢献

アジアの通貨危機で表面化した金融セクターの改革等の構造問題については、MDBsの今後の貢献が大いに期待されている。これを実施するには、各国に対する中期的支援戦略である世界銀行のCASやADBのCOSSを充実させる必要があり、MDBsがこういった方向で見直し始めていることを歓迎する。その際には、各国政府のみならず、NGO等を含む非政府部門との対話を含め、各国の実状を十分に把握した上で、政策目標の明確化、実施手順等について十分な検討を行うべきである。また、IMFと連携をとりつつ、こういったMDBsの視点を、支援パッケージにより反映させていくことが望ましい。

（注）CAS及びCOSSは、Country Assistance Strategies、及びCountry Operational Strategy Studiesの略であり、各途上国に対するそれぞれ世界銀行及びADBの中期的な援助戦略を策定するための文書である。

③　MDBsにおける金融セクター関連の人材拡充

他方、世界銀行・ADBやIMFにも金融セクターの実務に精通した専門家が必ずしも十分にいるわけではない。そのため、金融セクター支援にかかわるスタッフの充実が必要で

あり、世界銀行におけるSFOU（Special Financial Operations Unit）の設置や、世界銀行・ADBの外部からの人材導入の動きは評価できる。ただし、その際には、単に先進国市場の知識を有しているのみならず、各国市場に精通している人材を極力登用していくべきであろう。

④　金融・資本市場改革への一層の取組み

金融セクター支援に際しては、銀行セクターのリストラクチャリングや監督基準の整備のみならず、証券市場の育成も重要である。その際、直接投資や長期資本の導入を促進するため、長期債の発行や格付、株式市場に係る取引所の在り方・取引ルール等についての助言、支援にもより積極的に目を向けるべきであろう。また、証券市場育成のために、MDBsが新興市場経済国において債券を発行することも検討に値する。

⑤　ガバナンスへの一層の貢献

ガバナンスの向上が、経済発展を支援する金融・資本市場の発達にも重要であるとの認識の下に、MDBsはこの分野でも一層積極的に支援すべきである。

ガバナンス向上のためには、会計制度や競争環境の整備が不可欠であり、また、正確な企業情報の開示は税の執行と密接に関連していることから、税の執行面での環境整備も重要である。

⑥　インフラ整備への一層の貢献

経済発展の基盤となる、教育や通信・交通等のインフラの整備は重要であり、MDBsはこの分野でも一層積極的な支援を行うべきである。

MDBsを中心に、投資家に対して民活政策を実施している個別国の関連政策や規制体系について信頼できる情報を提供することにより、カントリー・リスクの軽減を図ることが重要である。更に、個別国政府の民活インフラ関連政策の立案や規制体系整備に係る助言サービスや、途上国の地方政府によるインフラ・プロジェクト準備への支援について、MDBsが積極的な貢献を行っていくことも重要である。こうした観点から、世界銀行が策定した「民活インフラ促進のためのアクション・プログラム」が着実に実施されることが重要である。併せて、為替リスク回避の観点から、現地通貨建てによる資金調達を促進するために、MDBsが地場の金融・資本市場の育成に関して支援を強化することも重要である。

（注）「民活インフラ促進のためのアクション・プログラム」は、民活インフラに対する世界銀行の取組みを強化することを目的に97年９月に策定されたもの。我が国は日本特別基金を通じて同プログラムを積極的に支援している。

⑦　地方政府やNGOを通じた支援

世界銀行は現在準備中のタイ向け社会セクター改革プログラム融資について、政府の既存の社会開発プログラムへの支援と、地方自治体やNGOを通じた貧困削減及び社会開発プログラムへの支援を行う「２チャンネル方式」を検討している。

社会セクターへの対応については、中央政府レベルでの対応とともに、地方政府やNGO等によるより受益者に近いレベルにおける対応も重要であることから、このような世界銀行のアプローチは評価できるものであり、MDBsが今後とも同方式に基づいた支援を行っていくことが期待される。

⑧　危機管理体制等

なお、世界銀行については、ストラテジック・コンパクトにより、現地事務所への権限委譲が進められているが、構造問題への対処が一方の大きな柱となる今回のような通貨危機では、対外的な調整を含め組織全体として機動的に活動できるよう、本部を中心として危機管理体制の整備と、地域事務所を通じたローカル情報の収集の強化・活用を有機的に結合させていく必要がある。

３．地域協力についての提言

⑴　マニラ・フレームワークの強化

今回の通貨危機では、地域の集団的な対応が大きな問題となった。特に、資金協力で、地域の国が広く協力するスキームは、タイ、インドネシア、韓国で重要な役割を果たした。また、伝染効果が広く地域全体に広がったことから、地域の共通の課題として取り組む必要性が認識された。

この観点から、資金協力の可能性を含みつつ、平常時より地域経済の監視をする目的で構築されたマニラ・フレームワークを強化す

ること、具体的には、その域内サーベイランスの一層の充実、資金支援スキームの強化についても更に検討することが期待される。また、現在蔵相・中央銀行総裁代理レベルで行われているサーベイランスを蔵相・中央銀行総裁レベルで行うことも検討してはどうか。

⑵　域内サーベイランスにおけるIFIsの東京事務所等の活用

⑶　IFIsの東京事務所等を活用した域内各国への助言

また、今回の通貨危機を振り返ると、地域共通の問題とともに、国ごとのそれぞれ異なる背景があった。IFIsの東京事務所等を活用した国ごとの特性に応じた助言活動の強化も重要である。

4．先進国・債権者への提言

先進国は、メキシコやアジアの新興市場において発生した通貨危機に重大な関心を持って対処してきた。メキシコ危機の場合にはアメリカが、タイ危機の場合には日本が、重要な役割を果たして、IMFの支援プログラムに協力した。このような先進国の二国間協力は、地域経済、金融システムの安定を目的とする公共財への支援と捉えることができる。

⑴　二国間支援

IMFの支援を補完する形での先進国の二国間協力、助言は、特にその地域に情報を多く有しており、経済関係も密接な先進国を中心として積極的に行っていく必要がある。その際、金融セクター改革、インフラ整備、企業経営の近代化等制度見直しにおける技術支援、人材育成支援に官民ともに積極的に対応すべきである。

⑵　機関投資家等の情報開示

短期資金の移動については、受入れ国において金融機関の健全性確保のため監視・規制が必要になるが、先進国側でも、機関投資家（銀行、証券会社、保険会社、ミューチュアル・ファンド等）やヘッジ・ファンドの巨額の投資行動には、情報の開示を求めていくことを検討すべきである。巨額のファンドのごくわずかなポートフォリオの変更が、経済規模の小さな資本受入れ国の通貨・資本・金融市場にとっては、大きなショックとなることを考え、影響力を行使した市場操作が起きないように監視する方策を国際的に検討すべきである。

⑶　機関投資家等のリスク認識・管理

他方、債権者、特に機関投資家に対しては、投資先国の情報開示が十分ではなかったことや、金融管理体制が甘いこと等は、市場では十分知られていたことであり、このようなリスク要因を織り込んで投資決定がなされていたと考えられる。すなわち、投資先国の金利が高かった背景には、有利な投資機会があることも一因だが、通貨の下落や信用リスクが高いというリスク・プレミアムもあったはずである。債権者のリスク管理とその責任が改めて問われている。

5．日本への提言

アジア地域は、日本にとって、政治的、経済的に密接な関係を持っている。他方、各国から見ても、貿易面等において日本のウェイトは高い。地域の安定とその健全な成長は、我が国にとっても極めて重要となっている。今回の通貨危機の経験を踏まえて、我が国としては次のような役割を果たすことが期待されている。その際、日本としては、地域への協力は、支援される側の国益にも、支援する側の国益にもなるとの観点から、自らのイニシアティブで問題の解決に当たるという姿勢が大切であることは言うまでもない。

⑴　日本経済の安定的拡大と金融システムの安定

①　景気回復への努力

アジア域内での貿易、投資等のウェイトが高まるにつれ、日本経済の安定的成長及び行きすぎた円安の是正が、アジア各国にとっても一層重要になっている。しかしながら日本経済はバブル経済の崩壊後、いまだその後遺症から抜け切れていない。97年に相次いだ大型金融機関の破たんも、バブル崩壊後に増加した不良債権問題等を背景にしている。こうした中、厳しさを増した家計・企業の景況感が実体経済全般にまで影響を及ぼしており、日本経済は極めて深刻な状況となっている。アジア各国からも日本の景気回復がアジア各国からの輸入増につながるとの期待は大きい。こうした状況の中で、一日も早く力強く景気が回復するよう最大限の努力をしていくべきである。

②　金融システムの安定性確保

また、日本の金融システムの安定性に対する内外の信頼を確保することは、アジア地域の金融市場にも好影響を与えるものである。この点については、98年２月に成立した金融安定化２法により制度的基盤が整備され、現在実施に移されているところであるが、引き続き金融システムの安定化に万全を期することが必要である。

③　日本版ビッグバン

金融・資本市場のグローバル化、資本移動の自由化という潮流の中に日本も置かれていることを考えれば、日本の金融システム全体について、市場の利用者の視点に立った抜本的な構造改革を行うことが不可欠となっている。すなわち、個人金融資産のより有利な運用、活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供、次世代を担う成長産業への円滑な資金供給、利用者が安心して取引を行うための枠組みの構築といった面で、真に優れた金融システムを実現することが必要である。こうした観点から、現在推進されている金融システム改革（「日本版ビッグバン」）を更に本格的に進めて行かなくてはならない。そのために法改正を要する事項については、金融システム改革関連法案が現在国会において審議されているところである。法案の早期成立を含め、改革を着実に実行することにより、21世紀において活力ある日本経済の基盤となる金融システムが構築されることを期待する。

④　アジア経済回復への寄与

こうした幅広い経済・金融面の措置は、市場開放を引き続き推進していくこととあいまって、ひいてはアジア経済の回復にも寄与するものである。

⑵　国際的・地域的支援への貢献

①　IFIsへの働きかけ

アジア地域のマクロ経済・金融市場監視は、これからますます重要性を増してくる。IMFや世界銀行・ADBのアジア地域への平常時の監視や危機における支援プログラム策定に当たって、アジアの実状を最も良く知りうる立場にある日本の意見がより十分に反映されるよう、IMFや世界銀行・ADBに働きかけていく必要がある。

②　域内サーベイランスへの対応等

タイ支援東京会合、マニラ・フレームワークといった地域的なイニシアティブへの貢献等、日本はアジアの通貨危機に対して大きく貢献してきた。また、タイ、インドネシア、韓国へのIMF支援パッケージにも、二国間として最大の協力を行ってきた。IMF、世界銀行、ADB、G7、APEC、ASEM、マニラ・フレームワーク等の主要なフォーラム全てに参加する唯一の国として、日本はこれまで以上に積極的な役割が期待されている。

具体的には、マニラ・フレームワークを中心とするアジア地域の域内サーベイランスの強化への積極的対応、IMF、世界銀行、ADBの東京事務所やADB研究所の活動への積極的支援等を整えるべきである。

③　二国間支援等

円借款、輸銀融資、世界銀行・ADB等の日本特別基金を通じる我が国の支援が引き続き重要である。

・円借款

緊急時には、各国の状況に即応した円借款の機動的対応（必要に応じ、金額・時期の面を含む）が重要である。緊急時に機動的に対応できるような体制整備、例えば緊急時対応指針の作成等も必要と考える。また、内容の面では、プロジェクト借款の比重を下げる等の対応により、構造調整支援のためのセクター・プログラム・ローン等のノン・プロジェクト借款や中小企業・小農のためのツー・ステップ・ローンを増やすとともに、プロジェクト借款においても、新規プロジェクトの採択よりも、実施中の円借款対象プロジェクトの早期完成に重点を置き、そのために必要に応じて、内貨支援の強化を行うことも考えられる。

・輸銀等

経済混乱に伴い貿易金融に支障をきたしているアジアの状況にかんがみると、輸銀のツー・ステップ・ローンや貿易保険の活用による金融支援、現地日系企業のアジアにおける投資活動に対する支援（輸銀の投資金融の活用）、貸渋り等により輸入に支障をきたしている本邦企業の輸入円滑化に対する支援（輸銀の輸入金融の活用）等を、財政投融資の適切な活用等により、適時・適切に行うことも有益である。また、輸銀

が当該国政府等の発行する債券を保証することができるような仕組みを検討することが必要と考えられる。

・世界銀行・ADB等の日本特別基金

我が国として、各国の構造改革努力を支援するため、世界銀行・ADB等の日本特別基金を通じた技術支援を強化していく必要がある。支援に当たっては、我が国のイニシアティブを明確にする観点から、あらかじめ優先分野を各MDBに対して示し、重点的な支援を行っていく必要がある。具体的には、金融セクター改革、民間セクター育成、環境、社会的弱者対策を優先分野とすべきである。こうした観点から、世界銀行・ADBによるアジアの金融セクター改革支援に関する日本特別基金を通じた支援を積極的に進めるべきである。また、途上国への民間資金の安定的な流入を促進する観点から、我が国との協調融資につながりやすい案件の発掘を促進することが重要である。

④　TA（民間レベルを含む）を通じた支援も引き続き重要である。

・適格者リストの整備

我が国からの人的貢献についても積極的に対応できるような体制作り、例えば実務経験のある金融専門家へのニーズに対して迅速に対応できるような適格者リストの整備等が期待される。

・世界銀行・ADB等の日本特別基金を通じた支援

世界銀行・ADB等の日本特別基金を人材育成、研究活動の支援等にも積極的に活用すべきであり、世界銀行経済開発研究所やADB研究所等の活動に対する支援を強化すべきである。

・アジア各国との政策対話

また、マクロ経済政策及び構造政策についての各国との政策対話をより一層強化していくことも有益である。

⑶　円の一層の活用に向けての環境整備

①　東京市場の環境整備

今回の通貨危機の１つの要因として「過度のドルへの依存」があったことから、域内各国からもドル・ペッグからの脱却の動きがある。また、円建て取引拡大を望む声も高まっている。危機が収まった後のアジアにおける望ましい通貨体制では、円の役割が高まるべきである。円の一層の活用に向けて、多様な運用ニーズを持つ内外投資家が円資産を運用しやすくするよう、流通市場の一層着実な整備や、税制の在り方の検討を含めた東京市場の健全な環境整備に努めていく必要がある。既に触れた日本版ビッグバンは、こうした資金の運用・調達の両面において真に優れた金融システムの構築を目指すものであり、円の一層の活用に向けての環境整備の観点からも、その着実な実行が望まれる。

②　改正外為法の施行

なお、98年４月１日から金融システム改革のフロントランナーとしての改正外為法が施行され、国境を越える取引の抜本的自由化が実施に移された。例えば、海外預金、ユーロ円債の発行等今まで事前の手続が必要であったものが自由に行うことができるようになり、また、内外の投資家にとってビジネス・チャンスの拡大、より有利な資金調達・運用につながるものである。この改正により、内外の資金の流れは一層スムーズになり、我が国金融・資本市場の活性化ひいては、我が国経済の活性化が期待できる。

（出所）財務省ウェブ・ページ

11-83　外国為替等審議会答申「21世紀に向けた円の国際化（本体）」―世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応―

1999（平成11）年４月20日

円の国際化については、昭和60年（1985年）３月の外国為替等審議会（以下、外為審という。）の答申において積極的に進めるとの考え方が示され、国内金融・資本市場の規制緩和、自由化措置と並行して、非居住者にとっての円の使い勝手を良くするためのユーロ円市場の育成、東京オフショア市場の創設等が行われてきた。

しかしながら、円の国際化の現状を見ると、日本の経済規模等に比較し必ずしも十分な円の国際化が進んでいるとはいえず、むしろ最近については後退していると思われる面もある。他方、日本を巡る最近の世界の経済・金

融情勢を見てみると、ドルへの過度の依存がその原因の一つと考えられるアジア通貨危機の発生や、ドル一極の国際通貨体制に大きな影響を与える可能性を含んだユーロの登場に見られるように円の役割を再検討すべき出来事が生じてきており、また、日本においてもいわゆる「ビッグバン」により金融・資本市場の抜本的自由化が進められ東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場として育成しようとしている。

このような内外の経済・金融情勢の変化の中で、円の国際的役割を高めていくこと、そのためには日本として何をなすべきかが、21世紀を目前に控え、改めて今日的課題として問われている。

Ⅰ．円の国際化の現状と最近における内外経済情勢の変化〈何故、今円の国際化か〉

1．円の国際化の現状とその背景

(1)　現状

円の国際化とは、日本のクロスボーダーの取引及び海外での取引における円の使用割合あるいは非居住者の資産保有における円建て比率が高まっていくことであり、具体的には、国際通貨制度における円の役割の上昇、及び経常取引、資本取引、外貨準備等における円のウェイトの上昇と考えられる。

円の国際化の現状を、これらの各側面について整理すると、以下に見るように、日本経済の世界におけるウェイトが約14％に達し(1997年)、日本が世界最大の純債権国である等の状況にかんがみると、必ずしも十分な状況にあるとは言えない。

(イ)　まず、貿易取引面での円の使われ方を見ると、日本の輸出の円建て比率は過去数年35％程度でほぼ横ばいであり、ドル建て取引が過半を占めている。また、輸入について見ると、本邦企業の海外投資が増加し製品輸入が増加したことを受けて徐々に増加しているものの、1997年においても20％強である。主要先進国に比べいずれもかなり低い状況にとどまっている。更に、世界貿易全体における使用通貨建ての状況を見ると、ドル建てが大半であり、円建て比率は５％と、日本の貿易が世界全体の貿易に占めるシェア７％に比べても低い水準にとどまっている。

(ロ)　資本取引面について見ても、1997年の国際債の発行に占める円の割合は4.5％にすぎず、94年当時には13％を超えるシェアを占めていた状況から比べると最近ではむしろそのウェイトを低下させている。本邦銀行の対外貸付残高における円建て比率も90年代を通じておおむね20％前後の推移にとどまっている。

(ハ)　外国為替市場における通貨別取引比率を見ると、1998年４月の全世界外為取引に占めるドルを対価とした取引のシェアが87％と、ドルを対価とした取引が中心である。これに対し、円を対価とした取引のシェアは21％で独マルクの30％に次いで第３位であるが、円のシェアはこの10年でむしろ低下している（89年は27％）。

(ニ)　また、円の資産通貨としての役割の観点から、銀行の外貨建てクロスボーダー債務残高における通貨別シェアを見ると（1998年６月末)、米ドル47％、独マルク13％に対し円は６％にすぎない。

(ホ)　円の国際通貨としての使われ方の公的側面を見ても、米ドル、独マルク、仏フラン等はペッグの基準通貨として採用されているが、円を基準通貨として採用している国はない。準備通貨としても、1997年末時点での円のシェアは約５％で、90年代初めに比べるとむしろそのシェアを下げている。

(2)　背景

80年代後半には、日本における金融・資本市場の自由化の進展や好調な経済により、円に対する国際的な信認が高まり、円の国際的使用も一時的に上昇した。しかし、1990年代に入りバブルの崩壊、それに伴う日本経済の低成長を背景に、円の役割は停滞、あるいは準備通貨における円のシェアに見られるように低下した。

他方、冷戦構造の崩壊後国際政治面で米国の影響力が突出するようになるとともに、米国経済も先端産業に引っ張られる形で他地域をリードするようになり、片やドルの利便性が高いこともあって、ドルの使用割合は近年むしろ上昇するようになる。

円の国際化が1990年代に入って進んでこなかった背景について、特に貿易取引および資本取引について分析してみると、以下の点が

指摘できよう。

①　貿易取引

イ．貿易における建値通貨は、市場競争力や国際商品市場における建値通貨、及び貿易構造等により左右されるが、日本の貿易取引においては、㈠国際的にドル建てで取引される原材料（主として原油等エネルギー）の輸入に占める割合が高い、㈡海外子会社との取引において日本の本社が為替リスクを負担する傾向にある、等の点が指摘される。

ロ．更に、日本との経済的結びつきが強いアジアとの貿易、特に輸入において円建て比率が高くないのは、以上の状況に加え、㈠円とアジア通貨間の為替市場が成熟しておらず円の使い勝手が悪いこと、㈡これまで多くのアジア諸国の通貨がドルとリンクしていたため円の対アジア通貨レートが不安定であったこと、も影響していたと言われる。

②　資本取引

イ．1980年代後半以降の金融・資本市場の規制緩和は、当時日本の金融・資本市場の規制緩和が緒についたばかりであり、国内金融・資本市場に対する影響への配慮から慎重に進められた。そうした状況の下、90年代に円の国際化が停滞した一因として、クロスボーダーの資本取引に対する規制が最近に至るまで残った、非居住者が円資産を運用する手段に制約があった、及び非居住者に関する税制等の環境整備が十分でなかった、との指摘もなされていた。（これらについては、後述するように、1998年４月からの改正外為法の施行、99年度税制改正等により大幅な改善が行われた。）

ロ．また、㈠経常取引における円建て化が進まないことからそもそも円建て借入ニーズが低いこと、㈡ドル・円先物スワップ市場が発展しておりドル建てでビジネスを行うことにこれまで殊更大きな制約がなかったこと、等も本邦銀行の円建て対外貸付が進まない背景として指摘される。

２．最近の内外経済情勢の変化

このような円の国際化の現状の一方で、最近においては次のような円をめぐる新たな内外の変化が生じてきており、円の国際化を今後如何に進めていくかは喫緊の課題になっている。

⑴　アジア通貨危機の発生

①　アジアの多くの国では、これまで程度に差はあれ実質ドル・リンクの下で為替の安定を図ってきた。しかし、各国の貿易・投資相手先の実態にかかわらず通貨をドルへリンクすることのリスクが、一昨年来のアジア通貨危機において一挙に顕在化した。

②　アジア諸国の中には、通貨危機の中で、実質的なドル・リンクから離脱するところが相次ぎ、多くの国がフロートするに至っているが、今後経済状況が安定していくにつれ、これらの国も将来の新たな通貨制度を模索していくことが考えられる。もとより各国通貨の安定には良好な経済ファンダメンタルズが不可欠であるが、そのためにも貿易取引、資本取引等の対外経済関係の実態をより反映した為替制度の構築も重要になってくると考えられる。

③　アジアにおける通貨システムの安定は、アジア諸国の安定的な経済発展の基礎であり、アジアの安定は当該地域と密接な経済・政治・社会関係を有する日本にとっても重要である。

⑵　ユーロの導入

①　ユーロは、ブレトンウッズ体制崩壊後、初めて本格的に登場したドルと並びうる通貨であると見られている。ユーロランドの経済規模は米国に比肩するものであり、中東欧やアフリカといった地域との経済的結び付きの強さや資本市場におけるシェアの高さ等を背景に、ユーロは近い将来ドルと比肩しうる基軸通貨として機能する可能性がある。

②　このようなユーロの登場により、ドル一極支配の時代から、新たな国際通貨体制を検討する時代になるのではないか、あるいは、国際取引における使用通貨の選択の見直しのきっかけとなりうるのではないかと考えられ、円の役割についても見直す良いチャンスとなっている。

⑶　ビッグバンの進展

①　1998年４月に施行された改正外為法を始め、同年12月の金融システム改革措置の大宗の実施等、いわゆる「ビッグバン」が進

展している。
② 東京市場をロンドン、ニューヨークと並ぶ国際金融市場として育成し、より魅力的な市場とするためにも、円の一層の国際化が不可欠となっている。

Ⅱ．円の国際化の必要性〈何のための円の国際化か〉

円の国際化の必要性については、旧外為審答申においても議論がなされ、日本にとっての必要性とともに国際的側面における必要性が指摘されているが、当時においては、ドルの負担軽減という観点を念頭に置いた受動的な対応との面も否めなかった。

しかしその後、1980年代後半から1990年代にかけて世界経済はそのグローバル化が益々顕著になり、国際金融市場においても、膨大で、かつ瞬時に移動する資本取引が為替相場や実体経済に大きな影響を与えるようになってきているといった環境変化が生じてきており、また前述のような円をめぐる新たな状況変化にかんがみると、円の国際化を進めていくにあたり、改めて円の国際化の必要性につき整理しておくことが重要である。

その際、日本との経済的結びつきの深いアジアにおける通貨危機の経験やユーロの登場という最近における状況を踏まえると、円の国際化は、アジア地域の通貨・経済の安定、更に世界の通貨・経済の安定に貢献し、これがひいては日本経済の安定に寄与し日本の国益にも資するものであるとの認識のもとで進めていく必要があろう。

1．国際的な側面における必要性

⑴ 国際通貨体制の安定化への貢献
① ブレトンウッズ体制が崩壊し、1973年以降主要通貨はフロートになる。主要通貨に対してその価値を減価させながらも、ドルが基軸通貨として使われてきた背景には、米国の国際政治面でのリーダーとしての地位に基づく一般的なドルへの信認と、国際通貨としてのドルの利便性による慣性がより強く働いてきたと考えられる。
② 他方このような事情が、米国をして為替相場の動きに対して「ビナイン・ネグレクト」と言われるような姿勢をとることを許したことが指摘される。
③ しかし、米国は巨額の経常収支赤字を続け、世界最大の純債務国であり、現在の事実上のドル一極基軸通貨体制は危うさを常に内包している。
④ 世界の３大経済地域の一端を担う欧州のユーロ及びアジアにおける主要通貨である円が、ドルを補完し、各国及び地域が節度ある経済運営を行うことにより、安定した国際通貨体制の構築に貢献することが期待される。他方、ドル、ユーロ、円といった主要通貨の変動相場制度の下では、リスク分散の観点からも、ドル、ユーロに加え、円が国際的に活用されることは望ましい。円の国際化はこうした意味で国際公共財の提供と考えることができる。

⑵ アジア諸国の経済安定への貢献
① アジア地域の対外経済関係を地域別に見ると、日本、米国、欧州の３地域との関係が強いが、貿易、直接投資、資本取引、経済支援等を総合的に見ると日本との関係が極めて深いと言える。今回の通貨危機の反省からアジア諸国からも円の役割を見直し、その一層の拡大を望む声がある。
② ドル・リンクの弊害が顕在化した後、主なアジア諸国の通貨は、香港、中国、マレーシアを除きフロートしてきているが、最近における各国通貨の動きを見ると、それまでのドルとの強い相関関係が弱まる一方、円との相関関係が高まる局面も出てきている。円の国際通貨としての役割強化は、為替市場、特にアジアにおける為替市場の安定、ひいてはアジア諸国の経済の安定に資する。
③ また、国際的な取引における決済通貨としての円の使用が高まれば、欧米との間に比べれば時差の少ないアジア域内でのクロスボーダーの為替取引の決済において、決済時間のずれから生じるリスク（いわゆるヘルシュタット・リスク）の低減にも資する。
④ 日本にとって重要な地域であるアジア諸国の安定的経済発展は、日本自身にとっても好ましい。

2．日本にとっての必要性

⑴ 東京金融・資本市場の国際金融センターとしての活性化
① 国際取引における取引通貨の多様化は、

取引者（居住者、非居住者双方）に、為替リスク回避の手段を提供する。これが、金融サービスの新しい業務展開の可能性を提供し、円のマザー・マーケットである東京市場の活性化に貢献する。また、これがひいては雇用機会の創出にもつながるとの意見もあった。

② 日本の余剰貯蓄の還流が外貨で行なわざるを得ないとなると、国民の貴重な貯蓄が為替リスクに晒される。円の国際化、東京市場の活性化は日本の将来にわたっての資産保持の観点からも重要であろう。

⑵ 本邦金融機関の国際競争力の強化

① 東京市場の活性化、特にその中で円を使った国際金融ビジネスの活性化は、東京市場を本拠とする日本の金融機関のビジネス・チャンスの拡大につながる。

② また、対外資産における円建て比率が拡大すれば、BIS基準の自己資本比率の算定上、為替レートの影響を受けにくくなるとともに、外貨建ての調達リスクを低減させる。ちなみに、本邦金融機関が外貨での取引を行う場合は、円貨の場合とは違って「ラスト・リゾート」が存在しないことにも十分留意することが必要である。

③ 国際金融取引における円ビジネスの拡大は、円資金への豊富なアクセスと円建て取引に関する知識と経験の面で優位にある日本の金融機関にとって、国際取引における競争力を回復・向上させる上で有力な手段となる。

⑶ 日本の企業等の為替リスクの軽減

① 本邦企業等にとって対外取引を円建て化することによる為替リスク軽減のメリットについては異論ないが、他方、外為法の抜本改正や金融技術の進展によりヘッジ手段が多様化し為替リスク回避の方策が拡大してきている国際取引の現状にかんがみると、円建て化がかえってコスト増加要因になることもある等の指摘もあった。しかしながらヘッジ自体にもコストがかかること、また、変動相場制の下、長期のあるいは大幅な為替変動に対し常にヘッジが可能とは限らないこと等にかんがみると、外貨建て取引を行うことのリスクとコストのバランスについては十分認識することが必要であろう。

② アジア等の取引先にとっても、一部取引のドル建てから円建てへの移行は、為替変動リスク分散の観点からのメリットが考えられる。

（注）通貨を国際化することによるメリットとして、通貨発行益（シニョレッジ）の獲得が指摘されることがある。しかし、自国通貨が国際通貨となることによる通貨発行益は、あくまで副次的な利益と考えるべきで、これを円の国際化の目的にすることは適当ではないであろう。

Ⅲ．円の国際化を進めるに当たっての課題〈円の国際化のために何をなすべきか〉

1．基本的視点

⑴ 円の国際化にはそれに伴う責任も付随する。すなわち、日本は日本経済の安定的成長、円の安定等の国際的な責務に応えていく覚悟が必要である。

⑵ 円の国際化を進めていくに当たっては、円に対する信認を向上させるとともに、円を国際的な取引で使用するに当たっての環境整備を進めることがまず不可欠である。また、それとともに実際に円を国際的に幅広く使っていくためには、これまでの円に対する意識改革を含めた官民双方の取り組み、見直しが必要であり、今後21世紀に向けて長期的に取り組んでいく課題であるとの認識も必要である。

⑶ 円の国際化を進めていく場合、当面は、日本との関係が極めて深いアジアにおいて国際通貨として円の使用の一層の広がりを図ることが現実的である。アジアが通貨危機を克服し、成長軌道に復帰する過程で活発に使われることが、円の国際的な通貨としての地位向上につながると考えられる。

⑷ このためにも、貿易・資本取引等における実体経済面でのアジアとの結び付きを速やかに回復・拡充し、こうした取引等を通じてアジアに円が供給され、国際取引において円が流通する基盤を作っていくことが重要となる。

2．提言

⑴ 日本経済の安定的成長と金融システムの再建

日本はその経済力により世界にプレゼン

スを示してきており、経済の再生と健全な経済運営は円の国際化にとり必須の条件である。従って、円が国際通貨として広く受け入れられていくためには、まず何よりもその前提条件として、不良債権処理による金融システムの速やかな安定と景気の回復による日本経済に対する内外の信認回復と向上、そのための中長期的なマクロ経済バランスの回復が不可欠である。

金融システムの速やかな安定は、日本の民間金融機関がアジア地域をはじめ海外における投融資活動を再活性化し、円の国際化の主要なプレーヤーとしての役割を果たすためにも重要である。

⑵　円の価値の安定

主要通貨であるドル、ユーロ、円が変動相場制下にある現在、これら通貨間の為替変動リスクは常に存在し、このリスクは他の途上国等にも及ぶ。従って、リスク分散の観点が重要になるが、その中にあっても、まず第一には、主要通貨であるドル、ユーロ、円との間での為替相場の相対的安定を図ることが、国際通貨を提供する国としての責任である。その際、国際通貨としての円の価値を安定させる政策努力が重要になる。

⑶　アジア各国の為替制度における円の役割の見直し

①　アジアの多くの国では、通貨危機発生前の事実上ドルにペッグした制度から現在はフロート制になっているが、今後状況が落ち着いてきた段階において、新たな為替制度見直しが各国で課題となってくることが考えられる。その際には、貿易等の経済的なウェイト等を勘案した、ドル、円、ユーロ等を構成要素とする通貨バスケットとの関係が安定的になるような為替制度も１つの選択肢であり、この中でアジア通貨が円との連動性を強めていくことは望ましいと考えられる。

②　また、ユーロ登場という新たな動きを踏まえ、アジア地域における将来の通貨制度の在り方についての議論も生じてきている。アジア地域の経済的・歴史的・文化的背景は欧州とは異なり同列に論じることは現状では非現実的かもしれない。他方、アジア域内における経済的な緊密度は、現状では米州やユーロの水準には至っていないが、アセアンにおける自由貿易地域構想の推進等の動きを踏まえれば、今後域内の統合度は更に高まっていくことも考えられる。将来的なアジア域内の通貨制度はいかにあるべきかについて、域内統合の成熟状況を慎重に見守りつつ、日本としても積極的に議論に参加していくことが必要であるとの指摘があった。

⑷　円の国際化を進めるための環境整備の推進

円の国際化を進める上で、円の利便性を高めるとともに、安心して利用できるようなインフラの整備が必要である。先進各国でも規制緩和、市場開放が進み、国際経済・金融面でのグローバル化の中で、通貨の使い勝手の良さが通貨が国際的に使用される上での最低限の必要条件になってきている。特に非居住者にとっての円での資金運用・調達の利便性を高める環境整備が、準備通貨として、また金融・資本取引に使われる通貨として円の役割を高めるために重要である。その際、国際的な基準、慣行にも配慮した整備に留意する必要がある。

①　金融・資本市場における環境整備

イ．当審議会の前回答申に沿い、金融システム改革のフロントランナーとしての外為法の改正が行われ、内外資本取引の自由化、外国為替業務の完全自由化等、クロスボーダー取引の自由化は既に実施されたところである。

また、本専門部会が平成10年11月12日に公表した「中間論点整理」においては、円の国際化を進める上で不可欠の環境整備として、短期金融市場の厚みを増すような措置や、海外の投資家が日本の国債に投資しやすくするような仕組等の必要性が特に指摘された。こうした提言に沿って、昨年末、政府は、次のような措置を含む円の国際化推進策を発表し、その後所要の法令整備等を実施している。

⑴　平成11年４月よりFB（政府短期証券）の市中公募入札発行を開始する。

⑵　平成11年４月１日以後に発行され、一括登録等の一定の要件を満たすTB（短

期割引国債）・FBの償還差益につき、その発行時の源泉徴収を免除し、外国法人についてはその償還差益につき原則非課税とする。

(ハ)　非居住者・外国法人が支払いを受ける利付国債の利子で、一括登録等の一定の要件を満たし、平成11年９月１日以降計算期間が開始するものにつき、源泉徴収を免除する。

（注）有価証券取引税及び取引所税は、平成11年３月31日をもって廃止する。

(ニ)　平成11年度より30年国債及び１年物TBを導入し、国債の償還年限の一層の多様化を図るとともに、平成11年１月以後発行の国債より繰上償還条項を撤廃する。

これらは、円の国際化の観点から大きな前進であったと評価できる。

ロ．金融・資本市場については、その利便性向上の観点から、引き続きその整備を図っていくことが重要であり、ビッグバンを一層推進していく観点からも、当面以下のような課題につき積極的に取り組んでいくことが望まれる。

(イ)　日本のレポ市場は、現在、現金担保付債券貸借という独自の形態となっているが、非居住者の参入を促す上から、有価証券取引税撤廃を踏まえ、欧米で採られている売買形態での取引を推進していくための環境整備を早急に行うべきである。

(ロ)　国債の市場金利指標性をあらゆる満期に関し向上させ、イールド・カーブの効率的な形成を一層促進することが、円資産が国際的に活用されるための必要条件であり、中期債のベンチマークとなる５年利付国債を導入すべきである。

(ハ)　さらに、日本の資本市場を国際的に魅力あるものとして発展させるためには、投資家のキャッシュ・フローや金利リスクについての様々なニーズに対応するべく国債の商品性を一層多様化させることが重要であり、欧米主要国の国債市場で取引されているストリップス債（登録された利付債の元本部分と利札部分を分離し、別個の独立したゼロ・クーポン債としても保有及び販売することができる債券）についても、市場のニーズを勘案しつつ、その導入に必要な決済システムの整備や税制上の取扱い等の検討を行うべきである。

②　決済システムの改善

決済システムは、金融・資本市場のインフラとして最近特にその重要性が指摘されてきており、欧米を始め諸外国においては、RTGS（Real Time Gross Settlement；即時グロス決済）化、DVP（Delivery versus Payment；証券資金同時決済）化、及び決済期間の短縮への積極的取り組みが行われてきている。とりわけ欧州においては、ユーロの導入もあり、決済インフラの改善に努めており、クロスボーダー取引の処理からも各国が整合性のとれた形の決済システムの構築を進めている。

したがって、決済システムの整備は円の国際化の観点からも喫緊の課題であり、非居住者が安心して円資産の運用・調達を行っていく上で不可欠の条件といえる。具体的には、

(イ)　2000年末までのRTGS化や稼働時間の延長を目指している日銀ネットの作業を確実に実現していくことが重要である。

(ロ)　CP、CDについても、DVPの実現等を目指した決済システムの整備につき検討が行われており、その早期の成果を期待したい。

(ハ)　更に、中長期的な観点からは、証券決済全般につき、より包括的な集中決済の仕組みの整備を、欧米の動向を踏まえつつ幅広く検討することも必要である。

③　その他

(イ)　中央銀行のサービス

各国中央銀行が如何に公的準備として円を使うかには、日本銀行の提供する各国中央銀行へのサービスも影響する。これは、他の国際通貨を使う場合に提供されるサービスとの比較の面もあり、各国中央銀行のニーズを踏まえつつ、出来るだけ各国中央銀行に使い易いように日本銀行の提供するサービスの拡充を図るべきである。

(ロ)　国際商品市場

円建て貿易取引におけるヘッジ手段を

充実する観点から、日本の国際商品市場における取扱商品の拡大が必要である。

(ﾊ) この他、海外投資家の参入を促進していく上で、日本の会計原則や会計基準を国際的な基準との整合性を念頭に継続的に見直していくとともに、倒産法制についてもその透明性に留意しつつ幅広く整備を図っていくことが必要である。

(5) 円を積極的に活用していくための取り組み

実際の取引においてどのような通貨建てを選択するかは、基本的には取引当事者のニーズに応じて決まるべきものである。しかしながら、国際取引における使用通貨には一種の慣性（イナーシャ）が働く面も強くあり、現在のように内外の経済状況が大きく変わろうとしている時期に当たっては、これまでのプラクティスを見直し円の利用につき新たな角度から検討することも必要になってきていると思われる。

① 貿易取引

(ｲ) 官民一体となって円の国際化を進めていく上で、貿易取引等の通貨建てのあり方は特に重要である。これまで日本の貿易取引における自国通貨建て比率が主要国に比べ低い状況にとどまっていた背景は先に分析したとおりであるが、アジア通貨危機を受け、アジア諸国からも円建てでの取引への関心が高まる等貿易取引における建値通貨について見直す環境変化が生じてきている。また、前述のように円の使い勝手についても改善が図られつつある。

(注) 海外からの参考人意見陳述では、アジアと日本等との取引において、必ずしも外貨建てにする必然性が無く、むしろ円建てにできる取引があった、との指摘もあった。

このような状況の変化にもかんがみると、例えば、現在ドル建てで輸入されている資源等であっても、輸入先として日本企業の占めるウェイトが高い場合や輸入品の売上先が日本国内にほぼ限定されるような場合には、円建てで取引を行うメリットが大きい、との意見があった。これに対し、企業の決済通貨の選択は、個々の企業のマーケティングや為替管理等のストラテジーに基づき総合的に判断されるものであることを指摘する意見があった。いずれにせよ、建値通貨に伴うリスクとコストを再評価し、これまでの貿易取引における通貨建ての現状につき見直し、個々の取引における円建て取引拡大の可能性につき検討する必要性が高まっていると思われる。

(ﾛ) そもそも、円の国際化が進展するためは、非居住者の円保有が拡大することが必要である。そのためには、日本の円建て輸出の増加も輸出先に円保有のインセンティブを与えるという観点から重要ではあるが、特に、日本の円建て輸入の拡大が必要であろう。また、日本からの円建て負債を有している国にとっては、円建て資産を増やすことは、資産・負債間の通貨のミス・マッチを抑制する上でも有意義である。

(ﾊ) また、通貨危機後の経済的困難の中にあるアジア地域の円建て貿易を支援するため、貿易金融の重要性を指摘する意見があった。例えば、アジアの輸出入企業に円資金調達の手段を提供するとの観点から、円建てBA市場を再活性化させることにより、アジア地域を中心とする円建て貿易を金融面から支えることができるのではないかとの意見があった。これに対しては、現在、アジアの企業の円市場へのアクセスには困難な面はあるが、BAに伴う事務コストやBA以外の様々なリファイナンス手段が金融機関に存在していることにかんがみると、地場企業への信用供与のためにはその信用リスクを補完する仕組みが必要との指摘があった。

② 資本取引

(ｲ) これまで日本の金融機関は、借手側のニーズもあり、対外融資の大宗を外貸資金調達に依存してきたが、本邦銀行の信用力の低下による外貨調達コストの増大に見られたように、このようなビジネスには外貨流動性リスクが常に伴う。また、金融システム再生に伴う海外事業の見直しにより、日本の金融機関の海外拠点は撤退、縮小の動きが続いており、これまでの海外ビジネスの在り方を見直す必要

も迫られている。

他方、資本取引においても円資金を供給していくことは、円市場の厚みを増し円の国際化を推進していく上でも、また、日本の超過貯蓄を海外へ円建てで還流する上からも、その必要性が高まっている。また、通貨危機に見舞われたその後の経済的困難に直面しているアジア諸国には資金ニーズがあり、これに日本としても積極的に応えていく必要がある。

このような状況にかんがみると、貸し手、借り手双方がこれまでの対外資金供給の在り方を見直し、円建てでの資金供給の活用による日本の金融機関の金融仲介機能の回復・向上を図っていくことが重要である。

(ロ) 現在のアジア経済の状況、また日本の金融機関の状況にかんがみると、アジアへの円資金の供給に当たって公的支援の果たす役割は従来にも増して大きく、円借款、輸銀の融資・保証、国際機関の保証、貿易保険等の活用が重要になっている。例えば、(a) 国際協力銀行のソブリン債保証業務を活用した、アジア諸国政府による円建て債発行や、(b) 新宮澤構想等に基づく資金支援による円資金の供給は、円の国際化にも資するものである。

③ その他

(イ) 国際機関による円建て融資の拡大

借入国のニーズに基づくものではあるものの、国際機関による融資は現在ドル中心になっている。国際機関の円建て融資の比重が増していけば、円市場の厚みを増すことが期待できる。

(ロ) 円建て表示の積極的、意識的活用

従来ともすれば、特に対外的関係においては、ドル建てで考える慣習が我々自身の内部に存在してきた面がある。円の国際化を図るためには、官民ともに円を積極的に使う、円建てで対外的にもプレゼンテーションを行っていく、といった意識改革を図っていくことも重要であろう。

国際収支につき、従来のドル建て表示の発表から円建て表示に変更したが、これはこの観点から1つのステップであった。国際支援を行う際にも、円をプロモートしていくという視点を確立していくことが必要である。

(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-84　外国為替等審議会　アジア経済・金融の再生のための専門部会「アジア経済・金融の再生への道」―21世紀の持続的成長と多層的な域内協力ネットワークの構築―

2000（平成12）年6月20日

外国為替等審議会「アジア経済・金融の再生のための専門部会」は、昨年11月の第51回総会において設置され、アジア諸国における経済・金融の再生に関連した諸問題」をテーマとして、調査・審議を行ってきた。

本報告書は、本部会における10回にのぼる会合の中で出された委員、海外特別委員、及び専門家による意見陳述、及び討議の成果を取りまとめたものである。

平成12年6月20日

委員名簿

外国為替等審議会

「アジア経済・金融の再生のための専門部会」

部会長

吉野　直行	慶応義塾大学経済学部教授
伊藤　元重	東京大学経済学部教授
大田　研一	日本電気(株)財務主席主幹
大吉　昭一	前(財)国際金融情報センター　アジア・大洋州部長（平成12年3月27日退任）
小川　英治	一橋大学商学部教授
奥田　英信	一橋大学大学院経済学研究科助教授
柯　　隆	(株)富士通総研主任研究員
勝　悦子	明治大学政治経済学部助教授
河上　継一	(株)東京三菱ティーディーウォーターハウス証券代表取締役社長
北沢　洋子	国際問題評論家
河野　善彦	国際協力銀行専任審議役

小松　正昭	広島大学大学院国際協力研究科教授
斉藤　洋二	(財)国際金融情報センターアジア・大洋州部長 (平成12年３月27日就任)
露木　繁夫	第一生命保険相互会社運用企画部長
戸田　博史	野村證券(株)取締役グローバル金融市場担当
南条　俊二	読売新聞社論説委員
長谷川　康司	トヨタ自動車(株)常務取締役
平野　英治	日本銀行国際局長
深川　由起子	青山学院大学経済学部助教授
福田　慎一	東京大学経済学部助教授
藤村　幸義	日本経済新聞社論説委員
水城　武彦	日本放送協会解説委員
森　修	三井物産(株)財務部長

The List of the Foreign Special Members

People's Republic of China
Dr. Yu Yongding
Director, Institute of World Economics and Politics, Chinese Academy of Social Science

Hong Kong, People's Republic of China
Dr. Thomas Chan
Director of the China Business Center, Hong Kong Polytechnic University

Republic of Indonesia
Prof. Anwar Nasution
Senior Deputy Governor, Bank Indonesia

Republic of Korea
Dr. Jang-Yung Lee
Senior Research Fellow, Korea Institute of Finance

Malaysia
Dr. Stephen Leong
Assistant Director-General, Institute of Strategic and International Studies (ISIS)

Republic of the Philippines
Dr. Mario Lamberte
President, Philippine Institute for Development Studies

Republic of Singapore
Dr. Teh Kok Peng
President, GIC Special Investments Pte. Ltd.

Kingdom of Thailand
Dr. Chalongphob Sussangkarn, Ph.D.
President, Thailand Development Research Institute Foundation

Socialist Republic of Vietnam
Dr. Le Dang Doanh
President, Central Institute for Economic Management, Ministry of Planning and Investment

はじめに

1997年７月のタイ・バーツの下落を端緒とする通貨・金融危機はアジアの多くの国に瞬く間に伝播し、98年にアジアの多くの国でマイナス成長となる等深刻な影響を及ぼした。その後、99年に入り、各国の経済成長率がプラスに転じる等、総じて経済が急速に回復している。

しかし、各国経済の回復状況に大きな格差が生じており、また金融機関及び企業セクターの不良債権やその財政負担の問題等は、多くの国において引き続き経済運営の大きな負担となっている。また、失業者の大量発生、生活水準の急激な低下等、今回のアジア通貨・金融危機がもたらした負の経済的・社会的影響は甚大であった。

現在の回復基調を確固たるものにするとともに、21世紀におけるアジアの安定した繁栄を確保するためには、持続的な経済成長を可能とする安定的な経済・金融システムを構築する必要がある。本部会では、以上の問題意識を踏まえ、今後アジア諸国が21世紀において経済・金融システムを再生していくために必要な諸方策等につき、議論し取りまとめを行った。

なお、1998年５月に出されたアジア金融・資本市場専門部会の報告書「アジア通貨危機に学ぶ―短期資金移動のリスクと21世紀型通貨危機―」において、アジア通貨危機の原因と特徴、アジア通貨・経済危機が新興市場経済国や国際機関、及び日本に対し提起している課題等について報告がなされている。本報

告書では、その後のアジア諸国の経済動向及び構造改革の状況、並びに新しい国際金融アーキテクチャーの議論等を踏まえ、前回の報告で行われた議論を更に進展させ、特にアジア域内における地域協力に焦点をあてて報告を行っている。

アジア経済の相互依存関係の深化により、今後アジア諸国が持続的な経済成長を可能とする経済・金融システムを構築するためには、国内的及び国際的取り組みを補完する地域的な取り組みが不可欠となっていると考える。

本部会の審議に際しては、アジア各国の声を審議に反映させるため、アジア９カ国・地域（中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の大学、シンクタンク等の有識者に特別委員として審議に参加してもらった。アジア域内の地域協力を推進していくためには、様々なレベルにおいてアジア諸国との政策対話を強化する必要があり、今後も外国為替等審議会は審議テーマに応じてこうした試みを継続していくべきと考える。

（注）本報告書において「アジア」という場合、1998年５月の報告書と同様、北は韓国から南はインドネシアに至る太平洋沿岸の東アジア地域を念頭に置いている。また本報告書においては、東アジア地域における、いわゆる「離陸」を既に達成した国（低所得水準において成長率の加速に成功した国）を中心にその経済・金融の再生について議論を行っているが、東アジアにはまだ「離陸」を達成していない国があり、これらの国については別途議論が必要である。

Ⅰ．アジア経済の現状と展望

１．アジア経済の現状

⑴　アジア経済の急速な回復

①　マクロ経済動向

アジア通貨・金融危機により、アジア経済は1998年に多くの国において経済成長率が大幅なマイナスとなる等、深刻な打撃を受けた。しかし、その後1999年に入り、韓国の10.7％からインドネシアの0.3％まで各国の回復のスピードにバラツキはあるが、すべての国で実質経済成長率がプラスに転じている。

消費者物価上昇率は、1998年には為替レートの急落に伴いインドネシア77.6％、フィリピン9.8％、タイ8.1％、韓国7.5％と上昇したが、99年には沈静化し、一部の国ではマイナスとなっている。

為替相場は1999年に入り総じて落ち着いた動きとなっており、また株価も98年９月以降総じて上昇している。但し、本年に入り多くの国で為替相場及び株価が下落傾向にある。

経済回復に伴い家計のコンフィデンスが回復し、1999年には韓国は第１四半期から、タイ・マレーシアは第２四半期から、インドネシアは第３四半期から民間消費がプラスに転じている。特に韓国においては株式市場の回復による資産効果もあり、99年に民間消費が対前年比10.3％増加した。民間設備投資については、危機前における過大投資等から、多くの国で99年もマイナスとなったが、マイナス幅は縮小しており、タイは第２四半期から、マレーシアは第３四半期からプラスに転じている。また韓国においては経済活動及び企業利益の改善に伴い99年第１四半期から設備投資がプラスに転じ、99年全体では対前年比38.0％増加している。

アジア各国の経常収支は、1998年には経済活動の収縮に伴い大幅な黒字となり、99年も総じて黒字幅が縮小したものの黒字が続いている。この結果、アジア各国において外貨準備高が大幅に増加し、対外短期負債・外貨準備比率等が大きく改善しており、対外的な脆弱性は著しく改善している。

②　経済回復の要因

経済回復をもたらした要因として、輸出の拡大、適切な財政・金融政策の実施、金融・企業セクター改革の進展等が挙げられる。特に、急速な経済回復を遂げた韓国について見ると、拡張的な財政・金融政策への転換が早かったこと、政府主導により金融・企業セクター改革を積極的に推進したこと、クレジット・クランチの発生に対し銀行貸付を補完する手段（債券市場、政策金融）を有していたこと等をその特徴として指摘することができる。

1999年半ば以降アジア各国の輸出が大幅に増加し、これが予想を上回る急速なアジア経済の回復をもたらしたが、これは世界的なIT投資の拡大により電子産業に対する需要

が増大したこと、及び後述するアジア経済の相互依存関係の深化の下で、域内貿易を通じ相乗的に経済活動が拡大するポジティブ・フィードバックが発生したことによると考えられる。99年下半期のアジア９カ国・地域（ASEAN4〔インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ〕、NIEs〔香港、韓国、シンガポール、台湾〕、中国）の輸出の地域別伸び率（対前年同期比）をみると、日本向けが24.6%、アジア向けが19.6%、米国向けが11.5%、欧州向けが8.8%となっており、域内貿易がアジア各国の輸出を牽引していることがわかる。特に、日本向けが大きく伸びている。

日本とアジア９カ国・地域（ASEAN4、NIEs、中国）との輸出入の動きを見ると、日本のアジアからの輸入が1999年第２四半期に他地域より早く増加に転じており、それがアジアの景気回復に好影響を与え、これに対し日本の対アジア輸出も第３四半期に他地域より早く増加に転じるという好循環が生じており、日本とアジア経済の相互依存関係が両経済の経済回復を加速していると見られる。

またアジア各国が景気対策、構造改革等を実施する際に、「新宮澤構想」による日本の支援が果たした役割も大きく、アジア諸国から高く評価されている。

（注）「新宮澤構想」は、通貨危機に見舞われたアジア諸国の経済困難の克服を支援するため、アジア諸国の実体経済回復のための中長期の資金支援として150億ドル、これらの諸国が経済改革を推進していく過程で短期の資金需要が生じた場合の備えとして150億ドル、合わせて全体で300億ドル規模の資金支援スキームであり、1998年10月に発表された。これまで中長期の資金支援として135億ドル、短期の資金支援として最大限75億ドル、合わせて210億ドルの支援等が表明されている。

なお、アジア域内の貿易については中間財のウェイトが大きく、最終需要財の輸出について見ると域外、特に米国のウェイトが大きいことが指摘されており、今後米国経済の減速等がアジア経済に及ぶ影響について注視していく必要があるという意見があった。

⑵　金融・企業セクターの動向

アジア各国は金融システム安定に向け、不良債権処理機関や法制度の整備とともに、金融機関の資本増強や再編の推進、再建不能な銀行の閉鎖や国有化などの措置を進めてきている。また、健全性規制を段階的に強化する等金融機関の規制・監督の強化も実施してきている。その結果、不良債権の増加傾向は総じて止まり、多くの国で減少に転じている。

しかしながら、多くの国において、金融機関の貸出残高は依然として減少が続いており、生産回復を妨げる一因となっている。金融機関の資金仲介機能を回復させることが、アジア経済を安定的な成長軌道に復帰させるために不可欠な課題となっている。

また、金融再建のコストは、主に国債（又は政府保証債券）の発行によりファイナンスされており、各国政府は多額の財政負担を負っている。また、不良債権買取機関の債権売却等が進まず資金を十分回収できない場合、最終的な財政負担が増加する可能性がある。更に、韓国やタイでは、売却した国有化銀行の資産が悪化した場合、その損失を保証することになっており、これも将来の財政負担を増加させる可能性がある。

①　不良債権の処理

マレーシアでは、1998年に設立された不良債権買取機関「ダナハルタ」が不良債権の買い取りを実施しており、国内銀行部門の不良債権比率は98年11月の20.4%をピークに2000年１月末には17.1%に低下している。

韓国では、韓国資産管理公社が不良債権の買い取りを実施しており、不良債権比率は1999年３月の8.5%をピークに99年９月には6.6%に低下した（ただし、99年末には不良債権分類の厳格化により上昇）。

インドネシアでは、銀行再建庁（IBRA）内に設けられた資本管理部門（Asset Management Unit：AMU）が不良債権処理にあたっており、2000年３月現在で約220兆ルピア相当分の不良債権がAMUに移管されている（不良債権比率は、99年３月末時点58.7%から2000年１月末には33.3%に低下）。

中国では、1999年に４大国有商業銀行がそれぞれ資産管理会社を設立し、不良債権の処理に当たっている。各資産管理会社は不良債権を債務の株式化等により処理していく方針である。

タイでは、各銀行が資産管理会社を設立し、処理していく仕組みであり、不良債権を買い取る政府機関は設立されていない。不良債権比率は、1999年３月の52.3％をピークに2000年１月末には42.3％に低下した。

②　資本増強

インドネシアでは、金融セクター再生に必要な公的資金の総額は1999年３月時点で550兆ルピアとされ、2000年３月までに約300兆ルピア（GDPの約25％）の資本注入が行われている。

韓国では64兆ウォン（GDPの約13％）の公的資金が投入され、そのうち預金保険公社による資本注入額は18.6兆ウォン（GDPの約４％）である。

マレーシアでは、1998年９月に設立された資本注入機関「ダナモダル」が、99年６月末までに、10銀行に対し62億リンギ（GDPの約２％）を注入した。

中国では、1998年８月に、2700億元（GDPの約３％）の特別国債を発行し４大国有商業銀行の資本を拡充している。

タイでは、公的資金の注入に伴う経営責任の追及に対する抵抗もあり、政府の公的資金を受け入れたのは商業銀行では１行（325億バーツ。GDPの約0.7％）にとどまっている。

③　金融機関の整理・統合

韓国では、経営の悪化した商業銀行２行を1998年１月に国有化し経営正常化及び民営化を進めるとともに、98年４月に発足した金融監督委員会により、金融機関の整理・統合が進められており、自己資本比率が８％以下の商業銀行12行に対して、５行を自力での再建が不可能として他行に吸収合併、残りの７行に対しては経営改善を条件に存続させることが決定された。これを契機として銀行の再編が行われ、商業銀行は26行から17行に減少した。

マレーシアでは、金融機関を10グループに再編する合併計画を中央銀行が2000年２月に承認し、各行は現在、2000年末の合併完了期限に向けた作業に取り組んでいる。

インドネシアでは、1998年１月に設立された銀行再建庁が、99年３月に38行の閉鎖、７行の国有化、９行の資本再編成計画への参加を発表した。

タイでは、商業銀行７行が国有化された。

金融機関への外国資本の受け入れについては、韓国やタイにおいては積極的に外国資本の導入を図っている。韓国では、大手商業銀行が政府主導でリストラした上で外資に売却されたほか、外国資本の金融機関への投資が増加している。タイでは、1999年末までに４つの銀行が外国資本に買収されている。

④　金融機関規制・監督の強化

アジア各国は、自己資本比率規制の強化や不良債権定義の厳格化等の健全性規制強化や金融監督部門の改革を実施している。

例えば、韓国では、不良債権基準について、将来の債務償還能力を勘案した資産健全性分類基準を1999年末から導入し、不良債権の分類を厳しくしている。また、ASEAN４カ国においては、貸倒引当金の引当率の引き上げが行われている。なお、タイやインドネシアでは中央銀行の独立性が高められた。

⑤　企業債務のリストラクチャリング

民間企業債務のリストラを促進するため、アジア各国において、企業債務再編のフレームワークが整備されている。

タイ、インドネシア、マレーシア、韓国では、当事者間による債務処理を基本としつつ、それを側面から支援するため、債権者と債務者との間に立って交渉を進展させる仕組みが創設され、債権者・債務者の双方にとって最も望ましい解決方法を模索している。

また、韓国においては、1998年１月に政府と５大財閥の間で、財務構造改善等の改革について合意されている。

しかし、本来、債務を返済できる企業が戦略的に返済しないケースなどが多いともいわれており、問題の改善には、会計制度の整備等による企業財務の透明性の確保、破産法等の実効性の確保、主たる債権者である銀行の体力強化等が必要と考えられる。

⑥　中国の国有企業改革

中国の国有企業は、過剰人員・過剰設備・過剰債務といった過去からの負のストック、市場経済化への対応の遅れ、教育・医療など社会的機能の負担などにより、厳しい状況が続いている。国有企業の赤字比率は41％（1998年）であり、その比率は総じて上昇傾向にある。また、国有商業銀行の融資の多く

は国有企業向けであり、国有企業の経営不振が不良債権の増加につながっている。

国有企業問題については、市場原理に基づく解決、すなわち市場において国有企業と非国有企業を平等な条件の下で競争させることにより、生産性の低い国有セクターから生産性の高い非国有セクターへのリソース・アロケーション（労働・資源の再配置）を図っていくことが重要と考えられる。

国有企業改革の進展に伴って、経営不振の国有企業の倒産や過剰生産能力の解消による人員の削減など、大量の失業者、一時帰休者が発生しており、1999年には国有企業の一時帰休者は新たに564万人増加した（国有企業の従業員数は98年末で約9000万人）。こうした失業者等の増加は、中国経済に短期的にデフレ圧力を及ぼす可能性がある。しかし、国有企業改革は中国の持続的成長にとって不可欠であり、失業者等に対する生活保障、再雇用対策などを実施しつつ、積極的に推進する必要がある。

⑶　通貨・金融危機の社会的な影響

①　貧困層の増大

上記のようにアジア経済は急速な回復を遂げているが、アジア通貨・金融危機は、各国、地域、セクター、グループ等によりその程度は異なるものの、甚大な負の社会的影響をアジア諸国にもたらし、アジアの人々が受けた打撃はまだ癒えていない。ジニ係数でみた所得分配はそれほど悪化していないが、貧困層の増大が著しく、特に都市部の貧困層はすべての国において増加している。

②　労働市場の動向

アジア通貨・金融危機に伴う労働需要の大幅な減少は、都市から地方、製造業部門から農業部門、あるいはフォーマル・セクターからインフォーマル・セクターへの労働移動を伴いつつ、労働市場において実質賃金の低下あるいは失業の増大をもたらし、特に都市部のフォーマル・セクターの未熟練労働者に大きな影響を及ぼした。このためインフォーマル・セクターへの労働移動が他の国より限定的であり、また都市化が最も進展している韓国において、その影響が最も大きかった。タイでは、都市部から多くの労働者が地方に流入したこと、及び農産品の価格上昇が相対的に小さかったために、危機の影響は主として地方において深刻化した。アジア各国の経済回復に伴い、実質賃金が上昇するとともに、失業率が大きく低下しているが、失業率の水準はまだ危機前よりも高い。

③　家計及び政府の対応

危機時の所得の大幅な減少に対して、韓国やマレーシアにおいては貯蓄率が上昇したが、インドネシアでは貯蓄率が大幅に低下した。またインドネシアでは、貧困家計における教育・医療へのアクセスが減少し、特に都市部において顕著であった。

多くの国において教育・保健向けの公共支出（対GDP比）が減少したが、タイでは増加しており、就学率の減少や保健サービスへのアクセス減少を避けるための政府のプログラムが危機の影響を和らげる働きをしたと言われている。他方、セーフティ・ネット向けの公共支出を大幅に増加した国もあるが、危機前のセーフティ・ネットの未整備、危機への対応の遅れ、制度上の問題、貧困問題の深刻さに比べ低い支出水準等から、その効果は限定的であったことが指摘されている。

２．アジア通貨・金融危機の原因と教訓

アジア通貨・金融危機の原因及び教訓については、既に前回のアジア金融・資本市場専門部会の報告において詳細に議論されている。ここでは、その後のアジア諸国の経済動向、他の振興市場国への通貨危機の波及、及び新しい国際金融アーキテクチャーの議論の進展等を踏まえつつ、主なポイントをもう一度整理しておくこととしたい。

⑴　アジア通貨・金融危機の原因

アジア通貨・金融危機の原因、背景については、前回の専門部会報告において指摘されているように各国において必ずしも同一でないが、基本的には、マクロ・国際金融上の要因（大規模かつ急激な国際資本移動）とミクロ・国内構造的な要因（金融・企業セクターの脆弱性）との複合要因、すなわち、資本勘定を通じる急激な流動性危機と国内の金融システム危機が複合した「双子の危機」であったと考えられる。但し、その他にも以下のような様々な要因が指摘されており、これらの要因が複合的に作用したと考えられる。

①　マクロ・国際金融上の要因として、各国

経済（特に金融取引）がグローバル化する中で、大規模かつ急激な国際資本移動に曝されたことが挙げられる。いずれの国においても、危機に至る数年間に、膨大な資本が国内の金融機関・企業部門に流入し、その結果特に対外短期債務が増大し、それが市場のパーセプションが変わると一挙に流出し国際流動性危機につながった。その際、通貨下落による外貨建て債務負担の増大が金融機関・企業部門のバランスシートを悪化させ、通貨・金融危機が深刻化した。また危機の発生に伴う海外金融機関のパニック的行動も指摘されている。

② 金融・企業セクターの構造的な脆弱性（不動産部門への過剰投資、需要見通しを無視した過剰設備投資、企業の高い債務・資本比率と低い資本収益性、金融機関の不良債権の増加等）が金融システム不安を醸成し、また資本の海外流出と通貨危機が金融機関や企業のバランスシートを悪化させ、こうした金融システム不安を更に増幅した。更に、通貨・金融危機が深化していく過程で、金融セクターと企業セクターの不良債権問題の発生が相互に影響を及ぼしつつ相乗的に信用が収縮し（クレジット・クランチの発生）、それがさらに経済活動を大幅に低下させるという悪循環が発生した。

③ ドルに実質的にペッグした為替制度が、1995年春以降のドル高推移の中で各国の実質実効為替レートを上昇させ、これが96年における輸出の伸びの急激な低下のひとつの要因となった。また、実質的なドル・ペッグ制は、借り手の為替リスクの認識を希薄にし、大量の短期外貨資金の流入を招いた。特にタイ等では、国内景気の過熱を防止するために金利を引き上げた結果、一層の資金流入を招いた。国内金融システムの整備よりも資本自由化が先行する等、資本自由化の順序付けにも問題があったと考えられる。

④ IMFのコンディショナリティーとして危機に際し採られた緊縮的なマクロ経済政策が金融機関・企業部門の経営を圧迫し、金融システム不安を増幅するとともに、経済状況の悪化を通じて当該国に対する市場の信認をかえって悪化させた。また、特にインドネシアにおいて、極めて広範な構造問題の解決がプログラムの柱に据えられ、市場の注目がそこへ集中したが、インドネシア政府が構造問題を迅速に解決する準備が整っていないことが明らかになり、かえって市場の信認を失うことになった。

⑤ 東アジア域内における貿易・投資を通じる経済の相互依存関係の高さ及び金融のグローバル化が、各国市場の連動（ないしはその予想）を発生させ、通貨危機を他国に伝染させるとともに、経済危機の深化の過程で、乗数的に相互の経済活動を収縮させた。すなわち、通貨危機国が、輸入の急減を通じ東アジア各国の経済を縮小させ、それがまた各国の輸入の減少を通じ通貨危機国の更なる経済の収縮をもたらすという、ネガティブ・フィードバックが生じた。

⑥ 通貨危機の発端となったタイでは、産業構造の転換の遅れ等もあり、マクロ経済状況の不均衡が持続不可能となっていた。また、アジア経済に対する過度の楽観論が、上記の大規模な国際資本流入や金融セクターの脆弱性と相俟って、タイ等においてバブルを発生させていた。

アジア各国は、成長を追求する過程において様々な施策を講じてきたが、国際的・国内的な環境等の変化により、それらの施策が持続不可能なものになっていたという指摘もある。

⑵ アジア通貨・金融危機の教訓

以上のアジア通貨・金融危機の原因の分析等から、アジア経済・金融システムの再生に向けて、以下の教訓を引出すことができる。

① タイで発生した通貨・金融危機は、瞬く間にアジアの多くの国に広がり、また一年後には他の新興市場国に波及し、さらにその影響は香港発の世界的な株価下落や米国のヘッジファンドLTCMの破綻等にまで及んだ。こうした同時かつ世界的な影響の広がりは、今回の危機が単に個々の新興市場国の抱える問題だけによって引き起こされたのではなく、国際金融システム自体に改善すべき点があったことを示唆している。従って、アジア諸国の持続的な安定成長を可能とするためには、国際金融システムの強化に向けての国際的な取り組みが必要で

ある。

② アジア通貨・金融危機によりアジア各国の金融・企業セクターの脆弱性が明らかになっており、アジア各国が持続的な経済成長を可能とする安定的な経済・金融システムを構築するためには、金融・企業セクター改革に取り組む必要がある。

③ ドルに事実上ペッグした為替制度が、ドル高局面での経常収支の悪化及び大規模かつ急激な短期資金流入の原因のひとつとなっており、アジア諸国における適切な為替制度の在り方を検討する必要がある。

④ 通貨・金融危機が発生した場合に迅速かつ適切に対応できる枠組（セーフティ・ネット）を事前に整備しておく必要があり、特に今回の通貨・金融危機が、社会セクターに甚大な影響を及ぼしたこと等を勘案すると、アジア各国は、適切なソーシャル・セーフティ・ネットの在り方について検討する必要がある。

⑤ IMFが国際流動性の供与に当ってコンディショナリティーを課す場合、何よりも支援を受ける国の政策の信認を高めるものでなければならない。支援を受ける国の信認が如何に失われたかは国によって異なっており、従ってコンディショナリティーも各国のマクロ経済状況やこれまでの政策の歴史によって変わってくる。更に、緊縮的なマクロ経済政策を実施する場合、ミクロ・構造的な脆弱性や社会的弱者に及ぼす影響を十分考慮に入れる必要がある。また、構造政策についても、当該国の経済政策の歴史や、社会的制度・制約に配慮しつつ、市場の信認の回復に必要な内容・手順を見極める必要がある。

⑥ アジア域内の相互依存関係の高まり、通貨・金融危機のアジア域内への伝染の可能性等を勘案すると、アジア諸国が持続的な成長を可能とする安定的な経済・金融システムを構築するためには、各国の国内的及び国際的な取り組みに加え、地域的な取り組みが不可欠である。

3．アジア経済の長期的展望及び課題

アジア通貨危機までのアジア経済の高成長は、「東アジアの奇跡」として高い評価を受け、アジアは「世界の成長センター」として注目を集めた。しかし、アジア通貨・金融危機を契機にして、アジア経済の将来性について慎重な見方が生まれている。

アジア経済は金融・企業セクター改革等を実施し、経済・金融システムを再生することにより、再び危機前の高い成長を続けることができるのであろうか。

⑴ アジア経済のファンダメンタルズの強さ

過去30年間の高成長を支えてきたアジア経済のファンダメンタルズの強さ（高い貯蓄率、教育への持続的投資等）はアジア通貨危機後も基本的に変わっていない。むしろ、今後、アジア通貨危機で明らかになった金融・企業セクターの脆弱性を克服することにより、資源配分がより効率化され、そのファンダメンタルズの強さをより有効に活用することが可能となると考えられる。

アジア経済の最大の強みは、その貯蓄率の高さである。アジア諸国の国内貯蓄率（〔GDP－総消費〕÷GDP）は、フィリピン、台湾を除き、いずれも30％を超えており、先進国を含む世界の中で最高の水準となっている（但し、通貨危機により1998年のインドネシアの貯蓄率は24％に低下）。マレーシア、中国については40％を超えており、またシンガポールは50％を超えている。アジア９カ国・地域（ASEAN4、NIEs、中国）で見ると、平均貯蓄率は37％となっており、世界平均の21％の倍近くになっている。

アジアのこの極めて高い貯蓄率は、過去約40年間の大幅な上昇により達成されたものであり、将来の生活水準向上に向けた国民の意思を表していると考えられる。例えば、1960年のアジア９カ国・地域の平均貯蓄率は19％であり、これは中南米（21％）よりやや低く、アフリカ（17％）よりやや高い水準であった。

しかし、高い貯蓄率は必ずしも高い成長率を保証するものではなく、金融・企業セクター改革や産業構造の高度化等により、高い貯蓄を有効に投資に活用する必要がある。また教育投資についても、高等教育等の充実による理工系・経営系人材の育成が急務となっており、産業構造の高度化に応じた見直しが必要となっている。

⑵ IT革命とアジア経済

IT革命は、スピーディー、低コスト、広

範囲のコミュニケーションを可能にしたインターネットにより、今後既存のビジネスや生産の在り方、そして経済社会全体に大きなインパクトを及ぼしていくと予想される。従って、アジア経済を長期的に展望する場合、IT革命がアジア経済にどのような影響を及ぼすのか、アジアがIT革命のメリットを有効に活用することができるのかどうかが、重要なポイントのひとつと考えられる。

①　通信インフラの整備

アジアがIT革命のメリットを活用していくためには、通信インフラの未整備の問題を解決する必要がある。特に、都市部に比べ電話普及率の低い地方部の通信インフラの整備が課題である。また通信インフラの国別の格差が広がりつつあることも指摘されており、こうした国・地方間の格差を縮小していく必要がある。

しかし、移動体通信については、固定電話に比べ簡単にネットワークを構築できることや、規制緩和による競争の進展により、アジアにおいて急速に普及している。今後移動体通信がインターネット端末として利用されるようになることも予想されており、移動体通信の普及によりインターネット普及のボトルネックが解決される可能性がある。

アジアのインターネットの普及率は、通信インフラの問題もあり、先進国に比べてまだ低い水準に留まっているものの、パソコン等インターネット端末の価格の急速な低下に伴い、近年急速に利用者数が増加している。例えば、中国のインターネット利用者数は、1999年末に890万人と前年に比べ4倍以上になっており、2000年には2000万人を超えることが予想されている。今後更に、低価格で、家計で簡単に使えるインターネット端末の普及が期待される。

②　IT革命の経済への影響

アジアに高成長をもたらした要因として、教育への持続的な投資と所得配分が比較的平等であることが指摘されているが、こうした要因はインターネットの普及においてもアジアに有利に働くと考えられる。そのためには、学校教育や職業訓練の充実等によりコンピュータ・リテラシーを向上させ、IT革命に対応できる人材を育てる必要がある。

また、IT革命はあらゆる取引の量、スピード、範囲を高め、情報を瞬時に伝達・再生産することにより、資源配分の効率性を大幅に改善すると考えられるが、このことはアジア経済のファンダメンタルズの強さ、潜在力をより有効に活用することを可能にする。

更に、ITは、知識の迅速かつ低コストでの移転を可能とするものであり、途上国が「後発の利益」を活用して、先進国にキャッチアップすることを容易にすると考えられる。特に教育や保健といった分野での活用への期待が高まっている。また「業者間（Business to Business）」「業者・消費者間（Business to Consumer）」における電子商取引は、既存のビジネスの在り方を大きく変えるものであり、域内外の取引をオープンネットによって更に深化させることにより、アジア企業に新たなビジネス・チャンスを生み出す可能性がある。

③　リスク等への対応

他方で、IT革命は、取引の安全性、金融・経済システムの安定性、消費者保護等の面で、新たなリスクを発生させることが指摘されており、ルール等の整備が重要である。特に、今回の通貨・金融危機で明らかになった経営の非近代性、不透明性といった金融・企業セクターの問題を解決しないまま、IT革命を進めて行くことは非常に危険と考えられる。例えば市場において誤った情報が流れた場合、それが瞬時に伝達・再生産されていく恐れがあり、適切な企業情報の開示等により市場の透明性を高める必要がある。

⑶　アジア経済のキャッチアップ型の成長パターン

アジア経済、特にNIEs諸国の経済成長パターンの実証分析によると、アジア経済は、資本と労働という資源を大規模に投入することにより高成長を達成し、マクロ的にみた生産効率の向上（全要素生産性の上昇）は経済成長にそれ程貢献しておらず、このような投入依存型の成長パターンによる高成長は持続しないのでないかという問題が指摘されている。

こうした指摘に対しては、その根拠となった実証分析を含め、これまでに様々な反論がなされている。最も重要なポイントは、東ア

ジアがこれまで投入依存型の成長パターンをとってきたことが事実だとしても、そのことが、今後東アジア経済が高成長を持続できないことを意味するかどうかである。

この問題を議論する際の重要なポイントのひとつに、こうした投入依存型の成長パターンは、戦前の日本、あるいは19世紀後半の米国等、工業化初期に一般的に見られる現象であり、決してアジアに特殊なものではないということがある。これは、開発途上国が先進国にキャッチアップする際には、技術の伝播が重要な役割を果たしており、こうした技術移転の多くは、資本に体化された技術の移転、すなわちより進んだ資本設備の導入として行われるためである。一般的にいって、技術水準や教育水準、産業インフラの水準が先進国よりも低い国は、技術の伝播や教育水準の向上、産業インフラの整備を通じて、先進国よりも高めの成長を維持することが可能と考えられる。

ASEAN諸国や中国の技術水準や教育水準、産業インフラの水準は、先進国レベルとのギャップが大きい。したがって、これらの国では、これまでの投入依存型の成長パターンでも、技術の伝播や教育水準の上昇、産業インフラの整備等を通じて、高成長を持続できる余地があったと考えられる。

他方、NIEs諸国の場合、先進国との技術水準、教育水準、産業インフラのギャップはかなり縮まってきており、今後は成長が徐々に鈍化していくと考えられる。実際、NIEs諸国について1960年代より各10年毎の平均成長率を見てみると、90年代に入っても高成長を維持しているシンガポールを除き、NIEs諸国の成長率は徐々に低下している。例えば、韓国では1960年代に７％台であった成長率が70年代に９％台に加速したが、その後成長率が80年代に８％台、90年代に５％台に徐々に減速している。

⑷　先進国型の成長パターンへの転換

今後NIEs諸国、さらにASEAN諸国等が相対的に高い成長を維持するためには、研究・技術開発投資の拡大、理工系・経営系人材の育成、中小企業政策の確立等による裾野産業の育成等により、投入依存型の成長パターンから生産性の向上による先進国型の成長パターンに転換していく必要がある。

しかし、研究・技術開発や人材育成に対し大規模な投資を行っていたソ連経済が先進国型の成長パターンに転換することに失敗したことは、知的・人的資本の蓄積は成長パターン転換のための必要条件であっても十分条件ではないことを示唆している。

資本主義経済の発展の原動力が技術革新にあると主張したのがシュンペーターであったが、シュンペーターの技術革新において最も重要なのは、有利なビジネス・チャンスを捉える能力とリスクを負担する勇気を持った企業家の存在、及びそうした事業活動を可能とする競争的な市場等の制度的枠組である。アジアにおける企業経営者の企業家精神の強さとその層の厚さ、後述するこれまでのアジアにおけるダイナミックな産業構造の変化等を考えると、アジア経済が、金融・企業セクター改革等により市場機能を強化するとともに、上記のような施策を講じることにより、その成長パターンを投入依存型から先進国型に転換していくことは可能と考えられる。

⑸　産業構造の高度化の域内連鎖

アジア経済の成長可能性について議論する場合のもうひとつの重要なポイントは、アジア各国におけるダイナミックな産業構造の高度化とその域内連鎖である。

アジア諸国は、成長の過程でダイナミックな産業構造の変化を実現してきている。すなわち、１次産業から２次産業へ、そして３次産業へのシフトが見られるとともに、製造業内においても、労働集約型産業から資本集約型産業、さらに技術集約型産業へとシフトしている。またこうした構造変化が非常に速いスピードで生じている。更に、こうした高度化が一国内に留まらず、既存の比較優位産業が一定の時間差を持ちながら次々と先行国から後発国へと移行している。この産業構造の継続的な高度化とその域内連鎖が、30年以上にわたるアジアの持続的な高成長をもたらしたと考えられる。

ある国が賃金や為替レートの上昇により成長が困難になっても、周辺国との貿易・投資関係を強化することにより産業構造を転換し、それがまた周辺国の成長を促進していく。これは比較優位の変化に応じて産業構造を転換

する能力をアジアが地域として有していたことを示している。

この産業構造高度化の連鎖の過程で、日系企業の果たした役割は大きい。特に、1990年代に入って、日系企業のアジア域内向けの販売が急増するとともに、部品調達等の下請け企業にアジアへの進出を要請する等により、投入財の輸入先として域内諸国のシェアが増加している。これは、アジア域内において国境を超えた調達・生産・販売のネットワーク構築が進展していることを示している。

⑹　比較優位の変化への対応

後発の低賃金国の市場参入等によりアジアの比較優位が大きく変化する中で、アジア各国が高成長を持続させるためには自国の産業・輸出構造の転換を図る不断の努力が不可欠であり、またそうした努力により自国の経済成長のパターンを投入依存型から先進国型に転換していく必要がある。しかし、今回の通貨危機の背景として、比較優位の変化に対応したアジア諸国の産業構造高度化の努力になお不十分な部分があったことも指摘されている。

例えば、今回の通貨危機が始まったタイの製造業に占める食料品・繊維等の付加価値構成比をみると、1965年の66％から95年の43％に低下してきているものの、インドネシア（47％）、フィリピン（44％）に次ぐ高さとなっている。こうした産業構造の転換の遅れが、海外投資家のコンフィデンスを低下させたと言われている。

こうした産業構造の高度化を進めて行く上で、外国直接投資が重要な役割を果たすことが指摘されている。アジア諸国の総固定資本形成に占める直接投資の比率を見ると、シンガポール及びマレーシアの比率が非常に高く、また最近中国の比率が上昇しているのに対し、タイの比率は特に90年代に入ってから相対的に低い水準に留まっている。例えば1996年における同比率を見ると、シンガポール22％、中国14％、マレーシア12％に対して、タイは３％となっている。

これに対して、製造業における構造変化のスピードを見ると、シンガポールとマレーシアが最も速い。例えば、製造業に占める機械等の構成比をみると、シンガポール62％、マレーシア40％となっているが、30％から40％に達するのにシンガポールは５年、マレーシアは４年しかかかっていない。積極的な外資導入政策が産業構造高度化のスピードを速めたと考えられる。他方、タイの機械等の構成比は1992年に30％に達したものの、96年で依然33％に留まっている。このため、タイ政府は、アジア通貨危機後、外国直接投資の規制を大幅に緩和する等、外資導入を積極的に推進している。外国直接投資を活用して産業構造の高度化を進めるためには、人材育成、裾野産業（サポーティング・インダストリー）の育成等により受け入れ体制を強化する必要がある。

⑺　アジア域内における産業ネットワークの構築

今後アジア各国がこうした外資導入等により産業構造の高度化を進めていく場合に重要なのは、従来の低廉で豊富な労働力をベースにした輸出生産拠点の形成から、自立的な技術基盤をベースにした企業集積、産業集積の形成に向かうことである。

アジア各国の国内企業の育成において、日系企業を含む外資系企業の果たす役割は大きい。外資系企業は、地元企業への技術移転を進め技術を共有することより、当該技術を途上国の厳しい環境条件に適合したものに転化することが可能となる。日系企業は、こうしたアジア域内における技術の共有、展開の中に、21世紀における新たな可能性を見出して行くべきであり、また日系企業の中に既にそうした動きが見られる。

またアジア各国は、産業の基盤技術を担う裾野産業を育成する必要があるが、裾野産業が各機能別に専門化・分業化した中小企業から構成されること等を勘案すると、アジア各国は効果的な中小企業政策を策定する必要があると考えられる。日本は、これまでの中小企業政策の経験等を踏まえ、専門家派遣等の技術支援により、アジア各国のこうした努力を積極的に支援していくべきである。なお専門性の高い中小企業の柔軟なネットワークを特徴とする台湾経済において、今回のアジア通貨・金融危機の影響が最も軽微であったことに注目する必要がある。

更にアジア各国は、自国の必要とする高度

加工機能を保有する外国の中小企業を積極的に誘致する必要があると考えられる。こうした海外中小企業と地元中小企業との交流・融合により、中小企業レベルの技術移転や技術の地域化が促進されよう。

他方で、アジア諸国の経済規模、専門化・高度化する産業技術等を勘案すると、各国の産業集積が単独で、必要とするすべての産業技術をカバーすることには自ずと限界がある。従って、各産業集積において自立的な一定の技術基盤を確立しつつ、アジア域内における産業技術の補完的ネットワークの中で、アジア地域全体として技術集積を形成するという考え方が必要となっている。先に述べたように、既に日系企業を含むアジア企業は、こうした考え方の下に、アジア域内において国境を超えた調達・生産・販売のネットワークの構築を始めている。

アジア通貨危機を契機に、外国直接投資に対する規制の大幅緩和、裾野産業の育成等、産業構造の転換能力の一層の強化にアジア各国が取り組んでおり、産業構造高度化の域内連鎖が更に拡大していくことが予想される。

以上の検討を踏まえると、アジア経済は、従来に比べて徐々に成長率が低下するものの、比較優位構造の変化に対応した産業構造の転換努力を続けること等により、相対的に高い成長率を持続することが可能と考えられる。

4．アジア経済の相互依存関係の高まり

アジア10カ国・地域（ASEAN 4、NIEs、中国、日本）の1997年の貿易を見ると、輸出の46％、輸入の50％が域内貿易となっている（98年は、アジア通貨危機の影響により、輸出41％、輸入52％、80年は、輸出32％、輸入32％）。また外国直接投資についても、例えば中国では67％がアジア域内からの投資となっている（1998年）。アジア域内における産業高度化の連鎖の過程で、密接な貿易・投資関係が重層的に発生し、貿易と投資が域内で循環する構造が生まれつつある。

今後もアジアにおいて他の地域に比べて高い経済成長が続き、アジアの域内市場の拡大が続くことが予想され、またAFTA（ASEAN Free Trade Area；ASEAN自由貿易地域）等により自由貿易協定が進展することにより、アジアの貿易域内依存度は今後更に上昇すると予想される。

タイで発生した通貨危機が瞬く間にアジア全域に伝播した背景に、アジア諸国の貿易依存度が極めて高く、為替レート変動が各国経済に及ぼす影響が大きいこととともに、アジアにおいて域内各国間の貿易・投資が近年急速に拡大し、各国経済の相互依存関係が非常に強くなっていることがある。通貨・金融危機による経済の収縮が、貿易・投資の相互依存関係を通じて、域内に相乗的に拡大するネガティブ・フィードバックが生じたのである。他方、最近のアジア経済の回復は予想を上回る速度で進んでいるが、これはアジア経済の相互依存関係により、経済回復過程において逆にポジティブ・フィードバックが生じたためと考えられる。

近年のアジア域内における相互依存関係の高まりは、アジア諸国の産業化が、輸出生産基地が賃金の上昇等に応じて玉突き的に移動していく段階から、アジア諸国の国内市場の拡大、あるいは産業技術ネットワークの形成をベースに、アジア域内において垂直的分業、さらには水平的分業を行う新たな段階に入りつつあることを示している。

アジア経済は、これまで経験したことのない強い相互依存関係に到達し、経済的・社会的一体性を強めている。

Ⅱ．持続的な経済成長を可能とする安定的な経済・金融システムの構築

前節で検討した今回の通貨危機の原因・教訓等を勘案すると、持続的な経済成長を可能とする安定的な経済・金融システムを構築するためには、①各国レベルでの国内的な取り組み、②国際金融システム強化への国際的な取り組み、③アジア域内での地域的な取り組み、という３つのレベルからのアプローチが必要と考えられる。

特に、今回の通貨危機で明らかになった重要な点は、アジア域内の貿易と投資の相互依存関係が高まったことにより、域内で通貨危機が発生した場合、それが瞬く間に多くの国に伝播するとともに、相乗的に域内経済活動を収縮させるリスクがあることである。アジア諸国が持続的な経済成長を可能とする安定的な経済・金融システムを構築するためには、

地域的な取り組み、対応が不可欠である。

アジア各国が通貨・金融危機後の経済困難を克服する過程で、地域協力の重要性についての共通認識がアジア域内において醸成されてきている。こうした共通認識の下に昨年11月にマニラでASEAN＋3（日本、中国、韓国）の非公式首脳会議が開催され、「東アジアにおける協力に関する共同声明」において、「利益を共有する金融、通貨及び財政問題に関する政策対話、調整及び協力を強化すること」が合意された。これは、アジアにおいて地域協力を強化して行く上で極めて重要な第一歩と考えられる。

なお、国内的及び国際的取り組みについては、前回の報告書において詳細な議論、提言がなされており、また後述するような様々な検討、取り組みが既に開始されている。従って、本報告書では、こうした様々な国内的及び国際的な取り組みについてレビューし、今後更に取り組むべき施策等について提言を行った上で、前回の報告書であまり議論されていない地域的な取り組みに焦点をあてて議論、提言を行うこととしたい。

1．アジア各国の国内的な取り組み

⑴　金融・企業セクター改革

アジア通貨・金融危機後、アジアの多くの国が、金融・企業セクターの再建（破綻金融機関の処理、金融機関の資本増強、不良債権の処理、企業債務のリストラ等）に精力的に取り組んでおり、この結果、国により差はあるものの、多くの国で1999年に入り不良債権比率が低下し、また企業債務リストラの動きが徐々に進展をみせ始める等、金融・企業セクター改革の一定の進展が見られる。しかし、依然として解決すべき課題は多い。今後は、金融・企業セクターの再建とともに、その強化が重要な課題になると考えられる。また金融セクターの再建コスト等のために財政状況が悪化しており、財政再建も重要な課題になると考えられる。

アジア各国における実体経済の回復は、こうした金融・企業セクターの構造改革を強力に推進することを可能にする環境を整えている。アジア各国は、経済の回復に満足することなく、この機会を積極的に活用して、構造改革を更にスピードアップする必要がある。

（市場主導型への転換）

これまでの破綻金融機関の処理、金融機関の資本増強、不良債権の処理等については、通貨・金融危機発生後の経済・金融の混乱が続く中で金融セクターを迅速に再建する必要があったため、総じて各国政府が主導的な役割を果たしてきた。また韓国のように政府主導で金融・企業セクター改革を進めた国の方がその進展は速かったという見方もある。しかし、経済・金融の混乱が落ち着くとともに、金融セクターの市場機能の強化や金融システム全体の再編が検討課題となるに伴い、金融・企業セクター改革を市場主導型に転換する必要があると考えられる。また韓国等は既にこうした方向に進みつつある。

市場機能強化に向けた制度整備や人材育成等の市場主導型の改革には時間がかかるが、「後発の利益」としての電子化を透明性向上に積極的に活用するとともに、企業と投資家が対話の経験を積み重ねる等、市場を成熟したものにしていくための環境整備を図っていく必要がある。

（間接金融の役割）

アジア諸国の金融システムの特徴として、間接金融のウェイトが非常に高いことが挙げられる。一般に途上国においては、ディスクロージャー制度等が整備されていないこと等から、間接金融の方が直接金融よりも適していると言われている。また今後アジア諸国が基盤技術を担う裾野産業を育成するためには、地元の中小企業に対する資金供給が重要となる。従って、アジア諸国、特にASEAN諸国等の金融システムにおいては、今度も引き続き間接金融が重要な役割を果たすと考えられ、金融機関の資金仲介機能を回復・強化することが、金融・企業セクター改革において最も重要な課題と考えられる。

しかし、今回の通貨・金融危機で明らかになったのは、こうした間接金融に偏重した金融システムが通貨・金融危機に陥った時の脆弱性である。通貨下落による外貨建て債務負担の増大が金融機関・企業部門のバランスシートを悪化させ、それが金融機関の貸付を減少させ（クレジット・クランチ）、その結果更に経済活動が低下するという悪循環が多くのアジア諸国で発生した。

従って、通貨・金融危機が発生した場合の影響を最小限に止めるためには、間接金融を補完する手段、具体的には国内資本市場、特に債券市場を整備する必要がある。また必要に応じ政策金融（特に中小企業金融）を整備することも考えられる。

（具体的施策）

①　金融機関の機能強化

ASEAN諸国等における外資主導型工業化は、国内金融システムと工業基盤が未整備な途上国でも、これらの問題を迂回して、工業化を進めることを可能にしたが、その結果国内金融機関や国内企業の未成熟という問題点が残された。ASEAN諸国が更に産業発展を遂げるためには、外国直接投資を積極的に活用しつつ、国内金融機関及び国内企業の経営健全化や機能強化を図り、こうした問題点を克服していく必要がある。

アジア通貨危機の原因のひとつとなった国内金融機関の非効率・非生産的な資金配分を防止するためには、自己資本比率規制、関連融資規制等の健全性規制を強化する必要があり、通貨危機後、アジア各国は金融機関の規制・監督の強化に取り組んでいる。もちろん金融機関の規制・監督の強化により非効率・非生産的な資金配分を完全に防止できるわけではないが、金融機関の自己規律を強化することにより、そのリスクを小さくすることが可能となる。

しかし、所有・経営形態の後進性、資金力不足、低水準の金融技術といった国内金融機関の根本的な問題は金融機関に経営健全化を求めるだけでは解決しない。また途上国における健全性規制の強化は、金融機関の資金運用に短期化・リスク回避志向をもたらす可能性があり、これらの国に必要な長期資金供給等の産業金融の発達を促すためには、国内金融機関の育成・強化を目的とした政策が必要と考えられる。具体的には以下の施策が考えられる。

イ．最低資本金の引き上げ等により、国内金融機関の規模を拡大し、オーバーバンキングを解消する必要がある。

ロ．外国金融機関と国内金融機関との積極的な提携、特に、外国金融機関による国内金融機関への資本参加が重要と考えられる。

ハ．借り手企業の情報開示の促進と破産法等の法整備及びその的確な運用が必要である。これらの制度的インフラが未整備のまま健全性規制が強化されると、地元企業向けの資金供給が縮小してしまう恐れがある。

ニ．リスクをとった融資を可能とする投資信託等により市場型間接金融制度を整備する必要がある。

②　中小企業金融の促進

中小企業金融は、産業基盤技術を担う裾野産業等の国内産業を育成していく上で重要である。しかし、信用力において大企業に劣り、また十分な担保を持たないことの多い中小企業への資金供給を促進するためには何らかの政策的支援が必要と考えられる。

中小企業金融を促進するための政策的支援としては以下の３つの形態が考えられるが、どのような支援を実施すべきかは、各国の経済の発展段階や産業構造、民間及び政策金融機関の現状等により異なる。例えば、タイでは、1999年８月に発表された総合景気対策において、小規模産業金融保証協会（SICGC）や小規模産業金融公社（SIFC）の強化策とともに、ベンチャー・キャピタル・ファンドの設立を盛り込み、３つの施策を組み合わせて中小企業金融を促進しようとしている。しかし、どのような施策の組み合わせをとる場合でも民間金融機関の活用が基本であり、民間金融機関の中小企業に対する与信能力の向上とそのための環境整備が最も重要な課題と考えられる。

イ．民間金融機関の活用

信用保証制度等を活用したリスク・シェアリング、あるいは政府が長期・低利の原資をファンドとして供給する等により、中小企業に対する民間金融機関の資金供給を促進することが考えられる。民間金融機関が一定の信用リスクを負うことから、中小企業に対する資金供給を促進するためには、企業診断制度の導入等による人材育成、信用リスク分析に必要な各種統計の整備等が必要である。また通貨・金融危機時におけるクレジット・クランチ防止策を検討する必要がある。

ロ．政策金融機関の活用

世界銀行の「東アジアの奇跡」が指摘しているように、政策金融は日本の経済発展にお

いて大きな役割を果たしたが、その成功の鍵は、審査基準の厳格な適用と政策金融機関による融資先のモニタリングにあったと言われている。従って、今後ASEAN諸国等が政策金融機関の再整備を行う場合、審査基準等についての慎重な制度設計と人材育成が重要と考えられる。

ハ．株式市場の活用

成長性の高い企業向けの株式市場やベンチャー・キャピタル・ファンドを整備することにより中小企業の資金調達を支援するものであり、アジア通貨危機後、1999年にマレーシア、香港、タイで成長企業向けの株式市場が創設されている（シンガポールは87年、韓国は96年に設立）。技術力の高いハイテク中小企業の資金調達に適しているが、リスクをとれる投資家の存在と企業情報開示制度等の整備が必要と考えられる。

③　国内債券市場の育成

アジア諸国は高い貯蓄率を有しているが、国内資本市場、特に国内債券市場が未発達等のため国内貯蓄が長期投資として海外に流出しており、国内債券市場等を育成し、こうした貯蓄を国内で有効活用することにより、外貨建て短期エクスポージャーを小さくすることが可能となる。国内債券市場の育成は、債務管理の観点から長期の自国通貨建て債務による借入を促進する上で重要である。

国内債券市場を育成するためには、会計基準やディスクロージャー基準の強化、決済システムの整備、公平・中立な税制の確立、格付け機関や機関投資家の育成等が必要となる。また、流動性の高い流通市場を整備するためには、機関投資家に対する時価評価会計の導入、レポ市場及び証券貸制度の整備、並びに国債市場の整備によるベンチマークとなる長いイールドカーブの形成等が必要となることが指摘されている。日本、韓国等の経験を見ても、その実現にはある程度時間がかかると考えられるが、強靭な銀行システムとそれを補完する資本市場を併せ持ったバランスのとれた金融システムを整備するためには、アジア各国は着実に国内債券市場の整備を進めて行く必要があると考えられる。

なお、アジア諸国においては、シンガポール、香港等で株式時価総額が銀行貸出残高を上回る等、総じて株式市場が債券市場に比べると相対的に発達している。しかし、ディスクロージャー制度やインサイダー取引規制の強化の必要性、流通市場の未成熟等が指摘されており、株式市場の改革も重要な課題である。

④　倒産法制の運用強化

アジア各国は、アジア通貨・金融危機後、倒産法制の整備に取り組み、現時点では各国とも、少なくとも破産及び和議の規定を有し、倒産法制インフラとして相応の整備状況となっている。例えば、インドネシアでは再建型和議手続きの導入、倒産手続きを包括的に管轄する商業裁判所の新設等、またタイでは再建型会社更正手続きの導入、破産裁判所の新設等を内容とする倒産法改正が行われた。

しかしながら、各国の倒産法制の運用の歴史には大きな差がある。既に数十年の運用経験を有し法制度に見合うノウハウを蓄積し、先進国並みの水準に達している国もあれば、独立後破産宣告の実績が事実上皆無であったインドネシアのように、アジア通貨・金融危機後、法律の再整備を行い、最近その運用を始めたばかりの国もある。また中国については地元企業に有利な判断を下すことの多いと言われる民事裁判所制度自体の構造的問題が指摘されている。

通貨・金融危機においてその影響を最小限に止めるためには、金融機関の不良債権問題と企業の債務問題の迅速な解決を図る必要があり、そのためには、債権回収における最後の手段である破産法の厳格な適用により市場規律を高めることが鍵となる。

アジア諸国が現在の企業債務問題を解決するとともに、将来の通貨・金融危機における対応能力を向上させるためには、引き続き倒産法制の整備を図るとともに、裁判所の能力を向上させる等により、破産手続きの的確な運用実績を積み重ねていくことが重要である。

⑤　コーポレート・ガバナンスの強化

アジア諸国のコーポレート・ガバナンスについて、集中的な企業所有構造の下での「ファミリー型」のコーポレート・ガバナンスや、政府、金融機関、企業の間の密接な関係について問題点を指摘し、英米の「資本市場型」に転換していく必要があるという意見

がある。しかし、OECDのコーポレート・ガバナンス原則にもあるように、良いコーポレート・ガバナンスの単一のモデルは存在しない。各国の経済発展段階や社会・文化の在り方に応じて様々なモデルがあり、また途上国が先進国にキャッチアップしていく過程においては、「ファミリー型」のコーポレート・ガバナンスが有効であるという指摘もある。

しかし、アジア通貨・金融危機に陥った国についてみると、不動産部門への過剰投資や、需要見通しや採算性に疑問のある過剰な設備投資等が発生しており、これは「ファミリー型」の企業が成長するに伴い、銀行借入や株式等の外部資金への依存が大きくなったにも関わらず、経営実態が不透明なこと等から、企業の投資判断に対して金融機関や株式市場のチェック機能が十分働かなかったことを示している。従って、現在のコーポレート・ガバナンスに問題があることは確かであり、アジア諸国が持続的な成長を可能とする安定的な経済・金融システムを構築するためには、各国の金融システムの発展段階、上場企業かどうか等により異なるが、以下のような施策によりコーポレート・ガバナンスの強化を図る必要があると考えられる。

イ．企業会計・監査基準の改善、ディスクロージャー制度の強化等により企業経営の透明性を向上させる必要がある。例えば、韓国では、通貨危機後、透明性向上の観点から、連結財務諸表の作成や社外重役の設置が義務付けられ、また系列企業間の相互債務保証が解消されている。

ロ．競争政策を強化するとともに、先にも述べた倒産法制の整備とその厳格な運用等により、市場規律を高める必要がある。

ハ．少数株主を含め、全ての株主の公正な取扱を確保し、株主の権利保護を図る必要がある。

ニ．金融機関の関連融資規制等の健全性規制を強化するとともに、借り手企業をモニタリングするために必要な情報の収集・分析能力を向上させることが、コーポレート・ガバナンス強化の観点からも喫緊の課題である。また企業側でも経営、会計、金融等のプロフェッショナルな人材を育成することが必要である。

⑵　適切な為替制度の検討

アジア各国にとってどのような為替制度が適切かについては、当該国の経済規模、貿易依存度や貿易構造、金融システムの発展段階等により異なるため、一般論で論じることはできない。また金融システム等の発展に応じて変化していくものと考えられる。

開発途上国の為替制度は、当初固定為替レート制からスタートし、金融政策が高度化され、また金融システム等が発展するに伴い、より伸縮的な為替制度へ移行し、次第に変動為替レート制に向かって行くが、アジア諸国は、現在その移行期にあると考えられる。

アジア各国がどのような為替制度を採るべきかについては、アジア各国自身が、上記の諸点や、その経済状況、為替政策にどのような政策目標を割り当てるか等を勘案して、判断すべき問題である。但し、アジア通貨危機前にアジア諸国において採られていた事実上ドルにペッグした為替制度が、貿易の不安定化と過大な資本流入を引き起こしたこと等を勘案すると、日本としてもアジア諸国における適切な為替制度について考え方を整理して、アジア諸国との政策対話等において必要に応じ議論を行う必要があると考えられる。

また、域内の相互依存関係の深化により、域内為替レートの相互安定を図る地域的な為替安定メカニズムも重要な課題となっており、そのためには後述するような地域的取り組みが必要と考えられる。

①　固定為替レート制と変動為替レート制

アジア危機克服の過程で出てきた議論の一つとして、「国際資本移動がこれほど活発になった現在、維持可能な為替レート制度は自由な変動為替レート制か、さもなくば強固な固定為替レート制（例えばカレンシーボード制）しかない。」という意見がある。

しかし固定為替レート制については、グローバリゼーションの進展とともに、広範囲の資本規制の下に為替レートを固定するという選択肢がいつかはとれなくなる。またカレンシーボード制は、十分な外貨準備と強靭な金融システムを持ち、かつ厳格な財政金融ディシプリンを持つ国のみが採用可能であること、またペッグを放棄せざるを得なくなっ

た際の退出コスト等を勘案すると、多くのアジア諸国にとってカレンシーボード制をとることは極めて困難と考えられる。

他方、多くのアジア諸国にとって変動為替レート制には以下のような問題があることが、今回の専門部会の議論に参加した多くのアジア関係者等から指摘された。

イ．経済規模が相対的に小さく、また貿易依存度が高い国では、為替レートの変動が各国経済に及ぼす影響は極めて大きく、変動為替レート制の下での為替レートの不安定性（volatility）やファンダメンタルズからの乖離（misalignment）が、経済成長や経済発展を阻害するおそれがある。

ロ．高度化した金融制度や広範でかつ厚みのある外国為替市場を含む、高度に発達した金融インフラを持たない国においては、為替レートの変動を吸収することは相当困難である。例えば、途上国においては為替レートの変動をヘッジするマーケットが未発達であり、アジア通貨危機後もアジア企業のヘッジ手段の利用は進んでいない。

ハ．アジア域内の貿易・投資が近年急速に拡大し、各国経済の相互依存関係が非常に強くなっており、域内通貨の相互安定の必要性が高まっている。

②　アジア各国における現在の為替レート制度

アジア諸国は、通貨危機後、公式には、マレーシア、香港が固定為替レート制、シンガポール、中国が管理フロート制、それ以外の国が独立フロート制を採用している（但し、シンガポールは通貨バスケットに基づき管理フロートを運営しており、また中国は事実上ドルにペッグしている）。

アジア各国の為替レートについて、ドル、円、ユーロとの回帰分析を行ってみると、1998年後半以降回帰係数が通貨危機以前のパターンに戻りつつあり、アジア各国の為替制度は、通貨危機前にみられた実質的にドルにペッグした為替制度に復帰しつつあるという指摘がある。

しかし、回帰係数の動きを見ると、1998年後半以降アジア諸国の通貨とドルの関係が再び強まっているが、ドルとの回帰係数が低下する局面もあり、またその関係も不安定であり、通貨危機以前と同じパターンに戻りつつあるとまではいえない。また、回帰分析だけでは、各国における実際の為替政策の実態を必ずしも十分捉えられない。例えば、韓国の通貨当局は対ドルレートの安定と同様に対円レートの安定を重視して為替政策を運営していることが市場関係者から指摘されている。

③　通貨バスケット制と実質ドル・ペッグ制

多くのアジア諸国にとって、十分広いバンド幅を持たせる等により伸縮性を保ちつつ、貿易等の経済ウェイト等を勘案した、ドル、円、ユーロ等を構成要素とする通貨バスケットとの関係が安定的となるような為替制度はひとつの有力な選択肢と考えられる。

世界各国の為替制度をみると、公式の制度として変動為替レート制を採用している国においても、事実上の為替安定化政策をとっている場合が多い。具体的には、ある特定の単一通貨あるいは複数通貨からなる通貨バスケットに対して為替レートを安定化させようとする傾向が見られる。

アジア諸国が上記のような変動為替レート制の問題から為替レートを安定化させる必要がある場合、具体的な為替安定化の対象通貨として、ドルのみを選択するのと、円、ドル、ユーロからなる通貨バスケットを選択するのとどちらが望ましいであろうか。現在のように、円など主要通貨間で変動為替レート制がとられている場合、特定の主要通貨との為替レートの安定を図ろうとすれば、他の主要通貨との安定を図るのが困難となることが多い。貿易等の経済取引が日本、米国、欧州と多様化しているアジア諸国の場合、ドルのみを選択するよりも、円、ドル、ユーロからなる通貨バスケットを選択する方が、実質実効為替レートが安定化する。

今回の専門部会の議論に参加したアジア関係者からも、実質ドル・ペッグ制の問題点を指摘し通貨バスケット制を支持する意見が多かった。

他方、カレンシーボード制と変動為替レート制の間の中間的な形態をとる場合、政策上の矛盾をつかれ、投機的なアタックに曝される恐れがあるとし、変動為替レート制を支持する意見も２カ国のアジア関係者から出された。これに対しては、形式的には変動為替

レート制をとり、平時には伸縮性を保ちつつ事実上為替レートを通貨バスケットに対して安定化させるとともに、急激な通貨投機等に際しては為替を柔軟に変動させること等により、対応可能であるという意見があった。

なお、通貨バスケット制へ移行しようとする場合に配慮すべき点等について、以下の指摘があった。

イ．他のアジア各国が実質的なドル・ペッグを取り続ける中で、ある国が単独で通貨バスケット制に移行する場合、ドルが他のバスケット構成通貨に対し減価する局面において国際価格競争上不利になる恐れがあること等から、いわゆる「協調の失敗」が生じ、通貨バスケット制が各国にとって望ましい場合にもバスケット制に移行しない可能性がある。この場合、域内各国が協調して通貨バスケット制に移行する地域的取り組みが必要である。

ロ．アジア諸国が通貨バスケット制において円のウェイトを高めるためには、円での資金運用・調達の利便性が向上する必要がある。

また、為替レート安定化政策をとる際、特定の通貨に対して為替レートを安定化させる方が国内政治的に説明しやすいところ、通貨バスケット制に移行する場合国民への説明に工夫が必要であるという指摘があった。

⑶　資本自由化と資本規制

①　適切に順序付けられた資本自由化

資本規制が広範に維持され、国際金融システムにまだ統合されていない経済において、今回の危機の影響が小さかったことは、新興市場経済において適切に順序付けられた資本自由化が重要であることを示唆している。資本自由化を行う場合、健全で整合的なマクロ経済政策の他、金融機関に対する規制・監督の強化等国内金融システムを整備する必要がある。また、長期資本の自由化を短期資本の自由化に先行させるべきであり、特に直接投資への規制を可能な範囲内で早期に撤廃することが必要である。なお、アジアの貯蓄率の高さを勘案すると、資本輸入に依存しなくてもアジア経済は成長可能であるという意見や、直接投資であっても、通貨危機の可能性が生じた場合、現地通貨建てのポジションを先物売りでカバーしようとするため、現地通貨の売り圧力になるという意見もあった。

②　資本流出入規制

既に資本自由化が進んでいるが、他方で金融システムが十分整備されていない経済において、資本流出入規制についてどのように考えるべきであろうか。

まず資本規制は、健全なマクロ政策や構造政策を代替するものではなく、また資源配分上の非効率性等のコストを伴うことを認識する必要がある。また、資本規制の必要性については、当該国の経済状況、金融システムの整備状況、当該時点で実施されている他の政策等に大きく依存し、一般論で論じることはできない。

しかし、流入資金の一定割合に預託義務を課したチリのケースが債務構成の管理において有効であったと言われているように、価格をベースにした資本流入規制が為替レートの弾力化等の他の措置と適切に組み合わせて行われた場合には、投機的な短期資本の流入を抑制する効果がある場合もあると考えられる。金融システムが十分整備されていない経済において大規模かつ急激な短期資本流入がある場合、このような資本流入規制は一つの選択肢と考えられる。

また資本流出規制についても、通貨危機に際してのマレーシアのケースは、IMFの支援を受けることなく、外的なショックを制限し、為替レートの安定を果たす一方、マクロ経済政策や構造改革により経済回復を実現したという点において、結果的には成功例であったと言える。もちろん、同様の規制が常に正当化されるわけではなく、規制回避の可能性等について慎重な検討が必要であり、他国に直ちに適用することはできないが、急激な資本流出の危機に直面した際の一つの選択肢と考えられる。

各国政府は対外債務について適切なリスク管理を行う必要があり、その前提として、資金フロー及び対外債務に係るデータを整備し、モニタリングする体制を確立する必要がある。この点については、後述する地域的なモニタリング体制の整備も重要と考えられる。なお、経済規模の小さい国は、自国のGDPに対する債務残高や短期債務残高の比率及びその変

化が、あるターゲット内に収まるよう資金の流れをコントロールするべきであるという意見もあった。

（注）金融安定化フォーラムでの検討

後述するように金融安定化フォーラムの資本フロー作業部会では、資本受入国におけるリスク管理について検討を行い、本年３月に最終報告書を提出している。

この報告では、資本流入規制について、価格をベースにした、一時的、広範囲という性質を保持し、健全なマクロ経済政策と強固な対外ポジションという環境の中で実行されればよりうまく働く可能性があるとしている。これは、資本規制は健全なマクロ政策や構造政策を代替できるものではないが、ケース・バイ・ケースで有用なこともありうる、という前回の専門部会の提言やこれまで日本が行ってきた主張が、国際的なコンセンサスとなりつつあることを示している。

⑷　適切なソーシャル・セーフティ・ネットの整備

①　ソーシャル・セーフティ・ネット整備の必要性

通貨危機時にソーシャル・セーフティ・ネットをうまく機能させるためには、通貨危機が起きる前に適切なソーシャル・セーフティ・ネットを整備しておく必要がある。通貨危機が起こってから整備しようとしても、制度のセットアップや体制造りに時間がかかり、また危機対応からくる資金面やスタッフ面の制約等から、対応が遅れたり、あるいは内容的に不十分なものになってしまう。

適切なソーシャル・セーフティ・ネットの整備は、通貨危機等の影響を受ける社会的弱者を救済する短期的効果だけではなく、人々が市場の変化に対応して積極的に必要なリスクを取ることを可能とすること、また貧困層が教育や保健への投資を危機時にも続けることを可能とすることにより、生産性向上や成長を促進する長期的効果を持つことが指摘されている。また、危機に陥った時の調整を容易にし、必要な改革に対する支持の形成にも資すると考えられる。

②　各国の実状に即した整備

ソーシャル・セーフティ・ネットは、「人間が生きていく上で最低必要なもの（Basic Human Needs）」を保障するものであるが、アジア各国は、それぞれ経済の発展段階が異なるとともに、異なる文化や伝統を持っており、社会問題を解決するための独自のシステムや慣行を発展させてきている。従って、ソーシャル・セーフティ・ネットの整備に当っては、各国の実状に即したものにする必要がある。

例えば、以下のプログラムが途上国において有効であることが報告されており、こうしたプログラムを組み合わせることが考えられる。

イ．働くことの出来ない特定の貧困層を対象とする、子供の就学を維持すること等を条件とした所得又は食料の支援

ロ．貧困層が生産的資本を取得または維持するためのマイクロ・クレジット

ハ．失業者の多い地域を対象とする、地方公共事業等の実施による雇用提供プログラム

なお、今回の通貨危機における都市から地方への労働移動による雇用の調整に見られるように、アジア諸国においては、家族や社会共同体がソーシャル・セーフティ・ネットとして一定の役割を果たしていることが指摘されている。今回の通貨危機において、経済的ショックが非常に大きい場合には、従来の伝統的なネットではそのショックを十分吸収できないことが明らかになったが、新しいソーシャル・セーフティ・ネットを整備する場合、こうした既存のソーシャル・セーフティ・ネットとの関係を考慮に入れる必要がある。

また、多くのアジア諸国ではインフォーマル・セクターが大きなウェイトを占めており、フォーマルな社会保険の場合、特に貧困層について一部しかカバーできない等の問題があるが、社会保障制度についても中長期的な課題として検討していく必要があろう。

（注）韓国は、通貨危機後、失業保険制度の適用対象を、従業員30人以上の会社から、すべての会社に拡大している。

③　国際開発金融機関等の技術支援

上記のソーシャル・セーフティ・ネットの整備においては、国際開発金融機関や先進国による技術支援が重要と考えられる。また、ソーシャル・セーフティ・ネットの整備及び

その実施においては、NGO等を含む非政府部門との対話が重要である。

（注）日本政府は、平成12年度予算にアジア等貧困対策緊急支援資金を計上し、世界銀行及びアジア開発銀行に、貧困層への基礎的社会サービスの提供に対する支援や、地方政府やNGOのキャパシティ・ビルディング等を行うためのファンドを設立することとしている。

2．国際的な取り組み

⑴　ケルン・サミット蔵相報告

通貨・金融危機のリスクを減少させるためには、国際金融システムの改革が不可欠であるという問題意識に基づき、1999年６月のケルン・サミットにおいてG7蔵相報告「国際金融システムの強化」が取りまとめられた。

同報告は、以下のような極めて包括的なものとなっている。

・国際金融機関及び国際的アレンジメントの強化及び改革
・透明性の強化と最善の慣行の慫慂
・先進国による金融規制の強化
・新興市場国におけるマクロ経済政策及び金融システムの強化
・新興市場国による資本規制
・危機の予防・管理の改善、及び民間セクターの関与
・貧困かつ最も脆弱な層を保護するための社会政策の促進

このうち、特に、①新興市場国に対し適切に順序づけられた資本勘定の自由化を求めるとともに、国内金融システムの制度上・監督上の環境を強化するまでの期間において資本流入規制が正当化されうるとした点、②先進国における高レバレッジ機関に対する取引先金融機関のリスク管理の強化、高レバレッジ機関自身によるディスクロージャーの改善が盛り込まれた点、及び③民間債権者に貸し手責任を負わせる民間セクター関与の考え方が明確にされた点は、前回の専門部会の報告書でも提言されているものであり、画期的なものであったと評価できる。

（注）高レバレッジ機関とは、少ない自己資本でありながら、レバレッジ（借入資金）を活用して、多額の資金を運用する機関。

⑵　金融安定化フォーラム・レポート

現在このG7蔵相報告を具体化する作業が、IMF、G20、金融安定化フォーラム等の場で精力的に進められている。

このうち金融安定化フォーラムには、①高レバレッジ機関、②資本フロー、③オフショア金融センターの３つの作業部会と、①基準の実施、②預金保険スキームの２つのタスク・フォースが設けられ、３つの作業部会及び基準実施タスク・フォースは本年３月にそれぞれ最終報告書を提出している。

このうち、高レバレッジ機関作業部会は、①高レバレッジ機関の破綻によるシステミック・リスクの潜在的可能性、②アジア通貨危機により懸念されるようになった、高レバレッジ機関の投機的活動による中規模・開放経済の市場の不安定化の可能性等の問題について検討し、

・高レバレッジ機関取引先のリスク管理の改善、
・高レバレッジ機関自身によるリスク管理拡大、
・高レバレッジ機関取引先に対する当局の監視強化、
・破産法等の分野における金融インフラの整備、
・高レバレッジ機関のディスクロージャーの改善、
・各国当局及び国際機関による金融市場サーベイランスの拡大等

について提言している。

高レバレッジ機関に十分な情報公開義務を課すべきであることを明確にした点が特徴となっており、また高レバレッジ機関の直接規制等の政策オプションは今回提言に含まれなかったが、提言している施策が適切に実施されない場合には将来それらの政策オプションを再検討することが適切となる可能性が高まるとしている。

上記の提言は、前回の専門部会の提言を相当反映したものとなっており、今後同報告書の勧告が完全に実施されることがまずは重要と考えられる。しかし、同時に、国際的に活動する投資家の行動を国際社会が引き続き注視していくべきであり、また必要ならば何らかの直接規制も含めて対応策の検討を続けて

いくべきである。

⑶　IMF改革

IMFは国際金融システムの中心に位置する機関であり、IMFの改革は通貨危機に陥りにくい国際金融システムを構築していく上で必要不可欠である。IMFの改革を進めて行く上において、以下の点が重要と考えられる。

① 国際的な資金支援を実施する際のコンディショナリティーは何よりも支援を受ける国の政策の信認を高めるものでなければならず、その作成に当っては、各国のマクロ経済状況、ミクロ・構造的な脆弱性、これまでの経済政策の歴史、社会的な制度・制約等、各国の実状に即し、市場の信認の回復に必要な内容・手順を見極める必要がある。

このためには、世界銀行等他の国際金融機関との一層緊密な意思疎通を図るとともに、当該国政府のみならず、NGO等を含む非政府部門や外部の専門家との対話等、外部情報の収集・分析を強化する必要がある。

またIMFの構造政策への関与は危機の解決に直接関係あるものに限定し、世界銀行等他の国際金融機関との適切な役割分担を行う必要がある。

② IMFは、サーベイランスやプログラムの力点を急激で大規模な国際資本移動への対応に置くとともに、危機の管理以上に危機の予防を重視する必要がある。

従って、SDDS参加国の拡大等データ公開を含めた加盟国の経済政策の透明性の向上を促進することや、国際的な基準や良い慣行に関するコードに即した加盟国の政策運営を推進していくことをIMFの重要な機能として位置付ける必要がある。このため、IMFの４条協議プロセスを基礎とした、基準やコードの実施状況に関するサーベイランスのシステムを確立する必要がある。

（注）SDDSとは、Special Data Dissemination Standard（特別データ公表基準）の略であり、IMFが定める、国際資本市場にアクセスを持つ又は求めている加盟国に対する、経済・金融データを公表する際の基準（項目・頻度・迅速性等）。

③ IMF理事会文書の一層の公表等により、IMFの透明性の向上や政策決定手続きの改善を図り、IMFのアカウンタビリティを強化する必要がある。

また、その業務、プログラム、政策及び手続きの有効性について内部・外部双方による体系的な評価を行い、それを業務等に反映させる必要がある。

④ 予防的クレジット・ライン（Contingent Credit Line：CCL）は、健全な政策を実施していること等IMFが適格と認定した加盟国が、その国自体に問題はなくとも危機の伝播により巨額かつ短期の支援を必要とするような国際収支上の困難に陥る場合に備え、必要に応じて機動的に支援を受けることができるよう、予め予防的にクレジット・ラインをIMFとの間で結んでおく制度であり、1999年４月に創設された。本融資制度により、IMFが危機の予防により重点を置き、また各国が金融危機のリスクを回避するための措置を早期に採っていく一層のインセンティブを提供することが期待されている。

しかし本融資制度については、これまで一件も適用例がないこと等を勘案すると、現行制度が十分なインセンティブを提供していないと考えられ、手数料率の引き下げなどを含め、もう少し使いやすくする方向で検討を行うべきである。

⑤ IMFが真にグローバルな機関として、国際金融システムの中心的な役割を果たし続けるためには、IMFへの加盟各国の貢献及び各国のIMF資金の利用限度の基準となり、また、専務理事選出をはじめ様々な重要決定の基礎ともなるクォータシェアが、国際経済の実状と一致したものであることが不可欠である。

IMFが創設されてから半世紀以上を経て、アジア諸国をはじめとする新興市場諸国が大きな経済力を持ち、その貿易額も飛躍的に増加し、国際金融市場におけるウェイトも増加してきているにもかかわらず、新興市場諸国のクォータシェア、投票権、理事数は非常に限られたままである。他方、欧州では、共通通貨ユーロの導入によって国際決済を必要とする取引が減少したにもかかわらず、依然としてそのクォータシェア

や理事数は欧州のみで３分の１を占めている。

加盟国の経済の実状に応じた形でのクォータ配分や投票権、理事数の見直しは、IMFのガバナンスやアカウンタビリティにも関わる重大な課題であり、早急に検討し、是正する必要がある。この点は、IMFのコンディショナリティーをより新興市場国等の実状に即したものとする上でも非常に重要である。

⑥　今回の通貨・金融危機において明らかになったのは、大規模かつ急激な国際資本の流出が生じた場合、IMFの支援プログラムが市場の信認を得るためには、相当な支援規模を確保する必要があることである。IMFの資金基盤の強化を図るとともに、IMFの支援を補完するメカニズムを整備する必要があると考えられる。今回の危機においては、日本の公的支援が重要な補完機能を果たしたが、何らかの地域的な補完メカニズムが必要と考えられる。

３．アジア域内における地域的取り組み

⑴　域内貿易・投資の促進

①　多角的貿易体制を補完する地域協定

アジア経済において産業構造の高度化が域内において連鎖的に波及し、アジア域内に強い相互依存関係が自然発生的に形成されてきたことは、貿易・投資の自由化を推進するに当って、地域的取り組みの重要性を示唆している。

アジア企業の国境を超えた調達・生産・販売の域内ネットワーク構築が進展しつつあるが、比較優位構造の変化に対応した最適な産業配置、そして産業構造高度化の域内連鎖を促進するためには、WTOによる多角的貿易体制を補完する「自由貿易地域」の形成が有効と考えられる。

（注）「平成12年版通商白書」は、地域統合をWTOによる多角的貿易体制の補完として位置づけるとともに、日本をめぐる地域統合は、経済実態と適合し、他地域の進展や経済的分析に照らしても経済的に有益であることを指摘している。

②　アジア域内における地域協定の動き

ASEANでは、AFTA（ASEAN自由貿易地域）により2002年までにASEAN６（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ブルネイ）の域内関税率を原則５％以下に引き下げ、2018年までに域内関税を撤廃することとなっている。今後例外品目の取扱等に関し紆余曲折があると予想されるが、2018年までにAFTAにより東南アジアに自由貿易地域が実現する可能性は高いと考えられる。その過程で、今後AFTAのASEAN＋3（日本、韓国、中国）への段階的拡大が東アジア域内における重要な検討課題となってくると考えられる。

また、日本と経済発展段階の近いNIEs諸国、具体的には韓国、シンガポールとの間では、自由貿易協定の研究が始まっている。日・シンガポール間では、昨年12月の首脳会談において、両国間のありうべき自由貿易協定に関する諸方策を検討するための研究を開始することが合意され、この３月及び４月に共同勉強会が行われている。韓国との間でも自由貿易協定に関して民間レベルでの研究が行われている。なお投資協定については、現在までに中国、香港と署名しているが、韓国、ベトナム、モンゴルと交渉を行っており、インドネシアとも交渉が開始される予定である。

この他にも、1989年に発足したAPEC（アジア太平洋経済協力、現在日本・米国・中国等21カ国・地域が参加）では、94年にボゴール宣言が採択され、「先進国は2010年まで、発展途上国・地域は2020年までに貿易・投資の自由化を目指す」こととなっている。

アジア諸国の経済発展段階等が大きく異なること、国内政治上の機微な問題があること等を勘案すると、アジアにおける「自由貿易地域」の形成に当っては、上記のような二国間自由貿易協定とAFTA等を組み合わせた多層的・段階的なアプローチが有効かつ現実的であろう。地域統合を、多角的貿易体制の強化や地域協力の推進と連携して積極的に進める必要があると考えられる。なお、アジアの高成長が世界経済の開放と自由化により達成できたこと等を勘案すると、WTOなどグローバルなシステムとの整合性に留意する必要があるとの意見があった。

⑵　域内貿易金融の整備

今回の通貨危機では、アジア企業の金融機関への依存が高い中、貿易金融の縮小が経済

回復の要となる輸出の阻害となることが懸念され、日本を初めとする先進国・国際機関が貿易金融の円滑化のための金融支援を実施した。また、日本は特に、各国輸出入銀行への資金・技術協力、各国輸出入銀行間の連携強化等を通じ域内貿易金融の強化・促進に貢献している。

貿易面におけるアジア域内の相互依存が高まる中、今回の危機の教訓を通じて、持続的な経済成長実現のための貿易金融制度の整備の重要性が認識されており、アジア域内において輸出入銀行の設立・強化の動きが見られる。今後、域内貿易取引の円滑化・安定化のために、こうした域内貿易金融ネットワークの整備を積極的に推進することが重要であると考えられる。

⑶　域内債券市場の整備

①　域内国際債市場の活性化

アジア各国にとって国内資本市場、特に国内債券市場の育成が重要な課題となっているが、機関投資家の未成熟等のため、各国が発達した国内債券市場を持つには時間がかかり、また国内債券市場にはどうしてもその規模や資金のアベイラビリティに制約がある。他方で、アジア地域全体としては資本余剰となっており、また今後のアジア諸国における機関投資家の成長等を勘案すると、アジアの時間帯でアジアの投資家が主体となってプライシングができる域内債券市場に対する需要は増大すると考えられる。

従って、域内の資本余剰国から不足国に長期資本が還流するメカニズムを確立するため、域内の国際債市場（東京、香港、シンガポール等）を活性化する等、域内債券市場の整備に向けた地域的な取り組みが必要と考えられる。特に今回専門部会の議論に参加した多くのアジア関係者から、域内債券市場の整備の重要性が指摘された。

②　整備に向けての課題等

域内債券市場の整備に当っては、借り手と貸し手の間で為替リスクをシェアするための新しいインスツルメントあるいは為替リスクをヘッジするためのデリバティブ市場、域内経済の実状について熟知した信用格付け機関、債券発行に対する信用補完スキーム、証券決済システム等の整備や国際開発金融機関等による現地通貨建債発行の促進について検討する必要があるという指摘があった。

証券決済システムの整備については、各国の証券決済システムの発展段階が異なること、多国間のネットワークを構築する場合システムが複雑になりコストがかかるとともに各国間の調整に時間がかかること、他方当面そうしたコストに見合う程のクロスボーダーの証券取引がないと予想されること等を踏まえ、発展段階の似通った証券決済システム同士を直接バイラテラル・リンケージで結ぶ香港の段階的アプローチが注目される（香港は、オーストラリア、ニュージーランド、韓国との間で、中央証券預託機関同士の二国間リンケージを構築している）。

また、金融・証券取引、決済の電子化がグローバルに進展しており、今後先進的なアジアの取引所等が、「後発の利益」を活用して域内での取引・決済ネットワーク構築を目指す動きも活発化しよう。こうした金融・証券取引の電子化は、既存の取引の在り方を大きく変化させると考えられ、仮想的な東アジア取引所の構築等により、域内資本市場を活性化させる可能性がある。

なお、欧州では、1980年代半ば以降、EMS（欧州通貨制度）の下での域内通貨価値の安定を背景に、国内債のクロスボーダー取引、すなわち国内で発行された債券（特に国債）を域内の投資家がクロスボーダーで売買する取引が急増した。アジア域内においても将来的にこうした国内債のクロスボーダー取引を促進していく必要があるが、そのためには後述する域内為替レートの相互安定とともに、まず各国における国内債券市場の整備が重要と考えられる。

⑷　域内為替レートの相互安定

①　地域的な為替安定メカニズムの検討

欧州においては、EMSを含め、これまで域内為替レートの相互安定のために様々な試みがなされ、最終的に昨年１月に通貨統合が達成されたが、その背景として、欧州経済の貿易依存度の高さ、欧州域内の相互依存関係の強さが指摘されている。

これに対し、多くのアジア諸国の貿易依存度は欧州よりもむしろ高く、またアジアの域内貿易のウェイトが先に述べたように50％近

くまで上昇していること等を勘案すると、アジアにおいても、アジア域内の為替レートが経済のファンダメンタルズを反映して安定的に推移する地域的な為替安定メカニズムを検討すべき段階を迎えていると考えられる。グローバルな為替安定メカニズムの設計は当分困難であるとしても、地域的な取り組みは可能だと考えられる。

今回の通貨危機前においては、アジア各国が実質ドル・リンクをとることにより、その反射的効果として域内各国の為替レートの相互安定が図られ、これが域内貿易、域内投資等の発展の基礎として貢献してきたと考えられる。しかし、今回の通貨危機により、実質的にドルにリンクした為替制度のリスクが明らかになり、今後アジア諸国は、域内通貨の相互安定を図るため、実質ドル・リンクに代わる新しい為替安定メカニズムを構築することが必要となっている。各国の取り組みとともに地域レベルの取り組みを進めていく必要があると考えられる。

②　多層的・段階的アプローチ

アジア諸国の経済発展段階が大きく異なること等を勘案すると、地域的な為替安定メカニズムを検討する場合も、「自由貿易地域」の形成と同様、二国間協定や地域協定を組み合わせた多層的・段階的アプローチが有効かつ現実的となろう。

例えばASEAN諸国では、AFTAにより2018年までに域内関税を撤廃し、「自由貿易地域」を完成することが合意されている。欧州の経験が示唆しているように、「自由貿易地域」において貿易・投資を促進するためには、関税率の水準とともに域内為替レートの相互安定が重要と考えられ、十分広いバンド幅を持たせつつ、為替レートを共通の通貨バスケットにリンクさせることは、ASEAN諸国にとってひとつの選択肢と考えられる。この共通バスケットから出発し、将来においてASEAN域内で共通通貨を構想することも考えられよう。

またASEAN諸国が協調して実質的に通貨バスケットにリンクした為替制度に移行することは、共通の通貨バスケットが採用されない場合でも、域内為替レートの相互安定に資すると考えられる。

なお、円とアジア通貨間の為替レートを安定化させるためには、円と他の国際通貨との間の為替相場の相対的安定を図ることが課題になってくるという指摘があった。

③　共通通貨に向けての長期的視点

アジア通貨危機後、東アジア経済の連動性が高まっていることが明らかになったこと等から、アジアにおいても共通通貨を目指すべきであるという意見が見られる。

しかし、欧州域内に比べて域内各国の発展段階等に大きなバラツキがあること、ASEAN域内においても経済統合がまだ途中段階にあること等を勘案すると、アジア諸国が、共通通貨に参加し、金融政策の独立性を放棄することよりネットの便益を得られるかどうか、現時点では明確ではない。また共通通貨の方向に進んで行くことについてまだ地域内の政治的コンセンサスもない。

経済的・歴史的・文化的背景が比較的近い欧州であっても、通貨統合は長い時間をかけてようやく実現したものであり、欧州よりも複雑で多様な背景を持つアジア地域においては、長期的な可能性はともかく、今すぐに通貨統合を推進する環境は整っていないと考えられる。

他方で、欧州経済・通貨同盟を提唱した1970年のウェルナー報告から1999年のユーロ誕生まで約30年を要している。これまでのアジア経済のダイナミックな経済発展等を考えると、長期的に見てアジア各国の所得水準や経済構造は今後相当程度収斂していくと考えられる。通貨についての地域協力は、こうした長期的な展望に立った、継続的、戦略的な取り組みが必要であると考えられる。日本としても、将来的なアジア域内の通貨制度はいかにあるべきかについて、積極的に議論に参加していく必要があると考えられる。

⑸　域内政策対話の促進

①　多層的な政策対話のネットワークの構築

アジア域内において為替安定メカニズムを構築するためには、各国のマクロ経済政策等が当該為替レート水準と矛盾なく運営されるよう、アジア域内における政策対話等を促進していくことが重要である。

また、アジア域内の政策対話において、金融・企業セクター改革における枠組み構築、

実務等のノウハウをアジア域内で共有していくことも重要である。

アジア域内の政策対話については現在マニラ・フレームワークやAPECといった枠組みで行われているが、一層の促進を図るためには、EUやNAFTA加盟国間、あるいはG7の国の間でみられるように、アジア諸国の公的及び民間部門の様々なレベルで、二国間あるいは多国間の会合、会議、セミナー等を開催する等により、関係者が頻繁に接触し、あるいは連絡を取り合い、相互に信頼関係を醸成し、率直に建設的な意見を言い合える関係を構築することがまず重要と考えられる。

今回の専門部会の審議において、アジア９カ国・地域の大学・シンクタンク等の有識者に特別委員として審議に参加してもらったが、アジア各国関係者の意見を直接聞くことができたことは非常に有意義であった。アジアの参加者からも、公式または非公式な政策対話を通じて相互の信頼関係を構築していくことの重要性が強調された。

アジア域内における政策対話等を促進するためには、既存の枠組みも活用しつつ、様々な部門・レベル・形態による多層的な政策対話のネットワークを構築することが重要である。更に、オーストラリア、ニュージーランドとの政策対話等も重要であるとの指摘があった。

②　ASEAN＋3の枠組み

昨年11月マニラのASEAN＋3（日本、中国、韓国）非公式首脳会議の「東アジアにおける協力に関する共同声明」において、「利益を共有する金融、通貨、及び財政問題に関する政策対話、調整、及び協力を強化すること」が合意された。これは、アジアにおいて政策対話等を促進していくに当っての重要な第一歩と考えられる。

本年５月のASEAN＋3蔵相会議から、日本の提案に基づき、域内各国の経済状況についてのエコノミックレビューが開始されている。また同会議において、政策対話・協議を準備するための研究協力等の重要性に鑑み、研究・研修機関のネットワークを構築することも合意されている。

③　日中韓の枠組み

アジア域内における地域協力を進めていく上で、日本、中国、韓国の３カ国の果たすべき役割は大きく、日中韓の枠組みによる政策対話を積極的に推進していく必要があると考えられる。

昨年８月に韓国で開催された国際金融協力に関する第一回日韓中３カ国セミナーにおいて、３カ国の研究所（日本の財政金融研究所、韓国の対外経済政策研究院、中国の世界発展研究所）の代表及び国際金融当局局長により、３研究所が国際金融協力に関する意見交換を行うため、年１回以上、３カ国セミナーを開催すること等が合意され、本年２月には日本で第２回セミナーが開催されている。こうした機会を積極的に活用し、３カ国間での政策対話を推進するべきである。

⑹　域内金融協力ネットワークの構築

①　多層的な域内金融協力ネットワーク

アジア域内の相互依存関係の高まり、通貨・金融危機のアジア域内への伝播の可能性等を勘案すると、IMFを含む既存の国際的な資金協力のメカニズムを補完する地域的な金融アレンジメントが必要と考えられる。こうした通貨当局間の地域的な協力の枠組みは、アジア域内の為替レートの相互安定にも資するものである。今回の専門部会の議論に参加した多くのアジア関係者からも地域的な補完メカニズムの必要性が指摘された。

昨年11月にマニラで開かれたASEAN＋3首脳会議において、通貨・金融分野における協力について、東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化のための政策対話や協力を強化することが合意された。

アジア域内には、新宮澤構想に基づく日本と韓国、マレーシアとの間のスワップ取極め、日本を含むアジア諸国間のドル・レポ取極め、ASEAN内部でのスワップアレンジメント等、既にいくつかの通貨当局間の協力関係が存在する。

アジア諸国の多様性等を考慮すると、通貨当局間の地域的な協力の枠組みの強化に当っては、こうした二国間及び多国間の協力を拡充し、組み合わせることにより、多層的な域内金融協力ネットワークを構築することが有効かつ現実的と考えられる。

②　チェンマイ・イニシアティブ

本年５月にチェンマイで開催された

ASEAN＋3 蔵相会議においては、11月の首脳会議での合意を踏まえ、

イ．資本フローに関する整合性のとれたタイムリーなデータ及び情報の交換を促進するため、ASEAN＋3 の枠組みを活用すること、

ロ．ASEANスワップアレンジメントを拡大するとともに、ASEAN、中国、日本及び韓国の間での二国間のスワップ及びレポ取極のネットワークを構築すること（チェンマイ・イニシアティブ）

等について合意された。

本合意をどのように具体化するかについては、今後、関係国間で検討されることになる。ASEANスワップアレンジメントの拡大については、ASEAN内部で作業が進められることとなろう。ASEAN、中国、日本及び韓国の間でのスワップおよびレポ取極のネットワーク構築については、二国間取極の締結交渉を各国間で行っていくこととなるが、交渉が円滑に進められるよう、スタンダードアグリーメントにつき、あらかじめ参加国間で合意をしておくことも考えられる。また日本の貢献の在り方としては、通貨当局が保有している外貨や円を活用したスワップ・レポ取極を通じた貢献が考えられる。

ASEAN＋3 各国の外貨準備を合計すると7000億ドルを超える（1999年末現在）。本フレームワーク参加国が、互いの外貨準備の一部を用いて金融協力を緊密化することは、この地域の通貨・金融市場の安定にとって極めて意義が深いと考えられる。また各国通貨同士のスワップ及び各国国債を活用したレポについては、アジア通貨間の直接為替市場の整備や資金決済システムの構築等と併せて実施することにより、アジア通貨間の取引拡大等につながる可能性があるものである。

本合意とIMF支援等との関係については、地域金融協力はIMFを含む既存の国際的な資金協力のメカニズムを補完するものであり、IMF支援等と整合性のとれたものであるべきと考えられる。

なお、ASEAN＋3 蔵相会議は、「ASEAN事務局に対して、東アジア地域の金融安定を確保するために十分かつ時宜を得た金融支援を行うための能力を高めうる他の適切なメカニズムに関する研究をリード・調整することを要請すること」についても合意している。

4．日本が今後果たすべき役割

アジア経済は、通貨危機の伝播と回復の過程で明らかになったように、相互依存関係の深化により経済的・社会的一体性を強めている。

このアジア経済の相互依存関係の深化の過程で、日本企業の果たした役割は大きい。日本企業は、アジア域内において国境を超えた調達・生産・販売のネットワークを構築しつつあり、日本経済はこの地域に深く組み込まれている。またアジア経済との相互依存関係の深化は、高齢化・少子化が進んでいく日本社会に様々な利益をもたらすと考えられる。

こうした動きは、日本及びアジア諸国が密接不可分な経済的・社会的関係を形成しつつあることを示している。通貨危機に見舞われたアジア諸国の経済困難の克服を支援する「新宮澤構想」はこうした基本認識に基づくものであったと考えられる。

アジア経済の持続的な成長を可能とする安定的な経済・金融システムを構築する上で、日本が果たすべき役割は大きい。

⑴　日本経済の安定的成長と日本市場の開放

日本経済の安定的成長はアジア経済にとって極めて重要であり、日本が自らの経済回復に全力を挙げて取り組んで行く必要がある。特に日本の輸入拡大に対するアジア諸国の期待は大きい。

「アジア経済再生ミッション」報告（1999年11月）が指摘するように、日本は、ヒト・モノ・カネ・情報という様々なレベルで規制を緩和・撤廃し、アジア、そして世界に対して、より開かれた国に脱皮する必要がある。「日本を開く」ことなしにはアジア諸国と真のパートナーシップの構築はあり得ない。

⑵　日本企業及び金融機関の役割

①　アジア域内における産業構造の高度化の連鎖の過程で、日本企業の直接投資が果たした役割は大きい。また、日本企業はアジア域内における調達・生産・販売のネットワーク構築により、各国の国内産業の育成に貢献している。更に、日本企業は、通貨危機後も、現地子会社の資金難を支援するため、国際協力銀行の投資金融の活用等に

より親会社からの融資や増資による支援を積極的に行うとともに、内需から輸出へのシフト、現地調達比率の引上げによる対応等により、アジア経済の回復に貢献している。

しかし、通貨危機後、欧米企業が既存企業の企業合併・買収による直接投資を積極的に行っているのに対し、日本企業は、日本の景気低迷等を背景に、企業合併・買収に積極的に動いていないことが指摘されている。アジア経済のファンダメンタルズの強さは通貨危機後も基本的に変わっておらず、またアジア各国は外国直接投資規制の大幅緩和等に取り組んでいること等を勘案すると、日本企業は長期的な視点にたち、アジア域内における技術移転及び産業ネットワークの構築を更に進展させることが期待される。

こうした日本企業の直接投資を促進するためにも、日本政府は受入国が投資環境整備等に取り組むよう働きかけるとともに、投資保護協定の締結等を推進する必要がある。

② 日本の金融機関は、不良債権問題へ対応し、経営再建を図る一環として、海外事業の見直しにより、海外拠点の撤退・縮小、海外債権の回収を図っており、アジアにおいても同様の動きが見られる。アジア通貨危機後、欧米の金融機関でもアジア向け融資残高を減らす動きが見られたが、最近において、欧米等の金融機関が、韓国、タイ等の金融機関の買収等に積極的に動いているの対し、日本の金融機関にはそうした動きがほとんど見られないといった違いも生じている。但し、主要な金融機関は、引き続きアジア地域を海外戦略上重要な地域として位置付け、極力既存の拠点の維持を図っている。日本の金融機関が、一日も早く自らの財務体質の改善を終え、各自の中長期的な海外戦略に基づき、アジアにおける金融仲介機能の回復・向上に貢献して行くことが期待される。

また、アジア各国の金融機関の機能強化を図る上で人材育成が喫緊の課題となっており、日本の金融機関は、技術協力プログラムへの参加や民間レベルでの人材交流を通じて、アジア各国にそのノウハウ等を移転することにより、各国金融機関の機能強化に貢献することが期待される。

⑶ アジア各国の国内的取り組みへの支援

① アジア各国が金融・企業セクター改革、ソーシャル・セーフティ・ネット整備等の国内的取り組みを推進していく上で鍵となるのは、制度整備、人材育成である。従って、日本は、金融当局者向け等の研修やセミナーの開催及び様々な分野の専門家の派遣等による技術支援並びに人材育成に対する支援等により、各国のこうした取り組みを積極的に支援していくべきである。

② 自立的な産業基盤を形成するためには中小企業及び裾野産業の育成が重要であり、制度設計や中小企業向け融資のノウハウ等に係る技術支援、人材育成への支援等が引き続き必要と考えられる。

③ アジア各国においては、特に理工系・経営系の人材育成が喫緊の課題となっており、日本の大学の理工系・経営系の講義をインターネット等を活用しアジア各国で受講できるようにする等、アジア域内の大学等との間で多層的な教育ネットワークを構築し、日本の教育資源をアジア域内で共有することも重要と考えられる。

④ アジア諸国における経済・社会インフラに対する需要は引き続き大きく、また経済・社会インフラは自立的な産業基盤を確立する上でも不可欠であることから、国際協力銀行の多様な資金協力による支援が引き続き必要と考えられる。その際、民間資金と公的資金の役割分担や民業補完の原則、民間ベースのインフラ整備の動向、アジア各国の資金事情等を勘案して対応する必要がある。

⑤ 日本はこれまで通貨危機に陥ったアジア諸国等に対してその緊急的な資金ニーズへの支援等を実施してきたが、今後は持続的な成長を可能とする安定的な経済・金融システム構築等、危機予防に対する支援をより重視する必要があると考えられる。

⑥ 日本は、アジア諸国と二国間の政策対話を強化し、危機予防のために必要な経済政策等について率直な意見交換のできる関係を構築する必要がある。特にチェンマイ・

イニシアティブに基づきアジア諸国と二国間のスワップ及びレポ取極めのネットワークを構築する場合、当該国との政策対話が非常に重要となる。また二国間の政策対話は、今後ASEAN＋3の枠組みの下で多国間の政策対話を行う際にも有用と考えられる。

⑷　国際的取り組みへの支援

①　アジア諸国が国際的な基準やコードに即した政策運営を行ったり、金融・企業セクター改革、適切な為替制度の検討、並びにソーシャル・セーフティ・ネットの整備、ITの活用等を進めて行く上で、IMFや世界銀行・ADBの技術支援等の果たす役割は非常に重要であり、日本は引き続き国際金融機関のこうした活動を積極的に支援していくべきである。

②　IMFや世界銀行・ADBのアジア地域のサーベイランスや危機における支援プログラムの策定において、アジアの実状を最も知りうる立場にある日本の意見が十分反映されるようIMFや世界銀行・ADBに働きかけていく必要がある。

⑸　地域的取り組みへの支援

①　日本は、域内貿易・投資の促進、域内貿易金融制度の整備、域内債券市場の整備、政策対話の促進、域内金融協力ネットワークの構築等、域内協力の強化について、アジア各国の意見に耳を傾けながら、積極的にイニシアチブをとる必要がある。またこうした地域的取り組みに対する技術支援、資金支援を強化する必要がある。

②　特に域内政策対話は、今後アジア域内で地域協力を推進して行く上で最も重要な鍵となるものであり、日本は、域内政策対話を促進していくために、積極的に技術支援、資金支援を実施するべきと考える。域内の研究・研修機関のネットワークの構築を支援し、共同研究・セミナー等を実施することも、域内政策対話の促進に資すると考えられる。

③　メコン川流域開発等アジア諸国の域内協力により進められているプロジェクトについて支援することが重要である。特に、本年２月に行われた日・ASEAN首脳会談において、ASEANの調和の採れた発展と経済格差是正を通じ、地域全体の経済的繁栄と政治的安定につながるものとして、メコン川流域開発を重視していく考えである旨日本より表明している。また相対的に経済発展の進んでいるアジア諸国が実施している南々協力に対する支援を拡充する必要がある。

⑹　円の国際化の推進

円の国際化については、昨年４月の外国為替等審議会答申において、「円の国際通貨としての役割強化は、為替市場、特にアジアにおける為替市場の安定、ひいてはアジア諸国の経済の安定に資する」ことが指摘されている。

今回の専門部会の議論に参加したアジア関係者等からも、アジア諸国の通貨バスケット制において円のウェイトを高めるためには、円の資金運用・調達の利便性が向上する必要があること、円の国際化を地域協力により進めていくべきこと、円とアジア通貨間の為替市場の整備が必要であること等が指摘された。

円の国際化については、政府短期証券の市中公募入札発行の開始や税制の見直し等の具体策が1998年末に発表され、実施されてきているが、こうしたアジア諸国の要望等を踏まえ、国内金融・資本市場の改善や決済システムの整備等を促進し、円の国際化を更に推進していく必要がある。

おわりに

アジア諸国における産業高度化の連鎖の過程で、域内に密接な貿易・投資関係が重層的に発生し、アジア企業の国境を超えた調達・生産・販売のネットワーク構築が進展している。その結果、アジア経済はこれまで経験したことのない相互依存関係に到達している。また、今後東アジアにおいては他の地域に比べて高い経済成長が続くことが予想され、アジアの貿易域内依存度は今後も高まることが予想される。

今回のアジア通貨・金融危機は、アジアの多くの人々に対し大きな苦しみをもたらした。しかし、アジア危機により皆が同じ問題で苦悩し、解決策を模索したことにより、アジア域内である種の連帯感が形成されつつある。今回の危機は、アジアの域内協力を一層強化し、21世紀においてより安定し繁栄したアジ

アを築く契機になりうると思われる。
　アジアにおいては、古代以来、「中心」と「外縁」、あるいは「大国」と「周辺国」という関係が基本的な図式として存在してきた。しかし、この30年間のアジアの高成長、あるいは域内相互依存関係の高まりは、域内各国が相互にネットワークにより結ばれる新しい時代をアジアが迎えようとしていることを示している。IT革命はこうした傾向を更に強めることとなろう。我々は、21世紀において、こうした変化に対応した多層的な域内協力ネットワークをアジアにおいて構築していかなければならない。
（出所）財務省ウェブ・ページ

11-85　円の国際化推進研究会報告書

2001（平成13）年６月27日

円の国際化推進研究会　メンバー

	浦田　秀次郎	早稲田大学教授
	太田　赳	大和銀総合研究所理事長
	奥畑　明	東京三菱投信投資顧問取締役社長
	加藤　隆俊	元大蔵省財務官
	川俣　喜昭	三和銀行市場国際部部長（平成13年５月～）
	神崎　泰雄	日興リサーチセンター相談役
	神田　秀樹	東京大学教授
座長	行天　豊雄	国際通貨研究所理事長
	小林　秀一郎	日本生命保険常務取締役（平成12年10月～）
	近藤　剛	伊藤忠商事常任顧問兼政治経済研究所所長（～平成12年11月）
	篠原　興	預金保険機構理事（～平成13年４月）
	長谷川　康司	トヨタ自動車常務取締役
	藤本　公亮	三和銀行専務取締役（平成12年10月～平成13年４月）
	村井　隆次	第一勧業銀行専務取締役（～平成12年６月）
	森中　小三郎	住友商事専務取締役
	山田　昌弘	日本生命保険常務取締役（～平成12年６月）
	吉野　直行	慶應義塾大学教授

（要旨）

Ⅰ．外国為替等審議会答申のフォローアップ

・円の国際化推進研究会は、1999年４月の外国為替等審議会答申のフォローアップ及び円の国際化推進に必要な施策等について調査・研究を行うため、同年９月発足、以後11回開催。
・外国為替等審議会答申以降、円の国際化の推進に向けた各種施策を順次実施。

Ⅱ．最近の円の国際化の進展状況

・円の国際化については、外国為替等審議会答申以降、一部には進展があるものの、全体としては状況は変わらず。
・円の国際化が進んでいない背景は、日本経済に対する信認の問題、円利用に対するニーズの低さ等。
・国際取引の通貨選定を決定する要因は経済合理性にあり、その結果としてドル建てでの取引が一般的となっているが、内外の経済状況の変化に伴い、ドル利用を前提とした制度・慣行を見直し、円使用の可能性を探求する機運が高まっていることは注目に値。

Ⅲ．今後の円の国際化

・円が国際通貨として広く受け入れられていくためには、日本経済・金融システムの再生と一

層の市場開放、円の利便性向上に向けた環境整備の推進が不可欠。
・国際取引の多くがドル建で行われる背景として、企業の現場における「円の国際化」の必要性・中長期的なメリットに対する理解の欠如が指摘されており、経営方針として通貨建て選定慣行の見直し・取引の円建て化が企業の現場に浸透していくことを期待。
・アジア諸国の関心は、自国の持続的成長のための域内貿易・資本取引の促進。各国の為替制度、貿易・資本取引における円の役割の見直しを、地域協力の枠組みの中で議論することが適当。域内協力が進展していく中で、円利用の一層の促進に向けた構造変化がもたらされる可能性。
・円の国際化は、アジア地域の通貨・経済の安定を通じて世界の通貨・経済の安定に貢献し、ひいては日本経済の安定に寄与するものであり、長期的に、粘り強く取り組んでいくことが重要。

（本文）

Ⅰ．外国為替等審議会答申のフォローアップ

（円の国際化推進研究会発足の趣旨等）

⑴　円の国際化推進研究会は、1999年４月に出された外国為替等審議会（当時）の「21世紀に向けた円の国際化」についての答申をフォローアップするとともに、円の国際化の一層の推進に必要な施策等について調査・研究を行うため、同年９月に大蔵省（当時）国際局の勉強会として発足した。

⑵　上記外国為替等審議会答申は、アジア通貨危機の発生、ユーロの登場、金融ビッグバンの進展といった内外の経済・金融情勢の変化の中で、円の国際化を今後如何に進めていくかが喫緊の課題となっていることを指摘した上で、

⑴　日本経済の安定的成長と金融システムの再建
⑵　円の価値の安定
⑶　アジア各国の為替制度における円の役割の見直し
⑷　円の国際化を進めるための環境整備の推進
（金融・資本市場における環境整備、決済システムの改善等）
⑸　円を積極的に活用していくための取り組み
（国際取引の使用通貨に関するこれまでのプラクティスの見直し）

等の提言を行った。

（研究会の検討状況）

⑶　本研究会は、発足以降これまで合計11回にわたって会合を開き、必要に応じゲストスピーカーを招聘し、活発な議論を重ねてきた。この間、昨年６月には「中間論点整理」を取りまとめた。また、研究会の下に、貿易・資本取引部会、通貨制度研究部会、決済システム調査ワーキングパーティを設置し、それぞれの分野毎に円の国際化に向けた検討を行うとともに、次の事項について委嘱調査を実施した。

⑴　アジアの外国為替業務規制とアジア通貨・円の直接取引の可能性
⑵　通貨バスケット制実施国の実態調査
⑶　国内輸入関連業者に対する実地調査

⑷　外国為替等審議会答申以降、円の国際化の推進に向けて実施された主な措置、取り組み等を同答申の提言の項目に従ってまとめれば、別紙１の通りである。

⑸　以下、本報告においては、円の国際化の現状と今後の課題について、研究会での議論を中心に整理することとしたい。

Ⅱ．最近の円の国際化の進展状況

1．現状

(1)　円の国際化の最近の状況について、いくつかの関連する統計を挙げれば以下の通りである。

(1)　日本の貿易取引における円建比率（%）

	1990年	1995年	1997年	1998年	2000年
・輸出（対世界）	37.5	36.0	35.8	36.0	36.1
・輸入（対世界）	14.5	22.7	22.6	21.8	23.5

(2)　銀行の対外資産残高における円建比率（%）

	1990年	1995年	1997年	1998年	1999年	2000年
円	10.2	11.0	9.9	10.1	9.0	8.7
（参考）米ドル	41.5	37.0	40.6	39.1	39.5	41.3
ユーロ	—	—	—	—	27.7	26.9

(3)　国際債（残高）における円建比率（%）

	1993年	1995年	1997年	1998年	1999年	2000年
円	14.0	17.3	13.7	11.7	10.5	8.6
（参考）米ドル	38.9	34.3	43.8	45.3	47.1	48.7
ユーロ	—	—	—	—	28.8	30.0

(4)　サムライ債、非居住者ユーロ円債の発行額の推移（億円）

	1990年	1995年	1997年	1998年	1999年	2000年
サムライ債	5,750	9,765	7,202	2,598	10,223	28,567
非居住者ユーロ円債	49,809	108,845	178,726	123,286	139,182	167,719

(5)　各国通貨当局保有外貨に占める円の比率（%）

	1990年	1995年	1997年	1998年	1999年
円	8.0	6.8	5.3	5.3	5.1
（参考）米ドル	50.6	56.8	62.1	65.7	66.2
ユーロ	—	—	—	—	12.5

(2)　外国為替等審議会答申は、円の国際化の進展状況について、90年代に入りバブルの崩壊、それに伴う日本経済の低成長を背景に、円の役割は停滞ないし低下したと述べているが、答申提出以降の動きを見ても、上記の統計が示すように、一部には進展があるものの、全体としては状況は変わっていない。

2．背景

(1)　このように最近に至るまで円の国際化が進んでいない背景としては、まず日本経済に対する信認の問題が挙げられる。外国為替等審議会答申が指摘しているように、「円が国際通貨として広く受け入れられていくためには、まず何よりもその前提条件として、不良債権処理による金融システムの速やかな安定と景気の回復による日本経済に対する内外の信認回復と向上、そのための中長期的なマクロ経済バランスの回復が不可欠である。」

(2)　また、日本経済との結びつきが深いとされるアジア地域との関係を見ても、アジア経済全体に占める日本の比重は、時系列でも、他の先進国と比較しても、必ずしも際立っているわけではないことに留意する必要がある。（以下、本報告においては「アジア」とは原則としてタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、韓国、香港、中国の９カ国（地域）を念頭におく。）

⑴　アジア地域の貿易に占める日本のシェアの推移（％）…アジア諸国の経済発展に伴い、域内の貿易取引が拡大、日本のシェアは横ばいないし低下傾向。

	1980年	1985年	1990年	1995年	1997年	1998年	1999年
・輸出	21	17	15	13	12	10	11
・輸入	23	26	22	22	19	18	19

⑵　アジア地域にとっての日本、米国、EUのシェア（％）

	日本			米国			EU		
	1990年	1995年	1999年	1990年	1995年	1999年	1990年	1995年	1999年
・貿易	18.1	17.6	15.1	19.1	18.0	15.6	12.4	13.2	13.9
・対内直接投資（新規）	27.5	16.5	9.0	10.8	12.2	19.0	10.8	12.7	16.0
・与信残高	59.6	49.2	28.4	5.6	5.7	6.7	30.9	41.0	59.3

（注）与信残高については、1999年ではなく2000年９月末の数字を使用

（参考）アジア地域における域内取引のシェア（％）

	1990年	1995年	1999年
・貿易	28.9	38.3	36.7
・対内直接投資（新規）	36.6	37.1	39.4

（注）1999年については、中国、韓国、ASEAN４の合計、1990年、1995年は香港を除く。

⑶　さらに円の国際化が進んでいない背景としては、貿易・資本取引等の国際取引の通貨選定に係る制度・慣行上の問題から、円の利用に対するニーズが依然として低いということが指摘されている。以下、この点に関して、今後の展望も含め次節において検討する。

３．国際取引の通貨選定に係る制度・慣行上の問題の検討―新たな展開の可能性―

⑴　「経済合理性」に基づく通貨の選定

①　実際の取引においてどのような通貨を選定するかを決定する要因は経済合理性にあり、ドル利用を前提とした制度・慣行が確立している以上、各個別経済主体はそれに合わせた経済合理的な経済活動を選択することとなる。実際、「円建て取引に切り替えると、結果的にコスト・アップになる」ことを円建てにできない理由としてあげている民間業者も多い。具体的には、為替リスクの本社への集中、マリー（外貨建て債権・債務の持高を均衡させ、為替ポジションを中立化させること）による為替コストの削減、あるいは、市場で一定のシェアを維持するための価格戦略（ドル建て取引とすることにより現地通貨建て価格を安定させ、一定のシェアを維持することにより、期待利潤の最大化を図る）等が外貨（ドル）建て取引が行われている理由としてあげられる。

②　しかしながら、通貨危機以降、アジアの多くの国は事実上のドル・ペッグからより柔軟な為替制度に移行している。また、日本においても金融・資本市場の整備等円の利便性の向上のための環境整備が進められているほか、日本企業の経営戦略もグローバル化が進む中で利益、コスト、リスクをより重視する方向に変化している。このように内外の経済状況が大きく変わろうとしている時期においては、従来の制度・慣行を見直し、「経済合理性」について新たな角度から検討することが適当である。この点で、近時民間企業の中でドルを当然のように使っていたこれまでの慣行を見直し、円使用の可能性を探求する機運が高まっていることは注目に値する。すなわち、

１）アジア通貨のドル・ペッグが外れたことで、現地企業サイドで為替リスク回避のためにドル建て取引に固執する必要が少なくなったことから、自動車部品などの東南アジア向け輸出が、ドル建てから円建てに切り替えられる動きが見られること、

２）契約から決済までの為替リスクの軽減や、決算の安定を重視する企業においては、現法

の決算及び現法との取引の円建て化の可能性が検討される等本社が為替リスクを負う財務戦略を見直すべきだとの議論が出ていること、

3）グローバル化の進展とともに内外の競争が激しくなり、日本企業において、利益、コスト、リスクを重視した経営戦略が一層浸透しつつある中で、建値通貨に伴うコストとリスクを再評価し、これまでの通貨建てについて見直す必要性が高まっていること、

4）製品輸入比率は上昇しており、また開発輸入が増加していけば、今後、円建て輸入の比率が拡大するとともに、円建ての開発関連ファイナンスが増えることも期待され、円建てのキャッシュフローの増加を通じて円の国際化を推進させる余地が大きいと考えられること、

等が指摘されている。

③　我が国の輸入に外貨建てのものが多い背景として、一般に輸出者が利益の安定を重視し、自らのコストのベースとなる通貨での契約を望むことが指摘されている。逆にいえば、輸出者が多少の利益の変動は覚悟しても、日本市場でのシェアを拡大するために円建てでみた競争力を重視すれば、契約通貨として円を使用することに積極的になることが期待される。現に、欧州系多国籍企業の日本現地法人向け輸出に多く見られる円建て取引の中には、日本市場の開拓のために戦略的に行わせているものもある。この観点からは、日本の市場が外国企業や外国製品にとってより開かれた市場となり、同時に日本の消費が勢いを取り戻して市場としての重要性を増すことが必要と考えられる。

⑵　円とアジア通貨の直接為替市場の不存在

外国為替等審議会答申では、アジアとの貿易（特に輸入）において円建て比率が高くない理由の一つとして円とアジア通貨間の為替市場が成熟しておらず円の使い勝手が悪いことを指摘している。現在、円とアジア通貨の為替相場は、裁定されたクロスレート、すなわち、対米ドル為替相場に基づいた計算によって導かれている。ドルを媒介とする取引にはコスト高や資金決済リスクといった問題点があるにもかかわらず、直接取引市場が成立しない背景としては、円建て取引量、円との為替取引量が多くないこと、通貨の非国際化策をとっている国があること、等があげられる。いずれにせよ、直接取引市場が成立するためには当該通貨間の取引量が多いことが必要であり、円とアジア通貨との為替取引量が多くない現状では、円とアジア通貨の直接市場がビジネスとして成立する素地は大きくないものと思われる。先ず円建て取引量の増加に向けた努力を踏まえつつ、直接取引開始の方策を探ることが必要である。

⑶　アジア諸国の為替制度

①　アジア地域では、国際取引におけるドル建て比率が高いことから自国通貨の対ドル・レートの安定が重視され、通貨危機以前は、事実上ドルとリンクした為替制度が多くの国でとられていた。このため、円の対アジア通貨レートは不安定となり、取引において円が使用されない理由の一つとなっていた。

②　この点については、米国のみならず日本とも密接な経済関係にあるアジア諸国がドルペッグ制を採用することは適当ではない等の通貨危機の教訓を踏まえ、通貨危機以降、アジアの多くの国はドルペッグ制を離脱し一般的にはより柔軟な為替制度に向けて移行してきている。今後、アジア諸国としては、域内経済がますます緊密化する中で、域内通貨の相互安定を図るための新たな為替安定メカニズムを検討することが必要となっている。（なお、アジア諸国がとりうる新たな為替制度の選択肢の一つとして通貨バスケット制が考えられるが、これについての「通貨制度研究部会」の報告の要旨等については、〔参考〕（本書では省略。）にその概要をまとめている。）

⑷　国債の市場流動性の問題

①　通貨の国際化を考える上で市場流動性が高い資本市場（我が国の場合、特に国債市場）を備えているかどうかは、重要な要件となるが、我が国の国債市場を市場流動性の観点からみた場合、1）他の先進国と比べ、ビッド・アスク・スプレッドが10年物国債以外は幅が広い

こと、２）保有形態として本券、登録、振決が混在すること、３）非居住者保有の割合が低いこと、等の特徴があると指摘されている。

② 市場流動性については、かねてよりこれを高めるための検討が行われてきており、外国為替等審議会答申以降もFBの市中公募の実施、５年利付国債の導入、リオープン方式の導入、国債に係る税制の見直しのほか、日銀ネットの即時グロス決済化等決済システムの改善に向けた施策が順次実施されてきているところである。

（注）国債に係る税制の見直しに関しては、平成13年度税制改正において、現行の国債利子の非居住者非課税制度を拡充し、グローバル・カストディアン等を通じて非居住者等が保有する国債の利子についても、一定の条件の下に非課税の対象とされることとなった（平成13年４月１日より施行）。これにより、非居住者等の国債保有が促進され、円の国際化の推進に寄与するものと期待される。

⑸ 慣性の存在

国際取引における使用通貨には一種の慣性（イナーシャ）が働くことについては、既に外国為替等審議会答申で指摘されている。すなわち、取引コストが低く利便性の高い国際通貨を皆が使うことによってさらに取引コストが低下し、利便性が高くなる。ドルの利用を前提とした制度・慣行が確立している現状の下では、ドルの優位性は所与のものとなる。こうした国際通貨の慣性は、円の国際化に対しては逆の効果を（円を使わないから取引コストが高くなり、そのため更に円を使わなくなる）をもたらし、国際通貨体制の安定化、アジア諸国の経済安定への貢献等のメリットがあると考えられるにもかかわらず、円の国際化が進まないこととなる。このような慣性の存在を前提とすれば、米ドルから円に取引通貨を変更するためには、以上述べたように資金運用・調達の利便性の向上に向けた金融・資本市場の環境整備等を一層推進するとともに、官民の関係者がこれまでの制度・慣行を不断に見直し円の利用について新たな角度から検討する等、長期的で粘り強い取組みが必要となる。

〔参考〕通貨バスケット制についての議論の概要

⑴ 十分広いバンド幅を持たせること等により伸縮性を保ちつつ、為替レートを貿易等のウェイトを勘案したドル、円、ユーロ等の通貨バスケットにリンクさせる為替制度は、アジア諸国にとってとりうるひとつの選択肢である。通貨バスケット制の下でアジア通貨が円との連動性を強めることは、アジア通貨の対円レートを相対的に安定させ、円の役割の向上につながるものと考えられる。

（注）「通貨バスケット制」の具体的内容については、各国が自国通貨の為替相場をドル、ユーロ、円等の通貨バスケットにリンクさせるものから、域内のいくつかの国が協調してバスケット制を採用するものまで様々なものが考えられる。ここでは、長期的課題としては後者も視野に入れつつ、当面の問題としては前者を念頭に置くこととする。

⑵ この通貨バスケット制は、政策目標がGDP、経常収支の安定等におかれる場合に、一定の条件の下で、アジア諸国にとっては単一の通貨にペッグさせる制度や完全フロート制よりも相対的に望ましい為替制度であるとの議論があるが、一方、

(a) 実際に通貨当局が設定している為替相場政策の目標は、GDP、経常収支等の安定ではなく、為替相場そのものの安定化（ないしは、為替相場の安定を通じた貿易や対内直接投資の促進）であるかもしれないこと、

(b) たとえ各国の通貨当局が最適な為替制度である通貨バスケット制に移行したいと意図していても、貿易上競争関係にある近隣諸国がドルペッグ制を維持するのではないかと懸念する場合には通貨バスケット制を選択しない可能性があること、

(c) 通貨バスケット制は、単一の通貨ペッグ制と比較してより複雑であり、現実的に運営が困難ではないかと考えられること、

等の問題点が指摘されている。

(a)の点については、通貨危機の経験に照らせば、アジア諸国にとって対米ドルとの為替相場のみの安定は、グローバル化する経済の中で中長期的に適切な目標とはなり得なかったところであり、

(b)については、国際的な政策協調、地域における通貨・金融協力が必要となる。(c)の問題点については、実際に通貨バスケット制を採用している国の通貨当局からは、バスケット制の実際の運営は複雑ではないとの見解が示されている。

(3)　いずれにせよ、今後アジア域内において安定的な為替メカニズムを構築していくためには、各国が為替制度と一貫性をもった適切なマクロ経済政策、構造政策を推進していくよう努力するとともに、域内の通貨・金融協力を一層強化することが必要となる。

Ⅲ．今後の円の国際化

1．今後の課題

(1)　日本経済・金融システムの再生と一層の市場開放

①　外国為替等審議会答申は、「日本はその経済力により世界にプレゼンスを示してきており、経済の再生と健全な経済運営は円の国際化にとり必須の条件である」としており、円が国際通貨として広く受け入れられていくためには、まず何よりもその前提条件として、不良債権の処理、競争的経済システムの構築、財政構造の改革等の経済・財政の構造改革の断行により日本の経済・金融システムを再生させ、内外の信任の回復及び向上を図ることが不可欠である。

②　円の国際化が進展するためには、貿易・資本取引における円利用のニーズを増大させることが重要である。このためには、構造改革・規制緩和等を一層推進することにより、内需の拡大を図り円建て輸入を増やすこと、対内直接投資の活性化を図ることが重要となる。特に、アジアとの関係では、外国為替等審議会答申が指摘しているとおり、貿易・資本取引等における実体経済面でのアジアとの結び付きを拡充することによりアジアに円が供給され、国際的な取引において円が流通する基盤を作っていくことが重要である。現在、日本とシンガポールとの間で、昨年10月の両国首脳共同発表を受けて、日・シンガポール経済連携協定の締結に向けた交渉が精力的に行われているほか、日本と韓国との間でも自由貿易協定に関する検討が両国財界人で構成される「日韓FTAビジネス・フォーラム」において進められている。今後とも、こうした地域貿易協定の締結等を通じて、アジア諸国との結び付きを強化していくために、アジア各国の意見に積極的に耳を傾けていく必要がある。

(2)　円の利便性向上に向けた環境整備の推進

①　円の資金調達・運用の利便性の向上については、既に述べたとおり、各種施策が順次実施されてきているが、金融・資本市場、決済システムについては、引き続きその着実な整備を図っていくことが重要である。

1）特に非居住者による円資金運用において中心的役割を担っている国債市場の整備については、外国為替等審議会答申で提言されているストリップス債の導入、保有形態の簡素化、非居住者のレポ取引に係る源泉徴収制度見直し等に向けた積極的な取組みが求められる。

2）また、日本の証券決済システムについては、証券の種類毎に別個の証券決済機関が存在し、各々異なるルール・手続で決済が行われていること、ペーパーレス化が遅れていること等効率性・安全性の点で問題が指摘されている。CP、社債、国債等についての統一的な証券決済法制の整備、それを踏まえた振替決済システムの創設等についても検討を進め早期に実現を図る必要がある。

②　貿易・資本取引において、円利用を促進するためには、円とアジア通貨の直接取引を行う為替市場の創設が求められるが、現在のアジア通貨対円の為替取引量を前提とすれば、その創設は容易なことではない。まず、アジア諸国との円建て取引の量を増やす努力を継続し、その成果を踏まえつつ、直接取引開始の方策を探ることが必要となろう。具体的には、円建て取引量の増加、円建て取引に係るインフラ整備に向けた努力の継続に加え、アジア地域で外為取引を活発に展開している銀行が、マーケットメーカーとしてアジア通貨対円の為替相場を提供することが可能となるための方策を検討していくことが求められる。また、為替取

引の量的拡大を制約する要因となっている為替取引の実需原則や自国通貨の非国際化策を採用しているアジア諸国において、これらの取引規制が順次緩和されることも期待される。

③　国際債券市場における円建て債のシェアを拡大するためには、もとより円に対する信認の回復、円資金利用ニーズの増大が必要であるが、さらに、サムライ債については、我が国における金利が低いこと等を反映して近時、発行額が増加しているものの、かねてより関係書類の日本語による作成等の発行手続上の問題が指摘されている。これは、法制度、投資家保護等に係る問題であり早急な解決は困難であると思われるが、経済が一層グローバル化する中で円の国際化を進めるうえで前向きに取り組んでいくことが望まれる。

④　また、外国中央銀行が公的準備として円を保有した際の利便性を高めるため、日本銀行は、余剰資金の政府短期証券（FB）への自動運用や、外国中央銀行から保護預りしている本邦国債の円滑な流動化手段の提供等のサービス拡充を図ってきたところであり、今後、こうした施策を通して外国中央銀行の円保有のインセンティブが一層高まることが期待される。

⑶　貿易・資本取引における通貨建て選定慣行の見直し

内外の経済状況が大きく変化している今日、国際取引についての通貨建て選定の慣行を見直していくことが必要である。特に、輸入については、製品輸入、開発輸入等の増加とともに、今後円建ての比率が拡大する余地が大きいと考えられるが、一方、企業の現場においては「円の国際化」の必要性やそれがもたらす中長期的なメリットに対する理解が必ずしも広がっておらず、現場での判断は、デファクト・スタンダードとしてのドル建て化に向かう傾向があるとの指摘がなされている。したがって、今後、円の国際化を一層推進するためには、内外の環境変化を踏まえ、通貨建て選定慣行を見直すこと、さらには取引の円建て化を進めることが経営方針として企業の現場へ浸透していくようになることが期待される。

２．アジア諸国との関係

⑴　外国為替等審議会答申は、「日本との関係が極めて深いアジアにおいて国際通貨として円の使用の一層の広がりを図ることが現実的である」としており、アジア地域で円の国際化を進めることは当面の重要な課題である。その際、留意すべきことは、アジア諸国にとって関心があるのは、円の国際化そのものではなく、ますます世界経済がグローバル化する中で各国が持続的な経済成長を実現するために、日本や他のアジア諸国との貿易・資本取引を如何に促進していくかということである。従って日本がアジア諸国とまず議論すべきは、この目的を達成するために域内においてどのような通貨・金融上の協力を推進していくことが必要か、あるいは可能かということである。アジア各国の為替制度、貿易・資本取引における円の役割の見直しも、このような地域協力の枠組みの中で議論されていくことが適当であると考えられる。

⑵　一方、各国経済の相互関係が非常に強くなっているアジア地域においては、通貨・金融危機後の経済困難を克服する過程で、持続的な成長を支える安定的な経済・金融システムを構築するためには地域的な取組みが必要であることについて、共通の認識が醸成されてきている。1999年11月に開催されたASEAN＋3（日中韓）の非公式首脳会議では、通貨・金融分野の協力につきASEAN＋3の枠組みを通じた東アジアにおける自助・支援メカニズムを強化することが合意された。WTO加盟を間近に控え、一層アジア経済における比重を増している中国を含めたASEAN＋3の枠組みでの合意は、アジアにおいて地域協力を強化していく上で極めて重要な第一歩であると考えられる。その具体策として2000年５月のASEAN＋3蔵相会議で合意されたチェンマイ・イニシアティブに基づく二国間スワップ取極については、先般（2001年５月）開催されたASEAN＋3財務大臣会議において日本とタイ、韓国、マレーシアとの間で実質的合意に達したことが報告されるなど具体的な進展が見られたところである（チェンマイ・イニシアティブの進捗状況については別紙２を参照）。こうした域内の通貨・金融協力の枠組みは、通貨・金融危機に対する予防メカニズムとして機能するとともに、アジア各国の経済情勢についての緊密な意見交換や相互理解を促進させるものとし

て期待されている。

⑶　アジア各国の経済的、歴史的、文化的、社会的な相違の大きさを勘案すれば、地域協力は、長期的視野に立って、各国間の対話と相互理解を深めつつ、一歩一歩着実に実績を積み重ねていくことが重要である。日本としても、域内の通貨・金融協力の強化に向けて引き続き積極的に取り組んでいくことが必要であり、域内の協力が進展して行く中で、アジア域内において円利用の一層の促進に向けた構造の変化がもたらされる可能性が出てくるものと考えられる。

3．おわりに

1990年代に入り最近に至るまで円の国際化の進展は限られたものとなっている。しかしながら、円の国際化、円の役割の向上は、外国為替等審議会答申が指摘するように、アジア地域の通貨・経済の安定を通じて世界の通貨・経済の安定に寄与し、ひいては日本経済の安定に寄与するものである。円の国際化については、日本経済・金融システムの再生と一層の市場開放を進める中で、今後とも引き続き円の資金調達・運用の利便性の向上に向けた施策を講じつつ、関係者が国際取引の通貨選定に関する慣行を不断に見直し円利用について新たな角度から検討するとともに、アジア域内の通貨・金融協力を着実に推進していく中で、長期的に、粘り強く取り組んでいくことが重要である。

（別紙１）

答申後の円の国際化推進に向けた取組み

外国為替等審議会答申の提言	現状と今後の課題
１．円の価値の安定	・マクロ政策協調 ・為替安定のための協調
２．アジア各国の為替制度における円の役割の見直し ⑴　アジアにおけるドル・円・ユーロ等を構成要素とする通貨バスケットの導入も一つの選択肢 ⑵　将来的なアジア域内の通貨制度検討への積極的参加	ASEM財務大臣会議（2001年１月13-14日）において「新興市場経済における為替相場制度（日仏スタッフ共同作成ディスカッション・ペーパー）」を発表
３．環境整備	
⑴　金融・資本市場における環境整備	
１）クロスボーダー取引の自由化	改正外為法により、1998年４月より施行（実施済）
２）FBの市中公募	1999年４月より、FBの市中公募入札発行を開始（実施済）
３）国債に係る税制の見直し	・TB・FBの償還差益に係る源泉徴収を、1999年４月１日以後に発行される特定のTB・FBにつき、免除し、かつ、外国法人非課税を実施（実施済） ・非居住者・外国法人が受け取る1999年９月１日以後に計算期間が開始する一括登録国債の利子につき、非課税措置を実施（実施済） ・平成13年度（2000年度）税制改正において、非居住者・外国法人の保有する一括登録国債の利子非課税制度を拡充（実施済）
４）売買形態での取引を推進していくためのレポ市場の環境整備	2001年４月に売買形態のレポ取引を導入（実施済）
５）５年利付国債の導入	2000年２月に導入（実施済）
６）ストリップス債の導入	導入に必要な決済システムの整備、税制上の取扱い等について検討中 国債のリオープン方式を導入（2001年３月）
⑵　決済システムの改善	
１）日銀ネットの2001年１月からの即時グロス決済化・稼動時間の延長の確実な実現	日銀は、即時グロス決済化及び稼動時間の延長（17時→19時）を2001年１月４日より実施（実施済）
２）DVPの実現等を目指した、CP等の決済システムの整備	・「CPのペーパーレス化に関する研究会」（1999年４月から法務省と大蔵省の共同で開催）において報告書を取りまとめ（2000年３月） ・CPのペーパーレス化を目的とした「短期社債等の振替に関する法律」が成立（2001年６月20日）
３）証券決済全般につき、より包括的な集中決済の仕組みの整備の中長期的な検討	・証券受渡・決済制度改革懇談会（日証協主宰）「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書」（2000年３月） ・金融審議会第一部会において、「21世紀に向けた証券決済システム改革について」を取りまとめ（2000年６月） ・日本証券業協会は、2000年８月に「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」を、同年９月に「債券のフェイルの解消に関する規則」を取りまとめ
４．円の積極的活用のための取り組み	
⑴　貿易取引	
⑵　資本取引	
１）円建てでの資金供給の活用による本邦金融機関の金融仲介機能の回復・向上	
２）国際協力銀行（JBIC）のソブリン債保証業務を活用したアジア諸国政府等の円建て債発行	フィリピンの政府機関（フィリピン国営石油会社エネルギー開発公社：PNOC-EDC）が発行したサムライ私募債（２億ドル相当円）に対して、JBICが保証供与（2000年６月）
３）新宮澤構想等に基づく円資金の供給	中長期資金支援150億ドルのうち、ほぼ全額円建て

（別紙２）
チェンマイ・イニシアティブ（CMI）の進捗状況

１．経緯

さきのアジア通貨危機のような事態を防止するため、アジア域内（ASEAN＋日中韓）における金融協力の必要性についてこれまで議論が行われてきたところ。

1999年11月　ASEAN＋３首脳会議（マニラ）
「東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化」の必要性について合意。

2000年５月　ASEAN＋３蔵相会議（タイ・チェンマイ）
「チェンマイ・イニシアティブ」として、二国間のスワップ取極のネットワーク構築について合意。

2000年11月　ASEAN＋３首脳会議（シンガポール）
二国間スワップ取極の基本的原則についての合意等、「チェンマイ・イニシアティブ」の進展の報告。

以後、ASEAN＋３各国の間で二国間スワップ取極の締結作業が進められているところ。

２．スワップ取極の基本的仕組み

1997年のアジア通貨危機のような事態を予防し、また、そうした事態に迅速に対応し得るよう、ASEAN各国及び日中韓の間で、短期流動性供給を行うための二国間スワップ取極のネットワークを形成していく。その概要は次のとおり。

・スワップ取極は、IMFの支援を含む既存の国際的な資金支援制度を補完するもの。
・基本的にはIMF融資とリンク。上限枠の10％まではIMF融資なしで発動可能。
・それぞれの取極における引出上限額は、二国間交渉によって決定。
・スワップ供与国間の協議に基づき、各供与国が協調して資金支援を実施。その際、コーディネート国が協議プロセスを調整。

３．スワップ取極に関する日本の交渉状況

⑴　韓国
現存する新宮澤構想の下でのスワップ取極（50億ドル）に加え、ドル・ウォンスワップ取極（20億ドル）を締結することで実質的に合意。

⑵　マレーシア
現存する新宮澤構想の下でのスワップ取極（25億ドル）に加え、ドル・リンギのスワップ取極（10億ドル）を締結することで実質的に合意。

⑶　タイ
30億ドルのドル・バーツのスワップ取極を締結することで実質的に合意。

⑷　中国
円・人民元のスワップ取極につき両国間で交渉中。

⑸　フィリピン
ドル・ペソのスワップ取極につき両国間で交渉中。

４．ASEAN＋３財務大臣会議（ホノルル）の結果概要

上記の進捗状況について、５月９日にホノルルで開催されたASEAN＋３財務大臣会議において、村上財務副大臣より報告。

また、韓国は、日本、中国及びタイと、中国は、日本及び韓国と、それぞれスワップ取極につき交渉中であり、その旨両国より報告があったところ。

会議後に発表された大臣共同声明においては、引き続き二国間スワップ取極の締結作業を行っていくことが確認された。

（出所）財務省ウェブ・ページ

3　二国間協議等

11-86　日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言（仮訳）

1992（平成４）年１月９日

日本国総理大臣およびアメリカ合衆国大統領は、次のとおり宣言する。

前文

50年前の悲惨な戦争を経て、日本及び米国は、政治、安全保障、経済、科学及び文化の側面で、高度に生産的で相互に利益をもたらす緊密な協力関係を発展させてきた。両国は、今や両社会におけるあらゆるレベルにおいて高い相互依存関係にある。両国は、その協力を政治的・経済的自由、民主主義、法の支配及び人権の尊重という共有された諸原則の基礎の上に位置づけるものである。

両国は、この協力が冷戦期の困難を乗り切り40年間の世界的な安定及び繁栄を促進する上で重要な貢献を行ってきたことを認識する。

日米両国政府は、冷戦後の時代を迎えた今日、日米関係が新たな政治的・経済的課題に直面していることを認識する。経済問題は、新たに顕著なものとなってきている。日米両国は、協力のための機会を十分に活用することを確保するために、貿易・投資関係の問題に焦点を当てつつ、経済摩擦の根底にある諸要因に対処するため、両国が効果的な措置を講じることに最も高い優先度を置くものである。

日本及び米国は、戦後両国が保ってきた緊密な協力が両国社会にもたらした利益を認識し、この基盤の上に一層緊密なパートナーシップを構築することを誓っている。両国は、より緊密な関係が相互理解の増進及び共通の利益の上に築かれなくてはならないことを認める。世界における第１位及び第２位の市場指向型経済を擁する民主主義国として、日本及び米国は、新たな時代を形成する特別の責任を受け入れるものである。

よって、日米両国政府は、これらの恒久の価値に基づくグローバル・パートナーシップの下で手を携え、公正で、平和で、かつ、繁栄する世界の構築を助け21世紀の課題に取り組むために協力することを決意する。

世界平和と繁栄の促進のための協力

日米同盟関係は、グローバル・パートナーシップの基盤となっている。両国は、世界の平和及び安全の維持のために共同して努力し、世界経済の発展を促進し、民主化及び市場指向型経済への世界的な潮流を支持し、国境を超える新たな課題に取り組むことを共に誓う。これらの目標を達成するため、両国は、ガット（GATT（General Agreement on Tariffs and Trade）：関税及び貿易に関する一般協定）の多国間貿易体制を強化し、国際連合の機構を再活性化し、軍備管理と大量破壊兵器の不拡散を進め、途上国の成長及び安定の促進を支援し、地球環境を保全・改善するために、協力する。日本及び米国は、国際連合憲章の目的のため、各々の資源及び国民の能力を改めて提供する。

日本及び米国は、アジア・太平洋地域の国家として、同地域の多様性を尊重しつつ、同地域の繁栄を促進し、緊張を緩和し、同地域の政治協力を促進すると共に、アジア・太平洋の諸国の絆を強化するための措置を講ずることを誓っている。この目的のため、日本及び米国は、アジア太平洋経済協力（APEC）の枠組みが市場開放を促進し、ダイナミックな経済成長を持続し及び政治協力を構築するための地域的な努力を助長するための場として認識する。

さらに、日本及び米国は、民主主義及び市場経済への移行期にある諸国への支援に特に注目しつつ、中東、中南米、アフリカ及び欧州を含む、世界の他の地域における協力の幅も拡大する。両国は、途上国の成長と安定を促進し、先進国と途上国との発展の格差是正に寄与し、民主主義的諸価値及び人権への尊重を高め、環境の悪化、難民、麻薬、疾病及び高齢化を含む地球規模の諸問題の解決に資するため、途上国における各々の経済援助計

画についての協力を強化する。

政治・安全保障関係

日本及び米国は、日米同盟関係の中核をなす1960年の相互協力及び安全保障条約を堅持していくことを再確認する。この同盟関係は、両国がグローバル・パートナーシップの下で、世界の平和及び安定を確保するため、各々の役割と責任を担うべく協力していく上での政治的基盤となっている。日米両国政府は、日米安全保障条約及び関連取極の円滑な運用及び信頼性を維持・向上させることを誓う。

アジア・太平洋地域に死活的な利害を有する国として、日本及び米国は、両国の防衛関係がこの広大かつ多様性に富む地域の平和と安定のために引き続き重要であることを認識する。日米両国政府は、東アジアの緊張及び不安定を緩和し、冷戦後の状況において、地域的な政治協力を構築するために、他の諸国と共に緊密に作業していく。

不安定性及び不確実性に特徴づけられた新たな時代に入るに当たって、引き続き用心を怠らないことが必要であることを認識しつつ、米国は、この地域の平和と安定を維持していく上で必要な米軍の前方展開を維持していく。一方、日本は、安全保障条約に従い、日本国内における施設及び区域を引き続き米国の使用に供するとともに、新たに締結された在日米軍駐留経費特別措置協定の下で、在日米軍の駐留経費についてより高い負担率をもって負担を行う。両国は、自衛隊と米軍との間の協力を拡大し、双方向の防衛技術交流を推進するための措置をとる。両国は、安全保障関係を総覧するために、改組された日米安全保障協議委員会の枠組みを十分に活用することにつき意見の一致をみた。

経済・貿易関係

日米両国政府は、両国経済の高度の相互依存性を認識し、また、物価安定を伴った持続可能な実質成長及び雇用のための条件を整備するためより緊密な協力を促す必要性に留意して、両国の商業、金融及び投資市場において、開放性を強化し、保護主義に対抗することを決意している。この目的のため、日本及び米国は構造的障壁を削減するための政策イニシアティブを強化する。

日本及び米国は、更に、両国の経済を世界で最も開放的、生産的かつ競争的なものとし、もって持続可能な貿易・投資関係を構築することを誓う。また、日米両国政府は、両国の産業間の交流及び協力を一層強化するための民間部門のイニシアティブを勧奨する。

科学技術

科学研究及び技術開発において世界の中で指導的役割を果たしている両国の地位に留意して、日米両国政府は、両国社会及び人類社会の利益のため、互恵的アクセスの下に、基礎研究を含む科学技術協力を拡充することを誓う。日米両国政府は地球環境問題に関する研究を増大させることを誓い、この課題に取り組むための手段に関する国際的な合意の形成に指導的役割を果たす。

相互理解及び交流の強化

日本及び米国は、永続的なパートナーシップのためには両国民間の意思疎通及び相互理解が不可欠であることを認め、両国民間の豊かで多様な知的、文化的及び公的な相互交流を前進させるための事業を実施し支援することを誓う。日米両国政府は、相互理解の増進を図るため、語学教育、知的交流、教育交流及び地域社会レベルでの事業に特に力をいれる。

総理大臣及び大統領は、各々の政府がグローバル・パートナーシップを構築するというこの宣言の目的を全面的に支持することを誓う。日米両国政府は、責任及び利益の衡平な配分が行われるような方法で地政学的、経済的及び人道的な共通の目的のために行う新たな協力の分野を開拓する。

（出所）『第16回大蔵省国際金融局年報　平成4年版』（平成4年9月30日）292–294ページ

11–87　グローバル・パートナーシップ行動計画（仮訳）

（第1部）

1992年1月に日本で行われた宮沢総理大臣とブッシュ米国大統領との間の会談の際に発出された東京宣言に謳われているように、日本及び米国は、両国間のグローバル・パートナーシップに確固としてコミットしている。このパートナーシップの推進に当たり、両国

は、次に列挙されたものを含む幅広い分野にわたる行動をとるとの決意を有する。

1．世界平和と繁栄促進のための協力

(1) 政治対話の強化
・各々の役割及び責任をさらに調整するために、二国間の政策協議を促進する。
・主要国首脳会議（サミット）参加7カ国（G7）間の政治協議及び日本と北大西洋条約機構（NATO）との間の政治対話をはじめとする日本、米国及び欧州の間の三極対話を強化する。

(2) 軍備管理・軍縮
・大量破壊兵器及びミサイルの拡散並びに通常兵器の移転に対処する。特に、
―核兵器不拡散条約（NPT）体制及び国際原子力機関（IAEA）による保障措置を強化する。
―化学兵器禁止条約の交渉の早期妥結を達成する。
―ミサイル関連技術輸出規制（MTCR）を強化する。
―化学・生物兵器に関するオーストラリア・グループを強化する。
―原子力関連汎用品の輸出規制の確立を含め、原子力供給国輸出規制制度（ロンドン・サプライヤーズ・グループ）を強化する。
―通常兵器国際移転の透明性を、特に国際連合登録制度の効果的運用を通じて高める。

(3) 平和を促進するための協力
・国際連合の平和維持及び平和構築の機能を強化するために、共同して努力する。
・国際連合における日米の協力を拡大する。

(4) 民主主義及び自由を促進するための協力
・中・東欧、アジアその他の地域における民主化及び経済改革を支持し、支援する。

(5) 開発途上にある諸国を支援するための協力
・日本の政府開発援助に関する新たな指針に体現されている考え方、なかんずく被援助国における軍事支出の動向、被援助国による民主化の促進及び市場指向型経済の導入のための努力、基本的人権の保障状況等の諸点に注意を払うとの考え方は、日米間の協力の範囲を拡大するものであることを認識する。
・開発援助に関する全てのレベルでの協力を強化する。
・アンタイド率が既に80％以上である日本の有償資金協力の入札手続への米国企業の一層の参加を勧奨する。（米国企業による調達は、90年度において、日本の有償資金協力の約5％、370億円を占める。）この点に関し、両国の対外援助システム間の協力を強化するための全般的な努力の一環として、米国企業に日本の政府開発援助を熟知せしめるプログラムを策定し、支援する。

(6) 地域問題における協力
（アジア・太平洋地域）
・歴史的・文化的・社会経済的な多様性を尊重しつつ、現実的かつ建設的な方法により、地域の安定、発展及び開放に貢献する。特に、
―地域の協力の重要な枠組みとして、アジア・太平洋経済協力（APEC）を強化する。
―アセアン拡大外相会議を通じて、アジア・太平洋諸国間の政治対話を促進する。
・中国の国際社会への統合の重要性を認識しつつ、政治及び経済の両分野において中国が改革・開放政策を推進することを勧奨するとともに、中国政府に対し人権及び核兵器不拡散に関するイニシアティブをとるよう勧奨する。
・日本が開催のイニシアティブをとり、共同議長となるモンゴルに対する多国間支援会合への国際的参加の拡大を通じ、同国に対する対外的な金融及び技術の面での支援を差し延べることにより、モンゴルの民主化及び市場指向型の改革の努力を支持する。
・南北対話の継続的進展を勧奨するとともに、「韓国と北朝鮮との間の和解及び不可侵並びに交流協力に関する合意書」を歓迎する。
・北朝鮮が速やかに国際原子力機関（IAEA）による保障措置協定を締結し、これを完全に履行することを確保する。
・検証可能な形で朝鮮半島の非核化を実現

するために再処理及び濃縮を放棄することを謳っている南北の非核化共同宣言を歓迎するとともに、北朝鮮の核兵器開発に関する疑惑を払拭するために、同宣言の早急な履行を求める。
・南北対話を通じての朝鮮半島における通常兵器に関する軍備管理を勧奨する。
・カンボディア和平合意の完全履行を確保し、効果的な国際連合の活動のために共同して努力するとともに、同国の復興を支援する。
・カンボディア、ヴィエトナム及びラオスの平和、安定及び繁栄を促進するとともに、これら諸国の経済・政治改革を支援する。
・ミャンマー／ビルマにおける民主化プロセスの回復を勧奨する。

（独立国家共同体）
・独立国家共同体の加盟各国が経済・政治の両面における国内及び外交政策を改革し、各々の政府が国民の基本的な必要に応えることを助けるため、適切かつ効果的支援を供与する。米国は、冷戦の最後の残滓の一つである北方領土問題解決のための日本の努力に対し、引き続き最大限の支持を与える。
・新しく生まれた各国の短期的な必要に応えるため人道的な食糧支援及び医療支援を行う。
・非軍事指向型社会へのより幅広い移行の一環として、軍事生産施設の非軍事的利用への転換を支援する。
・流通及びエネルギーを始めとする適切な社会資本の発展を支援する。
・ソビエト社会主義共和国連邦の解体により新しく生まれた各国に対する支援に関する１月22日及び23日のワシントン会合の成功のために共同して努力する。

（中・東欧）
・中・東欧に対して最も効果的な支援を行うために、二国間の協議並びに国際通貨基金、世界銀行、欧州復興開発銀行及び東欧支援関係国会合（G24）を始めとする多国間の枠組みにおける協力を強化する。
・地域の諸国の従来の貿易パターンの多様化を含め、市場経済への移行を支援する方法を探究する。
・日本の機関と米国企業基金との間で調整される適切な取り決めを通じて、地域の民間部門の発展の促進に協力する。
・中・東欧地域環境センターへの積極的な参加を通じ、また両国において利用可能な環境技術を活用するための枠組みの構築により、地域の環境に関する協力を強化する。

（ラテン・アメリカ及びカリブ海地域）
・ラテン・アメリカ及びカリブ海地域における民主化及び市場改革を支持する。特に、
—中南米支援構想（EAI）を支援するため、多数国間投資基金（MIF）の早期業務開始に向け共同して努力する。
—民主開発パートナーシップ（PDD）を支持する。
—エル・サルヴァドルの再建のために協力する。
—ペルーにおける経済改革を支持するため、一層の共同の努力を検討する。
—ニカラグアに対する効果的援助の供与を継続する。
・北米自由貿易取極が世界的な自由貿易体制を強化し、ガット上の義務と完全に整合し、北米市場において第三国に対する障壁を高めないことを確保する。

（中東）
・中東和平に向けての進展を歓迎する。日米両国は、和平プロセスの多国間会議の段階において主要な役割を果たすとともに、現在のプロセスが公正、永続的かつ包括的な平和の達成に至るよう、関係当事国が行う努力を支持することを誓う。
・イラクに関連する国際連合安全保障理事会の諸決議の完全な実施に専心するとともに、イラク国民に隣国と平和裡に共存する意思を持つ指導部を民主的に選ぶ機会が与えられるべきであることを再確認する。
・レバノン復興のために国際的協力を強化する。

（アフリカ）
・アフリカにおける市場経済の発展及び民

主化プロセスを支持する。
・アフリカの角において見られるような天災及び人災について支援を行う。
・南アフリカが人種間の平等に立脚する民主主義に移行することを支援するための政策協調を、このような移行を勧奨するためには投資及びその他の金融手段を通じて南アフリカ経済の成長を回復することが必要であることを考慮に入れつつ、強化する。

(7)　テロリズム防止のための協力

国際テロリズムとさらに闘うため、適切な国際フォーラムにおける効果的な措置を含む国際協力を促進する手段に関する協議を継続する。これには二国間並びに国際連合安全保障理事会及びG7における継続的なテロリズム対策に係る協議が含まれる。

2．政治・安全保障関係

・必要な能力を有する米軍の前方展開を米国がこの地域において適切な水準に維持することが重要であることを認識し、円滑かつ効率的な在日米軍の駐留を確保するため、緊密な対話を継続する。
・日本側からは外務大臣及び防衛庁長官、米国側からは国務長官及び国防長官が参加する第１回安全保障協議委員会をできる限り早期に開催する。
・補完的な防衛協力が二国間の安全保障関係の重要な側面であることを認識し、相互運用性を向上させる。
・防衛協力を推進する。具体的には、
―日米相互防衛援助協定に基づき、ダクテッド・ロケット・エンジンの共同研究に関する取極を締結し、戦闘車両用セラミックエンジン、ミリ波・赤外線複合シーカー、鋼鉄艦用クローズド・ループ消磁技師、艦艇・装甲車両用先進鋼材等の防衛技術分野における共同研究についての検討を継続する。
―防衛分野の技術の双方向の移転を一層促進する。
―早期警戒監視機能の強化の重要性を再確認する。日本の中期防衛力整備計画は、４機の早期警戒管制機を整備するとしている。日本は、新しいタイプの早期警戒管制機を含む様々な航空機の取得可能性及び妥当性についての調査を継続し、米国は、この努力を支援する。

3．環境、生活の質及び科学技術における協力

(1)　環境
・来たる「環境と開発に関する国際連合会議（UNCED)」に向けて密接に協議を行う。
・次のようなプロジェクトを通じ、環境保全における協力を強化する。
―開発途上国における環境の保護と自然資源の賢明な利用を通じて持続可能な開発を促進するために、既存の関係機関のより効率的な利用を探求するとともに、開発途上国による自然資源の管理及び保全のための資源センター設立を支援する可能性につき検討する。
―ハザード・マップ、リスク・アセスメント及びデータベースの確立を含む災害防止計画の開発途上国による準備を支援することを通じ、国際防災の10年及び日米科学技術協力協定に従って自然災害の削減に向けて協力する。
―あらゆる種類の森林に関する諸原則についての枠組み条約に繋がる合意をUNCEDの開催までに交渉することにより、また、国際熱帯木材機関(ITTO)の西暦2000年の目標を達成するためITTOを始めとする適切な国際機関を通じて協力することにより、熱帯林を含む世界の森林の保全及び賢明な管理を助長するために協力する。
―日本の青年海外協力隊と米国の平和部隊との間の現場における連絡を強化する。
―開発途上国及び経済の移行期にある各国に対する環境上健全な技術の移転を容易にするために、国際連合環境計画（UNEP）を始めとする諸機関との協力を行う。
―非政府団体、産業界その他の民間団体が、明年１月に東京で開催される地球環境に関するセミナーを始めとする環境保全のための国際的協力に対して貢献することを勧奨する。

(2)　生活の質の改善
・保健
—高齢化社会に関連する幅広い問題に対処するための枠組みを提供する日米高齢化合同委員会を設立する。
—国際的な子供ワクチン・イニシアティブを支持するため、共同で研究を実施する。
・麻薬
—南東アジア諸国における麻薬問題の解決を特に共同研修や情報収集を通じて支援するための協力を強化する。
—ラテン・アメリカにおける麻薬対策努力を支持する。
—麻薬問題に関する定期協議を開催する。
・難民
—紛争の解決に伴う難民の帰還の問題を含む難民問題について、特に国際機関を通じた協力を強化する。
・人道的問題
—災害に対する国際連合の全世界的な緊急対応能力を改善するための1991年12月19日の国際連合総会におけるイニシアティブの実施を目指しつつ、国際的な人道問題に関し協力する。
(3)　科学技術の発展に向けての協力
・地球規模の変動に関する研究
・地球規模の変動に関する研究に対する日本及び米国のコミットメントを次の諸点を含め再確認し、強化する。
—地球規模の変動に関する研究における地域的アプローチ及び地球規模の変動に関する地域研究所のネットワークを支持する。
—人工衛星によるリモート・センシングを始めとする先端的手法を通じ、地球規模の変動の観測において協力する。
—地球規模の変動に関する国際的データ交換に関し協力する。
—太平洋における海洋研究において共同の努力を行う。
・主要国際プロジェクト
—超伝導超大型加速器（SSC）プロジェクトの技術的その他の重要な観点を検討し、日本の参加が可能となる国際的プロジェクトとしてこのプロジェクトを編成する方途を考察する共同作業グループを設置する。
—参加国による貢献を通じ、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムを推進する。
—ヒト遺伝子解析の共同研究において協力する。
—国際熱核融合実験炉（ITER）の工学設計活動の成功を確保する。
—今世紀の終わりまでに、宇宙基地フリーダムの常時有人能力を達成するとのコミットメントを再確認する。
・競争前段階の技術分野での研究開発
—知的生産システム（IMS）及び光エレクトロニクス技術を含む競争前段階の製造業及びその他の先端技術に関する協力の実現可能性を検討する。
・研究者交流の促進
—研究者及び技術者の交流促進の一層の進展を図ることにコミットする。
(4)　保存
・公海漁業資源を持続可能な基礎に基づき保存し及び開発するために協力する。
・流し網漁業に関する1991年の国際連合決議を国際社会のすべてのメンバーが実施することを確保するために協力する。
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）について、1992年の京都での締約国会議の成功を含め、同条約の実施のため協力する。

4．相互理解及び交流の強化

・国際交流基金日米センターの設立を歓迎する。
・日本研究・米国研究を含む共同研究を強化する安倍フェローシップ・プログラムの設立を歓迎する。
・日米両国のグローバル・パートナーシップに係る問題等についての日米両国間における知的対話及び共同研究を支持する。
・地域レベル及び草の根レベルの交流プログラムを勧奨する。
・教育交流及び草の根レベルにおける努力を通じ、米国における日本語学習の一層の促進のために協力する。
・国際交流基金の諸事業、日米教育委員会

（フルブライト・プログラム）、日米友好基金等の様々な枠組みを通じ、あらゆるレベルにおける学生、教師、その他学術関係者の間の交流を促進する。
・国及び地方のレベルにおける、議会の議員及び職員の交流のプログラムを更に拡充する。
・日本に関する知識へのアクセスを拡大するため、日本語図書の英語への翻訳を勧奨する。
・日米文化教育交流会議（カルコン）の再活性化を継続する。

（第２部）（経済及び貿易関係）

1992年１月に日本で行われた宮澤総理大臣とブッシュ大統領との間の会談の際に発出された東京直言に謳われているように、日米両国政府は、両国間の経済関係が両国のみならず世界経済全体にとっても重要であり、これを円滑かつ健全に運営していくためには、経済・貿易問題を識別し、解決していくことが極めて重要であるとの認識に立脚し、日米間の主要な経済・貿易問題に関して緊要とされている以下の広範な行動をとるとの決意を有する。

１．ウルグアイ・ラウンドの成功裡の妥結

日米両国政府は、夫々及び共同で、ウルグアイ・ラウンドを幅広い分野にわたり成功裡に妥結させるために必要な決定を行う。日米両国は、ダンケル事務局長の提案したテキストは、ウルグアイ・ラウンドを成功裡の妥結に導くための弾みをつける重要な一歩であると信ずる。ダンケル提案は、当然のことながら最終テキストではなく、日米両国政府は、現在も、文書の分析、評価を継続しているところである。更なる重要な一歩は、物及びサービスの市場アクセスの改善について交渉することである。

２．日米構造問題協議（SII）再活性化

日米両国政府は、1990年６月の最終報告におけるコミットメントを実施するとともに、市場アクセス、海外投資及び競争力を含め構造改革の障壁となり得る両国のビジネス環境に関連した事項に対処するために、新たなコミットメントを行うことを含め、政策イニシアティブを強化することを通じ、SIIを再活性化する。

３．民間協力、貿易及び投資の拡大

⑴　日米両国政府は、日本の民間企業力が、「ビジネス・グローバル・パートナーシップ」を通じて行っている努力を支持し、電子・電気、自動車及び機械工業の23の日本企業が1993年度には1990年度に比して世界からの輸入を全体で100億ドル増加させることを計画していることを歓迎する。

⑵「ビジネス・グローバル・パートナーシップ」は、
―輸入
―海外子会社による現地調達
―日本企業と外国企業との間の協力
を促進する。

⑶　日米両国政府は、
―これまでに、日本の貿易の約50％を占める88の企業及び22の業界団体がこの趣旨を支持する旨表明しており、既にその大部分の企業が、輸入、現地調達及び協力を促進するための自主的行動計画を策定していること、
―生産、販売、製品の共同開発等に係る国際的な企業間の協力が進展していること、
を同じく歓迎する。

⑷　日本政府は、外国企業の便宜を図るため、自主的行動計画を策定している企業の窓口リストの提供を行うとともに、自主的行動計画のフォローアップを実施する。

⑸　日本政府は、前記の民間セクターのイニシアティブを補足すべく、必要に応じ国内法上の手続が完了することを条件に、来年度に以下の助成措置を講ずる意図を有する。
　⑴　輸入拡大策
　　―輸入のためのインフラの集中的整備等を図るため、輸入に関連する施設や活動を全国の国際空港・港湾及びその周辺に集積させた「輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）」の整備を図り、輸入品に係る流通を一層円滑化する。
　　―日本政府は日本輸入協議会の活動を強化する意図を有する。
　　―「ビジネス・グローバル・パートナーシップ」等民間企業による輸入の一層の拡大のための努力を支援し、必要な

輸入資金の調達を容易にするため、債務保証制度及び輸入促進クレジット・ライン制度を創設する（輸入促進クレジット・ライン制度は、早ければ今年度中にも実施されることとなる）。

(ロ)　対日直接投資促進策

―日本政府は、一定の外資系企業の初期費用の負担を緩和する税制措置をとる意図を有する（欠損金の繰越期間を5年から7年に延長、5年間20%の割増償却）。

―人材確保及び研修を支援する政府出資会社を設立する。

―対日投資促進融資が拡充される。

―ジェトロの投資関連情報提供サービスが強化される。

(6)　米国政府は、米国企業がこれらの機会を最大限活用することを勧奨する。

(7)　日米両国政府は、米国の輸出及び開発途上国の経済発展の拡大のための米国輸出入銀行と貿易保険の協調プログラムが進展を示していることを歓迎するとともに、通商産業省が同プログラムを一層拡大するために、今後数年間で約50億ドルの貿易保険の引受を行い、米国輸出入銀行と協力しつつ100億ドル以上のプロジェクトの実現が可能となるようにする意図を表明したことを歓迎する。

(8)　日米両国政府は、日米財界人会議、日本・米国西部部会、日本・米国中西部部会、日本・米国南西部部会、日本・ハワイ経済協議会等の会議の活動を通じた両国の財界人及び業界間の交流及び協力を促進するためのイニシアティブを歓迎し、支援する。

(9)　日米両国政府は、米国民の日本に関するビジネス訓練の促進及び業界間のより広範な対話を勧奨するためのビジネス・サマー・キャンプ及びビジネス・インターンを支援する。

4．コンピューター調達

米国政府は、日本政府による「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（以下「措置」）の開始の決定を歓迎する。日本政府は、無差別、透明及び公正かつ開放的競争の原則に立脚し、日本の公共部門による競争力ある外国系コンピューター製品及びサービスの調達拡大を目的としてこの措置を実施する。

日米両国政府は、この措置の実施が、外国企業による販売努力が継続的に行われることと相俟って、日本の公共部門における競争力ある外国系コンピューター製品及びサービスの調達の増大に寄与することを期待する。

5．紙製品

日米両国政府は、協力的かつ精力的な協議を通じ、1992年3月末までに、日本に紙製品を輸出する外国企業の市場アクセスを実質的に増大させるための措置につき合意する。

なお、公正取引委員会は、紙分野における状況に関する調査を、競争政策の観点から、1992年3月末以前に着手することとした。

6．板ガラス

(1)　日本政府は、日本への板ガラスの輸出努力を行う競争力ある外国企業の市場アクセスを実質的に増大させるため、以下を含む措置を実施する。

―通商産業省（通産省）は、外国板ガラス企業の日本市場における販売増加努力を促進する。

―通産省は、同省の「輸入拡大要請プログラム」の下で、日本企業の板ガラス輸入拡大努力を勧奨する。

―通産省と公正取引委員会は、日本の全ての板ガラスメーカーが1992年2月までに独禁法遵守プログラムを実施することを勧奨する。これらのプログラムは、流通システムが競争力ある外国板ガラスメーカーに開放された状態にあることを確保することをその目的の一つとするものである。

―日本及び米国政府は、いずれか一方が適当と認める場合に、前記の諸措置に関する情報交換を行うために会合を持つ。

(2)　公正取引委員会は、競争政策の観点から、ガラス市場における状況に関する調査を1992年3月末以前に着手することとした。

(3)　建設省は、外国企業に対する説明会の開催並びに建築基準法、同施行令、同施行規則及び関連告示からなる建築基準全体の英訳版を入手可能にすることにより、外国企業が板ガラスその他のガラス製建材を日本の建築基準に適合させるために行う努力に

対して便宜を与える。建設省国際基準調査官は、この件に関し、外国企業に対する窓口となる。

7．半導体

日米両国政府は、1991年の日米半導体取極の重要性を認識し、同取極に明記された措置を通じて市場アクセスの拡大及び日米企業間の長期的協力関係の発展のために、一層の努力を行う旨のコミットメントを再確認する。

8．基準・認証

自動車以外の基準・認証に関する49件の問題提起が、OTO（市場開放問題苦情処理推進本部）のここ1カ月における集中的な努力により、解決され、あるいは解決されることとなった。

これらは、工業機械、化学製品、輸送設備、加工食品、化粧品及び医薬部外品の市場アクセスを促進することとなろう。

日本政府は、外国企業等から提起された市場アクセス問題に対して、OTOを通じて今後とも積極的に対処していく。

9．政府調達

昨年11月、日本政府は政府調達における機会を拡大するための措置を取ることを決定した。この措置は、おおよそ4千億円から8千億円（約30億ドルから60億ドル）へと調達機会を拡大する。日本政府は、入札手続の透明化（英文公告、入札期間の延長）、適用基準額の引下げ（13万SDRから10万SDRへ）、対象機関の拡大（28機関を追加）等の措置を1992年4月1日より実施する。

10．金融市場

日米両国政府は、両国における金融市場の自由化並びに透明性、アクセス及び競争の増大において一層の進展を達成するために、日米金融市場ワーキング・グループの努力を強化する。

11．外国弁護士問題

日本政府は、国際的な事案の処理において弁護士が果たす重要な役割を考慮しつつ、外国法事務弁護士に関する問題の解決のため、今後一層の努力を行う。

12．政策対話

日米両政府は、分野別の経済及び貿易問題に関する早期警報機能を強化するとの観点から、特に日米次官級経済協議、日米貿易委員会、MOSS協議その他の分野別事務レベル協議を始めとする全てのレベルで、二国間の政策対話を強化する。

13．自動車及び自動車部品（省略）

（出所）『第16回大蔵省国際金融局年報　平成4年版』（平成4年9月30日）294–300ページ

11–88　日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置

1994（平成6）年10月11日
ワシントンD. C.

「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づき保険分野における措置に関して行われた協議の結果、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、それぞれ、ここに記述された保険に関する措置を実施することを決定した。

（署名）	（署名）
栗山尚一	マイケル・カンター
日本国大使	アメリカ合衆国通商代表

（出所）『第19回大蔵省国際金融局年報　平成7年版』（平成8年2月16日）267ページ

11–89　アメリカ合衆国政府及び日本国政府による保険に関する措置

1994（平成6）年10月11日
ワシントンD. C.

「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づき保険分野における措置に関して行われた協議の結果、アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、それぞれ、ここに記述された保険に関する措置を実施することを決定した。

（署名）	（署名）
マイケル・カンター	栗山尚一
アメリカ合衆国通商代表	日本国大使

Ⅰ．目的及び一般政策

(1)　日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組み（以下、「枠組み」という。）は、市場開放及びマクロ経済分野での措置

を通じて競争力のある外国の製品及びサービスのアクセス及び販売を相当程度増大させ、投資を増加させ、国際競争力を増進させるとともに、日米二国間の経済面での協力を強化するため、構造及び分野別問題を取扱うことを目標としている。保険分野に関し、この目標を達成するために、この文書、すなわち「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置」（以下、「本措置」という。）が採用された。本措置は、競争力のある外国の製品及びサービスの市場アクセスを相当程度妨げる効果を有する、関連の法律、規則及び行政指導の改革、並びに競争力のある外国の保険事業者及び保険仲介業者の市場アクセスの相当程度の改善に向けられたものである（注）。

⑵　各政府は、経済協力開発機構により採択された「資本移動の自由化に関する規約」及び「経常的貿易外取引の自由化に関する規約」における保険に係るコミットメントを再確認する。

⑶　各政府は、内国民待遇及び最恵国待遇の原則へのコミットメント、並びにウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書中の保険に係る約束を再確認する。

（注）本措置において「保険事業者」とは、保険事業に従事する免許を受けた者をいう。

Ⅱ．日本の保険分野の改革に対する認識

⑴　両政府は、「国家行政組織法」第８条に基づき設置された保険審議会が、1992年６月にとりまとめた答申に含まれている提言に基づき、現在、日本国政府が保険分野の法律及び規則の改革に向けて準備を行う過程にあることを認識する。同審議会の下に置かれている法制懇談会は、この改革の法的側面について検討を行い、同審議会は、法制懇談会の報告に基づき、1994年６月に大蔵大臣に対して報告を提出した。日本国政府は、このような法律案を1995年に国会に提出する意図を有する。

⑵　日本国政府はアメリカ合衆国政府に対し、保険分野の改革は、保険審議会の答申に盛り込まれている下記の３つの指針に基づき行われていることを伝達した。

ⅰ．規制緩和及び自由化による競争の促進及び効率の向上

ⅱ．事業の健全性の維持

ⅲ．事業運営における公正と衡平の確保

⑶　本措置において別段特記されていないかぎり、日本国政府の保険分野の改革努力に関連して検討されている問題に密接に関わるⅣ．の措置は、保険改革関連の法改正の施行に伴って実施されることとなる。また、本措置における国内の立法行為に係るすべての措置は、日本の国会の審議に従い、またその審議を予断するものではない。

⑷　上記にかかわらず、日本国政府は本措置におけるその他の措置を保険改革関連の法改正とは独立に、行政上の手段により実施する用意がある。

ⅰ．行政手続法に関連する措置は、同法施行のための政府全体のスケジュールに従って実施される。

日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、保険分野に関する同法の実施は、現時点では1994年11月までになされる見込みであることを説明した。

ⅱ．その他のすべての措置は、可能な場合には保険分野の改革に係る法改正に先立って、迅速に実施される。

Ⅲ．透明性及び手続上の保護

⑴　両政府は、処分、行政指導及び申立て処理についての共通の手続を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利と福祉の保護に資することを目的とする行政手続法が、第128回国会において成立したことを歓迎する。

⑵　一般的に適用される措置の文書化、公表及び標準化

ａ．日本国政府は、日本における保険事業に関して、行政手続法の定めるところに従い、以下を確認する。

ⅰ．保険事業の免許及び新商品・料率の認可に関する基準は、行政上特別の支障が生じない限り、文書化され、公表され、一般に入手可能にされる。

ⅱ．口頭で行われる行政指導は、行政上特別の支障がない限り、要請に基づき書面で行われる。

ⅲ．同一の行政目的を実現するため一定

の条件に該当する複数の者に対し同じ類型の行政指導を行おうとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通する事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

b．上記ａのⅰ、ⅱ及びⅲにおいて、「行政上特別の支障」は、例外的な状況においてのみ使用されることが意図されている。

⑶　州別規制の調和

a．アメリカ合衆国憲法の下での連邦主義の原則に留意し、また米国における保険規制の開始以来保険が州政府レベルで規制されてきたことを認識し、さらに「保険事業は、各州の法律により規律される。」としているマッカラン・ファーガソン法の条項を認識し、アメリカ合衆国政府は全米保険長官会議（NAIC）による認定プログラム及びモデル保険法の準備といった方策を通じての州別保険規制の調和促進のための努力を歓迎する。

b．アメリカ合衆国政府は、認定プログラムの下で、NAICがNAIC認定基準に含まれている法律、規則、並びに、規制及び組織に関わる慣行に対する各州の遵守状況を点検するための独立した検査官のチームを選定することに留意する。このチームはNAICに報告を行い、NAICは基準の下で州が認定を受ける資格を有するか否かを決定する。現在、37の州がこのプログラムを通じてNAICによって認定を受けている。

c．アメリカ合衆国政府は、NAICモデル法が、各州間に共通する問題に関して、立法上及び規制上の行動を促進することを目的とし、州毎の努力の重複を避けることを、意図していることに留意する。いくつかのモデルは、すべての若しくはほとんどの州で採用されており、したがって、そこには調和をもたらす効果が存在する。いくつかのモデルは、各州が採用し、利用し、又はその個々の必要にあうように修正するためのガイドラインとしての役割を果たしている。あるモデルは、NAIC財務規制基準に従って州が認定を受けるために、採用することが必要なものであると認識されている。

d．アメリカ合衆国政府は、NAICが、各州政府と共にこれらのプログラムにつき、作業を行う努力を継続することを奨励する。

⑷　開発利益

a．「開発利益」とは、一定期間中、一定の商品についての他の保険事業者からの申請に対しては認可を与えないという、新商品の開発者に与えられる利益をいう。

b．日本国政府は、開発利益が、現在のところ、日本における損害保険分野には存在しないことを確認する。

c．日本国政府は、今後開発利益が導入される場合には、そのような利益の下での独占使用権の範囲や付与期間を明確化する。「範囲」には、既存の商品に適用される開発利益に対し影響を与えることのないよう、申請のあった商品が既存の商品と十分に異なることを決定する基準が含まれる。

⑸　行政不服申立て

a．日本国政府は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が、日本における保険事業に関して一般的に適用されるすべての「処分」（保険事業免許、新商品及び料率の認可を含む。）に対して適用され得ることを確認する。行政不服審査法及び行政事件訴訟法手続きの一般的説明については、附属書１に述べられている。

b．公正取引委員会は、1994年６月30日に、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」を発表した。この文書は、行政機関は独占禁止法と相容れない行為を誘発するような行政指導を行うべきではないと述べている。行政指導を受けた何人も、当該行政指導を受けて採ろうとしている行為が、独占禁止法と相容れるものか否かにつき、公正取引委員会の意見を求めることができる。

⑹　諮問機関

日本国政府が、保険事業に関する目的や機能を持ち、民間部門のメンバーの参加を含むようないかなる審議会、協会、委員会又はグループその他類似の組織を、政府のための正式の諮問機関としての役割を果た

すような形で設立し又はこれらの組織に対して定期的に勧告を求める場合、日本国政府は、その機関に対して、可能な範囲で、日本に拠点を持つ関心を有する外国の保険事業者及び保険仲介業者、並びにそれらを代表する協会又はその他の組織が、その会合に出席し陳述書を提出することを認めることを強く要請する。

(7)　業界団体への参加

a．日本において、外国保険事業者は、(社)生命保険協会、損害保険料率算出団体等、すべての業界団体に加入することができる。両政府は、(社)日本損害保険協会が、1994年１月に外国保険事業者の協会への加入を可能とすべく定款変更を行ったことを歓迎する。

b．日本国政府は、(社)生命保険協会、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出団体及びその他類似の組織が、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対し、各組織が定める規則に従い、同様の会費及びその他の義務に従うことを前提として、国内の会社に与えられるとの同等の権利、特権及び機会を与えていることを確認する。かかる権利、特権及び機会には団体の代表及び管理に関する権利、特権及び機会が含まれる。

(8)　保険規制に係る情報へのアクセス

a．現在進められている保険制度改革に関し、保険審議会は、外国保険事業者の意見を聴取してきており、また、大蔵省銀行局保険部は、外国保険事業者と適宜、意見交換を行ってきている。

b．日本国政府は、国内の保険事業者及び保険仲介業者とともに、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対しても、日本における保険事業に関連し又は影響を与える措置につき、情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会が与えられることを保証する。

c．現在進められている制度改革の完了後、日本国政府が適宜実施する保険分野における規制の変更に関連して、外国保険事業者は、日本国政府により、公正な競争機会をもたらすような内国民待遇の原則に基づいて、情報へのアクセスが付与される。

以下の方策がこの目的を一層推進することになる。

ⅰ．大蔵省による、定期的な交流に関心を有することを表明した外国保険事業者及び外国保険事業者を代表する組織のリストの作成。

ⅱ．国内の保険事業者及び組織との間で同様の交流が行われるのと同程度の、上記リストに掲げる外国の保険事業者及び組織との定期的会合の開催及び事前の情報提供。

アメリカ合衆国政府は、外国保険事業者及びその代表組織に対し、大蔵省によって提供される交流のためのこれらの機会を十分に活用することを奨励する。

(9)　届出及び申請に対する手続上の保護

a．日本国政府は、特定の情報が国家公務員法で定義する「秘密」に該当するかどうかは、日本の裁判所が最終的に決定しうることを認識しつつ、「秘密」情報には、一般人が通常入手できない、保険事業免許、商品又は料率に関する申請又は届出に関連する情報が含まれること、並びに、かかる情報は、公開することが法的に義務づけられる場合を除き、秘密情報を漏らしてはならないという国家公務員法に基づく国家公務員の義務によって保護されているものであることを確認する。

b．日本国政府は、保険事業者が、同時に提出し得る新たな免許又は商品認可の申請書（料率、保険約款及びその他の種類の商品認可申請書を含む。）の数の制限は、法律上も慣行上も存在しないこと、及び当該事業者の既存の申請に対する審査が終了しているか否かに基づいて、保険事業者による追加の申請提出を制限するような要件又は規制上の慣行は存在しないことを確認する。

c．日本国政府は、保険事業者が、免許、商品又は料率認可の届出又は申請を行うに当たり、それ自体又はその構成員が当該届出又は申請について競争上の利害又は潜在的な競争上の利害を有している他の保険事業者、業界団体又はその他の第

三者と、調整し又は協議する必要はないことを確認する。日本国政府は、現行法の下では、損害保険料率算出団体が料率を算定する商品種類に係る料率の申請を保険事業者が行う場合（但し、「特別保険料率」は除く。）、政府が当該保険事業者に対し損害保険料率算出団体への照会を勧告することができることに留意する。

d．日本国政府は、免許、商品又は料率についての届出又は申請の受理、審査又は認可は、保険事業者が、当該届出又は申請に関し、それ自体又はその構成員が当該届出又は申請について競争上の利害若しくは潜在的な競争上の利害を有する他の保険事業者、保険仲介業者、業界団体又はその他の第三者と調整し、若しくは協議するか否かに基づき、条件付けられたり遅延されたりすることはないことを確認する。日本国政府は、現行法の下では、損害保険料率算出団体が料率を算定する商品種類に係る料率の申請を保険事業者が行う場合（但し、「特別保険料率」は除く。）、政府が当該保険事業者に対し損害保険料率算出団体への照会を勧告することができることに留意する。

⑽　自主規制機関

a．日本国政府は、（生命保険協会、損害保険協会のような）法制懇談会報告に記載のものを含む保険分野における「自主規制機関」に関し、以下を確認する。

ⅰ．かかる期間への加入は任意であり、その運営は、それぞれの機関の定款及び規約に従って行われ、また、日本国政府は、かかる機関に対しいかなる権限も委任しない。

ⅱ．提案される法律において自主規制機関に関する条項を規定する目的は、提案される法律の下で、かかる機関の業務範囲及び大蔵省による監督を明確かつ透明にすることにある。

ⅲ．法制懇談会報告は、以下のことを勧告するものではない。

―法律が、自主規制機関に対して、独禁法に抵触するような業務を行うことを指示すること。

―法律が、自主規制機関を独禁法の適用から除外し又は免除すること。

日本国政府は、国会に提出される法案の作成にあたり、上記の点を尊重する。

ⅳ．法制懇談会報告に記載された、自主規制機関による指導、勧告、「調査」、苦情の解決は、勧告的及び／又は任意のものである。保険事業者が、かかる措置に従うこと又は参加することはそれぞれの選択の問題であるが、従わないこと又は参加しないことによって、直接的又は間接的に、自主規制機関によって制裁を受けることはない。しかし、自主規制機関の定款又は規約は、定款又は規約に示された組織の倫理的な基準を満たさないメンバーに対して、メンバー資格を否定若しくは取り消し又はより厳格でない他の措置をとる権利を保持することができることに留意する。

ⅴ．日本国政府は、保険分野の監督官庁である大蔵省を通じて、自主規制機関の活動が、開放的、無差別的及び透明な方法で行われ、また自由な事業活動を不当に阻害することがないよう強く勧告する。さらに、大蔵省は、自主規制機関の非会員からの申請及びその他の要請を会員からのものと同様に扱う。

b．公正取引委員会は、保険分野を含むあらゆる産業における、自主規制機関を含む事業者団体による独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処し、かつ、それらの活動を引き続き監視する。

Ⅳ．規制緩和措置

⑴　商品及び料率の認可

a．保険商品及び料率に係る規制については、利用者の立場からは、競争の促進と効率の向上を通じ、より安くより良い商品が提供されることが望ましいが、商品の安定的な供給の確保、同様の立場にある契約者の間での同一の保険事業者による公正さの確保、保険業界のソルベンシーの維持、及び債務不履行、詐欺、欺罔からの消費者その他の保険金請求者の保護等の適切な健全性確保のための措置を維持することもまた必要である。

b．日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対して、改革の方向を明確にしつつ、必

要に応じて適切な経過措置を講じながら、保険商品及び料率の認可手続の段階的な自由化を含めて、日本の保険制度の規制緩和を行う意図を有していることを伝達した。保険制度改革の広義の意味において、商品及び料率自由化の目的は、特に、保険契約者のニーズ及び需要に基づく商品の多様性及び販売を認めつつ、日本の消費者の利便のために、保険事業者間の競争を促進しかつ事業の効率を高めることにある。

特に、以下の措置が、c．に記述されたスケジュールにより行われる。

i．日本国政府は、審査要件の緩和及び期間の短縮、「ファイル・アンド・ユース」制のような迅速な認可審査制度の導入、並びにその他の可能な方策を通じて、保険商品及び料率の認可のための申請審査手続を迅速化し、簡素化する。迅速化された認可制度の下では、保険事業者が、他の保険事業者に対して既に認可された商品と本質的に同じ商品の認可を申請した場合、大蔵省は、その申請を迅速に審査する。ファイル・アンド・ユース制の下では、大蔵省は一定の商品をファイル・アンド・ユースに適するものとして認可する。それ以降、大蔵省がその商品の引受を認可した会社は、その商品の変更を、ファイル・アンド・ユースの下で行うことができる。すなわち、当該会社は、商品の変更を大蔵省に届け出て、却下されない限り、一定の短い期間の後に変更した商品の使用を開始することができる。

ii．損害保険の料率については、現在、一定料率、範囲料率、標準料率、及び自由料率がある。日本国政府は、標準料率及び自由料率が適用される商品の種類若しくは危険区分を、適切な保険契約者の保護及び適切かつ合理的な健全性の確保のためのその他の措置の公平な適用と両立させることが可能な範囲で拡大する。

iii．外国保険事業者は、日本における商品認可申請に援用するため、日本国外で収集された統計その他のデータを、個別に監督当局により関係があるとみなされた場合には、使用することが認められる。

iv．両政府は、保険審議会が、保険契約者保護の観点から問題が生じる恐れの少ない商品分野又は危険区分に対して、保険料率及び商品の審査及び認可又は却下のために「届出制」の導入を勧告したことを認識する。日本国政府は、特定の商品分野又は危険区分について届出制を施行するか、または行政による施行を認める法案を国会に提出する意図を有する。仮に、国会が、届出制の行政による施行を認める場合には、日本国政府は、特定の危険区分について届出制を施行する。

c．上記措置の実施は、以下のとおりとする。

第一段階：b．のi．ii．及びiii．に関する措置は、保険制度改革法の施行前に、また可能な場合には、1994年中に実施される。

例えば、

―ファイル・アンド・ユース制が、クレジット・カード盗難保険、ボイラー保険及び機械保険に適用される。

―日本国外で収集されたデータが、長期障害所得補償保険商品の認可申請に援用されることが認められる。

―迅速化された認可制度が、既に認可された商品と本質的に同じ商品の認可に適用される。

―標準料率が、火災保険工場物件の地震拡張担保特約に適用され、また、自由料率が火災保険工場物件の風水災拡張担保特約に適用される。

―火災保険の大規模企業物件に適用される特定割引率に関しては、適用下限金額が引下げられ、割引率の相当程度の引上げが行われる。

第二段階：届出制は、保険制度改革関連の法改正の施行時に導入される。この段階において、届出は、船舶、貨物及び航空危険を含む、一定の大規模な企業危険に適用される。引き続き事前認可制の対象とされる保険の種類に関して

は、ファイル・アンド・ユース制の適用範囲の一層の拡大、標準料率及び自由料率の一層の拡大、並びに包括保険商品の利用の拡大と特定の要請に対する迅速な認可についての検討が行われる。

例えば、

―ファイル・アンド・ユース制が、コンピューター総合保険、動産総合保険及び会社役員賠償責任保険に適用される。

―標準料率が、金融機関包括補償保険に適用される。

―自由料率が、旅行小切手総合保険に適用される。

―大蔵省は、火災保険の大規模企業物件に「アドバイザリー・レート」制度を導入する意図を有する。

―大蔵省は、免責金額の特約を付帯することのできる火災保険の大規模企業物件の最低保険金額を引下げ、これに応じて関連部分の付表を調整する意図を有する。

第三段階及びその後の段階：届出制の適用は、保険制度改革関連の法改正の施行後合理的な期間内に、家賃信用保険及びその他の信用保険を含む、日本国政府が適切と考えるその他の危険区分に拡大される。これに続き、いずれの危険区分もあり得べき規制緩和から必ずしも除外することなく、上記に該当しない措置に関し、日本国政府が適切と考える商品及び料率の更なる規制緩和が行われる。

d．生命保険及び損害保険会社の「第三分野」への相互乗入れ（注）に関し、大蔵省は、中小事業者及び外国保険事業者の第三分野への依存度が高いこと、また、これらの中小事業者及び外国保険事業者が第三分野における消費者の特定のニーズに対応する努力を行ってきたことに配慮しつつ、生命保険及び損害保険分野における相当程度の部分の規制緩和がなされないうちは、そのような自由化が実施に移されないようにする意図を有する。更に、第三分野における商品の新規のあるいは拡大された導入については、第三分野の経営環境に急激な変化がもたらされるか否かは中小事業者及び外国保険事業者が、担保危険に基づき、料率、約款及び商品販売を差別化できる柔軟性を通じて、生命保険及び損害保険分野の主要な商品区分において同等の条件で競争できるような、十分な機会（即ち、合理的な期間）をまず得られるか否かに依存していることを認識しつつ、そのような急激な変化を避けることが適当である。

（注）「相互乗入れ」とは、生命保険会社が、現在第三分野において損害保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できること、また損害保険会社が、現在第三分野において生命保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できることを意味する。

⑵　保険事業者及び保険仲介業者に対する免許付与

a．日本国政府は、保険事業のための免許申請は、行政手続法を含む行政手続に関する法律に従って処理されることを確認する。

b．日本国政府は、設立時の免許申請に係る標準的な審査期間を定め、それを公表するよう最大限の努力を行う。

c．申請が到達したときは、日本国政府は遅滞なく審査を開始する。

d．申請を却下する場合には、日本国政府はその理由を提示するよう最大限の努力を行う。

e．日本国政府は、保険制度改革の一環として、他の金融分野に適用される類似の要件を勘案しつつ、申請者の財産的基礎及び経営者の適格性等に係る要件を含め、設立時の免許に係る基準を法律又は規則に定める意図である。

f．日本国政府は、外国保険事業者が日本において保険事業を営む免許付与の条件として、日本において未だ提供されていない保険商品の導入を要求されることはないことに留意する。

g．アメリカ合衆国政府は、連邦主義の原則、

米国における州政府による保険規制の長い歴史及びマッカラン・ファーガソン法を認識しつつ、また、健全性に関する懸念に対処する一方で保険市場の一層の国際化を求める監督当局の関心に留意しつつ、

ⅰ．NAICが1993年10月に他州で拠点免許を得ていない米国外の保険事業者の米国への新規進出に関するモデル法を採用したことを歓迎し、NAICがこの問題に関し関係州当局と共に努力を続けること又は適当な場合には努力を一層強化することを奨励する。

ⅱ．監督当局は保険事業者により完了された申請に対し合理的な期間内に行政判断を下すべきであるという観点から、保険事業者の免許申請審査に要する期間の問題に関し、適切である場合には、NAICが検討を行うことを歓迎する。

ⅲ．外国保険事業者の取締役についての米国市民要件問題に関して各州と見直しを行うとのNAICの努力を歓迎し、NAICが、この問題につき関係州当局との間で努力を続けること又は適当な場合には努力を一層強化することを奨励する。

h．日本国政府はアメリカ合衆国政府に対して、認可される保険種類、信託財産の要件、法定供託金の要件、送金制限及び再保険信託勘定に関する外国保険事業者に対する異なった州規制が、外国保険事業者の米国保険市場への参入能力に影響を与えるとの懸念を表明した。

⑶　保険仲立人

a．保険仲立人の役割は、利用者と保険事業者の間の仲介業者として働き、利用者が自らのニーズに最も適した保険商品を選択することを助けるよう尽力することにある。

b．日本国政府は、仲立制度の導入により、保険利用者に対し保険商品に関する客観的な助言が提供されることを期待する。仲立人の目的は、生命保険募集人や損害保険代理店の目的とは異なる。日本国政府は、仲立制度の導入が販売チャネルの多様化をもたらし、日本の保険市場における販売競争を促進することを期待する。したがって、保険制度改革の一環としての所要の法改正を経て、賠償資力の確保に係る規制及び代理店との兼営禁止を含む適切かつ合理的な健全性確保のための措置の公正な適用の下、保険仲立人は、日本において拠点を設立し、保険事業を営むことが可能となる。

⑷　簡易保険

a．日本国政府は、郵政省による日本における保険事業に関する現行の法制について、次の通り確認する。

ⅰ．かかる保険事業は、日本における民間保険事業者による保険事業を管掌する法律とは独立した法律に従って行われるものであること。

ⅱ．現在、この法律は郵政省が11の基本保険商品を提供することを認めており、郵政省は、これら11の基本保険商品の合計25の変型商品を提供していること。また、この法律は、郵政省がこれらの商品の特約条項を提供することを認めていること。

ⅲ．法律で認められた商品及び特約条項の範囲内での限定的な変更を除き、郵政省により提供される保険商品又は特約条項の拡張又は変更は国会の承認を要すること。

ⅳ．民間分野を対象とする現在進行中の保険制度改革は、郵政省による保険事業に関する法改正とは別個のものであり、これを対象としないこと。したがって、保険制度の改革過程の完了自体は、郵政省が国会により提供を認められている保険商品又は特約条項の拡張をもたらすものではないこと。

b．郵政省は、主として疾病、傷害及び介護の保障に係る保険商品について、その拡大又は変更のための法律改正を国会に求める提案の作成に関し、日本における外国保険事業者が、その要請に基づき、情報を与えられ、意見を述べ、郵政省職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会を与えられることを保証する。

⑸　国境を越える取引

a．日本国政府は、保険制度改革の一環として、日本国籍の航空機及び国際海上運

送に使用される日本国籍の船舶に対する国境を越える保険取引を自由化する意図を有する。

b．宇宙空間への打上げ及び運送荷物（衛星を含む。）については、保険制度改革とは別個に所要の措置がとられる。

c．日本国政府は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書において、保険に係る約束に関し、日本国内で運送される貨物に係る保険契約についての留保等の留保を掲げた。

Ⅴ．政府企業

⑴　日本国政府は、附属書２に記載された政府企業に対し、外国保険事業者にその保険プログラムへのアクセスを認めること、また参加保険事業者間での保険料の配分を公正、透明、無差別かつ競争的な基準に従って行うことを確保することを奨励する。

⑵　アメリカ合衆国政府は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書において、保険に係る約束に関し、支店は米国連邦政府の契約のための保証証券の提供を認められていないとの事実についての留保を掲げた。

Ⅵ．競争

⑴　市場条件に関する民間による調査

a．日本国政府は、系列関係に一定の経済合理性を有する側面があることを再確認する。ただし、第一に、「系列」関係として言及される取引関係のある種の側面は、反競争的取引慣行を生じさせ、海外直接投資を妨げるような影響を及ぼし、差別的グループ取引を促進することがあり得ること、第二に、「機関代理的」は競争力ある外国保険事業者の日本の保険市場へのアクセスを相当程度妨げることがあり得ることについての外国保険事業者の懸念に留意しつつ、両政府は、国内および外国の保険事業者に対して、以下の要請を行う。

ⅰ．「系列」関係の問題を討議し、日本の保険市場における系列内取引の程度と影響の調査を行う独立研究機関を共同で選定すること、及び

ⅱ．機関代理店の問題を討議し、必要と認められる場合には、この問題を独立研究機関によって行われる上記の調査に含めること。

b．両政府は、外国の及び国内の保険事業者に対して、独立研究機関が日本の保険市場に特有な「系列」関係を分析するに際し情報を与え、かつこのような分析を行うことを認めること、また適当な場合には、日本の保険市場についての包括的、有益かつ厳格な調査を行うことを確保することを要請する。

c．両政府は、外国の及び国内の保険事業者に対し、1994年12月15日までに、上記の調査を実施する独立研究機関の名称を両政府に報告するよう要請する。両政府は、右調査が1995年４月１日までに完了することを期待し、外国の及び国内の保険事業者に対し、この期待を実現するためにあらゆる可能な努力を行うよう要請する。

⑵　公正取引委員会による調査

公正取引委員会は、保険改革関連の法改正の実施後、右の法改正の実施以降見られる進展、上記の民間による調査及びその他の関連事項等の要因を適切さに応じて勘案しつつ、競争政策上の観点から、合理的な期間内に日本の保険市場に関する調査を行う用意がある。

⑶　執行措置

a．日本国政府は、保険分野を含むすべての産業において、適当な場合には市場構造その他の要因に照らして、独占禁止法違反を構成する私的独占、不当な取引制限又は不公正な取引方法等の慣行に対して独占禁止法を厳正に執行するとのコミットメントを確認する。

b．日本国政府は、保険審議会答申に留意しつつ、1995年度までに、保険業法に規定されている独占禁止法の適用除外制度の見直しを行う。

⑷　独占禁止法第28条

両政府は、独占禁止法第28条に基づき、公正取引委員会は独立してその職務を行使するものであることを理解する。

Ⅶ．協議

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、毎年又はいずれかの政府の要請に基づき随時、本措置の実施状況を検討し、必要に応じ、保

険に関するその他の問題につき討議するために会合を開催する。

Ⅷ．措置の実施状況の評価

⑴　データの収集

日本に関する以下の情報が毎年１回提出される。

ａ．次のｉ及びⅱについて、生命保険分野及び損害保険分野における新商品、新料率及び保険事業免許の認可件数、並びに、主として疾病、傷害又は介護の保障に係る第三分野の新商品の認可件数

ｉ．外国保険事業者；及び

ⅱ．国内の保険事業者

ｂ．次のｉ、ⅱ及びⅲについて、生命保険分野及び損害保険分野における新商品、新料率及び保険事業免許の認可比率(申請又は届出の件数に対する認可された件数)、並びに、主として疾病、傷害又は介護の保障に係る第三分野の新商品の認可比率

ｉ．外国保険事業者；

ⅱ．国内の保険事業者；及び

ⅲ．すべての保険事業者

ｃ．次のｉ及びⅱについて、生命保険分野及び損害保険分野における総保険料

ｉ．外国保険事業者；及び

ⅱ．すべての保険事業者

米国に関する以下の情報が毎年１回提出される。

ａ．NAICの認定プログラムにより認定を受けた州の数

ｂ．モデル法を含むNAICの調和提案の内容及び説明

ｃ．次のｉ及びⅱについて、生命保険分野及び損害保険分野における総保険料

ｉ．外国保険事業者；及び

ⅱ．すべての保険事業者

データの収集に関し、「外国保険事業者」とは、支店形態のものを含め、外国の株主により50％以上の株式が保有されている保険事業者をいう。

⑵　評価

本措置の実施状況の評価及び達成された進展の評価は、以下の定性的及び定量的基準の総合的な検討に基づいて行われる。これらの定性的及び定量的基準は一体として考慮され、いずれの一つの基準も措置の評価又は達成された進展の評価において決定的なものではない。これらの基準は数値目標を構成するものではなく、むしろⅠ．に掲げる枠組みの目標及び本分野の目標に向けて達成された進展を評価するために使用される。

ａ．定性的基準

ｉ．日本における基準及び措置についての透明性及び入手可能性、並びに日本において外国保険事業者が、保険事業に関する問題について情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換し、また、会合に出席し、諮問機関に陳述書の提出を行うための実質的かつ公正な機会；

ⅱ．他の保険事業者又は保険仲介業者との調整又はこれらへの情報開示を要求され又は助言されたりすることがないことを含め、日本における申請及び届出の迅速かつ公正な審査；

ⅲ．免許申請の審査に関する問題を含め、本措置の中に示された米国市場についての問題に関しNAICを奨励するというアメリカ合衆国政府の努力；

ⅳ．市場条件及び取引慣行の一定の側面から生じる日本における市場アクセスに対する障害について、仮にかかる障害がある場合には、それに対処する変化；

ⅴ．本措置により創られた新たな機会を利用する外国の保険事業者及び仲介業者による努力；及び

ⅵ．本措置に含まれているその他の措置の実施状況

ｂ．定量的基準

競争力のある外国保険事業者の市場アクセスの相当程度の改善に対処するとの観点から、

ｉ．外国の及び国内の保険事業者について、日本の生命保険分野及び損害保険分野における新商品又は改定商品及び料率の認可件数及び認可比率の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率；

ⅱ．日本における外国保険事業者について、保険料の総額、及び適切な場合には市場の分野毎の保険料の、ある報告

期間から次の報告期間への変化及び変化率；及び

ⅲ．日本におけるすべての保険事業者の総保険料に対する外国保険事業者の総保険料の割合、及び適切な場合には市場の分野毎の保険料の割合の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率

（附属書１）

行政不服審査法（1962年法律第160号）及び行政事件訴訟法（1962年法律第139号改正）の概説

⑴　行政不服審査法の下では、行政機関の処分、不作為、又は決定に関し、不服のある者は、行政機関に対し不服を申立て、また違法性又は裁量権の濫用の審査及び是正を得ることができる。不服申立ての種類としては、異議申立て、審査請求、再審査請求がある。

⑵　行政機関は以下の場合においては、教示をしなければならない。

ａ．行政機関は、処分を書面で行う場合には、処分書中に示された者に対して不服申立てをすることができる旨、並びに不服申立てをすべき行政機関、及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。

ｂ．行政機関は、処分書中に直接に示された者ではないが当該処分に利害関係を有する者から要請がある場合には、そのような利害関係を有する者に対し、ａ．に示された情報を教示しなければならない。

ｃ．行政機関がａ．又はｂ．にいう教示をしなかった場合において、不服申立ての資格を有する者が、審査請求を所管する官庁（審査庁）以外の官庁に不服申立書を提出したときは、当該処分を行った行政機関は右の不服申立書を審査庁に送付しなければならない。

⑶　不服申立てがなされた場合には、審査庁は以下を行うことが求められる。

ａ．不服申立てが審査要件を満たしているか否かを審査し、要件を満たしている場合には、審査を開始する；

ｂ．不服申立人及び代理人に対し、特に、書面による証拠提出及び口頭による弁論を行うことを認める；及び

ｃ．書面により決定及び決定の理由を示し、記名押印する。

⑷　さらに、行政事件訴訟法の下では、行政機関の違法な処分又は裁量権の濫用により、個人の具体的な権利や利益に侵害が生じた場合には、当該個人は裁判所に対して訴訟を提起し、司法上の審査を求めることができる。

⑸　日本における保険分野に関しては、異議申立ては、行政不服審査法に従い、大蔵省に対して行わなければならない。異議申立てに関する大蔵省の決定の後に、異議申立人は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく「審査」又は「再審査」といった更なる行政手続を経ることなく、司法上の審査を求めるため裁判所に上記決定についての訴えを提起することができる。

（附属書２）

政府企業

１．住宅金融公庫
２．年金福祉事業団
３．住宅・都市整備公団
４．沖縄振興開発金融公庫
５．雇用促進事業団

（出所）『第19回大蔵省国際金融局年報　平成７年版』（平成８年２月16日）267–277ページ

11–90　対外経済改革要綱

1994（平成６）年３月29日閣議決定

Ⅰ．基本方針

１．国際社会との調和がますます重要性を増している一方、高齢化社会を迎える我が国経済社会の展望に照らし、国際社会に開かれた、質の高い実のある経済社会を実現するための改革を推進していくことが急務である。

２．現在、世界経済は、一部先進国経済の回復の動きはあるものの、なお多くの国で深刻な失業問題を背景として、保護主義的な動きが根強い。そのような状況下で、大幅な経常収支黒字を抱える我が国に対しては、依然として閉鎖的な市場であるとの声が存在している。このような批判の中には、誤解に基づくものもあるが、改善すべき点は、我が国のために積極的に改善していくこと

が必要である。我が国は、引き続き内需主導型の経済運営に努めるとともに、規制緩和をはじめとする国内経済改革を推進することにより、市場機能を最大限発揮させる中で、経常収支黒字の十分意味のある縮小の中期的達成と競争力のある外国製品・サービス輸入の相当程度の増加に向けて効果的な手段を講じていくことが必要である。

3．また、こうした対応は、内外価格差の是正や消費者選択の多様化を通じて、国民生活の向上に資するとともに、活力と創造性に満ちた我が国経済の構築にとっても不可欠である。

Ⅱ．内需主導型の経済運営

我が国としては、経常収支黒字の十分意味のある縮小を中期的に達成することを意図して、力強く持続的な内需主導型の経済成長を促進するという中期的な目的を積極的に追求し、その関連で、我が国は、この目的を達成するために必要に応じ財政・金融面での措置を含む諸措置を採ることを再確認する。

1．当面の経済運営

我が国は、先般、約6兆円の減税や第3次補正予算による追加措置を含む15兆円を超える史上最大規模の総合経済対策を策定した。また、平成6年度予算においても公共事業関係費や地方単独事業の伸びを確保するなど可能な限り景気に配慮しているところである。政府としては、こうした総合経済対策の着実な実施及び平成6年度予算の早期成立に努める。

2．経常収支黒字の縮小

経常収支は為替レート、諸外国の景気動向、原油価格その他の外部要因の動向に左右されるものであるものの、政府は上記のような政策運営の下で、我が国の経常収支黒字の縮小に向けて努力する。

我が国の経常収支については、平成5年の円ベースの黒字が過去3年間で初めて縮小に転じたところである。これは、輸出数量の減少と製品類を中心とした輸入数量の堅調な伸びによるものである。また、政府経済見通しにおいては、我が国の経常収支黒字は、平成5年度14.4兆円程度（実績見込み）に対し、平成6年度には13.8兆円程度と見込んでいる。その対国内総生産（GDP）比も平成4年度の3.4％をピークに次第に低下する傾向にある。なお、政府経済見通しに基づき試算すると、同比率は平成5年度には3.1％程度、平成6年度には2.8％程度となる。

3．公共投資

高齢化が本格化する21世紀を控え、豊かで質の高い生活を支える発展基盤を構築する見地から、人口構成が若く、経済に活力のある間に社会資本整備を一層促進することが必要であり、その結果として対外不均衡の縮小にも資することが期待される。

このため、後世代に負担をのこさないような財源の確保を前提とした公共投資基本計画の配分の再検討と積増しを含めた見直しに着手し、本年6月を目途に取りまとめに努める。

4．税制

所得減税を含む税制改革については、本年6月中に結論が出されることとされている与党の協議も踏まえ、年内にその実現を図る。

なお、平成6年分の所得税の特別減税のための臨時措置法には、国会において、全会派一致で、「平成7年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。」との条項が、修正追加されている。

Ⅲ．市場機能の強化と対日アクセスの改善

1．規制緩和の推進

⑴　重点的な規制緩和の推進

我が国経済社会を国際的に開かれたものとし、中長期的に自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本とし、内需拡大や輸入促進を図り、国民生活の質の向上を目指し、併せて、新規事業の拡大、内外価格差の縮小等の経済的効果を期する観点から、公的規制の抜本的な見直しに重点的に取り組むこととする。主な検討項目及びその検討の基本的方向は、別紙1のとおりとする。検討に際しては、外国を含む民間事業者等の具体的な要望に十分留意し、以下の点を重視し検討を行い、その成果を本年6月末を目途に取りまとめるものとする。

①　市場アクセス改善の促進

外国事業者、外国製品等の我が国市場への参入を実質的に阻害している規制に

ついて、廃止又は阻害要素の除去を図る。

② 基準・認証制度の国際的整合化

基準・認証制度及び表示制度について、基準、内容等に関し、国際的な水準に整合したものとするとともに、原則として、国外認定又は海外データの受入れを行う。

③ 検査・検定制度の国際的整合化

輸入、国内販売又は国内使用に際して課せられる公的検査に関し、検査・検定基準についても同様とし、原則として、外国検査データの受入れ又は外国における検査結果の認容を行うとともに、各種法令に基づき同一対象に重複して課せられるものについては、検査・検定基準の整合化、二重検査の排除を推進する。

④ 手続等の簡素化・迅速化

許認可等審査基準、検査基準及び申請等における必要な書類、データ等の明確化を図るとともに、標準処理期間の明示を推進する。

⑵ 行政改革推進本部における規制緩和への取り組み

上記⑴の検討を成果あるものとし、着実に推進するため、住宅・土地関係、情報・通信関係及び輸入促進・市場アクセス改善・流通関係規制については、行政改革推進本部に、それぞれ、作業部会を設置し、本年６月末を目途に規制緩和方策の取りまとめを行う。

⑶ 計画的な規制緩和の推進

上記⑴及び⑵の成果を踏まえつつ、公的規制の見直しを計画的に進めることとし、経済的規制については原則自由・例外規制、かつ、社会的規制については本来の政策目的に沿った必要最小限のものとすることを基本的な考え方として、抜本的な見直しを行う。このため、平成６年度内に、政府として、５年を期間とする「規制緩和推進計画」（仮称）を策定する。

これに当たり、平成６年度早期に同計画の策定に係る基本指針を策定し、これにより各省庁における所管行政に係る公的規制の見直しを推進する。

また、届出、報告等に係る国民の負担の軽減に効果的に取り組むこととし、上記の「規制緩和推進計画」の一環として、新たな負担軽減推進方策を策定する。

⑷ 強力な第三者機関の設置

政府による規制緩和の実施状況を監視するため、次のとおり、法律に基づく強力な第三者機関として「行政改革委員会」を設置することとし、今国会に提出した同委員会設置法案の早期成立を期する。

① 総理府に設置し、総理の直接の指導力の発揮を可能とするものとする。

② 優れた識見を有する民間有識者により構成し、中立的かつ客観的な立場から、政府による施策の実施状況を監視し、その結果に基づき、意見表明、勧告を行うものとする。また、このために必要な意見聴取、調査等を行うとともに、行政監察組織を活用し得るものとする。

③ 独立の事務局を有し、活動の中立性を確保する。

なお、同委員会の活動に当たっては、外国を含む民間等の意見・要望に留意するものとする。

⑸ 既往決定措置の早期かつ着実な実施

「今後における行政改革の推進方策について」（平成６年２月15日閣議決定）に基づく具体的な規制緩和措置については、別紙２に掲げるものを始めとして、早期かつ着実に実施に移す。

これらの実施に当たり、今国会に必要な法律案を提出し、その成立を期する。

また、これら法律案の提出に当たり、その相当件数については、規制緩和に関する一括草案として提出する。

⑹ 行政手続の透明性、公正の確保の推進

許認可等の行政処分に係る手続及び行政指導の透明性の向上、公正の確保に関し、第128回国会で成立した行政手続法を本年10月を目途に施行する。同法の円滑かつ的確な施行と徹底に向け、施行準備及び周知活動の充実を図る。また、同法の施行後にあっては、その施行状況調査等の充実を図り、同法の定着に努める。

２．競争政策の積極的展開

公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとするため、競争政策の積極的展開を図る。

⑴　独占禁止法の厳正な運用

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処する。

また、公正取引委員会は、国民生活に広範な影響を及ぼす悪質かつ重大な違反行為等については、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う。

⑵　公正取引委員会の審査体制の強化

独占禁止法の執行力強化のため、公正取引委員会の審査体制を一層整備することとし、平成６年度においては、独占禁止法違反被疑行為に関する情報収集体制及び事件処理体制を強化するため、事務局の審査部門の定員を17名（９％）増加させるとともに、情報収集部門、地方事務所の事件処理部門等の機構の拡充・整備を図ることとしているが、今後とも引き続き審査部門の充実・強化を図る。

⑶　談合防止のための「入札ガイドライン」の策定等

①　「入札ガイドライン」の策定

入札談合に関して引き続き独占禁止法に基づき厳正に対処するとともに、入札談合の未然防止の徹底を図るために公正取引委員会は、新たに、公共工事、物品調達等を含む公共的な入札全般に係る事業者及び事業者団体の活動を対象として、独占禁止法との関係について基本的な考え方を示すとともに、具体例を挙げて、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」に分類して提示した「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（入札ガイドライン）を策定する。

同ガイドラインについては、原案を本年３月４日に作成・公表したところであるが、それに対する内外の関係各方面からの意見を参酌の上、本年夏を目途に最終的なガイドラインを策定する。同ガイドラインの策定に伴い、現行の「公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針」は廃止する。

②　入札談合情報の処理システムの整備

入札談合の疑いがある場合の公正取引委員会への通知等を含めた手続の流れについての調達機関によるマニュアル化、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」の一層の活用等により、調達機関及び一般からの入札談合情報の処理システムの整備を図る。

③　公正な調達のための研修プログラムの実施

調達機関は発注担当官に対して公正な調達を行うための研修プログラムを実施し、公正取引委員会は調達機関の発注担当官に対して入札談合の未然防止や公正かつ自由な競争の促進の観点から研修プログラムを実施するとともに同様の観点から調達機関が行う研修プログラムに対し支援する。

⑷　「事業者団体ガイドライン」の改定

公正取引委員会は、事業者団体の独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処するとともに、事業者団体の活動による独占禁止法違反行為の未然防止の徹底を図るため、内外事業者についての参入制限、事業活動制限その他競争制限的行為の排除等に関する「事業者団体問題研究会報告書」（平成５年３月公表）の指摘等を踏まえて「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（事業者団体ガイドライン）の改定作業を進める。

⑸　通用除外制度を原則廃止する観点からの見直し

本年２月の「今後における行政改革の推進方策について」において決定されたとおり、個別法による独占禁止法の通用除外カルテル等制度について、５年以内に原則廃止する観点から見直しを行い、平成７年度末までに結論を得るとともに、再販売価格維持制度についても、同様の観点から見直しを行い、再販指定品目については、平成10年末までに、すべての商品を取り消す方向で見直しを進める。

個別法による独占禁止法の通用除外カルテル等制度の見直しについては、「独占禁止法適用除外制度見直しに係る関係省庁等連絡会議」を開催し、見直し作業の積極的

推進を図っている。

⑹　景品規制の見直し・明確化

公正取引委員会は、我が国市場における公正な競争の確保・促進を図っていく等の競争政策の観点から、景品規制の見直し・明確化に関する検討を進める。

⑺　取引慣行の調査等

①　公正取引委員会は、事業者間取引において公正な競争を阻害するような取引が行われないよう引き続き監視を行い、関係するガイドラインに示された考え方に従い、独占禁止法に基づき厳正に対処する。

②　公正取引委員会は、個別業種の事業者間取引について競争政策の観点より従来から順次実施している実態調査を、現在は農薬及び合成ゴムの２業種について行っており、本年夏を目途に取りまとめる。

公正取引委員会は、輸入消費財や輸入原材料を使用し、又は価格が大幅に低下している輸入品と競合する消費財及び生産財の取引について競争政策の観点から実施している調査を、早急に取りまとめる。

公正取引委員会は、大規模小売業者の取引慣行について競争政策の観点から実施している調査を、本年夏を目途に取りまとめる。

公正取引委員会は、これらの調査の結果、競争阻害的慣行・行為が認められた場合には、必要な改善措置を採る。

⑻　内外価格差調査

関係省庁は、内外価格差調査を充実、実施し、必要に応じ、競争促進のための適切な措置を講ずる。

３．輸入・投資の促進

⑴　規制緩和の推進

輸入の促進、対内投資の促進を図っていくためには、外国事業者、外国製品等の我が国市場へのアクセスを一層改善していくことが極めて重要であることから、１．規制緩和の推進の⑴及び⑵に基づき、輸入・投資の促進に資する具体的な規制緩和方策について、本年６月末を目途に行政改革推進本部において取りまとめることとする。

⑵　輸入・投資促進のための支援措置

①　輸入促進

我が国は、従来から他の国には例をみない輸入拡大策を講じてきており、輸入品に対する特例的な優遇措置である製品輸入促進税制、政府系金融機関による低利融資制度、日本市場に参入しようとする外国企業への公的支援等、幅広い措置を実施しているところである。

昨年10月、内閣総理大臣を議長とする貿易会議において、「輸入拡大基本方針」を決定したところであるが、輸入拡大の重要性がますます高まっている状況に鑑み、下記項目を柱とする「1994年度輸入拡大行動計画」（別紙３）を実施することとする。

ⓐ　税制・金融措置による輸入促進インセンティブ

ⓑ　外国企業、外国政府の対日輸出努力に対する支援

ⓒ　輸入関連インフラ等の整備等

②　投資促進

対内投資の拡大は、内外の企業による多様な競争を通じて、国内経済の活性化と消費者選択の拡大につながるとともに、世界に開かれた我が国経済社会の形成にも資するものである、との観点から、特別の立法措置を講ずる等積極的な優遇策を講じてきているところである。

我が国への外国・外資系企業の進出と定着を促進するためには、その投資環境及び生活環境の一層の改善を図っていくことが重要であることから、こうした施策を周知させるとともに、その着実な実施を強力に推進するため、下記項目を柱とする「1994年度対内投資促進行動計画」を実施することとする。

ⓐ　税制・金融措置による対日投資促進

ⓑ　外国企業による対日投資に対する支援　等

⑶　OTO及び貿易会議の積極的活用等

①　本年２月、内閣総理大臣を本部長とする市場開放問題苦情処理対策本部の設置及び外国人を含む学識経験者からなる市場開放問題苦情処理推進会議の開催により、OTOを充実・強化したところであり、

国際規格・基準への整合化等の原則に基づき、従前以上に迅速かつ的確な苦情処理の確保に努めるとともに、OTOミッションの派遣、在日外国公館等との意見交換等により諸外国の意見を積極的に聴取してOTOを通じた市場アクセスの一層の改善を図る。

同推進会議において、外国人事業者等の問題提起を受けて我が国の基準・認証制度等に関する意見を本年４月中を目途に取りまとめ、政府として、この意見を最大限尊重した対応を速やかにとる。

② 本年５月ないし６月に貿易会議を開催し、外国人を招聘して、対日市場アクセスに関する規制緩和や政策的措置の改善に関する意見を直接聴取し、行政改革推進本部輸入促進・市場アクセス改善・流通作業部会等の検討に反映させる。

③ 対内投資促進のための新たな政策の立案を行っていく上での意見集約及び関連施策の周知を図るため、外国企業、関係省庁、民間経済団体等からなる対日投資会議（仮称）を平成６年度から発足させる。

４．政府調達の改善

我が国の政府調達については、一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするとともに競争力のある内外の供給者等がより容易に市場参入できるよう、本年２月３日に我が国の自主的措置として「政府調達に関するアクション・プログラム」を決定し、今後の所要の措置を講ずることとしたので、その着実な実施を推進する。

上記アクション・プログラムに基づき、以下の措置を講ずる。

⑴ 「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」の策定・実施

「政府調達に関する協定」及び我が国会計法令との整合性を確保しつつ供給者利便の向上、競争力のある内外の供給者の市場参入機会の拡大及び手続の透明性の徹底を図ることを目的として、本年３月28日、調達手続面における以下の措置を講ずることとする「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」を決定した。同措置は平成６年度当初予算に係る調達から実施することを基本とする。

① 適用範囲の拡大

上記運用指針の適用範囲については、対象機関の拡大（新協定で対象となる見込みの19機関も自主的に前倒し実施）及び基準額の自主的引下げの継続（我が国は自主的に10万SDR以上の調達契約を対象）を行う。

② 中立的な技術仕様の策定を確保するための手続の整備及び透明性の徹底

一定の大型調達案件について、技術仕様を策定するに当たり透明性、公正性及び無差別性を確保する観点から、市場調査のための資料提供招請及び調達前の意見招請の手続（官報公示等）を新たに定める。

③ 前広かつ平等な情報提供を図ることによる競争力のある内外の供給者の市場参入機会拡大の推進

セミナーにおける中長期的な調達関連情報の発表及び公表、年度当初より10万SDR以上の調達案件を各調達機関で公表、政府調達情報のデータ・ベース化と合わせて同情報を日本貿易振興会を通じ内外の供給者に幅広く提供する等の措置を実施する。

④ 一般競争契約の積極的活用及び指名競争契約・随意契約の縮減

内外無差別原則の下、一般競争契約を原則としている現行制度の趣旨に則して指名競争契約及び随意契約を縮減することとし、これを担保するため随意契約締結前の情報の公表（官報公示）、指名競争契約における指名業者名の公示等の手続を新たに定める。

⑤ レヴュー及びフォロー・アップ

上記運用指針の着実な実行を確保するため、実施のためのガイドライン及び具体的スケジュールを策定するとともに、毎年実施状況をレヴューする。その際、内外の供給者及びこれを代表する団体から意見・要望を徴取する機会を設ける。

⑵ 苦情処理体制・手続の整備

当面の措置として物品全般の政府調達に関する苦情処理については、中立の「政府調達審査委員会」による苦情処理手続を上

記運用指針中に新たに設け、もって政府調達手続の運用に関し、透明性、公正性及び競争性の確保に努める。平成６年度早期より前記苦情処理手続が円滑に実施できるよう「政府調達審査委員会」の発足等所要の手続を早急に進める。

⑶　落札方式の改善

最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件については、総合評価落札方式を活用することを勧奨する。

当面、コンピューター、電気通信及び医療技術の分野の一定の調達案件について、平成６年度末を目途に総合評価落札方式を活用する際の評価基準を作成し、総合評価による調達を導入することとする。

⑷　その他アクション・プログラムの着実な実施

その他上記アクション・プログラムに盛り込まれている措置については、スケジュールに従い着実な実施を図る。

Ⅳ．日米包括協議優先三分野における自主的措置

日米包括経済協議の「優先三分野」である、電気通信・医療技術の政府調達、保険、自動車・自動車部品の各分野についても、これまでの交渉の進捗状況に応じ、現時点で政府として自主的にとりうる最大限の措置をとることを決定した。

今回の措置の実施を基礎として、日米経済関係の一層円滑な運営が図られることが期待される。また、こうした措置は、当然のことながら、米国以外の諸外国に対しても一律に均霑する形で適用される。

１．電気通信・医療技術の政府調達

我が国の政府調達については今回の対策において物品一般の調達に関し自主的措置を講じることとしたが、更に、電気通信及び医療技術の各分野に関しては、内外無差別、透明、公正、競争的かつ開放的な政府調達手続を確保するとともに競争力ある外国製品及びサービスに対する市場アクセス及び販売を相当程度増大させることを意図し、また日米包括経済協議において、これまで話し合いが進められた事項も踏まえ、概要以下のとおりの措置を講じることとした。同措置は、原則として平成６年度当初予算に係る調達から実施することとする。

⑴　より多くの競争力ある内外の供給者に対し入札手続への参加の機会を与えるとの観点から、入札前段階における早期の無差別かつ公正な情報アクセス確保のための手段として、①当該年度における基準額以上の全調達案件につき調達の概要等の情報の可能な限り早い段階での官報公示、②原則として80万SDRを超える大型の既製品及び基準額以上の開発・改造品につき意見招請する旨を入札公告前に一定の十分な期間を置いて官報公示、③意見招請を行う調達案件につき入札前説明会の必須化等、を行う。

⑵　随意契約を一層縮減し競争入札の機会を拡大するとの観点から、基準額以上のすべての調達案件につき、既に競争的手続を適用したが入札者がない場合等又は極めて緊急な場合を除き、契約予定日の少なくとも40日前に官報に調達案件を公示する。

⑶　これまでも非研究開発衛星、スパコン、コンピューターの先端技術分野の調達措置においては、価格以外の技術的、機能的要因を重視する必要があるとの観点から総合評価方式が定められているところであるが、電気通信及び医療技術分野の調達についても、技術的、機能的要因を考慮して調達を図るとの観点から、措置実施から一年の準備期間の後、基準額以上の開発・改造案件及び原則として80万SDRを超える調達案件につき、総合評価方式により評価して落札を行う。

⑷　また、電気通信と医療技術の各分野の特性に鑑み、以上に加え、特に、電気通信分野では、関心を表明した潜在的下請け業者のリストを作成・公表し、また医療技術分野においては、基準額如何にかかわらずすべての調達に関し一定の調達情報を公表する。

⑸　すべての供給者に対し措置の公正な実施を確保するとの観点から、新たに措置の対象となる調達案件についての苦情処理体制を整備し、苦情処理については、新たなガット政府調達協定が我が国について効力を生じるまでの間、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の苦情処理の手続を準用する。

(6)　このほか、措置の実施状況を評価し、措置の実施に伴い生じる具体的問題に対処することを目的として措置のレビューを実施する。レビュー会合においては統計等の関連情報を活用し、措置の実施状況及び供給者の活用状況を点検するとともに、内外企業・団体からの意見を聴取する機会も設ける。

2．保険

(1)　我が国の保険制度を、一層透明性の高いものとし、契約者保護に配意しつつ、規制緩和を推進し、競争力ある内外の供給者がより容易に市場参入できるよう、我が国政府が自主的に措置することは、市場開放に対する積極的取組みという観点からも、重要である。

我が国としては、保険審議会において平成4年6月に「新しい保険事業の在り方」と題する答申を取りまとめ、①規制緩和・自由化による競争の促進、事業の効率化、②健全性の維持、③公正な事業運営の確保、の3つの指針に則り、保険制度の改革に現在鋭意取り組んでいる。なお、保険制度改革に伴う保険業法等の改正法案の国会提出を、可能な限り平成7年中に行う予定としている。

(2)　保険制度改革の趣旨及び日米包括経済協議における議論等を踏まえ、我が国としては概要以下の保険に係る自主的措置を講ずる。

①　透明性の向上のための措置

(a)　免許・商品認可基準の明確化……（平成6年施行の行政手続法の遵守）

(b)　開発利益……（導入する場合は、その基準の明確化）

(c)　業界団体等への参加……（支店形態の外国保険会社の加入を可能とする（社)日本損害保険協会の定款変更）

(d)　保険制度改革に係わる外国保険会社からの意見聴取

(e)　届出及び申請に対する手続上の保護

②　規制緩和措置

(a)　商品及び料率の認可の弾力化……（標準料率、自由料率が適用される保険商品の対象範囲の拡大等）

(b)　保険ブローカー制度の導入……（保険制度改革の一環として導入）

(c)　クロスボーダー取引……（保険制度改革の一環として日本国籍の航空機、外航船舶に対する海外からの直接付保を自由化）

③　その他

独占禁止法の適用除外制度……（保険審議会答申を参照しつつ、平成7年度までに、保険業法に規定されている独占禁止法の適用除外制度の見直しを行う。）

3．自動車・自動車部品

我が国政府は、自動車・自動車部品分野において、外国自動車部品産業の日本市場等への参入を拡大し、我が国自動車産業と外国自動車部品産業との間の長期的取引関係の樹立を促進するとともに、外国製自動車の輸入円滑化のため種々の措置を講じてきた。また、我が国の自動車産業も、各国の自動車産業・自動車部品産業との産業協力、現地化の推進、輸入促進等に積極的に取り組んできたところである。

今回、さらに我が国政府は、外国における生産拠点による外国製自動車部品の調達拡大や我が国市場への外国製自動車及び自動車部品の輸入促進等市場アクセスの拡大を追求するため、次の措置を講ずることとする。

なお、我が国主要自動車関係団体及び自動車メーカーも、自動車・自動車部品分野における取引が民間ビジネスの問題であり、その取引の拡大のためには、民間相互の努力の積み重ねが不可欠であるとの認識に基づき、自主的な対応をとったところであり、政府としてもその努力を歓迎したい。

(1)　取引拡大のための支援措置

①　財政支援

日本政府は、外国製自動車・自動車部品の取引の拡大を図るため、輸入車展示会の開催、デザイン・イン研修の支援等、日本貿易振興会が、関係事業者、関係外国政府機関等と協力して行う事業に対して財政支援を行う。

（平成6年度事業費の一部として、平成6年度予算政府案では780万ドルの財政支援を予定。）

② 情報提供等

(a) 自動車登録情報の提供

自動車登録情報の提供については、外国自動車メーカー等からの申請があれば国内の自動車メーカーと同一の条件で情報を提供する。

(b) 補修部品に関する周知徹底

1）自動車ディーラー、自動車整備業者等に対し、自動車の検査において、外国製の自動車部品の使用を差別的に取り扱っていないことを周知徹底するためのキャンペーンを積極的に実施する。

2）外国部品メーカーによる自社製部品に関する情報の提供について、関係各団体における、機関誌への掲載、セミナーの開催等を通じ、積極的に支援する。

(2) 基準認証制度の改善

① 本年3月に型式指定取得促進ミッションを米国に派遣したところ、GM、フォード及びクライスラーの米国メーカーから今後は型式指定取得を基本とする旨の表明があり、これを促進するため、平成6年春から運輸省の自動車審査担当者をデトロイト総領事館に常駐させる。

② 基準については、既に基本的な部分では整合化が図られているが、より一層の日米欧間の国際基準調和に積極的に取り組む。

③ 米国から要望のあった16項目については、平成6年末までに結論が得られるよう日米基準認証専門家会合の早急な開催に向けて努力する。

④ 輸入車特別取扱制度（PHP）により輸入された自動車の検査については、ディーラーへの検査官の派遣を引き続き実施する。

(3) 独占禁止法の厳格な運用

① 公正取引委員会は、自動車産業を含むあらゆる産業における独占禁止法違反行為に対し、関係するガイドラインに示された考え方に従い、引き続き厳正に対処する。独占禁止法違反の事実に関する情報については、公正取引委員会に報告することができ、公正取引委員会は、報告を受けた情報の内容と信憑性に応じて適切に対処する。

② 公正取引委員会は、平成5年6月に公表した自動車及び自動車部品の取引についての実態調査結果において、独占禁止法に違反する行為は見られなかったものの、競争政策上の観点から指摘した問題点について、引き続き注視していく。

(4) 上記措置のレビュー等

① 日本政府は、上記の政府による措置について、年2回定期的にレビューする。

②(a) 日本政府は、自動車部品の購入実績、完成車の輸入実績等を政府公式統計及び民間団体の統計を活用し、年2回定期的に把握する。

(b) 日本政府は、次の要素を考慮し、(a)の自動車部品の購入実績及び完成車の輸入実績等の評価・分析を行う。

1）世界経済及び日本経済の状況、為替レート、世界及び日本の自動車需要・ユーザーニーズの動向等

2）日本自動車産業及びディーラーの種々の活動状況（自動車部品については、外国サプライヤーとのデザイン・イン活動、R&D施設の現地化状況、外国サプライヤーへの改善指導活動、購買ミッションの派遣状況等。自動車については、外国自動車メーカーとの協力状況、外国自動車のデュアルディーラーシップを含む我が国ディーラーの外国自動車取扱い状況等。）

3）外国政府の協力等により収集される外国自動車産業及び自動車部品産業の種々の活動状況（自動車部品については、開発リードタイムの短縮状況、価格・品質面での競争力等。自動車については、右ハンドル車の投入状況、セグメント別投入状況、価格、アフターサービスの状況等。）

(c) 日本政府は、(b)の評価・分析等に基づき、上記(1)～(3)に関し、要すれば、適切な措置を講ずる。また、我が国自動車関連産業等にその評価・分析を情報提供する。

(d) 上記(b)に当たっては、日本政府は、

外国政府と協力して行う用意がある。

Ⅴ．調和ある国際経済社会の構築に向けた政策協調

1．米国との間では、今次決定の方針に基づき、経済分野での諸懸案の解決が図られ、また、包括経済協議の枠組みの下で他の分野につき協議を進め、よって、政治、安全保障、経済、地球的規模の協力の各分野についての日米間の緊密な関係が維持、強化されることを期待する。

2．相互依存関係の範囲及び深さがかつてないほど強まりつつある今日の国際経済社会においては、我が国は、米国、EU等先進諸国や発展途上国と協調して、新たに創設されるWTOの下で、多角的貿易体制の維持・強化を図るとともに、サミット、OECD等の場はもとより、日・EU間の協議の場等を通じて政策対話、政策協調を行うなど、我が国及び世界の安定的発展に向けて引き続き努力する。

また、アジア・太平洋地域における成長のダイナミズムの維持・発展のため、APECの域内協力を推進する。

（別紙１）

主な規制緩和検討項目及び検討の基本的方向

1．住宅・土地関係

⑴　住宅建築の材料、部品、給水装置について、耐火性能、強度等に関する評価方法・基準の国際的なそれらとの整合化、外国検査データの受入れ、検査・認定手続の簡素化、JIS・JAS関係規格の見直しなど、関係規制の見直しを進めるとともに、外壁の開口部等に関する防火規制の合理化など、住宅建築関係規制の見直しを進める。

⑵　居住水準の向上に応じた容積率算定方法の弾力化、優良住宅プロジェクトに対する容積率割増、斜線制限等形態規制の見直しなど、関係規制の見直しを進める。

⑶　地域の実態に対応した都市計画の線引き・農業振興地域整備計画の見直し、中高層住宅の建設が可能な地域地区指定の積極化など、土地用途利用に係る諸規制の見直しを進める。

2．情報・通信関係

新規事業の創出の観点から、通信、放送に係る既定の規制緩和措置を踏まえつつ、サービス・料金の認可対象、公専その他の接続制限の見直し、電波利用の多様化・効率化の促進など、関係規制の見直しを進めるほか、電気通信事業、CATV事業に対する道路占用規制の見直しを進めるとともに、情報化を総合的・計画的に展開するための関連諸規制の見直しを進める。

3．輸入促進・市場アクセス改善・流通関係

⑴　流通・物流

①　流通

(a)　大型小売店舗の出店・営業について、本年１月の関係審議会答申に沿って大店法規制を本年５月から緩和し、その効果の確保を図るとともに、出店に伴う開業関連許認可等手続の並行処理の促進、簡素化・迅速化など、関係規制の見直しを進める。

(b)　酒類・たばこ等販売について、参入基準の見直し、手続の簡素化・迅速化など、関係規制の見直しを進める。

(c)　食品衛生関連許可手続の簡素化・迅速化など、関係規制の見直しを進める。

(d)　医薬品・医療用具販売について、一般薬店・通信販売品目の拡大、検査器具規制の弾力化など、関係規制の見直しを進める。

②　物流

トラック事業について、既定の緩和措置を踏まえつつ、規制の一層の見直しを進めるとともに、倉庫業に係る構造・設備基準の見直し、料金体系の多様化の促進など、関係規制の見直しを進める。

⑵　基準・認証・検査

①　電気用品・ガス用品・消費生活用製品

基準の国際的水準への整合化、自己認証の拡大、試験データの相互受入れの拡大、表示規制の合理化など、関係規制の見直しを進める。

② 食品等
規格基準の国際的水準への整合化、試験データの相互受入れの拡大、検査手続の簡素化・迅速化など、食品添加物を含め食品関連規制の見直しを進める。
また、JAS規格について、上と同様の視点に立ちつつ、見直しを進める。

③ 医薬品・医療用具・化粧品
(a) 医薬品・医療用具（動物用医薬品関係を含む。）について、基準の国際的水準への整合化、外国臨床データ等の受入れ、輸入承認期間の短縮など、関係規制の見直しを進める。
(b) 化粧品について、上記と同様の視点のほか、規制方式・表示規制の在り方など、関係規制の見直しを進める。

④ 自動車
これまでの整合化の進展を踏まえた一層の基準・試験方法の国際的水準への整合化、型式指定取得、輸入自動車新規登録の円滑化など、関係規制の見直しを進める。

⑤ クレーンその他の機器（労働安全）
クレーン、移動式クレーンの構造規格の国際水準への整合化など、労働安全に係る機器の規格等規制の見直しを進める。

⑥ タンクコンテナ（危険物輸送）
危険物の国際輸送用タンクコンテナを陸上輸送する場合に係る海外検査結果の受入れなど、関係規制の見直しを進める。

(3) 輸入手続
① 食品・動植物品を含む輸入手続のコンピュータ処理・インタフェース化、その他各種輸入許可・承認等手続の簡素化・迅速化を図るため、関係規制及び手続の見直しを進める。
② 動植物輸入検査について、検査手続の簡素化・迅速化、検査負担の軽減など、関係規制の見直しを進める。

4．金融・証券・保険関係
(1) 金融サービスについて、金利の自由化や金融派生商品を含め、業務、商品等の関係規制の見直しを進める。
(2) 社債及びCPの発行、企業の新規公開（上場及び店頭登録）など、証券関係規制の見直しを進める。
(3) 標準料率、自由料率が適用される保険商品の対象範囲の拡大、保険制度改革の一環としての保険ブローカー制度の導入など、保険関係規制の見直しを進める。

（別紙２）

「緊急経済対策」及び「今後における行政改革の推進方策について」に基づき講じようとする主な緩和措置

1．緊急経済対策（平成５年９月16日）関係

事　　項	措　置　内　容
ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ	ビールの法的製造数量を年間60kℓに引き下げることとし（現行年間2,000kℓ）、そのための酒税法改正法案（酒税法の一部を改正する法律案）を今通常国会に提出済（平成６年３月４日）
厚生年金基金の資産運用に係る投資一任会社の参入機会の拡大	厚生年金基金の資産運用については、いわゆるニューマネーにつき総資産額の３分の１を上限として投資一任会社の参入を認めているが、この要件を緩和（ニューマネーとオールドマネーとの区分の撤廃等）することとし、そのための改正法案を今通常国会に提出済（平成６年３月18日）

事　項	措　置　内　容
保税上屋・保税倉庫の許可の統合	蔵置空間の有効活用の促進等を通じて、輸入者等の輸入コストの軽減に資するため、現在、別許可となっている保税上屋（一時蔵置）と保税倉庫（長期蔵置）を一本化することとし、そのための関税法改正法案（関税定率法等の一部を改正する法律案）を今通常国会に提出済（平成６年３月15日）
商社等の本支店間交互計算制度の対象となる上限金額の引上げ	商社等が現行交互計算勘定により相殺処理できる輸出入等（１契約当たり）の取引金額の上限1,000万円相当額を１億円相当額まで引き上げることとし、そのための通達改正を行い、平成６年４月１日から実施予定
医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造・輸入の承認・許可手続の迅速化	医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造・輸入の承認・許可手続について①医薬品機構への調査業務の委託、②フロッピーディスクを用いた申請・審査システムを導入 このため、①については、平成６年３月、政省令の改正を実施（４月１日施行）。②については、平成６年度においても予算措置を行い、システムの構築を進めているところ
食品の日付表示方式の改正	食品の日付表示について、消費者への十分な説明を行い、国際的な規格・基準等も踏まえ、製造年月日表示から期限表示を原則とする方式へ移行 このため、平成５年12月に、食品衛生調査会に諮問しており、その答申を受けて、平成６年秋を目途に厚生省令等を改正。さらに、JAS制度については、関連する個別規格・基準の告示につき、農林物資規格調査会への諮問等を経て平成６年度内に目途に改正
動物用医薬品の製造・輸入の承認の緩和	動物用医薬品のうち、品質確保のための基準が作成された製造専用原薬の製造、輸入の承認を廃止することとし（平成６年４月１日施行予定）、今後、基準を逐次作成 動物用医薬品の承認申請に必要な添付資料のうち安定性試験の検体数を３ロット３検体から３ロット１検体に削減することとし、そのための薬事室長通知を３月中に発出
動物用医薬品の受委託製造の承認・許可	動物用医薬品の受委託製造について受託側の承認を廃止するとともに、受託側の定型的な製造工程に関しての品目ごとの許可も廃止することとし、そのための省令及び通達を４月１日から施行
電気主任技術者資格制度の合理化	分散型電源の設置促進のため、電気主任技術者に関する国家試験制度の合理化及び資格認定に係る実務経験年数の軽減等を行うこととし、平成６年４月１日（一部平成７年４月１日）から実施
大規模小売店舗の営業規制に関する改正大店法附則第２条に基づく見直し	大店法について、大型店の閉店時刻の届出基準の午後７時から午後８時への繰下げ、休業日数の届出基準の44日から24日への削減、1,000m^2未満の出店、テナントの入替え等に係る届出を原則として調整対象から除外する等の大幅な規制緩和を行うこととし、そのための省令及び通達を平成６年５月１日から実施
輸出検査対象品目の削減、検査基準の緩和等	57品目（通商産業省所管42品目、農林水産省12品目、運輸省３品目）の輸出検査対象品目を見直し、平成７年度までに品目数を半数程度に削減することを検討

事　項	措 置 内 容
ガス事業について大口需要家に対する供給規制の緩和等	ガス事業について、大口需要家に対する供給規制の緩和等を行うこととし、そのための改正法案を今通常国会に提出
自動車検査等の緩和	自動車の検査及び点検整備に付き、運輸技術審議会の答申を踏まえ、①自家用乗用車の６か月点検の義務付けの廃止、②定期点検整備の実施時期は検査の前後を問わないこと、③定期点検項目の簡素化等を行うこととし、これらのうち法律事項について今通常国会に道路運送車両法の一部を改正する法律案を提出予定
携帯電話等に関する売切り制の導入	携帯電話等移動機について、これまで電気通信事業者のレンタルによってのみ提供されてきたが、一般の電話機と同じように電器店などの店頭で移動機を購入し、所有することができるようにするため、携帯電話、自動車電話、CRP（簡易陸上移動無線電話）、マリネット電話については、平成６年４月１日から、無線呼出しについては平成７年３月から売切り制を導入
非インテルサット衛星の利用等衛星通信の利用の拡大	外国人等が、非インテルサット衛星を使用して国際電気通信事業を営もうとする場合は、第一種電気通信事業者の許可に係る外資規制を適用しないこととすること等の規制緩和を行うこととし、そのための電気通信事業法及び電波法の一部改正案を今通常国会へ提出予定
国境を越えるテレビ放送の受信・発信の実現	日本放送協会及び一般放送事業者が委託して人工衛星による外国に向けた放送を行うことを可能とするための制度化を行うとともに、外国からの国境を越えるテレビ放送の受信の円滑化を図ることとし、そのため、今通常国会に放送法の改正案を提出する等所要の措置
外国製超大型クレーン（移動式）等に係る使用検査の国外受検制度の導入	外国製の移動式クレーン等の特定機械等の使用検査に関し、国外においても検査を行うことができることとし、今通常国会に所要の法律案を提出予定
危険物輸送容器等に係る基準の国際基準への整合化	危険物輸送容器として国際的に使用されているIBC（インターミディエイト・バルク・コンテナ）について、陸上輸送時の安全性等を検討した上で、国内でも使用できるよう、平成６年度中に省令及び告示を改正し、施行

2．今後における行政改革の推進方策について（平成６年２月15日）関係

事　　項	措　置　内　容
外国法事務弁護士受入れに関する規制の緩和	①裁量の余地のない相互主義を撤廃（ガット加盟国）し、又は法務大臣の裁量による任意的な相互主義に変更（ガット非加盟国） ②外国法事務弁護士の承認の基準については、その職務経験期間に国内における被雇用外国弁護士としての経験を２年を限度として参入することを可能化 ③外国法事務弁護士事務所の名称として、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人・組合その他の事業体で外国法事務弁護士が所属するものの名称（ロー・ファーム名称）を用いることを許容 ④弁護士と外国法事務弁護士との共同事業について、一定の要件の下にその禁止を解除 以上の規制緩和を行うこととし、そのための改正法案を今通常国会に提出予定
本船通関、予備審査の適用対象の拡大等による通関手続の迅速化・簡素化	外国貿易船に貨物を積載したまま通関が行える本船扱いの適用貨物を、限度枠管理が行われていない特恵無税品等に拡大する（平成６年６月目途）とともに、輸入申告前にあらかじめ検査の要否等を審査する予備審査制について、特恵関税日別管理品目を新たに適用貨物に加え、全ての貨物を対象とする（平成６年４月目途）等の改善措置を講ずる予定
航空機の入出港手続について航空NACCSによるシステム処理を可能化	航空機の入出港手続については、現在、書面により行うこととされているが、航空会社の事務負担の一層の軽減を図る見地から、航空NACCS導入官署（成田、羽田、伊丹、名古屋の４空港）において、今後、航空NACCSによるシステム処理を可能化 このため、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令及び通達を改正し、３月30日から施行予定
個人輸入手続の円滑化・迅速化	個人輸入手続の円滑化・迅速化を図るため、日本通関業連合会を中心とした個人輸入に関する恒常的かつ専門の相談窓口を都心部に設置し、個人輸入の通関支援システムを構築 本件については、平成６年４月を目途に調整中
動物用ワクチン（一部のもの）の輸入割当ての廃止	動物用ワクチンのうち、犬パルボウィルス感染症ワクチン及び犬レプトスピラ病ワクチンについて輸入割当て対象から除外することとし、平成６年４月１日から実施
電気事業に関する規制の在り方の見直し	効率的な電力供給システムの在り方について、平成６年３月から電気事業審議会において審議中
石油製品に係る規制の在り方の見直し	今後の石油製品供給の在り方について、平成６年２月から石油審議会において審議中
空調用等吸収式アンモニア冷凍装置に対する誓報・除害装置等の義務付けの廃止	一定の基準を満たす吸収式アンモニア冷凍装置について、警報装置、除害装置等の義務づけを廃止することとし、そのための省令改正を平成６年３月末に実施
自動車用エアバッグガス発生装置の高圧ガス容器の輸入時の届出及び検査の廃止	一定の基準を満たす自動車用エアバッグガス発生装置内の高圧ガス容器について、輸入時の検査等を不要化することとし、そのための省令改正を平成６年７月中に実施

事　項	措　置　内　容
液化石油ガス器具の検定に関する抜取り個数及び液化石油ガス販売事業者の消費設備調査	液化石油ガス法に基づく第１種液化石油ガス器具の検定における抜取り個数を削減することとし、そのための省令改正を平成６年４月１日から実施 また、供給設備のガスの漏洩検査の簡略化を図るとともに、消費設備の技術上の基準及び消費設備の調査方法を合理化することとし、そのための省令及び通達改正を平成６年度中に実施
繊維品の輸出承認制の緩和	主要な繊維品の輸出について、平成６年末を目途に米国及びEC向けの輸出を除き、承認制を廃止するとともに、米国向け及びEC向けについても、承認を要する品目を削減
鉄道事業のグリーン料金、寝台料金等の認可の届出化	鉄道事業法について、現在認可に係らしめているグリーン料金、寝台料金等の設定又は変更を届出化する等を行うこととし、今通常国会に所要の法律案を提出予定
路線バス事業の営業政策的な割引運賃等の認可の届出化	道路運送法について、一般乗合旅客自動車運送事業における営業政策的な割引運賃等一部の運賃・料金の認可について届出化することとし、今通常国会に所要の法律案を提出予定
一般旅客定期航路事業の営業政策的な割引運賃等の認可の届出化	海上運送法について、一般旅客定期航路事業等における営業政策的な割引運賃及び料金等一部の運賃・料金の認可について届出化することとし、今通常国会に所要の法律案を提出予定
国内定期航空運送事業の営業政策的な割引運賃、スーパーシート料金等の認可の届出化	国内航空運賃・料金のうち、営業政策的な割引運賃及びスーパーシート料金等一部の運賃・料金の認可について届出化することとし、今通常国会に航空法の一部を改正する法律案を提出予定
住宅の地下室に係る容積率の規制の緩和	建築物の地階で住宅の用途に供する部分については当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の３分の１を限度として、容積率に参入しないこととし、可能な限り今通常国会で措置する予定

（別紙３）

1994年度輸入拡大行動計画

我が国は、従来から国民的課題として輸入拡大に取り組んできた。特に、昨年10月には、内閣総理大臣を議長とする貿易会議において、国民生活の向上、国内市場の活性化等、輸入拡大の意義を確認し、内需拡大とともに我が国の最優先課題として取り組むとする「輸入拡大基本方針」を決定し、これに基づき積極的な努力を展開している。1994年度においては、輸入拡大の重要性がますます高まっている現状を踏まえ、以下の対策を効果的に実施する。

Ⅰ．税制・金融措置による輸入促進インセンティブ

輸入拡大のためには、外国企業による対日輸出努力と並んで、国内企業の輸入拡大努力が不可欠である。このため、以下のとおり、製品輸入の拡大に対し、税制・金融上の優遇措置を講じ、一層の輸入拡大努力を促す。

１．製品輸入促進税制の強化

製品輸入の拡大に対して税制上の特例措置（製造業者等には税額控除又は割増償却、輸入商社等には準備金積立）を講じるという他の国に例を見ない製品輸入促進税制は、1990年度の発足後、外国製造業者の我が国における輸入販売子会社を我が国の製造業者並に扱う等の拡充を行いつつ継続され、毎年外国企業が上位利用者に名を連ねる等外国企業にも広く利用されてきた。94年度においては、適用対象事業者に建設業者を加え、本制度の一層の活用を図る。

2．輸入促進のための政策金融の拡充

我が国においては、ここ10年来製品輸入に対する日本輸出入銀行の低利融資、製品輸入に必要な施設整備に対する日本開発銀行の低利融資、中小企業の輸入活動に対する中小企業金融公庫及び国民金融公庫の低利融資が実施されてきており、また、製品輸入に対しては通常の信用保証枠を倍とするという中小企業等に対する信用保証制度も導入されてきた。とりわけ、日本輸出入銀行の製品輸入融資実績は、1992年度までの３年間で5,000億円を超える状況になっている。また、日本開発銀行の輸入促進基盤強化融資の利用者の90％以上は外資系企業であり、昨年12月からは、特に外資系企業に限って融資比率を通常の40％から50％に引き上げている。また、92年度以降、通常の最優遇金利より更に低い金利による貸付を行うため、これらの金融機関に対する政府の特別の出資を行うに至った。

94年度においても、これらの特別の措置を実施する。

Ⅱ．外国企業、外国政府の対日輸出努力に対する支援

輸入拡大のためには、国際競争力のある優れた外国企業が対日売り込みを積極的に行うことが必要であるが、我が国政府は、以下のとおり、このような活動に対する支援を強化する。

1．ビジネス・サポート・センターの拡充

日本貿易振興会（JETRO）のビジネス・サポート・センターは、初めて日本で売り込み活動を行おうとする外国企業に対し、当初の２カ月間、無料オフィスの提供と必要なアドバイスを行っており、1993年３月開設以来、計24のブースを回転させている。既に世界中の180社（北米75、欧州51、アジア26、豪州13、その他15）が利用し、うち約半数については、対日輸出契約や対日直接投資の決定に至っている。さらに、94年６月を目途に大阪、横浜、名古屋、神戸に同様の機能を持つ総合輸入促進センターを設置することとしており、これにより、外国企業の対日ビジネスに対する支援の拡充、強化を図る。

2．有望輸入商品発掘のための専門家派遣

⑴　長期専門家

日本貿易振興会では、1990年度から先進諸国に合計34名（北米22、欧州11、豪州１）の専門家を２～４年にわたり派遣し、現地企業の潜在的対日輸出商品を日本に紹介してきた。紹介件数は、昨年末までに2,500件にのぼり、うち500件以上の成約をみているが、この活動を更に強化する。94年度においては、更に２名（うち１名は米国）の長期専門家の増員を行うこととしており、これにより、外国政府及び米国の州政府等の要望に十分応えていく。

⑵　短期専門家

日本貿易振興会は、1990年度以来、先進諸国の有力見本市や有力産地に対し、合計144名（北米59、欧州68、豪州17）の専門家を１～２カ月間派遣して、約28,000の有望輸入商品のサンプルを買いつけ、日本の輸入業者等に紹介しているが、94年度中に、更に34名の専門家を各国に派遣して、発掘活動を強化する。

3．外国政府の対日輸出促進キャンペーンに対する支援事業の拡充

日本貿易振興会は、通商産業大臣と米国商務長官の間の貿易促進協力プログラムに基づき、米国の対日輸出促進を目的とするジャパン・コーポレート・プログラムに対して、米国企業への市場データの提供等の支援を行ってきた（1990年度から実施）。また、93年度から諸外国政府が各々進めている対日輸出促進キャンペーン事業（英国のプライオリティー・ジャパン・キャンペーン、仏国のル・ジャポン・セ・ポシブル、スペインのプラン・ハポン、ノルウェーのアクセス・ジャパン、EUのゲートウェイ・トゥ・ジャパン、カナダのアクションプラン・フォア・ジャパン、オーストラリアのジャパン・ビジネス・プラン）に対しても、日本市場調査員の受入れ、セミナー開催、カタログ作成等の面で支援を行っている。94年度においては、外国政府及び米国の州政府等が行うこのような対日輸出促進キャンペーン事業に対する支援を一層拡充、強化する。

4．外国ビジネスマンの日本市場理解の増進

日本貿易振興会は、1990年度から約800人（北米350、欧州350、その他100）の外国ビジネスマンを招聘し、日本市場に対する理解を高めているが、94年度においても更に250人の外国ビジネスマンを招聘し、対日輸出のノウハウを教授するセミナーを開催する。

5．外国企業の日本の専門見本市への参加の支援

新しい対日輸出ビジネスの開拓の場として近年ますます重要性を高めている日本の専門見本市への外国企業の出展・参加を進めるため、日本貿易振興会が1994年度から新たに２つの専門見本市に外国企業のためのブースを確保し、自力でブースを確保できない外国企業に対し、出展の機会を提供する。

Ⅲ．消費者の輸入品需要の喚起

輸入拡大のためには、消費者が外国製品に対して適切な評価を行い、優れた外国製品を購入していくことも重要である。このため、以下のとおり、消費者が輸入品や輸入品に関する情報に接する機会を拡大することにより、従来にもまして、消費者への輸入品の浸透を図る。

1．総合輸入促進センターの設立

消費者の輸入品に対する需要を喚起するため、これまで東京の㈶製品輸入促進協会（MIPRO）が輸入品の展示、販売、輸入品に係る消費者相談等の活動を展開してきた。これに加えて、日本貿易振興会が大消費地である横浜、大阪、名古屋、神戸の各都市に同様の機能を持つ総合輸入促進センター（延床面積3,500m²にのぼる輸入品アンテナショップを含む。）を本年６月を目途に設立することにより、今後さらにこれらの活動の充実、強化を図る。

2．地域輸入促進センターの設立

日本貿易振興会は、日本全国のできるだけ多くの消費者に輸入品の浸透を図るため、総合輸入促進センターに加えて、全国のブロック中心都市である札幌、仙台、高松、広島、福岡に地域輸入促進センターを本年４月までに設置することとしており、これらを通じて輸入品の展示、販売等の活動を強力に展開することとしている。

3．個人輸入通関手続支援のためのセンター設置

個人輸入手続の円滑化・迅速化を図るため、日本通関業連合会を中心とした個人輸入に関する恒常的かつ専門の相談窓口を都市部に設置し、個人輸入の通関支援システムを構築する。

4．輸入品フェアの開催

1994年度において、自動車の大規模専門見本市を開催するほか、総合輸入促進センターの開設に合わせ、輸入品フェアを強力に展開する。

Ⅳ．輸入関連インフラ等の整備

輸入品の物流の円滑化を図るため、港湾、空港及びその周辺地域における道路等輸入関連インフラ等の整備を推進する。

1．輸入促進地域の整備等

輸入貨物を取り扱う各地の港湾、空港及びその周辺地域において、輸入品物流拠点施設、輸入品流通センター等の建設により、これらを利用する種々の輸入関連ビジネスをこれらの地域に集積させ、輸入活動を活発化させようとする輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）計画を94年度においても一層推進する。

具体的には、既に７地域（大阪港、関西国際空港、神戸港、松山港、北九州港、長崎空港、新千歳空港）において計画が承認されており、上記施設整備に着手することとしている。この７地域においては、総計13の輸入関連施設が整備される予定である。

また、３月28日に川崎港、横浜港、広島空港、下関港、大分港の５地域においても計画が承認されたところであり、さらに、94年度中にこれら地域に加え数地域の計画が承認される見込みである。

さらに、輸入促進地域の整備と関連して、総合保税地域制度の活用を図る。

2．外貿ターミナル、通関・検疫体制等の整備の推進

⑴　外貿ターミナルの整備

輸入品の物流を効率化し、その円滑化を図るため、港湾整備事業により外貿ターミナルの整備を推進している。

1991年度以降事業規模を拡充しており、

90年度事業費実績約900億円から、93年度においては、当初約1,360億円の事業費を見込むに至った。更に、92年度及び93年度においては、４回にわたる補正予算により約870億円の事業費の追加により整備を推進した。

1994年度においても、輸入拡大の進展に十分対応するため、外貿ターミナルの整備を推進する。

(2)　通関、検疫体制の整備

税関、検疫に係る体制の充実に努め、通関、輸入手続の円滑化を図る。

通関手続に関しては、一層の迅速化、税関の体制強化を進めており、開港、税関空港も逐次増加を図っている（94年度には石狩湾新港、関西国際空港、函館空港が開港の見込み）。また、通関手続の電算化については、1994年度において輸入申告の90％以上が電算処理される見込みである。更に、予備審査制の改善、小口急送貨物等の時間外通関手数料の見直し等を行うとともに、食品衛生、動植物検疫手続の電算システムと通関手続の電算システムとの電子インターフェイス化等の輸入手続全体の簡素化、迅速化を推進している。

食品検査については、近年の食品輸入の増大に対応して、検査手続の一層の簡素化、迅速化を図ることを目的として、1990年度から輸入食品監視体制の大幅な強化を進めており、94年度までに、食品輸入届出受理検疫所の増設（22カ所→30カ所）、輸入食品・検疫検査センター２カ所の新設、食品衛生監視員の増員（99人→205人）を行っている。また、輸出国において食品等の製造段階から食品衛生法に適合することを確認する輸入食品等事前確認制度（輸出国登録工場制度）の導入を図ることとしている。94年度においては、引き続き監視体制の強化を行うとともに、日本貿易振興会の協力を得て、輸入食品等事前確認制度について、積極的に普及活動を行う。

Ⅴ．分野別の輸入促進

１．自動車・自動車部品（優先三分野の自動車・自動車部品を参照）

外国製自動車・自動車部品の取引の拡大を図るため、日本貿易振興会が関係事業者、関係外国政府機関等と協力して行う事業に対して、財政支援を行う（1994年度事業費の一部として、780万ドルの財政支援を予定）。

①　輸入自動車等に関する消費者の理解促進を通じて、輸入自動車等の販売拡大を図るため、輸入車展示会等を行う。また、輸入車に直接試乗する機会を消費者に提供するための輸入車試乗会（東京、大阪、名古屋、北海道、九州等で開催予定）を行う。

②　我が国ディーラーや外国メーカー等の参加を得て、輸入自動車等の取り扱いに係るセミナーを開催する。

③　我が国自動車メーカーと外国部品企業との間のデザイン・インを促進するため、外国人エンジニアの研修を行う。

④　外国政府等が組織する対日自動車部品ミッションに対して協力を行う。

⑤　我が国自動車メーカーの購買方針等について外国部品企業の理解を増進するため、外国政府等が開催するセミナーに協力を行う。

２．住宅

消費者への良質かつ安価な住宅の提供を可能とする住宅の輸入を促進する。このため、日本貿易振興会が、横浜、大阪、北海道、福岡県の各地に輸入住宅を展示する常設の展示場を確保し、住宅の輸入業者に提供する。また、関係省庁、住宅輸入業者、学識経験者等により構成する輸入住宅促進協議会（事務局：日本貿易振興会）において、良質かつ安価な住宅の輸入を促進するための情報提供の強化、流通・施工に係る問題点等具体的課題を検討し、５月を目途に報告をとりまとめる。

（注）本計画中の1994年度にかかる措置は、すべて平成６年度予算政府案に基づくものである。

（出所）内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ

11-91　日米財務金融対話

① 経緯

2001年１月の米ブッシュ政権の誕生を受け、両首脳は日米間の経済対話を強化していくことで一致し、６月30日の日米首脳会談の際に「成長のための日米経済パートナーシップ」と名付けられた新たな二国間の経済イニシアチブを立ち上げることを発表した。この中には、財務金融分野の諸問題を扱うための「財務金融対話（Financial Dialogue）」の設置も盛り込まれており、これにより、従来の日米包括経済協議の枠組みの中に位置づけられていた「日米金融サービス協議」は「財務金融対話」へと発展的に強化されることとなった。

② 概要

「財務金融対話」は、日米の財務金融当局（日：財務省及び金融庁、米：財務省）の間で、金融セクターに関する事項やマクロ経済等、財務金融分野の諸問題について、専門的な見地から意見交換や情報交換を行うために設置される。会合は、両国財務省の次官級を議長に、少なくとも年一回行う。また、その直前に次長級が議長を務める「金融サービス作業部会」を開催し、金融セクターに関する問題を取り上げる（本作業部会における進展は「規制改革及び競争政策イニシアチブ」の下でとりまとめられる報告書に反映される）。なお、パートナーシップの他のフォーラムと同様、民間部門の意見も取り入れていくこととしている。

成長のための日米経済パートナーシップ
【財務金融対話部分】

〔１.～６.略〕

７．財務金融対話は、日本側の財務省及び金融庁、米側の財務省が、双方にとって重要なマクロ、金融セクターなどの主要事項（銀行の不良債権を含む）について、情報交換や意見交換を行うためのフォーラムとなる。適当な場合には、対話の率直かつ忌憚のない性格を維持する限りにおいて、議長より、他の関係機関の出席が求められることもある。財務金融対話には以下が含まれる：

― 金融セクターに関する事項に重点をおくこと。

― 最近の金融・財政政策及びマクロ経済政策に影響を与えうる経済的な考慮についてのレビューを含む、両国の経済状況のレビュー

Ａ．会合：財務金融対話の会合は、少なくとも年一回開催され、両国間の強固な財務金融関係を強調するために、両国財務省の次官級を議長とする。

Ｂ．作業部会：金融サービスに関する作業部会は、次官級による金融セクターに関する会合の準備のため、また、次官級の実務者に対し、金融セクターに関する事項について説明するため、次官級会合の直前に開催される。作業部会は、競争的な金融市場の発展、銀行・証券セクターの強化、及び他の金融サービスに関する問題に焦点をあてる。作業部会は、両国財務金融当局の次官補代理・次長級が議長を務め、両国の他の金融監督当局の参加も含む。

Ｃ．民間部門の構成要素：両政府は、財務金融対話の議題についての議事を進めるために、政府の外からの意見を取り入れることを目指す。

（参考１）成長のための日米経済パートナーシップ

① 経緯

2001年１月の米ブッシュ政権の誕生を受け、３月19日の日米首脳会談（森総理・ブッシュ大統領）の際に、「両首脳は、グローバルな、地域的な及び二国間の経済及び貿易問題を検討する日米間の対話を強化するための新たな方策を探求すべく協力することで意見が一致し、また、この努力に両政府の外からの意見を取り入れていく」ことを共同声明で発表した。

（注）昨年来、外務省や経産省では、「摩擦」でなく「協調」により日米関係の発展を目指すという考え方の下、主要省庁による次官級会合と官民対話（「日米経済円卓会議」、「日米経済フォーラム」）の開催を提案していた。

これを受けて日米両国政府間で協議が進められ、６月12、14日の事務レベル（米：USTRカトラー代表補、国務省グリーンウッド調整官他、日：外務省田中経済局長他）での協議を経て最終的な合意に達し、６月30日の小泉総理とブッシュ大統領による日米首脳会談の際に、「成長のための日米経済パートナーシップ」として発表された。

② 概要

「成長のための日米経済パートナーシップ」は、二国間の、地域的な及びグローバルな経済及び貿易問題に関する協力と取組みのための構造を提供することにより、日米両国及び世界の持続可能な成長を促進することを目的としており、この目的を実現するために、以下のフォーラムを設置することとしている。

なお、これら複数のフォーラムでの議題の重複は、最大限避けることとされている。

「次官級経済対話」
- 外務省及び米NSC/NECが議長。経済を取り扱う主要な官庁及び議題に応じて適当と判断される省庁が参加。
- 非公式かつ柔軟な形式で、少なくとも年一回開催。
- 二国間・地域的・グローバルな問題についての戦略的な対話を目的とする。

「官民会議」
- 次官級協議出席者に加え、議題に応じその他の政府関係者及び民間関係者が出席。
- 上記次官級経済対話の直前に開催（年一回）。

「規制改革及び競争政策イニシアティブ」
- 現行の規制緩和対話を改組したもの。
- 上級会合：外務審議官及び次席通商代表が議長。年一回、あるいは双方の合意によりさらに開催。
- 作業部会：一年を通じて開催。
  - ○分野別作業部会：
    - ⑴ 電気通信分野：日本側：外務省・総務省、米側：通商代表部が議長
    - ⑵ 情報技術（IT）分野：日本側：外務省、米側：通商代表部・商務省が議長
    - ⑶ エネルギー分野：日本側：外務省・経産省、米側：通商代表部が議長
    - ⑷ 医療機器・医薬品分野：日本側：厚労省、米側：商務省が議長
  - ○分野横断的部会：日本側：外務省、米側：通商代表部・司法省が議長
  - ○民間関係者を作業部会の場に適宜招請。
  - ○下記財務金融対話での進展を含め、両国首脳に毎年進展を報告。

「財務金融対話」
- 財務省及び金融庁と米財務省の次官級で構成。少なくとも年一回開催。
- 金融分野関連事項・財政金融政策・マクロ経済につき意見交換・情報交換。
- 次官級会合の直前に次長級の金融サービス作業部会を開催。

「投資イニシアティブ」
- 現行の投資・企業関係作業部会を改組したもの。
- 経済産業省と米国務省が議長。年２回の投資グループ会合及び次官級の年次会合を開催。セミナー開催等も重視。
- 投資グループ会合及び公開の活動に民間関係者を招請・参加。
- 議題となった案件の進捗状況に関する報告書を毎年とりまとめる。

「貿易フォーラム」
- 外務省と米通商代表部が議長。原則として年一回開催。
- 貿易問題についての早期警戒を目的とする。

（出所）財務省資料（平成13年７月）

4　経済協力等

11-92 「対外経済協力審議会答申（昭和62年5月15日）のフォローアップについて」（小委員会報告）

1989（平成元）年6月23日
対外経済協力審議会小委員会

対外経済協力審議会においては、昭和62年5月15日に「我が国経済協力の推進について」答申し、その後、同答申に基づき、昭和63年5月以降7回にわたり同審議会小委員会を開催し、同答申のフォローアップを行ってきたところである。

政府においては、同答申以降、昭和62年度補正予算、昭和63年度当初予算等の予算措置を通じて、経済協力関係施策の積極的な推進に努めているところであり、フォローアップの結果、同答申の趣旨に則した施策の展開が図られていると認識している。

しかしながら、我が国が自由世界第1位の援助国とならんとし、我が国の援助に対する国際的な期待が高まるとともに、国内においても、経済協力の効率的・効果的実施に対する国民の期待、要請が一層強くなるという状況の下で、今後我が国の経済協力を推進するに当たっては、引き続き同答申を尊重するとともに、特に同審議会小委員会において指摘された以下の点に留意する必要があると考える。

記

1．我が国経済協力の基本的考え方

⑴　第4次中期目標に掲げたODA実績の倍増計画を確実に履行しうるよう所要の措置を講ずるとともに、GNP比率の着実な改善に努めること。

⑵　近年、国際的に極めて関心の高くなっている累積債務問題、地球環境問題について、我が国としても、他の先進諸国と協調しつつ、積極的に取り組んでいくこと。

⑶　対外経済協力関係閣僚会議等を通じて関係行政機関相互の連絡を密にするとともに、実施機関との連携の強化を図るほか、援助の評価活動を充実させ、より効率的、効果的に援助を実施しうるよう努めること。

2．政府開発援助の充実

⑷　援助額の増大に対応しうるよう引き続き実施体制の整備を図ることとし、在外公館、実施機関の海外事務所等における要員の拡充に努めること。また、援助要員の育成・確保方策を充実すること。

⑸　国際機関を通じた協力について、国際協調の観点に留意しつつ、財政的支援の拡充、援助実施面での連携強化等を図るとともに、国際機関へ積極的に専門家を派遣する等人的貢献を強化し、我が国の技術や知識の開発途上国への移転を促進すること。さらに、国際機関に蓄積された知識、経験の活用に努めること。

⑹　技術協力の拡充に努めることとし、特に、研究を通じる協力、留学生対策、医療協力の充実、長期的な観点からの開発途上国への技術移転、人材育成等を推進すること。

⑺　ODAの質の向上を図るとの観点から、贈与の拡充等に努めること。

また、円借款について、引き続きその質の改善に努める。このため、プログラム援助等については、国際機関や主要援助国との協調の下に、同援助が真に経済調整に寄与するものとなるよう十分留意すること。更に、内外諸情勢を踏まえた一般アンタイド化を推進すること。

3．民間経済協力の促進等

⑻　民間経済協力の推進について、貿易保険、日本輸出入銀行等の機能を積極的に活用するとともに、投資環境の整備を図り、円滑に民間投融資が行われるよう努めること。

⑼　政府レベルの援助と補完的な関係にあるNGOの活動に対する支援を強化するとともに、NGO活動と政府ベースの協

力との連携を進めること。

⑽　「国際協力の日」等を通じて、我が国が経済協力を通じて開発途上国の経済発展、福祉の向上に貢献していることを広く国民に周知するため、広報活動の充実に努めること。

（出所）財政史編纂資料

11–93　「地球環境問題と我が国対外経済協力について」

1991（平成３）年３月26日

内閣総理大臣　海部俊樹　殿

対外経済協力審議会
会長　大来　佐武郎

地球環境問題と我が国対外経済協力について

標記について、別紙のとおり意見をとりまとめたので提出する。

（別紙）

地球環境問題と我が国対外経済協力について

1　対外経済協力審議会は、昭和61年２月27日「最近における内外情勢の変化に対応して今後我が国対外経済協力を進めるに当たり留意すべき基本的事項」について諮問を受け、昭和62年５月15日「我が国経済協力の推進について」答申を行った。その後、当審議会に設置された小委員会が同答申実施状況のフォローアップを行ってきたところであるが、前回答申以降の情勢の変化にかんがみ、同小委員会は平成２年11月から２回にわたり地球環境問題に関して審議を行った。

2　近年、先進国を中心とする経済活動水準の一層の高度化に加え、開発途上国を中心とする貧困と人口の急増・都市集中、さらには国際的な相互依存関係の拡大等を背景として、地球環境問題が顕在化し、国際的な取組の機運が急速に高まっている。我が国の提唱により設置された国際連合の「環境と開発に関する世界委員会」は、昭和62年に「開発と環境の悪循環から脱却し、環境・資源基盤を保全しつつ開発を進める『持続可能な開発』の道程に移行することが必要である」との考え方を提唱し、以来、この考え方は世界の共通認識となっている。また、平成元年のアルシュ・サミット及び平成２年のヒューストン・サミットにおいては、環境問題が主要議題の一つとなり、後者の経済宣言では、地球温暖化問題を中心とした対応、対策に焦点が当てられた。今後、地球環境問題は、平成４年にブラジルで開催が予定されている「環境と開発に関する国際連合会議」に向けて更に国際的な議論が深められる状況にある。

3　当審議会は、前回答申において「多種多様化しつつある開発途上国の開発ニーズに対応すべく、環境……等援助の実施分野の多様化を図る必要がある。……更に、熱帯林の保全等地球的問題に対する協力も重要である」旨述べたところである。政府は、アルシュ・サミットにおいて、環境分野に対する我が国の援助につき元年度から３年間で3,000億円程度を目途として拡充・強化に努めることを公表するとともに、元年６月には地球環境保全に関する関係閣僚会議において、開発途上国に対する環境分野の援助の拡充、政府開発援助等の実施に際しての環境配慮の強化等を確認するなど、地球環境問題を考慮した対外経済協力の推進に努めており、このことは評価しうるものと考える。

4　しかし、開発途上国は、1980年代を通じ依然として「貧困、人口増加、環境破壊の悪循環」を脱却するに至っておらず、世界第一位の開発援助国であり、また世界トップレベルの環境・公害対策技術、省エネルギー技術等を有する我が国としては、これらの国々において経済発展と環境保全とが調和のとれた形で進められるよう一層の貢献をなしうるものと考える。

当審議会は、このような見地から審議を行い、とりあえず下記のとおり意見を取りまとめたので、政府においてはこれを参考とし、施策の一層の充実に努められるよう要望する。

記

1　地球環境問題に対する我が国の対外経済協力を通じた貢献

⑴　開発途上国では、貧困、人口増加、農地、森林等の不適切な管理等に起因する砂漠化の進行、森林の減少、野生生物の種の減少等の地球的規模の環境問題が深刻化の様相を示すとともに、工業化の進展に伴う産業公害の顕在化、人口の都市集中による生活環境、衛生状態の悪化等の環境問題に直面している。しかし、これらの国々では人材、資金の制約もあり、未だ技術的・経済的基盤が不十分で、これらの問題に的確に対応できない状況にあり、環境保全対策を効果的に進めるためには、開発途上国の自助努力とともに、先進国からの技術的・経済的な援助が必要となっている。

⑵　一方、我が国は高度な経済活動を営み、国際的な相互依存関係の高まりの下で地球環境に大きなかかわりをもつと同時に、環境保全、公害防止等の分野で豊富な経験と高い技術を有している。これらの経験と技術は、開発途上国の環境問題の解決に極めて有益なものとなっており、開発途上国が我が国へ寄せる期待は大きい。

⑶　地球環境問題は、今や人類の未来を脅かしかねない重大な課題となっており、環境面で健全で持続可能な開発への貢献は、1990年代の開発協力の中心的な任務の一つである。屈指の経済大国として、非軍事的手段により国際社会に貢献しようとする我が国は、地球的規模での「持続可能な開発」の実現のため環境分野の援助を拡充・強化し、リーダーシップを発揮していく必要がある。

⑷　一方、地球環境問題に対する我が国の対外経済協力をより効果的なものとする上で、環境問題に対する開発途上国の認識の向上を図ることが不可欠である。開発途上国でも、環境保全の重要性についての認識が徐々に広がりつつあるが、先進国の認識とは相当のかい離がある場合も多いので、国際会議等の場の活用も含め政府間で対話を進め、開発途上国政府の理解を深めていくことが必要である。

また、開発途上国においては、通常、環境関連事業の優先度が低く、要請に結び付かない等の問題があるため、開発途上国からの環境分野の援助要請を促すよう案件発掘調査団の派遣等によりプロジェクト発掘機能の強化を図るとともに、相手国との政策対話を通じた積極的な方向付け、働きかけを行うなど「要請主義」の弾力的運用に努めることも重要である。

更に、環境保全は効果が現れるまでに長い年月と多くの費用を要すること及び対策が初期であればあるほど効果的・効率的対応が可能となることにかんがみ、長期的視野に立ちかつ極力初期の段階から協力をしていくことが重要である。

⑸　開発途上国が自ら環境問題に対処できる能力を養うことは、問題解決の基本である。そのためには人材の育成、研修員の受入れ、専門家の派遣に加え、開発途上国自身による環境関係技術者養成の場となる機関の整備・運営に対する援助、開発途上国が環境の状況に関する的確なデータを整備し、環境保全の計画を策定するための支援、実効性ある環境基準及び排出基準等の設定とその適正な運用に対する援助、開発途上国のコスト負担力や技術水準などに即した適切な技術の開発・移転に努めることが必要である。

⑹　国際機関、地方公共団体、NGO等は、それぞれ蓄積された専門的知識、現場に即した技術、きめ細かな援助活動など特色あるノウハウを有しており、経済協力関係機関等は、これら機関等との連携、協力関係の強化によりその知識、経験の活用を図ることが必要である。

2　対外経済協力に際しての環境配慮等

⑺　政府開発援助については、環境保全に資するプロジェクトの充実が図られるよう開発プロジェクトの選定に当たり一層の配慮を加えるとともに、開発プロジェクトの実施に際しての環境配慮の強化に努めることとし、開発プロジェクトのうち環境に相当の悪影響を与える恐れのあるもの、あるいは汚染者負担原則からして事業主体が十分な公害対策を講じ

ていないと判断されるプロジェクトは、所要の措置を講じるよう相手国に働きかけるとともに、改善策が不十分な場合には、援助の対象としないことも検討すべきである。

また、この考え方に沿った開発プロジェクトの円滑な推進を図るため、相手国による公害防止対策等環境対策に係る措置が適切なものとなるよう、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力のより有機的・効果的な活用を含め、開発途上国にインセンティブを与えるための方策につき検討する必要がある。

⑻　政府、経済協力関係機関、企業団体は、「その他の政府資金（OOF）」による協力及び民間企業の海外活動についても適切な環境配慮が行われるよう、企業等の自覚を促すとともに、開発途上国政府等とも協力し、これらの国々の自然・社会環境や環境基準等に関して的確な情報を提供する必要がある。

また、援助機関、融資機関、企業団体等は、環境配慮のためのガイドラインの設定・充実、環境への影響のチェック体制の整備・強化等を図ることが必要である。この場合、単に現地の環境規制に適合するだけでなく、適切な技術を用いて公害や環境破壊の未然防止に努めることが重要であり、また、各国が歩調を合わせることによりガイドラインの実効性を確保するとの観点から、その内容につき国際機関を通じた連絡協調等にも努めるべきものと考えられる。

更に、環境配慮に関しては、相手国政府機関、地方政府機関をはじめ、国際機関、内外の研究機関、さらにはNGO等幅広い意見を斟酌することが望まれる。

⑼　海外への企業進出に際しては、我が国の進んだ水質、大気等の環境管理、測定、分析等に係る技術、ノウハウを進出先に移転することが、当該国のみならず、地球的規模での環境保全に貢献するとの認識の下に、これらの技術、ノウハウの移転促進、定着に協力する必要がある。

3　地球規模の環境問題等について

⑽　熱帯林の減少、酸性雨、地球温暖化、砂漠化の進行等地球規模の環境保全の問題に関しては、例えば、熱帯林資源については持続的な利用と保全を可能とする適正な森林管理を行う、酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出については、これを抑制するため必要な公害防止施設を設置するなど当該国自身が所要の配慮をし、コストを負担すべきことはいうまでもない。しかし、環境保全には多額の費用を要することも事実であり、また、開発途上国の環境保全、例えば熱帯林の保全が人類社会全体にとって必要ならば、その保全コストは先進国も応分に負担すべしとの主張も開発途上国の側には強く、先進国は、地球環境の保全が現下の全人類的な課題であるとの認識の下に開発途上国の努力を支援していく必要がある。

このため、地球規模の環境問題に係る政府開発援助については、我が国の取組の姿勢が問題別に明らかになるように努めるとともに、援助の量及び質の両面においてその改善・拡充に努めるべきである。

⑾　環境問題に係る対外経済協力は、基本的には公的資金で対応すべき領域と考えられるが、開発途上国における持続可撓性のある開発の実現のためには多額の資金を要することから、相手国の資金調達に際し民間資金のより一層の活用を図るための種々の工夫を加えることも考慮すべきであると考えられる。また、開発途上国の有する債務を肩替わりする代償にその国の自然保護措置等を強化させるといういわゆる「債務の自然保護スワップ」への民間の参加・協力についても支援に努めるべきものと考える。

⑿　地球規模の環境問題に関しては、未だ多くの不確実性ないし科学的解明を要する点も残されている。適切かつ実効的な対策を講ずる上で、地球規模のモニタリング、得られたデータのレビュー及び評価並びに学際的調査研究が必要であり、これらの協力体制の整備・強化に対する支援も重要である。

（出所）財政史編纂資料

11-94 「我が国対外経済協力の推進について」

1992（平成４）年５月８日

内閣総理大臣　宮澤　喜一　殿
対外経済協力審議会
会長　大来　佐武郎

我が国対外経済協力の推進について

標記について、別添のとおり意見をとりまとめたので提出する。

（別添）

我が国対外経済協力の推進について

１．対外経済協力審議会は、昭和61年２月27日「最近における内外情勢の変化に対応して今後我が国対外経済協力を進めるに当たり留意すべき基本的事項」について諮問を受け、昭和62年５月15日「我が国経済協力の推進について」答申を行った。その後、当審議会に設置された小委員会が同答申実施状況のフォローアップを行い、その審議の成果を踏まえ、当審議会は平成３年３月26日「地球環境問題と我が国対外経済協力について」意見を提出した。

２．上記小委員会はその後も引き続き前回答申のフォローアップを行ってきたが、政府においては、同答申の趣旨に則し、毎年にわたる政府開発援助予算の拡充をはじめとして、各般にわたる経済協力関係施策の積極的な推進に努めていると認められる。

３．我が国は、今や世界最大級の援助国であり、東西冷戦の終結等により世界が新しい国際秩序を模索する中で、我が国がどのような責任と役割を果たすかに国際社会の期待と注目が集まるとともに、国内においても政府開発援助の効果的・効率的な実施に対する要請が一段と強まっている。

４．当審議会は、このような我が国経済協力をめぐる情勢の変化にかんがみ、これまでの上記小委員会における審議の過程で示された意見を別紙１「我が国政府開発援助の基本的考え方について」及び別紙２「我が国対外経済協力の推進に当たり留意すべき事項について」のとおり取りまとめたので、政府においてはこれを参考とし、今後、ODAの対GNP比率の着実な改善を図りつつ、施策の一層の充実に努められるよう要望する。

５．なお、近年市場指向型経済を導入した諸国に対する経済協力のあり方等、国際情勢の変化等に伴う新たな問題については、今後引き続き検討を行うこととしたい。

（別紙１）

我が国政府開発援助の基本的考え方について

我が国の政府開発援助が世界最大級の規模に達し、内外の関心が高まる中で、そのより効果的・効率的な推進を図るためには、国民の理解を深め、幅広い支持を得るとともに、国際社会に対して我が国の援助政策を明らかにすることが必要である。平成３年12月の「平成４年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」の閣議決定において、新たに策定することとされた「政府開発援助大綱（仮称）」は、このような必要に応えるものであり、早期の策定が望まれる。当審議会としては、当該大綱に盛り込むべき「主要項目及びその基本的考え方」（例示）を以下のとおり取りまとめたので、策定に当たって参考とされたい。

１．基本理念

⑴　人道的配慮
⑵　相互依存関係の認識
⑶　自助努力支援
⑷　地球環境保全

開発途上国においては、今なお、貧困に苦しむ人々が多数存在する。これらの開発途上国が、環境との調和を保ちつつ経済社会の発展を遂げ、その国民の福祉を増大させ、政治的・社会的な安定を確保することは、世界全体の平和と繁栄のために不可欠である。我が国としては、人道的配慮と国際社会の相互依存関係の認識に立脚し、政府開発援助を通じて、地球環境の保全に配慮しつつ、開発途上国の経済社会発展のための自助努力を支援していく必要がある。

２．原則・配慮事項等

⑴　国際連合憲章の諸原則

国際連合憲章の諸原則、特に主権の尊

重、平等及び内政不干渉の原則に従って実施すること。

⑵　開発と環境の両立

開発と環境の両立を図る。

⑶　民主化、基本的人権等についての配慮

民主化の促進、市場指向型経済導入の努力及び基本的人権・自由の保障状況について十分配慮する。

⑷　軍事支出等と援助のあり方

開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器の開発・製造、武器輸出入等の動向について十分配慮する。

⑸　軍事的用途、国際紛争助長への使用回避

軍事的用途に充てられたり、国際紛争を助長するような協力は行わない。

⑹　発展段階に応じた適切な対応

開発途上国の発展段階、所得水準等の違いに応じた適切な対応を行う。

⑺　開発と女性（WID）への配慮

女性の開発過程への参加の確保及び開発成果による女性の受益について十分配慮する。

⑻　社会的弱者への配慮

子供、高齢者等社会的弱者に十分配慮する。

⑼　我が国及び相手国国民の理解の確保

援助の実施に当たっては、我が国国民、さらには相手国等の国民の幅広い理解と支持を得るように努める。

3．重要事項・分野、地域別方針

⑴　人づくり及び技術の向上・普及をもたらす協力、インフラ、構造調整、基礎生活分野（BHN）等

援助の重点事項としては、開発途上国の経済社会開発にとって極めて重要な要素である広範な人づくりの推進、研究協力等技術の向上・普及をもたらす協力、インフラストラクチャーの整備への援助を重視すること、経済構造の調整努力へ支援を行うこと、難民や貧困により困難な状況にある人々を対象としたBHN援助を行うこと等が代表的な例として挙げられる。

⑵　地球環境問題等地球的課題への取組

地球環境問題、健康水準の向上と適正な人口政策など先進国と開発途上国が共同で対処すべき地球的課題に取り組む。

⑶　地域ごとの特性に応じた対応

各地域の特性に応じた適切な援助を実施する。（我が国との密接な関係、多数の貧困層の存在、世界経済発展への寄与の観点から、アジア地域については引き続き重視）

4．効果的・効率的実施等

⑴　政策対話の推進

相手国の要請を前提としつつも開発途上国に関する情報の収集・分析を進め、これを踏まえて相手国との政策対話を推進する。

⑵　各援助形態の有機的連携・調整による総合的な経済協力

有償資金協力、無償資金協力、技術協力及び国際機関を通じた協力の各援助形態の特性を最大限生かし、それらを効果的に組み合わせる。

⑶　多様な機関との協調、地域協力との連携強化、民間経済協力との関連、民間援助団体（NGO）等との連携

必要に応じ、先進国の援助機関、国際連合諸機関、国際金融機関、地域協力、地方公共団体及び労働団体、経営者団体等各種民間団体等との適切な連携・協調を図る。また、援助、直接投資、貿易が有機的に関連するよう民間経済協力の促進及びこれとの連携強化を図るほか、民間援助団体（NGO）との連携を図る。

⑷　評価等の充実

第三者による評価及び合同評価を含めた評価活動の充実等を図る。

5．国民の理解促進、実施体制等

⑴　情報公開の促進

相手国に対する外交的配慮等を踏まえつつ、援助に関する情報公開を促進する。

⑵　広報・開発教育・開発研究の強化

広報活動の強化、開発援助に関する教育・研究を推進する。

⑶　人材の養成及び確保

援助にかかわる人材の養成・確保を図る。

⑷　援助実施体制の整備

援助実施機関の組織の見直し、連携強

化等並びに関係省庁間の連絡・協議体制の整備等を図る。

（別紙２）

我が国対外経済協力の推進に当たり留意すべき事項について

最近における我が国対外経済協力をめぐる情勢の変化にかんがみ、今後の経済協力の推進に当たっては、前回答申で述べた事項のほか、次の事項に留意すべきである。

１．我が国人材の養成・確保・活用

我が国の経済協力は、中期目標に沿った政府開発援助（ODA）の着実な拡充もあり、近年著しい伸長を示しているが、経済協力に係る人材の不足は否めないところであり、人材の質、量両面における計画的な養成が緊急の課題である。

⑴　近年、国際機関や援助実施機関で働くことを希望する者は、若者を中心に少なくないとされているが、これら機関へのアプローチの方法が周知されていないなどの指摘もあり、国際協力の分野で働くことを希望する者の登録制度を充実するとともに、知識経験に富んだ中高年層にも活躍の機会が与えられるよう努めるべきである。

研修生の受入れや専門家等の派遣は企業等の社会的使命であるとの認識は経営者等の間に浸透しつつあるが、企業等としても経済協力の現場での経験を企業等の内部で積極的に評価し、人材の発掘、養成に当たる必要がある。

また、我が国経済の高度化に伴って、開発途上国に適した技術が失われつつあることが懸念されており、これら分野の人材の活用を図るとともに、技術の継承の方途につき検討する必要がある。

⑵　近年、我が国における開発問題に関する研究・教育・研修は、漸次充実しつつあるが、高等教育レベルを中心に、さらにその強化が必要である。特に、援助量の増大に伴って、開発途上国の開発計画の企画・立案並びに当該計画に対する経済協力の導入及び実施に携わる開発専門家の不足が顕著となっており、その養成が急務である。開発専門家の養成は、我が国民間コンサルタントの要員の充実・強化にも資することが期待される。

専門家の派遣に当たって協力に必要な専門知識等を補完的に付与する派遣前研修機関の整備が必ずしも十分でなく、保健医療などの分野においては、専門家の養成を国内の大学、研究所等では十分に行えない例もある。このため、国内の大学院における教育研究体制を整備する、各種研究所の研修コースを専門家派遣前研修に活用する等の措置をさらに推進することが必要である。

また、政府の経済協力担当部局、援助実施機関の強化及び国際機関に対する計画的な人員派遣に資するため、既存の研究・教育・研修機関を通じて人材・要員の養成に努めるとともに、国際機関のジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）制度の活用に努めるべきである。なお、我が国の援助実施機関、民間コンサルタント等の強化の観点から、当面、必要に応じ、外国人人材の活用を図ることも考慮されるべきである。

⑶　一般的に、一時的に経済協力に従事する専門家については、帰国後の処遇が不安定であることなどが人材の不足を招いていることは否定できず、これら専門家等の処遇の改善が急務である。企業等は、専門家等として一時的に開発途上国へ派遣される者の身分の保証に努めるべきである。また、企業、大学、援助実施機関等は、経済協力の経験者及び専門家の積極的な受入れに努めることが望まれる。

要員確保の上で大きな障害である現地における安全の確保、災害時の救済、医療、健康管理、子女教育等の問題については、相手国の協力を得つつ官民一体となってその解決に努める必要がある。

２．開発途上国の人材育成

人材育成は、開発途上国の国造りの根幹をなすものであり、長期的観点からみて開発の自立的発展に役立つところが大きいので、今後重点的に推進を図るべき分野の一つである。

⑴　国内で実施される研修については、単なる技能、技術の移転にとどまらず、そ

の重点を指導的立場にある者の育成に置くとともに、中堅幹部ないし職長クラスを対象とした研修の充実を図るべきである。また、宿泊施設の充実、修了証書の発行等について考慮するとともに、研修終了後のフォローアップに努める必要がある。

我が国企業による研修生受入れに当たって、受入企業の負担が過重になっている場合もあること、研修期間の制約、研修生の予備知識の不足等により十分な成果を見込めない場合があること等が、企業側の受入意欲を阻害する要因となっている。このため、政府ベースの研修生受入れに際しては、企業のコストに見合った適切な支援を行うべきである。また、適切な受入企業の確保・斡旋、開発途上国のニーズの多様化に即応した効率的な研修プログラムの作成に資する観点から、窓口機関・実施主体間の連絡・情報交換体制の整備を図るとともに、現地での事前講習との連携、企業への共通教材、マニュアルの提供、設備・人材の相互利用等の方策を強化すべきである。

現地で行う研修については、一定程度の技術水準に達した開発途上国が我が国の資金的・技術的協力を得て近隣諸国から研修員を集めて研修を実施する第三国研修が、地域各国に対する技術移転という直接効果とともに当該研修を実施する機関における技術定着及び地域協力の促進という意味でも効果的であるので、その活用を図るとともに、地域協力としての数ケ国を対象とする研修事業の実施、研修プログラムの整備等を積極的に推進することが望まれる。また、国際機関との連携強化、相手国や第三国の指導員の登用等を図ることも必要である。

⑵　研究協力ないし研究活動の援助は、開発途上国の自立的発展を促す観点からも極めて重要な意義を有するものであり、技術協力と並んでその充実のための検討が必要である。例えば、カナダの国際開発研究センター等の例も参考にしつつ、ODA等により国内の大学、研究機関、公益法人等と開発途上国の大学等との学術交流を含めた研究協力を一層推進する方策を検討すべきである。

⑶　開発途上国からの来日留学生については、計画的に受入数を増大させているところであるが、今後ともこうした努力を継続していくことが重要である。私費留学生については、来日前に受入大学が決定するよう改善策を検討していく必要がある。また、交換留学等による単位取得の円滑化を図るとともに、留学生の帰国後の支援体制を充実すべきである。さらに、語学面での困難性の緩和のため、留学生に対する講義においては、分野に応じて日本語と外国語とを使い分けることが必要である。

我が国への留学希望者にも利便の多い開発途上国での日本語学習を支援するため、講師の派遣、教材、学習機器の提供を引き続き推進するとともに、大学レベルでの日本語研究・教育を支援するため、外国の大学への日本語講座の設置及び我が国からの日本語教員の派遣について、引き続き協力していくべきである。

留学生、就学生の医療保険、住宅確保等の問題に対して、引き続き配慮するとともに、就学生については、受け入れる日本語教育施設の質的向上を図るほか、就学生の適正な入国在留管理が図られるよう、関係各省間の連携を図る必要がある。

⑷　現地高等教育機関における教育の充実のため、社会科学及び自然科学分野の日本人講師の派遣等の協力及び教職員の交流を行うことも有益であると考えられる。また、現地においてより多くの学生・生徒が勉学の機会を得られるよう配慮がなされることも望まれる。

3．技術協力

技術協力は、開発途上国の技術水準の向上に資するのみならず、人的資源の開発にも貢献するところが大きいので、ODAの重点項目として位置づけ、推進を図ることが必要である。

中でも、相手国による管理・運営等のソフト面に対する協力をこれまで以上に重視するとともに、プロジェクト方式技術協力

等モノの整備とヒトの派遣との整合性のとれた協力の一層の推進を図ることが必要である。医療、研究部門等保守・運営が重要な施設に対する無償資金協力については、技術協力との有機的連携に努める必要がある。また、技術協力におけるローカルコストの弾力的な負担についても、引き続き配慮すべきである。長期的視点が重要な技術協力案件については、協力機関の弾力的な対応も必要である。

さらに、人類が共同で取り組まなければならない深刻な課題である人口、環境問題や、開発途上国国民の福祉の向上に直接結びつく初等教育、予防医療等についても、技術的な支援を含めた協力が我が国の任務である。また、国際的な注目が高まっている我が国経済・社会の近代化の経験等については、政策・研究・教育レベルでの研修生の受入れを含めた協力を通じ、その活用を図っていくことが重要である。

今後、開発途上国に対する専門技術、経営管理能力、企画開発能力等の移転がますます重要性を増すものと見込まれ、我が国企業に蓄積されたノウハウ等の活用を図る観点から、民間ベースの技術協力の推進を図る必要がある。

政府ベース、民間ベース双方における技術協力の拡充に伴い、開発途上国からみてその全貌を把握しがたくなっているので、総合的な情報提供等に係る窓口の整備に努めるとともに、関係省庁・機関が協力して我が国の技術協力の仕組みと実態、手続きがわかる手引書を作成し、在外公館や関係機関は、広報活動を強化することが望まれる。

4．国際機関を通じる協力等

国際機関を通じる経済協力は、その知識・経験を活用し得る等の利点を有することにかんがみ、引き続きその推進を図るとともに、各国際機関に対する我が国の貢献のバランスが保たれるよう努める必要がある。

また、我が国が実施する案件について、要すれば国際機関等の協力を求めるとともに、国際機関等が実施する案件について協力を求められた場合には、我が国の援助方針を踏まえつつ、適切に対応していくことが望まれる。我が国が国際機関に対して、我が国の経済発展の経験を踏まえた経済協力のあり方等につき助言することも有益であると考えられる。

さらに、国際機関に勤務する日本人職員は、他の主要援助国に比較していまだ相対的に少なく、資金面での貢献と併せて人的貢献を強化するとの観点から、日本人職員の養成と派遣を計画的に行うよう努めるべきである。

国際機関を通じる協力と併せて、各ドナー（援助国及び援助機関）がそれぞれの得意分野を有機的に分担する効果的・効率的な協力形態の実現を図っていくことも重要である。

5．民間経済協力

民間経済協力は、直接的かつ継続的に開発途上国の主として民間経済活動の発展を促進するという意味において重要な意義を有しており、援助と投資、さらに輸入を通じる協力が三位一体となった協力を推進していく必要がある。このため、投資保護協定、租税条約の締結等を通じた開発途上国の投資環境の整備、貿易保険、日本輸出入銀行等の機能の積極的な活用を通じ、円滑に民間投融資が行われるよう努めるべきである。また、民間企業が育っていない開発途上国に対しては、民間投資の呼び水とするため、パイロット的な民間企業を創設・育成するための協力について検討すべきである。

企業は、経済協力開発機構や国際労働機関の制定した多国籍企業に関する行動指針等に則り、労使関係の安定を図るなど、受入国との協調、融和に努めながら民間経済協力を推進することが望まれる。

6．民間援助団体等による協力

民間援助団体（NGO）の活動は、開発途上国の草の根レベルに対する直接的な働きかけやきめ細かい対応が可能という特色に加え、国民参加による経済協力の観点からも重要な意義を有することから、これを積極的に評価し、引き続き支援に努めるべきである。

この場合において、NGOに対する資金

的援助については、NGOの独自性を損なわないように配慮し、欧米の事例も参考にしながら、引き続きその推進に努めるべきである。

国民の広汎な理解を得て急速に普及している国際ボランティア貯金については、その寄附金の有効な活用が図られることが望まれる。

また、NGO活動と政府ベースの協力との連携を強め、NGOが発掘した案件であっても必要に応じ被援助国からの要請を踏まえて政府ベースの協力案件として採用する、国際協力事業団等によるNGOに対する研修、情報提供等の便宜供与を更に充実するなどの措置を講ずるべきである。

NGO相互間の連携強化については、既に主体的な取組が行われているところであるが、このような横の結びつきに基づいた人材の相互活用、災害補償制度等のNGO活動強化のための方策についても、検討されることが望まれる。

さらに、地方公共団体においても国際協力への関心が高まりつつある。地方公共団体の有する多様なノウハウ等を活用した多岐にわたる協力が期待されるところであり、その支援体制の整備が必要である。

7．評価

ODAの評価は、援助の適正かつ効果的・効率的実施に確保するための重要な手段として援助サイクルの一環をなすものであり、被援助国との合同評価、第三者評価の拡充をはじめとして、ODAの客観的評価体制をなお一層整備すべきである。また、評価は比較的新しい活動でその手法も未確立であることから、評価の基準、手法について、他の援助国、国際機関、開発途上国の関係者を交え、今後とも幅広い議論を行っていく必要がある。

プロジェクトの評価に当たっては、特にその自立発展可能性を点検することが重要であり、追加援助はその結果を踏まえて行うことが必要である。

8．広報

我が国の経済協力に対する内外の幅広い理解を得るためには、広報活動の充実が不可欠である。このため、国内においては、各種報道機関の協力を得て日常的な広報活動の展開に努めるとともに、「国際協力の日」関連行事については、地方公共団体、企業、NGO等の協力を得つつ、有意義なものとしていくべきである。また、学校教育等を通じ、開発途上国の抱える問題や我が国の経済協力に対する理解を深めていくことが重要である。

国外においては、開発途上国のみならず先進国においても、我が国の経済協力に関する広報の充実を図る必要がある。

我が国の経済協力は多岐の省庁に関係しているため、その全貌を理解することが困難になっているとの声があることにもかんがみ、経済協力関係資料のデポジット・ライブラリーの一層の整備、政府として統一的な経済協力に関する資料の整備等国民に対する情報提供の充実を図るべきである。

また、広報活動の一環として、ODAに関する情報公開が重要であり、国民各界各層の多様な意見聴取と併せて、今後ともその積極的な推進を図る必要がある。

（出所）財政史編纂資料

11-95　政府開発援助大綱（旧ODA大綱）

1992（平成４）年６月30日閣議決定

我が国は、政府開発援助について、内外の理解を深めることによって幅広い支持を得るとともに、援助を一層効果的・効率的に実施するため、政府開発援助大綱を次の通り定める。

1．基本理念

世界の大多数を占める開発途上国においては、今なお多数の人々が飢餓と貧困に苦しんでおり、国際社会は、人道的見地からこれを看過することはできない。

また、世界は、平和と繁栄が実現され、自由、人権、民主主義等が確保される社会の構築に向けた努力を行っているが、開発途上国の安定と発展が世界全体の平和と繁栄にとって不可欠という意味での国際社会の相互依存関係を認識しなければならない。

更に、環境の保全は、先進国と開発途上国が共同で取り組むべき全人類的な課題となっている。一方、平和国家としての我が

国にとって、世界の平和を維持し、国際社会の繁栄を確保するため、その国力に相応しい役割を果たすことは重要な使命である。

我が国は、以上の考え方の下に、開発途上国の離陸へ向けての自助努力を支援することを基本とし、広範な人造り、国内の諸制度を含むインフラストラクチャー（経済社会基盤）及び基礎生活分野の整備等を通じて、これらの国における資源配分の効率と公正や「良い統治」の確保を図り、その上に健全な経済発展を実現することを目的として、政府開発援助を実施する。その際、環境保全の達成を目指しつつ、地球的規模での持続可能な開発が進められるよう努める。

このような我が国の支援の努力によって、我が国と他の諸国、特に開発途上国との友好関係の一層の増進が期待される。

2．原則

政府開発援助の実施に当っては、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干渉）及び以下の諸点を踏まえ、相手国の要請、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、実施するものとする。

⑴　環境と開発を両立させる。

⑵　軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。

⑶　国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。

⑷　開発途上国における民主化の促進、市場指向型経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

3．重点事項

⑴　地域

アジア地域は、我が国と歴史的、地理的、政治的及び経済的に密接な関係にある。また、とりわけ東アジア地域、ASEAN諸国は、世界の中で活力あふれる地域となっており、その経済発展を維持・拡大することが世界経済の発展のために重要であること、その一方で依然として貧困に苦しむ多数の人口を抱えている国も存在することを踏まえて、引き続きアジア地域に重点を置く。同時に、世界全体の貧困や経済の困難に目を向ける必要があり、アフリカ、中近東、中南米、東欧及び大洋州等の地域に対しても、我が国の国力に相応しい協力を行っていく。特に、後発開発途上国（LLDC）へ配慮する。

⑵　項目

㈠　地球的規模の問題への取り組み

環境問題、人口問題等の地球的規模の問題には、先進国と開発途上国との協力によって対処することが重要であることに鑑み、これらの問題に対する開発途上国の努力を支援する。

㈡　基礎生活分野（BHN）等

飢餓・貧困により困難な状況にある人々や難民等を対象とする基礎生活分野（BHN：Basic Human Needs）を中心とした支援及び緊急援助を実施する。

㈢　人造り及び研究協力等技術の向上・普及をもたらす努力

長期的視野に立った自助努力の最も重要な要素であり、国造りの基本となる人造り分野での支援を重視する。また、開発途上国自身の研究開発能力及び適応能力を高める研究協力等技術の向上・普及をもたらす協力を推進する。

㈣　インフラストラクチャー整備

経済社会開発の重要な基礎条件であるインフラストラクチャーの整備への支援を重視する。

㈤　構造調整等

市場メカニズムの下で民間の創意、活力が十分に発揮できるような経済構造への調整及び累積債務問題の解決に向けた適切な支援に努める。

4．政府開発援助の効果的実施のための方策

⑴　相手国からの要請・考え方を十分勘案しつつ、開発途上国に関する情報の収集・分析を進め、開発政策等の基本認識を相手国との間で共用するため、密接な政策対話を推進する。

⑵　開発途上国の多様な発展段階及び援助需要に的確に対応するよう、有償資金協力、無償資金協力及び技術協力の各援助

形態並びにその外の協力の特性を最大限生かし、その有機的連携・調整を図る。

⑶　必要に応じ、他の先進国の援助機関、国際連合諸機関、国際金融機関、我が国の地方公共団体及び労働団体、経営者団体その外の民間団体等との適切な連携・協調を図る。特に、国際機関を通ずる協力については、政府開発援助についての我が国の考え方がその活動に十分に反映されるように努めるとともに、国際機関の有する専門的知識、政治的中立性等の特質を十分生かすように努める。また、民間援助団体（NGO）との連携を図るとともに、その自主性を尊重しつつ、適切な支援を行う。

⑷　我が国及び離陸に成功した東アジア、東南アジア諸国等の開発政策の経験の活用を図る。

⑸　環境問題に関する支援を進めるに際しては、我が国が環境保全と経済成長の両立に成果を挙げてきていることを踏まえ、その技術、ノウハウ等を活用する。

⑹　開発途上国の発展段階に適した技術移転等に資するため、必要に応じ当該技術に関する技術開発に取り組むとともに、他の開発途上国の有する知識や技術の十分な活用を図るための支援を行う。

⑺　我が国の持つ技術、ノウハウ等について、公的部門のみならず、民間部門からもその活用を図るとともに、民間の行う技術協力を支援する。

⑻　国境を越えた地域的規模の問題に対応するため、国際機関及びアジア太平洋経済協力（APEC）等の地域協力のための枠組みとの連携強化を図る。

⑼　政府開発援助と直接投資、貿易が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、貿易保険、日本輸出入銀行等を通じた民間経済協力との連携強化を図るとともに、民間経済協力の促進を図る。

⑽　適切な案件を採択できるよう案件発掘・形成のための協力及び調査を充実する。また、今後の協力にも資するよう第三者による評価及び他の国との合同評価を含めた評価活動を充実する。

⑾　開発途上国に関する地域研究、開発政策研究、政府開発援助の総合評価等を推進する。

⑿　開発への女性の積極的参加及び開発からの女性の受益の確保について十分配慮する。

⒀　子供、障害者、高齢者等社会的弱者に十分配慮する。

⒁　開発途上国における貧富の格差及び地域格差の是正に配慮する。

⒂　我が国の政府開発援助を巡って不正や腐敗を惹起しないよう十分配慮する。

5．内外の理解と支持を得る方法

政府開発援助の実施に当たっては、内外の理解の確保を基本とし、また国民の参加を確保するため以下のような方策を講ずる。

⑴　情報公開の促進

相手国に対する外交的配慮等を踏まえつつ、政府開発援助の実施状況を取りまとめ、国会を始め広く国民に明らかにする等、政府開発援助に関する情報公開を促進する。

⑵　広報・開発教育の強化

組織的な広報活動の強化、開発援助に関する教育を推進する。

6．実施体制等

⑴　人材の養成・確保・活用

政府開発援助にかかわる人材の養成・確保・活用を図るため、人材の養成機関の充実等を通じて、開発専門家、民間コンサルタント等の育成を図る。

⑵　効果的・効率的な実施体制の確保等

関係省庁間の連絡・協議体制を確立し、政府開発援助の効果的・効率的な実施体制を確保する。また、援助実施機関である国際協力事業団（JICA）及び海外経済協力基金（OECF）の相互の連携を強化するとともに、これらの機関の実施体制の整備を図る。民間部門の協力を得ていくため、業務のコストに見合った適切な支援に努める。

⑶　派遣される援助関係者の安全の確保等

開発途上地域に派遣される援助関係者の生命・身体の安全の確保、不慮の災害の際の適切な対応に引き続き努める。

（出所）外務省ウェブ・ページ

11-96 「政府開発援助の推進について」（「我が国対外経済協力の推進について」フォローアップ提言）

1996（平成８）年９月４日
対外経済協力審議会

政府開発援助の推進について

今日の国際情勢に目を向けると、東西冷戦の終焉を受けて世界各地で民主化や市場経済への移行の動きが進められているのに加え、新たに発生した地域紛争に伴う復興や被災民の救済等に対する支援が急務となっている。また、併せて貧困や環境、食料、エネルギー、人口・エイズをはじめとする地球規模の問題の重要性はますます増大しており、国際的な相互依存関係が深まる中で、これらの諸課題は我が国にとっても喫緊のものとなっている。さらに、近年は先進諸国に「援助疲れ」の兆候がみられる一方、市民団体や地方自治体による草の根レベルの協力活動も盛んになっていることが注目される。

このように、我が国の援助を必要とする領域が一層の拡大をみせている中で、今や最大級の援助国となった我が国が、世界経済の発展のためにその地位にふさわしい貢献を今後どのように果たしていくかの点に、国際社会の期待と関心が集められている。

当審議会は、平成４年に、我が国政府開発援助の基本的考え方及び我が国対外経済協力の推進に当たり留意すべき事項についての意見（「我が国対外経済協力の推進について」）を提出しているが、我が国の政府開発援助が40周年を迎えた平成６年に発足した今期の審議会においては、同意見のフォローアップのための審議を行ってきたところである。

政府においては、上記の当審議会を踏まえ、政府開発援助大綱の下で着実に関連施策を展開してきているところであるが、上述のような援助をめぐる諸情勢の変化に加え、国内においても援助の効果的・効率的実施への要請が従来になく高まっている現状にかんがみれば、特に今期審議会での審議の過程で指摘がなされた下記の点に留意しつつ、内外の一層の理解と幅広い支持を得て、政府開発援助を推進していくことが適当と考える。

記

１．援助に関する基本的な考え方

⑴　我が国の国際貢献の重要な柱である政府開発援助（ODA）については、現下の財政事情や為替の動向等を踏まえつつ、中長期的な視点に立ってこれを効果的に推進していくため、その着実な改善に努めるべきである。

その際、地球環境問題への取組みの強化をはじめ、国際情勢や援助ニーズの変化に的確に対応し、かつ、我が国の有する知識や経験を有効に活用しうる領域に重点を置いた対象分野別の配分についても十分に配慮すべきである。

⑵　開発途上国の大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造等の動向に十分注意を払うとの政府開発援助大綱の原則について、その適正な運用を心がけるべきである。

２．援助の効果的実施・形態別援助のあり方

⑴　援助案件の発掘・形成に当たっては、引き続き相手国の要請を十分踏まえるとともに、開発途上国との密接な政策対話を一層重視すべきである。

⑵　無償資金協力、有償資金協力及び技術協力の各援助形態の一層の有機的連携に努めるべきである。特に、無償資金協力により建設された施設等に対する技術協力の実施や、国際協力事業団と海外経済協力基金の相互の連携の強化を進めていくべきである。

また、技術協力に係る関係省庁間の連絡体制について、一層の整備を図るべきである。

⑶　我が国の援助のアンタイド率が国際的にも高い水準に達していることに対しては、「顔の見える援助」としてのインパクトを減殺するのではないか等の指摘があるが、援助の効率性・透明性については引き続きこれを確保しつつ、国内外の期待と信頼に応えていくよう努めるべきである。

３．我が国人材の養成・確保・活用

⑴　多様化した技術協力のニーズに応えうるよう、引き続き高等教育研究機関における援助に関する教育研究の振興を図り、協力現場の条件に適応しうる資質を備え

た人材の養成・派遣に努めるべきである。その際、我が国の場合には語学の問題が重要であることから、コミュニケーション能力の育成について留意する必要がある。

また、相手国側に対し、高度な政策面でのアドバイスを行いうる人材の派遣に努力すべきである。

⑵　専門家派遣における企業等の人材の活用に際しては、企業団体等による支援システムの検討に期待する。

なお、中高年層の人材の派遣に当たっては、自発的な意思による参加を得られる人員を確保する等の観点から、中高年ボランティアが行う協力活動に対する支援の充実を図るべきである。

⑶　援助活動に従事した青年海外協力隊員等の帰国後の処遇に関しては、なお一層の配慮を行うべきである。

⑷　国際機関に勤務する日本人職員の増員等を通じて我が国の人的貢献の強化が行われるよう、必要な支援を図るべきである。

4．国際機関を通じる協力・南南協力への支援

⑴　国際機関を通じる協力に関しては、我が国の援助政策についての考え方がその活動に十分に反映されるよう努めるとともに、地球規模の問題に効果的に対応する観点から、これらの機関との連携の強化を図るべきである。

その際、これらの機関に対するハイレベルの職員の計画的な派遣等の面で一層の努力を行うべきである。

⑵　いわゆる南南協力については、協力を行う開発途上国の有する経験が他の開発途上国において十分に活用されうるよう、今後ともその支援に努めるべきである。

5．民間経済協力との関連

民活方式による開発途上国の経済インフラ整備に関しては、我が国の輸出振興を図るものとの誤解を受けることのないよう留意しつつ、これを支援する上で望ましいODAの活用方法等について検討を進めるべきである。

6．民間援助団体による協力への支援

⑴　民間援助団体（NGO）による協力についての助成措置は、総じて評価しうるものであるが、引き続きそのきめ細かな実施を図るべきである。

同時に、NGOとの情報交換を通じて草の根レベルの援助ニーズに応えていくようにすべきである。

⑵　国民参加型の協力を一層推進する観点からも、法人格の付与や税制上の措置などを含む総合的な視点に立って、NGO等の市民活動団体一般に対する支援策の検討が進められることに期待する。

7．広報の充実・内外の理解の促進等

⑴　ODAの推進に当たっては国民の理解と支持を得ることが重要との観点から、引き続き、関連情報の提供を幅広く行うために必要な広報施策の充実に取り組むべきである。その際、一般の理解に資するよう、我が国経済協力の全体像を把握しうるような資料の整備について実効ある方策を検討する必要がある。

また、相手国との相互理解の上にODAを実施するとの見地から、被援助国の国民に向けた我が国ODAの内容や成果に関する広報に力を入れるとともに、我が国経済協力の実施体制に関する説明を行うための現地語資料の作成・頒布等を進めるべきである。

⑵　今後とも教科書においてODAに関する正確な記述が行われるよう、所要の配慮を行うべきである。

併せて、我が国が開発途上国に対する援助を実施する必要性について理解が促進されるよう、学校教育等を通じて国際政治・経済の実情や我が国の戦後復興の経緯などの背景知識の普及を図るべきである。

⑶　開発途上国からの来日留学生については、事前に十分な日本語学習の機会が与えられるよう、所要の支援策を充実させるべきである。

（出所）財政史編纂資料

11-97　今後の経済協力の推進方策について

1998（平成10）年６月19日
対外経済協力審議会

１．我が国は、1954年にコロンボ・プランに加盟し政府開発援助を開始して以来、国際貢献の重要な柱として経済協力を着実に推進してきたところであり、1991年以降は世界第１位の援助国となっている。この間、その規模だけでなく、質・内容、さらには理念・政策の面でも大きな発展を遂げ、途上国の経済発展や福祉の向上等の面でも一定の成果を挙げてきている。

しかし、現在、国際社会が大きな変動期にあり、我が国も厳しい経済・財政状況にある中で、なぜ我が国が経済協力を実施する必要があるのかという点を改めて問い直した上で、国民の支持と理解を得た効果的かつ効率的な経済協力を実施していくことが必要となっている。

２．このような状況の下において、第13期対外経済協力審議会は、平成８年12月から計11回にわたり審議を行った。

その結果を別紙「今後の経済協力の推進方策について」のとおり取りまとめたので、政府においてはこれを参考とし、今後、施策の一層の充実に努められるよう要望する。

（別紙）

今後の経済協力の推進方策について

１．我が国経済協力をめぐる状況

国際社会においては、東西冷戦の終結後、民主化や市場経済化の動きが進められているのに加えて、情報通信の急速な発達や自由な貿易・投資の流れなどによりいわゆるグローバル化が進んでいるが、グローバル化に伴う競争の激化は、更なる経済的格差の増大など種々の問題を生んでいる。

また、最近では、これまで安定的な成長を遂げてきたアジア諸国の中に通貨・金融面での不安が生じている国々も見られる。貿易・投資面等で我が国と深い相互依存関係にあるアジア諸国の持続的発展に向けて、解決すべき様々な課題も顕在化してきている。

一方、我が国経済に目を転じると、バブル崩壊以後、地価の下落、不良債権問題の深刻化、企業の財務状況の悪化が進み、景気が停滞している状況にある。更に、我が国の財政状況は主要先進国の中でも最悪の水準となっており、現在財政健全化のための取組が進められてきているところであるが、その中において政府開発援助予算についても一定の制約が課せられてきている。

このような経済・財政面での厳しい状況下において、我が国が経済協力を行う意義が改めて問われている。

２．なぜ経済協力を行う必要があるのか

我が国が経済協力を行う意義としては、概ね以下のような点を挙げることができる。

（人道的見地）

世界では今日でもなお、総人口の５分の１以上、約10億人の人々が極度の貧困の中、生存のために日々苦闘している。悲惨な状況の下にある人々に対し援助を行うことは、人道的見地からみて当然の務めである。

（地球規模問題の解決）

世界には、地球環境問題、貧困・失業問題、人口問題、食料問題、感染症問題等のように地球的規模で解決を図らなければならない問題が山積してきている。我が国は世界有数の先進国であり、これらの課題の解決に向けてイニシアティブを発揮する責務を有する。また、これらの問題の悪化は我が国自身に深刻な影響を及ぼすものであり、自らの問題として対処すべきであるとの認識の下、積極的に貢献していく必要がある。

（国際社会における信頼の増進）

経済協力を通じて開発途上国の社会経済開発の推進及び地球規模問題の解決に貢献することは、我が国に対する開発途上国の信頼、国際社会における我が国の評価を高めるとともに、我が国への幅広い支持につながる。

（世界経済の相互依存関係）

自由な貿易・投資の進行、情報通信の急速な発達等によりグローバル化が進み、世界経済の相互依存関係がますます深まる中で、経済協力を通じた途上国の経済開発の促進は、我が国の経済的利益にも資する。

特に、アジアを始めとする我が国貿易・投資の主要な相手国・地域に対して経済協力を行うことは、我が国経済・産業の貴重なパー

トナーを育成することとなり、グローバル化が進展する中で我が国経済活力の維持・向上にとっても重要な意義を持っている。

（総合的安全保障）

我が国は資源、エネルギー、食料等基礎的物資の多くを外国、とりわけ開発途上国に依存している。我が国の国民生活の安定と安心を維持するためには、将来にわたりこれらの物資が継続的・安定的に我が国に対して供給されるよう、経済協力により途上国の安定と発展を支援していくことが不可欠である。

以上のように経済協力は、開発途上国の国民にとって有意義であるばかりでなく、我が国自身の安定と繁栄にとっても非常に重要な意義を有しており、この意味で我が国の国益増進の重要な手段であるということができる。

大きな経済力を持ち、非軍事的手段により国際社会に貢献しようとする我が国としては、引き続き開発途上国の離陸へ向けての自助努力を支援することを基本としつつ、我が国の「顔が見える」よう十分配慮しながら、経済協力を今後更に積極的に実施すべきである。

3．これからの経済協力のあり方

このように、我が国としては引き続き経済協力を積極的に推進していく必要がある。現下の厳しい経済・財政事情の下ではあるが、限られた資金・人的資源を有効に活用し、事前調査・事後評価の充実、援助に携わる人材の育成・強化など実施体制を更に整備することにより、国民の支持と理解を得ながら、これまで以上に効果的かつ効率的な経済協力を行っていかなければならない。

そのため、以下の点に留意することが必要である。

⑴　経済協力の集中的・重点的な実施

経済協力を効果的・効率的に行うため、以下の諸点に配慮した集中的・重点的な経済協力を実施する必要がある。

①　貧困対策や社会開発分野への対応

DAC新開発戦略にも言われているとおり、多くの途上国において貧困や飢餓の問題が開発援助における最大の課題となっている。そのため、貧困対策、保健・医療、基礎教育、雇用・労働等を含む社会開発面への総合的な取組を更に重点的に実施する必要がある。

②　地球規模で対応すべき問題への対応

地球温暖化を始めとする環境問題や人口問題、食料問題などの地球規模の問題については、国際社会全体でその解決に向けて早急に対応することが求められており、我が国としてもこれらの諸問題に対する経済協力を今後積極的に実施すべきである。

③　我が国の経験・ノウハウを生かした経済協力

我が国の経済発展の過程において蓄積されてきた成功や失敗に関する経験やノウハウが途上国の発展により有効に活用されるよう、途上国の制度・政策の形成のための支援などソフト面での協力に重点を置くべきである。その関連で、市場経済への移行期にある国々や通貨・金融面での不安が生じたアジアの国々に対して、経済・金融部門等におけるソフト面での協力を行っていくことは重要である。

また、公害対策や社会保障の分野など我が国が豊富な経験やノウハウを持っている分野の経済協力については、さらに力を入れるべきである。

更に、途上国の人材の育成は、その国の自立的発展の基礎となるものであり、この面での経済協力は今後更に積極的に実施すべきである。

④　紛争後の復旧・復興支援や自然災害など緊急課題への対応

地域的紛争に伴って生ずる難民問題や大規模な自然災害など生命・身体の安全を緊急に確保するための協力は、人道的見地からも引き続き重要である。

⑤　男女が共に担う社会開発

開発の効果を社会全体で共有するためには、開発に女性も参画できるような環境整備が必要である。そのための有効な手段の一つとして、女性の自立を支援する分野の経済協力をさらに積極的に実施すべきである。

⑵　途上国の多様な実情やニーズの把握の強化・事後評価の充実

我が国としては、途上国の自助努力を支援するという考え方を保持する必要があるが、一方では我が国からの積極的な働きかけが効

果的な場合もあるため、効果的・効率的に経済協力を実施するためには、引き続き相手国の要請を十分踏まえると同時に、途上国の多様な実情やニーズにも配慮しつつ、途上国国民にとって真に必要な協力は何かという視点に立って、双方が納得する経済協力を行っていくことが肝要である。

そのため、各途上国の正確な実情の把握に努めるとともに、案件形成から事業実施までの各段階において途上国政府・国民との対話・連携を一層進めることが必要である。

また、現在の我が国の現地における実施体制は、きめ細かなニーズを把握しながら協力を進めていく上で人員・機構・制度等の面で余りにも弱体であり、草の根レベルでニーズの把握が可能なNGO等民間セクターとの連携を含め、その強化が急務である。

その一方、各案件の終了後には、評価を客観的・中立的に行い、その結果を将来の経済協力に適切に反映させていくことが、効率的・効果的な経済協力の実施の観点から非常に重要である。

⑶　官民を含めた経済協力全体の連携の強化

経済協力を一層効果的・効率的なものとするためには、対象国・地域の実情や各案件の性格に合わせて、資金、機材、人材、技術等を柔軟に組み合わせることが必要である。

（各種資金・協力形態間の連携）

そのため、OOFや民間資金を含む各種資金並びにODAの中においても有償資金協力、無償資金協力及び技術協力の各援助形態の特性を最大限生かし、それらの有機的な連携を一層促進することが重要である。

特に民間資金については、途上国が自助努力によって経済発展を行う上で非常に重要な役割を果たすものであるため、その視点も十分取り入れる必要がある。

更に、アジア経済の安定化に向けて国際機関が果たしている役割の重要性にもかんがみ、各種の国際機関とその機能・専門性を踏まえた一層の協調・連携を図ることも重要である。

（国別援助計画等の策定）

こうした連携を推進するための具体策の一つとして、これまで主要な被援助国ごとに援助の基本方針と重点分野を示すものとして策定されてきた国別援助方針を発展・充実させ、関係省庁や実施機関などの有する専門的な知見を横断的に活用し、また政府だけでなく民間の視点も取り入れながら、政府開発援助についてより具体的な国別援助計画の策定を進めるべきである。

なお、同一地域内において社会的・経済的基盤の類似している国々については、これを一体的に考察することが有益であると考えられるため、今後は、このような観点から複数の国を一体的に捉えた援助計画の策定も行うべきである。

（地域別・課題別の指針の策定）

更に、各種資金・協力形態間の連携も視野に入れながら、中期的な視点に立って、地域別、課題別に、我が国政府開発援助の供与の基本的な考え方や留意事項などを内外に明らかにすることも必要であると考えられる。

なお、これらの計画や指針については、固定化・硬直化することのないよう、情勢変化に応じて常に見直しを加えることが必要である。

⑷　すそ野の広い国民参加型経済協力の実現

最近、NGOや地方公共団体による経済協力が活発に行われてきており、国民の間で経済協力への参加意欲が高まっている。政府以外の多様な担い手が協力に参加することは、経済協力に対する国民の理解を深めると同時に、我が国経済協力の層を厚くし、また国民レベルで我が国の「顔が見える」協力にもつながるため、すそ野の広い国民の参加による経済協力を実現することが重要である。

そのため、NGO・地方公共団体を始めとして多様な人材や組織が経済協力の重要な担い手として存分に活躍できるよう各種施策の充実を図ることが必要である。

一方、高度な専門知識・技術を持った人材の確保の必要性が高まるなかで、我が国の中高年齢層の中には豊富な経験や知識を生かして経済協力への参加に意欲を持つ人材も多く見られるので、今後はこのような人材も含め、真に必要な人材が積極的に参加できるよう、公募制度の拡充など施策の充実を図ることが必要である。

更に、国民の幅広い参加と支持を得るためにも、経済協力に係る広報活動を一段と拡充するべきである。

また、情報公開を積極的に行うことも重要であり、その一環として、プロジェクト内容・実績など経済協力に関する各種の情報を集約したデータベースを構築し、誰でも容易にアクセスできるようなシステムを構築することも必要である。

（おわりに）

経済協力は、世界の平和と繁栄にとって重要な役割を担うとともに、我が国に対して有形無形の利益をもたらすものであり、また開発途上国からの期待も非常に大きいことから、内外の理解を得つつ、今後とも積極的に実施していく必要がある。

この場合において、現在我が国の政府開発援助については、政府開発援助大綱（平成４年閣議決定）が基本理念等を内外に示すものであると同時に基本指針となっており、内外の諸情勢は変化しているもののその理念や指針は適切なものであることから、引き続きこれを踏まえて援助を推進していくべきである。なお、具体的な援助の実施に当っては、援助ニーズの複雑・多様化にも対応できるように同大綱を柔軟に運用していく必要がある。

政府においては、同大綱を踏まえ、本意見を参考とし、中期的視点に立った政策構想を示すなど、施策の一層の充実に向けて努力されるよう要望する。

（出所）財政史編纂資料

11−98　「ODAの透明性・効率性の向上について」

1998（平成10）年11月27日
対外経済協力関係閣僚会議
幹事会申合せ

１．我が国政府開発援助（ODA）は、これまでも開発途上国の経済開発に貢献するとともに、貧困の撲滅や生活水準の向上にも大きな成果を上げてきたところである。

現在、世界では、情報通信の発展等によるグローバル化の急速な進展や、経済の相互依存関係がますます深化しつつあるとともに、通貨・金融面での不安に起因するアジア経済危機や開発から取り残されるアフリカ諸国の問題のように、新たな国際社会の支援を必要とする状況が生じている。また、地球環境問題、人口・エイズ問題、食料問題等のいわゆる地球規模問題も増加しており、21世紀に向けて国際社会の調和ある発展のため、途上国支援の必要性はますます高まってきている。

こうした中で、我が国は世界の平和と繁栄により最も恩恵を受けている国の一つであるため、今後とも積極的にODAに取り組み、政府開発援助大綱の基本理念や原則が他の援助国や国際機関の援助政策にも反映されるよう努めるなど、国際社会において指導的役割を担っていくことは、世界の平和で秩序ある繁栄を念願する我が国の重大な責務である。

２．このようにODAの必要性はますます高まる一方、我が国経済は近年低迷しており、財政事情も極めて厳しい状況にある。このような中で、今後もODAを積極的に実施し、国際社会における我が国の責務を果たしていくためには、これまで以上に国民の支持と理解を得ていくことが不可欠である。

そのためには、まず我が国ODAの実情を国民の前に明らかにし、その透明性を高めるとともに、援助対象国の真の実情・ニーズに則した弾力的・機動的な対応を行い、援助の効率性を高めていくことが緊要である。

以上のような状況の下、本年６月に出された対外経済協力審議会意見「今後の経済協力の推進方策について」も踏まえ、今後政府として一丸となってODAの透明性・効率性の向上に取り組むため、下記の措置を講ずることとする。

記

Ⅰ　透明性の向上について

ODAの課題や国別の援助計画を明確にし、案件の選定から事業の実施、事後評価に至るまでのプロセスの透明性を高めるとともに、ODAに関する情報公開を促進する。

具体的には、以下の措置を講ずる。

１　案件の選定に係る透明性の向上

⑴　ODA中期政策（仮称）の策定と公表

５年程度の期間を念頭に置き、ODAの基本的方向性、重点分野及び課題、地域毎の援助方針、目標とする成果、援助実施に際して

の留意事項、実施体制の改善方策等について、我が国としての方針を明確にする「ODA中期政策（仮称）」を、関係省庁の連携の下、平成11年の年央を目途に策定し、公表する。

⑵　国別援助計画の策定

現在、我が国の主要援助対象国24カ国について我が国のODA供与方針となる国別援助方針を策定しているところであるが、さらに政府全体としての一体性・一貫性をもって効果的・効率的に実施するため、関係省庁の連携の下、より具体的な国別援助計画を順次策定し、公表する。なお、当面は、主要な援助対象国10カ国程度について、平成11年のできるだけ早い時期に策定する。

国別援助計画は、５年程度の期間を念頭に置き、相手国の経済社会状況に応じた現地のニーズや優先順位を的確に反映した上で、他の援助国・援助機関との協調・連携や民間セクターとの連携も視野に入れながら、当該国の経済社会状況に関する認識、援助の重点課題・分野、活用すべき援助手法等を明確にし、案件選定に当たっての指針となるものとする。なお、国別援助計画は毎年見直しを行う。

また、作成に当たっては、相手国政府との政策対話を踏まえるとともに、実施機関や民間の有識者・専門家の有する専門的な知見を活用するものとする。

⑶　円借款の候補案件の公表

経済的波及効果が大きく多年度にわたる計画的取組を必要とする円借款については、相手国の了解の下、国毎の多年度にわたる候補案件リスト（ロング・リスト）を作成し、公表することとする。

なお、このようなリストの策定は、当該案件の実施を約束するものではないものの、中長期的な展望を明らかにすることにより援助の透明性の向上が図られるとともに、一貫性のある援助の実施、各種スキーム間の連携、他の援助国・国際機関や民間セクターとの連携が促進されるものと期待される。

２　評価システム等の充実

ODA事業の評価については、評価システムの充実に努め、可能な限り事後評価を実施し、その結果を公表するとともに、学識経験者、NGO等の第三者による評価の制度を充実する。また、実施段階でのモニタリングについても充実を図る。

さらに、事業の性格に応じた効果的な評価手法の開発・導入に努める。

３　情報公開の促進

⑴　ODAの入札プロセスの一層の情報公開

無償資金協力及び有償資金協力に係るプロジェクトの入札プロセスについては、国内の公共事業における情報公開の進展の状況を踏まえ、平成11年４月１日以降の案件につき一層の情報開示（応札企業名、応札額、受注企業名、契約額等の事後開示）を進める。

⑵　事業実績、評価結果に関する各種報告の拡充

広く国民に対しODAに関する一層の情報提供を図るため、年次報告、白書、事業報告書等の援助実績に関する報告や各種評価に関する報告の一層の充実に努め、可能な限り公開する。

⑶　ODA関連情報の集約化とインターネットを通じた公表

我が国ODAに関する各種情報に対して国民が容易にアクセスできるよう、インターネットを活用し、情報内容を拡充するとともに、各種項目の検索や関係行政機関等のホームページへのリンク等を可能とする総合的なホームページを構築する。なお、年次報告等の各種公表資料や各案件の評価結果についても本ホームページを通じ閲覧できるようにする。

Ⅱ　効率性の向上について

相手国の実情・真のニーズに則した援助が可能となるよう計画的でかつ弾力的な対応を行うとともに、その実施体制の整備及び執行の効率化を促進する。

具体的には、以下の措置を講ずる。

１　効率的・効果的な援助のための対応

⑴　計画的対応

政策対話の拡充により的確に援助ニーズを把握するとともに、ODA中期政策（前掲）や国別援助計画（前掲）に則して重点課題・分野、地域に対して重点的に援助を実施するなど、計画的な対応を行う。

⑵　既得権益化の排除

我が国の援助が相手国にとって既得権のような受け取り方をされないように、援助の効率的・効果的な実施の確保や自助努力、「良

い統治」の観点等を勘案しつつ、政府開発援助大綱の諸原則を踏まえて、各国に対する援助のあり方を随時見直す。

⑶　機動的かつ柔軟な対応

援助の実施に当たっては、相手国の事情や我が国との関係等に応じ、例えば、先のアジア経済危機に際し、経済安定化等のために緊急の円借款、留学生支援等の緊急対策を実施した例のように、今後とも機動的かつ柔軟な対応を行うよう努める。

⑷　事前調査・各種評価の充実

援助の効率性を向上させるため、事前調査を適切に実施するとともに、可能な限り事後評価や実施段階のモニタリングを充実させ(上記Ⅰ-2)、その結果をその後実施する事業に的確に活用するよう努める。

⑸　プロジェクトのフォローアップの強化

移転した技術や供与した施設・機材等が十分に活用されるよう、既に終了した案件等のフォローアップを着実に実施し、現地での対応の強化を図る。

2　援助の効率的な執行

⑴　政府全体を通じた効率的な調整

ODA関係省庁間の連絡の場を拡充させるなど関係省庁間の情報の共有化、相互の意思疎通の円滑化を進めつつ、政府全体を通じた効果的・効率的な連携及び調整のシステムの確立を図る。

⑵　事前調査の効率的実施

各省庁・実施機関が実施する事前調査に重複がある場合には必要な調整を行うこと等により、事業の効率化を図る。

⑶　各種スキーム間の連携の強化

国別援助計画（前掲）の策定等による国別アプローチの強化、関係省庁間の連絡の緊密化等を通じて、㈠資金協力と技術協力の連携、㈡ODAと輸銀融資や貿易保険との連携、㈢ODAと民間セクター、NGO活動との連携、㈣二国間援助と国際機関を通じた援助の連携、㈤他の援助国や国際機関との協調・連携の強化に努める。

また、技術協力については、国際協力事業団（JICA）を中心として実施するものとし、JICA及び各省庁の効果的・効率的な連携・調整に努める。

⑷　国民参加型援助の推進

NGOや民間セクターの国際協力が経済協力の推進に大きく寄与していることを踏まえ、援助の効果的・効率的実施の観点から広く民間の人材を活用するため、NGOに対する支援の強化、専門家公募制度の拡充、青年海外協力隊員の帰国後対策の充実、地方自治体・NGO・大学等との連携の強化を図る。また、国際協力に従事し国際的に貢献しうる優秀な人材の育成を図る。

3　実施体制の整備

⑴　JICAの機構改革

JICAにおいて、㈠国別アプローチの抜本的強化、㈡評価から企画立案へのフィードバック強化、㈢自治体・NGO等との連携強化等を図るため、所要の機構改革を行う。

⑵　無償資金協力及び有償資金協力の実施体制の改善

無償資金協力については、一層の適正かつ効率的な実施を確保するため、コンサルタントの業務をチェックする体制の強化を含む所要の改善措置を講ずる。

有償資金協力については、引き続き海外経済協力基金における審査体制の強化等に努める。

⑶　現地大使館及び実施機関の現地事務所の機能・体制の強化

途上国の実情・ニーズを最もよく把握しうる現地大使館や実施機関の現地事務所を積極的に活用し、その機能及び体制の強化に努める。

Ⅲ　その他

これらの措置の着実な実行を確保するため、関係省庁は、本措置の実施状況について、内閣外政審議室の定めるところにより毎年度末に同室に報告するものとする。

（出所）首相官邸ウェブ・ページ

11-99 「人間を重視した経済協力」の推進について

2000（平成12）年9月21日
対外経済協力審議会

はじめに

経済協力をめぐる国際情勢は冷戦終結後の市場化と民主化の推進、経済・金融面でのグ

ローバリゼーションの急速な進展、先進国と開発途上国との格差の拡大、コソボ紛争に見られる人権重視の国際社会の対応等の面で、大きな変貌を遂げつつある。一方で、我が国は、現在、世界最大の政府開発援助（ODA）供与国となっているが、我が国の経済・財政状況は依然として厳しい状況にあり、以上のような国際情勢の変化に対応しつつ、我が国国民の理解と協力を得られるようなODAのあり方を検討することが緊要となっている。

今期審議会（第14期）では、こうした問題意識に立って、平成10年６月19日に前期審議会（第13期）から出された「今後の経済協力の推進方策について」と題する意見書を踏まえつつ、21世紀を見据えた経済協力のあり方について更に検討を進めてきた。

近年、経済協力に関しては、「人間中心の開発」に向けた考え方が国際的に主要な潮流となりつつある。この考え方は、経済協力の視点として人間を重視し、開発の目的を人間そのものにしようとするものである。「人間中心の開発」は我が国ODAの基本理念にも合致するものであり、我が国ODAにおいても既にその取組が始まっているが、21世紀においても「人間中心の開発」の考え方は経済協力において重要な影響力を持ち続けるものと考えられる。もとより、我が国ODAの内容は、我が国の歴史的経験や内外の諸情勢を踏まえた我が国にふさわしいものでなければならない。従って、「人間中心の開発」の考え方を我が国としてどのようにとらえ、我が国ODAの中でどのように位置付け、どのように推進するかは、我が国の21世紀の経済協力のあり方を規定する重要な要素となるであろう。

以上のことから、今期審議会は、21世紀に向けて、「人間中心の開発」の考え方を基礎としつつ、我が国にふさわしい「人間を重視した経済協力」の考え方及びあり方について検討し、その内容を取りまとめた。具体的には、経済協力をめぐる近年の動向において人間開発が重視されるようになった経緯を概観した上で、「人間を重視した経済協力」の我が国ODAにおける考え方や位置付けを改めて整理するとともに、その推進のために留意すべき事項や必要な視点を取りまとめ提言している。

21世紀に向かい、この意見書が我が国ODAの更なる発展に資することとなることを念願するものである。

１　「人間を重視した経済協力」への経緯

⑴　我が国ODAの経緯と現状

戦後、我が国の政府ベースの経済協力は、1954年のコロンボ・プランへの参加により始まった。その後、1958年にはインド、1961年にはパキスタンへの円借款の供与が始まるなど、我が国の経済協力は徐々に拡大し、本格化していく。当時の我が国の経済力は、戦後の荒廃からようやく回復の軌道に乗ったという程度の弱いものであり、一方で、このころから始まったビルマ、フィリピン、インドネシア等への賠償供与は我が国経済の大きな負担になっていた。こうした状況下で、当時から積極的に開発途上国に援助を供与しようとしていたことは、ODAに対する我が国の一貫した積極的姿勢を示すものである。また、賠償供与も開発途上国の経済発展に寄与しようとする経済協力的色彩が強かった。

1960年代から1970年代にかけて、我が国ODAは経済の高度成長を背景として、援助額の拡大とともに援助形態や援助対象国も多様化していく。1970年代初めには我が国はアメリカに次ぐ援助国の地位を占めるようになり、国際的地位の向上とともに国際的責務も増大した。また、国際的にも南北問題の解決のために経済協力の重要性が強調されていた。このため、我が国ODAも質的、量的な拡充、改善が求められるようになり、そのための具体的な方策が模索されることとなる。1969年に設置された当審議会では、例えば、1970年の中間答申及び1971年の答申で従来少なかった技術援助を拡充強化することの意義及び具体的方策を提言しているが、これなども当時のこうした要請に応えたものである。

その後、我が国では、1978年から1997年まで５次にわたりODAの中期目標を定め、ODAの計画的な拡充に取り組んできた。このことは、国際貢献の柱としての我が国ODA拡充努力を国際社会に強く訴える上で大きな役割を果たすとともに、贈与比率は必ずしも高くないものの、量的に1989年には我が国のODA供与額は世界最大となり、1991

年からは連続して世界最大の援助国（贈与額でも近年は第２位）としての地位を保持している。

我が国ODAの特色は「アジア重視、経済インフラ中心、自助努力支援」であると言われる。このことは、我が国の経済協力がアジア諸国への賠償供与と関係して始められたようにアジア諸国とは地理的にも近く政治的経済的なつながりが強いこと、我が国の経済成長の経験に照らし経済成長には経済インフラの整備がまず必要であると考えられること、経済発展は本来被援助国の国内問題であり被援助国の自助努力がなければ有効な支援もできないとの考えに立っていること等の要因によるものであろう。

アジア諸国は、戦後、経済再建とともに経済発展に向けての取組を進め、1980年代後半から1990年代にかけて多くの国でめざましい経済成長を遂げるようになり、東アジアは「世界の成長センター」として脚光を浴びるようになった。我が国ODAは、これまで、こうしたアジア諸国の経済発展に大きく寄与してきた。我が国とアジア諸国とは経済関係の拡大とともに相互依存関係がますます深まりつつある。ただし、アジア経済危機でも見られたように、金融・産業構造、技術、政策的基盤を含め、アジア諸国の経済・社会構造にはいまだ脆弱な面も少なくない。持続的な経済成長に向けてアジア諸国が直面している課題は多く、今後とも我が国ODAには大きな期待が寄せられている。

こうした我が国ODAは、欧米諸国のODAに比して、相対的に政治的色彩が薄いものであると言うことができよう。これは、我が国が従来から内政不干渉の原則を尊重し、被援助国の政治問題については抑制的な態度をとり、援助に政治的条件をつけることに慎重であったためである。

ところで、我が国の援助理念を明確化するために1992年にODA大綱が制定された。ODA大綱の理念は、民主主義と市場経済を基礎としつつ、平和で、貧困のない豊かな国際社会を実現しようとするものであるが、平和主義の観点から大量破壊兵器の開発等については援助に当たって十分な注意が払われるべきこととされているなどその内容は政治的なものを含むものとなっている。ODA大綱制定後既に８年が経過し、我が国ではこうしたODA大綱の理念に沿った運用実績が積み重ねられつつある。また、1999年８月には、ODA大綱を踏まえ、今後５年程度を念頭に置いた我が国ODAの基本的考え方、重点課題等を明らかにした「政府開発援助に関する中期政策」が策定された。こうした動きの中で、ODA大綱の理念を具体化するものとして、また、持続的な経済成長にも不可欠なものとして、近年我が国においても強調されるようになっているのが「人間の安全保障」、「人間中心の開発」といった人間に着目した経済協力に関する概念である。こうした概念は、これまでの経済協力の実践と反省の上に立って、経済協力をめぐる国際的な議論の中から生じてきたものである。

⑵　「人間中心の開発」への動き

既に半世紀を経過した戦後の経済協力は、もちろん、開発途上国の経済開発を支援するために行われてきたものであるが、国際社会におけるその考え方や理念は大きく変化してきた。

初期の経済協力においては、開発途上国の国民総生産の増大や生産性の向上のために必要な資本や技術を移転して開発途上国の経済成長がなされれば、必然的に一般民衆の生活も改善され、貧困も解消されるだろうと考えられていた。こうした経済成長優先の経済協力は、開発途上国の生産の増大や所得の向上に大きく寄与したが、1970年代になると、経済成長だけでは開発途上国の貧困が解消されず、貧富の格差が拡大することもあるとの指摘がなされるようになったため、他の側面をある程度犠牲にしてでも経済発展に集中するといったような経済協力のあり方についての反省がなされるようになり、経済協力についての新たな戦略が模索されるようになった。

こうした状況の中で、開発途上国の社会矛盾を緩和し、貧困を解消するためのアプローチとして強調されるようになったのがベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）・アプローチである。これは経済協力の目的を人間の生活の質の改善に置き、人間の最低限の生活水準の維持のために必要な保健医療、安全な飲料水、基礎教育、低所得層向け住宅、食

料確保等を重視したものであった。

人間に着目して経済協力の内容を問い直そうとする動きはその後も続く。1980年代には開発途上国の債務危機の緩和のために「構造調整」アプローチにより市場原理の拡大・強化が進められたが、市場化の過程で起きる矛盾は社会的弱者にしわ寄せされがちなため、この緩和のために社会的セーフティネットの構築や社会セクターへの予算の確保等の「人間の顔をした調整」が強調されるようになった。

1980年代後半からは「人間開発」の重要性が主張されるようになる。これは、従来のBHNアプローチがもっぱら財・サービスの充足を指向してきたとの反省の上に立ち、「個々人に与えられた潜在能力」の拡大と「個々人に与えられた選択の幅」の拡大が貧困解消の鍵であるとする考えに基づいたものであった。1990年に国際連合開発計画（UNDP）は「人間開発報告書」を公表したが、その中でUNDPは人間開発を人々の選択の拡大過程であると定義し、平均寿命・教育水準・所得水準を指数化した「人間開発指標（HDI）」を発表した。1990年以降、UNDPは毎年「人間開発報告書」を公表している。

UNDPは「1994年人間開発報告書」で持続的な人間開発のために必要な概念として「人間の安全保障」を提示した。「人間の安全保障」は、人間としての尊厳ある生活を約束し生存に関する各種の脅威から各個人が解放され、個々人の安全が保障されることといった意味で理解されている。安全保障の概念を人間中心に捉え直そうとするこの概念は、今後の国際社会のあり方にも変革をもたらすものとして国際的に注目を集めるようになっている。

1995年３月にコペンハーゲンで開催された「国際連合世界社会開発サミット」では、貧困・雇用・社会的統合が主要議題として取り上げられたが、同会議で採択された宣言では「人間を開発の中心に置き、より効果的に人間のニーズを満たすよう経済の方向付けを行う」として、今後の経済協力においては「人間中心の開発」が目指されるべきであるとの考えが鮮明にされた。また、1996年５月に経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）で採択された「21世紀に向けて：開発協力を通じた貢献」（新開発戦略）においても「全ての人々の生活の質の向上」が持続的開発の目的であるとして同様の考え方が示されている。こうした経緯は、経済開発の視点が、個々の人間の生活、福祉、幸福により関心を向ける「人間中心」に移行しつつあることを示すものである。

経済協力のあり方に関しては、以上のように、国際的には「人間中心の開発」が主要な概念となっているが、これらの国際会議において我が国は常に主導的な役割を果たしてきた。経済協力の分野での我が国の国際的責務は大きい。今後の我が国の経済協力のあり方を考えるに当たっては、こうした経緯も十分に考慮される必要がある。

2　「人間を重視した経済協力」の意義・理念

⑴　基本的考え方

「人間中心の開発」を重視した経済協力をめぐる国際的な動向にも対応して、我が国も人間開発を基礎とした経済協力をより推進していく必要があろう。経済協力の究極の目的が人間開発にあり、人間開発を通じて民主主義と経済の発展に資するという考え方は我が国がこれまでも積極的に支持し、賛同してきたところである。また、我が国の経済協力は、経済成長・経済インフラ整備の重要性への配慮、民間経済活動との連携、「国造り」のための人材育成といった我が国の経験を踏まえたものとすることが必要である。「人間中心の開発」においても経済インフラの整備等を通じた経済成長の重要性が減じるものではなく、人間開発の持続的な維持のためには経済成長が必要とされる。更に、我が国は、「人造り」を基礎として国家建設や経済成長を成し遂げてきた経験を有するため、人材育成を通じた経済発展への支援は、我が国がこのような経験を活かして取り組むにふさわしい分野である。これと併せて、人権尊重と平和主義を謳った憲法を有する我が国は、人権の拡大と民主主義の発展への寄与に留意しつつ、我が国ODAの理念を踏まえた経済協力を通じて、今後とも積極的に国際貢献を果たしていかねばならない。

以上のような経済協力をめぐる国際的な情

勢、我が国ODAの経験・基本理念等を踏まえ、21世紀に向けて、我が国は次のことを内容とする「人間を重視した経済協力」を積極的に推進していくべきものと考える。

一、経済協力の究極の目的が人間開発にあるという「人間中心の開発」の考え方を基本とすること

一、経済成長が人間開発にとっても重要な役割を果たすものであることに鑑み、経済インフラ整備等による経済開発と人間・社会開発分野とのバランスのとれた経済協力を推進すること

一、「人間中心の開発」においても、人材育成、民間経済活動との連携、対話による課題解決の手法等、我が国ODAのこれまでの経験、知識、ノウハウ等を十分に活かしていくこと

一、人間開発にとって、法治や協議（少数意見の尊重）を始めとした民主主義諸制度の整備と確保が重要な意味を有することから、開発途上国の「良い統治」に十分留意すること

一、開発途上国の実情に即して、人間開発を基礎とした経済社会の発展を効果的に推進するため、当該国の自助努力を基本とするとともに、多様な経済的社会的事情を十分に踏まえたきめの細かい経済協力を実施すること

⑵　ODA大綱との関係

ODAは開発途上国の経済発展を通じた「国造り」を支援するものであり、経済協力に関する理念や考え方について援助国と開発途上国の双方が互いに理解し協力することが必要とされる。当審議会においては、1992年５月に、我が国ODAの援助理念の明確化を図るため、その基本理念や原則・配慮事項等に関する当審議会としての意見を「我が国政府開発援助の基本的考え方について」として取りまとめた。これは、一面で、東西冷戦の終結等により世界が新しい国際秩序を模索する中で、我が国がどのような責任と役割を果たすかに国際社会の期待と注目が集まっているとの問題意識に答えたものである。当審議会のこの意見の趣旨は、同年６月に閣議決定されたODA大綱に概ね反映されている。

ODA大綱では、①人道上の国際責務、②国際社会の相互依存関係、③全人類的課題としての環境保全、④世界平和への貢献の４点を我が国ODAに関する基本理念として謳っている。これらの基本理念が当時の内外の情勢を背景として考えられたものであることは当然であるが、現在においても妥当性を有しており、今後とも我が国ODAの運用に当たっては、これらの基本理念が尊重されるべきである。

「人間を重視した経済協力」は、こうした基本理念や問題意識に基づき我が国がODAを具体的に実施するに当たっての考え方の基礎となるものであり、かつ、基本的視点を提供するものである。ODA大綱の基本理念を通して我が国がODAによって実現に貢献しようとしている国際社会は、民主主義と市場経済を基礎とした平和で豊かな国際社会であるが、民主主義の基本は人権の尊重であり、また、市場経済も個人の自由な経済活動が保証されなければ成立しない。平和で豊かな国際社会を実現するためにはまず人間が開発の対象でなければならず、開発を担うのもまた人間である。1995年のローマクラブ・レポートは、このことを「経済協力は人間から始まり、人間に終わる」と表現している。経済協力において人間が重視されなければならないのはまさにこうした意味においてである。

⑶　社会開発との関係

世界人権宣言第22条によれば、およそ人は「国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する」とされている。教育、保健医療等の水準を向上させ、それぞれの人の能力を高めようとする人間開発のための経済協力は、この規定の理念を具現化するものであると言うことができよう。ただし、こうした人間開発を可能とし、また促進するためには、それにふさわしい政治的・社会的環境が用意されねばならない。政治的抑圧や伝統的社会慣習が個人の行動の自由を大きく制約している状況では、人間開発の可能性もまた大きく制限されることとならざるを得ない。

開発途上国において人権を無視した政治的抑圧があるような場合には、人間開発のため

の経済協力は、その十分な効果を期待することができない。経済協力の有効な実施のためには、当該政府により、そうした政治的抑圧が除去され、民主主義的諸制度が保証されていることが望ましいことは言うまでもない。

また、開発途上国の開発を妨げる大きな要因となっていると考えられる社会的慣習には、不適切な保健医療観念、勤労精神の欠如、女性蔑視等様々なものがあるが、これらはそれぞれの国や地域の文化的、社会的、宗教的伝統を背景としているものがあるため、この問題の解決を図るためにはそれぞれの住民の自覚と改革への積極的な意識が何よりも必要とされる。人間開発のアプローチにより、基礎教育が充実し、識字率が向上して科学的合理的な知識が普及することは、住民のこの問題に対する意識を高めることとなろう。家族制度、保健医療制度、教育制度等の社会的変革過程に住民が民主的に参加することによって、その社会的制度は住民にとってより受け入れやすいものになり得る。また、住民の人権がより良く保護されたものとなり生活水準の向上も図られるであろう。人間開発はこうした社会開発の必要条件となるものであるが、一方で民主的な社会開発は住民の社会的活動範囲や能力発揮の場を広め持続的な人間開発を保証する。人間開発のための経済協力において住民の参加が重視されなければならないゆえんである。

人間開発と社会開発は相互に影響を及ぼしつつ進展していくものと考えられるが、それを保証するものは民主的な政治的・社会的環境である。そして、人間開発が進むことによって民主的な政治的・社会的環境がより良く形成される。民主主義的諸制度の整備が現在は必ずしも十分ではない国であっても、経済協力等を通じた人間開発によって民主的意識が向上し、将来的に民主主義の進展・成熟が期待される国もあろう。

今後、我が国の「人間を重視した経済協力」を効果的に推進する上で、人権の保護と民主主義の保証に十分な注意が払われねばならないのである。

⑷　経済開発との関係

労働力としての人間を開発することによって労働生産性を向上させ、経済開発を促進しようとする考えは人的資本理論として知られているが、人間開発は当然にこうした側面を含むものである。人間開発により労働者の知識水準や技能が向上することは、人的資源の蓄積とともに産業化に必要な技術・知識の集積を可能とする。このことが生産活動の能率を高め、産業の高度化を図る上で大きな役割を果たすものであることは明らかである。

また、経済開発のためには道路、港湾等のハード面の経済インフラとともに、市場や流通システムの改善・普及、金融システムの整備等のソフト面での経済インフラの整備が必要とされる。市場や流通システムが有効に機能しなければ、ハードの施設があっても、その効用を十分に発揮できない。さらに、市場の健全な発達のためには、自主的で合理的な行動をとり得る多数の個人が経済主体として積極的に市場に参入することが必要とされる。こうした市場への参入者の増加が市場取引を活発にさせ、消費を刺激するとともに投資を促し、経済活動を拡大させていくのである。人間開発は経済開発の基礎としてこの点からも重視される必要がある。

以上のような経済開発の側面から人間開発を見た場合、基礎教育の普及は極めて重要な意味を有している。とりわけ農村においては、基礎教育の普及が喫緊の課題とされている場合が多い。基礎教育は、読み・書き・計算の能力を身につけるとともに社会生活に必要な知識・技能・行動様式を身につけることを基本的な目標としている。このことによって日常生活の質の向上が図られることとなるのはもちろんであるが、更に、労働力の質の向上、市場システムの理解、自主的な市場への参入等を可能とさせ、経済のすそ野の拡大に資することとなる。経済協力の効果ができるだけ多くの住民に均霑するためには、経済活動が一部の上層階層に独占されているのではなく、経済のすそ野が拡大している方が望ましいことは言うまでもない。基礎教育の普及は、経済発展の基礎であるばかりでなく、経済協力をより効果的なものとするという側面も有しているのである。

また、開発途上国の人口の多くは農村居住者であるが、一般的に農村の識字率は都市よりも低い状態に置かれている。農村居住者の

多くは、こうした低い識字率に加え、過剰な労働力等のために生産的な機会に主体的にかかわることができず、慢性的な栄養不足状態にある。大多数の開発途上国の農村問題は貧困問題であると言っても過言ではない。農村における人間開発を推進することは、貧困問題の緩和・解消を図るとともに、農業生産性の向上を通じて工業部門への労働力の供給、食料価格の安定等に資することとなろう。このことは、工業部門の発展、安定した価格での食料の供給による都市労働者の生活の安定、食料の自給による外貨の節約等を通じて開発途上国の経済成長にも大きな意義を有するものである。

人間開発は経済成長にとって重要な意義を有するものであるが、一方で経済成長は持続的な人間開発を可能にする。人間開発と経済成長は、人間開発と社会開発の関係と同様、相互に影響を及ぼしつつ循環的に進展していくものと考えられる。そして、それを保証するものが自由で自主的な経済主体を前提とした市場経済なのである。

⑸　開発途上国の自立に向けた支援

「人間を重視した経済協力」は、民主的な政治的社会的環境と市場を主体とした経済システムとが保証されることにより、人間開発を基礎としつつ、人間開発と社会開発及び人間開発と経済開発がそれぞれ相互に影響を及ぼしつつ相互循環的に自立的に発展していくことを期待している。

こうした自立的発展を可能とするためには、社会開発及び経済開発への取組が開発途上国住民による自発的・内発的なものでなければならないことは言うまでもない。

そのためには、経済協力を必要とする国や地域がそれぞれ異なった発展水準にあり経済的社会的な背景も極めて多様であることに十分配慮し、こうした多様な経済的社会的事情に応じて人間開発を推進することが肝要である。それぞれの国や地域の事情に応じて、技術協力、経済インフラ整備等を進めることは、以上に述べた自立的発展を促進することとなろう。

「人間を重視した経済協力」は、この意味で、開発途上国の実情に応じつつ、人間開発、社会開発及び経済開発のバランスに配慮して、人間を重視したきめの細かい協力を実施することが、結局のところ開発途上国の自立に向けた効果的な支援となり得るとの考えに立つものでもある。

ただし、以上のような自立的発展による開発途上国の自立のためには、民主的諸制度や有効な市場システムの保証を含め、開発途上国の真摯な自助努力がまず必要とされるものであることはいくら強調してもしすぎることはないであろう。

⑹　我が国の国益の増進

ODAが国家予算を用いて政府の行為として行われるものである以上、ODAの実施が国益の増進に資し、国民の理解と支持を得ることができるものでなければならないことは当然である。国益の概念や意味するところは多様であるが、国益のうちで最も基本的なものは、我が国国民の将来にわたる「安全と生存を保持」することであろう。そして、このことは常に大きく変動している国際社会の中で、我が国の安全を保障するとともに、エネルギー資源等の確保による国民生活の安定や経済的利益の実現を含め、経済的な繁栄を確保していくことにほかならない。

「人間を重視した経済協力」は、民主主義と市場経済を基礎として開発途上国の自立を促し、平和で豊かな国際社会の実現に積極的に貢献することが我が国の国際社会における地位を揺ぎないものとし、我が国自身の安全と繁栄の確保に資することとなるとの基本的考え方に立っている。また、「人間を重視した経済協力」を積極的に推進することは、貧困の撲滅、開発途上国からの信頼の確保、政治的経済的関係の発展等に繋がるものであり、ODA大綱にあるようなODAの諸目的の着実な実現に向けて寄与することとなる。

平和主義を基本とした憲法を有する我が国にとって、ODAは平和的方法によって国際貢献を果たすための最も重要でかつ基本的な手段である。ODAが我が国にとって有するこのような重要性に鑑み、ODAによって実現すべき国益は以上に述べた長期的な観点からの国益に資するものでなければならない。

なお、引き続き我が国ODAの積極的な活用が望まれている経済・社会インフラの整備を含め、ODAの実施に当たっては「顔の見

える援助」という観点に十分配慮する必要がある。

また、「人間を重視した経済協力」は、ベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）の充足等が緊急に求められるアフリカ地域を含め、全世界的な考え方で推進されるべきものであるが、我が国と政治的経済的に特に密接な関係があり、我が国の国益とも深い関係を有しているアジア地域は、我が国の国益という観点からも、我が国ODAの重要な対象地域として今後とも重視されるべきである。

3 「人間を重視した経済協力」の推進

(1) 全般的方向

人間開発の推進

我が国が「人間を重視した経済協力」を積極的に進めるに当たっては、経済・社会インフラ整備への協力を含め、経済協力の究極の目的が被援助国又は地域の住民の人間開発にあることが常に明確に意識されている必要があろう。また、経済協力を実施するに当たり、人間開発にとっての事業の適当な実施方法や事業の有効性の評価のあり方が模索されるべきである。

ベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）の充足

人間開発に当たっては、まず、ベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）の充足が必要とされる。そして、基礎教育の充実、雇用機会の確保等により、所得の増大とともに、生活水準の改善が目指されねばならない。このため、1995年の「国際連合世界社会開発サミット」で申し合わされた先進国は援助の20%以上を、開発途上国は国家予算の20%以上を基礎的な社会分野に配分するといういわゆる「20/20協定」を踏まえつつ、保健医療、基礎教育、雇用・労働、女性等の社会開発分野での取組が今後とも重視される必要がある。

住民の社会活動への参加

人間開発のためには、自らの意思で社会的活動に参加することが認められていなければならない。こうしたことを踏まえ、社会開発分野での経済協力の実施に当たっては、地域社会又は住民、特に女性の自主的な参加に配慮するとともに、我が国援助関係者と住民との対話が重視されるべきである。

「良い統治」

民主主義諸原則に基づいた政治・社会環境と市場を基礎とした経済システムの保証等の「良い統治」が行われていなければ、人間開発を基礎とした経済協力は、その効果を十分に期待できない。「良い統治」を実現していない国に対して我が国の憲法上の要請とODA大綱の理念を十分に説明してその実現を働きかけることは、我が国の国際的責務であり、また、我が国の経済協力に対する内外の理解と積極的な評価を得る上でも必要であろう。

なお、開発途上国の国内では著しい貧富の差が見られることもあることから、開発途上国自らが貧富の差の是正に努め、経済協力の効果が一般の国民にあまねく及ぶようなものとなるよう常に留意していくことが必要である。

環境分野の協力

「人間を重視した経済協力」の推進に当たっては、今後は、環境分野における協力にも十分配慮する必要がある。大気・水質等の汚染、森林・生物多様性等の自然資源の減少・劣化、気候変動等の環境リスクの増大は、住民の健康を害するのはもちろんのこと、収入源の減少や自然災害等をもたらし、開発途上国における持続的な人間開発にとっての大きな障害となっている。良好な環境は人間開発にとっての基本的な条件であることから、環境を保全し、更には望ましい環境を確保するための積極的な取組が求められる。

また、開発途上国の開発に当たっては、環境と開発の両立に十分留意し、環境や資源の観点から将来世代にわたって持続可能であるような社会・経済の形成が目指されねばならない。

情報技術分野の協力

先進国及び一部の先進的な開発途上国では、最近の「IT革命」ないし情報技術の進展等により、設備投資の拡充、産業構造の高度化、企業経営革新を通じた経済成長が実現されるようになっており、その他の開発途上国においても情報技術を自国の経済社会発展に結びつけていくことが緊急に求められている。情報技術格差は南北間の格差を拡大するとともに、情報インフラ等の不備は各国内における

経済社会格差を拡大する大きな要因となっている。このため、情報技術政策の早急な立案、その政策実施のための組織・制度の構築、情報技術の便益を国民全般に裨益させるための基礎教育と技術教育の拡充、都市及び農山漁村における情報技術インフラの整備、情報技術の教育・保健医療・環境部門への適用等に関する経済協力を今後大きく拡充させることが不可欠である。

グローバライゼーションへの対応

グローバライゼーションの進展に伴い、近年、通貨危機が頻発したほか、貧困と格差、人口問題、地球環境問題、人種・宗教などによる紛争の多発、麻薬、エイズを始めとする新興・再興感染症等開発途上国が直面する問題がますます多様化かつ深刻化しつつある。これらのグローバリゼーションの進展に伴う課題は、「人間中心の開発」にも深く関わるものであり、通貨危機の防止や迅速な危機対応のための国際的な体制整備を積極的に進めるとともに、これら広範な課題に的確に対応し得る援助スキーム・実施体制の整備のあり方を検討していくことが不可欠である。

この場合、エイズ、結核、マラリア等への対策としてとられた包括的アプローチ、国際機関を通じた協力、他の援助国・国際機関・NGOとの連携といった手法を今後とも活用していくことが望まれる。

ニーズの的確な把握

効果的かつ効率的な援助を実施するために、開発途上国の経済社会の実情や現地のニーズが的確に把握されていなければならないことは当然のことである。開発途上国の社会制度、教育水準、民主化の程度等を十分に把握することは、「人間を重視した経済協力」の前提でもある。開発途上国に関する基礎的な調査や政策対話を充実させつつ、実施機関や民間の有識者・専門家の有する専門的な知見も活用して、政府において現在進められている国別援助計画の作成を今後とも順次進めることが適当である。

⑵　具体的施策

「人間を重視した経済協力」の考え方は経済協力のいろいろな分野で活かされ反映されるべきものであるが、ここではその推進にとって特に必要と考えられる取組について、その留意点及び視点を整理した。

ア　貧困問題への新しいアプローチ

貧困撲滅への重点的取組

貧困の撲滅は経済協力において最重要の課題の一つである。貧困は、具体的には、飢餓、栄養失調、不健康、不十分な住居、教育機会の欠如等の多様な現象として現れる。貧困の原因が社会的差別や政治的圧迫にあると感じられるような場合には、社会的な不安や混乱の大きな原因となる。貧困の撲滅は、人類共通の課題であるだけではなく、それぞれの国における最大の国内的課題の一つであることが認識されねばならない。1996年にOECDの開発援助委員会（DAC）が採択した「新開発戦略」においては、2015年までに貧困人口の比率を半減すること等が具体的目標として掲げられているが、我が国は、ODA大綱の冒頭においても、貧困の撲滅に優先的に取り組む姿勢を明らかにしている。世界銀行、アジア開発銀行等の国際援助機関も「人間開発」という新しい観点から、貧困問題を重点課題として取り上げるようになっている。

開発的性格を有する事業の実施

人間開発の観点からの貧困の撲滅のためには、経済インフラの整備等による持続的な経済成長とともに、貧困層の人々の資質の向上を図ること等により、貧困層の人々の労働の機会を確保し、経済活動への主体的な参加による所得の向上を図ることが必要である。具体的には、貧困対策は、保健医療、基礎教育等の基礎生活分野に関する支援の充実や農業・農村開発、産業創出等の雇用の場の確保に関する支援等を通じて行われるが、こうした支援の実施に当たっては、不足する資機材の単なる供与に終わってはならず、持続的な人間開発を可能とするものでなければならない。貧困対策は、意識改革、生産事業の開発、経済活動の拡大等が住民の自主的な取組によってなされる開発的性格を持ったものである必要がある。これとともに、経済成長の成果が貧困層の人々へも行き渡るようにすることが重要である。

女性への配慮

貧困地域では、社会的弱者である女性に貧困のしわ寄せがなされ、いわゆる「貧困の女性化」の問題が生じている場合が多い。女性

の地位の向上を図り、収入、教育、保健、人権等の面での男女間の格差及び差別を除去することが貧困の撲滅のために重要な要素となることから、女性への配慮が十分になされるべきである。

開発途上国国内の支援と取組

貧困対策が有効に実施されるためには、開発途上国の民間セクターや国民一般の支援も必要である。特に、貧困の原因は社会的・政治的要因に起因する複雑なものであることが多いため、貧困の撲滅には、国際社会からの援助だけではなく、当事国の貧困撲滅に向けた強い政治的意思と有効かつ持続的な取組が必要とされる。我が国の支援が、開発途上国が自ら実施しようとしている貧困対策や考え方と調和したものでなければならないことは言うまでもない。このためには、開発途上国自らが貧困対策に関する指針を定めるようにし、開発途上国の自らの取組を基本としつつ、我が国はそれに即して必要な支援を行うというのも一つの方策である。我が国の協力は、被援助国のパートナーとして被援助国との政策対話を深めるとともに、被援助国が主導的な役割を積極的に果たしていくことを支援するものであることが望ましいのである。

国際社会の連携

開発途上国による貧困対策を始めとする自国の開発への主体的な取組（オーナーシップ）を効果的に育むためには、これを支援する国際社会のパートナーシップのあり方も重要である。

経済協力においては援助コミュニティー全体における連携の確保、すなわち、援助国、国際機関、NGOを含めた市民社会が、経済協力の実施に当たり、開発途上国側の様々な課題を的確に認識しつつ、共通の開発目標に向け、それぞれが有する多様な経験や知見の交流を通じ、経済協力の重複を避けることにも留意して、いかに相乗効果を高めていくことができるかが課題となる。

この関連で、現在国際社会で行われている「包括的開発フレームワーク（CDF）」、セクター・プログラム・アプローチ等の議論や試行に対し、開発途上国の主体的な取組に留意しつつ、我が国としても適切に参加・貢献していくことが望ましい。

イ　「人造り」に関する協力

「人造り」協力の重要性

我が国は、経済協力においても「人造り」協力を特に重視し、これまでも研修員受入れ、専門家派遣、プロジェクト方式技術協力等を通じ積極的に推進してきた。また、我が国の「人造り」協力は、当初の技術移転を重視した協力から、人材協力センターの設立等によって、その内容や方式も多様化しつつある。「人造り」協力は、開発途上国の経済・社会の発展に必要であるのみならず、我が国への理解者を増やし我が国との相互理解の促進にも資することとなることから、今後とも積極的な取組がなされなければならないものである。ODA大綱において「国造りの基本となる人造り分野での支援を重視する」とされているのもこのためである。

援助受入れ能力の拡充

我が国の「人造り」協力を効果的かつ効率的に実施するためには、開発途上国における援助の受入れ能力（計画策定、メンテナンス、資金の適正使用等の能力）の拡充を図ることが必要である。

南南協力の推進

「人造り」協力に当たっては、開発途上国間で地域経済協力等を通じて相互の経済発展を図る南南協力に対する支援に十分留意すべきである。南南協力は、発展段階や言語、文化等について共通点の多い開発途上国間の協力であり、開発途上国の発展段階により即した適正な知識、技術、ノウハウの開発や移転が可能となる利点があるのみならず、開発途上国同士のパートナーシップの強化や、開発途上国自らが援助国となるため援助国の拡大、援助の効率化という観点からも意義の大きいものである。

「人造り」の社会的基盤の醸成

「人造り」協力が開発途上国において有効に機能し、その効果が一般化するためには、その国の発展に必要な制度、組織、技術を受け入れ、支える社会的基盤の醸成が不可欠である。そして、そのような社会的基盤の醸成は、基礎教育の普及による知識水準の向上や市場、情報、保健医療等の社会組織の整備等によってなされるであろう。かつて我が国の「人造り」が成功したのは、基礎教育の普及

等による国民意識の向上とともに、「人造り」を行えるような社会組織・制度の整備が相当程度進んでいたためであることを想起し、今後の「人造り」協力にあっては、社会的基盤の醸成に関する視点を十分に取り入れたものとしていく必要がある。特に、このためには、我が国の知識や経験をも活かしつつ、教育協力を的確に推進し得るような人材が必要とされるため、そうした人材の育成にも配慮がなされるべきである。なお、法制度の整備や市場組織の運営等に関しては知的支援型協力も有用である。

留学生などの人的交流の重要性

開発途上国側から我が国への留学生の受入れは、開発途上国における人材の育成、人間開発、ひいては、開発途上国の経済・社会開発に資するものであり、「人間を重視した経済協力」の観点から極めて重要な要素である。また、留学生の受入れは、我が国と相手国との相互理解を増進するなど、今後の国際交流の向上等の面において、重要な効果を有するものである。このため、留学生受入れ10万人計画に基づいて、留学生への支援の充実を図ることが重要である。この際には、特に大学における受入れ体制の充実等に留意し、留学生にとって魅力ある環境づくりに努める必要がある。

ウ　「人間の安全保障」と経済協力

「人間の安全保障」への寄与

「人間の安全保障」は、持続的な人間開発を進め、効果的な経済協力を推進する上で、重要な意味を有するものである。また、近年のアジア通貨経済危機の際に見られたようなグローバリゼーションの進展に伴う人間生活への悪影響、特に貧困層への打撃を緩和する措置が不可欠となっている。その意味で、我が国は、早くから「人間の安全保障」を重視し、国際社会の中で「人間の安全保障」の積極的な推進に取り組んできており、ODA中期政策においても「人間の安全保障」には重要な位置付けが与えられている。「人間の安全保障」は世界の平和的発展を念願する我が国の国益にも資するものであり、今後とも経済協力を通じて積極的な寄与がなされるべきものである。

地域紛争と経済協力

民族、宗教的対立等の様々な原因による地域紛争は、人間の生存に対する直接の脅威となるとともに、長期にわたる開発努力の成果を破壊する結果をもたらす。我が国は、今後とも「人間の安全保障」の観点から、紛争の予防、紛争発生時の人道支援、紛争後の復旧・復興支援等に努める必要があるが、特に紛争予防と再発防止のための取組が重視されるべきである。また、紛争地域では紛争後においても治安が悪化していたり、武力衝突が再発する恐れもあって、紛争時の人道的支援から紛争後の復興・開発支援への移行にはギャップがあるため、このギャップを埋めてスムーズに復興・開発支援を実現していくための方策が検討される必要がある。

なお、地域紛争等の解決を通じた「人間の安全保障」のためには、国際連合安全保障理事会を中心とした協力並びに主要先進国間の協調及び一致した取組が重要であり、経済協力も原則的にそうした枠組みの中で行われるべきであることに留意する必要がある。

市民組織・NGOとの対話・連携

「人間の安全保障」の実現には、各国政府の国際的な取組とともに、国の枠を越えた市民組織やNGOの活動が重要であることから、人間の安全保障に関する経済協力においては、こうした市民組織やNGOの活動への支援とともに、市民組織やNGOとの対話・連携に十分な配慮が払われる必要があろう。

エ　国民参加の促進

開発途上国における人間開発を効果的に推進するためには、その開発事業が当該地域の社会環境、経済的水準等の実情に適し、ニーズに応じたものでなければならない。現地の人々や地域社会と共に活動するNGOとの連携やその活動の支援は、このような課題・ニーズに応えてきめの細かい経済協力を実施する上で極めて有用である。

また、現地の住民との協調関係を築きつつ、経済協力を適切に推進していくためには、我が国の経済協力の担い手・参加者と現地の住民との触れ合いや信頼感を深めるような「人と人との協力」といった観点に留意する必要がある。

更に、NGO、地方自治体等を通じた国民

各層の経済協力への参加を容易にするため、現地活動の支援の充実等参加への支援体制の強化を検討することが必要である。

NGOとの連携強化

NGOの設立経緯や活動理念はそれぞれの団体において様々であるが、多くは貧困・飢餓や人権侵害からの救済等を目標として、資金援助、物資援助、医療活動、人材派遣、研修員受入れ等の援助活動を行っており、開発途上国の人々の生活や福祉の向上に寄与している。我が国のNGOは、欧米の主要NGOに比べると、一般に組織規模が小さく組織的な運営基盤も脆弱であり、その活動・機能の範囲にも限界があるが、開発途上国の住民に密着したきめ細やかな経済協力や迅速・柔軟な人道的支援活動を行っている。こうしたNGOの活動等を通じた国民各層、国民個々人による国際協力への参加は、我が国の草の根レベルでの「顔の見える援助」としての役割を果たすとともに、我が国ODAに対する国民の理解を深め支援を拡大する上でも重要である。また、国民参加型経済協力の推進によって幅広い層の人材が国際協力に参加することとなり、これらの人材が有するノウハウ、情報、技術等の活用はもちろんのこと、経済協力の将来の担い手を育成する観点からもその意義は大きいものと考えられる。

我が国では、ODAに関する施策の策定や実施に当たって、近年、NGOとの対話の充実に努めるとともに、NGOとの連携やその活動への支援を拡充してきた。「人間を重視した経済協力」を推進する上でNGOの果たす役割がますます重要になると考えられる。このため、今後ともこうした取組を一層推進し、経済協力に関して政府とNGOとの相互理解を深めるとともに協力体制の向上に努めるべきである。

一方で、国民参加型経済協力において中心的な役割を果たすことが期待されている我が国のNGOには課題も少なくない。財政面等での活動基盤は依然として脆弱であり、人材面の不足も指摘されている。また、今後、NGOが組織運営能力を向上させるとともに、自らの活動内容に関する説明責任（アカウンタビリティー）及び透明性を一層高めることが期待されている。NGOへの支援に当たっては、こうした点に特に留意し、NGO支援策の多様化やNGOの活動環境整備のための支援策の強化に引き続き努めていくことが重要である。なお、NGOへの支援を効果的に行う観点から、NGOの実施する事業等に対する評価の視点や方法を明らかにしていくことも必要である。

地方自治体との連携強化・民間企業の活力の活用

国民参加型経済協力の推進に当たっては地方自治体との連携強化や民間企業の活力の活用を図ることも重要である。地方自治体は、環境問題、上下水道整備、消防、都市計画、中小企業・地場産業育成等の市民生活に密接に関わる分野で豊富な知識、経験や技術、ノウハウ、人材を有している。地方自治体との連携によって、地域住民がそれぞれの個人の能力を活かしつつ経済協力に参加することが可能となる。また、民間企業においては開発途上国で必要とされる技術や事業推進のノウハウ、経済開発のための各種の知識・情報が蓄積されており、これらの経験を積んだ人材も豊富である。開発途上国のそれぞれの国情を踏まえつつ、住民のニーズに即応したきめの細かい経済協力を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治体との連携や民間企業の活力の積極的な活用が望まれる。

オ　援助人材の育成等

我が国援助人材の育成

「人間を重視した経済協力」を推進するためには、開発途上国側の「人造り」のみならず、援助を実施する我が国の援助人材を育成するためのスキームをさらに充実させる必要がある。このため、グローバリゼーションの進展に伴うニーズの多様化、援助手法の変化等に的確に対応できるよう、開発途上国が直面する様々な課題について専門的知識・経験等を有する援助人材の有効なリクルートの方法並びに積極的な育成によって、我が国の援助実施体制を充実させていくことが重要である。

なお、援助の担い手の育成に関しては、個別のプロジェクトにおいて知識や技術を移転し得る人材だけではなく、それぞれの国や地域で個々のプロジェクトを有機的に結びつけ、全体として効果的かつ効率的に企画・運営す

ることのできる人材の育成にも留意することが必要である。

開発に関する研究及び政策支援体制の充実・強化

「人間を重視した経済協力」を具体的に推進するに当たっては、今後、多くの課題に直面し、それへの対応を迫られることが考えられる。その際、その原因解明・処方箋等について専門的な見地からの調査研究・分析等を推進するとともに、援助政策の効果についても大局的かつ専門的な分析を行うことが重要である。

また、多様化・複雑化する課題に対応するためには、援助政策の企画・立案に関わる大学、コンサルタント等の活用を図ることも重要である。

⑶　評価のあり方

指標の作成

「人間を重視した経済協力」をその効果を確認しながら推進していくためには、効果測定の指標が存在していることが有益である。これに関し、UNDPは人間開発指数（HDI）を開発し、各国のHDIを1990年から「人間開発報告書」において毎年公表している。HDIは、寿命、知識、生活水準という人間開発の３つの基本的な要素を組み合わせて指標化したものである。成長率や国民所得といった経済指標に比較すると、まだ十分に成熟、普及しているとは言えず、現在でも指標の改善のための努力が続けられているが、当該国の人間開発の現状や推移を把握し今後の経済協力のあり方を考えるに当たっては十分参考にし得る有用な指標であると考えられる。「人間を重視した経済協力」を我が国が積極的に進める上でも、こうした指標がより適切なものとなることが期待され、我が国もより望ましい指標の作成に積極的に参画していくことが必要である。

評価体制の整備

我が国では、ODAをより効果的かつ効率的に実施するため、早くからODAの評価活動に取り組んでおり、外務省や援助実施機関においてそのための体制整備もなされてきているが、政府全体として関係省庁の行うODA事業全体についての評価においてはさらに改善の余地があるのも事実である。現在、政府全体にわたるODA事業の評価について意見交換・議論をする場がないので、関係省庁間で議論をする場を作ることは検討に値する。関係省庁の連携の下、政府全体としての評価の一層の充実や連携の強化が今後ますます望まれる。また、評価への国民参加も今後一層充実させるべきである。

総合的評価の実施及び評価視点・評価手法の確立

「人間を重視した経済協力」の評価においても、事業の有効性を適切に判断するためには、例えば対象となっている地域や国の貧困・生活状況の改善状況等を含めた総合的な評価が必要とされよう。また、経済協力が有効に行われているかのフォローアップや評価システムを強化し、評価結果を今後の事業へ効果的にフィードバックするための工夫が必要である。ただし、現実に評価を公正かつ客観的に実施するためには課題も多い。ベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）では、栄養、健康、教育、水と公衆衛生、住居の５分野の改善が考えられており、この分野の指標にまず着目することも１つの方法であるが、国や地域によっては信頼に足る統計が整備されていなかったり、人権状況の改善や女性の地位の向上といった客観的評価の難しい分野もある。こうした事態に対応するため、今後とも、「人間を重視した経済協力」を適切に評価するための評価視点や評価手法の確立に努めることが必要であろう。評価の重要性については、既に我が国でもその認識が高まりつつあるが、客観的かつ公正な評価を行い、ODAに関する説明責任（アカウンタビリティー）を高めることによって、国民から我が国ODAに対する理解と支持を得るとともに、国際的な評価を高めることが可能となる。

おわりに

今期審議会（第14期）は、平成11年５月に開催した最初の会合で「人間を重視した経済協力」を今期審議会の主要な検討テーマとすることを決め、その後、合わせて８回に及ぶ会合を経てこの意見書を取りまとめた。その間、有識者ヒアリング等において関係各位に多大の御協力を賜ったことを感謝申し上げたい。

この意見書は、人間を重視する観点から我

が国の経済協力のあり方を取りまとめ、提言したものである。この観点は、今後の我が国の経済協力のあり方を考える上で極めて重要であり、21世紀に向けてますます重視されるべきものと考えられる。

なお、当審議会は平成13年１月をもって行政改革の一環として廃止されることが決まっているが経済協力の重要性が減じているわけではもちろんない。

経済協力は、今後とも我が国が軍事的手段を用いずに国際貢献を果たしていく上で極めて重要であり、国際社会の我が国に対する期待も大きい。

経済協力のあり方について今後さらに議論が重ねられ、経済協力の透明性及び効率性を高めるのはもちろんのこと、我が国の経済協力が国民の期待に真に応えうるようなものになることを念願するものである。

（出所）財政史編纂資料